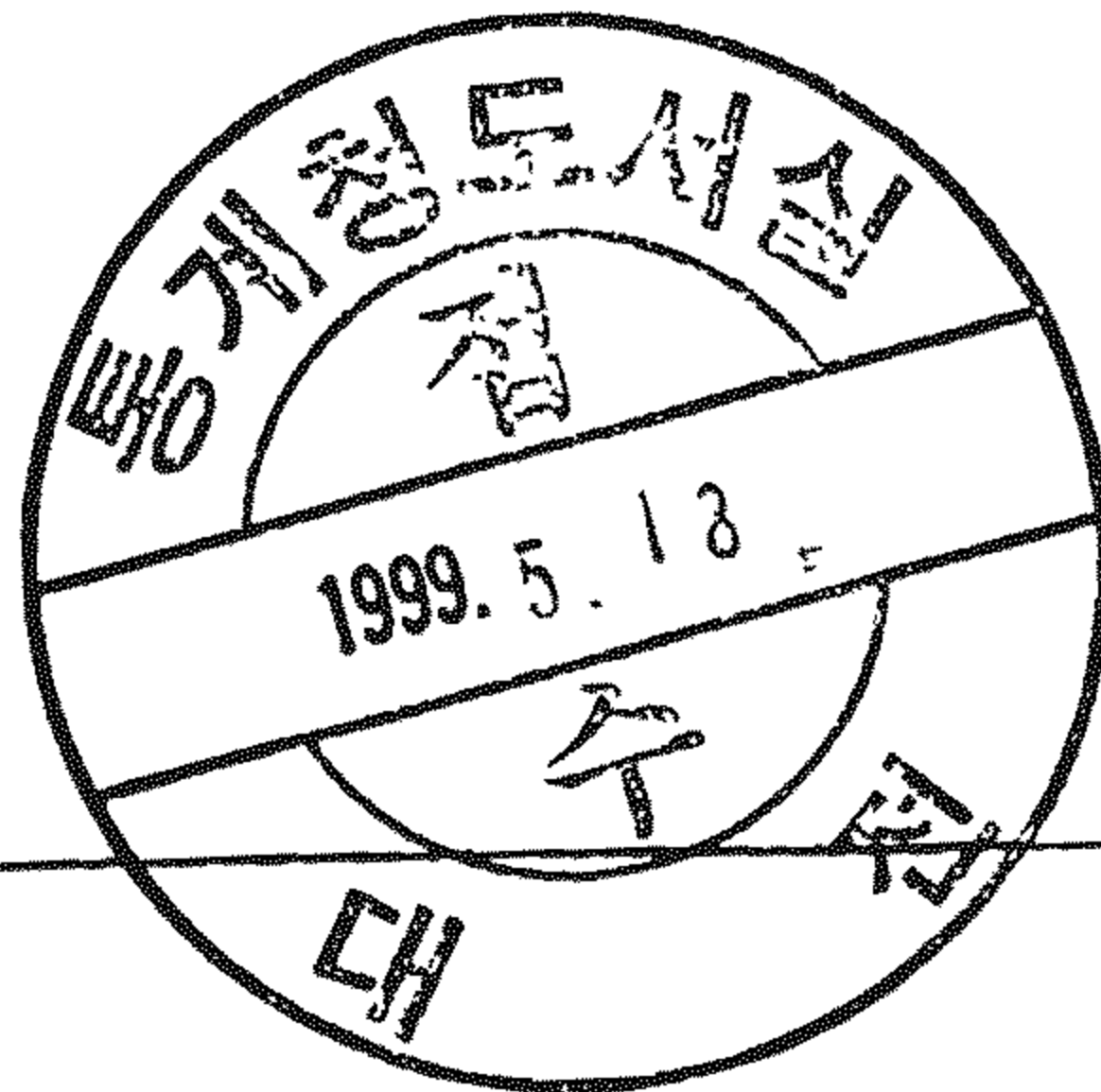


調査資料
第四十一輯

生活状態調査（其八）

朝鮮の聚落
後篇

朝鮮總督府



序

本書は、屬託善生永助の調査研究に係る「朝鮮の聚落」の後篇にして、朝鮮の社會組織と經濟機構中、最も特色ある同族部落を、歴史、地理、經濟、文化、社會各方面より考察したる浩瀚なる報告書である。近來部落を目標とし、部落單位に、各種の施設經營の行はれつゝある折柄なれば、執務上の參考となるは勿論、一般朝鮮文化の研究者に取りても亦良き伴侶たり得ると信ずる。

昭和十年三月

朝鮮總督官房文書課長 鹽田正洪

本篇は専ら、朝鮮の聚落中に在りて最も特色ある、同族部落に関する調査研究を試みたものである。茲に同族部落といふのは、同一の祖先より出でたる同本同姓のもの、一部落又は一地方に集團住居せるものを指すのである。朝鮮で同族部落の名稱を用ふるに至つたのは、多分私が始めのやうに記憶するが、先年來、同族部落に關し各種の論文を發表し出してより、漸く世間の注目を惹き、近年この研究を試むる人が他にも出で來り、今日では同族部落の名稱は最早世人の耳に熟して居るやうに思はれる。由來朝鮮の同族部落は、支那や内地はもとより此く世界を見渡しても、その類例を見出し得ざる程に多數に存在せる特殊なるもので、これを外形的にも内面的にも精密に調査することは、朝鮮の施政上は勿論すべての朝鮮研究を爲す上に、基礎的資料を提供し得べしとの見地より、上司の命を受けて私がこれに着手するに至つたのは、昭和四年以來のこと下、その間足かけ七年の歳月を費して居り、「朝鮮の聚落」三巻を通じ、私は比較的本篇に力を注いだのである。この調査に當り最も多く取扱つた材料は、直接蒐集した一千六百八十五の著名同族部落に關する調査であるが、更に臨時國勢調査課に於て調査した約一萬五千の同族集團調をも參酌し、それ等を基礎に、或は諸文獻を參考とし、又は實地の踏査に依りて、種々の方面より研究考察を行つたのである。

「朝鮮の聚落」の中で、同族部落に關して最も多くの記述を行つた所以は、これに依りて朝鮮の聚落に關する根本觀念を明確ならしむるに効果多きのみならず、朝鮮の歴史、行政、自治、社會組織、家族制度、文化及思想、國民生活等に關する基礎的知識を把握せんとせば、これと密接の關係ある同族部落の沿革を究め、本質を明かにし、その影響を審かにすることが、最も重要なるを痛感せるに由るのである。本篇が斯くの如き重大なる使命を果し得るや否やは、筆者たる私の言ふを傳る所であるが、今や朝鮮に於ては、農山漁村の自力更生運動を始め、各種の施設計畫中、部落を單位としたる經營の益々多からんとしつゝある時、部落構成の中心勢力たる多數の同族部落に就いて、一般に認識を深めることは實に有意義なことであると信ず。

若し夫れ個々の同族部落に就いて、色々な方面より調査研究する段になると、種々の面白い材料が得られることは勿論であるが、本篇は元來「朝鮮の聚落」の一部を爲すものであり、行政的見地よりすれば、單に珍らしいとか變つたといふやうな、特殊な事實に就いて考究するよりは、最も多く見受ける普遍的な事實を明かにして、その有する本質及び影響等を論證する方が遙かに得策であるから、本篇に於ては朝鮮の同族部落に就き、沿革よりは現狀に重きを置き、殊に統計的、地理的に觀察した部分が自然多くなつて居る。また私の従事して居る「生活狀態調査」に於ては、地域調査と總括調査の二つを行ひつゝあり、その總括調査に在りても、この

「聚落」前篇・中篇・後篇の外、「衣食住」、「風俗習慣」、「家族制度」、「社會組織」、「經濟機構」、「文化及思想」、「家計調査」

などを、續刊する計畫の下に調査を進めて居る。従つて同族部落に關しても、これと密接なる關係交渉をもつ家族制度、社會組織を始め、經濟機構、衣食住、風俗習慣、文化及思想等に就いての記述は、それらの報告書に譲つたものが尠くない。

本篇中の數節には、既に朝鮮總督府發行の「朝鮮」、「調査月報」などに發表したものに、新に若干の補正を加へて掲載したものもあり、また臨時國勢調査課の刊行に係る「朝鮮の姓」中より、私の記述に成る部分を轉載したものもある。これが調査に當り、各道、府郡島、邑面等を煩はしたことが頗る大なるものあり、尙ほ資料、圖面、寫真などの提供を、當該同族部落に受けたものが甚だ多く、實に本篇はこれ等數千に及ぶ官民の協力に依りて成つた、餘き結晶であることを銘記して厚く感謝せねばならぬ。ところが頁數の都合上、これ等の容易に得難き貴重なる材料を悉く網羅するを得ず、餘儀なく割愛したのもも尠らずあり、これが研究に於ても未だ盡さざる所あるは洵に遺憾の至りである。しかしながら、朝鮮の聚落、就中、同族部落に關する調査研究は、決してこれを以て完結した譯ではなく、微力ながら私は今後も不斷の努力を續けて、その闡明に當らんことを期して居る。されば先覺同志の厚意に訴へ、これに關する資料、寫真、其他、何なりと參考になるものがあらば、冀くは提供又は貸與されんことを願望する次第である。

朝鮮の聚落 後篇 同族部落

目次

はしがき

第一章 姓氏の變遷と同族部落……………一

第一節 姓の沿革……………一

姓の起源……………一

著名姓氏……………七

第二節 姓の種類……………三七

現在の姓……………三七

各姓の總數……………四一

大姓の發展……………四五

姓の分布……………四九

目次

第三節 同本同姓……………五八

姓と本……………五八

各姓の本貫數……………六〇

氏族の種類……………六六

第四節 族譜……………一二一

族譜の性質……………一二一

族譜の刊行……………一二九

第五節 姓氏の源流……………一四九

支那の姓氏……………一五〇

支那の姓氏に関する資料……………一五五

内地の姓氏……………一七三

内地の姓氏に関する資料……………一七七

第二章 同族部落の沿革……………二一五

第一節 同族部落の發生年代……………二二五

同族部落の發生……………二二五

同族部落の沿革……………二二九

第二節 名族興廢と同族部落……………二三四

國家の興亡と名族の興廢……………二三四

相臣氏族別……………二五五

功臣氏族別……………二六四

文衡氏族別……………二七九

王后王妃氏族別……………二八四

第三節 歸化氏族の同姓部落……………二八八

各時代の歸化姓氏……………二八八

外國系の姓氏……………三〇三

第四節 同族部落と輩出人物……………三二一

各道別輩出人物……………三二一

各部落輩出人物……………三二二

第三章 同族部落の本質……………三三九

第一節 同族部落の形態……………三三九

同族部落の種類・名稱……………三三九

同族部落の位置・地勢……………三四三

同族部落の大小……………三四九

民家・祠堂・齋閣・墓地……………三五五

書院・旌閭・樓亭・井戸・神木……………三六一

第二節 同族部落の構成……………三九一

宗家及び宗中……………三九一

宗中の機關	三九四
大同宗約所	三九七
宗中財産	四一三
同族と同族外の關係	四二〇

第三節 同族部落の機能……………四二一

部落の事業目的	四二一
祖先の祭祀	四二九
風教・教育	四四七
扶助・救恤	四四八
共同活動	四五二

第四節 同族部落の盛衰……………四五二

同族部落の發達條件	四五二
同族部落の崩壞原因	四五五

第四章 同族部落の分布……………四五九

第一節 著名同族部落……………四五九

著名同族集團地……………四五九

五十戸以上の同族部落……………四六一

第二節 同族集團の分布……………四九〇

五十集團以上の同族名稱……………四九〇

同族集團分布状態……………四九三

五集團以下の同族名稱……………五〇八

第三節 同族部落の地方別……………五一一

郡別同族部落数……………五一一

同族部落の多い邑面……………五一七

一面百世帯以上の同族住居……………五四三

第五章 同族部落と儒教勢力……………五五七

第一節 儒教文化と同族部落……………五五七

儒教々育と科擧制度……………五五七

文廟・郷校の沿革……………五六二

郷校財産の状況……………五六五

第二節 地方に於ける儒林の勢力……………五六七

儒學興隆と同族部落……………五六七

祠宇・書院の分布……………五六八

第三節 兩班儒生の分布状態……………六六〇

儒生の現在數……………六六〇

儒生の地方別……………六六一

有力儒生の道別觀察……………六六六

五十名以上の儒生氏族別……………六六八

第四節 儒教の郷土的影響……………六八三

名門右族の淵藪……………六八三

兩班儒林の興廢……………六八六

儒教文化の影響……………七〇〇

地方儒林の中心人物……………七一三

第六章 特色ある同族部落……………七二三

京畿道……………七二四

忠清北道……………七四八

忠清南道……………七六四

全羅北道……………七七六

全羅南道……………七九〇

慶尙北道……………八一六

慶尙南道……………八六一

黃海道……………八九二

平安北道	九二八
江原道	九四四
咸鏡南道	九五九
咸鏡北道	九七七
結論	九八九

寫 眞

一、部 落	山麓部落・山間部落・平野部落・沿河部落
二、民 家	宗家・安産家・名望家
三、祭 祀	祭廟・祠堂・墓廟・墓碑
四、部落の光彩	廟院・書院・樓亭・旂閣・神木
五、共同事業	集會所・書堂・倉庫・共同作業場・共同耕作・共同井戸

第一章 姓氏の變遷と同族部落

第一節 姓の沿革

姓の起源

朝鮮に於ける同族部落のことを叙述するに當りては、先づ氏族發達の經路を明かにして居る姓に關する概念を把握し、置かねばならぬ。朝鮮の人には内地の人に氏と名とがある如く、何人にも必ず姓があり、姓と名とに依りてその人が表示されて居る。たゞ従前は通例奴婢は姓を用ふることが許されず、僧侶も出家と同時に全く俗縁を離れるので、姓を用ふることはなかつたのであるが、今日に於ては奴婢の如き階級は撤廢され、僧侶も亦その職業を認めることになつて、これ等の人達も一般の人と同様に姓を用ひて居る。朝鮮に於ける姓は元來支那の姓を模倣したもので、その起源に遡ると、高句麗・百濟・新羅ともに未だ姓を稱することなく、「北史」百濟列傳に、國中の大姓に沙氏・燕氏・劬氏・解氏・直氏・國氏・木氏・苗氏があると誌されて居るが、これは百濟固有の氏族の略稱であつて姓と見ることは出来ない。今西龍博士の「新羅史研究」に據れば、「梁書」及び「南史」を見るに、普通二年梁に使を出せし新羅王は姓は慕にして名は泰なり。通典流布本も州府元龜流布本及三國遺事引用本も共に泰を秦に作れるが、三國史記引用の州府元龜本は之を恭に作れり。此王は法

興王原宗なり。葬の姓は新羅王者の號たりし麻立干の麻を採トしなるべし。即ち麻立干原宗を修して葬恭となせしものなりとの意を述べて居る。これによりて見れば、當時未だ王家に金姓のなかつたことを知るのであるが、また新羅第二十四代眞興王の巡境碑が、慶尙南道昌寧邑（昌寧碑）、京畿道北漢山碑峰（北漢山碑）、咸鏡南道咸州郡下岐川面松堂里（黃草嶺碑）にあるが、この巡境碑中には多くの人名が掲記してあるに拘らず、人名に一も姓を冠したものが無いのは、當時に於ては未だ支那流の姓を用ふることが行はれなかつたことを證據立てるものである。また「三國史記」より三百三十餘年前の燹噉天皇弘仁六年に編纂されたる「姓氏錄」には、歸化諸蕃のことが登録されて居るが、漢族は別として、百濟・任那・高麗・新羅の諸族には漢姓を有したものが殆んど見當らなかつたのは、當時韓地に未だ漢姓が行はれて居らなかつたことを示すものでなからうか。新羅王室の朴・昔・金三姓の祖先に就いては、「三國史記」や「三國遺事」に有名なる傳説があり、新羅五十六代中、朴氏十王、昔氏八王、金氏三十八王が位に即いて居るが、この朴・昔・金の諸姓は、當初より斯かる漢姓を有して居たものではなく、新羅に唐の文化の影響が強くなり、支那勢力の支配を受くることが漸く大となつて、その王家が漢姓を用ふるに及んで、始めて始祖の傳説を作爲したものであらう。既に「擇里誌」の著者李重煥も、「自新羅末通中國而始制姓氏、然只仕宦士族略有之、民庶則皆無有也、至高麗混二三韓、而始倣中國氏族、頒姓於八路、而人皆有姓」と言つて居る。今西龍博士も、「新羅骨品考」中に、「新羅に於て王家に姓を附するに至りしは、支那方面と交通するに當り、體裁を作るが爲めに初まりしものにして、彼の葬を姓とせしが

如きは一時の間に合せに附けしに過ぎず。所謂金氏王が金姓を稱するに至りしは、法興王八年より眞興王二十六年に至るの間にある可し。朴・昔兩王家の姓も、此間に或は是れより少しく後れて附せしものにして、是より以前の新羅人に朴氏・昔氏・金氏の氏名を附せるは後の史官が男統家系を溯尋して追記せしものに過ぎず。之を以て氏名に異説ある貴人あり。有名な異斯夫の如きも三國史記には金氏とし、遺事には朴氏とし、堤上(毛麻利叱智)の如きも朴・金兩傳あり、漸次姓が用ゐらるゝに至つたのは、唐の影響を受けた以後のことで、新羅六部の姓の如きも後世の附會に屬するものである。」と論じて居る。

「三國史記」に據れば、新羅第三代儒理尼師今の九年春、六部に姓を賜はつたことを掲載して居る。即ち「九年、春、改六部之名、仍賜姓、楊山部爲梁部、姓李、高墟部爲沙梁部、姓崔、大樹部爲漸梁部、一云、車梁、姓孫、于珍部爲本彼部、姓鄭、加利部爲漢祗部、姓裴、明活部爲習比部、姓薛」とあるのがそれであるが、「三國史記」の記事は「三國遺事」の記事との間に多少異同があり、沙梁部の崔氏は、遺事に於ては鄭に作り、本彼部の鄭氏は遺事はこれを崔に作つて居り、稻葉岩吉博士は「三國史記」の記事に信を置いて居る。此の六部に對する賜姓が後世の附會であることは既に諸學者の考證に依つて明らかであるが、稻葉博士は「六村賜姓の記事は、新羅統一後に於て、支那大姓を國史にとりこむことが、鮮支關係を圓滑にするものであるとした學者の考案によりて成立したものと想像し、『いかに引上げて、唐初を遡ること』なく、『元和姓纂が出來上つた後のものである』と判斷して居る(稻葉岩吉著「朝鮮文化史研究」)

新くて新編 高麗 李朝と平大主君の朝鮮民族には 悉く漢姓が用ゐられ 殊にと那の著姓を名乗ることが流行し 自ら大國の聖賢名族の後と稱し 恣まに姓譜を粉飾して門閥を誇るの弊が滔々として行はれたのである。されば朝鮮の諸姓と支那の姓譜とを比較すると その一致せるものが頗る多いのに驚くが しかもその大部分は血族上何等の關係あるに非ず 大國追隨の思想と著姓崇拜の觀念より 祖先の歴史が作爲せられて居る場合が多い。従つて朝鮮の姓はその種類が甚だ少く、著姓に屬するもの、數が極めて多いのである。李朝英祖の時代に、宗親の李宜願は、その著「陶谷叢說」中に、朝鮮の姓を集めて左の二百九十八姓を擧げて居る。

李、金、朴、鄭、尹、崔、柳、洪、申、曠、趙、韓 (以上十二姓 爲著姓)

吳、姜、沈、安、許、張、閔、任、南、徐、具、成、宋、俞、元、黃 (以上十六姓 爲其大姓)

高、林、呂、梁、禹、羅、孫、盧、魚、陸、蔡、辛、丁、裴、孟、郭、卞、邊、慎、廢、白、全、康、滋

高 (以上二十五姓 又爲其大姓)

田、玄、文、尙、河、蘇、池、奇、陳、庾、琴、吉、延、朱、周、廉、潘、房、方、孔、王、劉、李

卓、咸、楊、薛、奉、太、馬、表、殷、余、卜、丙、卞、魯、玉、丘、宣 (以上四十一姓 爲其大姓)

都、將、陸、魏、車、邢、燕、唐、仇、呂、明、卞、葉、皮、甘、恂、承、公、石 (以上十九姓 爲其大姓)

印、昔、龔、杜、智、甄、於、晉、伍、拓、夜、賓、門、干、秋、桓、胡、樊、伊、榮、思、邵、貢、史

吳、陶、閻、溫、陰、龍、諸、夫、景、強、屈、錢、桂、簡 (以上三十八姓 爲其大姓)

段、彭、范、干、片、葛、頓、乃、間、路、平、馮、參、童、鍾、鄧、宗、江、蒙、濇、陽、揚、章、桑、
 菱、程、荆、耿、敬、寧、京、荀、井、原、袁、萬、班、貝、堅、喬、燕、時、傅、嬰、檢、米、艾、梅、
 雷、柴、姪、包、何、和、賀、花、華、賈、夏、麻、牛、僧、侯、曲、栢、翟、畢、谷、弓、柳、邦、涼、
 良、芳、卿、剛、卜、長、炎、尋、隣、信、順、俊、濇、崇、辛、芋、牙、水、彌、苜、珠、茶、雨、部、
 素、附、凡、固、台、才、對、標、肖、那、爪、化、竇、祐、價、德、森、占、汎、克、郁、翌、宅、直、
 則、澤、緣、赫、册、濯、骨、燭、律、物、別、賞、弼、合、也、喬(以上一百三十六姓)

南宮、皇甫、鮮于、石抹、扶餘、獨孤、令狐、東方、西門、司馬、司空(以上十一姓)

朝鮮に於ける姓の起源に關しては、種々の神話傳説がある。史實としての價値は兎も角として、金海の金、新羅の朴・昔・金の如きは天降姓として最も著名であり、濟州の高・梁・夫は地中より湧出したと云ふ三姓六の神話が残つて居る。新羅六村の賜姓説は後世の附會に係ると考へて居るが、この外にも賜姓に關しては、興味ある傳説や龍録に寓んで居るから、試みにその中の重なるものを左に掲ぐることにした。尙ほこれ等の始祖傳説の外に、部落の發生に就いても色々面白い物語があることは、同族部落の沿革に於て説明してある。

賜姓年代 姓 氏 概 記

胤 世 徐 氏 胤 昔時余守己爲薩國君長九子分家諸罷而有功於衆民故從衆人遂賜姓徐氏

箕 子 王 氏 箕 箕子時土師王受紇本夏后氏十三世孫祖明之後箕子東來設八條之教國人皆受紇爲土師教習子化民成俗箕子之賜姓王氏蓋因其所啓日出之土升其傍點橫以長之也

新羅脫解王 金氏 脫解王九年賜四智姓金氏

神文王 金氏 神文王三年徵報德王安謬高句麗王賜姓金

景德王 南氏 景德王十四年唐朝按使金忠奉使日本觀泊山島王以其從南來賜姓名南敏

景文王 安氏 景文王四年以平倭亂功賜李枝春等三兄弟姓安氏

高句麗朱蒙 仁川李氏仁川李氏在

克氏克氏仲室氏少室氏 高句麗始祖朱蒙避令諸子南奔至毛屯谷遇三人其一人着麻衣名再思一人着雨衣名武骨一人着水瀉衣名默

琉璃王 位氏 琉璃王二十一年王行至沙勿澤遇一丈夫顯為臣王喜賜姓位氏名沙勿

琉璃王 羽氏 琉璃王二十四年王居于箕山之野得異人兩腋有羽賜姓羽氏向王女

大武王 負鼎氏 大武王四年王伐扶餘至沸流水上望見水涯有女人昇鼎游戲就見之只有鼎使之炊不待火自然因作金德一軍忽有一丈夫曰是鼎吾家物也我妹失之今得之請負以從遂賜姓負鼎氏

大武王 格氏 五年扶餘王帶素從弟名末投高句麗背有格文賜姓格氏

廣開土王 大室氏 十五年以沸流部長節勃素作大室以處賜姓大室氏

高麗太祖 高氏(高氏) 廣開土王九年遣使北燕叙宗親北燕王愛祖父高和本高句麗支庶也仕燕賜姓高氏即位復姓高氏

王 權氏 高麗太祖元年以朴儒魯斷國政賜姓于氏

王 權氏 五年新羅漢州將軍順式送子而後後其諸子長賜姓于氏

王 權氏 金幸以羅倫山麗謂其能勝故賜姓權氏

車 氏 賜柳孝令姓車氏○車原姓車宛記云孝令父車達多出車乘以通糧道故以爲車達世繼之號別賜車氏以表孝令首功之姓仍宗籍延安之地

太 祖 王 賜漢州郡王金剛元七世孫入姓于氏

王 畜獸名 輿地勝覽云高麗太祖開國以木州人歷族之賜其邑姓皆以畜獸後改牛爲于文象爲尙改豚爲頓改獐爲

魚 氏 李暉光預說曰魚有沼遠祖重夏本姓也生而體貌奇異腋下鱗甲及長任高麗太祖時人咸稱其鱗甲非常人也太

張

氏名	著	名	姓	氏
顯宗	王	顯宗二十年加李可道太尉賜姓王氏	王	氏
孫	孫	孫王謙名改有凝姓賜姓孫氏	孫	氏
文宗	宗	文宗二十七年東女酋歸順州都領古刀化來附賜姓名孫保塞	孫	氏
孫	孫	全林幹人中朝以文章名未賜姓文氏 <small>是爲臣</small>	孫	氏
甘泉文氏	甘泉文氏	金高燧附智之後入中朝以文章名亦賜文氏 <small>是爲臣</small>	甘泉文氏	氏
高宗	宗	高宗六年賜花忠獻姓王氏	高宗	氏
忠烈王	王	忠烈王三年賜公主法憐口 <small>是爲臣</small> 等姓名以改古人包利 <small>是爲臣</small> 爲印換回人三哥爲張舜龍車忽勝 <small>是爲臣</small> 爲車	忠烈王	氏
忠烈王	王	信河西國人式茂兒爲庶英五十八爲鄭公	忠烈王	氏
忠烈王	王	隋州戶長金永奎導民李悌給有成效王孫之賜姓崔氏封隋城伯	忠烈王	氏
忠宣王	王	忠宣王二年傳旨曰向者元忠賜姓名王結忠不穩予意多所遺作宜即追削時王多愛男色忠有龍陽之寵王欲拜爲代官忠時年未二十辭曰年少無知歷登華屐取譏多矣願更擇人王怒削之	忠宣王	氏
忠宣王	王	忠宣王入元宿衛遺詔被留也燕人洪彬出死力訟其屈而別白之及王東還彬從來王奏留之賜賈南陽	忠宣王	氏
忠宣王	王	三年以煦爲鶴林府院大君煦權源之子王愛以爲假子賜宗姓嘗于屬籍故時稱王弟	忠宣王	氏
忠穆王	王	忠穆王時以禮賓卿所遺姓死國諒從母家改賜姓權氏 <small>是爲臣</small>	忠穆王	氏
忠穆王	王	忠穆王十九年以元樞密院副使拜住判司農寺事賜姓名韓復	忠穆王	氏
備局松欽壬辰倭將沙河可釧歸命我朝立戰功本朝賜姓金忠善	備局松欽壬辰倭將沙河可釧歸命我朝立戰功本朝賜姓金忠善	備局松欽壬辰倭將沙河可釧歸命我朝立戰功本朝賜姓金忠善	備局松欽壬辰倭將沙河可釧歸命我朝立戰功本朝賜姓金忠善	氏
肅宗朝豆滿江舟中有衣魚皮小兒遺在者邊臣以聞命取來京中長養付軍門以魚皮羅子遺種仍賜姓魚氏	肅宗朝豆滿江舟中有衣魚皮小兒遺在者邊臣以聞命取來京中長養付軍門以魚皮羅子遺種仍賜姓魚氏	肅宗朝豆滿江舟中有衣魚皮小兒遺在者邊臣以聞命取來京中長養付軍門以魚皮羅子遺種仍賜姓魚氏	肅宗朝豆滿江舟中有衣魚皮小兒遺在者邊臣以聞命取來京中長養付軍門以魚皮羅子遺種仍賜姓魚氏	氏

著 名 姓 氏

朝鮮に於ける姓に關する最初の記述としては、最古の地理書たる「慶尙道地理誌」及び「世宗實錄」附錄地理志にして、前者は慶尙道の二なるに反し、後者は朝鮮全體に及び、姓の種別を、上姓、加恩姓、屬姓、亡姓、

次姓、次吏姓、續姓、入續姓、人姓、朱姓、京來姓、來接姓、投化姓、向國入姓、向國姓、賜姓、天降姓、百姓、入續姓、戎戌姓の二十種に分ちて、地方別に記載して居る。これに次いで成宗時代に編纂され正宗時代に増補したる「東國輿地勝覽」にも、略ぼ「世宗實錄」の地理志と類似せる姓の記載がある。尤も前者は當時實在の姓を主として掲げたるに反し、後者は各その地方に昔から存在して居た姓を悉く網羅したるの相違はあるが、二書共に各その地方の兩班、準兩班の如き、有力姓氏を擧げて居る點は一致して居る。各地方に於ける同族部落の消長を研究するには、地方別の有力姓氏分布を見ることに極めて参考となる所が、かゝる、「新增東國輿地勝覽」の姓氏に關する記述を抽いて見やう

東國輿地勝覽所載姓氏一覽

地方別	姓	氏
京畿		
漢陽府	(本府) 韓、趙、閔、申、艾、村、咸、朴、洪、夫、朴、鄭。	
開城府	(本府) 高、金、王、廉、田、李。	
廣州牧	(本州) 李、尹、石、韓、安、金、池、素、盧、張、朴。	
驩州牧	(本州) 李、閔、安、畢、尹、金、韓、陰、(川寧) 堅、玄、崔、俞、房、張、(登神) 俞。	
利川郡護府	(本府) 徐、申、安、韓、張、王、洪、黃、 <small>來中</small>	
楊根郡	(本郡) 咸、卓、傅、耿、敬、李、鄭、朴、 <small>來</small> (迷原) 咸。	

砥平縣 (本縣) 李、申、敬、金、方。

陰竹縣 (本縣) 金、李、恒、文、李。

陽智縣 (陽良) 安、朴、柳。 (秋溪) 安、池、李。 (高安) 文、朴、李、金。

竹山縣 (本縣) 崔、安、梁、李、庚、閔、金、朴、陰。

果川縣 (本縣) 孫、李、田、慎、安、邊、崔。

水原都護府 (本府) 崔、金、李、徐、白、李、崔、李、方、李、柳、(雙阜) 徐、宋、朴、李、沈、慎、(龍城) 車、宋、任、張。 (青丘) 鄭、朴、李。 (公村) 金、趙、(內彌) 李、白、(深谷) 車、(五榮) 呂、

金、(柱石) 宋、金、崔、車、(爭忽) 李、金、朴、(貞松) 李、並、崔、尹、(楊干) 朴、金、(香

井) 鄭、(个音村) 呂、李、(宗德) 柳、徐、李、車、(盆村) 白、田、(沙梁) 堅、金、宋、(丁

二) 宋、(楡梯) 車。

富平都護府 (本府) 金、李、柳、陝、邢、孫、崔、趙、劉、伊、(黃魚) 孫、金、鄭、

南陽都護府 (本府) 洪、宋、房、朴、崔、徐、(襄陽) 孫、尹、辛、祐、吳、徐、田、

仁川都護府 (本府) 李、黃、河、蔡、全、門、朴、崔、(梨浦) 房。

安山郡 (本郡) 金、安、林、方。

安城郡 (本郡) 李、金、趙、薛、張、敬、(甘彌吞) 柳。

振威縣 (本縣) 金、李、柳、崔、宋、(永新) 金、崔、吳、黃、李、(松莊) 李、

陽川縣 (本縣) 孔、邊、許、崔。

鐵仁縣 (本縣) 秦、李、宋、魏、嚴 (處仁) 李、徐、池、董、金、曠。

金浦縣 (本縣) 鄭、翁、琴、公、竹。

神川縣 (本縣) 李、趙、姜、莊、皮、桂、尹、秋。

陽城縣 (本縣) 河、柳、李、任、葛、廣、宋。

通津縣 (本縣) 席、廣、梁、吉、宗、位、李、(資城) 盧、祐、附、吳、康、日、(守安) 尹、

李、安、陳、吳。

楊州牧 (見州) 李、金、宋、申、白、尹、皮、(漢陽) 韓、趙、閔、申、咸、朴、洪、夫、崔、鄭、文、

竹、(豐壤) 趙、李、姜、尹、劉、(沙川) 李、秋、任、宋、許。

坡州牧 (本州) 智、尹、邦、白、皮、(峯城) 徐、廉、夜、車、車、竹。

高陽郡 (高峯) 高、秦、康、宋、田、(幸州) 崔、金、康、夫、殷、奇、高、田、則、那、車、李、(龍

山) 邊、李、康、(巾子山) 皇甫。

永平縣 (本縣) 申、榮、田、康、燕、廉、朴、尹、(乳石) 徐、任、何、尹。

抱川縣 (本縣) 盧、俞、玄、栢、朴、房、田、金、尹、

積城縣 (本縣) 劉、申、金、盧、崔、玄、趙、徐、梁、

交河縣 (本縣) 盧、金、李、玉、朴、尹、田、(深岳) 李、朴、全、(石淺) 夜、廉、車、嚴。

加平縣 (本縣) 張、卓、簡、朴、(朝宗) 玄、胡、李、刑、朴、金、韓、

長湍都護府 (本府) 韓、田、馮、許、宣、金、李、(臨津) 宋、金、咸、刑、機、宣、宗、(臨江) 李、

鄭、盧、卿、史。(松林)金、文、田、宋、車、米。

江華都護府

(本府)崔、章、黃、高、田、徐、韓、金、李。州(鎮江)徐、蘇、高、井、高。(河陰)李、田、
秦、一作吉、力。一作鄭。明

豐德郡

(本郡)柳、章、張、段、田、鍾、李、杜、包、河、州梁、鄭、金、林、朴。州(德水)李、金、
張、秦、員、車、村。

明寧郡

(本郡)宋、曹、吳、金、辛、申、朴。明(僧嶺)吳、崔、李、沈、宋、明

麻田郡

(本郡)田、宋、柳、車、於、徐。明

漣川縣

(本縣)李、金、井、鄭、朴、宋、崔、房、邢、金、曹、田、孫。

喬桐縣

(本縣)高、印、田、合、雷、安。明

忠清道

忠州牧

(本州)徐、石、崔、劉、康、梁、秦、安、朴、梅。州中穆、魚、池、盧、延、州堅、鄭。州(德
山)石、延。(所仍林)石、崔。(甘勿內彌)金、盧、劉、石。(伊次吞)蔡、朴、尹。(真安)池、

魚。(廣反石)崔、安。

清風郡

(本郡)劉、金、一作汪、張。州

丹陽郡

(本郡)張、池、李、禹。(賈叱浦)皮、李、池。州

槐山郡

(本郡)張、安、陰、皮、邦、秦、曹、羅、州盧、申、白、律、宅、物、直、刑、朴、安。
州(毛坤)張、宗、石。

延平縣 (長延) 李、申、陰、艾、尹、金、石、安、韓 (長豐) 安、李、行、趙、時、金、禹、韓

陰城縣 (本縣) 宋、尹、敬、鄭、朴、蔡、崔、李、申、韓 (巴川) 蔡、敬、尹、

永春縣 (本縣) 趙、尹、鄭、申、行、李、愼、韓

堤川縣 (本縣) 智、安、石、姜、鄭、

清州牧 (本州) 韓、李、金、郭、孫、慶、宋、高、俊、楊、東、方、鄭、王、皇甫、韓 盧、韓 柳、韓 洪、韓

韓 金、韓 州、韓 西門、韓 朴、申、葛、韓

天安縣 (本郡) 申、張、全、河、沈、盧、敬、田、韓 王、孟、韓 (豆蔴) 方、徐、敬、花、河、(順義) 李、

(毛山) 朴、李、玄、金、(新宗) 方、(德興) 尙、

沃川郡 (本郡) 陸、全、黃、申、裴、韓 金、全、柳、韓 (利山) 朴、任、房、田、韓 沈、金、韓、韓 (陽山)

明、張、朴、白、李、沈、(安邑) 宋、周、康、張、孟、鍾、

文義縣 (本縣) 朴、曹、李、姜、韓

稔山縣 (本縣) 崔、俞、白、趙、全、韓 (慶陽) 金、趙、白、韓

木川縣 (本縣) 牛、馬、象、孫、場、沈、申、王、

懷仁縣 (本縣) 李、洪、張、辛、崔、韓

(背塘) 韓、申、葛、辛、朴、李、金、韓 (道安) 咸、崔、白、李、申、車、韓 (紅谷) 辛、(念谷) 申、辛、

鎮川縣 (本縣) 韓、林、宋、沈、庚、孫、高、梁、河、張、

報恩縣 (本縣) 金、李、孫、朴、崔。宋、韓。同 (林堰) 洪、石、方。同

水同縣 (本縣) 金、申、高、尙、任、張。 (楓谷) 公、孫。同 (栗谷) 廉。

黃洞縣 (本縣) 韓、鄭、郭、沈、全、孫。白。同 李、金、韓。 (金化) 林。同

青山縣 (本縣) 金、朴、張、邵、一作沈、李、孫。 (酒城) 洪、方、村、金。同 (界銀川) 安。同 宋。同

公州牧 (本州) 李、鄭、宋、朴、黃、高、任、黃、白、河。同 金。同 玄、崔。同 (德城) 李、任、田、朱

俞、米。 (德津) 高、玄、徐、陳、吳。 (新豐) 崔、白、朴、申、玄、村。 (良化) 池、宋。 (瓦釜)

俞。同 (甲村) 朱。同 (揆山) 黃。同

林川郡 (本郡) 趙、林、方、白、崔、辛、田。村、陳、李。同 李。同 (古多只) 趙。同

韓山郡 (本郡) 李、金、韓、柳。村、田。同 崔。同

全義縣 (本縣) 李、俞、河、全。

定山縣 (本縣) 李、田、宋、林、方、張。村。同

恩津縣 (德恩) 俞、裴、李、金、趙、張、鄭。同 (市津) 裴、林、宋、梁、全、朴、李。同 (彩雲) 林、裴、

宋、梁、良。

懷德縣 (本縣) 李、任、黃、方、郭、裴、金。同

嶺岑縣 (本縣) 金、李、沈、田、任、劉。

進山縣 (本縣) 宋、徐、黃、孫、高、任。 (廣紹) 任、黃。同 俞。同

尼山縣 (本縣) 俞、柳、方、文、河。 (猪井) 趙。

扶餘縣 (本縣) 沈、李、徐、全、邢、曹、高、表、白。

石城縣 (本縣) 李、盧、鄭、白、石、朴、李。

燕岐縣 (本縣) 全、朴、表、河、魏、金、康、王。

洪州牧 (本州) 洪、李、韓、宋、白、趙、尹、順、盧、張、崔、禹、(新平) 李、宋、方、履、(興陽)

表、趙、崔、李、羅、金、(高丘) 李、全、任、申、盧、(國陽) 朴、孫、羅、郭、陳、李、(吳)

州、康、宋、朴、(合德) 文、金、李、(用和) 崔、(政聲) 崔、李、白、(雲川) 金、李、(太

山) 白、(龍泉) 裴、

舒川郡 (本郡) 羅、李、尹、裴、白、(林述) 何。

瑞山郡 (本郡) 柳、宋、全、杜、文、鄭、房、朴、(地谷) 安、李、文、朴、(仁政) 李、(井所)

羅、(廣地) 廉、(安眠) 柳、(禾邊) 柳、宋、(聖淵) 金、河。

泰安縣 (本郡) 寶、李、方、廉、黃、高、明、朴、賈、張、金、

沔川郡 (本郡) 卜、韓、玄、俞、任、朴、井、徐、俞、具、王、韓、金、朴、韓、

溫陽郡 (本郡) 鄭、李、方、康、尹、

平澤縣 (本縣) 李、林、朴、田、孫、全、朴、

鴻山縣 (本縣) 韓、林、涼、荀、金、朴、京、李、

德山縣 (德山) 黃、宋、李、尹、(伊山) 高、吳、文、宋、(新谷) 蔣、

青陽縣 (本縣) 李、黃、方、宋、孫、金、異、

大興縣 (本縣) 李、韓、張、吳、白、(居送) 洪、李。

庇仁縣 (本縣) 韓、吳、龍、田、張。方。標。(沃田) 羅。

藍浦縣 (本縣) 任、白、李、庚、玄、門。

結城縣 (本縣) 張、韓、趙、文。標。方。標。

保寧縣 (本縣) 張、崔、李、仁、文、陳、邢、俞、申、金。標。

牙山縣 (本縣) 李、康、白、全、俞、申、玄、蔣、申、李、康、玄、俞、尹。標。林。標。(德泉) 俞、李、安、

康。

新昌縣 (本縣) 裴、孟、方、趙、盧、村、李。標。

禮山縣 (本縣) 申、孫、沈、張、沈。標。(化物) 方。文石

海美縣 (貞海) 白、韓、仇、尹。(餘美) 郭、朴、明、余。(寺谷) 廉、韓。(鹽準) 朴、明、余。(煇堂)

朴。標。

唐津縣 (本縣) 張、韓、皇甫、任、高。(新法) 出周官六部。未詳其地。朴、徐、玄。標。

慶尚道

慶州府 (本府) 朴、曹、金。並新編李。及崔、鄭、孫、裴、薛。新編○已上六部姓。康。州僕。州人。下

楊。標。(安康) 安、盧、金、黃、廉、邵、邊、尹。標。(杞溪) 俞、楊、益、尹、金。標。(慈

仁) 朴、韓、鄭、周、任、邊、徐、陳、尹、申。(仇史) 鄭、石、曹、全。標。(竹長)

葛。標。李、金、宋。並(省法伊) 金、崔。標。(比安谷) 李、宋、葛。

泉郡

(本郡) 林、尹、楸。楸本折氏。高麗神宗元年。趙明宗。以楸賜。許、李。黃、邦。(多仁) 黃、崔、張、賸。一作賸、白。

(寶進) 明。明。本川。崔、金。明。(梧川) 尹。明。(金川) 沈。(弓介谷) 太。(高林) 金、黃。明。

(冬老) 金、林。明。

榮川郡

(本郡) 閔、禹、艾、彭、黃、高。延。村、鄭。化。金、全。明。

豐基郡

(本郡) 鄭、安、皮、邦、陰、秦、辛、金。三。李、崔、裴、吳、朴、全。一作申。

(順興) 安、申、李、尹、石、村、金、鄭。明。

莪城縣

(本縣) 金、沈、洪、丁、康、薛、盧。今作。金、王、柳、吳、姜、朴。明。

盈德縣

(本縣) 金、一作。曹、尹、趙、鄭、朱、朴、房。明。

奉化縣

(本縣) 鄭、琴、石、裴、明。(賈吐) 尹。明。

真寶縣

(本縣) 趙、李、金、朴、白、全。明。(春甘) 吳。明。

軍威縣

(本縣) 朴、羅、方、徐、吳。(孝張) 劉、司空、陶、澤、朴、金、孫。下、卓。

比安縣

(比屋) 朴、孫、賈、張、邵。一作。羅。(安貞) 吳、林、羅、朴。金。明。(新平) 彭。下。縣。地。切。失。二。部。曲。則。

黃、林。明。

禮安縣

(本縣) 金、李、禹、趙、安、權、姜、朴、鄭、崔、賈。(宜仁) 金。

龍宮縣

(本縣) 金、朴、全、鄭、尹。明。曲。明。曹、吳、嚴、孫。明。(茂松) 金。明。

大丘都護府

(本府) 白、夏、裴、徐、李、都。明。(河濱) 申、李、宋。(薛城) 賓、羅、曹、穆。

明。柳、張、崔、申、對、高、鄭、丙、陳、金、李。明。(解頤) 李、白、河、申、丁。

申。丹谷、生(陽賈)陳。(泗濟)任、全、高。(平安)方、沈、仇。(平山)方。(茂林)孫、金、沈。
銀(銀銀)任、全。(海上伊)方、金、朴。

星州牧

(本州)李、裴、呂、白、全、車、朴。林。明姜、孫、金、趙。明(八莒)都、玄、任、田、卞、裴、
林。明(加利)尹、趙、李、洪、鄭、金。(花園)丁、曾、葛、徐、石、韓、李、白。明

善山都護府

(本府)金、郭、文、林、沈、秦、白、崔、趙。明(海平)金、尹、全、吉、孫、柳。明葉。明(緋
山)金、朴。明(道開)金。明(加德)秦。明(高牙)郭、朴。明

金山郡

(本郡)全、金、白、李。(梨侮)朴、鄭、方、吳、田、沈、申。明黃、金。明(助馬)林。(迎命)
權、金、姜、李、張、白。(黃金)李、田、金、朱、文。明

開寧縣

(本縣)洪、林、文、田、尋、尹、翁、鄭、朴、金、白。明(遠島)洪、文、田、仇。(茂休谷)洪、
仇。上下同、今刀、(多叱村)文、仇。

知禮縣

(本縣)朴、錢、張、廣、李、文。明(月伊谷)朴。明(頭衣谷)朱。明

高靈縣

(本縣)申、朴、李、俞、金、白、鄭、尹、趙。明

閔慶縣

(本縣)崔、痔、朴、宋、錢、金。明朴。明(加恩)全、尹、邊、延、吉。(虎溪)白、黃、金、羅、
芳。(柄谷)方。辛。明(絹川)方。明黃。明(伐川)沈。(仍乙項)高。

咸昌縣

(本縣)金、吳、任。(德寧)金。(利安)仇、金、吳。明

晉州牧

(本州)鄭、河、姜、柳、練、任、康、金、朴。明(班城)刑。明周、玉、玄、成、金。明(永善)
楊、韓、林、任。(福山)文。明(岳陽)陶、吳、任、孫、朴、金。明(花開)金。(蔭川)朴。

陝川郡 (本郡) 李、方、宋。(治爐) 宋、朴、尹、鄭。(末谷) 高。

草溪郡 (本郡) 鄭、下、同。(代加谷) 表。

成陽郡 (本郡) 呂、吳、朴、徐、曹、李。(馬凌) 曹。

昆陽郡 (本郡) 俞、全、文、玄、白、康、柳、趙。(有賈) 李、成。(多音) 文。

南海縣 (本縣) 裴、金、白、陳、諸、朴。(蘭浦) 鄭、朴、高、朴。(平山) 趙、裴、白、曹、和、朴。

居昌郡 (本縣) 劉、慎、章、丁、朱、崔。(加祚) 史、曹、葛、劉、辛。

泗川縣 (本縣) 李、黃、吳、曠、徐、鄭、姜。(嘉善) 金、朴、李、森。

三嘉縣 (三歧) 曠、朴、吳、曹、公。(嘉善) 魯、朴、李、森。

宜寧縣 (本縣) 南、沈、余、玉、林、全、姜。(新築) 徐、陳、吳、石、任、金。(楸旨) 朴。(正骨)

玉、姜、柳、趙。(砥山) 余。

河東縣 (本縣) 鄭、郭、李、河。

山陰縣 (本縣) 尹、徐、曹、沈、余、宋、陳、崔、楊。(皆品) 曹、吳、宋、陳。

安陰縣 (利安) 曹、林、河、金、表。(感陰) 孔、黃、西、門、徐、崔、姜、李。(加乙山) 高、尹、朴

安、宋。

丹城縣 (本縣) 文、宋、呂、李、曹、河。州。周。金。卓。丹溪) 李、河、徐、余、史、宋。

比。

金海都護府 (本府) 金、許、裴、孫、宋、庾、鄭。州。孟。長。 (大山) 田、太。

昌原都護府 (義昌) 朴、黃、孔、玄、仇、丁。村。金、許、鄭。村。 (合浦) 甘、鄭、俞、玄、諸。甘、金、文。

咸安郡 (本郡) 李、趙、蔡、尹、劉、鄭、崔、山、金。州。姜。

巨濟縣 (本縣) 潘、鄭、朴、尹、孫、曹、羅。辛。山。李。村。 (溪珍) 任、曹、韓、許、河。(鵝

州) 申、文、葛、曹。(松邊) 朴、孫。(河清) 金、宋。(末斤谷) 朴。(古丁) 曹。(鍊汀)

曹、申。

固城縣 (本縣) 蔡、李、朴、金、南、金。村。登、朱。吳。州。 (跪村) 南。(鉢山) 李。(坤義) 金、李。(海

濱) 朴、河。(丘墟) 金、朴。同。安。 (道善) 金。同。論。 (鹿鳴) 李、金、崔。(魚池) 朴。(積珍) 李、朴。

(曲山) 金。

漆原縣 (本縣) 金、尹、丁。(龜山) 諸。(釜谷) 南。才。比。道。同。

鎮海縣 (本縣) 金、申、曹、成、河。州。李。州。鄭。

熊川縣 (本縣) 徐、朱、劉、金。州。金。 (寺法) 諸。(川邑) 公。(莞浦) 田、鄭、金。

全羅道

全州府 (本府) 李、崔、柳、朴、全、吳、韓、白、房。來。來。張。城。金。李。 (紆州) 朴、李、鄭、黃、

崔、廉、梁、柳、洪。(陽良) 白、羅、廉、劉。(利城) 李、白、鄭、孫、陳、崔。(豆毛村) 卞、崔、

李。(伊城) 趙、裴、張、仇、廉、高、溫。(沃野) 林、張、廉、仇、梁。(景明) 金、林、裴、印。

益山郡 (本郡) 金、韓、宋、李、黃、林、仇。(黑石) 李、仇、金。

金堤郡 (本郡) 金、張、趙、廉、仇、崔、李、趙、申。同。 (平舉) 李、郭、溫、吳、文、呂、金。同。申。

(馬川) 尹。(才南) 李。(曠良) 仇。(堤見) 仇。

古阜郡

(本郡) 李、殷、裴、林、白。(水金) 李。(富安) 曹、金、陳。(荒調) 朴、張、金、尿。一作(德林)

林、金、尹、車、白。(毛助) 白。(兩日) 朴、金、尹、車、白、李、殷、林。(禿達) 高、林、宋。

(音聲) 井。

錦山郡

(本郡) 金、韓、李、孫、梁、白。一作(富利) 程、任、黃、張、裴、河、石。(大谷) 河、石、鄭、

李、柳、安、黃、朴、丁。一作(安城) 崔、梁、宋、李。(橫川) 金、孫。

珍山郡

(本郡) 河、陳、蔣、邊、文、一作李、朴、金。一作(穢山) 孫、高、堤。一作金、池。一作(金巖) 金、

一作明、鄭。(橫程) 高、朴、金、李。

礪山郡

(曠良) 宋、李、吳、黃、崔、廉、林、裴、文、金。一作(朗山) 吳、趙、裴、俞、玄、金、李。一作張、

朴。(皮堤) 崔、李、宋、林。一作(公村) 李、白。

高頃縣

(本縣) 盧、杜、洪、郭、方、李、朴。一作(金) 金、高、白。一作文、一作尹、一作井。一作(泥波山) 宗、金、

申、尹、葉、高、李、盧、柳、郭。一作(富潤) 趙、李、南宮、張、勝、崔。

臨岐縣

(本縣) 李、朴、陳、宋、康。

金溝縣

(本縣) 李、田、曹、崔、辛。(大業) 李、金、姜。(樓陽) 李、田、崔、張、方。(巨野) 田、漚、

郭、龍、高、崔、吳。(從政) 高、漚、郭。

井邑縣

(本縣) 漚、李、晉、尹、井。(杏谷) 井。

興德縣

(本縣) 鄭、張、陳、曹、金、白、朴。一作(坐解) 曹。(南調) 陳。(北調) 曹。

扶安縣 (扶寧) 金、張、黃、李、辛。沈。來。(保安) 韓、宋、黃、扈、安、林、任。(鼓村) 扈。

沃溝縣 (本縣) 林、高、長、任、文、李、殷、裴、白。金。明。(滄尾) 張、全、宋、葉、申。

龍安縣 (本縣) 張、趙、南宮。李、俞、崔、朴。來。(豐堤) 孫、吳、俞、趙、林、朴、金。(倉山) 俞、吳、趙、立。

咸悅縣 (本縣) 南宮、趙、張、廉、朴。金、林。明。(桃田) 金、趙、張、石。

高山縣 (本縣) 高、宋、全、裴、價、一云千。(雲梯) 裴、白、水、宋、俞。

奉仁縣 (本縣) 朴、柴、許、田、景。(仁義) 庚、宋、趙、宗、葉。安。京。許。山。李。古。三。此。三。見。(綾鄉) 景、柴、朴。(羅鄉) 景。(大谷) 田。

羅州牧 (本州) 金、羅、吳、鄭、陳、孫、南、朴、柳。(從義) 朴、洪。(榮山) 尹、黃。(會津) 梁、林、申、曹、徐。(安老) 金、徐、車、全。(潘南) 洪、曹、朴、蔡、宋、朱。(伏龍) 曹、朴、仇、庚、化。汎。來。(長山) 南、金、蔡、任、張。(輪總) 趙、曹、化、朱、金。一作(押海) 朴、朱。一作丁、江、南、固。(群山) 俞、尹。(任城) 朴、俞。(種浦) 尹。(居平) 司馬、柳、林。(金曆) 河。(孫利) 吳。(水多) 邦、俞、李。

光山縣 (本縣) 卓、李、金、蔡、盧、張、鄭、朴、陳、許、蔣、成、承。庚。朴。金。明。程。明。申。明。崔。明。(良武) 金。明。

靈巖郡 (本郡) 崔、朴、尚、白、蔣、陳。(昆瀾) 許、庚、裴、田、程、柳。(鎮海) 蔣、吳、陸。(北平) 曹。(松旨) 金、全。(深井) 金。一作全。明。

靈光郡 (本郡) 金、田、曹、宋、尹、丁、鞠。李、徐、申、朴。嶺南(森溪) 周、崔、孫、成、公、田、金、

李。嶺南(陸昌) 柳、曹、葛、丁、黃、安 (臨海) 金、黃、朴、楊、李。(陳根) 尹、宋、朴。(道

紙) 李、徐。(貢牙) 任、玉。(望雲) 盧、金、李。(大安) 宋。(弘農) 丁、金、俞。

咸平縣 (咸豐) 任、曹、李、文、孔、鄭。姜。嶺南(牟平) 吳、鄭、碣、牟、金。嶺南(海際) 盧、李、潘、楊、

辛、任、崔。嶺南(永豐) 俞、程、李、朴、鄭。(多慶) 俞、尹、

高敞縣 (本縣) 吳、尹、宋、金、朴。大良方。仁李。嶺南趙。嶺南梁。嶺南(陶成) 崔。嶺南

長城縣 (本縣) 李、徐、俞、孔、曹。

珍原縣 (本縣) 朴、吳、安、文。李。嶺南金。嶺南劉。嶺南(馬) 良、申、

茂長縣 (茂松) 尹、庚、車、金。一作申。(長沙) 俞、史、玄、丁、金。朱。嶺南盧。大張。嶺南陳。嶺南

朴。嶺南李。嶺南安、文。嶺南

南平縣 (本縣) 文、黃、曹、丁、吳、俞、金。(鐵冶) 潘、盧、徐、楊、河、金、方。(道民) 何。

務安縣 (本縣) 丁、朴、俞、曹、尹。

長興都護府 (本府) 任、曹、陸、吳、丁。李。嶺南宋。嶺南崔。嶺南高、朴、乘。嶺南(會寧) 馬、邢、李。一作周、

成。白。嶺南(遼寧) 魏、朴、曹、成。(長澤) 林、高、尹、吳。宣。嶺南(安壤) 朴。白。(語山) 任。

珍島郡 (本郡) 任、金、李、韓、鄭。(嘉興) 曹、呂、平、俞、丁。金。嶺南(臨淮) 裴、朴。(義新) 任、金、

李、羅。

康津郡 (道康) 金、趙、黃、任、表、朴、立、許。(耽津) 崔、曹、俞、安、鄭、河、康、朴。來。○平德) 安

朴。(大口) 徐。(大谷) 曹。(七陽) 白。(永可) 申、金。(水雲) 曹、吳、崔。

海南縣 (本縣) 鄭、尹、車、金、全、葛。(貢原) 黃、尹、宗。一作葛。(竹山) 尹、朴、宋、全、門。(紐

川) 全。(紗羅) 曹、宋、尹、吳、趙。(仇良山) 崔、白。(珍山) 崔、金。(八馬) 文、金。(玉泉)

金、尹、慎、安、朴。

濟州牧 (本州) 高、良、只錄夫、文。初寶城郡之羅城縣人。來增子高。其子孫有羅高氏為子者。鄭、金、李、文、安、立、咸、楊。曾屬金、李、

朴、林、俞、周、趙、宋、鄭、洪、徐、崔、吳、車、池、韓、馬。曾屬趙、李、石、肖、姜、鄭、張、

宋、周、秦。元。梁、安、姜、對。其南。○大明初。平定縣。宋。平定王來。安。置千州。

旌義郡 興濱州。

大靜縣 興濱州。

南原都護府 (本府) 梁、鄭、晉、楊、甄、皇甫、李、尹、黃、廉、裴、柳、高、全、林、安、池、李、宋、韓、

崔。並。(居寧) 白、黃、韓、李、張。(檢谷) 張、陶、孫、全、任、陳。朴。曾屬黃。曾屬徐、梁。曾屬

(南田) 林。(放光) 劉。(沙等村) 王、鄭。曾屬

潭陽都護府 (本府) 李、全、田、柳、朴、立、金。曾屬。(原栗) 朴、李、文、裴、吳。(貞石) 金。

(本郡) 薛、廉、林、趙、扈。一作金。曾屬。(福興) 林、趙。(赤城) 宋、李、程、黃、立。(柳等) 程、

李、宋。(甘勿土) 崔。(置等) 李、尹、林、白、景、金。

龍津縣 (本縣) 高、文、賀、廉、林、任。(銅鄉) 賈。

昌平縣 (本縣) 安、曹、辛、丁、金、卓、全、成、李、咸、鄭、本縣(長平) 辛、金、柳、一作玄、元、(甲

鄉) 陳、昇。

任實縣 (本縣) 文、全、白、陳、任、車、(九學) 申、黃、履、林、田、(醉仁) 申。

茂朱縣 (茂豐) 朱、黃、河、田、沈、朴、(朱溪) 朱、梁、朴、河、履、崔、姜、孫、李、韓。

谷城縣 (本縣) 申、任、呂、吳、朴、李、明(栗谷) 河。

鎮安縣 (本縣) 李、白、全、韓、金、崔、庚、明(馬蓮) 韓、全、宋、價、李、金、張。

五果縣 (本縣) 金、趙、宋、黃、文、全、朴、明(興福) 文、(金山) 文、黃。

雲峰縣 (本縣) 朴、文、鄭、田、辛、(阿要谷) 文、劉、金。

長水縣 (本縣) 李、吳、井、高、林、薛、趙、黃、明(長溪) 白、裴、柳、吳、玄、金、明(陽岳) 李、崔。

(製方) 裴、(福興) 林、丙、趙、李、廉、景、履。

順天都護府 (本府) 張、全、康、陶、朴、金、辛、林、黃、任、呂、車、李、明林、明(富有) 玄、金、沈、李。

林、朴、高、明(突山) 鄭、尹、丁、石、盧、(麗水) 金、朴、辛、林、白、陶、陶、金、明(三

日浦) 朴、田、康、州李、山、元(進禮) 金、田、朴、申、(別良) 朴、陶、黃、(上伊沙) 朴、任、

呂、(赤良) 玄、鄭、朴、辛、(梁村) 金、康、朴、車、(召羅) 曹、朴、辛、田、白、(下伊沙) 林。

(竹青) 陶、(豆仍) 朴、辛、(豆坪) 任、呂、(松林) 白、林、(正方) 全、朴、金、(嘉音) 曹、白、

朴、辛、明、明

樂安郡 (本郡) 朴、吳、曹、李、金、任、明(軍知) 白、明(品魚) 吳、明(加用) 金、李、明。

寶城郡 (本郡) 朴、吳、康、宜、和、智。州 (北陽) 蘇、庚、林、全。(福城) 文、盧、林、鞠。一作鞠。章。

(於力) 李。(也村) 表。(沙於) 吳、申。

綾城縣 (本縣) 具、鄭、文、曹、蔡、朱、姜。州 金。京。

光陽縣 (本縣) 金、徐、鄭、田、李、柳、康、辛、朴、皇甫。(阿磨代) 金、車、崔。(本井) 車、崔。(骨

若) 車、金。明。

求禮縣 (本縣) 張、陶、孫、全、任、陳。朴。明。 黃。州 徐、梁。京。 (南田) 林。(放光) 劉。(沙等村) 任。

興陽縣 (本縣) 柳、申、韓。明。 (道化) 吳、申。州 (道陽) 申。(南陽) 宋、李、邊、金。(泰江) 曹、韓

鄭、丁、任。(荳原) 吳、許、庚、申、鍾、盧。京。 朴。明。 李。州 丁。京。 (紆川) 邊。(加乙坪)

申。(葱谷) 全。(古多山) 孫。

同福縣 (本縣) 吳、成、朴、宜、和、池、金。明。

和順縣 (本縣) 裴、崔、吳、尹、河、朴。天。 金。州

黃海道

茂州牧 (本州) 尹、金、白、池、盧、黃、段、黃、崔、石、皇甫、邊。朴。魯、朱、薛、洪、魏、康、徐。

京。 (禮和) 羅、崔、成、李。明。

平山都護府 (本府) 申。高麗大。 丁、朴、安、尹、庚、趙、金、王、田、鄭、高、李。京。 韓。明。

瑞興都護府 (本府) 閔、鄭、金、李、尹、康、安、邊、趙、盧、朴、權、庚。京。 尹。明。

鳳山郡 (本郡) 朱、李、智、全、尹。崔、全、白、韓、裴、明、黃、尹、車。州。吳。州。張。康。

安岳郡 (本郡) 楊、元、康、柳、李、趙、彭、申。朴、洪。州。崔。州。吳。州。任。州。金。

咸寧郡 (本郡) 鄭、尹、李、康、趙、辛、安。薛、黃、徐、金。州。金。 (三支) 金。

遂安郡 (本郡) 朴、李、桂、秋、皮。龍。州。金。

谷山郡 (本郡) 禹、盧、康、韓、龍、延、拓、全、白、李。州。

信川郡 (本郡) 康、吳、林、李、文。鄭。州。崔。州。高。

新溪縣 (本縣) 宋、高、秦、田、吉。(峽溪) 裴、尹、閔、鮮、邊、尹、閔。

牛峰縣 (本縣) 李、崔、黃、太。金、朴。州。

文化縣 (上縣) 柳、吳、康、盧、仇、羅、表、任、金、孤。金、李。州。崔。

弇山縣 (本縣) 胡、皇甫、金、蒙、吉、程、盧、安、邢、尹、許、朴、高、崔、李、林、白、裴、尹、南

河。孟。

長連縣 (長命) 宋、盧、李、康、金、楊、崔、方、韓、徐、鄭、白、朴、吳。州。 (連豐) 李、金、任、曹。

海州牧 (本州) 崔、鄭、吳、閔、林、文、景、任、郁、宋。

延安都護府 (本府) 朱、李、洪、高、康、田、金、鄭、車、魯。段、黃、崔。

豐川都護府 (本府) 任、盧、文、金、李。係、吳、來、朴、李、白、高、鄭、康、金、孫、文、羅、

洪、劉、池、方、盧、陰。

白川郡 (本郡)趙、劉、陰、吉、伍、梁、沈、尹、井、馬、村。馮、村。屈、村。崔、村。

竟津縣 (本縣)李、金、賀、羅、霍、盧、朴、羅、李、康、金、黃。

松禾縣 (青松)宋、李、羅、吳、張、庾、(嘉禾) 魏、李、折、林、吳、柳、田、羅、洪、(永寧) 庚、

田、崔、康、任。

殷栗縣 (本縣)洪、吳、方、林、仇、周、州、朴、仁、金、梁、中、

江陰縣 (本縣)宋、李、鄭、邊、吳、金、車、村。

康翎縣 (永康)康、彭、鄭、任、趙、任、(白翎) 庚、金、李、盧、高、李、

長淵縣 (本縣)文、盧、張、邊、任、李、景、林、金、(海安) 宋、趙、吳、盧、李、

江原道

江陵大都護府 (本府)金、崔、成、朴、郭、王、李、元、(連谷) 明、李、陳、申、蔣、(羽溪) 李、邊、

盧、沈、劉、李、

三陟都護府 (本府)陳、金、沈、朴、蔡、李、

襄陽都護府 (本府)金、李、孫、朴、河、鄭、張、林、尹、(洞山) 朴、金、崔、李、陳、林、李、

平海郡 (本郡)黃、孫、房、永、丘、蕙、河、申、金、金、李、朴、鄭、李、

杆城郡 (本郡)宋、柳、李、張、文、金、李、成、尹、南、金、全、張、安、孫、

野、朴、鄭、(烈山) 崔、麻、皇甫、金、全、孫、朴、林、李、

高城郡 (本郡)柳、朴、孟、俞、吳、劉、吾、崔、鄭、金、(安昌) 李、高、(義觀) 李、

崔、皇甫、朴。

通川郡

(本郡) 金、李、趙、俞、張、趙、林、尹、明崔、孟、明李、明(甌道) 崔、明太、明林、明(碧山) 林、崔、孫、明(平康) 林、孫、明宋、明李、明

蔚珍縣

(本縣) 林、張、鄭、方、劉、明因、明川、明

歙谷縣

(本縣) 申、金、羅、明孫、明山、明劉、明宋、明州、明

原州牧

(本州) 元、李、安、申、金、石、邊、明崔、明趙、明(泗泉) 趙、尹、盧、王、章、明康、明州、明(刀谷) 蔡、尹、明(所谷) 池、明

春川都護府

(本府) 崔、朴、辛、許、金、明林、尹、明陳、明石、明安、元、明全、明咸、明韓、明(基麟) 朴、明(史谷) 宋、韓、程、朴、楊、徐、吉、李、全、明

旌善郡

(本郡) 李、全、高、文、明安、明

寧越郡

(本郡) 嚴、辛、延、龍、邊、明村、明泰、明金、明尹、明宋、明

平昌郡

(本郡) 李、尹、金、秋、別、金、明

麟蹄縣

(本縣) 朴、許、曹、孫、明(瑞和) 崔、玄、李、谷、邵、明

橫城縣

(本縣) 秋、高、趙、尹、黃、金、明州、明朴、明

洪川縣

(本縣) 皮、邊、龍、石、辛、元、明許、明崔、明川、明(寺伊殿) 石、明

淮陽都護府

(本府) 宋、房、高、李、玄、金、明趙、明蔡、明全、明鄭、明(和川) 金、明殷、明(水人) 金、明尹、明(嵐谷) 朴、山、盧、玄、明(長楊) 孟、敬、明府、明(文登) 辛、楊、明壽、明邢、明信、明(熊林) 房、明(北尺) 田、明

鐵原都護府

(本府) 崔、宋、張、金、柳、鄭、邢、辛、高、韓、卍、盧、安、李、孫、許、朴、芳、邦。

金城縣

(本縣) 蘇、孫、申、盧、劉、崔。州。宋。州。李。州。黃。州。鄭。(通津) 田、李、朴、林、金、徐。

州。(歧城) 朴、高、文、金。州。朴。州。許。州。(小水伊) 尹、朴。

楊口縣

(本縣) 柳、張、金、李、梁。州。(方山) 崔、米、俞、田。

狼川縣

(本縣) 張、程、宋、吉、高、崔、白、金、朴。州。

伊川縣

(本縣) 司馬、李、孫、高、宋、芳、朴、邊、成、吳、崔、李。州。高。州。林。州。嚴。州。鄭。

州。韓、金、崔、朴。州。

平康縣

(本縣) 許、蔡、全、宋、朴、瓜、鄭、石。(史丁) 李、宋、崔、朴、全。州。

金化縣

(本縣) 李、白、成、鄭、韓、宋、楊、國、京、朴、陳、榮、梁、吳、安、盧。

安峽縣

(本縣) 許、孫、尹、芳、秋、吳。州。劉。州。裴、柳、徐。

咸鏡道

咸興府

(本府) 文、李、韓、延、趙、玄、金、朴、崔、徐、禹、盧、尹、魏、黃、朱。州。

永興大都護府

(本府) 崔、張、金、石、李、朴、吉、宋、韓、閔、劉、鄭、盧、邦、恩、固、安、拓、禹、孫、沈、

魏、高、龍。州。周。(永興) 崔、劉。州。(靜邊) 尹、金、高、延、朴、文、李、盧、趙、韓、魏、

元、任、柳、沈、白、吳、石。州。(長平) 孫。州。

定平都護府

(本府) 安、林、申、金、崔、韓、李、全、陳、杜。州。(長谷) 孟、金、燕。州。(元興) 李、鄭。

州。金。州。(宣德) 韓、金。州。安。州。

高原郡 (本郡) 金、李、曹、韓、縣(隘守) 韓。

安邊都護府 (本府) 韓、全、盧、桑、孫、崔、金、張、尹、邢、任、許、宋、縣(鶴浦) 楊、李、孟、印、孟、

楊、南、孫、金、李、宋、田、縣(福蓋) 崔、尹、宋、李、(文山) 許、朴、盧、(翼谷) 李、申、

一作韓、敬、安、芳、一作方、縣(福陰) 金、吳、陽、崔、宋、縣金、縣劉、林、下對天聖、縣以

(瑞谷) 吉、田、玄、元、金、張、孫、劉、(節山) 方、孫、韓、任、蔡、吳、(永豐) 韓、林、吳、

萬、禹、康、韓、劉、縣(派川) 洪、金、全、李、楊、一作

德源都護府 (本府) 康、崔、朴、吳、韓、俞、李、高、趙、燕、鄭、安、縣崔、徐、白、縣金、縣(鎮溪) 鄭、

日、黃、縣張、金、縣朴、縣姜、縣(龍津) 宋、縣趙、縣金、縣玄、縣

文川郡 (本郡) 李、縣孫、縣孫、縣朴、縣全、縣朴、縣

北青都護府 (本府) 李、趙、縣

端川郡 (本郡) 沈、金、縣

利城縣 (本縣) 李、

洪原郡 (本府) 金、石、辛、崔、李、朴、全、縣崔、尹、李、金、張、縣姜、縣

甲山都護府 (本府) 金、石、辛、崔、李、朴、全、縣崔、尹、李、金、張、縣姜、縣

三水郡 國甲山府。

鏡城都護府 (本縣) 崔、李、縣

吉城縣 (本縣) 崔、李、縣

明川縣 同官

慶源郡護府

會寧郡護府

鍾城郡護府 (本府) 李、張、梁、孟、金、俞、全、朴、韓、奉、龍、崔、南、鄭、孫、黃、趙、劉、姜、邊、廉、

池。並。

穩城郡護府

慶興郡護府

高海郡護府 孟、金、姜、宋、白、權、劉、李、申、朴、崔、鄭、徐、曹、鳳、南宮、張、朱、韓、卞、呂、裴、

空投

康、竇、俞、吳、蔡、梁、黃、鞠、廉、薛、辛、閔、郭、延、趙、孫、玄、並、真、崔、李、金。

平安道

平壤府 (本府) 趙。原。

中和郡 (本郡) 金、朴、文、楊。韓。州。 康。李。州。 鄭、任、吳。崔。州。

龍岡縣 (本縣) 洪。李。州。 彭、林、陰。州。

三和縣 (本縣) 高、盧。任。州。 楊、李。趙。州。

咸從縣 (本縣) 魚。韓。州。 承、金、崔、吳、郭、康、朴、李、任。州。

蘆山縣 (本縣) 崔、羅、吳、韓、康、金。州。

順安縣 (本縣) 遼。州。全。和。金。唐。吳。州。李。安。

江西縣 (本縣) 趙、金。鄭、朴、吳、崔。黃。李、康。文。池。文。朴、魯。

安州牧 (本州) 吳。金。崔。康。徐。池。文。朴、魯。

張。宋。李。甄。方、林。閔。(安皮) 崔、金。

定州牧 (本縣) 劉。鄭。崔。李。金。康。盧。白。(隨川) 崔。趙。承。石。

金、康。張、吳。

肅川都護府 (本府) 崔。朴。任。吳。鄭。申。公。湯。李。全。金。黃。

康。張。

嘉山郡 (本郡) 韓。卓。趙。金。張。鄭。李。文。吳。

永柔縣 (本縣) 遼。金、盧、康。崔。辛、李。孫。禹。(桑遠) 尹。任。趙。李。

遼。洪。李。盧。

義州牧 (本州) 張。崔。獨孤。(靜州) 尹。金。趙。(麟山) 李、柳。徐。崔。

(遼州) 金。(咸遠) 白。任、柳、盧。徐。(定戎) 趙。金。任。李。高。

(寧德) 金。林。楊。(寧朔) 金、康。吳。

綾山郡 (本郡) 崔。全、黃。

龍川郡 (本郡) 崔。石。康。徐。邊。呂。伊彦) 廉。吳、崔。韓。安。

趙。吳。張。

昌城都護府 (本府) 康。州。黃。州。李。安。

朔州都護府 (本府) 金。州。崔。山。韓。李。平州。

龜城都護府 (本府) 己見。 (國延) 金。州。崔。 (茂昌) 朴。任。李。金。河。東。

宜川郡 (本郡) 劉。州。金。州。智。州。李。州。康。州。朴。州。崔。州。羅。州。宋。州。

郭山郡 (本郡) 林。州。邊。州。金。州。張。州。

寧邊大都護府 (延山) 立。州。李。州。骨。州。朴。州。梁。州。崔。州。 (撫山) 吳。州。金。州。趙。州。吉。州。

李。州。 (渭州) 崔。金。州。李。州。

雲山郡 (本郡) 康。州。尹。金。陰。山。金。州。宋。州。邊。州。陰。州。

熙川郡 (本郡) 金。州。申。州。吳。州。

博川郡 (本郡) 金。州。康。州。

泰川縣 (本縣) 邊。黃。州。崔。任。州。金。州。李。州。郭。州。文。州。池。州。康。州。

成川都護府 (本府) 李。金。崔。宋。邊。黃。州。李。州。宋。州。

德川郡 (本郡) 吳。州。邦。州。文。州。金。章。盧。州。邊。山。崔。山。

价川郡 (本郡) 邊。州。崔。文。州。金。州。李。州。

慈山郡 (本郡) 楊。安。金。州。裴。州。閔。州。安。州。張。州。鄭。州。李。州。康。州。鄭。州。

宋。州。立。州。禹。州。

順川郡 (本郡) 李、白州。新羅州。弓、徐、山、龜山。白州。包、龜山。白州。金、龜山。白州。劉、龜山。白州。任、龜山。白州。趙、龜山。白州。林、龜山。白州。康、

龜山。白州。崔、龜山。白州。尹、龜山。白州。張、龜山。白州。

祥原郡 (本郡) 崔、李、金、林、尹、姜、趙、韓、宋、徐、玄、呂、盧、朴、崔、金、龜山。白州。楊、金、康、康、

龜山。白州。鄭、吳、金、龜山。白州。洪、李、金、龜山。白州。朴、龜山。白州。文、龜山。白州。

三登縣 (本縣) 金、宋、龜山。白州。白、金、龜山。白州。劉、龜山。白州。黃、龜山。白州。

陽德縣 (陽岩) 孫、朴、龜山。白州。吳、龜山。白州。高、龜山。白州。崔、龜山。白州。孫、龜山。白州。金、龜山。白州。(樹德) 李、尹、邊、龜山。白州。韓、龜山。白州。

孟山縣 (本縣) 劉、龜山。白州。金、龜山。白州。崔、龜山。白州。林、龜山。白州。洪、龜山。白州。康、龜山。白州。宋、龜山。白州。李、龜山。白州。安、龜山。白州。韓、

龜山。白州。朴、龜山。白州。方、龜山。白州。

江東縣 (本縣) 李、龜山。白州。金、龜山。白州。

殷山縣 (本縣) 皮、李、龜山。白州。林、龜山。白州。吳、鄭、龜山。白州。龍、龜山。白州。朴、龜山。白州。金、李、朴、龜山。白州。

江界郡護府 (本府) 田、龜山。白州。李、龜山。白州。朴、龜山。白州。(慈城) 張、金、朴、鄭、韓、崔、李、裴、高、龜山。白州。(成丙) 辛、李、

崔、朴、金、田、丁、龜山。白州。

渭原郡 (本郡) 宋、龜山。白州。

理山郡 (本郡) 元、安、朴、龜山。白州。

碧潼郡 (本郡) 康、龜山。白州。崔、龜山。白州。申、龜山。白州。

寧遠郡 (本郡) 吳、龜山。白州。李、龜山。白州。朴、龜山。白州。崔、龜山。白州。

右の「東國輿地勝覽」の姓に関する記述にも正確を缺く點が尠くないが、大體に於て、この時代又はその以前より、各その地方にこれ等の有力姓氏が分布して居たことは窺はれる。従つて當時既にその地方の行政が、これ等の諸氏族に依りて左右され、またこれ等諸氏族に屬する大小の同族部落の構成されて居たことも略ぼ想像されるのである。その後、李朝時代を經過し、更に併合以來二十五年を開みし、朝鮮の社會組織にも政治・經濟機構にも一大變化が行はれ、また地方に於ける兩班・準兩班などの勢力にも自ら消長變遷があつたが、この「東國輿地勝覽」の姓氏分布と、現在の同族部落分布とを比較すると、頗る興味の深いものがある。

第二節 姓の種類

現在の姓

姓の種類は、時代によりて消長あるも、從來全鮮的にこれが正確なる調査の行はれたることなく、「世宗實錄」を始め、「東國輿地勝覽」、「陶谷叢說」、「益業記」、「增補文獻備考」、其他の諸文獻に載せられて居る姓の記録は、概ね名門巨族乃至文武の官吏に関するものであつたり、單に古文獻等に散見せるものを集録し、必ずしも當時實在の姓と認め難きものもあり、全部の姓を網羅したものは殆んど見當らなかつたのである。ところが、昭和五年の國勢調査の結果に基く姓の調査は、普通世帯に於ける朝鮮人世帯主の姓を悉く収録して居るから、最も信憑するに足る資料と謂はねばならぬ。この調査に據ると、現在朝鮮に於ける姓の種類は、從來考へ

れて居たよりも遙かに數を減じて、左の二百五十種になつて居る。

全鮮に於ける現在の姓（數の順位による）

金、李、朴、崔、鄭、趙、姜、張、韓、尹、吳、林、申、安、宋、徐、黃、洪、全、權、柳、高、文、白、
梁、孫、劉、許、裴、曹、盧、朱、沈、車、南、康、田、任、河、郭、禹、丁、羅、池、元、明、具、嚴、
方、成、辛、俞、蔡、玄、陳、咸、邊、千、廉、楊、孔、吉、石、呂、魯、卞、秋、都、馬、慎、明、蘇、
周、薛、魏、卓、延、奇、表、宜、桂、王、孟、玉、秦、房、董、琴、印、魚、潘、蔣、南宮、陸、趙、
鮮于、牟、股、鞠、龍、余、太、奉、承、片、皇甫、夫、丙、史、慶、庾、陸、昔、程、皮、卜、智、獨孤、
公、景、賈、溫、胡、晉、邢、賓、陰、杜、章、弓、韋、甘、簡、葛、厲、左、司空、錢、彭、邢、尙、
范、饒、諸葛、唐、夏、莊、西門、施、柴、慈、陶、龐、甄、昇、邦、弼、邕、東方、楚、平、荀、昌、毛、
鍾、堅、葉、吳、水、夜、路、于、雷、化、萬、慈、燕、頌、浪、阿、強、班、墨、段、乃、袁、包、判、
梅、倉、天、麻、大、喬、芸、姚、彬、國、伊、丕、雲、海、孫、雍、連、占、彈、肖、米、奈、艾、宗、
笑、順、后、水、汝、謝、介、漢、先、鳳、舍、洪、西、濂、采、榮、閔、應、單、扁、剛、斤、俊、星、
凡、道、丘、襄、鮑、君、端、靈、旁、恩、婁、眞、水、鄒。

即ち國勢調査の結果に依る姓の種類二百五十種は、李宜顯の集めたる二百九十八姓に對して四十八姓少く
つて居る。「増補文獻備考」に載せてある姓の種類は、古文獻中に散見せるものをも悉く収録せるものと見え、

その數實に四百九十七姓に及んで居るが、同書編纂の當時と雖も、斯くの如き多數の姓が實際に行はれて居たものとは信ぜられない。試みに李宜顯の二百九十八姓と國勢調査の二百五十姓を比較すると、李宜顯の方にあつた姓で、國勢調査の方に無い姓は左の諸姓を算する。

仇、龔、於、伍、拓、門、桓、雙、榮、思、貢、間、翁、童、郎、江、蒙、陽、揚、桑、莢、荆、耿、敬、賽、京、井、原、員、養、時、傅、瞿、穆、米、壽、和、賀、花、華、牛、僧、侯、曲、栢、翟、妥、谷、種、涼、良、芳、卿、刑、乘、登、勝、信、藩、鮮、茅、才、彌、吾、珠、芥、甫、部、素、附、固、台、才、對、櫻、那、爪、壽、祐、價、尋、森、汎、克、郁、翌、宅、直、則、澤、絲、赫、册、濯、骨、燭、律、物、別、實、合、也、石、抹、扶、餘、合、狐、司、馬。

更に李宜顯の「陶谷叢說」に載せたる二百九十八姓中に無くして、國勢調査の方にあるものとしては、左の諸姓を數ふるのである。

左、諸、葛、施、慈、楚、毛、昌、氷、浪、判、倉、天、大、芸、墨、姚(以下十世帯の種姓)、彬、國、丕、雲、海、舜、雍、連、彈、奈、笑、后、汝、謝、介、漢、先、鳳、舍、倬、西、濂、采、菜、閻、應、單、扁、剛、斤、星、凡、道、襄、鮑、君、疆、旁、恩、要、異、鄒。

また「増補文獻備考」にある姓にして、國勢調査の方に見當らざるものは左の諸姓である。

翁、宮、童、蒙、空、貢、種、江、時、知、追、起、季、於、翟、盧、翰、珠、甫、午、傅、固、素、遇、

附、樓、啓、槐、泰、來、苔、對、辛、震、員、听、門、敦、吞、豚、干、竿、恒、炭、悞、板、遷、稟、
 鮮、標、尿、召、好、何、那、和、賀、佐、華、花、瓜、夜、價、良、陽、芳、涼、庄、雀、揚、桑、象、
 萇、相、將、仰、廣、庚、荆、貞、榮、卿、京、井、耿、敬、靈、刑、穉、勝、貧、弘、僧、登、裘、牛、
 壽、砧、守、森、尋、郁、獨、谷、獨、曲、錄、濯、乙、實、畢、律、物、曰、骨、碣、決、別、拓、霍、
 栢、宅、澤、册、益、席、釋、習、力、則、翌、直、卵、鄧、聰、忠、功、恭、濃、松、蕤、雙、彌、玆、
 熾、弛、曠、隨、思、邈、芋、位、歸、祈、尉、書、巨、御、吾、羽、芥、部、顧、圭、倪、奚、禮、弟、
 台、才、哀、解、戴、又、新、仁、珍、信、閏、隱、訓、原、柸、官、寬、漫、山、間、晏、泉、乾、善、
 縣、彥、稟、堯、佼、孝、刀、沙、巴、牙、香、長、光、常、揚、英、廷、令、能、乘、興、兢、侯、有、
 黔、蚕、汎、叔、木、六、岳、一、疋、奕、猗、列、絡、索、苜、赫、克、德、北、蓋、雜、蕤、泓、碩、
 也、羣、遇、閏、伏、へ、石、抹、扶、餘、公、孫、墻、籬、令、狐、司、馬、夏、侯、赫、連、仲、室、少、室、大、室、負、鼎、
 明、臨、再、會、古、爾、乙、支、似、先、木、劬、祖、彌、黑、幽、耶、律、齊、楚、羽、眞。

これを以て見ても「増補文獻備考」が多くの亡姓を載せて居ることが窺はれるが、「増補文獻備考」に無き姓にして、國勢調査の結果、新に現はれたるものは左の諸姓である。

諸葛、施、氷、石、雍、彈、柰、后、汝、謝、淳、西、游、菜、應、單、剛、斤、星、道、裴、鮑、君、
 疆、勞、恩。

尙ほ國勢調査の「朝鮮の姓」と相前後して刊行されたる、中樞院の「朝鮮の姓名氏族に関する研究調査」には三百二十六姓が擧げられて居る。

國勢調査にありて「朝鮮の姓名氏族に関する研究調査」に無き姓
肖、濂、應、剛、星、凡、道、襄、鮑、疆、君、端、勞、眞、先。

「朝鮮の姓名氏族に関する研究調査」にありて國勢調査に無き姓

鞍、都、乙、衡、於、阿、干、翟、魏、庚、瓜、龔、仇、起、季、曲、紀、銀、菊、仰、邱、牛、虞、黨、
涓、貢、皇、江、顧、虎、湖、黑、伍、侯、俱、敬、嵇、京、宮、鴻、削、在、勝、時、芝、仁、森、茲、
樵、隋、芊、鮮、遜、陣、萇、長、鎮、斗、屯、典、蓋、獨、秦、北、波、培、傅、甫、般、苗、戊、範、
牧、默、穆、也、木、門、揚、陽、良、六、利、老、壽、豫、史、夏、侯、公、孫、乙、支、司、馬。

各 姓 の 總 數

新羅に王位を嗣ぐ朴、昔、金の天降姓あり、これに亞ぐ大姓名族として、李、崔、孫、鄭、裴、薛の六姓を有したが、百濟にも八大姓のあつたことを傳へて居る。「文獻通考」には、「高麗士人以族望相高、柳、崔、金、李四姓爲貴種」と誌し、權文海の「韻玉」には「東韓名閥非一自高麗時奕世不絶者以李、朴、金、權、沈、尹、韓、鄭、柳、崔、任、許、申、趙、曹、成、安、盧、南、宋、爲最」と載せて居る。李宜則は國中の姓を大姓、其次、又其次、稀姓、其次、僻姓、其次、復姓といふ分類を爲し、この外、學者により種々の説が行はれて居

るが、普通六大姓としては、李、金、朴、鄭、尹、崔を擧げて居た。勿論各姓の酋長は、その姓に屬するもの政治的、學問的、經濟的地位勢力等に影響さるゝ所も尠少ならざるべく、またその本貫數にも關係する所が多いこと、信ずるも、國勢調査の結果に依る各姓の總數を見るときは、多少姓の順位が變更され、從來大姓と認められたもので比較的順位の低くなつて居るものもあり、中には稀姓又は僻姓とされたもので大姓に位置するものも生じて居ることは注目すべき現象である。李朝時代の文獻よ、王族たる全州李氏を含む李姓が常に大姓の筆頭に數へられて居たが、國勢調査の結果は、金姓が斷然他を壓倒して多數を占めて居ることが明かにさつたのである。試みに今回の國勢調査の結果により明かにせられたる、普通世帯に於ける朝鮮人世帯主の姓を各性別に分類して見ると、金姓の八十五萬八千二百三十九を筆頭とし、李姓の五十七萬七千二百七十一これに亞ぎ、朴姓三十萬四千二百四十八、崔姓十九萬二千三百三十七、鄭姓十四萬七千四百五十七、趙姓八萬五千九百九十四、姜姓八萬一千八百四十一、張姓八萬二千七百七十二、韓姓七萬七千二百二十四、尹姓七萬四千二百九十二等の順位になつて居り、吳、林、申、安、宋、徐、黃、洪、全、權、柳、高、文、白、梁、孫、劉、許、裴、曹、盧、朱、沈、車、南、康、田、任、河、郭、禹、丁、羅、池、元、閔、具、嚴、方、成、辛、俞、蔡、玄、姜などの諸姓も多い方に屬する。

世帯數に依る姓の順位（全姓）

高柳榎全洪黄徐宋安山林吳尹韓張姜趙鄧祖朴李金	姓	世帯数	八九八、三三九	五七七、二七一	三〇四、二四八	一九〇、三三七	一四七、四九七	八五、九九四	八一、八四一	八〇、二七二	七七、二三四	七四、二九二	六〇、九九五	六〇、一四〇	五六、〇八〇	五四、二六五	四九、二五八	四九、一七一	四九、二二九	四七、三三五	四五、二七六	四三、二二二	四三、三九九	三三、三七一
池榎丁舟郭河日川良内取儿木成胃張前劔孫榮白久	姓	世帯数	三五、四一九	三四、〇九六	三三、三八八	三二、五四〇	二七、三五四	二六、五〇二	二六、一〇四	二三、五二一	二〇、五三三	一九、一〇四	一八、九八三	一八、八九二	一七、〇九〇	一五、四二八	一四、九〇〇	一四、三九七	一四、〇七七	一四、〇五九	一三、九三七	一三、八二七	一三、八〇二	一三、一八五
下魯呂石古孔楊廉千逢成陟玄葵俞辛成方成貝関元	姓	世帯数	二二、八八二	二二、八二八	二二、〇九九	二一、九七二	二一、三六二	二一、三五二	二一、二二五	二〇、九七六	二〇、八五六	二〇、四四二	一八、七五九	一七、八三九	一七、七八五	一七、七八五	一七、一七〇	一六、八五七	一六、三九一	一四、八四八	一四、八〇八	一四、七三三	一四、九九八	一四、三七四
琴直房泰玉孟王柱宜表奇延卓魏薛周蘇明慎馬都秋	姓	世帯数	二二、五三三	二二、四九六	二一、四〇八	二一、四〇五	二一、四四二	二一、四四二	二一、六八五	二一、五六六	二一、四〇三	二一、三六五	二一、三六五	二一、三六一	二一、三〇二	二一、三〇二	二一、三三二	二一、二八二	二一、二〇八	二一、八九九	二一、八五二	二一、七二五	二一、六四〇	二一、五六一
豊史内夫早片承木太余此靴坂下野子	姓	世帯数	一五、二二四	一五、一三三	一四、九三三	一四、五四四	一三、六六五	一三、三三三	一三、三三九	一三、二〇九	一三、〇三三	一三、〇三三	一三、〇九〇	一三、〇七七	一三、〇七三	一三、〇四三	一三、〇三八	一三、〇三二	一三、〇一四	一二、九三七	一二、八八五	一二、八九九	一二、八〇二	一二、七七二

金	李	朴	崔	鄭	趙	姜	張	韓	尹	吳
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
單	隔	隔	隔	隔	隔	隔	隔	隔	隔	隔
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
星	凡	道	丘	襄	一	一	一	一	一	一
德	君	端	種	旁	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

大姓の發展

國勢調査の結果により、現在朝鮮に於ける大姓としては、金、李、朴、崔、鄭、趙、姜、張、韓、尹、吳、林、申、安等の諸姓を算することが出来るが、これ等の大姓中には多數の名門右族がありて、各地方に同族の集團部落を構成して發展して居る。試みに各面世帯數の一割以上を占むる諸姓に就いて、その各道に於ける發展状況を窺ふと略ぼ左の如くなつて居り、金姓の二千四百八面を第一位とし、李姓の二千七十八面がこれに亞ぎ、朴姓の五百四十一面、崔姓の百五十六面、鄭姓の百二面等は有名なるものである。

全鮮大姓發展面數調

(一面一割以上を占むるもの)

姓	全鮮	京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道
金	2,408	233	108	131	177	224	229	234	204	184	121	151	133	133
李	2,718	234	100	120	131	131	131	121	102	133	126	120	133	133
朴	541	22	31	16	16	10	7	100	33	23	33	24	23	27
崔	156	8	1	5	11	3	2	100	9	7	33	3	8	23
鄭	122	6	8	2	6	3	14	6	5	1	10	3	2	1

辛 成 方 殿 具 関 元 池 羅 丁 禹 郭 河 任 田 康 日 中 比 朱 立 韓 認

第二章 姓氏の變遷と同族部落

レ	ハ	ノ	マ	六	二	一	レ	五	三	六	四	四	八	ル	四	七	二	六	レ	レ	マ	
一	レ	レ	レ	一	一	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	
レ	レ	レ	レ	二	レ	レ	レ	二	レ	レ	レ	二	レ	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	
レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
レ	レ	レ	レ	一	一	レ	レ	三	四	レ	一	レ	一	レ	三	レ	一	レ	レ	レ	四	一
レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	二	レ	レ	レ	レ	一	レ	一	レ	レ	レ	一	二
マ	三	レ	レ	レ	二	レ	レ	レ	レ	レ	レ	四	レ	四	レ	一	二	一	レ	二	四	二
レ	レ	レ	レ	レ	二	レ	一	一	レ	二	二	レ	レ	レ	三	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
レ	レ	三	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	レ
レ	レ	一	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	二	二	レ	三	レ	一	一	レ	レ
レ	レ	レ	四	レ	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	一
レ	レ	レ	レ	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ

范	公	皇	承	奉	鞠	鮮	諸	將	潘	董
-	=	-	=	-	-	-	-	-	-	-
									-	
					-					
-										
		-						-		
							-			
				-						
	=		=			-				
										-

姓の分布

國勢調査の結果に依る朝鮮人の姓の種類は僅に二百五十種に過ぎず、その中に在りても大姓乃至著姓に屬するものが大部分を占めて居る。今試みに各道に於ける姓の分布を見るに、その種類の最も多きは、高麗及び李朝王都の所在地たる京畿道の百八十五姓にして、これに亞ぐは忠清南道の百七十二姓、黃海道及び江原道の百六十九姓、慶尙南道の百六十八姓等である。その最も少きは長く政治及び文化の中心より遠ざかつて居た平安北道の百四十八姓であり、忠清北道の百四十八姓、平安南道及び咸鏡南道の百五十三姓、咸鏡北道の百五十五姓等も少い方である。而して大姓乃至著姓に屬する姓は各道に汎く分布して居るが、稀姓の中には或る道に有

りて他の道に無いといふやうな姓が少からずありて、道別乃至府都島別に就いて觀察すると、姓の地方色が判然と浮び出て居る。さればこれ等特色ある諸姓の歴史的攻究を行ふに於ては、その祖先の發祥、定着、移動、及び同族發展の消長をも明かにすることが出來て頗る興味が深い。

道別姓氏一覽表（並の順位による）

東道（八五姓）

李、金、朴、崔、鄭、尹、趙、韓、張、洪、姜、安、柳、申、林、宋、黃、徐、吳、樞、高、全、沈、梁、劉、文、白、許、閔、孫、俞、元、南、車、禹、曹、具、盧、任、池、裴、方、成、嚴、辛、咸、丁、朱、郭、田、羅、河、玄、孔、廉、千、陳、楊、王、邊、蔡、石、秦、馬、下、呂、慎、康、南宮、印、延、魚、慶、吉、曺、曠、薛、表、秋、孟、奇、史、蘇、宣、奉、卓、陰、都、魯、皮、牟、片、芮、段、琴、尼、房、周、邵、太、簡、桂、明、智、魏、潘、葛、景、庚、陶、董、尙、彭、陸、玉、杜、唐、鍾、夫、龐、余、平、卜、浪、甄、鞠、馮、胡、路、昔、邢、判、乃、錢、諸、蔣、承、賈、賓、倉、鮮于、段、吳、范、梅、彬、司空、程、甘、皇甫、雲、章、溫、晉、昌、于、吳、東方、彈、艾、諸葛、公、莊、葉、萬、毛、燕、喬、邦、強、夏、光、汝、永、榮、昇、獨孤、應、弓、班、河、袁、單、舍、楚。

忠清北道（四八姓）

金、李、朴、鄭、崔、趙、張、申、尹、安、柳、吳、樞、姜、林、韓、宋、全、洪、徐、黃、孫、南、劉、閔、裴、梁、郭、池、高、許、辛、禹、曹、延、盧、沈、白、成、具、嚴、任、元、又、陳、下、車、河、蔡、俞、丁、羅、潘、陸、廉、呂、朱、千、咸、方、周、孔、玄、魚、田、石、楊、段、琴、庚、邊、薛、秋、都、表、皮、庚、申、陰、慎、孟、馬、南宮、奉、吉、王、蘇、史、曠、牟、卓、宣、秦、昔、魏、奇、

太、房、片、余、錢、蔣、玉、龐、彭、皇甫、段、印、魯、強、桂、諸、葛、程、內、屈、胡、溫、明、
顧、鮑、馮、黃、卜、簡、平、甘、葉、鮮于、陶、甄、晉、墨、毛、司空、段、昌、鞠、異、班、龔、扁、
章、荀、剛、良、弓、景。

(忠清南道
二七二姓)

金、李、朴、崔、鄭、趙、卞、姜、林、韓、張、申、柳、宋、吳、徐、黃、洪、安、權、白、任、俞、田、
全、梁、高、孫、文、具、成、劉、盧、曹、羅、南、沈、裴、許、方、池、閔、車、禹、郭、朱、丁、元、
嚴、河、康、玄、印、陳、蔡、明、千、孟、賈、辛、咸、廉、孔、卞、片、卜、都、秋、閔、邊、表、呂、
慎、蘇、延、南宮、庚、陸、薛、昔、周、吉、扈、牟、馬、鞠、睦、魯、慶、尙、石、房、魚、奉、奇、
寘、荀、王、鮮于、史、蔣、琴、程、溫、寶、葉、錢、潘、龍、芮、殷、卓、玉、袁、太、陰、魏、皮、
秦、香、務、余、柴、承、諸、強、段、智、陶、呂、皇甫、桂、黃、華、杜、魯、夫、班、章、諸葛、邕、
龐、簡、甘、冰、阿、奈、萬、倉、曹、彭、西門、丕、舜、大、西、雷、弓、公、施、胡、毛、梅、邵、
斤、邢、俊、左、乃、浪、連、平。

(全羅北道
二六三姓)

金、李、朴、崔、鄭、姜、趙、林、吳、張、宋、柳、韓、徐、梁、黃、尹、申、高、全、安、文、權、洪、
白、裴、劉、曹、孫、許、丁、盧、河、陳、沈、羅、蘇、田、朱、郭、蔡、成、任、協、車、辛、具、南、
吉、俞、魯、嚴、禹、薛、房、孔、康、池、鞠、元、段、千、閔、廉、晉、玄、王、秋、隨、慎、咸、邊、
卞、杜、南宮、邢、牟、宣、溫、庚、卓、呂、都、程、奇、馬、周、方、表、太、西門、潘、梁、柴、奉、
景、昔、印、玉、寶、諸、石、黃、魯、卜、史、片、余、葛、延、夏、明、睦、琴、昌、扈、孟、魏、章、
慶、蔣、魚、范、荀、唐、鮮于、陰、冰、占、龍、錢、芮、甘、桂、皮、尙、陶、夫、秦、甄、皇甫、吳、

顧、麻、毛、智、賈、梅、淳、彭、班、昇、楚、胡、阿、謝、葛、大、袁、葉、深、水、閻。

全羅南道
（六一姓）

金、李、朴、鄭、崔、姜、高、吳、張、梁、尹、趙、文、林、徐、宋、中、興、曹、丁、黃、安、洪、柳、
全、羅、白、孫、裴、任、許、劉、朱、康、郭、盧、玄、權、車、沈、南、蔡、河、宣、陳、具、千、徐、
閔、魏、池、田、成、孔、俞、邊、夫、廉、馬、奇、秋、禹、辛、房、慎、明、柳、出、蘇、牟、元、秦、
歐、周、下、程、方、薛、咸、左、潘、奉、表、楊、片、卓、范、諸、孟、都、王、龍、玉、吉、邢、庚、
段、石、昔、蔣、銀、錢、余、琴、陰、南、宮、邵、史、諸、葛、皇甫、昇、水、延、承、印、晉、陸、貨、
魚、阿、賤、太、溫、董、甘、大、葉、海、鳳、慶、舜、育、昌、皮、胡、景、丙、吳、陶、葛、施、班、
桂、鮮、干、彭、智、杜、袁、龐、甄、邦、簡、荀、卜、舍、鳳、謝、星、道、凡、采。

慶尙北道
（六三姓）

金、李、朴、崔、鄭、權、張、尹、徐、姜、黃、申、林、趙、孫、裴、安、全、吳、韓、洪、柳、宋、南、
白、曹、禹、許、文、高、郭、具、河、成、沈、劉、梁、蔡、都、盧、嚴、俞、丁、千、辛、呂、車、池、
石、朱、陳、田、琴、羅、楊、閔、玄、下、蔣、方、秋、任、元、康、孔、咸、魯、皇甫、馬、邊、丙、薛、
余、殷、秦、潘、陸、蘇、司空、廉、片、奇、昔、卓、魏、慎、皮、占、房、太、道、吳、玉、施、錢、
葛、牟、魚、史、周、夏、卜、印、諸、葛、延、王、陰、孟、寶、尙、甘、明、眞、彭、于、堅、奉、邢、
景、杜、章、羅、溫、庚、桂、強、邵、夫、晉、班、鳳、鞠、睦、甄、顧、馮、南、宮、承、左、毛、段、
范、吳、路、平、段、楚、弓、尹、鮮、于、東方、漢、其、謝、莊、董、邦、公、汝、程、胡、丘、鄭。

慶尙南道
（六八姓）

金、李、朴、鄭、崔、姜、尹、趙、徐、張、黃、安、河、孫、林、裴、宋、吳、文、曹、權、韓、洪、柳、
白、全、申、辛、梁、盧、成、具、洪、沈、陳、劉、田、車、高、南、郭、宋、下、下、出、丁、孔、慎、

閔、俞、蹇、諸、玉、池、秋、周、方、余、薛、廉、疑、石、都、元、表、終、揚、蔣、李、潘、任、王、
呂、甘、卓、玄、洪、房、蘇、宣、馬、西、明、康、賓、成、段、吉、彭、牟、逸、黃、琴、奇、片、陸、
陟、昔、皇甫、邢、秦、孟、太、央、延、化、魏、葛、鞠、卜、夫、夏、庚、皮、駁、晉、溫、昇、麻、
阿、杜、施、祖、尙、雍、錢、邦、程、甄、昌、桂、屈、龐、蔡、柴、泰、陰、賈、公、西門、印、堅、
承、左、諸、穆、楚、吳、南、宮、鮮、士、司、空、段、襄、鳳、簡、景、陶、強、吳、于、莊、西、鮑、君、端、
柔、強、考。

黃海道
六九姓

金、李、朴、崔、鄭、趙、吳、張、尹、申、姜、韓、柳、安、洪、宋、林、黃、閔、高、岳、文、白、劉、
徐、全、梁、康、橫、車、郭、盧、元、任、禹、邊、計、羅、裴、田、蔡、池、呂、曹、魯、沈、楊、方、
丁、孔、河、俞、奇、成、玄、廉、朱、具、辛、周、嚴、成、南、慎、表、奉、千、陳、玉、景、明、
皇甫、延、南、宮、石、胡、印、簡、桂、蔣、秋、承、吉、王、莊、賓、秦、曠、牟、焦、卞、駁、郭、孟、
薛、蘇、史、馬、段、琴、邵、甄、鮮、于、都、雷、鞠、習、諸、葛、昇、宣、昔、陶、皮、龍、堅、陸、卜、
吳、甘、葛、片、邢、萬、陰、章、天、魏、于、黃、吳、諸、夜、余、平、尙、杜、弓、屈、喬、班、哥、
丙、獨、孤、夫、太、宗、宋、願、路、頂、鍾、庚、乃、梅、秦、包、房、彭、漢、錢、吳、僕、段、范、
施、竇、萊、公、伊、丕。

平安南道
二五三姓

金、李、朴、崔、韓、鄭、趙、吳、林、張、尹、安、洪、康、宋、車、白、黃、盧、文、劉、高、申、全、
徐、姜、萬、羅、玄、孫、田、梁、朱、郭、任、裴、楊、成、邊、石、元、禹、池、蔡、柳、曹、許、吉、
權、丁、嚴、河、沈、明、桂、魯、王、章、孔、弓、閔、表、廉、鮮、于、玉、俞、呂、蘇、魚、南、卓、

秦、奇、陳、周、皇甫、承、馬、下、具、孟、千、延、印、成、胡、丙、都、史、殷、薛、皮、龍、辛、
奉、頌、夜、魏、片、莊、彭、秋、尼、包、余、宣、異、蔣、牟、邦、萬、景、慎、獨孤、鞠、董、尙、
南宮、卜、連、丕、雷、東方、國、夫、鍾、葛、杜、甘、公、晉、慶、智、民、燕、嗜、諸葛、順、陰、
房、溫、太、陸、簡、堅、左、阿、冰、瀝、恩、強、毛、弼、

平安北道
（一四八姓）

金、李、崔、朴、張、鄭、白、韓、洪、趙、吳、姜、安、康、文、林、車、尹、宋、梁、劉、田、全、許、
申、黃、高、吉、徐、盧、桂、方、元、邊、玄、咸、朱、柳、羅、裴、孫、明、卓、鮮于、承、池、任、
權、沈、蔡、獨孤、楊、曹、禹、公、郭、嚴、河、石、魯、具、廉、俞、王、辛、玉、周、姜、孔、陳、
魏、閔、印、郝、秦、南、智、魚、呂、胡、成、蘇、孟、丙、丁、東方、宣、秋、韋、千、薛、毛、韋、
潘、弓、余、龍、皇甫、董、延、馬、卜、奉、片、琴、史、殷、下、蔣、尙、鞠、諸、溫、奇、伊、慎、
太、燕、甄、皮、陸、冠、慶、陸、庾、萬、莊、顧、夜、甘、頌、杜、陰、異、房、南宮、夫、晉、邵、
程、葛、簡、于、包、景、賓、班、嬰、

江原道
（一六九姓）

金、李、朴、崔、鄭、全、張、尹、趙、安、申、韓、洪、黃、權、林、姜、宋、沈、柳、高、嚴、徐、吳、
成、孫、劉、元、辛、南、計、池、白、朱、盧、文、梁、任、曹、裴、邊、陳、閔、禹、田、玄、車、方、
郭、丁、吉、廉、羅、龍、蔡、康、具、成、千、俞、河、石、秋、孟、馬、魚、南宮、孔、卓、史、楊、
延、郭、魏、賀、房、秦、下、魯、呂、潘、宣、唐、梁、薛、王、周、印、蔣、昔、奉、慎、表、陸、琴、
皮、程、奇、商、董、桂、承、丙、片、鮮于、皇甫、陸、太、玉、葛、余、蘇、明、諸葛、弓、殷、夫、
陰、庾、牟、路、尙、雲、邵、胡、公、賈、溫、晉、鞠、韋、弼、獨孤、楚、卜、吳、扈、甘、景、司空、

顧、鍾、燕、邕、杜、后、彈、彭、天、于、毛、寶、水、邢、其、柴、東方、汝、諸、左、章、班、倉、錢、馮、浪、陶。

(一五三姓) 咸鏡南道

金、李、朴、韓、崔、趙、全、鄭、姜、朱、張、申、尹、劉、安、林、高、黃、徐、文、吳、洪、宋、沈、廉、元、駸、梁、白、盧、陳、許、孫、柳、方、池、裴、黃、樞、車、秦、康、成、魏、楊、邊、曹、玄、禹、南、任、孟、魯、千、辛、馬、孔、石、閔、羅、田、郭、俞、延、河、卓、占、都、呂、成、薛、溫、周、丁、魚、秦、具、太、慎、弼、琴、杜、秋、鮮于、南宮、醜、胡、桂、王、表、下、玉、奇、明、陸、史、弓、公、燕、慈、承、蘇、印、片、皇甫、芸、宣、國孤、丙、皮、曠、萬、夫、殷、尙、潘、智、國、奉、彭、顧、卜、浪、余、晉、蔣、景、章、牟、房、慶、甄、路、鞠、毛、伊、姚、包、昔、錢、賓、平、陶、唐、簡、葛、袁、馮、邵、楚、施、夜、濂。

(一五五姓) 咸鏡北道

金、李、崔、朴、許、韓、鄭、姜、張、全、尹、黃、趙、安、申、吳、林、南、方、玄、朱、宋、蔡、池、洪、俞、徐、高、柳、嚴、樞、馬、文、車、劉、梁、裴、石、孫、太、千、白、沈、元、廉、羅、盧、黃、楊、任、呂、曹、邊、禹、田、成、陳、康、郭、丁、閔、具、孟、辛、河、慈、成、慎、魯、蔣、延、奇、陸、卓、楚、孔、吉、魏、卜、都、秦、房、庚、周、秋、薛、魚、皮、蘇、史、表、胡、下、片、夫、杜、姚、駸、牟、王、桂、明、晉、龍、潘、皇甫、印、溫、南宮、鮮于、米、玉、龐、宣、陸、智、弓、承、丙、慶、葛、燕、奉、鞠、班、介、毛、陰、吳、余、扈、公、判、諸、尙、平、程、梅、邦、乃、莊、弼、馮、順、堅、景、真、諸葛、水、錢、先、萬、墨。左。

大姓乃至著姓に屬するものはいづれの地方にも多いが、各道に於ける姓の順位は必ずしも一様ならず、全鮮

中で金姓は斷然群を抜いて多數を占むるに拘らず、全州李氏の本據たる關係もあらうが、京畿道では李姓が金姓よりも多くなつて居り、其他の道では金姓が第一位、李姓が第二位となつて居る。朴姓は平安北道及び咸鏡北道以外に於ては第三位を占めて居るが、其他の大姓には各道毎に多少順位に上下あり、また大姓以外の諸姓が地方によりて、その種類及び多少に著しき變化があることは、民族の分布、及び同族部落の消長を見る上に、見逃し難きことであると信ずる。各道に於ける大姓の發展狀況を見るに、各面總世帯數の一割以上を占むる同姓の集團面數の多いものとしては、金氏二千四百八面、李氏二千七十八面、朴氏五百四十一面、崔氏百五十六面、鄭氏百二面、韓氏四十一面等で、金、李、朴、崔の四姓の如きは、内地の所謂源平藤橘以上の大姓たることを示して居る。斯く多數に同一姓氏が、同一地方、同一行政區域内に分布せる結果、種々の間違ひを生じ非常なる不便を招いて居る。朝鮮に於ける姓の種類之甚だ少きことに就いては、大姓崇拜の觀念の強きにも大原因を有するのであるが、模倣と單純とは獨り姓のみならず、朝鮮の民族性を貫く特殊の傾向である。

各道四大姓集團面數調

京畿道	金氏	二四二	李氏	二三九	朴氏	四三	崔氏	八
忠清北道	金氏	一〇四	李氏	一〇〇	朴氏	二一	鄭氏	四
忠清南道	金氏	一七二	李氏	一七〇	朴氏	一八	崔氏	五
全羅北道	金氏	一八七	李氏	一五二	朴氏	三八	崔氏	一一
全羅南道	金氏	二六四	李氏	一五二	朴氏	一一〇	鄭氏	一二

慶尙北道	金氏	二六九	李氏	二三二	朴氏	七七	崔氏	一六
慶尙南道	金氏	二四五	李氏	一九一	朴氏	一〇〇	鄭氏	三六
黃海道	金氏	二〇五	李氏	二〇八	朴氏	二二	崔氏	九
平安南道	金氏	一四五	李氏	一二七	朴氏	二七	崔氏	七
平安北道	金氏	一九一	李氏	一六〇	崔氏	二三	朴氏	一一
江原道	金氏	一七三	李氏	一六〇	朴氏	二九	崔氏	二二
咸鏡南道	金氏	一三三	李氏	一二三	朴氏	二七	韓氏	二二
咸鏡北道	金氏	七八	李氏	六四	崔氏	二四	朴氏	一七
全羅總計	金氏	二、四〇八	李氏	二、〇七八	朴氏	五四一	崔氏	一二五

朝鮮に於ては前述の如く同姓の非常に多い上に、命名の仕方にも、血族關係を表示する排行法を始め、極めて制限されたる方法が行はれて居るので、府邑面の如き同一行政區劃に同姓同名が頗る多く存し、最近京城府に於て府内の戸主中、同姓同名のものを調査した所に據ると、その二十戸以上のものが左の如く多數に上つて居る。若し戸主のみならず、家族の同姓同名までも調べたら、その數は夥しきものがあるであらう。

京城府内同姓同名の戸主調 (二十戸以上に達せるもの)

△金	召	史	△金	姓	女	△金	貞	淑	六九
△李	召	史	△金	春	植	△金	元	植	六一
△金	恩	植	△金	水	植	△李	春	植	五二
△李	貞	淑	△李	元	植	△李	元	植	三七
△朴	貞	淑	△金	相	俊	△金	弘	植	三〇
△金	相	玉	△金	明	添	△朴	春	植	二六

△李	鍾元	二六	△金	鍾植	二五	△金	鍾順	二四
△金	英培	二四	△金	龍雲	二三	△金	泰植	二三
△金	興植	二三	△李	永相	二三	△金	仁植	二三
△李	洋福	二三	△李	思根	二三	△金	俊植	二三
△金	東煥	二三	△金	東洙	二三	△李	鍾泰	二三
△金	恩根	二二	△李	恩植	二二	△李	淑子	二二
△李	鍾國	二二	△金	淑子	二二	△金	聖培	二二
△金	德根	二〇	△金	東植	二〇	△金	英植	二〇
△李	存三	二〇	△金	明植	二〇	△金	仁煥	二〇
△金	明煥	二〇	△朴	永植	二〇	△金	明玉	二〇

(朝鮮の姓名民族に関する研究(五)に據る)

第三節 同本同姓

姓 と 本

朝鮮に於ては姓と氏との區別が嚴格にされて居らぬ爲めに、姓は往々氏と混同され、例へば金姓、李姓、朴姓、鄭姓、尹姓のこと々金氏、李氏、朴氏、鄭氏、尹氏と稱され、普通に姓のことを姓氏と書き、「大東韻玉」といふ字典に見ても、姓の字の註として、比人所生也と誌し、「刑法大全」にも姓と氏との同じ人のことを、氏貫可俱同姓人と記して居る。朝鮮の人の姓は、人の名を構成する點に於ては、内地の人の氏と全く同じであるが、姓は内地の氏の如く家の名ではなくして全く人の名である。換言すれば、姓は家に附いたものではなく人

に附いたものであるから、假令その人の家は變つてもその姓は變はることはないのである。これ即ち朝鮮に於て戸主と家族との姓が異なり、また夫と妻との姓が違つて居るのに徴しても、氏と姓とは全然別個のものである。古代の母系時代は別として、父系時代になつてからは、元來姓は父から子に傳はるもので、人の姓は父の姓に因つて定まることになつて居り、例へば、父が金姓であれば子は必ず金姓であり、子が李姓であれば父も亦必ず李姓であるべき筈であり、如何なる場合にも母の姓は子の姓となることはない。姓が父の姓に因つて定まり、家の變更によりて變らない結果、姓は明かに男系の血統を表章することになる。男系の續いて居る間は子孫は同じ姓を承けるので、男系の血族は皆同姓であるが、姓の起源が前述の如き事情に在る以上、同姓必ずしも男系血族とは稱し難く、實際に於ては男系の血統を同じくしない同姓のものが數多く存在して居る。そこで別に本といふものを定め、本と姓との同じものを以て男系血族の表章として居る。本は本貫、または郷貫といひ、或は本籍、貫籍、氏貫、籍貫、姓貫、族本とも稱し、單に本籍、郷とも呼び、一つの男系血族の始祖の發祥地、又はその長期に亙りて定住したる地を稱し、中には賜姓と同じく賜貫した例も多い。例へば、全州李氏、慶州金氏、密陽朴氏とある場合には、全州・慶州・密陽は即ち本である。地方に蟠居したる豪族が、氏族の系統を明かにする爲め、郷貫を稱するに至つたのは、姓の發生よりも遙かに遲れて、新羅末期頃より行はれたものであることは、金石文其他により學者の推定が一致して居る。この姓と本との同じものは同じ男系の血族であり、これを同本同姓と稱し、即ち氏族を表す姓氏となり、同一族譜に登載されて居る。姓に對し本は氏

に當り、同姓同本は同一氏族となり、昔は氏族は兩班階級のみに限られて居た。今は庶民階級までが姓の上に本を附し或は族譜を買ひ入れて、金海金氏とか、慶州李氏とか、勝手に氏を稱するやうになつたので、姓氏の區別が混亂して來たが、本來庶民には姓はあつても氏はないのである。朝鮮に於ては同本同姓の間に於ては絶對に婚姻をせず、また同本同姓の間にのらざれば養子縁組をせぬことになつて居る。以上は同本同姓のことを述べたのであるが、男系血族中の異本同姓としては、江陵の金姓と光州の金姓とは、本も始祖も違ふのであるが、共に新羅の金閔智から出たとなつて居り、斯かる例は外にも多くあり、これを同本同姓と視て婚姻を避けることもある。また男系血族中の異姓にありても、安東の權姓は元は慶州の金姓であつたものが、高麗太祖の時に特に權姓を賜ふて安東を本と定めたので、同本でも同姓でもないけれども、慣習上これを同本同姓と同じに視て居る。男系血族でない同本同姓としては、金海の金姓は鮮洛の首露王から出たのであつけれども、その分派の中には新羅の敬順王から出たものがあり、勿論男系血族ではないが、慣習では男系血族の同本同姓と同じに視て居る。收養子は收養者の姓に従はしめる結果、同本同姓となつても、これを男系血族とは視ない慣習がある。

各姓の本貫數

雜駁不統一の嫌ひはあるが、姓と本貫とを最も多く収録して居るものは、何と曰つても『増補文獻備考』である。姓の傳來そのものに多くの疑問のある朝鮮に於て、これに關する文獻の價値を三爲するのは遺憾の話であ

るから、私は姓及び本貫を調べるに當り同書を有力な資料として取扱ひたい。即ち「増補文獻備考」所載の姓氏は四百九十七種に上り、各姓の本貫を数へて見ると、その本貫数の多いものとしては、金氏の四百九十九、李氏の四百五十一、崔氏の三百二十六、朴氏の三百九、張氏の二百四十五、林氏の二百十六、留氏の二百十、鄭氏の二百十等を擧げ得るが、大體に於て本貫数の十以下のものが、大部分を占め、また本貫不明のものも百四十姓の多きに達して居る。

各姓別本貫數調

姓	實數	姓	實數	姓	實數	姓	實數
季氏	四五	吳氏	一六四	宋氏	一七二	魚氏	一九
金氏	四九九	養氏	一〇四	俞氏	九八	贖氏	九
朴氏	三〇九	沈氏	六三	元氏	四二	蔡氏	四九
鄭氏	二一〇	安氏	一〇八	黃氏	一六三	辛氏	五一
尹氏	一四九	許氏	五九	曹氏	一二八	丁氏	六八
權氏	三二六	豐氏	二四五	林氏	二一六	丁氏	二二
柳氏	一三一	閔氏	二五	呂氏	三七	孟氏	二七
洪氏	一〇一	任氏	一二〇	姜氏	七九	韓氏	五三
申氏	一五五	南氏	五七	禹氏	三八	文氏	一三二
權氏	五六	徐氏	一五三	孫氏	四六	尙氏	八
趙氏	二一〇	具氏	三二	孫氏	一一八	河氏	七〇
韓氏	一三一	成氏	五四	盧氏	一三七	蘇氏	一二
						本氏	一九
						薛氏	二三
						楊氏	四七
						成氏	六四
						鄭氏	二七
						秦氏	一四九
						劉氏	二〇
						廣氏	二〇
						陽氏	一一八
						奇氏	二二
						池氏	八一

種 龍 經 宇 鳳 頁 葉 樂 家 京 弓 宮 明 仇 唐 章 那 車 魏 陸 孫 馬 太
氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏

一 二 六 五 一 一 二 四 一 二 五 一 二 三 二 五 五 二 一 五 一 一 〇 三 一 七 三 三 三 三

胡 于 楚 於 諸 季 吳 智 水 起 史 慈 玄 田 高 嚴 康 全 白 慶 慎 卜 達
氏 氏

七 一 三 二 一 二 三 八 二 三 六 二 〇 六 一 〇 一 〇 六 五 六 一 七 三 一 五 七 四 一 五 四 二 六 七

桂 啓 米 德 附 遇 乘 函 站 午 尼 便 王 孔 方 房 沛 雁 周 朱 廷 言
氏 氏

二 一 四 五 一 一 二 二 三 一 一 三 一 一 五 四 一 七 〇 一 五 七 五 三 五 九 三 三 三 二 六

舜 石 印 華 荀 彬 賓 甄 對 采 海 乃 部 宜 丘 玉 魯 牟 芮 卜 余 殷 斐
氏 氏

一 三 三 一 三 二 四 七 一 一 五 一 一 九 三 一 九 六 四 二 一 六 九 二 八 三 六

炭 毅 梅 華 干 編 頌 萬 豚 吞 霖 敦 翁 馮 石 公 承 鞠 甘 昌 皮 葉 莊
氏 氏

三 〇 二 三 一 六 一 一 一 一 二 三 三 七 三 八 〇 四 四 一 〇 五 二 六

第一編 姓氏の變遷と同姓宗族
第三編 (續前)

六二

召 尿 櫻 要 姚 鮮 燕 片 先 天 專 屬 邁 邁 千 道 知 箕 時 伊 邦 應 江
氏 氏

一 一 一 一 三 一 五 三 一 二 一 一 二 四 九 一 一 一 一 二 九 三 一

價 合 夏 夜 買 瓜 花 華 麻 佐 賀 和 那 何 好 甫 伍 杜 珠 維 夫 蘆 盛
氏 氏

二 三 二 三 六 一 二 一 二 一 一 三 二 三 二 一 一 四 一 一 四 四 一

歐 仰 將 相 漁 甚 象 桑 楊 谷 庄 涼 彌 芳 苦 雷 來 樵 艾 泰 槐 榮 化
氏 氏

一 一 一 一 二 一 一 一 一 一 一 二 四 一 一 一 一 五 一 一 二 二

會 昇 勝 穆 刑 靈 敬 永 取 井 景 京 聯 榮 門 溫 昕 芸 員 雲 雲 俊 程
氏 氏

一 二 二 一 一 一 九 二 四 九 〇 一 一 一 六 二 一 一 一 三 一 一 三

曲 燭 谷 獨 郁 范 凡 占 尊 森 陰 守 貽 壽 堅 鑄 板 簡 班 偉 漢 判 弘
氏 氏

一 一 一 一 一 三 一 一 一 一 〇 三 二 一 三 三 一 九 三 一 一 一

れ、その他の同族もそれら、多数の派に分れたものがある。これ等の同族は、一族乃至各派に於て族譜を編纂し、各その姓氏の出所を示し、本貫を詳かにし、一族の親疎、譚庶、婚姻の關係、經歷等を明かにして居る。

氏族の種類類

姓と姓氏即ち氏族とは混同してはならぬが、「増補文獻備考」所載の姓氏には、古文獻に散見する亡姓をも擧げてあり、またその本貫中には高句麗・百濟・新羅等の古地名さへ見えるから、當時實在の姓及び本貫數よりは遙かに多くなつて居ると思はれるが、本書はその性質上敢てこれを考證穿鑿する必要はないであらう。そこで試みに同書の記述を基礎として、左に本貫別の姓氏一覽表を作製した。勿論これは一東國輿地勝覽」に於ける姓氏の記述と同様に、單に姓の分布と見るべきでなく、同族部落と密接なる關係ある氏族の種類及び分布を示したものと解せねばならぬ。

本貫別姓氏一覽表

李氏 全州、慶州、延安、全義、廣州、韓山、德水慶州別、龍仁、鳳興龍州別、星州、京山龍州別、碧珍慶州別、廣平慶州別、加利慶州別、固城、陽城、牛峰金州別、眞寶、咸平、禮安、富平、丹陽、永川、興陽、長水、平昌、浹川、江陽慶州別、清州、光州、光陽、咸安、仁川、原州、古阜、羽溪江原別、戰寧、青海北青別、河濱大丘別、洪州、泗川、新平咸州別、安城、梁山、梁州咸州別、公州、平壤、鳳山、安岳、開城、益山、遼安、朝宗加平別、蔚山、龍川、貞州慶州別、延豐、水原、楊州、德山、林川、咸陽、牙山、順天、淳陽、泰安、竟洋、忠州、高靈、龍安、寧海、舒川、道安清州別、祥原、益興咸州別、砥平、臨陂、

三陟、保城一作豐城、商山一作豐城、河陰一作豐城、扶餘、鎮安、安邊、順川、江華、鎮江一作豐城、漢陽一作豐城、豐壤一作豐城、沙川一作豐城、
 坡平一作豐城、雙阜一作豐城、青丘一作豐城、內彌一作豐城、爭忽一作豐城、今音一作豐城、宗德一作豐城、南陽一作豐城、南川一作豐城、守安一作豐城、臨津一作豐城、臨江一作豐城、
 竹山、交河、深岳一作豐城、僧嶺一作豐城、幸州一作豐城、加平、振威、永新一作豐城、處仁一作豐城、陰竹、秋溪一作豐城、高安一作豐城、果川、鈴
 川、連川、拜音一作豐城、間身一作豐城、調豐一作豐城、信城一作豐城、新豐一作豐城、高丘一作豐城、興陽一作豐城、驪陽一作豐城、政整一作豐城、雲川一作豐城、清
 風、天安、豐盛一作豐城、頓義一作豐城、毛山一作豐城、沔川、瑞山、地谷一作豐城、仁政一作豐城、沃川、陽山一作豐城、溫陽、大興、居邊一作豐城、
 文義、懷仁、清安、青山、定山、德恩一作豐城、鎮岑、石城、平澤、青陽、新昌、保寧、藍浦、稷山、陰城、連山、尼城、
 鎮川、結城、唐津、禮山、木川、永春、德泉一作豐城、利城一作豐城、豆毛一作豐城、羅州、水多一作豐城、綾州、南原、居寧一作豐城、
 長興、會寧一作豐城、富有一作豐城、原栗一作豐城、礪山、皮堤一作豐城、公村一作豐城、長城、朱溪一作豐城、贊城、餘力一作豐城、黑石一作豐城、靈巖、靈
 光、臨瀟一作豐城、造紙一作豐城、望雲一作豐城、珍島、我新一作豐城、平阜一作豐城、才南一作豐城、水金一作豐城、兩日一作豐城、錦山、大谷一作豐城、安城
一作豐城、樂安、淳昌、赤城一作豐城、柳等一作豐城、置等一作豐城、珍山、橫井一作豐城、昌平、龍潭、金溝、樓陽一作豐城、大榮一作豐城、高瀾一作豐城、
 泥波一作豐城、扶安、井邑、沃溝、海濱一作豐城、海際一作豐城、永豐一作豐城、耽津一作豐城、馬嶺一作豐城、長溪一作豐城、陽岳一作豐城、福寧一作豐城、南陽
一作豐城、秦仁、南平、茂松一作豐城、高敞、同福、任實、私安、谷城、杞溪一作豐城、比安谷一作豐城、安東、豐山一作豐城、臨河一作豐城、甘
 泉、晉州、昌原、大丘、金海、密陽、善山、海平一作豐城、青松、安德一作豐城、巨濟、河東、仁同、若木一作豐城、順興、
 東平一作豐城、草窠、清道、醴泉、榮川、興海、金山、黃金一作豐城、迎命一作豐城、昆陽、有寶一作豐城、盈德、義城、南海、鉢山
一作豐城、坤義一作豐城、鹿鳴一作豐城、積珍一作豐城、開寧、居昌、嘉壽一作豐城、宜寧、寧海、河陽、安心一作豐城、龍宮、奉化、清河、新寧、
 梨旨一作豐城、丹溪一作豐城、彥陽、漆原、鎮海、聞慶、咸昌、知禮、立風、迎日、長壽、靈山、昌寧、熊川、機張、江陵、

連谷江原、淮陽、襄陽、洞山江原、春川、史吞江原、醴原、寧越、伊川、平海、通川、旌善、高城、安昌江原、金城、
 通津江原、谷川、麟蹄、瑞和江原、橫城、洪川、浪川、平康、史丁江原、金化、黃州、海州、平山、瑞興、豐川、谷
 山、萬珍江原、信川、白川、江陰江原、文城文化、青松江原、長連、兎山、咸興、永興、靜邊江原、稷州江原、鶴浦江原、
 羅雲江原、襄谷江原、孤川江原、德源、明川、鍾城、端川、高原、洪原、義州、定我江原、延州江原、安州、定州、昌
 城、成川、中和、龜城、成從、嘉山、德川、熙川、博川、永柔、江東、泰川、陽德、雪城江原、海豐、宣城、
 河平、永州、日城、瑤山、歙州、桂林、金巖、玉山、梨川、甘州、參州、寶安、廣陵、仁溪、豐安、完村、平
 章、荆山、梨城、啓川、朝城、德順、湖州、順川、水津、屯村、並州、博城、成任、咸原、永海、廣山、花山、
 弘州、琴山、明月、水宗、澤陽、縉山、金陵、日本、延城、守陵、元山、牛溪、新安、渭溪、石井、江州、江
 興、洪山、善春、泰原、羅城、熙陽、水鏡、莒城、寧城、昌州、岑州、荊州、永原、尙山、通村、才城、台州、
 青原、瑞陽、雪州、懷陽、碧城、海巖、翁州、鳳城、河漢江原、吉州江原、甲山、富寧、槐山江原、
 金氏 慶州、光州、安東、江陵、延安、義城、善山、清風、金海、順天、清道、扶安、尙州、永同、彥陽、豐山江原、
 原州、禮安、海平江原、安山、瑞興、蔚山、咸昌、海豐、高靈、水原、漢南江原、靈光、三陟、康津江原、安老
江原、義興、盈德、成川、琴州、臨津江原、牛峰江原、遼安、英陽江原、樂安、忠州、熙川江原、羅州、錦
 山、梁山、開城、雲峰、沃川、兎山、珍島、中和、南海、春陽江原、醴州、黃利江原、青山、京山江原、濟州、密陽、
 安城、德水江原、龍宮、襄巖、貞州江原、公州、青松、樹州江原、全州、金山、開寧、花開、報恩、牙山、楊根、江西
江原、珍山、光陽、安康江原、松林江原、金郊江原、固城、蕪州江原、晉州、江華、河陰江原、鎮江江原、廣州、見州江原、

本江原人、
 大南子、

漢陽漢州、川寧漢州、坡平漢州、貞松水原、五朵水原、桂石水原、楊平水原、沙梁水原、公村水原、爭忽水原、桂陽高平、黃魚
高平、南陽、仁川、南川南川、長湍、臨澗長湍、臨江長湍、通津、香桐、延昌竹山、朔寧、金浦、幸州高陽、交河、加平、
 龍仁、處仁龍仁、振威、永新龍仁、永平、陽川、砥平、抱川、積城、漣川、陰竹、陽城、高安陽智、甘勿忠州、楸子
濟州、洪州、興陽濟州、冠陽濟州、合德濟州、雲川濟州、林川、丹陽、泰安、韓山、舒川、沔川、天安、毛山人安、瑞山、
 聖淵瑞山、槐山、溫陽、大興、文義、鴻山、堤川、德山、平澤、稷山、懷仁、定山、青陽、延豐、陰城、清安、
 復德、鎮岑、連山、藍浦、扶餘、常山鎮川、結城、保寧、海美、唐津、禮山、木川、全義、永春、德恩恩津、黃
 洞、景明全州、通義羅州、潘南羅州、伏龍羅州、長山羅州、餘船羅州、會津羅州、濟州、良基光州、陵旨光州、瑯津光州、枝
 州、南原、長興、富有羅天、榮村羅天、正方羅天、潭陽、貞石羅陽、砥山、長城、茂朱、寶城、兆陽寶城、益山、黑石
益山、古阜、富安古阜、水金古阜、荒謫古阜、德林古阜、兩日古阜、臨澗靈光、深井靈光、懷義靈光、松旨靈巖、弘慶靈光、望
靈巖、嘉興瑞島、義新瑞島、加用瑞島、淳昌、置寧瑞島、橫川龜山、高堤珍山、金巖珍山、橫程瑞山、金堤、昌平、長平
昌平、龍潭、臨陂、大栗金剛、萬頃、泥波萬頃、阿磨光陽、保安扶安、咸豐咸平、耽津咸平、永可咸平、下果、豐堤咸安、高
 山、秦仁、沃溝、滄尾沃溝、南平、鐵冶南平、興德、高敞、務安、茂松茂長、求禮、長溪長水、谷城、桃田咸安、鎮安、
 馬雲咸安、和順、興陽、南陽興陽、阿要咸安、海南、玉泉咸安、珍山南陽、八馬南陽、杞溪咸安、吉安咸安、甘泉咸安、臨河
咸安、楡山咸安、中牟咸安、永順咸安、海上伊咸安、星州、加利咸安、花園咸安、班城咸安、大丘、河濱咸安、寧海、安德
咸安、東萊、巨濟、昌原、若木咸安、咸陽、陝川、江陽咸安、永陽咸安、草溪、龍泉、榮川、興海、殷豐咸安、山命咸安
 黃金咸安、昆陽、慶山、曲山咸安、保安咸安、丘墟咸安、神義咸安、順興咸安、仁同、鹿鳴咸安、道善咸安、珍餘咸安、岳溪

三嘉、清河、宣寧、安心地方、奉化、漆原、嶺海、安陰安陰、利安利安、聞慶、虎溪虎溪、玄風、軍威、德峰德峰、

茂松地方、陽井地方、豐壤地方、河南地方、平丘地方、曲溪地方、延口、長鬐、益德、靈山、昌寧、泗川、熊

川、莞浦莞浦、真寶、鐵張、英陽、春川、連城連城、和川和川、襄陽、洞山洞山、陞昌陞昌、寧越、伊川、通州通州、平

海、旌善、高城、杆城、平昌、金城、蔚珍、歙谷、楊口、平康、金化、黃州、海州、平州平州、豐川、谷山、長

淵、竟津、鳳山、觀寧、白川、安岳、信川、新溪、殷栗、金川、備州備州、康翎、咸興、永興、靜邊靜邊、登州登州、

瑞谷瑞谷、辰川辰川、鍾城、鏡城、青海青海、德源、富寧、定平、三水、茂山、文川、高原、利城、平壤、

定州、安州、石州石州、昌城、唐岳唐岳、龜城、朔州、北山北山、德川、嘉山、順川、雲山、寧遠、龍岡、三

登、孟山、江東、咸原咸原、廣山、永宗、金陵、延興、延平、青丹、殷寧、津陵、清善、豐海、甘川、陵城、原州、

丘城、宜昌、齊州、昌陽、德津、花川、京州、漢城、永城、玉城、永登、靈城、雪城、砂林、龍淵、龍阜、齊

都、石泉、盈州、溪林、昌州、光原、岑州、白洲、香山、咸寧、安陵、保恩、安樂、桂林、清城、碧山、梅城、

鵝城、安興、黑龍、淵城、鎮多、河州、清梁、永山、花原、珍海、同州、德仁、光陵、峴山、道原、河平、元

州、交江、金峯、清寧、保城、海陽、永江、日城、廣城、江原、古城、武高、涼州、宣城、延城、洛城、花山、

笠山、龍城、宣城、廣陽、連平、大元大元、公州公州、甲山甲山、富寧。

密陽、濟南濟南、竹山、咸陽、順天、高靈、務安、尙州、昌原、義昌義昌、忠州、陰城、寧海、雲巖、丘珍丘珍、

固城、蔚山、雲峰、春川、比安、彦陽、江陵、樸城樸城、茂州、牛峯牛峯、平山、泰山泰山、沔川、軍

威、義興、三陟、德源、押海押海、文州文州、文義、京山京山、蘭浦蘭浦、昭水、遂寧遂寧、貞州貞州、旌善、開城、江

朴氏

華、河陰江蘇、廣州、潁州、潁興潁州、揚州、漢陽漢陽、豐城漢陽、水原、雙阜水原、百丘水原、爭忽水原、楊干水原、南
 陽、利川、仁川、臨海臨海、豐德、楊根、安山、安城、朔寧、高陽、交河、深岳交河、加平、朝宗加平、龍仁、抱川、
 漣川、陽良陽良、高安陽良、伊次君忠州、清州、拜音清州、驪陽清州、公州、新豐公州、清風、林川、丹陽、天安、毛山
天安、瑞山、地谷瑞山、泰安、溫陽、所利沃川、陽山沃川、德山、平澤、穆山、定山、清安、連山、扶餘、石城、鐵
 川、保寧、唐津、藍浦、餘美藍浦、鹽津鹽津、昭堂高靈、鐵貞高靈、禮山、永同、報恩、青山、牙山、完山全州、紆州
全州、羅州、伏龍羅州、從義羅州、任城羅州、濟州、光州、南原、長興、安壤長興、進禮羅州、別良羅州、赤良羅州、栗林
羅州、召羅羅州、豆仍羅州、正方羅州、三日浦羅州、上伊沙羅州、嘉音羅州、潭陽、原栗潭陽、茂豐潭陽、朱溪潭陽、礪山、
 益山、淳昌、寶城、金堤、古阜、荒湖古阜、兩日古阜、靈光、臨海靈光、陳根靈光、臨淮臨淮、樂安、珍山、橫井珍山、
 錦山、大谷錦山、昌平、龍潭、高頃、臨波、綾鄉綾鄉、咸平、永豐咸平、高敏、大良坪高敏、沃濟、光陽、同福、扶
 安、咸悅、谷城、高山、南平、長水、海南、竹山海南、王泉海南、道康咸興、平德咸興、安東、豐山安東、吉安安東、星
 州、晉州、岳陽晉州、廣川晉州、青里晉州、中牟晉州、長川晉州、海上伊晉州、來進晉州、義安晉州、金海、河東、青松、
 大丘、順興、善山、海平善山、仁同、清道、永川、梁山、興海、昆陽、雲征梁山、殷豐梁山、冶爐梁山、襄城、南海、
 海濱襄城、丘墟襄城、保安襄城、魚禮襄城、積珍襄城、禮安、龍宮、開慶、新寧、開寧、利安襄城、加乙山襄城、知禮、
 三岐襄城、嘉壽襄城、宜寧、栢旨襄城、延日、熊川、河陽、安心河陽、奉化、丹城、蓬山、昌寧、泗川、慈仁、原
 州、襄陽、洞山襄陽、寧越、嵐谷襄陽、伊川、基廉襄陽、史吞襄陽、鐵原、高城、象羅高城、平昌、平海、通濟高城、狼
 川、平康、史丁平康、金化、麟蹄、海州、谷山、雄安、瑞興、鳳山、安岳、遼安、信川、白川、文化、兎山、咸

興、文山定州、鎭城、三水、利城、安州、定州、江界、昌城、鎭城、中和、順川、雲山、殷山下島、鎭川、永海、永宗、昌安、保安、保城、順原、曹城、碧城、義贊、清海、蕪海、務平、溪川、宜安、琴山、雲城、南安、尙山、春城、古城、青州、只山、曲阜、延城、雪城、文孝、達南、槐山日本村。

鄭氏

東萊、延日、海州、晉州、河東、草溪、溫陽、慶州、清州、光州、羅州、奉化、瑞山、金浦、醴泉、海南、貞州、昌原、義安、長壽、盈德、永川、廣州、突山、覺津、永定、昆陽、平海、西京、開城、江華、

河陰、羅州、楊州、漢陽、坡州、水原、青丘、南陽、德水、利川、富平、仁川、通津、臨江、

桐、安山、高陽、麻田、交河、龍仁、陽川、延平、陽城、忠州、公州、洪州、清風、丹陽、舒川、沃川、大興、

石城、鴻山、德山、延豐、懷德、扶餘、蕪浦、鎭川、結城、新昌、禮山、陰城、全義、燕琴、保安、永春、才

山、定山、平州、紆州、利城、濟州、綾州、長興、南原、潭陽、突山、赤良、長城、大谷、

金巖、珍島、靈光、淳昌、寶城、咸豐、牟平、永豐、康津、北津、南平、務安、同和、興陽、雲

峰、光陽、仇史、安東、春陽、昇州、加利、尙州、金海、寧海、密陽、善山、海平、青松、松生、

蔚山、仁同、順興、巨濟、大丘、清道、梁山、絮仙、咸安、咸陽、南海、閔浦、義城、黃山、

慶山、清河、咸昌、玄風、比安、昌寧、樸張、禮安、龍宮、慈仁、莞浦、河陽、江陵、原州、北陽、鐵原、

寧越、伊川、襄陽、平昌、通川、旆善、蔚珍、金城、平康、黃州、瑞興、延安、載寧、平山、蔚山、遂安、白川、

江陰、文化、永康、殷榮、兎山、永興、登州、鍾城、德原、穩城、定州、安州、昌城、鎭山、宜川、德

川、祥原、順安、泰川、金陵、鐵城、海豐、山東、錦陵、岑山、昌陵、遂寧、海東、郡寧、長春、漢川、

安定、永原、京城、長豊、寧徳、奉城、滑陽、一成、潯州元授人

尹氏 坡下潯州、海平潯州、南原、漆原、茂松潯州、成安、海南、海州、醴泉、野城潯州、杞溪潯州、楊州、玄風、竹山、高

依、平山、永川、彌州、新寧、徳山、徳豊潯州、廣州、漢陽潯州、豐壤潯州、沙川潯州、水原、龍城潯州、貞松潯州、豊

徳、南陽、武陽潯州、守安潯州、高陽、加平、陽川、蔚城、乳石潯州、衿川、忠州、伊次吞潯州、西原潯州、洪州、新

平潯州、舒川、温陽、天安、鎮川、永春、齊陽、尼城、陰城、巴川潯州、長延潯州、貞海潯州、牙山、全州、筭山潯州、

福浦潯州、雲山潯州、長瀋潯州、茂朱、突山、馬川潯州、靈光、陳娘潯州、徳林潯州、雨日潯州、龍潭、井邑、多慶潯州、

康津扶安、秦仁、南平、務安、竹山潯州、紗羅潯州、玉泉潯州、和順、慶州、神光潯州、安東、臨河潯州、春陽潯州、

加良、長川潯州、白原潯州、河海潯州、瑛寧潯州、保良潯州、連山潯州、昇州、加利潯州、松生潯州、密陽、順興、金

海、巨濟、溥山、河東、佛川潯州、連川潯州、福川潯州、冶爐潯州、盈徳、南海、奉化、賢吐潯州、勿也潯州、龍宮、

梨旨潯州、加恩潯州、山陰潯州、加乙山潯州、成寧潯州、原州、酒泉潯州、刀谷潯州、江陵、淮陽、平昌、平海、小水伊

方、楨城、安峽、黃州、延安、瑞興、鳳山、遼安、白川、楊山潯州、重寧、文化、新溪、快溪潯州、兔山、成興、

靜邊潯州、安邊、福巖潯州、棠岳潯州、祥原、泰原潯州、河平、元州、安興、長平、甲山潯州、

崔氏 慶州、鷄林潯州、全州、東州潯州、海州、大寧潯州、孤竹潯州、朝寧、江陵、和順、水原、隋城、江華、牛峯潯州、忠

州、永川、靈巖、通川、陽川、耽津潯州、開城、稷山、川衷潯州、龍州潯州、珍山、新豐潯州、興海、楊州、泰仁、

祥原、安東、貞州潯州、漢南潯州、永興、登州潯州、河陰潯州、順天、光陽、漢山潯州、羅州、漢陽潯州、坡平潯州、貞

松潯州、南陽、富平、竹州潯州、利川、仁川、長湍、通津、安山、安城、麻田、幸州潯州、金浦、交河、加平、龍仁、

振威、永新^{振威}、砥平、蔚城、杆川、陽城、陽智、果川、連川、廣反石^{蔚州}、所仍林^{蔚州}、清州、公山^{公州}、洪州、
 興陽^{蔚州}、用和^{蔚州}、政豐^{蔚州}、清風、林川、丹陽、韓山、槐山、天安、沃川、溫陽、大興、燕山^{文安}、道安^{文安}、德
 山、平海、定山、青陽、延豐、陰城、忠津、德德、報恩、鎮川、結城、安興^{德山}、扶餘、鎮岑、連山、保寧、海
 美、唐津、新昌、禮山、木川、平義、青山、牙山、紆州^{全山}、利城^{全州}、豆毛^{全州}、羅州、濟州、光山^{光州}、綾州、
 南原、長興、彌良^{彌山}、皮堤^{彌山}、朱溪^{朱溪}、潭陽、潭州^{潭陽}、長城、靈光、森溪^{靈光}、珍島、臨淮^{臨島}、甘勿土^{甘島}、
 錦山、金堤、昌平、金濟、樸陽^{全陽}、巨野^{巨野}、龍潭、咸平、南平、興德、陶成^{高陽}、德巖^{高陽}、茂長、谷城、雲峯、
 長水、陽岳^{長水}、海南、仇良^{龍南}、鎮安、扶安、本井^{本井}、河磨代^{光陽}、咸悅、豐山^{安東}、星山^{星州}、尙州、晉州、義昌
^{昌寧}、大丘、靜城^{大丘}、寧海、密陽、善山、青松、蔚山、東萊、河東、仁同、順興、臨海^{全羅}、江陽^{江川}、草溪、清
 道、榮川、梁山、咸安、金山、多仁^{靈泉}、咸陽、慶山、固城、襄城、益德、河陽、安心^{河陽}、安陞^{安陞}、咸陞^{咸陞}、
 山陰^{山陰}、開寧、三嘉、宜寧、龍宮、聞慶、咸昌、丹城、昌寧、彥陽、漆原、軍威、延日、禮安、原州、襄陽、
 洞山^{洞山}、春川、三陟、寧越、伊川、淮陽、碧山^{通川}、紫巖^{高陽}、旌善、杆城、烈山^{杆城}、平昌、平海、蔚珍、歙谷、
 金城、方山^{楊口}、洪川、金化、平康、史丁^{平康}、瑞和^{瑞和}、黃州、平山、豐川、谷山、延安、江陰^{江陰}、安岳、白川、
 遂安、信川、鳳山、永寧^{松天}、成興、吉州、福寧^{安邊}、鍾城、匡城^{襄興}、德原、明川、青海^{北青}、平壤、義州、安州、
 定州、延州^{延州}、唐岳^{中和}、成川、慈山、宣川、龍川、昌城、嘉山、順川、醴川、价川、靈山、順安、江西、龍崗、
 陽德、江東、殷山、金陵^{以下}、海豐、宣城、楸城、蓋城、瑞化、同城、苞山、潭津、康陵、栗城、寧城、
 翰城、青城、寧川、章豐、安陽、光陵、永城、江津、軍豐、驪山、海西、成城、保城、龍津、花山、信平、珍

城、成津、龍山、青安、越城、銅注、巴陵、寶寧、昌興、兔城、東川、銅州、遼城、東城、汾津、玄州、海城、
水城、川壤、長陵、徐州、臨洮、洛陽、齊州、礪州、美山、龍江、甲山以下野人檢化、富寧。

柳氏

文化、晉州、全州、瑞山、高興興陽、豐山安東、善山、靈光、隨昌隨元、貞州忠清、白川、若木仁同、富平、延安、仁

同、開城、江華、廣州、羅州、楊州、坡平羅州、水原、宗德水原、南陽、甘彌吞高平、仁川、德水江原、竹山、楊根、

幸州高陽、朔寧、麻田、安城、振威、松莊羅州、陽川、衿川、陽城、忠州、西原羅州、公州、沔川、洪州、丹陽、韓

山、舒川、安眠羅山、禾邊羅山、天安、沃川、溫陽、稷山、尼城、青陽、鎮川、結城、青山、紆州全州、羅州、居

平羅州、濟州、光山光州、綾州、南原、長興、大谷羅山、巨擘羅山、光陽、長溪長水、龍安、成悅、興德、大靜、慶州、

杞溪羅州、安東、尙州、星州、大丘、東萊、金海、海平羅山、密陽、順興、咸陽、永川、榮川、興海、盈德、襄城、

安陰安東、河陽、居昌、宜寧、咸昌、丹城、昌寧、延日、英陽、江陵、原州、春川、三陟、寧越、伊川、平海、

通川、旌善、高城、杆城、金城、蔚珍、楊口、海州、西河羅州、平山、鳳山、安岳、金川、兔山、咸興、登州安東、

義州、江界、陽德、文海以下島、山東、監州、馬山、城津、熙陽。

洪氏

南陽、豐山安東、岳溪羅山、開寧、懷仁、慶州、洪州、義興、豐川、開城、漢陽羅州、豐壤羅州、廣州、坡州、坡平

羅州、水原、利川、高陽、安山、陽川、陽城、密州、西原羅州、公州、清風、林川、丹陽、韓山、天安、漣陽、大

興、居邊大興、林城羅山、酒城羅山、青陽、清安、藍浦、仁州、紆州全州、羅州、潘南羅州、濟州、南原、益山、淳昌、

南平、長水、鎮安、安東、尙州、晉州、遼城大邱、昌原、金海、密陽、滄山、青松、仁同、順興、咸陽、豐基、

永陽木川、興海、蔚昌、遼島羅州、茂欣羅州、下活羅州、今勿刀羅州、上島知羅州、宜寧、咸昌、玄風、義興、原州、寧

越、平海、洪川、黃州、海州、延安、登州延安、鳳山、牛峯今人、白川、文化、殷榮、登州安通、孤川安通、德原、
義州、洪原、定州、朝陽朝陽、孟山、洪山以下邑、鶴林、順陽、晉坪、豐陵、金鶴、南城。

申氏 平山、高靈、殷登殷登、天安、利川、鶴州且河、信川、寧海、谷城、朝宗知平、朔寧、昌洲昌寧、江華、見州見州、豐

壤義州、英陽義州、水原、廣德水原、坡州、坡平坡州、南陽、仁川、長湍、德水德水、竹山、高陽、幸州幸州、永平、砥

平、積城、陰竹、忠州、清州、德平清州、新豐公州、新平清州、高丘清州、溫陽、沃川、丹陽、槐山、長延長延、稷山、

德山、青陽、懷德、結城、保寧、牙山、禮山、清安、永同、道安清州、念谷清安、木川、報恩、完山清州、羅州、會

津羅州、光州、光山光州、南原、潭陽、茂朱、丹川茂朱、馬良長城、丁火長城、進禮順天、昌平、咸平、高山、滄尾沃溝、

南平、茂長、永可永可、九阜任安、醉仁任安、泥波任安、興陽、道陽任安、荳原任安、加乙坪任安、務安、慶州、神光任安、

安東、望河安東、兪州、尙州、化寧尙州、山陽尙州、生物尙州、丹谷尙州、主善尙州、晉州、昌原、大邱、解頤大邱、河

嶺大邱、金海、密陽、青松、鍊汀巨濟、蔚山、河東、仁同、順興、梁山、昆陽、咸陽、清道、永川、河陽、安心河陽、

咸昌、新寧、禮安、延日、長鬐、靈山、桂城靈山、昌寧、山陰靈山、鎮海、江陵、連谷江陵、原州、東川原州、寧越、

平海、高城、平昌、金城、平康、洪川、黃州、海州、延安、瑞興、豐川、白川、新溪、襄谷襄谷、登州登州、安州、

定州、永山以下邑、寧山、鶴州、山倉、慶城、豐安、高岑、清源、槐山日本投。

璣氏 安東、醴泉、開城、廣州、靈興靈州、川寧靈州、漢陽靈州、坡平靈州、水原、南陽、利川、安山、高陽、陽川、黔川

黔川、忠州、清州、公州、德山、懷德、連山、扶餘、完山全州、羅州、潘南羅州、靈光、慶州、晉州、兪州、昌原、

金海、密陽、善山、東萊、河東、仁同、順興、迎命金山、興海、知禮、高靈、丹城、禮安、延日、旌善、平昌、

趙氏 延安、豐川、鳳山、白川、文化、登州定州、平壤、定州、花山以下邑、東城。

趙氏

豐壤揚州、炎陽揚州、揚州、平壤、林川、白川、咸安、淳昌、橫城、金堤、稜山、酒泉涇州、江西、富潤高項、南海、

康津、河東、雋陽、開城、江華、河陰江州、廣州、瓊興羅州、坡平羅州、水原、富平、南陽、利川、仁川、豐德、竹

山、楊根、安山、安城、高陽、交河、陽川、積城、果川、杓川、澗川、陽城、忠州、清州、公山公州、興陽濟州、

顯陽濟州、清風、洪州、洪陽濟州、古多只林川、丹陽、泰安、韓山、天安、瑞山、槐山、沃川、溫陽、大興、鴻山、

平澤、定山、青陽、德恩羅州、結城、鎮川、海美、唐津、新昌、永春、猪井魯城、牙山、全州、伊城全州、羅州、綠

嶺羅州、光州、南原、長庚、順天、平陽順天、潭陽、朔山、長城、古阜、靈光、珍島、福興羅州、樂安、錦山、

珍山、昌平、龍安、豐岩龍安、倉山龍安、咸悅、桃田咸悅、扶安、咸平、玉果、沃津、仁義羅州、南平、興德、紗羅

長水、德興羅州、興陽、慶州、安東、甘川安東、豐山安東、尙州、晉州、星州、加利羅州、昌原、大丘、金海、

青松、東萊、仁同、順興、陝川、草溪、咸陽、清道、永川、金山、益德、居昌、開琴、禮安、安陰安陰、聞慶、龍

宮、奉化、紫山、彥陽、鎮海、眞寶、咸昌、高靈、玄風、昌寧、丹城、迎日、新寧、江陵、原州、春川、殷京、

伊川、洪川、金化、楊口、金城、三陟、寧越、平昌、平海、杆城、通川、黃州、海州、永興、延安、平山、瑞興、

豐川、珠津、鳳山、安岳、信川、銀川白川、新溪、文化、咸興、登州安東、瑞川、德源、定茂羅州、安州、昌城、成

川、中和、祥原、德川、順川、博川、泰川、咸原以下邑、兵城、玉川、毛浦、部川、台川、楸山、陸城、芝山、臨

州、順昌、雲平、琴山、白洲、豐城、珍寶、源原、濟州元陵、

韓氏

清州、平山、漢陽羅州、楊州、湍州羅州、鴻山、安邊、嘉州羅州、沔川、谷山、大興、唐津、扶安、保安扶安、開城、

第一卷 姓氏の變遷と同族關係

廣州、豐州、坡州、坡平、豐州、坡平、水原、南陽、利川、德水、利川、德水、仁川、楊根、安山、朔寧、安城、交河、陽川、蔚城、忠州、公州、楸子、楸子、洪州、新牛、新牛、清風、林川、丹陽、韓山、瑞山、沃川、德山、平澤、清安、寺谷、寺谷、鎮川、常山、常山、桔城、海美、鎮岑、新白、黃洞、庇仁、全州、綾州、濟州、居寧、居寧、長興、順天、朱溪、朱溪、榮光、益山、錦山、珍島、古阜、臨陂、咸平、康津、鎮安、馬梁、馬梁、泰仁、長水、泰江、泰江、慶州、一直、一直、尙州、晉州、昌原、星州、永濟、永濟、金海、密陽、善山、仁同、若木、若木、順興、青松、河東、溟珍、溟珍、宜寧、昌寧、玄風、山陰、山陰、新寧、慈仁、原州、淮陽、史吞、史吞、禮原、寧越、平海、金化、黃州、海州、延安、安岳、信川、兔山、咸興、永興、靜邊、靜邊、登州、翼谷、翼谷、衙山、衙山、端川、德源、龜城、利城、西京、西京、平壤、義州、安州、昌城、順川、靈山、靈山、西山、竹城、清海、清城、仙源。

吳氏 海州、同福、寶城、咸興、高敞、荳原、荳原、羅州、咸陽、延日、咸平、三嘉、長馨、和順、朗山、朗山、樂安、長興、叢城、珍原、珍原、殷登、殷登、遼寧、江華、廣州、楊州、漢陽、漢陽、坡平、坡平、水原、南陽、利川、長湍、通津、竹山、安城、僧岑、僧岑、高陽、陽川、永新、永新、陽城、忠州、濟州、公州、洪州、清風、丹陽、韓山、沃川、溫陽、平澤、稷山、石城、藍浦、鎮川、保寧、木川、德山、全義、永春、庇仁、牙山、全州、係利、係利、濟州、光州、綾州、南原、順天、原粟、原粟、康良、康良、平阜、平阜、雲巖、鳳南、鳳南、沙於、沙於、錦山、巨野、巨野、龍安、豆堤、豆堤、倉山、倉山、興陽、豐安、豐安、道化、道化、福川、福川、長水、谷城、海南、紗羅、紗羅、水雲、水雲、南平、牟平、牟平、扶安、沃溝、慶州、杞溪、杞溪、晉州、岳陽、岳陽、早州、昌原、金海、大丘、順興、海平、海平、寧海、仁同、醴泉、陝川、金山、絮侮、絮侮、清道、昆陽、固城、南海、春甘、春甘、巴叱、巴叱、山陰、山陰、皆品、皆品、軍威、安貞、安貞、咸昌、新寧、新寧、泗川、泗川、

昌寧、江陵、原州、鐵原、三陟、寧越、伊川、平海、金城、金化、黃州、延安、平山、豐川、安岳、遂安、信川、牛峯今人、長連、殷榮、口訓下、永興、慶源、蔚陰安、德源、定州、白城、成川、中和、祥原、樹州下、延川、保城、杞川、希陽、慶安、安西、斗原、各川、樂川、青安、順化、碩城、尚城、元州。

姜氏

晉州、衿川、安東、白川、海美、同福、光州、開城、江華、廣州、延州、楊州、漢陽平、水原、南陽、利川、竹山、貞州別、安山、交河、龍仁、平平、抱川、忠州、西原平、洪州、韓山、天安、槐山、溫陽、文義、堤川、南安、恩津、鎮川、唐津、永春、完山金、羅州、統州、礪山、朱溪改、古阜、龍津、咸平、高山、長水、谷城、海南、慶州、尙州、中牟尙、星州、達城大、金海、寧海、密陽、善山、河東、仁同、順興、迎命地、梁山、豐基、義城、宜寧、禮安、感陰安、義興、延日、江陵、寧越、平海、高城、平昌、蔚珍、海州、瑞興、豐川、谷山、鳳山、載寧、信川、金川、文化、康翎、更山、永興、登州安、義州、安州、肅川、龜城、祥原、光陵下、曲山、惠山、順原、汾津、晉海、濟州元、雲南中、甲山野。

沈氏

青松、豐山安、三陟、富有天、全州、宜寧、開城、廣州、漢陽平、靈州、水原、雙阜水、通津、僧嶺湖、忠州、清州、丹陽、沃川、陽山沃、溫陽、天安、鎮川、青山、鎭岑、扶餘、禮山、黃洞、木川、羅州、礪山、茂豐茂、昌平、南平、茂長、尙州、平安內、青里尙、晉州、大邱、昌原、金海、仁同、密陽、善山、繫侮全、咸陽、金川咸、義城、南海、山陰山、龍宮、伐川開、玄風、江陵、羽溪江、鐵原、狼川、平山、豐川、白川、永興、都送水、宜陽昌。

安氏

竹山、廣州、順興、酒泉尙、公山公、忠州、洞州、耽津平、安山、堤川、安康慶、開城、松都平、鎮江江。

石城、陰城、保寧、懷仁、唐津、禮山、燕岐、紆州全州、沃野全州、伊城全州、綾城慶州、羅州、長山羅州、光州、長
 城、南原、檢谷南原、長興、潭陽、礪山、淳昌、寶城、古阜、荒調古阜、靈光、珍島、錦山、富利錦山、龍潭、富洞
高靈、金溝、樂陽高靈、保安扶安、光陽、龍安、咸悅、桃田咸悅、咸平、秦仁、南平、井邑、繪尾沃羅、鎮安、馬獲鎮安
 茂長、務安、長水、同福、興陽、海南、慶州、杞溪慶州、豐山安東、尙州、化寧尙州、功城尙州、青里尙州、達城大丘、
 昌原、星州、壽城大丘、金海、密陽、善山、青松、蔚山、河東、順興、咸陽、陝川、草溪、清道、多仁西原、榮川、
 梁山、咸安、豐基、固城、義城、龍宮、彥陽、聞慶、咸昌、知禮、安陰安陰、高靈、玄風、丹城、比安、軍威、
 義興、延日、長鬐、機張、熊川、江陵、原州、光海西原、鐵原、三陟、寧越、平海、旌善、杆城、高城、平昌、
 金城、楊口、狼川、平康、安峽、海州、延安、谷山、平山、白川、金川、文化、長淵、長延長淵、松禾、永興、
 吉城吉州、安邊、登州安邊、瑞谷安邊、長津、鍾城、茂山、平壤、義州、安州、定州、昌城、成川、官川、龍川、祥
 原、順川、雲山、嘉山、順安、孟山、江東、永海以下邑、寧城、永城、高州、大完、洪城、元州、玉川、文城、安
 興、端安、宜山、化山、清陽、啓陽、沃山、仁平、復寧、寶城、丹原、廣永、長澤、大明中、濟州元朝、甲山野人、
 閔氏 羅興羅州、黃羅羅州、榮州、漢陽羅州、竹山、清山、懷德、青陽、羅州、秦仁、海南、龍宮、延日、玄風、原州、
 慶州、密陽、善山、順興、海州、瑞興、俠溪新溪、永興、昌城、昌善昌善。
 任氏 豐川、長興、果川、牙善咸寧、谷城、懷德、咸豐咸平、羅州、楊州、漢陽羅州、沙川楊州、豐德、竹山、乳石水平、陽
 川、陽城、漣川、清州、公州、備城公州、高丘濟州、丹陽、所利扶川、沔川、永同、唐津、保寧、鴻山、平澤、連山、
 廣炤連山、定山、市津連山、彩雲連山、鏡川、藍浦、鎮岑、結城、全州、沃野全州、景明全州、羅州、長山羅州、光州、

南原、楸谷南原、沙等不詳、蔚山慶興、長城、上伊沙天、富利山、貢牙地方、珍島、嘉興嘉興、義新地方、昌平、龍潭、扶安、保安扶安、道康府、南平、任實、泰仁、沃溝、興陽、泰江興陽、豐安興陽、求禮、沙等求禮、慶州、安東、一直安東、吉安安東、豐山安東、臨河安東、化寧尙州、漣濟尙州、鎭銀尙州、星山星州、晉州、永善晉州、岳陽晉州、大丘、河濱大邱、善山、海平善山、金海、密陽、蔚山、仁同、順興、溟珍巨濟、八莒嶺谷、草溪、榮川、助馬金山、新繁宜寧、咸昌、安貞比安、長琴、漆原、江陵、寧越、伊川、平海、旌善、海州、延安、平山、谷山、文化、長淵、永康慶興、永寧松平、靜邊大興、登州安邊、衡山安邊、泗陽長湍、冠山、豆坪。

南氏 英陽、宜寧、固城、南原、羅興羅州、水原、富平、南陽、安山、陽川、清州、洪州、濟風、全州、羅州、押海羅州、長山羅州、潘南羅州、長興、古阜、南平、慶州、尙州、晉州、星州、密陽、仁同、咸安、金山、義城、南海、鏡村地方、居昌、禮安、釜谷禮安、方叱禮安、原州、淮陽、寧越、平海、橫城、海州、延安、平山、長淵、兔山、登州地方、鍾城、咸從、殷山、河平以下邑、寧城、延陽、坡溪、乙陽、春城、月谷。

徐氏 利川、達城大丘、長城、連山、南平、扶餘、平當坡州、福興禮昌、宜寧、南陽、黃山禮山、醴州羅州、唐城西陽、開城、漢山羅州、羅州、楊州、漢陽羅州、坡平坡州、峯城坡州、水原、雙阜水原、宗德水原、富平、仁川、豐德、安山、安城、高陽、加平、龍仁、處仁龍仁、乳石水原、振威、果川、衿川、陽城、漣川、忠州、清州、公州、德求公州、清風、丹陽、豐歲天安、沔川、泰安、瑞山、溫陽、大興、濟安、恩津、石城、庇仁、熊浦、鎮川、結城、禮山、木川、燕岐、報恩、全州、羅州、安老羅州、會律羅州、光州、綾城綾州、南原、順天、礪山、茂朱、寶城、古阜、造紙羅州、昌平、光陽、扶安、大口廣津、泰仁、同福、鏡治廣津、務安、求禮、任實、長水、海南、慶州、神光慶州、安東、尙

州、許州、金海、密陽、守山海州、善山、仁同、順興、清道、醴泉、咸陽、固城、南海、玄風、軍威、安陰高陽、
感陰安陽、延日、龍宮、昌寧、丹溪丹城、山陰山陽、新繁宜寧、桂城龍山、熊川、江陵、原州、史吞壽州、淮陽、慶原、
寧越、伊川、平海、金城、平康、橫城、海州、延安、平山、瑞興、谷山、鳳山、白川、長嶺、兔山、咸興、吉州、
登州安邊、利城、義州、延川寧邊、定州、昌城、郭山、花山以下縣屬未改、連城、梨川、興川、寶安、寶原、鳳城、普原、
佳城、陞山慶化。

具氏 綾城韓州、廣州、羅興羅州、延昌竹山、安山、朔寧、漣川、忠州、清州、瑞山、新昌、青山、南原、長城、光陽、耽
津新津、興陽、慶州、安東、尙州、晉州、星州、金海、密陽、順興、江陵、原州、旌善、橫城、文化、德興以下縣屬未改、
昌彦。

成氏 昌寧、江華、廣州、坡平坡州、水原、楊根、衿川、洪州、沔川、溫陽、連山、藍浦、石城、鎮川、新昌、牙山、
全州、光州、長興、會源長興、森溪靈光、昌平、同福、慶州、安東、商山商州、功城商州、晉州、班城晉州、星州、金
海、密陽、青松、昌原、仁同、陝川、咸陽、襄城、宜寧、咸昌、鎮海、延日、江陵、原州、寧越、伊川、平昌、
金化、延安、慶興、昌城、三和、箕州以下縣屬未改、章正。

宋氏 礪山、恩津、鎮川、金海、新平洪州、延安、瑞山、冶爐洪州、南陽、泰仁、沃溝、荷州、雙阜水原、德山、安山、竹
山、江陰今入、福興福山、見州福州、江華、河陰江華、廣州、羅興羅州、沙川福州、豐壤福州、坡山坡州、水原、龍城水原、
沙采水原、柱石水原、工二水原、利川、豐德、德水豐德、臨津長湍、仁川、長湍、松林長湍、朔寧、高峯高陽、麻田、永
平、陽川、龍仁、振威、漣川、忠州、公州、良化公州、羅陽洪州、清風、丹陽、安邑沃川、禾邊嶺山、韓山、天安、

溫陽、大興、文義、尼城、陰城、定山、彩釜地方、連山、青陽、稷山、延豐、懷德、懷仁、禮山、全義、全州、羅州、
 潘南羅州、押海羅州、綾州、南原、順天、潭陽、益山、禿達古阜地方、兩日古阜地方、錦山、安城羅山、雲光、赤城羅山、大安
潭陽地方、陳稜潭陽地方、柳等潭陽地方、臨陂、繪尾沃羅、雲梯高山、仁義羅山、高敞、興德、南平、興陽、南陽興陽、馬靈羅山、玉果、
 海南、竹山羅山、紗羅羅山、保安扶安、慶州、北安谷羅州、安東、尙州、晉州、星州、昌原、大丘、河濱大邱、東萊、
 密陽、善山、青松、順興、河清巨濟、陝川、永川、咸陽、有實巨濟、慶山、義城、聞慶、加乙山安山、丹城、丹溪
丹城、河陽、龍宮、漆原、咸昌、高靈、玄風、靈山、昌寧、熊川、江陵、原州、鐵原、史吞羅川、淮陽、寧越、伊
 川、狼川、金化、平康、史丁平康、海州、平山、豐川、遂安、白川、新溪、青松松禾、咸興、永興、登州安山、福靈
安山、平壤、定州、德川、碧潼、江西、陽德、礪山山下、鎮原、青川、月谷、丹城中、濟州元始、化人。
 俞氏 杞孫羅州、昌原、仁同、長沙茂長、高靈、務安、川寧羅州、康津、開城、江華、河陰江華、羅州、登神羅州、漢陽羅州、
 坡州、隋城水原、喬桐、竹山、安城、砥平、抱川、積城、果川、陰竹、忠州、清州、問身羅州、儒城公州、實智公州、
 訖釜公州、清風、沔川、瑞山、大興、稷山、德恩羅山、全義、尼城、保寧、唐津、清安、牙山、德泉牙山、全州、
 羅州、雲山羅州、任城羅州、水多羅州、長城、南原、茂朱、潭陽、朗山羅山、嘉興羅山、弘慶羅山、昌平、雲梯羅山、龍
 安、豐堤羅山、倉山羅山、咸平、多慶咸平、永豐咸平、南平、扶安、長水、和順、慶州、晉州、金浦羅山、金海、密陽、
 草溪、昆陽、榮川、昌寧、岳溪羅山、河陽、江陵、原州、鐵原、三陟、寧越、高城、通川、方山羅山、安岳、長
 淵、德源、鍾城、定州、龍岡、箕城以下、寧川、文海、紐城、拯城、大元中。
 元氏 原州、廣州、漢陽羅州、坡平羅州、水原、利川、通津、喬桐、龍仁、陽川、忠州、清州、大興、德山、懷德、

全州、羅州、光山光州別號、南原、順大、益山、長平長平地方、慶州、晉州、金海、河東、咸陽、興海、玄風、江陵、寧越、平康、狼川、橫城、安岳、靜邊水興別號、登州安邊別號、瑞谷安邊別號、花山以下是總別號、元州、元豐、廣海。

責氏

昌京、長水、平海、尙州、紆州全州別號、懷德、黃州、江華、管城扶川別號、豐德、沔川、扶安、德山、三岐三岐別號、鄧州昌山別號、

開城、廣州、楊州、漢陽楊州別號、坡平坡州別號、水原、高平、南陽、利川、二川、長湍、德水德水別號、安山、安城、高陽、德

陽陽山別號、陽川、永新永新別號、陽城、衿川、忠州、清州、公州、揆山公州地方、金生公州地方、洪州、泰安、韓山、天安、端山、

大興、丹陽、連山、廣昭連山地方、德豐德山地方、青陽、平澤、懷仁、清安、黃海、扶餘、鎮川、木川、全義、報恩、全州、

羅州、榮山羅州別號、光州、礪山、礪民礪山別號、南原、居寧南原別號、長興、茂豐茂朱別號、別良別天地方、益山、高利高利別號、大谷大谷地方、赤

城赤城別號、赤巖、臨澗臨澗別號、古阜、樂安、昌平、泥波泥波地方、南平、九阜九阜別號、保安保安別號、玉果、金山金山地方、道康道康別號、光陽、

泰仁、和順、長溪長水別號、慶州、安康慶州別號、安東、青里青里別號、晉州、星州、大丘、金海、寧海、密陽、善山、海平海平別號、

河東、仁同、順興、陝川、咸陽、清道、昆陽、醴泉、多仁多仁別號、發城、泗川、虎溪虎溪別號、感陰感陰別號、開寧、河陽、龍

宮、比安、長壽、昌寧、原州、春川、暎原、三陟、寧越、蔚珍、狼川、洪州、橫城、海州、延安、平山、高珍高珍地方、

鳳山、遂安、牛峯牛峯地方、登州安邊別號、端川、平壤、義州、昌城、成川、咸從、德川、花山以下是總別號、宣城、濟安、青州、

寧州、昌安、紐城、長州、玉川、清海、尙山、遼東、長安、襄川、山東、日新、杭州。

曹氏

昌寧、綾城綾州別號、南平、玉川玉川地方、長興、安東、清道、壽城壽城大丘別號、嘉興嘉興別號、昌平、開城、江華、南漢南漢別號、羅州、楊

州、漢陽漢陽別號、坡平坡州別號、竹州竹山別號、高平、南陽、楊根、漣川、忠州、清州、清風、丹陽、泰安、瑞山、文義、平

澤、木川、青山、扶餘、全州、羅州、潘南潘南別號、會津會津別號、伏龍伏龍別號、餘鱗餘鱗別號、南原、召羅召羅地方、嘉音嘉音地方、遂安遂安別號、

靈先、陸昌靈先地方、靈慶、北平靈先地方、淳昌、錦山、富安古安地方、金溝、務安、泰仁、興德、坐騎興德地方、北調興德地方、泰江興德地方、
 耽津興德地方、大谷興德地方、雲水興德地方、黃原興德地方、玉山興德地方、慶州、仇史慶州地方、晉州、花園慶州地方、密陽、蔚山、東萊、仁同、順
 興、河濱大丘地方、巨濟、溟珍巨濟地方、鵝州巨濟地方、吉丁巨濟地方、竹吐巨濟地方、鍊汀巨濟地方、河東、咸陽、馬澁咸陽地方、梁山、陝川、盈德、
 南海、平山南海地方、靈山、鎮海、咸昌、宜寧、丹城、利安石靈地方、居昌、加祚居昌地方、山陰山陰地方、皆品皆品地方、三岐三岐地方、江陵、
 鐵原、潭越、伊川、平海、平康、麟蹄、平山、豐川、谷山、咸興、登州咸興地方、慶興、明川、高原、寧邊、安州、
 昌城、成川、德川、价川、龍岡、孟山、永宗以下各縣、仁山、釜山、昌燕、豐安、守州、昌慶、江安。

林氏

平澤、利安利安地方、保安保安地方、扶安、羅州、洋山、益山、恩津、鎮川、臨河安東地方、兆陽慶興地方、禮泉、漆昌、開寧、沃津、
 長興、南海、南州南州地方、開城、河陰江原地方、廣州、羅興羅州地方、坡平坡平地方、揚州、漢陽揚州地方、水原、富平、南陽、利川、仁
 川、豐德、楊根、安山、朔寧、高陽、振威、陽川、拘川、杓川、果川、連川、忠州、濟州、洪州、新平洪州地方、羅
 陽洪州地方、清風、林川、丹陽、泰安、韓山、天安、瑞山、槐山、沃川、溫陽、文義、堤川、毅山、定山、延豐、陰
 城、連山、扶餘、庇仁、藍浦、結城、海美、新昌、禮山、木川、報恩、牙山、常山鎭川地方、全州、沃野鎭川地方、潘南
鎭川地方、居平鎭川地方、濟州、光州、綾州、南原、南田南田地方、順天、松林順天地方、下伊沙順天地方、礪山、茂朱、長潭長興地方、福興鎭川地方、
鎭川地方、寶城、福城鎭川地方、古阜、德林古阜地方、兩日古阜地方、禿邊古阜地方、靈巖、珍島、靈光、錦山、呂平、龍潭、臨岐、咸
 悅、康津、茂長、務安、谷城、鎮安、豐堤鎭川地方、九阜任安地方、玉果、福興鎭川地方、南田南田地方、興陽、慶州、安東、吉安安東地方、
 尙州、晉州、永濟晉州地方、星州、金海、寧海、青松、密陽、蔚山、義安蔚山地方、海平蔚山地方、陝川、東萊、河東、仁同、順
 興、清道、永川、興海、梁山、金山、昆陽、龍宮、慶山、義城、河陽、盈德、咸昌、山陰山陰地方、宜寧、高靈、玄

風、茂興、禮安、昌寧、延日、居昌、原州、春川、寧越、伊川、平海、旌善、平昌、碧山蔚川、雲巖通川、蔚珍、金城、通溝金城、狼川、洪川、楊口、黃州、海州、延安、瑞興、豐川、信川、逢安、白川、新溪、長淵、殷栗、兎山、成興、登州安邊、永興、慶源、平壤、延山寧邊、安州、定州、成川、朔州、中和、祥原、价川、順川、咸川、雲山、泰川、雪城以下縣、宜城、玉山、石津、保原、釜山、保城、任浦、玉丘、臨泉、湖津、臨川、潮陽、達內、會鍊、平津。

呂氏 咸陽、星州、羅興羅州、五朵水原、今昔村水原、南陽、豐德、忠州、公州、光山光州、全州、礪山、上伊沙順天、豆奉順天、豐興順天、平阜金海、昌平、谷城、武城華仁、慶州、尙州、金海、密陽、江陽陝川、咸昌、昌寧、靈山、宜寧、海州、豐川、兎山、成興、登州安邊、成川、順川、龍城以下縣、咸寧。

梁氏 濟州、南原、忠州、楊州、羅州、林川、開城、廣州、靈州、水原、南陽、德水靈州、仁川、竹山、通津、楊根、麻田、龍仁、陽川、陽城、清州、公州、羅陽清州、清風、蘇秦寧安、鎮川、鴻山、市津靈州、平澤、青陽、懷德、禮山、全州、沃野全州、會津羅州、光山光州、錦山、安城錦山、靈光、光陽、南平、興陽、海南、鷄林寧州、安東、尙州、晉州、星州、昌原、金海、密陽、善山、汀東、仁同、清道、永川、利安安邊、宜寧、彥陽、玄風、新寧、江陵、原州、鍾原、寧越、平海、杆城、平康、金化、白川、登州安邊、端川、高海、安州、順川、金陵以下縣、南安、副城、雲南中。

馮氏 丹陽、禮安、榮川、剛州榮川、木川、江華、楊州、漢陽楊州、水原、南陽、竹山、德山、平澤、青陽、懷德、鎮川、全州、尙州、光州、昌平、慶州、杞溪慶州、安東、晉州、昌原、達城大丘、金海、密陽、東萊、丹城、延日、

原州、旌善、平康、咸興、永興、登州遼寧、丹川遼寧。

羅氏 蔚州、錦城、安定比安、比安、壽城大丘、軍威、定山、廣州、坡州、楊州、水原、安城、忠州、清州、公州、羅陽、

蔚州、興陽蔚州、韓山、溫陽、舒川、井所韓山、堤川、保寧、沃田慶元、全州、陽良全州、濟州、光州、襄光、義新韓島、

扶安、慶州、尙州、丹密蔚州、晉州、金海、昌寧、虎溪蔚州、登津、高珍登津、文化、青松登津、衡山蔚州、延州蔚州、

德平蔚州、居平。

孫氏 慶州、密陽、平海、求禮、扶寧扶安、羅州、一直安東、安峽、廣州、楊州、水原、仁川、南陽、嚴陽南陽、高平、黃

魚高平、豐德、楊根、安城、加平、龍仁、永平、陽智、果川、漣川、忠州、清州、清川蔚州、羅陽蔚州、報恩、青山、

連山、青陽、平澤、禮山、黃洞、稷山、定山、堤川、永同、牙山、全州、利城全州、南原、穆谷南原、朱溪清州、森

溪西元、嶺山蔚州、錦山、橫川蔚州、光陽、興德、興陽、豐堤蔚州、安東、丹密蔚州、功城蔚州、茂林蔚州、晉州、岳陽

蔚州、金海、大丘、密陽、寧海、海平蔚州、安德蔚州、順興、巨濟、松達蔚州、咸陽、洪道、永川、昆陽、義城、南

海、宜寧、高靈、玄風、丹城、禮安、昌寧、江陵、原州、春川、鐵原、三陟、襄陽、伊川、寧越、碧山蔚州、金

城、蔚陽、黃州、海州、平山、瑞興、豐川、谷山、安岳、我善、金川、白川、文化、永興、安邊、瑞谷安邊、鍾

城、平壤、定州、陽德、咸原以下島、永宗、安陽、玉山、山東、咸永、田山、大元中。

盧氏 光州、交河、長洲、豐川、安旌蔚州、隆州、安東、谷山、龍城蔚州、萬頃、海州、襄光、黃城通津、開城、江華、鎮

江江華、廣州、臨光蔚州、漢陽蔚州、水原、南陽、長湍、臨江長湍、通津、喬桐、安山、高陽、陽川、杓川、抱川、

積城、陽城、漣川、忠州、甘勿蔚州、清州、公州、洪州、高丘洪州、清風、丹陽、沔川、天安、沃川、溫陽、石城、

懷德、連山、鎮川、結城、海美、新昌、禮山、全州、羅州、濟州、綾州、順天、突山、礪山、長城、寶城、福城、
豐山、昌平、臨岐、金溝、海南、務安、南平、鐵冶順平、咸平、海際咸平、尙州、晉州、星州、金海、達城大丘、密
 陽、豐角密陽、善山、松生密陽、河東、順興、清道、咸陽、永川、醴泉、昆陽、固城、宜寧、漆原、開陽、咸昌、
 昌寧、江陵、羽溪江陵、原州、酒泉原州、淮陽、嵐谷淮陽、襄陽、春川、歙原、寧越、伊川、通川、杆城、金城、平
 康、金化、洪川、黃州、平山、瑞興、安岳、載寧、文化、長延長道、兎山、咸興、永興、靜邊水興、安邊、文山安邊、
 定平、安州、定州、昌城、元州以下縣、文海、陳江、銅州、朝陽、義山、立城、大元中、槐山日本、
 魚氏 咸從、忠州、交河、陽川、衿川、襄陽忠州、濟州、丹陽、全州、長興、咸悅、咸平、晉州、金海、咸陽、海州、
 咸興、慶興、安州。

陸氏 泗川、水原、桂陽高平、沃川、慶州、全州、南平、泰仁、多仁慶興。

蔡氏 平康、仁川、陰城、光州、江華、南陽、利川、長湍、通津、安山、忠州、伊次吞忠州、西原濟州、公州、丹陽、鎮

川、永春、巴川咸陽、藍浦、全州、潘溪慶州、長山慶州、綾州、南平、慶州、尙州、山陽咸陽、晉州、大丘、密陽、

仁同、金山、草溪、咸安、固城、昌寧、原州、丁谷原州、鐵原、平海、旌善、海州、延安、平山、豐川、新溪、

衡山安邊、端川、平壤。

幸氏 燕山、寧越、高靈、廣州、水原、載陽順興、高陽、朔寧、衿川、林川、燕山文德、念谷咸安、懷仁、清安、亂谷清安、

全州、羅州、南原、召羅順天、梨坪順天、嘉音順天、豆仍順天、赫良順天、雲巖、雲光、金溝、昌平、長平順平、扶寧

扶寧、雲峯、光陽、海際咸平、興陽、高山、海南、慶州、尙州、晉州、豐基、加祚咸平、宜寧、春川、鐵原、文登

洪川、平山、靑岑、朔州、殷山、承州以下各、雲城。

丁氏

抑海福州、武寧江元、昌原、開城、廣州、羅州、漢陽福州、南陽、平桐、清州、瑞山、沃川、徽陽、全義、禮山、全州、羅州、光州、礪山、長興、突山、陸川江元、弘農江元、錦山、嘉興珍島、昌平、南平、長沙江元、務安、興陽、泰江興陽、慶州、安東、晉州、星州、花園星州、金海、解頤大丘、東萊、密陽、善山、仁同、順興、成陽、草溪、永川、義城、宜寧、龍宮、彥陽、昌寧、新寧、居昌、漆原、平海、旌善、平昌、狼川、海州、延安、平山、安州、定州、昌安以下各、南安、白城、關谷、半山。

裴氏

慶州、金海、星州、大丘、興海、俠溪新寧、昆陽、京山星州、和順、開城、廣州、羅興福州、川寧羅州、咸陽福州、坡平羅州、水原、南陽、貞州羅州、利川、仁川、長湍、竹山、安山、朔寧、加平、陽川、果川、忠州、清州、公州、龍泉洪州、躬耕洪州、濟風、丹陽、舒川、大興、德山、恩津、市津恩津、彩雲恩津、燕岐、報恩、石城、庇仁、藍浦、鎮川、結城、新昌、全州、紆州全州、伊城全州、景明全州、南原、順天、礪山、長城、原梁礪山、古阜、靈巖、昆湄、淳昌、富利礪山、臨淮礪山、沃濟、高山、雲梯高山、長溪長水、梨方、康津、求禮、興陽、海南、安東、豐山安東、

尙州、晉州、昌原、寧海、密陽、善山、順興、草溪、永川、成安、固城、南海、開寧、高靈、靈山、昌寧、安陰

丹城、江陵、鐵原、寧越、平海、楊口、海州、延安、平山、瑞興、谷山、日川、信川、松木、兎山、成興、

平壤、定州、宜川、鐵山、熙川、江東、西山以下各、石炭、大同、南安、丹溪、龍山、大東、河慶。

孟氏

新昌、坡州、楊州、漢陽福州、清州、安昌沃川、溫陽、天安、全州、淳昌、慶州、豐山以上各、密陽、立海、善山、永川、昆陽、盈德、長場長陽、淮陽、平康、登州安東、鶴浦安東、鎮城、延州羅州、昌城、血山。

郭氏 玄祖、滑州、善山、海美、涂山、鳳山、坡平、南陽、豐德、忠州、魏陽、清風、天安、延寧、黃州、全州、羅州、光州、南原、平阜、巨野、從政、昌平、萬頃、南平、求禮、慶州、安東、晉州、星州、昌原、蔚山、東萊、密陽、順興、河東、草溪、豐基、昌寧、長鬐、江陵、原州、平昌、海州、平山、豐川、文化、連登、安邊、定州、咸從、郭山、寧城、

邊氏

黃州、原州、長淵、加恩、黃州、楊州、水原、南陽、利川、豐德、竹山、安山、高陽、陽川、果川、大原、洪州、沃川、鍾川、石城、全義、全州、羅州、南原、長興、珍山、南陽、紆州、扶安、咸平、安東、尙州、晉州、大丘、金海、興州、密陽、河東、仁同、草溪、咸陽、義城、開泰、泗川、昌寧、羽溪、春川、伊川、寧越、平海、平昌、平康、洪川、海州、平山、豐川、瑞興、鳳山、江陰、文化、俠溪、定州、祥原、熙川、元州、大元、安康、

元州以下屬、大元、安康、

卞氏

草溪、密陽、楊州、漢陽、坡平、南陽、安城、安山、陽川、忠州、西原、天安、瑞山、文發、平澤、全州、羅州、濟州、長城、秦仁、慶州、安東、金海、來進、順興、八莒、興海、義城、仇知、宜寧、咸昌、高靈、江陵、原州、洪川、豐川、安岳、白川、文化、咸興、定州、昌城、

慎氏

唐昌、雙阜、果川、新昌、玉泉、晉州、昌原、密陽、奇松、巨濟、昌寧、文登、海州、平山、慈山、慶州、扶安、清風、平澤、南原、寶城、長水、慶州、安東、尙州、河東、慶山、定州、慶城、水原、礮山、藍浦、赤城、閔慶、清道、海美、解州、南海、開城、江華、廣州、羅州、楊州、漢陽、坡平、南陽、內礮、盆村、利川、安山、金浦、加平、昭仁、振威、瓜平、稔城、臨城、忠州、滑州、公州、

白氏 水原、礮山、藍浦、赤城、閔慶、清道、海美、解州、南海、開城、江華、廣州、羅州、楊州、漢陽、坡平、南陽、內礮、盆村、利川、安山、金浦、加平、昭仁、振威、瓜平、稔城、臨城、忠州、滑州、公州、

新豊^{公州}、洪州、太山^{濟州}、政登^{洪州}、蔚風、林川、陽山^{咸川}、舒川、大興、丹陽、瑞山、溫陽、青陽、道安^{咸州}、石城、扶餘、領川、木川、牙山、全州、利城^{全州}、陽良^{全州}、羅州、濟州、南原、居寧^{南原}、長興、安壤^{長興}、順大、召羅^{順天}、松林^{順天}、嘉音^{順天}、礪山、公村^{礪山}、長城、益山、古阜、德林^{古阜}、兩日^{古阜}、毛助^{古阜}、粟光、錦山、淳昌、盟等^{盟等}、任實、沃濟、高山、雲梯^{高山}、興德、長溪^{長溪}、務安、南平、七陽^{南平}、海南、仇良^{海南}、慶州、安東、一直^{安東}、豐山^{安東}、尙州、晉州、昆州、大丘、河濱^{大丘}、金海、寧海、密陽、豆也浦^{密陽}、善山、蔚山、河東、仁同、順興、金山、迎命^{金山}、陝川、興海、咸安、昆陽、昆明^{昆陽}、慶山、平山^{南浦}、固城、義興、高靈、開寧、虎溪^{咸興}、昌寧、長壽、泗川、江陵、原州、春川、禮原、寧越、伊川、平海、旌善、金城、金化、黃州、海州、延安、平山、安岳、延安、白川、兎山、咸興、尋州^{咸興}、定州、成川、礪山、龍川、寧遠、三登、昌州、雪城^{以下}、銀石、海峯、曾山、安興、白城、海岸、桃山^{日本人}。

全氏

旌善、天安、沃川、龍宮、慶州、竹山、博張、全州、慶山、平康、安東、景山、星州、黃洞、羅州、咸昌、完山、鎮安、開城、江華、廣州、楊州、漢陽^{楊州}、羅州、水原、長湍、仁川、南陽、豐德、喬桐、通津、楊根、心岳^{交河}、安城、振威、永平、積城、漣川、忠州、清州、間身^{清州}、公州、高丘^{清州}、蔚風、林川、瑞山、丹陽、泰安、韓山、稷山、市津^{稷山}、全安、定山、扶餘、平澤、領川、唐津、木川、燕岐、禱山、牙山、安老^{羅州}、濟州、光州、綾州、潭陽、楡谷^{潭陽}、順天、進禮^{順天}、正方^{順天}、寶城、兆陽^{寶城}、松旨^{寶城}、古阜、靈光、淳昌、昌平、沃濟、楡尾^{天德}、高山、玉果、光陽、求禮、任實、咸悅、扶安、咸平、馬羅^{咸安}、怒谷^{咸陽}、海南、竹山^{海南}、玉泉^{咸陽}、紐川^{咸陽}、臨河^{咸陽}、一直^{咸平}、甘泉^{咸東}、豐山^{咸平}、尙州、功城^{尙州}、中牟^{尙州}、化山^{尙州}、經濟^{尙州}、鏡銀^{尙州}、星州、晉州、

昌原、金海、密陽、善山、海平^{海山}、河東、仁同、順興、青地^{青松}、安德^{青松}、松生^{青松}、清道、金山、靈海^{金山}、醴泉、^{醴泉}、昆陽、義城、河陽、我興、安心^{河陽}、靈山、加恩^{開寧}、開寧、宜寧、彥陽、丹城、昌寧、原州、江陵、長鬐、襄陽、史吞^{奉川}、平海、杆城、金城、新村^{平海}、史丁^{平海}、蔚珍、歙谷、黃州、延安、平山、谷山、安岳、載寒、白川、鳳山、文化、兔山、咸興、登州、瑞谷^{安邊}、派川^{安邊}、鏡城、鍾城、平壤、成川、龜城、慈山、順川、花山^{山下邑}、雲城、延平、青城、玉川、迎善、玉山、段城。

康氏 信川、載寒、谷山、康翎、雲南^{昌寧}、晉州、江華、坡山^{坡州}、豐壤^{坡州}、通津、率州^{昌寧}、高峰^{高陽}、永平、處仁^{和仁}、忠州、清州、安邑^{沃川}、溫陽、庇仁、德泉^{牙山}、全州、陽良^{全州}、濟州、順天、昇平^{順天}、梨村^{順天}、朱溪^{茂氣}、費城、龍潭、臨陵、大梨^{金溝}、光陽、和順、任實、登山^{安東}、草溪、義城、知禮、鎮海、江陵、原州、平康、海州、平山、瑞興、雲川、萬珍^{象林}、延安、安岳、永康^{龍川}、永興、德源、康陵^{山下邑}、安陵、珍海、坡島。

康氏 率越、尙州、河陰^{江華}、厥州、漢陽^{咸州}、坡平^{咸州}、隋城^{木項}、安城、龍仁、抱川、忠州、清州、西原^{清州}、沔川、扶餘、穩山、全州、清州、光州、靈巖、龍潭、扶安、茂長、井邑、光陽、慶州、安東、召羅^{安東}、晉州、金海、寧海、密陽、善山、仁同、咸陽、宜寧、河陽、奉陽、延日、江陵、原州、平海、旌善、高城、平昌、平壤、狼川、洪川、黃州、海州、延安、平山、白川、信川、文化、長淵、寧遠、明原^{明川}、寧城^{山下邑}、明月。

高氏 濟州、長興、開城、延安、龍潭、潭陽、宜寧、高峰^{高陽}、沃溝、上黨^{清州}、橫城、金化、兔山、會寧、江華、領江^{江華}、廣州、楊州、羅州、南陽、坡平^{坡州}、利川、仁川、喬桐、竹山、率州^{高陽}、忠州、公州、德津^{公州}、丹陽、泰安、槐山、扶餘、燕山^{文禮}、伊山^{地山}、鎮川、堤川、石城、永同、全州、伊城^{全州}、羅州、南原、礪山、長澤^{長興}。

瀛州古州、別號、禿達古州、地方、橫程山、地方、巨野金、地方、從政金、地方、泥波高、地方、高山、長水、康津、扶安、玉果、興陽、登原興、地方、海南、慶州、尙州、漣濟州、地方、化寧州、地方、晉州、花園州、地方、金海、密陽、善山、河東、順興、仁同、末谷州、地方、坐伊州、地方、甯浦州、地方、加乙山安、地方、開寧、聞慶、仍乙項州、地方、高峯、嶺原、伊川、淮陽、旌善、岐城金、地方、洪川、海州、平山、白川、文化、新溪、靜邊水、地方、登州安、地方、三水、德源、文川、羅川以下、地方、雪城、玉山、龍津、濟海、丹丘。

田氏

泰山仁、地方、靈光、延安、潭陽、南陽、安州、喬桐、珍原長、地方、開城、江華、河陰江、地方、廣州、豐壤州、地方、漢陽州、地方、坡平州、地方、水原、盆村水、地方、仁川、長湍、松林長、地方、貞州豐、地方、安城、幸州高、地方、高峰高、地方、麻田、永平、龍仁、果川、抱川、陰竹、漣川、忠州、清州、青州清、地方、公州、儒城公、地方、洪州、清風、林川、韓山、丹陽、槐山、天安、沃川、所利

天、泰安、溫陽、平澤、庇仁、嶺岑、堤川、定山、陰城、結城、海美、禮山、全義、牙山、全州、羅州、光州、南原、茂朱、進禮天、地方、召穆天、地方、昆涓涓、地方、森溪涓、地方、水陽涓、地方、金溝、樸陽全、地方、巨野全、地方、雲峰、大谷仁、地方、九阜

任、光陽、龍安、興陽、慶州、安東、尙州、晉州、金海、密陽、豐角密、地方、善山、海平善、地方、八莒善、地方、咸陽、黃金

全、固城、致城、開寧、達烏開、地方、熊川、苑浦熊、地方、三日浦熊、地方、宜寧、龍宮、延日、昌寧、長壽、安陰安、地方、江陵、原州、淮陽、嵐谷淮、地方、北尺淮、地方、羅原、旌善、杆城、平昌、通濟金、地方、楊口、黃州、海州、平山、谷山、白川、牛峰金、地方、新溪、永寧永、地方、兎山、咸興、鏡城、端川、平壤、義州、定州、龜城、龍川、順川、澤陽以下、地方、海

豆、雪城、寧城、大平、廣平、華山、瑞川、大明中、地方、京城。

玄氏 昌原、延州一作延、今、延、地方、昆州、開城、廣州、驪州、川寧驪、地方、坡平坡、地方、水原、利川、仁川、竹山、安山、安城、加平、漣川、陽城、積城、抱川、忠州、清州、公州、新登公、地方、德津公、地方、清風、丹陽、沔川、天安、毛山天、地方、溫陽、懷

仁、延豐、鎮川、結城、保寧、新昌、禮山、燕岐、藍浦、牙山、全州、羅州、濟州、光州、順天、富寧、赤良、順天、地方、朔山、朔山、地方、潭陽、茂朱、靈光、赤城、赤城、地方、寶城、長平、長平、地方、長溪、長溪、地方、倉山、倉山、地方、道康、道康、地方、慶州、長沙、長沙、地方、班城、班城、地方、尙州、合浦、合浦、地方、金海、密陽、善山、八喜、八喜、地方、仁同、順興、永川、咸安、昆陽、宜寧、河陽、漆原、丹城、延日、昌寧、玄風、安陰、安陰、地方、江陵、原州、嵐谷、嵐谷、地方、慶原、三陟、平海、麟蹄、瑞和、瑞和、地方、黃州、海州、延安、平山、豐川、文化、咸興、瑞谷、瑞谷、地方、明川、定州、成川、順川、雲山、安平、安平、地方、咸原、紐城、延川、保城、順原。

文氏

南平、丹城、安東、靈山、保寧、綾城、綾城、地方、開寧、善山、江陵、河陽、甘泉、甘泉、地方、旌善、長淵、開城、江華、河陰、河陰、地方、廣州、羅州、坡州、楊州、水原、漢陽、漢陽、地方、南陽、利川、仁川、長湍、臨江、臨江、地方、楊根、朔寧、陰竹、高安、高安、地方、忠州、濟州、青川、青川、地方、公州、合德、合德、地方、清風、韓山、天安、沃川、溫陽、大興、瑞山、地谷、地谷、地方、丹陽、伊山、伊山、地方、懷德、鎮川、禮山、尼城、牙山、德山、全州、羅州、光州、南原、長興、順天、昇平、昇平、地方、八馬、八馬、地方、原榮、原榮、地方、珍原、珍原、地方、珍山、平阜、平阜、地方、福城、福城、地方、淳昌、昌平、龍潭、沃濟、鎮安、咸平、任實、玉果、玉果、地方、金山、金山、地方、雲峰、阿婆、阿婆、地方、泰仁、南平、務安、海南、月城、月城、地方、達城、達城、地方、密陽、昆陽、昆明、昆明、地方、清道、宜寧、原州、淮陽、春川、羅原、平海、高城、杆城、金城、岐城、岐城、地方、海州、延安、平山、谷山、豐川、信川、遼安、白川、文化、殷栗、咸興、靜邊、靜邊、地方、安邊、端川、北青、文川、平壤、定州、成川、中和、德川、龍岡、泰原、泰原、地方、河平、文海、保城、長潭、文城、丹川、寶寧、瑞城、多城、江城、鎮山、福城。

尙氏

木川、果川、林川、德興、德興、地方、慶州、宜寧、通川、順天。

河氏 晉州、安陰晉州、江華、水原、南陽、仁川、豐德、喬桐、楊根、交河、陽城、忠州、濟州、周岸濟州、公州、丹陽、

韓山、天安、豐茂天安、聖洲韓山、博德、尼城、全義、鎮川、結城、全州、金膺濟州、濟州、綾州、長興、順天、茂

豐茂、朱溪茂朱、古阜、富利韓山、大谷韓山、珍山、扶安、耽津慶源、溟津慶源、南平、和順、栗谷谷城、成登咸平、慶

州、杞溪慶州、安東、尙州、星州、昌原、金海、鮮顛大丘、密陽、河東、青松、昆陽、昌寧、海濱固城、泗川、三陟、

安陽、平海、莒州、海州、延安、平山、兔山、咸興、登州安邊、定安咸興。

蘇氏 晉州、鎮江江華、忠州、綾州、益山、兆陽慶源、嘉興慶源、慶州、金海、密陽、平山、金城。

池氏 忠州、丹陽、廣州、開城、羅州、坡州、楊州、水原、南陽、仁川、陽川、處仁仁川、秋溪慶源、陽城、豐安慶源、南

州、洪州、公州、清風、天安、陽山沃川、木川、青山、全州、羅州、濟州、光州、寶城、益巖、成悅、高山、谷

城、海南、慶州、安東、尙州、晉州、昌原、金海、寧海、密陽、青松、河東、順興、草溪、興海、義城、南海、

真安、龍宮、高靈、利安咸興、延日、原州、所吞原州、春川、寧越、平海、旌善、高城、平昌、洪川、莒州、海州、

延安、平山、牛峰金川、白川、文化、咸興、登州咸興、青海北平、昌城、成川、龍川、中和、順川、龍岡、翁山山下、

良州、丹山。

奇氏 京州咸興、開城、豐城咸興、西原咸興、丹陽、鎮川、全州、南原、慶州、杞溪慶州、安東、晉州、金海、密陽、河東、

寧海、蔚珍、海州、延安、平壤、泰川。

李氏 二陟、陽州、臨波、建德、德昌咸興、福州咸興、楊州、南海、羅州、開城、廣州、興興咸興、水原、漢陽咸興、南

陽、富平、豐德、竹山、楊根、朔寧、陽川、陽城、忠州、濟州、公山咸興、德津咸興、大興、保寧、青陽、扶餘、

垣川、蔚山、結城、永春、牙山、全州、光州、濟州、南原、楸谷蔚州、潭陽、礪山、昇平慶天、益山、水金古阜、珍

山、甲州昌平、南平、南調興德、任實、求禮、高敞、興陽、慶州、尙州、陽賈南州、晉州、星州、大丘、金海、密陽、

善山、巨濟、仁同、順興、草溪、永川、江陽順川、興海、豐基、固城、昌寧、開寧、宜寧、新寧宜寧、桂城順山、河

陽、龍宮、彥陽、方風、鎮海、咸昌、丹城、禮安、延日、英陽、江陵、連行江陵、淮陽、襄陽、洞山襄陽、平昌、

旌善、高城、蔚珍、安峽、金化、橫城、海州、谷山、延安、平山、豐川、楊山安岳、文化、松禾、永興、永寧松禾、

平壤、寧邊、定州、雪城以下西、成川、箕州、汝陽、龍山、珍海、梁山中關、

庚氏 平山、茂松茂長、廣州、竹山、安城、清州、鎮川、藍浦、全州、伏龍羅州、光州、昆溟羅州、北陽慶城、泰仁、興陽、

岑原興陽、慶州、金海、長連、五溪西原、

琴氏 奉化、桂陽金海、安東、平海、鳳山、文化。

吉氏 海平羅山、開城、河陰江陽、羅州、漢陽羅州、坡平坡州、通津、西原清州、永同、善山、高靈、宜仁羅安、加恩羅寧、河

陽、原州、南界清州、史吞羅川、狼川、白川、新溪、兎山、永興、吉州、瑞谷安通、元山以下西、旺笠。

延氏 谷山、開城、廣州、南陽、忠州、德山忠州、西原清州、清安、全州、羅州、谷城、慶州、晉州、金海、寧海、密陽、

善山、順興、永州永川、榮川、咸陽、加恩羅寧、寧越、通川、平康、海州、延安、白川、新溪、咸興、解連永興、慶

川以下西、遼東。

朱氏 新安、羅州、押海羅州、開城、廣州、坡平坡州、水原、南陽、利川、仁川、通津、香洞、竹山、朔寧、安城、高陽、

交河、振威、陽川、陽智、忠州、清州、公州、儒城公州、甲村公州、福水公州、村介公州、丹陽、德山、清安、懷德、

扶餘、唐津、鎮川、禮山、鎭西州、濟州、光州、潭州、兩原、礪山、茂豐、朱溪、靈光、樂安、興德、務安、慶州、安東、尙州、晉州、昌原、大丘、金海、密陽、順興、陝川、草溪、永川、興海、盈德、義城、南海、安陰、居昌、河陽、兩川、淮陽、襄陽、春川、鐵原、寧越、伊川、平海、方山、海州、延安、瑞興、鳳山、安岳、遂安、文化、殷栗、咸興、安邊、青海、明原、平壤、定州、尙山、蛤海、大明、固城、周氏 尙州、草溪、咸安、長興、森溪、豐基、廣州、漢陽、水原、富平、竹山、龍仁、清州、全州、安昌、押海、會寧、靈巖、靈光、樂安、慶州、杞溪、永順、晉州、班城、密陽、順興、延日、慈仁、海州、平山、豐川、咸興、定州、濟州、

廉氏 瑞原、開城、廣州、楊州、漢陽、豐壤、水原、南陽、利川、豐德、安山、交河、石淺、公州、清風、丹陽、沃川、廣地、泰安、寺谷、栗谷、保寧、全州、紆州、伊城、沃野、南原、順天、潭陽、茂朱、靈巖、靈光、金堤、淳昌、龍潭、咸悅、福興、康津、茂長、谷城、海南、尙州、慶州、晉州、星州、密陽、順興、永川、宜寧、知禮、三岐、高靈、靈山、昌寧、江陵、寧越、旌善、金城、平康、黃州、海州、谷山、龍寧、信川、文化、鏡城、登州、龍津、龍岡、石泉、龍潭、坡島。

潘氏 巨濟、光州、洪州、天安、陰城、結城、濟州、南平、龜首、興陽、海際、密陽、陽南、房氏 南陽、水原、川寧、梨浦、抱川、漣川、所利、瑞山、南原、順天、潭陽、密陽、梁山、盈德、義城、淮陽、熊林、平海、平山、康地。

方氏 溫陽、尙州、軍威、開城、江華、廣州、驪州、坡平、楊州、水原、南陽、樹州、花梁、楊根、安山、安

城、麻田、高陽、交河、砥平、忠州、清州、洪州、新平濟州、林川、丹陽、天安、豐巖天安、新宗天安、大興、青陽、
 天安、懷德、結城、新昌、禮山、文石禮山、化物禮山、尼城、定山、酒城青山、林城禮山、牙山、全州、羅州、光州、
 南原、茂朱、錦山、榛陽全羅、萬頃、泰仁、南平、醴治南平、茂長、務安、谷城、鎮安、海南、慶州、安東、山陽、
尚州、化寧尚州、中牟尚州、平山尚州、大丘、金海、密陽、善山、東萊、陝川、黎梅金山、榮州榮川、興海、梁山、昆陽、
 盈德、義城、宜寧、咸昌、柄谷開原、絹川開原、高谷開原、馬梁開原、昌寧、原州、淮陽、伊川、平海、旌善、蔚珍、
 平昌、金化、海州、延安、平山、豐川、叡寧、牛峰金川、白川、文化、殷栗、永興、英州曹州、登州安邊、衡山安邊、
青海、高原、文州文川、安州、定州、郭山、孟山、金陵以下昌、雪城、河原、茂安。
 孔氏 昌原、坡平坡州、水原、富平、南陽、仁川、長湍、臨湍長湍、安山、金浦、陽川、忠州、清州、牙山、尼城全州、
 羅州、南原、長城、錦山、昌平、井邑、慶州、晉州、金海、清道、興海、感陰慶川、居昌、宜寧、清河、昌寧、
 順州、海州、延安、豐州豐川、平山、鳳山、文川、泰川、金陵以下昌、石州、昌安、松城。
 王氏 開城、江陵、海州、韓山、木川、全州、密陽、東萊、興海、平山、兎山、鏡城、遼東以下昌、山東、延山。
 韓氏 慶州。
 劉氏 江陵、居昌、金城、白州白川、忠州、延安、開城、江華、廣州、驢州、楊州、漢陽楊州、水原、富平、南陽、利川、
 仁川、長湍、德水豆川、通津、喬桐、竹山、楊根、安山、麻田、高陽、交河、陽川、抱川、果川、廣城、衿川、
 漣川、甘勿忠州、清州、公州、清風、丹陽、泰安、沔川、瑞山、天安、沃川、大興、文藝、鴻山、鎮岑、德山、懷
 德、尼城、全州、鎮川、陽良全州、羅州、光州、茂朱、南原、放光南原、長城、古阜、靈光、淳昌、錦山、昌平、

龜安、阿契阿契、耽津耽津、古今島、沃濟、咸平、南平、興德、放光放光、任實、鎮安、興陽、慶州、杞溪杞溪、安東、尙州、晉州、星州、昌原、大丘、金海、密陽、豐角豐角、善山、青松、東萊、河東、仁同、順興、咸安、盈德、固城、義城、開寧、宜寧、河陽、加車加車、立風、軍威、義興、孝益孝益、延日、英陽、橫張、熊川、原州、光海光海、淮陽、鐵原、三陟、平昌、蔚珍、平康、洪川、金化、海州、平山、豐川、鳳山、江陰江陰、新溪、文化、長淵、長連、殷栗、登州登州、瑞谷瑞谷、安州、定州、昌城、楚山、花山以下西、玉山、文海、雪城、玉川、咸濟、開興、翎州、會原、開永、古縣、義陽、寧州、慶山慶山。

秦氏 豐基、三陟、龍駒龍駒、永春、河陰河陰、廣州、楊州、水原、南陽、長湍、臨瀋臨瀋、德水德水、朔寧、高峰高峰、永平、漣川、忠州、清州、新平新平、公州、淵山、天安、長湍地方、青陽、利城利城、羅州、光州、南原、任實、海南、慶州、安東、晉州、永川、榮川、南海、鐵原、伊川、平康、橫城、安峽、海州、白川、平壤、大元大元、秦原秦原、濟州元朝。

卓氏 光州、慶州、南陽、安山、楊根、加平、龍仁、砥平、忠州、全州、昌平、咸平、慶州、安東、尙州、晉州、金海、密陽、東萊、河東、宜寧、寧越、平山、登州登州、端川、河平以下西、延平。

咸氏 江陵、楊根、開城、廣州、羅州、坡平坡平、楊州、漢陽漢陽、富平、南陽、臨津臨津、豐德、通津、恒陽恒陽、遼原遼原、永平、砥平、積城、陽城、陽川、清州、清風、丹陽、平津、道安道安、全州、羅州、濟州、遼寧遼寧、咸平、康平、南平、谷城、慶州、尙州、昌原、密陽、河東、咸陽、義城、宜寧、丹城、延日、昌寧、英陽、開寧、原州、淮陽、慶陽、春川、鐵原、通川、高城、金城、黃州、海州、平山、長淵、咸興、登州登州、定州、咸興、龍城龍城、柳川。

楊氏 濟州、中和、安岳、南原、南溪、揚州、漢陽、水原、南陽、安城、高陽、陽川、陽城、忠州、清風、天安、
新昌、青山、全州、羅州、濟州、臨海、海原、鐵治、慶州、杞溪、安東、平州、永清、金海、密
陽、青松、河東、興海、原州、文登、杆城、金化、延安、谷山、新寧、勸通、江川、三州、平城、
安南、西蜀。

薛氏 慶州、淳昌、開城、廣州、安山、安城、清州、忠州、公山、新昌、平州、潭陽、順天、穀城、尙川、香山、
安德、巨濟、義城、宜寧、昌寧、江陵、雪城。

奉氏 河陰、江華、廣州、安山、安城、陽川、陰竹、陽城、溫陽、海美、南原、慶州、金海、河東、成安、河陽、
江陵、延安、鍾城。

太氏 永順、坡平、龍仁、陽川、羅州、南原、珍山、慶州、尙州、大山、密陽、順興、陝川、水川、芳閣、
義城、玄風、平山、白川、牛峰、成川、臨海、順川。

馬氏 木川、長興、開城、江陰、水原、忠州、清州、新平、全州、羅州、濟州、光州、會寧、南平、求禮、谷城、
海南、安東、晉州、密陽、順興、義城、高陽、玄風、海州、白川、登州、楚山、順川、穆川、杜興、茂
城、陸川。

袁氏 新昌、揚州、水原、竹山、忠州、公州、興陽、沃川、扶餘、牙山、全羅、羅州、清州、江華、漢陽、
興陽、道康、慶州、尙州、昌原、大丘、密陽、仁同、興海、比安、安陰、昌寧、海州、延
安、安岳、文化、伊川、平昌、順安。

殷氏 泰仁、檢谷地名、幸州別名、德山、兩日地方、沃溝、大丘、和川別名。

余氏 宜寧、餘美別名、鹽率地方、礪山、谷城、密陽、草溪、砥山地方、丹溪別名、山陰別名、殷栗、林京別名。

卜氏 沔川、洪州、烏川別名、平山、龜城、延州別名、築城以下邑、蔚城、清川。

丙氏 缶溪別名、水原、南陽、清風、沔川、扶餘、新昌、牙山、務安、金海、密陽、草溪、義城、義興、武漢以下邑、茂溪。

辛氏 晉州、咸平一作咸豆、仁川、永平、卒平咸平、務安、解頤大丘、海平別名、清道、昌城、河平以下邑、箕城。

魯氏 咸豐咸平、江華、開城、鎮江江華、河陰江華、廣州、揚州、坡平別名、仁川、利川、德水別名、高峰別名、交河、忠州、

西原別名、韓山、天安、沔川、溫陽、全州、羅州、光州、潭陽、南原、長城、康津、慶州、晉州、昌原、密陽、豆

也浦密陽地方、河東、咸陽、豐基、昆陽、義城、開寧、昌寧、嘉善別名、安心地方、原州、春川、寧越、平海、金城、菟

州、海州、平山、延安、豐川、谷山、白川、安岳、鳳山、文化、德川、泰川、咸清以下邑、照海、晉江、長湍、河

平、雪城、大元中。

王氏 班城晉州、宜寧、開城、廣州、仁川、交河、弄牙地方、安東、達城大丘、東萊、草溪、正骨宜寧、丹城、江陵、鐵原、

海州、豐川、雪城以下邑、山東。

丘氏 平海。

宣氏 寶城、光州、利川、長湍、臨湍長湍、陽城、天安、保寧、青山、全州、長城、同福、慶州、晉州、固城、義城、河

陽、海州、豐川、鳳山、順天、咸原以下邑、咸城。

都氏 八宮別名、坡平別名、齊井地方、清州、全州、慶州、尙州、密陽、金山、陝川、固城、金城、平山、肅川、荊州別名。

蔣氏 青島^{別號}、牙山、金浦、豐德、安山、濟州、韓山、新谷^{別號}、全州、光州、珍山、密陽、梁山、義城、聞慶、連谷

江陵、平山、地方

陸氏 管城^{別號}、衿川、溫陽、鎮川、全州、羅巖、咸平、大丘、蔚山、陝川、泗川、鎮南^{以下屬}、玉川。

魏氏 遼寧^{屬縣}、長興、燕岐、全州、長水、慶州、星州、橫城、永興、靜邊^{屬縣}。

車氏 延安、龍城^{本原}、南海、平山、開城、江華、廣州、坡州、峰城^{別號}、漢陽^{屬縣}、水原、深谷^{本原}、楸梯^{本原}、柱石^{本原}、

宗德^{本原}、富平、南陽、利川、仁川、長峙、松林^{屬縣}、豐德、德水^{屬縣}、幸州^{別號}、安山、安城、麻田、石淺^{本原}、龍

仁、漣川、忠州、西原^{別號}、公州、丹陽、沔川、瑞山、大興、堤川、稷山、定山、延豐、扶餘、鎮川、濟安、結城、

全州、羅州、安老^{屬縣}、光州、南原、潭陽、順天、栗村^{屬縣}、長城、德林^{古邑}、兩日^{古邑}、龍潭、光陽、阿磨化^{本原}、

本井^{本原}、骨若^{本原}、南平、任實、龍安、海安、茂松^{屬縣}、慶州、杞溪^{屬縣}、尙州、晉州、星州、昌原、金海、連城

大丘、別號、善山、密陽、東萊、河東、永川、豐基、昆陽、龍宮、高靈、延日、靈山、江陵、原州、寧越、高城、海州、

瑞興、龍寧、白川、逸安、信川、江陰^{今入}、文化、永興、鏡城、昌城、成川、肅川、鵝城、龍川、嶺城^{以下屬}、盧

田、順原、連安、陝山、餘安、藍州。

邢氏 班城^{屬縣}、晉州、富平、臨津^{屬縣}、漣川、扶餘、長興、會寧^{屬縣}、長水、昌原、文登^{屬縣}、鐵原、兎山、安邊、昌城。

韋氏 江華、羅州。

唐氏 密陽、濟州、南原、靈光、慶州。

仇氏 昌原、宜寧、仁川、幸州^{別號}、槐山、海美、伊城^{屬縣}、沃野^{屬縣}、伏龍^{屬縣}、徒山、黑石^{屬縣}、金堤、鳴良^{屬縣}、堤見

金海、平安^{地方}、利安^{地方}、多叱^{地方}、上烏^{地方}、今勿^{地方}、下活^{地方}、戊欣^{地方}、達烏^{地方}、昌寧、股栗、咸興。

明氏 西京、漢陽^{地方}、海美、忠州、陽山^{地方}、泰安、金巖^{地方}、木川、餘美^{地方}、鹽津^{地方}、金巖^{地方}、大丘、孝川^{地方}、寶

珍^{地方}、清河、連谷^{地方}、東州^{地方}、平康、海州、延安、義州、安州、定州。

莊氏 神川、長連。

蕭氏 公村^{地方}、處仁^{地方}、滄尾^{地方}、仁義^{地方}、平海。

皮氏 廣州、見州^{地方}、坡州、南陽、長湍、安山、神川、忠州、公州、洪州、丹陽、槐山、清安、唐津、濟州、康

津、慶州、安東、善山、咸陽、豐基、江陵、寧越、洪川、平山、遼安、慈山、丹州^{地方}、坡島。

崔氏 淳昌。

甘氏 合浦^{地方}、忠州、居昌、昌寧。

鞠氏 襄光、福城^{地方}、晉州、大丘。

承氏 楊州、陽川、忠州、光州、南原、金海、密陽、咸陽、延日、延安。

公氏 金浦、開城、仁川、森溪^{地方}、慶州、金海、三岐^{地方}、川邑^{地方}。

石氏 花園^{地方}、忠州、廣州、楊州、漢陽^{地方}、坡平^{地方}、水原、南陽、豐德、德陽^{地方}、楊根、龍仁、德山^{地方}、所仍林^{地方}、

甘勿^{地方}、濟州、洪州、清風、韓山、毛坤^{地方}、天安、堤川、長豐^{地方}、林岷^{地方}、領德、石城、絳城、永春、全州、

南原、長興、安山^{地方}、富利^{地方}、大谷^{地方}、珍島、高山、仁義^{地方}、桃田^{地方}、蔚州、杞溪^{地方}、仇史^{地方}、尙州、晉

州、昇州、金海、密陽、寧海、順興、草溪、清道、永川、南溪、巖山、新登^{地方}、昌寧、原州、東州^{地方}、襄陽、

寧越、蔚珍、洪川、平康、黃州、海州、延安、平山、瑞興、長淵、永興、端川、定州、陽德、濟州元檀人。

馮氏 慶州、長湍、山東來姓。

翁氏 金浦。

宮氏 咸悅、慈山。

弓氏 土山別原。

童氏 大原別原、泉州別原、濟州、全州、原州、富寧野人。

曠氏 奉化、瓦山。

空氏 金浦。

董氏 開城、廣州、水原、忠州、濟州、全州、南原、安東、晉州、昌原、金海、寧海、河東、永川、榮川、南海、宜寧、清河、原州、黃州、登州別原、青海北青、雪城只下島、那川。

貴氏 水原、仁川、利川、金浦、率州別原、全州、昌原、仁同、昌寧、白川、昌城。

鳳氏 慶州。

宗氏 通津、毛押德山地方、泥渡高靈地方、仁義德山地方、黃原別原。

鍾氏 河陰江華別原、豐德、安邑天安別原、靈巖、豐原興寧別原、旌義。

龍氏 洪川、廣州、仁川、楊根、龍仁、忠州、濟州、洪州、鴻山、庇仁、巨野全羅別原、雲峰、海南、安東、宜寧、江陵、春川、寧越、谷山、鎭城、順天。

種氏 昆涓理光地方。

江氏 押海羅州。

羅氏 開城、溇陽以下屬羅州、大元中。

邦氏 廣州、坡州、槐山、水多羅州地方、務安、豐基、醴泉、海州、永興。

伊氏 大原羅州、銀川白川。

時氏 長豐羅州。

笑氏 幸州高陽別。

知氏 利川。

追氏 開城。

慈氏 海州、中原。

史氏 居昌、坡平羅州別、臨江長湍地方、濟州、全州、長沙長安、晉州、密陽、順興、義城、加祚羅州、新寒、丹溪羅州、平山、延

安、平城。

起氏 漢陽羅州、西原羅州、沃川。

水氏 雲梯高山、金海。

智氏 臥州羅州、槐州羅州、坡州、堤州羅州、密陽、原州、安州、龍岡。

異氏 京城羅州、南原、仁陽。

季氏 江燕、新平江州、新野

諸氏 漆原、玉果、伊音冬密陽、地方、今音勿密陽、地方、江陽陝川、別號、南海、河陽、龜山慶原、別號、寺法開川、地方、海州、江州忠清、末發

於氏 江陵、麻田。

楚氏 清州、星州、江陵。

于氏 木川。

胡氏 牙山、羅州、岳陽密州、別號、平山、白川、兎山、胡封昌福、末發。

豐氏 登津。

廣氏 廣州、忠州、慶州、尙州。

夫氏 濟州、漢陽楊州、別號、幸州高陽、別號、義城。

韓氏 忠州。

珠氏 慶州日本、檢化人。

杜氏 杜山高陽、別號、豐德、珍山、海州。

伍氏 復興白川、別號。

甫氏 公州。

盧氏 白川、楊根、乙茂交河、地方、忠州、洪州、新平平州、別號、丹陽、新昌、全州、朱溪慶原、別號、淳昌、咸悅、保安甲州、別號、鼓村扶安、地方、九

泉在、福興茂水、別號、慶州、昌原、金海、河東、宜寧、煙山、海州、延安、平山、鳳山、文化、永興、平壤、三和、

价川、津平下島、河平。

午氏 密陽。

傅氏 楊根。

路氏 大原忠州、北青、大元中。

固氏 永同、押海咸州。

素氏 廣州、豐德。

遇氏 旱州。

附氏 京城通津。

陸氏 忠州、長興、平康、鎮南留麻、壽城大丘。

米氏 松林江州、佳城全州、觀率、方山山口。

啓氏 咸陽。

桂氏 遼安、神川、忠州、全州、羅州、海南、慶州、汀陵、原州、延安、楚山、幽州昌陽。

榮氏 綾鄉鎭、金化。

槐氏 昌原。

泰氏 南原。

艾氏 漢陽州、長延鎭、全州、榮川、咸原。

梅氏 忠州

來氏 豐川

雷氏 喬桐

苔氏 豐角花陽

乃氏 延安

海氏 靈巖

采氏 礪山

對氏 雲南中

甄氏 黃岡、南陽、青陽、全州、南原、慶州、善山

實氏 齊城大丘、陵昌靈光、大丘、安州

彬氏 潭陽、大丘

荀氏 鴻山、林川、昌原

莘氏 豐德

印氏 延安、喬桐花陽、汀華、河陰仁川、羅家羅州、南陽、仁川、楊根、忠州、洪明全州、羅州、昇平羅天、臨岐、慶州、禮

安、昌寧、平海、海州、兎山、德浦安邊、慈山、价川

晉氏 南京、楊根、天安、稷山、全州、南平、井邑、晉州、昌原、巨濟、玄風、安峽、海州

亞氏 林川

俊氏 清州。

雲氏 江華。

雲氏 清州、長興、咸興。

員氏 德水慶州、慶州。

荃氏 全州。

昕氏 醴泉。

溫氏 西原清州、溫陽、全州、伊城全州、羅州、平阜咸興、金溝、巨野全羅、從政全羅、慶州、晉州。

門氏 仁川、松林咸興、藍浦、竹山咸興、仁同、感陰咸興。

敦氏 西原清州。

亥氏 比屋比安。

吞氏 延安。

涿氏 木川。

憲氏 開城、江華、鎮江江華、廣州、洪州、江陵。

頓氏 木川。

端氏 韓山。

干氏 南陽、羅州、慶州。

竿氏 東州咸興、海州。

桓氏 陰竹。

段氏 延安、豐德、濟州、全州、高山、江陵、黃州、江陰今入、加音以下縣、花山。

岌氏 延安、仁川、晉州。

判氏 海州。

漢氏 忠州。

憚氏 延安。

班氏 開城、固城、平海。

簡氏 加平、南陽、瑞山、靈光、慶州、仁同、襄陽、佳平縣屬、海州。

板氏 東萊。

錢氏 聞慶、知禮、缶溪屬興。

堅氏 川寧屬州、沙梁水原地方、金浦。

千氏 開城、江華、廣州、漢陽屬州、水原、仁川、憲平、竹山、貞州屬州、喬桐、南陽、安城、麻田、金浦、楊根、永平、

陽川、果川、漣川、陽城、砥平、忠州、濟州、公州、清風、天安、沃川、沔川、溫陽、德山、定山、扶餘、恩津、

全州、醴州、濟州、光州、鏡州、南原、長興、順天、礪山、金溝、咸平、咸悅、高山、光陽、慶州、杞溪屬州、

安東、尙州、晉州、星州、昌原、大丘、密陽、善山、青松、順興、金海、清道、永川、居昌、眞寶、咸昌、義興、

延日、江陵、原州、春川、三陟、寧越、旌善、杆城、橫城、黃州、海州、延安、平山、鳳山、白川、牛峰今入、

新溪、文化、殷栗、登州安邊別號、端川、定平、文川、利城、平壤、海州屬州、定州、銀溪以下縣、希昌、元山、延川。

邊氏 全州、慶州、金海、原州。

連氏 全州、谷山。

厲氏 熙川。

專氏 陽川。

天氏 延安、牛峰今入金川。

先氏 晉城邑屬未致。

片氏 楊州、南陽、利川、通津、長湍、竹山、龍仁、陽川、清州、洪州、報恩、全州、羅州、光州、南原、靈光、萬頃、

康津、慶州、安東、晉州、星州、密陽、順興、草溪、江陵、原州、鐵原、寧越、伊川、通川、海州、咸興、定州、

价川、郭山、順川、順安、元山邑屬未致。

燕氏 定州別號、全州、平州平山別號、谷山、德源。

鮮氏 俠溪新羅。

姚氏 水原、忠州、西原濟州別號。

要氏 大丘。

標氏 臨津邑屬。

尿氏 荒調古阜地方。

召氏 大同邑屬未致。

邵氏 南陽、仁州仁川別號、公州、青山、全州、慶州、加良加良地方、晉州、密陽、瑞和瑞和邑屬、平山、河南河南中、西蜀、安康慶州邑屬。

肖氏 濟州元朝

包氏 豐德

陶氏 豐城州、南陽、清州、楡谷州、順天、別良縣、竹青縣、廣州、岳陽州、密陽、順天。

毛氏 公山州、瑞山、金海。

好氏 大丘、海州。

何氏 乳石地方、林透地方、道民地方。

那氏 幸州州、堤川。

和氏 同福、寶城、平山州。

賀氏 登津。

佐氏 大靜。

麻氏 永平、烈山行城。

華氏 長楊州。

花氏 天安、豐巖天。

瓜氏 平康。

賈氏 泰安、太原州、瑞山、龍津、銅郭州、豐安。

夜氏 原平州、開城、石茂地方。

夏氏 大丘、海州。

舍氏 富平、泰安、活川縣。

價氏 高山、馬_{（遼東）}。

化氏 伏龍_{（孫州）}、綏_{（羅州）}。

章氏 福城_{（襄城）}、居昌。

夏氏 彩雲_{（豐州）}、濟州。

陽氏 金海、金化、霜陰_{（安邊）}。

余氏 牙山、礪山、長城。

昌氏 公州、牙山、礪山、長城、江陵。

芳氏 聞_{（咸原）}、安峽、襄谷_{（安邊）}。

強氏 忠州、槐山。

凍氏 鴻山。

庄氏 清風。

嘗氏 高陽。

塚氏 木川。

桑氏 安邊。

象氏 木川。

甚氏 燕岐。

浪氏 楊州、晉州。

相氏 密陽。

絳氏 沁州。

仰氏 延日。

慶氏 龍潭。

程氏 韓山、光州、赤城嶺邑、柳等嶺邑、富利嶺邑、永登嶺邑、原州、東萊、江陵、史吞嶺邑、猿川、兎山、河南嶺邑。

彭氏 龍岡、新平嶺邑、榮川、勿失嶺邑、下筆站嶺邑、安岳、康翎。

平氏 富平、仁川、忠州、禮山、嘉興嶺邑、平原嶺邑。

庚氏 仁川、慶州、全州。

荆氏 斑城嶺邑、安心嶺邑。

貞氏 楊州。

榮氏 永川。

柳氏 臨江嶺邑。

京氏 金化。

景氏 泰仁、泰山嶺邑、忠州、置等嶺邑、綾鄉嶺邑、羅鄉嶺邑、福興嶺邑、慶州、密陽、海州。

井氏 鎮江嶺邑、漣川、沔川、置等嶺邑、香巖嶺邑、井邑、杏谷嶺邑、長水、白川。

耿氏 沙川嶺邑、楊根、燕岐、安峽。

永氏 平海、康翎。

敬氏 楊根、安城、砥平、陰城、巴川地方、天安、豐歲天安、長楊津陽、襄谷安邊。

羅氏 漢陽羅州。

刑氏 槐山日本倭人。

襄氏 樂安。

勝氏 嵩潤高項、延日。

昇氏 甲寧地方、密陽。

會氏 鎮江江華。

弘氏 全州。

僧氏 清州、慶州、密陽、咸安、靈山。

登氏 固城固城人。

秋氏 秋茂別號、開城、江華、坡平別號、杓川、忠順別號、西原別號、丹陽、泰安、鴻山、稷山、海美、禮安、永春、牙山、

全州、羅州、綾州、順天、古阜、樂安、臨岐、康津、興陽、海南、慶州、安東、尙州、晉州、大丘、金海、密陽、

河東、開寧、高靈、夏山別號、原州、平昌、平康、橫城、海州、豐川、遂安、吉州、登州別號、暎山、順川。

葵氏 濟州。

牛氏 木川。

壽氏 文登文登。

粘氏 戒陽戒陽、長豐長豐。

守氏 開城、廣州、廣州。

陰氏 竹山、廣州、廣州、忠州、槐山、陰城、長延、明、光州、高山、廣州、密陽、蔚山、豐基、平山、谷山、天津、

白川、吉州、定州、雪城。

森氏 嘉壽三。

尊氏 開寧。

占氏 槐山日本。

凡氏 安州。

范氏 羅州、光州、安州。

都氏 海州。

獨氏 丹城。

谷氏 瑞和羅。

燭氏 金海。

曲氏 龍宮羅。

綠氏 慶山日本。

澗氏 井邑。

乙氏 義州。

賈氏 泰安。

畢氏 羅州、拜音羅州地方、楸子羅州地方、大興。

弼氏 全州、大興。

律氏 槐山日本倭人。

物氏 槐山日本倭人。

日氏 旌善。

骨氏 江華。

碓氏 牟平羅州地方。

葛氏 西原羅州地方、楊州、楊根、陽城、忠州、清風、青山、清安、陸昌羅州地方、海南、黃原羅州地方、比安谷羅州地方、花園羅州地方、鷄洲羅州地方、加率羅州地方、平壤、分國羅州地方、河源、

決氏 南陽。

別氏 平昌。

拓氏 谷山、永興。

雪氏 清州。

栢氏 抱川。

宅氏 槐山日本倭人。

澤氏 孝令羅州地方。

冊氏 豆毛全州地方。

昔氏 月城盛州別號、龍仁、忠州。

益氏 祀溪慶州。

席氏 江華、通津。

釋氏 水原、光山光州別號、南原、益山、雲光、慶州、晉州、金海。

翟氏 林川。

力氏 河陰江華。

則氏 幸州高陽別號。

國氏 潭陽、玄風、英陽、金城、豐川、大明中。

嬰氏 陰竹。

直氏 槐山日本物化。

墨氏 遼東中興、檢化人。

合氏 喬桐。

弥氏 鎮川。

甲氏 文川。

南宮氏 咸悅、富潤高陽、南平、龍安、宜寧、慈山。

皇甫氏 永川、黃州、巾子山高陽地方、唐津、南原、光陽、烈山杆城、鏡嶺高陽、兎山。

司空氏 孝孺軍城、所平國州地方。

鮮于氏 太原^{山西}州。

石抹氏 廣陵^{印中}郡。

扶餘氏 百濟。

獨孤氏 廣陵^{印中}郡、安陵^{印中}郡。 羅州、南原、黃州、義州。

西門氏 安陰^{安陰}郡、東州^{東州}別院。

東方氏 清州、晉州。

公孫氏 永同、檀巖^{永同}地方、仰巖^{永同}地方。

增羅氏 南原^{俗呼爲}郡。

令狐氏 文化。

司馬氏 居平^{居州}地方、伊川。

本貫未詳 尚ほ以上の外、本貫の詳ならざるものに次の諸姓がある。

鄧氏、聰氏、忠氏、功氏、恭氏、濃氏、松氏、關氏、雙氏、彌氏、茲氏、離氏、弛氏、曠氏、隨氏、思氏、邕氏、辛
 氏、位氏、鮪氏、祈氏、尉氏、普氏、巨氏、御氏、吾氏、羽氏、琴氏、郇氏、顯氏、圭氏、倪氏、瀨氏、續氏、弟氏、
 台氏、才氏、哀氏、在氏、鮮氏、大氏、介氏、戴氏、父氏、真氏、新氏、仁氏、珍氏、信氏、閻氏、顧氏、隆氏、訓
 氏、原氏、琴氏、官氏、寬氏、邊氏、山氏、閻氏、晏氏、泉氏、乾氏、洋氏、孫氏、滲氏、見氏、栗氏、榮氏、公氏、
 孝氏、刀氏、鄒氏、阿氏、少氏、巴氏、牙氏、香氏、長氏、光氏、常氏、智氏、英氏、廷氏、合氏、能氏、乘氏、興
 氏、鏡氏、侯氏、有氏、黔氏、委氏、閻氏、汎氏、叔氏、木氏、六氏、五氏、一氏、正氏、梁氏、蔡氏、劉氏、絡氏

索氏、苜氏、赫氏、克氏、德氏、北氏、蓋氏、維氏、孟氏、易氏、碩氏、七氏、厚氏、杏氏、邊氏、閔氏、狄氏、ハ氏、夏侯氏、赫連氏、仲室氏、少室氏、大宗氏、負鼎氏、明臨氏、再會氏、古爾氏、乙支氏、似先氏、木易氏、祖彌氏、黑齒氏、耶律氏、齊楚氏、羽真氏。

第四節 族 譜

族 譜 の 性 質

祖先を崇拜し、一門の歴史を尙ぶ東洋民族に在りては、支那・日本・朝鮮共にその血族を明かにせる系譜を尊重し、これを粉飾する傾向がある。朝鮮に於ては系譜の書を通例族譜と稱し、その記載の様式は大體支那の譜書を模倣して居る。即ち王室に於て、顯宗の時代に「列聖王妃世譜」の刊行あり、肅宗の時代に、「璿源譜記略」の刊行あり、英祖の時代には「國朝譜牒」が編纂され、民間に於ては、李朝明宗十七年に成りたる文化柳氏の族譜が最初にして、爾來士家に於ては相争つて族譜を作成刊行したが、門閥を重んじ、一族の團結の鞏き朝鮮に於ては、族譜の流布が最も盛んになつたのである。族譜に関する書籍を多く收藏して居たのは舊奎章閣であるが、現在は京城帝國大學圖書館にこれが移管されて居る。今試みにその中の重なるものを示すと左の通りの多數に及び、李朝時代に於ける系譜發行の盛況が窺はれる。

李朝時代の發行の系譜

梁文復公外裔譜	一	正祖命 奎壽閣編	朝鮮正祖元 年	寫	東 嶺	外 譜	三二		
墓堂内外子孫錄	三		朝鮮正祖十 八年	寫	東 國	世 譜	一五		
金氏分頁錄	一	金昌熙編	朝鮮李太王 時	寫	南 人	五 世 譜	一		
朴氏新羅賜源世譜	二、二		朝鮮李太王 時	印	慶州 梁氏	大 譜	一四、一四	梁柱元編	朝鮮純祖二 十七年
朴氏淵錄	二、二	朴世旭等 編	朝鮮英祖四 十四年	印	順興 安氏	族 譜	一六	安最良編	朝鮮純祖二 十四年
河忠烈公頁系辨証錄	六、二	朴光輔編		印	昌寧 曹氏	族 譜	一九	曹氏編	

族譜の刊行

朝鮮の族譜には、大同譜と派譜の別あり、大同譜は一族の始祖よりその子孫の幾代に及ぶも幹支の關係を悉く記録する一族の系統録であるが、派譜は一門より岐れたる各分派の族譜である。族譜を編修刊行するには、十年目又は數十年目に、宗會即ち一門の會議を開きて作譜を議決し、然る後一族各派に通知し、更に一族各派より各家に通知を發して、各派子孫の族系、族員の生卒年月日、官職、女壻、外孫等を詳記せる單子を取り寄せ、嚴密に編纂されることになつて居る。族譜に掲載なきものは、各家で家乘又は世系と稱して、別に記録を作つて居る。族譜に登録され、又はこれを所持するといふことは、身分を證明する有力な證據であるから、頗るこれを珍重し、祠堂に收めて居るものもある。これを刊行するには、大抵數部落の同族が聯合し、各家から資金して刊行するが、近來は營利を目的に編纂するものが次第に増加し、微賤の者が名族を冒稱し、常民にし

て士林の出を榮ふ者が往々あり、従つて甚だしく族譜の價値を損し、門閥の混亂は愈々大ならんとして居る。既に李朝時代に丁若鏞は、その著「牧民心書」に於て族譜の弊害を左の如く痛論して居る。

偽 譜

偽造族譜、盜買職牒、圖免軍養者、不可以不懲也。

軍養、爲民苦毒、百計謀免、無罪不犯、奸猾知其情、誘之以匪分、乃竊貴族譜系、執其無後之派、接以非類之族、換父易祖、以書紹繪、或稱功臣、其相爲八代祖、或稱駙馬、其尉爲九代祖、或稱敬順王後裔、或稱文成公安裕直孫、或稱江城君文益漸遺胤、甚則僞接 璿系、或稱孝寧大君爲九代祖、或稱廣平大君爲八代祖、蓋宗班子孫、有貧窮無賴者、其家原有 璿源譜略、會受例頒、乃於八卷之書、詎受百兩之錢、奸民買此真本、乃於無後之派、接以其祖之名、換其書法、仿其刻法、若非慧眼、無以發奸、枚之不鍊者、瞥見 璿譜、果係真本、不復置疑、即許除免、蒙昧之罪、何以辭矣、忠勳府、宗簿寺、其書吏生理、唯有據僞譜、發嚴關、以討潤筆之錢而已、完文不知幾張、關文不知幾道、苟一查究、都係僞譜所出、傷倫悖義、犯分蔑法、未有甚於是者也、余在西邑、見凡持族譜、來訴者、十無一真、適有百家小譜、攜在箱中、以之照驗、其奸即綻、第以犯者如林、不可盡誅、但燒其書、不究其罪、觀察使李公義駿、知此弊極甚、徧飭守令、使之提報、知余不究、督令報來、不得已以情重者一二人應之、及到南方、此風尤甚、土族賤流、咸戴名臣、以圖上奏、冀沾官祿、此又非無知小民、謀免軍養者之罪而已、必有嚴禁、乃正風化、○遐鄉文科出身者、下自分館、上至郎署、其所得告身、多者數十

道。少者十餘道、身没之後、子孫貧寒、留其清華之牒、如軍令、吏曹郎類以爲家寶、其餘、悉以發賣、氓隸同姓者、咸以重價、買此職牒、一張之價、或至百兩、戴之爲祖、改其戶籍、乃其家傳軍役、忽來訴冤、官合納信文、即職牒高聲、御卯、輝煌、吏墨眞的、信之不疑、即許除免、蒙味之謬、何以辭矣、十式年戶籍、十式年軍案、亦以考之、至于百年、其根屬不露矣、○然僞譜僞牒、皆由作法未善、窮新爲濫、得情則感哀之勿喜、但其軍役不除、笞罰畧施、已足徵哉、不必淡治。(牧民心書)

族譜の發行には色々の弊害もあるが、祖先を崇拜し、門閥を重んじ、同族團結の強い朝鮮の社會では、今以てこれを尊重すること甚だしく、朝鮮内に於て毎年發行さるゝ各種單行出版物中、族譜の發行件數は實に第一位を占めて居る。即ち朝鮮の社會では、國の歴史を究め、經濟を學び、文藝を樂み、思想を練り、宗教を討究することよりも、一門一家の記録を尙ぶことが遙かに重大なりとされて居るのである。その學術の進歩せず、知識の發達せざるは、族譜尊重、名族崇拜といふが如き、古き泥沼に兩脚を没して抜け上ることの出來ないのに、原因して居る點が少くないと思はれるが、その利弊は別として、社會民心に横溢せる同族觀念の旺盛なることは、朝鮮の文化及び民族性を研究する上に於て決して輕視してはならない。

朝鮮人發行單行出版許可件數表

種別	昭和六年	昭和七年	種別	昭和六年	昭和七年
政治	一〇	一二	法律	三	六
經濟	七	一四	思想	二三	四二

行	倫	修	教	宗	紀	地	歴	數	理	醫	農	工	商	兒	新	詩	新
學	理	養	育	教	書	理	史	學	科	藥、衛生	業	業	業	童讀物	說	小	說
六	二	八	四	二九	四	一四	三二	六	一	一七	七	三	二	一一	一一	七一	一一
一〇	〇	一五	九	三二	六	二一	三八	九	三	二九	一	一三	一六	二五	六五	一三	三
詩	文	童	童	音	文	道	書	字	語	族	演	藝	八	雜	計	計	計
歌	藝	話	痛	集	集	式	典	學	譜	劇	行	行	行	行	行	行	行
六一	〇	三	三	二六	六四	一五	二二	一	一八	一三七	一	一	一	一〇五	八七〇	一〇五	一〇五
七五	一九	六	四	二七	六五	一〇	二三	一	二一	一五一	二	一	一	一五一	一〇八六	一〇五	一〇五

右の如く、朝鮮に於ける朝鮮人刊行の出版物中、族譜の發行は常に首位を占めて居るが、更に最近十年間に於ける族譜發行回數を、各本貫姓氏別に依りて見ると左の如くなつて居る。即ちこれに従へば、一族の最も繁榮せる金海金氏を第一位とし、密陽朴氏、慶州金氏、全州李氏、慶州李氏、平山申氏、光山金氏、晉州姜氏、安東姜氏、大邱姜氏等の頂字となつて居る。族譜は印刷に依る刊行以外に、筆寫謄寫に依るものも多から、

左に示す刊行件数以外に、筆寫謄寫本の流布の尠くないことも考慮に入れるときは、如何に族譜の勢力の大きなかは略ぼ想像し得られるであらう。

最近十年間(自大正十三年至昭和八年)の系譜發行回数表

本貫姓氏	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	計
金海 金氏	三〇	二五	二四	七	二六	三	二	八	九	二五	二二〇
密陽 朴氏	九	七	三	一六	八	二	二	四	四	四	八八
慶州 金氏	六	三	二	三	〇	六	三	一	六	七	六九
全州 李氏	六	〇	三〇	九	六	九	二	二	二	二	六八
慶州 李氏	三	九	三	一	一	八	三	二	四	七	五三
平山 申氏	三	二	四	一	二	三	七	〇	三	四	三三
光山 金氏	七	六	三	一	四	四	二	一	三	七	六八
晋州 姜氏	二	二	四	三	一	四	二	二	四	三	四四
安東 權氏	二	一	一	四	一	三	六	一	四	〇	三三
水原 白氏	一	一	二	三	一	一	二	一	二	一	二七
坡平 尹氏	一	二	一	三	四	三	三	二	一	一	二四
慶州 崔氏	一	一	二	一	三	四	一	一	四	一	二四
仁同 張氏	四	一	三	一	二	三	一	一	四	一	二五
全州 崔氏	〇	一	一	二	二	二	一	一	一	一	一三
順興 安氏	四	一	一	三	一	三	一	一	一	一	二二
安東 金氏	七	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二〇
海州 吳氏	一	一	二	四	三	一	一	一	一	一	一七

南陽	秋溪	洪州	德水	瑞山	陪城	靈川	海平	平澤	濟州	瀨州	昌原	寒越	苞山	蔚山	礪山	曲阜	利川	新平	長興	彌州	善山	密越
宋氏	秋氏	李氏	李氏	柳氏	崔氏	任氏	尹氏	林氏	楊氏	李氏	丁氏	辛氏	郭氏	朴氏	宋氏	孔氏	徐氏	李氏	高氏	李氏	金氏	嚴氏

								-	-			-	=	=			=	-				-
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	---	---	---	--	--	---	---	--	--	--	---

						四						-	四	=			=	=	-		=	
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	---	---	--	--	---	---	---	--	---	--

						-	-		=		-	-		-						-	=	四
--	--	--	--	--	--	---	---	--	---	--	---	---	--	---	--	--	--	--	--	---	---	---

							=	-			-				-		-					
--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	---	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--

				-	-				=	-	-	-				-			四			
--	--	--	--	---	---	--	--	--	---	---	---	---	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--

-					四		=			=					=				=			
---	--	--	--	--	---	--	---	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--

=		-	四	=				三								-						
---	--	---	---	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

=			-	-							-					-				-		
---	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--

		-								=	-				-	-				=		-
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	---	---	--	--	--	---	--	---

	五	五		-							-	=			=	=				五		-
--	---	---	--	---	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--	--	---	--	---

五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

泗川	濟州	蔚山	昌原	淳昌	豐基	仁川	木川	丹陽	茂長	溫陽	延安	星山	大邱	牙山	丹陽	靈巖	忠州	務安	漆原	月城	月城	鶴林
金氏	慶氏	郭氏	吳氏	趙氏	秦氏	李氏	馬氏	李氏	金氏	方氏	李氏	呂氏	金氏	崔氏	李氏	朴氏	李氏	朴氏	張氏	金氏	孫氏	金氏

第一章 姓氏の變遷と同族部落

									-	=	=											=	-
									-										-			-	-
																=			=				
-	-														-		-	=					
-	-	-													-								
																					=		
			=		-																		-
		-			-							-		=									
						-	=					-	-										
				=		-		=				-											
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=

長興 長興 玉川 光州 羅州 瑞興 西蜀 安東 麗興 楊州 光山 瑞山 南原 濟風 寶城 濟道 咸陽 延安 光州 全義 楊根 咸陽 坡平
 魏任 趙郊 鄭命 的張 閔趙 盧成 那楊 命宜 金朴 金金 潘李 金呂 金
 氏

朝鮮の聚落(後篇)

| = = | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | = - - | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | - | | | | | | | | | | | = - | | | |



- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - - -

| | | - | | | | - - = | | | | | | | | | | | - | - -

| | | | | | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | - | | | | | = - - - = | - | | | | | | | |

- | | | | | | | | | | | | | - - | | | | | | | | | |

| | | | | | | | - | | | | | | - | | | | | | | | - | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

= =

延安	沔陽	青海	月城	開慶	永山	漢陽	青松	益州	光陽	文河	鎮川	蘇州	德山	延州	固城	延安	江陵	月城	丹陽	扶寧	奉仁	登山
金氏	朴氏	李氏	李氏	宋氏	金氏	趙氏	李氏	秋氏	崔氏	金氏	林氏	賈氏	黃氏	玄氏	金氏	李氏	成氏	崔氏	豐氏	金氏	朴氏	沈氏

										-	-	-						=	-			
													-	-					-			-
						-	-	-	-						-	-	-			=		-
			-	-	-																	
																					-	
		-																			-	
-	-																					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=	=	=	=	=

加平	原州	長興	天水	楊州	谷山	豐山	長川	安定	鳳州	嶺南	車溪	淳昌	務安	齊安	淳昌	公山	雲峰	太原	長興	報恩	晉州	旌善
簡氏	李氏	林氏	桂氏	崔氏	韓氏	金氏	李氏	羅氏	都氏	李氏	李氏	趙氏	郭氏	高氏	薛氏	李氏	朴氏	李氏	馬氏	李氏	金氏	金氏

第一章 姓氏の變遷と同族部群

-	-																					
		-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-		-						
							-												-			
																			-	-	-	-
						-						-										
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

仁川	安城	新平	碧珍	平海	陝陵	遼安	鎮安	橫城	全州	成陽	泰安	安義	比安	咸陽	溫陽	晉州	信川	海州	長水	蔚川	玉山	河濱
蔡氏	李氏	宋氏	李氏	黃氏	太氏	李氏	李氏	趙氏	吳氏	李氏	李氏	林氏	朴氏	朴氏	方氏	李氏	金氏	金氏	黃氏	曺氏	金氏	李氏

—	—	—																—	—	—	—	
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--

							—	—				—	—	—	—	—	—					
--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

										—	—											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1			—	—	—	—																
---	--	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

																						—
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1									—													
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

忠州	密陽	知禮	善山	齊安	忠州	洪州	寶城	通津	谷山	漆原	揚州	長水	安山	卡峯	羅州	星山	道康	居昌	安東	清州	麟蹄	泰安
崔氏	金氏	張氏	柳氏	黃氏	金氏	金氏	吳氏	李氏	韓氏	諸氏	崔氏	李氏	金氏	金氏	羅氏	李氏	李氏	劉氏	林氏	鄭氏	朴氏	朴氏

第一章 姓氏の變遷と同族部落

-	-	-																				
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

原州	果川	三陟	龍宮	稷山	羅陽	天安	海南	熙川	寧川	靈巖	楊州	咸平	忠州	蘆洞	漣川	楊根	濟州	泰仁	香州	廣州	昌原	河陰
李氏	孫氏	朴氏	金氏	金氏	陳氏	金氏	金氏	李氏	李氏	朴氏	宋氏	牟氏	金氏	金氏	金氏	金氏	崔氏	崔氏	蘇氏	金氏	俞氏	南氏

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| - - - - - - - - - - | | | | | | | | | | | | | | | |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | - - | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | - | | | - - - - - - - |

- -

星州	忠州	鎮岑	忠州	鎮川	金堤	南平	河陽	咸平	竹山	月城	延州	光州	羅州	水原	平壤	蔚山	和順	居昌	巴陵	安定	固城	河濱
呂氏	朴氏	金氏	石氏	宋氏	金氏	尹氏	許氏	鄭氏	安氏	朴氏	玄氏	鄭氏	陳氏	崔氏	林氏	吳氏	崔氏	劉氏	劉氏	羅氏	李氏	李氏

朝鮮の聚落 (後編)

-										-						-						
				-		-						-	-	-	-							
			-								-											
	-	-																				
					-																	
							-	-	-													
																	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

朝鮮の姓に關しては、尙ほ多くの記述すべきことがあるであらうが、同族部落發生の階梯としての姓及び姓氏に關する、大體の觀察は爲し得たつもりである。

前述せる如く、朝鮮の姓は支那に於ける姓の模倣である以上、朝鮮の姓を究めんとせば、その源流たる支那の姓に關する沿革をも明かにして置く必要があり、また併せて内地に於ける姓の由來を討ね、以てその朝鮮に於ける姓との異同を明確ならしめて置かねばならぬ。しかしながら、本書は元來姓の研究が主眼でないから、極めてその大要を叙述するに止めて、これに關する諸種の資料を提供することにした。

支那の姓氏

支那の姓氏に關する文献は甚だ多いが、その中に在りて法學博士廣池千九郎氏の「東洋法制史」は最も簡潔に要領を盡して居る。即ち支那に於ける姓は、「說文解字」に「姓、人所生也、古之神聖人、母感天而生子、故稱天子、因生曰爲姓、从女生、生亦聲、春秋傳曰、天子因生曰賜姓」とあり、姓は女と生とより成りて、女は其姓の起る所を示し、生は其音を表はし、また姓は女より生るといふ意味をも有するものと見るべきが如くである。この姓が、何故に女と生とに従ひて構成せられたるかに就きては、種々の議論もあるが、古聖は皆其母が天に感じて生れたものであると、一般に解釋されて居り、支那に於て、古代母系親時代の存在せしことを暗示し、「國語」に『黃帝以姬水成、炎帝以姜水成』と云へるは、其母の住處を示せるものと見るべきであらう。古代の姓が、女に従ふ文字の甚だ多きことは注意を要するところであり、姜、姬、姁、媯、姚、

媾、妘、姁等はその例である。斯くて姓は母系親時代に、子が其母を記憶する爲めに、その居住せる地名若くは其附近の河の名などを以て自ら名乗りたる一の符號の遺りしもの、如く思はれ、従つて一母の子は、兄弟大略皆一姓たりしことが想像され、この母系親時代の同母同姓の風習が、父系親時代に進むや、同父同姓の風習となり、その間に更に同徳同姓の風習が介在して、兄弟異姓の原因を説明し、且又賜姓の制度を生じなどし、幾多の變遷沿革ありて後、遂ひにその淵源を知ることが困難になつたものと思ふ。賜姓の習慣は、素と其父が同徳の子に同姓を與へしに始まり、後遂ひに一種の制度と爲るに至つたのである。母系親時代の姓は、母系を表はすを目的とし、父系親時代の最初の姓は、同徳異徳を區別することを以て目的としたものと推知することが出来るが、その次に一般制度として表はれた姓は、概ね三種の目的を有したものとやうである。第一には有徳者を表彰する一種の榮典として用ゐられ、第二には封建時代諸侯待遇の標準として用ゐられ、第三には婚姻を定むる一の標準として用ゐられた。第一の姓を以て有徳者を表彰する一種の榮典とすることは、黃帝の時にその諸子二十五人の中に、姓を得たるもの十四人ありて、これが賜姓制度の濫觴として見られて居るが、其の後堯舜の頃よりは、正しく一の制度と爲つたやうである。第二の姓を以て封建時代に諸侯待遇の標準として使用せられたといふことは、周代に於ける同姓異姓の待遇法である。即ち周代の政策は、支那古來の親々主義に本づき、外には多く同姓を封じてその藩屏となし、内には同姓を宰相として其内助と爲し、その後漢代以後の模範となりて、歷代同姓を重んじ、これを王侯に封じ、且つ異姓と其待遇法を區別して居るのである。而して

右の二種の制度は、全く政治的のものであり、眞に作姓の目的上重要なるものは、第三の法律上姓を以て婚姻の標中となす點にあるのである。即ち支那に於ては、同姓結婚を以て、夙くより心身上有害と認め、其異姓は、たとひ兄弟と雖も、もとその原姓を異にするの故を以て、異類の性質を帯ぶるものと爲し、随つて結婚の結果に惡影響を及ぼさずとして居り、「左傳」には「男女同姓、其生不蕃」とあり、周代の制度に於ては、特に同姓結婚を否認したのである。されば婦人は出嫁の後、猶ほ生家の姓を繋げてこれを呼ぶことになつて居る。斯くの如く姓の制度が確立するに至つたのは周代のことに屬し、其以前にありては、父子兄弟宗族の間、必ずしも同姓ならず、姓の範圍の如きも一定せず、或は一世に止り、或は數世に亙り、家族名たるの實質を有しなかつた。ところが周代に至り、親族の範圍は、禮記に示す五世祖免の内に止るものとせられ、六世以外は親屬の名なく、隨て之を繋ぐるに姓を以てすることとなり、同姓異姓の區別始めて立ち、其男系の親族は、百世と雖も悉く同一姓に統合せらるゝこととなり、婚姻はその範圍内に於ては絶対に禁止せらるゝこととなつた。

而して一字の姓を單姓、二字以上より成る姓を複姓といふが、勿論單姓多きに居り、殊に明初以來複姓を改めて單姓となしたるものが頗る多い。明の「古今萬姓統譜」の序文に、「當高皇帝世、禁從蒙古姓、於是複姓者、皆懼其不免也、去其半以求瓦全」とあるは其の例にして、蒙古は前代の元で、漢民族と其風俗を異にし、姓の如きもこれを漢字に寫すときは、皆數個の文字より成るが故に、明の太祖はこれを禁じたのである。古來姓を改むるもの一様でなく、天子の諱を避けて姓を改むるものも尠くないが、「學林」に據れば、功

に因り改めて姓を賜はるものがあり、居を遷して姓を改むるものがあり、諱を避けて姓を改むるものがあり、仇を避けて姓を改むるものがあり、人の養子となりて姓を改むるものがあり、「風璞」に據れば、義を以て姓を改むるもの、音を以て改むるもの、及び字を以て改むるもの、三種があることを論じて居る。

周代以來、姓の異同に關しては、習慣法制共に極めて嚴格なる區別を爲して居るが、實際上に於ては、同姓異姓互に動搖して相混合するを見るのである。即ち複姓の單姓となる場合に、甲乙同一の名稱とならば相混同し、或は改姓に際して二姓同一の名稱となり、兩者相混じ、「日知錄」に見ゆる所によれば、古來偶然姓氏を同じくするものを以て、これを一族と認むる例が尠からず、「潛夫論」にも、「故孫氏者、或王孫之班也、或者諸孫之班也、故同祖而異姓、有同姓而異祖」と云ひ、姓がその實同姓異姓截然として區分せられ、古來一定不動のものであつたとは、いふことが出來ないのである。

氏の字は「說文解字」に「氏巴蜀の名山、岸脅之自旁箸欲落墮者曰氏、氏岫聲聞數百里象形、へ聲」とありて、本文の象形の段注に、「謂丘象傍於山脅也、氏之附於姓者類此」とあり、「說文通訓定聲」に「轉注爲姓氏、蓋取水源木本之誼、左隱八傳胙之土、而命之氏、鄭駁許五經異義、氏者所以別子孫之所出也」と誌して居るが、氏の淵源は、其文字上の研究のみにては、未だ充分でない。支那の古代史に徴する時は、氏と姓とは、正に同時に成り、血統上より觀察すれば、則ち氏は姓の分派せしものである。而して氏は姓の内にあることを暗示し、姓の淵源は血統を示すにあるが、氏は各人の特徴に淵源せるもの、如くである。と

ところが氏は國家の制度上、一種の榮典として、或はこれを貴族の子弟に、或はこれを功勞者に與ふるものとなり、命氏の制度は賜姓の制度と相伴うて發達したもので、如くであり、國語や左傳に於て、これを察知することが出来るのである。

姓氏は偶然に名づくるものでなく、古代賜姓命氏の制度によると、天子は生に因て姓を賜ひ、之に土を胙いて氏を命すとあるが、氏を觀察して、その賜姓命氏の淵源を尋ぬるは、姓氏の研究上必要のことにして、宋の「隨隱漫錄」はこれを十七類に分ち、宋の鄭樵の「通志略」中の氏族略の序文は三十二類に分ちて詳を悉し、「潜夫論」志氏姓の條にも、亦詳かにこれに類する説を載せて居る。

斯くの如く姓は血統を示し、氏は其人の特徴を示すものであるから、縦合姓氏が同じく地名を以てする場合にありても、姓は其母の住地、または自己の生地等、すべて其人の血統に關係ある事項により、氏は只其人の住地を示して、他と區別すと云ふ如きことを以て原則とするものと解すべきである。兩者を血統上より觀察すれば、姓は氏を包括し、氏は姓の内部に附屬する形があるのである。姓の混亂は前述の如くであるが、これに加ふるに、周の制度の破壊によりて各自々由に氏を命するに至つたので、終には姓氏を混同することゝなつた。されば「通志」氏族略の氏族序の終に、「秦滅六國、子孫皆爲民庶、或以國爲氏、或以姓爲氏、或以氏爲氏、姓氏之失自此始」とあり、また「項氏家説」姓氏の條に、「古者、姓與氏爲二、後世、姓與氏爲一、姓者諸眷之所同、氏者一房之所獨、姓以別同異、氏以定親疏、皆不可無也、（○中略）後世眞以氏爲姓、一家

百族、同用一氏、親疏遠近、更無分別、則與古之用姓同矣、故史臣書之皆曰「姓某氏」、見「姓之與氏自是爲一、不可復知也、」などと云つて居る。

支那の姓氏に関する資料

〔國語卷〕十七年王降翟師以伐鄭下王德翟人、將以其女爲后、富辰諫曰、不可、夫婚姻禍福之階也、利內則

福由之、利外則取禍、今王外利矣、利於其無乃階禍乎、昔鞏嚳之國也由大任、鞏嚳二國、任姓、齊仲應之後、大任之家也、大任、王季之妃、武王之母、

齊許申呂由大姜、四國皆姜姓、四岳之後、大姜之陳由大姬、陳姬姓、魯後、大妃周武王之女、成王之妃、是皆能內利親親

者也、昔鄭之亡也由仲任、密須由伯媯、鄆由叔妘、許由鄭姬、聯姻姓、文王之子、聯季之國、鄭姬鄭女、爲聯夫人、息由陳

媯、鄆由楚曼、羅由季姬、廬由荆媯、是皆外利離親者也、王曰、利何如而內、何如而外、對曰、尊貴、明賢、庸

勳、長老、愛親、禮新、親舊、然則民莫不審固其心力、以役上令、官不易方、而財不匱竭、求無不至、勳無不濟、百

姓兆民、百姓百官也、官有世功受氏姓也、夫人奉利而歸諸上、是利之內也、十德曰忠、夫若七德離判、民乃攜貳、各以利退、上求

不暨、是其外利也、夫翟無列於王室、列立夫也、鄭伯南也、王而卑之、是不尊貴也、翟豺狼之德也、鄭未失周典王

而蔑之、是不明賢也、平桓莊惠皆受鄭勞、王而棄之、是庸勳也、鄭伯捷之齒長矣、王而弱之、是不長老也、翟

隗姓也、隗姓赤翟、鄭出自宣王、王而虐之、是不愛親也、夫禮新不間舊、王以翟女間姜任、非禮、且棄舊也、姜氏任氏

之女、世爲王妃嬪、今以翟女代之、爲棄舊也、王一舉而棄七德、臣故曰、利外矣、書有之曰、必有忍也、若能濟也、王不忍小忿而棄

鄭、又登叔隗以階翟、階、階翟也、翟封豕豺狼也、不可厭也、王弗聽、十八年王黜翟后、十八年、魯僖二十四年也、黜翟也、翟公既立、而通於王子帶、故廢之、

翟人來誅殺譚伯、誅文也、翟人太子帶以攻王、而殺譚伯、譚伯則大夫、富辰曰昔吾驟諫王、王弗從、以及此難、若、我不出、王其以我為愆乎、

乃以其屬死之、初惠后欲立王子帶、故以其黨啓翟人、翟人遂入周、王乃出居於鄭、晉文公納之、

〔國語卷〕三周語皇天嘉之、肸以天下、肸、賜姓曰姒氏有夏、肸賜姓曰姒氏有夏、肸賜姓曰姒、謂其能以嘉祉殷富生物也、肸四岳國、命為侯

伯、賜姓曰姜、姜四岳之先炎帝之姓也、炎帝世衰、其後變易、至四岳有德、帝復賜之肸姓、使紹炎帝之後、氏曰有呂、以國為謂其能為禹股肱心膂、以養物豐民人也、

此一王四伯豈繫多寵、皆亡王之後、王謂禹、四伯謂四岳也、為四岳伯、故稱四伯、豈辭也、繫是也、言禹與四岳、豈是多寵之人、

乃亡王之後、禹舜之子、禹郊禘而述王之、四岳共工從孫、共工侵陵、唯能釐舉嘉義、舉用以有胤在下守祀不替其典、下後也、有

夏雖茲、祀部猶在、祀部、二國夏後也、申呂雖衰、齊許猶在、申呂、四岳之後、商周之世、成封於申、齊許其族也、唯有嘉功以命姓受祀、迄於

天下、受祀、謂封國、受祀命社稷山川也、迄至也、至於有天下、謂禹也、祀或為氏、及其失之也、必有怙淫之心間之、怙、慢也、間、代也、以慢淫之

弊不振、殆、憂也、絕後無主、祭無主、墮替隸圉、墮、沒也、替、廢也、隸、役也、圉、圉豎馬者、夫亡者豈繫無寵、皆黃炎之後也、黃、黃帝之後、共

不帥天地之度、不順四時之序、不度民神之義、義、宜也、不儀生物之則、儀、準也、以殄滅無胤至於今不祀、及其得也、必

有忠信之心間之、以忠信之心、代其怙淫也、度於天地而順於時動、順四時之令、而動也、蘇於民神而儀於物則、故高明令終、顯融昭明、

朝明也、終、終也、融、長也、命姓受氏、而附之以令名、附、附也、若啓先王之遺訓、啓、開也、省其典圖刑法、典、禮也、圖、象也、而觀其廢興者皆可知

也、其興者、必有夏呂之功焉、其廢者、必有共鯀之敗焉、

〔國語卷〕十晉語公子過鄭、文公亦不禮焉、叔譚諫曰、臣聞之、親有天用前訓、禮兄弟、資窮困、天所福也、今晉公

子有三胙焉、天將啓之、同姓不婚、惡不殖也、殖、蕃也、狐氏出自唐叔、狐氏、垂耳外家也、出自唐叔、與晉同祖、唐叔之後、別在大戎者、狐姬、伯行之子

也、實生重耳、

〔國語卷〕秦伯見公子曰、寡人之適此爲才、子圉之辱備依媼焉、母、買於秦時、欲以成婚、媼、嬪嬙、嬪官也、而懼離其惡名、非此則故、言

以成婚、懼以爲子圉妻、恐離其惡名、非有此則無它故、不敢以禮致之、不敢以媼正禮獻之而令與欵之故也、於五人、致愛此女之故、公子有母、寡人之罪、辱謂媼也、言寡人不備禮、故令公

子圉之罪、此自唯命是聽、遺墨此女、公子欲辭、嫌於骨肉相取、已司空季子曰、同姓爲兄弟、季子、晉大夫、晉臣曰季也、後爲司空、賈侍中云、兄弟、

辨嗣之稱也、昭謂同姓爲兄弟、謂同父而生、得姓同者、乃爲兄弟、以晉惠公重耳、其醜不同則子圉道路之人、可以取其女、黃帝之子二十五人、其同姓者、二人而已、唯齊陽與夷鼓皆爲己姓、其二人相與同德、故俱爲己姓、齊陽、方雷氏之甥也、夷鼓、彤魚氏之甥也、方雷西陵氏之姓也、彤魚國名、帝嘗曰、黃帝、取於西陵氏之子、曰累祖、實

生齊陽、齊陽、金天氏、帝少昊也、其同生而異姓者四、母之子別爲十二姓、凡黃帝之子二十五宗、其得姓者十四人爲十二姓、得姓、以得姓、

官而賜之姓也、謂十四人、而二姬、酉、祁、祁、巳、膝、葳、任、荀、僂、姁、依是也、唯齊陽與倉林氏、同人爲姬、二人爲巳、故十二姓

於黃帝、故皆爲姬姓、二十五宗唯齊陽與倉林、德及黃帝、同姓爲姬也、同德之難也如是、昔少典取於有媼氏、生黃帝炎帝「黃帝以煙水成、

炎帝以姜水成、姬姜水名也、或謂所生、是以成功也、成而異德、故黃帝爲姬炎帝爲姜、二帝用師以相濟也、濟當爲濟、與成也、傳曰黃帝戰

於阪泉、是也、異姓則異德、異德、則異類、異類雖近、男女相及、以生民也、重耳懷襄之舅、故又曾此以爲之也、近謂有屬名也、相及、相嫁取也、同性則同德、

同德同心、同心則同志、同志雖遠、男女不相及、畏黷敬也、畏黷、謂其類也、黷則生怨、怨亂禱災、禱、生也、災就滅性、是故

取妻避其同姓、畏亂災也、故異德合姓、合德合義、合姓、合二姓爲媼也、合義以德義相親、義以道利、利以阜姓、姓利相更、成而不

遷、乃能牢固、保其土房、獨持也、保守也、房、居也、今子於子圉道路之人也、言德性也、取其所棄、以濟大事、不亦可乎、

〔五經吳義疏證〕異議詩、齊魯韓、春秋、公羊、說聖人皆無父感、天之生、左氏說聖人皆有父、謹按、堯典以親、九

族、即堯母慶都感赤龍而生堯、安得九族而親之、禮識云、唐五廟知不感天而生、予之聞也、諸言感生、得無父、有父則不感生、此皆偏見之說也、商頌曰、天命予鳥、降而生商、謂娥簡吞亂子生契、是聖人感生見於經之明文、劉媪是漢太上皇之妻、感赤龍而生高祖、是非有父、感神而生者也、案也當且夫蒲盧之氣 媪煦桑蟲、成爲己子、況乎天氣因人之精就而神之反不使子賢聖乎、是則然矣、又何多怪、毛詩生民正義

〔氏族序〕三代之後姓氏合而爲一、皆所以別婚姻而以地望明貴賤、於文女生爲姓、故姓之字多從女、如姬姜贏似媼媼始媼媼之類是也、所以爲婦人之稱、如伯姬季姬孟姜叔姜之類、並稱姓也、

〔古今高姓統譜序〕夫姓曷以始乎、姓者生也、又人所稟以生也、生不從母與、故媼之女而字義起六、

〔毛詩卷第一、麟之趾〕麟之趾、振振公子、于嗟麟兮、公姓公孫也、姓麟之角、振振公族、之爲言生也、

于嗟麟兮。

釋例曰別而稱之謂之氏、合而言之則爲族(疏)

〔趙彥衛云〕姓氏後世不復別、但曰姓某氏雖史筆亦然、按姓者所以統系百世使不別也、氏者所以別子孫所自出

如周姓姬氏所以別子孫如魯衛毛聃邾晉應韓之分若夫易云黃帝堯舜氏雖非姓氏既是天子當一代稱曰堯舜氏、義亦通此又不拘姓氏之例、

〔柳芳論〕氏於國則齊魯秦吳、氏於諡則文武成宣、氏於官則司馬司徒、氏於爵則王孫公孫、氏於字則孟孫叔

孫、氏於居則東門北郭、氏於志則三馬五鹿、氏於事則巫乙匠陶、

〔左傳襄公十一年〕古者貴有氏、賤無氏、故某詛辭有曰墜命亡氏言奪爵失國也。

〔尚書大ノ四十右禹貢〕錫土姓、祗台德先、不距朕行。

〔孔安國傳〕天子健、德因生以賜、姓謂有德之人生此地、以此地名賜之姓、以顯之、王者常自以敬、我德、爲先則天下無距、遠我行者。

〔日知錄二ノ七左〕今日之天下、人人無土、人人有姓、蓋自賜土之廢、而唐宋以下、帝王之爵、傳於庶人、無世守之固、錫姓之法廢、而魏齊以下、朔漢之姓、雜於諸夏、失氏族之源、春秋傳言允之蓋居於鳳州、蓋古者分北三百之意後之鄙儒、

讀禹貢而不知其義者、良多矣、

〔瑯邪代醉編四ノ八左〕本朝〇明賜姓不多見、惟國初有之、邳州指揮使信錄有軍功、洪武中賜姓車、天順甲申、查茂舉進士、英宗不識其字、李文達言、音與陝字同、因命改爲陝、信姓僻、查姓亦僻、查改爲陝更僻、云々、

〔左傳左隱公十一年〕周之宗盟異姓爲後、禮記書會先同姓、例在定四年

〔孔子家語左辨物篇〕古者分同姓以珍玉、所以展親々也、分異姓以遠方之職貢、所以無忘服也、

〔禮記文王世子〕若公與族燕則異姓爲賓、

〔禮記〕子曰、君不與同姓同車、與異姓同車、

〔周禮〕詔王儀南鄉、見諸侯、土揖庶姓、時揖異姓、天揖同姓、

〔孟子疏〕齊宣王問卿，孟子曰：王何卿之間也？王曰：卿不同乎？曰：不同。有貴戚之卿，有異戚之卿。

〔左傳二年〕師服曰：吾聞國家之立也，本大而末小，是以能固。故天子建國，諸侯立家，卿置側室，大夫

有二宗，十有隸子弟，庶人工商各有分親，皆有等衰，是以民服事其上，而下無覬覦。

〔兩漢刊誤補遺〕何武傳不宜令異姓大臣特權，師古曰：異姓謂非宗室及外戚，刊誤曰：異姓正謂外戚也，

通鑑作外戚大臣，仁傑按〔中〕異姓謂婚姻甥舅。

〔禮書八ノ十三左世〕十有二月詔曰：五等諸侯，比無選式，其同姓者出身，公正六下，侯從六十，伯從六下，子

正七上，男正七下，異族出身，公從七上，云々。

〔二十二史劄記〕異姓封王之濫，自後魏始。

〔公羊傳一ノ廿四左〕以無諡也，仲字，子姓，婦人以姓配字，不忘本也，因示不適用姓。

〔禮記世三ノ二左〕復與書銘自天子達於士，其亂一也，男子稱名，婦人書姓與伯仲如不知姓，則書氏，

〔學禮管釋一ノ十〕喪大記凡復男子稱名，婦人稱字，喪服小記男子稱名，婦人書姓與伯仲，案姓與也伯仲，

即婦人之字也，男子尚文字曰伯某甫，仲某甫，婦人少文稱伯仲於姓上以為字，魯伯姬，叔姬，狄叔隗，季

隗以及季貳，委姬之類是也，蓋婦人不以名行，既笄而稱字，死則從夫之姓，衛莊姜，秦穆姬之類是也，其

無諡者，仍稱字，宋孟子，仲子之類是也，父母國之於內女，始終稱字，杞伯姬，紀叔姬之類是也，終春秋之

世，稱內女諡者，惟葬宋其姬，一書特褒其節非通例也，宣元年天子使辛卯，宋歸惠公仲子之賂，公羊傳

曰、仲子者何、桓之母也、何休注云、仲字、子姓、婦人以姓配字、不忘本也、斯爲的解矣、

〔學禮管釋一ノ十〕古者男子稱氏、婦人稱姓、然婦人亦有稱氏者、或配姓於氏而稱之、或配字於氏而稱之、毛傳仲裁之類是也、婦字也

〔七七史商權三十八ノ十七〕曹世叔妻班昭、字惠班、陰瑜妻荀采、字女荀、蓋古人有從夫姓者、如昭稱曹大家之類、故於字繫姓、

〔官鄉要則三ノ小〕婦人不名、照本姓、自稱稱某氏、然有時照夫姓稱者、如姑姊妹女子在室則以次第稱之、已嫁、則以夫姓稱之、如姊嫁、張姓稱張氏姊、嫁季姓稱季氏姊、言禮成他族不得云家也、

〔古今萬姓統譜序〕當高皇帝世、禁從蒙古姓、於是複姓者、皆懼其不免也、去其半、以求瓦全、〔日知錄廿三ノ左〕二字姓改一字條、

古時以二字姓改爲一字者、如馬宮本姓馬矢、改爲馬、唐憲宗名純、詔姓、淳于者、改姓于、唐宰相世系表、鍾離、二子、次曰接居、潁川長社爲鍾氏、見之史冊、不過一二、自洪武元年詔、口服、口語、口姓、一切禁止、如今有呼姓、本呼延、乞姓、本乞伏、皆明初改、而并中國所自有之複姓、皆去其一字、氏族之紊、莫甚於此、且如孫氏有二、衛之良夫、楚之叔敖、竝見於春秋、而公孫、叔孫、長孫、王孫之類、今皆去而爲孫、與二國之孫、合而爲一、而其本姓遂亡、公羊、公沙、公乘之類、則去而爲母、而其本姓遂亡云々、

〔五雜俎十四ノ三十ノ右事部〕今世所傳百家姓、宋時作也、故以趙錢爲始、豈吳越之臣所成耶、我朝〇明吳沆等進千家姓、以朱承天選爲始、其中有侏儻不經見者、而海內之人、又有出千家之外者、惜當時儒臣未能詔、遍行天下、廣蒐之也、漢潁川太守聊氏有萬姓譜、今不復見、近時吳興凌氏有萬姓統譜、第恐其學識尙有限耳。

〔瑯邪代醉編四ノ九左〕漢元帝名爽、以爽氏爲盛氏、安帝父名慶、以慶氏爲賀氏、晉高祖名敬瑭、分敬氏爲文氏、荀氏、唐高宗太子名弘、李含光本姓弘、易爲李、

〔學林五ノ廿ノ九右〕五姓分宮商角徵羽、陰陽家專以此言禍福、觀國按、姓氏古今無定系、有因功而改賜姓者、有遷居而改姓者、有避諱而改姓者、有避仇而改姓者、有爲人之養子而改姓者、前日嘗爲宮姓矣、一日改姓、又轉而爲商姓、前日嘗爲角姓矣、一旦改姓、又轉而爲羽姓、則是天道亦隨姓而遂改也、又兩字姓、如公孫、司馬、諸葛、歐陽、拓拔、慕容、宇文、吐突之類、半出于四裔部落之號、又有三字姓、如侯真陳、庫傳宮之類、于五音何所從也、然則專以五姓言禍福、其不可信也明矣、

〔鼠璞上ノ卅一右〕世之改姓氏、如莊爲嚴、股爲歐、恒爲元、爽爲盛、以義改也、理爲李、求爲仇、舅爲谷、籍爲席、宏爲洪、朝爲晁、以音改也、棘爲棗、疎爲東、仲爲沖、柔爲憂、熊爲能、鄧爲曾、慎爲眞、劉爲金、昨爲作、敬爲文、爲苟以字改也云々、

〔稽夫論九ノ志〕故孫氏者或王孫之班也、或諸孫之班也、故同祖而異姓、有同姓而異祖、

〔日知錄卅三ノ十ノ三石通譜〕同姓通族、見於史者、自晉以前未有、晉書石苞傳、曾孫樸沒于寇、石勒以與樸同姓、俱出、

〔說文通訓定聲解部小本六左〕轉注爲泮氏、蓋取水源木本之誼、左隱八傳、胙之上、而命之氏、鄭駁許五經異義、氏者所以別子孫之所出也、

〔說文通訓定聲〕古經傳氏與是多通用、大戴禮昆吾者衛氏、以下六氏字、皆是假借、而漢書漢碑、段氏爲、是不可枚數、故知姓氏之字、本當作是云々、

〔補史記三皇本紀〕太皞庖犧氏風姓、代遂人氏、繼天而王、○中始畫八卦、以通神明之德、○中造書契、以代結繩之政、於是始制嫁娶、以儷皮、爲禮、結繩器、以教佃漁、故曰宓犧氏、養犧牲、以庖厨、故曰庖犧、○中

女媧氏亦風姓、○中代宓犧立、號曰女希氏、○中一曰女媧亦木德、王、蓋宓犧之後已經數世、金木輪環周而復始、○中女媧氏沒、神農氏作、炎帝神農氏姜姓、○中始教耕、故號神農氏云々、

〔史記夏本紀〕太史公曰、禹爲姒姓、其後分封、用國爲姓、故有夏石氏、有扈氏、有男氏、斟尋氏、彤城氏、褒氏、費氏、杞氏、緄氏、辛氏、冥氏、斟氏、戈氏、

〔史記殷本紀〕太史公曰、○中契爲子姓、其後分封、以國爲姓、有殷氏、來氏、宋氏、空桐氏、稚氏、北殷氏、目夷、

〔通志氏族略〕五帝之前無帝號、有國者不稱國、惟以名爲氏、所謂無懷氏、葛天氏、伏羲氏、燧人氏者也、至神農氏、軒轅氏、雖曰炎帝黃帝、而猶以名爲氏、然不稱國、至二帝、而後國號唐虞也、夏商因之、雖有國號、而天子世世稱名、至周而後諱名用諱、由是氏族之道生焉、最明著者、春秋之時也、春秋之時

諸侯稱國、未嘗稱氏、惟楚國之君、世稱熊氏、荆蠻之道也、支庶稱氏、未嘗稱國、或適他國、則稱國如、宋公子朝在衛則稱宋朝、衛公孫鞅在秦、則稱衛鞅、是也。

〔史記評林〕都軒轅之丘、因以為名、又以為號、

〔通志氏族略〕三代之前、姓氏分而為二、男子稱氏、婦人稱姓、氏所以別貴賤、貴者有氏、賤者有名無氏、今南方諸蕃此遺猶存、古之諸侯諱辭、多曰、墜命亡氏蹈其國家、以明、込氏則與奪爵失國同、可知、

其為賤也、故姓可呼為氏、氏不可呼為姓、云々、

〔氏族略〕死有諡貴者之事也、氏乃貴稱、

〔左傳校本卷一〕無駭卒、羽火請諡與族、公問族於衆仲衆仲、對曰、天子建德、立有德以因生以賜姓、因其所由生

著舜由感納、故陳為賜姓胙之土而命之氏、報之以土、而命氏曰陳諸侯以字、諸侯位卑、不得賜姓、故其臣因氏其王父字為諡因以為族、或便即先人之官有世功、則

有官族、邑亦如之、謂取其舊官舊邑之稱、以為族、皆寡之時君公命以字為展氏、諸侯之子稱公子、公子之子稱公孫、公孫之子、以王父字為氏、無駭公子展之孫、故為展氏

〔左傳〕昭公八年姓則受之於天子、族則稟之於時君、天下之廣兆民之衆非君所賜、皆有族也、人君之賜姓賜族、

為此姓此族之始祖耳、其不賜者、各從父之姓族、非復人人賜也。

〔左傳校本卷二十六〕秋龍見于獻郊、魏獻子問於蔡墨曰、吾聞之、蟲莫知於龍、以其不生得也、謂之

知、信乎、對曰、人實不知、非龍實知、言龍無知、乃古者畜龍、人不知之耳故國有秦龍氏有御龍氏、學、御、獻子曰、是二氏

者吾亦聞之、而不知其故、是何謂也、對曰昔有騶叔安、騶古國也、叔安其君名、有裔子曰董父、孫、董也、立實甚好龍、能求

其蓄欲以飲食之、龍多歸之乃擾畜龍、以服事帝舜、帝賜之姓曰董、隱顯氏曰秦龍、魯顯、官名、官有世功、則以官氏封諸鬲夷氏

其後也、龍水上夷、皆龍姓、故帝舜氏世有畜龍、及有夏孔甲擾于有帝、孔甲、少康之後、九世君也、其德能順於天、帝賜之乘龍河漢各二、合為四、各有

雌雄、孔甲不能食、而未獲秦龍氏、有陶唐氏既終、其後有劉累、陶唐瑯所治地、學擾龍于秦龍氏、以事孔甲、能飲食

之、夏后嘉之、賜氏、曰御龍、夏後孔甲、以更豕韋之後、更代也、以劉累代彭姓之豕韋、累豕豕韋、豕韋復國、至商而滅、累之後世、復承其國、為豕韋氏、在夏二十四年、龍一雌死潛

醢以食夏后、潛、藏也、藏以夏后饗之、既而使求之、求豕龍、懼而遷於魯縣、不能豕龍、故懼遷魯縣自足、范氏其後也、魯范氏也、

獻子曰今何故無之、對曰、夫物物有其官、官脩其方、方、法、朝夕思之、一日失職、則死及之、失職有罪、失官不食

不食、不食、宿猶安也、官宿其業、宿猶安也、其物乃至、設水官脩則龍至、若泯棄之、物乃抵伏、抵、滅也、鬱湮不育、鬱、鬱也、湮、塞也、故有五行之

官、是謂五官、實列受氏姓、封為上公、上、祀為貴神、社稷五祀、是尊是奉、五官之君長、能修其業者死、皆配食於五行之神、為王者所尊奉、木

正曰句芒、正、官長也、取木生句曲而有芒角也、其祀重焉、火正曰祝融、祝融、明說、其祀重焉、金正曰蓐收、秋物摧辱而可收也、其祀該焉、水正曰玄冥、水陰而幽冥、其祀

正曰后土、土為群物主、故稱后也、其祀句龍、獻子曰、社稷五祀、誰氏之五官也、問五官之長、皆是也、對曰、少皞氏有四

叔、少皞、金天氏、曰重、曰該、曰修、曰熙、實能金木及水、能治其官、使重為句芒、該為蓐收、金正、修及熙為玄冥、二子相代為水正、共

世不失職、遂濟窮桑、此其三祀也、窮桑、少皞之號也、四子能治其官、使不失職、濟、成少皞之功、死皆為民所祀、窮桑地在魯北、顓頊氏有子、曰登為祝融、登為正火、共

工氏有子、曰句龍、為后土、共工在大皞後神農前、以水名官者其子句龍能平水土故死而見祀、此二祀也后土為社、方格社也、故明言為社、稷、田正也、稷播種也、有烈山氏

之子曰柱、為稷、烈山氏神、農世諸侯、自夏以上祀之、祀、周棄亦為稷、棄、周之始祖、能播百穀湯即殷夏廢柱而以、棄代之、自商以來祀之、傳言蔡邕之傳物、

〔氏族略序〕凡言姓氏者、皆本世本公子譜二書、二書皆本左傳、然左氏所明者、因生鳴姓、胙土命氏、

及以字以諡以官以邑、五者而已。今則不然、論得姓受氏者、有三十二類、左氏之言隘矣、一曰以國爲氏、二曰以邑爲氏、天子諸侯建國、故以國爲氏、虞夏商周魯衛齊宋之類是也、卿大夫立邑、故以邑爲氏、崔盧鮑晏滅費柳楊之類是也、三曰以鄉爲氏、四曰以亭爲氏、封建有五等之爵、降公而爲侯、降侯而爲伯、降伯而爲子、降子而爲男、亦有五等之封、降國侯而爲邑侯、降邑侯而爲關內侯、降關內侯而爲鄉侯、降鄉侯而爲亭侯、學者但知五等之爵、而不究五等之封、關內邑者溫原蘇毛甘樂、祭尹之類是也、但附邑類更不別、著裴陸龐閻之類封於鄉者也、故以鄉氏、陸采歐陽之類封於亭者也、故以亭氏、五曰以地爲氏、有封土者以封土命氏、無封土者以地居命氏、蓋不得受氏之人、或有善惡顯著、族類繁盛、故因其所居之所而呼之、則爲命氏焉、居傅巖者爲傅氏、徙稽山者爲稽氏、主東蒙之祀則爲蒙氏、○中六曰以姓爲氏、姓之爲氏與地之爲氏其初一也、皆因所居而命、得賜者爲姓、不得賜者爲地、居於姚墟者賜以姚、居於贏濱者賜以贏、姬之得賜居於姬水故也、姜之得賜居於姜水故也、故曰因生以賜姓、七曰以字爲氏、八曰以名爲氏、九曰以次爲氏、凡諸侯之子稱公子、公子之子稱公孫、公孫之子不可復言公孫、則以主父字爲氏、如鄭穆公之子曰公子駢字子駟、其子曰公孫夏、其孫則曰駟乞、宋桓公之子曰公子目夷字子魚、其子曰公孫友、其孫則曰魚萑、魚石、此之謂以主父字爲氏無字者則以名、魯孝公之子曰公子展、其子曰公孫夷伯、其孫則曰展無駭、展禽、鄭穆公之子曰公子豐、其子曰公孫段、其孫則曰豐卷、豐施、此諸侯之子也、天子之子亦然、王子狐之後爲狐氏、王子朝之後爲朝氏是也、無字者以名、然亦有不以字而

以名者、如樊皮字仲文、其後以皮爲氏、吾員字子胥、其後以員爲氏、皆由以名行故也、亦有不以王父字爲氏、而以父字爲氏者、如公子遂之子曰公孫歸父字子家、其後爲子家氏是也、又如公孫枝字子桑、其後爲子桑氏者亦是也、亦有不以王父名爲氏而以父名爲氏者、如公子牙之子曰公孫茲字戴伯、其後爲茲氏是也、又如季公鉏字子彌其後爲公鉏氏者亦是也、以名字爲氏者不一而足、左氏但記王父字而已、以次爲氏者長幼之次也、伯仲叔季之類是也、次亦爲字人生、其始也、皆以長幼呼、及乎往來既多交親稍衆、則長幼有不勝呼、然後命字焉、長幼之次可行於家里而已、此次與字之別也、所以魯國三家皆以次命氏、而亦謂之字焉、良由三家同出、其始也、一家之人焉、故以長幼稱、十曰以族爲氏、按左傳云、爲諡因以爲族、又按、楚辭云、昭屈原、楚之三族也、昭氏、景氏、則以諡爲族者也、屈氏者因王子瑕食邑于屈、初不因諡則知爲族之道多矣、不可專言諡也、族近於次、族者氏之別也、以親別疏以少別大、以異別同、以此別彼、孟氏仲氏以兄弟別也、伯氏叔氏以長少別也、丁氏、癸氏以先後別也、祖氏稱氏以上下別也、第五氏第八氏同居之別也、南公子南伯氏同稱之別也、孔氏、子孔氏、族氏、子族氏、字之別也、軒氏、軒轅氏、熊氏、熊相氏名之別也、季氏之有季孫氏、仲氏之有仲孫氏、叔氏之有叔孫氏、適庶之別也、韓氏之有韓餘氏、傅氏之有傅餘氏、梁氏之有梁餘氏餘子之別也、遂人之族分而爲四、商人之族分而爲七、此枝分之別也、齊有五王合而爲一、謂之五王子、楚有列宗合而爲一、謂之列宗氏、此同條之別也、公孫歸父、字子家、襄仲之子也、歸父有二子、一以王父字襄仲爲仲氏、一以父字子家爲子家氏、公子郢字子南、其後爲

子南氏、而復有子郢氏、伏羲之後有伏慮二氏、同音異文、共叔段之後有共氏、又有叔氏、又有段氏、凡此類無非辨族、十一日以官爲氏、十二日以爵爲氏有官者以官、無官者以爵、如周公之兄弟也、周公爲太宰、康叔爲司空、聘季爲司空、是皆有才能可任以官者也、五叔無官、是皆無才能不可任以官者也、然文王之子武王周公之兄弟、雖曰無官、而未嘗無爵士、如此之類、乃氏以爵焉、以官爲氏者、太史、太師、司馬、司空之類是也、雲氏、庾氏、籍氏、錢氏之類亦是也、以爵爲氏者、皇王公侯是也、公乘、公士、不更、庶長亦是也、十三日以凶德爲氏、十四日以吉德爲氏、此不論官爵、惟以善惡顯著者爲之、以吉德爲氏者如趙衰人愛之如冬日、其後爲冬日氏、古有賢人、爲人所尊、尙號爲老成子、其後爲老成氏、以凶德爲氏者、如英布被誅爲黠氏、楊玄敗梟首爲梟氏、齊武惠巴東王蕭子譽爲同姓、故改蕭爲黠、後魏惡安樂王元鑿爲同姓、故改元爲元、十五日以技爲氏、此不論行、而論能、巫者之後爲巫氏、屠者之後爲屠氏、卜人之後爲卜氏、匠人之後爲匠氏、以至秦龍爲氏、御龍爲氏、干將爲氏、烏浴爲氏者亦莫不然、十六日以事爲氏、此又不論行能、但因其事而命之耳、夏后氏遭有窮之難、后緡方娠、逃出自竇而生、少康、支孫以竇爲氏、漢武帝時、田千秋爲丞相、以年老詔乘小車出入省中、時號車丞相、其後因以車爲氏、微氏乘白馬朝周、茲白馬氏之所始也、魏初平中有隱者、常乘青牛、號青牛先生、茲青牛氏之所始也、十七日以諡爲氏、周人以諱事神、諡法所由立、生有爵死有諡、貴者之事也、氏乃貴稱、故諡亦可以爲氏、莊氏出於楚莊王、僖氏出於魯僖公、康氏者衛康叔之後也、宣氏者魯宣伯之後也、文氏、武氏、哀氏、繆

氏之類、皆氏於諡者也、凡複姓者所以明族也、一字足以明此、不足以明彼、故益一字、然後見分族之義、言王氏則濫矣、本其所系而言、則有王叔氏、王孫氏、言公氏則濫矣、本其所系而言、則有公子氏、公孫氏、故十八日、以爵系爲氏、唐氏雖出於堯、而唐孫氏又爲堯之別族、滕氏雖出於叔繻而滕叔氏又爲叔繻之別族、故十九日、以國系爲氏、季友之後傳家則稱季孫、不傳家則去孫稱季、季叔牙之後傳家則稱叔孫、不傳家則去孫稱叔、故二十日、以族系爲氏、士季者字也、有士氏、又別出爲士季氏、伍參者名也、有伍氏、又別出爲伍參氏、此以名氏爲氏者也、又有如韞嬰者、本出韓國、加國以名爲韞嬰氏、如滅會者、本出滅邑、加邑以名爲滅會氏、如屠住者、本出住鄉、加鄉以名爲屠住氏、故二十一日、以名氏爲氏、而國邑鄉附焉、禹之後爲夏氏、杞他奔魯受爵爲侯、又有夏侯氏出焉、媯姓之國爲息氏、公子邊受爵爲大夫、又有息夫氏出焉、此以國爵爲氏者也、白氏舊國也、楚人取而邑之、以其後爲白侯氏、故二十二日、以國爵爲氏、而邑爵附焉、原氏以周邑而得氏、申氏以楚邑而得氏、及平原、加伯爲原伯氏、以別於原氏、申加叔爲申叔氏、以別於申氏、是之謂以邑系爲氏、魯有沂邑、因沂大夫相魯而以沂相爲氏、周有甘邑、因甘平公爲王卿士而以甘士爲氏、故二十三日、以邑系爲氏、而邑官附焉、師氏者太師氏也、史氏者太史氏也、師延之後爲師延氏、史晁之後爲史晁氏、此以名隸官、是之謂以官名爲氏、呂不韋爲秦相、子孫爲呂相氏、酈食其之後爲食其氏、曾孫武爲侍中、改爲侍其氏、此以官氏爲氏者也、故二十四日、以官名爲氏、而官氏附焉、以諡爲氏、所以別族也、邑而加諡、如苦成子之後爲苦成氏、滅文仲之後爲滅文氏、

氏而加諡者、如楚釐子之後爲釐子氏、鄭共叔之後爲共叔氏、爵而加諡者、如衛成公之後爲成公氏、楚成王之後爲成王氏、故二十五曰、以邑諡爲氏、二十六曰、以諡氏爲氏、二十七曰、以爵諡爲氏也、按古人著複姓之書多矣、未有能明其義者也、有中國之複姓、有夷狄之複姓、中國複姓所以明族、有重複之義、二字具二義也、以中國無衍語、一言見一義、夷狄多侈辭、數言、見一義、夷狄有複姓者侈辭也、一言不能具一義、必假數言而後一義具焉、其於氏也、則有二字氏、有三字氏、有四字氏、其於音也、則有二合音、有三合音、有四合音、觀譯經潤文之義則知侈辭之道焉、臣昔論中國亦有二合之音、如者焉二合爲旃者、與之與二合爲諸之類是也、惟無三合四合之音、今論中國、亦有二字之氏、惟無三字四字之氏、此亦形勢之道自然相應者也、二十八曰、代北複姓、二十九曰、關西複姓、三十曰、諸方複姓、此皆夷狄二字姓也、三十一曰、代北三字姓、侯真陳之類是也、三十二曰、代北四字姓、自死獨勝之類是也、此外、則有四聲、又有複姓四聲者、以氏族不得其所系之本、乃分爲四聲以統之、複姓者以諸有複姓而不得其所系之本者、則附四聲之後、氏族之道終焉、

〔孔子家語〕宋公生丁公申、申生稽公共及襄公熙、熙生弗父何及厲公方祀、方祀以下世々爲宋卿、弗父何生宋父周、周生世子勝、勝生正考甫、考甫生孔父嘉、五世、世親盡別爲公族、故後以孔爲氏焉、一曰、孔父者生時所賜號也、是以子孫遂以氏族、

〔項氏家說〕古者姓與氏爲二、後世姓與氏爲一、姓者諸眷之所同、氏者一房之所獨、姓以別同異、氏以

定親疎、

〔氏族略氏族序〕秦滅六國、子孫皆爲民庶、或以國爲氏、或以姓爲氏、或以氏爲氏、姓氏之失自此始、故楚之子孫可稱楚、亦可稱芊、周之子孫可稱周子南君、亦可稱姬嘉、又如妣懷改姓爲媯、媯皓改姓爲姚、茲姓與氏渾而爲一者也、

〔項氏家說〕古者、姓與氏爲二、後世、姓與氏爲一、姓者諸眷之所同、氏者一房之所獨、姓以別同異、氏以定親疎、皆不可無也、如媯姓之生衆矣、凡居於媯內者、不知其幾族、皆同姓也、而于諸媯之中、有虞氏焉、則深之家所獨稱也、故書載堯之嫁女曰、釐降二女于媯內、嬪于虞、言媯以著姓、明自初適媯所以正婚姻之禮也、言虞以別氏明所歸之族、所以詳室家之辨也、古人于此謹矣、後世真以氏爲姓、一家百族、同用一氏、親疎遠近、更無分別、則與古之用姓同矣、故史臣書之、皆曰姓某氏、見姓之與氏自是爲一不可復知也、

〔兩漢刊誤補遺〕姓劉氏、史記索隱曰、因姓賜姓、若舜生姚墟、以爲姚姓封之於虞、號有虞氏、其後子孫卽遂以虞爲姓云、姓虞氏、今此云姓劉氏、亦其義也、仁傑曰、索隱之說非也、姓與氏相近而不同、古者賜姓命氏、如賜姓曰董、氏曰秦龍、析姓氏而二之、則固有別矣、劉氏、本陶唐氏之後、則劉者氏也、非姓也、於此當云高祖劉氏出自祁姓可也、此誤自太史公啓之、而莫之改、唯歐陽公唐書世系表言、某氏必曰出某姓是爲得之、

〔駁五經異義補遺〕春秋左傳無駭卒、羽父請諡與族、公問族於衆仲、衆仲對曰、天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏、諸侯以字爲氏、因以爲族、官有世功、則有官族、氏亦如之、公命以字、爲展氏、以此言之、天子賜姓命氏、諸侯命族、族者氏之別名也、姓者所以統繫百世使不別也、氏者所以別子孫之所出、故世本之篇、言姓則在上、言氏則在下也、

王復按、史記集解、引作鄭駁五經異義、

〔左傳〕族者屬也、與其子孫共相連屬、其傍支別屬則各自立氏、禮記大傳曰、繫之以姓而弗別、百世而昏姻不通者、周道然也、是言子孫當共姓也、其上文云、庶姓別於上、而戚單於下、是言子孫當別氏也、氏猶家也、傳稱盟與子哲氏、逐廩狗、入於華臣氏、如此之類、皆謂家爲氏、氏族一也、所從言之異耳、釋例曰別而稱之、謂之氏、合而言之、則曰族、例言別合者、若宋之華元華喜皆出戴公、向魚鱗蕩共出桓公、獨舉其人、則云華氏向氏、并指其宗、則云戴族桓族、是其別合之異也、記謂之庶姓者、以始祖爲正姓、高祖爲庶姓、亦氏族之別名也、

〔通雅〕蓋別姓爲氏、別氏則有族、族無不同氏、氏有不同族、故八元八凱出于高陽氏高辛氏、而謂之十六族、是氏有不同族也、商氏條氏徐氏之類、謂之六族、陶氏施氏之類、謂之七族、宗氏華氏之類、謂之戴族、向氏謂之桓族、是族無不同氏也、蓋古以國爲氏號、故旁支謂之族、自漢以後、族卽一姓矣、

内地の姓氏

内地の姓にはカバネの意を有することがあり、またウヂの意を有することがあり、古代に於ては多くカバネ

の義に用ゐる。後には主として氏の義に用ゐられて居る。カパネの語原に關しては解説區々に分れ、或はこの語が通常尊稱の意を含むところから、これを「あがまへな(崇名)」の義とし、或は「かみほね(神骨)」に解し、或はまた普通の意義たる「かばね(骸)」の意なりとするものあり、栗田寛氏は「かばね」を以て「かぶね(頭根)」より出でたるものとなして居るが、兎も角も皆或共同祖先の觀念を含み、血族團體の思想を表はして居り、上古氏族制度時代に於て、各氏族の家格の尊卑等級を示す一種の資格であつた。彼の臣、連、直、首、造の類がそれで、いづれも朝廷より賜はり、私にこれを稱すべきものにあらず、各氏族の首長たる氏上に附せられた稱である。例へば中臣連は中臣氏の主長で、忌部首は忌部氏の主長であるが如きである。姓に尊卑の階級のあつたことは、恰も今の爵に類似して居るが、現在の爵にはこれに屬する官職はなきも、當時の姓には、それ／＼これに附隨する職を有して居たといふ差があり、この點後世の官名に類するところがあつた。故に氏族の高下は、従つて官職の高下となつた。姓には臣、連、宿禰、別、國造、伴造、縣主、公、忌寸、首、直、使主、史、稻置、村主等があり、中央並に地方の政治に當るものに賜はつたのである。姓の中にあつて、臣、連の二姓は最も貴く、臣は概ね皇胤より出でたる皇別に賜はり、連は建國の元勳たる神裔より出でたる神別に賜はつたのである。この臣、連は各その氏族部曲の民を統べ、その上に大臣、大連あり、大臣は臣姓、大連は連姓を率ゐて大政に參與して居り、蘇我大臣、物部大連の如きはその例である。孝徳天皇の大化改新以來、氏族制度を廢し、官制を定め、左右大臣以下を置きて政事を執らに至つた爲め、氏と職との關係は以前の如くならず、専ら家格

の高下に用ゐらるゝことゝなつた。天武天皇の十八年には更に姓の等級が改定せられ、天武紀に「十八年十月己卯朔詔曰、改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、云々」とあり、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置の八等とし、以て貴賤の別を立てたので、姓はその性質を變じて、職業を伴はざる今の爵と同意義のものとなり、これより賜姓のことが國史に續出し、その後この八姓の制も漸く變じて幾多の姓を生じたのである。桓武天皇の朝、生母の尊からざる皇子岡成に、長岡朝臣の姓を賜はつて以來、皇族の姓を賜はり、臣籍に列せらるゝものが多くなり、以て内帑の冗費を省かるゝことになつた。この場合その姓は朝臣を以てするの風を生じ、源朝臣を賜はること最も多く、平朝臣これに次ぎ、僧侶、歸化人、雜戶、奴婢等に至るまで姓を賜はることになつた。

ウチは或は生血ウチより出でたと做し、或は出イデより來れるものと説いて居るが、「左傳疏」に「氏猶家也」とある如く、普通には内の義に解し、上代諸家の世襲せる官職に基きて其家を區別する爲めに呼びなし、共同祖先よか出でたる族人の共通名稱を謂ふ。例へば源、平、藤、橘等の類である。氏を命ずることは太古に始より、神武天皇が元を建てられた後、人鬼蕃衍し、本末分れ、族類漸繁し、仍て朝廷との職事、住所、功業等に就き、氏を命じ、稱を立て、臣職に供せしむとありて、氏を名づけるには、職名にとるもの、國縣居地の名に依るもの、祖名神の名を採るもの、また事物をとるもの及び技藝事物にとるものがあつた。後世に及んで氏は更に宗族の本支によつて、小氏に細分せらるゝに至り、こゝに大氏、小氏の區別を生じた。宗家が小氏であり、支流

が小氏である。各大氏はこれに屬する數多の小氏より成立し、通常この小氏をその本宗たる大氏より區別する爲めに、大氏の名にある語を添附してその名稱としたのである。天兒屋根命の子孫たる大氏の名は中臣ナカノミであり、これより分岐したる小氏に中臣の酒人、中臣宮處、中臣大家等の存するが如きは其の例である。大氏及び小氏にはそれ〴〵隸民があり、これを部曲、または品部、民部と稱したのである。斯くこれ等諸氏は夥しき數に上つたから、百八十部と稱し、これ等の部曲を率ゐる氏の長を氏の上と稱したのである。

世には多く姓と氏とを混同し、姓は藤原など〴〵云ふけれども、正しくは藤原は氏であり姓ではない。カバネは上古官名または家柄の高下を示す號であり、同宗一家の義を表はせるものではない。然るに後に至るに及び、カバネを賜ふに、單に朝臣、宿禰等の稱のみを以てせずして、或は藤原朝臣、橘朝臣等の如く、種々の名稱をカバネに附して賜はるの風を生じてより、藤原朝臣等を通讀してカバネと訓み、姓の字を充て用ゐた。これより氏姓を通用して氏を姓と云ひ、氏姓を違ねて姓とも氏とも云ひ、賜姓爲藤原氏などと記し、源平藤橘を四姓といふが如き混同を生じたのである。しかしながら、これを分解すれば、源平藤橘の類は氏であり、朝臣、宿禰の如きは姓である。

然るに藤原朝臣と違ねて單に姓といひ、因襲の久しき、またこれを分別せざるに至つた。姓氏は氏族制度の時代に於ては、極めて重んぜらるゝところであるが、往々朝廷より賜はらずして臣民隨意に姓を稱するものを生じ、或はまた賤人にして恣に氏を詐冒するものが多かつたから、允恭天皇の朝に、甘樞岡アマホウに會して盟神探湯

を以て姓氏の混亂を正し、後ちまた戸籍を作り、「氏族志鈔」を修め、治部省に於て本姓繼嗣婚姻のことを司り族制を明かにするところがあつた。

中世以降諸家の一族繁衍し、同姓のみを以ては區別し難きより、自然にその開墾して永住の居地となせる地名、若くは領地の名を以て互に相呼ぶの風を生じた。これが即ち苗字である。而して封建の世に至りても、苗字を有するものは武士に限り、農工商に従事する者に於ては、名あるのみで苗字はなかつた。姓と氏と苗字とは元來判然たる區別があるが、後世に於ては此の三者は全く混同し、今日苗字と名と連ねて姓名といひ、或は氏名と呼ぶを普通として居る。明治維新に及びて四民平等となり、農工商に従事する者も皆これを許さう、こゝとなつたのである。

内地の姓氏に関する資料

〔古事記下九卷〕天皇愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過而、中定賜天下之八十友緒氏姓也、

〔古事記傳三十〕氏々、高津宮仁段に、氏々之女等、書記崇峻卷に、氏々臣連、皇極卷、又孝德卷に、氏

々人等、續紀廿にも、氏々人等、廿五の詔に、諸氏々人等などあり、名々、まづ名は、

たるさまもと其人のある行狀、容貌、由を養稱て負けたる物にて、名を呼いは尊みなり、註さて古は氏々

の職業各定まりて、世々相繼て仕奉りつれば、其職即其家の名なる故に、氏々の職業は、もと其先祖の徳功に因

たる方にて即其職業を指ても名と云り、さて其は其家に世々に傳はる故に、其名即又姓の如し、されは名々

と云は職々にて、即此も氏々と云にひとしきなり、書紀孝德卷に、詔曰云々、始王之名々、臣連伴造國造、分其品部別彼名々、復以其民品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名云々、

また詔曰云々、天皇名々、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色云々、各守名々、（中略）此に名々とあるは、天皇又皇子の御名どものことなるを

御名代なる部々家々に相傳へたるは、其名即ち姓なり、故夫婚嫁名とあるは、姓を異にすと云むが如し、續紀九詔に、其負而可仕奉姓名賜、十八に、遂絶骨名之緒、

永爲無源之氏、（これらの名も、即姓を云り、萬葉十八丁に、大夫乃、伎欲吉、彼名乎、伊爾之敏欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敏流云々、祖名不絶云々、又二十丁毛能乃數能、夜蘇等母能乎毛、於能我於敏流、於能我名々負、大

王乃、麻氣能麻久（亦）々々云々、可久之許會、都可倍麻都良米（この名々負を、今本に廿五丁に、都加倍久流、名負々々と誤れり、於夜乃都加佐等、許等太臣々、佐豆氣多麻敏流云々、安多良之伎、吉用伎會乃名會云々、於夜乃名多都奈、

これら皆、先願より承嗣來たる家の職業を名と云り、續廿五の詔に、先祖乃大臣止之天、仕奉之位名乎繼止念臣（位名は、位と職となり）云々、先祖乃名乎、與繼比呂米武止不念阿流方不在、これらを以て、氏々の職をも姓をも名と云ることを知へし、續紀

十七の詔に、進臣波、挂畏天皇大御名乎受賜利、退臣波、婆婆大御祖乃御名乎兼臣之、食國天下乎婆、撫賜惠賜夫云々、男能未父名負臣、女波伊婆禮奴物爾阿禮夜、立雙仕奉、自理在止云々、こは天津日嗣所知

看御職業を、天皇大御名（又婆々は母にて）後宮の御政を御母の御名と詔へり、次に父名負臣とあるも、父の職業を承繼を云り、

〔續日本紀（十四）〕天平十四年八月丁丑、詔授造宮錄正八位下秦下嶋麻呂從四位下、賜秦太公之名、（〇名一本作姓）

〔新撰姓氏錄（左京神別）〕中臣志斐連

意富乃古連、雄略御代、東夷有不臣之民、略中甲冑五重、跨進敵庭、無勞官軍、一朝夷滅、天皇悅其功績、更加名字、號暴代〇代一連、本作氏、

〔三代實錄三十四〕元慶二年九月廿二日甲寅、但馬國美合郡人從七位上若倭部氏世貞氏貞道等三人、賜姓權朝臣、廣永男、文林之兄弟也、廣永改姓之日瀧脫名字、今追而賜之、

〔日本書紀十三〕七年十二月壬戌朔、天皇即問皇后曰、所奉娘子者誰也、欲知姓字、皇后不獲已而奏言、妾弟名弟姬焉、

〔續日本紀二十一〕天平實字二年十月丁卯、美濃國席日郡大領外正七位上子人、中衛無位吾志等言、子人等六世祖父午。〇午或作牟留和斯知、自賀羅國慕化來朝、當時未練風俗、不著姓字、望隨國號蒙賜姓字、賜姓賀羅造、

〔伊呂波字類抄字人倫〕氏ナ、

〔節用集字〕氏ナ、

〔書言字考節用集十〕姓ナ、

〔拾芥抄中本〕人名錄姓尸錄、

字ナ、敬ナ、氏ナ、浦ナ、上ナ、

〔氏族考上〕按ふに、拾芥抄に氏内也とありて、一家の内なる由と聞え、左傳疏に氏猶家也とあるにも稱ひ、續紀に桑内連乙蟲女、賜桑内朝臣とあるを、同書に桑氏連鷹養あり、東大寺文書に、但馬氣多郡主帳外

少初位上桑氏連老と云ふ人あるにて、内と氏と相通ふ事著ければ、氏は内の義なるべし、

〔古史傳五十二〕氏を宇遷と訓むは、内ウチともと同語なり、語の清濁に拘はるべからず、故氏神と云は、内神とい

ふ意にて、内に屬たる神のこゝろに、親みて云る稱なり、漢字の義を放れて、言の義を思ふべし、

〔玉手五〕氏ウヂと内ウチと、清濁のかはり有るに疑あるべけれど、伊勢の内宮の在る所を宇治といふも、五十鈴川

の川内なる故の名なるを宇遷と云にて知るべし、然れば氏をうちと云ふも、同じ族内なる義より出たる言なり、

〔倭訓栞前編四〕うち 氏をいふ、うち、いづ通ず、出の義成へし、氏字もと出字と同字にて、人の氏をいふも

山自といへるも此義也といへり

〔日本書記二〕一書曰、時皇孫神代勅天細女命、汝宜以所賜神名爲姓氏焉、因賜猿女君之號、

〔日本書紀二十二〕二十年二月庚午、改葬皇太夫人堅鹽於於檜隈大陵、是日誄於輕街、○中便以境部臣摩理

勢、合誄氏姓之本矣、

〔日本紀覽和歌集〕得雄朝嬌稚子宿禰天皇○尤

式部卿是忠親王

甘樞乃、岳乃久可太知、支與介禮波、爾己禮留多見毛、可波禰數末之幾

〔安齋隨筆前編一〕姓の字訓

此歌允蒸天皇の御時、萬民の姓氏のみたれ、眞偽わかちがたかりしを、熱湯を探らせ、俗に云遷眞偽を正

起請なり

〔日本書紀攷證上〕骨嶋宇治拾遺物語、畿門部府生射、海賊於加波彌嶋一考、蓋此。

〔西宮記臨時一〕諸官旨 口宣

左大史姓尸某仰云、大辨姓朝臣傳宣、某上宣、某言、宜施行者、

年 月 日

〔日本書紀二神代〕天稚彥之妻下照姬、哭泣悲哀、聲達于天、是時天國王、聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、乃遣疾風、暴尸教天、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年五月丙申、詔曰、○中犬部大部原作「文部」、一本作「大部」、姉女子、內都奴止爲氏、冠

位舉給比、根可波彌改給比治給伎、然速物乎、反天逆心乎抱藏氏、傾奉朝廷、○中是以檢法網、皆當死刑罪、

○中然止慈賜止爲氏、一等降其等我根可婆彌替氏、遠流罪爾治賜止布宜布天皇大命乎衆聞食止宜、

〔歷朝詔詞解五〕根可波彌改給凡て根とは、人を崇めていふ稱にて、可波彌といふと同じきを重ねていへる也、

〔倭訓栞前編六加〕かばね神代紀に尸をよめり、皮骨の義也、顯宗紀に骨字もよめり、柩をよめスは義訓也、骸も

同じ、神代紀に姓、又姓氏をよむは、尸より出たる詞也、續日本紀に、根可波彌といひ、姓氏錄に、人民のカバネ骨といへる是也、さるを姓氏の外に、日本にては別に尸といふ事ありとおもへるは誤也、太古は姓氏の沙汰な

し、西土も同じ、又姓氏の別ありしも、姓と氏とを混せり、漢高祖を姓劉氏といふが如き是也、

〔類聚名物考姓氏九〕骨名かばね

かばねは人の骨骸にて、一身の本とする所にして、天地の金石あるが如く、家屋の柱楹あるに似たり、然るに此事、西土の書には准據べきものなし、姓氏の字を借りて書たれども、その事や、異なり、たとへば今世俗の符券フクケンといふが如く、目じるしにするやうの事なり、先祖の功勞、我身の勳功によりて賜る事あり、又一等す、みて升る事も有なり、今公家にて清花羽林名家などいふ様の階級の有如く、江戸にても公家衆と云、兩番筋大番筋といひ、又は甲府衆櫻田衆などいひ、參河御譜第といふが如き、その筋目によりて、それとく、の符牒をつけて、人にもしらせ、その家の矩楨とも成様の目印にせし事なり、それより立身すれば、宿禰より朝臣にも進み升るなり、御目見以下より以上に進み、地下より殿上人に成といふの類ひなり、さてその加波禰といふ詞の意しるせしものいまだ見當らず、なにの故なる事を詳にせず、加茂眞淵の説には阿加馬奈の意にて、阿は發語にて米を婆に通はしいへるならん、馬は吳音め、漢音ばなれば、相通ふ事にて、崇名タカナの事なるべしといへり、是又その由故有ともいふべし、しかれども古書にいまだ出さず、續日本紀八に、孝謙天皇の御世に、省部朝臣真人等が上表して、その先祖のかばねの事をいへる事有、そこに骨名と有、是徴とすべし、加波禰名の禰奈を約めて、禰とのみいふなり、姓氏はいへば相かねて借字に出たれども、實は骨名にて、あきらかにその故由はしるゝなり、さればこそ續日本紀九稱徳天皇神護景雲三年五月丙申、宣命に云く、文部姉女波内都都奴止爲氏、冠位舉給也、根可波禰改給也始給伎云々、是かばねと書しにて、その意いよく明らかにして、人に骨あるが如くなるにたとへたり、骨の訓は、大根の意なり、或人は人根成べしといへれど、骨は禽獸皆有、人に限らず、

〔燕石樓志五下〕苗字或問

或問略中姓と尸は別歟、答云、姓の和訓加波禰なり、日本紀に見えたり尸と書は假字なるべし、亦問、姓を加波禰と和訓せし事、その義如何、答云、加波禰は不易の義にて、加波良禰歟、亦加波保禰にて皮骨の義なり、姓氏はなほ父祖の皮骨の如しと一友人いひけり、今按ずるに、新撰姓氏錄の序に、氏骨とあれば、この義ちかし、中葉分脈と唱るも同意歟、

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

姓の和訓、かばねなるに、拾芥抄末上に姓尸と書玉へる、又無尸姓などいふ事も見えたり、尸をシカパネとよむによりてこゝにはカパネと訓するにや、姓とかばねは異也と思ひ玉ひし訛舛は、はやく秋草卷之上 姓名部に論はれたれば、さらにもいはず、今按ずるに、カパネに尸の字を書たるは、後人の所爲なれども、そのよしなきにあらず、姓の和訓かばねのはねはほねなり、たとへばと相通續紀八十孝謙紀天平勝寶三年二月己卯、省部朝臣真人が上疏に、骨名と書たり、新撰姓氏錄の序には、氏骨と書たり、骨字氏字にかの訓なし、こは義訓ならん、正しく姓の字訓にやとおもふは、景行紀に、美濃國造名神骨かばねといふ者見えたり四年春二月の條にもり、神骨は人の名なれども、姓の訓義を釋く證據とすべし、姓を神骨かばねといふよしは、天朝の萬姓は神の御名より起り、又神世の職名をも取て姓とし賜へば、これを子孫に傳へたり、譬へば人死すれば、その形體は土になれども、その骨はなほ遺れり、姓はその祖神の骨の如し、こゝをもて姓を神骨といふなるべし、又髮骨かばねの義ともすべし歟、髮も亦骨と、もに朽ざるものな

り、この故に姓に尸字を誓ものは、みな後人の所爲にしあれども、そのよしなきにあらずといふなり。

〔日本書紀七書行〕四年二月、是月天皇聞美濃國造名神骨之女、兄名兄造子、弟名弟造子、並有國色、則遣大

碓命使察其婦女之容姿、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

姓を加婆禰續日本紀に骨名、また根可婆禰共あると云は、頭根の婆にて、夫と婆と通音なり、頭を加夫と訓と云は、頭根の婆にて、いは、頭椎劍の例にて知べし、氏中の宗長たる者、

その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、略

〔南留別志三〕一尸といふ事は、異國にはなき事なり、族といふ心なり、氏類の貴賤を分てるなり、同じき姓

にても、朝臣をなぬる家もあり、真人をなぬる家もあり、宿禰をなぬる家もあるなり、

〔姓氏解下〕日本姓尸

嵯峨天皇ノ時、中務卿萬多等親王、右大臣藤原國人等、新撰姓氏錄三十一卷ヲ著リ、一千一百八十二氏ヲ裁セ、
神別、皇別、諸蕃ノ三體アリ、コノ氏ヲ拾芥抄ニハ二十四尸ト無尸トニ分チ、カバネヲ尸トイフ、朝臣、真人、
宿禰、連、王、公、首、造、直、忌寸、縣主、村主、神主、使主、人、伊美吉、史、勝部、氏、伊吉、阿祇奈君、
倉人ナリ、カバネハ、華ノ姓氏ノ類ニアラズ、官ノス、ムニヨリテ改リ、罪アルトキ奪レバ、爵ノ類ニテ、日
本ノミニテアルコトナリ、シカルニ古人、姓ノ字ニテ譯シタルアヤマリヨリ、姓ナリトオモフ人多ク、華人マ
デヘモンノアヤマリヲ傳ヘタリ、後世ニハカバネノ論ナク、今ノ衣冠ニハタダ朝臣ノミアリ、千百八十二ノウ

チモ道リタルハ、ハナハダ稀ナリ、古ノウヂヲ今ハ或ハ稱號トイフ、カバネヲ姓ト譯スルコト、モトヨリアタラズ、尸ト譯スルハイヨイヨ遠シ、華ニナキコトナレバ、一字ニテ譯シラズ、華語ニテイハ、門品ナリ、〔過庭紀談三〕國史ニ、カバネノコトヲ尸ノ字モ書キ、姓ノ字ヲモ書キ來レリ、姓ノ字ヲカケバトテ、カバネノコトヲ姓氏ノ姓ト思フベカラズ、カバネハ爵ノ類ニテ爵トモ同ジカラズ、段々ノ階級アリテ、首尾ガヨケレバ段々ニ改マリテ上ル、首尾ガ惡シケレバ奪ハレモスル、下リモスル、何事ナケレバ代々モナノル、姓氏ノ姓トハ格別ノコトナルヲ、古人認リテ姓ノ字ヲ用ヒ來リシ故ニ、凡ノノ國史ヲ看ル時、紛ラハシキコトアリ、混ズベカラズ、

〔日本書紀十五〕清寧二十三年略八月略中是月吉備上道臣等聞朝作亂思救其腹○古備權後所生星川皇子、率船師四十艘來浮於海、

〔倭訓栞前編二〕十四波はらむ、系圖をいふに何腹といふ事、日本紀、續日本紀などに見えたり、母家によりて氏族の別れをいふ辭也、

〔玉勝間十四〕氏族をはらといへる事、

尊紀清寧天皇御卷に、其腹所生星川皇子とある腹は氏族のこと也、宇遲ウヂもしくは宇賀良ウカガなど訓べし、又欽明天皇御卷に、韓腹、推古天皇御卷に、八腹臣等ヤツツチノミなどあるも皆然り、續紀にも卅二に、三腹遞任、卅八に臣八腹氏、四十に自餘三腹者、また其入彦命子孫、東國六腹朝臣云々、姓氏錄奏忌寸條に、秦氏等一祖、子

孫別「數腹」とある皆同じ、これもと韓國より出たる稱なるべし、かの國には、郡を評といへるなど、此たぐひこれかれ有り、

〔本朝月令四月〕同日○上 松尾祭事

秦氏本系帳云、○中 大寶元年、川邊腹男秦忌寸都理、自日塔岑更奉請松尾、又田口腹女秦忌寸知麻留女、始立御阿禮、

一新撰姓氏錄山城國諸郡「秦忌寸」

大秦公宿禰同祖○中 秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事、別爲數腹、天平廿年、在京畿者、咸改賜伊美吉姓也、

〔續日本紀四十〕延暦九年十二月辛酉、勅、○中 土師氏總有四腹、中宮母家者、是毛受腹也、故毛受腹者、賜大枝朝臣、自餘三腹者、或從秋篠朝臣、或屬菅原朝臣矣

〔書言字考節用集四〕氏シノビノ種姓

〔太平記前卷〕爲義ノ聲熊野ノ別當教眞也、舅ノ方人ノ爲ニトテ上タル由云ケレバ、爲義モ是ヲ聞テ、氏種姓ハ知ラネ共、甲斐甲斐敷者也ケリ、何ナル人ノ一門ゾト尋ヌレバ○下

〔藤原家傳上〕内大臣、諱鎌足、○中 其先出自天兒屋根命、世掌天地之祭、相和人神之間、仍命其氏、曰「中臣」、

〔日本書紀上〕憶持法花經得現報示奇異表縁第十八昔大和國葛木上郡、有二持經人、丹治比之氏也。

〔日本書紀二十九〕天武十二年十月己未、三宅吉士、草壁吉上、伯耆造、船史、壹伎史、安羅羅馬飼造、菟野馬飼

造、吉野首、紀酒人直、采女造、阿直史、高市縣主、磯城縣主、鏡作造、并十四氏、賜姓曰連。

〔新撰姓氏錄〕左京皇別下起大春日朝臣二蓋鴨縣主三廿二氏

〔氏族考上〕日本書異記に、丹治氏、船氏、榎本氏、縣民などあるは、正しきかき法なり、此例古本今昔物語、天台座主記、僧綱補佐等の書に許多あり、○中されど天武紀に、倭直、栗隈首云々、三十八氏、また

姓氏錄左京皇別に、起自左京息長真人蓋磯津國爲奈真人、四十四氏また起源朝臣蓋新田新宿禰、四十二氏また日本書異記に、役優婆塞者、加茂役公氏など大凡に云事はあり、

〔制度通十〕姓氏ノ事

今ノ人通ジタイフハ、源、平、藤、橘ハ姓ナリ、足利、北條、齊藤、楠ノ如キハ、姓ヨリワカレテ氏ナリト云、ソレ故某姓某氏ト記ス、シカレドモ古クカクノ如クワカノコト見エズ、姓氏錄ニハ、皆姓ヲ載タレドモ、其書ヲ名ヅケテ姓氏錄ト云、源家平家ヲ又源氏平氏トモ云フ、シカレバ姓ヲ通ジテ氏トモ云ベシ、足利、北條等ノ稱號ヲ氏ト云コトハ、古書ニハ見エズ、

〔鹽尻四十二〕一今武家某氏と呼ぶ氏の字、根本は誤りなり、氏は姓に同じ、源、平、藤、橘、清、中、菅、江、紀等の事なり、新田、足利其他皆稱號なり、公家にて近衛九條などいふが如し、近衛氏、九條氏杯呼事になき

にて知るべし、然れとも後世に及て、稱號はもろこしの氏の如く、源平等は異邦の姓と等し、故に源平等をば姓といひ、新田、足利等は氏と稱す、本式は勅許の姓を氏といふなれど、武家は稱號を以て某氏と呼來れり、實かゝる事あり、よく其根本を知りて、今の俗に隨ひて可なり、

〔古事記序〕時有舍人、姓稗田、名阿禮、

〔日本書紀十五〕元年四月丁未、詔曰、中夫前播磨國司來目部小楯、更名求、求恐迎舉朕、厥功茂焉、中乃拜山

官、改賜姓山部連氏、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕吉田連

天皇崇、令鹽垂津彥命遣、奉勅而鎮守、彼俗郡任稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏、中神龜元年賜吉

田連姓、吉本姓、田取、唐地名一也

〔東大寺要錄一〕十二月丁丑神龜四年勅曰、僧正義洲法師、俗姓市往氏也、禪枝早茂、法梁惟隆、中宜改市

往氏賜岡連姓、

〔今昔物語十二〕於山階寺行維摩會語第三

大纒冠、本ノ姓ハ大中臣ノ氏、而ルニ天智天皇ノ御代ニ、藤原ノ姓ヲ給ハリテ、内大臣ニ成給ス、

〔五代帝王物語〕三郎宮とておはしまし、は、源姓給りて、彥仁とて、順德皇子忠成王子正應永仁の比、中將に成て、

上階などせられしかども、三位中將にてうせ給ぬ

〔氏族考上〕源平藤原の類は氏なるを、其をも加波禰と云り、神代卷の猿女君の事を云る條に、汝宜_レ以_レ所顯神名爲_レ姓氏とある姓氏二字を連ねて、加婆禰と訓るにても知るべきなり、又天智紀八年十月、授大織冠與_二大臣位_一、仍賜_レ姓爲_レ藤原氏、○中續世繼に、源氏の御姓賜りて、御名は有仁ときこゆなどあるは、今の世に源平等の氏を源姓、平姓と云るに同じ、

〔制度通十〕 姓氏ノ事

本朝ニ、イニシヘヨリ尸ト云コトアリ、朝臣、真人、宿禰、忌寸、縣主ナドアマタアリ、中國ニハコノ事見エズ、本朝ニテ、所ニヨリマギラハシキコトアリ、公式令ノ内ニ、中務大輔位臣姓名トアルハ、コノ姓ハ源平藤橘ノ類ナリ、又同令ニ、凡授位任官之日喚辭、三位以上先名後姓、註云、假令喚云_二秦萬呂宿禰_一之類也、又五位先姓後名、註云、喚云_二秦宿禰萬呂_一之類也ト、コノ姓ハ尸ノコトナリ、朝臣真人ノ類ヲ指シテ云、又處ニ因テ、尸ヲ氏ト云コト國史ニ見ハル、シカレバ尸ヲスグニ姓トモ氏トモ云ナリ、○中又考フルニ、尸ハモト上世ノ官名ト見エタリ、宇摩志麻治命、天瑞ヲ獻ズルヲ以テ、近宿ニ侍ラシム、足尼ト稱ス、ソノ裔孫ヲ並ビニ足尼トス、ソノ後又宿禰ト稱ス、舊事紀ニ詳ナリ、又首稻置等ノ名ハ、日本紀ニ出テ、郡縣ノ令長ノ名ナリ、ソレヨリ後年代ヲヘテ、官職ノ外ニ又一種ノ稱トナリテ、氏族ノ貴賤ヲ序ゾルナルベシ、天武天皇ノ時、大三輪君大春曰臣等、凡五十二氏、賜_レ姓曰_二朝臣_一ト、コレニヨリテ見レバ、イヤシキ尸、貴キ尸ニノボルナリ、ソノ族ニ賜フトキハ、一族皆ソノ尸ヲ稱スルナリ。

〔寶石類書姓氏〕 姓氏并尸

定基卿答、日本ニテ姓氏差別ハ、分明ニミエ不申候、如被示候、國史ニ賜姓ナド候ハ、姓ノ字カバネト訓多
候得共、此假名付候モノ、未見及候得者、押テカバネトモ訓ガタク候、又朝臣宿禰ノ類ヲカバネト申スコト
ハ、イカナル義トモ未勘得候、如被示朝臣宿禰ノ類ニテ、姓氏高下ヲワカチ申候事ニ候、同朝臣ハ、朝ノ臣下
ト申コ、ロニテ候哉、答、朝臣はかばねと申ものにて、朝の臣と申處にきをつけ候へばあしく候、尸は人の尸
骨と申て、人の種姓の根本にて候、かす廿四有之候うち、朝臣第一にてよく候、たとへば丹後守越智宿禰とか
き申候、越智は姓にて候、宿禰は尸にて候、越前守清原真人、是も清原は姓、真人は尸にて候、

〔斥非〕按人有姓有氏、姓者統祖宗之所自出者也、氏即族也、族者別子孫之所由分者也、天子諸侯言姓
不言族、其下必有氏族、則稱其族、古之道也、雖我日本人、亦皆有姓族、既立之族、則當稱其族、稱
族者、所以的知其人也、今人乃有舍族稱姓者、姓之所被甚廣、且非常所行、則非徒難知其人、將恐有同
姓名相犯者、故不可爲也、

〔姓氏解下〕 日本姓尸

日本上古ニハ姓氏ナク、ソノ後ウチアリ、カバネアリ、ミナ官ヨリ賜リテ、ウチヲ氏ト譯シ、カバネヲ姓ト譯
ス、又ウチヲ本姓トイヒシコトアリ、又姓トイヒシコトアリ、ウチカバネヲ合セテ姓トイヒシコトアリ、炭神
天皇七年ニ、穗積臣遠祖大水口宿禰アリ、伊勢麻績君アリ、武内宿禰、甘美内宿禰、野見宿禰等アリ、ミナ名

とを分る爲に定たる物也、姓は朝臣、王、公、首、造、連、縣主、村主、神主、使主、人、伊美吉、史、勝部、伊吉、直人、宿禰、臣、直、忌寸、氏、阿祇奈君、是等をかばねと云なり、其氏によりて姓もそれごとくにかはるなり、府原真人、小槻宿禰、中臣連、酒部公などと云類なり、姓氏錄、姓名錄鈔など見て知べし、

〔貞文雜記二人名〕一姓氏と云事、姓氏の二字ともに、何れもうじと訓む字なれども、わけて委くいふ時は、姓は朝臣、真人、宿禰、連等なり、氏は源平藤橘の類也、其後其子孫、別に名乗る號は、氏をかさねたる也、源氏の内、新田氏、足利氏、畠山氏、細川氏、其外品々あり、平氏の内にも、伊勢氏、織田氏、相馬氏、有川氏等あり、姓は木の根本の如し、氏は枝葉のごとし、

頭註、源氏を源姓、平氏を平姓ともいふは、姓も氏もうじとよむゆる、姓氏の二字を通用して云也、誤也、
姓はカバネ、氏はウジ也、

〔日本書紀通考一〕桓武紀曰、在官命氏、因土賜姓、

舊唐書劉辟傳曰、兩漢用人亦久居其職、所以因官命氏、

今按、此互文然未必也、春秋傳曰、天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏、本邦亦略同、

姓氏錄序曰、神武臨夏東征之年、

藤德考功、胙土命氏、

而彼國男子稱氏、婦人稱姓、

鄭曉曰、姓字從女生、上古八大姓皆從女、

氏所以別貴賤、姓所以別昏姻也、

見

特本邦天統定一種、故無稱其姓、

西土書、或謂姓王、或謂姓何氏、皆源國之安耳、

皇子諸王賜姓、別諸臣列莫復踐祚、

昭宣公之

王、所謂親王諸

姓之所因起、

近於官爵、

對舉紀曰、

是以或陟之、或貶之、

事見元格紀天武紀、又有大氏小氏、見大智紀、

又男女共并稱

氏姓、或稱姓於名下、

守屋大連、男子宿禰等是也、元正紀詔、太政官處分、唱考之曰、三位稱姓、四位稱姓、五位先名後姓、自今以來永爲恒例、

此所以與彼邦異也、但後世

混氏姓、不復分、川彼此惟同矣、大抵上古姓、有君臣造直史首縣主國造等、至天武天皇作八色之姓、以混天下萬姓、其事具見于本紀、陰山氏、八姓分八省之置也、而今所稱後二三耳、諸氏或以職品者、如中臣忌部是也、或以國郡者

如山代葛城是也、姓氏錄立三體、曰神別、曰皇別、曰諸蕃、弘仁私記序爲之四種、神胤、皇胤、慕化、古風是也、

本曰、中臣朝臣、忌部宿禰等爲神胤、皇長真人、三國真人等爲皇胤、東姓訓之朝波禰、蓋骨族之謂、骨訓可波禰、見國宗紀、漢西漢史、及百濟氏等爲慕化、高麗新羅、及東部後部氏等爲古風、姓訓之朝波禰、蓋骨族之謂、骨訓可波禰、見國宗紀、

姓氏錄序所謂人民氏骨此儀也、氏訓字治、與伊都音相通、蓋所出自之儀也、唐書東夷傳曰、新羅其族名、第一骨、第二骨、以自別、東國通鑑曰眞骨王族也、通言則姓兼氏、如謂姓某

氏、源平藤橘、稱爲四姓是也、宗景曰東前云、藤橘源平族、四家連城、折言則源平藤橘之類氏也、朝臣宿禰之類

姓也、忍海記、以朝臣宿禰臣連、後人不察于此、妄用戸字、別之姓氏者謬矣、今士庶以家稱號爲氏、又謂之名

也、作苗字者不足、漢書仲序傳、限民名田、以節不足、作名田占田也、

右 姓 氏

〔古事記傳三十一〕氏姓は宇遲加婆禰と訓、宇遲と云物は、常に人の心得たるが如し、源平藤原などの類是なり、加婆禰と云は、

宇遲を察みたる號にして、即宇遲をも云り、源平藤原の類は氏なるを、其をも加婆禰とも云なり、宇遲ももと贅て負たる物なればなり、是はた言はば

たる言に非るも、負たる又朝臣宿禰など、宇遲の下に著て呼ぶ物をも云り、此は固贅尊みたる號なり、又宇遲と朝

臣宿禰とを連ねても加婆禰と云り、藤原朝臣、大伴宿禰などの如し、されば宇遲と云は源平藤原の類に局り、朝臣宿禰の類を宇遲といへることは無し、

加婆禰と云は、宇遲にも、朝臣宿禰の類にも、連て呼ぶにも異なる號なり、宇遲と加婆禰との差別大かた如し、此

し、さて宇遲加婆禰と連ねて云には、宇遲源平藤原の類加婆禰朝臣宿禰の類とを分て、並べて云るもあり、又た、何となく重

ねて云るもあり、此の氏姓何れに見ても違はず、さて宇に氏字を著くは、よく當れり、加波禰に姓字は當る處と當らぬ處と

る故に、いとまぎらばしきが如し、故今これを委曲に辨へ云む、まづ漢國にて姓と氏との事まぎらばしきが如くなる波に、此間の宇に加波禰の事、此字につきていよいよまぎらばしく思ふなり、かの國にて姓と氏とは別なるが如くなれども當に通はして一にもいへり、姓某氏と云るにて知べし、然れども用ひざまほ同じからず、姓某氏とは常にいへども、氏某氏とは當ることなきにて知べし、さて源藤原の類は、姓と云て氏と云ても宜しく、凡て宇に加波禰と云に、氏姓と當ることもなれども、加波禰と云中に、姓字の當らぬ處ある故に、いかにと云て、朝臣、宿禰の類は漢國にはなきものなれば、是に當る字は無きなり、姓字は源藤原などを云とき、加波禰には當れども、朝臣、宿禰の類を云時の加波禰には當らざるを、顯て漢文に書むとする時は、止非を得ず此字を用ひて、書紀などに賜姓曰「朝臣」など書れたるから給れて、朝臣宿禰の類を姓、藤原大伴の類を氏と心得たる人もあれど非なり、若然云ときは、原も平も藤原も共に朝臣なれば、若同姓と爲むか、されば朝臣宿禰の類を姓と心得ては、源藤原の類と混ひて分別なし、故後世の書どもには、朝臣宿禰の類には尸と違て分つなり、此はたゞ借字なれば、姓字を書むよりは紛れなくして勝れり、然れども正しき漢文には、尸字などは書くべくもあらざれば、姑く姓と書むも難なし、讀人の心にわきまへて字に惑ふまじきなり、凡て萬の言、漢字によりて意を誤ることは當なる中に、此加波禰の事は、殊に字に依て人の思ひ惑ふことなり、ゆめゆめ姓字に拘はるべからず、此字を忘れて思ふべきなり。

〔類聚名物考(姓氏)〕 姓氏 うぢかばね

この姓を訓て訶波禰といふは、骨族の如し、骨を可波禰といふ事、顯宗紀にも又續紀にも、根可波禰の事有、されば姓氏録の序にいへる、人民の氏骨の義にたとへたり、これに又對ていふと單へにいふとのわかち有、かね通じていへば姓すなはち氏を兼たり、又姓某氏などいふが如き、源平藤橘を四姓といふが如きことれなり、又析ていふときは、源平藤橘の類ひは氏にて、朝臣宿禰の類は姓なり、さればこの四姓といふは後世の俗に出たるものなり、よて忍海記には、朝臣宿禰臣連を姓なりといへるは、その聞傳へし所古意に出たり、後人これらを思ひわかず、姓氏のまぎれやすきにしかねて、尸字を用ひて、姓氏にわかちてんとするは謬なり、○中略

按に姓氏二つにして一つ、また一つにして二つなり、たとへば姓字はかばねともうちとも訓べけれども、氏字はうちとのみ訓て、かばねと訓事あたはず、かばねと云字さだかならず、尸と書も借字、骨名と書も、みな借假の字に似たり、されば姓氏錄中ノ卷七十一左土師宿禰の條下に、光仁天皇天應元年、改土師賜菅原氏、有勅改賜大江朝臣姓、と云にてもしられたり、姓はかばねといふに相通はし用ゐたり、天武天皇紀に、十三年十月己卯朔に、詔して八色の姓を定めらる、朝臣真人以下の八品なり、同日に守山公以下十三氏に姓を真人と賜ふと有によれば、真人等はかばねにて、即ち姓なり、然るに萬多親王の姓氏錄の表に一千一百八十氏を集るよし有ば、うちかばね、姓氏の字を共に相通はし用ゐたりとも云へし、姓字もうちとよみ、氏字も尸とかよはしてかばねなれども、別ていへば姓はかばねにて朝臣真人の類ひ、氏は源平藤橘の類なり、或人云、後にも源朝臣の姓を賜、橘朝臣の姓を賜ふといへども、源橘の氏はかりを賜ふとはなし、略中すべて、源氏といふはよろし、源姓とはいふべからず、源朝臣姓とは云へし、又源家平家と云は、猶あたらす、

〔枕苑日涉一〕姓氏

在本邦、真人朝臣之類、受之天子者爲尸、尸即姓也、如源平紀橘清原藤原之類、或受之君、或身自爲之者爲氏、此云即其命氏有以國者、吉備飛多是也、以邑者、小野菅原是也、以官者刑部采女是也、以事者錦部酒部是也、以功者治田垂水是也、以居者柿本田邊是也、

通雅曰、柳芳曰、後世或氏於國、則采得采與、于訟則文武成宜、于官則司馬司徒、于爵則王孫公孫、于次則孟孫叔孫、

于_レ字則源氏藤氏朝氏國氏、于_レ居則東門北郭、
于_レ志則三島丸龜青牛白馬、于_レ事則巫乙匠陶、
世或以源平紀橘藤原清原之類爲姓者誤矣、故國史書曰、賜姓曰真人、

曰朝臣、曰宿禰、曰連、又有連姓氏書之者、曰賜姓源朝臣、曰賜姓宿禰、罕有特曰賜姓源賜姓橘者矣、可見朝臣宿禰是姓、因資官閥得賜之、氏則不必受之天子、人々有之、後世子孫、傍支別屬、則或以地、或以事、各自命氏、俗謂之苗字、苗字卽族也、

〔通庭紀談〕 斥非二、又雖我日本人、亦皆有姓族、旣立之族、則當稱其族、稱族者所以的知其人也、今人乃有舍族而稱姓者、姓之所被甚廣云々ト云ヘリ、是亦大ナル杜撰妄說ナリ、シカシコレハ太宰一人ニモ不限、世上ノ人加様ニ認リテ心得居ル者多キ故ニ、太宰バカリヲ笑フベキニハアラザレドモ、是レハヤハリ世俗無學ノモノ、思ヘル通りニ、源平藤橘ノ類ヲ姓ナリト心得、源平藤橘ノ類ヨリ分レテ、唯今用ル所ノ苗字ヲ氏ト心得シナリ、是レ大ナル謬妄ナリ、凡ソ日本ノ姓氏、是レハ姓、是レハ氏ト二ツニ分ツ時ニハ、源平藤橘ノ類モ、皆姓ニハ非ズ、國史ニ賜源姓ノ、賜平姓ノトアルモ、アレハヤハリ唯今ニテモ賜松平姓ノ、複姓ノ、單姓ノ、姓ハ何氏ノト云フ姓ノ字ト同ジ義ニテ、姓ト氏トヲ二ツニ分シヨ、ロノ姓ノ字ニハ非ズ、唯何ノ事モ無ク、苗字ト云コトナリ、然ルヲ世俗ニ國史ニ云ヘル、賜源姓ノ、賜平姓ノト云類ノ姓ノ字ニ限リテ、姓ト氏トヲ二ツニ分ルトキノ姓ノ字ナリト心得ルハ、大ナル謬ナリ、ソレヲイカニト云ニ、右ニ云ヘル如ク、氏ト姓トヲ二ツニ分ツ時ニハ、姓ハ平生男子ノナノルモノニハアラズ、然ルニ源平藤橘ノ類、賴朝時分マデハ、士庶人マデモ平生是レヲナノリ、今トテモ公家ニハ平生コレヲナノリ玉フ、是旣ニ姓ニ非ズ、氏ナリ、ソノウ

へ國史ノ賜源姓^ハノ、賜平姓^ハノナドトアル類、姓ト氏トヲニツニ分ケシ意ノ姓ノ字ナラバ、姓ハ男子ノナノルモノニアラザレバ、極テ姓ハ源、氏ハ何ト賜ル筈ナリ、シカルヲ別ニ氏ヲ何トモ賜ハラズシテ、唯源トナノレ、平トナノレト云フコトニテ賜ハリシモノナリ、姓ト氏トヲ分ソ時ノ姓ナレバ、極テ姓ニ氏ヲソヘテ賜ハルモノナリ、故ニ天子賜^ル性命^ト氏ト云ヘリ、武王胡侯ニ姓ヲ媯ト賜ヒ、氏ヲ陳ト賜ヒシ類、枚舉ニ暇アラズ、イブレニモ姓ヲ玉ハル位ナレバ、極テ別ニ氏ヲソヘテ賜ハルコトナリ、氏ヲ賜ハラザレバ、男子ノナノルモノモナシ、モシ其姓ヲナノレバ、姓トハイハレズ、ソレハヤハリ氏ト云モノナリ、愚盲ナル人、此説ヲ聞テ、其理窟ハ皆唐土ノ法ナリ、日本ハ日本ニテ、唐土ノ禮法ト同ジカラザレバ、日本ノ源平藤橘ノ類ハ、ヤハリ姓ナリ、唐土ニテハ男子ハ姓ヲナノラヌ禮法ニテアルベシト思フベケレドモ、日本ニテハ唐土ト違ヒテ、男子モ姓ヲナノル法ナルベシト思フベケレドモ、左ニハアラズ、國史ニイヘル、賜姓源、賜姓平ノ類ハ、ヤハリ源ト云フ苗字ヲ賜ヒ、平ト云フ苗字ヲ賜フト云フコトニテ、漢高ノ婁敬ニ賜^ル姓劉、武帝ノ日磾賜^ル姓金、隋ノ煬帝ノ韋仇太翼ニ賜^ル姓盧、魏ノ世祖ノ禿髮賀^ル姓源シ類ニテ、今ノ賜^ル松平姓ト云フト同ジコトナリ、唯何ノコトモナク苗字ト云コトナリ、姓ト氏トヲ分ケテ云トキノ姓ノ字ノコ、ロニテハサラ^ク無シ、ソレ故昔ヨリ今ニ至ルマデ、源平藤橘ノ類ノ其ノ族ニ長タル人ヲ氏ノ上ミ、氏ノ長者、源氏ノ長者、藤氏ノ長者ナドトハ云ヘドモ、姓ノ上者トモ姓ノ上ミトモ云ハズ、又其祖トスル所ノ神ヲ氏神トハイヘドモ、姓神トハイハズ、又タトヘバ藤原氏ナドモ、モト仲哀天皇ノ時、卜部ノ姓ヲ賜ハリ、其後常盤ノ大連ニ至テ、卜部ノ姓ヲ改メテ中

臣ノ姓ヲ稱シ、其後鎌足ニ至テ中臣ヲ改メテ藤原ノ姓ヲ賜フ、姓ト氏トヲ二ツニ分ケル時ノ姓ト云モノ、左
横ニ毎度改ルモノニ非ズ、既ニ毎度改メシナレバ姓トハ云ハレズ、尤別ニ新ニ國ヲ建テ氏ヲ命ゼラル、時、今
迄ノ姓ヲ改メテ、別ニ姓ヲ賜ハルコトハ有ルコトナレドモ、ソレハ格別ノコトニテ、藤原氏ナドノ例ニハ非
ズ、

〔大勢三轉考上〕骨の代

上^レ代^ノ加^ハ婆^ノ禰^トてふことは、自なる皇國の制度^ニにして、外國の制度に無^キ事なれば、文字も姓の字など當たれ
ど當りがたく、職の如くにして、職にもあらず、名の如くにして名にもあらず、制度にはありけり、^{○中}さてその
加^ハ婆^ノ禰^トてふ語意をいかにと考るに、姓氏錄に、氏骨とある骨^ノ字の義なるべし、^{近名などの説もあれど、}骨は凡

人倫をはじめ、生とし生けるもの、みならず、器物の上にもいへる事にて、^{扇骨鞍骨な}肉も皮もみなこの骨を本

とし、^{どの如し、}成々て身となるが如く、この加^ハ婆^ノ禰^トも同じ義にて、そは鳥取部と云一部ありて其を主り率めて仕奉るを

鳥取造といふ、その造なん一部の根本にして、支體にとりては骨の如くなん有ける、かの草木の根を株といふ

も同じ語意なり、^{今の代にも一組を株といふ事ありて、そは同心株、}よりて考るに、氏てふ言は、生血の義にて血脈の流

を稱ふる言、加^ハ婆^ノ禰^トは骨にて、一部を統る言なるべし、氏は血脈に附たる唱なれば、同血脈の外に唱る事なく、

骨は其部によれる唱なれば、諸氏にわたりて呼來れり、そは紀氏は紀氏、物部氏は物部氏にして、其すちに限

りて唱へ、骨は紀氏も臣、出雲氏も臣となへ、物部も大伴も皆連と唱ふるが如し、そもそもこの氏と骨の二

くさは、人の身にとりて本とも本たる極なれば、支體にならひて、血と骨ともて稱たるは、さる事ならずや、續紀に根可波禰改給比など、根てふ言を添ても云るは、殊に親しく聞ゆ、又姓の字を書ことは、古く紀紀ともに出たれど、此字は當る處もあり、あたらしぬ處もありて、そはもと漢國に、此かばねてふことはかつてなきことなれば、親しく當べき字なければなり、此辨は古事記傳に委しく説れたれば、更にいはず、されば假字とおもふ骨の字は正字にして、中々に姓の字なん假字には有ける、さるをふるく姓の字を書れたるは、大方はこの字にて當る處もあるうへ、骨の字はゆゝしきかたにも見え、勢音忽なるを、思てまくと調るをもおもへ、はたよろづ美様に物せらるゝ手ぶりなれば、つひに姓の字を當られたるにぞありけん、然れども、もとあたりがたき字なる故に、源平をも姓といひ、朝臣宿禰をも姓といふごとく、紛はしき事とはなりにたり、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

上古わが朝に、臣民を御たまへる制は官位をば用ひ給はで、姓氏になむ因らせ給へりける、さるは姓は公家に仕るかたの職名、氏は族類を分つかたの稱號とこゝろえなば、おほやう違ふべからず、○_二そはいかにといふに、姓を加婆禰續日本紀に骨名、また根可婆禰共あり、戸とかけるは古書に甚多しと云は、頭根オウネの義にて、夫と婆と通書なり、頭を加夫と氏中の宗長たる調むは、頭根の例にて知へし、者、その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、中臣忌部の職は上件の如くなれば更にいはず、たとへば勝臣は、景行天皇の御代に、脛を調て進りしに、其味美かりしかば、勝大伴部をたまへりき、それより以來勝部等を率ひて仕奉るを職とせり、また土師連は、垂仁天皇の御代に殖輪によりて人命を助たりける功に

よりて、土師連をたまへりき、それより以來土師等を率ひて仕奉るを職とせり、その外鳥取部の飛鶴を捕り、和薬の牛乳を獻て名を得たる類、皆その職名を同族にわかちて、これを氏といひ、氏を字治といふは、或説に内の義なりといへり、さもあるべき歟、其氏人を統掌て仕るこれを姓（なほ考べし）といふ、されば臣姓の人は、その臣にかゝれる職名を負たる氏々を率て仕まつり、連戸の人は、その連にかゝれる職名を負たる氏々を率て仕まつり、直も首も忌寸も別も、皆かくの如くにて臣連二道、ことごとく大臣大連の二大臣に統攝られたるが、太古職を代々にする世の制なりき、

〔大日本史氏族一〕按氏讀爲字遲、姓讀爲加婆禰、上世所謂字遲者、概其職名、家世相承爲號、加婆禰即所以別尊卑也、字遲加婆禰、古史以氏姓二字當之、然當時多併字遲加婆禰稱之氏、氏姓無大分別、且所謂加婆禰者、與姓字義差異、故古書或用戶骨等字、義亦不通、但日本書紀、諸氏賜真人朝臣等、必書曰賜姓、古語拾遺、謂中臣齋部等爲氏、朝臣宿禰等爲姓、書法最易見、故今從之、其古史併氏骨、書氏書姓者、亦皆仍原文、及後世、播紳皆有家號、以別其族、而國郡武士亦例之、各因其居地、以爲稱號、俗謂之名字、而子孫相承、以爲名號、則與氏無異、世竟因稱曰氏族、故今亦適宜用其稱、然古者氏姓、必受之天子、而所謂名字、皆出於私稱、不可與古氏相混、讀者宜辨別焉、

〔倭訓栞前編四字〕うち 古へ大氏小氏の別あり、天智紀に見えたり、

〔姓序考〕氏上

氏とは源平藤原秦などのたぐひのものを云り、其氏に大氏小氏のけぢめあり、そを云は、阿倍氏孝元天皇皇子は大彦命之後

大氏なり、是より別れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿倍陸奥、阿倍安積、阿倍信夫、阿倍柴田、阿倍會津、安倍猿島、阿倍久努、阿倍小殿、和安部等はみな小氏なり、又物部氏神鏡遠日命之後は大氏なり、自是別れたる物部肩野、物部韓國、物部飛鳥、物部門、物部多壽、物部石上、物部射園、物部淨志、物部海、物部鏡、物部匣瓊、物部中原、贊田物部、相槻物部、坂戸物部、二田物部等みな小氏なり、小氏は大氏にしたがへるもの也、

○按ズルニ、氏ノ大小ハ、其疾ノ貴賤ヲ以テ別ノモノアリ、宜シク次下引ク所ノ天皇紀、古語拾遺等ヲ参考スベシ、

〔日本書紀二十七〕三年二月丁亥、天皇命大皇帝、宜増天智換冠位々階名、及氏上民部家部等事、○中其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、

〔日本書紀三十一〕四年四月庚申詔曰百官人、及畿内人、有位者限六年、無位者限七年、以其上日神統選定九等、四等以上者、依考仕令、以其善最功能、氏姓大小、量授冠位、

〔古語拾遺〕至于淨御原朝、○天改天下萬姓而分爲八等、唯序當年之勢、不本天降之儀、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以大刀、其三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀、其四曰忌寸、以爲秦漢二氏及百濟文氏等之姓、蓋與齋部共領齋部事、因以爲姓也、今東西文氏、然就大刀、蓋亦此之緣也、

〔新撰姓氏錄序〕今依見進以類詮矣、本其元生、則有三體、○中天神地祇之貴、謂之神別、天皇皇子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃、所以別同異序前後是爲三體也、

〔古史微一夏〕元生とは諸氏々の生たる元をいふ、○中天神とは、天に生坐る神等をいひ、地祇とは、地に

生坐る神等をいふ、其御冑を神別といふ由なり、神より別たれば云るなり、さて此神別に、また天神天孫地祇の別を立ら

れたり、天神は天之御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、津速魂命を始め、其餘の天神たちの御裔をいひ、

天孫は天照大御神より鵜草葺不合命までの御子孫をいひ、地祇は國に成坐る神たち海神の御末までを云な

り、但し遇々には此例を誤られたる事もあり、其は天押羅根命の御裔の弓削氏を左京新別下に地祇に修れ、天道根命の裔たる滋野大村大家などを右京神別下に天孫に修れ、同命の裔伊孫志臣を大和國神別に天孫に修れ、扱魂命の裔たる播磨連を何所も天孫に修

られたる類も多かり、實は天押羅根命の御裔は天孫に入り、道根命の裔は天神に入り、扱魂命は和天皇皇子之派、謂之皇別は

神武天皇より以下、凡て皇子たちの御派を皇別と謂ふ由なり、皇より別れたる重なり、神紀に、私記曰、案王子

子、草壁皇子等之子也云々と引大漢三漢之族、謂之諸蕃は、大漢の大は尊め稱るに非ず、唯三韓に對へて、文

字の列を合さむとてなり、○註蕃は美夜津古具邇と訓て、皇朝の御奴と爲給へる語なり、○註さて其蕃國の

人どもの族をば諸蕃と謂て、神別皇別諸蕃、これを三體と爲たる由なり、弘仁私記序には、此を四體として、神皇

といひ、其自註に、中臣朝臣皇部宿禰等爲神皇一也、息長真人三國真人等爲皇裔一也、東漢西漢史、及百濟氏等爲三蕃化、高麗及東部後部氏等爲古風一也といへり、

〔古史微一夏〕氏は姓氏錄に、皇別神別諸蕃と別たる如く、元來は氏の貴賤を分別あるを朝廷にして撰び給

ひ、さて其人の品に叶へて、時々職々に定おきて、八十伴男を治めしめ給ひ、或は殊更に由縁ありて功しかり

し限は、生子の八十男連屬に其職を知らせ給ふ、神ながらなる御政の式なる、然るを後の御々世々に、氏の貴

賤の差別なき、賤しき漢國人の賢だてるを貴べる俗の此方にも漸々に移ろひて、上古の正き御政の御式は沿革

たるが如くなれど、然すがに其趣は廢果すて遺り行はるゝは、天の下に類なかるべし、抑この人品に貴賤の差別ありて、下の下までも其差別の在がまにくく天の下に上なく貴き天皇の御心のまにくく、各々等が爲には、善くも惡くも伏従ひ奉仕るぞ、道てふ道の大道なれば、下が下まで此大道を受持て、臣は臣として其君に忠やかなるべきこと、千世萬世に動なきぞ浦安國の尊き御國柄なる、漢國の儒道にては君臣有義といふは、其國柄にしては相應へけれど、此方の大道より見れば、甚かたわにぞ見ゆめる、

〔釋日本紀一〕弘仁私記序曰、○中清足姬天皇○元負屨之時、○註親王○會及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷、并帝王系圖一卷、○中神胤皇裔、指掌灼然、中臣朝臣忌部宿禰等爲神胤也、息長門人三國真人等爲皇裔也、慕化古風、舉目明白東漢西漢史及百濟氏等

爲慕化、高麗新羅及東部倭部氏等爲古風也、

〔古史徵一夏〕神胤皇裔慕化は、通たえたれど、古風と云るは、いまだ考へ得ず、

〔氏族考上〕この古風と云事は詳かならねど、類聚國史に、國栖卑人蝦夷などの類を風俗と云るが如き意にて、秦漢とはかはりて、自ら風俗の古樸なる由にて、古風とは云りしなるべし、

○按ズルニ、古風ハ古風ノ誤ナルベシ、三代實錄貞觀元年六月二十三日丁未、太政官、渤海國ノ中臺省ニ送ル牒ニ、扶桑崇浪、日域遼邦、欲○古風○古風二字原作古、今據類聚國史、而挂席、期限歲而寄首、泛々輕舟、罕過○凌

雲之水、拳々方寸、彌增披霧之情云々トイヘル、以テ徵トスベシ、

〔新撰姓氏錄序〕蓋聞天孫降誕、西化之時、神世伊開、書記顯傳、神武臨夏、東征之年、人物漸滋、梟帥間

起、泊乎神劍下授、靈鳥于飛、瞻首星陣群凶霧散、膺受明命、光宅中州、泰階平齊、海內清謐、既而獲德考功、胙土命氏、國造縣主、始號於斯、

〔古史徵一夏〕文は春秋左氏傳に、天子因生賜姓、胙之土而命之氏、と有に因て記されたるなり、さて皇國にて、宇遲といひ加婆泥と云は、漢國にいほゆる姓氏とは甚く異にして、實は漢土にいほゆる姓氏ともに皇國のいほゆる宇遲なり、彼國には加婆泥は無れば、此語に填べき文字なき故に、姑く姓字をも書來つれども正字には非ず、故古くは尸字骨字などを書るものなり、

〔古史徵一夏〕國造縣主、始號於斯と有れど、此兩號などは、決めて神世よりの稱なるべく所思ゆ、

〔春秋左氏傳一夏〕八年八月、天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏、

〔神皇正統記神武〕神代より至て尊きを尊といひ、その次を命といふ、人の代となりては天皇とも號し奉る、臣下にも、朝臣宿禰臣などといふ號出來にけり、神武の御時よりはじまれる事なり、

〔古事記上〕伊邪那岐大神、○中於水底滌時、所成神名、底津綿上津見神、○中於中滌時、所成神名中津綿上津

見神、○中於水上條時、所成神名、上津綿上津見神、○中於中滌時、所成神名中津綿上津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神

也、伊以下三字以故阿曇連等者、其津見神之子、宇都志日金拆命之子孫也、宇都志日

〔日本書紀一〕一書曰、底津少童命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、

〔古事記上〕多紀理毘賣命者、坐曾形之奥津宮、次市寸嶋比賣命者、坐曾形之中津宮、次田寸津比賣命者、

坐習形之邊津宮、此三柱神者、習形君等之以伊都久三前大神者也、

〔日本書紀一神代〕天穗日命、是出雲臣、土師連等祖也、次天津彥根命、是凡川内直山代直等祖也、

〔日本書紀一神代〕天照大神○中乃入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、○中于時八十萬神、會合於天安河邊、計

其可禱之方、○中中臣速遠祖天兒屋命、忌部○部下忍股首字遠祖太玉命、○中相與致其祈禱焉、又猿女君遠祖天

細女命、則手持茅繩之稍、立於天石窟之前、巧作俳優、

〔日本書紀一神代〕一書曰、日神尊、○中廼居于天石窟、閉其磐戶、于時諸神愛之、乃使鏡作部遠祖天糖戶者

造鏡、是出遠祖天玉者造幣、玉造部遠祖豐玉者造玉、

〔古事記上〕爾天照大御神、高木神之命以、○中科詔日子番能邇邇藝命、此四皇原瑞穗國也、汝將知國言依

賜、故隨命以可天降、○中爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命并五伴緒矣、支加

而天降也、○中故其天兒屋命者、中臣連等之祖、布刀玉命者、忌部首等之祖、天宇受賣命者、媛女君等之祖、伊斯許理度賣命者、鏡作連等之祖、

玉祖命者、玉祖連等之祖

〔日本書紀二神代〕一書曰、天照大神、乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍三種寶物、又

以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天細女命、鏡作上祖上凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神、

使配侍焉、

〔故實拾要〕姓自先祖相傳ヘテ、百世ニ至テモ不更者ヲ云フ也、磐原平藤橘是レ也、氏ハ子孫ニ至テ支流

分レテ、在所ノ號ナドヲ付テ變ズルヲ云フ。譬バ仁木細川ナド、云フガ如ク也。源平ノ兩姓ハ王孫也、藤氏ハ鎌足公ノ流ナリ、橘氏ハ橘諸兄公ノ苗裔也、諸兄公ハ自天子、橘ノ實ヲ賜リテ、故ニ以テ爲氏姓也、

〔玉勝間〕今の世には、姓のしられざる人のみぞおほかる、さるはいかなるしづ山がつといへども、みな古の人の末にてあるなれば、姓のなきはあらざんなる事なるを、中むかしよりして、いはゆる苗字をのみよびならへるまゝに、下々なるものなどは、ことごとしく姓と苗字とを、ならべてなるべきにもあらざるから、おのづから姓はうづもれ行きて、世々をへては、みづからだにしらすなれるなり、さて後になりのぼりて、人めかしくなれる者などは、姓のなきを、物げなくあかぬ事に思ひては、あるは藤原、あるは源平など、おのがこのめるを、みだりにつくこといと多し、すべて足利の末のみだれ世よりして、天の下の姓氏たゞしからず、皆いとみだりがはしくぞなれりける、その中に近き世の人のなる姓は十に九つ迄は源藤原平也、そはいにしへのもろくの氏々は絶えて、此の三氏のかぎり多くのこれるにやと思へば、さにはあらず、中昔よりして此の三うちの人のみ、つかさ位高きはありて、他のもろくの氏人どもは、皆すきんにいやしくのみなりくだれるから、其の人はありながら、其の姓はおのづからかくれゆきて、をさくしる人もなく、絶えたるがごとされるなり、又ひとつには近き世の人は、古のもろくの姓をばしることなくして、姓はたゞ源平藤橘なるがごとく心得たるから、おのが好みであらたにくも、皆これ等のうちなるが故に、古のもろくの姓はきこえず、いよく源平藤とはなりきぬるなり、又古の名高くすぐれたる人をしたひては、その子孫ぞといひなして、學問

するものは菅原大江などになり、武士は多く源になるたぐひあり、すべて近き世は、よろしきほどの人々も、たゞ苗字をなんむねとはして、姓はかへりておもてにはたゞざるならひなるゆゑに、おのが心にまかせて物する也、さて又近き年ごろ、萬葉ぶりの歌をよみ、古學をする輩は、又ふるき姓を面白く思ひて、世の人のきゝもならはぬ、ふるめかしきを、あらたにつきてなるものはた多かるは、かの漢學者のからめかして、苗字をさりたちて、一字になすと同じたぐひにて、いとうるさくその人のをさなさの、おしはからるゝわざぞかし、いにしへをしたふとならば、古のさだめを守りて、敵にさやうに、姓などをみだりにはすまじきわざなるに、かの禍津日前の探湯ウツミをもおそれさんなるは、まことに古を好むとはいはるべしやは、そもく姓は先祖より傳はる物にこそあれ、上より賜はらざらむかぎりは、心にまかせて、しかわたくしにすべき物にはあらず、まことに其の姓にはあらずとも、中ごろの先祖、もしはおほぢ父の世より、なのり來てあらんは、なほさてもあるべきを、おのがあらたに物せむことは、いといとあるまじきわざになむ、姓しられざらむには、たゞ苗字をなかりてあらむに、なでふことかはあらん、すべて古をこのまむからに、よろづをあながちに、ふるめかさむとかまふるは、中々にいにしへのころにはあらざるものをや、

〔衝口發〕國朝諸姓、其ノ元三韓ノ官名及ビ其ノ言語ニ出ルモノ多シ、此レ亦上古此ノ邦ニテモ、韓ノ官職ヲ用フルノ一證トスベシ、天智帝御宇、唐風ヲ以テ韓制ヲ止メ玉ヒテ、其ノ事傳ハラズ、天武帝御宇、萬姓ヲ改メ混ジ玉ヒシトキ文字ヲカヘラレ、今ノ如クナリタリト見ユ、

〔俗神道大意〕今世ニイハユル、神祇ノ四姓ト云フコトヲバ、早ク心得居ベキコトヂヤ、サテ其ノ四姓ト云フハ、王氏、中臣氏、齋部氏、卜部氏、コノ四姓ノ方々ガ、神祇祭祀ノ事ニ預ラル、ニ依ツテ、コレヲ神祇ノ四姓トハ申スノヂヤ、

〔日本正語考〕大明一統志卷八十九に、吾が國の事を記す所に、日本王統を世々にし、百官官を世々にす、王は王を以て姓とすと書けり、是れ亦異國遠境の人、吾が國の天子を知らず、みだりに姓を以てするは誠に笑ふべし、君は天の子にして尊く、萬世不易の統道なれば、天子に姓あるものにあらず、姓は天下の象也、いかにぞ眞天子に、姓を以てする事あらむや、異國西蕃のごときこそ、姓なくんばあるべからず、伏羲より今の韃靼王にいたるまで、二十八主を易へたり、然れば姓なくばあるべからず、日本姓の事は姓氏錄に委しければ、今爰に略しぬ、すべて日本の人、唐の書計になづみて、日本の國史にうとくして、其の身日本の人とは謂ふべからず、

〔牛馬問〕或人の曰く、本朝の近代の俗、詩文等を作爲し、遽に唐人の姓名に似んことを思ひ、氏を一字にして通用す、滔々として皆是れなり、此の事如何、曰く、足下の言しかり、顧るに華人は姓を稱す、其の姓單なるもの多し、又微生、端木、新垣、長桑、子桑、叔梁、樂正、巫馬、司馬、歐陽、匠麗の如き、複姓も又多し、又俛力伐、俛伏斤、可地延、可朱儔の類ひ、三字姓もあれども、今日本の近代の如く、杜撰に略省する事を不簡也、馬は單姓、司馬、巫馬は複姓なり、若し一字を省ひて馬といはゞ、何の別つ所あらむ、樂は單姓、樂正は

復姓、一字を省ひて樂といはゞ、是れ又何の別つ所を以てせん、是れ上の一字を省くべからず、下の一字を去るべからず、本朝の近代を思ひに、譬へば望月といふ氏、月何某と書きては唐めかぬとて、望何某と書く、又上柳といふは、上何某と書きては、唐風に似ずとて柳何某と書く類ひかぞふるにいとまあらず、是れ上下の文字、心まゝに取用ひて定りもなし、たとひ姓名の華人に似たれ共、自ら作るもの醜態ならば、妙絶と見る人も有るまじ、扱て姓は、先祖の相生根元也、氏は氏孫出生を別つなり、姓の枝の如し、本朝姓はすくなく、氏のわかるゝ所多し、其の文字をかくして、先祖を亂すことあるべからず、譬へば新田、新山、新村、新川、新關、新庄、新井の氏の如き、各々由つて出る所有べし、然るをなべて一字を捨て、新何某といはゞ、何の氏族の出所を分たん、殆ど狼藉に似たるものか、

〔四季草〕姓も、氏も、二字ともに、うちとよめども、姓と氏とは差別あり、續日本紀卷十に、聖武天皇八年十一月丙戌の記文に、賜姓命氏と云ふ事見えたり、史記の索隱にも、賜姓命氏といふ事あり、和漢とも、姓と氏と差別ある事也、

〔同書、同卷二〕氏は源、平、藤、橘、藤原、菅原、清原、大江、三善、安倍、中臣、齋部、卜部等の類を云ふなり、續日本紀卷五、元明天皇、和銅五年十二月乙酉、阿倍朝臣宿奈麻呂言、(中略)是阿倍氏正宗、與宿奈麻呂無異云々、續日本後記卷三、承和元年十二月乙未(中略)良枝宿禰、安倍氏之枝別也云々、文德實錄卷三、仁壽元年九月丁亥、無品親子内親王莖、親王者、仁明天皇之女、母藤原氏云々、同卷十、天安二年閏二月丙子、是日

召會諸司別所、(中略)皇子源每有、時有、於殿上落髮入道、此夜有、二人者、皇子之母、姓者也、母ハ、多治氏、時有、母ハ清原氏也、云々、

右河倍、安倍、藤原、多治原を氏と記せり、得姓者トハ、源氏ニテ朝臣ノ姓ヲ賜ハリタルヲ言フ、左傳正義、氏者所以別子孫之所出とあり、

此の意は、氏といふものは、子孫の出所をわける爲也といふ事也、所出を分つとは、たとへば、源氏は清和天

皇より出で、平氏は桓武天皇より出づといふ類也、此の外、其の人の生國の地名を以て、氏とするもあり、或

は、何々功勞の事有るにより、其事を以て、氏は給はりたる事もあり、これら氏の因りて出づる所なり、其の

出づる所を別つべきが爲に、氏をなせる也、藤原長者、源氏長者といふあり、藤原の長者、源姓長者と云ふ事はなし、源平等は氏なり、右二箇條は、姓氏の正義也、

右の外に日本紀以下、國史に賜藤原朝臣姓、或は賜清原真人姓などいふ事あり、藤原、清原は、言を約めて

右のごとくいひたるなり、

〔古今要覽〕うちとは、源氏藤原の類千三百四十六氏有り、かばねとは朝臣真人の類、廿三姓あり、うちかば

ね共に、天子より賜はりてのち稱することなり、人みづからつくべきものにあらず、朝臣真人の類は、氏の下

につけて、源朝臣某、清原真人某など、自身には書し、他を稱するには、四位に限りて、名の下にかばねをつ

けて、某朝臣などいふ舊規なり、先づ源氏は、嵯峨、仁明、文德、清和、光孝、宇多、醍醐、村上、花山、三

條、後三條、順德、後深草の十三氏よりわかる、これを賜ふは、嵯峨天皇の弘仁五年に詔ありて、皇子皇女に、

源朝臣の姓を賜はり、姓氏平氏は桓武、仁明、光孝の三氏よりわかれ、これを賜ふは、桓武天皇皇孫大納言高棟

卿に、天長二年閏七月二日、初めて平朝臣の姓を賜はり、初藤原は、天智天皇の八年はじめて、大織冠錄

氏を賜ふ、これより、藤原統人、諸國にわかる、橘氏は和銅元年に、橘宿禰姓を
 賜ひし始めなり、其の他青原、清原、中原、小槻、和氣、丹波、賀茂、安倍、卜部、見玉、宮道等の氏あり、
 姓を賜ふことは、神代に始り、神代 其後天武天皇御宇、八色の姓を作らせ給ふ、一曰真人、二曰朝臣、三曰宿
 禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置と日本見ゆ、これ、天子より賜はりて稱することなり、
 されども卑賤の人に賜はることはあるまじきなり、續日本紀に、本姓に復せしむ、姓を改めしむること見え、ま
 た命婦從五位下尾張宿禰小舎授從四位下爲尾張國々造とあるを見れば、諸臣の婦人にも、姓を賜ふことしら
 れたり、また氏上といふこと見ゆ、日本紀に氏長と見え、姓氏錄に、戸主としるされたるは、氏々の中にて上た
 る人といふ事なるべし、誰々を氏上とす、氏上を定むなどいふにて、推しはからる、これ、後世、長者といふ
 に同じ意なるべし、また、江家次第、長秋記に、下姓といふこと見ゆ、これは、姓の下賤なる義にや、雖下
 姓不叙外位江家次第 狛依下姓叙外位長秋記 といふこと見えたり、またそれ、人に姓あるは、百世の後に至りて
 も、各、其の類をわかし、その統を知らしめんが爲なれば、輕からざることなり、人に、姓氏の類を別つこと
 なければ、人類明らかならず、されば、人倫を亂り、我が祖先をもしらざる過を生せり、故に氏姓の混亂して、
 本實を失ふを憂ひたまひて、氏姓の眞僞を定めらるること、安廉天皇の四年に見えたり、又飛鳥淨御原十三年
 に定めらる、十三氏といへるは、守山、路、高橋、三國、當麻、茨城、丹比、猪名、坂田、羽田、息長、酒人、
 山道等なり、三代 實錄 また、四種姓といふこと、弘仁私記序に見ゆ、神胤、皇裔、慕化、古風の四つにて、中臣

朝臣、忌部宿禰等を神胤とし、息長真人、三國真人等を皇裔とし、東漢、西漢史、及百濟氏等を慕化とし、高麗、新羅及東部、後部氏等を古風とするよし、注に見えたり、また三別と姓氏錄に見えたるは、神別、皇別、諸蕃の三つにて、その由り出づる所によりてわかちたるなり、また朝臣、宿禰、臣、連を日本四姓とすること、忍海記に見ゆ、今世に、四姓といへるは、源、平、藤、橘なり、年をかさね、その末葉次第に多く、さまざまにわかれば種々の稱おこれり、尊卑分脈に、其の稱をのす、これ今の所謂苗字なり。(以上「古事類苑」に據る)

朝鮮の姓に關する文獻としては、「世宗實錄」地理志「東國輿地勝覽」「陞谷叢說」「東國文獻備考」「藝文志」等があるが、姓の沿革に關する記述としては、中樞院發行「朝鮮の姓名氏族に關する研究調査」が最も詳密を極め、現在の姓に關する調査としては、臨時國勢調査隊の刊行に餘る「朝鮮の姓」が最も正確である。苟くも朝鮮の姓を研究し、且つ調査上に利用せむとするものは、本書の外に、この二書をも參考とすべきであらう。

第二章 同族部落の沿革

第一節 同族部落の發生年代

同族部落の發生

部落の發生及び發達に就いては、拙著「朝鮮の聚落」前篇に於て叙述してあるが、前述せる通り、朝鮮に於ける姓の調査に依りて、府邑面及び町洞里の如き同一行政區劃内または同一地方に於て、金、李、朴、崔、鄭といつたやうに、同姓の多數に存在せることが明かにされ、殊に一邑面内に於て、總世帯數の一割以上が同姓を以て固められて居るもの、尠くないことが判つたのである。しかしながら、朝鮮の姓には極めて多數の本質を異にせるものあり、また府邑面の區域も相當に廣いので、その中には假合同姓であつても血屬上何等の關係無きもの、あることが多い。獨り朝鮮のみならずいづれの國家も、その發達の初期に於ては、血屬團體たる部族社會より段々に發達して、遂ひに多數の異なりたる社會を統一包含せる國家組織となるもので、支那にも日本にも多數の氏部落が存在した時代がある。朝鮮に於ても史上に有名なる新羅の六村を始め、原始時代の社會構成は、概ね血屬關係者又はその支配者を以て部落が組織されて居たのである。凡そ時代が進歩し、文化が開け、交通が發達し、生活が複雑となり、外部との接觸が頻繁となるに従つて、同族のみ又はその關係者等に

こりて、構成されて居る部落の如きは、勢ひ衰頽して行くか、或はその色彩を漸次稀薄ならしめて行くのが社會上の原則である。然るに朝鮮に於ては、今尙ほ一部落が同本同姓の一族若くはその關係者のふを以て構成され、或は同族戸数が部落の大部分を占めて居る、所謂同族部落が甚だ多いのである。けれども従来は、これ等同族部落の分布、及び總數、竝に各部落の口口數を正確に知ることは困難であつたが、昭和五年の國勢調査の結果に基づき、同姓の多い府邑面を指定し、その府邑面内に於ける各部落の本貫別姓氏を調査して、茲に始めて各地方に於ける同族集團の状況を明かに究めることが出来たのである。これに據りて見ると、如何に朝鮮の社會が同族を中心として發達して居るかを窺ひ得べく、斯くも同族部落の多いことは、即ち朝鮮の社會組織と家族制度の特異性を物語るもので、同時に亦、その文化の程度、政治の反映、儒教の影響等の尠少ならざることを示して居るのである。

同族部落成立の沿革を調べて見ると、遠く三國時代より繼續して居るものもあり、或は新羅時代、或は高麗時代に、當時の名族が一地方に定着し、その子孫が漸次繁殖増加して部落の發達を見た如きものもあり、また或る時代に於て一族が他の地方に移住して新しく部落を構成し、それが繁榮して今日の部落を爲して居る如きものもあり、中には、城、鎮、燧燧、驛院、屯田、桑地等の所在に一族數戸ありたるものが、幾百年の後には大部落を爲したやうな例もあり、或は隱遁者、流罪人、特殊階級者などの子孫により構成されて居る如き部落もある。しかしながら、長い年代の間には天災地變の影響もあり、殊に旱害・水害の多い上に、政治上禍亂常

なき朝鮮に於ては、部落の盛衰と位置の變動は頻々に行はれたものらしく、従つて同族部落の歴史には、比較的新しい李朝時代に於て成立されたものが多いことは言ふ迄もない。遠く新羅・高麗の時代に於ても豪族が地方に蟠居し、廣大なる土地を私占し、多数の隸民を有して勢力を張つて居たが、李朝時代になつてからは、一層階級制度が重んぜられ、貴族、兩班、儒林の如き特權階級は地方に於て威勢を恣まにし、それ等の一門同族が繁榮して大部落を構成して居るものが多い。而して同族集團が大を爲した所以は、右の如き一門の自然的發展の外に、高位高官に陞り又は資産勢力ある名家を頼りて、一族が續々と他の各地より集中し來りたる例も尠くないが、相互扶助の行届いて居る結果、益々同族の集團傾向を盛んならしめて居る。

朝鮮に於ける同族部落總數は約一萬五千に及んで居るから、その部落の悉くに就いて發生の年代を調べる如きことは容易の業でないが、昭和五年中に、各道に照會して、兩班、儒生等の定着せる著名なる同族部落一千六百八十五部落に就いて調査した所に據ると、その部落發生の年代別は左の如くなつて居る。この中、不明の四五八を除き、五百年以上の古い部落が二〇七に達し、最も多いものは三百年以上五百年未満のもので、百年以上三百年未満のものも三五一あり、いづれも部落發生の年代は相當に古く、その百年未満の比較的新しい同族部落の少いことは、社會組織の變遷と經濟機構の道程より見て洵に興味ある問題であるが、同族部落の發生は名族の出現と密接なる交渉を以て居るから、これを綿密に究めることは、政治史を研究する上からも亦大に意義があると思はれる。

著名同族部落發生年代別表（昭和五年）

道名	五百年以上	五百年未満 三百年以上	三百年未満 百年以上	百年未満	不明	計
京畿道	二七	八五	七〇	二	五一	二三五
忠清北道	一〇	四三	三一	二	四八	一三四
忠清南道	一二	三五	二〇	三	六一	一三一
全羅北道	一五	二六	二二	一	二九	九二
全羅南道	三一	一〇一	五二	一	五三	二三八
慶尙北道	三六	一一〇	四四	四	五二	二四六
慶尙南道	八	五三	一七	二	五五	一三五
黄海道	二四	五三	三一	一	三四	一四三
平安南道	一四	四九	二六	三	二〇	一一二
平安北道	七	二五	一	一	七	四八
江原道	一二	二五	一四	一	二七	七九
咸鏡南道	一一	二九	四	一	一八	六三
咸鏡北道	一	一一	一	三	三	二九
計	二〇七	六四六	三五一	二三	四五八	一、六八五

右の著名同族部落の發生年代表を見ると、その五百年以上のものは慶尙北道に最も多く、全羅南道・京畿道・黄海道これに亞ぎ、三百年以上五百年未満のものは慶尙北道を筆頭に、全羅南道・京畿道・慶尙南道及び黄海道等であり、百年以上三百年未満のものは、京畿道を第一位とし、全羅南道・慶尙北道・忠清北道及び黄海道等である。これに依りて見ても、最も早く名門右族の根據地となつた地方が自ら明かにされて居る。

同族部落の沿革

著名同族部落中、特色ある同族部落に就いては、その發生及び發達の沿革を詳述してあるが、この外の著名同族部落中にも、部落構成の沿革に見るべきものが尠らざる。これ等を一々記録することは却つて煩はしいから、左にその中の數部落に就きて沿革を簡短に抽いて見やう。尤もこの沿革は、當該邑面又は部落當事者の報告であるから、中には多少の思ひ違ひや、傳説を其儘に正史と混同したのも無いとは云へないが、部落の歴史が明かにされて居ることは、同族部落ならでは見ることを得ない收穫である。

而して同族部落構成の沿革は、個々の部落に依りて千差萬別であるが、大體に於てその發生及び發達は、左の數種類に分類することが出来る。而してその定住の最初には、既に他の住民により部落を爲して居る所へ入り込む場合と、全く新開の土地に居を構へる場合とあり、往々同族部落の發達によりて、その氏族に關係ある部落名が發生する。

- 一、その地方に於て勢力あるものが、附近に適地を選びて轉居したるもの
- 二、その地方に於て勢力あるものゝ子孫が附近に分家し、それが發展したるもの
- 三、中央に於て官職に在りたるものが自ら適地を選び、又は官より土地を賜りて退隱定住し、それが發展したるもの

- 四、人口稠密の南鮮地方より人口稀薄なる西鮮及び北鮮地方に、一族又は一家の移住して開墾開拓し、その子

孫が繁榮したるもの

五、地方官となりしものが、官を辭して後その儘定住し、又は數年後再來して土着し、その子孫が繁榮したるもの

六、不平を懷きて山間に隱棲し、又は罪を得て流謫され、その儘定着したるもの、子孫が發展したるもの

七、戰禍を免る、爲めに避難して隣郷せず、その儘落付たるもの、後が發展したるもの

八、甲の氏族の發展したる部落に乙の氏族が入り込み、甲乙互に又は甲乙丙の氏族が共に發展したるもの

九、甲の氏族を驅逐して乙の氏族が發展し、又は前任の氏族が衰微して新しき氏族が發展したるもの

一〇、祖先の墳墓を守る爲めに墓幕を構へたるもの、子孫が繁榮したるもの

著名同族部落沿革調 (昭和五年)

東 畿 道

高陽郡恩平面佛光里 曲阜 孔氏 一五戸 同姓以外 一五〇戸 六五二人

本部落は元大佛里と稱し、自今約二百年前に文氏が始めて此處に居住したりとの傳説あり、其の後約百三十年前、孔氏同族多數集團的生活を營み今日に及べり。

咸州郡大旺面高登里 高山 洞 德水 李氏 三九戸 二三四人 同姓以外 三二戸 一六〇人

四百年前、多率李宜齊なる者が當地に居を構へ、其の長男李丞が勳功高かりし爲め、海豐君の爵位を授けられ、當地附近の山林を特に下賜せられたので、其の後子孫が發展するに至れり。

咸州郡樂生面宮内里 宮内 全州 李氏 三六戸 一三六人 同姓以外 六六戸 三〇三人

李朝中宗大王第五子德陽君臨靖公の墓を爲歴癸巳九月十七日封築してより宮内と稱し、其の子孫が蟠居するに至れり。

り、普通以上の富と知識を得、仍て安氏部落となりたり。

揚平郡丹月面寶龍里 大 堡 務安 朴 氏 三九戸 二三〇人 同姓以外 三三戸 一五〇人
 約六百年前（高麗末）、恭愍王時、朴叔と云ふ者仕官の意志なき爲め隱居して此の地に來住し、同族發展して今日の部落を構成するに至れり。

利川郡邑内面栗峴里 栗 峴 郭 氏 二八戸 一四〇人 同姓以外 一七戸 一〇三人

金 氏 一四戸 七〇人

本部落は昔より金氏部落を構成し其の數相當多かりしも、高麗末侍中郭忠甫と謂ふ者、恭愍王に隨ひ、此の部落に避難し來りしを緣故として來住し、それ以來金氏を驅逐し郭氏漸次繁盛して今日に至れるものなり。

利川郡大月面大笠里 興海 崔 氏 四一戸 三〇〇人 同姓以外 一五戸 三五人

高麗朝睿宗時代（距今八百十五年前）、當時兵曹判書崔暹名勝蹟踏探賞の爲め各地歴遊の途夫本部落に來り風景を賞嘆し、當時の住居地忠清北道忠州より居を移し、以來世居の地となりしものなるが、現在に於ては特に風景の見るべきものなし。

利川郡清溪面瓦殿里 瓦 洞 濟州 韓 氏 二七戸 一四六人 同姓以外 三四戸 一六五人

三百年前、壬辰亂（文祿役）の際、先祖韓好堂なる者驪州郡加南面より本部落に避難の爲め移住したるに始まる。

利川郡月法面梅谷里 高靈 朴 氏 三八戸 二一四人 同姓以外 五五戸 三〇〇人

朴氏は元高麗末李太祖と同品出仕せしが、李太祖建國するや朴氏仕官の意を棄て、各地遊覽中本部落に來遊し、松鶴山を見て儼然と嘆息し、農耕に志し愈々此の地に居を定めしものなるが、李太祖四々使臣を遣し上府を往應せしも始終之を斷り隱居せしにより、朴氏の子孫繁昌し代々世居するの地となりたり。

利川郡月法面松葛里 鐵川 宋 氏 三九戸 二二一人 同姓以外 三七戸 一九六人

宋氏は李朝光海主の時朝廷に仕へしものなるが、光海王暴政を悉せざるを以て歷々忠諫せしも容れられざるのみならず、反つて害を受くるの憂あるに依り、官を棄て本部落に移住し、以來宋氏世居の地となり、今日の如く同姓者多致居住するに至れり。

安城郡金光面玉井里 梅南里 杞溪 俞 氏 二三戸 一七三人 同姓以外 九戸 五二名

約三百年前、祖先の墳墓を守る爲め、俞氏の一門中に墓窟を建築し、居住したるものあり、漸次部落を構成し今日に及べり。

龍仁郡外四面玉川里 玉川里 竹山 朴 氏 四一戸 二五四人 同姓以外 七戸 三六人

三百四十年前、竹山林氏二十五代祖たる朴尙祐と朴尙中の兄弟が該里一、〇七四番地に於て出生し、草莽木辺平家越住宅三坪一棟を越築して家族と同棲し、部落名を大上洞と稱したるが、開國二百八十年に現稱する玉川里と改稱せり。

抱川郡郡内面、左儀里 沐浴洞 延安 車氏 一戸 五一人 同姓以外 一戸 四人
七十年前、東漢鳳と云ふ者、舞月洞本家より分家して以來其の子孫漸次繁殖し、周圍の田地肥沃なりし故、現在の如き繁華をなすに至れり。

抱川郡郡内面、柳橋里 坪 村 密陽 朴氏 三〇戸 一五〇人 同姓以外 二三戸 一二四人
二百七十餘年前、朴貴米と云ふ人慶尙道成安郡より移住せしを初めとして、其の後子孫繁殖し、附近の田地肥沃なるが故、現在の如き集團部落をなせり。

抱川郡郡内面、覆頭里 慶州 李氏 二〇戸 一二〇人 同姓以外 一八戸 一〇三人
約三百九十餘年前、李元男なる者抱川縣監として赴任したる處、退官後再び此處に來住し、以來同人の子孫代々住居し現在の如き集團部落をなせり。

抱川郡郡内面、上城北里 越 村 全州 李氏 一四戸 八一人 同姓以外 五戸 二三人
約三百餘年前、李梁登と云ふ者松亭村本家より分家して此處に住み、其の子孫漸次繁殖し現在の如き集團部落となれり。

抱川郡郡内面、鳴山里 花 岩 洞 固城 李氏 一五戸 八九人 同姓以外 一〇戸 三九人
約百五十年前、李昌辰と云ふ人舞月洞（現左儀里に含む）より分家し、此處に來りしを初めとして、以後同人の子孫繁殖して今日の如き有様となれり。

抱川郡郡内面、下城北里 谷 村 濟州 楊氏 一五戸 八五人 同姓以外 一四戸 六七人
約三百餘年前、楊照漆と云ふ者安邊府使を辭し、此處に來住せしを初めとして、以後同人の子孫代々住居し今日に至る。

抱川郡郡内面、雲山里 雪 雲 里 慶川 任氏 六〇戸 三二四人 同姓以外 四〇戸 一九七人
約五百年前、馬氏が居住し部落を構成したるも、現在は馬氏の姓は一月もなく全く任氏の部落なり。

抱川郡一東面、社理里 百 忍 洞 湯川 許氏 四五戸 三五〇人 同姓以外 一〇戸 五二人
最初構成の原因は不明なるも、李朝約二百八十年頃、許坪と謂ふ者京城より移住し、開墾事業及農作業の開発を圖りしが本部落構成の起源なり。

抱川郡永中面城洞里 栢谷洞 清風金氏 四八戸 二四〇人 同姓以外 五戸 二六人
約三百年前、承旨金鏞の墓地を此の地に設定したる後、其の子孫相續きて住居することとなり、今日の部落を構成せり。

水原郡日利面下先孜里 下光孜洞 曠州李氏 二四戸 一五六人 同姓以外 二〇戸 一二一人
約五百四十年前、翰林學士李樂なる者此部落に居住し、其の子孫繁昌し今日の部落を構成するに至れり。

水原郡輝南面求文川里 石川洞 慶州金氏 五七戸 三五二人 同姓以外 一五戸 七八人
二百四十年前、該部落の一隅に鄭氏一戸ありたるが、當時慶州金氏の八代なる金樂慶、鄭氏に入婿してより、金ノ姓が繁盛し大部落を構成せり。

始興郡東面新林里 新林 南原尹氏 一三戸 八七人 同姓以外 一戸 三六人
尹氏の賜牌地として部落を構成し、現在に於ては其の子孫居住す。

始興郡南面山本里 道讓洞 濟州韓氏 二八戸 二一五人 同姓以外 一七戸 七六人
三百五十年前、韓愔侯なる者老年に至り、戸曹判書ノ職を辭して本部落に隱居し、谷間の土地を起耕し農業に従事せしに始まり今日に至る。

富川郡南洞面論峴里 海州崔氏 四七戸 二五八人 同姓以外 六〇戸 二九〇人
約四百年前、崔氏の先祖稱と稱する者、京城北部觀光坊と云ふ處にて官次通調大夫行安峽縣監の位にありしが、其の時農業を經營する

目的を以て初めて論峴里に來住し、今日に至るまで其の子孫繼承居住し來りたる部落なり。

富川郡桂陽面朴村里 朴村 密陽朴氏 一三戸 七一人 同姓以外 三三戸 一六一人
約二百年前、朴姓の一男子同部落の宋家に入婿してより其の子孫繁殖し、部落の住居者は殆んど朴氏の子孫となりし故、部落名も朴村と謂ひしが、最近に至りては他姓の遷同住居多くなりたり。

富川郡靈興面内里 内洞 平澤林氏 五六戸 三〇一人 同姓以外 四二戸 二一〇人
李太祖建國の際、王氏と共に避禍の意を以て住居し、其の後漸次集合住居したり。

金浦郡黔丹面元堂里 高山下里 豐山金氏 六〇戸 三三〇餘人 同姓以外 一五戸 八〇人
四百五十年前、左允公なる者落郷し來り、現在に十六代の孫なり。

金浦郡陽東面木洞里 木洞 南原梁氏 一八戸 九五八人 同姓以外 七戸 三八人

四百五十年前、宗孫梁在龍十五代の祖梁廣の増基ある爲、其の八代の祖梁鳳夏二百餘年前移住し、其の子孫繁榮と共に部落を構成す。

金浦郡陽東面禾谷里 禾谷(大村) 安東 金氏 一六戸 八三人 同姓以外 五戸 二八人

二百餘年前、宗孫金在實の九代祖金宅基始めて移住し子孫繁榮と共に部落構成、百五十年前より部落に増基を設けす。

金浦郡陽東面新堂里 新 月 全義 李氏 一八戸 一一三人 同姓以外 四戸 一七人

五百餘年前、宗孫李敏相の祖李季謙初めて居住し、子孫繁榮と共に部落を構成し、四百五十年前より増基を設けす。

金浦郡陽東面木洞里 新月(新基村) 原州 元氏 一四戸 七七人 同姓以外 七戸 三六人

二百五十餘年前、宗孫元啓九十三代の祖元灌始めて移住し、其の子孫繁榮と共に部落を構成し、二百年前より基地を設けす。

金浦郡陽西面外鉢山里 光 明 里 慶州 崔氏 六六戸 三六四人 同姓以外 五戸 二八人

元來崔氏は京城に居住せしが、約三百年前丙子の亂勃發せるを以て、同族中崔文忠なる者亂を避け當地に墜接し、爾來子孫繁榮部落を構成す。

金浦郡陽西面傍花里 慶 里 豊山 沈氏 三五戸 一八五人 同姓以外 五戸 三一人

元來同族は漢陽(京城)に居住せしが、約三百年前沈勝天と謂ふ承相當地に祖先を埋葬し、先靈守護の爲轉住し、其の子孫繁榮と共に部落を構成す。

江華郡内可面古川里 釣 漢 洞 白川 趙氏 二二戸 一〇三人 同姓以外 九戸 四四人

百五十年前には金、黃兩姓の部落なりしが、趙氏一月移來し、金黃兩姓は漸次減少して今日の狀態となる。

坡州郡炭窟面吾今里 吾 今 洞 密陽 朴氏 三三戸 二〇五人 同姓以外 九戸 四七人

四百餘年前、世祖時代、密陽朴氏壽山君、國に於て難難を以て吾今洞(同島古美里と稱す)に埋葬したり。其の當時は數人の朴氏住居したりしが、漸次増加し今日に至る。

忠 清 北 道

濟州郡瓊城面三山里 寶城 吳氏 六〇戸 三〇〇人 同姓以外 三〇戸 一五〇人

本里は元三巴洞と稱し戸口も稀少にして、本姓融合して居住せしが、(或る説によれば蘇靈岩と稱する名家が此地にありて、耕地少からざるにより生活自足せし處にして、今も其の舊基ありと謂ふ。)今より十年前吳在(官、海士)なる者葛山里より此の部落に移住し、部落

内にある鳳栖山、崑山、人定山の三山を取り、部落名を三山と稱して今日に至る。

清州郡 玉山面 徳村里 徳村 河東 鄭氏 八六月 四三〇人 同姓以外 八五月 四二五人

崇祿大夫弼中樞府使驛政府左贊成行致仕奉朝賀河原君澄文節公鄭守忠の孫忠義齋鄭光恭李朝中宗時玉山面烏山里へ郷を定め、壬辰亂後本里に移住し今日に至れり。

清州郡 玉山面 水落里 水落 全州 李氏 四〇月 二〇五人 同姓以外 七月 三一人

李朝初期に柳召此區に郷を定め部落となりたるが、李朝三百年頃全州李姓なる者轉入後、柳氏は他處に決々移住せり。

沃川郡 青山面 磴谷里 内 磴谷 光山 金氏 三五月 二〇三人 同姓以外 一七月 九七人

本里は昔時白氏が居住したりと雖、其の子孫不在にして調査不能なり。現在の金氏は先祖金光老と謂ふ者、二百餘年前忠清南道蓮山より移來して八・九代世居せし者なり。

沃川郡 青山面 萬月里 下 萬月 慶州 金氏 四〇月 二四〇人 同姓以外 二五月 一一九人

全州 崔氏 二〇月 一〇二人 同姓以外

四百餘年前、崔氏の先祖が慶尙北道海平より移來して部落を構成せし處、それより五六十年後金氏の先祖(幸村公八代孫)金楫なる者幼時に箕母韓山李氏と同伴して永同郡豊溪より移來し本部落の上部を占領して以來、金崔兩氏共數十代世居したり。

沃川郡 青山面 磴谷里 外 磴谷 綾城 具氏 三九月 二五九人 密城 朴氏 三〇月 一九五人 同姓以外 二四月 一五〇人

本部落には昔時古城李氏居住せしも、其の子孫不在の爲め未詳なり。現在具氏の先祖具貫常なる者、清州八峰より二百餘年前に移住して本里上部に住せし處、其の後五六十年頃朴氏の先祖朴昌再が本里白雲里より移來し本里下部を占め居住し、兩姓共七代世居せり。

沃川郡 青山面 大成里 大寺 田 原州 元氏 三七月 二二四人 同姓以外 三五月 二〇二人

本部落は古昔寺刹所在地にして田氏が十數代世居せしが、其の子孫他處に移去或は死亡し、其の後南原梁氏來住して十餘代世居し、數百年前には全村を占領したりしに今日ば衰微して四、五月に過ぎず、原州元氏は其の先祖元啓卓と云ふ人二百年前に慶北尙州より來住して七、八代世居し、現在全村の半以上を占む。

沃川郡 青山面 大德里 大邑 洞 沃川 全氏 三一月 一八一人 同姓以外 一五月 八一人

三百餘年前、星州沈氏と全氏の先祖が初め此の部落を開拓したるが、裴氏は衰退し三、四月に過ぎざるも、全氏は十二代世居し現在三

分の二以上を占む。

沃川郡 青山 面白 雲里 高朴里 密城 朴氏 四三戸 二六〇人 同姓以外 二八戸 一二九人
四百五、六十年前、朴氏先祖朴碩と云ふ人京畿道驪州より來住と同時に、濟州高氏の先祖と部落を構成し、兩姓居住の爲め部落名を高朴里と稱するも、現在高氏は他姓に全部移去し、朴氏は三十四、五代を世居せり。

永阿郡 上行 面下 道大里 道大洞 固城 南氏 三三戸 一九七人 同姓以外 一〇戸 四四人
三百餘年前、皮羅兩姓二〇戸程居住せしも、其の後現住南氏宗孫たる南基鳳の十代祖(嘉善大夫同知中樞府事)南山斗氏林山より本部落に移住し、果樹の栽培、土地の開墾に従事し約千石の小作米を得たりと云ふ。其の後子孫繁榮し現在右南山斗氏の八代孫より十二代に當る子孫約二百名に及ぶに至る。

堤川郡 寒水 面北 老里 (通稱佛堂里) 延安 李氏 一三戸 九〇人 同姓以外 六〇戸 三六〇人
本部落は今より八十餘年前に構成されしものにして、其の構成者たる李謙鳳氏は家屋十餘棟を造り、親族及び奴僕に無償にて供與し、また農耕を奨励し勤儉の美風を涵養せり。

丹陽郡 伴谷 面德 泉里 漢陽 趙氏 三二戸 二三〇人 同姓以外 五戸 二一人
本部落は高句麗時代德田と稱し寺刹一棟、住家四五戸ありしが、李朝肅宗王時代前記趙氏の始祖居しが本部落に轉、以來戸數並に人口漸次増加し、光武元年より德泉と改稱せり。

陰城郡 盆桶 面八 聖里 抹馬里 慶州 金氏 三一戸 一五三人 同姓以外 三三戸 九八人
本部落は最初大なる沼なりしが、金氏の先祖金世年該部落を建設したり。

陰城郡 甘谷 面格 弓里 下格 甲 平山 申氏 三〇戸 一八〇人 同姓以外 二〇戸 一二〇人
二百七十年前、黃海道平山人申厚載と云ふ人同部落を建設し、村名を格甲と命名したり。以來其の子孫永住し今日に至る。

槐山郡 道安 面花 城里 雷 岩 谷山 延氏 七五戸 三五〇人 同姓以外 一七戸 一〇五人
約四百年前、谷山延氏の先祖延健なる者京城より移居し部落を構成せり。終るに其の子孫繁榮し現在本郡道安、會坪、清安の三箇面に散在せるもの一萬人以上となれり。

忠州郡 東良 面荷 川里 全州 李氏 四五戸 一八〇人 同姓以外 四七戸 一九一人
高麗時代の淨土寺と云ふ寺の跡にして、開國百七十四年全州李氏開拓し、其の當時は落谷と稱せしが大正二年に荷川里と改稱せり。

忠清南道

公州郡儀堂面梨亭里 苻松 沈氏 一二戸 三六人 同姓以外 七二戸 五一八人

二百年前に崔氏の創立部落にして、後沈氏の基地となり今日迄繼續居住せり。

燕岐郡西面奇羅里 江陵 金氏 五三戸 三四〇人 同姓以外 六戸 二六人

二百年前には羅姓の集團地なりし處、羅姓は漸次衰敗し、金姓は益々繁昌して現状に至れり。

燕岐郡西面鳳岩里 坡平 尹氏 九九戸 六一二人 同姓以外 一〇六戸 四三九人

四百年前には朴姓の集團地なりし處、朴姓は漸次衰退し、尹姓は益々繁榮し今日に至れり。

大田郡柳川面桃馬里 新陽 孫氏 一一戸 六二人 同姓以外 四戸 二一人

四百五十年前、孫泌と云ふ名賢居住し、其の後孫氏の集團部落となれり。

論山郡恩津面土良里 柯 橋 德恩 李氏 一四戸 九五五人 同姓以外 三戸 一一人

約四十年前に成立し、其の以前には三戸ありと謂ふ。當時無産家等は先祖たる德恩君の墳墓を崇拜する關係より、自然集團して部落を構成するに至れり。

論山郡連山面林里 光山 金氏 五二戸 二五六人 同姓以外 八七戸 三七九人

三百有餘年前、金氏の祖先（金沙溪先生の三代祖）に於て部落を構成し、爾來其の子孫益々繁昌し、今日に於ては戸數百餘戸に達せり。

論山郡豆磨面旺佐里 旺 佐 兪 光山 金氏 三七戸 二六九人 同姓以外 六七戸 三二三人

三百年前、同部落内に金鳳改公先生の御墓を建て、其の後金氏此の部落に住居し今日に及ぶ。

扶餘郡竇岩面咸陽里 杞漢 俞氏 二三戸 一三一人 同姓以外 四二戸 一九三人

祖先は約二百年前京城より本面に移住し、其の子孫分立して本里に居を構へしものなり。

扶餘郡南面松岩里 松 谷 西林 李氏 三〇戸 一五〇人 同姓以外 二九戸 一四三人

元來虎西と稱し僅に二、三戸に過ぎざる小部落なりしが、二百年前、西林李氏鳳巖なる者貧居したる後、子孫蕃殖し完全の一部落となり、約百年前に部落名を松谷と改稱せしが、現在は松岩里の一部に編入さる。

保寧郡別浦面新塗里 馬山村 龍仁 李氏 三〇戸 一六二人 同姓以外 一五戸 九三人

本部落は元來宜寧南氏、諱川任氏兩班箕居の遺趾なりとの傳説あるも、二百十年前、右李氏先祖進士李昕、李暉、李吹三兄弟京城より移居し、其の後裔京城居住し現在三十戸に達せり。

保寧郡周山面馬江里 内江村 昔州柳氏 一四戸 七二人 同姓以外 二戸 七人

本部落は元來金海令氏の道阻なるも、現在は一入の遺族もなく、柳氏は野堂の後裔にして京城より移居占領し今日に及べり。

洪城郡洪北面中漢里 東菴里 全義 李氏 一五戸 八五人 同姓以外 二二戸 六三人

約三百年前(李仁祖朝の時)、全義李氏先祖兵曹參判命俊本道觀察使を拜し、地方巡視の際に本部落の風景を賞し、別荘を設けたり、其の死後子孫若基たる京畿道楊平郡より轉居し部落を構成せり。一時本部落は極めて繁昌せしも、近時漸次他地方へ轉出する者多く、一面他姓の轉入之に相應じ遂に今日の勢ひを呈す。

洪城郡洪東面金堂里 金谷 昌原 俞氏 三七戸 一八〇人 同姓以外 八戸 三九人

李朝孝宗の時、俞甲老の七代祖參判俞命益年老の爲官を辭し、本部落を卜し京城より移居したりし處にして、爾後其の子孫極めて繁昌し遂に俞氏部落を構成せり。目下大發産を有せざるも、生活程度稍平均にして困窮せる者なく、尙ほ其の同族等は勤勉にして遊惰の弊なく自活の氣分濃厚なり。

洪城郡龜頂面内峴里 龜山里 潭陽 田氏 四〇戸 二一〇人 同姓以外 一二戸 四七人

高麗末の名臣田祖生の後裔、忠翼公統禦使田雲祥、肅宗の時、此の地を卜し部落を創設屢居し常に武藝を研究せしにより、戰時用として海船、獨輪兵車等を作製せし處、爾後其の子孫繁昌と共に田氏の部落となるに至れり。而して田氏は武班として、身を立てて兵使、水使等の武官となり出世したる者七、八人ありて、現在一大同族部落と目せらる。

磨津郡松山面道門里(一基)三月里(倉澤) 崔永 李氏 三六戸 二〇五人 同姓以外 二五戸 一一五人

道門里烽火山下李宜茂(號は蓮軒)李荇(號は春齊)の墳墓設置の後、後孫仍て居住せり。

禮山郡鳳山面鳳林里 鳳鳴洞 韓山 李氏 四〇戸 一六〇人 同姓以外 五六戸 二八〇人

韓山李氏の元始祖なる牧隱と謂ふ有名なる偉人の墓ありて、林山、田及沓の大部分は李氏門中共同所有にして、墓の守護者をして管理し來りし處、自今二十年前より牧隱の子孫中に貧困者出て、生活困難の爲め農作を目として漸次墾居せしを以て一つの同姓部落を構成せり。

牙山郡 栗岬面 白岩里 白岩里、書院村、月谷里、新基、九奚里、下白岩里の五部落を統稱して白岩里と稱す。

徳水 李氏 四〇戸 二六〇人 同姓以外 八〇戸 六四〇人

三百年以前、月谷里は構成せられ、書院村、新基里は距今二、三百年以前に構成され、九奚里は元湯井面に屬せしも、大正三年面廢合實施の際嶺岬面に編入せられ白岩里と併合せり。

全 羅 北 道

全州郡 上關面 大聖里 客寺洞 寶城 吳氏 二〇戸 九五五人 同姓以外 五八戸 二三二人

古老の言ひ傳ふる所に依れば、五百五十餘年前、僧侶（無學と云ふ）高徳山麓に一小宇を建て佛道を弘めしかば、其の信者附近に來住し、遂に今日の部落形成の因となれりと云ふ。

全州郡 九耳面 平村里（舊平村） 延安 李氏 三一戸 一五四人 同姓以外 五戸 一九人

三百六十餘年前、延安李氏の始祖たる李彦福氏の平村に家屋數棟を建築し居住し來れる處、同氏死亡後其の子孫延安李氏の世葬洞たる朴成山に墓地を設け、先祖山の所在地と稱し、子孫繁昌し引續き漸次住家を増築せり。

全州郡 江浦面 鳳岩里 寒沙 月 全州 李氏 二五戸 一六〇人 同姓以外 六戸 二九人

寒沙月は四百年前、金海金氏の居住部落にして四甲と稱し、二百餘年前李柱寒村の時に其名を改めて寒沙月と稱し現今に至れり。

茂朱郡 雪川面 基谷里 密城 朴氏 八二戸 四六一人 同姓以外 四五戸 二二一人

三百餘年前、朴氏の鼻祖朴以謙夫妻始めて此の地に入り、居をトせし當時は一軒の人家も無く、土地又荒蕪の儘なりしを以て朴以謙之が開拓に努め、子孫永住の計を樹て、爾後朴氏一族の繁榮に伴ひ漸次大部落となりたり。

長水郡 溪内面 錦徳里 東萊 鄭氏 二八戸 一四八人 同姓以外 七七戸 三七四人

本部落は長溪里より約十五町北部永同行き道路に在り、他姓雜居せしが鄭氏勢力を占め、二十年前迄は儒生及中心人物多く總ての方面に活躍したりしが、近來民風一變し遊惰に流れしも、今や一般に覺醒しつゝあるが如し。

南原郡 朱川面 周川里 下 周 甲 清州 韓氏 四五戸 二四三人 同姓以外 四二戸 一八五人

李朝の初め朱氏此地に入り部落を構成したるも、幾何ならずして離散し、其の後韓氏此の部落に入り現在に至れり。

淳昌郡 命果面 茅亭里 茅 亭 南陽 洪氏 八〇戸 三九〇人 同姓以外 三六戸 一六〇人

玉川薛氏の世居地たりしが、三百年前より洪氏の一族本部落に移住し、其の子孫の繁榮に仰ひ、薛氏漸次他へ移住し、洪氏の勢力範圍となる。

備山郡富利面不二里 海平 吉氏 七二月 三六一人 同姓以外 一三月 五八人

高麗末葉時代、三國の一なる治國吉再の遺墟にして、吉治國の遺官するや居を此處に定め、其の子孫繁殖と共に一部落を構成して今日に及ぶ。而して右部落を「不二」と稱したるは、「忠臣不思二君」との意味を取りしものなり。

井邑郡北面承富里 高興 柳氏 四九月 二九一人 同姓以外 一二月 四八人

本部落の構成は四百餘年前に始り、當初部落名を改部落と稱したりしが、柳氏の門中財産十二代持續したる爲、部落名を承富里と改稱せり。

井邑郡淨土面水金里 金海 金氏 五八月 二八三人 同姓以外 四七月 二三五人

四百二十餘年前、初洛王首露六十一代孫金禹、慶尙南道金海郡より移居し部落を構成せしものにして、當時より水金里と稱せり。

沃溝郡臨岐面永昌里 令通 里 平康 蔡氏 二四戸 一二人 同姓以外 一三月 五一人

二百四十餘年前、金氏なる者一戸ありしが、蔡氏の祖先此地を占有して以來、漸次其の子孫繁昌し一部落を構成して今日に及ぶ。

沃溝郡米面新觀里 新 村 豐壤 趙氏 一三八戸 四一人 同姓以外 二〇戸 七一人

約三百年前、壬亂の際、趙居なる者同村に避難して農業に従事し、其の子孫繁殖して部落を構成す。

沃溝郡米面新豐里 潭陽 田氏 四五月 一八九人 同姓以外 一二戸 五〇人

壬亂の際(三百年前)、田段龍なる者本部落に避難し、亂安定せし後も當地に居住して農事を営み、其の子孫繁殖現在の部落となれり。

釜山郡身華面麻田里 杞溪 俞氏 七月 三六人 同姓以外 一九戸 七五人

元朱氏の一族來住し權勢ありし爲、朱村の名稱ありしが、其の後俞彦憲なる者來住以來其の子孫繁殖し、其の他の姓の者も寄り集り部落を形成せり。

釜山郡咸悅面屹山里 鶴 仙 洞 文化 柳氏 三三戸 二三〇人 同姓以外 一二戸 五七人

約二百年前、綾城具氏の一族本部落に居を定めたりしが、其の後今より百五十年前、柳氏の一族來り其の子孫繁榮して現今に至れり。

全 羅 南 道

第二章 同族部落の沿革

長城郡森西面紅亭里 紅 亭 水原 白 氏 三〇戸 一八〇人 同姓以外 一八戸 四二人
 百三十年前、全北以徳より白氏同族七、八戸を率ひて來住し、當時部落の周圍に百日紅樹を植栽せるに依り、後人里名を紅亭と稱せりと傳ふ。

長城郡森西面大谷里 錦城 羅 氏 三五戸 二三七人 同姓以外 二四戸 一二三人
 約五百年前、金氏の創設せし處なるも、今より約三百年前、羅州郡桂坪より羅氏移住以來漸次羅氏部落となれり。

長城郡寶龍面築岩里 築 巖 蔚山 金 氏 二六戸 一二五人 同姓以外 三九戸 二〇〇人
 尚隆キ代より仰院里と稱し來りしが、二百年前、築巖書院を移轉して築岩里と稱せり。當時より金氏の子孫此の地に集居せり。

長城郡北一面鰲山里 校 村 黃州 邊 氏 二三戸 一一六人 同姓以外 一九戸 六四人
 年代不明なるも、李朝中葉に創設せられし部落にして、往時鰲山郡時代此處に孔子廟のありし故を以て校村と稱す。

珍山郡内面細燈里 玄風 郭 氏 八三戸 四〇一人 同姓以外 一九戸 七八人
 約三百年前、郭氏の祖先魏休公好睡なる者ありて、武功を以て顯れしも、仕官を好まず、海南郡郡溪面助築里より來りて本部洛を構成せしが、其の後子孫益々蕃殖して現在の部落となれり。

光州郡神樂面松み里 花草里(一部) 河東 鄭 氏 五五戸 二五五人 同姓以外 二〇戸 八五人
 本部洛は、距今三百年前、慶北大邱府に居住せる鄭氏の子孫たる鄭鳳柱の十六世祖鄭和なる者喪城郡守に任命せられ、郡守辭任後始めて本部洛に來住し、其の子孫漸次繁昌し、又姻戚及使用人等集合して部落を構成せるものと謂ふ。

光州郡西倉面細荷里 細 洞 里 金海 金 氏 三〇戸 一七〇人 同姓以外 二二戸 一〇〇人
 四百年前、清漢李氏の構成に依り、明宗時代南原より金氏中祖碩成氏以下同放移居し來りし處、大正三年四月行政區劃の變更に依り、元船通而細荷里を細荷里と稱す。

光州郡孝泉面老大里 咸安 尹 氏 三〇戸 一一五人 同姓以外 九三戸 五〇七人
 四百年前、尹氏の十六代祖尹之和部落を開拓し、中古より金、朴兩氏來住せしにより、現今に至りては百二十三戸、六百二十二人を有する大部落となる。

光州郡松汀面聚村里 忠州 朴 氏 四五戸 二二五人 同姓以外 二五戸 一一五人
 約三百六十年前、朴氏の祖先希壽氏現西倉面西倉里より本部洛に移住し、此の當時は金、李、韓の部はたりしも、右三姓は自來衰微し

朴氏の子孫漸次繁盛すると同時に財産も相當に増加し、當部落を朴姓部落と呼ぶに至れり。

光州郡 林谷 面 博湖里 濟州 梁氏 一〇二月 五四五人 同姓以外 一四戸 七八人

約四百年前、竹山朴氏此部落を構成し、約五十年後竹山朴氏の外孫梁應昇なる者和順郡道谷面より移居し、以來人口増殖し都淳繁昌せり。此の部落は元羅州郡島山面朴山里及び松湖里にして、後咸平郡に編入され、更に大正三年三月一日行政區域變更に依り光州郡林谷面博湖里となれり。

潭陽郡 南面 芝谷里 延白 鄭氏 六〇月 四〇〇人 同姓以外 五六月 二六〇人

梁山南の舊跡にして、三百年前、鄭濟翁本部落に移住し、漸次繁盛に至つて鄭氏村の稱を得るに至る。

求禮郡 龍方面 龍江里 斗 洞 全州 李氏 三四戸 一七五人 同姓以外 三月 一四人

李朝宣祖大王二十年、世祖大王の四男監溫大君璵の曾孫、雲陽郡正李元が始めて家屋を建て、村名を斗池里と稱せしが、高宗二十八年に斗洞と改稱せり。

東原郡 光義面 芝川里 芝上里 順天 朴氏 二四戸 一三九人 同姓以外 一八月 八六人

元來王氏が造成せる部落なりしが、三百年前より現朴氏が此部落に入居以來其の子孫益々繁殖せり。其の他隣接の部落及び他郡より移住せる同族も多數ありて現在は朴村とも稱せらる。

賣城郡 賣城面 玉巖里 廣州 李氏 三六戸 一五〇人 同姓以外 三五戸 一七五人

上古未詳、約百三十年前、李氏八代祖が居住後全義李氏居住せし舊跡なるが、約二百五十年前より又李氏の集團せる部落となれり。

賣城郡 賣城面 牛山里 竹山 安氏 四五戸 二二五人 同姓以外 三三戸 一六五人

約三百年前、安氏十九代の先祖居住したる後、鄭姓居住せし舊跡なるが、約二百五十年前より又安氏集團し部落となる。

長興郡 長東面 朝陽里 内 陽 晉州 鄭氏 一五戸 六五人 同姓以外 一三戸 四三人

三百年前、端宗朝の右議政鄭恭八世孫再煥始めて此處に住居を構へ觀瀾と稱したりしが、其の後内陽と名を改め今日に至る。

長興郡 安良面 水養里 水 西 水原 白氏 二九戸 一六九人 同姓以外 三一戸 一四二人

六百餘年前迄は金氏部落なりしも、三百餘年前白氏來住し、爾來漸次其の子孫増加して今日に至る。

光陽郡 玉龍面 山南里 南 井 里 利川 徐氏 二四戸 九七人 同姓以外 二五戸 一〇一人

部落は往昔鄭氏により始めて創建せられ温井と稱せしが、其の後徐氏移居し、部落名を南井と改稱して今日に至れり。

海南郡花山面白浦里 海南尹氏 八五戸 五四五人 同姓以外 四四戸 一二九人

二百餘年前迄は李氏居住せしが、漸次衰微し、尹氏興りて今日に至る。

靈巖郡昆二終面奄吉里 天安全氏 九九戸 四九六人 同姓以外 一七戸 八〇人

三百五十年前、朴氏の構成せしものなるが、全氏移住して今日に至る。

靈巖郡新北面茅山里 文化柳氏 一一九戸 七一四人 同姓以外 三〇戸 一四〇人

本里は元郷、李兩氏が住居し來りしも、三百五十年前、從兄弟たる柳田恭は鄭氏家に、柳用剛は李氏家へ嫁し、以後殆んど全部落柳氏と成りて今日に及ぶ。

務安郡望雲面東岩里 永海村 河東鄭氏 一七戸 九一人 同姓以外 三戸 一八人

三百年前迄は加之島と稱し、蔡氏、李氏の居住地なりしが、其の後鄭禮氏本部落に移居し村名を永海村と改稱し、爾來其の子孫漸次増加したり。

務安郡玄慶面五柳里 五柳洞 金海金氏 五五戸 三一五人 同姓以外 八戸 三五人

五百年前、太陽洞と稱し百餘戸の李氏部落なりしが、文祿の役に際し空虚となり、其の後五柳洞と稱へ金氏入居し今日に及ぶ。

務安郡玄慶面雙鶴里 牟村 務安朴氏 五四戸 三七八人 同姓以外 三戸 二一人

三百餘年前、文祿役に際し部落は空虚に歸したりしが、其の後朴氏入居せり。

務安郡石津面星巖里 慎陽趙氏 五四戸 三一九人 同姓以外 二五戸 一八一人

三百年前、趙夢龍(號は海隱)光海朝に辭爵し、菟遷して本部落を建設し繼所と名付けたりしが、其の後(約二百年前)朝起黨は、村前に點列せる岩石より里名を星岩里と稱せり。

務安郡望雲面東岩里 新基里 海州吳氏 一四戸 五七人 同姓以外 四戸 一八人

元來は理基里と稱し宋氏、林氏の居住地なりしが、百五十年前、吳氏移居し新基里と改め、爾來其の子孫漸次増加せり。

羅州郡榮山面白三榮里 澤村 羅州羅氏 二二戸 一〇五人 同姓以外 一一戸 五〇人

二百餘年前、李朝李道の變亂に際し、羅州面東門内に居住する羅氏一族亂を避けて同地に遷居し、漸次部落を構成せり。

羅州郡旺谷面白玉谷里 元床洞、方丑里 光山李氏 三六戸 二四六人 同姓以外 二六戸 一一一人

四百年前、全州李氏の開基したる地なるも、其の後約百年を経て光山李氏聚居す。

羅州郡洞江面月松里 月 海 羅州 林氏 五七戸 二九八人 同姓以外 二八戸 一三八人

三百年前、陳姓の聚落せしものなるが、其の後羅州林氏之に代り集團す。

咸平郡新光面月岩里 燕 川 慶州 李氏 四〇戸 二二〇人 同姓以外 八戸 四五人

三百餘年前、李姓なる者慶北慶州より此の地に來り寓居せしが、從來住居し來れる咸平李氏數十戸は、神の託言により新光面三德里に新部落を創設して移轉し、李氏此の部落を守り、後其の子孫繼承して遂に現況を見るに至れりとの傳説あり。

慶 尙 北 道

遂城郡城北面西邊洞一區 西 邊 仁川 李氏 一一五戸 三五一人 同姓以外 一〇五戸 二二一人

約三百年前、即壬辰亂の時、李古陵先生（西邊仁川李氏先祖）が此の地に移住し、以來今日に及べり。

慶山郡河陽面南河洞 清道 金氏 四〇戸 二一〇人 同姓以外 七五戸 三七四人

三百年前、申姓の外孫金氏始祖敦敦校尉公金忠信卜居し、以來金氏部落となり今に至る。

慶山郡河陽面汗沙洞 杏 洞 慶州 崔氏 九七戸 五七六人 同姓以外 三〇戸 一五〇人

二百五十年前、河州郡衙所在地たりし時は諸姓雜居せしが、郡の併合後崔氏獨り居残り今に至る。

慶山郡押梁面窟日洞 順天 李氏 四六戸 二三〇人 同姓以外 一四戸 七〇人

元金海金氏の世居地なりしが、二百十年前李氏移居し今日に及べり。

永川郡新村面公德洞 川 上 利川 徐氏 二八戸 一四〇人 同姓以外 六二戸 三一〇人

四百年前に公德寺と云ふ古寺ありしが、之が滅亡後金、朴、李三姓が居住し公德と稱せり。其の後約三百年前、徐姓が全部居に居住し漸次繁榮し今日に至れり。

永川郡尚鏡面上梨洞 梨 谷 孫氏 五七戸 二八六 同姓以外 六四戸 三六二人

約三百年前、孫氏此の地に居を定めるや、當時此の谷間には梨の木繁茂したりしを以て梨谷と稱し、爾來子孫此の地に繁榮し今日に至れり。

慶州郡内市面伊助里 月城 卍氏 八〇戸 四八五人 同姓以外 九戸 三六人

本部落は約三百年前始めて咸平尹氏住居し、當時部落名を伊助と稱したるが、其の後月城卍氏此の地に轉居すると共に之を佳岩と改稱

したる處、大正三年再び伊助の稱を復し今に至る。

迎日郡 濟河面 鳴安里 鳴岩里 鵝州 申氏 一九戸 九五人 同姓以外 六戸 三〇人

約三百年前、徐、文兩姓居住したる後、鵝州申氏來住今に及ぶ。

迎日郡 竹南面 立巖里 權氏 六七戸 三七六人 同姓以外 三七戸 五九一人

三百年前、權東峰先生諱克立始めて居を占め、張旋軒先生と共に遺義を以て交りしが、今に其の子孫繁榮して居住せり。

盈徳郡 島保面 三溪洞 文化 柳氏 三〇戸 一九五人 同姓以外 二〇戸 一三七人

三百五十餘年前、柳氏の家族移住したる時は安氏の部落なりしが、其の後安氏衰へ、柳氏の戸數年と共に増加し、他へ轉居する者なく今日の集團をなすに至れり。

盈徳郡 丑山面 上元洞 瓦 畢 泐城 李氏 三一戸 一八五人 同姓以外 一五戸 八五人

本部落は一寒村に過ぎざりしが、今より七八年前、元寧海方面に散居せる李姓數戸が此處に集合し、地所名を瓦畢と名付けて創居せる處、其の後子孫増加し現在に三十餘戸に達し一部落を構成す。生活状態は他に比し稍々良好なり。

英陽郡 立巖面 蓮塘洞 東萊 鄭氏 三一戸 二一七人 同姓以外 一九戸 一一八人

元來直寶郡北面にして、今より三百年前、石門鄭榮邦が元の龍宮郡より移住し、新に基地を設け地所名を蓮塘と稱したる處、大正二年府郡廢合により英陽郡立巖面に移屬し今日に至る。

安東郡 豊北面 五美洞 五美洞 豊山 金氏 三〇戸 四八〇人 同姓以外 一六一戸 七四七人

五百年前より地落は構成され、其の後李朝燕山君の時代、金楊震なる者移居し來り今日に至る。

安東郡 豊西面 佳谷洞 佳 日 安東 權氏 七〇戸 三一〇人 同姓以外 一三七戸 九〇七人

五百年前、部落は構成せられ洞名を枝谷と稱したる處、約三百年前佳日と改稱したるも、後佳谷と再び改稱せり。

安東郡 雄安面 烏川洞 光山 金氏 三二戸 一八一人 同姓以外 一一戸 五八人

約六百餘年前、盧氏創設したる地落にして、其の後琴氏居住したるも、約四百年前金氏入居し今日に至る。

安東郡 豊西面 九潭洞 九潭 順天 金氏 一二〇戸 五〇〇人 光山 金氏 六〇戸 二四〇人 同姓以外 八一戸 四〇〇人

五百年前には九江と稱せしも、三百年前、光山金氏及び順天金氏入居すると共に九潭と稱せり。

安東郡吉安五知設洞 知 設 蕤城 金氏 一二〇戸 九五〇人 同姓以外 二五戸 一一五人

三百餘年前、金邦杰臨河面川前洞より分家し此所に轉居せり。爾來其の子孫世居し今日に至れり。

安東郡西後面金溪洞 金 溪 蕤城 金氏 五〇戸 三三五人 同姓以外 九四戸 六〇七人

約四百年前、金誠一川前洞より本部洛に分家し、爾來其の子孫永住し今日に至れり。

安東郡履安面浮浦洞 履安 李氏 五〇戸 三〇〇人 同姓以外 四九戸 二八三人

約六百年前、權經歷の祖父の創設したる部落にして、申、琴兩姓來住せしが、其の後今より約百五十年前より、李姓轉居し來りて今日に至る。

軍威郡召保面鳳凰洞 永川 李氏 二八戸 一五四人 同姓以外 一九戸 一〇四人

百八十年前には南陽洪氏と同族多く居住したりしが、百八十年以後は永川李氏多数住居し今日に至る。

軍威郡召保面大興洞 元 甫 洞 南陽 洪氏 四五戸 二四六人 同姓以外 二五戸 一三七人

二百七十年前には孫氏と同族多く居住したりしが、その時以後は南陽洪氏と同族多く居住す。

軍威郡召保面大興洞 延安 李氏 一六戸 八八人 同姓以外 一五戸 八二人

二百年前には千氏、具氏兩氏と同族居住したるが、二百年以後は延安李氏と同族が多く居住し今日に至る。

軍威郡軍威面汲嶺洞第一區 南陽 洪氏 二三戸 一五六人 同姓以外 九戸 五七人

二百年前、元外良洪浩家より分れ引續き居住し、子孫漸次繁殖して本部洛を構成す。

軍威郡軍威面政洞第二區 永川 李氏 三五戸 一八五人 同姓以外 二四戸 一七人

三百年前、軍威良洞良谷派より分れて本部洛に移居し今日に至る。

軍威郡佶溪面大栗洞 佶林 洪氏 一一五戸 五七一人 同姓以外 九六戸 五一一人

本洞は三國時代佶林縣と稱し、高麗時代佶溪縣、顯宗王時代佶州郡に屬し、恭讓王時代蕤興縣に屬し、李朝時代蕤興郡佶南面大栗洞と稱したるが、大正三年府郡島の行政區域變更により佶溪面大栗洞と改稱せられたり。

軍威郡軍威面社稷洞第二區 龍宮 崔氏 三七戸 二五三人 同姓以外 一〇戸 五五人

五百年前、海平郡海平文憲公派より分れ、龍宮に移住更に龍宮より本部洛に移住し引續き今日に至れり。

軍威郡古老面華水洞 金奉 金氏 三七戸 二二八人 同姓以外 二二戸 一三二人

三百年前、慶州李得天氏が移來し部落を構成せしが、約八十年間を経て他に移轉せり。二百餘年前、金氏移住し漸次部落を構成し今日に至る。

遼谷郡 仁岡 西新洞 玉山(仁岡)張氏 七三戸 三九九人 同姓以外 五〇戸 二七五人

二百年前、張族軒の子孫、獻聖張趾徳と云ふ者仁岡南山より轉居し、爾來其の子孫此の地に墾居す。

金泉郡 開寧 西黃溪洞 金海 金氏 六五戸 三二五人 同姓以外 六〇戸 三〇〇人

三百年前、朝鮮李朝宣祖皇帝時代壬辰の亂の際、慶尙南道居昌より二軒避亂し來りたるより部落を構成するに至れり。

金泉郡 知禮 面上郡里(舊邑内) 南平 文氏 六〇戸 三〇〇人 同姓以外 七〇戸 三五〇人

部落構成に付古來よりの傳説によれば、全氏より基地開拓をなし駐居せしに始ると謂ふ。今より三百年前知禮郡々衙所在地となり、文氏は慶尙南陝川より入居し今に至れり。

尙州郡 尙州邑 屏城里 海州 吳氏 一九戸 一三六人 同姓以外 八一戸 四五三人

(イ) 李朝の初(今より五百年前)、慶州李氏部落を構成したりとの傳説あり。

(ロ) 正祖朝海州吳氏功臣、資憲大夫漢城判尹金五衛都摠府摠管張君(致雲)號は梅軒、の孫五傳官成が現京城貞陵洞より安東へ移居、仁祖朝の時沈の子孫希、今より三百年前、安東郡より移居したるものなり。

尙州郡 尙州邑 采村里 一區 金寧 金氏 三三戸 一六〇人 同姓以外 二五戸 一二〇人

二區 統寧 康氏 二五戸 一四〇人 同姓以外 二〇戸 一二〇人

金氏は今より二百七十年前慶尙南道金溝郡(舊名は金寧)より五戸移居したるに創る。康氏は黃海道鐵寧郡より二百年前三戸移居したるものなり。

尙州郡 尙州邑 軒新里 軒新一區 登壇 趙氏 七戸 四三人 同姓以外 二六戸 一七二人

軒新二區 登壇 趙氏 四戸 三三人 同姓以外なし

一區は晏安堂始めて該部落を創設したりと云ふ傳説あり。南派登壇趙氏默洞文料奉常正(晴)の六世孫晏安堂(天遊)が洛東面元谷より今を去る二百年前に移居したるに始る。二區は李朝三百年前に金海金氏二、三軒の者と居住したる傳説ありしも、北派登壇趙氏長壽

顯監一云判官(瑞輝)の五世孫(允弘)景宗朝今より二百年前現沙伐面元興より移居したり。(登壇は現京城府内なり)

尙州郡 尙州邑 午臺里 全州 李氏 四〇戸 二〇〇人 同姓以外 二〇戸 一〇七人

仁祖朝海州君李彦博（今州）襄陽宮城内より現青里面馬里へ移居し、其の後年を経て今より三百年前來居す。

尙州郡化東面仙橋里 仙 橋 韓山 李氏 三〇戸 一四九人

安東 權氏 一三戸 七十七人 同姓以外 六〇戸

三百年前、趙氏初めて入り部落を構成し、其の後李氏入りて圓滿なる部落をなし來れり。

尙州郡利安面余勿里 周 岩 安東 權氏 一三戸 七十七人 同姓以外 四戸 二一人

二百年前、縣監權徳、始めて卜居し其の先考を築き、後遷り洞名を主岩と稱し、其の後又周岩と認め、大正三年に政區域變更の際余勿に合併す。

尙州郡利安面中村里 利 安 仁川 蔡氏 三七戸 三二五人 同姓以外 二九戸 二五九人

五百年前、舒川郡守權恢始めて卜居し、利用安身之義を取り洞名を利安とし、其の後仁川君蔡壽費居し、因て蔡氏の部落となる。

榮州郡平恩面水島里 水 島 宜城 金氏 四六戸 二四九人 同姓以外 三四戸 一八七人

二百年前、潘南朴氏先祖に於て創設されしものにして、後宜城金氏の先祖が移住し今日迄本部落を主管し來りたるものなり。

慶州郡西面中浦里 正山 申氏 三三戸 二一二人 同姓以外 三六戸 二〇〇人

二百六十年前に出、黃兩姓が熊津を構成し千池と稱したるが、六十年を経て漸次退歩し、其の後申氏繼續居住して今に至る。

慶州郡山陽面龜里 仁川 蔡氏 六〇戸 三〇〇人 同姓以外 一〇戸 五〇人

本部落は山陽縣の舊址にして、四百年前、尙州郡利安面利安里より右蔡氏移住し今日に至る。

星州郡大家面道南洞 後 浦 星山 裴氏 四五戸 二一六人 同姓以外 五戸 一七人

裴氏先祖來住し洞名を後浦と名付け、數百年を経て後裴氏の部落となり今日に至る。

星州郡草田面高山洞 冶城 宋氏 六五戸 三三五人 同姓以外 二七戸 一四〇人

四百二十年前、仁宗大王時代、宋氏の先祖忠肅公希奎、己巳の年十嶺に依り罪を受け全羅道高山と稱する處に遺棄せられ、其の後放棄され始めて右高山洞に居住する事となり、而して遺蹟地たる高山の名稱を以て洞名に名付け、今日迄宋氏集團部落となれり。

高靈郡高靈面池山洞 慶州 金氏 四五戸 二五〇人 同姓以外 一五戸 七〇人

李朝中葉金の先賦たる乙楚の時、忠清道より高靈に入りて最初月基の池を占めたるも、地形至つて狭少にして將來子孫の發展上良しからずとして池山河に移り、三百有餘年を経て遂に今日の如く金氏の一村を形成するに至れり。

高靈郡 德谷面 本里洞 舊相洞 星山 齊氏 四六戸 二六〇人 同姓以外 五戸 一七人
 本里洞は上古(年代未詳)李朝前時代に構成され、吾次亦坊内の一宅邸にして舊相洞と稱したり。中古(年代未詳)に至り吾次亦坊を仁谷坊に改められ、光武九年星州郡より高靈郡に移属せられたり。而して仁谷坊を仁谷面に改め、更に大正元年面里洞廢合の當時仁谷面十三箇洞を五箇洞に廢合の際、本里と合し本里洞となる。

高靈郡 雲水面 鳳坪洞 延鳳里 坡平 尹氏 二四戸 一六四人 同姓以外 二二戸 九七人

上古靈郡の基地を開きたるは未詳なるも、今より約七八十年前には鄭及沈兩氏の居住地にして、事情により右の兩姓は他に移住せしが、文久の年代に前記尹氏亦入居し、星州郡鳳水面延鳳里たりしが、大正元年面、里、洞の廢合により高靈郡に移属し雲水面鳳坪洞となる。

高靈郡 茶山面 上谷洞 全義 李氏 五九戸 三一六人 同姓以外 二二戸 一二八人

上谷は上古國と稱せられたり。兵曹判書羅城李潑來住し、其の後大邱より李氏の祖先たる通政府使全義李之華及び兵曹佐郎李鉉來住し、新羅時代行宮を置きたる故に洞名を上國村と稱せり。其の後前記全義李氏が上谷と改稱し現在に至る。

高靈郡 雙洞面 松林洞 高敏 吳氏 二一戸 六五人 同姓以外 四戸 一人

約二百年前、吳氏の祖先たる吳寒溪なる者居を構へたる地にして、大正九年及大正十四年の洪水の際、梅村洞流失に依り、前梅村洞に居住する吳氏が、新に構成したる部落なり。

清道郡 角北面 南山洞(元南洞) 密陽 朴氏 四二戸 二〇五人 同姓以外 四八戸 二三五人

三百年前、密陽朴氏の祖先が占領し洞名を南山と稱し、其の子孫代々相傳り今日に至る。三百餘年前は密陽郡府北面南山洞と稱したるが、其の後大邱角北面南山洞となり、郡面廢合の際清道郡角北面南山洞と改稱せられたり。

清道郡 大城面 元井洞 元 益洞 竹山 朴氏 四〇戸 二二七人 同姓以外 二〇戸 一一三人

三百年前、朴相と云ふ者夫婦が避亂の目的にて該地に移住し、其の子孫今日に至るまで繁盛し來れるものなり。

清道郡 伊西面 水也洞 水 也 密陽 朴氏 一二〇戸 七〇〇人 同姓以外 五〇戸 二五〇人

成化己亥九月(三百年前)、朴氏中祖遠遜堂先生本部落に生れ、子孫愈々繁昌し今日に至る。

清道郡 雲門面 大川洞 大川 洞 密陽 朴氏 四〇戸 二一〇人 同姓以外 一四八戸 七四〇人

朴氏先祖たる悌友堂先生が三百年前より本部落に居住し今に至る、其の間此處に出生したる朴姓は各地方に移居せり。

慶尚南道

晋州郡二班城而坪村里 晋州 韓氏 五五戸 三八五人 同姓以外 一一〇戸 七七〇人

約三百年前迄は驛村となり居たるも、韓氏の祖先康康公と稱する者驛を寺率而富漢里に移し、爾後同氏本部落に住居して今日に至る。

晋州郡大谷面雪梅里 古陽 姜氏 五〇戸 二七五人 同姓以外 一一二戸 六三四人

約二百八十年前、慶山李氏本部落に來住したるも、其の後全氏は次第に衰亡し、晋陽姜氏來住し次第に勢力を得て、郡治の發展を一新し現今に至る。

晋州郡大谷面麻津里 戴寧 李氏 七〇戸 三七一人 同姓以外 五五戸 二八九人

本部落は開國二百二十一年戴寧李燭なる者加佐面東山里（現在晉城面中村里）に來住し、數年後麻津里に移住し、子孫繁殖して今日に及べり。

定平郡南林面新反里 西 洞 安東 權氏 六六戸 四一六人 同姓以外 二九戸 一七二人

約三百年前、薛、權、鄭、趙の四姓共に蟻居せしも、其の後薛、鄭、趙は漸次他へ移轉するに従ひ權氏獨り勢力を得、今日に於ては新反權氏と呼ばれ實處德望を贏ち得るに至れり。

咸安郡餘航面外岩里 外 洞 驪州 李氏 四七戸 二三〇人 同姓以外 四五戸 二二五人

外洞は三百八十年前、李益亨水原より來住し部落を杜谷と稱したるが、其の後杜陵外洞と改稱するに至れり。内洞は約三百七十年前李益亨の外孫外洞より來住し部落を内洞と定めたり。

密陽郡山内面龍田里 龍岩 里 安東 孫氏 二三戸 一一二人 同姓以外 一三一戸 七八五人

百年前、孫植永が山外面茶竹里（舊茶院）より本部落に轉居し、部落名龍川を龍崗と改めたるが、六十年前、其の子孫駒遠が龍岩と改稱す。

密陽郡山内面松柏里 松 洞 密城 孫氏 二四戸 一一六人 同姓以外 二六一戸 一、四三三八

百五十年前、孫益國が山外面茶竹里（舊竹東）より本部落に轉居し、其の曾孫孫珍秀の時代（今より五十年前）に至り、郡治名養松亭を松洞と改稱す。

密陽郡 上南面 綾林里 平山 申氏 一六戸 九五人 同姓以外 一四〇戸 七〇五人

元は述懐と稱したるが、占畢齋金先生宗直、趙善朴先生漢柱、松溪申先生季誠、三先生書院、建陽縣後、書院の名稱を以て綾林里と稱す。

密陽郡 下南面 南田里 本 慶山 金氏 五九戸 四一三人 同姓以外 一六戸 九八人

壬亂前には同部落に人家無く荒蕪地なりしが、壬亂の時金柳己氏一家族遷泊し來りて、右部落に居住し部落を鼠田と稱し、爾來愈々其の子孫繁昌し、數多の家を建て部落附近に邑を作りたり。施政以後は鼠田を南田と改められたり。

蔚山郡 三阿面 寶殿里 夜 丹陽 禹氏 二一戸 一四七人 同姓以外 四戸 二四人

約二百五十年前、金氏本部落に來住し、始めて部落成りたるが、其の後今より二百十年前禹氏の先胤來住し今日に至る。

金海郡 生林面 金谷里 金 谷 金海 盧氏 三八戸 二六六人 同姓以外 一五戸 一〇五人

昌寧郡 梨房面 東山里より轉入したる盧文綱、初めて部落を創設したるものにして、爾來文學、禮儀等他の模範となれり。

昌寧郡 内西面 元溪里 遷城 徐氏 四五月 二九五入 同姓以外 四二戸 二三四人

約五百年前、嚴寺と稱する寺のありし時代には、王、林兩姓住居し、一時は相當勢力旺盛なりしも、約二百年後全部衰亡すると共に徐烟なる者移住し、漸次勢力を得今日に至る。

昌原郡 内西面 龜岩里 吾陽 鄭氏 五二戸 三四五人 同姓以外 三〇戸 二一七人

約四百年前には各姓雜居し、約二十戸に過ぎざりしも、後吾陽（吾州）より鄭瑜なる者移住し、逐年鄭氏は勢力を得るに伴ひ、他姓は漸次衰へ現今に至る。

昌原郡 嶺北面 梨木里 全州 李氏 七七戸 四三五人 同姓以外 一一戸 七九人

三百五十年前、漢陽（京城）より李喧なる者此地に來りて居住し、洞名を梨木里と稱す。後子孫漸次繁榮し、今日の如く勢力を得るに至れり。

固城郡 永香面 香東里 吾 東 里 遷城 徐氏 一一〇戸 六一六人 同姓以外 二二戸 一一六人

約三百年前、徐の一族慶尙北道大邱より移住し、本部落を開拓以來居住し居るものなり。本部落は古吾州郡香景谷面東村と稱せしが、明治四十三年郡、面廢合の際固城郡に屬し永香面香東里と改稱す。

統營郡 屯德面 芳下里 柳 村 吾州 柳氏 二三戸 一四〇人 同姓以外 四四戸 二四〇人

約二百餘年前、宗孫柳致十九代祖母王氏は温原郡北面花川里より長男柳樹壽、二男柳樹壽と共に巨濟島延阜園竹土里の祖父の家に歸來

中、路を失ひ本部落に居住することとなり現今に至る。

鏡音郡屯徳面鶴山里 仁岡 張氏 二三戸 一四六八 同姓以外 六七戸 四三五八

二百七十年前、李朝光海君時代、豊原生家族を率ひて、黃海道義寧郡より丙子兵亂を避けて山城郡松鶴洞に一時居住し、其の後本郡東部九川里に移轉し二十餘年間居住したりしが、更に本部落に移住、爾來居住せしものにして約二百四十年間未だ居す。

鏡音郡屯徳面山芳里 大門 村 雲山 辛氏 二四戸 一四四八 同姓以外 六一戸 三六〇人
三百餘年前、即文祿壬辰兵亂當時、辛應器亂を避くる爲、雲山より家族を率ひて最初東部面明珍里に來り一時居住せしが、其の後明珍里を引上げ本部落に來り、爾來居住するものにして、其の後同族本郡の各面に散在したるも、二十四戸餘の集州をなし居住するは本部落とす。現存は辛應器の十四代孫なり。

居昌郡居昌面上洞 元川内里 居昌 章氏 八〇戸 三七三三 同姓以外 一五戸 五〇人
今より五百年前、高麗恭愍王末、李鳳登國せんとする際、章の始祖章斗氏は高麗の滅亡を怨み官を辭して居昌に移住せるに始まる。

黃 海 道

延白郡湖東面南楚里 南神堂洞 仁岡 會氏 四〇戸 二三五八 同姓以外 二二戸 一一五八

約四百年前、宜寧南氏來住したるが、約三百年前より會氏先祖來住し今日の部落を構成せり。

延白郡湖市面兼井里 兼井 洞 蔚珍 張氏 五二戸 三一五八 同姓以外 八戸 四五八

高句麗時代に張氏先祖張潤深開基し白井村と稱し、其の後白井村を兼井洞と改稱し、爾來子孫繁盛部落を構成す。

延白郡兼弓面冠洞里 冠 洞 平山 申氏 三二戸 一五二八 同姓以外 一五戸 七八八

約二百八十年前には張氏及曹氏住居し小部落を爲せしが、其の後張氏及曹氏は衰退し、今より約二百年前、申氏先祖來住し今日の部落を構成せり。

延白郡兼弓面棟城里 大 村 竹山 朴氏 七二戸 四三二八 同姓以外 二〇戸 一一二一人

約三百年前、蔡氏三〇戸住居したるが、其の後蔡氏は衰退し、二百年前、朴氏先祖來住し、其の子孫繁盛し部落を構成せり。

延白郡金山面仙峯里 東山 村 曠興 閔氏 三一戸 二一〇八 同姓以外 五戸 三〇八

約四百年前、南海白氏の遺墟にして、其の後閔氏先祖來住し、子孫繁盛により部落を構成せり。

延白郡掛弓面鳩岩里 大 村 漢陽 趙氏 八一戸 五一二人 同姓以外 一二戸 六八人
 約四百五十年前には盧氏多致住居したるが、其の後盧氏衰退し、今より二百年前趙氏の先祖來住し、以來其の子孫繁盛し郡落を構成せり。

平山郡龍山面坪村里 坪 村 洞 高敞 吳氏 四五戸 二七〇人 同姓以外 一五戸 七五人
 二百八十年前、成氏、吳氏此地に新に居住したる處、成氏は衰へ、吳氏の子孫相當繁榮して今日に至る。

新溪郡美水面栢埜里 栢 埜 洞 仁川 李氏 四〇戸 三九八人 同姓以外 三五戸 一九二人
 約二百年前、栗面九灣里より移居し、漸次一部落を爲したるものなり。尤も其の祖先は仁川より栗面九灣里に移住したるものなり。

慶津郡馬山面丹川里 丹 川 洞 寶城 吳氏 七〇戸 三二五人 同姓以外 一一戸 四八人

高麗以前より丹川洞と稱す。其の主因は郡落より約三町位手前に桃源洞と云ふ郡落ありて、桃源洞の桃花が川の上流に各込み、水を丹く染めるとの故を以て丹川洞と稱し、吳氏は今より約五百年前より居住す。

慶津郡龍淵面龍淵里 龍 淵 洞 驪州 李氏 三〇戸 一三〇人 坡平 尹氏 一四戸 七二人 同姓以外 四八戸 一九九人

往昔陳、昔兩氏一洞を構成しありたる處、距今約三百年前、李氏十代祖本地に播遷し一隅を點有し、陳、昔兩氏と共に住居したり。然るに時運の盛衰に依り、陳、昔二氏は衰退し専ら李村となりたり。

慶津郡交井面松林里 交 井 洞 全義 李氏 三五戸 二〇一人 同姓以外 四五戸 二一五人
 郡落構成は餘程古く、何時の時代なるか参考とすべきものなけれども、李氏は距今二百年前より居住せり。其の以前は金氏が盛居したりと傳へ聞く。

殷栗郡二道面池内里 池 内 洞 丹城 周氏 三〇戸 一八七人 同姓以外 二〇戸 一一五人
 元趙姓が建設したる郡落にして、四百年前、周姓移來し、漸次繁榮して現在までに十八代を経たり。

安岳郡安岳面板六里 板 六 洞 務安 朴氏 二一戸 一二二人 同姓以外 一四戸 八二人
 約八百年前、朴姓と稱する者來住し朴村と名付け今に至る。

龍宮郡下野面飯村里 飯村洞 今州李氏 二三戸 一〇八人 同姓以外 一八戸 九一人
李朝龍宮大君の後裔、此の地に轉居し來りたるに始まる。

龍宮郡西湖面財泉里 安村洞 順興安氏 一五戸 八四人 同姓以外 九戸 四七人
順興安氏にして先祖裕文成公十代孫慶保、開國百五十年移居安村洞を構成し今日に至る。

山部沙里院邑鐵山里 生山洞 牙山李氏 二五戸 一三〇人 同姓以外 一〇戸 四五人
五百十五年前、李朝時代太尉訓導李杵忠南牙山に産れ、端宗朝に入職せし處、端宗被殺の際退官済寧し、男負女戴にて渡羅中現生山に
寄留し、其の子孫繁榮して立派なる一部落を構成せり。また沙原里、沙里には其の支流分居するに至れり。

瑞興郡東部面隱峴里 隱峴洞 玄風郭氏 二二戸 一一〇人 同姓以外 一二戸 五二人
二十八代の先祖、單身慶尙北道連城郡より本面隱峴里に移居したる後、三代の時本隱峴里（内洞）東側にある國十峰と云ふ山に墓地を
遷定して其の先祖を埋葬したる後、人口漸次増加して一部落を構成す。今より凡そ八百年前なり。

瑞興郡梅陽面梅亭里 土沃洞 延安車氏 二〇戸 一〇三人 同姓以外 二〇戸 一〇五人
最初祖先祖根據地として住居したる處、今より百五十年前に車氏此處に移住し來りたる後、權氏は殆んど他方へ移住せり。従つて車氏
の部落となる。

瑞興郡栗里面上栗里 柳村 文化柳氏 三八戸 二四〇人 同姓以外 九戸 四〇人
三百六十餘年前、柳夢説が樹林藪より家一棟を發見し、以來今日までに多くの家を造成し、洞名を柳村と稱し來れり。

平安南道

順川郡西面丁山里 朴村 密陽朴氏 三〇戸 一五〇人 同姓以外 六五戸 三五〇人
約二百年前、車、朴兩姓の地を構成したる處、數年後車氏は平原郡へ移出したるにより自然朴村となる。

順川郡新倉面馬洞里 馬洞 順天金氏 四三戸 二五〇人 同姓以外 三戸 五人
二百五十年前、新二里より三戸分家し、その子孫段々繁盛して今日は四十三戸となる。

順川郡仙居面藍浦里 鳳下里 順天金氏 五三戸 二九〇人 同姓以外 一八戸 九九人
金氏の先祖たる金元亨、南鮮より約四百五十年前に本地に移住し、漸次子孫を殖して一部落になり、今より約二百年前、命諱の代に至

り、動機を起して其の當時より部落は豊裕となりて今に至る。

順川郡雲田面柳上里上部落 柳 洞 德水 李氏 四七戸 一九三人 同姓以外 一〇戸 三一人

約三百六十年前、即李朝百八十年、魂仙沼面洞洞里出生の李統氏は兄振氏と共に丙子朝亂に遇し、危險目捷に迫りたるを以て、圖僻樹木森蒼たる山奥たる同地に避亂し、荒蕪地を開拓し家産を治めたり。其の後子孫繁榮し現在の部落を構成せり。

順川郡厚灘面立石里 一 里 坡平 尹氏 九七戸 四七七人 同姓以外 二三戸 九二人

三百餘年前、尹士潔と云ふ人が該部落に來住以來、其の子孫繁榮し同郡洛狹隘を來し、本而各里に散在せしにより尹氏一族多數あり。孟山郡鶴泉面加里 白門村 水原 白氏 三〇戸 二一〇人 同姓以外 二〇戸 一二〇人

高麗國時代より兩班儒生として、此の部落には白姓以外は住居する事を得ず、今日まで白門村と謂はれ來れり。

孟山郡瀟田面廣里 東林村 忠州 朴氏 三〇戸 二〇一人 同姓以外 一戸 四人

忠州の朴氏にして今より三百年前、同地より本郡知德面上和里に移居し、其の後五代を経て本面廣里に移住し、爾來其の子孫増加し理今の如き大部落を構成するに至れり。

陽德郡陽德面鳳溪里 沙川洞 青海 李氏 三三戸 二〇四人 同姓以外 五戸 二〇人

約三百五十年前、李朝開國元勳功臣青海伯養烈公李芝蘭氏の九世孫、李東勳より世々當洞に居住せり。

陽德郡東陽面城北里 樓村 密陽 孫氏 一五戸 一〇一人 同姓以外 二戸 六人

六百年前高麗末期に、政承孫守輝の子、得台氏は郷吏に降屬し、世々當村に居住し來れり。

成川郡三興面杏壇里 明義洞 驪州 朴氏 二〇戸 一〇〇人 同姓以外 五戸 二五人

朴氏の祖先、壬辰役當時兵火を避けて、京畿道驪州郡より一旦黃海道遂安郡に移住し、更に同地に移住して漸次部落を構成す。

成川郡三德面三德里 草里 魯城 朴氏 七〇戸 四五〇人 同姓以外 一五戸 五〇人

約二百五十年前、朴氏の祖先南鮮地方より避亂し來りて漸次部落を構成す。

江東郡三登面玉井里 珣水 水原 白氏 二七戸 一五〇人 同姓以外 四戸 二一人

同部落は開珣山と稱し宦官朴某の創立せる部落にして、白姓は外珣山に集團し居りしが、今より百年前、大洪水の爲部落流失の慘狀に遭ひ、一族全部避難し現部落に移住せり。

中和郡槐洞面德岩里 驪州 李氏 六三戸 三二人 同姓以外 四三戸 二二四人

約五百年前、現水山面銀口里の李氏の一派が移住し來りて、池を掘り溝を作りて一部落を開拓せり。

中和郡 楓洞面 智洞里 清州 韓氏 八戸 五八五人 同姓以外 一九戸 九三人

元來甘氏の開拓地なりしが、五百年前、韓氏移住し、以來甘氏は發へて現今は僅に數戸に過ぎず。

中和郡 看東面 内洞里 河川 朴氏 四戸 二〇五人 同姓以外 四戸 二八人

四百年前に金氏の開拓せし部落なりしが、約百年以來朴氏の移住部落とれなり。

龍岡郡 池雲面 兩院里 内院 慶州 金氏 四五戸 二二五人 同姓以外 二戸 一〇人

四百餘年前より金氏村にして、内院と稱せしは、其の當時支那の使臣來往に際し、同使臣の諱を以て院と稱したるに起因し、爾來遺傳の意を表すべく村名に院の字を引用したるなりと傳へらる。

安州郡 燕湖内 三里 内三李村 光州 李氏 四五戸 二七〇人 同姓以外 二五戸 一五〇人

約六百年前、南鮮地方より一族現立石面南造里に居住後、十數年を経て一族分家して現内三里に移居し、今日の李村を構成せり。

遂川郡 山川面 邑東里 丁村 羅州 丁氏 三七戸 二五九人 同姓以外 九戸 五三人

本郡は、今より約五百年前、全羅南道羅州郡より丁彦重なる者の來住に始り、爾來其の子孫代々引越ミ居住し、漸次繁盛し殆ど丁姓のみを以て一部落を爲すに至り、丁村と稱し來れり。

平 安 北 道

寧邊郡 西面 西外城洞 西外城車村 延安 車氏 五一戸 二四二人 同姓以外 六四戸 三二一人

三百年前、車義輪なる者寧邊郡八院面松峴洞より當地に移轉し、其の後子孫繁衍し今日に及ぶ。

寧邊郡 獨山面 龍興洞 車村 延安 車氏 一七八戸 七五〇人 同姓以外 五一戸 二〇四人

約四百年前、約三四十戸の各姓族が集合居住し居りしも、其の後平安州方面より車氏移住し、遂に車氏の部落となれり。

宜川郡 台山面 仁岩洞 中洞 安東 金氏 四〇戸 二二三人 同姓以外 一六戸 八九人

約四百年前、慶北安東郡より金氏此處に移居し、其の子孫繁榮に伴ひ、異姓は自然他に轉出せり。

宜川郡 南面 三首洞 群賢 遂安 桂氏 七一戸 三五〇人 同姓以外 九戸 四〇人

明朝の時、支那三東省より桂碩遜なる者、黃海道遂安郡に來り住宅を構へて以來、同族漸次此處に集中し、爾來其の子孫同姓に勢力

を遷り、今日に於ては殆ど桂氏のみとなる。

龍川郡外下而下虎洞 下 虎 慶州 李氏 七二戸 四二〇人 同姓以外 二一戸 一二六
約五百年前、李命聘なる者慶尙北道慶州郡より外上面(本郡)鉢山に移住し、以來其の子孫繁昌して本郡を形成し、尙ほ本郡内に同族多く發展せり。

碧道郡碧道面一洞 大德里 慶州 金氏 二七戸 一七〇人 同姓以外 八戸 四〇人
約百有餘年前、新羅敬順王の後裔、金市南一族を率いて遷々と漂浪し、此の地帯に定居して農業を営みしが、以來百年間に一族段々榮へ、李朝末葉に於ては地方豪族となりて相當なる勢力を維持し居れり。

楚山郡江面龍岬洞 江 谷 平昌 李氏 一五〇戸 八〇九人 同姓以外 三九〇戸 一、八五七人
開國二百八十年、李麗燾なる者楚山面尾仁洞より移住、爾來漸次子孫繁榮せしものなり。

江界郡城干面外仲洞 仲城干站 金海 金氏 六〇戸 四三〇人 同姓以外 三戸 一三人
昔は城干坊と稱したるが、約三百五十年前、金氏の祖先此地に住居を構へ、其の後城干と改稱し今日に及べり。

江界郡城干面別河洞 別 河 江陵 劉氏 五〇戸 二七〇人 同姓以外 三〇戸 一五六人
往昔河姓の居住地なりしを以て別河の稱あり、其の後劉氏の祖先當地に住居を構へ、遂に今日の地帯を形成するに至れり。

龜城郡方如洞 龜洞 陽川 許氏 九九戸 六一九人 同姓以外 二九戸 一四五人
三百五十年前、許氏の先祖均なう者、京畿道陽川郡より龜城に入り來りて同郡落に住居を構へ、爾來子孫繁昌し、現在郡内一位の大姓門閥となる。

博川郡山面龍津洞 龍 津 順天 金氏 一三二戸 七〇七人 同姓以外 一八戸 九三人
往昔本郷落は草生地なりしが、今より約三百年前、成化甲辰の年、金南順天郡より金徳彦なる者、貧困なる故人歸籍なる平安道に移住を志し、夫婦相携へ下部落に移り、爾來農を勵み財を蓄へ子孫繁榮し今日に至る。

鐵山郡站面新谷洞 新 谷 江陵 金氏 一〇〇戸 六五三人 同姓以外 三四戸 一七〇人
約六百年前、江陵金氏の先祖金直跡氏、江原道江陵郡より現在の新谷洞に移住し、其の後代々の子孫他に散在せず、前記郡落に繁昌し金氏の同姓郡落を形成す。

江 原 道

麟蹄郡南面冠堡 里 青松 沈氏 四九戸 二九四人 同姓以外 三七戸 二一人

高麗僞主(辛偶)十四年(元中五年、距今五百三十九年前)交州江陵道禧足縣南面冠堡と稱せしが、李祖本祖四年(慶元二年、今より五百三十二年前)、江原道麟蹄郡南面冠堡と改む。李本王開國五百四年(明治二十七年)麟蹄郡南面冠堡と改稱し今日に至れり。

蔚珍郡箕城面沙網里 平海 黃氏 二〇戸 一〇〇人 同姓以外 二〇戸 九人

數百年前、大資赤家たる權組と稱する者居住せしが、全義李氏に其の役を譲り、李氏は野城鄭氏に譲り、鄭氏は平海黃氏に譲りたりとの傳説あり。

蔚珍郡箕城面正明里 平海 黃氏 一〇戸 四〇人 蔚珍張氏 一二戸 五〇人

金海 金氏 五戸 二〇人 同姓以外 二五戸 一〇一人

最初莊氏最も盛なりしが、其の後清州韓氏、平海黃氏、蔚珍張氏、其の他各氏族が居住するに至れり。

蔚珍郡東面石谷里 億谷 里 江陵 崔氏 四〇戸 三〇〇人 同姓以外 七戸 二八人

四百五十年前、崔達天、崔憲嶽なる者二人一家族を率ひて旌善面新月里より移居し、以來子孫二十代に及び、他に移居する者少なく耕地を多く開拓し、現在の部落を構成するに至れり。

旌善郡旌善面鳳陽里 内申 洞 長興 高氏 八〇戸 四〇〇人 同姓以外 二五戸 一〇〇人

四百年前、全羅南道長興郡より高麗僞なる者一家族を率ひ旌善邑内に移住し、以後子孫二十代に及び、其の間他管へ移去する者多くありしも、現在八十戸の部落をなし居れり。

寧越郡下東面玉洞里 玉 洞 三陟 金氏 三二戸 二二四人 同姓以外 四五戸 二八人

三百餘年前、房氏十有餘戸を以て本部落を構成したるに、以來漸次衰退し、三陟より金氏移居し十代を經て今日に至れり。

寧越郡水周面武陵里 中芳 洞 原州 李氏 三〇戸 一五七人 同姓以外 四九戸 二四五人

古より李氏本部落に住居せるが、最近四十年間に他地方への移住者多くなり、現在は僅に三十戸に減少す。併しその反面に他姓の居住者は増加し四十九戸になりたり。

寧越郡下東面正陽里 寧越 嚴氏 二八戸 一四〇人 同姓以外 一七戸 八五人

五百年前、魚、龍、房三姓本郷落を構成し來りたる處、漸次衰退し他へ轉出し、其の後嚴氏本郷落を構成して今日まで十三代に及べり。

界越郡下東面津別里 津 邱 橫城 高氏 三二戸 一九一人 同姓以外 一四戸 四七人

三百八十年前、魚、龍、房三姓本郷落を構成し居りたる處、漸次他地方に移居し、高氏橫城より移來して構成したるものにして、今日まで十三代を經過せり。

橫城郡書院面四里 鴨 谷 江陵 崔氏 四〇戸 二五一人 同姓以外 一〇戸 四五人

約百二十年前、本道監司崔文浚の曾孫此地に移入し、其の子孫續きて今に至る。

華川郡上西面九雲里 奉化 鄭氏 七二戸 三六〇人 同姓以外 二五三戸 一、〇五三人

百二十餘年前、李氏の家族二、三箇所に點在して九雲里なる郷落を構成し、次に鄭氏入りて同姓郷落を構成し今日に至る。

鐵原郡北面回山里 栗 木 洞 熙川 任氏 二四戸 一三一人 同姓以外 三七戸 二〇一人

弓筋當時より相當なる郷落を構成し極めて繁昌したるが、爾後一時衰退しつゝありたる處、李朝の初、任氏來居し今日に及ぶ。

鐵原郡故長面中細里 寺 後 潘南 朴氏 三〇戸 一六八人 同姓以外 六三戸 三七四人

本郷落より西方約十町竹籬れたる處に寺あるを以て、郷落名を寺後と稱し、今より約三百餘年前後に朴氏の祖先來住し、漸次戸數の増加を見るに至り現状を呈せり。

伊川郡西面友味里 四 見 洞 全州 李氏 六五戸 三二九人 同姓以外(何れも李家の婢僕) 一〇戸

五一人

三百餘年前、李朝明賢栗谷先生李珣氏探勝の爲四回來見せられしより四見洞と稱呼し來りしが、當時鄭氏の一族相傳はりし處、中古に於て衰退し、今より約二百年前、全州李氏の先祖贈節校尉公李仁根、京畿道より來りて此處に基を開き、其の子孫祖業を相傳へ今に及ぶ。

伊川郡方丈面佳麗洲里 平山 申氏 一〇二戸 五九四人 同姓以外 二〇一戸 一、〇五二人

約四百五十年前、胤先中綱なる者曾叔役を歴し、原籍地たる京畿道楊平郡へ還郷途中佳洲に基を開き、其の子孫漸次殖へて一郷落を構成し今に至る。

森川郡内面村心甲 村 心 子 高興 柳氏 七二戸 三六二人 同姓以外 一一二戸 六三三人

約三百三十九年前、柳浦なる者忠西州密の城にありて國家に感身的に奉仕し來りし處、李道の亂に身を避けて柯亭甲に來り本部落を構成す。

咸鏡南道

高麗郡山谷而德山里、寺洞、興陽吳氏、二三戸、一三〇人、同姓以外、一四戸、七四人

吳氏の祖先、今より三百年前、丙子亂を避けて現住地に徙居し、以來其の子孫永住し今日に至れり。

高原郡雲谷面天乙里二區、新墟洞、慶州金氏、三六戸、二一九人、同姓以外、七戸、二七人

三百五十年前、同族の先祖たる祖母朴氏の墓同而龍坪里にある爲、この墓下に二、三戸居住したるが、漸次其の子孫繁榮し、遂に本部落を構成せり。

德源郡縣面現洞里、全州李氏、六六戸、三九五五人、同姓以外、一〇戸、四五人

文獻備はらざるを以て確證を得難きも、今より五百年前、李氏の祖先本部落を開拓し今日に至りたるものにして、同部落は元來現山と稱せられ、隣接甲たる見山里をも包含したるも、明治四十五年に至り李氏部落分離し、更に大正五年土地調査の際其里名を現洞里と變更せり。

安邊郡彌益面内坪里、清州金氏、六〇戸、三〇〇人、同姓以外、四〇戸、一六〇人

約六百年前、寧越嚴氏より部落を構成したるも、數百年後に至り右嚴氏は流離し、江陵金氏繼續居住したるが、これも約百年前に至り自然に離散し、其の後清州金氏漸次繁昌し今日に至れり。

利原郡東面大坪里、防川村、全州金氏、四二戸、二四〇人、同姓以外、五戸、二九人

四百五十年前、密陽朴氏初めて開拓し、三十年を経過後全州金氏轉入したるが、僅十戸を以て部落となし東坪と名付けた。以來子孫繁榮に依り戸數増加すると共に、部落名を大坪と改稱し今日に及ぶ。

利原郡東面大禾里、大禾中村、忠州金氏、四〇戸、三四九人、同姓以外（金海金氏）五戸、三〇人

四百五十年前、忠州金俊景の母兵亂を避けるべく、其の子俊景を負ひ現大禾中村に轉入したるが、當時地を小洞と稱し、爾來子孫繁榮により漸次一部落をなし、二百年前より部落名を大禾と改稱し今日に至れり。

利原郡南面務巷里

晉州 姜氏

九二戸 五七四人

同姓以外

五九戸

三〇〇人

(坡州 康氏

四〇戸 二二〇人

其他各姓

一九戸

八〇人)

四百年前、中宗辛卯、姜福比が利原郡西面仰時洞より轉入し、本里を開拓するや里名を采矣と稱し、其の後中古に至り務巷と改め今に至る。姜氏居住後久しからずして坡州康氏移來し、爾來姜、康兩氏の子孫集團して一大村落を構成し、凡十九代四百餘年を經たり

三水郡色智面塔洞里

全州 李氏

八六戸 一二〇人

同族以外(朴、金、宋)三戸

人

天順八年、今より四百八十年前、李氏同里を開拓したる者にして、部落名を塔洞と稱するは開拓の際塔がありしとして塔洞と云ふ。

水郡別東面相放里

濟州 韓氏

二四戸 一八八人

同姓以外なし

約五百年前より金氏ト居し來りしも、他への轉出により漸次衰退し、日下、一人の居住者もなし、其の後百餘年前、現在の韓氏成康方面より移來し現在の部落を構成す。

三水郡別東面善浦里

慶州 金氏

四〇戸 二八八人

同姓以外なし

五百年前は肅愼の領土にして支那人の居留地となりたるも、其の後本國に版し、現在の金氏は約五百年前成興方面より移來し、今日の部落を構成せり。

三水郡三西面銅洞里

銅洞 白村

水原 白氏

二〇戸 一三四人

同姓以外

一八戸 一三〇人

約五百年前に玄氏當地を開墾し居住したるが、其の後今より約二百年前、玄氏轉出後、白氏今世孫の八代祖甲山より移住し、以來今日まで白氏の子孫繁盛し部落を構成せり。

三水郡三西面長在基里

長在基 李村

全州 李氏

二七戸 一五〇人

同姓以外

一二戸 八〇人

約四百年前に、全氏當地を開墾して住居したるが、今より約二百三十年前、李氏今世孫九代祖轉入し、リ來今いまで永住し部落を構成せり。

咸鏡北道

鐵城郡朱北面會文洞

野珍 張氏

五五戸 四一七人

同姓以外

五九戸

三四三人

三百年前、張氏の家四、五戸を以て部落を構成せしが、其の後漸次全氏、朴氏等同姓外の者も來住し、今より二百七十年前會文洞と名

付け、やがて張氏を權を握り産業、文明の開發に盡力せしこと妙なからざるなり。

鏡城郡 漁郎 西鳳岡洞 傑致基村 韓山 李氏 二五戸 一三五人 同姓以外 一一戸 六五人

約三百年前、金某の開拓したる地にして、其の間の消息詳かならざるも、其の後今より約二百年前、李坊の來住に依りて漸次部落を構成せり。

城津郡 鶴中 面松下洞 泰仁許村 陽川 許氏 五二戸 二八六人 同姓以外(李、崔氏)一九戸 一〇四人

本部落の開拓は李姓にして、距今三百年前、許姓數戸來住漸次繁昌し今日の如く一村落を構成せり。

富寧郡 富寧 西白沙洞 蒼坪洞 忠州 池氏 一七戸 一五四人 同姓以外 四戸 一八名

百五十有餘年前、本部落には池、姜、太の三姓集合居住したるが、其の後姜、太二姓は各地へ移居したるに因り、池一姓單獨に同部落を占領して今日に至れり。池氏當初入洞以來現在まで十一代に及べり。

茂山郡 永北面 肉露洞 淨曲 慶州 崔氏 二六戸 一六二人 同姓以外 六戸 三六人

二百餘年前、文昌侯崔致遠の二十二代孫崔齊なる者同地に移居し、開拓したるものなり。

茂山郡 漁下面 盧彦洞 九洞(九所) 晋州 姜氏 一五戸 一一四人 同姓以外 四戸 三〇人

二百四十年前、姜彦燾なる者本郡東面より移住し開拓したるものにして、爾來同地は同人の子孫により一部落を構成せり。

茂山郡 延社 面廣監洞 全州 李氏 二〇戸 一〇〇人 同姓以外 五戸 二五人

本部落は延社而開拓の起源地にして、今より九十年前、李光根と云ふ人鏡城より親族五人と共に同地に移住し開拓したるものなり。

程城郡 永忠 面永達洞 水口洞 參山 崔氏 九戸 七八人 同姓以外 一九戸 一二三人

本部落は往昔有名なる財産家曹某一人の舊居地なりしが、今より七十餘年前、崔錫禮、崔錫和の兄弟及び崔成澤、崔成彦の四人が現永瓦面より此處に移住し、近年郡内より同族の集中を見、今より約五十年前、現在の部落を構成す。

禮城郡 美浦 面長徳洞 長項洞 珍山 崔氏 二四戸 一九一人 同姓以外 三七戸 二二七人

三百年前、崔秀平なる者當時の政府より流刑に送せられ、全羅道珍山郡より當地に來り居を定め、以來其の子孫繁昌し現在の部落を構成するに至れり。

明川郡 上勢 南面内浦洞 内浦 全州 金氏 一〇一戸 七二七人 同姓以外 四五戸 二八五人

約二百半前、祖先金元鑑なる者母と共に河東面漁佃洞より此地に移住し、其の子孫漸次繁榮して同姓集團部落をなすに至れり。

第二節 名族興廢と同族部落

國家の興亡と名族の興廢

國家の興亡に依り氏族にも興廢があり、新羅時代の名族も高麗時代にはその地位を失ひ、高麗時代の名族も李朝時代になつては庶民階級に墮ち、階級制度の打破せられたる今日と雖も、兩班、儒林として尙ほ社會的に優越なる地位を占めて居るものは、李朝時代の王家の一族、及び文武官、學者として、勢力を占めたるもの、一門にして、現に同族部落として發展したるものは、殆んど大部分が兩班、儒林、及び中人の集團に係り、その言民以下の階級に属したものは、地方吏族の一部以外には殆んど見當らない。これを以て見ても、李朝時代に於ては特權階級の勢力が甚だ強大で、庶民以下の階級に属するもの、經濟生活は窮迫を極め、奴婢制度の近世まで存在したことが窺はれるのである。即ち李朝時代に於ては官吏、軍人、又は學者として、高き地位を得たもの、子孫のみが繁榮したのであるから、名族の後は同族部落としても亦大に發展した。然らば如何なる氏族が名門雄族なりやといふことは簡單に決し難く、從來も多くの學者が種々の説を爲して居るが、多くは我田引水又は葱派觀念に出發し、公平なる觀察は少いけれども、「慵齋叢話」には「古人皆重巨族、如晋王謝唐之崔盧是已、我國鉅族、皆州郡土姓而出、昔盛而今衰、昔微而今盛者、並錄之、坡平尹氏、漢陽趙氏、利川徐氏、

羅興閔氏、水原崔氏、陽川許氏、德水李氏、幸州奇氏、交河盧氏、仁川李氏、蔡氏、南陽洪氏、龍駒李氏、竹山朴氏、安氏、陽城李氏、廣州李氏、江華李氏、清州韓氏、慶氏、瑞山柳氏、韓氏、李氏、全義李氏、丹陽禹氏、鎮川宋氏、新昌孟氏、沃川陸氏、慶州金氏、李氏、金海金氏、李氏、安東金氏、權氏、晉州姜氏、河氏、星州李氏、尙州金氏、密陽朴氏、孫氏、齊松沈氏、居昌慎氏、昌寧成氏、曹氏、靈山辛氏、高靈申氏、東萊鄭氏、河東鄭氏、延口鄭氏、河陽許氏、漆原尹氏、順興安氏、宜寧南氏、善山金氏、完山李氏、光山金氏、羅州朴氏、羅氏、長水黃氏、順天朴氏、綾城具氏、靈光丁氏、礪山宋氏、濟州高氏、海州崔氏、平山申氏、延安李氏、白川趙氏、文化柳氏、信川康氏、原州元氏、江陵崔氏、咸氏、平壤趙氏、咸從魚氏、豐川任氏』と述べて居る。私は李朝時代の相臣録、功臣録、文衡録、及び王后王妃録より、これを出したる氏族を調べ、以て所謂名族又は閥族なるものを判定するの爲に妥當であると信し、諸文獻を參考としてその一覽表を作成した。

相 臣 氏 族 別

「文獻撮要」には相臣及び功臣等を出した氏族のことを叙述して居るが、今日から見るとその數は大に變化して居る。そこで私が李朝相臣録の氏族別をしたところに據ると、國政を總攬し又はその樞機に參畫した相臣、即ち領議政、左議政、右議政を出したものは、全州李氏は二十一人、安東金氏は二十人、清州韓氏、羅興閔氏は十二人、坡平尹氏は十一人、南陽洪氏、達城徐氏は九人、安東權氏、文化柳氏、延安李氏、清風金氏、慶州李氏、楊州趙氏は八人に及んで居る。これ等はその多い方に屬するが、その外にも數人乃至一人の相臣を出し

たるものあり、これ等の氏族数は合計百三を算し、相臣数は三百六十六人に達して居る。

李朝相臣錄

全州李氏二十一人 思哲。世祖朝。至左。龜城君浚。世祖朝。至領。陽元。宣祖朝。至領。元翼。宣祖朝。至領。憲國。宣祖朝。至左。弘胄。仁祖朝。至領。聖求。

仁祖朝。敬輿。仁祖朝。至領。景爽。仁祖朝。至領。厚源。孝宗朝。至右。潘。肅宗朝。至領。頤命。肅宗朝。至左。健命。宣祖朝。至左。親命。英宗朝。至左。昌諠。英宗朝。至左。

徽之。正統朝。至右。相瑋。純宗朝。至領。書九。純宗朝。至右。止淵。肅宗朝。至右。憲球。哲宗朝。至右。取應。高宗朝。至領。

安東金氏二十一人 士衡。太祖朝。至左。軫。世宗朝。至左。碩。世祖朝。至左。諱童。燕山朝。至領。尙容。仁祖朝。至右。自黔。仁祖朝。至領。尙憲。仁祖朝。至左。壽恒。

顯宗朝。諱眞。顯宗朝。至領。昌集。肅宗朝。至領。履素。正祖朝。至左。達淳。純宗朝。至右。履喬。純宗朝。至右。弘根。憲宗朝。至左。興根。哲宗朝。至領。左根。

高宗朝。炳學。高宗朝。至領。炳國。高宗朝。至領。炳德。高宗朝。至左。炳始。高宗朝。至領。

東萊鄭氏十七人 昌孫。世祖朝。至領。信。燕山朝。至左。光弼。中宗朝。至領。大年。宣祖朝。辛酉年七十六以二相拜右。芝衍。宣祖朝。至右。惟吉。宣祖朝。至左。

彦信。宣祖朝。至領。昌衍。光海朝。至左。太和。仁祖朝。至領。致和。顯宗朝。至領。知和。顯宗朝。至左。載嵩。肅宗朝。至右。錫五。英宗朝。至左。存謙。正祖朝。至領。

弘喜。正統朝。至右。元容。肅宗朝。至領。範朝。高宗朝。至左。

許松沈氏十三人 德符。太祖朝。至左。溫。太宗朝。至領。澹。世宗朝。至領。連源。明宗朝。至領。道源。明宗朝。至左。溫。宣祖朝。至領。悅。仁祖朝。至領。器遠。

仁祖朝。之源。孝宗朝。至領。存賢。英宗朝。至領。煥之。正統朝。至領。象奎。純宗朝。至領。牙澤。宣祖朝。至領。

清州韓氏十二人 尙敬。太宗朝。至領。確。肅宗朝。至左。明澹。世祖朝。至領。伯倫。成宗朝。至右。致亨。燕山朝。至領。效元。中宗朝。至領。應寅。宣祖朝。至右。

孝純。光海朝。至左。興一。孝宗朝。至右。寬馨。英宗朝。至領。用龜。正統朝。至領。啓源。高宗朝。至右。

羅興閔氏十二人 霽。定宗朝 至左。笑。宣祖朝 至右。夢龍。光海朝 至左。熙。肅宗朝 至左。鼎重。肅宗朝 至左。賢。肅宗朝 至左。鎮長。肅宗朝 至左。鎮遠。

英宗朝 應洙。英宗朝 至右。百祥。英宗朝 至右。奎鎬。高宗朝 至右。泳奎。高宗朝 至左。

坡平尹氏十一人 士盼。睿宗朝 至右。士昕。成宗朝 至左。弼商。成宗朝 至左。壤。成宗朝 至右。仁鏡。中宗朝 至左。既。明宗朝 至左。元衡。明宗朝 至左。趾完。

肅宗朝 趾善。肅宗朝 至左。拯。肅宗朝 至右。東度。英宗朝 至左。

南陽洪氏九人 達孫。世祖朝 至左。應。成宗朝 至左。彥弼。中宗朝 至左。暹。宣祖朝 至左。瑞鳳。仁祖朝 至左。命夏。肅宗朝 至左。重普。肅宗朝 至右。致中。

英宗朝 淳穆。高宗朝 至左。

達城徐氏九人 景雨。仁祖朝 至右。文重。肅宗朝 至左。宗泰。肅宗朝 至左。命均。英宗朝 至左。命善。正祖朝 至左。志修。英宗朝 至左。龍輔。純宗朝 至左。

遺修。純宗朝 至左。堂輔。高宗朝 至左。

安東權氏八人 仲和。太宗朝 至左。杔。世宗朝 至左。驥。世祖朝 至左。鈞。中宗朝 至右。轍。明宗朝 至左。大運。肅宗朝 至左。尙夏。肅宗朝 至左。致仁。肅宗朝 至左。

文化柳氏八人 亮。太宗朝 至右。廷顯。太宗朝 至左。寬。世宗朝 至左。洵。燕山朝 至左。漣。明宗朝 至左。塊。宣祖朝 至左。尙運。肅宗朝 至左。鳳輝。英宗朝 至左。

延安李氏八人 延龜。仁祖朝 至左。時白。孝宗朝 至左。天輔。英宗朝 至左。瑯。英宗朝 至左。福源。正宗朝 至左。性源。正宗朝 至左。時秀。正宗朝 至左。

存秀。純宗朝 至左。

清風金氏八人 埈。孝宗朝 至左。錫胄。肅宗朝 至右。構。肅宗朝 至右。在魯。英宗朝 至左。若魯。英宗朝 至左。尙魯。英宗朝 至左。致仁。肅宗朝 至左。鍾秀。

正宗朝 至左。

慶州李氏八人 恒福。宣祖朝 至左。慶億。肅宗朝 至左。浣。肅宗朝 至右。光佐。肅宗朝 至左。台佐。英宗朝 至左。宗城。英宗朝 至左。敬一。純宗朝 至左。

裕元。高宗朝
至領。

楊州趙氏八人 挺。光海朝 師錫。肅宗朝 泰采。肅宗朝 泰者。肅宗朝 泰億。英宗朝 道彬。英宗朝 斗淳。哲宗朝

秉世。高宗朝
至右。

德水李氏七人 存。中宗朝 芝。明宗朝 潘夏。肅宗朝 會。英宗朝 堉。英宗朝 澈。英宗朝 秉煥。正宗朝

營壤趙氏七人 翼。孝宗朝 相恩。肅宗朝 文命。英宗朝 顯命。英宗朝 載浩。英宗朝 璣。正宗朝 璣。正宗朝 璣。正宗朝 璣。正宗朝

平山申氏七人 疑。世宗朝 欽。仁祖朝 景禎。仁祖朝 琬。肅宗朝 晚。英宗朝 晦。英宗朝 應朝。高宗朝

羅州朴氏七人 嘗。太宗朝 崇賢。燕山朝 世采。肅宗朝 宗岳。世宗朝 宗薰。純宗朝 晦。肅宗朝 珪。高宗朝

宜寧南氏六人 在。太宗朝 智。世宗朝 袞。仁祖朝 以雄。仁宗朝 九萬。肅宗朝 公楸。純宗朝

延安金氏六人 詮。中宗朝 護思。中宗朝 安老。中宗朝 煜。正宗朝 載瓚。純宗朝 有淵。高宗朝

海平尹氏六人 殷輔。中宗朝 斗壽。宣祖朝 承勳。宣祖朝 叻。仁祖朝 著東。正宗朝 容善。高宗朝

慶州金氏六人 命元。宣祖朝 與慶。英宗朝 親柱。純宗朝 思穆。純宗朝 道喜。肅宗朝 弘集。高宗朝

昌寧成氏五人 石磷。定宗朝 奉祖。成宗朝 俊。燕山朝 希頤。中宗朝 世昌。仁宗朝

廣州李氏五人 仁孫。世宗朝 克培。成宗朝 克均。燕山朝 浚慶。明宗朝 德馨。宣祖朝

陽川許氏五人 琮。成宗朝 琛。燕山朝 頊。宣祖朝 積。顯宗朝 穆。肅宗朝

延日鄭氏五人 澈。宣祖朝 維城。顯宗朝 澈。英宗朝 羽良。英宗朝 聲良。英宗朝

晉州河氏二人	晉州河氏二人	漢陽趙氏二人	清州鄭氏二人	長水黃氏二人	交河盧氏二人	順天金氏二人	豐山洪氏五人	晉州姜氏五人	光州金氏五人	韓山李氏四人	全義李氏四人	高靈申氏三人	杞溪俞氏三人	官州崔氏三人	龍仁李氏三人	晉州河氏二人	漢陽趙氏二人	清州鄭氏二人	長水黃氏二人	交河盧氏二人	順天金氏二人
尙	尙	英茂	擢	喜	開	宗瑞	鳳漢	筮	國光	性清	鐸	叔舟	泓	鳴吉	世白	尙	英茂	擢	喜	開	宗瑞
世宗朝	世宗朝	太宗朝	宣祖朝	世宗朝	世宗朝	文宗朝	英宗朝	太宗朝	睿宗朝	中宗朝	宣祖朝	世祖朝	宣祖朝	仁祖朝	肅宗朝	世宗朝	太宗朝	宣祖朝	世宗朝	世宗朝	文宗朝
演	涓	涓	琢	守身	思慎	澹	麟漢	孟卯	克成	山旌	行遠	用溉	拓基	錫鼎	宜顯	演	涓	琢	守身	思慎	澹
世宗朝	世宗朝	世宗朝	世宗朝	世宗朝	成宗朝	仁祖朝	英宗朝	世祖朝	中宗朝	宣祖朝	仁祖朝	中宗朝	英宗朝	肅宗朝	英祖朝	世宗朝	太宗朝	世宗朝	世宗朝	成宗朝	仁祖朝
在協	在協	在協	在協	在協	在協	在協	樂純	龜孫	相福	思觀	尙眞	翼相	彥鎭	錫恒	在協	在協	在協	在協	在協	在協	在協
正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	燕山朝	英宗朝	英宗朝	肅宗朝	肅宗朝	正宗朝	景宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝	正宗朝
根命	根命	根命	根命	根命	根命	根命	樂性	士尙	陽澤	景存	根命	根命	根命	根命	根命	根命	根命	根命	根命	根命	根命
高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	正宗朝	宣祖朝	英宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝
高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	爽周	浩	意	意	意	意	意	意	意	意	意	意	意	意	意
高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	純宗朝	高宗朝	正宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝	高宗朝

仁厚 二人 非祖朝 仁厚 一人 非祖朝

元亨 一人 世祖朝 弘濟 一人 光海朝

興源 一人 世祖朝 至領 一人 世祖朝

承善 一人 成宗朝 守勤 一人 燕山朝

順汀 一人 中宗朝 溥 一人 英宗朝

輅 一人 中宗朝 寅明 一人 英宗朝

珪 一人 中宗朝 守慶 一人 宣祖朝

晚錫 一人 純宗朝

德遠 一人 高宗朝

命恒 一人 英宗朝

仁孫 一人 英宗朝

厚祚 一人 高宗朝

近沫 一人 高宗朝

守慎 一人 宣祖朝

光州盧氏二人 至右 守慎 一人 宣祖朝

星州裴氏一人 克廉。太宗朝
至左。

平壤趙氏一人 浚。太宗朝
至領。

洪州李氏一人 舒。定宗朝
至領。

清州李氏一人 居易。太宗朝
至領。

丹陽李氏一人 茂。太宗朝
至左。

星州李氏一人 稷。太宗朝
至領。

尙城李氏一人 原。世宗朝
至左。

新昌孟氏一人 思誠。世宗朝
至左。

咸谷崔氏一人 潤德。世宗朝
至左。

河陽許氏一人 稠。世宗朝
至左。

八川皇甫氏一人 仁。世宗朝
至領。

首州鄭氏一人 萃。端宗朝
至右。

河東鄭氏一人 麟趾。端宗朝
至領。

昌寧曹氏一人 錫文。世祖朝
至領。

信川康氏一人 純。世祖朝
至領。

愼仁洪氏一人 允成。睿宗朝 至領。

茂松尹氏一人 子雲。睿宗朝 至領。

戊從魚氏一人 世謙。燕山朝 至左。

順天朴氏一人 元宗。中宗朝 至領。

善山金氏一人 應箕。中宗朝 至領。

仁同張氏一人 順孫。中宗朝 至領。

于川黃氏一人 憲。中宗朝 至左。

木川尚氏一人 濂。明宗朝 至領。

禮文李氏一人 葵。明宗朝 至左。

忠州朴氏一人 璋。宣宗朝 至領。

全州柳氏一人 永慶。宣宗朝 至領。

幸州奇氏一人 自獻。宣宗朝 至領。

瑞山鄭氏一人 仁弘。光海朝 至領。

谷陽朴氏一人 承宗。光海朝 至領。

德水張氏一人 維。仁祖朝 至右。

矜川姜氏一人	碩期。	仁祖朝 至右。
同福吳氏一人	始壽。	肅宗朝 至右。
牛峰李氏一人	翽。	肅宗朝 至領。
咸陽呂氏一人	聖齊。	肅宗朝 至領。
泗川陸氏一人	來善。	肅宗朝 至左。
金海金氏一人	宇杭。	肅宗朝 至右。
海州崔氏一人	奎瑞。	英宗朝 至領。
江陵金氏一人	尙詰。	英宗朝 至領。
平康蔡氏一人	濟共。	正宗朝 至領。
羅州林氏一人	漢浩。	純宗朝 至右。
奉化鄭氏一人	道傳。	太祖朝 至領。
高靈朴氏一人	永元。	肅宗朝 至左。
豐川任氏一人	百經。	高宗朝 至右。
林川趙氏一人	秉鎬。	高宗朝 至殿政。
羅州吳氏一人	謙。	宣祖壬申大拜鎬陽君 耆社。以二相拜右。

尙州金氏一人 貴榮。宣祖朝 三五左。
以上、炸氏百三、三百六十六人。

功臣氏族別

相臣は一國の政治上に最も勢力を占めたものであるが、功臣も亦國家の要職に上りたるものであるから、名族としてその地位勢力は後世子孫にまで及ぶものである。そこで李朝功臣錄に依りて、これを輩出せしめた氏族別を見るに、王室と關係深き全州李氏の三十八人を首位とし、濟州韓氏の二十四人、南陽洪氏、坡平尹氏、安東權氏の十六人、慶州李氏の十三人、韓山李氏、文化柳氏の十二人、廣州李氏の十一人、延安李氏、安東金氏の九人、潘南朴氏、晉州柳氏の九人、平山申氏の八人、豐壤趙氏、奇松沈氏、昌寧成氏、龜興閔氏、晉州姜氏、綾城具氏の七人等はい方にして、その氏族數は合計二百十三、功臣數は五百六十八人に達して居る。

李朝功臣錄

今川李氏三十八人	益女大君芳殺。 <small>太祖朝。</small>	義安大君和。 <small>太祖朝。</small>	伯由。 <small>太祖朝。</small>	良祐。 <small>定宗朝。</small>	靖安君。 <small>定宗朝。</small>	福根。 <small>定宗朝。</small>
天祐。 <small>定宗朝。</small>	水。 <small>太宗朝。</small>	首陽大君。 <small>高宗朝。</small>	思哲。 <small>高宗朝。</small>	增。 <small>世祖朝。</small>	環。 <small>世祖朝。</small>	溥。 <small>世祖朝。</small>
復。 <small>成宗朝。</small>	嬪。 <small>成宗朝。</small>	錢。 <small>成宗朝。</small>	孝誠。 <small>中宗朝。</small>	誠。 <small>中宗朝。</small>	凝。 <small>中宗朝。</small>	盛同。 <small>中宗朝。</small>
三國。 <small>高祖朝。</small>	定遠君(元宗大王)。 <small>高祖朝。</small>	珣。 <small>高祖朝。</small>	元照。 <small>高祖朝。</small>	忠元。 <small>高祖朝。</small>	耆。 <small>高祖朝。</small>	景淵。 <small>高祖朝。</small>
李億祿。 <small>高祖朝。</small>	厚源。 <small>仁祖朝。</small>	慎。 <small>仁祖朝。</small>	元老。 <small>仁祖朝。</small>	李厚。 <small>仁祖朝。</small>	李遂良。 <small>英宗朝。</small>	

清州韓氏二十四人 尙敬。太祖 確。高宗 明治。高宗 瑞龜。高宗 終孫。世祖 繼美。世祖 繼純。成宗 伯倫。成宗

繼禕。成宗 致亨。成宗 致仁。成宗 致義。成宗 堡。成宗 致禮。成宗 繼。成宗 恂。中宗 叔昌。中宗 世昌。中宗

斯文。中宗 應直。高祖 準。高祖 淵。高祖 燾。仁祖 汝復。仁祖

南陽洪氏一六人 吉叟。太祖 恕。太宗 達孫。高宗 純老。高宗 順孫。高宗 應。成宗 景舟。中宗 景霖。中宗 聖

民。高祖 純彥。高祖 進。高祖 澤。高祖 振道。仁祖 瑞鳳。仁祖 孝孫。仁祖 振文。仁祖

坡平尹氏一六人 虎。太祖 坤。太宗 士昫。高宗 師路。世祖 燾。世祖 炯。世祖 弼商。世祖 繼謙。成宗 士昕。

成宗 衡老。中宗 士貞。中宗 陽老。文獻備考 中宗 金孫。中宗 坦。中宗 汝弼。中宗 自新。高祖

安東權氏十六人 近。太宗 擊。高宗 躡。高宗 履。高宗 擊。高宗 攀。世祖 恭。世祖 愷。世宗 瑊。成宗 持。成宗

鈞。中宗 傑。高祖 應銖。高祖 快。高祖 俊。高祖 喜學。英宗

慶州李氏十三人 來。太宗 升商。太宗 興商。高宗 陽生。世祖 鐵壁。成宗 克正。中宗 宗準。高祖 恒福。高祖

士恭。高祖 廷壽。高祖 守一。仁祖 靖。仁祖 擢男。仁祖

韓山李氏十二人 季甸。高宗 季隣。世祖 墳。成宗 永垠。成宗 山海。高祖 增。高祖 山甫。高祖 壽崑。高祖 公沂。

高祖 藝培。仁祖 祐。仁祖 萬困。英宗

文化柳氏十二人 爰廷。太祖 亮。太宗 洙。高宗 河。高宗 淑。高宗 泗。高宗 子煥。成宗 軒。成宗 洵。中宗 惟止。

中宗 煥。高祖 思瑗。高祖

廣州李氏十一人 克培。世祖朝。克培。世祖朝。克培。成宗朝。克培。成宗朝。克培。中宗朝。說彦。中宗朝。說彦。中宗朝。說彦。中宗朝。廷立。宣祖朝。廷立。宣祖朝。廷立。宣祖朝。廷立。宣祖朝。

延祿。宣祖朝。光岳。宣祖朝。

岳延安李氏十人 淑琦。世祖朝。崇元。成宗朝。石亨。成宗朝。坤。中宗朝。後白。中宗朝。好閔。宣祖朝。光庭。宣祖朝。貴。仁祖朝。時白。仁祖朝。

仁祖朝。時昉。仁祖朝。

安東金氏十人 士衡。太宗朝。廣。世祖朝。壽寧。成宗朝。壽童。中宗朝。壽卿。中宗朝。威。中宗朝。澍。宣祖朝。時敏。宣祖朝。慶雲。宣祖朝。

仁祖朝。光燾。仁祖朝。

濟南朴氏九人 嵩。太宗朝。錫命。太宗朝。嵩。世祖朝。仲善。世祖朝。而儉。中宗朝。而溫。中宗朝。東亮。宣祖朝。弼健。仁祖朝。東亨。仁祖朝。

英宗朝。

晉州柳氏九人 順汀。中宗朝。繼宗。中宗朝。溟。中宗朝。泓。中宗朝。根。宣祖朝。希霖。宣祖朝。舜翼。仁祖朝。順。仁祖朝。孝傑。仁祖朝。

陽川許氏八人 琮。世祖朝。惟禮。世祖朝。燾。中宗朝。燾。中宗朝。浚。宣祖朝。稿。仁祖朝。禔。仁祖朝。選。仁祖朝。

平山申氏八人 壽麟。中宗朝。礪。宣祖朝。點。宣祖朝。景禎。仁祖朝。景裕。仁祖朝。景瑗。仁祖朝。瑞旿。仁祖朝。

豐壤趙氏七人 益貞。成宗朝。世助。中宗朝。徹。宣祖朝。遠。仁祖朝。時俊。仁祖朝。文命。英宗朝。顯命。英宗朝。

青松沈氏七人 滄。成宗朝。瀚。成宗朝。順徑。中宗朝。友勝。宣祖朝。位。宣祖朝。忠謙。宣祖朝。命世。仁祖朝。

昌寧成氏七人 石琿。太宗朝。率祖。成宗朝。希頤。中宗朝。希雍。中宗朝。璵。中宗朝。夢井。中宗朝。大勳。仁祖朝。

晉州姜氏七人 孟卿。世祖朝。希孟。成宗朝。儔。中宗朝。濟。中宗朝。紳。宣祖朝。綱。宣祖朝。得。仁祖朝。

完山李氏四人	純信。 <small>宣祖朝。</small>	曙。 <small>仁祖朝。</small>	起築。 <small>仁祖朝。</small>	元榮。 <small>仁祖朝。</small>
昌寧曹氏四人	錫文。 <small>世祖朝。</small>	孝文。 <small>世祖朝。</small>	繼商。 <small>中宗朝。</small>	繼股。 <small>中宗朝。</small>
咸平李氏五人	從生。 <small>世祖朝。</small>	宗義。 <small>中宗朝。</small>	濟。 <small>仁祖朝。</small>	沅。 <small>仁祖朝。</small>
河東鄭氏五人	麟趾。 <small>高宗朝。</small>	守忠。 <small>世祖朝。</small>	顯祖。 <small>成宗朝。</small>	崇祖。 <small>成宗朝。</small>
茂州崔氏五人	漢洪。 <small>中宗朝。</small>	彥恂。 <small>宣祖朝。</small>	世俊。 <small>宣祖朝。</small>	湖。 <small>宣祖朝。</small>
原州元氏五人	孝然。 <small>世祖朝。</small>	均。 <small>宣祖朝。</small>	十杓。 <small>仁祖朝。</small>	俗男。 <small>仁祖朝。</small>
高靈申氏五人	叔舟。 <small>高宗朝。</small>	滯。 <small>成宗朝。</small>	浚。 <small>成宗朝。</small>	景植。 <small>仁祖朝。</small>
長水黃氏五人	守身。 <small>世祖朝。</small>	坦。 <small>中宗朝。</small>	孟獻。 <small>中宗朝。</small>	廷或。 <small>宣祖朝。</small>
官亭南氏六人	閔。 <small>太祖朝。</small>	在。 <small>太祖朝。</small>	裁。 <small>宣祖朝。</small>	以興。 <small>仁祖朝。</small>
清風金氏六人	順命。 <small>世祖朝。</small>	吉通。 <small>成宗朝。</small>	友會。 <small>中宗朝。</small>	錫育。 <small>肅宗朝。</small>
全善李氏六人	禮長。 <small>高宗朝。</small>	德良。 <small>世祖朝。</small>	恕長。 <small>世祖朝。</small>	壽男。 <small>成宗朝。</small>
富陽朴氏六人	仲孫。 <small>高宗朝。</small>	居謙。 <small>成宗朝。</small>	健。 <small>中宗朝。</small>	崇元。 <small>宣祖朝。</small>
嶺山宋氏六人	居信。 <small>太宗朝。</small>	益孫。 <small>高宗朝。</small>	文琳。 <small>成宗朝。</small>	軼。 <small>中宗朝。</small>
後城具氏七人	致寬。 <small>世祖朝。</small>	謙。 <small>世祖朝。</small>	文信。 <small>成宗朝。</small>	壽永。 <small>中宗朝。</small>
靈興閔氏七人	汝景。 <small>太祖朝。</small>	發。 <small>世祖朝。</small>	孝會。 <small>中宗朝。</small>	懷發。 <small>中宗朝。</small>
				懷昌。 <small>中宗朝。</small>
				仁伯。 <small>中朝朝。</small>
				希濤。 <small>宣祖朝。</small>
				仁厚。 <small>仁祖朝。</small>

德水李氏四人 茂中宗朝 有中宣祖朝 舜臣宣祖朝

延安金氏四人 格定宗朝 孝誠高宗朝 勛中宗朝 繼韓宣祖朝

慶州全氏四人 稱大世宗朝 任中宗朝 命元宣祖朝 聖信宣祖朝

光山金氏四人 國光世祖朝 伯謙世祖朝 沔世祖朝 謙光成宗朝

金海金氏四人 應宣祖朝 鳳宣祖朝 秀源宣祖朝 俊榮宣祖朝

清州鄭氏四人 抱大世宗朝 崑壽宣祖朝 熙濬宣祖朝 琢宣祖朝

東萊鄭氏四人 昌孫世祖朝 種世祖朝 蘭宗成宗朝 期遠宣祖朝

漢陽金氏四人 仁以大世宗朝 溫太世宗朝 英茂定宗朝 消太宗朝

望山金氏四人 龜齡大世宗朝 熙世祖朝 亨中宗朝 貞中宗朝

海平金氏一人 根亨宣祖朝 斗壽宣祖朝 晦仁祖朝

辛川奇氏三人 大上宣祖朝 孝順宣祖朝 孝諱宣祖朝

寧越李氏三人 允文中宗朝 大容宣祖朝 慶英仁祖朝

原州邊氏三人 修中宗朝 士高中宗朝 濬仁祖朝

濟州高氏二人 昌大世宗朝 熙世祖朝 彥伯宣祖朝

靈山辛氏二人 克燮大世宗朝 殷尹中宗朝 景行宣祖朝

梅州吳氏三人 致讐。宣祖朝。 珀。仁祖朝。 命恒。英宗朝。
 漆原尹氏三人 抵。太宗朝。 子當。太宗朝。 卓然。宣祖朝。
 仁同張氏三人 末孫。世祖朝。 曠。仁祖朝。 晚。仁祖朝。
 德水張氏三人 珽。中宗朝。 維。仁祖朝。 紳。仁祖朝。
 安東張氏三人 黑吉。太祖朝。 哲。定宗朝。 漢公。中宗朝。
 杞溪俞氏二人 泓。宣祖朝。 伯曾。仁祖朝。
 江陵成氏二人 傳霖。太祖朝。 禹治。成宗朝。
 信川康氏二人 姿。肅宗朝。 允傳。中宗朝。
 咸從魚氏二人 世恭。世祖朝。 世謙。成宗朝。
 順興安氏二人 景恭。太祖朝。 夢尹。仁祖朝。
 荳原吳氏二人 順孫。世祖朝。 伯昌。成宗朝。
 全州柳氏二人 永慶。宣祖朝。 肇生。宣祖朝。
 興陽柳氏二人 世雄。中宗朝。 逵。中宗朝。
 南原尹氏二人 衡。中宗朝。 暹。宣祖朝。
 茂松尹氏二人 子雲。世祖朝。 洞。宣祖朝。

海州崔氏二人 湜。宣祖。賓。宣祖。

朔寧崔氏二人 恒。端宗。興源。宣祖。

平壤趙氏二人 浚。太祖。綱。太祖。

草溪鄭氏二人 浚。世祖。允謙。中宗。

慶州鄭氏二人 熙啓。太祖。孝常。成宗。

尙州朴氏二人 忠侃。宣祖。維命。仁祖。

咸陽朴氏二人 永昌。中宗。續新。英宗。

順天朴氏二人 元宗。中宗。孝立。仁祖。

竹山朴氏二人 元亨。世祖。之蕃。成宗。

光州金氏二人 克成。中宗。萬基。肅宗。

順天金氏二人 達。仁祖。慶徽。仁祖。

江陵金氏二人 敬義。中宗。起宋。仁祖。

彥陽金氏二人 璿。世祖。重萬。英宗。

善山金氏二人 縉。世祖。應南。宣祖。

陽城李氏二人 承召。成宗。立身。肅宗。

昌原黃氏二人 琳。宣祖。朝。仁祖。
 咸安李氏二人 世應。中宗。朝。碩龍。仁祖。朝。
 星州李氏二人 稷。太祖。朝。軾。中宗。朝。
 洪州李氏二人 舒。太祖。朝。希建。仁祖。朝。
 固城李氏二人 原。太宗。朝。孟友。中宗。朝。
 三陟金氏二人 起文。宣祖。朝。良輔。宣祖。朝。
 平昌李氏二人 季男。中宗。朝。敬。中宗。朝。
 全州崔氏二人 鳴吉。仁祖。朝。來吉。仁祖。朝。
 綾州具氏二人 宏。仁祖。朝。仁堅。仁祖。朝。
 青海李氏二人 之蘭。太祖。朝。重老。仁祖。朝。
 龍仁李氏一人 普赫。英宗。朝。
 載寧李氏一人 雲龍。宣祖。朝。
 星山李氏一人 濟。太祖。朝。
 羅州李氏一人 蒙哥。
 永川李氏一人 膺。太宗。朝。

長水李氏一人 從茂。太宗朝。

清州李氏一人 行。定宗朝。

公州李氏一人 敷。太祖朝。

尙州李氏一人 敏道。太祖朝。

梁山李氏一人 澄石。世祖朝。

鍾城李氏一人 雲鶴。世祖朝。

加平李氏一人 亨孫。世祖朝。

陝川李氏一人 守命。成宗朝。

牙山李氏一人 碩蕃。中宗朝。

遂安李氏一人 藎。中宗朝。

原州李氏一人 存。成宗朝。

全州金氏一人 完。仁祖朝。

咸昌金氏一人 瑄。中宗朝。

尙州金氏一人 貴榮。宣祖朝。

加平金氏一人 繼恭。中宗朝。

羅州朴氏一人 延。仁祖朝。

務安朴氏一人 瑞。仁祖朝。

高靈朴氏一人 文秀。英宗朝。

雲峯朴氏一人 從恩。端宗朝。

固城朴氏一人 埴。世祖朝。

延日鄭氏一人 澈。宣祖朝。

鳳山鄭氏一人 大吉。宣祖朝。

高風鄭氏一人 摺。太祖朝。

海州鄭氏一人 肩壽。中宗朝。

汶仁洪氏一人 允成。端宗朝。

曹山洪氏一人 雲。仁祖朝。

新昌趙氏一人 英珪。太祖朝。

白川趙氏一人 昨。太祖朝。

陽川趙氏一人 得休。世祖朝。

高川趙氏一人 元倫。中宗朝。

吉州崔氏一人 有井。中宗朝。

陽川崔氏一人 應淑。宣祖朝。

水原(清城)崔氏一人 有臨。世祖朝。

政津崔氏一人 潤榮。宣祖朝。

扶餘徐氏一人 益。太宗朝。

利川徐氏一人 愈。太宗朝。

達城徐氏一人 居正。成宗朝。

沔川韓氏一人 珪。太宗朝。

開城韓氏一人 忠。太祖朝。

星州柳氏一人 漢。成宗朝。

豐山柳氏一人 成龍。宣祖朝。

丹陽張氏一人 溫。中宗朝。

奉遠吳氏一人 思忠。太祖朝。

實城吳氏一人 子慶。世祖朝。

公山安氏一人 慶孫。顯宗朝。

原州人 仲敬。成宗朝。

廣州安氏一人 漢。宣祖朝。

北津安氏一人 彦鳳。宣祖朝。

小仙黃氏一人 希慎。太祖朝。

尙州黃氏一人 孝源。世祖朝。

越川文氏一人 彬。太宗朝。

丹城文氏一人 致。宣祖朝。

興陽申氏一人 雲。成宗朝。

忠州魚氏一人 有召。世祖朝。

慶州薛氏一人 繼祖。端宗朝。

醴泉林氏一人 子蕃。端宗朝。

玄風郭氏一人 連城。端宗朝。

潭陽田氏一人 昫。端宗朝。

谷山延氏一人 嗣宗。太宗朝。

馬興馬氏一人 天牧。太宗朝。

南原梁氏一人	誠之。	成宗朝。
昆陽裴氏一人	孟達。	世祖朝。
炭州孫氏一人	昭。	世祖朝。
寶城宣氏一人	炯。	世祖朝。
新昌孟氏一人	碩欽。	世祖朝。
丹陽禹氏一人	真。	世祖朝。
延安車氏一人	云革。	世祖朝。
光州盧氏一人	守元。	仁祖朝。
交河盧氏一人	思慎。	成宗朝。
居昌慎氏一人	承善。	成宗朝。
長興任氏一人	發英。	宣祖朝。
豐川任氏一人	元潑。	成宗朝。
星州裴氏一人	克康。	太祖朝。
江陵劉氏一人	啟。	太祖朝。
晉州河氏一人	崙。	定宗朝。

- 濟州梁氏一人 子儉。宣祖朝。
朔城高氏一人 守謙。中宗朝。
海美白氏一人 壽長。中宗朝。
水原白氏一人 應範。宣祖朝。
新昌陳氏一人 克一。仁祖朝。
草溪卞氏一人 儒。中宗朝。
安東全氏一人 龍。宣祖朝。
忠州池氏一人 繼灌。仁祖朝。
仁川蔡氏一人 壽。中宗朝。
巨濟潘氏一人 佑亨。中宗朝。
羅州吳氏一人 自治。世祖朝。
石城吳氏一人 連。宣祖朝。
洪州楊氏一人 舜民。宣祖朝。
蔚州慶氏一人 宗智。宣祖朝。
禮安禹氏一人 鼎。中宗朝。

平澤林氏一人	得義。	宣祖朝。
扶安林氏一人	心山。	中宗朝。
蔚珍林氏一人	祐。	宣祖朝。
咸陽呂氏一人	定邦。	宣祖朝。
海州尹氏一人	熙平。	中宗朝。
光州鄭氏一人	忠僖。	仁祖朝。
旌善李氏一人	幼澄。	宣祖朝。
海州李氏一人	希齡。	宣祖朝。
喬桐李氏一人	春國。	宣祖朝。
鎭川宋氏一人	英望。	仁祖朝。
康津趙氏一人	球。	宣祖朝。
橫城趙氏一人	龜壽。	宣祖朝。
唐津白氏一人	應瑞。	宣祖朝。

又 衡 氏 族 別

李朝時代に於ては儒學は國教であり、人材登用法として科擧制度が行はれて居たから、官吏は儒學に通じた

らのでなければならぬ。従つて儒林中には國政に參與したる者も多く、大儒の家柄は世人から尊敬を受けたのである。試みに李朝文衡錄に依り、學者としての最高位に陞つた人の氏族別を見ると、延安李氏の七人を筆頭に、全州李氏、達城徐氏、安東金氏、宜寧南氏の六人、徳水李氏、光山金氏の五人、豊壤趙氏の四人、海平氏、安東權氏、高靈申氏、南陽洪氏、豊山洪氏、延日鄭氏、清風金氏、國興閔氏、楊州趙氏、海州吳氏、眞谷李氏の三人等は著名の方に屬し、この外のものを加へ、その總數は合計六十三氏族、百三十三人に達して居る。勿論黨派の争ひが熾烈となつてからは、一代の大儒必ずしも大提學大司成となり、學者としての最高官職を授けられたとは云へぬが、文衡錄に載せられたる學者、及び書院、祠院に享祀されたる人達は、中央、地方を通じて當時著名の大儒であり、その勢力の著大であつたことを窺ふに足るのである。

李朝文衡錄

- | | | | | | | | |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 延安李氏一人 | 廷龜 <small>宣祖朝</small> | 好閔 <small>宣祖朝</small> | 明漢 <small>仁祖朝</small> | 一相 <small>孝宗朝</small> | 鼎輔 <small>英祖朝</small> | 福源 <small>英祖朝</small> | 晚秀 <small>純祖朝</small> |
| 光山李氏六人 | 陽元 <small>宣祖朝</small> | 敏叔 <small>肅宗朝</small> | 觀命 <small>英祖朝</small> | 眞望 <small>英祖朝</small> | 匡徳 <small>英祖朝</small> | 微之 <small>英祖朝</small> | |
| 達城徐氏六人 | 居正 <small>睿宗朝</small> | 宗泰 <small>肅宗朝</small> | 命膺 <small>英祖朝</small> | 有臣 <small>正祖朝</small> | 榮輔 <small>純祖朝</small> | 笑淳 <small>哲宗朝</small> | |
| 全州李氏六人 | 尚憲 <small>仁宗朝</small> | 壽恒 <small>顯宗朝</small> | 昌協 <small>肅宗朝</small> | 祖純 <small>純祖朝</small> | 履喬 <small>純祖朝</small> | 炳學 <small>哲宗朝</small> | |
| 海平氏六人 | 玄 <small>中宗朝</small> | 九萬 <small>肅宗朝</small> | 龍翼 <small>肅宗朝</small> | 有容 <small>英祖朝</small> | 公徹 <small>純祖朝</small> | 秉哲 <small>哲宗朝</small> | |
| 安東權氏五人 | 符 <small>中宗朝</small> | 植 <small>仁祖朝</small> | 珥 <small>宣祖朝</small> | 端夏 <small>肅宗朝</small> | 命 <small>肅宗朝</small> | | |

光山金氏五人 益熙。朝。孝宗 鎮圭。朝。肅宗 陽澤。朝。英祖 尙鉉。朝。高宗 永壽。朝。高宗
 豊壤趙氏四人 復陽。朝。顯宗 文命。朝。英祖 寅永。朝。肅宗 兼鉉。朝。肅宗
 海平尹氏三人 根壽。朝。宣祖 順之。朝。孝宗 淳。朝。英祖
 安東權氏三人 近。朝。太祖 躋。朝。世宗 愈。朝。肅宗
 高靈申氏三人 叔舟。朝。世祖 用漑。朝。中宗 光漢。朝。仁宗
 南陽洪氏三人 遷。朝。明宗 聖民。朝。宣祖 瑞鳳。朝。仁祖
 豊山洪氏三人 樂純。朝。正祖 良浩。朝。正祖 爽周。朝。純祖
 延日鄭氏三人 弘溟。朝。仁祖 聲良。朝。英祖 實。朝。英祖
 清風金氏三人 錫賢。朝。肅宗 桂。朝。肅宗 鍾秀。朝。正祖
 關興閔氏三人 點。朝。肅宗 躋。朝。肅宗 台鎭。朝。高宗
 楊州趙氏三人 泰億。朝。肅宗 觀彬。朝。英祖 斗淳。朝。哲宗
 海州吳氏三人 道一。朝。肅宗 瑗。朝。英祖 載純。朝。正祖
 眞寶李氏三人 滉。朝。宣祖 寅燁。朝。肅宗 光佐。朝。肅宗
 韓山李氏二人 山海。朝。宣祖 秉常。朝。英祖
 東萊鄭氏二人 士龍。朝。明宗 惟吉。朝。明宗

朝鮮の羣落 (後篇)

平山申氏二人 欽。仁祖朝。 在植。憲宗朝。

昌寧成氏二人 倪。燕山朝。 世昌。中宗朝。

延安金氏二人 勘。燕山朝。 安老。中宗朝。

慶州李氏二人 德榮。宣祖朝。 恒福。宣祖朝。 爾勝。光海朝。

長水黃氏二人 廷藻。宣祖朝。 景源。英祖朝。

青松沈氏二人 喜壽。宣祖朝。 象奎。純祖朝。

漢陽趙氏二人 綱。仁祖朝。 性教。高宗朝。

光州金氏二人 萬基。顯宗朝。 萬重。肅宗朝。

密陽卞氏一人 季良。太宗朝。

忠州朴氏一人 淳。宣祖朝。

密陽朴氏一人 忠元。明宗朝。

潘南朴氏一人 珪壽。高宗朝。

羅州朴氏一人 泰尙。肅宗朝。

完山李氏一人 景爽。仁祖朝。

牛峯李氏一人 絳。英祖朝。

龍仁李氏一人	宜顯。	英祖朝。
全善李氏一人	德壽。	英祖朝。
尙州金氏一人	貴榮。	宣祖朝。
義城金氏一人	安國。	中宗朝。
順天金氏一人	濂。	仁祖朝。
朔寧崔氏一人	恒。	世祖朝。
全州崔氏一人	鳴吉。	仁祖朝。
海州崔氏一人	奎瑞。	宣祖朝。
茂松尹氏一人	准。	世宗朝。
坡平尹氏一人	鳳朝。	英祖朝。
南原尹氏一人	行恁。	純祖朝。
河東鄭氏一人	麟趾。	世宗朝。
晉州鄭氏一人	經世。	仁祖朝。
康津安氏一人	止。	世宗朝。
光州盧氏一人	守慎。	宣祖朝。

咸從魚氏一人 世謙。成宗朝。

岳溪洪氏一人 貴達。成宗朝。

晉州蘇氏一人 世讓。中宗朝。

文化柳氏一人 灌。中宗朝。

晉州柳氏一人 根。宣祖朝。

豐山柳氏一人 成龍。宣祖朝。

德水張氏一人 維。仁祖朝。

白川趙氏一人 錫胤。孝宗朝。

平康蔡氏一人 裕後。孝宗朝。

恩津宋氏一人 相琦。肅宗朝。

昔州姜氏一人 現。肅宗朝。

清州韓氏一人 亨錫。高宗朝。

王后王妃氏族別

以上は李朝時代を通じ、政治家、軍人、學者として、著名なる人物の輩出したる名門勢家であるが、王后王妃を出した諸氏族は、嚴密に云へば悉く名族とは稱し難いとしても、亦これに依り特別なる待遇を受け下儀分

を振ひ、子孫一門の榮達した例は頗る多い。即ち李朝時代に王后王妃を出した家柄の氏族別を見ると、清州韓氏の五人、坡平尹氏の四人、慶州金氏、羅興閔氏、奇松沈氏、安東金氏の三人、羅州朴氏、清風金氏、豊壤趙氏の二人等が多い方である。中には王后王妃を出した数は少いが、その縁故によりて大に權勢を振ひたるものもある。

李朝 皇 后 王 妃 錄

清州韓氏五人 德宗大王妃昭惠王后、睿宗大王妃章順王后、睿宗大王妃安順王后、成宗大王妃恭惠王后、仁祖大王妃仁烈王后

坡平尹氏四人 世祖大王妃貞憲公后、成宗大王妃貞顯王后、中宗大王妃章敬王后、中宗大王妃文定王后
慶州金氏三人 定宗大王妃定安王妃后、肅宗大王妃仁元王后、英祖大王妃貞純王后

羅興閔氏三人 太宗大妃元敬王后、肅宗大王妃仁顯王后、明成皇后

奇松沈氏三人 世祖大王妃昭憲王后、明宗大王妃仁順王后、景宗大王妃端懿王后

安東金氏三人 純祖皇帝后純元肅皇后、憲宗大王妃孝顯王后、哲宗大王妃哲仁王后

羅州朴氏二人 仁宗大王妃仁聖王后、宣祖大王妃懿仁王后

清風金氏一人 顯宗大王妃明聖王后、正祖宣皇帝后孝懿宣皇后

豊壤趙氏二人 眞宗大王妃孝純王后、文祖翼皇帝后神貞翼皇后

- 平昌李氏一人 穆祖大王妃孝恭王后
- 登州崔氏一人 翼祖大王妃貞淑公后
- 文州朴氏一人 度祖大王妃敬順王后
- 永興崔氏一人 桓祖大王妃懿惠王后
- 安邊韓氏一人 太祖高皇帝后神懿高皇后
- 谷山康氏一人 太祖高皇帝繼后神德高皇后
- 安東權氏一人 文宗大王妃顯德王后
- 礪山宋氏一人 端宗大王妃定順王后
- 居昌慎氏一人 中宗大王妃端敬王后
- 延安金氏一人 宣祖大王繼妃仁穆王后
- 綾城具氏一人 元宗大王妃仁獻王后
- 楊州趙氏一人 繼妃莊烈王后
- 豐德張氏一人 孝宗大王妃仁宣王后
- 光州金氏一人 肅宗大王妃仁敬王后
- 咸從魚氏一人 景宗大王繼妃宣懿王后

邊城徐氏一人 英祖大王妃貞聖王后

豊山洪氏一人 莊祖懿皇帝后獻敬懿皇后

南陽洪氏一人 憲宗大王繼妃

以上の諸氏族はいづれも名門又は大族として數ふべきものであるが、この外にも、名臣、名將、碩儒と稱せられたる大人物を出した家柄は決して尠くない。その輩出人物より見るときは、大姓として繁榮せるもの必ずしも名族として勢力を占めたものとは稱し難く、例へば、その氏族數に於ても、同族部落數に於ても、朝鮮内で第一位を占むる金海金氏の如きは、高麗時代以前は兎も角、李朝時代になつてからは、相臣、功臣、文衡、王后王妃等の關係に於て、決して高き地位を有して居らぬことが明かである。この外にも斯かる例は尠くないが、それは古來歴史的に由緒ある金海金氏を名乗るものが多くなり、遂ひには庶民以下のものまでが、これを冒稱するに至つた結果で、所謂大姓中には、兩班、準兩班以外のもの、家柄が相當多數に含まれて居る例が、珍らしくないのである。しかしながら、眞に名族勢家たるものは、國家に貢獻したる政治家、軍人、學者等の大人物を出したること多きものか、又は王室と特別の關係のあつたものを稱するのであり、事實それ等のものが社會的に優越なる地位を占め、經濟的にも發展して、地方に同族部落を構成して居たのである。されば名族の興廢と同族部落の消長とは、頗る密接なる關係のあることが首肯されるであらう。而して官職の高い人物を多く出したものが名族であるとせば、同一氏族に在りてもその關係に依り、各派の間には、誦麻の別と共に、

自ら地位に高下があることは當然である。

第三節 歸化氏族の同姓部落

各時代の歸化姓氏

朝鮮は地理的にも、歴史的にも、支那大陸及び日本列島と密接なる關係あり、古代に於てはこれ等諸地方の民族が、半島の或る地方に國家又は郡縣を建設して居た時代もあり、降つて新羅、高麗、李朝になつても、外方諸民族の移住往來は頻りに極め、各時代を遡じ外來人種の朝鮮に歸化したるものは甚だ多いのである。従つてこれ等歸化の諸姓氏を一々列擧することは容易なことでないが、諸文獻に載せられたる重なる歸化族を時代別にして見ると、夏時代六、殷時代二、漢時代八、隋時代一、唐時代二六、渤海一、三韓時代二、五代五、宋代八、元代一九、明代二、年代未詳四一、日本人の歸化（年代未詳）一三となつて居る。尤もこれに關する文獻には眞偽疑はしきものあり、中には傳説に過ぎざるものもあるが、兎も角も左に掲ぐることにした。而してこれ等の歸化諸姓中にも、有力なる官職に就き、名放として尊敬を受けたものが多く、一門子孫の繁榮したるものも尠らずあり、その同族部落としても、有力なるものが相當に多いことは、姓の分布並に同族部落の分布状態を一瞥すれば、自ら明瞭となるであらう。尤も歸化氏族の同族部落と云つても、長き年代を経て、完全に朝鮮に同化されて居り、殊に日本からの歸化氏族の如きも、悉く朝鮮流に改姓され、支那系の歸化氏族と共に、他の

同族部落に比して殆んど何等の特殊なる點は見出し得ないのである。

夏時代の歸化

文化柳氏 始祖車達 夏禹氏十三世孫孔甲之弟祖明與劉累共學擾龍劉累之逃祖明共避于東海中平壤日出之源居焉祖明之后曰王受兢箕子東來設八條之教國人薦受兢爲士師教胄子化民成俗賜姓王氏蓋所居日出之土升其傍點橫而長之受兢五十七世孫康箕準時爲柱國慶十三世孫車无一初名蒙事新羅始祖爲侍中時有日出草家爲王之讎畏禍及己與第七子琳收名籍入地理山修道十餘年又受異人之訓變姓名者三王字初加東西二畫爲田再出中書上下爲申三益天地兩畫爲車蒙改名无一琳改名神乙蒙第三子式時之后王建爲高麗太祖其讎隱於此神乙子夫起十四世孫濟能新羅味鄒王時丞相子建甲丞相子柳種初名承積新羅哀莊王時爲大相上大等彥昇弒王自立承積與子司空恭淑謀復讎事露冒其祖丞相儉夫妻楊氏姓爲遼東左翊衛士又被母甥金盤傳告邇備于儒州富箕家變姓名曰柳種恭淑爲柳淑因家儒州儒州卽今文化縣淑孫茂先海平山長子普林月黑山長普林子初名海高麗太祖賜名車達統合三韓翊贊功名壁上二等大丞。

(晉州柳氏 始祖仁庇 本文化人彥琛孫密直淳子) 「文化柳氏」參照

(瑞山柳氏 始祖成潤 本文化人密直淳第四子移籍瑞山封瑞寧府院君) 「文化柳氏」參照

(善山柳氏 始祖元庇 本文化人淳子移籍善山封善山君) 「文化柳氏」參照

(金氏 夏禹氏遠裔有王蒙者孔甲之亂與劉累奔朝鮮辰馬韓時有童謠草家之人王蒙常王蒙聞而懼之身藏海濱畏

人知己王字上加點人字因姓全氏數世後無聞云）

（延安車氏 始祖孝全 本姓柳氏文化人車達長子高麗太祖賜姓車氏見總叙以爲長而承襲上祖之弘烈也又顯車達本氏忠貞之志因賜籍延安）「文化柳氏」參照

殷 代 の 歸 化

平壤趙氏 始祖春 有木邊南宋時春爲上將軍率舟師助征金人有功封樞密副使○文孝公李穀云趙氏之先本以殷人從箕子東來

、南宮氏 周文王四友南宮子之後其後孫隨箕子東來）

漢 代 の 歸 化

固城李氏 始祖瑣 生員○李氏追遠錄云始祖瑣漢文帝時人瑣爲二十四世孫而事在久遠不可攷

清州韓氏 始祖蘭 高麗太祖開國功臣三重大臣太尉威烈公○魏畧云箕子之後曰友平友諒友親三人友諒襲馬韓仍

爲上黨韓氏上黨卽清州古號蘭卽其後孫

（吳氏 太伯封於吳仍以國爲氏太伯弟仲雍曾孫周章周章二十世孫夫差夫差玄孫起爲楚將起四十五世孫勝以興販爲業新羅景明王時從賈人東來已。裔時後漢王請于新羅則還唐人瞻亦人去瞻子孫在中原者吳充吳安詩吳升吳潛吳徽相繼傳世其子在朝鮮者曰膺以幼不得從既長高麗太祖以膺爲耽羅王末女婿膺之後孫延龍以副元帥與尹璣定界先春嶺官至平章事論文襄公享鄉祠延龍玄孫守權第一子賢輔宰白川。因居焉賢輔八世孫仁裕爲海州始祖第二子賢弼宰和順爲資城始祖又分爲和順第三子賢佐宰開寧爲同福始祖又分爲比安）

海州吳氏 始祖仁裕 「吳氏」參照

同福吳氏 祖寧 賢佐之後 「吳氏」參照

賈城吳氏 始祖賢弼 「吳氏」參照

(黃氏) ○一說漢光武建武四年有儒臣黃洛本使交趾漂到新羅東北海上居于平海郡東越松浦上越松峯南盤自號

黃將軍有三子長曰甲古爲平海之祖次曰乙古爲長水之祖季曰丙古爲昌原之祖我東之黃多出於此云而懷德

黃氏之先黃洛亦以元朝關老流于新羅云則或有互相訛傳而云然歟

昌原黃氏 始祖忠俊 「黃氏」參照

(又始祖黃石奇 本以元人高麗恭愍王時陪魯國公主東來爲佐理功臣平章事檜山府院君恭僖公子孫仍爲黃焉)

長水黃氏 始祖瓊 「黃氏」參照

平海黃氏 始祖溫仁 「黃氏」參照

隋 代 の 國 化

晉州姜氏 始祖以式 兵馬元帥隋煬帝伐高句麗時以元帥禦隋或云以隋元帥知隋將亂仍留不返未知孰是

唐 代 の 國 化

延安李氏 始祖茂 唐高宗時以中郎將從蘇定方東來平百濟仍留仕新羅賜籍延安封延安君○子孫分爲各派

(安氏) 始祖唐宗室李瑗唐憲宗元和二年新羅哀莊王八年丁亥東來居松岳山下有三子長枝春次葉春次花春景文

王四年甲申倭亂三兄弟平亂以安國功賜姓安氏枝春改名邦俊封竹城君葉春改名邦傑封廣州君花春改名邦俠封竹州君海東安氏始此)

竹山安氏 始祖合儀 竹城君邦俊七世孫 「安氏」參照

廣州安氏 始祖邦傑 「安氏」參照

(順興安氏 始祖子美 廣州君邦傑九世孫) 「安氏」參照

(南氏 始祖南敏本姓名金忠中朝鳳陽府人唐玄宗天寶十四年乙未以按廉使奉使日本海中遇颶風漂泊本國寧海府丑山島新羅王以其事馳啓天子詔曰十生九死之臣不可以臣招之依從攸居之願忠曰普天之下莫非王土願居之王許之以其從南來賜南氏改名敏封英毅公以其天姿英俊也始卜居于安東英陽縣爲食邑敏後孫大將軍續勇生三子第一子洪甫爲英陽中始祖第二子君甫爲宜寧始祖第三子匡甫爲固城始祖)

英陽南氏 中始祖洪甫 敏之後孫 「南氏」參照

宜寧南氏 始祖君甫 「南氏」參照

固城南氏 始祖匡甫 「南氏」參照

(呂氏 ○本中國萊州人唐高宗乾符四年丁酉新羅眞聖王時避黃巢亂東來分籍于咸陽星州密陽金海密金剛無聞咸星則爲東方著姓)

咸陽呂氏 始祖御梅 「呂氏」參照

星州呂氏 始祖良裕 「呂氏」參照

(盧氏) 唐末盧氏兄弟四人自中國東來仕於新羅城爲光州伯坵爲交河伯坵爲長洲伯坵爲豐川伯冬以封邑爲
實)

光州盧氏 始祖恕 光州伯坵之後孫 「盧氏」參照

交河盧氏 始祖康弼 交河伯坵之後孫本慶州杞溪縣人中間移籍章山後避高麗忠宣王姓名改巖山又自巖山移交

河 「盧氏」參照

長洲盧氏 始祖朝 長洲伯坵之後孫 「盧氏」參照

豐川盧氏 始祖裕 豐川伯坵之後孫後移昌原又改咸陽 「盧氏」參照

昌原丁氏 始祖衍邦 新羅大相光純後其先唐宣宗大中七年東來

寧越嚴氏 始祖光 郡守嚴泓族譜序云唐天寶年間嚴氏爲上价辛氏爲副以坡樂使奉命東來仍居寧越不返

江陵劉氏 始祖荃 以唐朝翰林誦來東土居昌縣中世移于江陵

豐基秦氏 始祖弼明 唐太原人高宗朝以兵部侍郎率兵東來平百濟仍留不還新羅封太原伯東方秦氏自此始

(孝靈軍威屬縣司空氏 始祖圖 唐僖宗時人其子孫避地東來)

公州金氏 唐投化人

巖山徐氏 唐投化人

安康 慶州屬縣 邊氏 唐投化人

固城朱氏 唐投化人

慶山劉氏 唐投化人

安康 慶州屬縣 邵氏 唐投化人

固城登氏 唐投化人

龍宮曲氏 唐投化人

渤海の歸化

永順 尙州屬縣 太氏 始祖集成 世傳其先本渤海國王之姪高宗朝集成守司空

三韓時代の歸化

南陽房氏 始祖李弘 唐梁公房玄齡七世孫因高句麗奏請東來賜籍南陽

溫陽方氏 始祖雲 其先中國山東人三韓時有學士者始來東方名不傳至後孫平章事子宜後著子採分派

五代の歸化

安東張氏 始祖吉 其先中朝人羅末東來高麗太祖開國時吉與金宣平等率先歸附以功封太師

（隱氏）高麗太祖十一年渤海人隱繼宗來投

沔川卜氏 始祖智謙 新羅末有卜學士元羅童避五季之亂浮海東來泊于沔川唐村勤殺海賊保聚居民因家焉智謙即

其後孫

(林氏 本譜云中朝翰林學士林八及被讒竄逐來泊于本國平澤龍浦里新羅敬順王時爲吏部尙書忠節公子孫仍居焉我東之林自此分派)

平澤林氏 本利安林氏卽今安陰子孫或稱平城或稱平澤又稱坪城領三司應之後孫 「林氏」參照

利安安義林氏 始祖 ○父孟陽祖判尹齊味會祖彥修自平澤分籍其子孫或稱平澤或稱坪城 「林氏」參照

宋 代 の 歸 化

白川趙氏 始祖之遷 高麗顯宗時左僕射恭和公○後孫文烈公憲節紀云恭和公卽宋太祖長子魏王德昭之子遭亂避禍浮海東來居銀川縣今白川仍入仕麗朝

咸從魚氏 始祖化仁 本中朝馮翊府人南宋朝避亂東來初接於江陵從從咸從爲縣人後又遷于晉州

(葉氏) 高麗顯宗三年宋人葉居膺來投

(尉氏) 本契丹人高麗明宗朝故員同正尉豹割股肉療父病命旌表門閭

(戴氏) 高麗顯宗四年宋人戴翼來投授儒林郎

林川趙氏 始祖天赫 本宋太祖第二子岐王德芳之後登中朝進士避亂東來高麗封嘉林伯仍籍林川

房昌慎氏 始祖脩 本宋開封府人高麗文宗朝東來

新安朱氏 始祖潛 朱文公曾孫宋嘉定甲申東來居錦城後與子餘慶隱居綾城遂成綾城朱氏又分籍熊川全州平光武

六年壬寅參將朱錫冕上疏陳請 下詔後以新安於是東土之朱氏為濟後孫皆其新安

忠德趙氏（李晔光類說）曰前接時浙江人張伯昌以宋朝貴臣與其子舜龍避亂來接於忠德地今忠德之張即其後也或

云有張卿者胡元時以浙江參議出來

元 代 の 歸 化

青海北齊別號李氏 始祖浮海 仕元賜名帖木兒後孫阿甫仕至五千戶元末子孫避地來居北青（後孫阿羅不花女真子之千戶子之

蘭佐我太祖武贊成開國功臣青海君襄烈公配立太祖朝廟庭○本姓佟氏名豆蘭冒母姓為李氏改名之蘭始籍青海

○一說宋徵兵於高麗麗王以北邊軍領募有一卒年過七十不能從軍其女子男服代行軍屬岳武穆三年奏凱還國武

穆見知為女子悅之命為左夫人生數子武穆後為秦桧所殺閨門勦獲左夫人劫負其一孫逃歸故國宅于青海後孫有

李浮海浮海後孫雅遠征西大將軍是之蘭云

瑞山鄭氏 始祖臣保 本中朝浙江人會祖應冲仕判將作監事祖儀尚書左僕射父秀瑒員外郎臣保亦為宋朝員外郎宋

亡浮海東來終身不仕享鄉祠

德水德縣屬縣張氏 始祖伯昌 史作張卿本回回國人元世祖為必闐赤陪齊國公主東來

（邊氏 本子姓殷仲之後徵仲封於宋至平公子御戎字子邊子孫仍以邊為氏居隴西汴宋之亡浮海東來居取地取城

今黃州子孫仍以黃州為貫）

黃州邊氏 始祖古 「邊氏」參照

原州邊氏 始祖順 本中國柔遠人元瀋陽路千戶與黃州同源而分籍云 孫安烈 以元岳部尙書高麗恭愍王初年陪

魯國公東來封補祚功臣領三司事原川府院君從夫人姓貫仍賜籍原州

慶州張氏 始祖文質元朝知政事孫遜 爲元端本堂正字順帝末避兵東來高麗恭愍王封高昌伯

濟州楊氏 始祖起 以元朝都僉議侍中陪齊國公主東來高麗忠宣王拜大匡輔國崇祿大夫上黨伯忠宣公賜籍安鄉貫

濟州

密陽扈氏 始祖誠 本中國浙江人元末避亂東來入國朝專掌事大文賜籍密陽

昌原孔氏改以向始祖紹 本元朝翰林學士高麗恭愍王初陪齊國公主東來拜平達事封檢原昌賜籍昌原

懷德黃氏 始祖洛 以元朝閩老被流新羅仍居懷德遂以爲貫

濟州李氏 元投化人

濟州鄭氏 元投化人

濟州趙氏 元投化人

濟州姜氏 元投化人

濟州張氏 元投化人

濟州宋氏 元投化人

濟州周氏 元投化人

濟州秦氏 元投化人
濟州肖氏 元投化人

安鼎福東史綱目曰忠烈王時元流罪人四十於此故濟州多元人子孫今趙李石肖姜鄭張宋周秦之籍以元為姓其者是也

明 代 の 歸 化

興德陳氏 陳理 元末陳友諒據武昌稱帝國號漢及敗死子理降于明太祖封平漢公遷之高麗我太宗朝封順德侯為一派

西蜀明氏 始祖玉珍 元末據蜀帝國號大夏明太祖既定蜀以其子昇及其家屬遷於我國使之不做官不做民及後孫光啓

（安鼎福東史綱目曰明朝初定雲南徙梁王家屬於濟州今元梁安姜對之籍以雲南為姓）

雲南 中 姜氏

遼東 中 安氏

雲南 中 安氏

丹城宋氏 中國投化人

大元 中 俞氏

雲南 中 梁氏

大元 國中 孫氏

大元 國中 盧氏

大元 國中 邊氏

大明 國中 田氏

忠州池氏 始祖宗海 本中國人浮海東來

梁山陳氏 中國投化人

谷山延氏 始祖壽富 本中國弘農人陪公主東來居谷山因以為貫

大明 國中 朱氏

遼東潘氏 投化人

尙州方氏 始祖右賢 本中國中牟縣人東來後元帝命贈河南侯

大元 國中 秦氏

臨道通川太氏 中國投化人
屬縣

大元 國中 魯氏

雲南 國中 對氏

商山尙州李氏始祖之煥 自中朝河間府出來賜籍尙州
別號

第二章 同族部落の沿革

豐川任氏 始祖溫 本中朝紹興府茲溪縣人陪公主東來賜籍豐川

玄風郭氏 始祖鏡 其先關西弘農人自中國東來

（善山郭氏 本玄風人）「玄風郭氏」參照

（海美郭氏 本玄風人）「玄風郭氏」參照

幸州高陽別號奇氏 始祖友誠 箕子四十八世孫

大元中葛氏

大明中國氏

遼東中墨氏

大明中張氏

羅州羅氏 始祖富 監門衛上將軍○伯益後孫周初封宜城在汧羅上因為羅氏後徙豫章仍為豫章羅氏東渡後籍羅

州

（昌原孔氏）（李師光類說曰）又孔紹者隨魯國大長公主出來今昌原孔氏是也

吉州李氏 野人投化

甲山李氏 野人投化

富寧李氏 野人投化

甲山金氏 野人投化
富寧金氏 野人投化
富寧崔氏 野人投化
甲山崔氏 野人投化
甲山姜氏 野人投化
甲山張氏 野人投化
富寧童氏 野人投化
槐山朴氏 日本投化人
槐山李氏 日本投化人
槐山安氏 日本投化人
槐山盧氏 日本投化人
槐山白氏 日本投化人
慶州珠氏 日本投化人
槐山刑氏 日本投化人
槐山占氏 日本投化人

槐山律氏 日本投化人

槐山物氏 日本投化人

槐山宅氏 日本投化人

槐山直氏 日本投化人

慶山緣氏 日本投化人

閔氏 其先或云來自中華或云出自羅州皆無明據相國李奎報贈閔湜詩曰家世傳閔閔出自費侯費蓋閔子騫封費侯來

中華之說近是

徐氏 箕子四十世孫箕準避居利川徐阿城故其後因姓徐氏○一說余守己事見總叙○一說百濟亡太子扶餘降入唐唐贈金紫光祿大夫改扶餘之餘字爲徐字云而文獻無徵未知阿干神逸以上出於某氏故拜錄三說如右 ○徐氏初無二貫後來分爲七派利川遠城長城連山南平扶餘平當利川祖於徐神逸遠城祖於徐穎長城祖於徐稜連山祖於徐寶南平祖於徐麟扶餘祖於徐秀孫平當祖於徐俊邦諸徐皆出於利川而又按義城金氏譜曰徐之先出自箕子而羅末有徐神逸邈初有徐穆利川之徐卽其後也大丘峯城分利川同是神逸之後云

（利川徐氏始祖神逸）「徐氏」參照

（遠城大丘別號徐氏始祖閉）「徐氏」參照

（長城徐氏始祖稜）「徐氏」參照

(述山徐氏始祖寶) 「徐氏」參照

(南平徐氏始祖額) 「徐氏」參照

(扶餘徐氏始祖秀孫) 「徐氏」參照

(平當坡州別號徐氏始祖俊邦 本利川人神逸五世孫分籍平當) 「徐氏」參照

(孔氏 殷微子啓子仲嗣微子之後號微仲微仲八世孫孔父嘉爲公族始爲孔氏又六世而爲先聖先聖五十二世孫孔紹始東來)○按李穡牧隱集有孔伯恭字說云孔氏東來居陝川之感陰縣先世有上將軍伯恭卽紹之孫俯之子此與孔紹初來之說有異)

外國系の姓氏

以上は各種の文獻に依り 單に重なる歸化族の諸姓氏を時代別に示したのであるが、この外にも尙ほ各地に幾多の歸化姓氏が分布して居ることは、朝鮮の歴史及び地理的關係上洵に當然である。中樞院發行の「朝鮮の姓名氏族に關する研究調査」今村に於ては、外國系の姓氏として、左の分類の下に諸文獻を涉獵して比較的綿密なる記述を爲して居るから、參考の爲めこれを引用して見やう。

〔日本系〕

1 李。盧。申。占。白。徐。宅。物。直。刑。朴。安。以上十二氏 忠清道槐山郡姓氏の部に、日本投化人として掲載す。東國輿地勝覽

〔日本系〕(以下略して略す)

2 錄。殊。慶尙道慶山郡の部に日本投化人として掲載す。「輿覽」右二項は正統十三年「輿覽」を修補せし時加へたる者なり。蓋し此等

の姓の祖先たる者は、文祿、慶長役に關係あるものなるべし。

3 金○氏 壬辰倭將沙河可劍我朝に歸命し、屢戦功を立つ。本朝姓名を金忠善と賜ふ。『備局啓録』。金忠善字は善之、原と日本の人、本姓は沙氏、名は也可と曰ふ。萬曆壬辰清正の左先鋒と爲り、兵三千を領して海を渡り。朝鮮の文物を慕ひ、慶尙兵使朴晋に歸附し、重ねて詩勳を立つ。兵使啓聞し朝家二資を超へて嘉善を授く。後又都元帥權慄、御史韓凌謙の褒啓により資憲に陞る。……後正憲に進む。……云々。『慕華堂集』此の後裔、今慶尙北道達城郡嘉昌面に繁衍せり。其家譜には金海金氏とせり。

右の外太祖、太宗の時代海賊の降伏歸化人に姓を賜はりたり。足利時代に於ける此類の投入者及文祿、慶長の役の殘留者にも亦同一の者多かりしなるべく。萬曆年代の蔚山戸籍の中にも、降倭僉知、世知致、同判事世叱己等の氏名十數戸あり。此類顯出せず、同化融合せし者多かるべし。

『世宗實錄』には：……禮曹啓す、向化の倭馬三甫老、廣州戸長李間の養子となり。姓李を冒し、楊州戸長韓原の女を娶り、子李根を生む。根讀書今舉に赴かんとす。其志尙すべし。請ふ試に赴くを許されんことを。之に従ふとあり。『燕山君日記』には、惡政を誹謗せし貼紙を爲せし者の嫌疑者千餘人を囚へし中に、高柱尙なる者、憤慨し、我は元日本人なり、何ぞ汝等の手に死せんやと自刃せること出づ。

【滿洲系】

1 原州邊氏『高麗史』列傳：……邊安烈は本と瀋陽の人。元季亂興に因て、恭愍王に従つて來る。郷を原州に賜ふ。『嘯皇集』：……邊公墓表：……公本と中土北地の人遼瀋に生る：……至正辛卯恭愍に隨ひ徂東す。王妻はすに戚里判樞密元顓の女を以す。元の本籍は原州。故に公亦因つて原州を賜ふて郷と爲す。

2 崔○尹○李○金○張○姜○以上六氏『輿覽』甲山郡の姓氏の部に投化とあり。『甲山邑誌』同上。

3 童○崔○李○金○以上四氏『輿覽』富寧郡姓氏の部に投化とあり。『富寧邑誌』同上。

以上二項唯投化とのみ記せるも、野人と推定し茲に掲ぐ。

4 浪○氏『藝葉記』：……近日浪處活、浪世龍なる者あり：……浪氏は野人向化者の裔なり。

5 遼東潘○氏 遼東墨○氏 投化人『增補文獻備考』(以下略)

6 李○氏『典故大方』：……宣祖壬辰の時、明の將として來たりし李如松の孫應祖。其祖の遺命により東來し、後裔淮陽に居る。同書、丁酉の時總兵として東來せし李如梅の孫成龍脱身東來。其後裔江華に居す。

著名同族部落輩出人物調 (昭和五年)

京畿道

廣州郡五浦面陽筏里 陽村 尙州黃氏

黃孝源 約五百年前、李朝世祖朝の名望頗る高かりし反正功臣にして、領議政の官職に就きたり。

廣州郡樂生面宮内里 宮内 全州李氏

李炯胤 文章と孝行を以て名望高く、滄洲公の爵位を授けられたり。

楊州郡別内面青鶴里 東鶴洞 宜寧南氏

南銳 官位一品にして七道伯・判書を歴任す。

楊州郡別内面山谷里 黒石里 晉州柳氏

柳永詢 參判を歴任し、官位二品となる。

楊州郡別内面廣田里 廣岩里 廣州李氏

李宇恒 統制使を歴任し、官位二品となる。

楊平郡楊東面梅月里 庶岩村 原州李氏

李大忠 約三百六十年前、進士行軍資寺判事、世有四賢士之稱。

加平郡下 面下板里 瓦谷 全州李氏

李遇明 李誥僕の高祖にして、舊韓時代戸曹參判の官職に就き常に同部落民を愛護救済し、一般人民より尊敬されたる者なり。

振威郡松炭面茅谷里 全州李氏

李培 約二百餘年前、兵曹判書となる。

李建容 約百年前、都正にして官界に於て有名なりき。

水原郡陰徳面遠泉里 遠幕洞 密陽裴氏

裴榮成 二百四十年前、弘文館校理及結城縣監を歴任し、學徳を以て著はれり。

水原郡日利面下光教里 下光教洞 驪州李氏

李東都 史曹參判。李東亨 戶曹參判。李壽親 大司憲。

水原郡日爾面亭子里 亭子洞 平壤 趙 氏

趙 翊 按察使。趙 璫 護軍。趙存胤 郡守。

始興郡南面山本里 道藏洞 清州 韓 氏

韓 祿 肅宗時代に進士に級第し、後翰林院正言に進みたるが、祖先の遺風に倣ひて本農村に退居し、農事に従事したりき。

富川郡西串面始川里 始川里 晉州 柳 氏

柳之翊 進士より文科官持平。柳之羽 進士より文科官持平。柳泰東 文科、校理、大司諫、戶曹參議。柳春東 文科官佐郎。柳宅東

進士より蔭縣監。

富川郡西串面黔岩里 孟山洞 海州 鄭 氏

鄭 勳 郡守より文科成都承旨。鄭道亨 郡守より文科成均司藝。鄭述祚 郡守より文科成賜號三春堂致仕奉朝賀。鄭時登 郡守より

文科。鄭最善 文科正言。鄭鶴教 進士。

江華郡河帖面新三里 沈 村 青松 沈 氏

沈鳳淳 行長興府使。沈謹齊 行童蒙教官中樞府史。沈能徹 成均館進士敦營府都正。

金浦郡陽東面禾谷里 陵 洞 原州 金 氏

金應南 領議政。金德達 右議政。

金浦郡陽東面新堂里 新月 全義 李 氏

李善復 吏曹判書。

金浦郡陽西面傍花里 陵 里 豐山 沈 氏

沈 闕 約二百年前、上記の者登科し、大司諫を経て參判となる。

坡州郡坡平面訥老里 書院洞 昌寧 成 氏

成牛溪 有名なる坡山書院あり、其の書院は昔著名なる學者成牛溪先生の榮華を極めし所にして、成氏の後孫先生の教を尊守する爲、

之を名付けて坡山書院と稱せり。

坡州郡青石面東牌里 芳 谷 長水 黃 氏

黃 統 孝行なること著名にして、童蒙教官、參判を歴任す。

坡州郡青石面新村里 新村 陽川 許 氏

許 樸 司諫院司議、同副承旨。許 樸 平山府使、鐵山府使、咸鏡監營中軍將。許 逢 巨濟府使。

抱川郡一東面社稷里 百忍洞 湯川 許 氏

許 品 李朝顯宗の時代、武科水軍節度使の職にあり、常に清廉正直にして當時朝廷より清白吏の爵位を賜りたり。

許 是 李朝顯宗時代、文科に参加して進士に擢み、尙其の文章、徳望世間に籍々したり。朝廷より屢々招起せらるゝも之に應ぜず、

常に山林碧溪の樂を探し、尙伴逍遙せるを以て世人より白雲居士と稱せられたり。

抱川郡二東面燕行里 燕 谷 安山 金 氏

金 聲玉 約二百九十年前、幼にして孝行を以て其の名高く、後砥平郡守に任ぜられ、三十歳にして大司諫の位に進級す。

忠 清 北 道

清州郡玉山面徳村里 徳 村 河東 鄭 氏

鄭 儉妻忠州池氏 通訓大夫軍器監正鄭儉妻忠州池氏 烈行にて殉節す。鄭必武 德行あるを以て贈嘉善大夫戸曹參判。鄭六默 孝行を

以て贈童蒙教官。

清州郡玉山面金溪里 金 溪 清州 郭 氏

郭 傀 官位は副提學、郷約を行ふ。

清州郡北一面酒城里 酒 城 韓山 李 氏

李 德洙 文科官吏曹參議。李弘淵 文科官議政府左參贊。李志淵 官奉事。李泰淵 文科官平安道觀察使。

永同郡黃澗面栢子田里 栢子田 永山 金 氏

金 東元 文科兵曹參判。

永同郡陽山面柯谷里 柯谷里 仁川 李 氏

李 店敬 文科成均司成たりし事あり。其の他進士十一名を輩出せり。

永同郡深川面高塘里 下高塘 密陽 朴 氏

朴 換 號蘭溪、證文獻公、永樂乙酉に生員となり、辛卯に文科に登り、第一官玉堂經筵春秋館・成均館・中樞院使・兵刑吏・三曹判書兼寶文閣提學、藝文館大提學を歴任し、英祖朝丁亥に崇政大夫議政府左贊成を贈られたり。

永同郡深川面者湖里 芝庄里 星山 裴 氏
妻復度（號晦峯）は趙重峰、金沙溪兩師に學び篤行實踐を以て名高く、兵曹參判に任ぜられたることあり。

永同郡深川面錦汀里 黔 村 曠興 閔 氏

閔 昱 號石溪、世宗庚戌に生員となり、肅宗丁亥に工曹佐印を贈られ、夙に重峰趙先生の門人となりて、學を修め徳を磨き、孝行顯著なりしを以て政府より表彰せられたり。

永同郡深川面藥沐里 藥沐洞 密陽 朴 氏

朴嗣宗 號挹清、道薦參奉。朴千雄 嘉善大夫工曹參判兼五衛都摠府副摠官を歴任す。

鎮川郡栢谷面葛月里 黑 石 漢陽 趙 氏

趙重觀 正憲大夫五衛將戸曹判書を歴任す。

陰城郡陰城面新泉里 新 堡 宜寧 南 氏

南錫麟 三水府使、羅州營長を經任す。

忠州郡蘇合面東幕洞 牙山 李 氏

李誠國 宣祖朝扈從功臣にして繕工監參奉、贈通政大夫承政院左承旨兼經筵參贊官春秋官修撰官。

忠 清 南 道

扶餘郡扶餘面旺浦里 大旺里 醴泉 林 氏

林逸・林啓旭 進士。林田 工曹參議。林斗詰 縣監。

扶餘郡扶餘面井洞里 瓦峯里 光山 金 氏

金箕冕 進士。

舒川郡文山面文章里 豐壤 趙 氏

趙諫 平康縣監、享于廣州秀谷祠果川虎溪書院舒川建岩書院。趙鎮衡 文科。趙範九 文科、應教、承旨。趙南日 文科、校理、翰林、

承旨。

舒川郡鍾川面堂丁里

楊根 金 氏

金東洛 韓國時代、英祖朝に進士、資憲大夫、吏曹判書。

舒川郡庇仁面南塘里

杞溪 俞 氏

俞起昌(景安心) 舊韓國時代、兵曹判書。俞汝舟 文學、節義崇高たりし人なり。

保寧郡周浦面新垈里 馬山村

龍仁 李 氏

李益華 進士李昕の孫にして、李朝肅宗大王時代文名ありし人なり。十八歳にて文科に及第し、外職は蔚山、驪州等十二牧府使を歴、

し、内職は堂上官に至り、將に大顯せらるゝに際し、三十九歳を以て夭逝したり。

李顯明 其の子顯名と云ふ者は文藝夙成し、辛壬禍の時屢々上疏し、君命に依り流謫せらる。

保寧郡周浦面馬江里 内江村

晋州 柳 氏

柳翼贊 李朝憲宗時代の人物にして、武科及第、昌寧縣監。柳錫洪 翼贊の子息、武科及第護衛別將軍。

瑞山郡音岩面遊溪里 大橋

慶州 金 氏

金漢奇 韓國英祖妣貞純王后父。

燕岐郡錦南面達田里

昌寧 成 氏

成岐軍 判書。

論山郡可也谷面六谷里 六谷

徐 益 義州牧使。徐必遠 顯宗朝名臣、官位兵曹判書兼地戎使。

論山郡恩津面南山里

密陽 孫 氏

孫諱軸 忠清南道恩津郡城東面南山里に於て出生、三百年前、成宗朝官至承政院左承旨兵曹參判兼知樞筵義禁府春秋官。

牙山郡道高面禾川里

平澤 林 氏

林守謙 號葛谷、全羅監司、禮戶參議、大司成、大司諫、副提學。林錫周 號梅軒、贈通政大夫左承旨、文章。林光弼 洗馬門副承旨、

林德隣 翰林謚州獻。

牙山郡甌峙面白岩里 (白岩里・書院村・月谷里・新基・九梁面・下白岩里を總稱して白岩里)

李鳳祥 諡忠愍、忠清兵使、地方叛賊を誅し戦死す。李 莞 諡剛愍、義州府尹、丙子の亂を防備し戦死す。

牙山郡仁州面海岩里 閑 谷 南陽 洪 氏

洪若水 官位兵使。洪宇紀 官位判決事、略歴は龍宮縣監の時善政碑得たり。洪章煥 官位府使。洪必裕 官位承旨。洪思説 官位郡守、略歴扶餘、洪城二郡を経歴す。

天安郡葛田面佳田里 安東 金 氏

金忠甲 天學に優れ議政大臣の略歴を有し、死して上洛君の諡號を受く。金得臣 號栢谷、金忠甲の曾孫にして、殊に文學に優れ名望高し。

全 羅 北 道

長水郡溪北面於田里 於田里 錦溪 韓 氏

韓宅基 追贈嘉善大夫戸曹參判、文學を以て名高し。

南原郡周生面上洞里 上 洞 南原 梁 氏

梁大模 壬辰の亂に於て官位大司馬將軍たりき。

淳昌郡金果面銅田里 銅 田 玉川 薛 氏

薛孝祖・薛繼祖・薛緯 約三百八十年前、玉川薛氏の祖先玉川棟(諱)の長男孝祖(諱)は戸曹參議、二男繼祖(諱)は玉川府院君、末弟緯(諱)は大司成等の官位にありたり。

井邑郡瓮東面山城里 七田里 安東 權 氏

權 恕 判書、道德家にして政治に最も盡力せり。

井邑郡北面承富里 承富里 高興 柳 氏

柳希津 三百八十餘年前の人にして、官位執義公大司憲、忠義の功により通訓大夫司憲府執義に任ぜられ、忠烈社に奉安さる。

高敞郡海里面松山里 松山里 昌寧 成 氏

成徳鳳 參判。成永憲 進士。成永徳 參奉。

益山郡王宮面東龍里 龍南里 鎮川 宋 氏

宋英局 號飄翁、謚號忠肅、三百七十年前、忠清北道鏡川郡に生れ、漢學に精通し、李朝宣祖朝に青雲に登門し、慶尙道節度使中樞府事、兵曹參判、正二品資憲大夫、禮曹判書を歴任す。

全 羅 南 道

光州郡本村面日谷里 日谷里 光山 盧 氏

盧希瑞 二百年前、國家の功臣として著名なり。盧汝奎 光武二年より五年間全羅南道觀察府主事を命ぜられ、現在に至るまで文學を以て同族及び部落の子弟教育に熱心なり。

光州郡河南面眞谷里 眞谷里 順天 朴 氏

朴 光 號孫齊公、爵位王子師傳諮議、幼時より文學に熱心にして門下の子弟多し。

光州郡林谷面博湖里 博湖里 濟州 梁 氏

梁應昇 舊官位行成均館副提學、黃海道監事、朝廷より惠康の號を享く。

光州郡光州面北町樓門里 青松 沈 氏

沈東煥・沈宜煥・沈宜鍾以上の三名は何れも文學に著名なる者にして、全南道誌及光州邑誌の才學編に記載しあり。

光州郡西倉面細荷里 細荷里 金海 金 氏

金世斤・金秋南・金壽翊 世斤は金氏中祖にして主簿兼兵曹參判、金秋南氏は刑曹參議、金壽翊は生員になりたり。

光州郡孝泉面老大理 老大理 咸安 尹 氏

尹壽益 正郎之和の玄孫にして、孝宗庚寅に司馬、癸巳に厚陵參奉陞戸曹佐郎、又其の後丹城縣監に爲り善治したるを以て、其の名當世に聞へり。

光州郡瑞坊面下村里 梧峙里(一部) 咸平 李 氏

李邦弼 成均館大司成、康津縣監を歴任し、文學にも著名にして門中功績多し。

珍島郡郡内面細噠里 細噠里 玄風 郭 氏

郭義孝 李朝宣祖朝の人、幼少より學を好み老年に至りて一郷の巨儒となり全郡に聲名あり。

光陽郡玉龍面山南里 南井里 利川 徐 氏

徐蓋龜 通政大夫軍資監、折衝將軍行龍驤衛副護軍。

高興郡大西面禾山里 西南里 礪山 宋 氏

宋 悌 二百八十年前の人物にて、官位は兵馬節制慰竝に戸曹參議に歴任す。

高興郡道陽面道德里 道德里 安東 金 氏

金得樞 兵馬僉節使。金陵集 戸曹佐郎。

寶城郡寶城面牛山里 牛山里 竹山 安 氏

安 民 訓練院參軍。安 範 慶尙南道禮安郡守。安 勉 全北南原郡守、星州牧使、靈光郡守、羅州郡守等に歴任せり。

長興郡古邑面竹橋里 鶴 橋 靈光 丁 氏

丁乾一 工曹參議。

長興郡古邑面傍村里 内 洞 長興 魏 氏

魏德和 忠君愛國の念厚く戸曹判書となれり。魏德厚 判官。

長興郡夫山面内安里 内 洞 靈光 金 氏

金光遠 李朝中宗朝に進士及習讀を経歴し、通學忠節を以て海師の位にあり、長興洞陽書院に従享せらる。金汲 李朝顯宗朝に進士及

び文科を経、弘文院註書練官を歴任す。

長興郡安良面水莖里 水 西 水原 白 氏

白宋欽 進士。白基虎 制官兼虞侯官。白昌欽 守門將官。

康津郡城田面松月里 松月里 豐壤 趙 氏

趙 注 牧使、忠清道監司。

康津郡道岩面石門里 石川里 道康 金 氏

金衛空 醫義大夫同樞府事、醫善大夫、刑曹參判。

康津郡城田面金塘里 蓮塘里 原州 李 氏

李 彬 持平。李彦烈 典籍。李毅敬 師傅。

康津郡鵝川面觀山里 博山里 光山 金 氏

金 淳 參奉、通仕郎、縣監を歴任す。

靈巖郡北一始面永保里 内 洞 全州 崔 氏

崔德之 南原府使。

靈巖郡北一始面老松里 松 内 居昌 慎 氏

慎天翊 副提學。慎海翊 順川府使。

靈巖郡新北面茅山里 茅山里 文化 柳 氏

柳用恭 生進俱中、司憲府監察、居昌縣監、配享松山祠。柳用剛 參奉。

靈巖郡新北面葛谷里 葛 谷 驪興 閔 氏

閔 試 主簿刑曹參議。閔光鏡 左承知戶曹參議。閔哲儒 文科司諫院正言。

務安郡都草面古蘭里 古蘭里 長興 高 氏

高聖權 五衛將。高化兼 參奉。高義兼 司諫。

務安郡望雲面蓮里 蓮 洞 河東 鄭 氏

鄭在碩 行同知中樞府事。鄭麒麟 陞通政大夫。

務安郡望雲面東岩里 新基里 海州 吳 氏

吳斗根 贈嘉善大夫戶曹參判。

務安郡石津面梨山里 梨山里 羅州 林 氏

林象德 號老村、文科、翰林、弘文校理を歴任す。林冕洙 縣監。

務安郡望雲面東岩里 永海村 河東 鄭 氏

鄭 權 戶曹參判(贈通政大夫)。

務安郡石津面星巖里 星岩里 漢陽 趙 氏

趙夢龍 號湖隱、贈戶曹判書、光海君の時に辭爵益遜し、廉潔持身の傳へあり。趙起漢 號星齊、同知中樞府事、學識名望高し。

羅州郡細枝面碧山里 碧 亭 光州 金 氏

金 珩 通訓大夫、戶曹參議。金昇男 嘉靖壬寅、戶曹參議。

第二章 同族部落の沿革

朝鮮の聚落（後篇）

羅州郡旺谷面松竹里 九湖里 棠岳金氏

金橋澤 朝奉大夫、童蒙教官。

羅州郡洞江面月松里 月海 羅州林氏

陳剡湖 進士。林景實 參判。

羅州郡老安面金安里 光谷里 錦城鄭氏

鄭 鋤 翰林。鄭孝宗 進士。鄭立 中樞府史。

羅州郡茶道面鐵川里 等乃柳村 利川徐氏

徐 鱗 兵部尙書、參臣、永平監務。

咸平郡咸平面津良里 良林里 仁同張氏

張志生 贈通政大夫。

咸平郡新光面月岩里 燕川 慶州李氏

李湖仁 李朝仁祖朝武科に及第し、丙子の亂に立功。李松齊 李朝仁祖朝文科に及第、禮曹參判。李泰熙 李朝正祖朝文科、司憲府持平。李致五 純祖朝文科、司憲府司諫。

咸平郡新光面伏興里 伏興里 青松沈氏

沈東秀 李朝肅宗朝、兵曹參判。沈斗相 李朝純祖朝、通政大夫折衝將軍副護軍。沈一相 李朝純祖朝、孝子として上兩に選し、壽職として喜嘉大夫に任ぜらる。

咸平郡食知面羅山里 羅山 竹山安氏

安汝器 進士、兵曹正郎、昌平郡守。安鳳胤 孝子として旋國を賜はる。

咸平郡大洞面江雲里 舟坪里 全州李氏

李起漢 通政大夫。

咸平郡大洞面德山里 德山里 光山金氏

金佐兼 通政大夫、承政院左承旨。

靈光郡郡南面東澗里 東邊里 延安金氏

（備考、現在は鳳凰面に抱まる）

高麗以來女眞人の投化したる者甚多し。其中には重要な地位を得たる者も鮮なからず、例へば李朝太祖の肱臣とも幼少よりの友人とも謂ふべき佟豆蘭の如し。此等の後裔の兩班となりし者も多かるべきに。其祖を女眞人とする者一人も無し。蓋し高麗李朝を通じて北方支那人を胡夷として賤視するの弊見あるにより、是を名譽とせず。其系統を塗抹せしに由るものなるべし。但だ女眞の姓を今日傳へたりと思はるゝ者に、左の一姓あり。

7 溫氏 『高麗史』に高宗己丑八月に：東眞四十人、托言追溫迪罕至和州：とあり。此溫迪罕は女眞姓氏の一にして『金史國語解』に溫の一字にて表出され居り。此溫氏は吉林の東方綏芬河より間島方面に繁榮せし名族にして。右高麗史記事は溫迪罕が豆滿江の彼方より脱出して高麗に逃入せしものならん：云々と稻葉博士（著）日本歴史中に出づ。

現に咸北慶興郡雄基邑、吉州郡古城面、城津郡城津邑、茂山郡三社面、穩城郡訓戒面、鏡城郡漁郎面、及咸州、北青、三水、長津、豊山、利原、甲山、洪原等々の二十九面邑にある溫姓の中には其後裔多かるべし。

【蒙古系】

1 延安印氏 『高麗史』：印信本と蒙古の人、初の名忽刺歹。齊公主の怯怛口。怯怛口は華言私屬の人也。三哥車古歹と與に公主に従つて來る。中郎將に補す、遂に姓名を改めて印信と爲す。

2 羅氏 『同上』：羅世は本と元人也。恭愍の朝、諸將と撃つて紅賊を走らす。功を録して二等と爲す。

3 全氏 『同上』：全義は胡人、本名、也列哥。恭愍の末密直を拜す。

4 趙李石 尙姜鄭張宋周秦 以上十姓 『輿覽』濟州姓氏の部に、以上の姓、元とあり『東史綱目』には：按ずるに元の時留領及牧馬を以元人の濟州に來住する者甚多し。忠烈王の時、元罪人四十を此に流す。故に濟州元人の子孫多し。今（續通志）の籍元を以て姓貫と爲す者是也。

5 清州楊氏 『龍洲集』：通政大夫安邊府使蓬萊楊公墓碣：先生諱は士彥、字は應聘、蓬萊と號す、又海容と號す。元の成帝の時、始祖起、侍中を以て齊國長公主の釐降に陪す。高麗忠宣王、上黨伯に封す。故に清州楊氏と爲る。

6 牙山蔣氏 『大東韻府群玉』：元の神慶衛の大將軍蔣愐。麗末に亂を避けて來つて牙山へ寓す。遂ひに土姓となる。

7 安陰西門氏 『錦谷集』：元の至正年間公主を高麗に送る。西門其行に記從して出來る。恭愍に仕へ侍中中郎と爲る。因て郷貫と爲す。

8 原州邊氏 『輿覽』：原州姓氏の部に、邊（姓）瀋陽とあり。『增補』には、始祖、祖順の孫安烈兵部尙書を以て、高麗恭愍王の初年魯國公主に陪し東來す。補祚功臣領三司事、原州府院君に封す。夫人の姓貫に従ひ仍つて籍を原州に賜ふ：とあり。

金思衡 通政大夫。

長城郡森溪面舟山里 淨閣里 新平 宋 氏

宋 欽 號知止堂、諡李愨公、進士、全羅監司、世子武師、吏曹判書、判中樞府事、貳相。

長城郡森溪面綾城里 綾城峙 長興 高 氏

高時勉 弘文館校理。高時協、弘文館校理。高時興 成均館進士。高時景 司諫院正言。高時翼 司諫院正言。

長城郡黃龍面筆岩里 筆巖 蔚山 金 氏

金羽休 校理、承旨、參議。

長城郡黃龍面月坪里 月坪 蔚山 金 氏

金祿休 十六歳にして精通往書、勤勉學問誨人不倦名著京郷、道伯及御使褒薦學行、特賜監役初仕、配享于蘆沙奇先生高山祠。

求禮郡外山面塔挺里 塔洞 洪州 李 氏

李遇白 漢城左尹。李錫虎 龍襄衛。李弼淳 防長。

求禮郡求禮面山城里 山城里 金寧 金 氏

金學權 金燭夷の父にして議官。金溶混 金惟權の父にして進士。

求禮郡龍方面龍江里 斗洞 全州 李 氏

李廷翼 官位司憲府持平、藍田書院に配享せらる。

慶 尙 北 道

達城郡公山面美垓洞 美垓 仁川 蔡 氏

蔡應麟 本部落の第一代祖、字君瑞、號松潭、進士、柳湖書院に享祀せらる。

達城郡城北面東邊洞 東邊 綾州 具 氏

具金正公 壬辰亂の時、義兵を倡起し、大なる手柄を立て官より表彰せられたり。

達城郡壽城面池山洞 池山 中和 楊 氏

楊景淵 進士に登用され、學識名望非常に高かりき。

第二章 同族部落の沿革

達城郡多斯面勳將洞 勳 齊 星州 都 氏

郡領學 司葵、儒教に於て名高かりき。都塚修 郡守、學識名望高かりき。

達城郡玄風面池 洞 池 洞 瑞興 金 氏

金重燦 牙山縣監。金華植 延豐縣監。金熙國 興海郡守。

慶山郡慶山面中方洞 中方洞 達城 徐 氏

徐思選 三百年前、禮賓侍參奉、達城縣監。

慶山郡孤山面時至洞 時至洞 牙山 蔣 氏

蔣鎮宇 舊政府代、守門將、訓練院內禁將、康翎縣監、信川郡守等を歴任す。

慶山郡河陽面南河洞 南河洞 清道 金 氏

金是聲 顯宗朝壬寅、三道統制使、甲辰禁衛左別將。

永川郡新寧面華南洞 甲 峴 安東 權 氏

權復僞 副護軍として英祖に仕ふ。權益衡 義兵將として英祖に仕ふ。權師億 營將として正祖朝に登科、奉職せり。權寅秉 參判として憲宗朝に奉職。權璉鉉 參判。

永川郡紫陽面魯巷洞 魯 巷 慶州 金 氏

金自強 四百五十年前、李朝に仕へ通川郡守、清風府使及吏曹正郎を歴任す。金應生 文純公退溪先生李滉授業成均進士に及第、戶曹參議歴任。

金 浣 僉使、咸安郡守を歴任。

永川郡清鏡面上梨洞 梨 谷 密陽 孫 氏

孫德洙 工曹參議歴任。孫德浩 壬辰亂時守門將歴任。孫漢樞・孫漢機漢文學を以て世に著名。孫錫俊 孝子として著名。孫萬祉・孫斗南 孝子として著名なり。

永川郡清鏡面大儀洞 巨 谷 成山 李 氏

李彦沂 中宗甲午以孝廉除參奉。李國賓 壬辰勳錄宣武原從二品官直長。李滄 縣監。

永川郡琴湖面五溪洞 宗 洞 昌寧 曹 氏

曹學辰 李朝正祖朝に嘉善大夫、全羅道兵馬節度使を歴任せり。

慶州郡内南面伊助里

月城 崔 氏

崔讓立 工曹參判、行公州營將、二十五歳の際壬辰亂に當り倡義となり戦功を奏せしが、六十九歳の時丙子亂に當り、清兵と激戦し遂に戦没す。

迎日郡杞溪面吾徳洞

麗州 李 氏

李能立 嘉善大夫護軍、文學に優れ儒林中著名なり。李望久 通政大夫、文章徳行の方にして、儒林中著名なり。

迎日郡長岑面芳山里 巨山

大邱 徐 氏

徐方慶 號直齋、原從功臣、萬曆壬辰興從姪克仁負五聖八賢位版權安龍岩窟中庚子還安位版。徐克仁 號樂窩、濟用監參奉、略歴同上。徐惟遠 號萬仞堂、贈通政大夫左承旨兼經筵參奉、追享長鑿御院別廡、文正公允庵先生門人。

英陽郡日月面注谷洞

漢陽 趙 氏

趙徳純 今より二百年前の人にして、官位司憲府持平、文章才士を以て著名なりき。趙徳隣 今より二百年前の人にして司憲副承旨、文章才士を以て著名。趙述道 文章及徳望を以て著名。以上三人共遺稿あり。

英陽郡石保面院 里

載寧 李 氏

李文逸 號葛庵、吏曹判書、諡文敬、遺稿あり。李崇逸 號恒齋、宜寧縣監、遺稿あり。

盈徳郡盈徳面上直洞一區

盈徳 金 氏

金繼孫 禮曹正郎、嘗て文科に登第し、歷遷至禮正。金善豪 振武原從功臣、司諫府使歴職し、仁祖朝錄勳。

盈徳郡盈徳面下直洞

遂安 金 氏

金 爲 高麗典理判書、迎日縣監に歴職し、治績多かりしなり。金夏九 進士、文科、縣監、嘉善、海南郡守及陶山院長を歴任し、且文學道徳を兼ね備へ、當時聲望厚かりき。

安東郡臥龍面周下洞 周下洞

眞寶 李 氏

李子脩 文科に登り紅巾賊の討伐により松山君に封ぜらる。李禎 官至善山府使、縣監。

安東郡豊山面上里洞 上 里

宣城 李 氏

李權輝 官至翊衛司翊贊、後吏曹判書を贈らる。

同族部落の沿革

安東郡豊山面下甲洞 下甲 全義 李 氏

李 樺 諡良靖公、幾多の官職に就き、後兵曹判書となる。

安東郡豊北面五美洞 五美洞 豊山 金 氏

金楊震 登科、官至翰林副提學三道方伯。金大賢 官至縣監、贈吏曹判書。

安東郡豊北面梅谷洞 新安 英陽 南 氏

南隆達 左承旨を贈らる。丁卯北亂の際龍宮に於て首倡となれり。南礫 官至縣監、戸曹參判を贈らる。南天漢 文科に及第し、官大司諫、左承旨、工曹參議となる。

安東郡豊西面佳谷洞 佳日 安東 權 氏

權 柱 李朝中宗丙寅年、官至禮曹判書。權垸 南臺持平を贈らる。

安東郡一直面龜尾洞 龜尾 義城 金 氏

金 槩 文科に及第し、官禮曹參判となれり。金道和 官位義禁府都事に至れり。

安東郡臨東面朴谷洞 朴谷 全州 柳 氏

柳升鉉 官兵曹參議に至る。

安東郡禮安面烏川洞 烏川洞 光山 金 氏

金富弼 官參奉に至り、吏曹判書を贈らる。李退溪の門人なり。

安東郡豊西面素山洞 素山洞 安東 金 氏

金養根 官至刑曹參議。

安東郡豊西面九潭洞 九潭 順天 金氏、光山 金氏

金有温 號菊潭、順天 金氏にして文科に登り、禮曹參議に任ぜられたり。金用石 光山 金氏にして、號潭庵、進士となり、郷里に於て學を修め義を行ひ世に顯はれり。

安東郡吉安面知禮洞 知禮 義城 金 氏

金邦杰 號芝村、文科に登り、次で幾多の官職に就き、後大司諫に任ぜられたり。

安東郡吉安面黙溪洞 黙溪 安東 金 氏

9 黃氏 『典故大方』黃石奇は本と元人を以て恭愍王の時魯國公主に陪し東來佐理平章檢山府院君となる。

『陶谷集』高麗檢山府院君恭愍黃公墓表。公諱は石奇中朝の人也。高麗忠肅王の時、公主に従つて東來す、昌原に封ぜらる。子孫仍つて貫とす。『增備』には恭愍王の時魯國公主に陪して東來、本と元人なりとあり。

10 德水張氏 『谿谷集』平山申氏墓誌銘。德水張君有良、申氏と曰ふ、……張氏の先舜龍と曰ふ。本と元朝より東來す。官僉議參理に終る。德水に食采す、因て貫と爲す。

以上各項の中には蒙古人なるや又漢人にして蒙古に仕官したる者なるや不明のものあれど便宜上掲記せり。

渤海系或契丹系

1 王氏 『高麗史』……太祖十七年渤海は契丹の滅す所となる。世子大光顯數萬を率ゐ來投す。姓名を王繼と賜ふ、之を宗籍に附す。

2 金 隱 大 洪 以上四姓 『同上』……太祖十一年渤海人金神等六十戸來投……同大儒範民を率ゐて來投。同隱繼宗等來附す。同十二年洪見等來投。

渤海の滅亡の時高麗に投入せる者甚多く此類『高麗史』に出たる者多し、他は省略す。其子孫の中其姓を保ちし者も有るべきも。爾來兩班の家に渤海系なりとせる者無し。蓋し之を名譽とせざるに因るものなるか。唯南鮮某所に渤海大氏の系譜を藏する者ありと云ふ。

3 尉氏 『高麗史』列傳尉豹は本と契丹の人、明宗の朝散員同正となる。

同 韓 系

1 張氏 『高麗史』列傳張舜龍は本と回々の人、初の名三哥。齊國公主の怯怛口を以て來る。郎將を授く、果遷して將軍となる。今の名に改む。

2 慶州僕氏 『同上』僕遜は回韓の人、世々元に仕ふ。遜は順帝の時中進士出でて單州に守たり。父の憂に居り大寧に寓居す、紅賊大寧に迫る。恭愍王七年兵を避けて東來す。王の元に在るや遜と舊あり、是に由て待つ甚だ厚し第を賜ひ高昌伯に封ず。

『世宗實錄』地理志……賜姓一僕。元の崇文監丞僕遜は高昌の人、元季兵を避けて東來す。其子判三司長壽、鄉貫を賜はらんことを請ふ。太祖命じて鷄林を以て本貫とす。

3 林川李氏 『世宗實錄』地理志……林川の李姓一の割註に……李玄は本と畏吾國の人也來つて投化通譯に功あり。命じて林川に付籍す。中央支那系

1 宣氏 明の太祖洪武十五年奉使東來したる、宣允祉は留り居り。寶城を貫とし、後孫若海仁祖の朝奉使潘陽に入り功あり。其後裔長

城、樂安、安邊、江華、坡州に居す。右『典故大方』に出づ。以下 2 より 23迄皆同じ

2 麻氏 宣祖丁酉提督として東授せし、麻貴の曾孫舜裳朝鮮に漂到し。其後裔陝川に居す。

3 石氏 明の兵部尙書石星の後裔清風に居す。

4 史氏 明の禮部尙書史繇の後裔、江華に居す。

5 萬氏 明の經理使萬世徳の後裔、京に居す。

6 賈氏 明の兵部尙書賈維翰の後裔、泰安、安東に居す。

7 董氏 宣祖戊戌東授の提督董一元の後裔鎮川に居す。

8 片氏 浙江の人、明摠節使礪頌の後裔、結城、金山に居す。

9 施氏 宣祖壬辰麻貴に隨ひ東授せし施文用、星州に卜居。其後裔仍ほ居す。『文獻撮録』には……施文用は壬辰天兵の逃れて我國に在る者也。正宗癸丑の教に曰く。星州會て聞く明洞と稱する者あり。即ち壬辰東授中軍施文用の洞城と云ふ。文用の父允濟官は兵部尙書、石公東授の策に力賛す。而して文用積勞行間因つて我國人となる。宣廟の朝、僉樞の職を授く。英祖の朝亞卿を賜る。且文用の後

有り。賤役に簽する勿れの教あり。今思はざるべけんや。後裔を収録して、道伯をして召見せしむべし……とあり。

10 陳氏 明の宗人府の儀賓陳鳳儀の玄孫、明末東來。其後孫京居す。

11 康氏 宣祖壬辰右協將康世爵の後裔、椴島より東來し、茂山に居す。

12 胡氏 明の吏部尙書胡士表、丁丑椴島より東來し。其後裔茂山に居す。

13 田氏 明の兵部尙書田鷹揚の孫好謙、椴島より東來。其後裔通津に居す。

14 楚氏 明の星山公の後裔、明川に居す。

15 千氏 明の花山君の後裔、忠州、益山、綾州、利原、海州、吉州、端川、開城、明川、清安、咸陽、茂朱、長城、寧海、咸昌、北青

鐵原、水原に居す。

16 潘氏 明の通政潘騰の後裔、金化に居す。

17 鄭氏 明の吏部左侍郎鄭文謙の後裔京に居る。同琅琊の人進士、鄭先甲東來。其後裔京に居す。

18 黃氏 明の池下留守、黃功、仁祖丁酉瀋陽より鳳林大君に陪し東來。後裔京に居す。此れより柳溪山并に九家同時に東來。

19 王氏 明の庠生青州の人、王文祥の後裔、京又江陵に居す。同濟南の人庠生王以文の後裔、京、揚州豊徳に居す。

第二章 同族部落の沿革

20 馮氏 明の臨朐の人庠生馮三仕東來。後裔加平、丹陽、永春、陽智、豐基、楊州に居す。

21 喪氏 明の大同の人庠生喪三生東來。後裔京に居す。

22 秋氏 明の完山君の後裔、林川、清安、舒川、陽德、茂朱、安岳、金化、忠州、文義に居す。

23 祈氏 大明戸部郎中新順の後。

24 密陽唐氏 『輿覽』密陽人物の部に：：唐誠浙江明州の人、元末亂を避けて東來。本朝の初より専ら事大吏文を掌る。命じて本府を以て其籍貫と爲す。『增備』には唐有誠とあり。

25 明氏 『典故大方』元來蜀に據り帝と稱す。國號大夏、明の太祖既に蜀を定め、其子昇及其家族を我國に遷す。之をして官と做さず、民と做さざらしむ。後孫光啓、宣祖の時文科に登る。

『文獻撮錄』明昇九歳擒にせられ我國に至る。昇の母曾て皇太后の爲めに毎夜天に向つて祝して曰く。天なる哉、天なる哉、我をして播遷せしめしは、専ら蜀大臣の罪也。大臣大明と相通ず：：云々。太宗の朝王妃の冠服大明より來る。宮中翟衣被褥の法を知らず、昇の母を招いて宮に入り指教せしむ。今明氏の苗裔開城に居る者陳理あり理子無し、只外孫に成倪あり。

26 豐川任氏 『增備』本と中朝紹興府茲溪縣の人。公主に陪して東來、籍を豐川に賜ふ。

27 興德陳氏 『同上』元末陳友諒武昌に據つて帝と稱し國號を漢と爲す。敗死するに及び子理、明に降る、太祖平漢公に封じ之を高麗に遷す。我太宗の朝順德侯に封ず、一派を爲す。

28 谷山廷氏 『同上』本と中國弘農の人、公主に陪して東來谷山に居る。因つて以て貫と爲す。

29 尙州方氏 『同上』本と中國牟縣の人、東來。後元帝命じて河南侯を贈る。

30 豐德張氏 『渠谷集』豐德の張中朝より出づ。浙江の人張伯昌、宋の貴臣を以て子舜龍と黃巢の亂を避けて來り貞州に接す、遂に郡人となる。『典故大方』には德水張氏とあり、德水は古豐德の屬縣。

31 瑞山鄭氏 『增備』：：本と中朝の人始祖、臣保宋朝の員外郎となる。宋亡んで海に浮んで東來す。修身仕へず鄉祠を享く。

32 葉氏 『高麗史』顯宗三年宋人葉居腴來役。

33 富寧余氏 『增備』宋の諫官余善才東來、富寧に食邑す。仍て以て籍と爲す。

34 咸從魚氏 『同上』始祖化仁本と中朝馮翊府の人。南宋の時亂を避けて東來す。始め江陵に接す、後咸從に従る。後又晉州に遷る。

35 黃州邊氏 『同上』平公の子御戎字は子邊。子孫仍て邊を以て氏と爲す。隴西に居る。汴宋の亡ぶや海に浮んで東來し取城に居る、取

城は今の黃州、子孫仍て黃州を以て貫と爲す。

36 居昌慎氏 『同上』宋の開封府の人修なる者あり。高麗文宗の時東來す……此一族今現に慶尙南道居昌郡に二百餘戸居住す。
37 雙氏 『高麗史』列傳……雙翼は後周の人、周に仕へて武勝軍節度巡官將仕郎となる。光宗七年冊封使に従ひ來る、病を以て留て仕

38 大邱夏氏 『增備』始祖欽、宋朝の都督を以て來る。東國に居る、始め大邱に籍す。

39 居昌章氏 六百餘年前、高麗文宗の時、宋の開封府より東來す、現在慶尙南道居昌郡に一族二百餘戸居住す。『同面回答書』。

40 林川趙氏 『增備』本と宋の太祖の第二子、岐王德芳の後、中朝進士に登る。亂を避けて東來、高麗嘉林君に封ず。仍て籍と爲す。

41 海州吳氏 『典故大方』始祖仁裕高麗成宗三年甲申、宋朝學士を以て東渡。海州に籍し國朝に仕ふ。

42 南陽洪氏 『蒼石集』……通訓大夫司憲府持平洪公慈福……唐才子八人を遣はし來つて高句麗に教ふ。洪其一也、至つて南陽に居る、遂に以て貫と爲す……南陽の洪に二派あり、世に此洪を唐洪と稱し、他を土洪と稱す。

43 岳林洪氏 『木齋集』岳林洪氏族譜序……吾始祖學士大唐の初、楚より遼東に至る、而して遂に東來す。牧隱李先生の唐城引に詳しく其事を載す。麗の中葉に這び諱變なる者あり寧相に位す。南陽より嶺の岳林に徙る。其後遂に岳林の洪と爲る。猶古の大夫の如し、王父の字を以て氏と爲す。而して姓を別にする也。今岳林の譜を作つて南陽と別つ。

44 丁氏 『典故大方』唐宣宗大中七年符邦なる者あり東來す。

45 呂氏 『增備』本と中國萊州の人、唐の僖宗乾符四年新羅眞聖王の時、黃巢の亂を避けて東來す。咸陽、星州、密陽、金海に分籍す。金海、密陽は則ち聞ゆる無し。咸陽、星州は則ち東方の著姓となる。

46 盧氏 『增備』唐末盧氏兄弟四人中國より東來し新羅に仕ふ。垓は光州伯となる、塙は交河伯と爲る、坵は長淵伯となる、址は豐川伯となる各封邑を以て貫と爲す。

47 高靈司空氏 『同上』唐の僖宗の時の人其子孫亂を避けて東來す。
48 延安李氏 『東國文獻備考』延安李氏の始祖茂、唐の高宗の時中郎將を以て蘇定方に従つて東に來る。百濟を平ぐ仍ほ留つて新羅に仕

ふ。籍を延安君と賜ふ、『退溪集』に大體上項と同一の記事あり『象村集』には本項世傳として出づ。

49 李越殿氏 『增備』始祖光、郡守殿祖族譜に云ふ。唐の天寶年間殿氏上价となり坡樂使を以て奉命東來、仍つて寧越に居て返らず。

以下投化の時代不明のもの。其中唐とあるのは、李朝公文、文献の記載の用字例として。唐とは唐朝の唐に限らず。宋、元、明、清等の時代の漢族の人を指稱す。

50 商山李氏 『增備』始祖之機中朝河間府より出来る。籍を尙州に賜ふ。

51 池氏 『同上』始祖宗海本と中國人、海に浮んで東來す。

52 忠州梅氏 『興覽』忠州姓氏の部に賜(姓)中原濟南とあり『大東約府群玉』其先中原の濟南縣に出づ。姓を梅氏と賜ふ、忠州に籍す。

53 南陽房氏 『退溪集』南陽の房即玄齡の後、中朝より東來す。

54 昌原孔氏 清州楊氏 豐川任氏 豐川唐氏 『同上』皆中國より出来る。『芝峰類說』

羅州羅氏 『肅齊集』羅州羅氏族譜重刊後序：：羅氏本と中國豫章の人、東來して羅州に籍す。

55 龍宮曲氏 『興覽』其郡姓氏の部に唐投化とあり。『增備』には唐の投化人、高麗太祖元年曲粉會、評察となる。

56 玄風郭氏 『增備』其先關西弘農の人中國より東來す。

57 固城朱氏 安康邵氏 成興朱氏 通川太氏 梁山陳氏 公州金氏 慶山全氏 慶山白氏 慶山劉氏 慶山徐氏 以上十一

氏 右『興覽』其府郡の部に單に唐の投化として出づ。

59 安康邊氏 梁山陳氏 管城陸氏 丹城宋氏 右『增備』に、單に唐の投化人又は、中原より東來して出づ。

南方、西方支那系

1 王 『高麗史』王三錫は本と南蠻の人、性狙詐輕躁才術無し。嘗て商船に隨つて燕に至り人に糊口す。忠肅王元に在り三錫幸臣に因て見を求む。王之を悦ぶ遂に王に従ふて東還醫術を以て王に媚ぶ、近幸を得寵眷比無し、稱して師傅となる。

2 對 梁 安 以上四氏 『興覽』濟州姓氏の部に、右四姓雲南。大明の初め雲南を平定し、梁王の家屬を徙し州に安置す、とあり。

3 楊 郡 以上二氏 『增備』邑屬未定の項に西蜀と出づ。其原據とする所詳かならず。

以上外國系姓氏を文献より抜記せる大略也。猶詮索せば此類多かるべきも。唯大要を摘するに止む。

第四節 同族部落と輩出人物

各道別輩出人物

各族興廢と同族部落の關係は極めて密接であり、過去に於て、官吏、軍人、學者として、樞要なる地位を占めたもの、一族が發展して、同族部落を構成して居る以上、個々の部落に就いて見ても、多くの場合は、有名なる人物を出したものが繁榮して居る。勿論中には名族の子孫にも凡庸の人物が出て、或は其の他の事情で衰微したものもあるが、有力なる人物は、その部落及び一門の尊敬崇拜の的となり、その感化影響も大であるが、著名同族部落のみに就いて、各道別輩出人物を見ると、有名なる學者を出したる部落一八六、有名なる政治家を出したる部落五四七となつて居る。有名なる學者を出した部落は、慶尙北道を筆頭とし、慶尙南道これに亞ぎ、全羅南道及び黃海道も多い方である。有名なる政治家を出した部落は、慶尙北道を第一位とし、全羅南道これに亞ぎ、遙かに下つて慶尙南道、黃海道、京畿道である。これを要するに、各道中著名なる人物を輩出せしめた同族部落は、慶尙北道が最高位を占め、これに亞いで全羅南道、慶尙南道、黃海道等であり、平安南北道、咸鏡南北道は、李朝の政治勢力に遠ざかつて居た爲め、その輩出人物も比較的少いことが明かにされて居る。

著名同族部落輩出人物調（昭和五年）

道名	有名なる學者を出したる部落	有名なる政治家を出したる部落	調査したる著名同族部落
京畿道	七	三五	二三五
忠清北道	三	二六	一三四
忠清南道	四	三三	一三一
全羅北道	五	二三	九二
全羅南道	一七	一〇七	二三八
慶尙北道	五九	一二七	二四六
慶尙南道	三四	四三	一三五
黄海道	一七	三九	一四三
平安南道	一一	三〇	一一二
平安北道	三	二四	四八
江原道	二	一五	七九
咸鏡南道	一〇	三四	六三
咸鏡北道	四	一一	二九
計	一八六	五四七	一、六八五

各部落輩出人物

著名同族部落中の各道輩出人物は右の通りであるが、特色ある同族部落に就いては、各部落の輩出人物を擧げて居り、その方には随分著名な人物がある。しかしながら、茲には重複を避け、その他のものに就き、同族部落と輩出人物との關係を明かにし得る程度に、數種の事例を左に擧げることにした。

金保行 磯賀白堂、望定賦、文科に登り、次で幾多の官職に就き、後吏曹参議、大司憲等に任ぜられたり。

安東郡西後面金溪洞 金 漢 義城 金 氏

金誠一 號鳴半、字文忠、李退溪先生の門に學び、德高精學にして機智膽力に富めるを以て、殿上の虎と畏敬せられたり。文科に登り、後幾多の官職に就き、乍て通信使として日本へ行きしことあり。壬辰の役に方り、晉州に於て軍勢振ひたるを以て特に勳勞使に任ぜられたり。

安東郡臨東面水谷洞 水 谷 全州 柳 氏

柳鈔鉉 官至刑曹参議。柳汝明 官至郡守、兵曹参判。

安東郡禮安面浮浦洞 浮 浦 洞 貞 復 李 氏

翠崗秀 官位縣監、郡守、右承旨、李汝の門に入り修學せり。

安東郡陶山面汾川洞 汾 川 水 川 李 氏

李賢輔 號架岐、字孝節、文科に登り其の他幾多の官職に就き、後慶尙道觀察使、同知中樞府使を歴任し、篤學高徳、當世の名賢として尊崇せられたり。

青松郡巴川面中坪洞 中 洞 寧 海 申 氏

申 湧 付州牧使。申禮男 参判。申健 副司正。申翊欽、申義浩、申相翼等は進士。

青松郡西後面廣德洞 廣 德 安 東 權 氏

權啓岩 諱忠球、官至判官。權瑞 歸岩の長男にして、官判官に至る。權政 歸岩の二男にして奉事。權康 同三男にして官位判官に及へり。

奉天郡召保面大興洞 大 興 洞 南 陽 洪 氏

洪生正 今より百年前の人にして、儒學に熟達せしを以て慶北地方に於て碩儒と稱せられたり。

軍威郡召保面來儀洞 來 儀 洞 幸 州 股 氏

股 森 漢學者、官位郡守(永川・左阜)。股汝後 漢學者、官位嘉善大夫同中樞。股成浩 儒學者、官位正言、慶尙都事。

廣成郡召保面大興洞 大 興 洞 延 安 李 氏

李輔 郡守(仁同郡・居昌郡)、兼資監判官となりたり。儒學者として知らる。

軍政郡軍政面政洞第二區

永川 李 氏

李光哲 宗孫より十一代祖にして、通訓大夫中樞院蔭通德郎。李民覺は十代祖にして、通政大舍知中樞府事。

軍政郡古老面華北洞

慶州 李 氏

李忠三 宣傳官、兵曹參議、振武原從功臣。

軍政郡寧心面中九洞

延安 李 氏

李 珍 縣監。李宗可 禁府都事の位にありたり。李忠可、李鉉武、李鉉燮、李麟水等は進士たり。

漆谷郡仁同面仁義洞 仁同南山

玉山 張 氏

張顯光 領議政を贈らる。旅軒張先生の名は顯光、字は德晦と稱す。

金泉郡鳳山面借洞、仁義洞、禮智洞 鳳溪里 昌寧曹氏、迎日郎氏

曹始永 晉州觀察使の職にありたる者なり。

金泉郡石峴面下吟里 佐院 延安 李 氏

李長源 號草堂、官忠義衛尉倭將軍。

金泉郡石峴面上院里 吟基 延安 李 氏

李宜顯 號乾湖、又號は明成齊、官位正祖除恭陵參奉、贈史曹參議成均館祭酒、略歴著家禮增解十冊、續慶補遺二冊、復漢隨四史書

傳を著述し秋湖先生と稱す。

尙州郡尙州邑屏城里

海州 吳 氏

吳宜秀 純祖朝、嘉善大夫漢城府左手兼五衛都摠府副惣官。吳成猷 寬秀長男、純祖朝、嘉善大夫通知中樞府事兼五衛將。吳學魯 憲

宗朝、忠武御副司勇兼位健陵參奉。吳鎮善 成猷長男、憲宗朝、通訓大夫惠民院主事兼參密官。

尙州郡尙州面新鳳里 西鳳坊

晉州 姜 氏

姜文永 進士、順陵參奉、禁府都事、義政直長、濟用副奉事、司宰監直長、掌樂院主夫、尙衣院主夫、工曹佐郎、景慕宮の時に癸酉、

和順縣監。

尙州郡尙州面午臺里

全州 李 氏

李 添 仁祖朝、海川君長男、高山君。李演 仁祖朝、海川君二男、中山君。李碩連 海川君の孫、默野公。李時雨 默野公曾孫、永

基堂。李知選 英和朝、中山君會孫、茲仁縣監。李正煥 正和朝、繁野公の會孫、雪堂。

尙州郡恭儉面善谷里 池 浦 仁川 蔡 氏

蔡命叙 宗水の戸主蔡光煥は現に尙儒道振興會副會長にして、同人の五代目副蔡命叙は李陶庵先生より儒學を修め、當世學者の名稱を得て、尙州道南營院々長に選任せられ、通德郎の官位を得たり。

尙州郡化東面仙橋里 仙 橋 韓山李氏、登壇趙氏

李南季、李尙季、李穎博以上皆進士。李建博 縣監。李命植 郡守。李宗植 府尹。趙寅夏 進士。

尙州郡青里面佳川里 西 川 興陽 李 氏

月洞李煥 官縣監。蒼石李竣 官副提學。

尙州郡利安面中村里 利 安 仁川 蔡 氏

蔡無逸 號休庵、文科、官至獻納爲金安老所惡突配濟州安老版后始得通顯名直第。蔡以恒、肅宗朝戊子登仕、官至縣監、英祖丙子贈史參、乙未加贈史判、諡景憲、號五峰守大明節義。

鹽泉郡虎鳴面白松洞 白松洞 眞城 李 氏

李陶道 官正郎、李道漢先生の門人にして通儒と號す。景讓の佳絶なるを以て名高き仙夢臺は其の當時の創建に係るものなり。

鹽泉郡龍宮面佳野里 佳野里 竺山 全 氏

全元發 十九歳なる時登科され、尙其の後支那朝に入りて兵部尙書、集賢殿大學士愛羅官を歴任し、本國に歸還する時、支那の皇帝に奏進し、從來朝鮮の支那に對する朝貢物を廢止したるを以て、李大王其の功を褒賞する爲、竺山府澆君に封じたり。彼て全氏の本貫となれり。

鹽泉郡龍門面清谷洞 清谷洞 安東 權 氏

權審官 官居昌縣監三郎を歴任し功績あり、當時部落の西方に創建したる野禽亭現に保存しあり。權旭 官長興康奉事、爲崇金誠一の門人にして、號を梅堂と稱し遺集あり、尙鳳山書院に奉せられたり。現に部落の裏方にある成梁亭は當時の創建に係るものなり。權海明 官文科博士、當時文名高かりしも早卒せり。權萬樞 官文科縣監、治民政績あり。權萬元 官文科司書、精學純篤の稱あり。權壽元 官同樞、後兵曹參判を贈せられ、劉溪と號し、遺集あり。權人夏 官同樞、號を素軒と稱し、遺集發行せられたり。權秀淵 成均館進士、文廟直員を歴任し、現に八十餘歳の高齡にして儒林より敬服さる。

醴泉郡知保面折邊里 河恩里 坡平 尹 氏

尹 彦 號竹湖、官通調大夫。

榮州郡榮州面上密里 岳浦 羅州 丁 氏

丁胤福 大川守、直提學等を歴任せり。

榮州郡長湍面葛山里葛山 月城 李 氏

李介立 山陰縣監、贈參河、道遠と文章を以て世に表はる。李敬晉 左承旨。李希晉 進士。李尙宗 淮陽府使。李尙彦 咸安郡守李

連意 三陟縣監、皆名賢にして世に著名なり。

榮州郡豐基面白 洞 白 洞 昌原 黃 氏

黃士裕 諡政府右贊成、史曹判書を歴任せり。

尙州郡文殊面佛先里 南谷 添南 朴 氏

朴崇古 公海監。

榮州郡伊川面新羅里 友琴 宜城 金 氏

金斗庵 諡若鏡、官承旨、文章に優れ、且名譽高かりき。金湯 臨軒、諡城、官持牛、徳望ありたり。

奉化郡法面西法面里 法田 晉州 姜 氏

姜 治 號昔吟、史曹判書、德行と學を修了す。

開陽郡大和面百濟里 岳林 洪 氏

高 裕 號秋潭、李朝英祖時承旨遂贈進せり。昌寧縣監を歴任したる故、世間に高昌寧と呼ばれ、一國に知らざるものなし。

開陽郡山陽面高田里 開城 高 氏

高 裕 號秋潭、李朝英祖時承旨遂贈進せり。昌寧縣監を歴任したる故、世間に高昌寧と呼ばれ、一國に知らざるものなし。

星州郡碧珍面高平洞 下樹村 星山 呂 氏

呂孝 三曹正佐郎承旨。呂世聯 正言、贈大司憲。呂學 水原節度使、都統府使。何れも文科に及第し、進士より前記の官位に至れり。

星州郡草州面高田洞 高田洞 治城 宋 氏

宋希宗 宋氏先祖たる忠宣公希宗は、執藏下命を歴任し、死後特に史曹判書に贈せられたり。

星州西大塚町通山 後浦 星山 氏

明官記 官位史曹判書。

星州郡大塚町七軒洞 沙月 義城 金 氏

金守剛 文貞六、號東門、學問を修め科擧に及第し、官位史曹參判、史曹判書となる。

高宗郡茶山面一軒洞 上言制 金成 李 氏

李師把 漢以部部事、儒學者にして、南鮮儒林史節、儒林委筆及び陶山院長を経験す。

高宗郡高宗所忠山洞 池山洞 慶州 金 氏

金乙塘 祖之及び同政を承承す。金叔文、金瑛 進士。金秉吉 將仕郎。

慶 尚 南 道

晋州郡大谷面城津里 戴岑 李 氏

李重福 高宗創成者李綱の長子にして武軍職となる。李重、李重福の子にして以學附持平職。李漢翼 李綱玄孫にして高宗朝に於て治を司りたり。

成安郡成安面大山里 大寺洞 仁川 李 氏

李元佐 高宗大天、漢城右尹。

成安郡北面明館里 明洞 慶州 朴 氏

朴齊賢 號然尚、王子師傅、徳望高く王子を教授し、又數十人の門徒を有したり。

密陽郡府北面後沙浦里 中浦境 平山 申 氏

申季誠 小時より知識有餘り平素道徳顯著なりき。其の死後にも一塚崇拜し、占儀瘞、邊州齊と共に禮壇して春秋享祭す。

密陽郡府北面後沙浦里 玄洞境 新城 朴 氏

朴群泰 小時より學識及び知識有餘り、官位通政大夫、史曹參判に至る。

密陽郡府北面大項里 上項 晉陽 河 氏

河 冲 官位通政府執義、燕山君の時定官還郷、占儀齋門人。

密陽郡上南面洞令里 伊 潤 昌寧 曹 氏

曹徽祥 李朝宣祖時の著名人物にして、官位知中樞を以て宣武原從功臣になりたり。

密陽郡下南面大司里 大司里本塔 廣州 金 氏

金太監 官位星州牧使、三原防禦使、三道兵使、五曹都摠府都摠管慰福大將となれり。一生官界に従事し、宣祖壬亂の時、一等功臣にして宣武公と云ふ諡號を得、六十六歳にして死去す。

金海郡二北面龍德里 壯 元 金海 金 氏

金 塘 壯元書堂に於て十五年間儒學を學び、七十歳るとき通政大夫の官位を拜受せり。

昌原郡昌原面内洞里 楡山 甘 氏

甘景仁 宣祖朝の勳臣にして從二品の僉使なり。甘景倫 宣祖朝の勳臣にして正三品の諡號なり。

昌原郡東 面花陽里 金海 金 氏

金 冠 翰林僉正にして碩學者なり。金尙昇 葛菴先生と稱し、碩學者として著名なり。

昌原郡東面石山里及琴山里 函山 金 氏

金公胤 迎新號を東山と唱へ、李朝世祖朝濟州君に封ぜらる。

昌原郡嶺北面梨木里 全州 李 氏

李 祥 英祖朝、大邱都護府使を歴任し、後功臣に列せらる。

統濟郡屯地面山山里 永 登 仁岡 張 氏

張任高 今より百餘年前に出生、幼時より文學を好み善筆法にして其の聲名郡内に知らざるものなきに至る。任壽壯年時代凶年に遇ひ、部落民飢死の困境に陥りたるを痛歎し、私財を投じ部落民全部を救済したること天聽に達し、嘉善大夫同知中樞府事上護軍の要職を贈られたり。

統濟郡屯地面山山山里 六門村 靈山 辛 氏

辛正胤 今より約百年前に出生し、巨濟府郷校長及び府首を歴任し、巨濟局内に其の聲名を知らざる者なきに至れり。

居昌郡洞川面大亭里 大亭里 居昌 慎 氏

慎守彝 官位宣蒙教官、金知中樞府事。略歷、道學博文故爲世所重上有召命。

居昌郡居昌面正正甲 國慶所 全州 李 氏

李 穡 幼時より學に志し、長じて上京登科し、仁祖時代に忠實尉となりたり。

居昌郡主何面丙吾里 五柳洞 延安 李 氏

李 竹壽 同知中樞府事。

黃 海 道

魁津郡富民面塔岩里 歸岩洞 昌寧 曹 氏

曹 夏升 全羅道光陽監監。曹錫命、曹鳳承 元康初郡座首。

魁津郡龍湖面龍湖里 俊村 彌州 李 氏

李元賢 從仕郎、厚使參奉、烏陞公

魁津郡北面上深寂里 水天洞 沔 朴 氏

朴文彬 戶曹參判。

魁津郡交井面松林里 開岩洞 全義 李 氏

李泰欽 五十年前の著名なる賢儒にして德行あり、門下多士の發起により講契を組織し、土地を買ひ置き其の彙編を講論する爲めに要する、費用を供給しつゝあり。

安岳郡鐵紅面龍德里 内獨洞 原川 邊 氏

邊好謙 百餘年前の人にして、公州牧使を歴任せり。

載寧郡長三面塔菊里 短塔洞 利順 崔 氏

崔昌國 始祖崔白龍の曾孫、二百年前の人にして武科及第、宣傳官、交靈大夫、同知中樞府事の官歴を有す。

瑞興郡道面段島 聖 陽村洞 潘南 朴 氏

朴忠信 通訓大夫、行散儒潘左都將加乙浦萬戶。

延白郡松邊面老々里 鹿柳洞 長水 黃 氏

黃春 學成を有し、曾て戶曹參判の職に在りたり。黃鳳周 文學德行ありたり。

羅白郡湖東面嶺井里 道花洞 全州 李 氏

李 輔 安岳郡守。李 軫 中和府使。

羅白郡金山面仙岩里 東山村 驪興 閔 氏

閔 海 司馬、文科、郡守、漢城府尹の官位に就けり。閔 洛 孝行敦篤にして、李朝宣慰時旌閭を受く。

平山郡西峯面龍頭里 驪興 閔 氏

閔 泳 菴 載寧郡守を継承旨にもなりたり。

平山郡龍山面霞岩里 霞岩洞 安東 權 氏

權 聖 登 嘉善大夫僉知中樞府事兼五衛將に任ぜられたり。

新溪外里 面九灣里 竹 洞 仁川 李 氏

李 世 慶 源伯。李 國 衡 通訓大夫。李 重 世 文科。李 益 謙 宣務郎。

平 安 南 道

大同郡柴足面瑞父里 晦谷洞 谷山 康 氏

康 候 三 通訓大夫兼通政大夫。世 溶 本 進士。

成川郡紫泉面朔陽里 院 堂 密陽 朴 氏

朴 大 德 號合江、參奉に仕せられ累進して通政中樞府事となる。

中和郡大谷面鏡山里 三陟 金 氏

金 澤 瑞 曾て東陵參不及侍従を經歷す。

中和郡香東面中 里 晉州 鄭 氏

鄭 步 吟 約二百年前の人にして、將仕郎となる。

中和郡楊井面立石里 東井三里 安岳 金 氏

金 斗 壯 孝子にして李王時代に孝子門を建立せり。金 世 煥 李朝時代の進士。金 以 澤 進士

安州郡立石面内垵里 内垵成村 江陵 成 氏

成興亭 成均館進士兼工曹參議にして、文筆共に著名なりき。

尙其の子喜泰、號を月日處士と稱し、心に慈愍善柔に意を用ひ、後生に重り勸學をなして節義傳家爲に卓越したり。

价川郡价川面見龍里 芝村 延州 玄 氏

玄應沐 號春庵、憲宗時代戊申に朝陽面雲陽里に於て正統祠院を建設し、春秋講義を爲し士林を振興せしめたり。

寧遠郡寧遠面城壯里 内城・外城 清州 韓 氏

韓益珍 文科に立第。檢校鉉 進士となり部落の爲、國家の爲に盡瘁せり。

順川郡仙沼面藍浦里 風下里 順天 金 氏

金 鉉 勤儉貯蓄を勵行して、所居民に模範を示し、部落を豊裕ならしむ。金漢學 漢文を勉強し、參奉職に仕でらる。金東萬 漢文

を勉強し、進士の試験に及第す。

順川郡厚灘面立石里 一甲 坡平 尹 氏

尹悠長 金知中樞府事。尹耆 成均進士。

平 安 北 道

寧邊郡寧邊面西外城洞 西外城車村 延安 車 氏

車正六 戶儲、會て初試を経て都府司となる。車正淳 文筆家。車鎮祚 成均館進士。車有聲 文科及第、持平掌領。車都京 燕訪進

士。

寧邊郡獨山面龍興洞 車村 延安 車 氏

車鎮衡 文科、持平。車有聲 文科、掌令。車鎮履 觀察府王事密六品。

寧邊郡寧邊面龍興洞 龍興洞康村 仁川 康 氏

康正愛 黃海道都事。康致煥 進士。康炳燾 崇仁殿參奉。康基默 都正。康翰默 崇仁殿參奉。

碧潼郡碧潼面一洞 大德里 慶州 金 氏

金致公 碩學者にして地方の文教に多大なる貢獻ありしを以て、該部落の入口に紀念碑閣を建立せり。

楚山郡楚山面中央洞 成氏部落 江陵 成 氏

成慶 孫 孫補 兼 並 都 護 判 官。

楚山郡江面龍岳洞 江 谷 平昌 李 氏

李宅周 成均館進士。李基瑞 節制使。因城使。李秉實 政議官。

海川郡嘉山面龍潭洞 順天 金 氏

金健壽 文科及第、平安道及び黃海道郡事、平南德川郡守を歴任す。金壽僖 龜山郡守を歴任す。

江 原 道

舒珍郡箕城面沙河里 平海 黃 氏

黃汝一 體泉郡守、東萊府使。

奉節郡下東面玉洞里 玉 洞 三陟 金 氏

玉洞 號只山、百餘年前、玉洞に於て出生し、慶州崇憲殿參奉及び成均館進士を歴任し、尙文學に長ありて當時譽望ありたり。金時淵 玉洞に於て出生し、贈通訓大夫司憲府南大持平を歴任す。

洪川郡東 面東草里 德 規 金海 許 氏

許 注 軍資監正。

鐵原郡葛末面草炭里 豊田洞 昌原 黃 氏

苗哲淵 河陽郡守、平海郡守、金化郡守等歴任。黃頌秀 秘書、承知經歷。

丹山郡方丈面佳麗洲里 平山 申 氏

申代臨 法部主事、左侍御、戶曹參議を歴したる者にして正三品となれり。

慶 鏡 南 道

永興郡洞岑面嶺岩里 慶州 金 氏

金昌燾 奉小。文翰 教授。金鉉淵 教授。金鉉鏡 教授。金鉉燾 金炳燾以上皆文章を以て著名なり。

永興郡洞岑面松田里 三陟 金 氏

金相漢、金相岳 兄弟にして岡老峯先生の門人、新道の闡明を採擷し歐陽修の清長。今原隆之事は郷學共道領を歴任して、文名關南に冠たり。

永興郡順寧面德浦里 星州 裴 氏

裴存白 文章道徳に於て關北士林の宗匠たり。

永興郡順寧面柳南里 清風 金 氏

金夏武 號長川、術技に透明にして儒林の享嗣あり。

永興郡順寧面所橋里 江陵 陳 氏

陳昌奇、陳應俊 共に文學を以て著名。陳良俊、陳東仁 皆進士。

永興郡鎮坪面乾川里 乾上・乾中・乾下 漢陽 趙 氏

趙良球 雙城總官。

永興郡鎮坪面鎮崗里城鎮村 江陵 陳 氏

陳重烈 風箏。

德源郡縣面現洞 里 全州 李 氏

李輔運 約百五十年前、待從官を歴任す。

安邊郡德益面内坪里 清州 金 氏

金 重 入北十六世孫、後督中軍を以て三營將と同じく安邊舊南山に於て殉節し、英祖丁丑年遠官陰祭を行ひ、哲宗辛酉年に兵曹參判に追贈され安邊名に封ぜられ忠節祠を建立さる。

利原郡西面文坪里 垣 内 晋州 姜 氏

姜義臣 咸均進士、參奉、陞軍々醫、京畿道觀察使。姜永翰 郡主事、郡守署理、儒林會親設。

利原郡東面反德里 細 洞 全州 李 氏

李 種 官位兵尾萬戸にして、嘗て讀書と好み郷貢試科より昇級し、咸北鎮城領の管兵萬戸の職を經たり。

利原郡東面左驛里 左驛陽地村 營山 金 氏

金成郁 己術を能くし、六郡武士大會に於て其の術首位なりしを以て、武科及第其旨と受けたり。

朝臣の家系 (後篇)

日原郡水田瓦字里 菅原洞 金海 氏

令修建 官位發遣工にして、備學を好み、郡内に山海齋を設立し多教學者を教授せり。

三木郡三西面岡井里 井筒朴村 法陽 氏

朴文岩 郡有司、家談、青嶽有司を叙服す。

成 鏡 北 道

成城郡龍城面松郷洞 松 坪 成陽 氏

朴必股 普宗己未、崇政大夫行同知中樞府使。

成津郡勢中面松下洞 赤仁許村 陽川 許 氏

許 鉉 鄭應座首及び風憲等歷任。

慶州郡勢中面柳洞 上柳洞 新安 朱 氏

朱大臨 成城齋訪、少年の時醫學を學び直に齋訪に任ぜらる。 許 鉉 少年の時備學を學び郡守に任ぜらる。 許 鉉 郡守。

第三章 同族部落の本質

第一節 同族部落の形態

同族部落の種類・名稱

同族部落の構成分子たる部落民は、これを同族と同族外に分ちて見るを要し、その同族戸數は、大體昔の兩班儒林に屬するものが多く、今日では常民の同族集團も相當存在し、中には吏族、驛吏などの階級に屬したものの、一族もあり、稀には在家僧や、巫女、僧侶などの集團生活せるものもある。またその始祖中には、大陸及び日本より歸化したるもの、一族の發展したるものも尠らず分布して居る。その構成状態よりして、一部落中に殆んど全部の同族が住居せるもの、數部落に跨りて同族戸數が集團せるもの、二姓以上の同族が中心となりて部落を爲せるもの、一部落中に多數の同族戸數と少數の同族外戸數の隣接存在せるもの、一部落中の約半數内外行くはそれ以上が他姓なるもの等、種々の種類がある。更にその同族外の戸數中には、少數の兩班儒林と多數の常民以下のもの、又は殆んど全部が常民以下のもの、若くは同族の小作人や下僕などが多數を占むるもの等あり、更にその經濟状態よりして、地主及び自作農の多い部落もあり、また小作農の多い部落もある。

同族部落には、同族の始祖、又はその部落の開祖が、始めてその部落を拓きて發展したるものと、他の住民

同族の祖先によりて附せられたものが多い。而して同族の姓氏に因む部落名の多いことも同族部落の特色であるが、試みにその數例を左に示して見やう。

金 金氏洞、金村、石橋金村、孟州金村、金山里、廉岑金村、南山里金村、瑞南洞金村

李 李村、李村洞、李氏洞、新里李村

朴 朴洞、大朴里、小朴里、朴洞里、朴丁里、朴浦里、朴哥洞、朴氏堡里、朴金里、南朴里、朴井洞、朴

哥堡、朴氏堡

趙 趙村、趙村洞、趙氏洞、趙哥洞、德達趙村

車 車村、車村洞、車洞里、車哥里、車哥坪、車山嶺車村

宋 宋村、宋村里、宋洞、宋哥洞、大宋哥谷、小宋哥谷

洪 洪村、洪洞、洪姓坪、洪村洞

安 安村、安洞、安哥洞、松城安村

崔 崔村、崔哥洞、崔哥嶺

姜 姜村、姜子洞、姜哥洞

申 申村、申菴、錦川申村

黃 黃村、黃哥洞、上黃村

張 張村洞、張哥洞

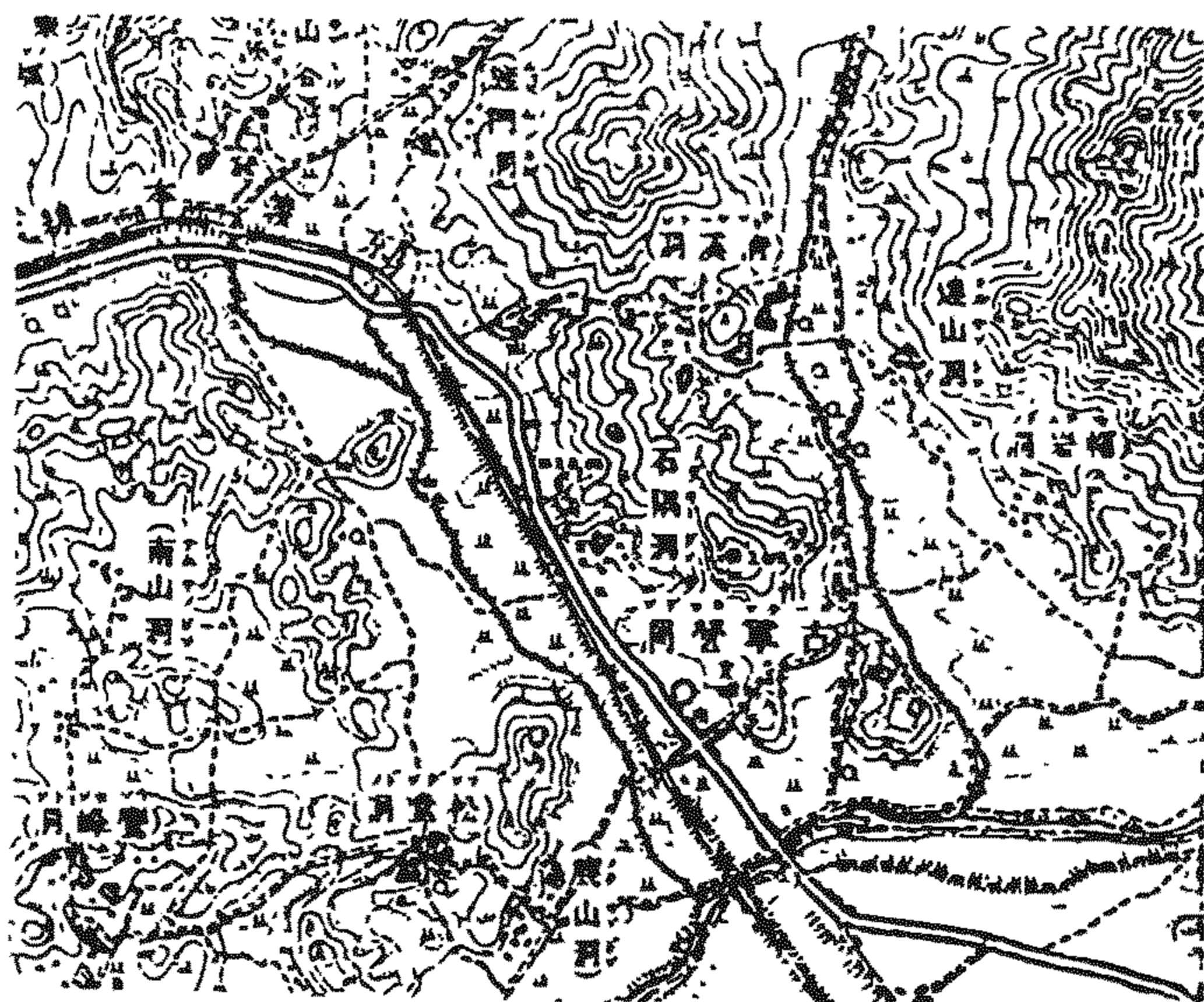


朱村洞、陳村、鮮干村、一里孟哥洞、孫哥亭、登洞、柳村

大邱外郊の大同族部落 慶尙北道大邱外郊琴江湖流域に城は北城北面山格
洞に連徐氏一〇七戸、西邊洞第一區に仁川李氏一五戸の大同等族
とある。市街地附近に於て斯るか形態の維持せられたる居らば
。

- | | |
|-----|---|
| 韓 | 韓村、韓哥洞 |
| 梁 | 梁村里、梁村 |
| 閔 | 閔村、閔哥洞 |
| 魚 | 魚村、魚哥洞 |
| 許 | 許村、許哥洞 |
| 劉 | 劉村、劉氏洞 |
| 吳 | 吳村、吳哥洞 |
| 白 | 白洞里、白哥洞 |
| その他 | 盧村、康村、鄭村、徐村、
郭村、今村、羅村、馬村、王
哥洞、嚴氏洞、禹哥洞、卞哥
洞、楊哥洞、沈哥洞、裴洞、
高哥洞、任村、蔡村、俞村洞、 |

以上は部落名又は通稱として現存せるもの、數例を示したのであるが、この外にも尙ほ幾多の同族關係の部落名稱があるのである。しかしながら、併合



圖、同族部落の位置・地勢
同族部落の位置・地勢、その發生の年代を異にせる如く、その所在地の位置及び地勢も自ら一様でないが、概して同族部落は他の部落に比し民家の密集せる集村に屬するものが多く、その民家の散在せる散村は少い。この同族部落の

以來里洞の合併が行はれ、同族姓氏と密接なる關係ある昔の部落名の亡びたものも動くないが、また一方には部落名に姓氏關係のものが存しながら、世態の變遷によりて、部落それ自體は同族部落としての性質を失つたものもある。

同族部落の位置・地勢

集村形態は、世姓の集りて部落を成す場合にも好んで一箇所に集團する例が多く、朝鮮の村落型式に散村の少

くして集村の多いのは、他にも原因があれど、同族部落の影響を受けて居ることが甚だ大である。著名同族部



著名同族部落地勢別表

萬九、皇城新面東鳳郡州全の都一の野平州を 落部族同大の野平州全
八一三氏李州全、リ瓦に帯一邊のこ、がるあで地沃肥の城流川山高は里
。る居てれさ成構が落部族同大の人〇五四一、戸

落一千六百八十五箇所に就き、その地勢を調査した所に據ると、山麓六〇二、平野三五六、背山臨流二七七、沿河九八、鷲谷九七、臨海六二丘陵五四、山陰五一、盆地四四、沿道四四となつて居る。耕地、燃料、飲用水、日當等の關係よりして、山麓は聚落成立に最も好都合と見えるが、住居や墓地に風水思想の強い朝鮮に於ては、特に山麓や背山臨流の地に同族部落が多いものと思はれる。概して市街地や鐵道沿線又は沿道村落の如き、比較的交通の便利なる地方に同族部落の少いのは、これ等の地方が文化及び經濟の發達の影響に依り、古き社會形態の漸次破壊されて行つた結果であらう。

道名	山陰	山麓	背山臨流	穀谷	丘陵	平野	盆地	沿河	臨海	沿道	合計
京畿道	三	七	六	二〇	三	二	一〇	二	二	三	二五
忠清北道	一	八	八	三	一	二	九	一	一	二	二五
忠清南道	六	〇	一	二	五	七	六	二	四	三	二二
全羅北道	六	〇	一〇	一	五	六	五	三	一	一	二二
全羅南道	一〇	三	二	一	二	二	二	八	一	一	二六
慶尙北道	八	七	二	二	八	二	五	一	一	六	二六
慶尙南道	二	七	三	一	五	七	一	六	九	二	二五
黄海道	一	四	八	七	四	二	一	三	一〇	五	二五
平安南道	二	二	一	七	七	三	二	八	一	一	二三
平安北道	一	二	二	四	一	二	一	二	一	一	一八
江原道	二	二	七	六	一	六	一	四	一	九	二九
咸鏡南道	一	七	〇	五	七	二	一	八	二	一	二六
咸鏡北道	一	八	〇	一	一	二	一	二	五	一	二六
合計	二	三三	二七	七〇	三〇	三六	四〇	六二	三三	四四	二、六八五

同族部落民の職業を調査した所に據ると、殆んど全部は農業であるから、その分布も大部分は地方農村にあり、市山地の中で同族集団の多い地方としては、僅に清州・公州・麗水・濟州・安東・金泉・馬山・晋州・統營・海州・沙川・義州・春川・江陵・羅南・城津などを算するに過ぎない。これ等市街地の同族集団も、市街の發達、市區の改正等により、交通の進歩、商工業の勃興の影響を受け、他姓の侵入の爲めに、部落としての形態と特色は次第に失はれつゝある。されば眞に同族部落としての形態を備へ、その機能を發揮して居るも

は、村落に於て多くこれを見受けるのである。同族部落の分布は、耕地の多く、二毛作の行はる、氣候の酷

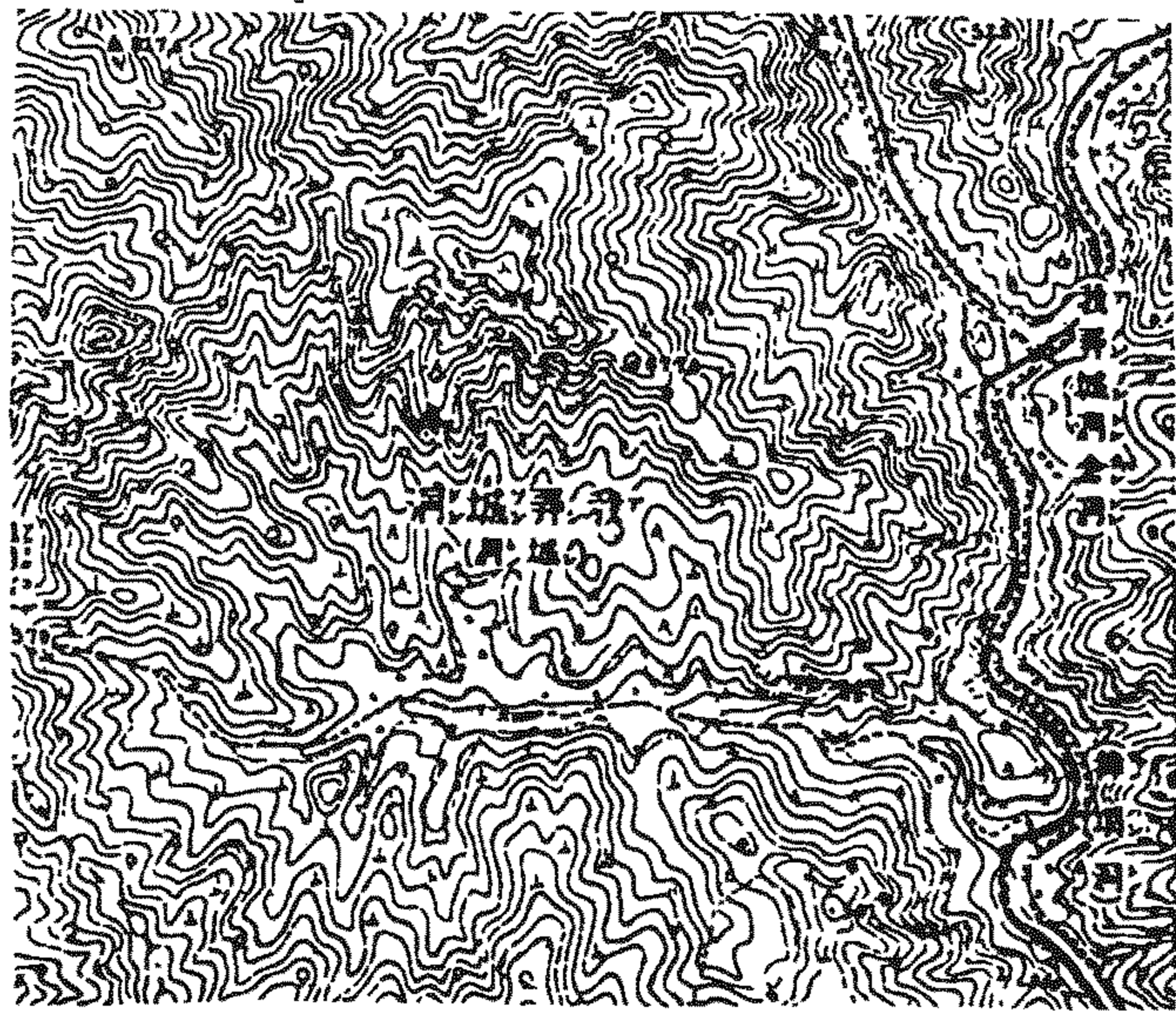


同族部落の密集地 鴨綠江下流草坪面に不農地開墾地 同族部落の密集地 鴨綠江下流草坪面に不農地開墾地 同族部落の密集地 鴨綠江下流草坪面に不農地開墾地

羅國として獨立したる地域を爲して多くの家族を出し、加ふるに氣候、物産等の關係から、生活が安易であ

寒ならざる、人口密度の高い、聚落の發達せる南鮮地方が濃密なのは當然であるが、特にその發生の歴史的關係よりして、各門右族の多数に輩出し、兩班準兩班の家数に及ぶもの、多い地方に、著しく同族部落が多く構成されてゐる。島嶼は陸地前との交渉が比較的少い爲め、同族部落の形態を維持して居るものが割合に多く、殊に濟州島は遠く陸地部と隔絶して居た上に、古くより耽

り、苛斂味求より免れ易く、且つ古來兩班儒林として時めきたる名族が、政變又は黨争等により、流罪に處せ



火田地帯の同族部落 平安北道・熙川郡・東倉面・我弄城・清江支流の地帯に約六〇〇の米の籠に小路を通る山地に成る居る。たれ火田部落のあがるこそ、金海金氏一族二戸が築し居る。

られ、或は隠遁して、こゝを安住の地と定め、その子孫の繁榮せるものが多い結果、島内到处所に同族部落の分布多く、舊右面の如きは實に八十九の多きに達し、右面四十九、西左面三十五、東中面三十二、濟州道二十二等は多い方に屬し、地勢の關係上、これ等の部落が海岸に近い農耕地帯に、密集して入り亂れて居る有様は、他とは大に趣きを異にして居る。濟州島に亞いで、珍島や莞島にも面積に比し同族部落の分布が多く、殊に珍島の鳥島面には三十二、臨淮面には二十二、莞島の青山面には二十三の同族集團がある。

また黃海道・平安南北道・江原道・咸鏡南北道の山地帯に於ても、同族集團部落の多い

地方が到る所に存在し、殊にその部落戸口の甚だ大なるものが尠くないのは注目すべき現象である。而してこ

れ等の数多き同族部落は、概ね南鮮地方より移住したるもの、發展した部落が大部分を占め、また西鮮及び北鮮地方のものには、支那・滿洲・蒙古方面の系統に屬する歸化族の子孫を以て部落を構成し、又はその血液の多く混入して居ると目せらる、地方もある。これ等の邊陲の山地帯に同族部落の多いことは、交通の不便にして經濟機構に變化なき關係上、大家族制度と同族部落形態が維持されて居るに基くのである。(拙著「朝鮮の人口問題」参照)

同族部落の大小

朝鮮に於ける部落の大小に就いては「朝鮮の聚落」前篇に於て説明してあるが、特殊の存在たる同族部落の大小を見るに、一千六百八十五の著名同族部落に就いて調査した結果に據ると左表の如くなつて居る。而して一般部落と同じく同族部落にもその大小を生ずる原因は、位置、地勢、耕地、地味、氣候、交通、其他の生活上必要な條件如何により、更に或は發生の年代により、又は部落支配者の地位勢力によりて、自ら千差萬別であるが、現存する同族部落の戸數は、大體三〇戸以上六〇戸未満が第一位を占め、六〇戸以上一〇〇戸未満これに亞ぎ、一〇〇戸以上一五〇戸未満、三〇戸未満、一五〇戸以上の順位になつて居る。

著名同族部落戸數別表

道名	百五十戸以上	百戸以上 百五十戸未満	六十戸以上 百戸未満	三十戸以上 六十戸未満	三十戸未満	計
京畿道	五	一〇	四五	一〇八	六七	二三九
忠清北道	八	一六	四八	四七	一五	一三四
忠清南道	六	二一	五一	三六	一七	一三一

全羅北道	八	一〇	二六	四二	六	九二
全羅南道	二二	三三	六六	九六	二〇	二三七
慶尙北道	三五	五五	七六	六二	一九	二四七
慶尙南道	二六	三二	四五	二七	九	一三五
黃海道	六	二〇	四一	六二	一四	一四三
平安南道	七	一五	二六	五一	一三	一一二
平安北道	一一	一八	一七	二	一	四八
江原道	九	七	三二	二九	二	七九
咸鏡南道	四	一二	一八	二二	七	六三
咸鏡北道	三	二	七	一一	六	二九
總計	一五〇	二五一	四九八	五九五	一九一	一、六八五

備考 本表に同族外戸数をも包含す。

右の同族部落は、一部落内に全部同族戸数のみが集團して居るものは僅少で、通例少數の同族外戸数乃至多數の同族外戸数が隣接介在して居る場合が多い。されば右の著名同族部落よりその同族のみの戸数を擧げて見ると左表の如くなつて居り、同族のみの集團は、三〇戸以上五〇戸未満を首位に、三〇戸未満、五〇戸以上七〇戸未満、七〇戸以上一〇〇戸未満、一〇〇戸以上の順位となつて居る。

著名同族部落同族戸数別表。

道名	百戸以上	百戸未満 七十戸以上	七十戸未満 五十戸以上	五十戸未満 三十戸以上	三十戸未満	計
京畿道	二	三	一八	六四	一四八	二三五

著名同族部落同族及同族外戸口比較表

道名	同族部落数	戸数			人口			一戸當人口			一部落當戸数		
		同族	同族外	計	同族	同族外	計	同族	同族外	平均	同族	同族外	合計
京畿道	二五	六、二三五	四、五〇八	一一、七四三	三七、六〇八	三三、九七一	七〇、五七九	五、三三三	四、〇六六	五、五五〇	二六・三	一九・五	四八・八
忠清北道	一四	五、八八四	五、三三三	一一、二一七	三三、一三三	一九、〇九〇	五二、二二三	五、四八六	五、三三〇	五、四〇八	四三・九	三六・五	七〇・二
忠清南道	一四	五、五六一	五、三三三	一一、八八四	三〇、二二四	三三、七七一	六四、〇〇〇	五、六二〇	五、二二〇	五、四二〇	四〇・九	三三・〇	七三・九
全羅北道	九	四、二二〇	二、七三六	六、九五六	二二、六〇六	一一、六六四	三四、二七〇	五、〇九六	四、一六四	四、六三〇	四六・一	二九・七	七五・七
全羅南道	二六	一一、四〇三	六、六六三	一八、〇六六	五九、六〇四	三三、三三三	九二、九三七	五、三三七	四、八三三	五、〇八六	四七・九	二八・〇	七五・九
慶尙北道	二六	一、七六四	六、七七一	八、五三五	二七、六二七	四九、六九四	七七、三二三	五、四三〇	五、〇九六	五、二六三	四三・九	三六・六	八〇・六
慶尙南道	二二	七、四八五	六、五三三	一四、〇一八	三七、九六六	四二、九〇六	八〇、八七二	五、〇八一	五、九一四	五、四九七	四四・八	三六・一	八〇・九
黄海道	二二	六、六九〇	二、七三三	九、四二三	三三、九〇六	一四、六六六	四八、五七二	五、二二五	四、九一四	五、一四一	四三・八	二九・一	七六・一
平安南道	二二	五、七二八	一、七三三	七、四六一	二二、九〇六	八、七三〇	三一、六三六	五、四一六	五、〇九四	五、三三三	四三・八	二九・一	七六・一
平安北道	七	四、六六六	一、九三三	六、六〇〇	二二、二二二	九、八八〇	三一、一〇二	五、三三七	五、〇六六	五、三七〇	四三・八	二九・一	七六・一
江原道	七	三、八六一	三、二九四	七、一五五	一八、八二〇	一六、〇二〇	三五、八四〇	五、二二〇	四、八七二	五、一四一	四三・八	二九・一	七六・一
咸鏡南道	五	二、五九九	九七四	三、五七三	一〇、九〇一	五、一八四	一六、〇八五	五、七二〇	五、三三三	五、五二六	四三・八	二九・一	七六・一
咸鏡北道	二	一、五三九	五八三	二、一二二	八、二二二	三、六七七	一一、八九九	五、三三七	六、二二四	五、八二一	四三・八	二九・一	七六・一
計	一、六八二	八〇、四八一	四九、一五九	一二九、六四〇	四四四、六一七	二四〇、三三三	六八四、九五〇	五、三三八	五、〇九七	五、二三七	四三・八	二九・一	七六・一

備考 右の調査同族部落数が他表の著名同族部落数より減少せるは、人口擧上なきもののみを併合した爲めである。

今日の経済機構と社会組織に於て、同族の集團部落生活が如何にして行われて居るかを知る爲めには、一部落内又は数部落に跨る同族集團戸数の大小を精密に調べ上げる必要がある。そこで臨時國勢調査課の同族集團

状況調に依り、一萬四千六百七十二の同族集團に付、各道別に同族集團戸數を七階級に分ちて調査した結果。左の如き數字及び比率が現はれて居る。この同族集團調は前述の著名同族部落調とは多少性質を異にし、部落の形態、構成等には構はず、同一部落又は同一邑面内の數部落に互つて多數集團せる同族世帯數を擧げたのであるから、比較的小集團が多く、三〇世帯未満四六・四%、三〇世帯以上五〇世帯未満三三・七%、五〇世帯以上七〇世帯未満一一・六%、七〇世帯以上一〇〇世帯未満五・六%、一〇〇世帯以上一五〇世帯未満二・〇%、一五〇世帯以上二〇〇世帯未満〇・五%、二〇〇世帯以上〇・二%となつて居る。即ちこれに依りて見ると、現在に於ける部落を基礎としたる同族集團の大小とその比率は自ら明かにされて居り、同族集團の發生發達と存続維持に及ぼす地方的事情も略ぼ窺知することが出来る。

同族集團大小調 (昭和八年現在)

道名	三十世帯未満	三十世帯以上五十世帯未満	五十世帯以上七十世帯未満	七十世帯以上百世帯未満	百世帯以上百三十世帯未満	百三十世帯以上二百世帯未満	二百世帯以上二百五十世帯未満	二百五十世帯以上	計
京 畿 道	五九	二五	一	三	四	一	一	一	五七
忠 清 北 道	三二	一三	三	三	六	三	一	一	五七
忠 清 南 道	四〇	三三	八	三	二	一	一	一	六三
全 羅 北 道	四三	三三	六	〇	二	二	二	一	八三
全 羅 南 道	八七	七三	三三	二〇	二	二	二	一	一五〇
慶 尙 北 道	七三	二二	七〇	二八	四	二	二	六	一五〇
慶 尙 南 道	六二	五四	二〇	九	二	一	一	一	一五〇

計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黄海道
2,200,000	497,000	550,000	714,000	604,000	510,000	529,000
30,000,000	1,000,000	860,000	860,000	3,500,000	3,650,000	3,300,000
1,000,000	500,000	1,100,000	1,100,000	101,000	101,000	100,000
2,200,000	500,000	550,000	714,000	604,000	510,000	529,000
2,200,000	3	6	10	10	10	10
2,200,000	2	2	1	1	1	1
1,000,000	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

備考 本調査は臨時國勢調査簿第1「朝鮮の姓」に掲載の同族集團別に據り、大體同族集團戸數二十世帯以上のものに就いて調査したものとす。

同族集團大小比率 (各道別百分比)

道名	三十世帯未満	三十世帯以上	五十世帯未満	五十世帯以上	七十世帯未満	七十世帯以上	百世帯未満	百世帯以上	二百世帯未満	二百世帯以上
京畿道	22.1	22.6	22.0	22.6	22.0	22.6	22.0	22.6	22.0	22.6
忠清南道	27.4	27.0	27.4	27.0	27.4	27.0	27.4	27.0	27.4	27.0
忠清北道	27.4	27.0	27.4	27.0	27.4	27.0	27.4	27.0	27.4	27.0
全羅南道	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8
全羅北道	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8
慶尙南道	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8
慶尙北道	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8
黄海道	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8
平安南道	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8
平安北道	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8	26.8	27.8

江	原	道	21.6	30.1	2.0	3.4	0.8	0.1	0.1	
咸	鏡	南	道	13.2	23.3	10.3	6.2	1.3	0.4	0.2
咸	鏡	北	道	27.6	27.8	8.1	4.6	1.2	0.4	1
平	鏡	均	46.4	33.7	11.6	5.6	2.0	0.4	0.2	

民家、祠堂、齋閣、墓地

朝鮮に於ける民家に就いては、既に「朝鮮の聚落」前篇に於て略述してあり、詳しくは衣食住の調査の際に説明する考へである。また今日までにも、水原郡・濟州島・江陵郡・平壤府・慶州郡の生活状態調査で、その地方の民家に關する記載を爲して居り、自然その同族部落の民家圖や寫眞も示してあるが、由來同族部落は、その成立の年代が極めて古いものが多く、これを構成する一門は名族に富み、宗家及び有力者には大資産家も尠くないので、この民家は他の部落に比し堂々たる家構が多いのである。即ち建築年代の古いもの、構造の宏大なるものが到る所にあり、中には純朝鮮式の古建築として、保存して然るべき代表的なものも決して尠くない。私の手許には各地の同族部落の民家圖が多數に蒐集されて居るが、その中で比較的建築年代の古く、大建築と認むべきものを拾つて見ると左表の如くなつて居る。勿論民家の建築物としての壽命にも或る限度があるが、朝鮮の同族部落中には、三百年以上五百年位の古い建築が多いのは注目すべきことで、民家を通じて部落の歴史、同族の地位、勢力、及び古い時代の生活程度を考察すると、甚だ興味深いものがある。殊に兩班の多い慶尙北道安東郡には、立派な民家が到る所に見受けられるが、私の記憶に残つて居るもの、中でも、土溪

洞の眞實李氏、河回洞の豊山柳氏、川前洞の義城金氏の部落に於て見た堂々たる朝鮮民家には、今尙ほ憶れぬ
禁じ得ないものがある。

同族部落民家建築年代調

(昭和九年)

三〇〇年前	京畿道	廣州郡慶安面中笠里	廣州安氏	宗家	安	明	漆
七〇年前	京畿道	楊州郡伊湊面保山里	全州李氏	宗家	李	顯	顯
八〇年前	京畿道	楊州郡伊湊面保山里	全州李氏	名望家	李	演	顯
二二〇年前	京畿道	楊州郡伊湊面保山里	全州李氏	名望家	李	善	顯
六二年前	京畿道	利川郡麻長面梨峙里	忠州池氏	宗家	李	建	顯
一八五年前	忠清南道	公州郡儀堂面龍岩里	全州李氏	宗家	李	昇	顯
七〇年前	忠清南道	公州郡儀堂面龍岩里	全州李氏	宗家	李	建	顯
二三〇年前	忠清南道	將陽郡飛鳳面楚士里	全州李氏	宗家	李	建	顯
一三二年前	全羅北道	全埜郡金溝面上新里	仁同張氏	宗家	張	鐵	顯
七三年前	全羅北道	井邑郡古阜面南福里	季州殷氏	宗家	殷	成	顯
一〇〇年前	全羅北道	茂朱郡茂豐面縣内里	晉州河氏	宗家	河	成	顯
二〇〇年前	全羅南道	光州郡西倉面元寺洞里	忠州朴氏	宗家	朴	萬	顯
一〇三年前	全羅南道	光州郡西倉面元寺洞里	忠州朴氏	名望家	朴	箕	顯
一五〇年前	全羅南道	光州郡林谷面博湖里	濟州梁氏	名望家	梁	王	顯
一二〇年前	全羅南道	光州郡林谷面博湖里	濟州梁氏	名望家	梁	王	顯
一一七年前	全羅南道	康津郡城田面秀陽里	光山李氏	宗家	李	仲	顯
一五〇年前	全羅南道	康津郡城田面秀陽里	光山李氏	名望家	李	永	顯
三〇〇年前	全羅南道	務安郡石津面茶山里	瑞州金氏	宗家	李	永	顯

三〇〇年前	全羅南道	務安郡石津面茶山里	羅州金氏	宗家	金	馬	植
二〇〇年前	全羅南道	務安郡石津面茶山里	羅州金氏	宗家	金	籍	煥
七十七年前	全羅南道	求禮郡內山面桂川里玄川	和順崔氏	宗家	金	世	東
二〇〇年前	慶尙北道	善山郡高牙面元湖洞	善山金氏	資産家	金	載	廷
一〇〇年前	慶尙北道	善山郡高牙面元湖洞	善山金氏	資産家	金	載	廷
二〇〇年前	慶尙北道	迎日郡杞溪面縣內洞	月城李氏	宗家	李	尙	錦
二〇〇年前	慶尙北道	迎日郡杞溪面縣內洞	月城李氏	資産家	李	尙	錦
六〇年前	慶尙北道	安東郡陶山面土溪洞	武豊李氏	名望家	李	尙	錦
四三五年前	慶尙北道	安東郡羅河面川前洞	義城金氏	宗家	金	漢	秀
三七〇年前	慶尙北道	安東郡豐南面河回洞	豐山柳氏	大家家	柳	漢	秀
三七〇年前	慶尙北道	安東郡豐南面河回洞	豐山柳氏	大家家	柳	漢	秀
三七〇年前	慶尙北道	安東郡豐南面河回洞	豐山柳氏	西陞派宗家	柳	承	駱
七〇年前	慶尙北道	安東郡豐南面河回洞	豐山柳氏	資産家	柳	承	駱
一二〇年前	慶尙北道	安東郡北後面道村洞	安東權氏	宗家	權	五	永
一七〇年前	慶尙北道	盈德郡寧海面槐市洞	英陽南氏	宗家	南	五	永
三九〇年前	慶尙北道	盈德郡江口面錦湖洞一區	寧海申氏	宗家	申	五	永
三四〇年前	慶尙南道	昌原郡鎮田面五西里東大洞	安東權氏	宗家	權	五	永
一〇三年前	慶尙南道	昌原郡鎮田面五西里東大洞	安東權氏	資産家	權	五	成
一五〇年前	慶尙南道	成陽郡池谷面介坪里	河東鄭氏	宗家	鄭	近	相
四〇〇年前	黃海道	鳳山郡西鏡面大陽里	老山金氏	宗家	金	承	稷
一〇八年前	黃海道	松禾郡延芳面明禮里馬山里	全州李氏	資産家	李	承	稷
二〇〇年前	黃海道	延白郡花城面松川里松城洞	順興安氏	名望家	安	承	國
六〇年前	黃海道	延白郡花城面松川里松城洞	順興安氏	宗家	安	承	國
一五〇年前	黃海道	延白郡花城面松川里松城洞	順興安氏	名望家	安	承	八

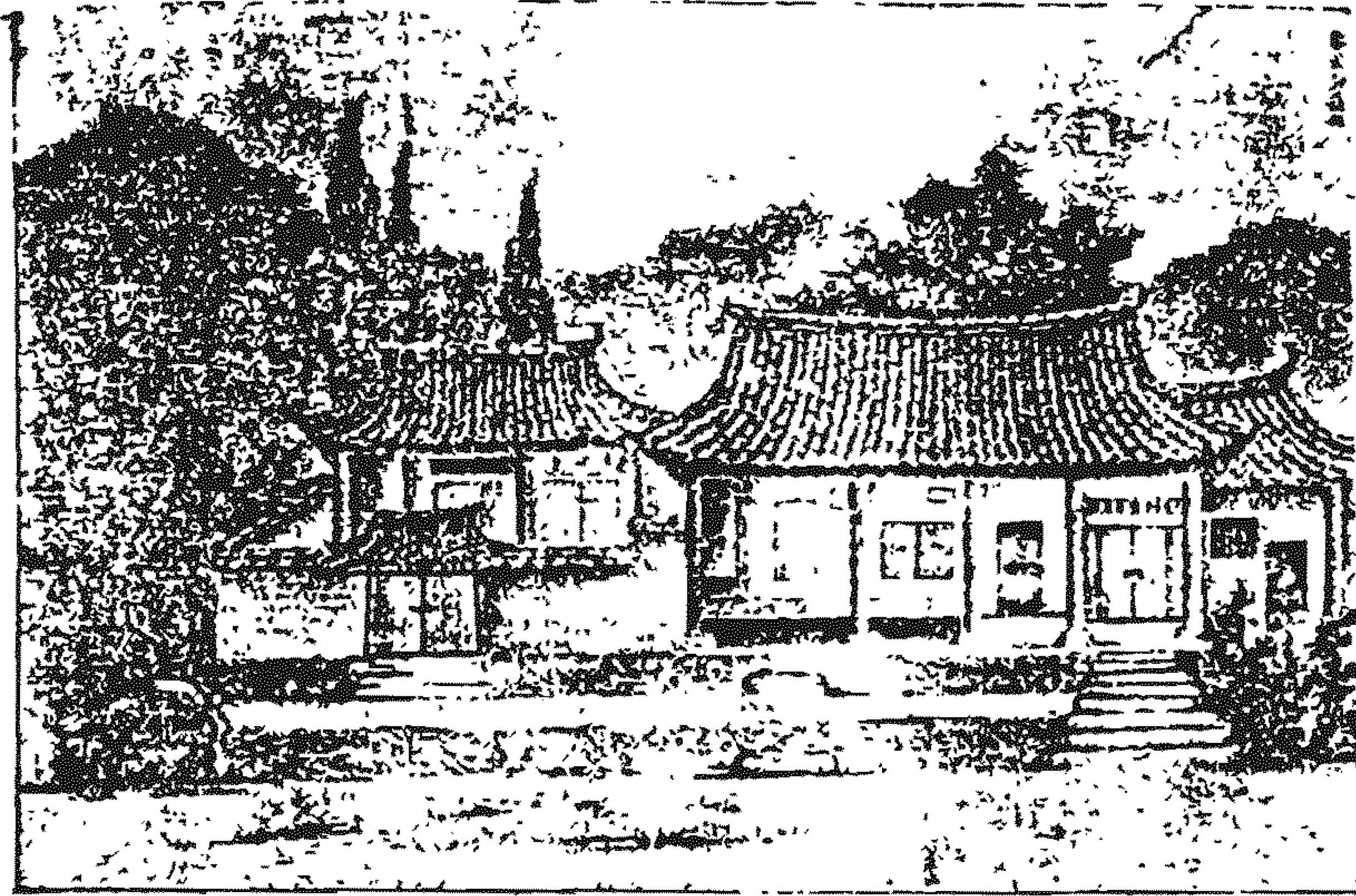
一三〇年前	平安南道	平原郡東松西君子里月峰里	延安軍氏	宗家	車	淳
一三〇年前	平安南道	龍岡郡龍岡面卯山里金村	義城金氏	宗家	金	溇
二五〇年前	平安北道	龍川郡北中面元松洞	仁岡張氏	張	張	楨
一八〇年前	平安北道	龍川郡北中面嫩亭洞	仁岡張氏	張	張	鳳
一六〇年前	平安北道	龍川郡北中面東松洞	仁岡張氏	張	張	鳳
三〇〇年前	平安北道	龍川郡府羅面背陽串	安東金氏	名望家	金	奎
二九五年前	平安北道	宣川郡南面三峯洞	竹山朴氏	宗家	朴	奎
一二〇年前	平安北道	宣川郡南面三峯洞	竹山朴氏	宗家	朴	奎
一五〇年前	平安北道	朔州郡外南面南長洞	青松張氏	喪產家	朴	采
七〇年前	平安北道	寧邊郡寧邊面龍浦洞金村	慶州金氏	宗家	金	伍
一一六年前	平安北道	定州郡葛山面瑞南洞金村	延安金氏	宗家	宗	伍
一一二年前	平安北道	定州郡葛山面瑞南洞金村	延安金氏	宗家	宗	伍
六三年前	江原道	金化郡近南面沙谷里	寧海朴氏	名望家	朴	燮
二五〇年前	江原道	伊川郡方丈面龜塘里	蔚山金氏	宗家	金	燮
二〇〇年前	江原道	伊川郡方丈面龜塘里	蔚山金氏	宗家	金	燮
一〇〇年前	江原道	伊川郡方丈面龜塘里	蔚山金氏	喪產家	金	燮
一〇〇年前	江原道	三陟郡近德面下孟芳里	南陽洪氏	宗家	宗	燮
八〇年前	江原道	原州郡富論面魯林里	清州韓氏	宗家	韓	燮
七〇年前	咸鏡南道	永興郡順寧面葛田里	延白鄭氏	名望家	鄭	燮
二〇〇年前	咸鏡南道	高原郡下鉢面今水里	永春趙氏	名望家	趙	燮
一八五年前	咸鏡南道	文川郡龜山面上坪里上坪	寧海朴氏	名望家	朴	燮
一五〇年前	咸鏡北道	茂山郡延上面上倉洞萬柳村	宜寧南氏	宗家	南	燮
一〇〇年前	咸鏡北道	茂山郡延上面上倉洞萬柳村	宜寧南氏	名望家	南	燮

備考 右の外に、建築年代の新しいもので代表的の大建築が少くないが、民家に關しては別に調査することになつて居るので、こゝには省略した。

以上は同族部落に於ける民家中、僅に一部分を示したに過ぎない。勿論一概に同族部落といつても、地方に依り、又は部落の地位、勢力、資産等に依りて、その中心を爲す宗家及び資産家等の家構は一様でないが、試みに平安南道順川郡殷山面石橋里石橋金村の光山金氏同族部落三十戸に就いて調べた所に據ると、その民家の建築年代は不明の一戸を除き、左の如くなつて居る。

百	年	五	戸	五	十	年	三	戸	十	年	一	戸
九	十	年	二	十	年	二	九	年	一	十	年	一
八	十	年	二	十	年	四	七	年	一	十	年	一
七	十	年	一	十	年	三	六	年	一	十	年	一
六	十	年	一	十	年	一	三	年	一	十	年	一

また瓦葺及び葦葺の別を見ると、これも部落によりて一様でないが、江原道原州郡富論面魯林里清州韓氏同族部落三十戸の中で、瓦葺は四戸、葦葺は二十六戸となつて居る。大體いづれの部落でも、宗家及び資産家には瓦葺が多く、一般の民家は葦葺が多いが、部落に依りては瓦葺の多い所もあり、殆んど大部分が葦葺の地方もある。しかしながら、同族部落は兩班及び豪族階級に屬するものが多いのと、從來大家族制が行はれて



氏趙春永里水今面鉢下郡原高遼南鏡成 堂祠と家民

来た關係上、その有力者の家構は、概して京城型に屬する瓦葺の豪壯なる大建築が多いのを普通とする。中流以下のものは、同族部落の民家も、他の一般部落の民家と殆んど差異なく、その大多數が農家であるので、地理的關係に基づく構造上の特色以外に、特に同族部落としての特異點は見出し難いが、部落成立の沿革よりして、建築年代の古いもの、多いことは云ふ迄もない。

家族制度の正しい、祖先崇拜の念旺んなる朝鮮では、中流以上の民家には、大抵祖先の神位を祭る祠堂を、別棟又は別室若くは上房の一部に設け、常に禮拜を怠らぬのであるが、特に同族部落の大宗家又は宗家に於ける祠堂は立派なものが多い。また同族部落には、その一族の祖先を祭り或は遺骸を奉安せる齋閣、墓閣、墓地が部落の附近又は風水に適當な地に設けられて居り、その堂々たるもの、多いことは、同族部落の大なる誇りとされて居る。同族部落の

大宗家又は宗家の民家や祠堂に宏大なるもの、多いのは、同族の集會又は祖先の祭祀を行ふ關係から來て居るので、同族勢力乃至同族部落の大小は、これ等の建築物の構造に依りても略ぼ窺ふことが出来る。

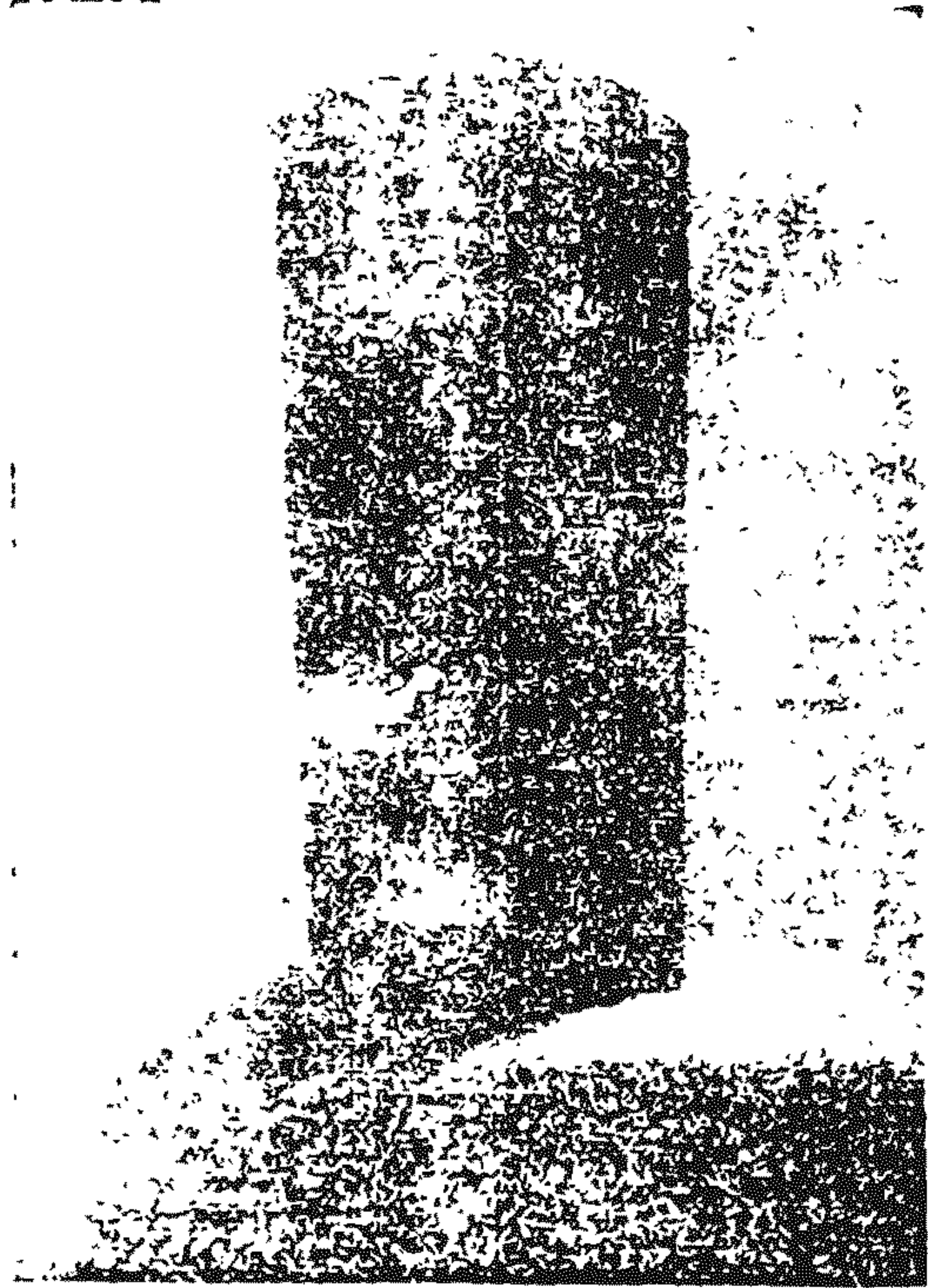
書院、旌閭、樓亭、井戸、神木

同族部落及びその附近には、著名なる書院、祠宇のあるものが尠くないが、これ等の中には單に所在地の一族のみならず、その地方の兩班儒林等に依りて維持され、又は國家の享祀を受けて居るものが多い。道・府・郡及び舊行政官廳の所在地には、大抵文廟及び郷校があるが、その地方に於ける同族部落の中心人物たる兩班儒林中には、その役員として勢力あるものが多い。また到る所に古來有名なる樓亭がありて、文人墨客が詩文を賦し、或は集會の場所とされて居るが、同族部落にはその同族間で使用する、書堂、公會堂、宗約所、集會室、共同作業場、倉庫、水車、臼、堆肥舎、蠶室等があり、共同井戸には極めて歴史の古い、朝鮮の井戸型式の代表とも目すべき立派なものが尠くない。特に同族部落に於て、その祖先の功績を誇るに足るものは、忠臣、功臣、烈女、節婦、孝子の事蹟を誌した額面又は石碑のある旌閭の多いことで、これに依りて部落民及び一般民衆を教化訓育することは頗る大である。また同族部落には、城隍堂、長柱、老樹、神木、奇巖等がありて、部落の景観を添へ、部落民の信仰の對象となつて居る。部落と密接な交渉あり、且つ部落民の生活に潤ひを持たす上に大きな力となる神木は、槻、槐、榎、銀杏、松、其他、部落内の大木中最も大なる古木で、これを洞神の宿る主體と爲し、洞内の安寧を守る神が宿つて居るものと信せられ、年一回洞祭が行はれる。これ等のも

のに就いては、寫眞を載せたものもあるが、左にその數例を擧げて見やう。

忠清北道清州郡南一面方西里

務農亭 清州韓氏同族部落清州韓氏始祖高麗開國功臣韓蘭百濟の末葉義慈王丙辰十五年二月始めて居を此



忠清北道清州郡南一面方西里 務農亭

處に卜し、方を用ひて井戸を掘り方井と名付け、自ら刻字し部落を方井里（現方西）と稱し、今を距る千有餘年前即ち三十四代子孫相傳へ居住し來れるものにして、大尉公韓蘭方井里に卜居の際「務農當録」即ち農を務め録に當ると云ふ趣旨の下に、里北の臺上に亭を建て務農亭と稱し、一般に農を勸めたりと傳ふ。

全羅北道茂朱郡茂豊面縣内里

晋州河氏同族部落

祠 堂（祠院）

イ、安眞祠 今より六十六年前（庚午年）に建設せるもの

口、栢山社

九年前（丁卯年）に建設せるもの

書院

イ、栢山齋　今より六十六年前（庚午年）に建設せるもの

安眞祠の前方にありて、從來河氏の門内の兒童及び近村兒童等を集め漢文を修學せし所にして、現今學校兒童等の復習所に供す。

碑石

今を距る二十二年前（甲寅年）に建設したるものにして、河氏四先生（河西岳公、河陞庸公、河佐郎公、河茅亭公）遺墟を示すものなり。

河演は李朝文宗廟領議政にして、其の彝行碩德百世の儀表となるを以て、百年前本郡儒林、古賢を追慕崇拜せしむるため、地幽境靜たる縣内里栢山に祠宇を創建し其の眞影を奉安せり。尙ほ栢山社、前記河門先生を崇拜する祠宇なり。

全羅南道光州郡西倉面西倉里忠州朴氏同族部落

祭　閣　當部落の後方山腹に所在し、訥齋先生及び其の父の靈を祀れる所にして、毎年十月新穀の成熟を

待ちて一族參拜し祭享を行ひつゝあり、今より三百年前に建築せるものなり。

宗　會　閣　當部落の後方山麓に所在し、今より三十年前に建築せるものにして、一門有事の際は此處に集會

し相談を爲しつゝあり。

例 柏 當部落より前方二町の地域に立つ二本の枯木なり。今より二百五十年前本同族中に朴致久、朴致和、朴致章の三兄弟ありて、此の地に草庵を建て各柏木一株を植ゑ置き、「我が兄弟勉學を了へ上京科擧に登りたるときは此の木に太鼓を吊り下げ其の慶を共にすべし」と約し、學業に勵み居たりしに、長兄と次兄は間もなく科擧に登りて榮職に就き、其の子孫亦榮えつゝあり、然るに末の方は落第し早く死去せり。而して末弟の植ゑたる柏は早く枯れ、右兩人の植ゑたる柏は三年前迄其の葉繁茂しつゝありたるに、近年に至りて遂に枯死したるを以て、其の子孫に於て其の隣に補植を爲したり。

光州郡林谷面博湖里濟州梁氏同族部落

三 綱 門 三綱門は當部落の入口にあり、今より二百十

五年前に國の許可を得て建設したるものにして、忠信、



石 題 各 邑 郡 東 溪 洞 尾 尾

孝子、節婦、烈女として名高き左の六氏を褒揚しあり。

イ、忠 臣 忠愍公梁山瑋（號蟠溪）應昇氏の三子

ロ、孝 子 梁山龍 應昇氏の二子

梁山軸 應昇氏の四子

ハ、節 婦 竹山朴氏 應昇氏の妻

ニ、烈 女 光山李氏 山瑋氏の妻

濟州梁山氏（光山金氏）金光運氏の妻

全羅南道靈巖郡新北面茅山里文化柳氏同族部落

塚 八 亭 本部落には詠八亭あり、本亭は昔日茅亭と呼ばれたる處、今より三百年前に領議政（號約齊）柳尙遠之を瓦葺に改修し詠八亭と改稱せるものにして、四圍古木鬱蒼し、殊に夏期には非常に清涼にして、景色の美なること稀に見る所なり。

全羅南道靈光郡大馬面福坪里蟾岩全州李氏同族部落

孝烈之聞 龍驤衛副司果李得潤重病に罹り藥石の効なく絶望の状態なるを以て、其の妻海州吳氏は夫に代り自己の命を捨つるべしと決心し投水自殺を爲したるが、其後得潤は病全快し水原崔氏を娶り 十餘年間同居し、老衰に因り死去せり。後妻崔氏は三年服喪を誠實に執行し、夫を追慕し自殺を遂げたるを以て、世間及

ひ朝廷は其の二妻の善行を表彰し閭の建設することを命じたり。尙ほ得潤の三世孫たる李英儀は孝行世に稀なるものとし閭の建設を命じたるを以て之を孝烈之閭と稱す。

遺愛不忘碑 前記李得江興海郡守を辭し同部落に隱棲中、附近部落民の爲め、私財を以て勸農施設を爲し、尙ほ部落の基本財産として多額の金品を寄與し、現在に於ても部落積として維持したるが、この美徳を記念する爲め部落民に於て建立したる古碑なり。

嶺 部落に一大岩石あり、この形態嶺の如しと云ふ意味に於て命名したるが、因つて部落の名となりたり。

神木 約三百年前に植付たる大木にして、高さ百八十尺、周三十尺のものなるが、部落民は毎陰曆正月に祭物を供し、部落の繁昌を祈りつゝ、崇拜するの風習あり。

全羅南道咸平郡月也面月也里晉州鄭氏同族部落

孝烈閭 壬辰後丁酉再亂の時、鄭氏中戦死者の妻又は娘が、靈光郡白岫面七沖合山海中に投身自殺したるを以て、肅宗辛酉年に同鄭氏門中に於て其の孝烈を紀念すべく建築せり。

鄭雲去妻吳氏、鄭玄一妻李氏、鄭成一妻李氏、鄭楠妻全氏、鄭慶得妻朴氏、鄭希得妻李氏、鄭成一女鄭氏、鄭好仁妻鄭氏等の八人の石碑あり。

喜同亭 甲辰（二百餘年前）鄭氏子孫等が、右の旌烈を喜ぶ意味に於て建造せり。



五山書院 慶州郡西江面玉山山

慶尙北道安東郡陶山面土溪洞眞寶李氏同族部落

陶山書院 部落の西約十五六町位なる地にありて李退溪先生を祀る祠宇及び正教堂、博約齋、光明室、陶山書堂、隴雲精舍、亦樂齋等建物十餘棟あり、前は洛東江に臨み四面には鬱蒼なる松林に囲まれ風光明媚なる地なり、右建物中陶山書堂、隴雲精舍、亦樂齋は退溪先生當時の建築なり。其の他は李朝宣祖甲戌年の建築したるものなり。

李退溪先生墓 部落の北、山城と稱する山頂にありて直前の同部落竝山水の景色明快にして、周圍には樹高約三十尺なる赤松數十本鬱蒼たり。溪南の民家の背後の山麓には、「退溪先生墓下洞門」と刻字したる石碑あり。

神 木 部落下溪の南、溪南の東北、前記支川の東岸にある楠木にして、植栽したる年代は不明なるも

樹高約三十尺、直径四尺二寸の巨樹なり。洞民は毎年陰正月十五日此の神木の下に洞神を祀る。

慶尙北道安東郡北後面道村洞安東權氏同族部落

五峯書院 今より二百年前の建立に係る振暉の書院あり。

江原道原州郡富論面魯林里清州韓氏同族部落

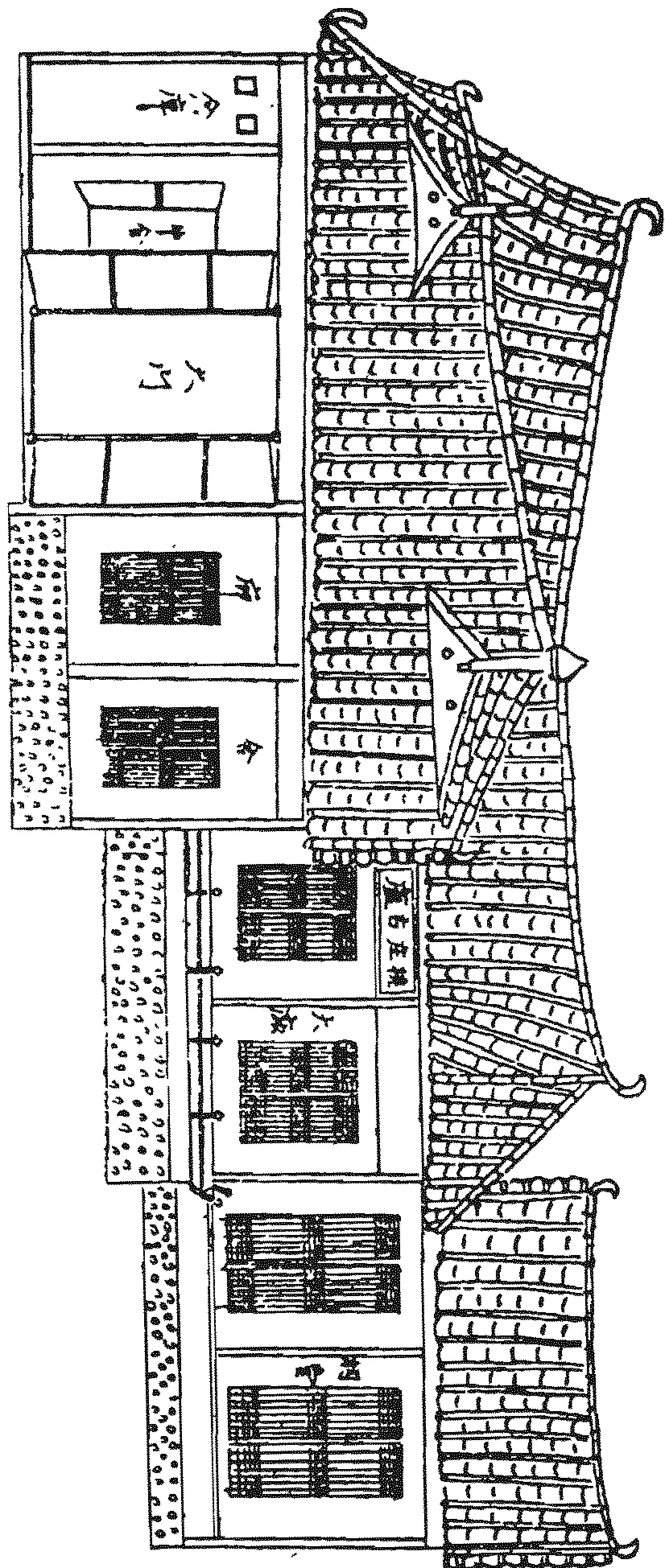
旌門 宗家の大門間に旌門なるもの樹立しあり、右は宗孫韓基駿の祖先韓興（當時右議政の官職に在りたり）の夫人完山李氏が丙子亂時に江華島に於て殉節したる事績の旌表なりと云ふ。

咸鏡南道利原郡南面浦項里寧越辛氏同族部落

草履庵舊趾 部落の北方眞島峯上には老人型の良班巖及び僧巖の二奇巖あり、東方古烽煙臺山下には寒泉が四季湧出し夏季旅客の杖を停め、山頂には李六川の草履庵舊趾あり、向は日本海に沿ひ、海岸一帯は球石の潔白を以て圍繞せられ、西南一帯は田圃にして地味肥沃なり。

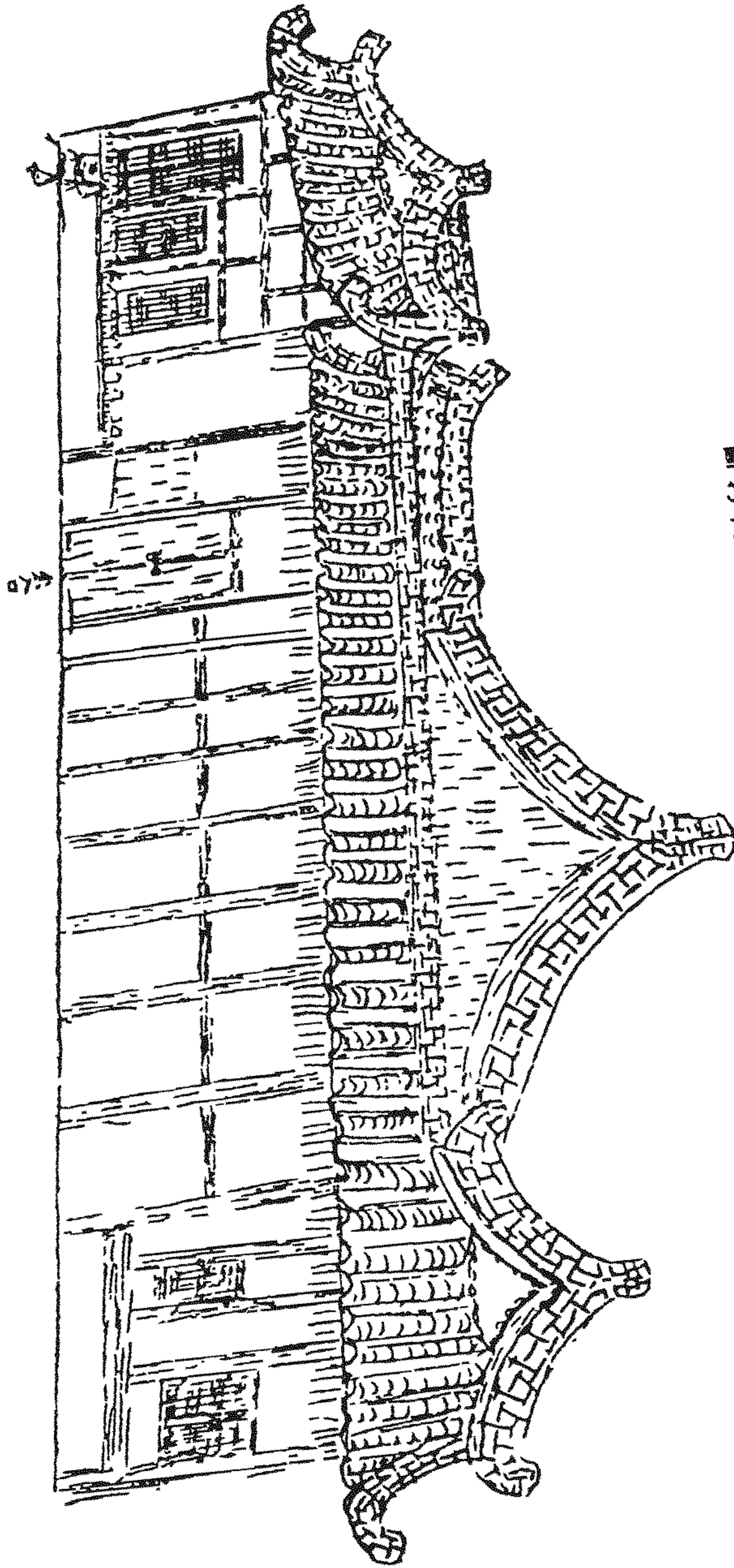
山濟堂 辛氏山峯堂及び碑閣あり、春秋享祀を行ふ。

圖 以 族 家 宗 氏 南 屬 艾 河 市 樓 面 海 第 郡 德 盈 家 民



朝鮮の家落 (發見)

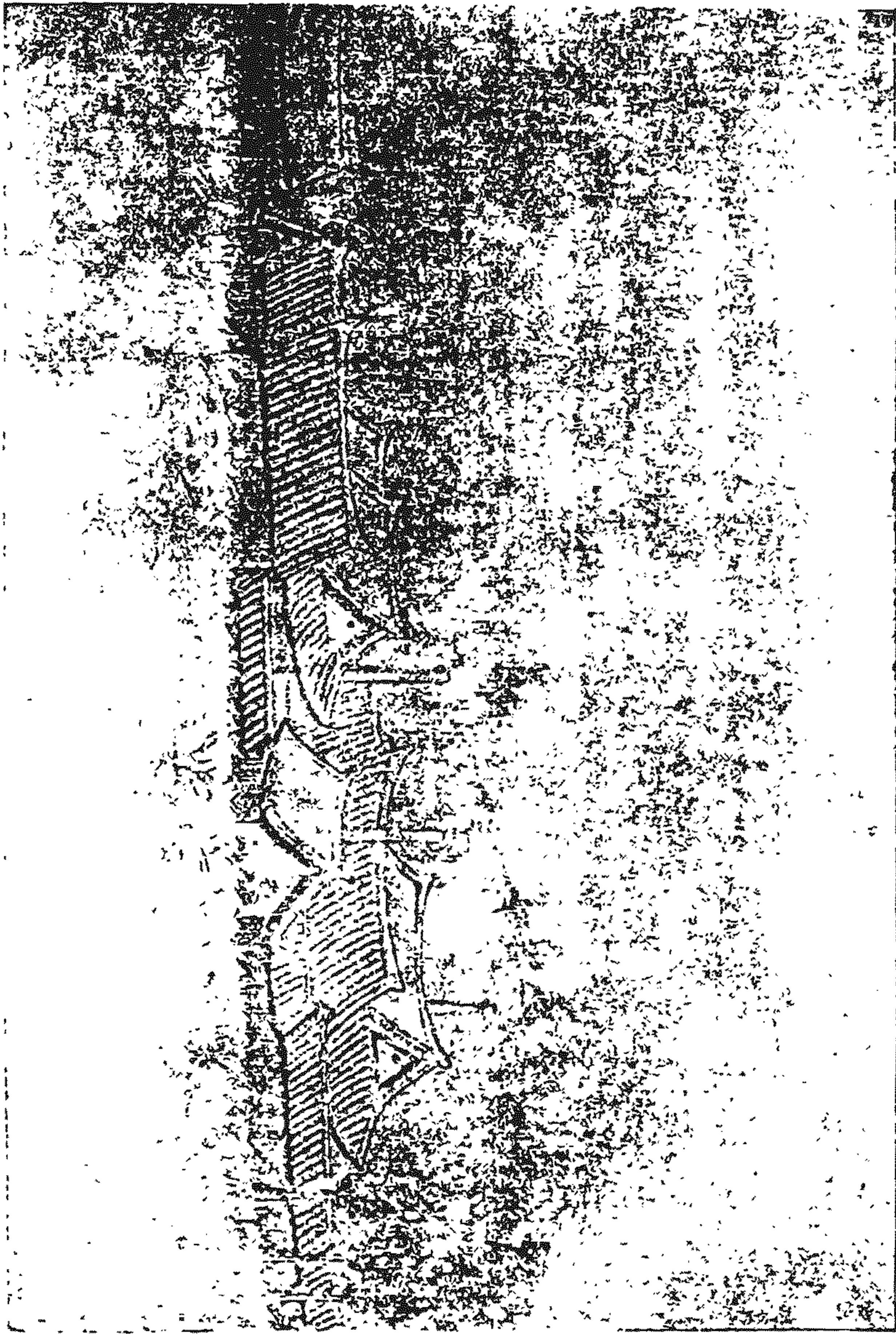
圖 朝鮮系 宗氏金城嶺前川面河臨郡東女 家民



北極圏内家屋正念家形式念州段村念甲浦蒙而古北加青北



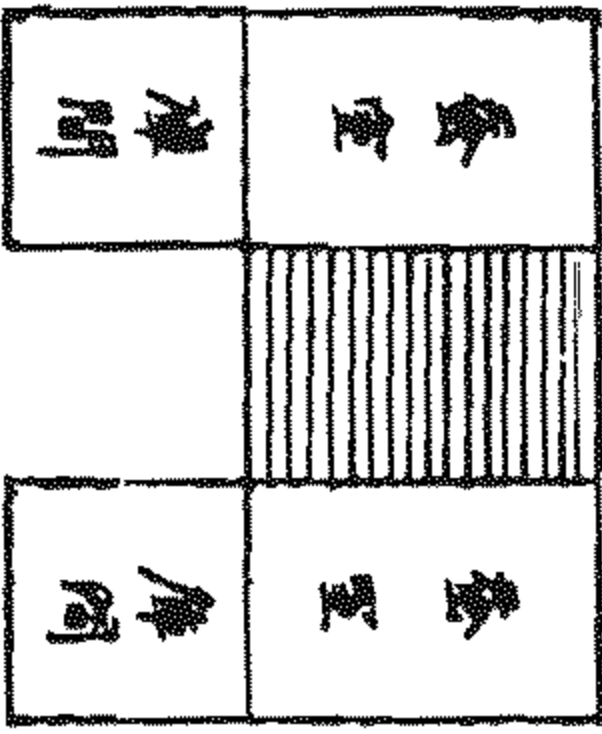
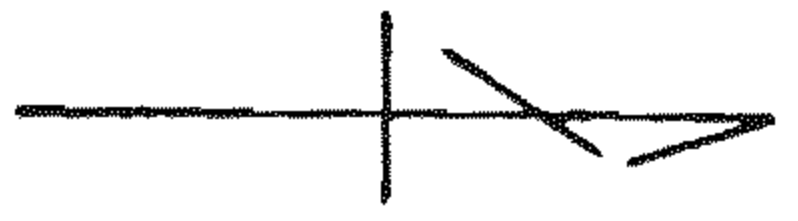
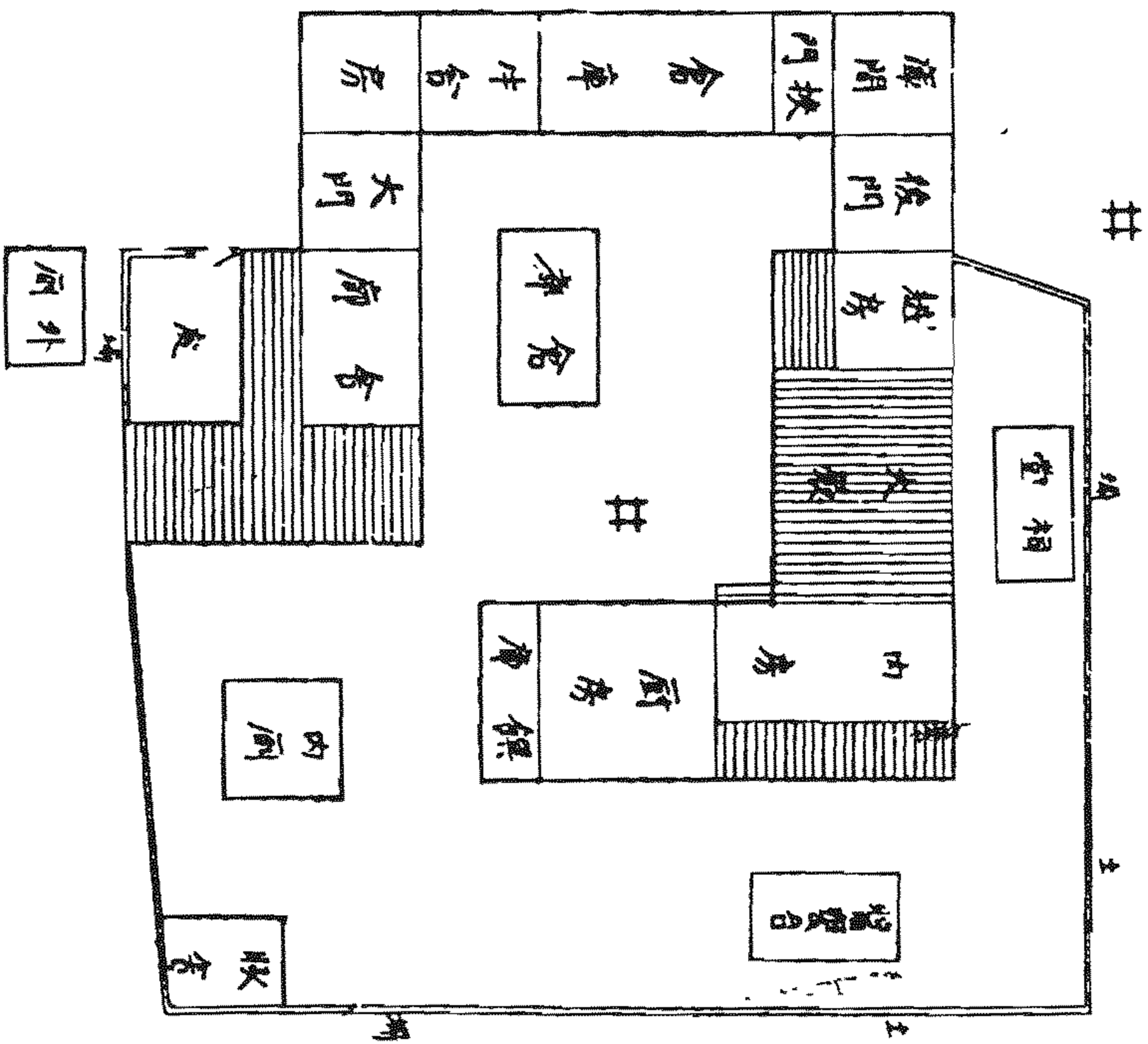
定家の植藤原家惣右衛門仁山丸面中丸郡川船



京畿道楊州郡伊淡面保山里

河陵金氏 資產家 金善卿

光緒二十一年前建築

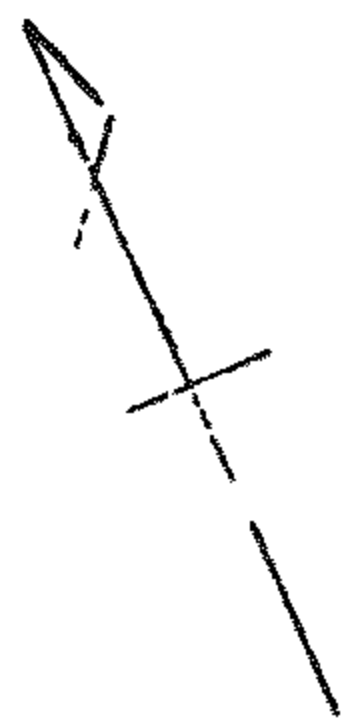
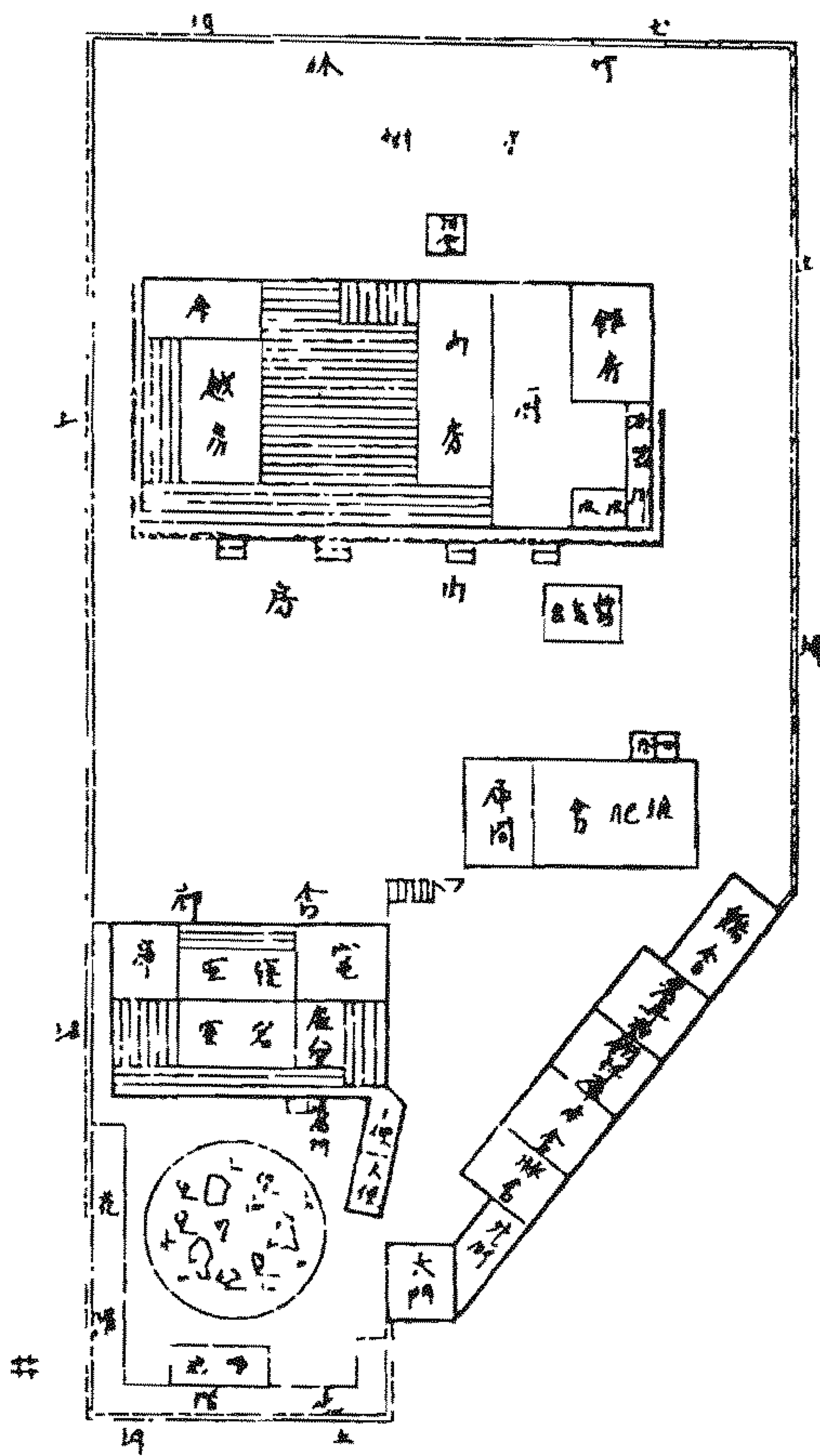


朝鮮の聚落（後編）

全羅南道原津郡城田面秀陽里

光山李氏 名望父 李永健父

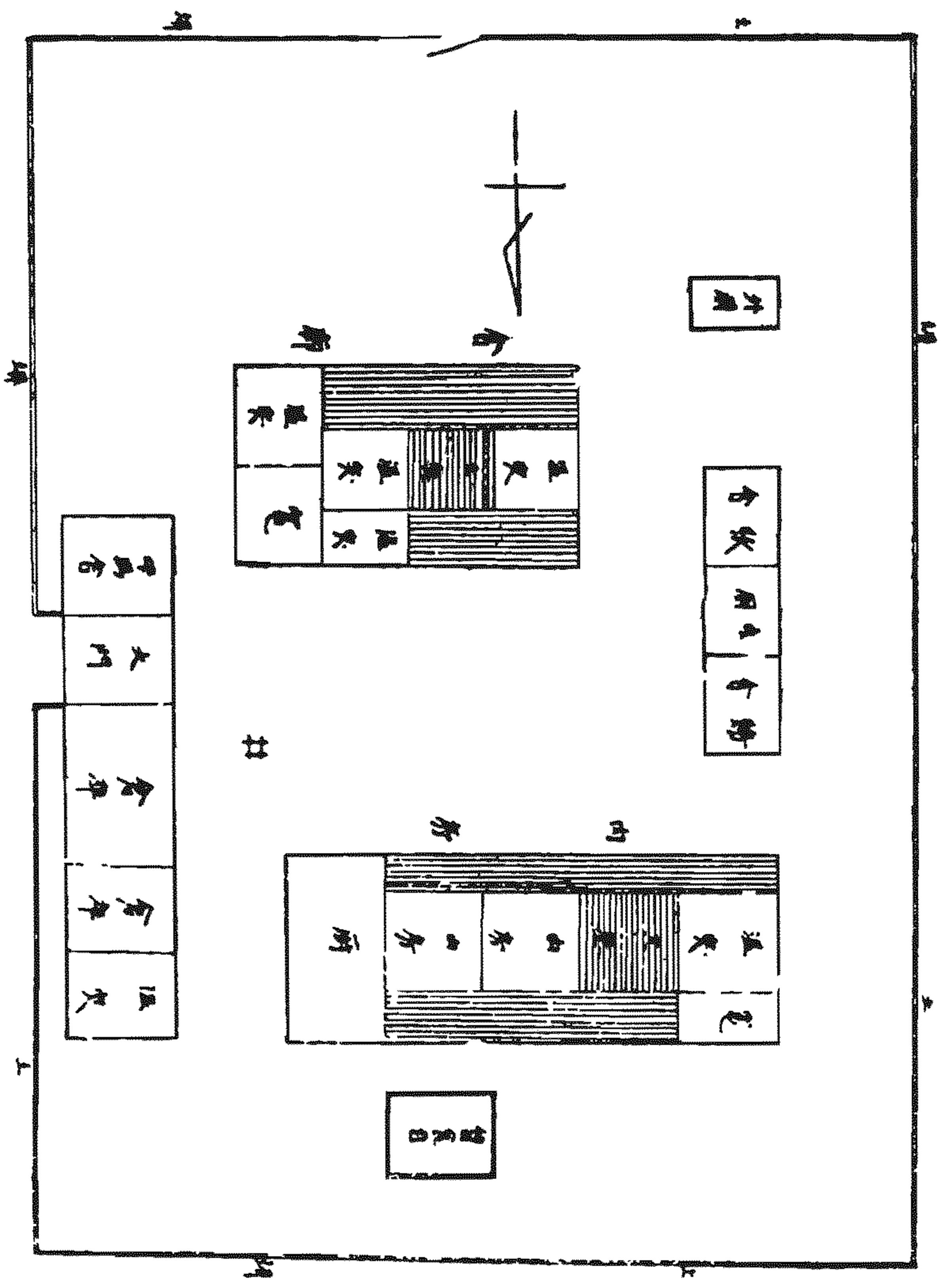
在百十年前建築



全澤前迎來禮那山面柱川里

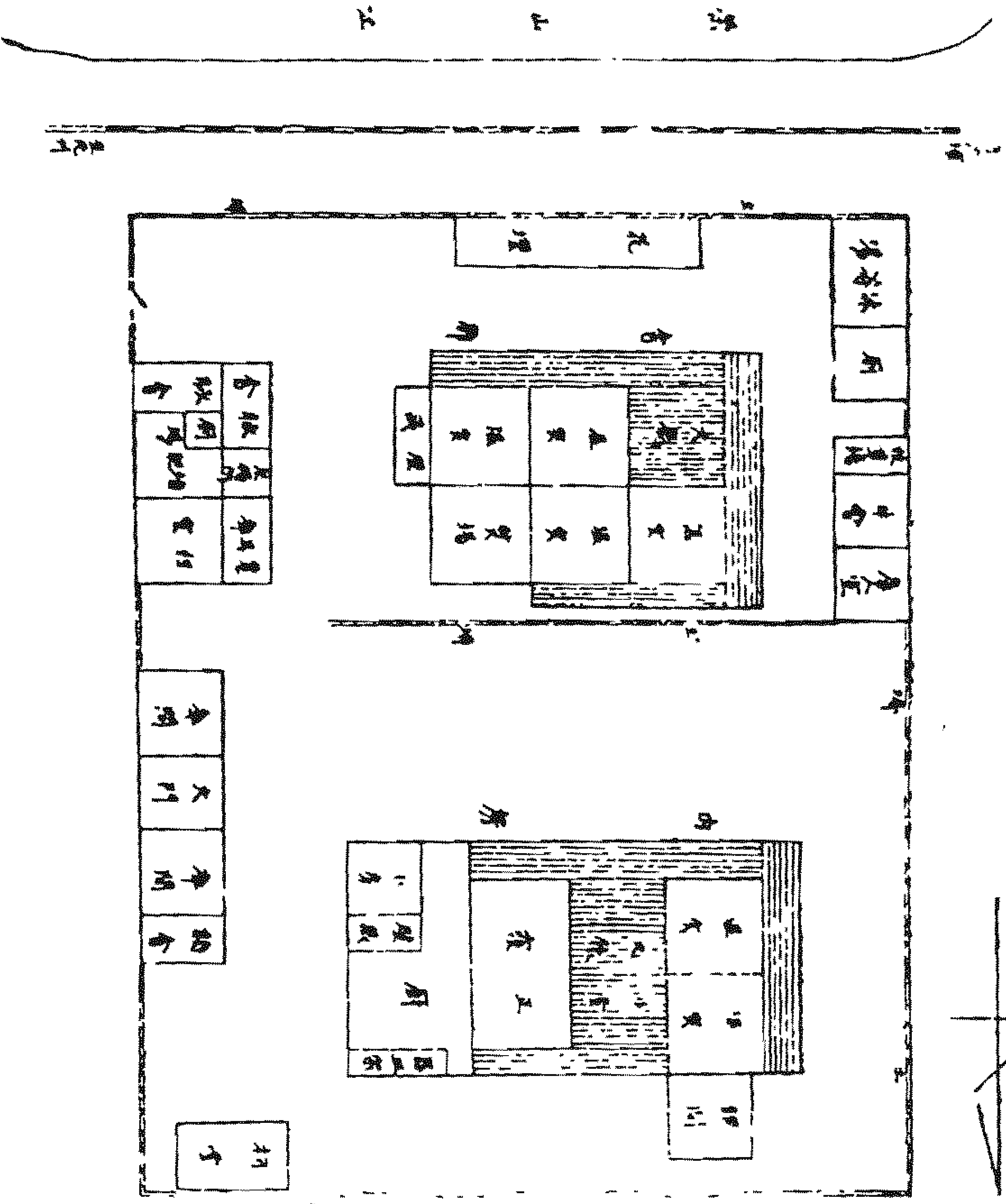
和順堂氏 宗家 右見

七十七年面建築



徳川時代 庶民階級の生活

三平氏



金海南道新州二十九年十月一日

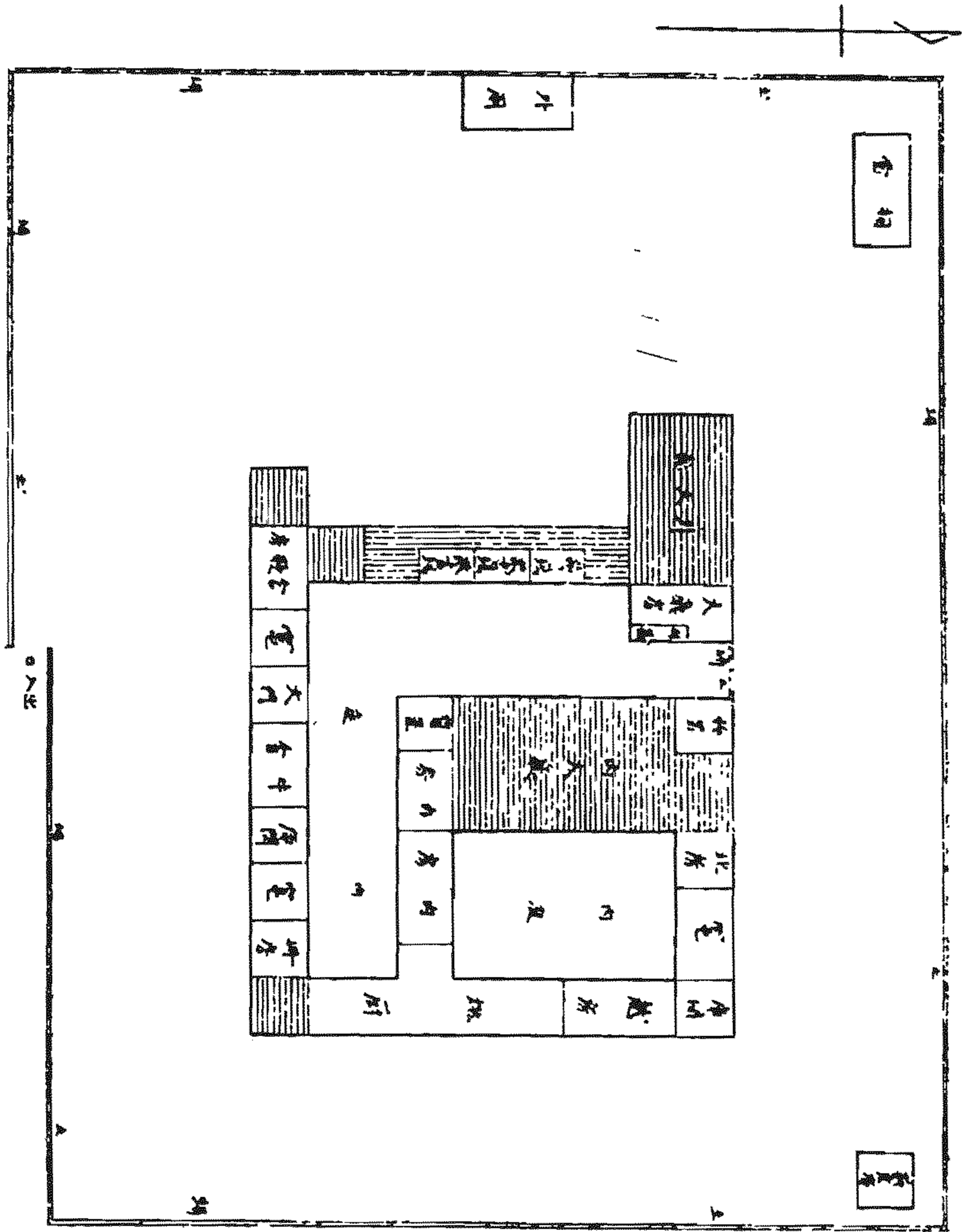
新州會政 李在 人 李

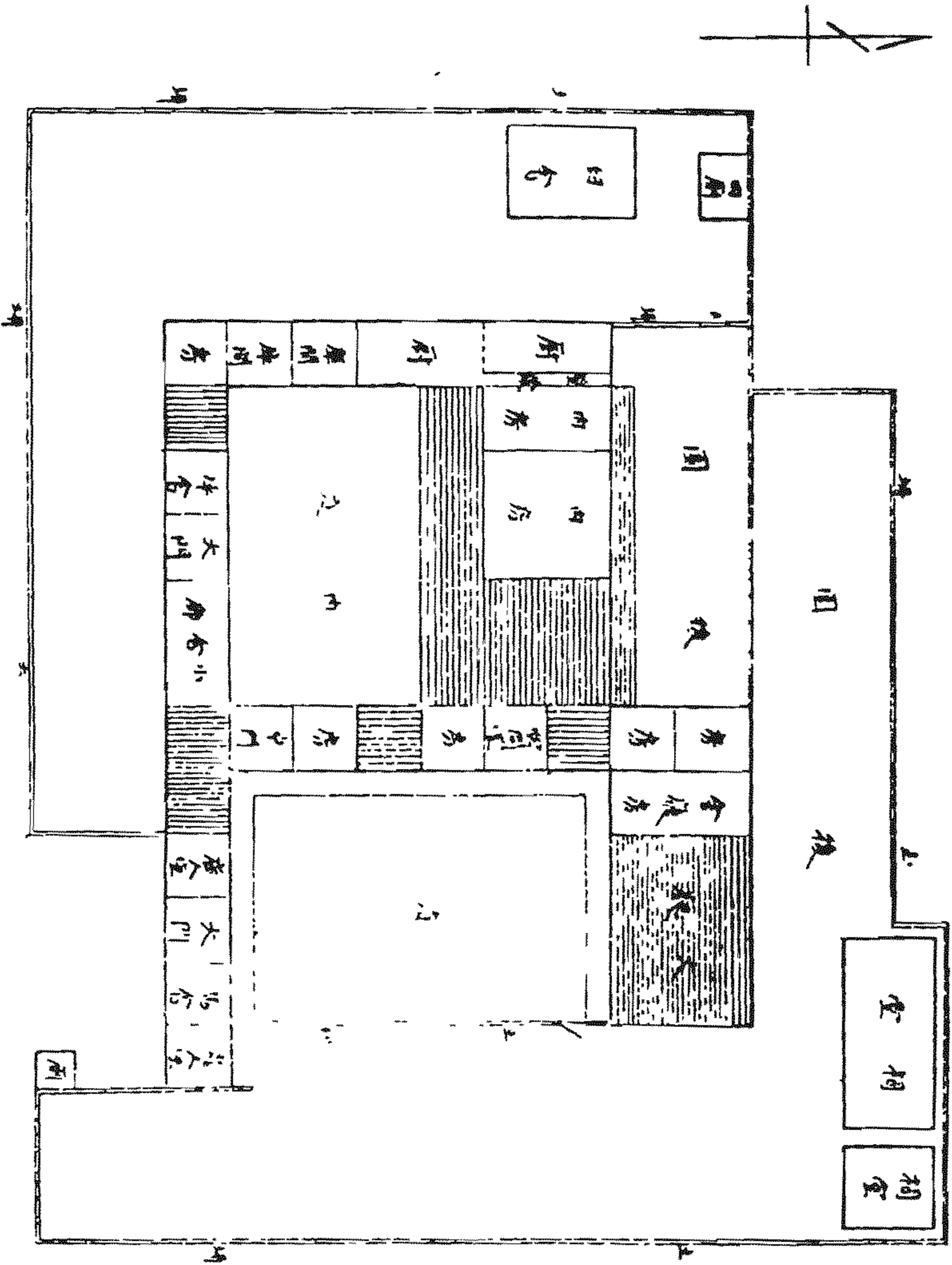
三石甲州建設

漢口通安火藥河前河

張成金文 朱家 會集

四十五丁建設





廣尚北道安東郡豐南的河洞里

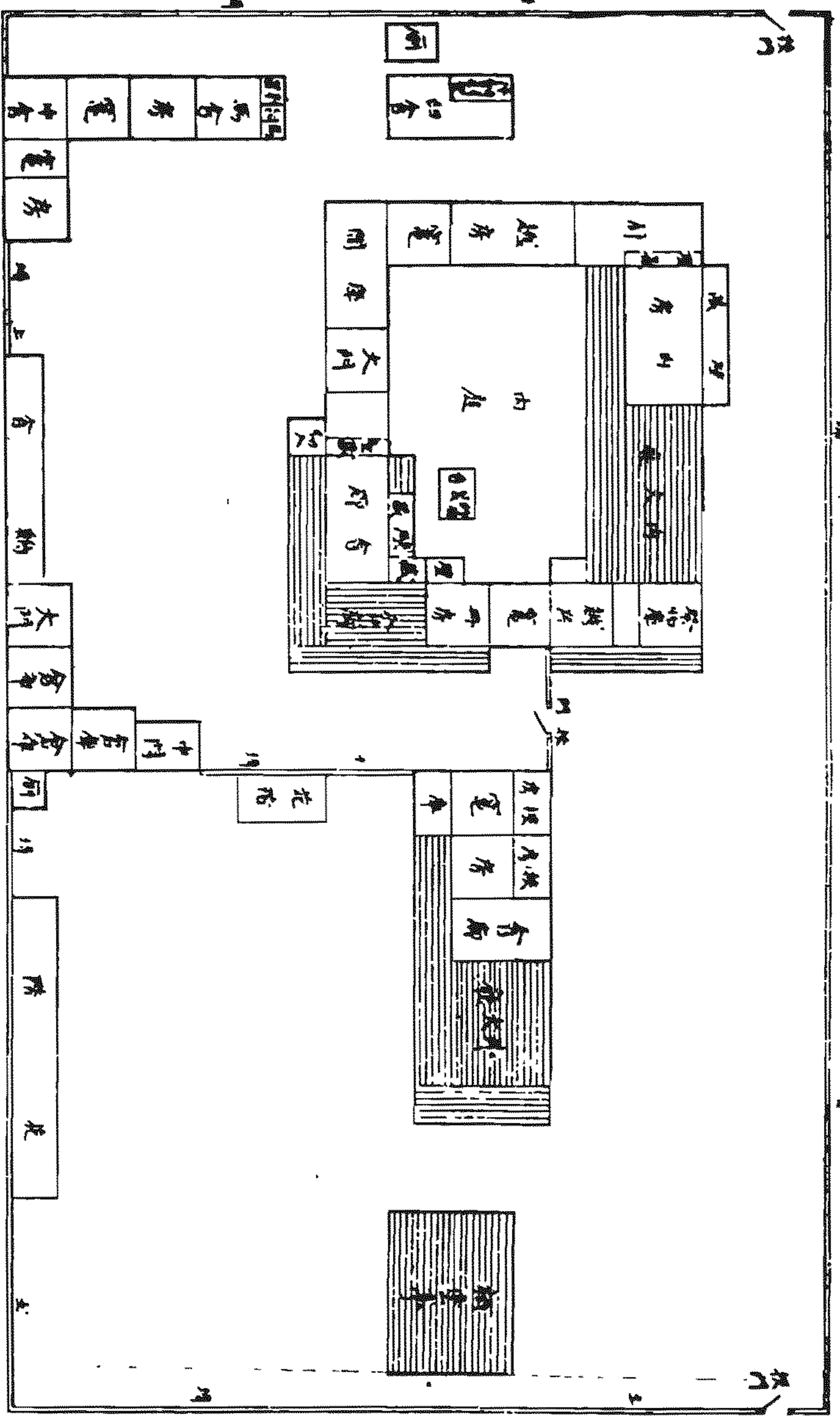
豐山柳氏 大宰家 柳漢秀

二百七十年前建築

廣西龍巖縣東山而王漢里

真實李氏 石壁家 不為獨

五十九年胡汝集

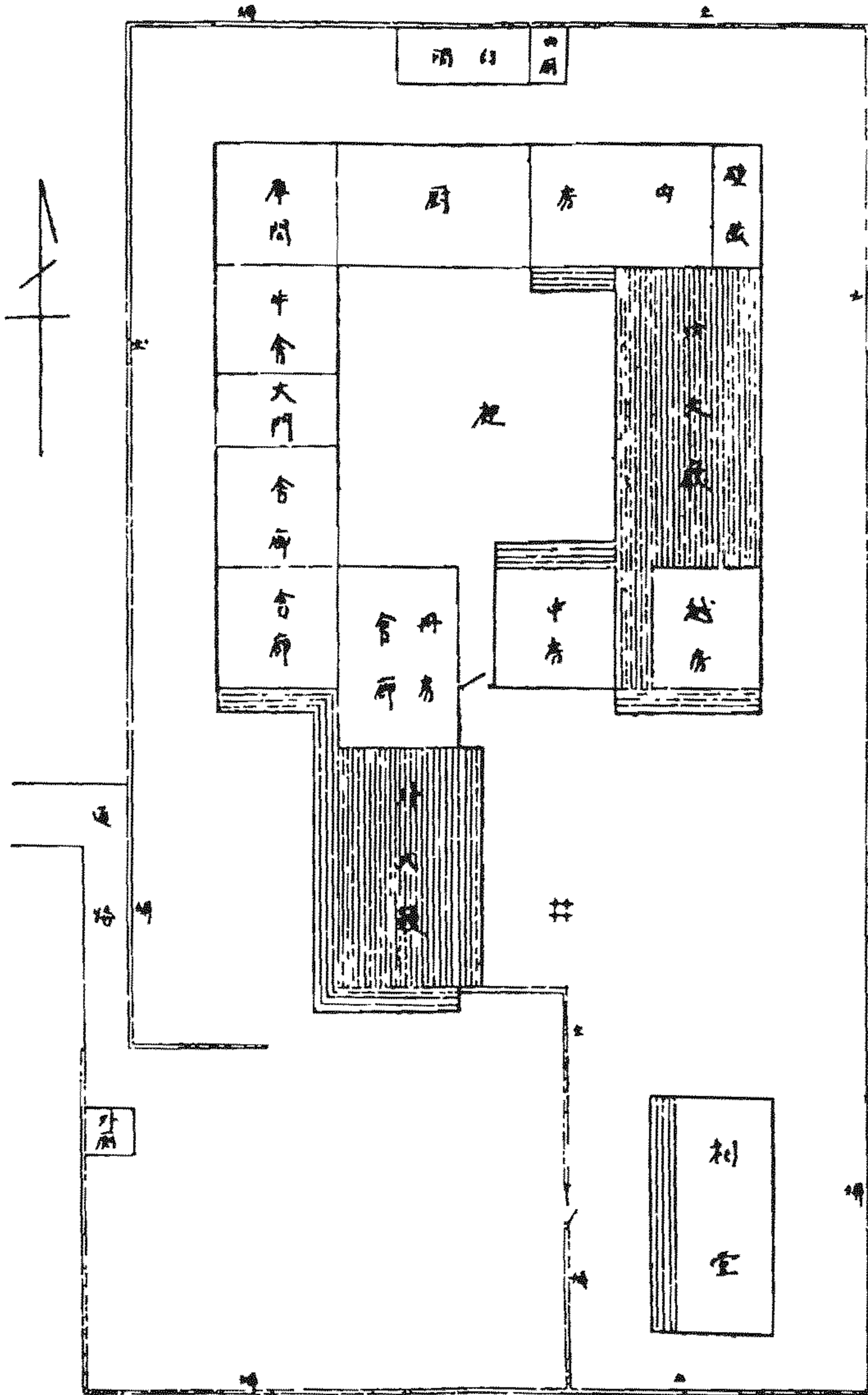


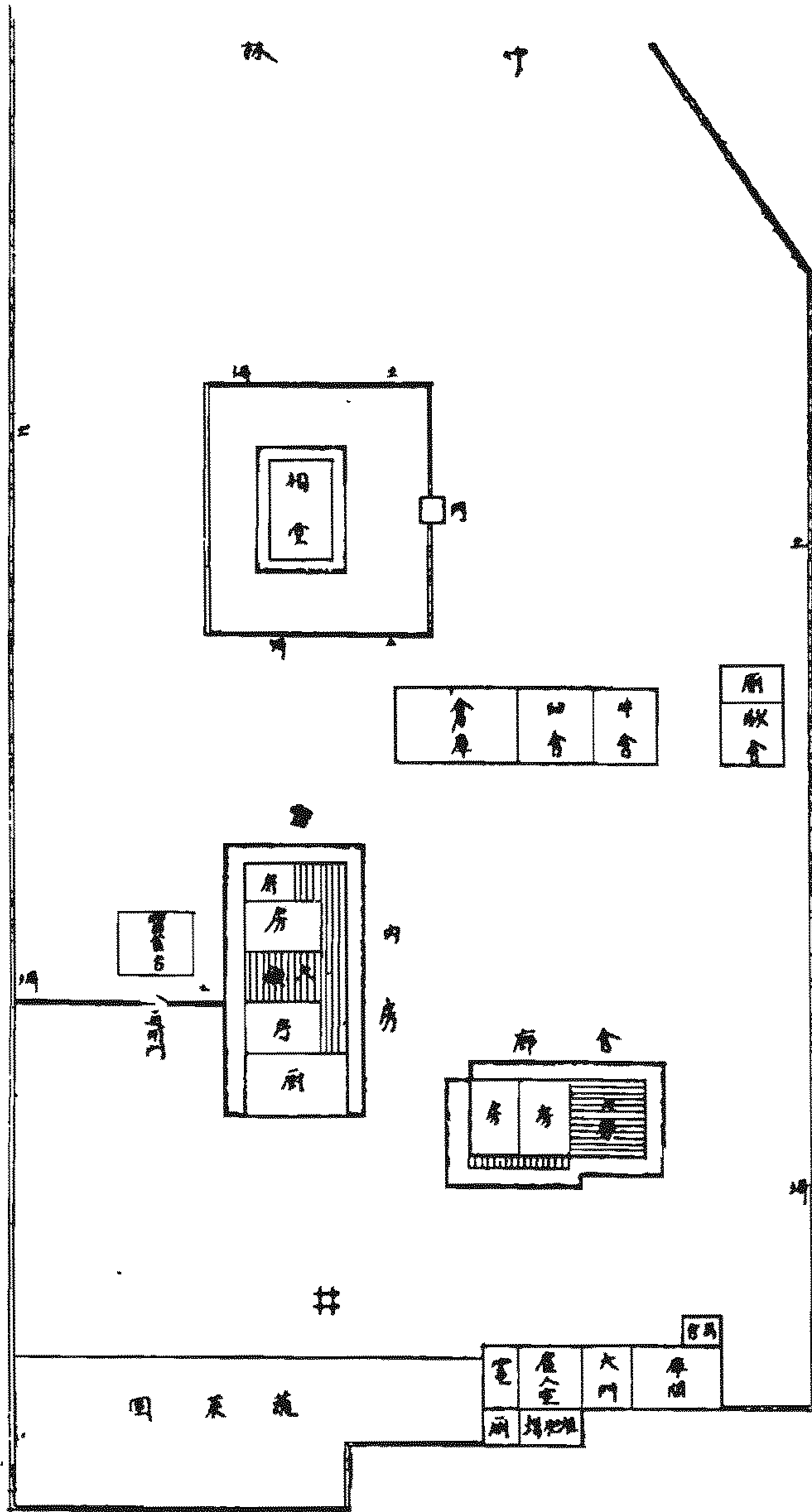
第三卷 同族部落の本質

慶尚北道富徳郡寧海西槐市洞

英陽南氏 宗家 前集

是百七十年前建築





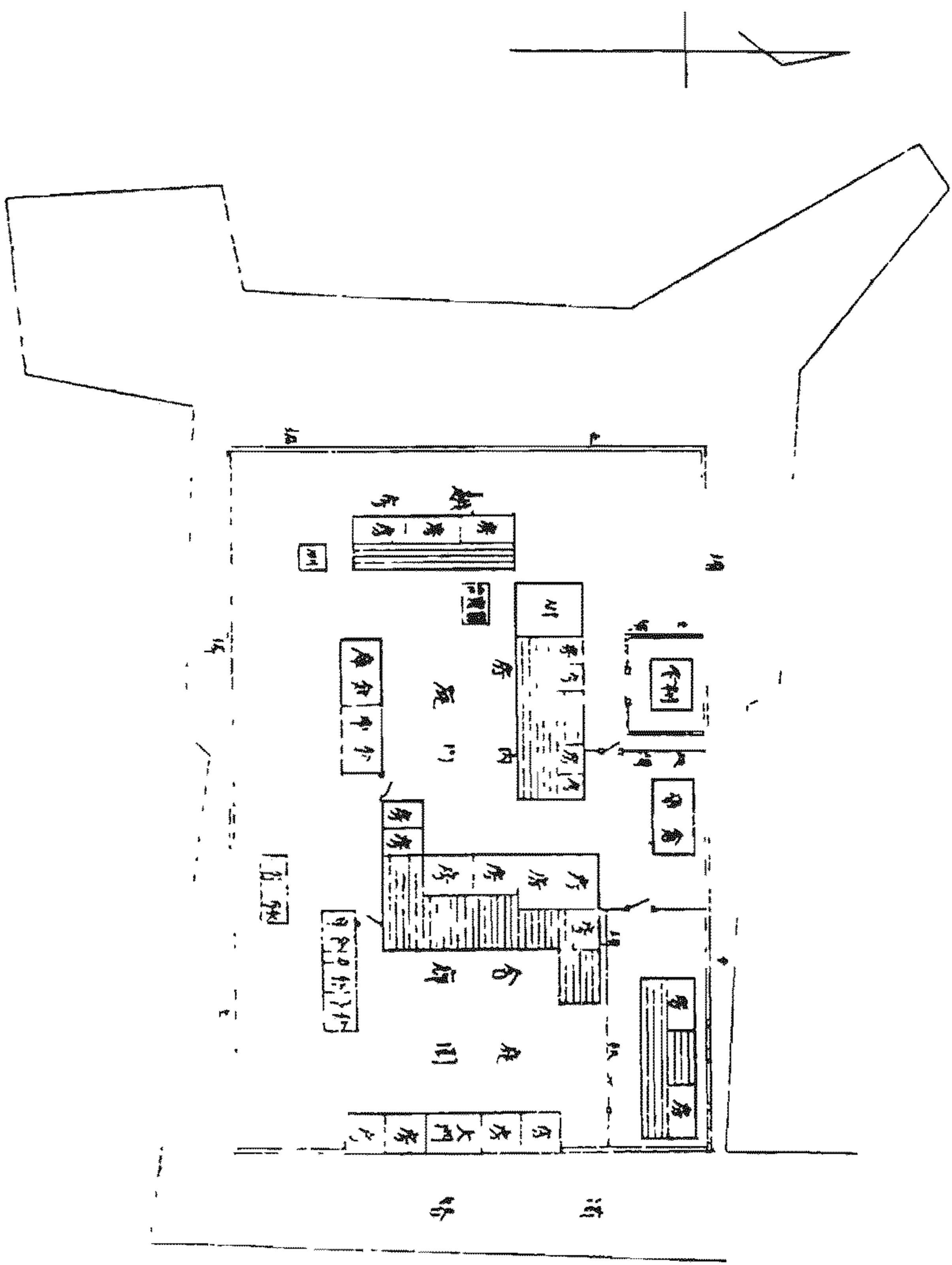
東京府南葛飾郡鎌田町五丁目東大町

安東権次

権五永

二百四十年前建築

朝鮮、榮落（後山）



後山南邊成陽郡地谷面行坪里

河東鄭氏

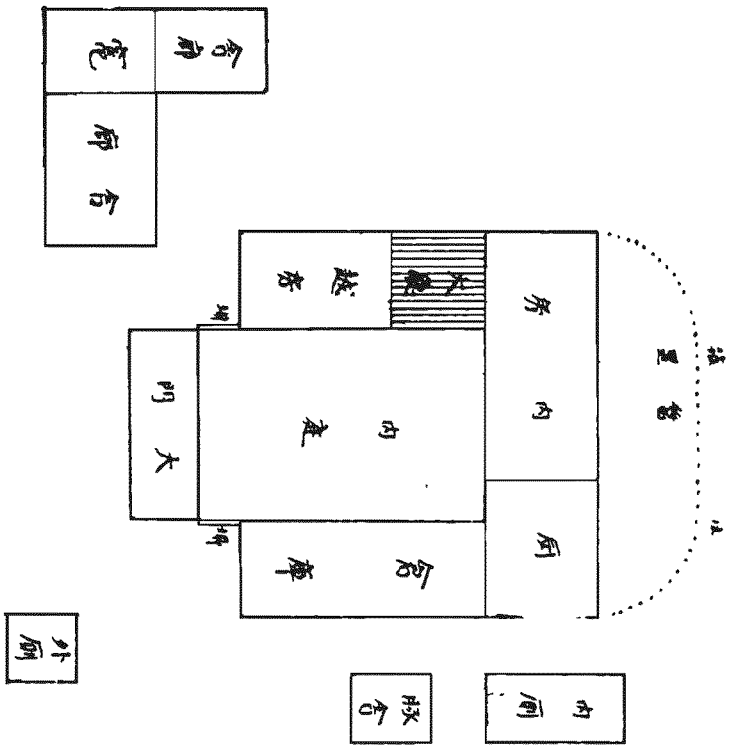
鄭近相

不在此山坪

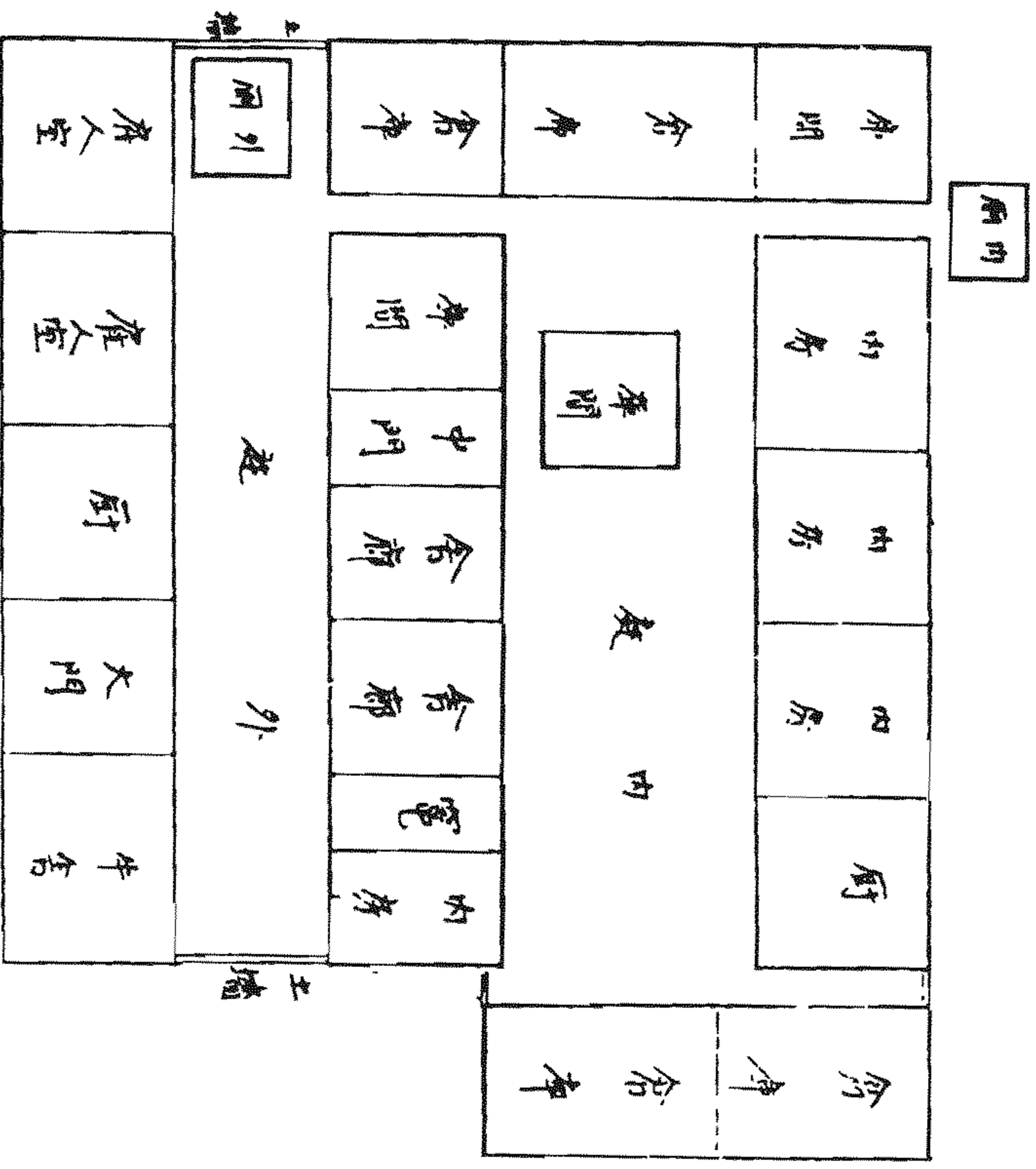
黄海道延白郡花城面松川里

順興安氏 名望家 安承國

二百年新建築



山



平安南道安北郡東面五斗里

水原金氏 濱原家 金某

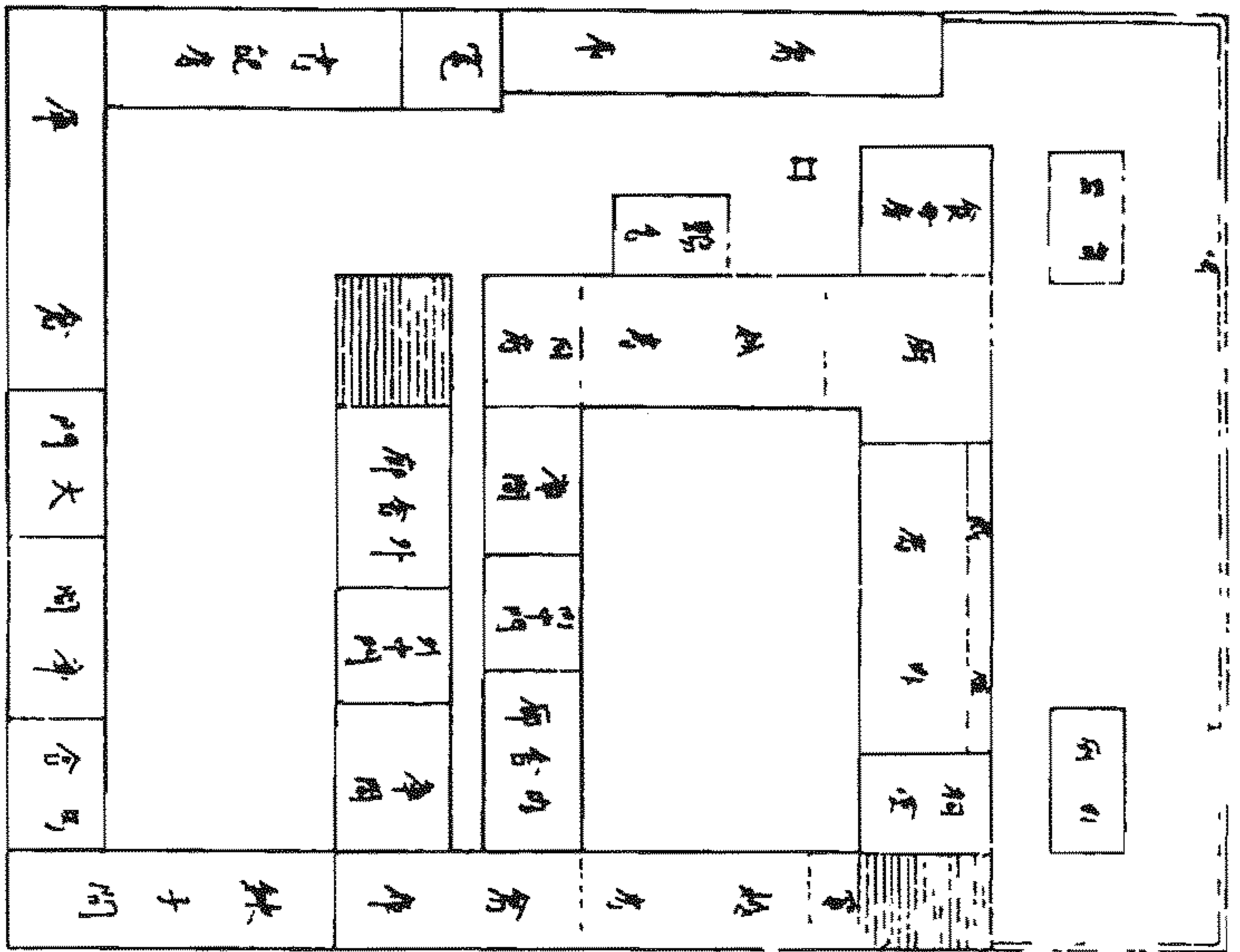
五斗里南達集

平塚近郊龍川郡花中の心松川

共同張六

張根組

二十二年同建字

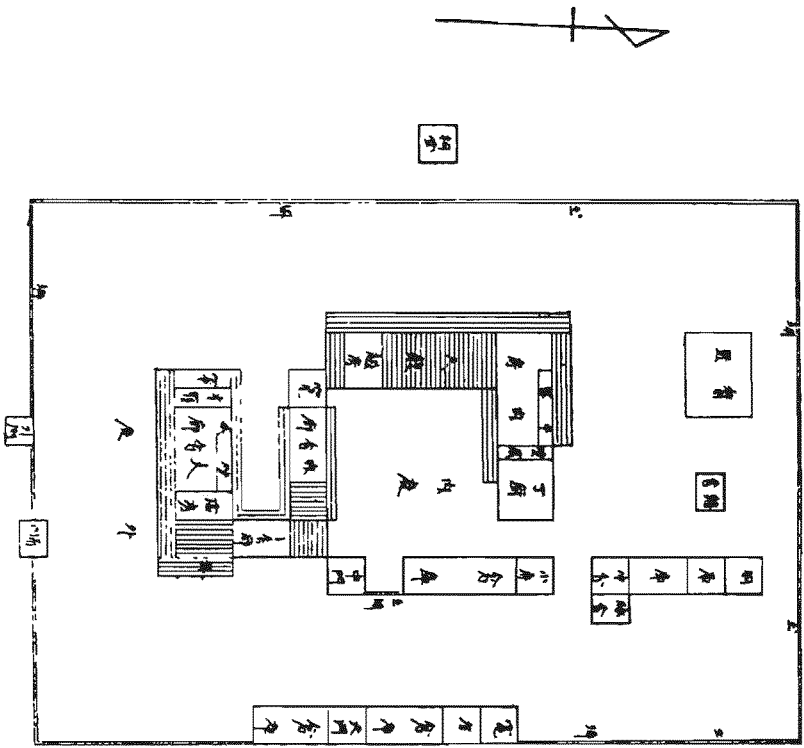


合款

江原道京村別當坊面公林甲入五番地

清林齋成 韓装版

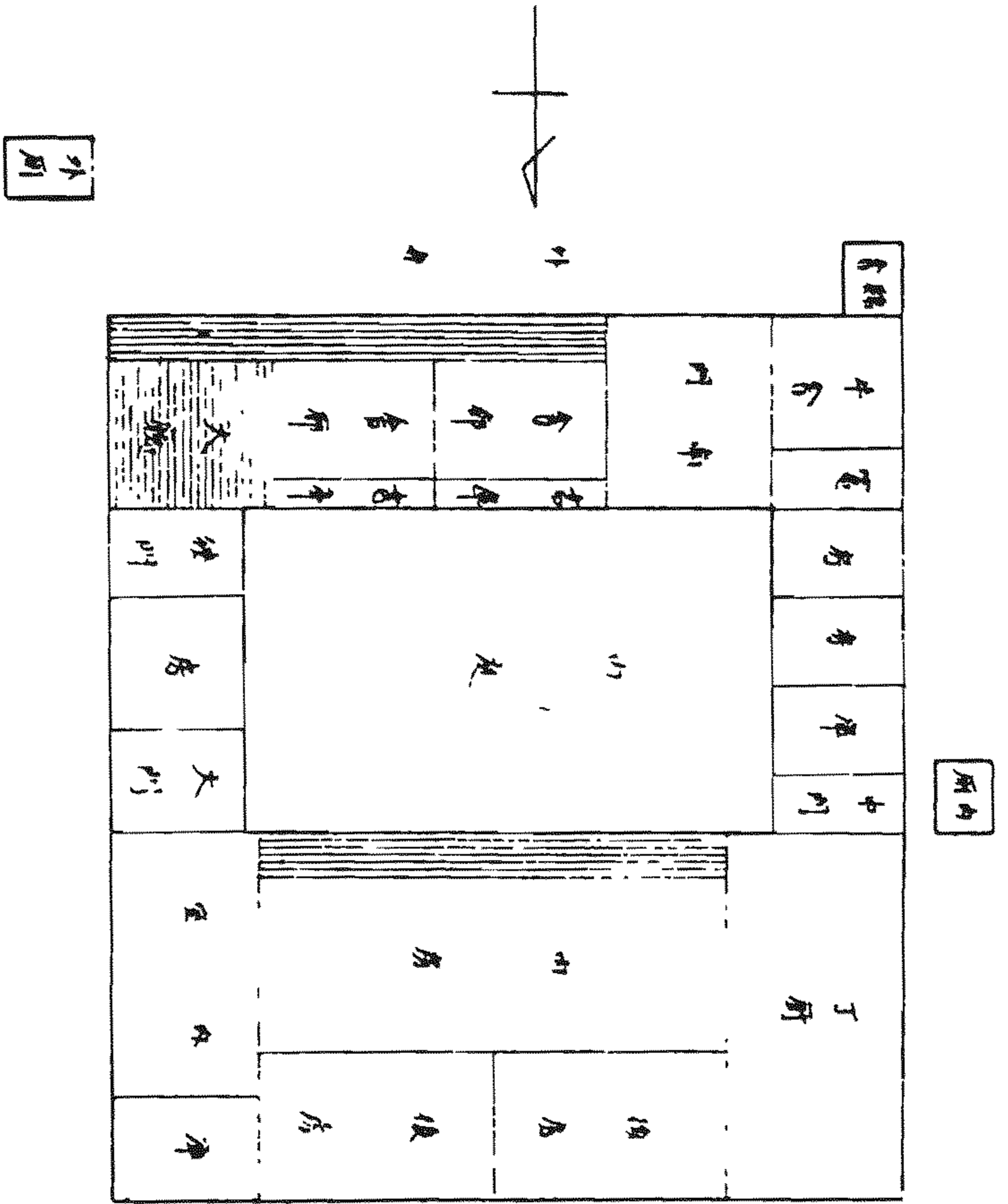
八二行、前中承



江蘇省三陽縣近後西下直落里

新陽出瓦 尔家 洪泉

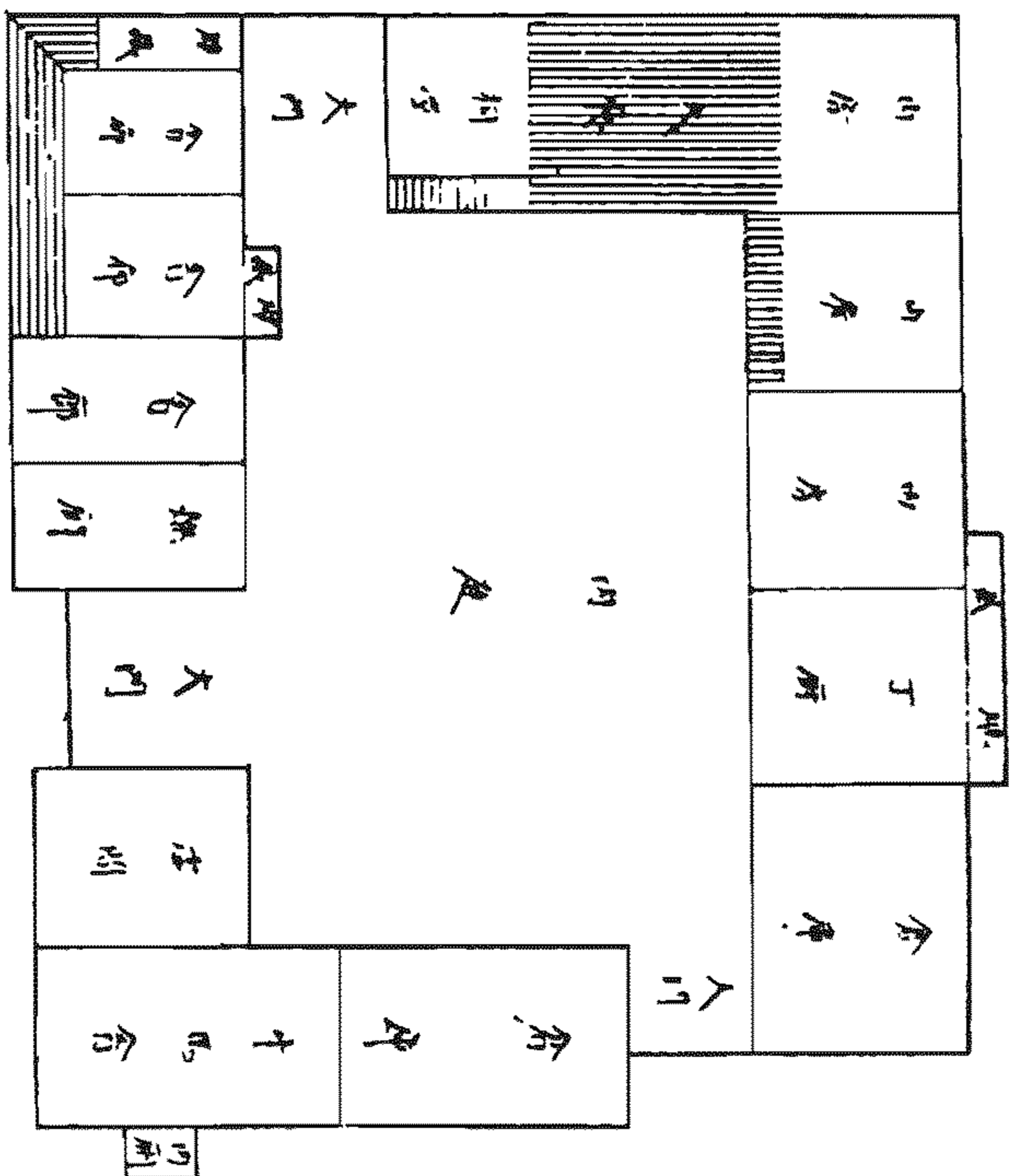
六角形磚地



廟内

明神の遺跡 (敷図)

遺跡



北



合祀地	敷	合
阿	山	寺

成徳寺遺文三郡池山面上坪里

皇清外代 實志忠堂 刊行

昭和二十一年四月

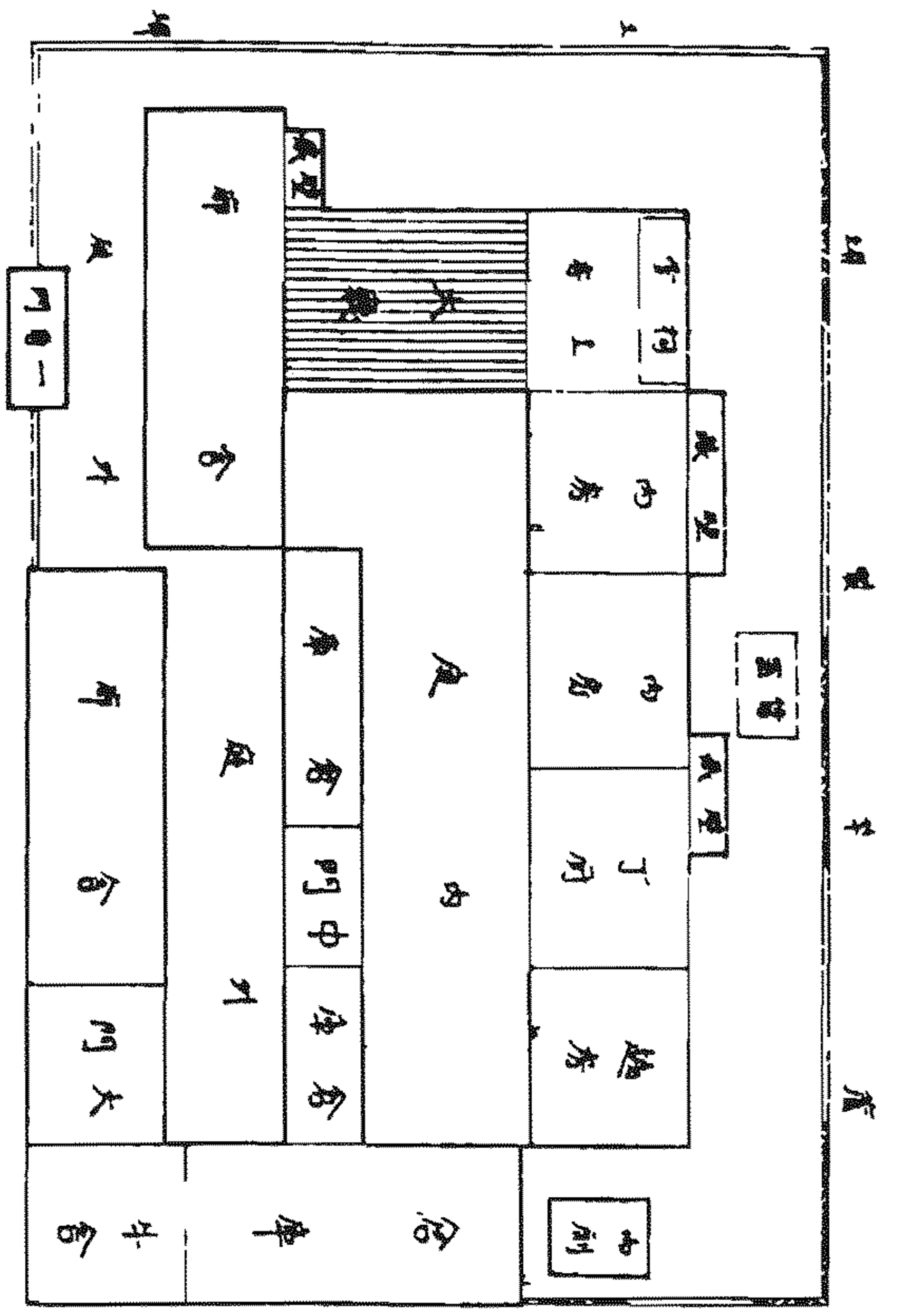
威風南道高家邸十餘年之遺蹟

水右邊氏

名經家

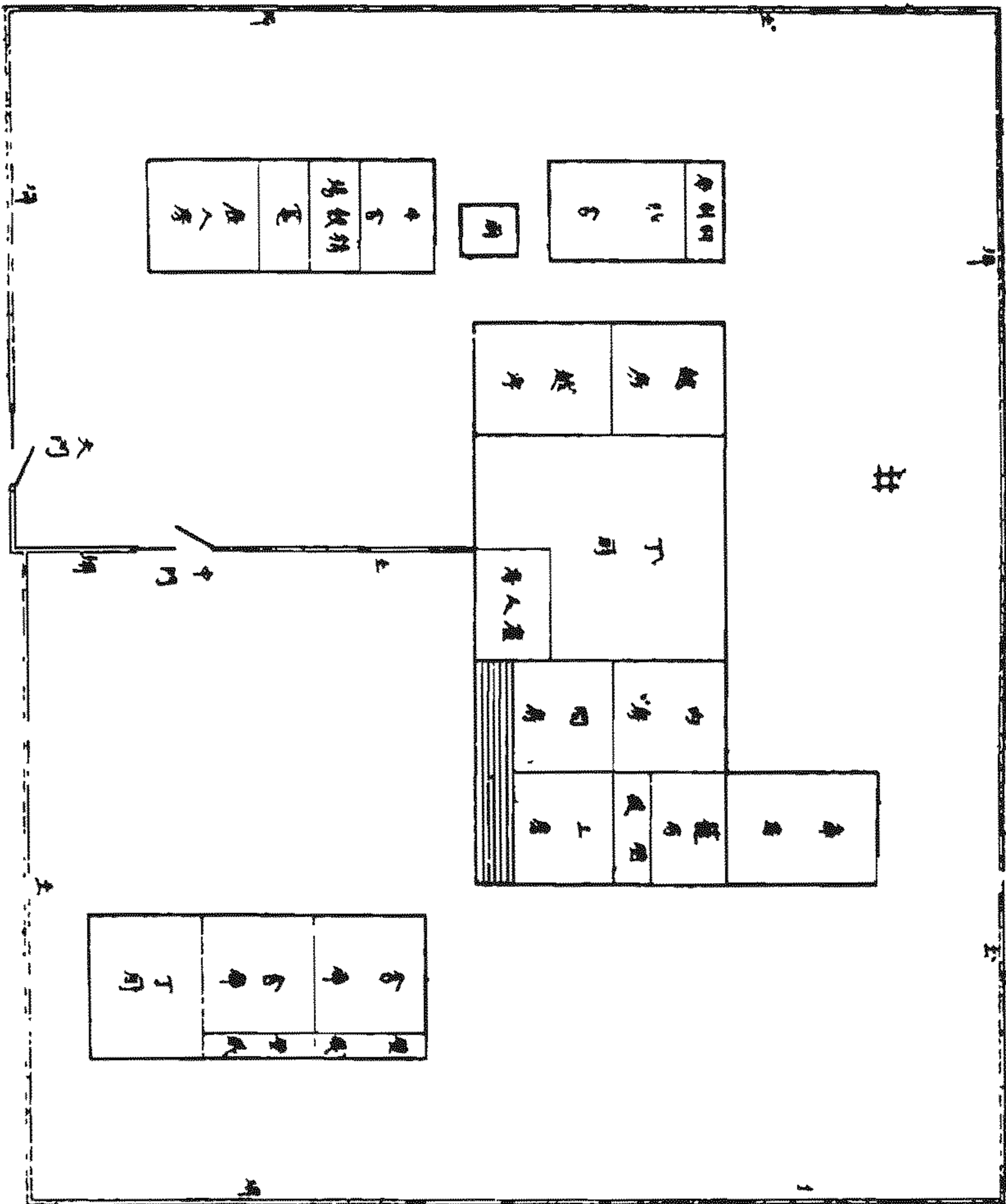
趙某

約二百年前建築



厩

牛舍



咸鏡北道成川郡上向一知恩島村

庭所 庭之 也 所有

約百坪程度

第二節 同族部落の構成

宗家及び宗中

宗中 同族が一部落乃至一地域に部落を構成し、又は集團生活を営む場合には、これ等の同族間には、古來の慣習により必ず一族の團體が組織されて居る。而してこの同族の團體を宗中又は門中と稱し、いづれの同族團體にも略ぼ共通なる宗規により、主として同族の團結と祖先の祭祀を目的に、極めて圓滑なる統制が行はれて居る。宗規は一族團體の憲法とも目すべき權威あるもので、その支配を受くる範圍は汎く同族全體に及ぶのである。李朝時代の禮典では服制に制限があつて、本宗は八寸、姻族は七寸までを有服親とし、刑典では、本宗九寸、姻族九寸、姻族の配偶者三寸までを親族として、喪服又は法律上の責任を限定して居たが、通常同族觀念には斯かる限定はなく、同本同姓のものは齊しく同族の誼を守つて一門の宗規を尊重しなくてはならぬ義務があり、これと同時に姻族の近き人でも、同本同姓にあらざれば同族の範圍外に置かるゝのである。

宗家 朝鮮の家族制度では、一家の直系尊屬親が生存する間は隱居の制なく、その一族は家長の膝下に團樂として奉仕することを孝養の本義として居るので、大抵の場合には分家しない。従つて曾祖父が生存して以下三代の子孫兄弟悉くがその妻子と共に、曾祖父を戸主とする一家に同居する例は往々にあり、到る所に大家族制の家庭を見受け、特に平安北道や咸鏡南道の邊陲の地にはその實例が頗る多いが、尊屬親の生存せずして數代

もの家族が同居する如きことは極めて稀れである。斯くの如きを以て、一部落内に於ける戸数の増加には相當の長さ年月を要する譯であり、従つて同族部落としての發展を致したるに就いては、その同族間の規律が能く遵守されて来たことを窺ひ知ることが出来る。家族制度の嚴格なる結果として、宗中に於ける宗家の地位は非常に重んぜられて居る。即ち宗中には必ず宗孫がありて、その部落又は同族間に於ける最尊祖先の家督相續者として、家廟を守り、祭祀を主宰する。されば宗孫に男子無き場合には、一族中より親等の近き者を選びてこれを相續せしめ、宗孫を絶さぬやうにするのである。この宗孫の家を宗家と稱し、宗祖の遺體の宿る所として一族がこれを尊崇する。若し宗家が貧困なるときは、宗中が力を協せてその一家を扶助し、以て宗家としての體面を維持せしむるのである。しかしながら、社會組織の變革と經濟機構の推移に伴ひ、同族部落に於ける宗家の資産及び地位にも一大變化が起り來りたることは、争ひ難き時勢の力であるから如何とも爲し難いが、著名同族部落千六百八十五部落に就き調査した所に據ると、宗家の現状は左の如くなつて居る。

著名同族部落宗家調 (昭和五年)

道 名	宗家し聲望あり	地位普通	貧 困	他に轉出	廢 絶	計
京 畿 道	四九	五七	一二三	四	二	二三五
忠 清 北 道	二五	三二	五八	一八	一	一三四
忠 清 南 道	三二	四三	五三	三	一	一三一
全 羅 北 道	一九	三一	四一	一	一	九二
全 羅 南 道	六五	六九	一〇一	三	一	二三八

慶尙北道	一一一	五三	七二	七	三	二四六
慶尙道	三二	四五	五六	二	一	一三五
黃海道	七〇	四一	二八	二	二	一四三
平安南道	六〇	一五	三三	三	一	一一二
平安北道	三二	四	二	一	一	四八
江原道	三二	一八	二九	一	一	七九
咸鏡南道	二八	二二	一三	一	一	六三
咸鏡北道	一五	一一	二	一	一	二九
計	五六九	四四一	六二一	四三	一一	一、六八五

即ち現に宗家の繁昌し聲望あるもの五六九、地位普通なるもの四四一に對し、その貧困なるもの六二一、他に轉出したるもの四三、廢絶せるもの一一にして、大體に於て宗家が能く保護救済されて居ることは、同族部落ならでは見られぬ特色であると信ずる。而して慶尙北道に於て宗家の繁昌せるもの多きは、この地方が名門右族の根據地たりし關係なるべく、京畿道に宗家の貧困なるもの多きは、その同族部落の大なるもの、少きことと併せ考へて、時代勢力の影響強きを知ることが出來やう。

分派 同本同姓の血族團體は、同一の始祖を推戴して世々これを傳承して行く間に、その本宗を相續する直系以外の傍系の祖先が數人居るときは、その各系の子孫は各系の祖先を宗とし、自ら幾多の分派を生じ、次代の祖先から更に次代に遞下して各一支派を成すこととなる。斯かる場合には、その宗家を大宗家又は都宗家と稱し、全州李氏を始め多くの大族中には無数の派があり、各獨立の宗中を成し、大宗中全體から見ると一の細

胞團體となつて大宗年又は都門長の統制下に屬するのである。

宗 中 の 機 關

門長・有司・門會 宗中には宗孫の外に、宗長又は門長がある。門長は實に一門の長者としてその代表理事者であり、宗孫と雖も宗中の管理事務に就いては、その支配を受けねばならぬ最尊の權威者である。門長の選任は各宗門によりて異なるが、行列の最も高くして代數の宗祖に近き人、同資格者數名あるときは年齢高き人を以てするのが最も普通で、また行列の高き人又は學識徳望の高き人を公選するところもありて、通例終身職とされて居る。

門長の下には幾人かの有司を置く。有司は門長を補佐する事務の執行機關で、宗中の公選が普通であるが、門長の指名によるところもあり、大抵五年長きは十年を以て任期とする。

門長が宗務を行ふに就いては、その重要なるものは門會（宗會）を開いてこれを決する。門會は毎年祭典の前後に開會するのが定例であるが、臨時に事故あるときは門長がこれを召集する。門會の附議事項は勿論限定された譯ではないが、大抵のことは門會に謀つて異議の無いやうにし、大體行列の高き人の大部分が同意すれば議は決し、目下の者、彼等異議を言ふるやうなことをしないことになつて居る。尙ほ門中の人格、代表者、財産の管理人に關する事項に關しては、左の照會並に回答に依りて説明に代ふることとする。

門中ノ人格ニ關スル件

（明治四十四年八月二十二日成興中地方裁判所長照會）
（同 四十九年四月四日謝發第二八三號取調局長官回答）

○要旨

一、朝鮮ニ於テ一門又ハ門中ト稱スルハ親族ノ團體ニシテ人格ヲ有セス

門中財産ハ其ノ團體ヲ組織スル親族ノ共有ニ屬シ門長ハ其ノ財産ニ付當然門中ヲ代表スルモノニ非ス

○照

一、朝鮮ノ慣習上門(例ヘハ李氏門中或ハ某派金氏門中ノ如キ)ハ法人トシテ獨立シテ財産ヲ所有シ又ハ訴訟資格ヲ有スルヤ否ヤノコト

二、若シ之ヲ代表セストセハ門ヲ代表スル者ハ門長ナリヤ將タ又門長以外ニ代表スルモノアリヤ否ヤノコト

○回答

一、朝鮮ニ於テ一門又ハ門中ト稱スルハ親族ノ團體ニシテ人格ヲ有セス、而シテ門中所有ノ財産ハ其團體ヲ組織スル親族ノ共有ニ屬シ門長ハ當然代表權ヲ有セス唯實際ニ於テハ門中協議ノ上門長ヲシテ代表セシムルコト多キモ門中親族ノ委任ニ因ルモノナリ

宗中ノ代表者ニ關スル件

(大正十二年九月十四日全羅北道知事照會
同年十月二十三日朝鮮第四五七號中樞院書記官長照會)

○要旨

一、宗中ノ代表ハ門長之ニ當リ祭祀ニ就テハ宗孫之ヲ代表シ宗中財産ニ關シテハ特ニ代表者ヲ定ムルヲ普通トス

二、宗中財産ニ關スル代表者ノ選任ハ宗中會議ヲ以テ多數決ニ依リ之ヲ爲ス

○照 會

一、朝鮮ノ慣習上宗中ニ關スル代表者ハ全然宗孫之ニ當ルモノナルヤ

二、右代表者ニ對シ宗中間ニ異議アル場合ハ宗中ニ於テ選任スルモノアルヤ

選任スルコトヲ得ルトセハ之カ方法ハ選舉ニヨリ決定スルモノナルヤ

○同 答

一、朝鮮ノ慣習ニ於テ宗中ニ關スル代表者ハ宗孫之ニ當ルニ限ルモノニ非ス

宗中ノ代表ハ門長之ニ當ルモ祭祀ニ付テハ宗孫之ヲ代表シ宗中財産ニ關シテハ特ニ代表者ヲ定ムルヲ普通ノ

慣例トス

二、宗中財産ニ關スル代表者ニ對シ異議アルトキハ宗中協議ヲ以テ選任スルコトアリ選任ノ方法ハ宗中會議ヲ

爲シ多數決ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

宗中又ハ門中ノ代表者又ハ其ノ財産ノ管理人選定ニ關スル件

（昭和五年九月八日法務局長官會）
（昭和九年九月二十三日朝鮮局長官第五六號申答局長官會）

○要 旨

宗中又ハ門中ノ代表者又ハ財産管理人ノ選定ハ一族又ハ一門ノ成年以上ノ男子ヲ招集セル會議ニ於テ出席

者過半数ノ決議ニ依テ爲スヲ一般ノ慣習トス

○照 會

一、宗中又ハ門中ノ代表者又ハ此ノ財産管理人ノ選定方法

○回 答

一、宗中又ハ門中ノ代表者又ハ其ノ財産管理人ノ選定方法ハ宗長（通俗ニハ此場合モ尙門長ト稱ス）又ハ門長ニ於テ一族又ハ一門ノ成年以上ノ男子ヲ招集シ會議ヲ開キ出席者過半数ノ決議ニ依リ宗中又ハ門中ヨリ一人若クハ數人ヲ選定スルヲ一般ノ慣習トス

大 同 宗 約 所

宗族間ノ機關として大同宗約所なるものがあるが、その組織には、從來の大宗中を變革し、その代身として生れたるものと、大宗中の外に別に設立せられたるものと二種あり、これが内容は左の照會竝に回答に依りて明瞭にされて居る。

宗約所ニ關スル件

（昭和二年五月三十一日京城地方法院民事第二部裁判長照會）
（同 年六月十五日朝權發第二六一號中樞院回答）

要 旨

一、宗約所トハ宗約ニ依リ成レル團體ヲ指稱ス又單ニ宗約ヲ實行スル爲ニ設ケタル事務所ヲ稱スルコトアリ
二、宗約所ハ同一始祖ヨリ出テタル男系血族中ノ男子タル約員ヲ以テ成ル約員タルノ資格及入約手續ハ其ノ規

約ヲ以テ定ムルヲ通例トス

三、宗約所ノ役員ノ種類及之カ選定方法ハ各其ノ宗約所規約ニ定ムル所ニ依リ一定セル慣習ナシ

四、宗約所ノ目的ハ其ノ規約ニ依リ多少ノ差異アルモ大綱ニ於テハ祖先ノ尊崇・宗族ノ團結・親睦・福利ノ増進等ニアリ

五、宗約所ノ規約ト宗中トノ關係ハ其ノ宗約所ノ性質ニ依リテ異リ或ハ之ニ加盟シタル宗人ノミヲ拘束シ或ハ宗中全員ヲ拘束ス

規約ノ變更ハ各其ノ規約ノ定ムル所ニ依ルモノナルヲ以テ手續ハ必ンモ一樣ナラス

六、宗約所カ宗中ト別個ノ宗族團體トシテ存在スル場合ニハ宗約所ハ宗中財産ト關係ナク單獨ニテ財産ヲ所有スルコトナシ

七、宗中ノ事務所ヲ宗約所ト呼フモノニアリテハ宗約所ノ長ハ門長ニ該當スルモ然ラサル場合ハ兩者間ニ殆ト關係ナキヲ普通トス

照 會

一、宗約所トハ宗中ノ別名ナリヤ或ハ宗中ノ事務所ヲ執ルニ過キササル事務所ナリヤ又宗中トハ別個ノ團體ニ非サルヤ

二、宗約所・如何ナル會員ヨリ成立スルヤ宗中一同カ當然其ノ會員トナルヤ又ハ別ニ何等カノ資格アル者カ入

會ノ手續ニヨリ之ニ加入スルモノナリヤ若シ入會スルモノトセハ何人カ之ヲ許可スルヤ

三、宗約所ニハ如何ナル役員アリヤ宗中ノ役員カ當然宗約所ノ役員トナルマ或ハ又別個ノ方法ニテ其ノ役員ヲ選定スルヤ其ノ選舉方法年限等

四、宗約所ハ如何ナル目的ヲ有スルヤ

五、宗約所ニハ何等カノ規約アリヤ其ノ規約ハ宗中トハ如何テノ關係ニ立ゾト其ノ規約變更等ニ付キ如何ナル手續ヲ必要トスルヤ

六、宗約所ハ單獨ニテ財産ヲ所有スルヤ若シ所有スルトセハ右ハ宗中ト別個ノ財産ナリヤ又ハ宗中ノ財産ナリヤ

七、宗約長ト門長トハ同一人ナリヤ其ノ關係如何

八、金梅金氏宗約所ニ關スル參考資料

回 答

一、宗約所トハ宗約（宗族間ノ契約）ニ依リ成レル團體ノ稱呼ニシテ從來ノ大宗中ヲ變革シ其ノ代身トシテ生レタルモノト宗中（大宗中ノコト以下同シ）ノ外ニ別ニ設立セラレタルモノトアリ又單ニ宗中カ宗約ヲ實行スル爲ニ設ケタル事務所ヲ宗約所ト稱スルモノアリ

二、宗約所ハ同一始祖ヨリ出テタル男系血族中ノ男子タル約員ヲ以テ成立ス是レ各宗約所ヲ通シ共通セル點ナ

リ而シテ約員タルノ資格及入約手續ハ大抵其ノ規約（規則・宗約又ハ宗憲ト稱スルモノアリ以下同シ）ノ定ムル所ニ依ルヲ通例トシ中ニハ年齢ニ制限ヲ附シ十五歳以上若クハ二十歳以上ナルコトヲ要ストスルモノアリ或全ク年齢ニ制限ヲ附セサルモノアリ或上記ノ資格ヲ具備スル者ハ當然約員トナリ得ルトセルモノアリ或上記ノ資格ヲ有スルモノニシテ入約金ヲ納メ入約ヲ出願シタル者ニ限り約員トストセルモノアリ（上ノ場合ニ於テハ入約出願者ハ其ノ出願ニ依リ當然約員トナリ特ニ許可ヲ與フルカ如キコトナキヲ通例トス）

三、宗約所ノ役員ハ各其ノ宗約所規約ニ依リ之ヲ定ムルモノナルヲ以テ必スシモ一定セス之ヲ例示セハ左ノ如シ

- 1 總裁・副總裁・宗約長・副約長・部有司・副有司・顧問・部長・派有司・各郡有司・各面有司・議長・副議長・代議員・常任議員
- 2 約長・副約長・部長・主任・掌財・書記・評議長・評議員
- 3 宗約長・副約長・總務・部長・部員・議事長・議員・顧問
- 4 所長・副所長・所監・書記・掌財・會計・評議長・評議員・顧問
- 5 所長・副所長・總務・掌務・幹務・掌財・會計・監査・享祀員・別有司・評議員長・評議員・顧問
- 6 議事長・副議事長・議事員・京議事員・郷議事員・上有司・有司・京有司・郷有司・顧問・幹事
- 7 約長・副約長・總務・京有司・郷有司・會計・書記

上述ノ如ク宗約所ノ役員ハ各其ノ規約ニ依リ之ヲ定ムルモノナルヲ以テ宗中ノ役員カ當然宗約所ノ役員トナルコトナシ（事實ニ於テハ宗中ノ役員タリシモノカ宗約所ノ役員トナルコトナキニ非ス）

宗約所ノ役員ノ選定方法及其ノ任期モ亦宗約所規定ノ定ムル所ニ依ルヲ以テ必スシモ同一ナラス或ハ總會ニ於テ選舉スルモノアリ或ハ役員會ニ於テ選任スルモノアリ或ハ宗約所ノ長ニ於テ任命スルモノアリト雖概シテ重要ナル役員ハ大抵總會ニ於テ選舉シ然ラサルモノハ役員會又ハ宗約所ノ長ニ於テ任命スルヲ通例トス又役員ノ任期モ二年トスルモノアリ或ハ三年トスルモノアリ或ハ五年トスルモノアリ或ハ役員ノ種類ニ依リ任期ヲ異ニスルモノアリ

四、宗約所ノ目的ハ宗約所規定ニ之ヲ定ムルヲ通例トスルカ故ニ其ノ目的トスル所モ亦多少ノ差異ナキニ非ス然レトモ其ノ大綱ニ至リテハ殆ト同一ニシテ祖先ヲ尊崇シ宗族ヲ團結シ以テ其ノ親睦ヲ圖リ相互間ノ福利ヲ増進スルニ在リ尙上記ノ外教育及禮俗ノ獎勵殖産興業等ヲ以テ從タル目的トスルモノアリ

五、宗約所ニハ大抵規約（規則・宗約・宗憲ト稱スルモノアルコト上記ノ如シ）アリ宗約所ノ規約ト宗中トノ關係ハ其ノ宗約所ノ性質ニ依リ異リ即チ宗約所カ宗中ト別個ノ宗族團體タル場合ニ於テハ宗約所規約ハ唯之ニ加盟シタル宗人ノミヲ拘束シ宗中トハ何等關係ナシ然レトモ宗中カ宗約ヲ實行スル爲ニ設ケタル事務所ヲ宗約所ト稱スルモノニアリテハ其ノ規約ハ即チ宗中ノ規約ナルヲ以テ當然宗中ヲ拘束スヘク又從來ノ宗中ヲ改變シテ宗約所ト爲シタルモノニアリテハ表面上其ノ規約ハ宗中ト關係ナキカ如キモ實際ニ於テハ宗中ト宗

約所トハ同一體ナルヲ以テ宗約所規約ハ事實上宗中ヲ拘束スルモノト謂ハサルヘカラス
又規約ノ變更ニ付テハ各其ノ規約ノ定ムル所ニ依リ之ヲ爲スヲ以テ其ノ手續ハ必スシモ一様ナラス之ヲ例示
セハ左ノ如シ

1 代議員會ノ決議ヲ經タル後總裁ノ決議ニ因リ之ヲ行フ

2 總會ノ決議ニ依リ之ヲ行フ

3 議事會ノ決議ヲ經タル後總會ニ提出シ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ行フ

4 評議員會ヲ經テ總會ニ提出シ出席員ノ過半數ノ同意ヲ得テ之ヲ行フ

5 評議員會ノ決議ヲ經タル後總會ニ提出シ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ行フ

六、宗約所ニハ單獨ニテ財産ヲ有スルモノト然ラサルモノトアリ即チ宗約所カ宗中ト別個ノ宗族團體トシテ存
在スルモノニ在リテハ宗約所ハ宗中財産ト關係ナク單獨ニテ財産ヲ所有スルモノ然ラサルモノニ在リテハ宗中
ト離レテ宗約所カ財産ヲ所有スルコトナシ故ニ宗約所設立後ニ於テモ葬位土・祭位土ノ如キハ今尙宗中財産
トシテ宗中ノ代表者ノ名義ト爲シ居ルモノ多シ殊ニ從來ノ宗中ヲ改變シテ宗約所ト爲シタルモノニ在リテハ
宗約所設立後ニ於テハ宗中ニハ別ニ執行機關ヲ有セサルニ至リシヲ以テ此等ノ財産ハ宗約所ニ於テ管理シ其
ノ收入ヲ以テ祖先ノ祭祀其ノ他宗中ノ共同費用ニ充當スルヲ通例トス尙右ノ外小宗タル各派ニ於テ宗中財産
ヲ有スルモノアルモ宗約所トハ何等關係ナシ

七、宗約所ノ長ト門長トハ同一ナルコトアリ或ハ同一ニアラサルコトアリ即チ宗中ノ事務所ヲ宗約所ト呼フモノニ任リテハ其ノ宗中ニ於テ年齢・行列・徳望最モ高キ者ヲ以テ宗約所ノ長トスルヲ以テ斯カル宗約所ニ在リテハ宗約所ノ長ハ即チ門長ニ該當スルモノナリ宗約所ト宗中ト各別ニ存在スル場合ニ於テハ宗約所ノ長ト門長トハ各其ノ立場ヲ異ニスルヲ以テ兩者ノ間ニハ殆ト關係ナキヲ普通トス又從來ノ宗中ヲ改變シテ宗約所ト爲シタルモノニ在リテハ宗約所設立後ニ於テハ宗約所ノ長ハ宗約所現之ノ定ムル所ニ依リ其ノ宗約所（從來ノ宗中）ヲ代表シ一切ノ宗事ヲ處理スルヲ以テ別ニ門長ヲ置カサルヲ通例トス

八、金海金氏宗約所ニ關スル參考資料ナシ

尙ほ宗約所の組織を知る爲めの參考として、京城府臥龍洞に本部を有する全州李氏大同宗約所に就き、その趣旨書、宗憲、檄文を左に示すこととした。

全州李氏大同宗約所趣旨書

禮。云萬物。本乎天。人。本乎祖。敬宗。所以尊祖也。程子。曰管攝天下人心。收宗族厚風俗。莫善於宗法。旨哉。言乎。惟我全州李氏。粵自鼻祖司空公。歷羅麗。世有令德。至于朝鮮太祖高皇帝。受命御極。迄今爲上下千載。本支不僮。猗歟盛哉。太祖高皇帝。定鼎之初。首設宗簿寺。爲宗親遠近。叙族修譜之所。世世講明。未嘗少替。至甲子。興宣大院王。聚宗族義捐之資。增廣舊制。而置宗親府。設宗正卿以下諸官。并以壻派人。差除。外右官府。而內實諸宗之會館也。故。我宗族之

全州李氏大同宗約所宗憲

宗 憲

第一章 總 則

第一條 全州李氏大同宗約所ハ同宗子孫ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條 京城ニ本所ヲ置キ必要地ニ支那ヲ置ク

第三條 本所ハ祖先尊宗族親賸子孫教育殖産興業ヲ以テ目的トス

第四條 本所約員ニハ必ス宗約員證ヲ交付ス

第五條 本所約員ハ左ノ權利ト義務ヲ有ス

一、總會ニ發言スルノ權

一、被選舉權

一、基本財産ノ共有權

一、殖産教育ノ利益ヲ共ニ受スルノ權

一、宗族間救助及保護ヲ受クルノ權

一、本宗憲及施行細則ヲ遵守スルノ義務

六條 本所事務ヲ分掌スル爲ニ左ノ三部六課ヲ組織ス

一、宗務部 文書課 地方課

一、經理部 殖産課 會計課

一、教育部 編輯課 圖書課

第七條 本所任員ハ左ノ如ク置ク

一、宗約長 一人 一、副宗約長 一人

第三章 同族部落の本質

- 一、顧問 若干人
- 一、都育司 一人
- 一、副育司 一人
- 一、宗務議員 二十人
- 一、各課長 一人
- 一、各課育司 若干人
- 一、郡育司 若干人
- 一、書記 若干人
- 一、宗務議員 一人
- 一、議員中 一人
- 一、派育司 若干人
- 一、書記 若干人

第二章 任員選舉及任期

第八條 宗約長副宗約長ハ總會ニ於テハ無記名投票ヲ以テ之ヲ選舉ス
 郡育司副育司郡長課育司宗務議員ハ總會ニ於テ記名投票ヲ以テ之ヲ
 選舉ス但補缺選舉ハ議員會ニ於テ之ヲナスコトヲ得
 郡育司ハ宗約員中德望ノ顯著ナル人ヲ議員會ニ於テ公選議員之ヲ選舉
 宗約員長ハ議員會ニ於テ議員中衆重アル人ヲ無記名投票ニテ之ヲ
 互選ス

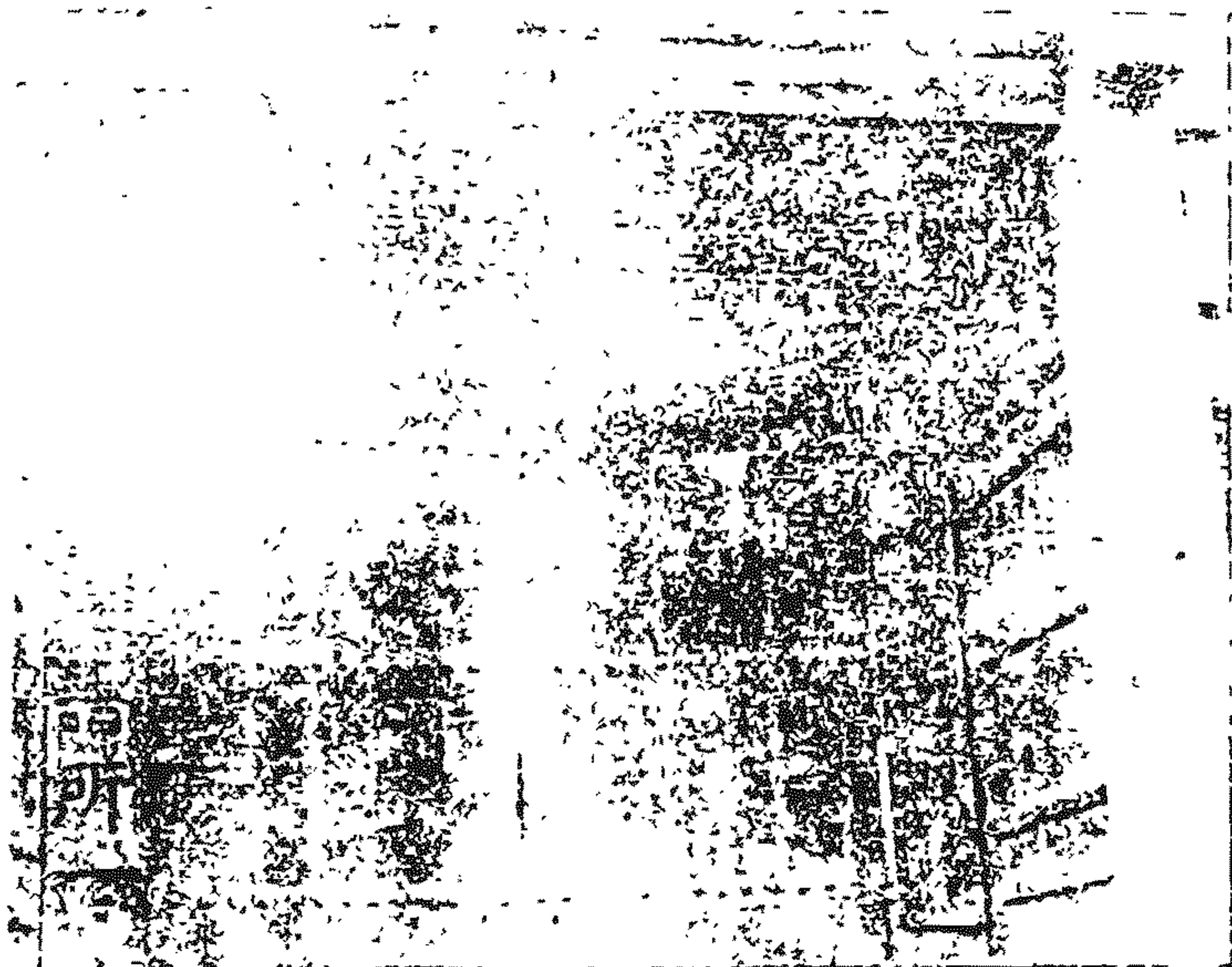
派育司ハ各其派ノ衆重アル人ヲ幹部會ニ於テ之ヲ選任ス但一派ニ三
 人以下ヲ限トス

郡育司ハ約員中居住スル其郡内ニ於テ德望ノ最優ナル人ヲ幹部會ニ
 於テ之ヲ選任ス
 書記ハ各郡長之ヲ任用ス

第九條 任員ノ任期ハ三箇年トシ滿期再選スルヲ得

第三章 任 務

第十條 任員ノ任務ハ左ノ如シ
 宗約長ハ本所ヲ總轄シ總會ノ議長トナル



全州李氏大同宗約所正門

副宗約長ハ宗約長ヲ輔佐シ宗約長ノ事故アル時ハ其事務ヲ代理ス
 顧問ハ本所任員ノ顧問ニカカル事項ニ應フ
 都府有司ハ宗約長ヲ輔佐シ任員ヲ監督シ一切ノ事務ヲ掌理ス
 但宗約長副宗約長俱ニ事故アル時ハ其事務ヲ代理スルヲ得
 副有司ハ都府有司ヲ輔佐シ都府有司事故アル時ハ其事務ヲ代理ス
 宗務議員ハ議員會ニ代表トナリ議員ノ可否同シ時ハ之ヲ裁決ス
 宗務議員ハ宗務議員會ニ於テ提案セル事項ヲ議決ス
 各部長ハ都府有司ノ指揮ヲ承ケテ各部長ヲ掌理ス
 各課有司ハ部長ノ指揮ヲ承ケテ各課務ヲ掌理ス
 派有司ハ各其自派ヲ代理シ本所ノ指揮事項ヲ處理ス
 都府有司ハ本所指揮ヲ承ケテ各其都府内宗務ヲ處理ス
 書記ハ一切ノ記事ニ從事ス

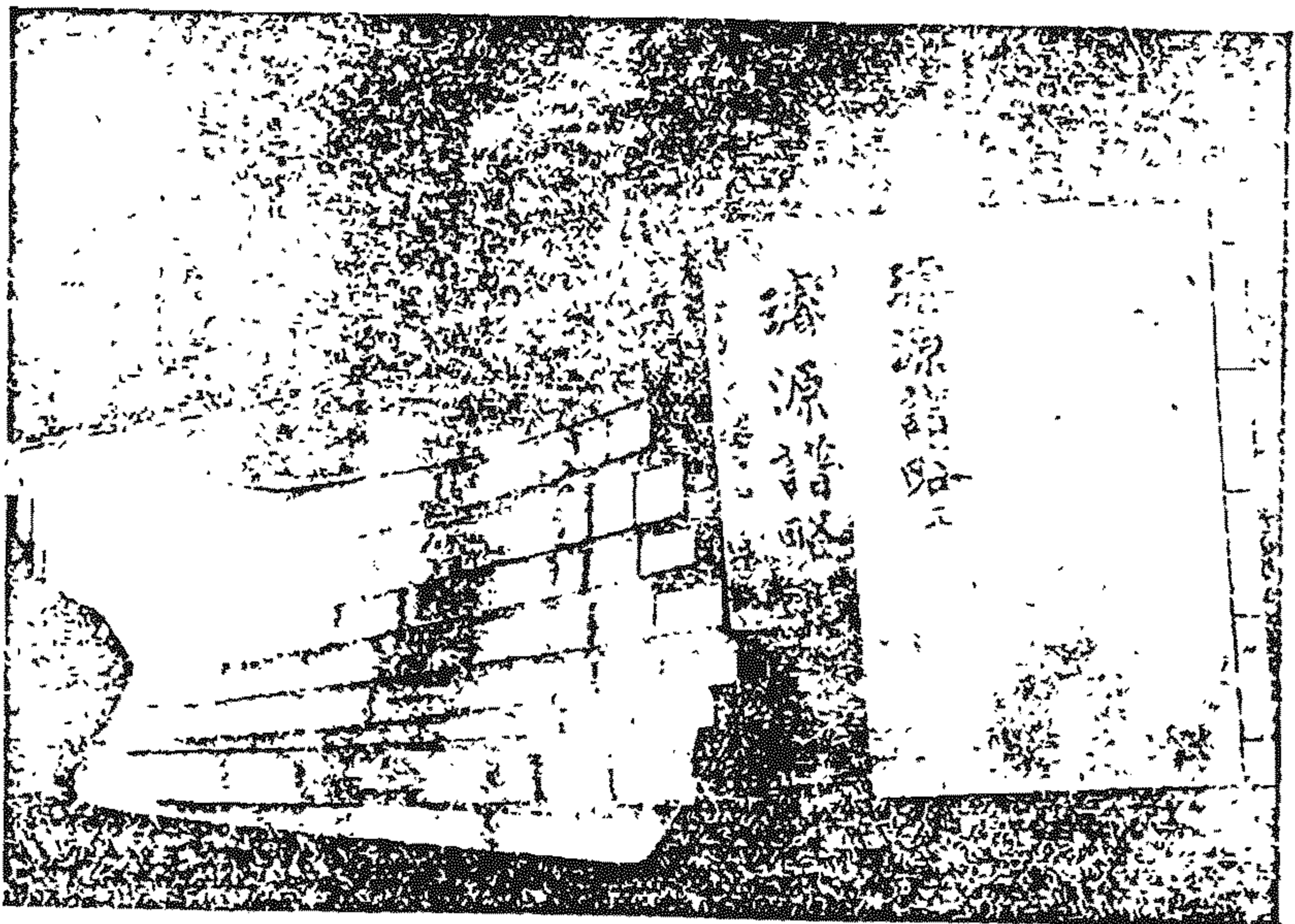
第四章 集會

第十一條 本所ノ會合ハ總會及宗務議員會ノ二種トス
 總會ハ定期臨時ノ二種トシ定期ハ毎年十一月中臨時ハ必要ナル事項
 ノ有スル時宗約長之ヲ召集ス但約員中五十人以上ノ出席アルヲ要ス
 宗務議員會ハ必要ナル事項ノアル時議長之ヲ召集ス議長事故アル時
 ハ議長中年長者之ヲ代行ス但議員中半数以上ノ出席アルヲ要シ都府
 有司副有司各部長ハ參列シテ意見ヲ陳述スルヲ得

第五章 機關

第十二條 瑣派合譜ヲ刊行ノ月報或ハ書籍ヲ發行シテ先祖ノ卓行大節

第三章 同族部落の本質



全州李氏族譜

ト約員ノ美譽ヲ褒揚ス

第六章 維持及經費

第十三條 本所ノ維持方法ハ入約金年賦金及篤志者義捐金其他事業ニ因ル收入金ヲ以テ支辨ス

第七章 賞 罰

第十四條 本所目的ノ主義ヲ實踐シ事務發展ニ盡瘁シテ優良ナル成績ヲ有スル約員ハ之ヲ褒賞シ本宗憲及施行細則ニ違背セル行爲ノアル者ハ之ヲ懲罰ス

第八章 附 則

第十五條 各部事務分派及會計賞罰ニ關スル規定及其他必要ナル細則ハ別ニ此ヲ定ム但職員會ニテ議定ス

第十六條 本宗憲ハ總會ノ時出席員半数以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ改定スルヲ得ス

附 細 則

第一條 宗約員ハ先ツ入約書ニ依リテ入約書ヲ提出スル時ノ系譜ヲ舊族譜ニ依リテ併セテ提出シ生卒年月日墓地及遷徙或結婚父母姓名貫籍ノ姓名貫マテ詳細ニ記載スヘシ但昭穆ノ不明ナル人ハ此ヲ現今民籍例ニ依リテ記載シ何代マテ記録シ詳細ニ記載ス

第二條 宗約員ハ入約ノ時必ス入約金一圓ヲ交納シ年賦金ハ毎年四十錢ニテ（一期二十錢）春秋二期ニ分納シ金納納付ノ時ハ必ス本所領受證ヲ受クルヲ要ス

第三條 本所目的ヲ達スル爲左ノ事項ヲ行フ

- 一、祖先墓重 先祖墓地或ハ遺物守護及重修ニ對シテ同心川嶺シ各派所製先鳳ノ特異節行ヲ褒舉シ一切行狀ヲシテ派賦ノ恨無カラシム
- 二、宗族親睦 哀感必ス相問ス十人ヲ以テ一統トナシ十統ヲ以テ一團トシテ團内約員哀感ノ事アル時ハ必ス團長ニ報告スルヲ要シ團長ノ指揮ニ俟フテ十統必ス往問ス但同情金壹人五十錢宛ヲ贈呈スルヲ要ス
- 三、子孫教育 宗親學校ヲ設立シテ子孫ヲ教育シ喪估失恃ノ孤兒ハ必ス收養教育ス

四、積産別業 約員中株式或合資ニテ農工商三業ヲ發展セシメテ利益ヲ獲取ス

第四條 各部分家事務ハ左ノ如ク

一、宗務部

- 一、一切宗務振興ニ關スル事項
- 二、任員ノ勸懲及進退ニ關スル事項
- 三、約員ノ進退及賞罰ニ關スル事項
- 四、文書受取發送記録ニ關スル事項
- 五、印章書類保管及整理ニ關スル事項
- 六、一切地方ニ關スル事項

一、經理部

- 一、入約金年賦金教捐金其他收入ニ關スル事項
- 二、經常臨時諸費ニ關スル事項
- 三、豫算決算ニ關スル事項
- 四、諸般物品調度ニ關スル事項
- 五、株主及合資ニ關スル事項
- 六、農工商三業發展ニ關スル事項

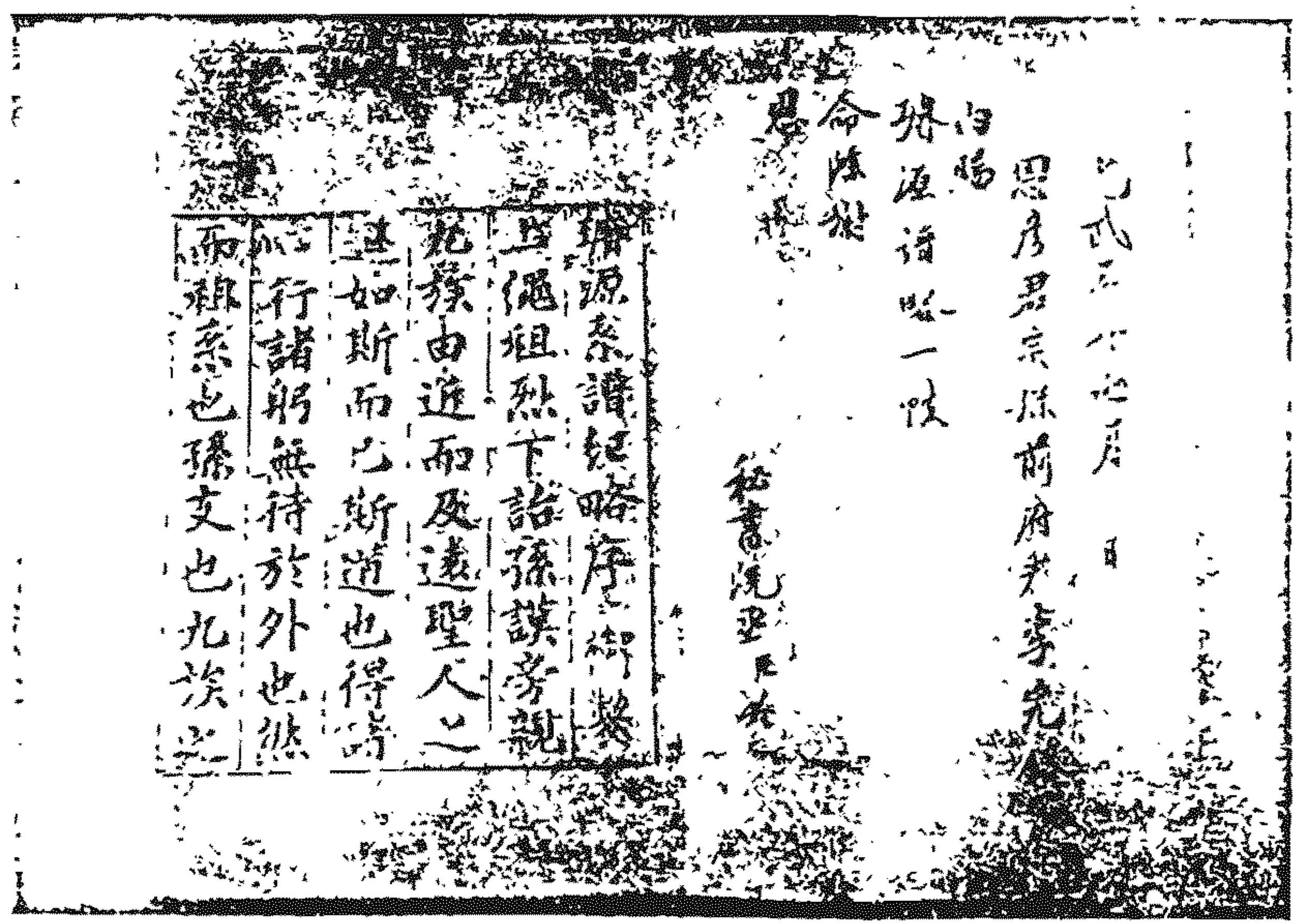
一、教育部

- 一、一切教育ニ關スル事項
- 二、合譜編輯及月報或ハ書籍發刊ニ關スル事項

第五條 會計及財政ヲ處理スル爲左ノ事項ヲ行フ

- 一、本所會計年度ハ毎年十一月ヲ以テ開始シ翌年十一月ヲ以テ終了ス宗約長ハ毎年度豫算及決算書ヲ調製シテ總會ノ承認ヲ得ル

第三章 同族部落の本質



全州李氏族譜の文序

ヲ要ス

二、經理部長ハ毎月收支計算書ヲ宗務委員會ニ提出シ承認ヲ受ケルヲ要ス

三、收入金額ハ必ス銀行ニ預金ス但シ都布有司經理部長ノ連署ヲ要シ其通帳ハ都布有司之ヲ保管ス

四、支出金額ニ對シテハ都布有司ノ處辨ヲ承ケテ經理部長之ヲ處理ス

第六條 宗憲第十四條ニ依リテ左ノ各項ノ一ニ該當スル時ニハ之ヲ褒賞ス

一、宗憲第三條ノ主義ヲ實踐シテ美譽ノ顯著ナル者

二、事業發展ニ三年以上功勞ノアル者

三、事業發展ニ二年以上功勞ノアル者

四、事業發展ニ一年以上功勞ノアル者

五、篤志人義捐金一千圓以上ノ者

六、篤志人義捐金五百圓以上ノ者

七、篤志人義捐金二百圓以上ノ者

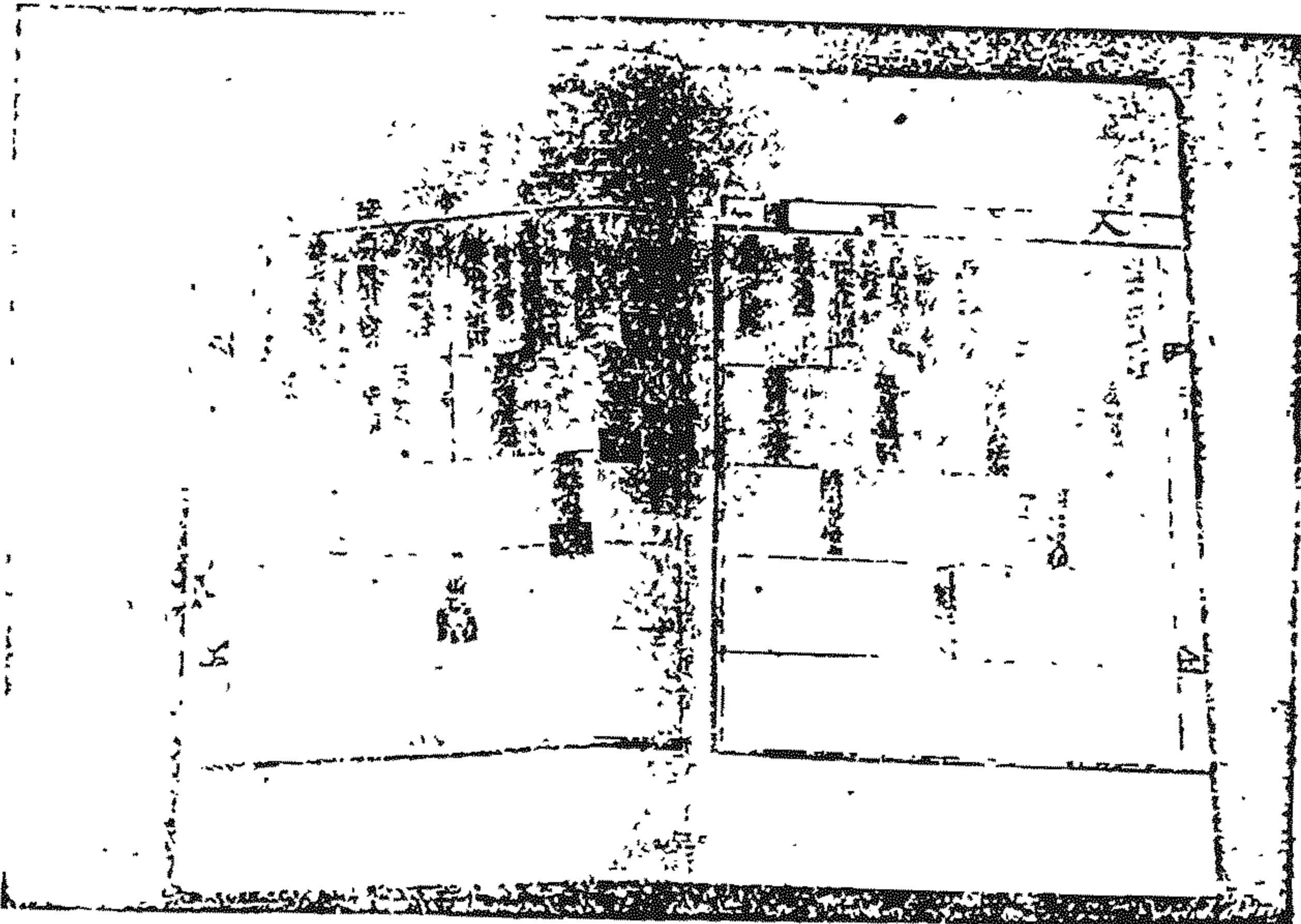
第七條 前條ノ頭擧ノアル者ハ 昌德宮ニ之ヲ寫シタル後必ス褒章ヲ頒給ノ月報ニ記載シテ一體宗族ニ周知セシメ褒章ハ隨時應酬ス

第八條 宗憲第十四條ニ依リテ左ノ各項ノ一ニ該當スル時ニハ之ヲ懲罰ス

一、宗憲ニ違反シテ宗體ヲ妨害スル者

二、悖妄ナル言論ヲ以テ宗規ヲ紊亂スル者

三、品行不正ニシテ金額ヲ竊取或ハ幻弄スル者



全州李氏宗族譜内の一の部

四、任員ニシテ故無ク一週間闕職スル者

五、議員ニシテ會日ニ故無ク三度以上缺席スル者

第九條 前條ノ犯過ノアル者ハ左ノ四條懲罰ヲ施行ス但議員會ニ於テ臨時議定ス

一、除名收證

二、收 權自三月
廿一日

三、免 任

四、付 罰自三月
廿一日

第十條 本細則ハ議員會ニ於テ臨時増減スルヲ得

檄 文

謹啓 本宗約創立以後既に數箇旱霜を經過したるも設備の未週に因り萎靡不振に陥りたりしが、今春以來三部六課を組織し大に發展の緒に就きたり。素我が宗族無約無束にして視同路人舊慣を打破する能はず、往々にして閱者の望の生ずるあるは、徒らに他人の貽笑を買ふのみならず、自ら慙歎を禁ずる能はざる所なり。迺者昌德宮より御眞一本と御筆「傍宗親族」の四字の下賜を辱ふし、仍て「失迷を紹述して前光を胚胎し、宗約の發展に務めよ」この鄭重なる下教があり、總裁殿下より別紙の如き叮嚀の戒と懇摯之辭を製下されたり。此を奉讀して悚懼感激措く能はざるなり。試みに思せよ、萬流同源の我大數宗族が如何なる悲風哀雨を經過せしかを。吾人は只管悲哀のみを切感せず責任を相擔して福利の前途を共圖するが今日の急務に非ずや。先祖尊奉、宗族親睦、子孫教育、殖産興業の四大目的を自期せる大同宗約是なり。漸次宗約の大擴張に随つて宗憲を改正し、任員も増選したるが故に併せて公告し詳かに左開に掲す、願くば余宗諸彦は深省し、克く大事に破されんことを。

左 開

一、全州李氏は總て入約書を提出すべし但し系譜及入約金を添付するを要す。

系譜は舊族譜例に依り名、字、號、生卒年(干支)月日、文、逸、蔭、武、諡に妻父名及女婿の姓名貫等を詳記すべし。

但し昭穆未詳なる時は記録し得る代まで記載し、或は現今の民籍に依りて記入するを妨げず。

入約金は十五歳以上各人一圓宛を入約書の提出と同時に納入し、年齢の未だ滿たざる約員は十五歳になる時之を遅滞なく納入するを要す。

但し十五歳未滿にして便宜先納するを妨げず。

約員は年賦金四十錢を毎年四月、十月(陽曆)の二期に分ちて每期二十錢宛本所に納入するを要す。

約員は入約金及年賦金を納入したる時は本所の正確なる領受證を受くるを要す。

約員は出生死亡又は住所の變更ありたる時は遅滞なく之を本所に届出づるを要す。

宗族中の卓行大節を褒擧し本所の宗務を佈告する爲宗報及宗親三綱録を發行す。先代現代を問はず忠、孝、烈、先賢門人、字行、文章の實績を一々修送して編纂に漏れざらんことを要す。

副總裁	戴 堯	編輯部長	海 朝	昇 圭	起 澤
宗約長	戴 克	有 司	光	源 昇	哲 鍾
副宗約長	址 鎔		胤 鍾	秉 浩	炳 鼎
都有司	載 範	校正有司	承 旭	應 漢	範 佑
別有司	丙 胃	殖産部長	奎 鴻	升 采	秀 憲
宗務部長	範 圭	有 司	健 宇	丙 儀	能 和

有司 錫 春 章 薰 秀 颯 承 國

經理部長 飛 鷹 默 謙 長 乘 武 連 錫 時 應

有司 升 鍾 常任議員 範 喬 象 武 範 益

龍 錫 錫 文 琦 鎔 興 柱

地方部長 聖 歌 起 鍊 乘 規 震 鎔

有司 承 錫 根 洪 康 游 光 鍾

宗務議員 敏 卿 觀 俊 書記 根 漢

教育部長 晚 奎 象 駿 浦 彌 均

有司 範 錫 元 教 範 七 德 柱

載 宅 進 字 德 柱

大正十一年十一月 日

京城府臥龍洞一三九番地

全州李氏大同宗約所

宗 中 財 産

宗中には宗中の共同事業を行ふ爲め、概ね多少の財産があるが、中には全くこれを有しないものもある。宗

中の有する山林は宗山、田畚は宗土・位土・宗田・宗畚と稱し、また祭祀の費用を支出する爲め設定したものは祭位田・祭位畚、墓地管理の爲めに設定したものは墓田・墓畚、子弟教育の爲めに設定したものは學田・齋畚、婚喪若くは同族扶助の目的を以て設定したものは義庄と名くる如く、その使用の目的により種々の名目をつけた財産があり、中には全段を基本財産として貯蓄して居るものもある。而してこれ等の宗中財産は従來は擅に處分することを得ず、各門中互ひに尊重してこれを賣買又は讓渡せず、官に於てもこれを保護し、門長宗係等を以て門中の協議を経た上でなければ、その権利の移轉を認めなかつたのである。宗中財産に関する慣習に就き、二三の照會竝に回答を掲げてその説明に代へることとする。

宗中共有財産ニ關スル件

（明治四十四年十月十八日天安區裁判所照會
同年同月二十八日開發第三三八號取調局長官回答）

○要 旨

一、祖先墳墓所在ノ山坂及其ノ墳墓ニ關スル祭位田畚ヲ子孫タル宗中ニ於テ共有シ其ノ共有關係ヲ定ムル爲書面契約ヲ結フコトアリ是宗約ノ一種ナリ

宗中共有地ノ管理ニ付テハ特ニ管理者ヲ定ムルコトアリ、或ハ宗孫ニ於テ管理スルコトアリ孰レノ場合ニ於テモ宗孫ノ單獨處分ヲ許サス

宗孫カ恣ニ宗中ノ共有地ヲ他人ニ讓渡スル契約ヲ爲スモ相手方ハ之ニ依リ其ノ所有權ヲ取得スルコトナシ

○照 會

一、明神道ノ習慣上墳墓所在山坂及之ニ附屬スル位土ハ該墳墓ノ子孫が宗會ヲ開キ宗約ヲ結ヒ宗中一般ノ共同所有ト定ムルコトアルヤ

二、右ノ如ク宗中共同所有ト定メタル以上ト雖モ該宗孫ハ尙ホ宗中協議ヲ要セスニ單獨ニ之ニ處分スルヲ得ルヤ

三、右ノ如ク宗中共有ノ土地或ハ其他財産ヲ宗中ニ於テ代表人ヲ選定シテ此ヲ管理セシムル事アルヤ

四、宗中ノ議決シタル事項ヲ宗約ト稱シテ書面ニ作成スルコトアルヤ

五、宗中共有土地ニ付第三者カ宗孫一個人ノ處分行爲ニ因リ權利ヲ取得シタルトキハ該權利ハ有效ナルヤ

○ 問 答

一、祖先ノ墳墓所在地タル山野及其墳墓ニ附屬セル祭位田畝ヲ子孫タル宗中ニ於テ共有セル例ハ往々見ル所ニシテ其ノ共有關係ヲ見ルタメ特ニ宗會ヲ開キ書面契約ヲ結フコトナシトセス是レ即チ宗約ノ一種ニシテ從來宗中山或ハ宗中田畝ト稱セシハ多ク此種ノ共有地ニ屬セリ而シテ之カ管理ニ付テハ特ニ管理人ヲ定ムルコトアリ或ハ宗孫ニ於テ管理ヲ爲スコトアリ孰レノ場合ニ於テモ宗孫ノ單獨處分ヲ許サス隨テ第三者カ宗孫ト其所有權讓受ノ契約ヲ結フモ其ノ權利ヲ取得スルヲ得サルヤ論ヲ俟タス

宗土ノ處分ニ關スル件

(明治四十五年三月十三日海州地方裁判所照會
同年同月同日問電發第三三號取調局長官回答)

○ 要 旨

一、宗土又ハ位土ハ宗家ノ所有ニ屬シ宗孫ノ一族ノ承諾ヲ得スニ之ヲ定ムルコトヲ得ルシ但シ一族ノ共有トナルヘキ特別ノ原因又ハ約束アルトキハ共有者ノ承諾ヲ要ス

○照 會

一、宗土(或ハ位土)ハ一族ノ共有財産ナルヤ又ハ共有以外ノ特殊ノ財産ナルハ宗孫ハ一族中ノ他ノ者ノ承諾ヲ得スシテ宗土ヲ處分スルコトヲ得ルヤ

○回 答

宗土又ハ位土ハ宗家ノ所有ニ屬シ宗孫ニ於テ親族中ノ承諾ヲ得スシテ處分スルコトヲ得ルモノトス但親族中ノ共有トナルヘキ特別ノ原因又ハ約束アルトキハ共有者ノ承諾ヲ要スルコト勿論ナリ

門會ノ決議ノ效力ニ關スル件

(大正九年二月十七日大邱府法務部第一號裁判長酌會同年七月七日朝樞發第四九三號政務總監回答)

○要 旨

一、門中共有ノ財産ヲ處分シ又ハ其ノ管理ノ方法ヲ定ムル爲メ門長又ハ有司ヨリ各共有者ニ正式ナル門會招集ノ通知ヲ爲シタル上出席者ノミニ依リテ爲シタル決議ハ出席者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

二、門中共有ノ不動産ヲ共有者ノ一人ノ所有名義ト爲セル場合ニ門會ニ於テ之ヲ他ノ者ノ所有名義ニ改ムルコトヲ議決シ出席者ノ一人ヲシテ前名義人ニ通知シタルキハ其ノ名義變更ハ慣習上有效ナリ

○照 會

一、朝鮮ニ於テ門中共有財産ヲ處分シ若ハ管理スヘキ場合ニ於テ門長又ハ有司カ各共有者ニ對シ門會ノ決議事項ヲ示シテ一定ノ日時ニ一定ノ場所ニ集合スヘキ旨通知シタルニ全員出席セス其ノ一部分出席シタル場合ニ其ノ出席者ノ全員ノ一致若ハ其ノ多數決ニ依リ處分又ハ管理ノ方法ヲ決議シ其ノ效力ヲ闕席者ニ對シテ及ホスコトヲ得ル慣習アリヤ

右ノ場合ニ於テ闕席者カ決議後直チニ異議ヲ唱ヘス又ハ其決議ヲ承認シタル時ハ右決議ヲ有効トナスヘキ慣習アリヤ

二、一門共有者ヨリ共有者ノ一人ニ共有不動産ヲ信託シテ其者ノ單獨所有名義ト爲シ置キタル場合ニ其後ニ至リ門會出席員ノ多數決ヲ以テ他ノ共有者ニ信託スルコト及ヒ出席シタル者ノ一人ニ對シ以前ノ受信者ニ對スル信託解除ノ通知方ヲ委任スルコトヲ決議シ其受任者ニ於テ該通知ヲ爲シタル場合ニ其信託契約ノ解除及新ナル信託契約ヲ有效ナリトスル慣習アリヤ

○問 答

一、門中共有ノ財産ヲ處分シ又ハ其ノ管理ノ方法ヲ定ムル爲門長又ハ有司カ各共有者ニ對シ門會ノ議決事項ヲ示シテ一定ノ日時ニ一定ノ場所ニ集會スヘキ旨通知シタルニ其ノ一部分出席シテ爲シタル決議ハ闕席者ニ對シテモ其ノ效力ヲ及ホスコトヲ得ヘシ闕席者カ議決後直チニ異議ヲ述ヘ又ハ其ノ決議ヲ承認セサルトキト雖モ決議ノ效力ニ影響ナシ

二、門中共有ノ不動産ヲ共有者ノ一人ノ所有名義ト爲セル場合ニ門會ニ於テ其ノ不動産ヲ共有者ノ他ノ一人ノ名義ニ改ムルコト及之ヲ前ノ所有名義人ニ通知スヘキマ、門會ニ出席シタル一人ニ委託スルコトヲ議決シ受託者カ其ノ通知ヲ爲シタルトキハ其名義ノ變更ハ慣習上有效ナリ

祭位土ニ關スル件

（大正九年十二月二十七日 州地方裁判長照會）
（同十年二月十五日 朝鮮發第三號及務總監回答）

○要 旨

一、宗中共有ノ祭位土ニ付テハ慣習上各共有者ノ分割請求權ヲ認メス

二、祭位土ノ持分ハ他ニ讓渡スルコトヲ得サルモノトス

○照 會

一、朝鮮人一門共同ノ祖先祭祀ノ用ニ供スル位土ニシテ宗中ノ共有財産ニ屬スルモノニ付テハ各共有者ハ永久

ニ分割ヲ請求シ得サル慣習ノ有無

二、前項ノ共有財産ニ付テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意ヲ得、ニテ其ノ持分權ヲ他ニ讓渡シ得サル慣習ノ有無

他ニ讓渡シ得サル慣習アリタル場合ニ共有者ノ一人カ他ノ共有者ノ同意ヲ得スニテ其ノ持分ヲ讓渡シタルトキハ他ノ共有者ハ讓受人ニ對シ其ノ讓渡ノ無效ヲ主張シ得レバ慣習ノ有無

○回 答

- 一、宗中共有ノ祭位土ニ付テハ慣習上各共有者ノ分割請求權ヲ認メス
- 二、前項ノ位土ニ付テハ持分ヲ他ニ讓渡スコトヲ得ス隨テ共有者ノ一人カ爲シタル持分ノ讓渡ハ其ノ效力ヲ生
セス

門中共有山ノ立木處分ニ關スル件

(大正二年九月六日公州地方法院照會
同年九月三十日參第五七號政務總監回符)

○要 旨

- 一、門中共有山ノ立木賣買ノ如キ處分行爲ハ共有者全員ノ協議ヲ要ス
- 二、門中ノ有司ハ特別授權アルニ非サレハ前項ノ處分行爲ヲ爲スコトヲ得ス

○照 會

- 一、門中共有山ノ立木賣買ノ如キ處分行爲ハ各共有者カ各所(各道各郡)ニ散在居住スル場合ト雖モ各共有者
全員ノ同意ヲ要スル慣習ナリヤ或ハ共有者中ノ主タル者ノ同意ヲ以テ足レリトスルヤ又其共有山ノ附近ニ居
住スル共有者中ノ主タル者ノ同意ヲ以テ有效ニ成立シ得ル慣習アリヤ
- 二、門中ニ有司アルトキハ有司ハ獨斷ニテ右處分行爲ヲ爲シ得ルヤ

○回 答

- 一、門中共有山ノ立木賣買ノ如キ處分行爲ハ各共有者カ各所(各道各郡)ニ散在居住スル場合ト雖モ各共有者
全員ノ協議ヲ要ス
- 二、門中ニ有司アルモ有司ハ特別授權アルニ非サレハ獨斷ニテ右處分行爲ヲ爲スコトヲ得ス

同族と同族外の關係

同族部落といつても、現在は一部落が全部同族戸數のみを以て構成されて居るものは僅少で、概ね少數又は多數の同族外戸數が隣接又は介在して居る。而してその同族外戸數中には、異りたる同族の集團がある場合もあり、各姓の雜居せる場合もあり、その同族外戸數中には、主たる同族よりも、地位、資産、聲望等の高さも亦あるが、多くの場合は、同等又はそれ以下の小作人や下僕若くは嘗て奴婢たりしものである。階級制度の行はれた昔は、同族よりも地位の低き、常民又はそれ以下のものに對しては、兩班又は準兩班の同族が支配權を有し、中には附近の常民を逮捕監禁して私刑を加へたやうな例もあるが、今日では行政自治及び警察權が行屆き、部落は邑面行政の補助機關として活動し、從來の如き同族本位の横暴は許されなくなり、部落には區長を置きて統制されて居る。今日の部落には同族のみならず、一切の部落民を包含した共同活動及び施設が行はれて居り、常民階級の勢力も加はつて來たけれども、因習の力は依然として強く、尙ほ部落の中心勢力が同族に存する例が尠くない。されば單に部落の間のみでなく、一邑面内に百戸以上もの同族が集團居住せる場合には、邑面の事業又は選舉などにも、往々同族勢力が強く働く例がある。同族と多數の同族外とが雜居せる場合には、同族と同族外との折合の悪いこともあり、同族に階級觀念の強き結果、常民階級たりしものより反感をうける例も無いとは云へないが、中には同族が他の同族外のものゝ指導誘掖して、部落の自治・自力更生・生活改善等に奮勵し、部落民の尊敬をうけて居るものも亦尠くない。

第三節 同族部落の機能

部落の事業目的

同族が部落を構成し若くは同一地方に集團して生活する以上は、その共同の力を利用して活動し、それとく同族部落として機能を發揮するものである。拙著「朝鮮の契」(調査資料 第十七輯)に於ては、朝鮮に行はるゝ契、公共事業を目的とするもの六十三種、扶助を目的とするもの百七種、産業を目的とするもの五十八種、金融を目的とするもの三十二種、娛樂を目的とするもの十三種、其他の契四種に就き、その性質、組織、分布、影響等に関して詳説してあるが、この朝鮮特有の團結力ある組合的活動は、最初は同族部落に於て發生發達して汎く一般に及びたるものである。これが朝鮮に於ける部落活動の原動力となり、更に新政以後に興りたる金融組合、水利組合、農會、山林會、漁業組合、畜産組合、産業組合、其他の組合事業、並に地方自治及び簡易保險事業の進歩發達を促進する上に、多年培養されたる契の精神が非常なる働きをして居る。契の如く普及はしなかつたが、郷約も亦一郷一地方を中心とし、兩班儒林を以て組織せられたもので、同族部落と密接なる関係を有したものである。同族部落の事業目的を全部に互つて調査することは困難であるが、著名同族部落に就いて調査したものを、各道別に分類して見ると左の如くなつて居る。

著名同族部落事業目的別表 (昭和五年)

道名	同族救助	祖先祭祀	勸農	納税期限遵守	風習改善	教育奨励	調査したる部落
京畿道	二三	四八	八	七	一	一	二三五
忠清北道	二〇	三八	四	一	三	一	一三四
忠清南道	九	六四	一	一	六	一	一一一
全羅北道	七	四五	一	一	一	一	九二
全羅南道	四九	一四一	六	一	九	一	二三八
慶尙北道	二三	一三一	一三	二	一	一	二四六
慶尙南道	三一	八六	四	一	一	一	一三五
黄海南道	一六	七〇	八	一	二	一	一四三
平安南道	三〇	七二	三	一	一	一	一一二
平安北道	二	三二	一	一	一	一	四八
江原道	七	二三	四	一	一	一	七九
咸鏡南道	一〇	四四	三	二	一	一	六三
咸鏡北道	六	一五	二	一	一	一	二九
計	二三二	八〇九	五七	一三	二六	三四	一、六八五

備考 以上は農村振興自力更生運動の行はるゝ以前の調査であるが、昭和七年以來、朝鮮の農村に於ける部落活動は面目を一新し、右の著名同族部落中には、指導部落に指定されたものが多數に上つて居るから、現在では産業關係の専従は、右の數よりも遙かに増加して居ることゝ信ずる。

即ち同族部落の事業目的の大部分は、祖先の祭祀であることが明かであるが、これに亞いで同族の相互救済に重きを置き、この外、勸農、教育奨励、風習改善、納税期限遵守等を目的として居る。同族部落の事業目的に關しては、第六章特色ある同族部落に於て多數の實例を擧げて居るが、尙ほ左にその一斑を示して見やう。

忠清南道奇陽郡飛鳳面養士里全州李氏

- 一、同族にて契を組織し、畝一町五反歩、田七反歩を買ひ入れ、年々これより生ずる収益の一部を以て、祖先の祭祀を行ひ、一部は同族の爲めに設けたる幼稚園の經費に充て、尙ほ同族中學費困難の爲め就學不能の者あらば、之に學費を補助して就學せしめつゝある。

全羅北道沃溝郡米面新觀里新村豐壤趙氏

- 一、大同契を組織し、相互扶助を行ふ。現在資本金四十圓あり。
- 一、宗契を組織し、現在資本金一千圓（不動産）を有し、毎年一回、二月寒食に祭祀を行ふ。

全羅北道金堤郡金溝面上新里仁同張氏

- 一、義庄條約を設けて同族を支配し、宗畝七十町歩を有し、これに對する小作料年々七百石を收入しつゝあり。

全羅北道扶安郡東津面堂上里耽津崔氏

- 一、宗中財産として、畝七反五畝、田二反五畝を有し、その收入を以て毎年舊三月中旬頃、同族の祖先祭を行ふ。

全羅北道茂朱郡茂豐面縣内里晉州河氏

- 一、宗契を組織し、その財産として、土地九、九七一坪、地價九百八十七圓、現金二百圓を有す。

一、河濱及び河四先生を崇拜すべく、春秋二回祭祀を行ふ爲め、郡内儒林の組織せるものにして、資本金として積立てたるもの三百圓に及ぶ。

全羅南道靈光郡大馬面福坪里蟾岩全州李氏

一、田三段歩を婦人共同作業地と定め、棉、大豆等を栽培し、勤勞の美風を培養し、その収入金はこれを貯蓄し來りて總額四十圓以上に達したり。

全羅南道高興郡東江面馬輪里礪山宋氏

一、礪山宋氏には郡内同族を網羅する大同族契あり、各宗派に宗族契あり、本部落には同族百二十戸を以て組織せる門契を有し、同族の和衷相愛を謀りつゝあるが、契の事業としては、田畝六町八反歩餘を有し、貧困なる同族に耕作せしめ、田を祖先の祭祀に充て、剩餘を食糧に供して救済を爲す。

一、契に現金融資三千餘圓を有し、田舎同族の維持修繕を始め、同族間に低利金融の便を圖りて、農資、其の他に資す。

一、貧困同族子弟の奨學費を支出し、男子の同族子弟は漢學又は普通學校を修め、是等學資を負担す。

一、契に於ては正月を期し、同族中の長者には餐應、其の他の催を以て敬老の意を表す。

一、同族中の孝子・節婦・篤行者を表彰す。

全羅南道靈巖郡新北面茅山甲文化柳氏

一、本部落内にある懐悱齋は、距今三百三十年前に四燭堂柳浚先生が諸士を集め講義せる所にして、多数の秀才を修業せしめ來れるが、大正十一年より民風振興會館となり、また昭和七年より婦女子の夜學會を設立せり。

一、本部落の共同井戸は四箇所にあり、就中、詠八亭前にある松坡井戸は非常に清冽冷涼にして、七十餘戸の飲料に供す。

慶尙北道善山郡高牙面元湖洞善山金氏

一、部落には農村振興組合を設け、現に組合員八十六名あり。尙ほ集會所一箇所の設けあり。

慶尙北道迎日郡杞溪面縣内洞月城李氏

一、部落共同作業としては、共同營農番二反歩を有し、契には、爲先宗契、桃源亭契、九峰亭契、三願堂契あり。

一、同族の集會所としては亭閣等を使用す。

慶尙北道安東郡陶山面土溪洞眞寶李氏

一、老人契 距今二十年前に設置したるものにして、年々三回宛右部落内の五十歳以上の老齡者集合し、懇親會を開催す。現在資金は約百七十圓位あり。

一、同族祖先祭 毎年陰曆十月上旬同族百餘名集合し、祖先たる退溪先生の墓前で祭祀を舉行す。右祭祀用

の資源としては田二反歩、畚四反歩あり。

慶尙北道安東郡北後面道村洞安東權氏

一、同族救済施設として、門中財産を以て同族中資産なき學齡兒童に學資（授業料）を支給しつゝあり。

一、門中財産を以て、秋期に於て墓祭を行ひつゝあり。

一、同族集會の必要上集會所を設け、年二回以上集會を爲し、門中財産處理及門中議事を決議しつゝあり。

慶尙南道宜寧郡鳳樹面竹田里金海許氏

一、宗契は祖先を祭るのを目的する契にして、畚一町五反歩、田二町歩、山林三十七町歩を所有す。書堂契は子孫を教育するを目的とせる契にして、畚一町歩、田一町歩を所有す。

一、同族救済施設としては、昭和五年の春窮期に當り、貧乏の同族六十四戸に對し、宗契より麥四十宛給地せり。今後凶年ある都度にこの給施事業を繼續す。

一、同族集會所としては、追遠齋及び枕礪亭あり。

黃海道鳳山郡西鍾面大閑里光山金氏

契は先祖の爲設けたるもの多く、同族の債務は全部妻の債務となりたるにより、昭和八年全部整理を了したるを以て、現在に於ては同族救済施設機關なし。

平安南道安州郡東面孟州里孟州金村水原金氏

- 一、部落内の貫通道路修繕の際は、里民一致協力し、他に率先して實行する美風あり。
- 一、共同事業の施設としては、勸農共済組合、燭風會、納稅組合、養蠶組合、衛生組合、森林保護組合、青年振興會、統契、大門契、中門契、小門契、殖産契、書堂契等あり、尙ほ共同井戸、共同臼等あり。
- 一、部落の西北部に同部落民の先祖の墳墓ありて、毎年の寒食日には此の系統の子孫全體集合して、落参式を舉行するを例とせり。

一、部落民中災難に遭ふ者ありたる時は、相互扶助に依りて救恤の途を講ずる美風あり。

平安南道龍岡郡龍岡面卵山里義城金氏

- 一、門契は祖先を祭る爲めの契にして、卵山里義城金氏の同族を網羅し、各人に於て僅少なる金品を出資し、其れを財産として毎年他人に貸付をなし、その利子を回収し、其の財産を以て毎年祖先の祭祀を行ふ。
- 一、同族祖先祭とは、右の如き同族集合して毎年祖先の祭を行ふものなり。
- 一、共同井戸は其の部落に於て、金氏一族の共同に使用するものなり。

平安北道龍川郡北中面長山仁同張氏

- 一、同族祖先の祭祀の爲め、土地を共同所有し(之を香火土と謂ふ)、其の土地より生ずる収入を以て、祭祀費に充用する同族の契あり、之を門契と稱し(大門契とも云ふ)、同族中最年長者を以て門長に推し、門長の下に首執事、副執事、閉金執事なる三人の主務者あり、門長の指揮命令を承け、祖先の祭祀及び同族に關す

る一切の事項を取扱ふものとす。

江原道楊口郡水入面大井里寧海朴氏

一、部落の共同作業、共同事業、或は施設としては、同族祖先祭、共同井戸を有するのみにして、祖先祭は基本金百圓に對する利子を以て毎年祭祀費に充當し、共同井戸は部落に二箇所ありて之を共同にて修繕又は浚渫す。

一、共同田は無きも、個人所有の田十個を有し、隣家相互に之を利用す。

江原道原州郡富論面魯林里高州韓氏

一、宗契は契員百二十四人、基本財産三百圓を有す。

一、同族間の祖先の祭祀の爲めには、位土として畚五町歩、田一町歩あり。

咸鏡南道利原郡南面浦項里寧越李氏

一、同族救済施設には祖先祭舉行の爲め門契ありて、契の所有田畚は毎年之を族人中の貧弱者をして輪畊せしめ、その生活を保障す。

一、祖先祭は九日祭として、毎年秋陰九月九日より始めて、始祖より順次各派の祖に至るまで一齊施行す。

一、集合所は都廳ありて、公共的集合等に利用す

一、井戸は五家又は十戸毎に一箇所ありて、飲料水の便利を圖りつあり。

咸鏡南道高原郡下鉢面今水里永春趙氏

一、今水里婦女會に於ける共同作業、共同事業は概して左の如し。

イ 年々畚六反歩を借受け共同作業場とし、自ら稻作栽培を經營す。

ロ 部落中央に共同堆肥場を建設し、年々五千貫以上の堆肥を製造す。

ハ 冠婚葬祭の冗費節約、副業の收入、節米等に依り共同貯金を實施す。

咸鏡北道茂山郡延上面上倉洞萬柳村宜寧南氏

一、祖先の祭祀を行ふ爲め門契を組織し、毎年九月九日大宗家會議を爲し、祖先の祭祀を行ふ、茂山郡各面居住の契員四百餘戸に及ぶ。

祖 先 の 祭 祀

前述の如く著名同族部落の事業目的を見ても、宗中の最大事が祖先の祭祀にあることは明かであり、拙著「朝鮮の契」を繙いても、祖先の祭祀を目的とせる契の種類の如何に多きかを知ることが出来るが、是れ實に朝鮮に於ける祖先崇拜の必然の歸結にして、一族一門の團結中心は祭事にあり、同族部落は祖先崇拜の一大殿堂を爲して居るのである。祖先を祀るものに家廟と祠院とあるが、これに關する解釋は、左の照會、回答に依りて明かにされて居る。

家廟及祠院に關する件

(大正二年七月十四日公州地方法院裁判長照會
同年七月二十九日參第四七號政務總監回答)

○要 旨

一、朝鮮ニ於テハ祖先四代ヲ限リ祠堂ニ祭り五代以上ハ墓祭ヲ爲ス例ナリ但シ不祧ノ典ヲ受ケタル者ハ代ヲ限ラズ

二、各家ノ祠堂ヲ家廟ト稱シ五代以上ノ祖先ヲ祠祭スル場合ハ別ニ一室ヲ建テ之ヲ祀ル之ヲ別廟ト謂フ

三、別廟ニ於ケル祭祀ノ手續ハ家廟ニ於ケルト異ルコトナシ

四・五・八、祠ハ國ニ勝功アリ又ハ學徳高キ者ヲ祀ル所ニシテ賜額・未賜額ノ二種アリテ國ノ建設ニ保ルモノ

アリ或ハ士林ノ建設ニ保ルモノアリ祠ニハ別祠ナルモノアルモ分祠ナルモノナシ

四・六、書院ハ記賢獎學ノ目的ヲ以テ士林ニ於テ之ヲ建設シ賜額・未賜額ノ二種アリ

七、開國四百七十三年別廟ノ撤廢ヲ命ジタルコトナシ

九、別廟ノ祭祀ニハ子孫以外ノ者參與スルコトナシ

一〇、別廟ノ祭祀ニ關シ有司・掌財等ノ役員ヲ定ムルコトアルモ官憲ト關係ナシ

一一、従前士林カ祠及書院ニ都有司・掌議等ノ役員ヲ設ケ府尹郡守等ノ承認ヲ受ケテ祭祀其他ノ事務ヲ處理セシメタルモノアリ

○照 會

一、朝鮮ノ慣習ニ於テ其ノ祖先ヲ祭ルニハ四代ヲ限リ祭祀ヲ爲スコトヲ許シタルモノナルヤ

二、家廟ト別廟トノ區別如何

三、五代以上ノ祖先ヲ家廟以外ニ於テ祭祀スルニハ如何ナル手續ヲ以テ祭祀シ來リタルモノナルヤ

四、別廟ト祠 分祠ト書院トノ關係及其區別如何

五、分祠ナルモノ、性質及疊設書院トノ關係如何

六、書院ナルモノ、性質及種類

七、別廟ハ開國四百七十三年（甲子年）撤廢セラレタルモノナルヤ

八、祠及書院ニモ賜額ノ祠及書院ト無賜額祠及書院トアリタルヤ

九、忠臣名節士ヲ祭祀セル別廟ハ子孫以外ノ他孫ノモノト雖モ祭事ニ關與スルモノナルヤ

一〇、別廟ノ祭祀ニハ都有司掌議色掌等ノ職ヲ置キ祭事ニ關與セシムルコトアリヤ

若シアリトスルモ私ノ爲シタル單ニ名義上ノモノニ止マリ何等官憲ニ關係ナキモノナルヤ

一一、之ニ反シ公設ノ書院及祠ノ祭事ニハ官憲ノ命シタル都有司掌議等ノ職ヲ置キ祭事ヲ爲シ來リタルモノナルヤ

以上各項ニ關スル慣習

○問 答

一、朝鮮ニ於テハ祖先四代ヲ限リ祠堂ニ於テ祭祀ヲ爲シ五代以上ハ神主ヲ墓所ニ埋安シ墓祭ヲ爲ス例ナリ但世

室ノ國舅・王子・駙馬タリシ人・廟庭配享人・親功臣・文廟從享人其他不祧ノ典ヲ受ケタル者ハ代ヲ限ラヌ祠祭ヲ爲ス

二、各家ノ祠廟ヲ家廟ト稱シ五代以上ノ祖先ニ對シ祠堂ニ於テ祭祀ヲ爲ス場合ニ別ニ一室ヲ建ツルコトアリ之ヲ別廟ト云フ

三、五代以上ノ祖先ニ對シ家廟以外ニ於テ祭祀ヲ爲スハ即チ別廟ニ於テ祭祀ヲ爲ス場合ニシテ祭祀ノ手續ハ家廟ニ於ケルト異ナルナシ

四、別廟ハ前記ノ如シ祠ハ國ニ殊功アリシ者又ハ學德一世ニ高キ者ヲ祀レル所ニシテ國ノ建設ニ係ルモノアリ士林ノ建設ニ係ルモノアリ而シテ祠ニハ別祠ナルモノアルモ分祠ナルモノナシ又書院ハ祀賢獎學ノ趣旨ニ基キ士林ニ於テ建設シ碩儒ヲ祀リ併セラ一鄉講學ノ所トセシモノナリ

五、分祠ナルモノ有セサルコト前項ニ記ス如シ

六、書院ノ性質ハ第四項ニ記ス如シ而シテ書院ニハ賜額書院及未賜額書院ノ二種アリ

七、開國四百七十三年別廟ノ撤廢ヲ命シタルコトナシ

八、書院ニ賜額・未賜額ノ二種アルコト第六項ニ記ス如シ祠ニモ亦賜額ト未賜額トノ二種アリ別廟ノ祭祀ニハ子孫以外ノ者干與セス

○、別廟ノ祭祀ニ關シ有司・掌財等ノ役員ヲ定ムル例ナキニ非サルモ官憲ニ關係ナシ

一一、従前ニ在リテハ祠及書院ニハト林ニ於テ都有司・掌議等ノ役員ヲ選定シ府尹郡守等ノ承認ヲ受ケ祀供其
他ノ事務ヲ處理セシメタルモノナリ

宗中の大祭は時享と稱し、毎年一回陰曆の十一月中宗家の家廟に於てこれを舉行することになつて居り、最高祖先を始めとし、以下主なる祖先の靈を祭るものである。この場合、宗孫が主席の祭官となり、一門はその身位順に参列し、婦人は内堂に會して供物の用意を爲し、祭廳には出入しない。祭祀の儀式は専ら朱氏家禮の定むる所に従ひ、古典所定に則り寸毫もこれを改めることなく、祭饌の種類からその分量まで、一々宗會で決定する程に嚴格にし、衣冠齊々實に莊嚴を極めたものである。

忌祭は父祖の命日にこれを行ふもので、父祖四代までを祀るのが通例であるが、宗祖は勿論、宗祖に次ぐ顯達なる祖先も、又宗祖に準じて永久にその命日を祭るのである。忌祭は獨・宗家ばかりではなく、各家にある譯で、分家した許りの新しい家はその本家たる長兄の家に集合して之を行ふのである。禮式は勿論大祭と同じである。この外に茶禮と稱し、年中幾多の小祭がある。即ち陰曆正月は元日（上元）、二月は寒食（春分）、三月は三吉、四月は立夏、五月は端午、六月は流頭、七月は三伏、八月は仙秋（中元）十一月は冬至、十二月は晦日等の月並祭がある。大祭よりは簡略なものであるが、矢張り夫々その時節出の供物をする。その外、死亡した父祖の誕生日とか、舊新、告由等、色々な祭典があるのである。實に祭事は子孫最大の勤めで、之を立派に舉行することは家門の誇りであるとして居り、これが爲めに莫大なる費用を支出して居たのである。尙ほ祭

事に附随した事務も多く、例へば墓所廟屋の修築、位牌の造成、祭器、祭具の修理補充、祭饌の準備等、仲々多事であり、大家の宗孫たる人は、一生祭事の爲めに執掌せねばならぬ始末である。

祭事は實に宗族存在の生命であり、同族部落結合の紐帯であるが、近來は祭事を中心として、祭祀土に關し同族の紛争も漸く多くなり、或は宗家争ひが頻々として法廷に持出されて居る。されば神主の遷遷に關する慣習の解釋を左に掲ぐることにした。

神主ノ遷遷ニ關スル件

（昭和九年四月十三日平壤覆審法院照會
同年九月二十六日中樞院議長回答）

照 會

當院昭和九年民控第六三號原告黃鐘萬被告黃廷燁間祭祀權確認及土地竝位牌引渡請求控訴事件ニ付キ審理上必要有之候條左記事項御調査ノ上御回報相煩度候

記

- 一、位牌遷遷ノ慣習ノ有無
- 二、若アリトセハ該慣習ノ内容
- 三、該慣習ハ朝鮮一般ニ行ハル、モノナリヤ又ハ或地方ニ限り行ハル、モノナリヤ

回 答

昭和九年四月十三日附覆第一二六九號御照會及同月十七日附朝樞第二九二號照會ニ對シ同月二十五日附覆第一

四二四號ヲ以テ御回示ノ件左記ノ通り回答ス

記

- 一、神主遞遷ノ慣習アリ、朝鮮一般ニ行ハル
- 二、朝鮮ニ於テハ祖先ノ祭祀ハ原則トシテ宗孫之ニ當リ身分階級ノ如何ニ拘ハラヌ父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母ノ四代ヲ限り之ヲ祠堂ニ祭り、五代祖以上ハ之ヲ代盡ト稱シ其ノ神主（位牌）ハ之ヲ墓所ニ埋安シ、一年一回唯タ墓祭ヲ行フヲ一般ノ慣習トス、但不遷ノ位（永久ニ祭祀ヲ許サレタルモノ）ハ此ノ限ニアラス、然レトモ宗孫ニ取リテ代盡トナルトキニ於テモ、支孫（代盡祖先ノ子孫）中代末タ盡キサル者アルトキハ、其ノ祖先ノ神主ハ之等支孫ノ家ニ遷シ順次遞遷奉祀ス、之ヲ代盡ニ因ル遞遷（祧遷トモ云フ）ト謂フ、而シテ遞遷ノ順序ハ男子孫中ノ最長房（嫡庶ニ論ナク親等最モ近ク且最年長者）ノ家ニ遷シテ奉祀シ、其ノ者死亡シタルトキハ其ノ者ニ代盡キサル子孫アルトキニ於テモ必ス之ヲ次長房ニ遷シ、順次遞遷奉祀シ、支孫中祭祀ヲ奉スヘキ資格者ナキニ至リ始メテ其ノ神主ヲ埋安スルヲ一般ノ慣習トス
- 宗孫ノ代盡ニ因リ其ノ祖先ノ神主ヲ支孫ニ遞遷スルトキニ於テモ、其ノ祭田ハ之ヲ墓田ト爲シ宗家ニ於テ管理スルヲ本則トスルモ、實際ノ慣習ハ必スシモ然ラス、之ヲ占有ヲ神主ト共ニ主祭者タル支孫ニ移シ其ノ收入ヲ以テ祭祀ヲ營マシムルモノアリ、或ハ之ヲ移ササルモノアリ、然レトモ最初宗家ヨリ神主ヲ最長房ニ遞遷スルニ當リ、祭田ノ占有ヲ最長房ニ移轉シタルトキハ、爾後祭田ノ占有モ神主ノ遞遷ニ伴ヒテ移轉シ、神主ヲ埋

安スルニ至リテ之ヲ宗家ニ返還シ桑田ト爲スヲ一般ノ慣習トス

理 由

一、代盡（代盡ハ親盡ト同意義ニシテ喪服關係ノ盡クルヲ謂フ禮記ニ「四世而總麻之窮也、五世祖免殺同姓也」トアリ）ニ因ル、神主ノ遷遷ニ付テハ大典會通禮典奉祀條ニ、「會祖代盡當出、則就伯叔位、服未盡者祭之」ト規定シ、又經國大典註解禮典奉祀條ニハ「會祖代盡當」出、則就伯叔位、服未盡者祭之、服未盡者孫、不忍廢祭也」トアリ、則チ宗孫ハ代盡キ奉祀スヘカラスト雖同一祖先ノ子孫ニシテ未タ代盡キサル者尙生存スル場合ニ於テ、其ノ祭祀ヲ廢スルハ情ニ於テ忍ヒサル所ナリ、故ニ斯カル場合ニハ其祖先ノ神主ヲ未タ代盡キササル子孫ノ家ニ遷遷シ以テ出來得ル丈ケ其ノ祭祀ヲ繼續セムトスルモノニシテ是神主遷遷ノ慣習ノ存シ且廣ク一般ニ行ハル、所以ナリ

二、大典會通ニ依レハ禮典奉祀條「若嫡長子無後則衆子、衆子無後則妾子奉祀」ト規定シ、祖先ノ奉祀ハ原則トシテ嫡長子ニ於テ之ヲ爲スヘキモノトセリ、而シテ被奉祀者ノ代數ニ付テハ同典奉祀條ニ「文武官六品以上、祭三代、七品以下、祭二代、庶人則只祭考妣」ト規定シ、又其ノ註ニ「宗子秩卑、支子秩高、則數從支子」ト規定シ、奉祀者ノ身分階級ニ依リ各其ノ代數ヲ異ニシ規定以上ノ祖先ヲ奉祀スルコトヲ得サル制度ナリシカ、此ノ制度ハ李朝中葉迄ハ遵奉セラレシカ如クナルモ其後儒學ノ影響ヲ受ケ朱子ノ唱導スル所（家禮）ニ從ヒ身分ノ如何ニ拘ラス父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母ノ四代ヲ祭ル風習ヲ生スルニ至リシカ

如シ、常變通攷（柳長源ノ著正祖朝ノ人）ニ依レハ「問、家禮、不論公卿、大夫、而竝許祭四代、但國制六品以上、祭三代、七品以下、祭二代、何以處之、曰、國制如此、雖曰不敢違、孝子慈孫、依禮斷然行之、則豈有不可、國制、七品以下、三代之說、尤所難行、七品以下、昨雖祭二代、而秩躋六品、則應祭三代、而或因罪削官、則竝與曾祖神主而毀之乎、一造一毀、一視子孫爵秩之高下、寧有是理、此殊不可曉」ト又「輯覽、按、栗谷聚蒙要訣、亦從國制、只祭三代、然家禮、既以四代定爲中制、故好禮之家、多從家禮」（卷一爲四爺以奉先世神主條）トアリ、以テ其ノ變遷ヲ窺フニ足ル、代盡祖先ノ神主埋安ニ付テハ朱子ノ家禮ニ親盡、則藏於墓所トアリ、又常變通攷ニモ「大宗之家、始祖親盡、則藏其主於墓所」（卷一藏主墓所條）トアリ、不遷ノ位即チ國家ニ勳功アリタルニ因リ其ノ神主ヲ永久ニ祠堂ニ祭ルコトヲ許サレタルモノニ在リテハ、大典會通禮典奉祀條ニ「始爲功臣者、代雖盡不遷、則別立一室」トアリテ永久ニ之ヲ祠堂ニ奉祀スルヲ以テ代盡ノ問題ヲ生スルコトナシ

代盡ニ因ル神主ノ遷遷ニ付テハ前述ノ如ク大典會通禮典奉祀條ニ規定アリ、此ノ外家禮源流ニ「祠堂、若有親盡之主當遷、而族人有親未盡者、則遷其中最長之房、以祭之也」トアリ、李退溪（李滉、退溪ト號ス仁宗及明宗朝ノ碩儒）ノ鄭道可ニ答フル書中ニ「代盡之主、遷奉於族中代未盡最長者之家、祭之云云」（家禮源流卷一一）トアリ、常變通攷親未盡者、遷于最長房ノ條ニ「族人有親未盡者、則祝版云々告畢、遷于最長之房、使主其祭」トアリ、又承政院日記純祖七年九月十六日條ニ「李時秀曰、臣以先正臣文烈公趙憲

主家祀一事、每欲仰違、而未果矣、先正不幸無嗣、以第一庶子完緒、承嫡奉祀、烈聖朝収録之典、諸先賢碑狀之文、可按而知、至其支孫燁、爲五代親盡、故祠版、遷遷於最長房相玉家、相玉既燁之叔也」トアリ、斯ノ如ク法典ノ規定スル所、學者ノ謂フ所、實際ニ行ハルル皆一樣ニシテ、宗孫ガ或祖先ノ五代孫トナリ代盡キ奉祠スルコトヲ得サルニ至リタル時ハ、其ノ神主ハ支孫中代盡キサル最長房ニ遷遷奉祀スヘキコト明ナリ、往々嫡子ト庶子トニ依リ遷遷ノ順位ヲ異ニスト爲ス者、換言セハ最長房ハ庶子ニシテ次長房カ嫡子ナルトキハ庶子ハ年長ト雖嫡子ニ先チ奉祀スルコトヲ得スト爲ス者ナキニ非サルモ、遷遷奉祀ノ場合ニ於テハ宗家ニ於テ奉祀スル場合ト異リ、嫡庶ニ論ナク最長房ニ遷遷スルヲ通例トス

又最長房ノ死亡ニ因ル遷遷ニ付テハ常變通攷ニ「問、長房死、其子雖親未盡、而當遷次長房耶、沙溪（金長生、沙溪ト號ス仁祖朝ノ碩儒）曰然」トアルヲ以テ、最長房死亡シタルトキハ縱合其ノ者ニ代盡キサル子孫アルモ尙次長房ニ遷遷スヘキ慣習ナルコト明ナリ

尙宗孫ノ代盡ニ依リ神主ヲ支孫ニ遷遷スル場合ノ祭田ノ處置ニ付テハ、經國大典註解ニ依レハ其ノ禮典奉祀條ニ「曾祖代盡當出、則就伯叔位、服未盡者祭之、服未盡子孫、不忍廢祭也、若主祭家舍田民、則已有所歸、不可移給、只移奉神主祭之」トアリ、即チ宗孫ノ代盡ニ依リ祖先ノ神主ヲ支家ニ遷遷スル場合ニ於テモ、主祭者ノ居ル家舍則チ祠堂ノ存スル家舍及祭祠ノ資ニ供スル田土及奴婢ハ已ニ宗孫ニ於テ承繼セラルニ依リ、之ヲ最長房タル支孫ニ移給スルコトヲ得サルヲ以テ、只タ其ノ神主ノミヲ移奉シテ祭祀スヘキコ

トナ明ニシタルモ是恐ラク祭田ノ所有權ニ付テ謂ヘルモノナラム、其ノ他屏溪集（尹鳳九ノ著屏溪ト號ス肅宗朝ノ學者）ニ依レハ「祭田親盡、則以爲墓田云者、蓋謂親盡埋主、故以是爲墓田、而爲歲一祭之地也、如有最長房、既奉此位之祭、且家貧無以爲祭、則此祭田亦隨移、而次々爲祭田、似不失禮意矣」ト謂ヘリ、華泉集（李采ノ著、華泉ト號ス正祖及純祖朝ノ學者）ニハ「既立祠堂、則每歲有祭田、親盡、則以爲墓田、宗子主之、以給祭用、此家禮之文也、觀于此、則親盡之主、雖祕於長房、祭田、則仍作墓田、自宗家、仍前祭墓無疑、且言于近世士夫家已例、則祭田隨而之長房、以供祭祀、及其埋主之後、還宗家、以爲歲一祭」ト謂ヘリ、之ニ反シ尤庵集（宋時烈ノ著尤庵ト號ス孝宗及顯宗朝ノ碩儒）ニ依レハ「置祭田、條、親盡、則以爲墓田云、若有親未盡之子孫、遷奉其神主、則祭田亦當移之於奉祭之家耶、親盡之祭田、以爲墓田、既有明文、何可移之於最長房乎」（答閔士昂書）トアリ、疑禮類輯（朴世采ノ著、南溪ト號ス孝宗及肅宗朝ノ碩儒）「問、宗家代盡神主、移奉于最長房、則本位祭田、竝即許與、而及其遷遷後、宗家主之、永爲墓田、歲奉香火耶、答、此禮文所未言、京中士大夫、則宗家讓田民于長房而不受、鄉中則宗孫不與、而長房爭之、大抵以此事、多人訟場、愚則不欲可否」（途庵權尙夏、顯宗朝ノ碩學、蔡徵休ニ答フルノ書）トアリ、以上學者ノ説ク所ヲ綜合考察セハ宗孫代盡トナリ、支孫ニ神主ヲ遞遷スヘキ場合ニ於テハ其ノ祭田ハ之ヲ墓田ト爲シ、宗孫ニ於テ管理シ其ノ收入ヲ以テ墓祭ノ資ニ供スヘキヲ禮トスルカ如キモ、實際ノ慣行ハ區々ニシテ、神主ト共ニ之ヲ最長房ニ移スモノアリ、或ハ否ラサルモノアルコトヲ知り得ヘシ、然レトモ

最初其ノ占有ヲ最長房ニ移シタルトキハ、最長房死亡シ次長房ニ遞遷スル場合ニハ祭田モ亦之ヲ次長房ニ移シ、順次遞遷シテ奉祀スル資格者ナキニ至リタルトキハ、其ノ神主ヲ墓所ニ埋安シ祭田ハ宗孫ニ遺シ墓田ト爲シ、毎年一次行フ墓祭ノ資ニ供スヘキモノナルコト明ナリ

尙ほ祖先の祭祀を目的とする同族規約の一斑を窺ふ爲め、試みに全羅南道務安郡石津面茶山里羅州金氏の禮睦齋節目を左に示すことゝした。

務安郡石津面茶山里羅州金氏部落

禮 睦 齋 節 目

一、置掌議有司庫直等諸任事

掌議則擇定年德俱尊者一員有司則輪次而定二員庫直則用奴輩中忠幹謹實者一漢而掌議三年一遞有司周年一遞庫直勿限年

一、自本齋辦備祭器祭需事

祭器則藏於櫃中有司書押鎖封而諸孫家私祭時斷勿許借祭需則使庫直預買各色乾品亦封藏櫃中有時晒暴而生品則臨時辦用

一、凡諸祭享時勿論守主嫡庶貧富論次具饌事

非現故則毋敢稱托相推而諸具皆折受於本齋

一、祭享時齊戒具饌於本齋事

祭享當次之家前期一日婦人率衆婢子齊沐來處于本齋盥誠供具有司則匡外看檢庫直則待令服從

一、祭幣必擇精潔之品而色變臭變味變等物一切勿用事

一、諸饌或有未盡處具饌有司從公施罰事

折長補短奈酌詳觀從輕重答具饌家奴子無奴婢則免冠用水罰

一、祭畢諸孫必飲福于本齋事

齋庫中有可議之事則消詳處置

一、朔望早朝宗子以下皆盛服齊會焚香祭謁事

自十五歲限五十而五十以上者自量筋力隨意爲之是日掃洒廟庭

一、諸孫之無故者一齊祭而年六十以上隨筋力自爲事

一、宗子親盡則別立 祠堂於宗家廟近地事

無論嫡庶必以尊行爲長房改題主遞奉於別祠而但兄弟行則嫡弟先於庶兄而奉祀焉蓋庶孽雖卑其於祖先均是子孫故於遞遷之序不論嫡庶只計行列然凡諸平居時言語坐作等諸般禮貌截然有分義斷不可違越祭時雖行尊年老者必立於嫡派最末之下若庶孽爲遞遷長房則獨令此人立於首席而主獻祝

一、四代親盡後歲一墓祭亦一如前規具饌於本齋事

一、大宗孫則不計代數世々祭享皆自本齋定價計給事

大宗孫則雖百代皆給祭需價使其子孫具饌奉進而亦如先代祭規而支子及宗子之支子等諸孫無得入於此例

一、凡有事掌議有司質議于宗孫及門長事

一、喪葬嫁娶皆給賻錢事

自十五歲爲限初喪給三十貫葬時給七貫改葬給五貫嫁娶不計年歲男婚給七貫女婚給二十貫庶孽憑此數給三分之一年限雖過或未娶未嫁而歿者喪葬皆折半給之庶孽亦然焉女子既嫁而經于歸之行者喪葬皆無賻

一、科行給賻錢事

監試二貫東堂及覆試一貫會試十二貫庭別等諸色京科三貫文武同庶孽則勿給而但會試給三貫

一、登科到門無論嫡庶文武皆給賻錢事

給二十貫大小科同

一、諸孫中登大科而來帶職者作京行則給賻錢事

雖一年屢往每行皆給三貫文武同

一、諸孫以十五歲爲限每年十月日各給紙筆墨使之習字事

給壯紙一束黃筆五柄真墨二笏而年滿三十則勿給焉壯紙則一束價無過五錢筆則一柄無過八分墨則一笏價無過一錢庶孽勿給

一、每年十月日諸孫名納去年習字墨紙一束於本齋事

有司計其丈數收納而若搗棟時隨便割截則詳計其一束所減之節數一々捧上若有一節之紙未輸者則以其罪勿給此
年帑筆墨○蓋計收墨帑者必欲使沒數習字切勿容貸而一齊畢收於是日之內且無得追後來納者既收墨帑即送紙寺
作還紙而自本齋搗作簡諸家均分

一、諸般例給之物雖極富極貴者無得辭讓事

若屈遠地而未得即受者追後計給

一、廣買書冊藏之齋中而有司計卷相傳事

諸冊一切不許出置私室視閱而諸孫中如有欲讀者則自爨權候來處本齋隨意遍覽自本齋定給燈油及點火柴草若不
謹看檢閱失冊子則繳捧於有司

一、諸孫中有理直而見辱於人者則闔宗竭力禦侮事

雖或寸數頗遠之間各視以自當之舉如手足之捍頭目而深體吾均視之意焉

一、諸孫中有罪者告 廟答治事

不思祖先違背節目且或有以少凌長以擊凌嫡不遜僉議等大小悖行則一宗齊會必皆以至公之心論定是非而無或一
分有黨近族希私利之意從輕重或撻或水罰或答奴若所關頗重則告廟答治而告 廟之答雖年尚行尊或有官爵者無
得抗焉但年五十以上及堂上官許令子姪代受雖堂下官曾經近侍者不許代子姪受答焉無論嫡庶貴賤既治其罪即席

相解勿記前過以開遷善之路且不幸有些少閱墻之端式相好矣無相猶矣而屈意教睦以體禮睦命名之意焉○此亦中若有乖倫敗常抗拒肆惡終始難化者諸孫十分詳議雖聞官懲警未爲不可

一、諸孫中雖或有負過於宗黨者無得去名標於門案事

自宗中不可摘去其名標又無得自摘其標而凡諸例給之物亦皆依數計給

一、序文及節目及田畝總數及禾穀應納數諸家各自書錄無老少了然於心目事

一、每年講信日遞任而詳算錢穀事

講信日以加冠爲限無老少盛服齊會後使善讀者一人中坐高聲讀序文及節目一遍而諸孫皆肅容跪聽毋敢放心因詳算齋庫錢穀數及用下之記而若有不于濫用及無端欠縮等事掌議有司皆從輕重論罰後一々微捧

一、掌議有司或欲濫用則庫直告于宗中事

若欲濫用錢穀則庫直據理強諫終或不聽則告于宗中以此爲定規而庫直不此之爲反與之同心酬應講信時有逋欠則各別杖治若累年不悛則汰去焉且庫直或有私用之事則重治後準數徵捧然非累犯罪處則勿爲輕遽數遞

一、講信時用若干茶啖而勿用酒事

進午飯或魚肉菜餅等雜饌而一切勿用酒若發用酒之議者諸孫峻責論罰

一、兩庫開閉之時有司嚴密親審事

閉時堅封鎖鑰押隱標開時細看無疑後破絨

一、量除應用數留庫而其餘則逐年買土事

若未得連年買地而子孫漸窮則將未免財乏違規之患慎之々々

一、凡齋庫田畚雖尺地片土無得斥賣無得分折事

若發斥賣及分折之議者非吾子孫無論宗支嫡庶齊起攻之或有不幸難制之端則聞官立約○此亦中雖有隨便利益移

賣相換等事及川落浦落等不得收拾之地切勿開路於斥賣

一、齋庫田畚諸孫家無得並作事

一、買土時掌議以下皆視以自己來慎勿見瞞於庫直事

一、買置若干奴婢事

供祭時一齊待令執役

一、凡此齋庫節目雖或有碍乖不便之端無敢改革事

法久弊生或物力漸富有不可不更添新條者則講信時十分詳議衆論相合後作續節目別付於下段

義 分 章 節 目

一、掌議有司庫直等諸任皆付兼於禮陸齋事

若事務漸繁難於兼行則詳議別設未爲不可

一、每月朔望計員給料租事

朔望祭禮既畢有司詳審饋子書押而開庫出舉數幾許石均合改正而十斗租可作四斗糧米然後通櫛庶逐員斗給而丈夫則一望料五十婦人則一望料三十不計大小月一月內依此數再給焉改斗時欠縮過度則治庫直斗用火印

一、給料有年限等級事

無論嫡庶男女自十五歲始給而六十以上則一望料男六斗女四斗七十以上則男七斗女五斗享壽至八九十者他比以漸漸增給

一、女子成婚後于歸于夫家則自其月勿復給料事

若或奉礙遷就久留本家者成婚昔年後勿給料

禮 睦 齋 義 分 庫 序

嗚呼人之所以追遠報本者惟在於祭盞其誠而士無田則不得祭也棗盛不備衣服不潔雖有孝子慈孫亦何以展其齊明之義而豐其禮庶之薦乎余觀今之士大夫若非厚祿之家則輒多傷故之病而頗不能自盡於報本之節可不悲哉竊念吾家幸賴祖先積德之厚上自遐代逮至吾身姑無飢火燻心之憂而若至於報本重禮雖未得必極三牲八簋之盛然稱家有無猶能免香火之屢闕私門之喜已云深矣況余以孤露餘生又幸天假之以壽而今逾七旬精力稍強才不才間三子在庭則此亦於吾足茲余兢兢焉如不能堪而亦安敢徒恃 先世種德 會祖所居之臺市南會先生廟之曰禮德亭 之效猥自擬其長享於無窮乎身自少小之時安分借福如臨淵谷而一樓家業或恐墜失年至老大才庸益拙雖未能奮發振作丕逮貽後裕昆之規而獨此奉 先誠心屬心洞々精一歷懈肆欲祈制一則要使後孫永無無田不祭之患而事戶力微辦就未易殫盡心計經營基本者于今三十有餘

年而外雇婢僕間斥賣若干田地艱以別備矣於是乎創立規模垂爲世守勿墜之謨仰奉 祭祀俯保門戶而一遵條約永爲成法此余半生之所積勳服勞而樹立者也營立一區齋室名之曰禮睦營立一區庫舍名之曰養分而土地亦各有所屬焉噫禮睦養分之義厥惟深切爲吾之後者必須體吾之意而無負此四字扁然後庶可謂不忝所生夫禮者葬祭喪婚之以禮也睦者老少門欄之相睦也養者行其所宜至公裁處也分者齊其所量至均料給也齊之命名蓋欲其禮以睦之庫之命名又欲其義以分之則處是齋而做非禮不睦之端者得罪於我矣開是庫而作蔑義橫分之舉者得罪於我矣之齋也之庫也必有節目列于下方後有一豪違背不遵其條者則非吾子孫諸宗須齊會共攻據禮義切責而必使至於改心革面之地然後乃可已也噫事死養生人家大事今此齋庫諸規皆莫非事死養生之關領而世世承守無敢分破逐年增益資地漸廣則張氏同居之睦范公設倉之義庶幾復見於今而古語所謂衣食奔走之憂或可少抒顧不善哉顧不善哉第念飽食煖衣逸居無教卽近於禽獸者聖賢之訓也嗟余後昆仰茲先業無荒無怠而其各竭心勉勉於窮理盡性文章科目等大小諸學而以副吾胎厥之至意也錦城金麒麟聖伯序

風 教・教 育

祖先の祭祀に次いで、宗中の大事業は風教の扶持である。倫常を守り道義を尙ふことは儒教道德を以て立つて居る同族部落の日常生活を一貫する律義である。實に部落の子弟は相戒め相勵みて一生謹飭の士となり祖先の遺風を辱しめざるを唯一の念願として居る。若し一門の面目を汚すが如き非行ある時は、一族皆口を揃へて之を攻め、宗會を開いて適當の處分をし、或は大會の席上に其の非行を論告して之を戒飭し、情狀の重きもの

は不事参列の停權處分を行ひ、割譜（除名）、絶誼等をする。昔ならば立身出世にも差障る程であるから、門中は頓ら眞面目になつて互にその節制維持に努めて來たのである。されば著名なる部落には、今尙ほ美風良俗を作して居るものが多く、一致團結、患難相救、相互扶助、長者尊敬、一族敦睦の美風があり、謹嚴禮讓を重んじ、殊に男女の關係は極めて嚴格で、淫猥な言動は絶対にこれを許さないことにして居る。一族を通じて男女接近する機會が多いに不拘、男女關係の不品行なことは殆んど聞かなかつたが、民家があまりに接近し、或は他の部落と隔絶して居る所などでは、時に青年男女に放縱な行ひがあるやうなこともあり、私の知つて居る或る有名な同族部落では、眞偽は兎も角「あの部落には處女無し」など、附近の部落から云はれて居た。

風教の維持と共に、同族部落では子弟の教育を重んじ、家門の榮枯盛衰は子弟の將來に俟たねばならぬ所から、教育は一族部内で連帶の義務を感ずることが強い。部内の子弟であれば、親等の遠近を問はず教育を助成し、又夫れが爲めには往々基本財産を設け、その收入を以て塾を經營し、或は學資を補給するのである。子弟教育を目的とする契の種類は極めて多いが、その大部分は同族部落に於て發達して居るのである。今も尙ほ全鮮に多數に存在する書堂は、概ね同族部落の有力者が、その子弟教養の目的で設立したものが大部分を占めて居ることを思はゞ、その教育上の効績も亦大なりと謂はねばならぬ。更に近來は同族部落に於て、講習、夜學等を行ふものも生じて居る。

同族部落に於ては、婚禮及び葬式等の如き慶弔時に當りては、概ね一族中の主なるものに謀りて、共働の下に同族相集まりて儀式を執行することになつて居るのは、この種の契の早くより發達し、その數の極めて多きことに依りても窺ふことが出来る。宗族中親等の高きもの、場合は勿論、単族の場合に於ても、一族がその家に會して萬事を助力して手傳ひ、婚葬の用具は大抵は宗中部落の共有として備付けてあるが、若しその設備の無い場合には、宗家又は有力者の家などから借り合せて、禮式の執行に遺憾無きやう間に合せ、貧困者の場合は、宗中財産より扶助するか、或はその都度宗中より義捐をしてこれを支辨するのである。昔は門中の負債したる者が、還債に窮して官府に訴へらるゝ如きことあらば、一族の扶助に依りてこれを辨償した例も多く、殊に公金の滞納に就いては族徴と稱し一族に分配してこれを辨償させたこともあるが、勿論今日は斯かる例は存しないけれども、宗孫が負債の爲めに、その家宅や祭器等が差押へらるゝやうな場合には、大抵宗中財産や、宗中の基金により、これを辨償する例になつて居る。

長者を尊重するは同族部落の特色で、各地の同族部落に敬老會の催しが行はれて居るが、門中に扶養者無き老人のあるときは、一族擧つてこれを奉養し、その不自由無きを期するの美風がある。また扶養者無き遺孤に對しても、同族間に於て互ひに救助してこれを養育することにして居る。更に貧困の爲め生活に窮し、或は疾病久しきに互りて家計が立たず、若くは其他の事情にて衣食に窮するといふ場合には、同族中が集まりて互助的に救済する。斯くの如き扶助救恤は同族部落としての特色であるが、これが爲めに却つて勤勞精勵の念を失

はしめ、依頼心を増長して、遊蕩安逸の惰民を養成し、獨立自營の念を薄からしむる嫌ひが無いとは云へないのである。

尙ほ同族部落に於ける扶助及び救恤に關しては、契、其他種々の規約があるが、全羅北道金堤郡金溝面上新里仁同張氏の義庄節目を參考の爲め左に示すことゝした。

仁同張氏義庄序

傳曰作堂肯搆厥考翼曰余肯有後是道合仁與義傳法之謂也仁法其志義述其事則孝在其中矣嗚呼余嘗侍 皇考側奉有所聽曰人於奉先裕後但恨世少經書別置庄于甘山制之如古圭田之遺法也余老益感慕而惟始畫之并未成百畝監察老哥々仰體先座之美意俯念八從之猥多述而大之又別置一區於都詞總之兩邊議之收入過百許而零可抵一二十斛貽厥謀遠且大故措畫未立歲壬申老哥々齒列八十末之歲而盡且耄叔方與季余亦以望八準七子孫之聽已有年一日諸子若侄輩聽條約於仲父而請命焉曰噫余今耄矣兩世經劃未闕大數諸子輩盍念圖之曰惟各因次捐已田八家所收得爲什七石總計之合四十餘石此蓋一心傳法三世其制之田也專而付之雖齊之以款履歲可二百斛遂錄名義庄因勗之曰先世志事在此後之世守在汝其慎之哉諸子唯而退遂完條約蓋其義庄云者乃一門之物公則無偏無私一定不易之法也自齒尊者輪流議差以管祝八墓所蒸嘗之禮從先法就中奉劇然後其羨餘以厚資當次者此是益貧均富之道也能者之餘拙者之不足雖在乎其人以之開門從仕閉門而歸菴則資可有餘忠孝備矣基業鞏矣由是以往本支百世彝倫仍叙敦尙禮義世々尊々親々之道可得而永賴矣凡例既成余叙事記實曰嗚呼先君子

以深仁厚德繼承世業克勤克儉全庇有家啓迪嘉謨以貽後昆老訢々繼而述之勤々砥々久而後卒成志事於三世之下俾一門良範美規以永世々者則有所受然余願各門右族賴所以品者罔非祖先累仁之化及衰也悖子不幸近出并與先德而信泯然以是余秉筆而懼爲若有一子于此忘先悖約縱私蔑義則非直爲當世之罪人必在上冥々之多所深誅矢以此說百世之來不肖者其懼諸々

義 庄 創 案

皇考杏齋公 (錫輔)

嗣伯無憂翁 仲都正公 叔海樵 季山淵 漢房 漢軫 漢奎 漢斗

義 庄 條 約

一、右冊藏納于皇考廟宇而若親盡埋安則以忌辰因定墓祀而行禮於墓庭右冊仍藏於祭閣

一、均施元法莫如齒次故不計行列只依齒次輪年收祝而同年計月同日計日同日計時不能紊亂

一、每年傳授之法以皇考忌辰日設行而出主時奉冊置交接卓下侑食後辭神前宗孫奉冊當次孫跪伏于香案前執

史者跪告由

一、諸子孫中酒色雜技奢侈誕忘敗業無恒出居義庄作弊於畚庫貽害於收祝則是乃荒墜先訓亂亡悖類也斷不可

子孫論列雖至此人當次斷勿傳授此若傳授前改過三年則當以改過由具告廟佑例傳授

一、畚庫時作元類移亦關弊庄土稅欠通者不得不移完而若有拘於顏私及小利無故移作者隨其現發部有司論勘

其與受者而計其畜庫斗數每斗前租二斗式罰徵於兩人右租則着害拮据補用於畜庫採弊

共 同 活 動

同族部落は他の部落に比し共同團結力が鞏固であるから、その所在の部落では、同族間若くはこれが中心となりて、各種の契又は組合が組織され、一致協同の事業が進歩發達し、既に模範部落、優良部落、勤農共濟組合部落、農家更生指導部落に指定されたるものもあり、青年團、婦人會、處女會等の活動の盛んなるものもある。この外、納税、自治、植樹、農事の改良、副業獎勵、勤儉貯蓄、生活改善、精神修養等に就き、大に見るべき成績を擧げて居るが、就中、道路、河川等の土木工事に於ける夫役に當りては勤勉誠實であり、近來は農業及び副業の生産竝に販賣等に就きて共同活動し、各種の部落改善運動に努むるなど、その將來を囑望されて居るものも尠くない。従つて同族部落中には、公會堂、共同倉庫、共同作業場、共同販賣所等の進みたる設備を有するものあり、また新式の共同井戸、共同浴場、共同洗濯所等を設けて居るものもあり、經濟的、文化的に漸く發展せんとして居る。

第四節 同族部落の盛衰

同族部落の發達條件

朝鮮に於ける部落發生の原因に就いては、「朝鮮の聚落」前篇に於て叙述してある通りで、同族部落も他の部

落と略ば共通な原因によりて發生發達したものが多いが、特にその發生發達を助長したる主なる原因を明かにする爲め、多数の同族部落に就いて調査したる結果、大要左の諸點に歸し得ることを確めることが出來た。

一、半島に於ては原始社會に於ける部族政治の形態が長く殘存し、自然同族の集團部落が各地に存在せしこと。

二、儒教思想たる同姓不婚の行はるゝ以前には、半島各地に血族結婚制度が存在して同族集團を大ならしめたること。

三、新羅、高麗、李朝を通じ、土地制度が不備にして、大官豪族の私田領有を來し、その地方割據と一族繁榮を助長したること。

四、公賤私賤の奴隸制度が最近まで持續され、兩班階級はこれを使役して、農耕及び家事等の勞役を行はしめ、一家の生活を便利にし、延いて同族部落の發展を容易ならしめたること。

五、同族觀念の旺盛にして、隱居の行はれざると、蕃妾の風の盛んなる結果、大家族制度が長く維持され、一方にその變形とも認むべき同族部落がこれと共に發達したること。

六、同族間に於ける相互扶助の觀念が徹底せる上に、原始社會の共產思想が殘存し、資力ある名門右族を賴りて同族の集中せること。

七、封建制度が行はれずして、鮮内各道へ自由に移住往來し得たる結果、南鮮の人口稠密、土地不足の地方

より、西北鮮地方へ一族の移住したるもの多きこと。

八、郡縣制度の威力乏しく、地方の兩班豪族が部落及びその附近の常民以下に對し、時に行政、警察、司法の權までも掌り、専ら同族中心の行政自治が行はれ、その繁榮に好都合なりしこと。

九、外國よりの歸化族多く、しかも王室はこれを優遇して、高位高官を與へ、又は賜姓、賜貫、賜田等により、この子孫の地方に於ける繁榮を助長したること。

一〇、兩班、準兩班等の特權が強大にして、部落内及びその附近の常民以下を壓迫し、その利益を奪ひ又は酷使虐待して、同族部落の發展繁榮を容易ならしめたること。

一一、長く階級制度の嚴守され、且つ科擧制度が行はれ、兩班、準兩班の地位は安固にして、多くの特權を有し、他の階級との經濟的自由競争の行はれざりしこと。

一二、儒教を國教とし、文廟、祠宇、書院、郡校、書堂を中心に兩班儒林の團結し、勢ひ同族集團を大ならしめたること。

一三、別業學派の争ひ激烈を極め、排他的觀念強く、勢ひ同黨、同派、同族の一致團結を鞏固ならしめたること。

一四、惡政と黨争の影響を受け、流罪又は隱遁の名族士林等が、邊陲の地方に定着歸農し、遂ひに一門の繁榮を見たるもの多きこと。

一五、貨幣取引の幼稚にして、今尙ほ盛んに市場取引の行はるゝ結果、勢ひ農業本位の生活を營み、音の儘の部落形態が長く維持されたること。

一六、地方行政官廳、及び驛院、軍營、寺院の所在地等に、吏族、驛吏、寺奴などの、兩班儒林以外の特殊の同族部落の發達したること。

一七、旱害水害、其他の自然災害多く、苛斂誅求の大なりし結果、契、郷約、社會法等、地域的の同族救済施設の一層行届きたる爲め、同族部落の崩壊を或る程度まで防ぎ得たること。

一八、祖先崇拜、門閥尊重の思想は、宗家及び祠堂齋閣又は墓地を中心に、益々一族の集團生活を盛んならしめ、原始的社會經濟組織が破壊されず、他姓を排斥してその侵入を妨げたること。

一九、交通の不便なると生活程度の低き結果、同族間の自給自足經濟によりて、小規模の同族集團生活が持續されたること。

二〇、半島の地勢が比較的大平野少く、小山脈の中間に狹隘なる耕地の多い結果、一族割據の農業經營及び部落生活に好適なりしこと。

同族部落の崩壊原因

現在に於ても朝鮮の同族部落数は約一萬五千の多きに達して居るが、同族が一部落を構成し、若くは同一地方に於て多數に集團生活するが如き、原始社會形態の遺風たる部落構成は、漸次交通文化の發達し、社會經濟

組織の變化するに伴ひて、衰頹減少し行くべき性質のものである。時代の推移により、既に同族部落の發生發達原因の消滅したるものもあるが、尙ほ且つ現在に於てもその勢力は強大なるものがある。しかしながら、緩慢ではあるけれども今や同族部落は次第に崩壞の過程を辿つて居ることは事實である。さればその重なる原因を、左に要約して列擧して見やう。

一、階級制度の打破せられて四民平等となり、常民勢力の伸長を來し、奴隸の如きものが無くなり、從來の特權階級の勢力が減少し、その集團たる同族部落の衰頹を來したること。

二、鐵道・道路等の如き交通の發達により、行政官廳・會社・工場・商店等の諸機關が普及し、同族部落にも各種の商人や官公吏などが入り込み、その色彩を稀薄ならしめ行くこと。

三、經濟組織が複雑となり、農業以外の各種の職業が發達したる結果、農村部落の特色たる同族集團に變化を來さしめたること。

四、近代經濟生活の壓迫、即ち生活の向上、負擔の増加に對して收入の伴はず、従つて同族集團の經濟生活を困難ならしめ、その部落形態を漸次崩壞に導きつゝあること。

五、同族部落にも資本主義の勢力侵入し、土地兼併の爲めに同族中の大中小農の没落を來したるもの多く、勢ひ部落構成を衰微せしめ行きたること。

六、同族部落民中には生活難の爲め、都市或は内地及び滿洲に移任出稼するもの増加し、自然同族部落の同

族戸数を減少し行く傾向あること。

七、同族部落民中には、今尙ほ特權階級時代の夢より醒めず、徒らに體面を重んじ、虚飾に流れ、且つ他の部落民に比して經濟的活動鈍き爲め、時代に順應し得ずして没落するもの多きこと。

八、社會組織の變化により、同族觀念、相互扶助等の思想にも變化を來し、宗家の没落し、大家族制度の破壊され行く傾向あり、延いて同族部落の減少を見つゝあること。

九、科擧制度の廢止され、庶民の教育が進歩して、汎く人材を各方面より登用する結果、中人以下の進出により、兩班儒生を中心とする同族部落の勢力に失墜を來したるものあること。

一〇、併合後行政及び警察の權力増大し、地方自治の中心勢力が一部特權階級の手を離れ、且つ行政區劃にも屢々變更あり、一般の自治思想も發達し、模範部落、指導部落等の創定、教化事業、産業團體の經營、組合精神の發揮等、部落の自治行政にも變化を生じ、同族中心の生活に漸次不便を來したること。

第四章 同族部落の分布

第一節 著名同族部落

著名同族集團地

同族部落には、同一邑面又は同一部落に數個の異なる同族部落が併立せるものあり、一部落の殆んど全部又は大部分が同族を以て構成されて居るものもある。同族部落は概して兩班儒林等の如き過去に於て社會上有力なる地位を占めたるもの多く、その部落成立の歴史も他の普通部落に比して古きものあり、政治上及び學問上著名なる人物の輩出した部落が尠くないのである。同族部落は一族一門を中心として發達して居るので、家名門閥を重んじ、階級觀念が強烈であるが、宗家を中心として、祖先の祭祀、同族の親睦、相互扶助等が能く行き届き、他の部落に比して一致團結が固く、契、其他の規約が圓滑に行はれ、自治的訓練の進んで居るものが尠くない。過去に於ては、同族部落民中に同族救済の盛んなる結果、往々依賴心を増長して進取の氣象に乏しきものあり、或は他の部落と競争反目せるもの、又は地位團結の力を悪用して横暴跋扈し、或は附近の常民に對して潜かに私刑的制裁を加へる如きものもあつたが、今日では斯くの如き弊害は次第に跡を絶ちつゝある。同族部落はその性質上集團力が強く、従つて大部落に發展して居るもの多く、百戸以上の大部落が各地に

散在して居る。同族部落は歴史に富み、由緒正しき舊家の多い關係上、風俗習慣等に昔の遺風を存して居るもの多く、儀禮言行等にも大に學ぶべきものあり、民風の醇朴は他の模範たるものが尠くない。部落は祖先の選擇宜しきを得たる爲めか、地味・地勢・日當・要害・耕地・飲水・燃料・交通等の便ある比較的、生活條件の備はつた山麓または背山臨流の好位置に構成されて居るものが多く、今も尙ほ宗家の繁昌して居るもの稀れならず、その衰微したるものはこれに代るべき同族中の有力者を中心として、部落の統制が行はれて居る。而して同族部落の分布は、市街地に少くして村落に多いのは當然にして、交通の發達、社會及び經濟組織の變化等に伴ひて、漸次その形態内容に變化を來しつゝあるは事實なるも、今日に於ても尙ほ且つ同族集團力の強大旺盛なることは、況く各方面より研究すべき現象である。

朝鮮に於ける同族集團部落の多いことは、社會上及び經濟上の一大特色であるが、從來著名なる同族部落としては、京畿道に於ては高陽郡漢芝面の漢江沿岸に發展せる金海金氏・全州李氏・密陽朴氏の諸部落、忠清北道報恩郡報恩面鍾谷里の慶州金氏部落、忠清南道燕岐郡南而陽化里の扶安林氏部落、全羅北道全州郡鳳東面新城里九萬里の全州李氏部落、淳昌郡東溪面龜尾里の南原楊氏部落、井邑郡古阜面古阜・南風・長文里の幸州殷氏部落、全羅南道高興郡高興面虎東里の高興柳氏部落、高興郡東江面大江里の礪山宋氏部落、咸平郡月也面月也里の晋州鄭氏部落、珍島郡藝新面七田里の密陽朴氏部落、慶尙北道達城郡城北面山格洞の達城徐氏部落、迎日郡杞溪面縣内里の月城李氏部落、聞慶郡水順面柴谷里の岳林洪氏部落、聞慶郡山北面の長水黃氏・潘南朴

氏・宣城全氏・安東權氏・安東全氏・全州李氏の諸部落、安東郡豐南面河回洞の豐山柳氏部落、慶尙南道晉州郡碧水面勝内里の金海許氏部落、晉州郡大谷面丹牧里の晉陽河氏部落、黃海道延白郡花城面松川里の順興安氏及び山田里の商山金氏部落、金川郡外柳面文修里の全州柳氏部落、平安南道平原郡東松面君子里及び月峰里の延安車氏部落、安州郡新安州面東七里及び雲松里の順興安氏部落、平安北道寧邊郡獨山面龍興洞の延安車氏部落、定州郡古邑面新里の全州李氏部落、宣川郡南面三峰洞及び建山洞の竹山朴氏部落、龍川郡府羅面松峴洞・栢峴洞・德岩洞・德川洞の安東金氏部落、龍川郡北中面長山の仁同張氏部落、咸鏡北道北青郡北青邑棠浦里の廣州金氏部落、咸鏡北道城津郡鶴東面荷川洞の長興馬氏部落の如きは、いづれも大部落として著名なるものに屬し、その中には二百戸内外の同族集團を爲して居るものが尠くない。百戸以上の同族部落は到る所に甚だ多數に散在するが、これ以下のものに在りても、その沿革の古き、或は多くの著名なる人物を出し、或は部落の構成や、形態に特色あり、又は部落の團結、風俗、習慣、徳業、教育、産業、自治、團結等に於て、他の部落に比し種々の秀いでたる點のあるものが極めて多く、同族部落の發達に於て、朝鮮は他に比類なき特色を有して居るのである。

五十戸以上の同族部落

同族部落の分布に關しては、各方面より觀察することにして居るが、先づ著名同族部落一千六百八十五部落より、その同族戸數五十戸以上に達するものに就き、部落發生年代、部落所在地、部落名、同族姓氏、同族

戸口、同族外戸口を示せば左の如くなつて居る。これ等の同族部落は、いづれも著名なるものであるが、尙ほ五十戸未滿のものに在りても、沿革、内容などに特色あるものが決して尠くないのである。而してこの調査に於ては、著名同族部落内の同族戸數及び人口の外に、同族外の戸數及び人口が設せてあるから、同族集團中に於ける同族外戸口の狀態が一目瞭然となつて居る。

五十戸以上の著名同族部落（昭和五年）

京 畿 道	部 落 名	部落發主以來	同族姓氏	同 族		同 族 外		部落戸數
				戸 數	人 口	戸 數	人 口	
廣州郡中部面上山谷里	數 百 年	杞 漢 俞 氏	二 三	五 九 二	一 四 九	七 三 三	二 三 三	
廣州郡東部山下山谷里	數 百 年	綾 城 具 氏	六 二	五 五 〇	一 四 〇	四 〇	七 五	
廣州郡西部甘一里考竹里	二 百 六 十 年	杞 漢 俞 氏	三 二	二 六 六	一 〇 五	五 二 五	一 五 六	
楊州郡和道面草山里元草山	五 百 年 前 房 氏 居 住 其 後 任 氏	登 川 任 氏	六 〇	三 三 〇	四 〇	一 九 七	一 〇 〇	
抱川郡永中面金珠里水日洞	百 八 十 年	濟 州 楊 氏	三 一	二 三 五	三 六	一 四 五	八 九	
抱川郡二東面燕谷里燕谷	三 百 四 十 餘 年	安 山 俞 氏	三 七	二 一 六	三 三	一 〇 〇	八 九	
龍仁郡南四面通三里	二 百 年	精 戎 具 氏	六 〇	三 〇 〇	五	二 五	六 五	
安城郡大德面辰峴里龍峴	不 詳	晉 州 柳 氏	三 〇	二 四 〇	二 〇	一 〇 〇	七 〇	
安城郡陽城面德峰里	四 百 年	海 州 吳 氏	六 六	五 〇 〇	三 六	一 九 〇	一 〇 六	
安城郡元谷面七谷里元堂里	三 百 年	慶 州 李 氏	二 〇	五 四 八	三 〇	一 九 九	一 七 〇	
振威郡松炭面道日里	四 百 餘 年	原 州 元 氏	八 〇	四 三 一	三 三	二 九 〇	一 五 五	

水原郡東灘面長芝里長芝川	三百年前姜氏居 住其の後朴氏	昆陽 朴氏	三〇	四〇	一七	一〇
水原郡陰徳面遠泉里遊幕洞	五百二十年	密陽 裴氏	三六	一〇	四	六
水原郡日利面芭長里芭長洞	二百五十年	廣州 李氏	六一	九	二〇	三〇
水原郡八灘面荷場里東村	二百	密陽 朴氏	三三	三	四	六
水原郡西新面弘法里	四百	南陽 洪氏	三三	三	六	六
水原郡塔南面求文川里	二百四十年	慶州 余氏	三七	一	八	七
金浦郡黔丹面元堂里高山下里	四百五十年	豐山 金氏	六〇	一	七	七
金浦郡陽西面外鉢山里光明里	三百	慶州 崔氏	六六	三	二	七
江華郡兩寺面北省里遙谷洞	不詳	清州 韓氏	六六	六	三	七
江華郡華蓋面仁士里仁士洞	四百	昌原 黃氏	六三	五	二	七
開城郡上道面上道里風谷洞	四百	密陽 朴氏	六六	七	二	七

忠清北道

清州郡琅城面葛山里	二百五十餘年	汝城 吳氏	六八	一六	七	八
清州郡琅城面三山里	八十	汝城 吳氏	六〇	〇	二	九
清州郡南二面陽村里盧川里	六	羅興 閔氏	六	三	八	二
清州郡玉山西面德村里德村	三百三十年	河東 鄭氏	六六	八	三	二
清州郡玉山西面金溪里金溪	李朝初期	清州 郭氏	六	一	六	六
清州郡北一面飛上里飛上	四	草溪 卞氏	三	二	九	九
清州郡南一面方西里	不詳	清州 韓氏	六八	一	七	八
清州郡北二面龍溪里茅蓬	三	全州 李氏	六八	三	九	八
清州郡賢都面鏐洞	不詳	汝城 吳氏	三九	二	一〇	八
清州郡賢都面老山里	不詳	晉州 柳氏	六八	五	〇	九

沂州郡賢都面梅峰里	不詳	不詳	寶城 吳氏	一〇	一〇	一〇	一〇
報恩郡報恩面鐘谷里	六百年	慶州 金氏	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
報恩郡三升面仙谷里	二百年	和順 崔氏	三	三	三	三	三
報恩郡山外面鳳露里	三百年	綾城 具氏	三	三	三	三	三
報恩郡懷北面高石里	不詳	文化 柳氏	三	三	三	三	三
報恩郡懷北面訥谷里	二百年	寧海 朴氏	八	八	八	八	八
沃川郡東二面細山里石花洞	百八十年	豐川 任氏	〇	〇	〇	〇	〇
沃川郡東二面坪山里坪山	四百二十年	星州 李氏	七	七	七	七	七
沃川郡北面大卒里大村	二百年	文化 柳氏	〇	〇	〇	〇	〇
沃川郡伊院面龍坊里龍坊	五百年	善山 郭氏	七	七	七	七	七
永同郡黃澗面栢子田里栢子田	三百年	永山 金氏	〇	〇	〇	〇	〇
永同郡松江面九江里九萬洞	三百年	星山 裴氏	六	六	六	六	六
永同郡瓦陽山面柯谷里	三百年	仁川 李氏	三	三	三	三	三
永同郡深川面者湖里芝庄里	四百年	星山 裴氏	七	七	七	七	七
永同郡深川面錦汀里野村	四百年	龍興 閔氏	六	六	六	六	六
嶺川郡文白面九谷里外九里	三百年	常山 林氏	〇	〇	〇	〇	〇
嶺山郡甘勿面伯陽里伯陽洞	二百年	延安 李氏	九	九	九	九	九
嶺山郡道安面花城里雷岩	四百年	谷山 孫氏	七	七	七	七	七
嶺山郡沙梨面沙潭里沙潭	不詳	丹陽 禹氏	六	六	六	六	六
陰城郡陰城面沙丁里	不詳	安東 金氏	三	三	三	三	三
陰城郡陰城面三生里琴三生	不詳	丹陽 張氏	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
陰城郡蘇伊面甲山里	二百年	安東 權氏	〇	〇	〇	〇	〇
平子村、塔村、東村	二百年		〇	〇	〇	〇	〇

陰城郡遼南面馬松里別岩、 松山、芋、笠、杏、卒	不			詳	濟州	高氏	九〇	三〇七	二〇	五〇〇	一〇四
陰城郡遼南面市川里隔村、 廻村、加美山、築洞	不		詳	光州	潘氏	一〇三	五二五	一〇	五〇	一一三	
陰城郡遼南面文岩里松谷、 書、松、谷、上、里	不		詳	大邱	徐氏	六五	三六〇	一〇	五〇	五八	
陰城郡遼南面下磨里上里、 陰圓里、藥房里、東陽里	不		詳	昌寧	成氏	五〇	三六五	一〇	五〇〇	一一四	
陰城郡遼南面上老里、南堂 里、中羽里、陸龜里	不		詳	宜寧	南氏	六〇	三七七	一五	一〇	五八	
陰城郡三成面龍城里城山	不		詳	安東	權氏	六五	三三三	一〇	五〇〇	一〇一	
陰城郡金旺面道晴里道庄里	不		詳	草溪	鄭氏	五七	一一一	六	五〇〇	一〇三	
忠州郡忠州面金陵里	二	百	年	安東	權氏	三三	二二七	五	二二一	一〇七	
忠州郡望味面新堂里	不		詳	江陵	崔氏	六八	三八一	九	四〇〇	一〇五	
忠州郡周德面堤内里	三	百	年	全州	李氏	九二	四七五	一七	五〇	一〇八	
堤川郡堤川面頭鶴里	三	百	年	晉州	姜氏	五五	二二五	一〇	五〇〇	一一〇	
堤川郡清風面丹風	不		詳	仁同	張氏	五〇	一〇〇	三	六〇	五〇	
堤川郡錦城面月窟里	不		詳	文化	柳氏	五〇	五〇〇	一〇	五〇	六〇	
堤川郡錦城面九龍里	不		詳	義興	朴氏	六〇	五五〇	三〇	一〇〇	六〇	
忠清肅道											
燕岐郡東面松籠里上斗十	五	百	四十年	結城	張氏	九五	四七〇	五	一〇〇	一一一	
燕岐郡南面陽化里世居里	五	百	年	扶安	林氏	一九	一、三一一	一	五	二〇八	
燕岐郡錦南面遠田里	不		詳	昌寧	成氏	七〇	四三〇	三	二〇〇	一三三	
燕岐郡錦南面鉢山里	四	百	年	信川	康氏	五〇	二二〇	二	一五〇	一六	
燕岐郡錦南面盤谷里	四	百	年	羅陽	陳氏	九五	三三〇	七	五七	一六八	

燕岐郡全義面老谷里	三	百	年	密陽	朴氏	五〇	一〇	九六	三
燕岐郡西面青蘿里	李	朝	末	葉	江陵	金氏	五〇	六	二六
燕岐郡西面鳳岩里	李	朝	中	期	坡平	尹氏	六三	一〇	二〇
大田郡杞城面坪村里智村	三	百	年	茂松	庚氏	五〇	七	四	五七
論山郡恩津面防禦里開谷	不			金寧	金氏	六三	三	一四	六八
論山郡恩津面奈洞里盛洞	不			潭陽	田氏	五〇	二	六	六三
論山郡上月面鶴塘里間村	三	百	五	十年	務安	朴氏	二七〇	七	八七
論山郡連山面林里	三	百	餘	年	光山	金氏	二二六	八	一〇九
論山郡可也谷面龍淵里龍盤	不				全州	李氏	二八	三	一〇〇
公州郡長岐面羅城里羅城	不				扶安	林氏	三〇	四	八九
公州郡州外面花隱里元花隱里	二	百	餘	年	天安	全氏	一〇	八	二〇
公州郡袋堂面台山、龍峴、 龍岩、松鶴里(台城、上龍、 下龍、隱谷、蒼村)	四	百	年	全州	李氏	一四七	一	九六	五八、
扶餘郡扶餘面楮石里柳村里	二	百	四	十	年	安東	金氏	三〇	一〇
扶餘郡楊岩面長蝦里	四	百	年	晉州	姜氏	九八	三	六八	一〇
扶餘郡世道面東寺里東谷	三	百	年	豐壤	趙氏	五五	二	九	七
扶餘郡石城面鳳亭里沙浦里	不				南陽	田氏	三〇〇	六	六
扶餘郡草村面欽陽里欽洞	不				全州	李氏	五五	九	二
扶餘郡草村面草坪里草里	不				忠州	池氏	三七	九	六
舒川郡舒川面島石里	不				龍宮	全氏	三三	六	二
舒川郡麒麟面斗南里	不				交河	盧氏	五九	一	七
舒川郡麒麟面斗北里	不				交河	盧氏	四七	二	七
舒川郡心山面辛山里	不				錦城	羅氏	三七	五	二

舒川郡韓山面丹上里	不		詳	文化	柳氏	五〇	三〇〇	二六	一一〇	六六
舒川郡韓山面冬至里	不		詳	韓山	李氏	三〇	二六〇	三三	二九〇	一〇六
舒川郡韓山面馬楊里	不		詳	韓山	李氏	六六	二六〇	二四	二二〇	六六
舒川郡韓山面蓮峰里	不		詳	韓山	李氏	五三	二二〇	三一	一七六	六六
保寧郡藍浦面月田里龍頭里	三	百	年	慶州	李氏	八八	四六一	一四	二七一	七三
保寧郡殊山面箕栗里	六	百	年	慶州	任氏	八〇	四八〇	四〇	二二〇	一一〇
保寧郡鰐山面雙溪里豐年洞	不		詳	慶州	李氏	六六	四六六	五	一六	一一〇
青陽郡飛鳳面焚士里	三	百	年	全州	李氏	八七	四九〇	四四	二二二	一一〇
唐津郡松嶽面佳橋里申葦	三	百	年	綾城	具氏	六〇	四〇四	四四	二三四	一一〇
天安郡葛田面佳田里	三	百三十年		安東	金氏	七三	四〇〇	三三	二八	六六

全羅北道

全州郡鳳東面新城里、九萬里	百二十五	年	全州	李氏	二八	一、四三〇	二一	二三三	四六六	
全州郡助村面上可里	不		詳	全州	李氏	五九	二九三	七三	二三三	一三三
錦山郡富利面不二里	高	慶末	葉	海平	吉氏	七三	三六一	一四	二八	八〇
茂朱郡雪川面基谷里	三	百	年	密城	朴氏	八三	四六一	四四	二二二	二七
長水郡山西面五山里	二	百	年	安東	權氏	八〇	四三〇	八六	二七三	一六六
長水郡蟠谷面魯壇里	三	百	年	興德	張氏	六六	三三三	九	二八	四
任實郡屯南面新基里	二	百	年	全州	李氏	三一	二六七	一八	七	六六
南原郡水旨面好谷里好谷	不		詳	竹山	朴氏	七〇	四三六	四	一四七	一〇六
淳昌郡東溪面龜尾里	五	百	年	南原	楊氏	一三〇	一、一〇〇	一〇	一四〇	一六〇
淳昌郡金果面茅亭里茅亭	三	百	年	南陽	洪氏	八〇	四三〇	二六	一六〇	一一六
淳昌郡金果面銅田里	不		詳	玉川	薛氏	五〇	二二〇	二六	一六〇	八八

淳昌郡福興面下里社倉	不詳	蔚山	金氏	五六	三〇七	九	一七四	一〇九
井邑郡古阜面古阜、 河、舊、長、文、里	不詳	幸州	股氏	二二〇	一、〇〇〇	一三〇	三三〇	四一〇
井邑郡尋土面水金里	四百二十餘年	金海	令氏	五六	二八三	七	二四三	一〇四
井邑郡瓮東面山城里七田里	不詳	安東	權氏	三三	二〇八	四	一〇三	六六
井邑郡七寶面詩山里	不詳	唐津	金氏	五〇	二〇〇	二〇	一〇〇	七〇
金堤郡月村面長驪里	四百	東萊	鄭氏	六六	三六三	六一	四一六	一四七
金堤郡龍池面龜岩里新驪里	三百五十四年	紆州	黃氏	六四	二二四	二八	八四	九三
金堤郡金溝面上新里	百七十年	仁同	張氏	二九	七四六	一三	六四	二四
沃溝郡米面米龍里	四百	善山	金氏	五〇	一九九	一	六一	六四
沃溝郡米面西明寺洞	四百	南平	文氏	五八	三三〇	四	一六	二二
沃溝郡木面新觀里新村	三百	碧溪	趙氏	二六	四二四	二〇	七一	一八
沃溝郡舊邑面五谷里	七百	厚陽	田氏	八三	六一三	一八	七三	一〇一
沃溝郡玉山面南内里	三百三十餘年	南平	文氏	七一	五九三	四	一八	七三
沃溝郡瑞穗面寬東里	四百	金海	金氏	六六	四四三	一	四	九
沃溝郡聖山西尚米里、碓岩里	五百	平康	蔡氏	五〇	二四三	三	一〇〇	二二
沃溝郡聖山西山谷里倉格里	三百	八州	李氏	八〇	三七五	五	二九〇	一三四

全羅南道

七、廿七州江北町樓門里	三百八十年	青松	比氏	五一	二二七	二七一	一、三三〇	三三三
光州郡光州面忠孝里	四百	光山	金氏	七四	三九六	八	七	八
光州郡牛峙面生龍里	二百	羅州	范氏	五九	二九三	四	一八	六
光州郡本村面日谷里	三百	光山	盧氏	七五	三二五	三	一八	六
光州郡休谷面奴湖里	三百五十年	濟州	李氏	一〇	三二五	一	六	一六

光州郡神樂面松亭里花亭里	三	百	年	河東	鄭氏	三	二五〇	二〇	八〇	七
潭陽郡南面芝谷里	三	百	年	延日	鄭氏	六〇	三〇〇	六	二〇	一三
潭陽郡昌平面柳川里	二	百	年	長興・高氏		六〇	三〇〇	一〇	三〇	二〇
谷城郡梧谷面梧枝里	李	朝	時	順興	安氏	二	二二	三	一七	四
谷城郡古達面白谷里	四	百	年	羅州	林氏	七	三二	九	二七	二
谷城郡古達面牧洞里	四	百	年	羅州	陳氏	八	二〇〇	三	六	二
谷城郡玉果面水里	三	百	年	慶州	金氏	七	二二〇	三	九	六
求禮郡內山面桂川里玄川	二	百	六十九年	和順	崔氏	六	二九六	四	一	三
高興郡高興面虎東里	不		詳	高興	柳氏	三	八九	〇	二〇	三
高興郡道陽面道德里	三	百	六十六年	安東	金氏	六	六三	八	一	四
高興郡道陽面鳳岩里	三	百	六十餘年	慶州	金氏	三	六〇	二〇	一〇	四
高興郡古邑面寒東里	高	麗	時	高興	柳氏	三	三〇	三	三	三
高興郡古邑面蒼天里	不		詳	高興	李氏	三	三	三	一	三
高興郡東江面大江里	不		詳	礪山	宋氏	〇	一〇〇	七	二	二
寶城郡得積面松谷里	二	百	年	濟州	梁氏	九	三〇〇	〇	一〇	一〇
和順郡道巖面淨川里	百		年	密陽	朴氏	六	四	一	八	一〇
和順郡道巖面道莊里	百		年	晉州	金氏	五	二二	一	三〇	八
長興郡南上面金里金谷	四	百	年	水原	白氏	七	二〇	〇	一〇〇	一〇〇
長興郡安良面鶴松里	四	百	年	長興	馬氏	〇	一八	三	一	一
長興郡夫山面虎溪里	五	百	年	清州	金氏	三	二六	六	一	六
長興郡夫山面基洞里	三	百	年	長興	魏氏	二	〇六	三	一	九
長興郡府東面牛目里	不		詳	竹山	安氏	三	二	四	一〇	六

康津郡城田面秀島里	不	詳	尤山 李氏	五九	三六五	101	四〇〇	一六〇
康津郡城田面金塘里蓮塘里	不	詳	原州 李氏	五〇	三六五	九	四一〇	一三二
康津郡城田面松月里松月	不	詳	豐壤 趙氏	六一	三〇九	107	三〇〇	一六六
康津郡大口面水洞里水洞	二百五十年	詳	海南 尹氏	八三	四二八	〇〇	191	一三三
康津郡東面三新里下新登	不	詳	長興 馬氏	七五	三七一	一七	八八	九〇
康津郡鶴川面鏡山男傳山里	四百五十年	詳	光山 金氏	六四	三三三	一一	四四	七三
康津郡道岩面筏亭里	五百	詳	全州 李氏	七〇	三〇〇	八八	〇〇	八八
海南郡海南面南蓮里蓮洞里	三百五十年	詳	海南 尹氏	五〇	三三〇	三二	180	七九
海南郡花山面白浦里	三百餘年	詳	海南 尹氏	八三	三〇〇	四	三二	三二
海南郡馬山面禾内里	二百七十年	詳	驩興 閔氏	七五	三六九	三	三六	九〇
海南郡馬山面山幕里	四百餘年	詳	原州 李氏	七一	三七六	一一	三七	八二
靈巖郡望湖里望湖亭	二百	詳	慶州 李氏	103	三三七	二	九二	二二七
靈巖郡北一始面永保里内洞	不	詳	全州 崔氏	九七	四八五	三	二〇八	二四九
靈巖郡新北面葛谷里葛谷	四百	詳	驩興 閔氏	五〇	二六五	10	四三	六〇
靈巖郡新北面茅山里	三百五十年	詳	文化 柳氏	二九	七二四	〇	180	二四九
靈巖郡西面東、西鳩林里	不	詳	海州 崔氏	二五	七四八	一	九〇	二六八
靈巖郡昆二終面奄吉里	李朝中期	詳	天安 公氏	九九	四九六	一七	〇	一一六
務安郡朴谷面鳳鳴里老松亭	三百	詳	利川 徐氏	六〇	三〇〇	二	六	六二
務安郡玄慶面五柳里五柳洞	三百三十餘年	詳	金海 金氏	五五	三二五	八	三	六三
務安郡玄慶面養鶴里奉村	三百餘年	詳	務安 朴氏	五〇	三七八	三	二二	六三
務安郡清溪面清川里	四百五十年	詳	大邱 裴氏	九三	四八三	六	四	九八
務安郡安佐面邑洞里	二百餘年	詳	金海 金氏	八〇	三〇〇	六	四〇	一六六
務安郡石津面社倉里	三百五十年	詳	羅州 金氏	八二	四八九	一一	六四	一六九

務安郡石津面星巖里	三百年	漢陽	趙氏	三	三九	三三	一八一	六
務安郡石津面茶山里	二百五十年	羅州	金氏	六	四四	三三	三二	六
羅州郡細枝面松堤里松竹	三百年	錦城	羅氏	一〇	三〇	三三	一六〇	
羅州郡細枝面大山里竹山	二百年	全義	李氏	三	一三〇	一	三	
羅州郡細枝面橋山里鉢山	三百年	全義	李氏	三	三八	一	三	
羅州郡細枝面驢山里碧亭	四百五十年	光州	金氏	三	三一	一〇	三	
羅州郡洞江面月松里月海	三百年前陳姓聚落 其の後林姓集團	羅州	林氏	七	二六	三六	一八	
羅州郡多待面新羅里會津	五百年	羅州	林氏	一〇	六〇	一〇	一〇	
羅州郡老安面金安里半松里	不詳	豐山	洪氏	三	二二	八	三〇	
羅州郡金川面院谷里院村里	二百五十年	全州	李氏	六	六〇	一	六〇	
羅州郡南平面遊石里上、下靈里	二百五十年	陽城	尹氏	一	四〇	一	六〇	
羅州郡南平面雨山里雨津里	四百年	新平	宋氏	六	四〇	三	一〇	
羅州郡南平面雨山里檀山里	四百年	豐山	洪氏	六	二二	三	一〇	
羅州郡茶道面楓山里	五百年	利川	徐氏	三	二二	三	一〇	
羅州郡茶道面鐵川里等乃柳村	七百五十年	豐山	洪氏	三	二二	三	一〇	
羅州郡茶道面湖洞里	四百五十年	晉州	鄭氏	六	二六	三	三	
咸平郡咸平面津良里良林里	二百年	仁岡	張氏	六	四〇	一〇	六	
咸平郡大洞面德山里	不詳	光山	金氏	三	四	三	一	
咸平郡月也面月也里	三百年	晉州	鄭氏	三	一三	六	二	
咸平郡新光面三德里德川洞	三百年	咸平	牟氏	六	一三	六	二	
咸平郡平陵面草浦里	五百年	咸平	李氏	一〇	四〇	一〇	一	
咸平郡海保面上谷里牟平里	三百年	坡平	尹氏	二	四	一	一	

第四章 同族部落の分布

咸平郡海保面海保里祭美里	不詳	晉州	鄭氏	三	二六〇	六	一八	二九	
咸平郡食知面羅山里	三百年	竹山	安氏	三	三三三	六	四八	一六	
咸平郡殿多面殿多里	三百年	坡平	尹氏	三	二六六	一	二	五〇	
咸平郡鶴橋面上玉里玉洞	三百年	坡平	尹氏	三	三三六	一	六	九六	
鎭光郡西面德山里	不詳	晉州	鄭氏	〇	四八〇	二〇	三〇	一〇〇	
長湍郡森溪面舟山里浮蘭里	不詳	新平	宋氏	六	三四六	七	三	六	
長湍郡森溪面綾城里綾城峰	不詳	長興	高氏	六	三三〇	六	二〇〇	二二	
珍島郡義新面七田里	三百年	新陽	朴氏	〇	三三一	七	三	二二	
珍島郡古郡面五山里	四百年	昌寧	曹氏	三	三二六	二	九	二八	
珍島郡珍島面浦山里	二百年	新陽	朴氏	六	二四〇	三	一〇	一〇	
珍島郡内面細壁里	三百年	玄風	郭氏	八	五〇一	一	八	一〇	
珍島郡古郡面石岬里	四百年	金海	金氏	三	三〇七	三	二	一七	
濟州島西中面新禮里	三百年	濟州	蔡氏	二	七九	二	六〇	二八	
慶尚北道									
達城郡城北面山格洞一區	三百年	達城	徐氏	〇	三八	一	三六	四	
達城郡城北面西塗洞一區	三百年	仁川	李氏	四	三三一	一〇	三三	三〇	
達城郡城北面東塗洞	三百年	綾城	具氏	〇	三三一	三	一〇	一〇	
達城郡公山面美塗洞美塗	三百年	仁川	蔡氏	〇	三六六	三	二四	二四	
達城郡蘇灰西池山洞池山	二百年	中和	楊氏	六	二二〇	一〇	六〇	一〇	
達城郡月背面上仁洞月村	四百年	丹陽	禹氏	〇	三〇一	六	三三	一六	
達城郡玄風面池洞	二百年	瑞興	金氏	〇	三三一	二	三三	一六	

遼城郡玄風面大刺牟禮	五	百	年	苞山	郭氏	六八	五五六	七〇	三三	一八八
奉天郡奉天面大北洞	三	百	三十年	浙江	張氏	七三	五五六	三三	二二	一九七
奉天郡奉天面政洞第一區	三	百	三十年	海平	金氏	六六	五〇三	一八	六	七〇
奉天郡台漢面大栗洞	不		詳	台林	洪氏	一三	五七一	六六	一一	三三
奉天郡友保面羅湖洞第一區	三	百	五十年	月城	朴氏	七〇	五八〇	八	二	七八
奉天郡義興面水北洞	五	百	年	龜山	朴氏	一〇一	五五六	三	一	一三
奉天郡山城面錦陽洞	三	百	年	密陽	孫氏	五〇	二二二	二〇	一〇〇	七〇
奉天郡奉天面中九洞	不		詳	延安	李氏	六〇	二六八	二九	三三	八九
奉天郡山雲面山雲洞山雲	三	百	年	永川	李氏	八二	四七九	三	二	一〇
義城郡點谷面沙村洞沙村	六	百	年	安東	金氏	一〇〇	六三三	三三	二	一三
青松郡巴川面德川洞	六	百	年	青松	沈氏	七三	四六九	一	七	七〇
青松郡慶雲面廣德洞廣德	三	百	年	安東	權氏	九〇	四〇九	六	二	一六
天陽郡英陽面甘川洞	三	百	年	樂安	吳氏	六一	四二四	三	二	八
天陽郡青杞面青杞洞	三	百	年	成陽	吳氏	五三	二七八	七	二	一〇
天陽郡日月面注谷洞	三	百	年	漢陽	趙氏	六六	四六三	三	二	一〇
盈德郡盈德面上直洞一區	百	數	十年	盈德	金氏	六〇	四四〇	一	〇	七
盈德郡盈德西下直洞	不		詳	遼安	金氏	五〇	四〇〇	二〇	二〇〇	九〇
盈德郡盈德面錦湖洞一區	不		詳	寧海	申氏	五〇	四〇〇	一	〇	六
盈德郡南平面道川洞	不		詳	慶州	李氏	八	四〇〇	三〇	三三	一三
盈德郡丑山面陶谷雙湖	三	百	餘	務安	朴氏	五〇	二二五	八	四	八
盈德郡寧海面槐市一區	不		詳	英陽	南氏	三三	四三三	七	二	一六

盈徳郡寧海面槐市二區馴沙坊	不	詳	安東 權氏	五	五	一	一	二
盈徳郡桐谷面松川洞	不	詳	安東 權氏	五	五	一	一	二
迎日郡蓮田面草谷洞士邊	五百七十年	詳	仁同 張氏	五〇	五〇	二七	一〇	七
迎日郡神光面牛角洞	三百餘年	詳	羅江 李氏	六八	六三	一	七	二
迎日郡竹南面立巖里	三百年	詳	安東 權氏	六〇	五七	五	六	一〇
迎日郡杞溪面縣内洞	不	詳	月城 李氏	一〇〇	一〇〇	六	三	二
迎日郡杞溪面鳳溪洞	不	詳	月城 金氏	六〇	五〇	三	三	五
迎日郡杞溪面駕安洞	不	詳	連城 徐氏	五〇	五〇	六	三	二
迎日郡杞溪面吾德洞	不	詳	慶州 李氏	六〇	五〇	五	三	二
慶州郡江東面良洞甲	孫氏五百年 次で李氏來住	詳	羅州 李氏	一〇六	八六	五	三	二
慶州郡内南面伊助里	三百年前坡平尹氏盛 居其の後崔氏韓來	詳	月城 孫氏	三三	三三	五	三	二
永川郡紫陽面仙川洞鶴旨	不	詳	安東 權氏	六一	五〇	七	三	六
永川郡紫陽面香巷洞香巷	四百五十年	詳	慶州 金氏	六四	五七	三	一	六
永川郡紫陽面龍山洞月淵	二百七十年	詳	迎日 鄭氏	七八	三三	八	一	三
永川郡清鏡面上梨洞梨谷	三百年	詳	密陽 孫氏	五七	二六	六	三	三
永川郡清鏡面大候洞巨谷	三百五十年	詳	星山 李氏	五五	二〇	〇	〇	九
永川郡北安面自浦洞自浦	三百三十餘年	詳	月城 金氏	六〇	二二	〇	〇	九
永川郡琴湖面五溪洞宗洞	三百年	詳	昌寧 曹氏	五三	二〇	〇	〇	九
永川郡琴湖面道南洞道東	三百年	詳	慶州 安氏	五〇	二〇	〇	〇	九
慶山郡安心面東内洞	四百年	詳	長水 黃氏	五九	二四	〇	〇	二

慶山郡河陽面釜湖洞	三	百	年	河陽	許氏	100	100	100	112
慶山郡河陽面陸湖洞	三	百	年	永川	李氏	100	100	100	111
慶山郡河陽面汗沙洞杏洞	二	百	五十年	慶州	崔氏	100	100	100	110
慶山郡龍城面德川洞家德里	二	百	年	慶州	金氏	100	100	100	109
慶山郡南川面俠石洞	二	百	年	草溪	鄭氏	100	100	100	108
星州郡月恒面大山洞大清洞	三	百	年	星山	李氏	100	100	100	107
星州郡碧珍面海平洞下樹村	三	百	年	星山	呂氏	100	100	100	106
星州郡志士面前月洞法山洞	不		詳	永川	崔氏	100	100	100	105
星州郡志士面修倫洞倫洞	高	慶	時	義城	金氏	100	100	100	104
星州郡草田面高山洞	四	百	二十年	治城	宋氏	100	100	100	103
漆谷郡倭館面石田洞	不		詳	廣州	李氏	100	100	100	102
漆谷郡倭館面梅院洞	不		詳	廣州	李氏	100	100	100	101
漆谷郡枝川面新洞	不		詳	廣州	李氏	100	100	100	100
漆谷郡仁同面新洞	二	百	年	仁同	張氏	100	100	100	99
金泉郡開寧面黃溪洞	三	百	年	金海	金氏	100	100	100	98
金泉郡知禮面上部黑齋邑内	不		詳	南平	文氏	100	100	100	97
金泉郡牙川面南山洞一區	不		詳	星山	全氏	100	100	100	96
金泉郡金陵面三樂洞西部	五	百	年	水原	白氏	100	100	100	95
金泉郡石峴面下院里佐院	不		詳	延安	李氏	100	100	100	94
金泉郡石峴面上院里院基	不		詳	延安	李氏	100	100	100	93
善山郡高牙面元湖洞	不		詳	善山	金氏	100	100	100	92
尙州郡尙州面梁村里一區	二	百	十七年	金寧	金氏	100	100	100	91

尙州郡砂伐面梅湖里	三	百	年	昌寧	曹氏	七〇	五〇	二七	九六	八七
開慶郡永順面粟谷里	不		詳	佶林	洪氏	二〇〇	三〇〇	三〇	一五〇	二〇〇
開慶郡山陽面縣里	四	百	年	仁川	蔡氏	六〇	三〇〇	一〇	五〇	七〇
開慶郡山陽面薪田里	五	百	年	開城	高氏	三三	六三	三〇	二〇〇	一五
開慶郡山北面奮中里	不		詳	安東	權氏	三〇	三〇	八	二〇〇	一六八
開慶郡山北面奮中里	不		詳	全州	李氏	三〇	三〇	八	二〇〇	一六八
開慶郡山北面大上、大下里	不		詳	長水	黃氏	二六	一、八八	三三	三三	五九
開慶郡山北面內化里	不		詳	潘南	朴氏	二九	一、三三	八七	四九	五〇
開慶郡東魯面勝光里	不		詳	慶州	孫氏	三三	二六一	三	一七	一三三
醴泉郡龍門面清谷洞	四	百	年	安東	權氏	三三	二六	二六	一三	七
醴泉郡龍宮面武裏里	三	百	年	驪州	李氏	九	四九	三	一一	二四
醴泉郡龍宮面佳野里	五	百	年	竺山	金氏	五九	三九	三	七〇	三
醴泉郡知保面新豊里	四	百	二十年	坡平	尹氏	九一	六二	七	六	六
醴泉郡豊壤面菱忘里	四	百	年	東萊	鄭氏	二	七六	四	二〇〇	一五
醴泉郡豊壤面三江里	三	百	六十年	清州	鄭氏	六	四七	六	一〇	八
榮州郡文殊面權先里蘭谷	五	百	年	潘南	朴氏	三	二六	三七	二〇	八
榮州郡平恩面金光里錦江	二	百	年	仁同	張氏	七一	四三	一九	九	〇
奉化郡乃城面海底里海底	二	百	六十年	義城	金氏	八	四九	二	七八	一一
奉化郡乃城面西谷里西谷	三	百	年	安東	樞氏	九	四〇	三〇	一一	三〇
奉化郡法田面法田里法田	三	百	年	晉州	姜氏	〇	四〇	三〇	二〇	八〇

奉化郡祥登面又村里又村	三	百	年	奉化	琴氏	三〇	二九〇	三	三〇	二六
奉化郡物野面梧麓里梧麓	二	百	五十年	豊山	金氏	三〇	二四〇	三〇	一三〇	八〇
安東郡西後面金虎洞金溪	四	百	年	薺城	金氏	三〇	二五五	九四	一〇二	一四〇
安東郡豊山面上里洞上里	四	百	年	宜城	李氏	三〇	二九〇	一〇	九三	六〇
安東郡豊西面佳谷洞佳日	五	百	年	安東	權氏	七〇	二一〇	一〇七	九二	三〇
安東郡豊西面紫山洞	五	百	年	安東	金氏	一〇〇	二〇一	一八九	九三	二九
安東郡豊西面九潭洞九潭	三	百	年	順天	金氏	三〇	二〇〇	二一	九〇	二九
安東郡豊西面九潭洞九潭	三	百	年	光山	金氏	六〇	二二〇	二一	九〇	二九
安東郡豊南面河回洞河回	不	詳		豊山	柳氏	二八	八七	一三三	六二	二〇
安東郡一直面龜尾洞龜尾	三	百	年	薺城	金氏	六五	三三	四四	三二	一〇
安東郡臨河面川前洞川前	四	百	五十年	薺城	金氏	八	四四	七一	四四	一六
安東郡吉安面知禮洞知禮	三	百	年	薺城	金氏	三〇	九〇	二	一四	二四
安東郡吉安面默溪洞默溪	四	百	年	安東	金氏	三〇	二六	三	四	三
安東郡臨東面水谷洞水谷	四	百	年	全州	柳氏	九三	二二	四〇	三〇	三三
安東郡豊安面浮浦洞	百	五十年		眞寶	李氏	三〇	三〇	九	二八	九
安東郡陶山面土溪洞土溪	四	百	年	眞寶	李氏	六〇	三〇	七八	九〇	八
安東郡陶山面温惠洞温惠	五	百	年	眞寶	李氏	七	五九	一一	二八	八
安東郡陶山面宜村洞宜村	三	百	年	眞寶	李氏	七	三七	五	二八	二
高靈郡高靈面本館洞	五	百	年	星山	李氏	五〇	四〇	二	七	六
高靈郡茶山面上谷洞	不	詳		全義	李氏	五九	二六	三	二六	八
高靈郡牛谷面桃津洞	不	詳		高靈	朴氏	八〇	四〇	一六	八〇	六
高靈郡雙洞面合伽洞佳谷	不	詳		一善	金氏	六三	三三	九	一六	七
清道郡錦川面野旨洞	三	百	年	密陽	朴氏	二六	八〇	一六	一六	三

第四章 同族部落の分布

清道郡錦川面芳旨洞下芳旨里	三	百	年	固城	李氏	六九	五〇〇	六三	五〇六	二〇一
清道郡豐角面金谷洞	不		詳	平澤	林氏	八〇	四〇〇	六七	三〇〇	一〇七
清道郡梅田面温幕洞	不		詳	固城	李氏	六六	四〇〇	六〇	三〇〇	一〇六
清道郡伊西面水也洞水也	三	百	年	密陽	朴氏	三〇	九〇〇	五〇	三〇〇	一〇五
清道郡伊西面大田洞	三	百三十餘	年	義興	芮氏	一〇	五〇〇	三〇	三〇〇	一〇四
慶尙南道										
晋州郡智水面膠内里	三	百	年	金海	許氏	一五	六三三	一四	三三〇	一〇三
晋州郡一班城面坪村里	三	百	年	清州	韓氏	一五	五八三	一〇	三〇〇	一〇二
晋州郡金谷面檢岩里雲門洞	不		詳	晉陽	河氏	一五	二〇〇	六	三〇〇	一〇一
晋州郡寺奉面鳳谷里鳳谷	不		詳	載奉	李氏	一〇	五三三	三三	三〇〇	一〇〇
晋州郡水谷面土谷里土谷洞	不		詳	晉陽	河氏	六〇	三三三	五〇	二一八	九九
晋州郡平居面貴谷里	不		詳	海州	鄭氏	一五	四〇〇	五〇	三〇〇	九八
晋州郡貴城面上村里貴山洞	三	百	年	載奉	李氏	八三	四三三	三三	一〇〇	九七
晋州郡大坪面下村里	不		詳	順興	安氏	一五	四三三	一三	二二二	九六
晋州郡大坪面新埜里	不		詳	柏山	黃氏	一三	五三三	一三	二二二	九五
晋州郡大谷面丹牧里(丹牧)	三	百	年	晉陽	河氏	一〇	七三三	一六	四〇〇	九四
晋州郡大谷面雪梅里	二百八十年前慶山金氏來住其の後晉陽姜氏來住			晉陽	姜氏	五〇	二三三	一三	六三三	九三
晋州郡大谷面麻津里	三百十六年			載奉	李氏	五〇	三七一	一三	二六九	九二
宜寧郡流邊面甲乙里牛項	不		詳	昌原	丁氏	六〇	四三七	七	一〇〇	九一
宜寧郡上井面下村里下村	三百七十八年			昌寧	曹氏	七〇	四三七	一七	五三三	九〇
宜寧郡富林面新反里	三	百	年	安東	權氏	六六	四二六	二六	一三三	八九
宜寧郡富林面立山里	三	百	年	康津	安氏	三三	四九四	一〇	二二二	八八
宜寧郡鳳崗面竹田里	三	百	年	金海	許氏	一五	六三八	五七	三三七	八七

成安郡成安面大山里大寺洞	三百餘年	仁川	李氏	三〇	二二〇	一六	六六	六六
成安郡仰傳面廣井里廣井	不詳	戰寧	李氏	三六	三三〇	二〇	六〇	六六
成安郡仰傳面檢岩里檢岩	三百餘年	星山	李氏	六〇	一八〇	二	六	六六
成安郡仰傳面苗沙里長命里	不詳	慶州	金氏	八〇	二四〇	三〇	六〇	一〇〇
成安郡郡北面明館里明洞	四百七十餘年	慶州	朴氏	三〇	二八〇	一五	六一	六七
成安郡郡北面明館里坪館	不詳	仁川	李氏	六〇	二二〇	一五	六一	六七
成安郡竹南面下林里下林	不詳	成安	趙氏	二九	六八〇	三九	一九三	一五八
成安郡竹南面穀谷里穀谷	不詳	青松	沈氏	六〇	二四〇	四六	二四〇	一一〇
成安郡漆原面柳原里柳原	四百餘年	昌原	黃氏	一〇一	三〇〇	三〇	三〇三	一一三
成安郡漆原面藏岩里藏岩	不詳	金海	金氏	七〇	三三〇	三〇	一八六	一〇〇
成安郡餘統面外岩里	三百八十年	鹽州	李氏	二二	二二〇	三〇	一〇〇	八八
昌寧郡大池面奉山里	不詳	昌寧	成氏	六三	三九〇	二七	一三三	八九
密陽郡密陽面校洞里	不詳	密城	孫氏	一〇六	三〇〇	三三	一三〇	一〇〇
密陽郡山外面茶竹里竹東里	三百四十餘年	密城	孫氏	三〇	二九〇	二〇	一一〇	八〇
密陽郡山外面茶竹里竹西里	不詳	安東	孫氏	六〇	三〇〇	三〇	三三〇	九〇
密陽郡丹場面菊田里菊田	不詳	月城	李氏	三八	二四〇	二四	八七	二二二
密陽郡丹場面古禮里古禮	不詳	仁同	張氏	三〇	一七〇	二四	八七	二二二
密陽郡上南面泗今里	四百餘年	昌寧	曹氏	三八	三二〇	四八	二二六	一〇六
密陽郡下南面南田里本塚	三百三十餘年	慶山	金氏	三九	四二〇	二六	九八	七三
密陽郡下南面大洞里本塚	高麗末	廣州	金氏	八七	四三〇	三	六九	九九
密陽郡二洞面中山里	不詳	平山	申氏	一〇四	三七一	二六	一一〇	一三〇
密陽郡下西面來池里	不詳	碧珍	李氏	七六	三八〇	二六	三三	三三

蔚山郡大峴面呂川里呂川	三百三十餘年	密陽 朴氏	二〇八	六二〇	一八八	六三一	二〇六
昌原郡内西面龜岩里	四百年前各姓雜居 其の後鄭氏來住	晉陽 鄭氏	三三	四四三	三〇〇	二二七	八三
昌原郡昌原面沙火里	四百年	密陽 朴氏	七七	三二四	一五	三三	九〇
昌原郡東面花陽里	四百二十年	金海 金氏	七一	四三八	八八	四四三	一八九
昌原郡東面石山里	三百年	商山 金氏	一〇〇	一六三	三八	一八〇	六八
昌原郡東面琴山里	三百年	商山 金氏	一〇〇	一七九	九	一八五	六九
昌原郡北面下川里	三百年	金寧 金氏	八〇	四三〇	三五	四三〇	一一
昌原郡上南面馮村里	三百年	順興 安氏	五〇	二八五	五〇	二八七	一〇〇
昌原郡北面梨木里	三百五十年	全州 李氏	七七	四三三	一一	七九	八八
昌原郡鎮田面西里東大洞	三百年	安東 權氏	一〇三	四一七	五九	三三	一四一
統營郡沙等面沙等里	三百年	昌寧 曹氏	一四〇	二二〇	三四	一八〇	一七五
統營郡沙等面沙谷里	三百年	慶州 李氏	五〇	四三〇	三〇	二〇〇	八〇
統營郡沙等面文石里	三百年	金海 金氏	二〇	四二〇	二二	一五〇	一一
統營郡光道面黃里	三百四十年	金海 金氏	一〇二	四三七	八〇	二二四	一八九
固城郡下一面鶴林里鶴洞	二百五十年	全州 崔氏	五五	二二五	六〇	二二〇	一一
固城郡永吾面吾東里	三百年	遼城 徐氏	一一〇	六六六	三三	一一三	一一
山清郡車黃面傳里	不詳	慶州 李氏	五八	二一一	一五	七〇	七
山清郡車黃面長位里長湍里	三百四十年	龍宮 金氏	九一	四三三	三三	一五九	一一三
山清郡梧釜面陽村里	四百年	驪州 閔氏	六〇	三三三	二二	九七	八
山清郡生草面上村里古邑内	不詳	瓮城 裴氏	六六	四六七	三七	一八	一一四
山清郡新等面坪地里	六百年	商山 金氏	一五〇	七二五	六一	三三三	一一一
山清郡新等面丹溪里	不詳	〔安東〕 附川 朴氏	六六	三六八	三六	一八三	一一三
山清郡天川面綠里兩塘洞	不詳	昌寧 曹氏	八〇	三三〇	三三	二〇〇	二〇

咸寧郡他介西介月里	六百年	河東	鄭氏	六〇	四〇〇	九	一六	一八
居昌郡居昌面上洞川内里	五百四十餘年	居昌	章氏	八〇	四七〇	二	〇〇	九
居昌郡加所面士第里屏山	五百百年	密陽	卞氏	六〇	三〇〇	二	四	二〇
居昌郡洞川面茨川里	三百百年	八溪	鄭氏	三〇	二〇〇	二	四	二〇
居昌郡洞川面大亭里	三百百年	居昌	慎氏	八〇	二〇〇	二	九	二〇
居昌郡北上洞葛溪里	四百五十年	恩津	林氏	一三〇	七〇〇	二	三	一五
陝川郡草溪面上望里武陵	三百四十年	陝川	李氏	三〇	二〇〇	三	九	七

寶海道

延白郡延安面丹山里孝子洞	四百年	長水	黃氏	六〇	四九〇	二	三	二
延白郡延安面階珠里	不詳	安城	李氏	三〇	二二〇	二	一	二
延白郡湖南面雄鳳里紫龜洞	高句麗時代	海州	崔氏	一〇	三九〇	二	〇	三
延白郡湖南面素井里寒井洞	高句麗時代	蔚珍	張氏	三〇	三二〇	二	〇	三
延白郡湖南面龍峴里蓋峴洞	高句麗時代	密陽	朴氏	六〇	二八〇	六	〇	六
延白郡松邊面脊松里松青洞	三百百年	白川	劉氏	六	四三〇	五	〇	一六
延白郡松邊面贊溪里濟源洞	三百百年	居昌	劉氏	六〇	二四〇	三	一	九
延白郡松邊面松峴里斗洞	三百百年	高敞	吳氏	三	二二〇	〇	一	九
延白郡松邊面老亭里蔬柳洞	三百百年	長水	黃氏	七〇	二六〇	三	〇	一〇
延白郡松邊面大龍里大陽洞	三百百年	海州	崔氏	五〇	二〇〇	一	七	一〇
延白郡鳳西面小狹里積兒洞	五百百年	延安	宋氏	七	四九八	三	一	一〇
延白郡鳳西面鼎村里	四百百年	丹城	文氏	六〇	二四二	二	一	九
延白郡龍道面松鶴里長財洞	不詳	豐川	任氏	六	三〇〇	二	六	七
延白郡龍道面深桂里深草洞	百五十年	全州	李氏	三	二七〇	八	三	六

朝鮮の柔落（後篇）

延平郡掛弓面桃城里大村	二百一十年	竹山	朴氏	三	三三	二〇	三三	九
延平郡掛弓面鳩岩里大村	四百五十年	漢陽	趙氏	八一	三三	三	六八	九三
延平郡金山面大雅里大雅村	三百一十年	晉州	柳氏	六九	三五〇	二元	一四一	九八
延平郡金山面嵒蔭里蔭蔭洞	三百五十年	白川	趙氏	三五	二九二	六八	一八	九二
延平郡花城面松川里松城洞	不詳	順興	安氏	二〇〇	一、一〇〇	七〇	三五〇	三〇
延平郡花城面山田里山田洞	不詳	商山	金氏	一九〇	三〇〇	五〇	三〇〇	二四〇
延平郡安山面都台里都台洞	三百一十年	青松	沈氏	三三	三〇二	六八	二〇〇	三〇〇
延平郡温井面慈禮里慈禮洞	五百三十九年	原州	邊氏	三七	五三〇	五三	三〇〇	二一〇
延平郡道村面馬泉里馬泉洞	四百九十餘年	白川	趙氏	三五	二六五	一〇	三三	六三
金川郡外柳面文修里文修洞	不詳	全州	柳氏	二〇〇	九二〇	七〇	一四〇	一九
金川郡西泉面梁洞梁洞	四百年前尹、金兩姓 居住其後李氏來住 居其後四十年前文氏部 落其後四十年前文氏部	全州	金氏	八三	四四〇	三六	一四一	二一
平山郡平山面枳下里枳下洞	五百餘年	慶州	金氏	五七	二二	九	三	六
平山郡西米面岫頭里	二百二十年	麗興	因氏	五〇	二二〇	五三	三三	一四
三上郡西米面晚澁里	二百二十年	延白	鄭氏	六〇	二二〇	七一	四八	一四
三上郡西米面之面亭里	三百一十年	延安	李氏	五三	四七	一六	六	一
三上郡西米面寶里寶洞	二百一十年	咸悅南宮氏	宮氏	六九	四一九	二二	六三	二一
三上郡西米面三溪里三溪洞	三百年	濟南	朴氏	六一	四六八	三三	一九	一〇
慶尙道心山面丹川里丹川洞	不詳	豐城	吳氏	七〇	三三三	二二	八	七
慶尙道心山面丹川里鳳鳴洞	三百八十年	濟州	鄭氏	六三	三三〇	二	五	一〇〇
慶尙道文井面丹井里丹井村	二百一十年	居昌	慎氏	四四	三三〇	一七	八〇	七
慶尙道文井面丹井里判洞	二百餘年	全州	李氏	五〇	三九〇	三七	三三	一〇
慶尙道文井面丹井里項洞	不詳	扶陽	趙氏	二二	四六五	四	一七	一
慶尙道文井面丹井里山洞	不詳	玄風	郭氏	六六	三三〇	一	一	一

松采郡連方町明成里馬山里	三百五十年	仝州 李氏	一三〇	一〇〇〇	二〇	一〇〇	一〇〇〇
仁下郡五道面九項里	三百	坡平 尹氏	七三	一〇〇〇	二一	一〇〇	一〇〇〇
仁下郡長連面栗里栗洞	三百	興海 裴氏	九一	一〇〇〇	一	一〇〇	一〇〇〇
股栗郡長連面明岩里大村	三百餘年	潘南 朴氏	八〇	一〇〇〇	三〇	一〇〇	一〇〇〇
股栗郡南部面清溪里上院堂洞	數百	海州 鄭氏	五〇	一〇〇〇	四	一〇	一〇〇〇
股栗郡一道面樓里樓村	三百餘年	羅州 林氏	五〇	一〇〇〇	二	七	一〇〇〇
股栗郡北部面家樂里家樂洞	五百	南陽 洪氏	六〇	一〇〇〇	七	一〇	一〇〇〇
股栗郡北部面及潭里及潭洞	五百	南陽 洪氏	七〇	一〇〇〇	二〇	一〇〇	一〇〇〇
女丘郡西河面德日里內洞	六百	文化 柳氏	七〇	一〇〇〇	三	五	一〇〇〇
安岳郡級紅面廣石里登洞	三百三十年	今州 李氏	五五	一〇〇〇	六	五	一〇〇〇
黃州郡黃州面禮洞禮洞	六百	永川 李氏	六二	一〇〇〇	一七	八	一〇〇〇
鳳山郡西鏡面大閉尾	三百	光山 金氏	一三〇	一〇〇〇	二	三	一〇〇〇
瑞興郡他月面月隱洞	四百	坡州 廉氏	七五	一〇〇〇	三	三	一〇〇〇
瑞興郡禾回面石冷里格村	三百	延安 李氏	一〇九	一〇〇〇	三	九	一〇〇〇
平安南道							
大同郡秋乙英面美林里一區	三百七十年	坡州 尹氏 逢安 李氏	六〇 六〇	一〇〇〇 一〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇
大同郡斧山面赤山里鮮子村	二百餘年	太原 鮮子氏	六〇	一〇〇〇	三	一〇	一〇〇〇
順川郡仙沼面成浦里鳳下里	四百五十年	順天 金氏	五五	一〇〇〇	一八	九	一〇〇〇
順川郡厚堆面立石里一區	三百餘年	坡平 尹氏	九七	一〇〇〇	三	三	一〇〇〇
順川郡慈山面岐灘里	五百	羅州 林氏	一三〇	一〇〇〇	一〇	五〇	一〇〇〇
順川郡北倉面舊上里吳村	三百	海州 吳氏	六六	一〇〇〇	三	三	一〇〇〇
咸川郡三興面卯山里卯山	三百三十餘年	埤州 金氏	一〇〇	一〇〇〇	一	一	一〇〇〇
咸川郡三德面三德里草甲	二百五十年	魯城 朴氏	七〇	一〇〇〇	一	一	一〇〇〇

成川郡通仙面德岩里杏洞	三	百	年	羅州	金氏	五〇	二六〇	一七	六九	七〇
成川郡四佳面銀水里水曲	六	百	年	公州	金氏	六六	三三三	一八	九七	七〇
江東郡元慶面上里羅長	不		詳	交河	李氏	七〇	三〇〇	二〇	一〇〇	七〇
江東郡高泉面廣德里上資村	不		詳	昌原	黃氏	六〇	二〇〇	一〇	一〇〇	七〇
江東郡高泉面東西里東洞	不		詳	和順	金氏	三〇	二〇〇	四	三三	五〇
江東郡鳳津面漢王里漢空	不		詳	遂安	李氏	八〇	四〇〇	三三	一〇〇	一〇三
江東郡鳳津面鳳湖埠虎岩洞	不		詳	南陽	洪氏	六五	三三三	八	四三	七〇
江東郡鳳津面鳳窟里洪村	不		詳	南陽	洪氏	七五	三三八	二〇	二二	五〇
中和郡楓洞面智洞里	五	百	年	濟州	韓氏	八一	三六五	一九	九三	一〇〇
中和郡楓洞面德岩里	五	百	年	羅州	李氏	六三	三三三	四三	三三	一〇六
中和郡入谷面鏡山里	三	百	九十年	三陟	金氏	五〇	三三一	三	一四	五〇
中和郡二谷面築洞里	三	百	年	三陟	金氏	六六	三二九	一	一八	五〇
中和郡新興面作陽里秤井洞	四	百	六十餘年	密陽	朴氏	一一	二四八	一五	六七	六六
中和郡海陽面竹山里	五	百	年	坡平	尹氏	一〇七	四〇〇	一四	六一	三三
中和郡楊井面新大里大洞	五	百	二十年	坡平	尹氏	一一〇	三九〇	二八	一四	一八
中和郡楊井面龍海里龍湖洞	三	百	九十年	坡平	尹氏	一〇九	三三三	九	三三	三三
中和郡楊井面立石里東井三里	三	百	八十年	安岳	金氏	六五	三三〇	三	一七	八七
中和郡唐井面唐村里唐村	二	百	六十八年	丹陽	李氏	一三	七〇〇	二	一〇	一六
龍岡郡龍岡面卯山里金村	四	百	五十年	義城	金氏	一一〇	三三〇	〇	二〇	一六〇
龍岡郡香松面九龍里龍洞	四	百	五十年	義城	金氏	一一六	三九四	二	二二	一六〇
龍岡郡三和面栗上里西里	二	百	六十年	順興	安氏	九〇	一七三	八	一八	一七
江西郡江西面巖底里	不		詳	海州	吳氏	八〇	四〇〇	六	三〇	一七〇
平原郡順安面九瑞里	二	百	八十年	濟州	韓氏	七〇	三八三	一五	八一	一〇〇

平原郡順安西南山里	二百八十年	齊陽	朴氏	100	100	100	100	100	100
平原郡肅川面通德里	四百年	平山	申氏	100	100	100	100	100	100
平原郡東松面君子里、月峰里 東山臺草村	六百年	延安	事氏	100	100	100	100	100	100
安州郡東面孟州里孟州金村	四百年	水原	金氏	100	100	100	100	100	100
安州郡新安州面東七里、雲松 里松城安村	三百餘年	順興	安氏	100	100	100	100	100	100
价川郡价川面見龍里芝村	三百四十年	延州	玄氏	100	100	100	100	100	100
价川郡中南面齊忌里沙村	四百一十三年	廣州	李氏	100	100	100	100	100	100
价川郡中府面仁谷里唐鏡	四百二十五年	延州	玄氏	100	100	100	100	100	100
价川郡朝陽面桐林里獨洞	三百年	鬼山	弓氏	100	100	100	100	100	100
价川郡朝陽面雙龍里龍岩	三百年	密陽	朴氏	100	100	100	100	100	100
价川郡北面龍潭里金作洞 問谷、大洞	五百年前	密陽	朴氏	100	100	100	100	100	100
寧遠郡溫和西溫陽甲中山站	二百年	今州	金氏	100	100	100	100	100	100
平安北道									
龜城郡方鏡面辨山河張村	三百二十年	仁岡	張氏	100	100	100	100	100	100
龜城郡方鏡面滄洞許哥	三百五十年	陽川	許氏	100	100	100	100	100	100
龜城郡西山面立石洞廉峯金村	四百年	光山	金氏	100	100	100	100	100	100
泰川郡西面林泉洞林泉	不詳	咸平	李氏	100	100	100	100	100	100
泰川郡南面松陽洞松陽	四百五十年	水原	白氏	100	100	100	100	100	100
寧遠郡寧遠面龍洞洞金村	四百五十年	慶州	金氏	100	100	100	100	100	100
寧遠郡寧遠面龍嶽洞廣村	二百年	信川	康氏	100	100	100	100	100	100
寧遠郡寧遠面西外城洞車村	三百年	延安	車氏	100	100	100	100	100	100
寧遠郡古城面南山洞金村	四百二十餘年	慶州	金氏	100	100	100	100	100	100
寧遠郡鳳山面龜山洞金村	百五十年	慶州	金氏	100	100	100	100	100	100

宣川郡北面古城洞金村	百五十年	慶州 金氏	六〇	三三〇	三〇	一〇〇	〇
宣川郡北面朝陽洞李村	百七十年	星州 李氏	七〇	三三〇	一〇	九〇	〇
寧邊郡北面陽地洞梁村	二百年	南原 梁氏	六〇	三三〇	五	一〇	〇
寧邊郡八院面龍山洞蔡村	四百年	平康 蔡氏	六九	三三〇	二二	一〇	〇
寧邊郡獨山面龍興洞取村	四百年	延安 李氏	一七六	三三〇	二二	一〇	〇
咸川郡岳山面龍興洞龍津	三百年	順天 金氏	一三三	三三〇	一八	九	〇
定州郡葛山面瑞南洞金村	四百二十八年	延安 金氏	一三三	三三〇	一	九	〇
定州郡德遠洞也遠趙村	二百五十年	白川 趙氏	一〇〇	三三〇	一〇	九	〇
定州郡古邑面新里李村	三百餘年	全州 李氏	一三三	三三〇	二一	一〇	〇
宣川郡南面三峯洞、建山洞の 一部(鳳洞)	五百年	竹山 朴氏	二六〇	三三〇	三三	一〇	〇
宣川郡南面三省洞群賢	三百餘年	延安 桂氏	七一	三三〇	九	九	〇
宣川郡岳川面古城洞杜茂谷	三百年	延安 桂氏	一六〇	三三〇	一	九	〇
宣川郡郡山面大陵洞大陵	二百五十年	延安 桂氏	八五	三三〇	三	九	〇
五川郡東面路下洞惠時	三百五十五年	潭陽 田氏	九八	三三〇	八	九	〇
鐵山郡扶西面梨福洞奉福	三百年	河東 鄭氏	一六六	三三〇	一〇	九	〇
鐵山郡扶西面仁平洞仁平	三百年	河東 鄭氏	一七五	三三〇	七	九	〇
鐵山郡姑面新谷洞新谷	六百年	江陵 金氏	一〇〇	三三〇	三	九	〇
鐵山郡丁面江面河洞宜州氏	三百年	河東 鄭氏	七〇	三三〇	六	九	〇
龍川郡心川面昭義洞	高麗時代	安東 金氏	六〇	三三〇	一〇	九	〇
龍川郡外下面松峴洞背陽串	高麗時代	安東 金氏	二二〇	三三〇	一〇	九	〇
龍川郡外下面梨谷洞堂山	六百年	水原 白氏	六五	三三〇	一	九	〇
龍川郡外下面做我洞做我	七百年	仁同 張氏	七八	三三〇	七	九	〇
龍川郡外下面下屯洞下屯	五百年	慶州 李氏	七三	三三〇	三	九	〇

龍川郡北中面長山	三百五十餘年	仁岡	張氏	四〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
朔州郡外南面南長洞	六百餘年	青松	崔氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昌城郡帖面玉溪洞中端南村	三百餘年	牛峰	金氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昌城郡青山面龍頭洞龍岩	五百餘年	晉州	姜氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昌城郡昌城面間坪洞間坪	三百餘年	金海	許氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
楚山郡楚山面中央洞	三百餘年	江陵	成氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
楚山郡楚山面慈段洞	三百餘年	開寧	朴氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
楚山郡東面化豐洞	二百六十餘年	開城	金氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
楚山郡江面龍屋洞江谷	二百六十餘年	平昌	李氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
江界郡城干面外仲洞仲城干站	三百五十餘年	金海	金氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
江界郡城干面別河洞別河	詳	江陵	劉氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

江 原 道

春川郡南面柯亭里柯亭子	三百二十餘年	高興	柳氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
春川郡史北面芝村鳳鶴石芝	百餘年	平海	宋氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
春川郡新北面泉田鳳橋井村元津里	二百五十餘年	慶州	李氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淮陽郡淮陽面上萬里	百餘年	礪山	宋氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淮陽郡下北面金谷里	三百餘年	寧海	朴氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
通川郡通川面芳洞里	二百餘年	江陵	劉氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
高城郡松堡面草溪里	詳	昌源	黃氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
襄陽郡土城面和村里	百二十、三十年	慶州	金氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
襄陽郡襄陽面水余里	詳	全州	李氏	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

江陵郡城山面金山里	五百年	江陵 金氏	九三	三六八	七三	二二八	一三〇
三陟郡蘆谷面古自里	不詳	延白 鄭氏	五三	三三一	一〇	一一〇	一〇
三陟郡下長面葛田里	不詳	英陽 南氏	八三	三〇〇	二〇	一〇〇	三三
旌善郡旌善面愛山里菟項洞	四百五十餘年	江陵 劉氏	六一	三一一	六	一三	七
旌善郡東面石谷里石項洞	不詳	旌善 金氏	五〇	三三〇	六	三〇	六
旌善郡旌善面鳳陽里内申洞	四百年	長興 高氏	八〇	三〇〇	二四	一〇〇	一〇八
華川郡上西面九雲里	百二十餘年	奉化 鄭氏	三三	三六〇	二三三	一〇三三	三三三
金化郡近南面上沙谷里	五百年	奉海 朴氏	一〇一	三二四	六	三六〇	一〇二
金化郡遠北面高垓里	不詳	竹山 朴氏	八一	三二八	三三	一八一	一三
平康郡西面文峰里	不詳	平壤 金氏	七〇	三三〇	一〇	三〇	一〇
伊川郡方丈面龜塘里	四百五十年	蔚山 金氏	二八	三三三	六	三三八	三三
伊川郡葛城面公須灘里	三百三十年	龍仁 李氏	五〇	三三一	二六	一〇二	六六
伊川郡葛城面魯洞里	三百三十年	平山 申氏	五三	三二二	三三	一一	六六
伊川郡西面友味里四見洞	二百年	全州 李氏	六三	三二二	一〇	一五	二〇
伊川郡方丈面什栗洲里	四百五十年	平山 申氏	一〇三	三三三	一〇一	一三三	三〇

咸鏡南道

定平郡歸林面内瀾里	四百五十年	濟州 韓氏	五三	三三六	三	九	六八
定平郡春柳面禾洞里	四百年	陽城 李氏	一〇七	三六八	三	一四	一〇
永興郡順興面葛田里	四百五十餘年	延白 鄭氏	三三	三七〇	三〇	一三三	一三
永興郡順興面嶺岩里	不詳	慶州 金氏	五〇	三〇〇	三〇	三三〇	一〇
永興郡順興面嶺岩里	不詳	陽川 許氏	六〇	三三〇	六	三〇	三

永興郡順寧面所羅里	不	詳	江陵	陳氏	△	200	51	120	111
永興郡世岐面兩灘里	不	詳	星州	裴氏	△	210	14	△	114
永興郡鎮坪面乾川里乾上、乾中、乾下	不	詳	咸陽	趙氏	△	202	11	△	111
永興郡鎮坪面鎮南里上鎮村	不	詳	全州	金氏	△	200	1	△	109
永興郡鎮坪面輪內里輪黑村	不	詳	慶州	鄭氏	△	210	7	△	111
永興郡古寒面蓮洞里一圓	五日	四十年	慶州	金氏	△	209	4	△	108
永興郡德興面內向里查磯	四	百年	慶州	金氏	△	210	4	△	114
永興郡立興面平川里一區金昌洞	二	百餘年	慶州	金氏	△	204	4	△	104
高原郡下鉢面今水里	六	百年	永春	趙氏	△	204	2	△	101
高原郡內面上洞昌里徐村	五	百年	利川	徐氏	△	221	8	△	110
文川郡龜山面上坪里上坪	七	百年	寧海	朴氏	△	200	12	△	108
德源郡縣面現洞里	五	百年	全州	李氏	△	204	10	△	104
安邊郡新茅面中蘆池里	三	百五十年	旌德	李氏	△	204	1	△	104
安邊郡禮益面內坪里	四	百年	旌州	金氏	△	200	20	△	100
北青郡楊川面上里昌洞	二	百年	旌德	金氏	△	204	11	△	111
北青郡北青面雲浦里金村	五	百年	慶州	金氏	△	210	20	△	100
利原郡東面昌坪里谷口坪村	四	百年	金海	金氏	△	218	13	△	100
利原郡南面薄巷里	四	百餘年	坡州	廉氏	△	210	1	△	111
利原郡南面浦項里	三	百五十年	寧越	辛氏	△	209	3	△	114
利原郡南面栗核里	四	百餘年	晉州	姜氏	△	216	3	△	114
利原郡南面栗核里	四	百七十五年	新安	朱氏	△	216	10	△	101
端川郡炭泉面龍田里李村	四	百年	全州	李氏	△	224	1	△	104

第四章 同族部落の分布

蔚山郡元平面中相里	九百十三年	長興 魏氏	三〇	三〇〇	五	二五	五
三水郡昆館面塔洞里	四百八十餘年	全州 李氏	六	三〇〇	五	一〇	八
咸鏡北道							
海州郡朱北面會文洞	三百年	蔚珍 張氏	五	四二七	五	三〇〇	一〇
鏡城郡龍城面松郷洞松坪	三百五十年	咸陽 朴氏	八	五八九	七	六三	一七一
明川郡二沙南面内浦洞内河	二百年	全州 金氏	一〇	七二七	五	二八五	一四
吉州郡東海面石城洞石城村	三百年	全州 李氏	一〇	七三〇	六	三〇〇	一四〇
咸津郡咸面錦川洞申村	二百年	平山 申氏	六	三九	一	一	三
海州郡咸面松下洞泰仁許村	三百年	陽川 許氏	三	二八六	一九(李氏)	一〇	七一
海州郡咸面川洞馬村	二百年	長興 馬氏	一七	八〇〇	一〇	七	一八
海州郡咸面高岩洞連鳳洞	不詳	密陽 朴氏	六	四〇〇	一	三	七
鍾城郡龍城面山洞長里	三百五十年	咸川 金氏	六	四三三	六	一三	六

第二節 同族集團の分布

五十集團以上の同族名稱

朝鮮に於ける同族集團に關して、その所在部落名、本貫姓氏、世帯數に亙り、精密に調査したものに、府國勢調査課編纂の「朝鮮の姓」があり、これを繕くときは、各地方に於ける同族集團分布状態を明瞭に知るこゝとが出来る。即ちこれに掲載せられたる同族集團數は、京畿道九二九、忠清北道五〇七、忠清南道六四二、全

羅北道九四一、全羅南道一、九九〇、慶尙北道一、九〇一、慶尙南道一、七五七、黃海道九四八、平安南道七六〇、平安北道一、〇二〇、江原道一、二六四、咸鏡南道一、一五〇、咸鏡北道八六三、計一四、六七二となつて居り、一邑面内に數個乃至十數個の同族集團が存在し、その數三十個以上に達する邑面も尠くない。李朝時代及びその以前に於ては、政治上並に學問上に勢力を占めた特權階級が、經濟上に於ても亦優越なる地位を占めたのであるから、同族集團の發展は、一面に於て名門閥族繁榮の證左とも見られるのである。茲に於て各氏族別にその同族集團數を調べることは、種々の意味によりし必要なことである。「朝鮮の姓」に載せられて居る、同族集團調の本貫姓氏數は總計八五〇の多きに及び、その中で最も大勢力あるものは、金海金氏、全州李氏、密陽朴氏にして、これに亞ぎて慶州金氏、慶州李氏、清州韓氏、晉州姜氏、慶州崔氏、光山金氏、坡州尹氏等もまた有力なるものである。全鮮に於て同族集團數五〇以上に達するものを拾つて見ると左表の如くなつて居り、これ等の諸姓はいづれも過去の社會に於て名族としての地位を保ち、政治上、文教上等に貢獻する所多く、各地方にその子孫が繁榮して同族集團を形成して居たことを物語つて居る。朝鮮に於ける從來の習慣では、本貫地名の稱呼が一定せざるものあり、例へば、慶州と月城及び鷄林、尙州と商山、善山と一善、全州と完山、禮安と宣城、盈徳と野城、會寧と紫山と云つた例は頗る多く、これ等は其の始祖の發祥當時の古地名を稱する場合が普通なるも、中には地名の別稱に従ひ、同一の始祖より出でながら種々の本貫稱呼を用ゐて居るものもあるから、本貫の名稱は違つても同姓同本のものもあるが、こゝでは、各府邑面の調査をその儘採録した本府國

勞調査課の分類に従ひ、當該地方の稱呼に據つて居ることを斷つて置く。尙ほ古地名の稱呼に就いては、拙著「朝鮮の聚落」前篇第十章都邑の部を参照されたい。

同族集團數五十以上のもの調

本貫姓氏	集團數	本貫姓氏	集團數	本貫姓氏	集團數
金海金氏	一、二五六	平山申氏	一二九	延安李氏	七八
全州李氏	一、〇九三	順興安氏	一二六	旌善金氏	七六
密陽朴氏	一、〇六一	南平文氏	一一七	三陟金氏	七五
慶州金氏	六一二	海州吳氏	九八	廣州李氏	七四
慶州李氏	三三二	濟州高氏	九五	碧山令氏	七一
清州韓氏	二五九	江陵金氏	九四	義城金氏	七〇
晉州姜氏	二二二	東萊鄭氏	九二	平昌李氏	六八
慶州崔氏	二〇二	漢陽趙氏	九二	星州李氏	六七
光山金氏	一九二	昌寧曹氏	九二	全義李氏	六三
坡州尹氏	一八六	海州崔氏	八九	布陽孫氏	六二
安東權氏	一五七	河東鄭氏	八六	慶州鄭氏	六一
全州崔氏	一五三	礪山宋氏	八二	晉陽姜氏	六一
安東金氏	一五二	水原白氏	八二	連城徐氏	六一
南陽洪氏	一四〇	文化柳氏	八一	利川徐氏	五七
全州金氏	一三五	延日鄭氏	八一	新安朱氏	五七
金寧金氏	一三四	江陵崔氏	七九	蔚松比氏	五六
仁岡張氏	一二九	陽川許氏	七九	南原梁氏	五五

昌原黃氏 五五 延安金氏 五五
 潘南朴氏 五五 韓山李氏 五四 成茂朴氏 五二
 五〇

以上は全鮮に於て同族集團數五〇以上に達するものを示したのであるが、それ以下のものにもありても、名門右族として著名なるものが尠からずあり、また外國より歸化したるもの、一族が、各地方に定着して居ることは、左の道別同族集團分布調に依りて看取されるであらう。

同族集團分布状態

この調査では集團數五個未満の同族名は省略し、比較的同族集團數の多いもの、みを掲げることにしたが、この調査を透して歴史上知名のもの、一族が、その發祥地のみならず、汎く各地方に繁殖發展せる事實は、略ぼ窺ひ得られると信ずる。

同族集團分布調 (昭和八年)

本貫姓氏	京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道	計
金海金氏	七七	四二	五二	七九	二二一	一二三	一九五	二三	三二	五七	一三八	七一	一四六	一、二五六
慶州金氏	四九	四一	四三	三二	三八	五三	五三	一五	二三	五八	六三	一〇三	四一	六一二
光山金氏	一七	六	二四	一六	七六	一一	七	九	六	三	九	二	六	一九二
安東金氏	一四	一六	一〇	五	一	四〇	八	七	二	二六	一二	五	六	一五二
全州金氏	一	一	一	一	一	一	一	一	一三	二七	五	三四	五六	一三五
金寧金氏	二	一	六	一〇	一六	三八	四八	五	一	一	八	一	一	一三四

月城金氏	扶安金氏	鎮川金氏	羅州金氏	一善金氏	水原金氏	彦陽金氏	靈光金氏	吾州金氏	蔚山金氏	廣州金氏	順天金氏	濟道金氏	開城金氏	忠州金氏	濟州金氏	蔚山金氏	濟風金氏	延安金氏	義城金氏	善山金氏	三陟金氏	江陵金氏
						一	一	一	一		三						六	七	二			一三
			一										一				八		七	一		二
	一		三		二	四	一	一			一					一		一	一	二		六
	八				一	六			三			五	三			三	一	四	四	一		二
	二		四		五	三	九	二	二		五	四			四	六	二	二	二	三		
一				一五	二						四	七				〇	一	一	三四	二	二	三
				一	一				二	四		六				八	一	四	二	九		二
	一				三	二	一			一		三	一			四	三	二	四			二
一			二		二		三	四		九	六	二	二	三	四		三	三	五		三	一
			四		一		二	六		七	五		一三	二	二	四	三	二五	二	二		四
	一					一			二						一		一	六	四	六	六	四七
		二						三	一				八	三	八	一	三		三	二五	四	六
		三	一					二		一	一			二	四		一			〇	五	六
二	三	四	五	六	七	七	七	九	二	二	五	七	八	〇	三	三	七	五	〇	七	七	九

第四章 同族部落の分布

公州金氏	咸昌金氏	安山金氏	者岳金氏	龍宮金氏	瑞興金氏	豊山金氏	海豊金氏	新淵金氏	宜城金氏	道康金氏	尙州金氏	交河金氏	東萊金氏	源州金氏	固城金氏	光州金氏	全州金氏	慶州金氏	延安金氏	廣州金氏	平昌金氏	全州金氏
1	1	2	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	2	1	1	144	17	13	16	1	7
1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	40	24	5	1	1	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	59	21	7	1	1	1
1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	71	14	5	5	1	6
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	2	2	105	46	5	10	1	4
1	6	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	77	7	5	1	16
1	1	1	1	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	52	58	4	3	1	10
1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	80	7	9	8	1	1
5	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	14	3	10	10	7	5
5	3	3	3	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	49	14	1	6	1	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	133	37	5	1	3	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	176	3	6	5	1	5
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	143	1	4	4	6	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1093	322	1	7	6	67
1	1	1	9	9	8	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	8	4	8	68

眞城李氏	成安李氏	青海李氏	公州李氏	星山李氏	龍潭李氏	濟州李氏	德水李氏	密城李氏	龍仁李氏	仁川李氏	固城李氏	原州李氏	羅州李氏	月城李氏	碧珍李氏	丹陽李氏	咸平李氏	遼安李氏	陝川李氏	永川李氏	韓山李氏	公義李氏	
	三	一	三		一		五	四	七		四	三	三	!		二	六		四	一	九	九	
								二	一	二		二				一			二		一	九	
						二	四		二	一	二		一			三	五	一	四		三	五	
	一	一	一		一		一								一		三		一	'	二	六	
			二				五		六	二	二					一	八			三	一	五	
一三			二	九	五	二		三		五	九		一	五	三〇	二〇				一	三	四	七
	二		一	二	四	一	一			八	三		三	二	三		三		三	一	四		七
						一	四			二	二		三			一	二	二	四		三	八	二
		五				四	五		二		一	一	三			一		二					二
						五	二			四	六	二				二	七	一	六	二			
一		一					一		三			一			二		一	一		一		二	一
		六				七		〇	四				四			一	一			五	一		
		一	九			一				一												三	
一四	一五	一五	一八	二〇	二一	二三	二三	二四	二九	二九	二九	三一	三二	三二	三三	三六	三六	四〇	四四	四五	四九	五四	六三

第四章 同族部落の分布

密陽朴氏	完山李氏	河濱李氏	安城李氏	龍宮李氏	富平李氏	鎮安李氏	鐵城李氏	古阜李氏	安岳李氏	清安李氏	新平李氏	開城李氏	長水李氏	安城李氏	旌善李氏	牛峰李氏	禮安李氏	蔚山李氏	羽溪李氏	復寶李氏	光山李氏	牙山李氏
六六		二	二		五						一	一					四		一	一		一
四二	一										一					三	一					一
四一											四					一	一	一		一		
六九			一								一											
二三	一							三		一												九
二九										五						三		一	五	九	二	
一五九		三					五		三				四			一		八				
四六	一		二					一					二		五	一			二			五
五三								二	一			一	一	一								
六一	一			五		五			一						一							五
九七	一											四		二			三		三			
八四												一		四	三							一
九一									一													
一〇六一	五	五	五	五	五	五	五	六	六	六	七	七	七	七	九	九	九	〇	一	一	一	一

每州在氏	一州在氏	慶州在氏	宜興在氏	冠州在氏	昌原在氏	月城在氏	軍威在氏	沔川在氏	江陵在氏	珍原在氏	蔚山在氏	高靈在氏	尙州在氏	密城在氏	忠州在氏	春川在氏	竹山在氏	務安在氏	寧海在氏	順天在氏	成陽在氏	潘南在氏
五	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	八	二	一	一	一	三	四	一	二	三	一	二
一	四	二	一	一	一	一	一	一	一	二	一	三	一	三	一	一	一	一	一	三	六	一
三	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	二	一	一	三	四	六	六
一	三	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	二	四	九	九
九	六	七	一	一	三	一	一	一	一	八	一	四	五	二	一	一	一	一	九	九	三	三
四	四	五	一	一	六	一	一	一	一	一	四	一	一	一	五	一	五	二	六	六	六	六
一	八	九	一	一	一	一	一	一	一	二	二	七	一	一	五	一	五	一	一	一	一	四
一	八	六	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	二	九
九	〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一
一	六	八	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	二	二	二	二
四	四	五	三	一	一	一	一	八	一	一	一	二	一	九	六	二	〇	一	二	二	二	二
五	五	二	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	四	八	二	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一
八	九	三	二	五	五	六	六	六	七	九	九	九	〇	一	一	一	二	二	二	三	五	五

第四章 阿族部落の分布

迎日郎氏	海州郎氏	江谷郎氏	晋州郎氏	晋陽郎氏	盛州郎氏	延口郎氏	河東郎氏	東萊郎氏	杆城崔氏	草溪崔氏	奇松崔氏	永川崔氏	原州崔氏	珍山崔氏	月城崔氏	巴州崔氏	耽津崔氏	和順崔氏	臨於崔氏	明率崔氏	水原崔氏	江安崔氏
一	六	五			六	五	二	二								二	四		九	一	一	一
二		六	二		一	四	五	四								二		二				三
	一	一	四				一	二									二	二				一
一		一	六		七	二	一	三		一							五	一	一	八		
	一	二	一七	九	二七	一	二五	〇		四							四	二	一	一	七	
六		三	一	三	二	二		二九				六			二			三				二
一	四	七	四	三八	六	一	六	二五		一							一	一		七		一
三	〇	四	三		二	六	五	一									一	四	二			一
	一	一	五			三		一								三		一				一
	一	二	三		二	三	三八			六								二				三
		四	二			一	二												六	二		五八
三					三	七	三	三	一							四					二	三
					二	五			五				七	九		二					一八	五
一七	二四	三六	四七	五〇	六一	八一	八六	九二	六	六	六	六	七	九	一二	一三	一七	一八	一九	一九	二八	七九

茂	李	海	坡	下	淳	玉	豐	白	成	漢	清	晉	晉	瑞	光	八	奉	溫	羅	烏	清
松	川	南	平	安	昌	川	壤	川	安	陽	州	州	州	山	山	溪	化	陽	州	川	州
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
一	一	一	一三	一	一	一	一	四	一	三	二二	一	七	一	二	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	三	一〇	四	一	一	六	一	一	三	五	一	四	一	一	一	一	五	一	一	一
一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	三	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
一	一	六	二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	〇	四	一八	五	七	一	二	三	四	九	二	六	二	五	六	六	八	九	九	〇	四

第四章 阿族部落の分布

廣	竹	岡	順	鶴	寧	高	平	羅	成	高	京	阿	寶	海	興	木	玉	丹	安	蔚	結	仁
津	山	州	興	州	海	靈	山	州	陽	敏	威	福	城	州	城	川	山	陽	東	珍	城	阿
安	安	安	安	中	中	中	甲	兵	吳	吳	吳	吳	吳	吳	張	張	張	張	張	張	張	張
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
	一	一	五	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	七	一	一	二	一	一	一	一	七
	一	一	二	三	一	二	五	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	三	一	一	一	四
	一	一	四	一	一	一	八	一	一	一	一	一	四	三	一	一	一	一	一	一	四	二
	二	二	五	一	一	三	九	一	五	一	一	一	一	〇	二	一	一	一	一	一	一	四
	二	一	九	一	一	八	三	六	一	一	六	二	一	七	三	五	一	一	一	一	一	三
	一	一	三	〇	五	〇	二	七	一	二	二	一	一	〇	一	一	五	一	二	一	一	六
五	一	二	三	一	一	一	五	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三	一	七	一	一	一	九	一	九	一	一	一	一	五	一	一	一	二	一	一	一	二
	一	一	八	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	六	一	一	一	一	一	一	八	三
	一	一	四	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	九	一	八	八
	一	一	七	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	二	一	七	一	五
	一	一	八	一	一	一	七	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	二	一	一	一	三
	一	一	四	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	七	一	一
五	一	一	二	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	九	五	五	七	〇	一	一	一	二
八	一	一	六	八	〇	三	八	九	六	〇	二	六	七	八	五	五	七	〇	六	六	二	九

羅州林氏	大邱徐氏	利川徐氏	漣城徐氏	豐山洪氏	鎭林洪氏	南陽洪氏	安東權氏	星州全氏	龍宮全氏	全州全氏	沃川全氏	天安全氏	旌善全氏	延安宋氏	冷城宋氏	恩津宋氏	瀾山宋氏	瑞山柳氏	高興柳氏	全州柳氏	晉州柳氏	文化柳氏
		二				一九	一二	一				一	一			一	四			三	六	六
				一		四	五				三		二			一	一				三	六
一						五	五				一					〇	三			一	一	五
六	一	六	四			九	七				一〇		一			二	七		八	七		二
一四	三	二四	八	四		一六	六			一	九					一	二五	一	七			一四
三	八	九	二	三		七	二	七	六	一	八		六	一	三	一	六	五	五			二
六	四	二	二	一		九	七			六			五	二	二	三	二			一	三	九
五		一	一			一六	八	四		一	一	一	一	一			三	五		四	三	一四
二		一	二			一三					一		一	一		四	四				九	二
二	一	二				一八	一			一	三	二					二					
一		一				一三	八				一		二	六			四	四		二	一	二
	一	九	二			一六	二						三	四			三	二				二
													一									六
三九	一八	五七	六一	六	七	一四〇	一五七	六	八	九	一四	二五	七六	六	八	四四	八二	六	一七	一九	三四	八一

第四章 同族部落の分布

平海孫氏	慶州孫氏	富望孫氏	赤州梁氏	丁原梁氏	古平文氏	長澤高氏	長興高氏	濟州高氏	泰仁許氏	河陽許氏	金海許氏	哈川許氏	紆州黃氏	長水黃氏	平海黃氏	昌原黃氏	安東林氏	兆陽林氏	扶安林氏	位泉林氏	蔚珍林氏	平澤林氏
				一				七				五		二		七			一			二
		一		三								三				一						二
		四		二	二							二		二		三			三			三
		三		〇	六	二	一	三	三	一		一	七	六		三		三	一			六
		七	四	二	四	五	一	四	二		三	九		四		七		三	四			一三
	二	九		四	〇		一			二	九			五	一	五	四	一			一	二八
		七		二	二		三	二		二	三	一		一		七						二
三		五		九	九			五		一		二		三		五			一			
		六		二	六			三				一				二	一	一			一	三
		三		五	一			二			二	六				四						一
四		四		一	一		一				七	四				一	四	二				二
		三		三	九			三				三				四						一
				一				一				四	二		三							
七	一	六	四	五	一	七	一	九	五	六	三	七	九	二	三	五	五	七	〇	一	一	三

盆城裴氏	興海裴氏	大邱裴氏	金海裴氏	星州裴氏	星山裴氏	三沙沈氏	青松沈氏	固城南氏	英陽南氏	宜寧南氏	谷山南氏	信川南氏	長湍盧氏	光山盧氏	豐川盧氏	光州盧氏	交河盧氏	昌寧曹氏	更浦白氏	泰仁白氏	水原白氏	月城孫氏
							三			一								一			一	
					三			三		二								一				
								二		一		二					二	三	五		一	
		二	一	一	二		三			三		三			五		二	三				五
		五		一			二			六	三	九		四				三	四			二
	六	一	四	五	六		五		〇	二		一		一		一		〇			九	四
六			三		一		〇		二	九			三		六	〇	二	九				二
	一						三			一		一				一	四	三				四
							一			一	五	四	二			一	三	二				〇
												三				一		一		五	二	一
					四	六	八		七	一							七	三				五
				二			一				三					四						一
										四												
六	七	八	八	九	一	六	六	五	六	二	三	三	三	五	五	一	一	二	九	五	五	八
六	七	八	八	九	六	六	六	五	五	九	一	一	二	三	五	五	一	一	二	九	五	五

第四章 岡族部落の分布

平海具氏	綾州具氏	綾城具氏	晋州河氏	晋陽河氏	國興岡氏	玄風郭氏	長興任氏	豊川任氏	寧越辛氏	靈山辛氏	延安草氏	居昌劉氏	白川劉氏	江陵劉氏	潭陽田氏	錦城羅氏	羅州羅氏	靈城丁氏	昌原丁氏	靈光丁氏	羅州丁氏	新安朱氏		
1	1	2	1	1	2	2	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	3	1	1	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	1	2	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	3	1	2	1	1	1	1	2	1	1	
1	1	1	3	1	1	4	1	3	2	2	2	1	1	2	6	1	7	1	4	1	1	2	1	
1	1	2	6	1	9	6	7	6	1	1	4	1	1	7	1	0	2	6	3	2	5	4	1	
1	6	4	2	1	2	8	1	3	3	2	5	1	1	4	1	1	2	1	1	1	7	1	1	
1	4	2	1	2	8	7	1	1	1	8	0	4	1	3	0	1	1	1	1	1	1	6	1	
1	1	2	3	1	2	6	1	4	1	1	4	1	5	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	7	1	1	1	3	4	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	1	1	1	8	6	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	3	1	1	5	4	1	1	1	1	2	5	1	1	1	1	1	5	3	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	0	8	8	2	3	3	8	3	2	3	0	4	5	6	3	4	5	1	3	6	8	1	3	5
6	0	8	8	2	3	3	8	3	2	3	0	4	5	6	3	4	5	1	3	6	8	1	3	5

香州	顯陽	海平	善山	忠州	楊根	江陵	星州	商阜	忠州	坡州	原州	南原	濟州	鹽陽	溫陽	昌寧	原州	延州	寧越	仁川	平康	丹陽	
蘇氏	千氏	吉氏	吉氏	石氏	成氏	成氏	都氏	孔氏	池氏	廉氏	邊氏	楊氏	楊氏	陳氏	方氏	成氏	元氏	文氏	嚴氏	蔡氏	蔡氏	馮氏	
一				二				一	一				二		二		六	一	三		一	一	
								一	一						一						一	一	
	一						二		一				一	一		一			一				
一	〇	一	一				一		一		二		五				四	二		一		六	二
	三							五	三	三	三		一	一		一		三			二	二	
一	二			四			二	二	一		一		三		二	八		三	六	八		一	四
	三			二			三	六	四	一				八	一	〇	一		三	二		四	
	一	一				二		四	一	二	七		三			二	二			三		二	
一			二	三	二	一					三				七		三	四	二	四	一	三	
			五	二	一	一			二		一				五		六	四			一		
		四	一		三	六	一		二		一					一	〇	七	六				
									三	〇			二	一	三		四		四		二		
	三														二							六	
一	一			一		一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	三	三	三	一	二	三	
三四	六八			三六		一七	一九	一九	一九	一六	五	二	二	二	二	三	三	三	一七	〇	三八		

第四章 同族部落の分布

茂松氏	清州氏	賈城氏	新昌氏	濟州氏	延安氏	辛州氏	長興氏	牙山氏	岐城氏	宜寧氏	尙州氏	淳昌氏	襄陽氏	草溪氏	居昌氏	南原氏	成陽氏	成平氏	江華氏	民興氏	杞溪氏	達安氏
1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	4	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	6	1	7	1	6	2	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	5	1	9	1	1	
1	1	1	1	1	1	8	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	3	4	4	2	4	3	5	1	1	1	1	1	1	2	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	3	5	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	
1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	
6	6	6	7	7	5	8	8	8	5	9	6	7	5	7	2	6	7	6	6	2	2	3

德山李氏、青松李氏、泰安李氏、世州李氏、永源李氏、文河李氏、興隆李氏、河州李氏、泰安朴氏、臨濟朴氏、平州朴氏、平澤朴氏、文義朴氏、南山朴氏、義興朴氏、陽城朴氏、扶安朴氏、開慶朴氏、鐵原朴氏、四州朴氏、光州鄭氏、金堤趙氏、平山趙氏、晉州趙氏、南原趙氏、忠州趙氏、咸安尹氏、德水張氏、樂安吳氏、晉陽柳氏、清州宋氏、遼城徐氏、長城徐氏、扶餘徐氏、安義林氏、濟安黃氏、榆山黃氏、橫城高氏、甯城孫氏、慶州盧氏、安政張氏、晉州康氏、戴寧康氏、昆陽裴氏、嶺山郭氏、鳳州玄氏、三陟陳氏、羅州陳氏、黃州盧氏、洪州石氏、西蜀明氏、南陽房氏、平康蔡氏、永川皇甫氏、慶州柳氏、土山弓氏、奉化琴氏、咸平李氏、孝合司李氏、潭陽李氏、洪川龍氏

一、二部落のもの。金化金氏、延川金氏、益山金氏、河陰金氏、泗川金氏、藍浦金氏、錫林金氏、茂長金氏、通津金氏、平壤金氏、順川金氏、野城金氏、鎭山金氏、綾城金氏、陽州金氏、鐵原金氏、延日金氏、扶餘金氏、寧越金氏、英陽金氏、龍仁李氏、京山李氏、鳳山李氏、加平李氏、康津李氏、花山李氏、順天李氏、瑞山李氏、月浪李氏、高靈李氏、寧川李氏、光州李氏、長興李氏、金浦李氏、水原李氏、扶安李氏、杆城李氏、高興李氏、安平李氏、咸豐李氏、陰城朴氏、泗川朴氏、慶州朴氏、魯城朴氏、安山金氏、康津崔氏、陽川崔氏、泰仁崔氏、東州崔氏、黃州崔氏、曲江崔氏、遂安崔氏、野城鄭氏、金浦鄭氏、谷山韓氏、新陽趙氏、海平尹氏、興德張氏、咸平吳氏、長興吳氏、鎭城吳氏、新安宋氏、南陽宋氏、羅州李氏、慶州李氏、玉山李氏、遼山徐氏、善山林氏、恩德林氏、懷德黃氏、神山許氏、江城文氏、一直孫氏、大興白氏、廣州盧氏、沙山沈氏、鎭城宋氏、軍威羅氏、安定羅氏、平澤田氏、延安田氏、忠州劉氏、軍威方氏、順興陳氏、密陽楊氏、務安俞氏、草溪周氏、江華李氏、昌原俞氏、仁同俞氏、廣州董氏、漆原諸氏、宜寧余氏、光州卓氏、居昌章氏、南原晉氏、咸從魯氏、太原鮮于氏、延日承氏、海州曹氏、清州史氏、鳳山智氏、金浦公氏、密陽唐氏、浙江片氏、大邱黃氏、杜陵杜氏

一、一部落のもの。登州金氏、熙川金氏、雲岳金氏、珍島金氏、扶寧金氏、溫陽金氏、金陵金氏、鳳山金氏、豐德金氏、鳳城金氏、蔚珍金氏、富平金氏、禮州金氏、稷山金氏、慶仁金氏、星州金氏、結城金氏、延州金氏、咸川金氏、咸平金氏、雪城金氏、南平金氏、龍安金氏、羅州金氏、樂安金氏、穰城金氏、漆原金氏、高山金氏、定山金氏、平海金氏、靈巖金氏、高陽金氏、韓山金氏、高頓金氏、旌善金氏、德水金氏、慶山金氏、坡平金氏、始興金氏、光陽金氏、恩津金氏、臨岐金氏、南原金氏、順興李氏、安南李氏、開寧李氏、呂州李氏、登瀛李氏、洪川李氏、密陽李氏、遼山李氏、東城李氏、星山李氏、溫陽李氏、河陰李氏、清風李氏、金山李氏、羅州李氏、茂長李氏、平山李氏、德山李氏、醴泉李氏、報恩李氏、結城李氏、咸興李氏、海州李氏、嘉平李氏、務安李氏、開寧李氏、寧川李氏、興德李氏、沃溝李氏、通溝李氏、德惠李氏、三山李氏、宜寧李氏、金化李氏、安東李氏、寧海李氏、江陽李氏、清道李氏、臥城李氏、羅州李氏、昌寧李氏、陽山李氏、尙山李氏、永陽李氏、廣平李氏、果川李氏、大興李氏、西林李氏、清河李氏、江陵李氏、公山李氏

安山李氏、迎津李氏、扶安李氏、廣州朴氏、古城朴氏、河陰朴氏、莒善朴氏、鏡州朴氏、奉仁朴氏、龜山朴氏、比安朴氏、安城朴氏、兩寧朴氏、洞仁朴氏、雲峰朴氏、固城朴氏、青山朴氏、淳昌朴氏、龜林朴氏、唐城朴氏、晉州崔氏、稷山崔氏、咸平崔氏、陽州崔氏、范崗崔氏、永興崔氏、安山崔氏、通川崔氏、溫陽崔氏、龍宮崔氏、尙州崔氏、古阜崔氏、河南鄭氏、咸平鄭氏、長善鄭氏、豐基鄭氏、雲南鄭氏、月城鄭氏、禹州鄭氏、廣州鄭氏、齊松鄭氏、定山鄭氏、青山鄭氏、晉城姜氏、忠州韓氏、延安韓氏、龜山韓氏、瀛陽韓氏、濟安韓氏、廣城趙氏、海州趙氏、楊州趙氏、林川趙氏、襄德趙氏、永春趙氏、白水趙氏、泗川趙氏、報恩趙氏、月川趙氏、醴泉張氏、求禮張氏、哲江張氏、全州張氏、沃津張氏、智禮張氏、晉州張氏、興陽張氏、延日吳氏、南陽吳氏、和順吳氏、始興安氏、順安安氏、耽津安氏、黃州安氏、太原安氏、雲山柳氏、興陽柳氏、楊州宋氏、金海宋氏、德城宋氏、欽安宋氏、洪川宋氏、機張姜氏、竺山姜氏、襄光姜氏、仁同權氏、南原洪氏、浙江徐氏、伊川徐氏、龜川林氏、安僊林氏、潭陽林氏、密陽林氏、富山林氏、長興林氏、慶州林氏、平海林氏、靈巖黃氏、南原黃氏、昌寧黃氏、黃州黃氏、楊川許氏、濟州許氏、昌原南氏、龜城丁氏、錦城丁氏、壽城羅氏、河陰田氏、清道白氏、扶餘白氏、昌山曹氏、安東盧氏、延安盧氏、谷山盧氏、濟州南氏、昌原南氏、龜城丁氏、錦城丁氏、壽城羅氏、河陰田氏、安岳楊氏、中和楊氏、青州楊氏、長淵邊氏、坡平羅氏、全州徐氏、西倉都氏、冠山魏氏、水原魯氏、星州呂氏、尙州太氏、密陽太氏、八溪下氏、開城薛氏、牙山薛氏、廣州薛氏、安義周氏、丹城周氏、晉州玉氏、光州潘氏、巨濟潘氏、南平潘氏、密陽秋氏、豐基秦氏、晉州秦氏、榮川董氏、金海諸氏、清州溫氏、金溝溫氏、大邱諸葛氏、津原諸葛氏、木州尙氏、安義西門氏、義興河氏、喬桐雷氏、江華草氏、達城夏氏、錦城范氏、遼陽惠氏、開慶錢氏、晉州刑氏、昌原甘氏、南原獨孤氏

以上に依りて、現在如何なる氏族が、同族集團として地方に發展して居るかは、略ぼ明かにされたこと、信するが、要するにのが朝鮮の部落中に、右の如き多數の有力なる血縁紐帯を以て結ばれたる、同族集團が構成されて居ることは、社會組織上より見るも、行政自治上より見るも、共に一大勢力たることは明白であり、また過去に於て政治上及び經濟上に、地位と聲望を有したる、これ等名族の現在に於ける濟勢力も、亦看過してはならぬのである。

第三節 同族部落の地方別

郡別同族部落数

一行政區劃内に多數の同族部落の存在することは、行政、自治、産業、教育、生活、その他影響する所が大であるが、試みに臨時國勢調査課の調査に係る昭和八年現在の同族集團調に依り、郡島別に同族集團数を擧げて見ると左表の如くなつて居る。即ち京畿道に於ては、水原郡の一七が最も多く、高陽郡、富川郡の五八、楊州郡、開豊郡の五七、漣川郡の五五、廣州郡の五三、抱川郡、振威郡の五一も多い方である。忠清北道では清州郡の一六が第一位で、沃川郡の七四、槐山郡の六六、永同郡の五四、忠州郡の五三も多い。忠清南道では瑞山郡の六七、舒川郡の六四、公州郡の六一、論山、保寧郡の五四、大田郡の五二、扶餘郡の五〇が多い。全羅北道では、金堤郡の一〇〇が筆頭で、南原郡の八九、高敞郡の八六、益山郡の八五、井邑郡の八四、全羅南道では、任實郡の七九、淳昌郡の六七、沃溝郡の六二、扶安郡の五〇も多い方である。全羅南道では、同族部落の多數に上る郡が到る所に在り、就中、濟州島の二八三が群を抜き、務安郡の一四九、和順郡の一二八、順天郡の一二三、高敞郡の一一八、靈光郡の一〇六、羅州郡の一〇五の如き同族集團の甚だ多い地方に富んで居る。慶尙北道も同族部落の有名なるものが甚だ多く、その數に於ては安東郡の一八三が断然他を壓し、慶州郡の一三五、尙州郡の一二四、永川郡の一二二、義城郡の一二一、金泉郡の一一四、達城郡の一一三等の如き

多数の郡が少くない。慶尙南道では、晋州郡の二一六を筆頭とし、これは全鮮中陸地では最も同族部落の多い郡であるが、それに亞いで統營郡の一二二、陝川郡の一一七、宜寧郡の一〇八、蔚山郡の一〇四、河東郡の一〇二、昌寧郡の一〇〇の如き多いものがある。黄海道では延白郡の一三九を第一位とし、海州郡の一二六、平山郡の七六、金川郡の七〇、信川郡の六九、黄州郡の六四、鳳山郡の六二等が多い。平安南道では龍岡郡の一三が最も多く、順川郡の九四、平原郡の七九、成川郡の七四、大同郡の七〇、江西郡の六五、中和郡の五六もまた多い方に屬する。平安北道では定州郡の一三一が最高で、博川郡の一〇三、義州郡の九七、鐵山郡の八四、龍川郡の八三、江界郡の七二なども多い。江原道では、金化郡の一三〇が第一位で、三陟郡の一二四、江陵郡の九七、蔚珍郡の九四、鐵原郡の七六、春川郡及び麟蹄郡の七六の如きも多い方である。咸鏡南道では北青郡の一六八が最高で、永興郡の一二八、定平郡の一一七、新興郡の一一三、端川郡の一一一の如き多いものがある。咸鏡北道では吉州郡の一五七が最も多く、城津郡の一三九、明川郡の一三一、鏡城郡の九一、茂山郡の七一、鏡城郡の六三等がこれに續いて居る。

これを要するに、全鮮中で同族集團の多数に上る郡の多い地方は、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道等であるが、その他の諸道にも一郡内に同族集團の極めて多数に及んで居るものが尠くない。而してこれ等の諸郡は、その地方に於て最も早くより開けた雄郡で、耕地に富み、生活に都合よき、地勢上及び交通上等に於て、最も有利な條件を備へた所が多い。されば政治上特殊の利權に恵まれて居た名族が、斯かる優秀なる地方を撰びて

定着し、遂ひにその子孫が同族部落として發展したるは、決して偶然ならざるを知ることが出来る。

各郡島別同族部落分布調 (昭和八年)

京畿道

高陽郡	五八	楊平郡	三九	水原郡	一一七	長湍郡	四三
廣州郡	五三	驪州郡	三三	始興郡	三二	開豊郡	五七
楊州郡	五七	利川郡	四一	富川郡	五八	計	九二九
禮川郡	五五	龍仁郡	三七	金浦郡	三一		
抱川郡	五一	安城郡	三五	江華郡	四五		
加平郡	一二	安城郡	五一	坡州郡	二四		

忠清北道

清州郡	一二六	永同郡	五四	陰城郡	三一	丹陽郡	一五
報恩郡	四三	震川郡	二二	忠州郡	五三	計	五〇七
沃川郡	七四	槐山郡	六六	堤川郡	二三		

忠清南道

公州郡	六一	扶餘郡	五〇	洪城郡	二六	牙山郡	三八
燕岐郡	二七	舒川郡	六四	禮山郡	三六	天安郡	四五
大丘郡	五二	保寧郡	五四	瑞山郡	六七	計	六四二
鎭山郡	五四	青陽郡	三二	唐津郡	三六		

全羅北道

全州郡 鎭安郡 鎭山郡 茂朱郡

八二 三五 四九 三一

長水郡 任實郡 南原郡 淳昌郡

四二 七九 八九 六七

井邑郡 高敞郡 扶安郡 金堤郡

八四 八六 五〇 〇〇

沃濟郡 益山郡

六二 八五 九四一

全羅南道

光州郡 潭陽郡 谷城郡 求禮郡 光陽郡 麗水郡

七九 六八 六一 三三 六七 七二

順天郡 高興郡 寶城郡 和順郡 長興郡 廣津郡

一三三 一一八 六九 二八 七四 三七

海南郡 靈巖郡 務安郡 羅州郡 成平郡 光州郡

七一 八四 四九 〇五 五一 〇六

長城郡 莞島郡 珍島郡 濟州郡

七五 五五 八二 二八三 九九〇

慶尙北道

達城郡 軍威郡 義城郡 安東郡 青松郡 英陽郡

一一三 七六 二一 一八三 五八 三二

盈德郡 迎日郡 慶州郡 永川郡 慶山郡 清道郡

四〇 九四 三五 二二 八一 六七

高靈郡 星州郡 漆谷郡 金泉郡 善山郡 尙州郡

四三 八二 七三 一四 八五 二四

開慶郡 醴泉郡 營州郡 奉化郡 鬱陵郡

八四 七二 五八 三九 一、九〇一

慶尙南道

馬山府	香州郡	宜寧郡	成安郡	昌寧郡	密陽郡	海州郡	延白郡	金川郡	平山郡	新溪郡	平安南道	大岡郡	順川郡	孟山郡	陽德郡	襄州郡	龜城郡
六	二二六	一〇八	五八	一〇〇	八三	一二六	一三九	七〇	七六	二六	平安南道	七〇	九四	三四	三五	九七	五〇
梁山郡	蔚山郡	東萊郡	金海郡	昌原郡	統營郡	慶津郡	長湍郡	松禾郡	殷栗郡	安岳郡	平安南道	成川郡	江東郡	中和郡	龍岡郡	奉川郡	雲山郡
四〇	一〇四	四五	六九	九一	二二	四四	三〇	四五	二八	三五	平安南道	七四	三四	五六	二七	一九	
因城郡	西川郡	南海郡	河東郡	山清郡	咸陽郡	信川郡	獻寧郡	黃州郡	鳳山郡	瑞興郡	平安南道	江原郡	平康郡	安州郡	价川郡	熙川郡	率邊郡
九九	六八	九五	一〇二	六一	八一	六九	四八	六四	六二	三六	平安南道	六五	七九	四九	一九	二八	三五
居昌郡	陝川郡	計	計	計	計	遼安郡	谷山郡	計	計	計	平安南道	會川郡	寧遠郡	計	博川郡	定州郡	
九二	一一七	一、七五七	一、七五七	一、七五七	一、七五七	三六	一四	九四八	九四八	九四八	平安南道	二六	一二	七六〇	一〇三	一三一	

城津郡	吉州郡	明川郡	鏡城郡	文川郡	高原郡	永興郡	定平郡	咸州郡	高城郡	通川郡	淮陽郡	楊口郡	麟蹄郡	春川郡	鍾川郡	鍾山郡	宜川郡
一三九	一五七	一三一	九一	二四	四一	二八	一七	七四	三九	二五	四六	三〇	七六	七六	八三	八四	五三
鏡城郡	會寧郡	茂山郡	富寧郡	利原郡	北青郡	洪原郡	安邊郡	德源郡	平昌郡	旌善郡	蔚珍郡	三陟郡	江陵郡	襄陽郡	碧潼郡	昌城郡	朔州郡
六三	四〇	七一	二六	六二	一六八	九一	九二	一七	二一	六七	九四	一二四	九七	五六	三三	三三	三三
計	慶興郡	慶源郡	程城郡	三水郡	豐山郡	長津郡	新興郡	端川郡	金化郡	華川郡	洪川郡	橫城郡	原州郡	寧越郡	江界郡	渭原郡	楚山郡
八六三	五六	四九	四〇	二五	二五	三二	一一三	一一一	一三〇	二二	五六	三四	四四	四九	七二	一八	四八
			總計				計	甲山郡				伊川郡	平康郡	鐵原郡	計	厚昌郡	慈城郡
			一四、六七二				一、二五〇	四〇				計	四六	七七	一、〇二〇	二八	四六

江原道

咸鏡南道

咸鏡北道

同族部落の多い邑面

一郡島内に於て同族部落數の多いものが、各地方に存在して居ることを明かにしたが、地方行政及び自治の單位を爲す一邑面に就いて見ても、同族部落數の多いものが到る所に散在して居る。昔は兩班儒林又はその同族部落は極めて勢力が強大で、地方の行政官廳を左右して居たが、今日に於ても同族部落の多い地方では、祭祀、風俗、信仰等に舊慣の存するのみならず、時に部落の中心者の爲めに、地方自治や産業團體の活動等が、牽制さるゝ如き場合も尠くない。試みに一邑面内に於て同族集團數十個以上に達するものを示せば、即ち左の如くなつて居る。

京畿道 (註、一邑面内に一集團のものは、本頁姓氏のみを掲ぐ)

邑面名 集團數 本頁姓氏別同族集團數

高陽郡漢芝面 三二 金海金氏 二 全州李氏 一〇 密陽朴氏 九 青海李氏。

楊州郡九里面 一五 金海金 三 海州崔 二 密陽朴・慶州金・坡平尹・慶州林・東萊鄭・順興安・密陽敏・星州李・全州李。

漢陽趙。

禮川郡積城面 一七 全州李 二 順興安 二 慶州金 二 醴城具・平康蔡・蔚山金・河東鄭・延安李・晉州姜・密陽朴・東

州崔・安東權・玄風郭・清州慶。

利川郡栢沙面 一〇 龍仁李 二 慶州李・南陽洪・昌原黃・李越鏡・豐川任・延日鄭・平山中・慶州崔。

振威郡浦升面 一七 成平李 四 隋城崔 三 全州李 二 密陽朴・天安全・龍仁李・杞溪俞・南陽洪・成陽朴・原州李・潘

南朴。

水原郡水原邑 一四 全州李 四 密陽朴 四 金海金 三 慶州金 三。

西新面 一三 南陽洪 四 尙州朴 二 金海金 二 光山金・晉州金・草溪鄭・羅州鄭・陽城李。

河江面 一三 清州韓 三 耽津崔 二 礪山宋 二 延安金・靈光金・慶州崔・密城崔・恩津宋・全州李、
 始興郡秀岩面 一〇 金海金 四 密陽朴 二 呂州李・全州李・金寧金・光山金。
 永宗面 一四 全州李 四 金海金 四 仁同張 二 慶州崔 二 慶州金 二。

忠清北道

二〇 高靈申氏 五 南陽洪氏 三 坡平尹氏 三 慶州金氏 二 咸陽朴氏 二 鶴州申氏 二 金海

金氏・蕪城金氏・慶州李氏。

江西面 一〇 全州李 二 順天朴 二 慶州金・安東金・驪興閔・海州吳・寶城吳・勵山宋。

玉山面 一〇 順天朴 二 伯州郭 二 全州李・全義李・慶州金・密陽朴・河東鄭・東萊鄭。

梧倉面 一四 安東金 三 順天朴 二 全義李 二 全州李 二 全州崔 二 慶州李・金海金・慶州金。

三山郡安南面 一六 茂松廈 四 金海金 四 慶州金 二 全州李 二 正溪周 二 河東鄭・振殿李。

蔚城面 一一 金海金 三 星山全 二 密陽朴 二 慶州金・金陵金・慶州李・昭安安。

青山面 一一 密陽朴 三 光山金 三 泰安朴 二 全州李・密城朴・慶州金

伊院面 一五 蕪城金 三 牛峰李 二 金海金 二 燕山郭 二 慶州金・咸昌金・蔚山朴・密陽朴・密城朴・晉州

妻。

深川面 一八 密陽朴 九 星山裴 二 慶州金 二 全州李・丹陽李・金海金・瀛興閔・蔚山朴

礪山面 一〇 慶州金 二 平康蔡・咸安趙・咸陽朴・全義李・昌寧曹・杞溪俞・河東鄭・慶州鄭。

礪山郡會坪面 一〇 安東金 四 全義李 二 尙州朴・安山辛・谷山延・全州李。

佛頂面 一一 全州李 二 平山中 二 金海金 二 忠州池・河東鄭・草溪鄭・清風金・安東金。

忠清南道

全州郡公州邑 一一 金海金氏 四 全州李氏 二 延安李氏・密陽朴氏・順天朴氏・潘南朴氏・慶州金氏。

牛城面 一三 萬項盧 四 金海金 三 丹陽李 二 寶城吳 二 成平吳 二。
 鎭山郡上月面 一〇 南原梁・務安朴・潘南朴・濟州楊・安東金・光山金・阿城李・益州都・晉州都・南陽洪。
 舒川郡蘇陽面 一一 羅州丁 二 陽川許・羅州林・坡平尹・安東權・韓山李・南原梁・交河盧・全州崔・金海金。
 保寧郡茂川面 二三 慶州金 七 豐浦白 三 豐川任 三 金海金 二 長水廣 二 寶城吳 二 順川金・江陵崔
 茂松尹・咸安趙。

全 羅 北 道

全州郡鳳東面 一〇 全州李氏 三 全義李氏・慶州李氏・天安全氏・潘南朴氏・全州柳氏・安東金氏・光山金氏。
 所陽面 一〇 全州李 三 全州柳 三 南陽洪・濟州韓・仁同張・兆陽林。
 鎭山郡鎭城面 一二 金海金 二 慶州李 二 原州金・金山李・溫陽李・潘南朴・密陽朴・水原白・全州崔・豐川任。
 茂朱郡富南面 一〇 金海金 五 新安朱 二 金寧金・慶州李・長水黃。
 長水郡山西面 一二 昌順丁 三 慶州安・礪山宋・慶州李・全州李・扶安金・安東權・成平李・沃川陸。
 溪內面 一三 金海金 三 密陽朴 三 全州李・慶州李・羅州都・東萊都・慶州金・邊城徐・平山申。
 任實郡屯南面 一三 全州李氏 六 延安金 二 金海金・海州吳・濟州韓・玄風郭・交河盧。
 三溪面 一二 慶州金・延安金・慶州李・密陽朴・平山申・豐川盧・陽川許・濟州韓・慶州都・豐山沈・海州吳・朔寧崔。
 南原郡周生面 一一 南陽房 三 南原梁 二 密陽朴 二 南原尹・高靈申・漢陽趙・全州李。
 寶節面 一二 善陽金・金海金・晉州姜・密陽朴・江陵劉・慶州安・順興安・全州李・南原梁・晉州蘇・丹陽禹・昌原丁。
 山東面 一一 扶安金・長水黃・密陽朴・全州崔・晉州蘇・咸安趙・成陽吳・南原梁・全州李・羅州林・長澤高。
 郡金果面 一一 淳昌薛 三 金寧金 二 慶州倪 二 南原楊・南陽洪・文化柳・尚阜孔。
 赤城面 一〇 南原楊 二 安東權 二 密陽朴・金寧金・全州崔・玉川趙・草溪都・慶州都。
 柳等面 一一 利川徐 二 全州李 二 平康蔡・晉州姜・金海金・草溪崔・南原尹・平澤林・大邱裴。

井邑郡所厚面 一一 密陽朴・羅州羅・海州吳・扶寧金・光山金・礪山宋・興城張・文化柳・濟州韓・昌寧曹・全州李。

德川面 一〇 義城金 三 全州崔 二 礪山宋 二 彦陽金・全州李・文化柳。

高敞郡海豊面 一八 金海金 二 濟道金 二 成平李 二 光山金・慶州金・密陽朴・延安李・全州李・廣州李・恩津宋・昌寧成・晉州蘇・南平文・遠城張。

富安面 一一 金海金 八 光山金・全州李・延安李。

金堤郡白山面 一一 晉州姜 三 金海金 二 順興安・密陽朴・新平李・濟州高・坡平尹・文化柳。

靈龜面 一〇 豐川任 二 晉州姜 二 慶州金・江陵成・全州李・海州吳・全州崔・交河盧。

雙坎面 一九 金海金 四 全州李 三 慶州金 二 密陽朴 二 竹山村・耽津崔・金寧金・蔚山金・彦陽金・光山金・礪山宋・坡平尹。

沃溝郡聖山面 一八 平廣蔡 三 全州李 二 平山趙 二 延安車・慶州金・開城金・濟州高・南原梁・海州吳・鳳州李・韓山李・朔寧崔・原州元・蔚州黃。

益山郡寶登面 一四 金海金 四 慶州崔 四 密陽朴 三 全州李・青松沈・東萊鄭。

全羅南道

光州郡芝山面 一〇 光山金氏 三 全州李氏 二 水原金氏・金海金氏・光山李氏・光山盧氏・錦城范氏。

河南面 一四 順天朴 五 光山金 二 金海金 二 長興高・全州李・全義李・河東鄭・慶州金。

潭陽郡鳳山面 一〇 金寧金・河南程・全州李・高興李・羅州陳・朔寧崔・東萊鄭・順興安・密陽朴・光山金。

南面 一〇 延日鄭・慶州鄭・長興任・濟州梁・天安全・南陽洪・成陽朴・金海金・昌寧曹・南平文。

各城郡三岐面 一〇 全州李・昌寧曹・草溪鄭・金海金・光山金・玉川趙・晉州姜・水原白・慶州柳・曲阜孔。

古邊面 一二 金海金 三 羅州林 二 密陽朴 二 羅州陳・青松沈・海州吳・昌寧丁・安東權。

火面 一三 全州李 二 奉仁許 二 密陽朴 二 慶州李・高靈申・河東鄭・新安朱・金海金・成陽呂・寧越辛。

光陽郡王龍面 二一 利川徐 五 金海金 五 晉陽鄭 二 晉州姜 二 慶州李・河東鄭・遠城徐・羅州羅・仁同張・仁同

權・全州李。

骨着面 一七 晉陽縣 三 晉州裝 二 密陽朴 二 全州李 二 蔚山金。慶州金。金海金。水川李。慶州嶺。利川徐。大邱徐。水原白。

慶水郡國水邑 三三 金海金 五 全州李 五 密陽朴 五 慶州鄭 二 草溪嶺 二 光山金。金寧金。水原金。靈光金

慶州李。禹州鄭。慶州嶺。仁同張。昌寧曹。淳昌趙。濟州韓。昌原丁。昌原南。

三日面 一二 金海金 三 新安朱。利川徐。青松沈。慶州李。驪興閔。星州嶺。天安全。仁同張。昌原洪。

順天郡海龍面 一二 濟州梁。全州嶺 陽川許。金海許。昌寧曹。慶州金。長興任。仁同張。南平文。光山李。密州朴。光州潘。

實田面 一〇 長潭高。密陽朴。潘南朴。慶州金。陽川許。長水黃。密陽孫。慶州鄭。杞溪俞。淳昌趙。

雙巖面 一四 淳昌趙。木川張。慶州金 金海金。密陽孫。陽城李。安東權。南平文。宜寧南。靈光丁。晉州裝。漆原尹。連城

裝。密陽朴。

住巖面 二四 玉川趙 一一 密陽朴 三 全州李 三 金海金 二 陽川許 二 慶州鄭 二 仁同張 一。

松光面 一〇 金海金 三 慶州李。光山金。玉川趙。昌寧曹。海州嶺。草溪嶺。南陽房。

周良面 一四 光山金 二 固城金。金海金。金寧金。靈光丁。延安草。全州李。慶州鄭。連城徐。濟州韓。高靈朴。濟州梁

青松沈。

遺沙高 一一 玉川趙 三 慶州鄭 二 連城徐 二 同福吳。慶州李。金海金。濟州韓。

高興郡遺陽面 一三 仁同張 二 高靈申 二 晉州鄭 二 新安朱。東萊鄭。南陽房。濟州韓。密陽朴。慶州金。安東金。

慶東面 一〇 金海金 三 長潭高 二 光山金。密陽朴。慶州李。咸安趙。延安明。

占岩面 一二 金寧金 二 光山金。密陽朴。珍原朴。慶州李。長興馬。高靈申。礪山宋。仁同張。羅州林。高興柳。

過驛面 一八 金寧金 三 金海金 二 密陽朴 二 礪山宋 二 高靈申 二 全州李。全州嶺。晉州鄭。宜寧南

濟州韓。扶安林。慶州鄭。

大西面 一四 礪山宋 四 昌原朴 三 南陽宋 二 高靈申 二 靈光丁。仁同張。昌寧曹。

寶城郡後橋面 一七 光山金 三 慶州金。全州李。密陽朴。順天朴。扶安林。濟州楊。濟州韓。利川徐。海州嶺。寶城宜。漆原尹

天安全。濟州高。文化柳。

會東面 一〇 南平文 四 靈光丁 二 慶州金。草溪下。水原白。仁川李。

第四章 同族部落の分布

- 和順郡利陽面 一二 河東郡 四 濟州梁 四 竹山安 二 羅興閔・光山金。
- 北面 一六 昌寧郡 四 密陽朴 三 鎭城羅 四 全州李・晉州鄭・漢陽趙・阿羅吳・慶州金・興德張・廣州安。
- 阿羅面 一一 金海金 四 阿羅吳 二 密陽朴 二 全州李・草溪卞・晉州姜。
- 東面 三一 昌寧郡 七 全州李 五 平澤林 四 海州崔 三 文化柳 三 利川徐 二 金海金 二 南
- 平文・慶州鄭・曲阜孔・礪山宋・木川張。
- 長興郡南面 一〇 靈光金 五 仁川李 二 密陽朴・長潤邊・水原白。
- 冠山面 一四 長興魏 四 金海金 二 密陽孫・光山金・阿羅吳・慶州李・仁川李・靈光丁・密陽朴・水原白。
- 有治面 一三 南平文 七 金海金 二 長興魏・興城張・珍原朴・南原文。
- 慶津郡大口面 一二 金海金 六 慶州李 二 密陽朴 二 海南尹 二。
- 海南郡馬山面 一三 原州李 四 務安朴 三 羅興閔 三 金海金 二 海南尹。
- 羅興郡羅陽面 一二 金海金 二 昌寧郡 二 南平文 二 河東鄭・礪山宋・慶州李・晉州姜・平山申・密陽朴。
- 始終面 二四 金海金 八 羅州羅 二 河東鄭 二 坡平尹・全州崔・密陽朴・安東權・咸陽朴・鎭城朴・潘南朴・大
- 邱裴・昌寧郡・南平文・晉州姜・慶州崔。
- 郡西面 一二 朔州崔 二 咸陽朴 二 海州崔・耽津崔・光山金・金海金・咸平李・密城李・南平文。
- 務安郡一老面 一〇 羅州丁・密陽朴・大邱裴・南陽洪・順興安・全州李・咸平李・平山申・羅州羅・羅州林。
- 石谷面 二〇 利川徐 三 連陽也 二 水原崔 二 羅州金 二 羅州鄭 二 密陽朴・務安朴・咸陽朴・樂安吳
- 羅州林・德山林・仁同張・靈城丁・羅州丁。
- 清溪面 一五 務安朴 三 全州李 二 羅州丁 二 金海金 二 大邱裴 二 文化柳・羅州鄭・全州崔・水原白
- 鳳山面 一二 金海金 七 慶州李 二 咸陽朴・慶州崔・濟州高。
- 杆衣面 一一 金海金 二 密陽朴 二 天安金・晉州姜・丹陽禹・礪山宋・平山申・海南尹・南陽洪。
- 字佐面 二六 金海金 七 密陽朴 四 陽城李 二 慶州鄭 二 慶州崔 二 光山金 二 慶州金・金州崔・
- 鎭城吳・南平文・仁同張・原州李・礪山金。

羅州郡多侍面 一一 咸平李 五 羅州林 二 光山金。高興柳。耽津崔。固城崔。

文平而 一二 錦城羅 五 全州李 二 羅州羅。固城李。天安全。密陽朴。光山金。

南平而 一〇 金海金 二 新平宋。坡平尹。水原崔。全義李。江華李。南平文。晉州姜。錦城丁。

靈光郡火馬而 一〇 全州李 三 密陽朴 二 而山金 二 全義李。廣州李。金海金。

郡西面 一〇 金海金 三 慶州金。晉州鄭。平山由。扶安林。密城朴。漢陽趙。全州李。

郡南面 一五 金海金 三 全州李 二 延安金。光山金。濟州韓。廣州李。襄城丁。海州梁。昌原黃。漢陽趙。密陽朴。平澤林。

白鳩面 二三 金海金 五 晉州姜 四 密陽朴 三 仁同張 二 延安金。咸豐李。咸陽朴。靈光丁。和順吳。昌寧曹。東萊鄭。忠全池。密陽太。

弘慶面 一三 金海金 三 全州李 三 清道金。全州崔。水原崔。晉州河。羅州林。南平文。江陵劉。

蟬島面 一〇 金海金 二 平山申 二 密陽朴。東萊鄭。全州崔。福山宋。連城徐。光山盧。

長城郡羅西面 一六 光山金 二 商山金。慶州金。晉州金。慶州李。慶州李。咸平李。錦城羅。文化柳。長興林。咸平魯。青松沈。河東鄭。江華李。水原白。

北一面 一〇 密陽朴 二 黃州邊 二 全州李 二 蔚山金。光山金。漢陽趙。河東鄭。

莞島郡青山面 二三 慶州鄭 三 金海金 三 彦陽金 二 濟州梁。全州李。慶州李。忠州池。延安車。咸陽朴。密陽朴。文風郭。羅州林。長興魏。秋溪秋。羅州丁。江陵劉。草溪崔。昌原黃。

珍島郡羅准面 二三 金海金 五 密陽朴 五 晉州河 三 全州李 二 道康金。慶州李。廣州李。光山李。昌寧曹。晉州姜。密陽孫。

智山面 一三 金海金 六 慶州李 二 光山金。密陽朴。慶州鄭。昌寧曹。淳昌薛。

島島面 三二 金海金 一三 密陽朴 九 仁河張 三 完山李。慶州李。漢陽趙。恩津宋。濟州韓。晉州姜。慶州崔。

濟州島濟州邑 二二 濟州高 五 金海金 四 光山金 二 羅州金 二 延州玄 二 軍威吳。晉州姜。平山申。慶州李。利川徐。原州盧。南平文。

書右面 八九 濟州高 一八 全州李 一四 濟州梁 一二 晉州姜氏 八 慶州李 七 南陽洪 六 密陽朴

- 五 南平文 五 仁同級氏 四 豐川任 三 南原趙 三 平康秦 三 漢陽趙 一
- 中面 一一 晉州姜・濟州高・礪山宋・遼山李・古阜李・金海金・慶州金・濟州梁・密陽朴・忠州池・軍威吳。
- 右面 四九 延州玄 七 軍威吳 七 濟州高 六 慶州金 五 金海金 三 谷山旗 三 信川旗 三 陽
- 川許 三 濟州梁 二 光山金 二 礪山宋・固城李・原州邊・濟州夫・長興李・安東樞・濟州韓・扶溝李
- 東中面 三二 谷山旗 四 信川旗 四 光山金 四 慶州金 四 濟州高 三 礪山宋 三 南陽洪 二 金
- 海金 二 延州玄 二 全州李・軍威吳・順興安・東萊鄭。
- 旌善面 一五 光山金 三 谷山旗 三 信川旗 二 延州玄 二 軍威吳 二 濟州夫・濟州高・東萊鄭。
- 齊左面 三五 濟州高 九 濟州夫 四 谷山旗 三 濟州韓 三 軍威吳 三 濟州梁 二 光山金 二 披
- 平尹・平康蔡・礪山宋・東萊鄭・南平文・金海金・率川許・豐川任・密陽朴。

慶尙北道

- 遼城郡城北面 一三 仁川李氏 二 綾州具氏 二 遼城徐氏・密陽朴氏・慶州李氏・羽溪李氏・全義李氏・東萊鄭氏・順興安氏
- 安東金氏・金海金氏。

- 公山面 一〇 慶州崔 二 仁川蔡 二 丹陽禹・金海金・安定羅・永川李・慶州李・東萊鄭。
- 解鎮面 一一 文化柳 二 慶州崔 二 仁川李・永川李・慶州李・星州裴・遼城徐・安東孫・英陽南。
- 多斯面 一三 東萊鄭 二 晉陽鄭・星州都・慶州李・全義李・綾州具・金海金・平山申・坡平尹・秋坡秋・濟州楊・文化柳。
- 求知面 一三 密陽朴 三 全州李・慶州李・坡平尹・玄風郭・全州崔・金海金・瑞興金・昌寧曹・玉山全・軍威方。
- 軍威郡東面 一四 利川徐 三 南陽洪 三 永川李 二 密陽朴・光山金・義城金・碧山金・龍宮崔・智江張。
- 孝台面 一三 孝台司空 三 文化柳 二 清道金・義城金・安東樞・星州都・幸州段・慶州孫・延安李・東萊鄭。
- 街溪面 一九 街林洪 五 慶州金 三 金海金 二 永川崔 二 興陽李・固城李・全州李・慶州李・平山申・義興
- 朴・密陽朴。

- 義城郡春山面 一〇 密陽朴・金海金・義城金・金寧金・慶州金・成陽朴・一直孫・密陽孫・慶州孫・慶州李。
- 比安面 一四 密陽朴 二 慶州金 二 比安朴・慶州金・慶州孫・成昌金・安東金・金海金・順天張・南陽洪・綾州具。

金海裴。

龜川面 一五 密陽朴 三 陽城李・丹陽禹・陽城李・草溪卞・連城徐・安東權・晉州姜・坡平尹・順天張・金海金・咸昌金

一善金。

多仁面 一四 安東金 二 慶州金 二 慶州崔 二 平海黃・金寧金・金海金・慶州李・眞城李・興海裴・安東權・南

原梁。

安東郡安東邑 二四 安東金 八 安東權 八 咸安趙 二 囚城李・仁同張・晉州姜・密陽朴・金海金・平澤林。

臥龍面 三四 安東權 六 光山金 四 安東金 三 英陽南 二 平海黃 二 眞城李 二 順興安・全州李・

忠州池・始興安・永川李・寧越嚴・仁同張・南陽洪・宣城李・丹陽張・金海金・奉化鄭・醴泉林・月城李・慶州金。

北後面 一七 晉州姜 六 安東權 二 醴泉林 二 慶州金 二 眞寶李・英陽南・密陽朴・安東張・月川趙。

西後面 一三 金海金 二 慶州崔 二 安東權 二 襄陽趙・安東金・義城金・安東張・原州邊・寧越辛・寧海朴。

豐北面 一二 豐山金・安東金・高靈朴・興海裴・醴泉林・英陽南・眞城李・清州鄭・月城李・延安宋・丹陽禹・平海黃。

一直面 一〇 韓山李 二 安東權 二 英陽南 二 眞寶李・海州吳・義城金・大邱徐。

青松郡巴川面 一〇 牙山蔣・青松沈・寧海申・永川李・碧珍李・全義李・密陽朴・平海黃・連城徐・安東金。

眞寶面 一九 安東權 四 密陽朴 三 咸安趙 二 義城金 二 金寧金 二 金海金 二 寧海中 二 寧

海朴・興海裴。

迎日郡東海面 二七 金海金 一〇 慶州李 八 密陽朴 三 月城崔 三 金寧金 二 烏川鄭。

慶州郡內南面 一〇 月城崔 二 月城孫 二 月城金 二 谷山韓・安東權・月城朴・月城李。

外東面 二二 金海金 四 慶州崔 三 清安李・金寧金・慶州李・密陽朴・丹陽禹・豐川任・彌州李・月城李・清安李・

仁川李・遼安金・月城金・仁同張・高敬吳。

江東面 一四 彌州李 三 慶州孫 三 寧越辛・廣州安・安東權・牙山蔣・昌寧曹・清安李・慶州李・月城李。

江西面 三八 月城李 六 慶州李 五 彌州李 四 金海金 三 慶州金 三 月城金 三 月城崔 三 慶

州崔 二 密陽朴 二 清安李 二 永川李 二 星州李・牛峰李・月城朴。

第四章 同族部落の分布

陽南面 一七 金海金 四 密陽朴 三 慶州李 二 慶州崔 二 金寧金 二 月城李。延日鄭。平澤林。龍宮前
永川郡永川面 一五 永川李 六 達城徐 二 密陽朴 二 星山李。豐泉李。豐川任。東萊鄭。永川尹。

臨泉面 一五 永陽李 三 月城李 二 碧珍李 二 月城金 二 烏川鄭 二 魏城金。東萊鄭。月城崔。密陽朴
華東面 一一 烏川鄭 二 昌寧成 二 安東權。清州楊。羅州丁。義城金。平海黃。龍宮全。陽山李。

花山面 一五 坡平尹 二 昌寧李 二 永川李 二 英陽金。金海金。慶州金。羅州。烏川鄭。清州楊。月城李。安
東權。密陽朴。

知谷面 一四 昌寧曹 三 烏川鄭 二 慶州金。密陽朴。月城朴。永川泉浦。清州李。羅州李。月城李。順興安。安東權
慶山郡龍城面 一九 慶州金 三 慶州李 三 金海金 二 永川崔 二 清道金 興海崔。昌寧曹。密陽朴。月城朴。香州

安。坡平尹。天安全。綾城具。

河陽面 一八 永川李 六 河陽許 二 慶州崔 二 昌寧曹 二 延州玄。密陽朴。星州都。清道金。恩津宋。東萊
鄭。

清道郡伊西面 一〇 密陽朴 六 義興丙。岐城潘。金海金。義寧李。

大城面 一二 金海金 三 南平文 二 慶州李。昌原黃。咸安趙。竹山朴。牙山將。密陽朴。

高靈郡開津面 一〇 全州李。星山李。龍西李。慶州李。金海許。達城徐。玄風郭。慈山金。金海金。高靈朴。

茶山面 一〇 全義李。廣平李。密城朴。密陽孫。坡平尹。達城徐。昌寧曹。海城羅。幸州奇。厚州金。

星州郡碧珍面 一二 星州都 二 星山呂。玉山張。京山李。星州李。東萊鄭。金寧金。金海金。南平文。綾城具。順興安。

船南面 一一 星山李 四 江黎魯 二 德山李。南陽洪。東萊鄭。忠州石。高靈朴。

溇谷郡若木面 一〇 玉山張 四 咸陽朴 二 金寧金。金海金。一密金。平山申。

仁同面 一四 仁同銀 七 金海金 三 密陽朴 二 迎日鄭。慶州李。

枝川面 一一 廣州李 二 德山李。順天朴。密陽朴。東萊鄭。坡平尹。漆原尹。大邱裴。綾城具。治城宋。

金泉郡分川面 一〇 金海金 三 全州李 二 密陽朴 二 碧珍李。浙江片。星山全。

金泉邑 一七 金海金 五 密陽朴 五 慶州李 三 全州李 二 東萊鄭。慶州崔。

慶山郡玉城面 一〇 密陽朴 二 平山申 延日鄭。慶州崔。平澤林。慶州李。全州李。安東權。清州南。

山東面 一〇 金海金 二 一善金 二 江羅魯・南陽洪・順興安・慶州崔・平海黃・陽城李。
高牙面 一六 坡平尹 三 金海金 二 一善金 二 慈山金 二 宿川廉・醴泉林・慶州鄭・幹山李・慶州李・車溪
下。

龜尾面 二一 密陽朴 六 金海金 三 全州李 二 碧珍李 二 慶州崔 二 慶州金・慈山金・一善金・延日鄭。
金海邊・金海崔。

尙州郡沙伐面 一五 金澤金 二 東萊鄭・春川朴・密陽朴・慶州金・金海金・順興安・遠城徐・慶州李・平海黃・昌寧曹・沃川金。
海州吳・仁同張。

功城面 一三 慶州李 三 遠城徐 二 咸昌金・金海金・福山宋・密陽朴・晉陽姜・南平文・慶州孫・全州崔。
中東面 一二 密陽朴 二 東萊鄭・東萊鄭・平海黃・咸昌金・慶州金・海州吳・坡平尹・南原梁・順興安・福山宋。
率西面 一二 金海金 四 慶州李 二 昌寧成・密陽朴・曠陽陳・安東權・豐壤趙・沃川金。

開慶郡山北面 一四 慶州李 二 安東金・宣城金・長水黃・平海黃・平山申・江陵崔・潘南朴・寒城鮫・利川徐・醴泉林・海州吳・仁同張
加恩面 二八 全州李・慶州金・西山金・江陵金・順興安・仁川蔡・宜寧余・順天金・光山金・牛峰李・奉化琴・慶州崔・大邱
徐・清州鄭・密陽朴・慶州李・仁同張・南陽洪・昌寧曹・平海黃・安東金・開慶趙・青松沈・清州韓・丹陽禹。
東萊鄭・坡平尹・晉州姜。

醴泉郡柳川面 一六 慶州崔 三 三陟金 二 寧越嚴 二 月城李 二 坡平尹・昆陽裴・青松沈・醴泉林・密陽朴・晉州
姜・開城禹。

知保面 一五 安東權 二 全州李 二 密陽朴 二 龍宮金 二 星州玄・咸安趙・東萊鄭・坡平尹・安東金・慶州
崔・羅州丁。

龍宮面 一〇 竺山全・曠州李・安東權・坡平尹・醴泉張・順興安・清州韓・仁同張・金海金・星州都。

慶州郡榮州面 一〇 治城宋 二 潘南朴 二 義城金・咸昌金・清道金・羽溪李・沃川金・羅州丁。

伊山面 一五 宣城金 二 安東權・義城金・慶州金・遠城徐・沃川金・平義李・米化鄭・江陵劉・晉州姜・慶州孫・順興安。
醴泉林・平山申。

慶尙南道

晉州郡晉州邑 八七 金海金氏 一二 密陽朴氏 一〇 晉陽姜氏 七 慶州金氏 六 全州李氏 六 慶州崔氏 五

晉州姜氏 四 晉州河氏 三 達城徐氏 三 善山金氏 二 晉陽鄭氏 二 坡平尹 二 晉陽河

氏 二 慶州李氏・晉州鄭氏・濟州韓氏・海州吳氏・旌善金氏・密陽孫氏・金海許氏・光山金氏・陝川李氏・

星山李氏・靛寧李氏・全州崔氏・清州鄭氏・海州鄭氏・安東金氏・仁同張氏・南原梁氏・平山申氏・昌寧成氏・

安東羅氏・昌原黃氏・延安李氏・咸安趙氏。

井村面 一〇 晉州姜 四 金海金 三 新安朱・咸安趙・金寧金。

二班城面 一五 海州鄭 二 青松沈・慶州李・金海金・商山金・固城李・晉陽姜・密陽孫・晉城姜・清州韓・恩津宋・金寧金。

琴山面 一四 昌寧成 二 密陽朴 三 晉陽鄭・丹陽張・晉陽姜・昌寧曹・南平文・長興高・鐵城李・金海金・延日鄭。

美川面 二〇 密陽朴 四 金寧金 二 羅州林・晉州姜・全州李・南平文・全義李・咸安趙・昌原黃・晉陽姜・慶州金。

咸陽吳・晉陽鄭・慶州崔・金海許・海州吳。

宜寧郡芝正面 二六 密陽朴 五 全義李 四 晉陽姜 三 金寧金 二 金海金 二 密陽孫・海州吳・順興安・羅陽陳。

延安車・碧珍李・清州李・坡平尹・平山申・仁川李。

洛西面 一五 金海金 二 慶州崔 二 碧珍李 二 潭陽田 二 金寧金・密陽下・密陽孫・坡平尹・草茂鄭・瑞興

金・大邱我。

官柳面 一一 達城徐・慶州崔・金寧金・慶州金・金海金・右陽孫・潭陽田・密陽朴・高靈朴・昌寧成・安岳李。

咸安郡漆北面 一二 廣州安 二 密陽朴 二 延安車 二 金海姜・靈山辛・尙州周・慶州金・商山金・羅陽陳。

昌寧郡高岩面 一五 昌寧曹 三 密陽孫 二 晉州河 二 瑞興金・長淵盧・慶州崔・南平文・昌寧成・瑞興金・慶州李・光

州盧。

大合面 二〇 密陽朴 三 金海金 三 南平文 二 慶州金・忠州石・仁同張・晉州姜・安東金・長淵盧・達城徐・慶

山公・星山李・碧珍李・慶州崔・新安朱。

梨勞面 一 光州盧 三 曲阜孔 二 晉州河・長淵盧・昌寧成・忠州石・延安車・羅州朴。

桂城面 一三 密陽朴 四 東萊郡。安東權。慶州崔。慶州李。碧珍李。八沃郡。靈山辛。金海金。昌原黃。

密陽郡府北面 一七 咸平李 三 黃州安。密城朴。平山中。慶州崔。密城孫。淳昌薛。牙山蔣。長水黃。晉陽河。驪州李。安東權。

咸安趙。寧越孫。坡平尹。

上東面 一一 密陽朴 三 金海金。慶州金。遼城徐。廣州安。昌原具。慶州李。

三浪津面 一四 慶州李 五 密城朴 五 金海金 三 金寧金。

梁山郡梁山面 一二 金海金 五 慶州李 三 密陽朴 三 東萊郡。

蔚山郡江東面 一七 金海金 六 密陽朴 三 慶州金 二 慶州李 二 蔚山金。蔚山李。慶州崔。坡平尹。

彥陽面 二二 慶州金 七 金海金 二 金寧金 二 延安宋 二 安東權 二 仁同張。海州吳。水原白。濟州韓。

密陽朴。慶州李。慶州崔。

金海郡金海邑 一〇 金海金 五 金海許。密陽朴。江陵劉。文化柳。載寧李。

鳴旨面 一五 金海金 六 慶州李 三 花陽朴 三 慶州崔 二 盆城魏。

昌原郡北面 一五 金海金 三 星州李 二 慶州李 二 昌原黃 二 昌寧曹。靈山辛。花陽朴。昌原甘。南山金。金寧金。

金。

東面 一三 南山金 三 慶州李 二 海州吳。密陽朴。曲阜孔。全州李。昌原具。金海金。延安金。仁同張。

上南面 一一 金海金 四 平山申。交河盧。順興安。南平文。昌寧曹。楡山黃。金寧金。

鐵田面 一五 金海金 二 草溪卞 二 楡山黃。善山金。光山金。晉陽姜。星山李。全州李。金海許。安東權。密陽朴。

慶州朴。濟州韓。

統營郡統營邑 二〇 金海金 一〇 密陽朴 六 全州李 三 慶州李。

閑山面 一〇 密陽朴 二 居昌劉。慶州李。全州李。咸安趙。慶州鄭。晉陽姜。金海金。曲阜孔。

長木面 一七 金海金 三 密陽朴 二 南原梁。昌原黃。晉陽河。岐城潘。全州李。恩津宋。平山中。遼城徐。慶州具。

草溪鄭。慶山金。曲阜孔。

河清面 一〇 金海金 三 全州李。安東權。遼原尹。靈山辛。慶州李。遼城徐。南陽洪。

固城郡介川面 一〇 慶州金 三 全州崔。全州李。密陽朴。清州韓。金海金。晉州姜。仁川蔡。

九萬面 一〇 全州崔 四 咸安李 二 碧珍李。玄風郭。昌寧曹。密陽朴。

瓦渡面 一二 水原白 二 密陽朴。慶州崔。金海金。卷山林。昌原黃。陽川許。昌原具。咸安李。固城李。金寧金。

東海面 一六 昌原黃 二 咸安李。金海金。曲阜孔。江陵劉。光山金。金州崔。順陽千。清州韓。晉州姜。全州全。全州李。

密陽朴。鐵城李。延日鄭。

固川郡漢南面 二〇 金海金 七 全州李 二 朔寧崔 三 仁同張。慶州李。慶州金。慶州崔。金寧金。鳳州李。陝川李。鐵城李。

被李。

龍見面 一四 平山申 三 密陽朴 二 晉陽姜 二 咸安趙 二 陝川李。恩津宋。慶州李。南平文。披平尹。

南海郡二東面 一三 慶州金。全州崔。鳳山李。竹山村。長水李。密陽朴。晉州河。金海金。晉州姜。慶州鄭。密陽孫。披平尹。清州韓。

韓。

三東面 一七 金海金 四 慶州崔 二 晉陽姜 二 慶州金。恩津宋。晉陽河。鳳州李。南陽洪。慶州李。草溪崔。金寧金。全州李。

寧金。全州李。

西面 二〇 密陽朴 四 晉陽鄭 四 慶州金 二 玄風郭 二 慶州崔 二 鐵城林。南平文。披平尹。全州李。

平山申。文化柳。

雲川面 一六 晉陽鄭 四 密陽朴 二 晉陽柳。水原白。文化柳。慶州金。金寧金。龍宮金。披平尹。晉州姜。忠州池。

清州韓。

昌寧面 一三 密陽朴 四 慶州鄭 二 玄風郭。晉陽姜。道城徐。鳳州林。全州李。金海金。晉陽鄭。

河東郡金南面 三五 金海金 一一 晉陽鄭 四 全州李 三 慶州李 二 咸安趙 二 昌原黃 二 金寧金。晉陽姜。長水李。南平文。全州全。順陽陳。秋溪秋。密陽朴。晉陽河。零越嚴。慶州金。

辰橋面 一八 金海金 六 密陽朴 三 全州李 二 陝川李 二 晉陽鄭 二 永川李。公州李。東城李。

青巖面 一五 金海金 三 全州李 二 晉陽姜 二 延日鄭 二 南原梁 二 慶州金。蔚山金。海州吳。光州盧。

山清郡丹城面 一〇 安東權 三 鳳山李 二 陝川李 二 披平李。咸安李。草溪鄭。

新安面 一二 鳳州李 二 晉陽姜 二 晉陽柳。慶州李。陝川李。全義李。平澤林。南平文。密陽朴。鳳州都。

成陽郡池谷面 一六 河東郡 三 豐川盧 二 晉陽姜 二 河陽許 二 金澤金・瑞山鄭・東萊鄭・遼城徐・水原白・蔚原梁・全州李。

安藝面 一九 密陽朴 四 東萊鄭 二 金澤金・慶州崔・晉陽河・瑞山宋・全州李・金寧金・星州李・耽津崔・安東金・陝川李・草溪鄭・丹陽禹・晉陽姜。

居昌郡南下面 一四 東萊鄭 二 密陽朴 二 金澤金・陝川李・披平尹・全州李・光山金・和順崔・秋溪秋・居昌劉・河陽李・鳳山張。

加北面 一一 密陽朴 二 竹山全 二 晉陽鄭 二 金寧金・昌寧成・晉陽河・善山金・利川徐・神院面 一一 金寧金・昌寧曹・居昌慎・星州鄭・慶州具・安東金・陝川李・玄風郭・南平文・平山申・密陽朴。

陝川郡陝川面 一〇 陝川李 六 東萊鄭・星山李・金澤金・瑞山鄭・青龍面 一五 延安車 三 臨津安 三 光州盧・碧珍李・遼城徐・陽川崔・密陽朴・八溪卞・金寧金・慶州金・驪陽陳。

大邱面 一〇 晉陽姜 四 青松比 三 延日鄭 二 羅州林・雙柏面 一一 草溪鄭 二 金寧金 二 仁川李 二 松山朴・慶州金・金澤金・晉陽姜・咸安李・大井面 一七 南平文 三 恩津宋 三 安東樓 三 八溪鄭 二 宜寧孫・碧珍李・晉陽姜・慶州李・全州李・濟州郭。

黃海道

海州郡海州邑 二七 全州李氏 七 密陽朴氏 七 海人金氏 七 海州崔氏 六。

雲山面 一〇 晉州安 四 李義李 三 全州李・豐壤趙・迎日鄭。

延白郡松邊面 一〇 白川劉・居昌劉・高敏吳・海州崔・潘南朴・長水黃・安東金・江華金・仁同俞・安城李。

金山面 一五 南山金 三 晉州柳 二 順興安 二 豐山金・全州李・羽溪李・竹山安・豐川任・順興閔・高敏吳・白川趙。

花城面 一九 順興安 三 金海金 二 白川趙 二 丹陽禹 二 全州李 二 南山金・仁同張・順興閔・全州柳。

原州邊・天安全・丹陽李・濟州高。

金川郡好賢面 一〇 全州李 三 交河盧 二 平海孫 二 扶女林・丹陽禹・昌原金。

平山郡細谷面 一九 平山申 五 羅興岡 二 坡平尹 二 漢陽趙 二 咸悅南宮 二 南原梁・南陽洪・全州李・高靈

李・文化柳・全州崔。

馬山面 一一 平山申 四 全州李 二 仁川蔡・豐山金・慶州李・全義李・竹山安。

慶津郡東南面 一〇 坡平尹 四 南平文 二 金海金 二 水原金・順興安。

昭川郡加惠面 一〇 金寧金 二 密陽朴 二 瑞山柳 二 延安田・羅興岡・花山李・全州李。

弓興面 一八 全州李 三 全義李 三 慶州李 二 密陽朴 二 咸陽呂・古阜李・安東張・昌原資・羅州林・海州

崔・安東權・清道金。

鐵寧郡長海面 一二 和順崔・慶州崔・南原梁・安陵康・白川劉・水原白・高敏吳・密陽朴・義城金・全州李・晉州姜・平山申。

實州郡青龍面 一〇 光山金 二 慶州金・清道金・靈光金・密陽朴・南陽洪・遂安李・慶州李・羅日承。

三田面 一〇 順興安 二 義城金 二 慶州金・金海金・高陽孫・南陽洪・豐川任・坡平尹。

平 安 南 道

大同郡大同江面 一二 全州金氏 三 密陽朴氏 二 交河金氏・金化金氏・金海金氏・唐岳金氏・全州劉氏・宜寧李氏・南陽洪氏。

龍山面 一三 谷山康 二 楊州金・光山金・交河金・金化李・延安李・白川趙・海州吳・昌寧曹・延安車・南陽洪・全州金。

順川郡順川面 一〇 白川趙 二 清州韓・南平文・南陽洪・廣州李・全州金・坡平尹・全州崔・溫陽方。

新倉面 一一 順天金 四 谷山康 二 白川趙 二 和順金・忠州崔・密陽朴。

厚灘面 一八 坡平尹 四 奉仁崔 二 宜寧玉 二 唐津崔・海州崔・龍仁李・全州李・平昌李・文化柳・水原白・羅

州丁・東萊鄭・濟安資。

內南面 一〇 密陽朴・楊州金・廣州金・密陽金・光山金・清州韓・仁同張・廣州李・延州玄・坡平尹。

咸川郡靈泉面 一三 密陽朴 二 特城張 二 慶州金 二 濟州金・坡平尹・羅州羅・延安李・全州李・原州邊・清州韓。

三德面 一一 新陽朴 二 魯城朴・原州元・慶州北・海州吳・金浦李・延安李・安東張・慶州金・金海金。

中和郡中和面 一〇 延日鄭 二 唐岳金・金海金・原陽林・海州吳・晉州姜・坡平尹・仁川蔡・全州崔。

龍岡郡吾新面 一一 蔚珍林 六 新陽朴・義城金・清風金・平澤田・忠津宋。

多美面 二三 金海金 三 延日鄭 二 蔚珍林 二 福山宋 二 晉州金・咸平金・海州崔・慶州李・開城李・利川

徐・南平文・交河盧・恩津宋・宜寧玉・羅州羅・密陽朴・玄風郭・海州吳。

三和面 一二 平昌李 二 順興安 二 義城金 二 慶州李・全義李・平澤田・結城張・濟州高・濟州韓。

新寧面 一六 慶州金 二 濟州韓 二 全州李 二 仁川蔡・金海金・義城金・光州金・通津金・安山金・南陽洪・南

原梁・沃川金・江陵崔。

金谷面 一五 延安車 二 延安盧・順興安・全州李・德水李・白川趙・江華魯・谷山麻・光山金・金海金・開城金・南陽洪・

結城張・草溪鄭。

龍月面 一〇 晉州柯・清風金・全州金・靈光金・青松沈・晉州姜・濟州方・白川趙・原州邊・結城張。

江西郡普林面 一一 金海金 二 密陽朴 二 慶州金・平昌李・信川麻・全州崔・慶州崔・南陽洪・順興安。

平原郡公德面 一三 密陽朴 三 濟州韓 二 丹陽禹 二 南平金・白川金・萬頃金・鐵城金・慶州金・長水李。

安州郡龍花面 一一 水原金・晉州金・慶州金・羅州林・順興安・延日鄭・報恩張・泰仁崔・密陽朴・忠州朴・白川趙。

新安州面 一〇 順興安 五 信川麻 二 慶州李・慶州金・金海金。

平 安 北 道

後州城義州面 一五 富陽朴氏 五 慶州金氏 三 河東鄭氏 二 金海金氏・全州李氏・丹陽李氏・安東張氏・海州崔氏。

古館面 一〇 濟州韓 四 江陵劉 二 順興安・安山金・南原獨孤・密陽朴。

批岬面 一一 密陽朴 三 水原白 二 忠州趙・漢陽趙・南平文・清風金・江華金・晉州金。

八摩面 一〇 原州元 三 德永李・全州崔・天安全・密陽孫・南陽洪・水原白・青松崔。

山川郡西川面 一三 南陽洪 三 密陽朴 二 福山宋 二 清州李・安東金・金海金・延日鄭・全州李・全州崔。

北面 一〇 利川徐 二 大邱徐・清州韓・光州卓・仁同張・延安金・信川麻・大興李・延州玄。

南面 一〇 羅州金・金海金・慶州崔・清州韓・平南朴・羅州羅・安東金・礪山宋・昌寧曹・善山吉。

東面 一六 密陽朴・忠州池・慶州李・蔚州李・安義林・光州卓・延州玄・信川張・海州吳・金海金・晉州金・慶州金・原州邊・旌善李・江陵劉・善山吉。

龍溪面 一五 仁川李 二 坡平尹 二 安東金 二 溫津方・慶州金・順天金・金海金・清州韓・密陽朴・恩津金・海州崔・水原白。

西面 一六 坡平尹 四 安東金 二 永川金・慶州金・羅州金・晉州姜・溫陽崔・海州吳・善山吉・慶州李・尙州周・晉州鄭。

定州郡總面 一一 河東鄭・尙州金・公州金・延安金・信川張・潭陽山・密陽朴・全州李・白川趙・南平文・清州韓。
天泉面 一四 公州金・慶州金・忠州金・光州金・延安金・金海金・順天金・晉州姜・旌善全・全州崔・信川張・潭陽田・寧海朴・水原白。

阿耳浦面 一〇 仁川李 二 全州李 二 南陽洪 二 白川趙・慶州金・延安金・潭陽田。

南面 一〇 水原白・密陽朴・光山卓・延州玄・海州鄭・和順崔・海州崔・溫陽方・新安朱・忠州石。
海山面 一二 延安金 二 全州金 晉州鄭・白川趙・全州李・密陽朴・海州盧・坡平尹・金海金・南陽洪・丹陽李。

馬山面 一二 延安金 三 南陽洪 二 密陽朴 二 光州盧・清州韓・海州盧・南陽金・南平文。
宜川郡新府面 一〇 逢安桂 四 慶州金 二 白川趙・牙山李・全州李・河東鄭。

深川面 一〇 潭陽田 二 逢安桂 二 密陽朴・順天朴・善山吉・牙山李・安東金・金海金。
礪山郡鐵山面 二〇 河東鄭 六 安東張・礪山宋・晉州姜・全州崔・商山金・丹陽李・全州李・順興安・雲光金・金海金・江陵金・密陽朴・全州崔・藍川金。

柏梁面 一〇 河東鄭 三 金海金 二 全州崔・洪州金・丹陽李・密陽朴・昌原黃。

丁德面 一六 河東鄭 五 延安金 二 全州崔 二 清州韓・羅州林・金海金・南平文・慶州李・江陵金・洪州金。
鉄閉面 一八 河東鄭 一〇 廣州盧・溫陽方・平澤林・竹山朴・鎮安李・密陽保・廣州金・江陵金。

龍川郡龍川面 三〇 安東金 七 丹陽李 五 仁同張 三 慶州金 三 金海金 二 慶州李 二 晉州金・清州高・密陽朴・全州崔・昌原黃・全州金・河東鄭・海州崔。

北中面 一六 仁同強 九 安東金・金海金・南平文・扶安李・漢陽趙・海州崔・丹陽李。

内中面 二〇 丹陽李 一五 順興安 四 安東金。

朔州郡水豊面 一〇 延安金 二 西蜀明 二 清州韓・安東李・固城李・全州金・全州李・唐居金。

楚山郡桃源面 一五 全州金 三 慶州金 三 全州李 三 金海金 二 密陽朴 二 清州韓・南平文。

江界郡江界邑 二〇 全州李 二 慶州李 二 清州金 二 金海金 二 開城金 二 龍宮李 二 慶州金 二 青

松嶺・濟州崔・忠州金・全州金・光州李・尾州李。

慈城郡閭延面 四〇 金海金 五 全州金 五 全州李 五 密陽朴 四 慶州金 四 清州韓 二 順興安 二 晉

州安・平山申・海州吳・全州崔・海州崔・礪山宋・水原白・溫陽方・原州元・清州金・開城金・南平文・慶州李。

厚昌郡厚昌面 二六 全州金 四 全州李 四 密陽朴 四 清州韓 四 金海金 三 慶州金 三 全州崔 二 河

東郡・江陵崔。

江 原 道

麟蹄郡麟蹄面 二二 金海金氏 六 密陽朴氏 五 全州李氏 三 平昌李氏 二 慶州金氏・海州崔氏・江陵金氏・江陵朴

氏・順天朴氏・慶州崔氏。

北面 一五 金海金 三 慶州金 三 全州李 三 平昌李 二 三陟金・全州崔・將松沈・青松李。

瑞和面 二二 慶州金 五 金海金 四 密陽朴 三 全州李 一 三陟金・全州崔・慶州李・延日鄭・青松沈・江陵

崔・順興安・全州金。

淮陽郡上北面 二二 稗山李 七 慶州金 四 全州李 三 密陽朴 三 恩津宋 三 平昌李・全州金。

長楊面 一〇 光山金 五 金海金 二 江陵劉・密城朴・全州李。

高城郡杆城面 二三 旆壽金 四 江陵金 三 楊根成 三 寧海朴・平昌李・金海金。

襄陽郡道川面 一三 慶州金 二 金海金 二 全州李 二 江陵朴・海州吳・江陵金・安東金・丹陽張・密陽朴・慶州李。

竹旺面 一〇 江陵成 二 龍宮金・平昌李・密陽朴・金海金・成從魚・礪山宋・慶州金・江陵崔。

江陵郡城隍面 一六 江陵崔 九 江陵金 二 昌寧曹・全州李・三陟沈・成陽朴・東州崔。

江東面 二一 江陵金 五 金海金 四 江陵嶺 三 江陵朴 二 慶州李 二 寧海李・南陽洪・慶州金・全州李・密陽朴。

邱井面 一五 江陵金 五 江陵嶺 三 江陵朴 二 延日鄭 二 全州李 二 慶州李・密陽朴。

三陟郡三陟面 二二 三陟金一〇 密陽朴 六 江陵嶺 三 全州李 二 慶州李。
近德面 二三 三陟金 五 金海金 四 江陵金 三 密陽朴 三 南陽洪 二 羽溪李・安東金・咸城李・延日鄭・慶州李・江陵嶺。

遠德面 二一 三陟金一一 羅興岡 三 密陽朴 二 慶州李 二 金海金・江陵嶺・全州李。
下長面 一〇 三陟金 三 全州李・旌善金・英陽南・順興安・江陵成・安東樞・寒越李。

所達面 一一 全州李・慶州李・三陟金・金寧金・金海金・慶州金・豐川任・三陟沈・青松沈・南陽洪・密陽朴。
未老面 一〇 三陟金 五 江陵嶺 二 三陟沈・全州李・密陽朴。

北三面 一二 三陟金 九 江陵金 四 南陽洪 二 江陵嶺 二 延日鄭 二 金海金・蔚珍張・密陽朴。
蔚珍郡北面 一四 潭陽田 四 三陟金 二 蔚珍張 二 密陽朴・全州李・金海金・寧海朴・新安朱・英陽南。

近南面 一〇 英陽南 二 慶州李 二 金海金 二 羽溪李・蔚珍張・新安朱・平昌李。
遠南面 一六 仁岡張 二 金海金 二 坡平尹 二 三陟金 二 蔚珍張 二 江陵嶺・英陽南・蔚珍林・星州都・慶州李・全州李。

溫井面 三一 慶州李 七 平海貢 六 金寧金 三 平海孫 二 英陽南・蔚山朴・寧海朴・廣州李・密陽孫・密陽朴・寒越殿・昌寧曹・龍宮余・安東金・魯山金・金海金・奉化鄭。

旌善郡東面 一六 旌善金 七 江陵嶺・金海金 三 平昌李・三陟金。
北面 一六 旌善金 四 金海金 四 慶州金 三 慶州李・鐵原金・成川金・江陵金・三陟金。

臨沂面 二二 金海金 四 江陵嶺 三 全州李 三 江陵金 三 密陽朴 三 三陟金 二 延安金・德水李・安東金・平昌李。

寒越郡寒越面 一〇 寒越殿 五 羅州丁 二 金海金 二 慶州金。

剛邊面 一〇 密陽朴 三 原州元 三 金海金・慶州李・密陽朴・全州李。

原州郡神林面 一一 金海金 三 密陽朴 三 全州李 二 慶州金・慶州李・慶州崔。
 廣城郡屯内面 一七 金海金 三 慶州金 三 密陽朴 三 慶州李 三 全州李 二 江陵崔・江陵崔・原州李。
 洪川郡化村面 一二 洪川龍・平海洪・密城朴・原州李・全義李・務安朴・金海許・平昌李・忠州池・全州李・宜寧南・清州史。
 斗村面 一二 全州李 三 金海金 三 慶州金 二 密城朴 二 延安李。
 寧川郡東面 一二 海州吳 二 海平吉 二 靈巖朴・礪山宋 義城金・全州李・密陽朴・金海金・慶州金・善山金。
 金化郡金城面 一〇 交河盧 三 全州李 三 慶州金 二 竹山朴・果川李。
 近東面 二〇 金海金 四 開城李 四 平山中 三 晉州柳 二 安東林 二 青松沈 二 密陽朴・文化柳・寧海朴。
 西面 二〇 金海金 四 全州李 三 密陽朴 二 寧海朴 二 平山中 二 光山金・忠州池・慶州崔・旌善全。
 遼南面 二二 金海金 四 星山裂 四 密陽唐 二 慶州金 二 交河盧・旌善全・江陵金・星州李・竹山朴・三陟金・全州李・龍仁李・安東金・水原白。
 近北面 一四 寧海朴 四 清州韓 二 全州李 二 錫林朴・江陵成・坡平尹・平山中・完山李・全州金。
 鐵原郡馬場面 二六 全州李 六 延州玄 六 寧城崔 四 金海金 三 坡平尹 三 慶州金 二 江陵金・延州金。
 談長面 一〇 全州李 四 金海金 二 濟南朴 二 安東金・密陽朴。
 新西面 一四 牛峰金 三 金海金 二 全州李 二 密陽朴 二 廣陽趙 二 坡平尹・順天李・延安金。
 平康郡木田面 一一 禮安李 二 遂安崔 二 安東崔・水原白・金海金・密陽朴・新昌孟・旌善全・安東金。
 高禱面 一八 全州李 六 密陽朴 四 平山中 二 慶州金 二 平昌李・清州金・江陵金・安山金。
 伊川郡板橋面 一〇 江陵成・安山方・旌善全・善山吉・礪山宋・慶州金・晉州張・全州李・隋城崔・東萊鄭。
 熊灘面 一〇 全州李 三 水原白 二 南陽洪 二 平山中・陽川許・清州韓。

咸鏡南道

咸州郡興南邑 二三 全州李氏 四 全州金氏 四 密陽朴氏 四 金海金氏 三 慶州金氏 三 清州韓氏 二 清州

崔氏・南平文・清州楊。

下朝陽面 一〇

清州韓 三 密陽朴 二

全州李・旌善全・海州吳・杜陵杜・慶州金。

定平郡府内面 二五

清州韓 四 星州李 二

慶州金 二 全州金 二 全州崔・全州李・昌原朴・原州元・光山金。

森柳面 一八

陽城李 六 慶州金 五

清州韓 三 巴州池 二 密陽朴・延日鄭。

文山面 一七

清州韓 一 慶州金 三

全州李 二 旌善全。

露休面 一一

清州韓 六 密陽朴 二

慶州金 二 全州金。

瓦舖面 一二

全州李 七 新安朱 二

清州韓・密陽朴・慶州金。

木伊面 二九

慶州金 九 清州韓 七

星州李 三 陽城李 三 全州李 二 旌善全・順興安・慶州崔・平山申。

礪山宋。

永興郡德興面 二三

慶州金 七 新安朱 四

漢陽趙 三 安東張 二 全州李 二 三陟金 二 清風金・永川金。

仁同張。

鏡坪面 一一

慶州金 二 漢陽趙 二

慶州鄭・延安車・全州金・全州崔・江陵陳・密陽朴・牙山李。

禮岐面 一二

慶州金 五 密陽朴 二

寧海金 二 星州裴 二 全州李。

順孝面 一五

全州李 三 仁同張 二

洪州石 二 慶州金・三陟金・清風金・仁同崔・迎日鄭・慶州鄭・江陵陳・恩津宋。

津宋。

古寧面 一一

披平尹 五 南平文・江陵陳・慶州鄭・全州李・慶州金・寧海金。

仁興面 一三

全州李 三 慶州金 三

漢陽趙 三 新安朱 三 清風金。

水洞面 一一

全州金 四 慶州金 三

全州李 三 密陽朴。

安邊郡塔花面 一九

安州李 四 金海金 四

東萊金 二 晉州姜 二 平昌李・仁同張・海州吳・清州金・文化柳・恩津宋・海州柳。

宋・海州柳。

瑞谷面 一〇

全州金 二 密陽朴 二

東萊金 二 延安李・全州李・永川李・安義周。

文山面 一七

忠州崔 三 旌善全 三

密陽朴 二 密陽朴 二 清州韓 二 杆城金 二 廣州李・平昌李・開城李・南平文・

橫城趙。

新茅面 二四 旌善全 八 密陽朴 四 慶州金 三 宋成殿 二 全州李 二 平昌李 一 杆城李 一 金海金 一 江陵金 一 杆城金。

洪原郡景浦面 一二 軍政朴 二 金海金 二 鎮川金 二 全州金 二 仁同張 二 濟州金 一 忠州朴 一

龍川面 一二 慶州金 二 金海金 二 南陽洪 二 全州李 二 旌善全 二 密陽朴 一 濟州高 一

葛東面 一三 晉州姜 五 全州李 三 金海金 二 濟州金 一 開城金 一 慶州金 一

南青面 一二 利川徐 三 慶州崔 二 濟州韓 二 平康蔡 一 軍政朴 一 全州金 一 金海金 一 全州李 一

北青郡北青邑 一〇 金海金 二 慶州金 一 全州李 一 平山申 一 原州元 一 全州崔 一 晉州姜 一 濟州高 一 海州吳 一

青海面 二一 全州李 四 金海金 三 平昌李 三 濟州李 二 青海李 二 漢陽趙 二 白川趙 一 新昌孟 一

義城金 一 開城金 一 海州吳 一

俗厚面 一五 全州崔 二 白川趙 二 旌善全 二 濟州李 一 青海李 一 平昌李 一 丹陽李 一 濟州韓 一 新安朱 一 金海金 一 豐

壤趙 一 漢陽趙 一

住曹面 一三 金海金 四 全州李 三 新安朱 二 密陽朴 二 長興馬 一 〇 慶全 一

上車營面 一五 全州李 四 密陽朴 二 開城金 二 濟州高 二 驪州李 一 濟州韓 一 金海金 一 慈山金 一 溫陽方 一

下車營面 一六 密陽朴 二 全州李 二 江陵劉 二 咸陽朴 一 晉州姜 一 三陟金 一 開城金 一 濟州韓 一 仁同張 一 平昌李 一 慶

州崔 一 溫陽方 一 順興安 一

德城面 一二 漢陽趙 三 江華魯 一 濟州韓 一 平昌李 一 仁同張 一 溫陽方 一 新安朱 一 濟州高 一 密陽朴 一 金海金 一

星望面 二二 金海金 五 旌善全 二 慈山金 二 漢陽趙 二 全州李 二 星州呂 一 開城金 一 平山申 一 濟州溫 一

濟州高 一 晉州姜 一 谷山康 一 恩津宋 一 平潭林 一

利原郡西面 一八 全州李 三 全州金 二 迎日鄭 二 晉州姜 二 平海黃 二 義城金 一 晉州金 一 開城金 一 濟州高 一

漢陽趙 一 密陽朴 一 杆城崔 一

南面 三五 金海金 四 慶州崔 四 全州李 四 濟州金 三 密陽朴 三 慈山金 二 晉州姜 二 寧

越辛 二 長興馬 二 義城金 一 江陵金 一 全州金 一 慶州李 一 旌善全 一 坡州廉 一 仁同張 一 新安朱 一 達城徐 一

端川郡何多面 二五 慈山金 一 金海金 四 清松沈 四 全州李 二 平昌李 二 坡州廉 二 順興安 二 慶

州李・慶州崔・江陵崔・陽川許。

新滿面 二〇 全州李 五 全州崔 四 金海金 二 善山金 二 濟州韓 二 密陽朴 二 坡州廉 二 青
海李。

北斗日爾 二六 全州李 五 金海金 五 善山金 三 坡州廉 三 振威金 二 密陽朴 二 陽川許 二 忠
州金・安東金・水原崔・青松沈。

新興郡加平面 二三 全州李 七 新安朱 五 江陵劉 三 濟州韓 三 慶州金 二 密陽朴 二 軍威朴。

元平面 二四 全州李 六 密陽朴 五 全州金 三 慶州金 三 新安朱 三 長興魏 三 忠州劉。

東古川面 二一 晉州柳 六 濟州韓 四 密陽朴 三 海州崔 三 全州李 二 平澤林・安東金・全州金。

永高面 三三 全州李 八 濟州韓 五 龍仁李 四 永川李 四 慶州金 三 密陽朴 三 延安李 二 旌

善全 二 金海金。

長津郡新南面 二二 全州李 八 濟州韓 六 慶州金 四 密陽朴 二 全州金・全州李。

甲山郡鎮東面 一〇 慶州李 四 密陽朴 三 安城李・全州李・漢陽趙。

會麟面 一四 晉州趙 三 光山盧 三 慶州金 二 安城李 二 扶餘金・晉州金・谷山延・溫陽鄭。

咸鏡北道

龜城郡羅南邑 一四 全州李氏 四 金海金氏 三 全州金氏 二 慶州金氏 二 密陽朴氏 二 安東金氏。

梧村面 三五 全州李一〇 金海金 七 坡平尹 五 密陽朴 四 全州金 四 仁川李・慶州金・蔚珍張・仁岡張。

江陵金。

禮郎面 一八 公州李 五 原州崔 三 延安車 二 全州李 二 延日鄭 二 咸陽朴・原州李・全州金・韓山李。

龍城面 一七 公海金 六 全州李 四 江陵崔 二 咸陽朴・密陽朴・原州崔・忠州朴 公州李。

明川郡下尋面 一二 全州李 四 金海金 二 密陽朴 二 全州金・淳昌朴・扶安崔・全州崔。

東面 二三 全州李 八 公州金 三 羅州朴 二 濟州韓 二 韓山李・江陵金・三陟金・固城金・益山金・咸陽

朴・江陵崔・公州李。

阿河面	三二	全州金一〇	南原太	五	全州李	四	密陽朴	三	金海金	二	寧越金	二	水原崔	二	
		同嶺・扶安崔・江陵金・忠州金。													
上加面	一五	全州李	五	金海金	三	顯陽千	三	全州金・忠州金・慶州金・漢陽趙。							
下加面	一七	金海金	三	全州李	三	密陽朴	三	全州金	二	密陽朴	二	慶州金・原州崔・忠州金。			
上古面	一六	全州李	三	金海金	三	蔚珍張	二	延白鄭	二	慶州鄭	二	全州金	二	忠州崔・善山金。	
吉州郡吉州面	一〇	全州李	三	金海金・三	全州金	二	豐德金	二	光山金。						
雄坪面	一七	陽川許	四	忠州金	二	全州李	二	密陽朴	二	全州林・長興馬・南原梁・順興安・光山金・鏡州					
		金・慶州崔。													
德山面	四〇	金海金	九	陽川許	八	全州李	七	密陽朴	四	光山金	三	水原崔	三	全州崔	二
		州金	二	慶州崔・全州金。											
長白面	三三	全州李	九	密陽朴	八	金海金	五	陽川許	二	光山金・全州林・慶州崔・羅州朴・蔚珍張・新安					
		朱・慶州金・江陵金・全州金。													
英北面	一五	全州李	五	金海金	三	密陽朴	二	全州金	二	慶州金・清州金・三陟金。					
陽社面	二〇	陽川許	五	金海金	五	全州李	五	水原崔	二	慶州金・忠州金・開城崔。					
城津郡城津邑	一一	全州李	三	金海金	三	全州金・善山金・慶州金・忠州金・密陽朴。									
葛城面	五三	金海金	九	全州李	八	陽川許	六	水原崔	六	全州金	四	密陽朴	四	清州金	三
		州崔	三	善山金	二	安東金	二	平山申・慶州崔・文化柳・慶州金・濟州高・溫陽方。							
葛中面	一二	陽川許	三	金海金	二	密陽朴	二	水原崔・公州李・遼陽慈・全州李・全州崔。							
葛西面	三八	全州李	八	金海金	七	陽川許	六	密陽朴	四	濟州韓	三	慶州崔	二	羅州金・慶州金。	
		善山金・全州崔・水原崔・慶州金・開城崔・清州崔。													
葛南面	一九	金海金	六	全州金	三	全州李	三	善山金	二	江陵崔・慶州崔・安東金・鎮川金。					
茂山郡延社面	二三	全州李	五	全州金	三	金海金	三	密陽朴	二	海州崔・水原崔・慶州崔・延安李・清州李・海州					
		金・慶州金・平潭朴・扶安崔・晉州金。													

永北面 一四 陽川許 二 金海金 二 平澤朴 二 慶州崔 二 密陽朴・忠州李・濟州崔・全州金・安東金・廣州李。

會率郡會率面 一一 密陽朴 四 金海金 三 全州李 三 慶州金。

鎭城郡鎭城面 一一 慶州金 三 全州李 二 金海金 二 密陽朴 二 全州金・鎮川金。

龍溪面 二〇 新安朱 五 鎮川金 五 濟州韓 三 海州吳 三 宜寧南 二 慶州金 二。

豐谷面 一四 慶州金 五 濟州韓 四 密陽朴 三 鎮川金 二。

禮城郡柔浦面 一一 慶州金 三 黃洞全 三 杆城崔 二 珍山崔 二 金海金。

永瓦面 一〇 珍山崔 四 黃洞全 二 安民李・慶州金・稜山崔・全州李。

慶州郡安農面 一〇 密陽朴 三 海州崔 二 平康蔡 二 密陽金・通津李・慶州崔。

定安面 一七 遷州崔 四 金海金 三 平康蔡 三 海州崔 二 密陽朴 三 全州金・金堤金。

慶州郡雄基邑 二七 密陽朴 六 金海金 三 全州金 三 慶州李 三 慶州金 二 辰州李・忠州金・江陵李・慶州李・清風金・三陟金・江陵金・莚山金。

上下面 一六 金海金 一 密陽朴 四 益城朴。

以上、一、二、三、同族部落の多い邑面とし、一、二、三、京畿道高陽郡漢芝面の三二一、忠清南道許州郡正川面の二三三、全羅北道金堤郡雙坎面の一九、全羅南道濟州島舊右面の八九、慶尙北道慶州郡江西面の三八、慶尙南道昔州邑の八七、黃海道海州郡存州邑の二七、平安南道龍岡郡多美面の二三、平安北道慈城郡閔延面の四〇、江原道蔚珍郡溫井面の三一、咸鏡南道利原郡南面三五、咸鏡北道城津郡鶴城面の五三である。大體に於て、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道等には、甚だ多数の同族部落を有する邑面が多く、經濟上有利な地域に同族部落の多いと共に、近代經濟及び交通文化の影響を受くること尠き邊陲の地にも、同族部落形態の

未だ崩壊過程に入らず、昔の儘の姿が多く保存されて居ることを歴然と認め得るのである。

一面百世帯以上の同族住居

同族部落は大體に於て同一氏族が一地域に集團して生活して居るのであるが、中には地勢や耕地の關係で、その地方に數戸宛散住するやうな例も尠くない。縱令一箇所に集團せずとも一行政區劃内又は同一地方に多數の同族が住居することは、殆んど同族部落の場合と同様な影響を他に及ぼすから、試みに一邑面内に百世帯以上の同族の集居せる邑面名とその氏族名を左に示して見やう。

一面百世帯以上の同族住居邑面名調 (昭和八年)

金海金氏 ○京畿道高陽郡漢芝面、水原郡水原邑、始興郡永登浦邑、密川郡永宗面、○忠清南道公州郡公州邑、牛城邑、休寧郡熊川面
○全羅北道全州郡龍田面、茂朱郡富南面、南原郡德果面、豆洞面、滿墩郡富安面、益山郡黃登面、○全羅南道光州郡河南面、光陽郡玉龍面、骨若面、麗水郡麗水邑、南面、康津郡大口面、海南郡門内面、花源面、務安郡黑山面、荷衣面、長山面、安佐面、羅州郡平洞面、靈光郡西面、郡南面、白岫面、莞島郡莞島面、所安面、青山面、珍島郡臨淮面、智山面、島息面、濟州島濟州邑、新左面、○慶尙北道達城郡達西面、安東郡西後面、迎日郡東海面、慶州郡陽化面、陽南面、清道郡大城面、漆谷郡仁同面、金泉郡金泉邑、牙川面、農所面、尙州郡牛西面、○慶尙南道晉州郡金谷面、梁山郡梁山面、蔚山郡江東面、東萊郡日光面、金海郡金海邑、鳴旨面、昌原郡上南面、統營郡統營邑、龍南面、長木面、河清面、南苴郡三東面、何東郡慶橋面、○平安南道大同郡南串面、龍岡郡多美面、陽谷面、○平安北道鐵山郡栢梁面、朔州郡外南面、慈城郡閭延面、○江原道麟蹄郡瑞和面、淮陽郡長楊面、江陵郡連谷面、江東面、金化郡金化面、西面、○咸鏡南道北青郡居山面、青海面、佳台面、星倫面、利原郡東面、南面、端川郡何多面、北斗日面、○咸鏡北道鏡城郡格村面、龍城面、明川郡阿間面、吉州郡吉城面、德山面、鳴社面、長白面、城津郡城津邑、鶴上面、鶴西面、鶴南面、會寧郡會寧邑、慶興郡雄基邑、上下面
慶州金氏 ○忠清北道清州郡芙蓉面、報恩郡報恩面、永同郡深川面、○忠清南道保寧郡茂川面、瑞山郡大山面、○全羅北道任實郡三溪

面、南原郡豆洞面、○全羅南道谷城郡石谷面、濟州島右面、東中面、○慶尙北道水川郡北安面、慶山郡龍城面、○慶尙南道蔚山郡彦陽面、固城郡介川面、南海郡西面、居昌郡馬利面、○黃海道瑞興郡內德面、○平安北道泰川郡東面、雲山郡委延面、寧邊郡鳳山面、古城面、碧潼郡大平面、零時面、城南面、慈城郡閭延面、○江原道麟蹄郡瑞和面、淮陽郡上北面、○咸鏡南道定平郡峯岬面、朱伊面、永興郡德興面、悅岐面、仁興面、高原郡雲谷面、北青郡北青邑、○咸鏡北道鍾城郡豐谷面、慶興郡雄基邑

安東金氏
○忠清北道槐山郡會坪面、陰城郡陰城面、○忠清南道扶餘郡扶餘面、○全羅南道高興郡道陽面、○慶尙北道益城郡點谷面、玄東郡安東邑、臥龍面、豐西面、南後面、○黃海道遼安郡城洞面、○平安北道博川郡青龍面、宜川郡深川面、蘆川郡蘆川面、府羅面、○咸鏡南道安邊郡安邊面

尤山金氏
○忠清南道蔚山郡連山面、○全羅南道光州郡芝山面、寶城郡筏橋面、長城郡東化面、濟州島濟州邑、旌義面、舊左面、○慶尙北道安東郡臥龍面、豐南面、○黃海道鳳山郡西鎮面、○江原道淮陽郡長楊面

義城金氏
○慶尙北道義城郡丹村面、安東郡臨河面、青松郡縣西面、奉化郡乃城面、○黃海道黃州郡三田面、○平安南道龍岡郡吾新面

○平安北道泰川郡西面

金寧金氏
○慶尙北道遼城郡連西面、金泉郡大德面、尙州郡尙州邑、沙伐面、○慶尙南道晉州郡晉城面、陝川郡及柏面、三臺面

羅安金氏
○平安北道博川郡德安面、定州郡安興面、葛山面、鐵山郡雲山面、朔州郡外南面

尙山金氏
○全羅南道咸平郡食知面、○慶尙北道尙州郡洛東面、○慶尙南道昌原郡東面、山清郡新等面、○黃海道延白郡花城面、○平安北道鐵山郡西林面

安北道鐵山郡西林面

三陟金氏
○平安南道中和郡祥原面、○江原道三陟郡三陟面、遠德面、未老面、北三面

江陵金氏
○平安北道鐵山郡站面、○江原道江陵郡江東面、邱井面、三陟郡北三面

沂風金氏
○忠清北道清州郡江外面、○黃海道海州郡海州邑、羅邊面、○平安南道龍岡郡吾新面

順天金氏
○全羅南道海南郡礪谷面、○平安南道昭川郡新倉面、○平安北道博川郡嘉山面、定州郡郭山面

開城金氏
○平安北道楚山郡東面、江界郡江界邑、時中面、○咸鏡南道北青郡下草善面

壽山金氏
○咸鏡南道端川郡何多面、利中面、北斗日面

清州金氏
○平安北道江界郡江界邑、○咸鏡南道安邊郡培花面、利原郡南面

全州金氏
○咸鏡南道咸州郡興南邑、○咸鏡北道鏡城郡楷村面、明川郡阿阿面

- 延州金氏 ○平安北道鍾山郡西林面
 鐵川金氏 ○咸鏡南道洪原郡景浦面、鐵川郡利中面、○咸鏡北道鍾城郡龍溪區
 忠州金氏 ○平安北道碧潼郡吾北面、秀時面
 牛峯金氏 ○平安北道昌城郡祐面、○江原道鐵原郡新西面
 羅州金氏 ○全羅南道務安郡石谷面
 公州金氏 ○平安北道定州郡安興面、郭山面
 大邱金氏 ○平安北道義州郡古亭朔面、龍川郡陽光面
 清道金氏 ○慶尙南道密陽郡清道面
 安山金氏 ○平安北道龍川郡松光面
 咸昌金氏 ○慶尙北道尙州郡咸昌面
 龍宮金氏 ○慶尙南道山清郡車寶面
 陵城金氏 ○咸鏡南道永興郡橫川面
 平壤金氏 ○江原道平康郡西面
 扶寧金氏 ○全羅北道扶安郡扶寧面
 唐岳金氏 ○平安南道平原郡順安面
 南陽金氏 ○平安北道定州郡高峴面
 平山金氏 ○平安北道雲山郡雲山面
 白川金氏 ○平安北道義州郡玉尙面
 州李氏 ○京畿道高陽郡漢芝面、廣州郡彦州面、連川郡西面、水原郡水原邑、始興郡永登浦邑、金浦郡陽村面、○忠清北道忠州郡老隱面、周德面、○忠清南道公州郡儀堂面、鎭山郡連山面、扶餘郡窟岩面、草村面、瑞山郡浮石面、○全羅北道全州郡草浦面、鳳東面、任實郡屯南面、扶安郡扶寧面、沃濟郡聖山面、○全羅南道麗水郡麗水邑、和順郡東面、羅州郡金川面、靈光郡缺良面、濟州島右面、○慶尙北道安東郡臨東面、○黃海道海州郡海州邑、延白郡花城面、金川郡西泉面、○平安南道龍岡郡金谷面、○平安北道定州郡新安面、江界郡文王面、慈城郡閔廷面、○江原道金化郡西面、通口面、鐵原郡馬場面、缺長

面、平康郡高擲面、伊川郡西面、○成鏡南道成州郡興南邑、定平郡古德面、安邊郡塔花面、北青郡居山面、青海面、坪山面、住倉面、利原郡西面、所面、揚川郡新滿面、利中面、感泉面、北斗山面、新興郡加平面、元平面、永高面、長津郡新南面、○成鏡北道鏡城郡梧村面、龍城面、明川郡上加面、吉州郡古城面、東海面、德山面、鳴肚面、長白面、突北面、城津郡城津邑、錫上面、錫西面、錫南面、豐興郡堆基邑

慶州李氏

○全羅北道全州郡鳳東面、○全羅南道潭陽郡月山面、靈巖郡靈巖面、濟州島尙古面、○慶尙北道迎日郡東海面、杞溪面、慶山郡龍城面、清道郡大城面、金泉郡金泉邑、尙州郡洛東面、○慶尙南道密陽郡丹場面、三浪津面、○平安北道定州郡臨海面、龍川郡外上面、○江原道蔚珍郡溫井面

水川李氏

○全羅南道潭陽郡大田面、○慶尙北道蘆城郡山雲面、水川郡水川面、慶山郡河陽面、○黃海道黃州郡黃州面、○成鏡南道新興郡水高面

延安李氏

○忠清北道槐山郡甘勿面、○慶尙北道金泉郡石峴面、○慶尙南道居昌郡熊陽面、○平安南道中和郡海鳴面、○成鏡南道定平郡長原面

廣州李氏

○全羅南道寶城郡鳥城面、○慶尙北道漆谷郡枝川面、倭館面、○平安北道新州郡玉尙面

星州李氏

○忠清北道沃川郡東二面、○慶尙北道達城郡月背面、星州郡大家面、○慶尙南道山清郡丹城面、○成鏡南道朱伊面

平昌李氏

○平安南道江西郡東津面、○平安北道楚山郡江面、○江原道平昌郡平昌面、英灘面、○成鏡南道北青郡青海面

羅州李氏

○慶尙北道迎日郡神光面、杞溪面、○慶尙南道咸安郡餘航面、○平安南道中和郡水山面、○成鏡南道洪原郡希賢面

原州李氏

○全羅南道康津郡城田面、海南郡馬山面、○平安北道楚山郡江面、○江原道原州郡原州面、好格面、○成鏡北道鏡城郡漁郎面

越寧李氏

○慶尙北道盈德郡石水面、○慶尙南道晉州郡寺奉面、智水面、咸安郡伽耶面

遂安李氏

○黃海道遂安郡大坪面、公浦面、○平安北道雲山郡雲山面、委延面

丹陽李氏

○平安南道中和郡唐井面、○平安北道龍川郡龍川面、內中面

陝川李氏

○忠清南道論山郡九子谷面、○慶尙南道山清郡丹城面、陝川郡陝川面

仁川李氏

○忠清北道永同郡陽山面、○全羅南道長興郡南上面、○慶尙北道道城郡壽城面

清海李氏

○平安南道陽德郡雙龍面、○成鏡南道北青郡青海面、坪山面

全義李氏 ○慶尙南道宜寧郡芝正面、○黃海道靈津郡文井面

固城李氏 ○平安北道朔州郡南西面、外南面

咸平李氏 ○全羅南道松州郡多待面、咸平郡食知面

韓山李氏 ○忠清南道舒川郡韓山面

德水李氏 ○黃海道海州郡高山面

龍仁李氏 ○江原道价化郡遠東面

碧珍李氏 ○慶尙北道金泉郡琴項面

陽城李氏 ○咸鏡南道定平郡春柳面

眞寶李氏 ○慶尙北道文東郡陶山面

清州李氏 ○咸鏡南道北青郡良家面

咸安李氏 ○慶尙南道固城郡九萬面

百阜李氏 ○全羅南道濟州島大谷面

公州李氏 ○咸鏡北道鐵城郡通郎面

牙山李氏 ○黃海道鳳山郡沙里院邑

奉安李氏 ○黃海道鳳山郡楚臥面

高興李氏 ○全羅南道高興郡南面

加平李氏 ○黃海道平山郡安城面

交河李氏 ○平安南道江東郡元澄面

密陽朴氏 ○京畿道高陽郡漢芝面、水原郡水原邑、陰德面、○忠清北道清州郡江外面、沃川郡青山面、永同郡深川面、陽山面、○全羅北道

南原郡安峰面、○全羅南道麗水郡麗水邑、和順郡通慶面、海南郡門內面、務安郡符衣面、安佐面、珍島郡義新面、龜津面、島島

面、濟州島碧右面、○慶尙北道通津郡求智面、義城郡比安面、慶山郡珍良面、清道郡錦川面、伊西面、金泉郡金泉邑、雲山

郡龜尾面、奉化郡鳳城面、○慶尙南道宜寧郡芝正面、宮柳面、昌寧郡桂成面、密陽郡上東面、三湊津面、初阿面、蔚山郡大

觀面、統營郡統營邑、四城郡會華面、南海郡西面、雪川面、昌善面、咸陽郡安義面、○黃海道海州郡海州邑、興津郡龍泉面、

○平安南道陽德郡雙龍面、化村面、成川郡靈泉面、三德面、平原郡公德面、○平安北道義州郡水鏡面、廣坪面、古率朔面、龜城郡沙器面、定州郡馬山面、襄城郡閭延面、○江原道三陟郡三陟面、原州郡原州面、平康郡高擲面、○咸鏡南道咸州郡與南邑、東川面、永興郡悅陵面、北青郡厚昌面、新興郡元平面、永高面、○咸鏡北道鐵城郡檜村面、龍城面、吉州郡雄坪面、德山面、長白面、城津郡城津邑、鶴上面、鶴西面、茂山郡東面、會寧郡會寧邑、鐵城郡豐谷面、慶興郡雄基邑、上下面

枋安朴氏

○忠清南道論山郡上月面、○全羅南道海南郡馬山面、枋安郡清溪面、玄慶面

寧海朴氏

○平安北道定州郡安興面、○江原道楊口郡水入面、淮陽郡泗東面、金化郡近南面、近北面

順天朴氏

○忠清北道清州郡四州面、○全羅南道光州郡河南面

竹山朴氏

○平安北道宣川郡南面

咸陽朴氏

○全羅南道潭陽郡昌平面

義興朴氏

○慶尙北道軍威郡義興面

文義朴氏

○黃海道海州郡羅德面

麻津朴氏

○平安南道中和郡祥原面

月城朴氏

○慶尙北道軍威郡友保面

慶州崔氏

○全羅北道益山郡黃登面、○慶尙北道達城郡公山面、解鎮面、慶州郡內南面、豐泉郡知保面、○慶尙南道南海郡三東面、○咸鏡北道慶源郡阿山面、龍德面

平州崔氏

○京畿道水原郡正南面、○全羅北道南原郡山東面、金堤郡逸鳳面、○全羅南道靈岩郡北一始面、○慶尙南道固城郡下一面、九萬面、○平安南道成川郡四佳面、○咸鏡北道端川郡新滿面

江陵崔氏

○平安北道義州郡玉尙面、○江原道江陵郡新里面、江東面、旌善郡東面

海州崔氏

○全羅南道和順郡東面、○黃海道海州郡海州邑、延白郡湖南面

水原崔氏

○全羅南道長城郡森溪面、○咸鏡北道吉州郡德山面、城津郡鶴上面

珍山崔氏

○咸鏡北道程城郡美浦面、水瓦面

朔寧崔氏

○慶尙南道泗川郡邑東面

開城崔氏

○咸鏡北道城津郡鶴西面

- 青松莊氏 ○平安北道朔州郡外南面
- 寧城崔氏 ○江原道鐵原郡馬場面
- 原州崔氏 ○咸鏡北道鏡城郡漁郎面
- 東萊鄭氏 ○全羅南道濟州島旌義面、○慶尙北道醴泉郡豐壤面、○慶尙南道蔚山郡上北面、居昌郡南上面、南下面
- 河東鄭氏 ○黃海道安岳郡西河面、○平安北道鐵山郡鐵山面、雲山面、扶西面、餘閑面
- 延日鄭氏 ○平安北道雲山郡委延面、○江原道高城郡高城面、○咸鏡北道鏡城郡漁郎面
- 海州鄭氏 ○黃海道殷栗郡南面、○平安北道定州郡南面
- 晉州鄭氏 ○全羅南道咸平郡月也面、○慶尙南道晉州郡寺率面
- 晉陽鄭氏 ○慶尙南道晉州郡金谷面、南海郡雲川面
- 草溪鄭氏 ○忠清北道陰城郡金旺面、○慶尙南道陝川郡双梧面
- 慶州鄭氏 ○全羅南道高興郡南面、○咸鏡南道永興郡鎮坪面
- 迎日鄭氏 ○慶尙北道永川郡紫陽面、○咸鏡南道永興郡順寧面
- 奉化鄭氏 ○江原道楊口郡東面
- 烏川鄭氏 ○慶尙北道永川郡華東面
- 漢陽趙氏 ○全羅南道務安郡石谷面、○慶尙北道安東郡西後面、英陽郡日月面、○黃海道慈白郡掛弓面、○平山郡互之面、○平安南道孟山郡對仁面、○江原道鐵原郡新西面、○咸鏡南道永興郡鎮坪面、北青郡德城面、端川郡南斗日面
- 咸安趙氏 ○慶尙北道安東郡安東邑、青松郡安德面、○慶尙南道咸安郡伽耶面、郡北面、○黃海道松禾郡栗里面
- 豐壤趙氏 ○忠清南道扶餘郡場岩面、舒川郡文山面、○慶尙北道尙州郡各東面
- 白川趙氏 ○平安北道定州郡德達面、○咸鏡南道北青郡俗厚面
- 金堤趙氏 ○全羅北道金堤郡金堤邑
- 沘陽趙氏 ○黃海道黃州郡異橋面
- 晉州趙氏 ○咸鏡南道甲山郡會麟面
- 玉川趙氏 ○金羅南道順天郡佳麟面

晉州姜氏 ○全羅北道金堤郡白山面、○全羅南道靈光郡白岫面、濟州島新右面、壽右面、左面、○慶尙北道安東郡北後面、慶州郡平昌

面、○慶尙南道晉州郡井村面、陝川郡大場面、○黃海道安岳郡龍門面、○平安北道定州郡安興面、昌城郡新倉面、大倉面

青山面、○咸鏡南道洪原郡龜泉面、北青郡北青邑

仁岡張氏 ○全羅南道濟州島保右面、○慶尙北道漆谷郡石溪面、仁岡面、梨山面、金泉郡大德面、兼州郡平恩面、○慶尙南道 蔚山

場面、○平安北道龜城郡方峴面、博川郡青龍面、龍川郡北中面

楸城張氏 ○忠清南道燕岐郡東面、○平安南道咸川郡靈泉面

安東張氏 ○平安北道義州郡水鏡面

木川張氏 ○全羅南道順天郡月登面

丹陽張氏 ○忠清北道陰城郡陰城面

興城張氏 ○全羅北道長水郡越岩面

玉山張氏 ○慶尙北道漆谷郡若木面

青州李氏 ○京畿道水原郡雨汀面、○全羅南道濟州島右面、壽左面、○平安南道中和郡楓洞面、平原郡公德面、○平安北道義州郡古館

面、雲山郡東新面、博川郡南面、龍川郡楊光面、○咸鏡南道成州郡下朝陽面、定平郡文山面、歸林面、朱伊面、比奇郡俗厚

面、新興郡東古川面、永高面、新南面、○咸鏡北道、鏡城郡、豐谷面

峻平尹氏 ○京畿道漣川郡旺登面、○忠清道燕岐郡西面、○全羅南道坡平郡鶴橋面、○慶尙北道雲山郡高牙面、陽泉郡柳川面、知保面、

龍宮面、○黃海道豐津郡東南面、松禾郡雲遊面、信川郡文化面、黃州郡三田面、○平安南道順川郡厚邊面、中和郡楊井面、

平安北道義州郡廣坪面、雲山郡委延面、博川郡龍溪面、西面、○江原道鐵原郡馬場面、○咸鏡南道永興郡古亭面、咸鏡

北道鏡城郡梧村面、會寧郡八乙面

海南尹氏 ○全羅南道咸津郡大口面、遺岩面

貞威吳氏 ○全羅南道濟州島右面、旌義面、壽左面

豐城吳氏 ○忠清北道高州郡賢松面、○忠清南道保寧郡熊川面

海州吳氏 ○京畿道龍仁郡道三面

羅州吳氏 ○京畿道通津郡三道面

- 羅州林氏 ○全羅南道谷城郡古邊面、羅州郡多侍面
- 平澤林氏 ○慶尙北道清道郡雙角面
- 扶安林氏 ○忠清南道燕岐郡南面
- 恩津林氏 ○慶尙南道居昌郡北上面
- 禮泉林氏 ○慶尙北道安東郡河面
- 蔚珍林氏 ○平安南道龍岡郡吾新面
- 安義林氏 ○平安北道定州郡葛山面
- 平山申氏 ○忠清南道舒川郡庇仁面、○全羅北道任賢郡新德面、○慶尙南道新陽郡式安面、○黃海道平山郡和谷面、馬山面、平安南道平原郡肅川面、○平安北道寧邊郡南松面、○江原道合化郡近康面、伊川郡方丈面、○咸鏡北道城津郡城城面
- 高靈甲氏 ○忠清北道清州郡米院面、瑛城面、加德面
- 順興安氏 ○忠清北道塊山郡甘勿面、○慶尙南道咸安郡伽耶面、代山面、○黃海道羅白郡花城面、黃州郡永鳴面、○平安南道安州郡新安州面、○平安北道龍川郡內中面、○咸鏡北道吉州郡雄坪面
- 竹山安氏 ○全羅南道咸平郡食知面、○黃海道信川郡文化面
- 嶺北安氏 ○慶尙南道陝川郡背德面
- 礪山宋氏 ○全羅南道高興郡古邑面、大西面、東江面
- 豐津宋氏 ○忠清南道大田郡山內面、北面、○慶尙南道陝川郡大井面
- 南陽宋氏 ○全羅南道高興郡大西面
- 尙州宋氏 ○慶尙南道金海郡進禮面
- 加川徐氏 ○全羅北道淳昌郡柳等面、○全羅南道光陽郡玉龍面、務安郡石谷面、○慶尙北道軍威郡軍威面、○平安北道博川郡北面、咸鏡南道高原郡郡內面
- 連城徐氏 ○慶尙北道仁城郡北面、尙州郡功城面
- 上海黃氏 ○慶尙北道安東郡臥龍面、尙州郡青松面、○江原道蔚珍郡溫井面
- 松山黃氏 ○慶尙南、尙州郡大井面

- 長水黃氏 ○全羅北道懷安郡額川面
- 南陽洪氏 ○京畿道水原郡陰德面、西新面、○忠清北江清州郡米院面、○全羅南道濟州島實右面、○慶尙北道安東郡臥龍面、○黃海道
- 伯休洪氏 ○慶尙北道咸陽郡新溪面
- 豐山洪氏 ○全羅南道慶州郡茶道面
- 廉善全氏 ○慶尙南道咸陽郡西下面、○平安北道定州郡臨海面、○江原道旌善郡東面、北面、○咸鏡南道安邊郡新茅面、北青郡楊川面、
- 羅州全氏 ○黃海道安岳郡大杏面、○平安北道寧邊郡延山面
- 大安全氏 ○全羅南道靈巖郡昆二終面
- 平州全氏 ○慶尙南道陝川郡双船面
- 安東權氏 ○慶尙北道安東郡安東邑、臥龍西、西後面、青松郡麗寶面、奉化郡乃城面、○慶尙南道昌原郡鎮田面、山清郡丹妙面、居山面、俗厚面、星傳面、瑞川郡賢泉面、新興郡永高面
- 文化柳氏 ○忠清北道沃川郡郡北面、○全羅北道金堤郡孔德面、○全羅南道和順郡東面、靈巖郡新北面、○黃海道安岳郡大杏面
- 晉州柳氏 ○慶尙南道陝川郡妙山面、龍州面、○江原道金化郡近東面、○咸鏡南道新興郡東古川面
- 扶興柳氏 ○全羅南道高興郡高興面、慶陽面、○江原道春川郡南面
- 平州柳氏 ○黃海道金川郡外柳面
- 豐山柳氏 ○慶尙南道安東郡南面
- 濟州高氏 ○全羅南道濟州島濟州邑、善右面、善左面
- 高興高氏 ○全羅南道光州郡大村面、長城郡森溪面
- 平文氏 ○全羅北道金堤郡孔德西、○全羅南道光州郡石谷面、寶城郡會泉面、和順郡道谷面、長興郡有治面、靈巖郡靈巖面、○慶尙南道陝川郡住守面
- 水原白氏 ○全羅南道長興郡女良面、○平安北道奉川郡南面、東面、靈山郡東新面、委延面、定州郡南面、龍川郡外下面、楊光面
- 濟州梁氏 ○全羅南道和順郡道林面、道谷面、濟州島實右面、西中面

- 密陽孫氏 ○忠清南道歷津郡高大面、○平安南道陽德郡東陽面
- 江陵劉氏 ○咸鏡南道永興郡長興面、新興郡加平面
- 臨川許氏 ○京畿道長湍郡大江面、○全羅南道濟州島右面、○平安北道龜城郡方鏡面、沙器面、○江原道伊川郡安峽面、○咸鏡北道吉州郡雄坪面、德山面、鳴肚面、城津郡鶴上面、鶴西面
- 金海許氏 ○慶尙南道晉州郡智水面、宜寧郡鳳樹面、陝川郡佳台面、○江原道洪川郡東面
- 何陽許氏 ○慶尙北道慶山郡何陽面
- 星山裴氏 ○忠清北道永同郡深川面、○江原道金化郡道南面、○咸鏡南道永興郡懷咬面
- (滄州)裴氏 ○全羅南道務安郡清溪面
- 大丘裴氏 ○全羅南道和順郡東面、靈巖郡北一始面、○慶尙北道永川郡琴湖面、知谷面、○慶尙南道宜寧郡華井面、山清郡三壯面
- 昌寧曹氏 ○全羅南道和順郡東面、靈巖郡北一始面、○慶尙北道永川郡琴湖面、知谷面、○慶尙南道宜寧郡華井面、山清郡三壯面
- 光州盧氏 ○慶尙南道昌寧郡梨房面
- 交阿盧氏 ○江原道金化郡道北面
- 真頃盧氏 ○忠清南道公州郡牛城面
- 新安朱氏 ○咸鏡南道永興郡德興面、仁興面、北青郡坪山面、新興郡加平面、○咸鏡北道鍾城郡龍溪面
- 青松沈氏 ○全羅南道長城郡南面、慶尙南道陝川郡大陽面、○江原道麟蹄郡南面
- 延安車氏 ○慶尙南道咸安郡漆北面、陝川郡青德面、○平安南道平原郡東松面、○平安北道寧邊郡獨山面、吉川郡水清面、○咸鏡北道鍾城郡德郎面
- 鍾城郡德郎面
- 因城南氏 ○忠清北道永同郡上村面
- 谷山麻氏 ○全羅南道濟州島東中面、旌義面、壽左面、○平安南道順天郡北倉面
- 信川麻氏 ○全羅南道濟州島右面
- 晉州麻氏 ○黃海道瑞興郡九關面
- 潭陽田氏 ○全羅北道沃濟郡沃濟面、○平安北道宣川郡台山面、東面、○江原道蔚珍郡北面
- 長興任氏 ○全羅南道寶城郡後橋面、海南郡溪谷面
- 梁川任氏 ○忠清南道保寧郡龍川面

- 金川任氏 ○江原道鐵原郡葛末面
- 晉州河氏 ○慶尙南道晉州郡金谷面、大谷面、昌寧郡昌寧面
- 玄風郭氏 ○慶尙北道玄風面、○黃海道長湍郡牧甘面
- 濟州郭氏 ○忠清北道濟州郡玉山面
- 婁山郭氏 ○忠清北道沃川郡伊院面
- 丹陽禹氏 ○忠清北道槐山郡沙梨面、○慶尙北道靈城郡月背面、○黃海道信川郡草里面
- 羅州丁氏 ○全羅南道務安郡清溪面
- 靈光丁氏 ○全羅南道寶城郡會泉面
- 羅州羅氏 ○忠清南道舒川郡西南面、○平安南道龍岡郡多美面
- 錦城羅氏 ○全羅南道羅州郡文平面
- 軍威羅氏 ○黃海道金川郡冬火面
- 原州元氏 ○平安南道成川郡三德面、○平安北道龜城郡蘆洞面、砂器面
- 曠興閔氏 ○忠清北道濟州郡北一面、○全羅南道海南郡馬山面、○慶尙南道靈山清都橋釜面
- 綾城具氏 ○忠清南道唐津郡松嶽面
- 平海具氏 ○忠清南道舒川郡時草面
- 寧越嚴氏 ○江原道寧越郡寧越面、西面、南面
- 溫陽方氏 ○平安北道定州郡伊湊面、鐵山郡餘閑面
- 昌寧成氏 ○忠清南道禮山郡新陽面、○慶尙南道昌寧郡大池面
- 寧越辛氏 ○全羅北道扶安郡扶寧面、○咸鏡南道利原郡南面
- 靈山辛氏 ○慶尙南道蔚山郡三同面
- 平康蔡氏 ○全羅北道沃溝郡聖山面
- 仁川蔡氏 ○慶尙北道遠城郡公山面
- 延州玄氏 ○全羅南道濟州島濟州邑、右面、○平安北道博川郡夏面、定州郡南面、○江原道鐵原郡馬場面
- 領陽千氏 ○慶尙南道固城郡東海面、○咸鏡北道明川郡上加面

- 坡州康氏 ○全羅南道寶城郡文德面
- 南原楊氏 ○全羅北道淳昌郡東溪面
- 曲阜孔氏 ○全羅南道高興郡南面、○慶尙南道昌寧郡梨沙面
- 忠州石氏 ○慶尙北道榮州郡平恩面
- 鳳山呂氏 ○慶尙北道星州郡碧珍面、金泉郡果谷面
- (鳳州) 密陽卞氏 ○慶尙北道清道郡豐角面、○慶尙南道居昌郡加祚面
- 草溪卞氏 ○慶尙南道昌原郡鎮田面
- 長興馬氏 ○成鏡北道咸津郡紀東面
- 居昌慎氏 ○全羅南道塗嶽郡北一始面、○黃海道玄津郡文井面
- 延安明氏 ○忠清南道青陽郡雲谷面
- 淳昌薛氏 ○全羅北道淳昌郡金泉面
- 長興魏氏 ○全羅南道長興郡古邑面
- 光山卓氏 ○平安北道定州郡南面
- 谷山延氏 ○忠清北道槐山郡會坪面、道安面
- 李州奇氏 ○全羅南道光州郡林谷面
- 遼安桂氏 ○平安北道海川郡南面、新府面、深川面
- 榮川董氏 ○成鏡南道北青郡泥谷面
- 李州殷氏 ○全羅北道井邑郡古阜面
- 南原太氏 ○成鏡北道明川郡何間面
- 延日承氏 ○平安北道定州郡新安面
- 永川吳甫氏 ○黃海道黃州郡仁橋面
- 濟州夫氏 ○全羅南道濟州島露左面
- 義興芮氏 ○慶尙北道清道郡伊西面
- 金浦公氏 ○平安北道碧潼郡城南面

即ち一面百世帯以上に及ぶ同族住居邑面数は右の如き多数に上つて居り、就中、金海金氏及び全州李氏の集團邑面数は甚だ多く、これに亞いで密陽朴氏の集團地も廣汎に亘つて居る。降つて慶州金氏、坡平尹氏、清州韓氏、晋州姜氏、仁同張氏、平山申氏、漢陽趙氏、安東金氏、南陽洪氏、光山金氏、義城金氏、安東權氏、永川李氏、延安李氏、陽川許氏、慶州崔氏、全州崔氏、順興安氏、延安車氏、旌善全氏、利川徐氏、南平文氏、昌寧曹氏の集團邑面数も相當に多く、尙はこの外にも同族の發展せる著名なるものが尠くない。一般的に觀察すると、朝鮮固有の氏族制度、家族制度、土地制度、政治組織、階級制度、儒教教育、科擧制度、奴隸制度、戰爭關係、祖先崇拜、民族性、經濟組織、産業状態、交通事情、地勢氣象等、廣汎なる社會環境と人文關係に左右され、又はその影響を受け、同族部落の發生發達を助長したることが甚大であるが、特に地方村落に於て同族部落の多数に構成され居る重なる理由は、新羅・高麗・李朝を通じ、權貴の徒及び地方豪民をして土地を私占せしめ、一般庶民は農奴化し、兩班豪民が多数の奴婢を使役して農耕家事に従事させ、且つ封建制度の行はれたる、地方行政及び自治の權限が事實上地方の豪族の手にあつたことは、彼等の勢力を益々強大ならしめ、以て同族部落の發展を容易ならしめたことが第一である。また朝鮮の地勢・氣候・産業・交通の關係から、山麓、谷地、平野等に、小集團の部落構成を爲すに適し、勢ひ同族が一地方に割據して生活するに至り、更に勢力の大なるもの又は資源の多い所を求め、祖先崇拜、同族相助の觀念から一族の集中を來し、經濟組織の複雑でなかつた爲め、この形態が長く破壊されずに繼續して來たことも、地方に同族部落の多い原因である。

第五章 同族部落と儒教勢力

朝鮮に於ける同族部落の發生及び發達に就いては、前述の通り種々の原因があるが、就中、その特有の社會組織、家族制度、經濟機構等の影響を受けて居ることが著大である。しかしながら、これ等の諸問題に就いては、他日別冊を以て調査研究の結果を發表することになつて居るから、本章に於ては、人文關係中、同族部落と最も密接なる交渉ある儒教勢力に關して叙述して見やう。

第一節 儒教文化と同族部落

儒教教育と科擧制度

新羅の人材登用法には、美女、花郎、弓箭によりて人材を簡拔したことが傳へられて居るが、新羅一統後、第三十一代神文王二年に始めて創立されたる國學に於ては、儒學と算學とを授け、その儒學には、論語と孝經の外に、周易、尙書、毛詩、禮記、春秋左氏傳、文選を二科目宛分ち授け、算學はその一般を授けしめた。學生の年齢は十五歳から三十歳迄とし、修業年限は最大限九年とし、若し低能にして成業の見込無きものはこれを罷め、才器の成る見込ありて未熟なるものは九年以上の在學を許したのである。當時の國學は官吏の養成を目的としたので、學生は大舍己下の位を有するもの、並に無位のものをして以てこれに充て、大奈麻の位を得て卒

業する規定であり、第三十五代景德王の時代には新羅の文物制度が大に整備し、天文、律令等の技術者をも國學で養成した。その後國學の完備し學問の隆盛となるに従ひ、儒學知識の高下を以て人材登用の途が拓かれ、第三十八代元聖王の四年には、讀書三品と稱し、三階級に區分した官吏の採用法が行はれた。即ち第一は、春秋左氏傳若くは禮記、文選を讀んで能くその義に通ずるものを上とし、第二は、曲禮・論語・孝經を讀むものを下とし、右の外、博く五經・三史・諸子・百家に通ずるものはこれを特等として拔擢した。これに依つて見ると、從來人の品性・行儀・武術を以て人材登用の標準としたものが、この時より儒學の力を以てこれに代へること、なつた譯で、後世に於ける科擧制度の淵源を爲したものと見られるのである。當時の新羅からは、盛んに唐へ留學生を送り、その中には唐の科擧に登第して歸朝し、重く用ゐられたものも尠くなかつた。

高麗の初期には學院の制ありて、六部の生徒を聚めて教授したことが史に見えて居るが、第六代成宗の時代には國子監と稱する學校を創立した。この學校は、國子學、太學、四門學、律學、書學、算學の六學より成り、大體四階級に分ちて教授し、その學生は兩班階級の子弟で、第十七代仁宗の時に定めた、學式には左の規定があり、國子學、太學、四門の學生定員は各三百人となつて居る。

國子學の學生は文武官三品以上の子孫及び勳官二品帶縣公以上並に京官四品帶三品以上勳封者の子を以てす
太學生は文武五品以上の子孫若くは正從三品の會孫及び勳官三品以上有封者の子を以てす

四門學生は勳官三品以上無封四品有封及び文武官七品以上の子を以てす

律學、書學、算學及び州縣學生は八品以上の子及び庶人を以てす、七品以上の子にして情願するものは聽す。高麗の科擧法は、第四代光宗の時代に、唐の制度に則つて行つたのを嚆矢とする。その法は、毎年地方官が志望者を文廟で試験して一人乃至三人を選抜し、貢士として中央に送り、これを進士と稱した。その數は約四百名に及び、それを中央の國子監で試験するのであるが、この試験を監試と稱し、製述、明經の二業に別ち、この外、諸業と稱して醫・卜・地理(水風)・律・書・算等の試験も行はれ、合格者には定數なきも、及第者は成績に依り甲乙丙の三等に分たれたのである。第十三代宣宗の時には進士及び諸業の試験は三年に一回行ふことに定め、第十四代獻宗の時から隔年に行ふことに改められ、その後武人專權の世となり、更に元の制御を受くる時代に及んでも科擧は依然として行はれた。科擧を司る官を知貢擧と稱し、その次に同知貢擧と稱するものあり、試験官を學士と名けた。科擧に及第すると紅牌を授與せられ、一定の田を支給され、國王親らこれを引見して酒食公服を賜はるなどの榮擧を荷ひ、殊に兄弟三人まで登科したもの、父には職を與へ、母には毎歲米三十石を官給してこれを表彰する特典もあつた。高麗時代には宋に入りて科擧に登第したものもあり、元に服屬の時代にも彼の地の科擧に及第して、地方官等に登用されたものもあつた。

李朝時代に於ては、成均館で養成する儒生の定員は、最初は二百名で、生員又は進士の資格を有するものを以てし、若し足らざるときは、四學の生徒からこれを補つたのであるのが、後世に至り養士の經費不足せるところより、その數を減じて、英祖の時には百二十六名、李太王の時には百名とし、この中二十名は特に生員進

士以外のものを收容した。これ等の儒生は悉く東西の兩齋に寄宿せしめ、學生の食料供給を掌る爲め、成均館の傍に養賢庫が設けられてあつた。

高麗の末葉には開城に五部學堂を置いたが、李朝になつてもこの制に倣ひ、城内の東・西・中・南・北の五部に各一校宛の學校を設けてこれを五部學堂と稱し、最初は城内の寺院を利用して居つたが、後には學堂を新築した。ところが北部學堂は間もなく廢せられ、近世まで存続したのは東・西・中・南の四部學堂で、これを普通に四學といふのである。四學には學田、奴婢を賜給し、また全羅北道沿岸諸島の漁場を與へ、その税を以て養士の資に供せしめた。四學には毎學教授二人及び訓導二人を置き、いづれも成均館の職員がこれを兼務したが、後各一人を減じ兼務を止めた。學生の定員は最初毎學百人であつたが、壬辰の役に四學共に兵燹に遭ひ、後これを復舊したけれども、爾來微々として振はず、その定員も大に減少し、李朝中世以後は殆んど四學は有名無實となつた。しかしながら、科擧制度は李朝時代に於ける唯一の人材登用法であつたのである。

明治二十七年、半島に東學黨の亂が起るや、我が政府は韓國政府に對して、革弊時宜五條を提議し、同年七月から十二月までに、所謂甲午の改革は行はれ、諸政の改革を斷行した。その一箇條に「學制を完備し人材の養成に努むる事」あり、これに基いて軍國機務處は、從來行はれたる科擧法を廢止して新に官吏登用法を設けべきこと、並に學務衙門は小學校教科書を編纂すべきことを議決した。同年十二月、國王は世子と共に大朝に謁し、洪範十四條を宣言してその實行を祖宗の靈に誓告されたが、その中には、國中聰俊の子弟は廣く外國に

派遣して學術技藝を傳習せしむる一條あり、これに基いて我國に多くの留學生が送られること、なつた。二十八年には、漢城師範學校、外國語學校、成均館の官制、小學校令、二十九年には、補助公立小學校規則、中學校官制、外國語學校規則等が發布せられ、其後幾多の改善を経て、現行新教育制度實施の機運に進んだのである。而して明治二十八年即ち開國五百四年に新に發布せられた成均館官制では、從來の官職を廢して、長教授・直員を置き、同年八月學部令を以て經學科規則なるものが制定せられ、その第一條に「學生をして經學を肆習し德行を修飭して文明の進歩に注意せしむるを要旨とす」とあり、その學科目は、三經・四書及びその諺解の外、綱目宋元明史並に本國史朝鮮史・作文を課し、時宜により本國地誌朝鮮地誌・萬國史・萬國地誌・算術を肆習せしむること、し、修業年限は三箇年にして、學生は全部寄宿せしめ、年齢二十歳より四十歳まで入學を許したのである。この規則は翌年改正せられ、入學年齢を二十歳より五十歳までとし、修業年限を廢して年終試験に及第を以て卒業とし、及第者には科擧及第者に授與した紅婢に類した、紅紙に大書した證書を授け、學部より宮内府及び内閣各部に通照して、順次相當の職に就かしむること、なつて居た。されば科擧制度は廢止せられたが、事實上當時の成均館は尙ほ科擧制度に近い、官吏養成所に過ぎなかつたのである。以上述べたる如く、新羅、高麗、李朝を通じ、國家の教育機關は、概ね特權階級たる兩班官吏の子弟をのみ收容して教育し、庶民の子弟は殆んど教育を受くるの途なく、殊に科擧制度により、限られたる範圍より限られたる方法を以て、人材を登用したる結果、情弊鬱積し、學問の研究は形式に流れ、官吏は恰も世襲的となり、黨弊が加味せられて、汎

く優秀なる人物を得るに至らず、遂に政治の腐敗と國力の衰頹を來すの因を爲し、一方これ等特權階級の家門は繁昌し、その同族は發展したのである。

文廟・郷校の沿革

新羅神文王の時代に國學を創立し、學生を集めて儒學と算學とを教授した。是れ即ち國學の濫觴である。それより三十六年を経て聖徳王の十六年に、王子の金守忠、唐より孔子及び十哲、七十二弟子の画像を將來して王に獻じたので、王は命じてこの画像を國學に置かした。國學に孔子の像を祀るに至つたのは實にこれが始まりである。高麗時代には第六代成宗の十一年に、國王は學校を立つるの教を下し、有司に命じて、勝地を相し、學舎書齋を營み、田庄を給與し、唐制に則り王都開城に國子監を創立したが、この國子監には文宣王廟(即ち孔子廟(略して文廟と云ふ))を祀つたのである。國子監の名稱は後に成均館と改められ、李朝になつてもこの名稱を襲うたのである。即ち李朝太祖即位の三年、都を開城から今の京城に遷し、排佛崇儒の政策を樹て、その六年成均館の地を都の東北隅崇教坊に相して工を起し、翌七年を以てこれを竣成し、孔子を祭る文廟、學を講ずる明倫堂、儒生の居る東齋西齋を置いたが、その規模は第九代成宗の時代に至りて完成し、祭官の控所たる享官廳、圖書庫たる經閣を増設した。更に十八代顯宗の時に至り、館の西隣に科擧場たる丕闡堂、十九代肅宗の時に、館の西北に孔子及び四聖の父を祀る啓聖祠を附屬せしめ、また第二十一代英祖の時には、道義の爲めに盡した支那人を終る四賢祠を建てた。

に附屬せしめ、この収入を以て祭祀の料並に養士の費に供したのである。成均館の長を知館事と稱し、弘文館又は藝文館の大提學がこれを兼攝し、次を同知館事と云ひこれも兼官であつたが、専任官には、大司成一員を首席とし、其下に祭酒二員他官、より兼、司成一員、司藝二員、直講四員、典籍十三員、博士三員、學正三員、學錄三員、學諭三員があり、博士以下は定員の外に兼官があつて、奉常寺の官吏並に四學の訓導がこれを兼ね、これ等の職員は文廟の祭祀並に儒生の教誨を掌るものである。文廟は春秋二期に必ず祭祀を行ひ、これを釋奠と稱した。その後成均館の制度には幾多の變遷あり、甲午改革以後科擧制度は廢止せられ、新教育の勃興によりて一時大に衰微したのであるが、日韓併合後は經學院を設け、朝鮮總督監督の下に、經學を講じ、風教徳化を扶くるを目的と爲し、遂に下賜せられたる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、その利子を以てこれが維持に充て、この外に毎年總督府より九千餘圓を補助することとした。經學院には、大提學・副提學・司成・直員等の職員を置きて院務を處理せしめ、また各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、大正十一年に於て東西兩廡及び啓聖祠の祭典を復活した。經學院の事業は、月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣し、臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して況くこれを頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持、人心の啓發に努めて居る。昭和五年より經學院に明倫學院を併置し、儒學に関する教授を爲し、併せて人格を陶冶するを目的とし、その修業年限は三箇年であるが、必要に應じ臨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することとした。その生徒定員は六十人と

し、儒林の子弟にして、道知事の推薦せる者の中より詮衡し、正科の教科目は、儒學及び儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及び公民科等とし、講師は京城帝國大學教授、其他朝鮮内に於ける碩儒十餘名を囑託して居る。

郷校とは地方に於ける學校のことで、高麗仁宗五年諸州に詔して、郡縣にこれを創始せしめ廣く道を教へたのであるが、毅宗以後一般學制の廢弛と共に、各地の郷校は殆んど頽壞して居たのである。李朝太祖李成桂は、即位元年、諸道の按察使に命じ、學校の興廢を以て守令考課の法と爲さしめたので、高麗中期以後久しく廢して居た郷校も茲に始めて復活を見るに至り、當時の地方行政區劃たる府・牧・郡・縣に各一校の郷校を設け、こと、なつたのである。郷校には、文廟、明倫堂、並に兩齋、兩廡を備へ、その制は成均館に同じく、只規模の小いだけである。郷校に屬する儒生の員數は地方に依りて異り、府・牧の如き大なる處は九十人、都・府は七十人、郡は五十人、縣は三十人の定めであつた。郷校の職員には教授・訓導各一人あり、小郡には訓導のみを置いた處もある。郷校の學田は、英祖時代の續大典には、七結乃至五結となつて居るが、この官給學田の外に、地方人民より徵收し又は地方儒林の鳩財に依つて買收した土地なども少くない。

郷校財産の狀況

即ち郷校財産は地方文廟の祭祀及び經學の講明を爲すを目的とし、主として地方儒林の鳩財及び政府の下附したるもの等より成れる、公共的の性質を帯びた財産にして、殆んど大部分不動産である。併合以來引續き郡守をして之が管理に當らせ、其の收入は一部祭祀費に充つる外、大部分公立普通學校の經費に充當して來た。

大正八年以來、向學心俄に勃興し、教育に對する一般の自覺著しきものありて、學校費令の制定と爲り、其の負擔力亦著しく擴大せる一方、外來思想の刺戟は漸く民心の動搖を來し、良風美俗の日に廢らんとするの傾向ありて、之が施設を要すること急なるものありたるを以て、郷校財産を此の方面に使用するは其の性質よりするも最も意義あるを認め、大正九年六月、該財産管理規則を改正して、普通學校の經費に充當することを止め、専ら文明の維持と社會教化事業の施設に投ずるの途を開き、府尹郡守及び島司をして之を管理せしむるは従前と異ならざるも、その使途に付ては儒林より選出せる掌議の意見を聽きて之を定めしむることとし、儒林をして自ら進みて社會教化に努力するの氣運を養ひ、以て民風改善の資に供することとなつたのである。尙ほ昭和五年度より、各郷校財産の經費の一部を割きて、經學院に明倫學院を附置し、儒林の子弟を入學せしめ、深く儒學の根本を究めしめ、強固なる志操を養ふと共に、廣く知見を啓發して一般民衆善導の中心人物養成に努力せしめて居る。

郷校財産表（昭和六年）

道名	郷校數	文刺數	章程の定員	基本財産	基本財産以外の財産
京畿道	二一	三九	一三四	三七九、〇四二・五九五	五六、一七〇・〇〇〇
忠清北道	一〇	一八	一〇六	一〇六、七五四・六一〇	五九、五八〇・〇一〇
忠清南道	一四	三六	一五六	二八六、六四〇・九五三	六三、九五七・七〇〇
全羅北道	一四	二八	一八八	四三七、七七二・五三〇	七〇、二六五・八五〇

全羅南道	三三	三三	一六四	五五六、二〇四・二四〇	一九八、四二九・二六〇
慶尙北道	三三	四一	二二四	六八二、一七・八六〇	一一一、九二六・九七〇
慶尙南道	二〇	二九	一五六	七〇三、七五一・五六五	七二、二九〇・一九〇
黃海道	一七	二〇	一一六	三五〇、三九六・四八〇	六三、三二五・五六〇
平安南道	一四	一四	一四〇	三五六、八七八・四四五	四三、五二〇・九一〇
平安北道	一九	二一	一六〇	五七八、一六二・八六一	八四、〇五二・四六〇
江原道	二一	二五	二三二	三六二、四三一・七九〇	八九、八七一・七八〇
咸鏡南道	一六	一六	九八	一八八、九九三・九一〇	六七、四一二・四二〇
咸鏡北道	一一	一一	八六	六一、五四八・一七〇	二〇、六二九・〇三五
合計	三三二	三三〇	一、九六〇	五、〇〇四、六〇五・〇〇九	一、〇〇一、四三二・一四五

第二節 地方に於ける儒林の勢力

儒學興隆と同族部落

朝鮮に於ける儒學の盛衰と、その文教上及び國民道德上に及ぼしたる影響に就いては、簡短に叙述することは、困難であるが、事大思想の強烈であり、家名門閥を尙び、祖先を崇拜することの熾んなる朝鮮に於ては、四民平等の時代たる今日に於ても、依然として階級觀念が旺盛で、各地方に於ける兩班儒林の勢力は尙ほ甚だ大なるものがある。李朝時代に於て、李退溪の没後、同じく朱子學の流れを汲みながら、退溪の説を奉ずる嶺南派（南人）と、栗谷に傾倒する畿湖派（西人）の二學派を形成し、爾來西人中には宋時烈派の老論、尹拯派の少論の黨派を生じ、學派抗爭の弊は愈々大なるものがあつた。更に第十三代明宗の時より全孝元に與みす

る東人、沈義謙に附く西人なる兩黨が生じ、各政權爭奪を目標として軋轢紛争益々甚だしく、兩派中にも種々の分裂作用が行はれ、東人は禹性傳・柳成龍を首領とせる南人、李滂・李山海を戴く北人に分れ、更に南人中よりは許穆の清南、許積の濁南を生じ、北人は大北・小北に分れ、大北よりは洪汝淳の骨北、李山海の肉北、鄭蘊・鄭昌衍の中北、奇自獻の清北、李爾瞻の濁北、小北（清以恭の清小北、柳永慶の濁小北）を生じ、また西人中には、尹昉の尹西、申欽の申西を出し、更に其の後、金澹の功西、金尙憲の清西、金洙派の老西、李貴の少西に分れ、時代に依りて各派の勢力には消長があつたが、苟くも兩班儒生たるものは、いづれかの黨派に屬して激烈なる論争反目を繰り返し、以上諸黨派中の南人、小北、老論、少論はこれを四色と稱し、今日に於てもその分派は明白であり、異色の兩班儒林間では結婚を行はざるのみならず、事毎に衝突せる如き弊害さへ残つて居る。

以上諸派に屬する兩班儒林の子孫門弟は地方に蟠居して勢力を張り、今も尙ほ文廟・郷校・書院・祠院を中心として一種の團結を結び、先哲儒賢を祀り、儒學を講筵して居る。素より李朝時代の文廟・郷校・書院は兩班儒林の黨争の具に使用されたる傾きあるも、その分布は地方儒學興隆の一斑を窺ふの資料ともなり、特にその地方に於ける兩班儒林を以て構成されたる、同族部落の盛衰消長と極めて重要なる關係がある。

詞宇・書院の分布

李朝時代に於ける教育は、中央に成均館あり、其の下に四學あり、地方には郷校があつて、成均館と四學と

は中央政府の官立に係り、郷校は地方廳にて經營したものである。而して一般人民の教育機關としては内地の所謂寺小屋式の書堂なるものが、各地に多數に存在して居た。李朝中期に至り郷校の次第に弛廢したのに乘じ祠宇書院が起つた。祠宇書院は元來内外の碩儒賢臣の勳功學徳を追慕し、且つ其の徳化を報謝する爲めに漢登を祀り、青年子弟此處に會合して經典を研究し、道義を講習する爲めに、名儒、賢臣等と關係ある地をトして私人の建てたものである。

其の起原は、李朝中宗三十六年、慶尙道豊基郡守であつた周世鵬が、高麗の碩儒文成公安珣の住んで居た同郡順興の舊基に書院を建て、白雲と稱し珣を祀つた。珣は高麗の學問最も衰頽せし時、寄附金を募り國學の復興に力を盡した人であるから、明宗五年、李退溪の豊基郡守となるや、慶尙道觀察使沈通源を通じ同地に創立された書院に對し、朝廷より扁額及び秘蔵の圖書を下賜されんことを乞ふた。通源之を朝廷に奏聞し聽許されて、紹修書院の扁額、三大全等の貴重圖書、奴婢及び田畑等を下賜されたのが、書院の濫觴と一般に言はれて居る。

しかしながら、其より千年以前の新羅時代既に祠院の建設があり、高麗顯宗時代に賜額されたこともある。即ち忠清道鎮川の金發翰祠宇は、新羅時代に、慶尙道安東の三功臣廟は高麗初期に、同道晋州股烈祠は高麗顯宗辛酉に、黃海道平山の太白山城祠宇、全羅道長城の藝庵書院、及び忠清道大興の蘇都督祠は各高麗朝時代の建設であり、また李朝に入りても太宗元年設立の丹城道川書院、中宗二十三年設立の星州川谷書院、中宗二十

九年設立の扶安道洞書院等がある。

由來朝鮮は制度文物悉く支那に模擬した國であるから、祠院なども早くから設置されたものと思はるゝが、「文獻撮要」には左の如き記述がある。

歴代書院之制

後儀王氏曰。漢初。郡國往往有夫子廟。而無校官。且不置博士弟子員。其學士并課試。供養與否。不見經傳。然諸儒以明經教于其鄉。率從之者數百人。其齊魯燕趙之間。詩書禮易春秋論語名家者甚盛。則設書院。昉是矣。漢末修庠序之教。士病無于學。相與擗勝地立精舍。爲群居講習之所。若岳楚白鹿洞之類是也。逮慶曆熙寧之盛。學校之官。遍天下。按書院之制。昉自石鼓嶽白鹿雒陽。皆碩德鴻儒講道明教之地。世所謂四大書院者是也。厥後書院遍天下。日增月益。星羅而鱗次。然多尙虛名而實學荒矣。宋應天書院。在壽德府。亦以雒陽名之。玉海所謂四大書院。有嵩陽而無石鼓。當以玉海爲正。

祠院建設の起源は以上にて大略述べたのであるが、紹修書院の賜額以來各州縣の儒林は競ふて書院を設け、賜額と共に田畑等の下賜を仰ぐものが次第に増加し、大概は認可せられたのである。その後書院の設置が益々多くなり、これに伴つて賜額を奏請するものも少くなかつたが、賜額に對しては可成の制限が加へられるに至つたのである。

元來、新に祠院を設けんとする場合には、各道より禮曹に上申して其の許可を得、始めて建設に着手するを規定としてあつたが、禮曹の許可前既に建立し、又同じ儒者等に對しては祠院の疊設を禁じたのであるが、少

しも實行されなかつた。斯くて祠院の盛んとなるに伴ひ、郷校の儒生は皆去つて祠院に集り、講道修學を放棄して、只だ遊食横議の徒と化し、中央の朋黨と結托して政治を誹り、甚しきに至りては無事の民をさへ苦め、良民にして役を避くる者は皆院僕と稱し、且つこれ等の祠院に附屬せる廣大なる田畑は租税を免せられたのであつたから、その弊害は實に少くなかつた。茲に於て肅宗朝以來、祠院の整理取締は重大問題とせられ、屢々祠院の疊設及び私設を禁じ、地方官の私建を黙認せるものは罪を論ずることゝした。英祖も亦此の禁令を實行せざるものは道尹守令を罪し、同王の十七年には祠院三百餘箇所を毀撤して益々制限の方針を取つたが、當時の風潮は全く之を抑ふることが出來ず、遂に祠院は横暴なる儒生の巢窟と化したのであつた。李太王八年迄に建設せられた祠院の地方別分布状態を見るに、その總數六百八十に及び、内二百七十六即ち總額の四〇パーセントンは朝廷より額を下賜されたものである。祠宇書院は、慶尙、全羅、忠清の所謂三南地方に最も建立多く、京畿其れに亞ぎ、其の他の道には概して少い。今左に各道別として之を表示して見やう。

祠宇・書院一覽表

道別	總數	屬額祠院數	總數に對する屬額祠院の割合
京畿道	六二	五一	八一%
忠清道	九三	三九	四二
全羅道	一三九	四八	三五
慶尙道	二四八	六八	二七

江原道	三三	八	二四
黃海道	三一	二三	七四
咸鏡道	三〇	一一	三七
平安道	四三	二八	六五
合計	六八〇	二七六	四〇

また各祠院の設置を時代別とすると、李朝肅宗時代の建設に係るもの三百、宣祖時代の創設に係るもの八十
 二、顯宗時代の開設に係るもの六十七等を最多とし、賜額の最も多かつたのは肅宗時代の百二十九にして、同
 王時代は祠院の黄金時代と稱しても差支へあるまい。

祠宇・書院時代別創設數及賜額數

時代	創設數	賜額數
李氏(高麗)	一	一
世宗	一	一
明宗	四	一
宣祖	一六	四
肅宗	八二	二四
神宗	三九	一五
仁祖	四九	七
高宗	三五	九

合	不	鮮					朝		
		哲	憲	純	正	英	景	肅	顯
計	詳	宗	宗	祖	祖	祖	宗	宗	宗
六八〇	三四	一	二	三	八	二二	一〇	三〇〇	六七
二七六	一	一	一	二	一九	一三	七	一二九	四二

備考 一、本表は李太王八年祠院大整理前に現存せしものに付調査した。
 一、李太王八年以前に創建せられ其以前に廢止せられしものは詳でない。

祠宇書院に奉祀された人々は一千三百四十九名の多きに達し、其中最も多く奉祀せられた者は宋時烈であつて、其の祠院數三十六箇所、これに亞ぐは李滉の三十箇所、李珣の二十箇所等の順位となつて居り、その享祠の多少は、亦以て門人及び黨派又は同族勢力の大小を窺ふの参考ともなるであらう。

祠宇、書院に多く奉祀せられし者調

姓	名	祠院數	姓	名	祠院數	姓	名	祠院數
宋	時烈	三六	李	滉	三〇	趙	光祖	一七
李	彦迪	一六	李	郎	一五	金	宏翊	一三
鄭	夢周	一三	趙	瑩	一二	金	尙憲	一〇
閔	鼎重	一〇	鄭	汝昌	九	李	舜臣	八

洪	萬	八	宋	凌	吉	八	李	燈	七	金	時	四	七
朴	彭	七	鄭	龜	七	七	權	尙	七	成	成	澤	七
成	三	七	俞	應	孚	七	河	緯	七	李	龍	六	六
金	伊	六	金	集	六	六	金	誠	一	金	應	河	六
朴	世	六	柳	成	源	六	柳	成	龍	六	孔	子	六

備考 一、右表の外三箇所以上五箇所以下に奉祀せられし者の数は七十六名に達して居る。

一、祠宇、書院に奉祀せられし者の数は一千三百四十九名、内李姓の者二百二十一名、金姓の者百六十一名、朴姓の者七十二名、鄭姓の者七十名等である。

祠宇書院の分布は、地方兩班儒林の勢力消長と密接なる關係があるが、李太王八年迄に建立せられた祠宇書院の名稱、創建年、奉祀者及び賜額年を各府郡縣別として左に表示しやう。

祠宇・書院地方別分布表

地方別	祠宇書院	創建年	奉祀者	摘	要
京城	啓靈祠	西曆一七〇一	叔梁紇、顏無繆、曾點、孔鯉、孟激	在文廟東北	
京城	崇節祠	西曆一七二二	董葵、何荅、陳東、歐陽澈、尹志達	在文廟東	英祖庚辰(一、七六〇)御筆賜額
京城	宣武祠	西曆一五九八	邢珩、楊紉	在西郊養生坊	宣祖御筆再造齋苑四字

京

開城

表節祠

五冠書院

崇節書院

花谷書院

崧陽書院

宣親廟 天皇、天正元
西曆一、五七三

光海君 己酉
光陽成天皇、慶長
西曆一、六〇九

顯宗 丙午
顯元天皇、寬文
西曆一、六六六

肅宗 辛酉
肅元天皇、天和
西曆一、六八一

正祖 癸卯
正格天皇、天明
西曆一、七八三

仁祖 壬午
明正天皇、寬永
西曆一、六四二

英祖 乙亥
純顯天皇、寬曆
西曆一、七五五

顯宗 辛丑
後西院天皇、寬文
西曆一、六六一

顯宗 丁未
顯元天皇、寬文
西曆一、六六七

肅宗 乙丑
肅元天皇、貞享
西曆一、六八五

鄭夢周、禹玄寶、徐敬德、金尙憲、金墳、趙翼 宣祖乙亥(一、五七五) 額

徐敬德、朴淳、許謙、閔純 光海君己酉(一、六〇九) 額

宋魯賢、金鎭光、劉克良 肅宗甲戌(一、六九四) 額

朴尙衷、朴世采 肅宗乙丑(一、六八五) 額

林先味、曹義臣、孟姓人 正祖癸卯(一、七八三) 額

金尙容、李尙吉、洪命李、李時稷、權順長、尹
梁、黃德身、金益鏞、黃一純、沈說、洪翼漢、尹
尹焄、李惲五、宋時榮、具元一、姜翼漢 孝宗戊戌(一、六五八) 額

李成模、李如德 特命建祠

趙翼、趙復陽、趙持謙 顯宗己酉(一、六六九) 額

李集、李養仲、鄭誠履、鄭暉、吳允謙、任叔英 肅宗丁丑(一、六九七) 額

李義健、趙漢、李厚源 肅宗乙亥(一、六九五) 額

第五章 兩族部落と儒教勢力

道

畿

江華

廣州

李德兵祠宇

忠烈祠

明阜書院

龜巖書院

秀谷書院

京

揚州

畿

遠州

上

顯節祠

遺宗 宗 戊辰
東山天皇、元祿
西 曆一、六八八

金何孫、鄭稷、洪翼漢、尹集、吳遠濟

遺宗 癸酉(一、六九三) 額

遺峯書院

宣祖 祖 癸酉
正親町天皇、天正
西 曆一、五七三

趙光祖、宋時烈

宣祖 癸酉(一、五七三) 額
英祖 乙未(一、七七五) 額

石室書院

孝宗 宗 丙申
後西院天皇、明曆
西 曆一、六五六

金尙容、金尙憲、金壽恒、閔鼎重、李煥相

顯宗 癸卯(一、六六三) 額

清節祠

肅宗 宗 丙寅
肅元天皇、貞享
西 曆一、六八六

金時習

肅宗 辛巳(一、七〇一) 額

旌節祠

肅宗 宗 壬辰
中御門天皇、正徳
西 曆一、七一二

南乙珍、趙翊

正祖 甲辰(一、七八四) 額

沂川書院

宣祖 祖 庚辰
正親町天皇、天正
西 曆一、五八〇

金安國、李彦迪、洪仁祐、鄭暉、李元翼、李植、洪命弼、洪命夏

仁祖 乙丑(一、六二九) 額

孤山書院

肅宗 宗 丙寅
肅元天皇、貞享
西 曆一、六八六

李存吾、曹漢英

肅宗 戊子(一、七〇八) 額

大老祠

正祖 祖 乙巳
光格天皇、天明
西 曆一、七八五

宋時烈

正祖 乙巳(一、七八五) 額
李太王 癸酉(一、八七三) 額
改賜江漢

玄岩書院

純祖 祖 甲午
仁孝天皇、天保
西 曆一、八三四

金祖淳

純祖 甲午(一、八三四) 額

文山書院

正親町天皇、永祿
西 曆一、五六八

成守琛、成守琮、成運、白仁傑

孝宗 庚寅(一、六五〇) 額

京	畿				道				
	南陽	仁川	水原	豐德	長湍	坡州			
第五卷 同族部、所と儒教勢力 安谷祠 龍栢祠 鶴山書院 梅谷書院 關里祠 龜溪書院 臨江書院 履村影堂 墨溪祠 紫雲書院	順宗 丙午 顯宗 丙午 元宗 丙午 西曆 一六六六	肅宗 壬午 肅宗 壬午 肅宗 壬午 西曆 一七〇二	肅宗 甲戌 肅宗 甲戌 肅宗 甲戌 西曆 一六九四	正祖 壬子 正祖 壬子 正祖 壬子 西曆 一七九二	肅宗 辛酉 肅宗 辛酉 肅宗 辛酉 西曆 一六八一	肅宗 甲戌 肅宗 甲戌 肅宗 甲戌 西曆 一六九五	肅宗 庚寅 肅宗 庚寅 肅宗 庚寅 西曆 一六五〇		
朴世勳、朴世澤、洪暹	諸葛亮、胡安國、尹榮	李端相、李喜朝	宋時烈	孔子	李崐	安裕、李禧、金安國、金正國	黃喜	吳斗寅、李世華、朴孝輔	李珥、金長生、朴世采
景宗 辛丑(一、七二一) 額 五七七	顯宗 己酉(一、六六九) 額	肅宗 戊子(一、七〇八) 額	肅宗 乙亥(一、六九五) 額	正祖 壬子(一、七九二) 御筆額	肅宗 壬戌(一、六八二) 額	肅宗 甲戌(一、六九四) 額	肅宗 乙亥(一、六九五) 額	肅宗 庚寅(一、六五〇) 額	

道		畿			京	
田	高陽	河	安城	金浦	通津	利川
田 浙江書院 西庚山天曆一、六九一 東山天曆一、六九四 許穆	高陽 紀功祠 西仁孝天曆一、八四一 東山天曆一、八四二 權深	河 新谷書院 西顯元天曆一、六八三 東山天曆一、六八八 尹立舉	安城 南坡書院 西東山天曆一、六九二 東山天曆一、六九五 洪宇選	金浦 牛渚書院 西後光明天曆一、六四八 仁顯元天曆一、六六三 趙憲 金長生	通津 鄉祠宇 ？ 張曉 英祖戊辰(一、七四八)重修	利川 玄巖書院 西仁孝天曆一、八三三 純顯元天曆一、八三三 徐熙、李寬義、金安國 金祖淳 純顯癸巳(一、八三三)額
		顯元天曆一、六八三 東山天曆一、六八八 閔純、南孝溫、金正國、奇選、鄭之漢、洪履祥、 李慎儀、李有謙 肅宗己丑(一、七〇九)額		顯元天曆一、六六三 肅宗乙卯(一、六七五)額 顯宗己酉(一、六六九)額		正親町天皇、永祿七 明宗甲子 徐熙、李寬義、金安國

道	畿		永		龍		京	
	平	平	平	平	仁	仁	揚	加
花山書院	雲巖書院	玉屏書院	深谷書院	忠烈書院	寒泉書院	送源書院	潛谷書院	
	鄉嗣宇	孤雲影堂	孝宗庚寅	正祖時代	孝宗庚寅	顯宗辛丑	顯宗乙酉	
明正天皇、寬永一、六三五	宣祖甲午	孝宗庚寅	正祖時代	孝宗庚寅	顯宗辛丑	顯宗乙酉		
仁祖乙亥	宣祖甲午	孝宗庚寅	正祖時代	孝宗庚寅	顯宗辛丑	顯宗乙酉		
李領嗣	趙殷、趙昱	朴淳、李養健、金壽恒	李緯	趙光祖	趙光祖、金湜、金瑨、南彥經、李濟臣	金瑨		
顯宗庚子(一、六六〇)額	肅宗甲午(一、七一四)額	肅宗癸巳(一、七一三)額	正祖時代	光海君己酉(一、六〇九)額		肅宗丁亥(一、七〇七)額		
五七九								

第五章 同族部、俗と儒教勢力

朝鮮の聚落 (後篇)

道		畿				京	
漣川	陽城	果川				始興	抱川
臨慶書院	德生書院	虎溪書院	四忠書院	登江書院	堅節書院	忠賢書院	龍淵書院
西曆一、五七〇	西曆一、七〇〇	西曆一、六八一	西曆一、七四九	西曆一、六九五	西曆一、六八一	西曆一、六五八	西曆一、六九一
李珣、李得胤	朱子、宋時烈	趙宗敬、趙涼	金昌瑛、李頤命、趙泰柔、李健命	朴泰輔	朴彭年、成三問、李埈、柳成源、河緯地、俞應孚	姜郁贊、徐甄、李元翼	李德傳、趙綱
顯宗庚子(一、六六〇) 額	肅宗丙申(一、七二六) 額	顯宗庚辰(一、七〇〇) 額	英祖丙午(一、七二六) 額	肅宗丁丑(一、六九七) 額	肅宗壬申(一、六九二) 額	肅宗丙辰(一、六七六) 額	肅宗壬申(一、六九二) 額

荷州

第五章 同族部落と儒教勢力

八峯書院	扶聖堂祠宇	菊溪祠宇	松溪書院	鳳溪書院	機巖書院	雙泉書院	松泉書院	表忠祠	萃陽書院
西正規町大皇、 一、五八二	西東山天皇、 一、七〇一	西東山天皇、 一、七〇一	西東山天皇、 一、七〇二	西東山天皇、 一、七〇二	西東山天皇、 一、六九九	西東山天皇、 一、六九五	西東山天皇、 一、六九五	西山御門八皇、 一、七三六	西東山天皇、 一、六九六
壬午	辛巳	辛巳	壬午	壬午	己卯	乙亥	乙亥	辛亥	丙子
李紆、李延慶、 金世弼、盧守慎	盧繼元、盧後元、 盧從元、盧一元	朴增榮、卞景福、 李德洙、李秀彦	卞時煥	羅常、金字顯、 申福、申樂	姜栢年、吳爐	申浚	金士廉、崔有慶、 李貞幹、朴光佑、 李濟臣、李之忠、 趙綱、李大薦	李鳳祥、南延年、 洪霖	宋時烈
顯宗壬子(一、六七二)額	因大臣柳成龍筵白、 宣顯以御筆書下棟 奉堂三字命揭于 所居堂曰兄弟 孝友至是爲祠							英祖丙辰(一、七三六)額	肅宗丙子(一、六九六)額 丙申(一、七二六)額 御筆額

道		清			忠				
舒	丹	沃			韓	清			
川	陽	川			山	風			
建嚴書院	丹嚴書院	龍門影堂	虎溪堂宇	別祠	表忠祠	文獻書院	黃岡書院	鳳岡書院	龍溪書院
顯宗 壬寅 寅 後西院天皇、寬文二 西曆一、六六二	顯宗 壬寅 寅 後西院天皇、寬文二 西曆一、六六二	肅宗 己卯 東山天皇、元祿一二 西曆一、六九九	肅宗 辛卯 中御門天皇、正德元 西曆一、七一	肅宗 庚寅 中御門天皇、寶永七 西曆一、七一〇	宣祖 戊申 後陽成天皇、慶長二 西曆一、六〇八	宣祖 甲午 後陽成天皇、文祿三 西曆一、五九四	英祖 丙午 中御門天皇、享保二 西曆一、七二六	顯宗 辛亥 亥 靈元天皇、寬文一一 西曆一、六七一	景宗 甲辰 中御門天皇、享保九 西曆一、七二四
李山甫、趙憲、趙守倫、趙以	李湜、禹暉	宋時列	南秀文	郭垠	趙憲、令集、宋時烈、宋浚吉、趙完基	李穀、李瞻、李種學、李崧、李紆	權尙夏	金湜、金權、金靖	尹錕
肅宗 癸巳(一、七一三) 額	肅宗 壬甲(一、六九二) 額				光海君 辛亥(一、六一一) 額	本祖 丁未(一、七二七) 額	顯宗 壬子(一、六七二) 額		

第五章 同族部落と儒教勢力

朝鮮の聚落 (後篇)

五八四

道		清		忠		
大興		汚川	溫陽	槐山	瑞山	林川
善峯書院	蘇都台祠	牛川祠	蘇過書院	花巖書院	松谷祠宇	七山書院
光海君、乙卯 元和元 西曆一、六一五		東山天皇、寶永 西曆一、七〇七	仁祖、甲戌 明正天皇、寬永 西曆一、六三三	仁祖、甲戌 明正天皇、寬永 西曆一、六三三	肅宗、己亥 中御門天皇、享保 西曆一、七一四	肅宗、丁卯 東山天皇、貞享 西曆一、六八七
宋麟壽、鄭慶、宋時烈	蘇定方	李若水	李舜臣、姜鳳壽、尹倪	趙光祖、李滉、孟希道、洪可臣、趙相禹、姜栢 年、趙爾復	柳方澤、鄭臣保、鄭仁壽、柳伯濬	俞啓
顯宗戊申(一、六六八)額	自高麗春秋降香致祭				肅宗辛丑(一、七二二)額	肅宗丁丑(一、六九七)額

忠

文
狀

黔潭書院

肅宗 乙亥(一、六九五) 亥

宋浚吉

肅宗 乙亥(一、六九五) 額

德泉祠

肅宗 乙亥(一、六九五) 亥

柳希齡、柳興龍、禹慎言、鄭應昌

象賢書院

明宗 己酉(一、五四九) 酉

金淨、成運、成憐元、趙憲、宋時烈

光海君 庚戌(一、六一〇) 額

報
恩

鄉祠宇

宣祖 甲申(一、五八四) 申

成憐元、趙憲

山仰祠影堂

肅宗 丁亥(一、七〇七) 亥

宋時烈、權尙夏

崇賢書院

鄭光弼、金淨、宋麟壽、金長生、宋浚吉、宋時烈

宣祖 壬辰(一、五九二) 額
光海君 己酉(一、六〇九) 額
肅宗 同年額

別祠

顯宗 丁未(一、六六七) 未

李時稷、宋時榮

靖節書院

肅宗 甲子(一、六八四) 子

宋愷、朴彭年、宋甲祚、金慶孫、宋尙敏

漢湖書院

肅宗 戊戌(一、七一八) 戌

宋奎禧

仁湖祠

肅宗 丁丑(一、六九七) 丑

姜錫午、姜世繼

第五系 同族郡治之儒教勢力

朝鮮、孫君 (後篇)

宗曉堂影堂
肅宗 丁丑
東山天皇、元祿一〇
西曆一、六九七

浮山書院
肅宗 己亥
中御門天皇、享保四
西曆一、七一九

義烈祠
宣祖 丙子
正親町天皇、天正四
西曆一、五七六

百源書院
宣祖 丁酉
後陽成天皇、慶長二
西曆一、五九七

芝山書院
景宗 壬寅
中御門天皇、享保七
西曆一、七二二

金發輪詞宇
新羅時代

清遠書院
光海君 辛酉
後水尾天皇、元和七
西曆一、六二一

彰烈書院
肅宗 丁酉
中御門天皇、享保二
西曆一、七一七

花嚴書院
光海君 庚戌
後陽成天皇、慶長二
西曆一、六一〇

遷殿書院
仁祖 甲戌
明正天皇、寬永一
西曆一、六三四

朱子 主時

金集、李敬輿

成忠、興首、階伯、李存吾、鄭厚信、黃一皓

李種學、金德榮、李金、李貞

崔錫鼎

金輿信

金時司

尹璣、洪翼漢、吳達濟

李之函、李山甫、李夢奎

金長生、金集、宋以吉、宋時列

肅宗己亥(一、七一九)額

宣祖戊寅(一、五七八)額

顯宗己酉(一、六六九)額

景宗癸卯(一、七二三)額

肅宗甲寅(一、六七四)額

景宗辛丑(一、七二一)額

肅宗丙寅(一、六八六)額

顯宗庚子(一、六六〇)額

忠

連山

忠谷書院

肅宗 壬申
東山天皇、元祿
西曆一、六九二

贈伯、朴彭年、成三問、李埈、柳誠漢、河緯地、俞應孚、金益燾

龜山書院

肅宗 壬午
東山天皇、元祿一
西曆一、七〇二

尹焄、尹舜舉、尹元舉、尹文學

休亭書院

肅宗 己卯
東山天皇、元祿一
西曆一、六九九

柳愬、柳文述、李愼吉、金廷望、權謹

木川

道東書院

肅宗 己丑
後光明天皇、慶安二
西曆一、六四九

朱子、鄭述、金駟孫、黃宗海

肅宗丙辰(一、六七六)額

燕岐

鳳巖書院

肅宗 辛卯
後光明天皇、慶安四
西曆一、六五一

韓忠、金長生、宋浚吉、宋時烈

肅宗乙巳(一、六六五)額

平潭

養義祠

肅宗 辛丑
後西院天皇、寬文元
西曆一、六六一

洪翼漢、尹集、吳達濟、

肅宗甲申(一、七〇四)額

魯城

魯岡書院

肅宗 乙卯
靈元天皇、延寶三
西曆一、六七五

尹焄、尹文學、尹宣舉、尹拯

肅宗壬戌(一、六八二)額

關里祠

關里祠

肅宗 丙申
中御門天皇、享保元
西曆一、七一六

孔子

肅宗甲午(一、七二四)額

德寧書院

德寧書院

肅宗 乙酉
東山天皇、寶永二
西曆一、七〇五

金球

肅宗甲午(一、七二四)額

第五章 同族の活と儒教勢力

道		海		忠		
水	新	前	海	堤	黃	禮
春	昌	安	山	川	澗	山
松城書院	道山書院	鄉利宇	仁山書院	南塘書院	松溪書院	集成祠影堂
西代、大皇、延寶、一、六七三	西宗、元、一、六七〇	西、一、七三八	西、一、六一〇	西、一、七〇六	西、一、七二五	西、一、七〇八
尹宣舉	趙又、趙克善	謝成、大君瑜、李甫欽	李之函、鄭汝昌、趙光祖、李彥迪、朴知誠、李況、奇遂	李舜臣、李莞、李鳳祥	曹偉、朴矢、金始昌、朴應勳、南知貢、朴惟陳	朱子、宋時烈、權尚夏
				肅宗丁亥(一、七〇七) 額	英祖丙午(一、七二六) 額	

忠

高

道

道		高		忠			
延	德	齊	全	石	永	恩	
山	山	山	義	城	同	津	
原泉洞宇	晦菴書院	德峰書院	雷巖洞宇	蓬湖書院	花巖書院	草江書院	恩山洞宇
西曆一、七一一	西曆一、七〇九	西曆一、七〇一	西曆一、六九九	西曆一、六九三	西曆一、六七〇	西曆一、六一一	西曆一、六七二
中御門、正德元	東山天皇、寶永	東山天皇、元祿	東山天皇、元祿	東山天皇、元祿	顯元天皇、寬文	後陽成天皇、慶長	顯元天皇、寬文
辛卯	己丑	辛巳	己卯	癸酉	庚戌	辛亥	壬子
李箕仙	朱子、李滿、李成、植克	趙寬、宋時烈	李翔	尹文舉	盧興	張沅、朴興生、張弼武、朴忍、張智賢	姜應貞、徐益、楊應春
						金自粹、朴璲、朴嗣宗、宋邦祚、尹燠、宋時榮、宋時烈	
						金秀南	

延山 原泉洞宇

宣祖壬辰(一、五九二) 肅宗癸巳(一、七一三) 肅宗

第五章 同族部族と儒教勢力

檀州		道													
道山祠宇	安邦俊	雲齋祠宇	鄭可臣、申樞、鄭欽、鄭邁	竹峯祠宇	柳浚、柳尙運	松齋祠宇	羅世繼、林亨秀	西河祠宇	李敏叙、李健命	萊江祠宇	李元昭、李琳、李永祐、李有慶	竹樹菴院	趙光祖、梁彭保	寶忠祠	崔慶會、曹顯、文弘猷
西曆一、六五二		西曆一、六九二		西曆一、六六四		西曆一、七〇二		西曆一、七〇五		西曆一、七一二		西曆一、五七〇		西曆一、六〇九	

光海君辛亥(一、六一一)額

宣祖庚午(一、五七〇)額

道	州	院	各
濟州	別洞	橋林書院	<p>正親町天皇、天正六 西曆一、五七八</p> <p>宣祖 辛丑 後陽成天皇、慶長六 西曆一、六〇一</p> <p>高敬命、高從厚、高因厚、柳彭老、安瑛 宣祖癸未（一、五八三）額</p>
		三姓洞	<p>英祖 癸未 後櫻町天皇、寶曆三 西曆一、七六三</p> <p>新羅高乙那、夫乙那、良乙那 正祖甲辰（一、七八四）額</p>
		?	
光州	景烈洞字	大時書院	<p>英祖 丙戌 後櫻町天皇、明和三 西曆一、七六六</p> <p>李穡之、李安直、李宗儉</p>
		玄巖洞字	<p>肅宗 戊子 東山天皇、寶永五 西曆一、七〇八</p> <p>宋齊民、權禪、宋栳</p>
		西河洞字	<p>肅宗 甲申 東山天皇、寶永元 西曆一、七〇四</p> <p>李敏叙</p>
光州	義烈洞	後陽成天皇、慶長九 西曆一、六〇四	<p>朴光玉、金德齡、吳斗寅 肅宗辛酉（一、六八一）額</p>
		宣祖 甲辰	
		仁祖 乙酉 後光明天皇、正保二 西曆一、六五四	<p>鄭地、鄭忠信、全尙毅</p>
光州	月峯書院	正親町天皇、天正六 西曆一、五七八	<p>奇大升、朴詳、朴淳、金長生、金龜 孝宗甲午（一、六五四）額</p>
		宣祖 辛丑 後陽成天皇、慶長六 西曆一、六〇一	
		高敬命、高從厚、高因厚、柳彭老、安瑛 宣祖癸未（一、五八三）額	

廟大

玉川書院

明宗甲子
正親町天皇、永祿七
西曆一、五六四

金玄弼

宣祖戊辰(一、五六八)額

忠愍祠

宣祖庚子
後成天皇、慶長五
西曆一、六〇〇

李舜臣、李俊誠、安弘樹

宣祖甲辰(一、六〇四)額

旌忠祠

肅宗甲子
靈元天皇、貞享元
西曆一、六八四

張潤

肅宗丙寅(一、六八六)額

清水書院

肅宗癸酉
東山天皇、元祿六
西曆一、六九三

李暉光

護川祠宇

肅宗辛卯
山門天皇、正德元
西曆一、七一

趙瑜、趙崇文、趙晉山

奇沙祠宇

肅宗壬辰
中御門天皇、正德二
西曆一、七一二

鄭沼

滄洲書院

宣祖己卯
正親町天皇、天正七
西曆一、五七九

盧楨

宣祖庚子(一、六〇〇)額

送報廟

宣祖乙亥
正親町天皇、天正二
西曆一、五七二

關羽、李新芳、蔣表、毛承先

正祖辛丑(一、七八一)額

多川書院

肅宗己未
光海君、元和五
西曆一、六一九

安慈順、丁煥、丁燾、李大豐

肅宗丙寅(一、六八六)額

嶺峰書院

肅宗己丑
光明天皇、慶安二
西曆一、六四九

令麟厚、洪順福、崔尙直、吳廷古、崔璣、崔啟之

肅宗丁丑(一、六九七)額

第五章 同族部活と儒教勢力

朝鮮の聚落 (後篇)

五九四

今

南原

忠烈祠

光海君 壬子
後水尾天皇、慶長二
西曆一、六一二

李福男、鄭期道、任鉉、金敬考、申浩、李德恢
李元馨、吳興業

孝宗癸巳(一、六五三) 額

忠忠祠

肅宗 己丑
東山天皇、寶永六
西曆一、七〇九

著道、高得實、安瑛

肅宗癸巳(一、七二三) 額

古龍書院

宣祖 癸未
正親町天皇、天正二
西曆一、五八三

盧顯

琴溪書院

肅宗 甲戌
東山天皇、元祿七
西曆一、六九四

金碩、李尙驛、金之朝、金之白

高慶書院

肅宗 甲戌
東山天皇、元祿七
西曆一、六九四

陳克純、黃信龜

方山書院

肅宗 壬午
東山天皇、元祿一五
西曆一、七〇二

尹孝孫、崔積、李貴興

玄路祠宇

肅宗 壬午
東山天皇、元祿一五
西曆一、七〇二

李浚幹、丁煥、邊瑛、丁況

劉德兵祠宇

?

劉鏗

築巖書院

宣祖 庚寅
後陽成天皇、天正六
西曆一、五九〇

金麟厚、梁子誠

顯宗壬寅(一、六六二) 額

惠庵書院

高麗時代

徐稜、趙英圭、趙廷老、崔鶴齡、鄭雲龍、金右俊

仁祖戊子(一、六四八) 重建

長城

秋山書院

肅宗 丁丑
東山天皇、元祿一〇
西曆一、六九七

介度、許孝謙、許挺翼

鳳巖書院

肅宗 丁丑
東山天皇、元祿一〇
西曆一、六九七

邊以中、邊慶胤

鶴林書院

仁祖 癸未
明正天皇、寬永二〇
西曆一、六四三

金程、金英烈、朴熙中、金應士、朴滄哲

祖題良昭公影堂、肅宗戊戌
(一、七一八) 建爲書院

滋巖書院

宣祖 丁未
後穆成天皇、慶長三
西曆一、六〇七

柳希任

顯宗己酉(一、六六九) 額

潭陽

龜山書院

肅宗 甲申
東山天皇、寶永
西曆一、七〇四

宋希環、宋廷荀、金彥昂、金應會、宋純、金大器、李安淵、羅茂春、宋徵

礪山

竹林書院

仁祖 丙寅
後水尾天皇、寬永三
西曆一、六二六

趙光祖、李晔、李珥、成渾、金長成、宋時烈

顯宗乙巳(一、六六五) 額

鄉洞宇

肅宗 壬辰
中御門天皇、正德二
西曆一、七一二

李繼孟、李純仁、南翰溪、南斗建

洞谷書院

肅宗 戊寅
東山天皇、元祿一
西曆一、六九八

閔鼎重、閔維正

英祖丙午(一、七二六) 額

江城書院

仁祖 甲申
後光明天皇、正保元
西曆一、六四四

文益漸、文鍾世

正祖丙午(一、七八六) 額

忠烈祠

肅宗 癸亥
靈元天皇、天和三
西曆一、六八三

鄭本、鄭光老、較菴、鄭名世、鄭石心

正祖丙午(一、七八六) 額

第五卷 同族部治と儒教勢力

近		唯			子				
筑		戊			辰				
城		朱			洲				
立忠祠	大漢書院	龍山書院	龍湖影堂	竹矢書院	龍湖祠宇	獲忠祠宇	楊江祠宇	竹川祠宇	竹川祠宇
肅宗 丁巳 德元天皇、延寶一、六七七	孝宗 丁酉 後西院天皇、明曆三、六五七	宣祖 丁未 後陽成天皇、慶長三、六〇七	英祖 乙丑 櫻町天皇、延享二、七四五	肅宗 癸巳 中御門天皇、正德三、七一三	肅宗 丁巳 德元天皇、延寶一、六七七	肅宗 丙戌 東山天皇、寶永三、七〇六	肅宗 甲申 東山天皇、寶永一、七〇四	肅宗 戊戌 中御門天皇、享保三、七一八	光海 庚申 後水尾天皇、元和六、六二〇
安弘國	安邦俊	朴光前	呂大臨、朱子	金仇、張弼武	田錄生、田有秋	宣世綱	金景秋	魏德毅	李隨、南孝温、申潜、金光遠、劉好仁
肅宗 庚午一、六七二	肅宗 甲申一、七〇四	肅宗 丁亥一、七〇七							

還		羅				錦山			
還		羅		羅		錦山			
鳩林嗣字	永保嗣字	竹亭書院	忠節嗣	萬洞書院	瑞嗣字	別嗣	從容嗣	星谷書院	梁山書院
肅宗、延寶、西曆一、六七七	?	肅宗、天和、西曆一、六八一	孝宗、承應、西曆一、六五二	仁祖、元永、西曆一、六三〇	肅宗、元祿、西曆一、六九〇	?	仁祖、正保、西曆一、六四七	光海、元和三、西曆一、六一七	肅宗、正德、西曆一、七二二
曹行立	慎天錫	朴成乾、朴權、朴資精、李晚成	鄭暹	崔德之、金壽恒、金昌協、崔忠成	韓敏、李惟澤	韓靈圭、靈圭壬卒	高敬命、趙暹、高因原、邊應井、柳彭老、安瑛、李光輪、趙完基、韓權、高參議佐基、趙愈正佐基、高參議十卒、趙愈正十卒	金侁、尹澤、吉丹、金淨、高敬命、趙憲	康世慶
			肅宗辛酉(一、六八一)額	肅宗癸巳(一、七一三)額			顯宗癸卯(一、六六三)額	顯宗癸卯(一、六六三)額	

第五章 同族部落と儒教勢力

朝鮮の聚落 (後篇)

五九八

全		羅		益		古	
古阜		益山		羅金堤		淳昌	
道茂書院	華山書院	華嚴書院	白石祠宇	龍巖書院	鳳巖祠宇	花山書院	和山書院
西 顯宗 癸丑 元天皇、延寶一、六七三	西 孝宗 丁酉 後西院天皇、明曆三、六五七	西 光海君 壬子 後水尾天皇、慶長二、六一二	西 宣祖 乙亥 正親町天皇、天正三、五七五	西 孝宗 癸巳 後光明天皇、承應二、六五三	西 德宗 癸亥 元天皇、天和一、六八三	西 定祖 丁未 隆協成天皇、慶長三、六〇七	西 景宗 癸卯 中御門天皇、享保八、七二三
李希孟、金齊聞、崔顯、金地粹、金齊顯	金長生、宋時烈	李公逸、蘇世良、蘇世讓、李若海、蘇東道、蘇永顯、蘇光震	趙簡、李繼孟、羅安世、尹推、羅應參、李世錫	柳楫、趙涼	盧守慎、李敬恩、鄭弘翼、南二宅、申安圭、金孫恒、李培心、趙奉天	申未舟、金爭、金麟海、高敬可、金千益	李世弼
孝宗丁酉(一、六五七) 顯	顯宗壬寅(一、六六二) 顯						姜沆、尹煜、尹舜舉

仁

龍溪祠宇

西 仁祖 乙亥
明正天皇、寬永一、六二五

姜沆、尹煜、尹舜舉

道	昌		龍		臨		靈			
	平	光	潭	陵	長	川	壽	龍		
第五卷 同族部治と儲教勢力	九成書院	二友軒祠宇	竹林祠宇	松江書院	三川書院	鳳巖書院	長川祠宇	壽岡祠宇	龍巖祠宇	
	東山天皇、元祿一、七〇〇 西曆一、七〇〇	東山天皇、元祿一、七〇〇 西曆一、七〇〇	東山天皇、寶永一、七〇八 西曆一、七〇八	東山天皇、元祿一、六九四 西曆一、六九四	東山天皇、寬文一、六六七 西曆一、六六七	東山天皇、寬文一、六六四 西曆一、六六四	東山天皇、元祿一、六一六 西曆一、六一六	東山天皇、元祿一、七〇二 西曆一、七〇二	東山天皇、元祿一、六九四 西曆一、六九四	東山天皇、元祿一、六九七 西曆一、六九七
	尹登舉	禹世一	曹秀三、曹治、曹澤	鄭澈	頤子、伯程子、叔程子、參子、諸葛亮	全集、金諫	李天祐	沈友信、李齊衡、李端錫	宋欽、李萬榮、李長榮	尹煥、尹宣舉、尹錫
				肅宗丙戌(一、七〇六)額	肅宗乙亥(一、六九五)額	肅宗乙亥(一、六九五)額				

朝鮮の聚落 (後篇)

金	泰	興	公	茂
金 濟	泰 仁	興 陽	公 城	茂 長
六松祠宇	龍溪書院 武城書院 南嶽書院	雙忠祠	陽德祠 晦軒影堂	道殿祠宇 忠賢祠
顯宗 癸卯 靈元天皇、寬文三 西曆一、六六三	肅宗 辛巳 東山天皇、元祿一四 西曆一、七〇一	宣祖 丁亥 後陽成天皇、天正二 西曆一、五八七	肅宗 丁巳 靈元天皇、延寶五 西曆一、六七七	光海君 癸丑 後水尾天皇、慶長八 西曆一、六一三
金璽、金承統、金承緒、宋廷書、金天瑞	崔致遠、申壽、丁克仁、宋世琳、鄭彥忠、金若 歐、金瀧	李大源、鄭運	安裕	李存吾、柳希春
肅宗乙丑(一、六八五) 額	肅宗丙子(一、六九六) 額	肅宗癸亥(一、六八三) 額	肅宗乙亥(一、六九五) 額	宣祖戊申(一、六〇八) 御筆賜額、光海君己酉(一、六〇九) 宣額

道		畿				全	
扶安		井邑	同郡	南平	勝安	竹山	
山天宮院	道東書院	忠烈祠宇	道原書院	龍岡祠宇	孤山書院	松林書院	竹山祠宇
東山天皇、元祿一、六九四	中宗、甲午、從奈良天皇、天文三、一、五三四	仁祖、己巳、後水尾天皇、寬永六、一、六二九	肅宗、乙亥、東山天皇、元祿一、六九五	肅宗、丙戌、東山天皇、寶永一、七〇六	肅宗、戊午、靈元天皇、延寶一、六七八	肅宗、庚午、孝宗、庚寅、後光明天皇、慶安三、一、六五〇	肅宗、癸酉、東山天皇、元祿一、六九三
柳壽造、柳文造、金瑞慶	金垣、洪震漢、金汝孟、崔秀孫、成重港、金錫弘、崔翹成、金啓	李舜臣	宋時烈、權尙夏	徐鳳劍、趙相鳳	金萬英、鄭道一、鄭現、任世復	金權、俞榮	吳益昌
			肅宗乙亥(一、六九五)額	肅宗丁卯(一、六八七)額	肅宗丁未(一、六六七)額	肅宗壬戌(一、六八二)額	

第五章 同族地治と儒教勢力

道	任	玉	水	津	心
<p>道</p> <p>道山祠宇</p> <p>西 東山天皇、元祿一、六九八</p> <p>合世主</p>	<p>任</p> <p>任宮 鶴亭書院</p> <p>西 後西院天皇、出治三、六六〇</p> <p>金千鑑、朴壽、朴東、洪錫、李興祥、趙平</p> <p>頃宗癸卯(一、六六三) 棟建 景宗辛丑(一、七二一)</p>	<p>玉</p> <p>玉果 沐盛書院</p> <p>西 肅宗 甲元祿七、四</p> <p>金錫厚、柳彭老、李興祥、辛二剛</p>	<p>水</p> <p>水水 滄溪書院</p> <p>西 肅宗 乙元祿八、五</p> <p>安貞、黃洋、黃守身、俞好仁、張應十</p>	<p>津</p> <p>津津 瑞峯書院</p> <p>西 後光明天皇、承應元、六五二</p> <p>李後白、白光勳、崔慶昌</p>	<p>心</p> <p>心心 柳川書院</p> <p>西 肅宗 戊元祿五、八</p> <p>宋世貞、李承幹</p>

第五章 同族部族と儒教勢力

成悅	興德		海苗		射亭村	李陽	月山	水山	箕山
文宣王影堂	彰幸	東山書院	石川	忠武公	射亭村	李陽	月山	水山	箕山
?	西中 英 中 西	西中 肅 中 西	西中 肅 中 西	西中 肅 中 西	?	?	?	西東 肅 東 西	西東 肅 東 西
	御門 祖 御門 宗 御門 宗 御門 宗	御門 宗 御門 宗 御門 宗	御門 宗 御門 宗 御門 宗	御門 宗 御門 宗 御門 宗				山 六 山 天 山 天	山 天 山 天 山 天
	曆 一、七三一	曆 一、七一八	曆 一、七二二	曆 一、七二二				曆 一、七〇九	曆 一、七〇五
孔子	吳浚	李敬興、李敏叙、李觀命、李健命	林億齡	李舜臣、柳疇、李桂年、李有吉	李彦、李春秀、李從生、李鏡、李情	李有仁	李舜臣、李德一	林冰	朴鼎元

朝鮮の素活 (後篇)

道	慶州							高靈	
三溪書院	虎溪書院	梅月堂影堂	仁山書院	東江書院	龜岡書院	崇烈祠	玉山書院	西岳書院	月溪精舍
宣祖 庚子 一、五八八	宣祖 丙子 一、五七六	顯宗 庚戌 一、六七〇	宣宗 甲午 一、七一四	肅宗 丁亥 一、七〇七	肅宗 壬申 一、六九五	肅宗 庚辰 一、七〇〇	宣祖 癸酉 一、五七三	明宗 辛酉 一、五六一	正祖 戊申 一、七八八
權毅	李況、柳成龍、金誠一	金時習	宋時烈	孫仲敏	李齊賢	崔震立	李彦迪	薛聰、金庚信、崔致遠	李成德、李成敏、鄭雲龍、吳希吉
顯宗庚子(一、六六〇)額	肅宗丙辰(一、六七六)額				肅宗辛卯(一、七一一)額		宣祖甲戌(一、五七四)額	仁祖癸亥(一、六二三)額	

慶

尙

道

安東

川溪書院
光海君太子
後水尾天皇、慶長七
西曆一、六一二

具鳳齡、權不聞

舊宗癸酉(一、六九二)額

孤竹書院
正胤
光格天皇、寛政二
西曆一、七九〇

金濟、金崗

正題戊午(一、七九八)額

西瀾祠
正胤
光格天皇、天明乙
西曆一、七八五

金尙憲

正題丙午(一、七八六)額

鏡光書院
宣胤
正親町天皇、水珠二
西曆一、五六八

巽尙志、李宗煥、權宇、張興老

青城書院
光海君
後水尾天皇、慶長七
西曆一、六一二

權好文

屏山書院
光海君
後水尾天皇、慶長八
西曆一、六一三

柳成龍、柳珍

舊宗癸亥(一、八六三)額

魯林書院
孝宗
後光明天皇、承應二
西曆一、六五三

南致利

勿溪書院
顯宗
後西院天皇、寬文元
西曆一、六六一

金方慶、金揚震、金應祖

洞瀆書院
肅宗
靈元天皇、貞享二
西曆一、六八五

金璣、金克一、金守一、金明一、金誠一、金復一

道瀆書院
肅宗
東山天皇、元祿六
西曆一、六九三

鄭述

第五章 阿波郡藩と儒教勢力

朝鮮の系譜 (後編)

道東書院 肅宗 丙子 東山天皇、元祿九

德峰書院 肅宗 甲申 東山天皇、寶永四

默溪帖舍 肅宗 丁卯 東山天皇、貞享四

怡麗里社 肅宗 己丑 東山天皇、寶永六

三功臣殿 高麗 初 權幸、金宣平、張貞新

川谷書院 中宗 戊子 後奈良天皇、享祿元

繪瀨書院 仁祖 丁卯 後水尾天皇、寬永四

老江書院 肅宗 壬辰 東山天皇、元祿五

晴川書院 英祖 己酉 中御門天皇、享保四

忠賢祠宇 英祖 戊午 德町天皇、元文三

萬位

金福

玉沽、金係行

李宗準、李弘準、鄭惟一、洪俊卒

權幸、金宣平、張貞新

叔程子、朱子、金宏綱、李蔭迪、張顯光、鄭遠

宣祖癸酉(一、五七三) 額
丁未(一、六〇七) 重額

朴燮、李淳

肅宗庚午(一、六九〇) 額

宋時烈、權尙夏

金字福、金壽壽、朴而取

李堯平、李仁復、李洪仁

丘州

光廟字

仁祖 西後水尾天皇、貞永五、六二八

金孟性、都衡、宋希奎、金希參、洪繼玄、呂希

鄉洞字

仁祖 西明正天皇、貞永三〇七

宋師頭、李弘策、李弘城、李弘宇

玉川忠烈祠

肅宗 西東山天皇、元祿二、六八九

李十能

新溪洞字

肅宗 西東山天皇、元祿七、六九四

李承

德峯忠烈祠

肅宗 西東山天皇、元祿一〇、七〇二

朴永緒

安峰影堂

宣祖 西正親町天皇、天正九、五八一

李長庚、李百年、李千年、李萬年、李俊年、李兆年、李麟起、李承慶、李襄、李元具、李仁復、李仁敏、李崇仁、李稷、李濟、李國厚、李權、李光復

德川書院

宣祖 西正親町天皇、天正四、五七六

曹植、崔永聖

光海君己酉(一、六〇九)額

新苑書院

肅宗 西中御門天皇、寶永七、七一〇

趙之瑞

肅宗戊戌(一、七一八)額

殿烈祠

高麗 西後一條天皇、治安元、〇二一

姜民瞻

高麗顯宗辛酉(一、〇二一)額

彰烈祠

金千鎰、崔慶會、黃進、張烈

第五章 阿族部落と儒教勢力

昔州

忠愍司

宗 壬辰
後元明天皇、承應元
西 曆一、六五二

金時敏、梁山陽、金象龍、金俊民、姜烈愛、曹慶奉、
川崎綱、俞賡、李極、姜熙復、姜鳳賢、朴承男、河
先、崔彥死、高從厚、李潛、李宗仁、成福遠、尹思復
李仁民、孫永忠、鄭性敬、金太白、朴安道、梁齊

顯宗丁未(一、六六七)額

大德書院

光海君 庚戌
後陽成天皇、慶長三
西 曆一、六一〇

河沆、孫天佑、金大鳴、河應麟、李嶺、柳宗
智、河守一

宗川書院

宗 丁巳
顯元天皇、延寶五
西 曆一、六七七

河嶺、河潛

臨川書院

宗 壬午
東山天皇、元祿一五
西 曆一、七〇二

李俊民、姜應吉、成汝信、河燧、韓多參

昭岡書院

宗 甲戌
東山天皇、元祿七
西 曆一、六九四

鄭溫、姜叔麟、河潤、俞伯溫、李濟臣、李瑛、
河天樹、陳克敬、朴敏

仁溪書院

宗 庚寅
中御門天皇、寶永七
西 曆一、七一〇

崔潤

道南書院

宗 丙午
後陽成天皇、延長二
西 曆一、六〇六

鄭多周、金宏綱、鄭汝昌、李彦迪、李漢、盧守
信、柳成龍、鄭經世

肅宗丁巳(一、六七七)額

興隆書院

宗 壬午
東山天皇、元祿一五
西 曆一、七〇二

宋茂吉

肅宗乙酉(一、七〇五)額
丙申(一、七一六)額

白王洞書院

宗 甲午
中御門天皇、正徳四
西 曆一、七一四

高善、金光

正祖己酉(一、七八九)額

玉城書院

宗 壬申
明正天皇、貞文九
西 曆一、六三二

金得培、山世、金範、李貞、李煥

向用

第五章 同族部活上の教勢力

別 祠	出 烈 祠 宇	西 山 舊 院	雲 菴 齋 院	鳳 山 禪 院	福 居 齋 院	花 城 齋 院	羊 谷 齋 院	近 山 齋 院	涼 水 禪 院
東 山 天 皇、 西 曆 一、七〇八	東 山 天 皇、 西 曆 一、七〇九	中 御 門 天 皇、 西 曆 一、七一一	中 御 門 天 皇、 西 曆 一、七一一	東 山 天 皇、 西 曆 一、七〇八	東 山 天 皇、 西 曆 一、七〇二	東 山 天 皇、 西 曆 一、六八二	東 山 天 皇、 西 曆 一、六八五	東 山 天 皇、 西 曆 一、六六五	東 山 天 皇、 西 曆 一、六五七
宗 戊 子	宗 己 丑	宗 癸 巳	宗 辛 卯	宗 戊 子	宗 壬 午	宗 壬 戌	宗 乙 丑	宗 乙 巳	宗 丁 酉
朴 傑	權 吉、 鄭 起 龍、 金 宗 武	金 尙 春、 金 尙 憲	山 碩 菴	盧 守 慎、 河 喜 壽、 成 允 謙	朴 彦 誠、 金 彦 健、 姜 應 哲	金 安 節	金 冲、 宋 亮、 高 仁 繼	洪 彦 忠、 李 德 驛、 金 弘 敏、 洪 汝 河	由 祐、 孫 仲 敬、 金 宇 宏、 趙 靖

道		尙		道	
昌原		順興		昌原	
仁祖	明正天皇、元禄一、六三〇	仁祖	明正天皇、元禄一、六三〇	仁祖	明正天皇、元禄一、六三〇
許達		許達		許達	
朴爾身		朴爾身		朴爾身	
安裕、安軸、安輔、周會鳳		安裕、安軸、安輔、周會鳳		安裕、安軸、安輔、周會鳳	
明宗庚戌(一、五五〇)御筆 賜額○東方書院賜額始此		明宗庚戌(一、五五〇)御筆 賜額○東方書院賜額始此		明宗庚戌(一、五五〇)御筆 賜額○東方書院賜額始此	
丹溪書院	光海君、庚辰、元和一、六一八	丹溪書院	光海君、庚辰、元和一、六一八	丹溪書院	光海君、庚辰、元和一、六一八
金澆		金澆		金澆	
李秀亨、李汝龍		李秀亨、李汝龍		李秀亨、李汝龍	
見一嗣字	後陽成天皇、慶長二、六一〇	見一嗣字	後陽成天皇、慶長二、六一〇	見一嗣字	後陽成天皇、慶長二、六一〇
琴朝、南夢雲、朴啓長、權虎臣		琴朝、南夢雲、朴啓長、權虎臣		琴朝、南夢雲、朴啓長、權虎臣	
善美嗣字	顯宗、元禄一、六七六	善美嗣字	顯宗、元禄一、六七六	善美嗣字	顯宗、元禄一、六七六
成仁城	顯宗、己未、中御門天皇、享保四、七一九	成仁城	顯宗、己未、中御門天皇、享保四、七一九	成仁城	顯宗、己未、中御門天皇、享保四、七一九
鄭城大君瑜、李甫欽		鄭城大君瑜、李甫欽		鄭城大君瑜、李甫欽	
研經書院	明宗、甲子、正親町天皇、永祿七、五六四	研經書院	明宗、甲子、正親町天皇、永祿七、五六四	研經書院	明宗、甲子、正親町天皇、永祿七、五六四
李漢、鄭述、鄭經世		李漢、鄭述、鄭經世		李漢、鄭述、鄭經世	
顯宗庚子(一、六六〇)額		顯宗庚子(一、六六〇)額		顯宗庚子(一、六六〇)額	
別嗣	仁祖、己卯、明正天皇、元禄一、六三九	別嗣	仁祖、己卯、明正天皇、元禄一、六三九	別嗣	仁祖、己卯、明正天皇、元禄一、六三九
全慶昌、李叔謀		全慶昌、李叔謀		全慶昌、李叔謀	
洛濱書院	顯宗、己未、靈元天皇、延寶七、一、六七九	洛濱書院	顯宗、己未、靈元天皇、延寶七、一、六七九	洛濱書院	顯宗、己未、靈元天皇、延寶七、一、六七九
朴彰年、成三問、河錦地、李埈、柳誠源、俞厚平		朴彰年、成三問、河錦地、李埈、柳誠源、俞厚平		朴彰年、成三問、河錦地、李埈、柳誠源、俞厚平	
肅宗甲戌(一、六九四)額		肅宗甲戌(一、六九四)額		肅宗甲戌(一、六九四)額	

道

尙

慶

表忠祠

表忠祠

英祖甲子
癸卯甲子
西曆一七四四

釋休靜、釋惟政、釋益圭

第五節 同教部以上僧徒勢力

六一一

慶林書院

明宗丁卯
正親町天皇
西曆一五六七

金宗直、朴滿柱、山季誠

顯宗己酉(一、六六九)創

德洞祠宇

肅宗戊子
東山天皇
西曆一七〇八

禹玄寶、禹齊昌

百源祠宇

肅宗壬申
東山天皇
西曆一六九二

徐時立

尙德祠

肅宗壬戌
靈元天皇
西曆一六八二

李顯、俞拓基

青湖書院

肅宗甲戌
東山天皇
西曆一六九四

孫榮瑞、孫處訥、柳時漢、鄭好仁

南園書院

肅宗甲戌
東山天皇
西曆一六九四

朴滿柱、朴滿春

龜巖書院

肅宗乙卯
靈元天皇
西曆一六七五

徐況、徐居正、徐燦、徐祐

建國亭創庵使後數十年的建書院

伊江書院

仁祖己卯
明正天皇
西曆一六三九

徐恩遠

表忠祠

顯宗庚戌
靈元天皇
西曆一六七〇

申煥禮、金樂、申吉元

顯宗壬子(一、六七二)創

慶

同
孝
山

道

仁
岡

三江書院

明宗 癸亥
正親町天皇、永祿六
西曆一、五六三

田九齡、田九韶、田九鳴、田九叙

忠孝祠宇

肅宗 丁亥
東山天皇、寶永七
西曆一、七〇七

孫仁甲、盧登邦、孫若海、申東頤

金烏書院

宣祖 庚午
正親町天皇、元龜元
西曆一、五七〇

吉再、金宗直、鄭鳴、朴英、張顯光

宣祖乙亥(一、五七五) 額
光海君己酉(一、六〇九) 改額

月巖書院

仁祖 庚午
明正天皇、寬永七
西曆一、六三〇

金樹、河緯地、李孟專

肅宗甲戌(一、六九四) 額

冷峯書院

仁祖 壬午
明正天皇、寬永一
西曆一、六四二

金淑滋、金執成、朴贊、金就文、高應涉

正祖丁未(一、七八七) 額

茂洞書院

肅宗 甲申
東山天皇、寶永元
西曆一、七〇四

田佐命、李瑛、田胤武

松山書院

肅宗 丁亥
東山天皇、寶永四
西曆一、七〇七

崔應龍、崔現

旅軒書堂

仁祖 壬午
明正天皇、寬永一
西曆一、六四二

張顯光

吳山書院

宣祖 甲戌
正親町天皇、天正二
西曆一、五七四

吉再

光海君己酉(一、六〇九) 額

東洛書院

肅宗 乙未
後西院天皇、明曆元
西曆一、六五五

張顯光

肅宗丙辰(一、六七六) 額

第五章 同族部落と儒教勢力

道	何	處
青松	新山書院	仁正天皇、寬永一九午
		明正天皇、寬永一、六四二
丹山書院	新山書院	宣祖、丙子
		正親町天皇、天正四
松島書院	新山書院	西、東山天皇、元祿一、六九二
		後陽成天皇、慶長二
屏巖書院	新山書院	西、東山天皇、元祿一、七〇二
		東山天皇、元祿一、七〇二
陽江書院	新山書院	西、東山天皇、元祿一、七〇二
		東山天皇、元祿一、七〇二
樂安書院	新山書院	西、東山天皇、元祿一、七〇二
		東山天皇、元祿一、七〇二
禮殿祠	新山書院	西、東山天皇、寶永一、七〇八
		東山天皇、寶永一、七〇八
賢巖祠宇	新山書院	西、東山天皇、元祿一、六九二
		東山天皇、元祿一、六九二
鳴巖祠宇	新山書院	西、東山天皇、元祿一、六九二
		東山天皇、元祿一、六九二

藤多利、茶畑

張清

曹植、中季誠

曹爾福

宋象賢、鄭麟、尹興信、趙英奎、盧登邦、文德、宋鳳濤、金希濤、金祥、宋伯、申汝禧、烈女金於、烈女愛香

鄭夢剛、李善地

李耳、金長生

李悅、金誠一、張顯光

禹偉、李駿、李楠

李徽遠

光海君己酉(一、六〇九)額

仁顯甲子(一、六二四)額
忠烈祠 奉宗壬辰(一、六五二)改遷書院

肅宗甲戌(一、六九四)額

肅宗壬午(一、七〇二)額

道		尙			地	
咸陽		巨濟	河東	漆谷	奉海	
龜川書院	道谷書院	澗谷書院	永漢書院	泗陽書院	忠烈祠宇	貞忠祠宇
西曆一、七〇二	西曆一、七〇一	西曆一、七〇五	西曆一、六九九	西曆一、六五一	西曆一、六九〇	西曆一、六六七
東山天皇、元祿一、五	東山天皇、元祿一、四	東山天皇、元祿一、二	東山天皇、元祿一、二	後光明天皇、慶安四	東山天皇、元祿一、三	東山天皇、貞享一、七
宗壬午	宗辛巳	宗乙酉	宗己卯	宗辛卯	宗庚午	宗丁卯
朴孟智、梁權、姜漢、表沿洙、梁喜、河孟寶	趙承植、鄭復周、盧叔同、盧友明	鄭汝昌、姜翼、鄭珣、俞好仁	鄭汝昌、金誠一	鄭述、李尙雨	朴宗文、鄭湛	朴綏、權環
		明宗丙寅(一、五六六) 額				顯宗庚子(一、六六〇) 額

慶

尙

道



相洞書院

顯宗庚戌
西曆一、六七〇

崔致遠、金宗直

臨川書院

明宗乙卯
後宗天皇、弘治元
西曆一、五五五

鄭夢周、皇甫仁、張顯光

明宗乙卯(一、五五五) 顯
宣祖癸卯(一、六〇三) 顯

遺峯書院

光海君癸丑
後水尾天皇、慶長
西曆一、六一三

曹好益

肅宗戊午(一、六七八) 顯

立巖書院

孝宗丁酉
後西院天皇、明曆
西曆一、六五七

張顯光、鄭四雲

松谷書院

肅宗壬午
東山天皇、元祿一
西曆一、七〇二

柳方遠、李甫欽、郭有、李賢輔、沈之澤

咸興公祠宇

?

李順聖

近瀉塔祠

肅宗丁亥
東山天皇、寶永
西曆一、七〇七

朴仁老

紫溪書院

宣祖戊寅
正親町天皇、天正
西曆一、五七八

金克一、金昭孫、金大有

顯宗辛丑(一、六六一) 顯

南瀉書院

肅宗甲申
東山天皇、寶永
西曆一、七〇四

金之榮

仙巖祠宇

宣祖戊辰
正親町天皇、永祿
西曆一、五六八

金大有、朴河浹

第五章 同族郡落と儒教勢力

慶安	興海	慶川	三峯	北嶺	遼瀋	龜山	龜山	遼瀋	三峯	伊山
德慶書院	西江書院	泗溪精舍	龜山精舍	龜山書院	遼瀋書院	北嶺書院	三峯書院	伊山書院	正親町天皇、天正五、七、三	宣祖、天正五、七、三
光海君、元和三、巳	東山天皇、元永七、〇、六	東山天皇、元永七、〇、三	東山天皇、元永七、〇、三	東山天皇、元永七、〇、三	東山天皇、元永七、〇、三	東山天皇、元永七、〇、三	東山天皇、元永七、〇、三	東山天皇、元永七、〇、三	東山天皇、元永七、〇、三	東山天皇、元永七、〇、三
朴漢柱、趙純、趙宗道	趙旅、元昊、金時習、李孟專、成聘壽、南孝溫、肅宗癸巳(一、七二三)額	黃孝恭、羅以俊	金淡、朴承任、金功、金榮	李介立、金應鳳	李德弘	洪翼漢、吳達濟、尹集	金爾晉、李濬、金董國、金隆	李傑	宣祖甲戌(一、五七四)額	

遼			尙			麗			
嶺川			豐基		金山	草溪		遼	
新川書院	華嚴書院	伊瀨書院	愚谷書院	都陽書院	普濟書院	松原書院	清溪書院	慈潤寺	道林書院
西曆一、六八四	後光明天皇、承應二、一、六五三	後陽成天皇、天正三、一、五八七	東山天皇、寶永一、七〇八	後西院天皇、寬文二、一、六六二	後光明天皇、慶安无、一、六四八	東山天皇、无祿五、一、六九二	正親町天皇、永祿七、一、五六四	中御門天皇、享保六、一、七二一	元天皇、寬文一、六七二
河濱、河友明	朴細	金宏勳、鄭汝昌	柳雲龍、黃運、李煥、金光暉	李煥、黃俊良	金宗直、崔啓門、曹偉、李約真、金約昌、曹龍	安遇、盧璣、安克東、盧克誠	李希顔、金致道、李大翔	趙任道	鄭廷

邑誌云草河濱及廣妻貞教夫人李氏子友明三歲安海君乙卯(一、六二五)賜額安海堂或前此有影堂至是改爲書院

英皇丁未(一、七二七)額

顯宗庚子(一、六六〇)額

		遺			尙				要				
		南海		因城		忠烈祠		忠烈祠		忠烈祠		忠烈祠	
第五卷 同族明宗上偏教勢力	南江書院	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠	忠烈祠
	後陽成天皇、慶長三 西曆一六〇五	後西院天皇、嘉文元 西曆一六六一	中御門天皇、正德三 西曆一七一三	東山天皇、元祿一二 西曆一六九九	光海君、慶長元 西曆一六一四	東山天皇、元祿一 西曆一六九八	東山天皇、元祿一 西曆一六九八	東山天皇、元祿一 西曆一六九八	東山天皇、元祿一 西曆一六九八	東山天皇、元祿一 西曆一六九八	東山天皇、元祿一 西曆一六九八	東山天皇、元祿一 西曆一六九八	東山天皇、元祿一 西曆一六九八
	李彦迪、李泥	李舜臣	李爾、角得江、盧璣	沈光世	李舜臣	朴彭年、成三問、河繪地、李增、俞應孚、梅誠 源、吳斗賓、李世華、朴泰輔		金光祥、申元祿、山之佛、李民富	金光祥	金光祥	金光祥	金光祥	金光祥
	六一九				貴宗癸卯(一、七二三) 額							宣祖丙子(一、五七六) 額	

道		尙		嶺		慶		
龜		宜		嶺		山		
仁		率		山		山		
品東書院	尙德祠宇	忠賢祠宇	觀瀾書院	德谷書院	德峰書院	道泉書院	孤山書院	新安彭堂
西正親町天皇、永祿二 一、五六八	西東山天皇、元祿一 一、七〇〇	西東山天皇、元祿一 一、七〇〇	西後西院天皇、萬治三 一、六六〇	西後水尾天皇、元和九 一、六二三	西後西院天皇、明曆二 一、六五六	西東山天皇、元祿一 一、七〇二	西東山天皇、元祿一 一、六九四	西東山天皇、元祿一 一、七〇二
禹倅、朴忠佐	李光後、李昌後、金應鳴	崔文炳	李彦迪	南學迪	李虎	辛新慶、李中、張鶴	李洪、鄭經世	朱子、宋時烈
肅宗甲子(一、六八四) 觀					肅宗庚子(一、六六〇) 觀			

安 義

禮 安

第五章 同族諸藩と攝政勢力

尾川書院	堀川書院	別 祠	黃 巖 祠	龍門書院	真 溪 精 舍	總 詞 字	汾 江 書 院	清 溪 書 院	陶 山 書 院
東山天皇、元祿一六、 西曆一七〇三	仁祖、乙亥、 明正天皇、寬永一二、 西曆一六三五	中御門天皇、正徳五、 西曆一七一五	中御門天皇、正徳五、 西曆一七一五	宣祖、癸未、 正親町天皇、天正二、 西曆一五八三	東山天皇、寶永七〇九、 西曆一七〇九	東山天皇、元祿一五、 西曆一七〇二	東山天皇、元祿一五、 西曆一七〇二	靈元天皇、寬文七、 西曆一六六七	正親町天皇、天正二、 西曆一五七四
宗 癸 木 宋茂吉	宗 乙 亥 林得春、紀惟明	宗 乙 未 鄭庸、劉蓋	宗 乙 未 郭隨、趙宗道	宗 己 正 鄭汝昌、林賈、林芸、鄭福	宗 己 正 琴苗秀	宗 壬 午 李繼慶、金孝盧	宗 壬 午 李賢輔	宗 丁 未 李埴、李埴、李盧	宗 甲 戌 李埴、趙穆
									宣祖乙亥(一、五七五) 額
									顯宗壬寅(一、六六二) 額
									肅宗丁酉(一、七一一) 額

道		山		道	
居	品	居	品	居	品
龍源書院	東山天皇、 西曆一、六九四	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六九四	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六九四
龍源書院	東山天皇、 西曆一、七〇七	龍源書院	東山天皇、 西曆一、七〇七	龍源書院	東山天皇、 西曆一、七〇七
龍源書院	東山天皇、 西曆一、七三八	龍源書院	東山天皇、 西曆一、七三八	龍源書院	東山天皇、 西曆一、七三八
龍源書院	東山天皇、 西曆一、六六四	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六六四	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六六四
龍源書院	東山天皇、 西曆一、六六一	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六六一	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六六一
龍源書院	東山天皇、 西曆一、五八八	龍源書院	東山天皇、 西曆一、五八八	龍源書院	東山天皇、 西曆一、五八八
龍源書院	東山天皇、 西曆一、八四一	龍源書院	東山天皇、 西曆一、八四一	龍源書院	東山天皇、 西曆一、八四一
龍源書院	東山天皇、 西曆一、六五四	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六五四	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六五四
龍源書院	東山天皇、 西曆一、六九七	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六九七	龍源書院	東山天皇、 西曆一、六九七

光海君癸丑(一、六一三) 額

顯宗壬寅(一、六六二) 額

肅宗庚申(一、六八〇) 額

英祖戊午(一、七三八) 額

慶

貨

道

龍泉洞字

中御門天皇、宗 辛 卯
正徳一、七十一

那士保、柳子少、李繼俊、公八頃、公八及、徐顯

景忠洞字

櫻町天皇、英 己 未
曆一、七三九

慎深朝

添川洞字

櫻町天皇、英 甲 子
曆一、七四四

鄭復顯、鄭進、鄭時侯、鄭榮振

影忠洞字

正和天皇、正 戊 申
光格天皇、光 戊 申
曆一、七八八

慎錫顯、慎克終、慎德顯、慎致勤、慎光世

鳳覽書院

後陽成天皇、宣 壬 寅
曆一、六〇二

李湜

肅宗庚午(一、六九〇)額

龍巖書院

後陽成天皇、宣 癸 卯
曆一、六〇三

曹植

光海君己酉(一、六〇九)額

三嘉 平川書院

肅宗天皇、肅 己 巳
曆一、六八九

鄭玉良

古巖書院

肅宗天皇、肅 乙 亥
曆一、六九五

盧欽、李屹、林眞佐

德淵書院

孝宗天皇、孝 辛 卯
後光明天皇、後 辛 卯
曆一、六五一

周世鵬

肅宗丙辰(一、六七六)額

掠原 別洞

肅宗天皇、肅 戊 寅
曆一、六九八

裴世績、周博、裴錫趾、黃恢

第五卷 同族部落と儒教勢力

朝鮮の飛落 (後篇)

六二四

肅宗、元海君壬子(一、六一三)重建
正祖丁未(一、七八七)復額

遼		尙				慶			
山		支				丹			
海		風				城			
西湖祠宇	西溪書院	尼陽祠宇	松潭書院	禮淵書院	別祠	蓮東書院	杜陵祠宇	清谷祠宇	遼川書院
肅宗、元祿一四 一、七〇一	肅宗、元祿一四 一、七〇一	肅宗、寶永七 一、七〇七	肅宗、元祿七 一、六九四	肅宗、延寶二 一、六七四	肅宗、元祿八 一、六九五	肅宗、慶長五 一、六〇五	肅宗、寶永八 一、七〇八	肅宗、元祿一五 一、七〇二	肅宗、應永八 一、四〇一
吳長、吳崗	吳健	郭安邦、郭之雲	朴愷	郭聰、郭再祐	郭承華、元顯、聖神、郭起	金安朝、鄭述	金瀉、李吳、權克亮	李天慶	文益漸、權澤

宣祖丁未(一、六〇七)額

肅宗丁巳(一、六七七)額

肅宗丁巳(一、六七七)額

道	嶺				慶				
	外化		泗川	開寧	英陽				
別洞	冠山書院	文溪祠宇	景賢祠宇	璋德祠宇	文嚴書院	德溪書院	德林書院	塔洞宇	英山書院
?	光海君、庚申 後水尾天皇、元和中 西曆一、六二〇	英祖、丁未 中御門天皇、享保三 西曆一、七二七	肅宗、乙丑 靈元天皇、貞享二 西曆一、六八五	肅宗、丙辰 靈元天皇、延寶四 西曆一、六七六	光海君、辛亥 後陽成天皇、長長一 西曆一、六一一	光海君、辛亥 後陽成天皇、長長一 西曆一、六一一	顯宗、己酉 靈元天皇、寬文九 西曆一、六六九	肅宗、己巳 東山天皇、元祿二 西曆一、六八九	肅宗、己巳 後西院天皇、明和九 西曆一、六九五
姜沂、安松慶	鄭述	琴儀、鄭云敬	琴儀、琴元良、琴軸、柳宗介	金中濟	李洪、趙松	李洪、李植、金德讓	金宗直、鄭鵬、鄭樞世	南敏	李洪、金德一
	肅宗辛卯(一、七一一)額				肅宗甲戌(一、六九四)額	肅宗丙辰(一、六七六)額	肅宗丙辰(一、六七六)額		肅宗甲戌(一、六九四)額

第五章 同族部落と儒教勢力

朝鮮の系譜 (後篇)

軍成	龍宮						昌寧		
南溪書院	忠孝祠宇	龍谷里社	箕川精舍	浣潭修社	蘇川書院	三江書院	高岡里社	勿溪書院	燕巖書院
西後水尾天皇、 仁祖、 丁、 六、 二、 七	西中御門天皇、 庚、 一、 七、 一、 〇	西靈元天皇、 乙、 一、 六、 八、 五	西靈元天皇、 己、 一、 六、 六、 九	西正親町天皇、 戊、 一、 五、 六、 八	西東山天皇、 壬、 一、 六、 九、 二	西明正天皇、 癸、 一、 六、 四、 三	?	西中御門天皇、 壬、 一、 七、 一、 二	西東山天皇、 乙、 一、 六、 九、 五
柳成龍	潘淵、潘冲	姜應茂、姜崑、姜寓	安俊、李文興、文璽、文曜、李穡	鄭龜齡、鄭雍、鄭錫、鄭煥、鄭光弼、鄭榮後、鄭榮邦	金元登	鄭夢周、李滉、柳成龍	金廷實、張是行、孫傳、張翼誠	成松國、成三問、成聘錫、成守琛、成運、成悌、成、成、成允謙	李承彦、李長坤、成安義

河陽	比安	長馨	知禮	高靈	文溫	道巖	金發
琴湖書院	龜川書院	竹林書院	道東齋祠宇	靈源書院	雲川書院	梅林書院	道巖書院
肅宗 甲子 西曆 一六八四	肅宗 甲午 中御門天皇、正德四年 西曆 一七一四	肅宗 丁亥 東山天皇、寶永七年 西曆 一七〇七	肅宗 戊子 後光明天皇、慶安元年 西曆 一六四八	肅宗 辛卯 中御門天皇、正德元年 西曆 一七一	肅宗 辛卯 中御門天皇、正德元年 西曆 一七一	肅宗 丁亥 東山天皇、寶永七年 西曆 一七〇七	肅宗 丁未 靈元天皇、寶永七年 西曆 一六六七
許稠	朴瑞生、李瑛	宋時烈	李崇元、李淑琦、李好閔	中德誠、朴閔、鄭師賢	世貞侯	郭宗岡、吳善基	金馮、李起介
					朴閔、朴暉、片全、朴廷瀉、崔汝契		金庚仁

第五章 同族部落と儒教勢力

江

原

道

江陵

五斗沙院

西 後宗 弘治二
後宗 弘治二
西 弘治二

孔子

崔致遠、崔應賢、朴公達、崔三賢、朴遠良、崔雲酒、崔漆

顯宗癸丑(一、六七二)前

海洞宇

西 後宗 正保二
後宗 正保二
西 正保二

七半書院

西 後宗 慶長七
後宗 慶長七
西 慶長七

元天錫、元吳、鄭宗榮、鄭百壽

顯宗癸丑(一、六七二)前

陶川書院

西 顯宗 元祿六
顯宗 元祿六
西 元祿六

許厚

顯宗癸酉(一、六九三)前

原州

忠烈祠

西 顯宗 貞文八
顯宗 貞文八
西 貞文八

元冲甲、金暢甲、元家

顯宗庚戌(一、六七〇)前

廣原洞宇

丁時倫

影堂

益安大君芳毅

文獻書院

西 光海 庚辰
光海 庚辰
西 庚辰

金道、李洪、李廷驥、趙綱

上顯宗庚子(一、六四八)前

春川

道浦書院

西 後宗 慶安三
後宗 慶安三
西 慶安三

申讓讓、申欽、金敬直

松降影堂

西 顯宗 庚辰
顯宗 庚辰
西 庚辰

踏龜梁、金時習、金壽贊、金昌新

第五京 同族市治と仙文勢力

道	原				江	北	
通川	平海	伊川	三沙	襄陽	忠清	咸興	
骨臣祠宇	明阜里社	明溪書院	花山書院	景行書院	東溟書院	堅忠祠	彰節祠
新宗、天利、三友、西元、天、一、六八三	顯宗、辛、西元、天、一、六七一一	孝宗、甲、西元、天、一、六五四	新宗、乙、西元、天、一、六九八	仁祖、己、西元、天、一、六三九	仁祖、戊、西元、天、一、六二八	英祖、戊、西元、天、一、七五八	山宗、乙、西元、天、一、六八二
郎達	鄭漢	黃應清、黃汝一	朴泰輔	金孝元	趙仁璧	本府殉節人	朴彭年、成三問、李燮、柳滋源、河編地、何應子、李時曾、南孝溫、殷興遠、錦城大君、和事信慶
	金烈、張孝甲、張福						出宗、戊、一、六六八、頤

道	原						江			
	野			原			高城	平昌		
	草坪影堂	龜城精舍	樂養齋精舍	樂泉精舍	塔洞字	龜巖書院	孤山書院	塔洞字	蓮溪洞字	尙烈洞字
	?	?	?	?	西曆 東山天皇、 曆一、七〇九 宗己丑 己未	西曆 東山天皇、 曆一、六八六 宗丙寅 丙寅 寅	西曆 中御門天皇、 曆一、七一五 宗乙未 乙未 未	西曆 東山天皇、 曆一、六八九 宗己巳 己巳 巳	西曆 東山天皇、 曆一、六九四 宗甲戌 甲戌 戌	西曆 東山天皇、 曆一、六八三 宗癸卯 癸卯 卯
	宋時烈	田九响	田爾錫、朱成大	尹時衡	南爾古、朱貴顯	金時習	任有後、吳道一	趙持謙	郭世賢	崔潤德

第五章 阿族部落と儒教勢力

道		海			道		原		山	
延安		黃州			海州		平廣		金化	
顯忠祠	飛鳳書院	白鹿洞書院	忠節祠宇	海聖廟	文憲書院	紹賢書院	山仰齋影堂	忠壯祠	忠烈祠	孝宗廟
仁祖 戊寅 明正天皇、寬永一五 西曆一、六三八	宣祖 丙申 後陽成天皇、應長元 西曆一、五九六	宣祖 戊子 後陽成天皇、天正六 西曆一、五八八	肅宗 庚辰 東山天皇、元祿一三 西曆一、七〇〇	肅宗 辛未 東山天皇、元祿四 西曆一、六九一	明宗 己酉 後奈良天皇、天文二 西曆一、五四九	光海君 庚戌 後陽成天皇、慶長二 西曆一、六一〇	英祖 乙未 後桃圓天皇、安永四 西曆一、七七五	孝宗 丙申 後西院天皇、明曆二 西曆一、六五六	孝宗 庚寅 後光明天皇、慶安三 西曆一、六五〇	孝宗 庚寅 後光明天皇、慶安三 西曆一、六五〇

顯忠祠 李廷鶴、由信、金大鼎、宋德潤、張應斌、趙光庭 肅宗甲申(一、七〇四) 額
 飛鳳書院 朱子、崔冲、金安弼、成源、朴世采 肅宗壬戌(一、六八二) 額
 白鹿洞書院 朱子、金安弼、李珣 顯宗辛丑(一、六六一) 額
 忠節祠宇 崔永濡 肅宗辛亥(一、六七一) 以御筆額
 海聖廟 伯夷、叔齊 肅宗辛亥(一、六七一) 以御筆額
 文憲書院 崔冲、崔惟恭 明宗庚戌(一、五五〇) 額
 紹賢書院 朱子、趙光祖、李洪、李珣、成源、金長生、宋時烈 仁祖丁丑(一、六三七) 額
 山仰齋影堂 吳允讓、李喜朝 肅宗壬辰(一、六五二) 額
 忠壯祠 元弘
 忠烈祠 洪命勳 孝宗壬辰(一、六五二) 額

黃

海

道

平山	東陽書院	孝宗 庚寅 後光明天皇 慶安三 西曆一、六五〇	申錫謙、李純	肅宗丁卯(一、六八七) 額
九峰書院	西曆一、七二〇	朴世采	肅宗丁丑(一、六九七) 額	
太白山城 祠宇	高麗	申錫謙、庾鈔、卜智謙、邊玄慶	全朝正報賜額太師祠	
長溪	龍巖書院	肅宗 己丑 東山天皇 寶永六 西曆一、七〇九	朱子、李珣	肅宗辛丑(一、七二一) 額
瑞興	花谷書院	宣統	金宏燾、李珣、金健	肅宗壬辰(一、七九二) 額 肅宗丙戌(一、七〇六) 遺建
白川	文會書院	?	李珣、成源、趙憲、朴世采——西朝、安時、辛 應時、吳任、金中成——東朝	宣統戊辰(一、六六八) 以御筆 賜額壬辰(一、六九二) 兵部 撥丙午(一、六〇六) 中書省 明使朱之藩筆書額(肅宗庚 申(一、六八〇) 新羅東西祠 寅(一、六九八) 以御筆重賜額
信川	正源書院	宣統 戊子 後光明天皇 天正六 西曆一、五八八	朱子、趙元胤、李況、李珣	肅宗庚寅(一、七一〇) 額
安岳	雪峰書院	宣統 己丑 後光明天皇 天正七 西曆一、五八九	朱子、李珣	肅宗丁丑(一、六九七) 額
安	龍溪書院	肅宗 壬寅 後光明天皇 天正二 西曆一、六六二	李學、李連松、姜植年	肅宗戊子(一、七〇八) 額

第五卷 同親部活と儒教勢力

黄

載

景賢書院

孝宗 乙未
後西院 天皇、明曆元
西 曆一、六五五

朱子、李斗

肅宗乙亥(一、六九五) 韻

鳳山

文井書院

肅宗 辛酉
宗 天和
西 曆一、六八一

李珥、金長生、金集、姜碩期

肅宗癸未(一、七〇三) 韻

忠烈祠

肅宗 庚寅
中御門 天皇、夜永
西 曆一、七一〇

金萬壽、金光俠、李筠、姜燮、金千壽、金百壽、金九壽

金川

道山書院

肅宗 壬寅
後西院 天皇、寬文二
西 曆一、六六二

李齊賢、李穡學、崔錫胤

肅宗丙寅(一、六八六) 韻

忠忠祠

肅宗 甲戌
東山 天皇、元祿
西 曆一、六九四

李重老、李碧符、朴榮臣、李師朱、尹廷俊、權浩源、張福、方處

肅宗壬辰(一、七一三) 韻

海

文化

鳳岡書院

肅宗 丙申
後西院 天皇、明曆二
西 曆一、六五六

朱子、趙光祖、李訥、李珥

肅宗乙卯(一、六七五) 韻

程溪書院

肅宗 庚戌
元 天皇、寬文一
西 曆一、六七〇

柳寬

肅宗戊午(一、六七八) 韻

忠孝祠宇

肅宗 辛卯
中御門 天皇、正德元
西 曆一、七一

俞彦讓、洪阻

朱子、趙光祖、李訥、李珥

肅宗戊寅(一、六九八) 韻

遠

松禾

彭堂

肅宗 乙巳
後關成 天皇、延長
西 曆一、六〇五

宋時烈、權尙夏

道東書院

松禾

道 漢 咸

道 海 黃

第五章 同族部落と儒教勢力

咸					海			黃	
咸興					股	廣	長	影	
院					栗	廟	連	堂	
海洞字	彰義洞字	雲田書院	洞洞	文會書院	忠孝洞字	鳳巖書院	忠烈洞字	鳳陽書院	影堂
西 中御門天皇、享保二 曆一、七二六	西 靈元天皇、寬文六 曆一、六六六	西 靈元天皇、寬文七 曆一、六六七	西 後陽成天皇、慶長三 曆一、六〇七	西 正親町天皇、永祿六 曆一、五六三	西 中御門天皇、正德元 曆一、七一	西 後水尾天皇、慶長六 曆一、六一三	西 正親町天皇、天正四 曆一、五七六	西 東山天皇、元祿八 曆一、六九五	?
岡原重	尹卓然、柳應秀、李希 海澤、朴仲立、李希、 商、金應、朴應、李 以、白、韓、鄭	鄭夢周、趙光祖、李況、 時烈、岡原重	李繼孫、俞絳、李俊白、 夏、文、韓、李、南、李	孔子	朴茂	朱子、金宏弼、李珥	俞應孚、柳頌、鄭麟	朴世系	楊起
	正祖乙卯(一、七九五)額	英祖丁未(一、七二七)額		宣祖丙子(一、五七六)額				肅宗丙子(一、六九六)額	

	處		處		處		處
	源	河	定	會	德	興	鎮
	原	川	平	亭	源	惠	城
第五京 同族部落と儒教勢力	忠烈祠宇	福川書院	東德書院	延忠祠	德津書院	興惠祠宇	尹文肅公廟
	西 東山天皇、元祿一、六九二	西 額元天皇、寬文一、六六四	西 額元天皇、寬文一、六六八	西 後陽成天皇、慶長一、六一〇	西 東山天皇、元祿一、七〇三	西 東山天皇、元祿一、七〇三	西 正親町天皇、天正二、五八三
	宗 壬申	宗 甲辰	宗 戊申	宗 庚戌	宗 乙亥	宗 癸未	宗 癸酉
	金應河、嶺澤立	孔子	鄭多周、趙光胤、金尚憲、趙翼、閔鼎重	金字關、李潤雨、金時讓	宋時烈	李光夏	卞晳、吳延証
				鄭文學、申世俊、吳允迪、嶺澤英、許璠、蘇鎰、李希日、尹祥、吳忍禮			
				肅宗丁亥(一、七〇七)額			
							肅宗丙子(一、六九六)額

平 安 道			成 鏡 道						
平 壤			文 川	茂 山	富 津	陸 城			
西山書院	忠武祠	武烈祠	龍谷書院	仁賢書院	文宣王影堂	汝浦書院	煇洞字	青巖別	忠谷書院
西曆一、七〇七	東山天皇、後永宗、丁亥	後光明天皇、正保二、西曆一、六四五	仁祖、乙酉	後陽成天皇、文祿二、西曆一、五九三	宣祖、癸巳	後西院天皇、萬治元、西曆一、六五八	孝宗、戊戌	正親町天皇、永祿七、西曆一、五六四	明宗、甲子
洪翼漢、洪命弼	乙支文德、金良彦	石星、李如松、楊元、李如栢、張世爵、賈尙志	鮮于澆	箕子	孔子	宋時烈、閔鼎重	南九萬	鄭文學	奇蓮、金德誠、俞榮
	肅宗丁巳(一、六七七)額	宣祖癸巳(一、五九三)額	肅宗癸亥(一、六八三)額	肅宗戊申(一、六〇八)額					

道		安				平			
		昌城	慈山	成川		江界	定州		
朱文公書院	義烈祠	忠烈祠	義烈祠	箕迎影殿	雙忠祠	鶴翎書院	豐賢書院	新安書院	鳳鳴書院
肅宗 辛巳 東山天皇、元祿一四 西曆一七〇一	肅宗 丁丑 東山天皇、元祿一〇 西曆一六九七	肅宗 乙亥 東山天皇、元祿一八 西曆一六九五	仁祖 丙子 明正天皇、元永一三 西曆一六三六	肅宗 丙戌 東山天皇、元永一三 西曆一七〇六	宣祖 己亥 後陽成天皇、慶長四 西曆一五九九	宣祖 丁未 後陽成天皇、慶長三 西曆一六〇七	宣祖 丁未 後陽成天皇、慶長三 西曆一六〇七	肅宗 壬辰 中御門天皇、正徳二 西曆一七一二	顯宗 癸卯 靈元天皇、寛文三 西曆一六六三
朱子、李珥	金應河	金應河	崔格命、洪命奇、崔景侯、金之符	箕子	鄭汎、崔格命	鄭述、曹好益、朴大德	李彦雄	朱子	金尙容、金尙憲
	英祖 癸丑(一、七三三) 額	肅宗 乙亥(一、六九五) 自義州 穆建四年額	顯宗 辛亥(一、六七一) 額	肅宗 丙戌(一、七〇六) 額	肅宗 丙戌(一、七〇六) 額	肅宗 庚子(一、六六〇) 額	肅宗 乙卯(一、六七五) 額	肅宗 丙申(一、七一六) 額	顯宗 辛亥(一、六七一) 額

平

宜川	
忠盛祠字	肅宗 丁丑 庚子、元祿一〇 西曆一、六九七
西浦祠字	肅宗 丁丑 庚子、元祿一〇 西曆一、六九七
定齋祠字	肅宗 丁丑 庚子、元祿一〇 西曆一、六九七

林慶家

朴泰輔

金萬重

龜城 旌忠祠

肅宗 癸未
庚子、元祿一六
西曆一、七〇三

朴厚、金慶孫

肅宗甲申(一、七〇四)額

安

鐵山	
雙忠祠字	宣祖 壬申 正親町天皇、元龜三 西曆一、五七二
忠武祠字	肅宗 乙亥 庚子、元祿一八 西曆一、六九五

李元麟、李希勳

鄭鳳壽、金福器

嘉山 表節祠

純 丙 朝

鄭善、鄭魯、諸貴美、白慶翰、白慶楷、韓浩選
許沅、林之煥、金大宅

賜額年月不詳

熙川 象賢書院

宣祖 丙子
正親町天皇、天正四
西曆一、五七六

金宏弼、趙光祖

肅宗庚子(一、七二〇)額

道

碧瀧 九峯書院	
肅宗 丁丑 庚子、元祿一〇 西曆一、六九七	肅宗 丁丑 庚子、元祿一〇 西曆一、六九七
博川 遐川祠字	
肅宗 丁亥 庚子、元祿一四 西曆一、七〇七	肅宗 丁亥 庚子、元祿一四 西曆一、七〇七

岡柳重、岡維重

肅宗辛巳(一、七〇一)額

嶺鳴吉

第五卷 岡族部落と儒教勢力

江	平	江	道	安	江	平
江東	平川	江西	道	安	平	平
清溪書院	雁雁書院	孤洞書院	箕子影殿	靈山書院	星山書院	三忠祠
西曆 顯宗 壬子 元天皇、元文一、六七二	西曆 顯宗 庚子 後西院天皇、高治三、六六〇	西曆 顯宗 甲子 元天皇、貞享一、六八四	西曆 景宗 辛丑 中御門天皇、享保六、七二一	西曆 顯宗 甲辰 元天皇、元文一、六六四	西曆 仁祖 丁亥 後光明天皇、正保四、六四七	西曆 高祖 癸卯 後高成天皇、應永八、六〇三
李崧、曹好益、金瑛	鮮于漢、金翼虎	金序	箕子	金安國、金正國	鄭夢周、韓萬臣	以葛亮、岳飛、文天祥
		西曆 西貢(一、六八六) 所	西曆 乙巳(一、七二五) 額	顯宗 辛亥(一、六七一) 額	肅宗 甲戌(一、六九四) 額	顯宗 戊申(一、六六八) 額

前考 一、本表は契丹録を主とし、河院致、「東國文獻」院字篇、「増補東國文獻備考」一、典故大方一等を参考として作成したものである。

二、摘要欄括弧内の数字は西曆紀元年数を示す。

祠宇書院の整理は肅宗以降累代の懸案であつたが、其の後各地方に於ける祠院儒生の跋扈甚しく、人民を虐ぐることも次第に劇しくなり、官憲の命を奉せず、却つて逆に地方官憲を凌ぎ、中央政府を誹謗する等、弊害百出したので、李太王元年八月に至り、時の執政大院君は、賜額書院及び郷賢祠の特権を一切剝奪し、同時に祠院の創設、私設を嚴禁し、越えて二年五月、祠院の雄たる萬東廟の撤毀を命じた。元來萬東廟は老論の祖、宋時烈の高弟權尙夏の建立に係り、其の近くには時烈の創設せし華陽書院あり、同書院は墨牌と號する書簡を發し、地方官憲をさへ左右した程に權勢大なるものであつたが、一度此の命に接した儒生等は大に恐懼狼狽した。其の後同王八年三月、文廟に従享せる儒者以外の書院及び疊設祠院の撤去を命じ、各祠院附屬の田畑を沒收して國有に歸せしめ、祠院の新設を嚴禁し、新に創設を要するものは既設の祠院に合祀せしめ、院儒を逐ふて故郷に戻し、拒んで従はぬ者は殺さしめた。其の爲めに兩班儒生は怨憤激昂して閔門に行き、書院の復活を請願する者數萬人に及んだが、大院君頑として之を退け、兵を派して彼等を逐ひ拂はしめたのである。地方に於ては尙ほ未だ儒生を恐れ、敢て祠院の廢毀命令を奉じなかつたが、一縣官を黜り嚴罰に處したので、諸道皆戰慄して一時に祠院を廢滅した。當時の時勢に於て斯かる英斷を行ふことは、大院君のやうな峻烈な毅人ではなければ到底爲し得ない所である。

大院君の大整理に依り後に遺されたものは四十七祠院であつたが、今日では左の著名なる四十四祠宇及び書院が奉祀を公認されて居る。しかしながら、現在に於ても各地方の兩班儒生によりて、私立の祠院書院が維持

彰師書院 (忠正公朴彰年) 江原道 寒越郡寒越面 喪 忠 祠 (忠武公金應河) 江原道 鐵原郡鐵原邑
 忠烈書院 (忠烈公世命忠) 同 金化郡金化面 老 德 書 院 (文忠公李恒福) 咸鏡南道北青郡北青邑
 備考 本書院に享祀の先賢は主享の一名を表示し他は之を省略す

祠 宇・書 院 の 慣 習

祠宇書院の設立、廢止、役員、會議、祭祀、財産等に關しては、古來一種の慣習が存して居るから、左の照會竝に回答を載せてその説明に代へることとする。

書 院 = 關 ス ル 件 (大正十一年十一月三日咸鏡南道知事照會
 同十二年一月十八日朝福第四二八號中福院書記官長回答)

○ 要 旨

- 一、書院ノ設立廢止ニ關シ全道儒林代表者全部ノ合議ヲ要ストスル慣習ナシ
- 二、書院ノ財産ヲ處分スルニハ關係儒林ノ決議ヲ要シタルモ被祭祀者ノ子孫ノ同意又ハ決議加入ノ要ナカリシモノトス、但シ子孫ガ書院ノ設立又ハ維持ノ爲ニ財産ヲ寄附シタル場合ハ此ノ限リニアラス
- 三、書院ニハ院長・副院長・掌議・有司其ノ他ノ職員ヲ置クヲ例トスルモ其ノ地位・職務・權限ニ付テハ書院ニ依リ必スシモ同一ナラス
- 書院ノ職員カ書院ノ財産ヲ處分スル決議ヲ爲スモ關係儒林ノ承認ナキトキハ無効ナリ
- 四、書院ハ碩儒ヲ祀リ經學ヲ講スル學舍トシテ公認セラレ賜額書院ニアリテハ學田三結ヲ給セラレタリ

○照 會

- 一、各道所在書院ノ設立又ハ廢止ニ關シ全道儒林代表者全部ノ合議ヲ經ルヲ要スルト爲セシ舊慣アリシヤ又事實新ル手數ヲ履行シタル實例アリシヤ否ヤ
- 二、書院財産（主トシテ基本財産）ノ處分ヲ爲スニ當リ當該書院關係儒林ノミナラス被祭祀者ノ子孫ノ同意又ハ決議ニ加ハルコトヲ要スト爲セシ舊慣アリシヤ若シアリトセハ右ノ子孫ニ於テ書院設立又ハ維持ノ爲財物ヲ寄附セン場合ニ限りタルモノナルヤ否ヤ又財産處分ニモ全道儒林代表者ノ合議ヲ要スト爲セシ舊慣アリシヤ
- 三、書院管理職トシテ院長・副院長・祭祀執行者及管理事務處理者トシテ掌議・有司・院監等ノ職員アリヤ並ニ其ノ地位・職務權限如何、是等職員ニ於テ爲シタル書院基本財産處分ノ決議ハ有效ナルモノナルヤ否ヤ
- 四、書院ハ舊韓國時代ニ於テ如何ナル地位、待遇ヲ與ヘラレシヤ李朝ト雖モ民意ニ反シテ之カ廢止ヲ命スルコトヲ得サリシ事實又理由アリヤ

○回 答

- 一、書院ノ設立廢止ニ關シ全道儒林代表者全部ノ合議ヲ要スルカ如キ舊慣ナシ又新ル手續ヲ履行シタル實例アルヲ聞カス
- 二、書院ノ財産ヲ處分スルニハ關係儒林ノ決議ヲ必要トセシモ被祭祀者ノ子孫ノ同意又ハ決議ニ加ハルコトヲ必要トスル舊慣ナシ但シ其子孫ガ書院ノ設立又ハ維持ノ爲メ財産ヲ寄附シタル場合ニハ其ノ同意又ハ決議ニ

加ハルコトヲ必要トシタリ而シテ全道儒林代表者ノ合議ヲ要スルカ如キ慣習ナシ

三、書院ニハ院長・副院長・掌議有司其他ノ職員ヲ置クヲ例トスルモ其ノ地位・職務・權限等ニ付テハ書院ニヨリ必スシモ同一ナラス書院ノ職員カ書院ノ基本財産ヲ處分スル決議ヲ爲スモ關係儒林ノ承認ヲ經ルニ非サレハ效力ナシ

四、書院ハ碩儒ヲ祀リ經學ヲ講スル學舎トシテ公認シ賜額書院ニ在リテハ學田三結ヲ給シタリ而シテ政府ハ民意ニ如何ニ拘ハラヌ必要アル場合ニハ之カ廢止ヲ命シタリ

書院土ニ關スル件
(大正二年七月二十四日平壤地方法院定州支廳照會
同年九月十二日參第四九號政務總監回答)

一、書院上トハ書院ノ祭祀其ノ他ノ費用ヲ支辨スル爲書院ニ屬スル土地ヲ謂フ

二、開國四百八十年ニ撤廢ヲ命セラレタルモ事實上撤廢セサリシ書院ニ屬スル土地ハ現時ニ於テモ普通ノ書院土ナリトス

三、書院ノ財産ハ從前ニ於テハ其ノ役員士林ト協議シ所轄府使郡守等ノ承認ヲ得テ處分スルヲ例トセシモ現今ニ於テハ定例ノ認ムヘキモノナシ

○照 會

一、書院土ノ性質如何

二、開國四百七十三年各道ノ書院ヲ撤廢セシコトアリシ際實際撤廢セサリシモノハ今日ニ於テ依然書院土ノ效カアリヤ

三、今日マテ撤廢セサリシ書院所有ノ財産ノ處分行爲ハ何人カ如何ナル方法ヲ以テ爲スコトヲ得ルヤ

○回 答

- 一、書院土トハ書院ノ祭祀其ノ他ノ費用ヲ支辨スル基本財産トシテ書院ニ屬セシ土地ヲ謂フ
- 二、朝鮮開國四百七十三年ニハ祠院ノ疊設及私設ヲ禁セシコトアルモ各道書院ノ撤廢ヲ命シタルコトナク開國四百八十年ニ至リ文廟從享人外ノ書院及疊設書院ノ毀廢ヲ命シタルコトアリ而シテ其際事實撤廢ヲ爲ササリシ書院ニ屬セシ土地ハ今日ニ於テモ他ノ書院土ト異ルコトナシ
- 三、書院財産ノ處分ハ従前ニ於テハ書院ノ役員士林ト協議ヲ遂ケ府使郡守等守令ノ承認ヲ經ルヲ例トセシカ現今ニ於テハ定例トシテ認ムヘキモノナシ

書院ノ財産ニ關スル件

（大正十年一月二十五日平壤政務法院長照會
同年三月十四日朝鮮第四八號政務總監回答）

○要 旨

一、書院ハ慣習上財産ノ主體トシテ認メラレタリ

○照 會

一、黃海道延白郡銀川面瀨川里所在文會書院（元ト白川文會書院）カ従前ヨリ韓國ニ於テ獨立シテ土地其ノ他ノ

財産ヲ所有シタル慣行アリヤ

○回 答

一、朝鮮ニ於ケル書院ハ慣習上財産ノ主體ト認メラレ而シテ黃海道延日郡ノ日川書院ハ賜額書院トシテ存立セシモノナリ隨ソテ財産ヲ所有スル資格アリシモノトス

祠院ノ人格代表ニ關スル件

(昭和七年五月三十一日學務局長照會
同年六月三十日朝鮮第二七七號中樞院書記官長回答)

○要 旨

一、祠宇及書院ノ代表者ノ選任方法ニ付テハ其ノ祠宇又ハ書院ニ關係アル儒林ニ於テ選定推戴シ或ハ儒林ノ推薦ニ依リ所轄郡守又ハ府尹ニ於テ任命スルモノアリ一定セス

二、祠宇及書院ノ代表者タル者ノ權限ハ普通事務ニ就テハ之ヲ專行シ重要事務ニ就テハ關係儒林ノ同意ヲ得テ之ヲ爲スヲ普通トス

○照 會

一、朝鮮ニ於テ從來特ニ存置ヲ認許セラレタル祠宇及書院ハ民法施行法第二十八條ニ依リ當然法人タルモノト認メラルルニ付テハ之カ代理選任ニ關スル慣習アラハ其方法及權限承知致度何分ノ回答相成度シ

○回 答

一、祠宇及書院ノ代表者タル齋長又ハ院長ノ選任方法ニ付テハ慣習ノ一定セルモノナク其ノ祠宇又ハ書院ニ關

係アル儒林ニ於テ之ヲ選定推戴スルモノアリ或ハ儒林ノ推選ニ依リ所轄（府尹）ニ於テ之ヲ任命スルモノアリ
祠宇及書院ノ代表者タル齋長又ハ院長ノ權限ニ就テハ祠宇又ハ書院ニ依リ必スシモ同一ナラスト雖普通齋長
又ハ院長ハ部下ノ職員ヲ指揮監督シ普通ノ事務ニ付テハ之ヲ專行シ動産又ハ不動産ノ得喪變更ヲ目的トスル
法律行爲又ハ訴訟行爲ヲ爲ス等重要ナル事務ニ就テハ關係儒林ノ同意ヲ得テ之ヲ爲スヲ普通トス

書院田ノ處分ニ關スル件

（大正二年十月四日公州地方法院忠州支廳照會
同年十月十六日參第六四號政務總監回答）

○要旨

一、撤廢セラレタル書院ニ屬セシ土地ハ儒林ノ協議ニ依リ郷校ニ附屬セシメ或ハ附近ノ書齋ニ移附シ或ハ享主
ノ墓位田ト爲ス等慣例一定セス

○照會

一、舊韓國時代存在セシ書院田（賜額書院ニアラス單ニ子孫ニ於テ祭祀セル書院）ハ書院撤廢後如何ニ處分セラ
レタル慣習ナリヤ

○回答

一、非賜額書院ノ書院田ハ書院撤廢ノ後ハ儒林ノ評議ニ依リ郷校ニ附屬セシメ又ハ附近ノ書齋ニ移附シ若クハ
享主ノ墓位田ト爲シタルモノ等アリテ慣例一定セス

文廟の現在數

儒學の勃興に伴ひ、各地方には郷校文廟が設置せられ、大抵李朝時代の州・府・牧・郡・縣の如き地方行政官廳の所在地には文廟を見ざるなく、その後、郡の廢合が行はれたので、現任の一部内には二箇所乃至三箇所の文廟のあるものもあるが、郷校文廟の所在地には概ね祠宇書院があり、その地方に於ける儒林團の本據を爲して居り、且つこの附近には兩班儒生を以て構成されたる、有名なる同族部落の多いのを普通として居る。

朝鮮文廟道別調 (昭和八年)

京畿道	三九	黄海道	二〇
忠清北道	一八	平安南道	一四
忠清南道	三六	平安北道	二一
全羅北道	二八	江原道	二五
全羅南道	三三	咸鏡南道	一六
慶尙北道	四一	咸鏡北道	一一
慶尙南道	二八	合計	三二九

即ち各道中、文廟数の最も多いのは、儒學の發達全鮮に冠たる慶尙北道の四十一箇所にして、京畿道の二十九箇所、忠清南道の三十六箇所も多い方である。今試みに各地方の文廟名、所在地、直員氏名、主なる文廟に屬する儒林概数を示せば左の如くなつて居る。

地方文廟一覽表 (昭和八年末現在)

文廟名	所在地	直員氏名	主なる職	文廟名	所在地	直員氏名	主なる職
京畿道 三九							
開城文廟	開城山元町三四	司成崔中廷	九六	芙蓉文廟	振威郡芙蓉面客舍里	張世衡	
高陽文廟	高陽郡岩蹄面高陽里	直員林光燾		儿面文廟	振威郡儿面鳳南里	蘇夏元	
廣州文廟	廣州郡東部面校山里	金應均		水原文廟	水原郡水原面山樓里	具映翁	二四
楊州文廟	楊州郡州内面維陽里	鄭鍾秀	二〇〇	陰德文廟	水原郡陰德面南陽里	鄭弘燧	
連川文廟	連川郡内面邑内里	李弼相	三、三〇〇	東面文廟	始興郡東面始興里	權喜谷	
麻田文廟	連川郡麻田面麻田里	柳元烈		果川文廟	始興郡果川面文原里	李相鳳	
統城文廟	連川郡統城面崔邑里	鄭燮		秀岩文廟	始興郡秀岩面秀岩里	鄭在濟	
朔寧文廟	連川郡北面大寺里	尹楫		富川文廟	富川郡文鶴面官校里	吳世根	
郿門文廟	抱川郡内面沙邑甲	李輔貞		富平文廟	富川郡富内面富平里	尹章	
永中文廟	抱川郡永中山永平里	李根相		金浦文廟	金浦郡内面北邊里	元允植	
加平文廟	加平郡内面邑内里	金益貞		通津文廟	金浦郡月串面郡下里	比元澤	
王泉文廟	楊平郡王泉面王泉里	宋台應		楊川文廟	金浦郡陽東面加陽里	權友瑤	
砥堤文廟	楊平郡砥堤面砥平里	鄭智虛		江華文廟	江華郡内面官廳里	李鍾位	
州内文廟	驩州郡州内面校里	趙健鎬		香樹文廟	江華郡華香面邑内里	金寅燮	
利川文廟	利川郡利川面宿政里	李鍾殷	三、六五	坡州文廟	坡州郡州内面坡州里	白勉應	二〇
陰辨文廟	利川郡清沃面善邑里	朴承烈		交河文廟	坡州郡衙洞面金陵里	朴世煥	
豹城文廟	龍仁郡豹城面彦南里	樞泰高		郡内文廟	長湍郡郡内面邑内里	禹復淵	
内四文廟	龍仁郡内四面陽智里	李昇文		大聖文廟	開豐郡大聖面大聖里	金君煥	
安城文廟	安城郡安城面東里	朴廷圭		忠濟北道 一八			
二竹文廟	安城郡二竹面竹山里	李熙元		清州文廟	清州郡清州面大成町六	李東圭	五、五〇〇
安城文廟	安城郡陽城面東領里	李相初		又義文廟	清州郡文表面木川里三〇	安承弼	
安城文廟	安城郡陽城面東領里	奉在應		報恩文廟	報恩郡報恩面校士里	金榮然	

懷德文廟	報恩郡懷北面萬壽里	鄭贊	一	送山文廟	鎭山郡送山面官洞里	金在	一
沃川文廟	沃川郡沃川面校洞里	鄭泰佑	一	扶餘文廟	扶餘郡扶餘面東南里	李時榮	一, 三〇
青山文廟	沃川郡青山面校平里	白尙欽	一	鴻山文廟	扶餘郡鴻山面校院里	李仲	一
永同文廟	永同郡永同面芙蓉里	成大植	一	林川文廟	扶餘郡林川面郡司里	趙溶夏	一
黃澗文廟	永同郡黃澗面南城里	朴定輔	一	石城文廟	扶餘郡石城面石城里	李輔	一
鎭川文廟	鎭川郡鎭川面校成里	趙復顯	一	韓山文廟	舒川郡韓山面芝峴里	朴愷	一
槐山文廟	槐山郡槐山面西部里	趙興柱	三〇	舒川文廟	舒川郡舒川面郡司里	廉亞宇	一
清安文廟	槐山郡清安面邑內里	金興溶	一	庇仁文廟	舒川郡庇仁面城內里	朴鍾	一
延慶文廟	槐山郡延慶面杏村里	曹鳳煥	一	保寧文廟	保寧郡藍浦面玉東里	李承儀	一
陰城文廟	陰城郡陰城面邑內里	趙容植	一	保寧文廟	保寧郡州浦面保寧里	韓忠	一
忠州文廟	忠州郡忠州邑校峴洞	鄭樂周	七〇	鷲川文廟	保寧郡鷲川面校成里	鄭汝海	一
堤川文廟	堤川郡堤川面邑都里	鄭海恣	一	洪州文廟	洪城郡洪州面大校里	李莊魯	三〇
蔚風文廟	堤川郡蔚風面校里	鄭海恣	一	結城文廟	洪城郡結城面邑內里	崔炳斗	一
丹陽文廟	丹陽郡丹陽面上防里	李誠求	三〇	青陽文廟	青陽郡青陽面校月里	李啓夏	一
永春文廟	丹陽郡永春面上里	金賢植	一	定山文廟	青陽郡定山面西亭里	禹顯百	一
忠清南道 三六							
公州文廟	公州郡公州邑鎭町	閔弘植	三〇	瑞山文廟	瑞山郡瑞山面東門里	成百興	三〇
燕岐文廟	燕岐郡南面燕岐里	俞致延	一	海美文廟	瑞山郡海美面島鶴里	安炳宰	一
不義文廟	燕岐郡不義面邑內里	慎字佑	一	泰安文廟	瑞山郡泰安面東門里	尹恒基	一
懷德文廟	大田郡懷德面邑內里	南命植	一	唐津文廟	唐津郡唐津面邑內里	朴根瑞	一
銀谷文廟	大田郡銀谷面校村里	申琦永	一	沔川文廟	唐津郡沔川面城上里	趙碧夏	一
忠津文廟	論山郡忠津面校村里	申載球	一	禮山文廟	禮山郡禮山面香泉里	尹信漢	一
各城文廟	論山郡各城面校村里	鄭大圭	一	大興文廟	禮山郡大興面校村里	權中林	一
				鎭山文廟	鎭山郡鎭山面社洞里	成周敬	一

水五京 同族郡落上區教勢力

全羅北道 二八

温陽文廟	牙山郡温陽面邑内里	李奎轍	一	茂長文廟	高敞郡茂長面杖興里	李錫奎	一
牙山文廟	牙山郡崇仁面牙山里	金相浩	一	興徳文廟	高敞郡興徳面杖委里	高光斗	一
新昌文廟	牙山郡新昌面邑内里	丁奎各	一	扶安文廟	扶安郡扶安面西外里	金權三	一
天安文廟	天安郡天安邑留楨里	朴圭協	一七九	金堤文廟	金堤郡金堤面校洞里	鄭桓全	一〇〇〇
木川文廟	天安郡木川面校村里	金榮徹	一	萬頃文廟	金堤郡萬頃面萬頃里	鄭錫駿	一
稷山文廟	天安郡稷山面郡西里	柳星九	一	金溝文廟	金堤郡金溝面金溝里	金顯奎	一
全州文廟	全州郡全州邑清水町	李錫珪	二〇〇〇	沃溝文廟	沃溝郡沃溝面上坪里	中奇均	一
高山文廟	全州郡高山面邑内里	具景祖	一	臨陂文廟	沃溝郡臨陂面邑内里	李昌魯	一
鎮安文廟	鎮安郡鎮安面郡上里	吳禾烈	一	砥山文廟	益山郡金馬面東古郡里	鄭熙碩	一
池原文廟	鎮安郡龍潭面玉梁里	許百燾	一	益山文廟	益山郡砥山面礪山里	尹和重	一
錦山文廟	錦山郡錦山面上里	權容植	一〇〇〇	龍安文廟	益山郡龍安面校洞甲	尹炳殷	一
珍山文廟	錦山郡珍山面校村里	權容植	一	成悅文廟	益山郡成悅面成悅甲	鄭奎	一
茂朱文廟	茂朱郡茂朱面邑内里	權容植	一	全羅南道	三二一		
長水文廟	長水郡長水面長水里	張漢錫	三〇〇	光州文廟	光州郡光州邑絶間町	朴鳳柱	二〇〇〇
任實文廟	任實郡任實面二道里	韓詰致	一	潭陽文廟	潭陽郡潭陽面鄉校甲	宋鎮杓	一
南原文廟	南原郡南原面鄉校里	李東器	二〇〇〇	昌平文廟	潭陽郡昌平面校山里	曹光鎭	一
裝峰文廟	南原郡裝峰面山徳里	吳炳白	一	谷城文廟	谷村郡谷城面校村里	安在暉	一
淳昌文廟	淳昌郡淳昌面校星里	申晩雨	一	求禮文廟	谷城郡上果面于果里	許在暉	一
井邑文廟	井邑郡井州邑長明里	柳煥彪	一	求禮郡水廳面鳳西里	柳興容	一	
奉仁文廟	井邑郡古阜面古阜里	羅光鈿	一	光陰郡光陰面十山里	金鉉罔	一	
奉仁文廟	井邑郡奉仁面奉成里	羅丙夏	一	麗水郡麗水面邑西町	鄭在夏	一	
高敞文廟	高敞郡高敞面校村里	羅冕承	一	麗水郡突山面郡内里	金鍾林	一	
				順天郡順天面介谷里	徐丙奎	二〇〇〇	

慶尙北道四一	樂安文廟	順天郡樂安面校村里	曹勉承	大邱文廟	大邱府東本町	崔克鎔	二,三〇〇
	高興文廟	高興郡高興面杏丁里	申良雨	玄風文廟	遼城郡玄風面上洞	李相杓	
	寶城文廟	寶城郡寶城面寶城里	朴奉吟	軍威文廟	軍威郡軍威面東部洞	金仁圭	
	和順文廟	和順郡和順面校里	林魯學	義興文廟	軍威郡義興面邑內洞	洪潤會	
	綾州文廟	和順郡綾州面南亭里	安載萬	義城文廟	義城郡義城面道東洞	李泰萬	
	同福文廟	和順郡同福面蓮月里	吳錫燮	比安文廟	義城郡安溪面校村洞	金炳堯	
	長興文廟	長興郡長興面校村里	文鍾燮	安東文廟	安東郡安東邑安幕洞	金重燮	一三,〇〇〇
	麻津文廟	麻津郡麻津面校村里	尹致商	禮安文廟	安東郡禮安面西部洞	李詳鎔	
	海南文廟	海南郡海南面葛町	朴鄉信	青松文廟	青松郡青松面月幕洞	趙錫周	
	靈巖文廟	靈巖郡靈巖面校洞里	崔東默	眞寶文廟	青松郡眞寶面廣德洞	申相八	
	務安文廟	務安郡務安面校村里	金鎮九	英陽文廟	英陽郡日月面道溪洞	趙鵬錫	
	智島文廟	務安郡智島面邑內里	趙炳翁	盈德文廟	盈德郡盈德面德谷洞	姜桂弘	
	咸平文廟	咸平郡咸平面校里	李化汝	率海文廟	盈德郡率海面城內洞	朴元鍾	
	羅州文廟	羅州郡羅州面郊校里	羅宗煥	興海文廟	迎日郡興海面玉城洞	柳東韶	
	南平文廟	羅州郡南平面校院里	宋潭台	清海文廟	迎日郡清海面德城洞	金柄吳	
	靈光文廟	靈光郡靈光面校村里	姜永節	長警文廟	迎日郡長警面邑內里	李鍾澤	
	長城文廟	長城郡長城面聖山里	高光國	延日文廟	迎日郡延日面孝子洞	金曉重	
	莞島文廟	莞島郡莞島面竹背里	林永權	慶州文廟	慶州郡慶州邑校里	李恒久	一,〇〇〇
	珍島文廟	珍島郡珍島面校洞里	韓明履	永川文廟	永川郡永川面校村里	鄭潤詔	
	濟州文廟	濟州郡濟州邑龍潭里	金湖洙	新寧文廟	永川郡新寧面花城洞	曹秉健	
	大靜文廟	濟州島中面沙溪里	姜哲鎔	清道文廟	清道郡清道面校村洞	芮斗基	
	旌義文廟	濟州島東中面城邑里	麻祐瑞	慶山文廟	慶山郡慶山面新校洞	徐相孝	
				河陽文廟	慶山郡河陽面校洞	成履燧	

成安文廟	成安郡成安面鳳城洞	李沈煥	昌寧文廟	昌寧郡昌寧面校洞	成煥永
宜寧文廟	宜寧郡宜寧面西洞	曹岐止	昌寧文廟	昌寧郡嶺山面校里	辛東植
晉州文廟	晉州郡晉州邑王峯里	河決六	密陽文廟	密陽郡密陽邑校洞	李元詔
星州文廟	星州郡星州面龍山洞	李基澈	梁山文廟	梁山郡上西面校里	金敬式
仁同文廟	漆谷郡仁同面仁義洞	張昌煥	蔚山文廟	蔚山郡蔚山面校洞	趙性庶
漆谷文廟	漆谷郡漆谷面邑內洞	李敦燁	蔚山文廟	蔚山郡彦陽面校洞里	金相龜
金山文廟	金泉郡金陵面校洞	白洛永	東萊文廟	東萊郡東萊邑校洞	朴銓弼
開寧文廟	金泉郡開寧面東部洞	李漢龍	機張文廟	東萊郡機張面校洞	文鎮鎬
知禮文廟	金泉郡知禮面校里	文泳卓	金海文廟	金海郡金海面杏谷里	許敬燾
慈山文廟	慈山郡慈山面校洞	李恩澈	昌原文廟	昌原郡昌原面召番里	李敬敏
尙州文廟	尙州郡尙州邑新原里	金翼周	光道文廟	統營郡光道面竹林里	廉奎鎮
成昌文廟	尙州郡成昌面校村里	蔡基學	巨濟文廟	統營郡巨濟面西亭里	尹定根
開慶文廟	開慶郡開慶面校村里	李昌和	固城文廟	固城郡固城面校社里	金昌結
醴泉文廟	醴泉郡醴泉面栢田洞	金炳健	泗川文廟	泗川郡泗川面宜仁洞	崔在暢
直宮文廟	醴泉郡龍宮面海石里	荀漢祚	昌陽文廟	泗川郡昌陽面松田里	鄭堉用
榮州文廟	榮州郡榮州面下望里	朴齊衡	南海文廟	南海郡南海面北邊洞	宜致璽
順興文廟	榮州郡順興面青邱里	安川淵	河東文廟	河東郡河東面邑內洞	金琮燁
豐基文廟	榮州郡豐基面板村里	朴齊聖	山淸文廟	山淸郡山淸面池里	閔致珉
奉化文廟	奉化郡鳳城面鳳城里	金思徹	丹城文廟	山淸郡丹城面江樓里	權載祺
慶尙南道二八			成陽文廟	成陽郡成陽面校山里	姜泰熙
晉州文廟	晉州郡晉州邑王峯里	河決六	成陽文廟	成陽郡安義面校北里	邴鍾述
宜寧文廟	宜寧郡宜寧面西洞	曹岐止	居昌文廟	居昌郡月川面加旨里	李鉉友
成安文廟	成安郡成安面鳳城洞	李沈煥	陝川文廟	陝川郡治翹面九汀里	李珍煥

三嘉文廟	陝川郡三嘉西渠裕里	許	澆	1	平安南道一四	順川郡仙沼面鏡山里	李圭復	1,000
草溪文廟	陝川郡三嘉西渠裕里	鄭	鈺	1	平安南道一四	順川郡仙沼面鏡山里	李圭復	1,000
黃海道二〇								
海州文廟	海州郡海州邑上町	吳	元	2,000	孟山文廟	孟山郡孟山面堂浦里	羅泳善	1
延安文廟	延白郡延安面延城里	韓	徵	800	東陽文廟	陽德郡東陽面上石里	孫應俊	1,200
白川文廟	延白郡銀川面連東里	安	庸	1	成川文廟	成川郡成川面下邊里	吳善柱	1
金川文廟	金川郡金川面金陵里	洪	承	1	江東文廟	江東郡江東面阿邊里	金澤淑	800
鬼山文廟	金川郡月城面堂官里	李	宜	1	中和文廟	中和郡中和面草峴里	金時漸	1
平山文廟	平山郡平山面水庫里	閔	泳	1	龍岡文廟	龍岡郡龍岡面玉橋里	金亨煜	800
新溪文廟	新溪郡新溪面柳校里	李	東	1	江西文廟	江西郡江西面德興里	任建翁	1
豐津文廟	豐津郡北面花山東里	安	明	1	永柔文廟	平原郡永柔面槐泉里	韓熙洙	1
長淵文廟	長淵郡長淵面邑東里	金	東	1	安州文廟	安州郡安州邑北門里	康丹玉	1
松禾文廟	松禾郡松禾面邑內里	趙	文	1	朝陽文廟	价川郡朝陽面鳳鳴里	李寅	3,200
殷栗文廟	殷栗郡殷栗面紅門里	鄭	基	1	德川文廟	德川郡德川面邑北里	白甫洙	1
安岳文廟	安岳郡安岳面板八里	金	智	1,000	寧遠文廟	寧遠郡寧遠面永寧里	李昇模	1
信川文廟	信川郡信川面校塔里	柳	遠	1	平安北道二一			
文化文廟	信川郡文化面東兩里	黃	致	1	義州文廟	義州郡義州面東外洞	白文興	400
義寧文廟	義寧郡義寧面柳校里	朴	齊	1	龜城文廟	龜城郡龜城面左部洞	金載熙	1
黃州文廟	黃州郡黃州面德月里	尹	景	1,000	奉川文廟	奉川郡奉川面西部洞	白樂洙	1,000
鳳山文廟	鳳山郡洞仙面朝陽里	梁	範	3,000	安山文廟	安山郡安山面邑內洞	李寅杓	1
瑞興文廟	瑞興郡瑞興面明義里	文	貞	1	熙川文廟	熙川郡熙川面邑下洞	金洪楷	1
遂安文廟	遂安郡遂安面倉後里	金	湖	1	寧邊文廟	寧邊郡寧邊面西都洞	申甲均	2,000
谷山文廟	平山郡谷山面連荷里	徐	光	1	博川文廟	博川郡博川面松德洞	金商七	1

伊川文廟	伊川郡伊川面海校里	金基斗	一	里仁文廟	豊山郡里仁面新豊里	麻基耶	一
安峽文廟	伊川郡安峽面邑内里	崔文學	一	德水文廟	三水郡德水面城内里	金各吉	一
成鏡南道一六				長平文廟	甲山郡長平面東都里	朴庚福	一
成興文廟	成興府海校里	文錫烈	一、二、七	成鏡北道一一			
府内文廟	定平郡府内面東川里	孔受龍	一	栢村文廟	鏡城郡栢村面城北洞	池秉燮	二、八、三
洪仁文廟	永興郡洪仁面三思里	尹斗興	一	下零文廟	明川郡下零面明川洞	李宥洙	一
下鉢文廟	高原郡下鉢面銅山里	金冕秀	一	古城文廟	吉州郡古城面吉南洞	金重熙	六、五〇
郡内文廟	又川郡郡内面城底里	鄭樂教	一	城津文廟	城津郡城津邑旭町	韓啓東	一
府内文廟	德源郡府内面新校里	麻基一	八、六	富寧文廟	富寧郡富寧面富寧洞	張瑞鎔	一
錫城文廟	安邊郡錫城面玉里	韓錫圭	一	茂山文廟	茂山郡茂山面城川洞	韓吉雄	一
州翼文廟	洪原郡州翼面東門東里	姜錫建	一	碧城文廟	會寧郡碧城面永發洞	崔明鏡	一
北青文廟	北青郡北青邑北里	李錫榮	一	鍾城文廟	鍾城郡鍾城面周山洞	李輔舜	三〇〇
西面文廟	利原郡西面校洞里	李應殿	一	程城文廟	程城郡程城面東和洞	李文振	一
比道文廟	端川郡比道面大成里	崔東宇	八、六	慶源文廟	慶源郡慶源面城内洞	蔡元默	一、〇〇〇
東古川文廟	新興郡東古川面東德里	李俊衡	一	慶興文廟	慶興郡慶興面慶興洞	金基柄	一
郡内文廟	長津郡郡内面邑上里	李寅郁	一				

備考 主なる文廟の儒林概数は最近調査したるもの無きを以て、大正十三年九月發行に係る朝鮮總督府學務局編「地方文廟一覽」所

掲のものに據りたり

第三節 兩班儒生の分布状態

儒生の現在数

李朝時代に於ける兩班儒生の數に就いては正確にこれを知ることは困難であるが、日韓併合の行はれず正育の明治四十三年五月十日の調査に係る朝鮮人の道別及び職業別戸數を見ると、官公吏一萬五千七百五十八戸、兩班五萬四千二百七十七戸、儒生一萬九千七十五戸、商業十七萬八千七百八十戸、農業二百四十三萬三千四百五十戸、漁業三萬三千六百四十六戸、工業二萬二千九百四十三戸、鑛業一千四百二十九戸、日稼六萬九千三百九十九戸、其他三萬四千九百五十七戸、無職一千二百二十三戸となつて居る（拙著「朝鮮の人」、この以後に於ては、（拙著「朝鮮の人」、口現象」参照））。この以後に於ては、兩班儒生の統計的調査は行はれたことが無いから、その數を明かにすることは不可能であり、兩班儒生に関する一般の觀念も多少變化して居るが、昭和三年、朝鮮總督府に於て、各道に照會して調査した、全鮮各府郡島別の儒生調は、實は儒生に関する調査であるが、私の觀察に據ると、いづれの地方でも儒生中には兩班を包含して居ると認められるので、その儒生數なるものは、即ち當時の兩班及び儒生數と見て、敢て不都合はないと思はれる。されば左の儒生調に據ると、各道に於ける最近の兩班儒生數は略ぼ推測することが出來やう。

各道儒生總數（昭和三年）

京畿道

一五、二〇四

忠清北道

三、二三四

忠清南道	六、二一〇	全羅北道	五、七一三
全羅南道	三二、五〇九	慶尙北道	三三、四五八
慶尙南道	一一、三九九	黃海道	三一、二九一
平安南道	一六、六一八	平安北道	一六、六三七
江原道	二一、一〇二	咸鏡南道	二〇、三七二
咸鏡北道	一三、八〇〇	總計	二二七、五四六

儒生の地方別

右の調査に就いて見るに、儒生数の最も多いのは、朝鮮儒學の淵藪たる慶尙北道の三萬三千四百五十八人に
して、これに亞いで全羅南道・黃海道・江原道・咸鏡南道などの順序である。

府郡島別儒生數

京畿道		畿内道		畿外道		他道		總計	
府郡名	儒生數	府郡名	儒生數	府郡名	儒生數	府郡名	儒生數	府郡名	儒生數
京城府	一七八	仁川府	六五	高陽郡	四五七				
廣州郡	五五六	楊州郡	一、七二四	漣川郡	一、四四五				
抱川郡	二、三五五	楊平郡	三六八	加平郡	一三四				
驪州郡	二二六	利川郡	三一六	龍仁郡	五五八				
安城郡	四三七	振威郡	一六五	水原郡	八三二				
始興郡	五二七	富川郡	八七二	金浦郡	六〇五				
江華郡	一、九三一	坡州郡	五〇八	長湍郡	三二				
開城郡	九一三	合計	一五、二〇四						

全羅南道						全羅北道					忠清南道					忠清北道					
木浦	求禮	順天	和順	海州	長城	合	金堤	井邑	錦山	茂朱	群山	牙山	禮山	休寧	論山	公州	丹陽	陰城	永柔	清州	
府	郡	郡	郡	郡	郡	計	郡	郡	郡	郡	府	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
699	643	549	306	1549	295	5713	429	846	178	104	1	615	272	517	635	249	1004	414	361	321	321
光州	光陽	高靈	長興	靈巖	咸平	莞島	谷城	光州	高靈	南原	長水	全州	天安	瑞山	守陽	扶餘	燕岐	合	忠清	雲川	報恩
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	計	郡	郡	郡
156	333	1815	2906	1803	770	266	719	329	403	237	448	732	673	108	400	300	3233	332	84	107	107
潭陽	慶水	寶城	辰津	妙公	成光	珍島	合	潭陽	任實	淳昌	扶安	益山	合	唐津	洪城	舒川	大田	合	境川	境山	沃川
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	計	郡	郡	郡	郡	郡	計	郡	郡	郡	郡	計	郡	郡	郡
650	256	134	256	125	648	3309	6210	209	99	175	1302	235	210	922	194	301	292	6211	133	283	204

道海黃					道南尚慶						道北尚慶										
遂黃安長平海	合					成南統東密宜釜	合						乘尚漆前毫英戎大								
安州岳瀾山州	計					陽陽營萊陽寧山	計						州州介直州心院邱								
郡郡郡郡郡	計					郡郡郡郡郡郡府	計						郡郡郡郡郡郡府								
六〇四	一、三九六	二、〇四六	四、一一五	三、四九九	四、一八八	一一、三九九	八五六	四一四	四一八	五七七	五三六	一〇九	三三、四五八	一、六二四	一、二五一	一、五二四	五二五	三三五	七四六	四、二三六	九一
谷鳳信松新延						居河固金梁成馬							本開金商永敷安遠								
山山川禾溪白						昌東城海山安山							化慶泉益川德東城								
郡郡郡郡郡						郡郡郡郡郡郡府							郡郡郡郡郡郡郡								
八五六	八一七	二、一〇四	一、七八二	一、二七二	三、九九五	三〇〇	一五五	二八八	三一〇	三五四	一〇五	三九	六、五一八	八〇四	五二〇	二二六	一、〇五四	一、九八〇	四、三七九	四五三	
合	瑞	載	殷	斐	金	陝	山	泗	昌	蔚	昌	晉	彰	德	星	定	思	古	平		
計	興	寧	梁	津	川	川	濟	川	原	山	寧	州	陵	景	山	州	山	自	松	咸	
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
三一、二九一	一、六四〇	一、四五六	一、三五五	二、三六四	九五六	五〇三	一八五	三二四	一、一九一	二、八九四	一、六七三	一六八	二六七	九七五	一、六八七	三五七	一、五九九	二、一二九	八八二	八二六	

道 原 江							道 北 安 平							道 南 安 平						
合	鐵	洪	寧	蔚	襄	淮	春	慈	述	朔	宣	寧	奈	新	合	价	江	江	孟	平
計	原	川	越	珍	陽	陽	川	城	山	州	川	遼	川	義	計	川	西	東	山	襄
	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	州	郡	郡	郡	郡	郡	府
二二、一〇二	二〇九	二五〇	一、〇七七	二、〇九六	七五七	二、七九〇	二五二	七八一	九九七	二六四	二五六	一、二三九	五四	四	一六、六一八	一、一〇二	三八五	五〇九	七七五	八八一
	平	華	原	旌	江	通	麟	厚	渭	昌	鐵	博	雲	義		德	平	中	陽	鎮
	廣	川	州	善	陵	川	蹄	昌	原	城	山	川	山	州		川	原	和	德	南
	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡		郡	郡	郡	郡	府
	一、六九九	九九	八四六	四一五	一、一〇五	四九六	一、六五九	五五三	七七二	一、八六六	一八九	二三四	一、七八七	七一		一、五五一	二、四六八	二、二六六	一、二三〇	一
	伊	金	橫	平	三	高	陽	合	江	碧	龍	定	熙	龜		淳	安	龍	成	順
	川	化	城	昌	陟	城	口	計	界	遠	川	州	川	城		遠	州	岡	川	川
	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡		郡	郡	郡	郡	郡	郡		郡	郡	郡	郡	郡
	一六一〇	五五	二一四	一、六七二	一、四〇〇	一、七〇一	七〇〇	一六、六三七	三、〇二一	八八四	二三一	五二八	二、七一五	一九一		五五五	五七三	三三七	八四七	三、一三九

道北鏡咸				道南鏡咸					
合	經	茂	吉	三	新	北	德	永	元
計	城	山	州	水	興	青	源	興	山
	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	府
一三、八〇〇	五〇六	七〇八	四七六	一、七五〇	二八〇	七六一	一、一一九	一、七〇五	—
	慶	會	城	甲	長	利	安	高	咸
	源	寧	津	山	津	原	邊	原	興
	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
	四	六	八	二	七	六	八	二	八
	五	三	五	三	〇	三	三	六	五
	八	一	七	四	二	九	二	一	八
	慶	鎮	富	合	豐	端	洪	文	定
	興	城	寧	計	山	川	原	川	平
	郡	郡	郡		郡	郡	郡	郡	郡
	一	三	二	二〇、三七二	五	一	六	六	九
	五	〇	一	八	八	九	九	五	九
	九	八	四	四	三	六	六	〇	九
	四	八	二	一	七	六	〇		
			二、五六二						
			二、三一四						
			三〇八						
			一、五九四						

即ち府郡島別の儒生數を見るに、その最も多く分布せる地方は、京畿道の抱川郡・江華郡・漣川郡・楊州

郡、忠清北道の丹陽郡、忠清南道の唐津郡、全羅北道の益山郡、全羅南道の濟州島・和順郡・珍島郡・長興

郡・高興郡・靈巖郡・羅州郡・莞島郡、慶尙北道の奉化郡・安東郡・義城郡・迎日郡・盈徳郡・善山郡・榮川

郡・漆谷郡・尙州郡・慶尙南道の蔚山郡・昌寧郡・昌原郡、黃海道の海州郡・長淵郡・延白郡・甕津郡・安岳

郡・信川郡・松禾郡・瑞興郡・載寧郡・黃州郡・殷栗郡・新溪郡、平安南道の順川郡・平原郡・中和郡・徳川

郡・陽徳郡・价川郡、平安北道の江界郡・熙川郡・昌城郡・雲山郡・寧邊郡、江原道の淮陽郡・蔚珍郡・高城

郡・平康郡・平昌郡・麟蹄郡・伊川郡・三陟郡・江陵郡・寧越郡・咸鏡南道の端川郡・甲山郡・三水郡・永興

郡・洪原郡・徳原郡、咸鏡北道の鏡城郡・明川郡・富寧郡・慶興郡等で、これ等の諸郡はいづれも一千人以上の儒生が分布して居る。

云ふ迄もなく儒生の多い地方には兩班が多く、兩班儒生の多い地方は、即ちそれ等の階級に屬する同族部落が多數に存在して居るのである。而して儒生中には、時代の變遷に伴ひ、新時代の生活文化に適應し得ず、或は地位を失墜し、或は生活に窮し、時に新政に不平を懷く如きものも無いではないが、概ね温順にして儀禮に富み、社會教化の運動に参加せるものも多い。儒學の振興と儒生の優遇に就いては新政後に於ても當局は大に留意し、最近には儒道復興の爲めに明倫學院を設け、地方儒林の子弟を教育して有用なる教士たらしめんことを期して居る。今や朝鮮の社會は、舊道德と舊教育が廢れて、新道德と新教育の普及に向ひつゝあり、この過渡期に於ける新舊思想の衝突は、社會組織に家庭生活に列々として現はれつゝある。されば過去に於て民心に深く浸潤し、且つ國民道德の中心を爲したる儒教思想を巧みに善用し、社會の上層に在る兩班儒生を指導啓發するは、施政上大切なことに屬するのである。

有力儒生の道別觀察

李朝時代以前に於ける儒學は國學として大勢力を有し、政治文教の中心勢力は兩班儒生の手に在つたのである。新教育制度の實施せられて以來既に久しきを経たりとは云ふ、儒教の思想と勢力は今尙ほ牢固として抜き

難きものあり、學問上及び社會上儒生の地方に於ける地位は重要なるものがある。昭和三年、各道に照會を發し一調査した所に據ると、各道に於ける儒生數は總計二十二萬七千五百四十六人となつて居る。而してこの調査に據ると、兩班儒生の勢力大であり、その同族數の分布の多いものは、全州李氏の一萬一千二百八十四人を第一位とし、密陽朴氏の八千三百八十九人、金海金氏の七千七百八十人、慶州金氏の五千二百五十一人、晋州姜氏の五千十二人、光州金氏の三千九百八十八人、坡平尹氏の三千九百三十三人、安東權氏の三千七百五十八人、清州韓氏の三千四百六十二人等これに亞ぎ、一千人臺のものには、慶州李氏・平昌李氏・義城金氏・安東金氏・延安鄭氏・全州崔氏・文化柳氏・南陽洪氏・海州吳氏・順興安氏・仁同張氏・昌寧曹氏・南平文氏等があり、一千人臺のものとしては、延安李氏・廣州李氏・韓山李氏・德水李氏・眞寶李氏・鶴城李氏・江陵金氏・延安金氏・善山金氏・清風金氏・全州金氏・潘南朴氏・咸陽朴氏・東萊鄭氏・晋州鄭氏・河東鄭氏・慶州崔氏・海州崔氏・江陵崔氏・平山申氏・漢陽趙氏・青松沈氏・陽川許氏・礪山宋氏・昌原黃氏・平海黃氏・濟州梁氏・密陽孫氏・玄風郭氏・水京口氏・彦善全氏・濟州高氏・溫陽田氏・晋州河氏・江陵劉氏等である。これ等の兩班儒生の祖先には、昔て文武の高官又ま著名なる學者を多數に輩出し、その大部分は各地方に於て同族部落を構成し、今尙はその地方に於て優越なる地位を占め、概ね郡校・書院に關係してそれら活動し、一般民衆の尊敬を受けて居るものも尠ならずあり、自治・文教・徳風・産業等に於て、一郷の中心勢力を爲して居るものも相當に多いのである。

	氏										字												
	松	高	水	遠	公	安	沙	河	清	裁	羽	古	原	仁	光	高	陝	平	永	丹	禮	成	
	安	安	原	安	州	城	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	
					六	九	八	三	六	二〇	七		三	一	二	六	二	三	三	七	四	七	
													八	八			四	六				二	
			二	七	八	二	一						二	二		二〇		三	二	三	二〇	二	
		六			五		二		二	二		三	七	一			七					二〇	
		三			四〇		五			二		四七	四六	四〇	一〇〇		七		三二				一八
		六			六	三		四		一〇	一〇		九	三	九	五	八		四		三		
		三〇			五		三		三	三			六			六	一	二			一	二八	
	三〇			三九	四	二	二	一	三			一〇〇	三三	三三	七		四六	一四	五	三	二	八	
			三	二〇	三	七	六		三			二五		八	四		四		八	一	三	三	
			八	三	二	二	七		四			六〇	五	二	三〇	八	七		七	一	九	一	
			一	一	五	八	一				三		一七		三		一	三	三	一	一	三	
			二		三	七			二					二	二		一	二	四	二〇		一〇	
					二				二				二		一〇		二		一				一
	三〇	一〇	一〇	九	二八	二〇	一	一	一	一	一	一	三	二	一	一	一	二	一	一	一	一	一

第五章 同族部落と儒教勢力

	氏										金											
	温	潁	見	廣	晉	全	公	高	開	羅	熙	忠	途	牛	盈	康	三	靈	水	高	成	許
	陽	威	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州
						三			八					三				一	二	一	一	
									九								二				四	
																		六		三		
					三				三		10				七		三	二		二	一	一
					10			一	三	一	一				八	一	二	八			三	一
													一	一	一			110	四	一	一	
				一										10					三	120		一
			三	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			九	二	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三		六	一	三	三	二	三	三	一	三		九			一	一	一	一	一	一	一
						三		三			三		三			一						三
		三	三	三	三	二	七	二	二	三												二
		三			三	一		三	三	一	三						一	三				
	三	三	二	二	三	一	一	三	三	一	三						一	三				
	三	三	二	二	三	一	一	三	三	一	三						一	三				
	三	三	二	二	三	一	一	三	三	一	三						一	三				

美氏 (晋州)	兗氏					韓氏 (濟州)	趙氏					權氏 (安東)	申氏			洪氏		
	樂安	和順	咸陽	高敞	河嶺		海州	晉州	咸安	白川	平壤		漢陽	豐壤	寧海	鷓州	高靈	平山
128	1	1	1	2	2	8	1	3	3	10	10	6	3	1	1	8	1	3
18	1	1	1	1	3	6	1	1	2	7	2	1	2	2	2	2	2	2
87	1	1	1	1	1	3	1	3	3	3	7	1	1	7	8	3	1	7
6	9	2	6	1	2	9	1	2	1	0	6	1	1	6	5	1	1	5
81	1	10	1	1	6	19	1	2	1	1	1	1	1	6	9	3	3	1
82	3	1	1	2	4	6	1	2	1	3	3	2	8	6	6	3	3	6
36	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	1
01	1	1	1	3	6	6	1	2	1	0	2	1	1	10	3	1	1	1
13	1	1	1	4	6	19	2	3	1	0	3	1	1	1	2	1	1	1
50	1	1	1	1	1	2	2	3	1	2	1	1	1	1	8	1	1	1
11	1	1	1	1	1	6	1	2	1	6	1	1	1	6	6	1	1	1
24	1	1	1	1	1	7	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
02	1	1	1	1	1	6	1	1	2	0	1	1	1	3	2	1	1	1
111	1	1	1	1	1	20	1	1	2	1	3	7	8	1	1	1	1	1

徐氏	南氏	任氏	岡氏	張氏					許氏	安氏		沈氏	
達利	宜英	凡豐	嗣嗣	正丹	順結	安新	仁	金協	順廣	竹	忠三	青	
城川	亭陽	興川	興興	山陽	天城	東珍	岡	海川	興州	山	州砂	松	
二一四	一四一	一六六	一三三	二四	二五	一八	二一	一四	一八	一〇	一〇	二六	
一七	一四	一四	一八	一	一	一	一〇	一	一七	一	一	三	
三〇	二六	一	三三	一	一	一	一〇	一	一四	一〇	一	八	
一六	一三	一	一〇	一	一	一	一	一	一七	一〇	一	一〇	
一〇	二八	一	一〇〇	一	一	一	一	一	二二	一	一	三	
二〇一	二六	一	一〇二	一〇一	一八	一七	二二	二〇	二二	一三	一	一三	
三三	一	一	二	一	一	一	一	一	一八	一〇一	一	一〇四	
二四	一五	一	三三	一	一	二〇	一〇〇	一	一〇一	一	一	一〇七	
一四	一六	一	一〇一	一	一	二二	一	一	一〇〇	一	一	一四	
二二	三三	一	二	一	一	一〇	二	二二	一〇二	一	一	二二	
三三	一〇一	一	一八	一	一	二	一〇二	一	一〇三	一	一	二四	
一八	一〇	一	三	一	一	一	一	一	一三	一	一	二〇四	
一	一七	一	一	一	一	一	一	一	一七	一	一	二一	
九七	〇二	九	九六	二二	二八	二九	二六	二〇	二二	二四	一〇	一〇六	

第五章 同族部落と僧徒勢力

呂氏(成陽)	林氏				曹氏(昌寧)	黃氏				尤氏(順州)	俞氏(杞漢)	宋氏					成氏(昌寧)	具氏(鏡城)				
	恩津	羅州	扶安	平澤		南原	紆州	平海	長水	昌原			南陽	淮燧	延安	新平	鎮川	恩津	彌山			
三	一	六	三	四	六	一	一	元	四	三	一〇	一〇	一	一	一	一	七	五	一	二	七	一五
二	一	二	一	五	三	一	一	四	〇	一	二	三	一	一	一	一	三	九	三	三	三	七
三	七	九	六	七	九	一	一	一	二	四	一〇	九	一	一	一	一	一	八	八	八	八	二
一	一	〇	一	三	四	一	二	三	一	六	一	七	一	一	三	四	二	八	三	七	八	八
八	一	二〇	二	四〇	三六	一	一	一	四〇	二二	一五	一六	一〇〇	一	一	一〇	二	一	六	七	九	四
四	一	一	一	四	三	一	一	〇	一	一	四	四	一	一	八	一	四	一〇	一〇	九	九	三
一	一	一	一	二	一	一	一	三	三	三	七	一〇	一	一	三	一	一	〇	二	九	七	七
一〇	一	三	一	六	一	一	一	一	二	二	二	一	一	一	三	一	一	一	三	四	一	一
二	一	二	一	一	六	一	一	一	四	八	二	四	一	一	一	五	一	一	一	七	一	一
四	一	六	一	五	七	一	一	二	一	九	三	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
一	一	一	一	三	三	一	一	五	一	六	二	一	一	一	一	一	三	六	一	一	二	二
一	一	一	一	八	三	一	一	二	八	一	七	一	一	一	一	一	一	一	四	三	三	二
一	一	一	一	三	三	一	一	二	一	一	三	一	一	一	一	一	一	二	五	一	一	一〇
二七	一	二	一	一〇	四	一	一	一〇	三	一	七	二〇	一〇〇	一	一	一	一	三	三	一	一	七

裴氏			丁氏			三氏		蔡氏		趙氏		盧氏		孫氏		楊氏		禹氏		姜氏	
興海	大丘	呈州	金海	益州	羅州	昌原	武靈	平越	益山	仁川	平康	泗川	交州	光州	一平	密陽	慶州	楊州	禹州	丹陽	齊州
					六			五	九			五	九	七				七	二	五	
二		三〇			四			一七	二二	四	五	一	九			一	三	五	八	七	
	三	三			五			一	二	二	三	三	三	二		三		三	九	七	
		三			五	五	二	二	二	二	二	二	二			二		二	五	八	一
	三	三			三			四	四	二	二	二	二			三		二	三	三	一〇、二〇
一	三	三		二	三			三	三	二	二	二	二			三		二	三	三	九
一〇	一六	一〇			三			三	三	二	二	二	二	一〇		二		九	八	九	一
	五	二			一			四	三	二	二	二	二			九		二	二	三	三
四					一	四〇〇	一	一	一	一〇	一〇	一〇	一〇			二		三	二	二	二
	一				一					二	二	二	二			二		二	二	二	三
	六	五			二			二	二	二	二	二	二			三		七	三	二	三
		三			二			二	二	二	二	二	二	三六		一		三	二	三	二
		六						四〇				一九		一		六		二	八	九	二
	二							三								三〇		二	二	三	一
二二	二〇	二〇	一三	一三	一三	一〇	一〇	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

都氏(星州)	玉氏(宜寧)	凡氏(長興)	李氏(河陰)	楊氏(清州)	成氏(江陵)	劉氏(江陵)	王氏(開城)	孔氏(曲阜)	方氏(溫陽)	龔氏(瑞原)	尙氏(新安)	吉氏(真山)	琴氏(奉化)	陳氏(慶州)	奇氏(幸州)	池氏(忠州)	河氏(蔚州)	文氏(清平)	玄氏(星州)	田氏(潭陽)
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
101	111	112	101	110	111	102	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111

蔣氏(牙山)					三	三	六				三	二六
魏氏(長興)				八						三		八三
車氏(延安)	二		二		二七	二	二二	二六	六	二	六	八三
石氏(忠州)					七	四	六	二	二		二	八三
夫氏(濟州)				二								二五
桂氏(遂安)						四	八	二				二六

五十名以上の儒生氏族別

以上は各道に於ける有力なる儒生の本貫姓氏別調にして、その總數百名以上に達するもの、道別分布を示したものである。これ等儒生中には嘗て有名なる學者、政治家を輩出したもの多く、現に地方儒林の中心勢力を爲し、兩班儒生として尊敬を受けて居るものが多い。更に全鮮に於て儒生數五十名以上に達するもの、本貫姓氏及び儒生數を擧げて見ると左の如くなつて居り、これ等の一族及びそれ以下の少數のものは、全鮮的に見るとその勢力は大なりとは稱し難いが、中には一地方に集團して相當勢力を有するものあり、また嘗て有名なる人物を出し、或は名族として知られたるものもある。

五十名以上儒生本貫姓氏調 (百名以上を略す)

興陽李氏	九七	成安李氏	七三	安岳李氏	六七	徳山李氏	五五
春安李氏	五〇	忠州李氏	五二	加平李氏	五一	玉泉李氏	五〇
密陽李氏	七九	丹城李氏	八二	昌寧李氏	七一	花山李氏	六〇
原州金氏	五九	禮安金氏	五一	安山金氏	七〇	英陽金氏	八二

成悅南宮氏	榮川董氏	有原太氏	晋州蘇氏	黃州金氏	河州老氏	咸從魚氏	蔚珍林氏	懷德宋氏	伊川徐氏	羅州吳氏	林川趙氏	鐵原崔氏	江華崔氏	慶地鄭氏	平澤朴氏	昌原朴氏	彌州金氏	永陽金氏	高陽金氏	密陽金氏
七八	七五	九四	七八	七四	五〇	九七	八四	五八	六六	六〇	五四	八六	八九	五七	五〇	五七	五八	五三	六五	六五
永川皇甫氏	鳳州智氏	咸平魯氏	江陵陳氏	羅州金氏	大興白氏	幸州辛氏	彭城林氏	仁同俞氏	濟州宋氏	豐山沈氏	淳昌趙氏	西溪洪氏	靈巖崔氏	茂松尹氏	魯城朴氏	靈巖朴氏	文川金氏	清河金氏	交河金氏	龍宮金氏
七五	八五	五六	七二	五三	六四	八六	七五	五九	五八	五一	五二	七二	五三	七七	五五	六三	七一	六六	五二	九六
大原鮮于氏	穎器千氏	西野明氏	谷山延氏	丹城文氏	龍宮金氏	慶州裴氏	星州呂氏	濟安黃氏	洪州宋氏	長城徐氏	玉泉趙氏	安康權氏	青松崔氏	海南尹氏	光州朴氏	比安朴氏	密城朴氏	醴昌金氏	結城金氏	開州金氏
七二	六五	六七	八六	七一	七三	五八	七八	八六	八〇	九五	八〇	六五	九八	七五	五一	九一	六四	五五	九五	六〇
	海州梁氏	土山弓氏	松根成氏	南原文氏	全州金氏	肅州郭氏	長湍盧氏	全州林氏	龍城宋氏	扶餘徐氏	寶城吳氏	楊州趙氏	草溪崔氏	隋城崔氏	淳昌朴氏	文瀾朴氏	商山朴氏	殷栗金氏	金堤金氏	固城金氏
	五〇	五八	七八	五七	五九	五四	七四	七九	五四	五六	五一	六五	九一	八七	五〇	八六	九一	五一	五一	六五

第四節 儒教の郷土的影響

名門右族の淵藪

私は年來朝鮮の人文地理研究に志し、その一小部門を爲す儒學の發達、變遷、普及、分布、感化、影響、現勢等を、詳しく地方的に検討したならば、定めて興味ある事實を把握し得るであらうと、心切かに期待して居たものである。遠く新羅・高麗の時代より朝鮮の文政を支配し、殊に李朝時代に於ては國家の政治及び國民の道德・思想を左右した儒教が、新教育の勃興し來れる今日、郷土に於て如何なる働きを爲して居るかを究めることは種々の意味に於て極めて大切なることに屬するが、朝鮮の地方中最も儒學の發達し、兩班儒林の淵藪と稱せらるゝものは、何と云つても新羅・高麗・李朝にかけて、多くの學者、政治家を出したる慶尙北道安東郡であると信ずる。されば試みにこの地方に於ける儒教文化を叙述し、併せて儒教の郷土的影響を闡明して見やう。

安東郡は舊安東大都護府及び禮安縣の管轄に屬したる地域一帯を含み、この地方は三韓時代辰韓に屬したる地にして、その後南方は新羅に、北方は高句麗に屬し、郡衙の所在地たる安東邑は慶尙北道中の名邑として慶州・尙州を遙かに凌ぎ、道治の中心たる大邱に相亞いで繁華を極め、殊に郡内には名門右族雲の如く聚つて居た。行政上の沿革を見るに、舊安東郡には、府・都護府・大都護府等を置き、或は鎮を併置したるこ

とあり、或は郡と爲し、時代に依りて色々の變遷があり、明治三十三年八月觀察府を置き、附近十七郡を統轄し、四高州にしてこれを廢し、後安東・禮安の二郡に分け、大正三年更に合併して今日の安東郡となつたものがある。而して古來の名稱疆域には分明せざる所多きも、舊安東郡の地は三國史にある古陞耶郡にして、新羅景德王の時代に古昌郡と改め、後昌寧國・一界郡・地平郡・花山郡・古寧郡・古藏郡・石陵郡・安東郡と稱せられ、高麗太祖の時、郡人金宣平・權孝・張吉功ありたるを以て府に陞し、更に永嘉郡・吉州・安東府・福州等となり、高麗恭愍王紅巾を避けて留駐する爲め安東大都護府に陞した沿革あり、また舊禮安郡の地は、高麗麗の買谷縣にして、新羅時代に善谷と改め、高麗太祖の時に禮安郡と爲し、後吉州・禮安郡と改め、辛禱の町郡を併して州とした記録がある。

田安東郡は慶尙北道の東北部に位置し、郡内の面積九十九方里三三、廣袤は東西十四里、南北十三里に及び、郡の管區は十九邑面、百九十四洞里、戸數二萬八千四百八十八戸、人口十五萬四千二百四十人あり、一方里の人口密度は一千五百五十人であるが、この中で安東邑の戸數は二千九百五十二戸、人口は一萬四千二百九十二人に達する、その地勢は、太白山脈の諸山連亘し、洛東江及びその支流郡内を貫流し、概ね山岳急峻にして、耕地はその間に介在し、豊山附近を除けば集約的耕地に乏しく、田面積は畚面積の約二倍に相當し、土質は洛東江の支流たる半邊川及びその本流に合流する安東邑附近より南部は概ね頁岩を母岩とする粘土質であり、北部は花崗岩を母岩とする砂質土である。従つて風致及び産業は南北に依りて自ら相違がある

が、農業上前途開發の餘地多く、古來著名な物産としては麻布・絹袖等がある。洛東江の流域に形成された安東市街は名所古蹟に富み、街衢整頓、官公署・學校・病院・會社・商店等多く、邑内市場は最も繁昌し、鞭巷・瓮泉・豊山・山下・雲山・九潭・禮安の市場所在地も小市街を爲して市日には賑ひを呈し、最近に金泉を起點とする朝鮮鐵道會社の變比線が開通して以來、交通支ぶ作業上に俄に活氣を呈し、安東地方の經濟勢力は將來進展の機運に恵まれて居る。從來この地方は貧富の懸隔が甚だしく、殊に兩班儒林の名門多き爲め儀式典禮を重んじ、階級思想極めて強く、常民以下のものは常に壓迫を受け、歴代の觀察使や郡守は、これ等の豪族には頭が上らず、それが爲めに李朝時代には官權の勢力が充分に伸びないやうな嫌もあり、難治の地として有名であつた。それ等の影響を以ては反動の結果か、この地方の民心殊に青年の思想傾向には、動もすれば矯激險惡なるものがあり、併合以來思想犯罪に係るものも相當多く、また叶物犯・風俗犯も他に比して事多き方に陥り、私のこれまで調査した所では、同じく儒學の盛んな李栗谷の出生地たる江原道の江陵地方の純朴さに比して、餘りに差異が甚だしいやうに感ぜられる。尤もかうした理由に就いては、以上の諸原因の外、交通機關の影響を受けることも尠くあるまいし、またこの地方が、夙に外人宣教師の著眼する所となり、基督教の教會堂數は郡内を通じ三十六の多きを算し、布教者數三十四人、信者數二千三百人に達して居ることも閑却してはならぬが、それにしても、東海の孔子と稱せらるゝ李退溪を始め、幾多の著名なる碩學大儒簇出し、文政の隆盛を以て全鮮を風靡し、今も尙ほ堂々たる書院・祠院や、名賢先哲の後嗣

多く残存し、儒生数の多きこと他に比類なきこの地方としては、洵に意外に感ずる點が尠くないのである。

兩班儒林の興廢

朝鮮最古の地理書たる「慶尙道地理誌」には、「道内俗尚、大槩重禮讓、崇質儉、崇文好武、務農桑、不事工商、繁華富庶、伸諸他道、名門右族於□□」とあるが、就中、安東郡は古來名門右族が各地方に蟠居し、勢力を張つて居た。而して現在の行政區劃たる各邑面より輩出した兩班儒林中、その著名なるものを示すと左の如き多數に上り、如何にその地方が、過去に於て政治上並びに文教上有力なる地位を占めて居たかを窺ふことが出来やう。

各邑面より出した兩班儒林

高麗時代

邑面名 備考名 辰

安東邑 權 幸 本村は金、新羅の大姓なり。新羅末期に當り古昌郡に守たり。後高麗に降り太祖之を喜びて摺料を賜はる。

金寧平 高麗太祖の功臣にして位顯父にぞ。

亞 吉 高麗太祖功臣

金新民 (仁宗朝國門祇候より出でて慶源郡事と爲り、累遷して兵部尙書となる。其の女の李資諱の子に嫁したるものあるも姻親を以て阿附せず、後檢校同知門下省事となる。

金 敏 (初名は李恭、翰林敏成の子なり。新羅敬順王十四代の孫にして熙宗朝登第す。官は太師門下侍應判吏部事に至り、文簡と稱せる。

金時彦 一直縣の人なり。高宗時に登第し累官して中書舍人に至る。年七十。

權守平 姿は雄英、性は淳厚質直にして言人の風あり。高宗朝、官樞密副使に至る。

金季印 敏の弟にして諱字を密くす。文宗朝、一世に傑出し、官は兵部尙書翰林學士知制誥に至る。

辰

金方慶 孝印の子にして、初め方慶の母の懐める時、夢に雲霞を餐む。母て人に語りて曰く、雲氣吾が口鼻に在り、兒は必ず神仙中より來らむと。生るゝに及び、小にして噴霧あり臥して街衢に在れば、牛馬之を逐け人之れを異とす。高宗朝始めて官に仕へ、珍鳥・耽羅・耽羅・日本を征して皆功有り、官は金議中贊に至る。人と爲り志直信厚にして小節に拘らず、典故に通ず、老頭に至るも白髮とならず、寒暑にも疾無く、致仕して閑居すと雖も、國を憂ふること家の如く、大講有れば王必ず之に諮る、忠烈と諡せらる。

金沂 方慶の子、蔭を以て調訓定都監判官に補せらる。三轉して將軍と爲り、父に従ひて耽羅を討ち捷を告ぐるや、大將軍に拜せらる。日本を征して功有るより尋いで銀國上將軍を授けられ、官は金議司事に至り、上洛公に封ぜらる。

金恂 方慶の子にして忠烈朝に登第し、方慶の日本を征するや恂潛かに船に登りて以て従ふ。還るに及び殿中に拜せられ、官は重大臣に至り文英と諡せらる。

金恂 守平の孫なり。皆廉勤精明を以て稱す。官は密直提學に至り、自ら號して夢庵居士といひ、文清と諡せらる。

金永晚 恂の子にして忠烈朝に登第す。曹暉の胤には侍従を以て功あり、推誠秉義翊贊功臣號を賜はる。上洛府院君に封ぜられ、忠烈に至り、左政丞に拜せらる。

金永晚 永晚の子にして官は重大臣上洛伯に至る。

金永照 恂の子にして性は殷毅沈重なり。親故にして既乏の者あれば顧給せざるなし。其の孫士衡・士安年皆冠を贈ゆ、或る人永照に謂ひて曰く、之が爲めに官を求めよと、對へて曰く子弟にして賢ならば國家自ら之を用ひむ。若し賢ならずんば之を得と雖も保つべけんやと、聞く者皆服す。貞簡と諡せらる。

金怡 初め母天の寵れて赤きを夢む。白輪赤暈を帯びて懐中に入る。怡の生るゝや容貌魁梧にして早くより大志あり、累官して中贊に至る。時に吳滄・柳濟臣等國難を罷められんことを奏請す。怡は崔誠之、李齊賢と共に都堂に書を上にりて、其の利害を陳ぶ。都堂之に従ふ。性豁達にして長者の風あり。久しく忠宣に従ひ負績の勞ありて終始節を一にす。

王 恂の子なり。年十八にして登第す。累官して金議政丞に至る。性忠孝にして讀書を好む。母て朱子の四書集註を以て刊行を建白す。東方性理の學溥より倡なり、溥及び子婿八人皆君に封ぜられ世に一家九封君と號す。文正と諡せらる。

王 權準の弟にして、初め姓名權載なり。忠宣王元に在るや之を召し、一見して以て子と爲し姓名を賜ふ。王の國に還るや、出入常に車を同じうす。忠宣朝翰林府院大君に封ぜられ、時に王弟と稱す。元鶴林郡公を授けられる。忠宣の吐蕃に流さるゝや、恂は吐蕃に入り、臨洮に至つて王に見え、従つて京師に還る。忠宣薨ずるに及び、衰麻を服し、柩を奉じて東に還る。既に葬るや、朔望毎に私に就下に祭り、殯身に至る。忠宣薨じ、征東省事を攝行す。忠宣朝元に使す。還つて昌義縣に至り疾を以て卒す。柩還るや、驛吏柩を望みて呼泣し、祭ること父母の如し。忠宣溥の子にして登第し、擢んで代官と爲る。官は密直副使に至り、昌和と諡せらる。

王 權準の子なり。忠宣王の時、三司副使を授けられ、官は金議贊成に至る。

- 沈 龜 太祖朝武藝を以て強はれ佐命功臣たり。官は同知義興三軍府事に至り、豊山君に封ぜらる。諡は靖遠なり。
- 權 濬 廉の孫、濬の曾孫なり。登第して官は各州府尹に至り、槐亭集あり。
- 權 臨 近の子なり。太宗朝狀元に擢んでられ、官は議政府右贊成に至る。文集と諡せられ、正齋集あり。
- 權 塚 遇の子なり。登第して文名あり、官は承政院左承旨に至る。
- 權 賈 龜節の子なり。官は中軍同知摠制に至る。
- 沈 眞 賈の弟して官は嘉寧尙州牧使に至る。(正齋戸曹判書を贈られ豊山君に封ぜらる。
- 權 宰 臨の子なり。幼にして大志あり讀書を好む。官は議政府左議政に至り、古昌府院君に封ぜられ、諡は眞平、世祖廟庭に配享す。
- 權 繼 宰の弟なり。己卯の科にあたり、佐翼功臣を以て花山君に封ぜらる。
- 金 益 精 太宗朝狀元、官は史曹參判に至る。
- 金 墩 方便の後なり。少くして學に力め、選ばれて集賢殿に入り常に經筵を兼ね、墩の母墳津に在るとき特に驛騎を賜ひ、母を奉じて京に入り以て孝養し、士林之を榮とす。墩は儀象に通じ、簡儀來・報漏附をヒ見して、金統と俱に之に與り、承旨たること凡そ七年なり。病むに及び墮して仁府尹に拜せられ、地はくなくドしこみす。
- 權 克 和 登第し官は參判に至る。
- 金 益 寧 益精の孫なり。年十八にして癸酉の科に中る。佐理功臣となり、官は戸曹參判に至り福昌君に封ぜらる。諡は文愷、文を以て世に傳る。
- 金 頤 士衡の曾孫なり。登第累轉して成均司藝となる。世祖朝の初め、成三問等の陰謀を知り、其の功を以て佐翼功臣に封ぜられ、官は議政府左議政に至り上洛府院君に封ぜらる。
- 金 積 頤の弟なり。登第して官は刑曹判書に至る。
- 權 斌 克和の子にして、翊毅佐理功臣となり、花川君に封ぜらる。
- 金 紐 甲申の科に登第し、又重試に擢んでられて後二科に登り史曹參判となる。詩書を能くし音律に通曉す。
- 權 匡 登第して官永安道觀察使に至る。
- 權 寧 官は判尹に至る。
- 權 健 味の子なり。少くして登第し、官は知中樞府事に至る。
- 沈 濟 眞の子にして豊山君に封ぜらる。

權 柱 登第して官製醫使に至る。燕山君の時殺され、後右參贊を贈らる。

權 景祐 登第して官は參判に至る。

金 壽五 士衡の後裔にして端重温雅なり。早く登第し、官は領議政に至り文敬と諡せらる。

權 敏手 登第して、官大司憲に至る。

權 遠手 敏手の弟にして氣節あり、登第して官弘文館校理に至る。燕山君の時殺され、後鄭承旨を贈らる。

權 弘 官大司憲に至る。

權 鈞 登第して官は右議政に至り忠成と諡せらる。

金 希禧 登第し、楷書を善くし甚だ法度あり、官副憲使に至る。

（以上は「東國輿地勝覽」中の安東大都護府の部に於ける人物にして、これを悉く安東邑に入れるは妥當でないが、便宜上一括して掲記した。）

臥龍洞 權 存臨 著述に進學圖、孔門百仁錄あり、其の子孫は現在夾陽郡青杞面に移居す。

北後園 鄭 士誠 芝軒集二冊あり。

權 喆 玉峰集一冊あり

鄭 佳 松嶠集二冊あり。

鄭 瑄 三葉齋集二冊、龍儀補三冊の著あり。

鄭 夾成 思軒集三冊の著あり。

權 奎庚 漢西集一冊の著あり。

權 琦夏 松翠集三冊の著あり。

姜 鳳文 玉泉集二冊の著あり。

姜 周祐 玉泉集三冊あり。

姜 周祐 周祐の弟にして兄と共に玉泉集三冊の著あり。

西後園 河 麟地 丹溪と號し晉州の人なり。端宗朝の中議大夫司憲府執義兼集賢殿提學を拜す。丙子の年節に殉じ、後表憲府史曹判書を贈られ忠烈と諡せらる。

羅好文 松嶽と號し安東の人なり。李退陶に師事し隱居して官に就かず。著述としては文集ありて世に行はれ、青丘書院に享祀せらる。

張興孝 教堂と號し安東の人なり。著はす所一允清長圖、無編太極有無辨及び文集二巻ありて世に行はる。幼少にして學を西國に受け、心學に通曉し、自ら筆談と號して儒林の教授に従事し、求むる所なきを以て益々世に聞ゆ。後年士林の附屬に依りて司憲府持平を贈らる。

柳敬時 涵碧堂と號し、全州の人なり。官は文科・府使に至り、溫雅剛明、清原潔白の人なり。

金興浩 西山と號し義城の人なり。右副承旨に至り、學問德行に於て一世の宗師たり。文集十六巻あり。

豊山 李愔 嶺山と號し、新宗朝の人なり。篤志力行の人にして敬さるゝも官に就かず。元集東史節要・二先生禮說・存秋轉略等の著あり。

李山斗 懶拙齋と號し李朝英祖朝の人なり。性廉直にして登第して官知中樞に至る。歴は清憲公、文集ありて世に行はる。

豊北面 金奉 元海君時代の人にして鶴湖と號す。

金應 鶴沙と號し、仁祖朝に登科して右尹に至る。文章學問世に推譽する所となり四禮文答の著あり。

南 嶺 懶齋と號し折衝將軍龍圖閣直學となり、通政大夫承政院左承旨を贈らる。

南 溪 由軒と號し名儒たるを以て慶邸と爲り、丙子亂には屬望して南溪に入る。山城日記あり、曾て義興縣にたりしことあり、戸曹參判・授學を贈らる。

南 碩 无忘齋と號し、典籍・歴典・工禮兵三曹郎・佐憲政西兼春秋館記注官・刑曹正郎・大同察訪・慶安縣監成均館直講・平安都事を経て、蜀文館直授學を贈らる。漢川日記・懶閑記事等の著あり。

南 磁 无憫堂と號し、生員、學徒秀で文集あり。

南 天 孤巖と號し仁祖朝の人なり。文科禮曹佐郎・金城縣令・居山承持平・正言・玄風廳正・清道守・又正言・持平執義、それより遄つて持平副承旨・大同諫・左承旨・工曹參議・戸曹參議・兵曹參議を経て常に功績を擧げ、持論正直なり。

南 人 澤 若巖と號し、仁祖朝生員にして文科、其の經歷したる所の官を擧ぐれば司馬成均館從學・權知學監・太常副率事・録・學正・典籍・議政府司諫・司憲府監察・禮曹佐郎・春秋館記事官・兵曹佐郎・禮曹正郎・春秋記注官・持平・司諫院正言・獻納・兵曹正郎・春秋編修官・直講・掌令・司儀寺正・執義・戸曹參議・掌議院判決事・刑曹參議・保安察訪・保寧縣監・忠清都事・貞川憲訪・晉州牧使・金堤郡守・善山府使・高山察訪・南道牧養官・蔚山府使・順天府使・慶州府尹・羅州牧使・再任慶州府尹なり。後嘉善大夫・吏曹判書を贈られ、肅宗王祭文を賜はる。

宋 稱 晩悟と號し學問德行を以て聞え文苑あり。

豊西園

權 仁 方澤と號し孝を以て門閥に旌表せられ、通善郎司登府持平を贈らる。就正錄・祭禮易圖説の事あり。

金 榮 根 金箕報九代の孫にして號を東佐と云ひ、刑曹參議を拜受す。其の著述讀書は六代孫金周顯の家に藏せらる。

金 炳 烈 號を非山と謂ひ金茂世の長男にして尚書持平を贈らる。

權 斌 安東の人にして中宗朝の直となり。趙靜庵の門に學び修撰官を拜し、後副提學を贈らる。

權 椿 花山の玄孫にして九峰の號あり。仁宗朝庚午年の進士にして癸酉に高城郡守となる。其の遺稿は宗系權五運の家に藏す。

權 架 權花山の七代孫にして號を屏谷と云ふ。哲宗時の人にして南臺持平を贈られ、高宗辛卯の年天官正卿を贈らる。文集十冊は宗系權五運の家に藏す。

申 命 龜 登平堂と號し平山の人なり。豊西園九原洞に於て出生し、南臺持平・左承旨の官を拜す。

申 綱 登平堂の子にして訥庵と稱す。尚書持平・戸曹參判の官を拜す。

申 思 愷 登平堂の孫にして拙庵と號す。嘉義大夫・知中樞府使を拜し、其の著述及び讀書は宗系申鉉大の家にあり。

申 暇 登平堂の曾孫にして百縣堂の號ありて執義延陽府使の官を拜す。其の著述及び讀書は五代の孫田錫諡の家に在り。

申 暉 登初齋の號あり、拙庵の弟にして南臺持平の官を拜す。

申 寬 一 執義の官を拜す。著述讀書は其の十一代の孫申鉉大の家に藏せらる。

申 泰 烈 號を芝山と謂ひ禮曹參判に至る。

金 元 石 順天の人、菊潭金有温の長男にして、通訓大夫・繕工監判事を拜す。

金 君 衡 元石の子にして司直となる。

金 粹 醇 君衡の子にして官は司勇に至る。其史記は水滸誌に記載しあり。

金 允 安 東嶺と號す。菊潭七世の孫にして通政大夫大邱府使を拜命す。花川書院に配享せらる。文集三冊ありて其の冊板は九潭洞金氏齊舍に貯藏せらる。

金 招 忠孝堂と號し菊潭八世の孫にして通訓大夫惠民署主簿を拜命す。文集一冊あり。

金 基 厚 晩起堂と號す。生員を拜命す。文集一冊あり。

金 加 萬 秋潭と號し他驥副証書の官を拜す。秋潭集二冊ありて其の冊板は九潭洞金氏齊舍に藏せらる。

金得 道峰と號し潭庵の曾孫にして宣和壬午の年生員進士となる。唯一齋の門下に於て修學し、文章に秀で、壬辰の亂に近始齋金塚と共に火上山城に義兵を擧ぐ。

金眞 松潭と號し潭庵七世の孫なり。訓導軍の職に在りたり。又政學問世に勝れ遺史一册あり。

金鏡 三友齋と號し英祖丙子の進士に拔擢せられ、作理の學に通じ遺稿二册あり、右の遺稿は九潭洞金水崖の家に藏せらる。

豊南面

柳仲鄭 豊山の人にして立岩と號し正徳乙亥に生る。其の清州に在るや有定書院を創立して學を興し士林を養成し、樂院に在る時は朝鮮古樂を正し、定州に牧たるや始めて朱子節要を刊行す。官は監司に至り、後領議政を贈られ清州有定書院に享祀せらる。又英二卷あり。

柳雲龍 仲鄭の子にして、謙岩と號す。嘉靖己亥に生る。年十六にして忠陶の門に學び、弟西厓、成龍と共に儒學の道義を誦む。仁同に在りては吉治院の墓を修め、烏山書院を創建し、李退溪と共に東方心學の淵源なりと云はる。文章と證せられ、花川書院及び碧巖愚谷書院に享祀せらる。著はす所謙岩集四卷、奉先雜儀、攝養篇あり。

柳成龍 仲鄭の子にして西厓と號す。嘉靖壬寅に生れ、弱冠にして退陶の門に入り、其の道義に入る。己巳書狀官を以て明朝に使す。壬辰都統使を以て李齊臣及び權傑を遊め、實に中興の大業を成す。癸巳、明提督如松平填に至る。先王之と練光亭に會ひ平地を以て示すや、投管大いに歎稱し、遂に復城の功を爲す。明兵四萬臨津江に至るや、先生一夜驚成橋を渡る。人は今に至る迄之を稱す。庚寅、勳三等に録し、甲辰、勳三等に録す。官領議政に至り、文忠公と號せられ、著はす所西厓集十二卷、懲忠錄十六卷、永菴錄二卷、證說及び帝王紀年録あり。

柳元之 西厓の孫にして掛齋と號す。萬曆戊戌に生る。丙子の亂に始めて義兵を本府に起す。嶺安縣に宰たる時、大いに文政を起し邑俗爲めに一變す。常平廩を創立す。又民役を減免して水旱に備へ、而して深く性理の學を誦めて遺稿あり。一人の稱あり。己亥、夏服考證圖及び說正邦禮を上梓す。花川書院及び鎮安仁化書院に享祀せられ、掛齋集六卷あり。

柳世哲 謙岩の曾孫にして梅室と號す。肅宗朝の人にして官は縣監に至り遺稿三卷あり。

柳世鳴 梅室の弟にして高軒と號す。肅宗時の人にして官は湖堂校理に至り高軒集四卷ありて刊行せらる。

柳後章 西厓の玄孫にして圭一齋と號す。肅宗時の人にして官は議政に至り遺稿四卷あり。

柳聖和 西厓の玄孫にして西湖と號す。英祖時の人にして官は縣監に至り遺稿三卷あり。

柳 瀆 西厓の玄孫にして臨汝齋と號す。正祖朝の人にして官都正に至る。著はす所臨汝齋集五卷ありて刊行せられ未刊のもの尙ほ四卷あり。

柳宗春 西厓の玄孫にして長齋と號す。正祖時人にして官は都事に至り豊恩君に封ぜらる。遺稿あり。

柳台佐 西匡の玄孫にして鶴樓と號す。純祖朝の人にして官は禮參に至る。鶴樓集十卷ありて刊行せらる。
柳相祚 西匡の玄孫にして純祖時の人なり。官は兵曹判書に至り忠簡豊安君と諡せられ遺稿あり。

一直面

李象靖

象靖字は慶文、大山と號す。肅宗三十七年辛卯(紀元二千三百七十一年、正德元年)一直縣蘇湖里八令の一直面望湖河一に生れ、二十七日歳の時蘇湖甲に於て大山書堂を創設し、李退溪の學統を承ぎて鄉閭の子弟教育に當る。退溪所節要十卷を編纂した外、遺稿大山集五十二卷二十七冊あり、正祖元年(天明元年)辛丑十二月卒す。享年七十一歳、鶴樓山巴向の原に葬り、五十七歳の時建築したる高山柳舎の境内に高山書院を建て其の靈を祀る。後吏曹判書を贈られ文敬公と諡せらる。

李光靖

李象靖の弟なり。兄と同じ季茂の門に學び、行儉にして兄の風あり。

李宗洙

幼より事ら道學に志す。

金 垞

純祖朝の人にして道學の宗を明にす。

臨河面

金 誠一

誠一字は士純、鶴峯と號す。中宗三十三年戊戌(紀元二千九百九十八年天文七年)臨河面川前洞に生る。十九歳の時李退溪の門に入り、柳成龍・許大升・鄭述等と共に多數高弟中の著名なる者として知らる。宣祖二十三年庚寅(天正十八年)日本通使使の副使として往復したり。宣祖二十六年癸巳左道觀察使として晉州公館に於て卒す。享年五十六歳、墓は臥龍面西枝洞に在り、遺跡として石門精舍あり、後年その附近に臨川書院を建て、遷を祀る。肅宗の時大提學を贈られ、文忠公と諡せらる。朝大日記・海槎錄・及び文集十卷あり。

臨河面

金聖輝

舜山と號し文學道徳兼備の人にして一般に尊崇せらる。著述には文集十一卷あり。

臨河面

柳升鉉

備齊と號し文集二卷あり。英祖戊申逆寇の時義兵を起し、官は兵曹參議に至る。

柳觀鉉

陽城と號し、襄陽に在るや大いに治績を擧げ、官刑曹參議に至り文集二卷あり。

柳致明

定帝と號し、楚山郡守を擧て兵曹參判に至る。文集三十二卷あり。

李 璽

匡寶の人にして光王と號し、文章學問に優れ文集二卷あり。

東陵面

柳正源

字は存伯、號は三山、全州の人なり。李朝肅宗壬午に生れ、英祖己酉の年に進士、乙卯文科、官は大司諫に至り辛巳に卒す。易解參攷、文集の著あり、又三山亭を構へて講學の所となす。

柳徽文

字は公晦、號は好古齋、全州の人なり。英祖癸巳に生れ參奉となり累徴するも起たず、純祖朝壬辰に卒す。墓はす所小學章句及び文集あり。

金 璽

草堂又は六有と號し光山の人なり。孝宗丁酉に生れ林泉に讀書し累徴するも起たず、著述あり。

金 鑰

定窩と號し光山の人なり。正祖乙卯に生れ文科務訪となり文集あり。

李天慶 字は命吉、西山と號し岡城の人なり。肅宗癸卯に生れ年八十四にして卒す。推百弗應興漸の門人にして文集あり。

李遇秀 字は德雍、心塔と號し岡城の人なり。純祖に生れ柳汝明の門人にして文集あり。

李元溥 字は寬川、號は蒼崖にして岡城の人なり。肅宗壬寅に生れ、戊申に卒し遺集あり。

朴仲胤 洛源と號し潘南の人なり。壬戌に生れ癸卯に卒す。文集あり。

朴 冠 字は晦叔、漂岩と號し孟山の人なり。庚寅に生れ丁卯生員となり、戊寅辰陵參奉となる。漂岩亭を構へて儒林の養成に努め文集あり。

禮安園 全孝盧 早くより中司馬となりしが遂に科をなし應接して官に仕へず、操行卓異にして史曹參判を贈らる。

果蘭秀 愷々齋と號す。退溪の門人にして性理の學に精通し中司馬縣監に至る。壬辰の亂には本色守城將と爲り、左承旨を贈らる。

金 圻 北厓と號し退溪の門人なり。參奉となり専ら道學を修め德行世に著はれ洛川書院に享祀せらる、著はす所に文集二册あり。

金 謙 雲岩と號し退溪の門人なり。江原府司となる。退いて後ば専ら道學を修め德行世に著はれ、洛川書院に享祀せらる。文集三册あり。

趙 穆 月川と號し、官工監參判に至り、丁辰の亂には軍府都監となる。幼にして學を退溪に及び、持株清高、德行世に著はれ陶山書院に享祀せらる。文集三册あり。

李應爽 日休堂と號し退溪の門人なり。官爵に意無くして早くより道學を修め德行世に著はれ、洛川書院に享祀せらる。

李應瑞 勉過齋と號し退溪の門人なり。縣監となる。退仕後は専ら道學を修め德行世に著はれ、洛川書院に享祀せらる。

金富仁 山南と號し退溪の門人なり。慶尙兵使となり。退仕後は専ら道學を修め德行世に著はれ、洛川書院に享祀せらる。

金富弼 後影堂と號し退溪の門人なり。參奉となりと野判齋を贈らる。専ら道學を修め德行世に著はれ、洛川書院に享祀せらる。

金富信 從正堂と號し退溪の門人にして進士となる。専ら道學を修め德行世に著はれ、洛川書院に享祀せらる。

金富儀 堪清亭と號し退溪の門人なり。參奉となる。専ら道學を修め德行世に著はれ、洛川書院に享祀せらる。

金富倫 雪月堂と號し退溪の門人なり。縣監となる。専ら道學を修め德行世に著はれ、洛川書院に享祀せらる。

金澤龍 棟省堂と號し月川の門人なり。今より三百餘年前禮安面谷堂に於て出生し、文科春秋館記注官となる。丙子胡亂の際には軍府都監となる。遺像一枚は寒泉枯舍内に奉安せられ文集二册あり。

李晩習 慎歴九冊あり。

李晩寅 龍山集六冊あり。

以上は安東郡内より輩出したる兩班儒林中著名なる人物であるが、これ等の名門及び他より移居したるもの、中、その興廢の明かなるものを示すと左の如くなつて居り、同族の集團部落の多いことも亦この地方の特色の一である。

各邑面に於ける名門の興廢

邑面名 本貫姓氏

興

廢

安東邑 安東金氏 高麗三功臣の一人たる金宣平の子孫にして、古來安東の名族として繁昌し、現在二百餘戸あり、

安東權氏 高麗三功臣の一人たる權幸の子孫にして、古來安東の名族として繁昌し、現在二餘あり。

安東張氏 高麗三功臣の一人たる張貞弼の子孫にして、古來安東の名族たるも、現在戸數十戸に過ぎず。

延安李氏 百五十年前本面に移居し現在三戸あり。

固城李氏 二百五十年前本面に移居し、現在二十戸あり。

香州河氏 河丹溪の子孫にして、四百年前本面に移居し、現在戸數十戸あり。

襄陽朴氏 朴濟濟の子孫にして、約百五十年前本面に移居し、現在戸數七十餘戸あり。

琴海朴氏 百五十年前移居して現在戸數二十戸あり。

臥龍面 安東權氏 高麗朝平壤道兵馬副鍊使子衡の曾孫權徵(號旗岩)の後にして、現在各處に散居する者五百餘名あり。

北後面 安東權氏 道村洞・連谷洞に居住し現在戸數百餘戸あり。

濟州鄭氏 百餘年前には相當繁昌したることあるも現在は衰微し、立津洞に居住するも、二十戸あるに過ぎず。

西邊圖

安東權氏 現在戸數五十戸にして安東の古族として名あり。

安東張氏 現在三十戸ありて、安東の古族として聞ゆ。

義城金氏 三百年前金嶺峯なる者本圖金溝洞に移居し現在五十戸あり。

晉州河氏 四百年前本圖に移居し現在二十戸あり。

全州柳氏 三百年前本圖に移居し現在二十戸あり。

英陽南氏 三百年前本圖に移住し來りたるも現在は衰微せり。

清州鄭氏 三百年前本圖に移居したるも、今は皆離散せり。

豊山而

安東權氏 郡内の名族として聞え、而内各洞に散在して繁昌したることありしが、今は不振なり。

安東金氏 郡内各洞に於て繁昌したることあるも現在は不振なり。

禮安李氏 五十年前は碩儒輩出し、同族繁昌したることありたるも、漸次衰退して現在振はず。

全義李氏 五十餘年前には碩儒輩出し同族の繁昌を見たるも現在は振はず。

眞寶李氏 本郡内の名族なるも現在不振なり。

豊北圖

安東權氏 五美洞十戸、梅谷洞二十戸、晚雲洞三十戸、湖陽洞十戸、計七十戸、李朝中葉には繁昌したるも今は振はず。

安東金氏 梅谷洞十戸、晚雲洞十戸、新陽洞十戸、玄厓洞五十戸、計八十戸、李朝中葉には繁昌したる。今は振はず。

豊山金氏 五美洞八十戸、李朝中葉に繁昌したるも今は振はず。

英陽南氏 梅谷洞四十戸、李朝中葉に繁昌したるも今は振はず。

興海張氏 梅谷洞三十戸、李朝中葉に繁昌したるも今は振はず。

眞寶李氏 梅谷洞二十戸、李朝中葉に繁昌したるも今は振はず。

旌安宋氏 晚雲洞四十戸、李朝中葉に繁昌したるも今は振はず。

月城李氏 晚雲洞三十戸、李朝中葉に繁昌したるも今は振はず。

豊西面 順天金氏 太宗朝安東より出でたる順天金有温は文科通政大夫禮曹參議にして、九潭洞に居住し子孫繁昌し、現在郡内に居住する者千餘人あり。

光山金氏 安東より出でたる金用石は成均進士して、成宗朝に南下して本面九潭洞に居住し嗣來子孫繁昌し、現在九潭・下村・佳邱に散在して一千餘人あり。

豊南面 なし

一直面 なし

南後面 なし

南先面 なし

臨河面 義城金氏 面内に三百餘戸あり。相當の人物にして且資産を有する者あり。

安東權氏 臨河洞に五十餘戸あり。相當の人物にして且資産を有する者あり。

順天金氏 新德洞に十餘戸あり。相當の人物にして且資産を有する者あり。

東萊鄭氏 懸下洞に二十餘戸あり。相當の人物にして且資産を有する者あり。

慶州孫氏 裕空洞に二十餘戸あり。相當の人物にして且資産を有する者あり。

吉安面 安東金氏 李朝成宗時代に金係行なる者京城より南下し來りて豊西面素山洞及び本面默溪洞に移住し、三百年前既に戸數百餘戸に達せり。

義城金氏 企邦志なる者臨河面川前洞より本面知禮洞に移居し、今より二百餘年前に二百餘戸の居住ありたり。

宜寧王氏 玉沾なる者本面晚陰洞に住居し、四百年前十餘戸の住居ありたり。

尤山卓氏 高麗時代に本面九水洞に移居し、五百年前數十餘戸の住居ありたり。

安東權氏 李朝時代に本面龍溪洞に移住し、百年前には相當の繁昌を示し、現在三十餘戸あり。

臨東面 全州柳氏 約四百年前、京城より來住し、現在本面内居住者のみにて約三百二十戸あり。

臨北面 なし

東後面 なし

禮安面 宜城李氏 元、禮安邑内より出で、豊山面及び忠清北道報恩郡に移居して、現在大に繁昌せり。

陶山面 眞寶李氏 [五百四十七年前、現在の臥龍面周下洞より移居したる後、子孫繁昌し、現在大・七百戸を數へ、他に轉出のもの亦六・七百に上れり。]

永川李氏 約六百五十年前永川郡より來住し、現在大・七十戸あり。

嶽轉面 なし

儒教文化の興隆

安東地方は新羅時代より既に發達し、政治上有力なる地位を占めて居たが、高麗時代以降に於ては、著名な學者・政治家・武將の輩出したるもの尠からず、殊に李朝時代に於ては儒學の興隆せること朝鮮の地方中第一位を占め、就中、新羅時代以降の十八賢儒たる崔致遠・薛聰・安裕・鄭夢周・金宏弼・鄭汝昌・趙光祖・李彦迪・李滉・李珣・成暉・金長生・宋時烈・宋浚吉・朴世采・金麟厚・趙憲・金集の諸學者中に在りて、群を抜いて傑出せる李滉(退溪)が禮安の陶山より出でて以來、その門下に俊秀蔚然として輩出し、爾來安東地方の文教の盛觀は今も尙ほ持續されて居る。李退溪の學風・閱歷・功業等に就いては、簡短に叙述することは困難であるが、その感化の大なる一事は、彼の門人に多數の著名なる學者を出したことに依りても略ほ窺ひ得べく、その門人中、安東郡内に居を占めたもの、みでも、金鶴峰・柳雲龍・柳成龍・李大山等幾多の大人物を出して居る關係上、この地方の儒教勢力が全鮮に冠たりしは當然である。

退溪李況門人

郭之雲 秋田 李洪 蔚州 李楨 蔚州 朴雲 蔚州 許應記 蔚州 盧子慎 蔚州 洪仁祐 蔚州 韓脩 蔚州 申沃 蔚州 韓胤明 蔚州 柳

李成亨 蔚州 許忠吉 蔚州 黃俊良 蔚州 朴承任 蔚州 張壽禧 蔚州 金生 蔚州 樞東輔 蔚州 李叔標

金德龍 蔚州 李元承 蔚州 金彥 蔚州 吳健 蔚州 琴輔 蔚州 吳守盈 蔚州 金克 蔚州 孫英 蔚州 樞大器

洪渾 蔚州 朴承倫 蔚州 金宇宏 蔚州 裴紳 蔚州 金富仁 蔚州 金富弼 蔚州 金富信 蔚州 金富儀 蔚州 樞穆川

金八元 蔚州 金樂春 蔚州 金德 蔚州 具思孟 蔚州 鄭以清 蔚州 鄭芝衍 蔚州 具鳳齡 蔚州 金就 蔚州 鄭珉 蔚州 琴應

朴光前 蔚州 奇大升 蔚州 南彥經 蔚州 金守一 蔚州 南夢繁 蔚州 朴慎 蔚州 琴蘭秀 蔚州 閔應 蔚州

崔雲遇 蔚州 權好文 蔚州 郭惟一 蔚州 李中文 蔚州 權宣 蔚州 金明一 蔚州 裴三益 蔚州 權文海 蔚州 文緯

李應進 蔚州 尹根壽 蔚州 許障 蔚州 金命元 蔚州 徐麟 蔚州 金誠一 蔚州 柳仲淹 蔚州 鄭崑 蔚州 柳雲龍 蔚州 李誠中

權春蘭 蔚州 金功 蔚州 金宇願 蔚州 琴應 蔚州 吳濤 蔚州 卞成溫 蔚州 卞成振 蔚州 金沔 蔚州 洪可臣

李命弘 蔚州 李福弘 蔚州 李德弘 蔚州 柳成龍 蔚州 申沔 蔚州 申演 蔚州 禹性傳 蔚州 宋言 蔚州 金孝元

丁胤禧 蔚州 李堯臣 蔚州 金箕報 蔚州 李敬中 蔚州 南致利 蔚州 鄭述 蔚州 曹光益 蔚州 曹好益 蔚州 金梯

鄭士成 蔚州 金辟 蔚州 李養中 蔚州 趙振 蔚州 李愈 蔚州 李喜 蔚州 琴輔 蔚州 李應 蔚州 李國弼 蔚州 李光承 蔚州 尹剛

尹欽中 蔚州 尹端中 蔚州 南彥紀 蔚州 金澤龍 蔚州 李容 蔚州 沈喜壽 蔚州 梁子微 蔚州 金得可 蔚州 邊永清 蔚州 金瑛

柳根 蔚州 朴清 蔚州 洪迪 蔚州 金隆 蔚州 宋福基 蔚州 申湜 蔚州 許茂 蔚州 許鈺 蔚州 樞 蔚州 樞 蔚州 樞

金泰廷光州 白見龍大興 成洛南原 洪胖琴義 琴梯南原 張謹丹陽 南溪瓶庵 南弼文揆庵 高應陟杜谷 金希禹金海
 李淳山南 李達蘆谷 李天機洪州 呂世潤西陵 李國樞鳴谷 金壽愷瑞興 全壽恢趙塾 文命凱省克齊 安霽東原 琴鳳瑞盧江 孫
 興禮三省齊 孫興慶鳴巖 李光軒慶江 申瀆申瀆 洪仁祉鄭允貞 鄭允貞魯村 盧遂光州 金應生明山 具贊福魏州 具贊祿松嶺 朴
 遠一健齊 全權四友堂 崔德秀申暹 申暹鵝洲 朴樞勿奇 金致熙水村 權景龍安東 權東美石亭 申殿金啓 雲江崔顯 周博龜州
 林芒曹駿龍 姜文佑晉州 權春佳趙容 尹卓然漢湖 金準愛豐 權伯麟郭翰 金忠男安東 蔡承先朴寬 朴枝
 華守庭崔顯齡 安克誠尹興宗 金成璧李純仁 趙忠男漢陽 李好閔五峯 金玄度魏軒 金守愚下成 辛乃沃
 一竹李士原 竹堂權洙 李善承李克承 洪益昌洪亨叔 郭守仁李光友 竹閣金允欽 朴敬章朴仲章 李大潤金伯
 起朴世賢 務安李悌若 金希仲朴允誠 全慶昌漢山 柳洪權士立 蔡致遠三一 黃耆老孤山 朴應烈琴仰聖 李儼
 星谷李文奎 文谷李庭楡 松潤李逢春 鶴川李庭柏 樂岩李亨男 松溪李寅 李完金應 李宏李宣 李宰李宓 李憑晚翠 李
 寫李賓 漫浪李賓 道巖李賓 李冲李宗道 芝潤李閔道 馮巖李安道 秉齊李憲 李純道李揆道 李詠道東陵 裴漸琴應
 石賴善亭 許士康金海 許千壽天山 申元祿鳴洲 李問樞杏枝 金廷憲訥殿 李宗仁林芸 聽慕堂任駕臣 西川李衍樞 琴應商
 定省李令承 東原李陽元 特德權義叔 安東金得隨 洪州宗應龍 仁同徐仁元 柳約堂尹十 海平沈義謙 青松宋鉉 治城
 黃遂良錦州 金少龜英陽 子弘伊讓 洪準民掛翁 金首人 山中昌榮 尹竹宗 李純 芝院康益 俞大脩朴民獻 成巖
 徐瞻春軒 遠城朴頤 朴大立咸尚 姜翰錦春 安堂權啟義 安東三三 近權唱 松石李元階 李希稔李憲 李仁復虎溪 李憲思澤
 李善道水菴 亭

尙ほ安東郡内に於ける儒教文化與隆の一斑は、各邑面より釐出せる著名學者の著述、竝に各邑面に於ける書院・祠院・書堂・樓亭等に依りて略ぼ窺ひ得るであらうから、詳しい説明を省きて左に表出した。

著名學者とその著書

邑面名	著者	著	述	備	考
安東邑	なし				
臥龍面	權一春	蘭	進學圖、孔門言仁錄		
北後面	鄭士誠	誠	芝軒集二冊		
	權富	富	玉峰集一冊		
	鄭俊	俊	松嶋集二冊		
	鄭鏞	鏞	三溪齋集二冊、體備補三冊		
	鄭來成	成	思軒集三冊		
	權奎度	度	溪西集一冊		
	權靖夏	夏	松翠集三冊		
	姜鳳文	文	玉溪集二冊		
	姜周祐及姜周祐		玉泉聯芳稿三書		
西後面	權好文	文	文集		
	張興宰	宰	一元消長圖、無極太極有無辨及文集二卷		
	金興浩	浩	文集十六卷		
豊山面	李惟禔	禔	元集東史節要、二先生禮說、春秋輯略		
	李山斗	斗	文集		
豊北面	金率	率	文集		

第五章 同族部落と儒教勢力

豊												豊											
南												西											
面												面											
	柳	金	金	金	金	金	金	申	申	申	樓	樓	金	樓	宋	南	南	南	南	南	南	金	
	仲			如	基		允	粹		思			幾			天	天					隆	應
	野	銳	演	萬	厚	伯	安	游	啤	禮	億	架	傳	根	紅	構	澤	漢	磁	碩	瑞	達	祖
	文	遺	道	秋	文	文	文	史						文	文		合して新安世稿集あり、尙ほ南碩には外に 泗川日記、構門記事の著あり。				文	文	
	集	稿	史	潭	集	集	集	記						集	集							集	集
	二	二	一	集	一	一	一	あり															
	卷	冊	冊	二	冊	冊	冊																
				冊																			

著述は六代孫金周顯の家に蔵す

宗孫樓五遷の家に蔵す

宗孫樓五遷の家に蔵す

著述及び蔵書は宗孫申鉉大の家にあり

著述蔵書は五代孫申錫謹の家にあり

著述蔵書は十一代孫申鉉大の家にあり

永嘉誌に登載しあり

九潭洞金氏齋舎に所蔵

九潭洞順天金氏の齋舎に蔵す

九潭洞金永胤の家に在り

伊安面

李 廷 道 集
 李 元 世 道 集
 朴 仲 胤 文 集
 李 魁 文 集
 李 爾 秀 文集二册
 金 沂 文集二册
 金 鍊 文集三册
 趙 繼 文集三册
 金 澤 禮 文集二册

陶白面

李 花

遺溪集三十四册、陶山紀一册、首行錄三册、理學通錄十册、朱子書節要十册、啓蒙傳疑一册、師門手前錄八册、年譜二册、大寶錄一册、自省錄一册、詩帖一册、雜著手錄一册、花

李 賢 輔 輝 慶 集 五 册
 李 琦 松 齋 集 五 卷
 李 溫 溫 溪 集 三 册
 李 樸 碧 梧 集 一 册
 李 安 道 齋 集 一 册
 李 守 淵 青 壁 集 二 册
 李 世 靖 晚 湖 集 一 册
 李 世 胤 樓 窩 集 一 册
 李 益 星 俗 行 集 二 册
 李 野 淳 廣 溷 集 十 册
 李 集 古 溪 集 四 册

李 染 嶺 雲山集六册
 李 曉 野 慎菴集四册
 李 曉 賓 龍山集六册

書院祠院

邑面名 書院祠院名 享祀者 祭祀方法及維持方法

安東邑 三功臣廟 權幸・金重平・張貞勤

〔三姓子孫の贈出したる命額にて土地を買入れ、其土地の収益を以て享祀費に充つ。而して三姓中徳望ある者より廟長(都府司)一人、齊有司二人を選び享祀の事を掌理せしむ。但し任期は六箇月、即一回の享祀期間にして、享祀は春秋二回とす。〕

延川書院 贈吏曹判書金誠一

〔一般儒生の贈出したる義捐金を以て土地を買入れ、其の収益を以て享祀す。儒林中徳望ある者の内より院長(都府司)一人、齊有司二人を公選し、毎年二回の祭祀を掌理せしむ。〕

鳳凰邑 以漢書院 具鳳節・權春副

光海君四年の建立に作る。李太王時代に撤廢せられて現在は唯遺墟のみ存す。

北後面 道漢書院 權

〔祭祀及び維持の經費は子孫中より贈出し、儒林の内徳望ある者を選びて祭祀の事を掌理せしむ。〕

西後面 鏡光書院 張尙志・李宗準・權宇・張興孝

〔儒林中より贈金して享祀費に充つ。而して儒林中の遺徳名望を有する者を公選して都府司一人、齊有司二人を置き毎年二回の享祀に當らしむ。〕

豊山面 育城書院 權 松 獻

〔儒林中より贈金して土地を買ひ、其れより生ずる収益を以て享祀費に充つ。而して儒林中徳望ある者より院長一人、有司二人を選び春秋二回の享祀に當らしむ。〕

豊北面 道林祠 金大賢・金奉祖・金榮祖・金昌祖・金慶祖・金延祖・金應祖・金念祖・金崇祖

〔土地約二十斗落より得る収益を以て享祀費に充つ。而して毎年春秋二回及び毎月朔望に子孫集會の上祭祀を行ふ。〕

鳳巖精舍 南恩元・南隆遠・南謙・南天漢

〔土地百斗落の收穫を以て春秋二季の享祀費及び朔望焚香の費途に充つ。李太王時代撤廢せられたることあるも、昭和三年再建せらる。〕

雲漢書院 權

李太王時代に撤廢せらる。

西洞祠 金 尙 憲

〔西後洞に在り。土地一斗落より生ずる收入を以て享祀費に充てしむ。李太王時代撤廢せらる。尙ほ現有せる講堂に於て毎年一・二回士林集會の例あり。〕

第五章 同族部落と儒教勢力

豊西面 津陽書院 全 瑛・全 箕 報 梁山洞前池郡落に設置せられたるも、李太王時代に撤廢せらる。

豊南面 屏山書院 柳 成 龍・柳 珍 光海癸丑の建立に傳り、哲宗癸亥に額を賜はる。

花川書院 柳 雲龍・金 允安・柳 元之

孤竹書院 金 濟・金 錫 申城洞に在り。

一直面 陀陽書院 孫洪亮・柳仲淹・金 自幹

儒林中より廢會して土地を買収し、其の小作料を以て、祭祀其他の費用に充てしが李朝時代撤廢せらる。

南後面 高山書院 李 大 山

土地田齊共二十餘斗落の收穫を以て維持す。李太王當時撤廢せられたるも、其後再興あり、現在に書院所有地五町歩より、有司二人、有司一人が之に當る。春秋二季及び朔望に行はれ、院長一人、書記二人、有司一人が之に當る。

南光面 魯林書院 南 致 利

院有書約一反歩の收入を以て維持し、毎年陰三月及び九月中丁日士林五、六人が集會して書院址前、飛龍山墓所に於て享祀す。

明湖書院 李 原・李 曾

九十四年前、清道郡より移安す。院有田約一町歩よりの收入を以て毎年陰九月中丁日士林約二十人が會集して書院址後山殿壇所に於て壇享す。

臨河面 潤濱書院 金 龜・金 克一・金 守一・金 明一・金 誠一

恩鏡洞に在り。

臨湖書院 金 而

德峰書院時代には本面新德洞に在りたるが、現在臨河洞に在り。儒林中よりの金を以て書院を建設し春秋二季の享祀を行ひたりしが、今より六十三年前政府の命令によりて享祀は撤廢せられ建築物のみは今尙ほ存し、之が維持修理には書院有地四、五斗落の收益を以て之に充つ。

吉安面 (默溪書院) 玉 浩・金 係 行

唐宗丁卯金重望・金泳・玉世賣の創建に傳る。其後百餘年にして之が撤廢ありたるも、今より二十八年前其の遺墟に行郷飲禮主金朝洛實柳廷禧再建して會員千餘人に達し講堂も亦建設せらる。春秋二季に祭祀を行ふ。

臨東面 岐陽世滿祠 柳 滋 孫・柳 復 起

田番十五斗落ありて、其れより生ずる收入を以て春秋二回の祭祀費に充つ。

臨北面 龜溪書院

禮安浮浦洞易東書院撤廢と同時に龜溪に移轉す。書院有土地約三十斗落の收益を以て春秋二季の享祀費に充つ。

東後面 虎溪書院 李 遜 禹・金 萬 華・柳 西 匡

宜阻朝壬申に耕建、儒林中より廢會して祭土を買入れ、春秋二季に享祀し、院長一人、有司二人をして之に當らしめたるも、今はなし。

道生書院 斐 臨 泥 齋

士林參集の上奉秋二季の享祀を行ひたるも、今はなし。東後面舟津洞に在り。

妙安面 島東書院 禹 卓

禮安東里に在り。

禮安齋院宇 金 鐵 錫・金 孝 盧

東溪齋會 琴 關 秀・李 安 道

雲溪書院 金 尙 憲・金 尙 容

寒泉齋會 金 龍 澤

陶山面 陶山書院 李 洪・趙 穆

宣和七年甲戌（天正二年）春、陶山書院後方に設けて享祀し、翌年額を賜はり、宣宗の時迄に致祭九回に及び、大正十三年及び昭和三年には皇太后より祭料の御下賜ありたり。院に現在する遺物の主なるものは、鑿玉衡・莢杖・梅花編・硯・書床等に於て、禮安齋の百八十六編四千九百九十一冊に及び、蓬溪の著書・遺詔大寶鏡・梅花詩帖・陶山記、禮安齋の知人門弟の詩文集等なり。村士玉水の編纂したる「李道溪書抄」十卷、儒教關係の書

陶山面 清溪書院 李 垣・李 埈・李 濬

溫憲洞に在り。今より三百年前の建立に係り、士林の寄附及び義楨に依りて享祀を爲す。春秋二回即ち二月八月中丁日又は下丁日に行ひ、又毎月朔日には焚香を爲す。本院長は陶山書院長之を兼任す。

汾江書院 李 賢 輔

汾川洞に在り。二百九十年前の建設に係り、子孫の出妻又は士林の寄附に依りて年二回三月九月に祭祀を行ひ、尙ほ又毎月朔日には焚香を爲す。院長には六十歳以上の者を以て之に充て、齋有司（二人）には三十歳以上五十歳以下の者を以て之に充つ。

備考 李太王以前に撤廢せらるる書院

三溪書院 權 毅

宣祖戊子に創建せらる。

勿溪書院 金 方 慶・金 揚 震・金 應 取

聖宗辛丑に創建せらる。

道淵書院 鄭 述

肅宗癸酉の創建に係る。

道東書院 禹 倬

肅宗丙子の創建に係る。

栢盤里社 李 宗 暉・李 弘 暉・鄭 倫 一・洪 俊 亨

肅宗己丑の創建に係る。

第五章 同族部落と廟社勢力

書堂

區域名 書堂の概況

鳳龍面 東岡書堂 池内洞第山部落に在りて具栢潭の讀書室なりしも今はなし。

佳野書堂 佳野南麓に在りて金惟一（彦環）の調考したる處なるも今は存せず。

北後面 昔時は洞毎に在りたるも現存せず。

豐山面 以前讀書會其他の設置せられたることあるも今は存せず。

豐北面 一箇所あり。梅谷洞新安郡落有志の義捐金を以て經費に充當す。

豐西面 佳谷洞書堂は安東樞氏の經理にして現存するも修學する者なし。尙ほ九潭洞島村書堂は曠天金氏及び光山金氏の共同經營なりし處、約四十年前撤廢せられたり。

豐南面 花樹堂 〔河回洞に在り。講學讀書を爲し士林の養成に努められたるも、現に其の財産及び建物は豐南公立普通學校に編入せらる。〕

一直面 過去に於ては二ありて、堂長一名、有司二名在を置き、兩内儒林中よりの贖金を以て土地を買入れ、其れより生ずる收入を經費に充てたり。

南先面 以前は相當の盛況を呈したるも、現今普通學校の設立に伴ひて兒童は多く書堂を去り、唯貧困にして學費に窮する者等十四、五名の通堂する者あるに過ぎず。

臨河面 從來相當の盛況に在りたるも、普通學校の設立に伴ひ兒童は多く書堂を去り、唯松川洞鳳陽書堂は現在三十人の通堂者あり。

東後面 商各書堂は岡城李氏講學の所にして、道谷洞に在り、甯川書堂は道谷洞にありたるも現存せず。

禮安面 各部落毎にありたるも、普通學校の設立に依り今は全く存せず。

陶山面 從來各洞に一、二箇所の書堂ありて多數の儒生を擁したりしが、現在は一も存せず。

著名なる佛寺・樓亭

邑面名 佛 寺 樓 亭 名

安東邑 法龍寺 (釋迦如來(木造塗金)一、彌勒佛(石佛)一) 石岳寺 (阿彌陀佛(木像塗金、摩像)一、觀音菩薩(木造塗金)一、勢至菩薩(木造塗金)一、彌勒佛(石佛)一) 石水庵 (阿彌陀佛)

(木造塗金)一、觀音菩薩(木造塗金)一、大勢菩薩(木造塗金)一、後佛制(妙)一、地藏菩薩(妙)一、神符制(妙)一、山玉制(妙)一、現王制(妙)一

北後面 鳳樓寺・石塔寺・味麻寺・聚勢亭・雙巖亭・鶴山亭

西後面 鳳停寺

(釋迦如來佛(木造塗金)一、阿彌陀佛寶(石造)一、阿彌陀佛寶(鐵造)一、觀世音菩薩佛(木造塗金)一、彌勒菩薩(木造塗金)一、釋迦如來制(掛佛)一、酒漢堂制一、七皇如來制一、彌勒制一、地藏菩薩制一、阿彌陀佛制五

廣興寺

(釋迦牟尼佛(木造)一、釋迦牟尼佛(土造)一、阿彌陀佛(土造)一、阿彌陀佛(木造)一、觀世音菩薩(木造)一、觀世音菩薩(土造)一、彌勒菩薩(土造)一、堤花蓮華菩薩(土造)一、地藏菩薩佛(木造)一、釋迦如來制(掛佛)一、地藏制一

豊山面 樓華亭・枕流亭・山水亭・洛江亭・石門亭・高魚亭

豊北面 中壽寺・白雲樓

(外に西原村に寺址あり。竹巖亭

豊西面 三龜亭

(豊山側に在り。咲梨亭 (九潭洞に在りて、平山申寛一の建立に係る。現在翠潭亭 (九潭洞に在り、金基は順天金源在の所有にして市北館と改稱せらる。現在

豊南面 鐘岩亭・玉瀾亭・燕坐樓・翔鳳亭・百栗園

南先面 歸來亭

(開城留守李汝が正徳九年致仕して建意 仲陽亭 (禮賓寺別李堤李汝が嘉祥三年に致仕してしたるものにして亭上洞江邊に在り。)

臨河面 白雲亭

臨河洞に在り、今を去る三百年前の建築に係る。

吉安面 龍潭寺

(金谷洞に在り。仙刹寺 (龍潭洞に在り。晚休亭 (臥溪洞に在りて金寶白堂の亭なり。仙遊亭 (龍溪洞に在りて金雲巖の亭なり。龍草堂 (龍溪洞に在りて金鳳隱宅の遺墟なり

藏六堂 (青霞六父子の堂なり。

臨東面 黃山寺

金佛三座あり。

東後面 西坡亭

(丹津洞に在りて柳西坡 博山亭 (道谷洞に在りて仁祖時參 岩巖亭址 (李蒼巖元簿の必永の築く所なり。)

禮安面 院樓 浮浦洞に在り、今を去る六百餘年前の建築に係り、韓石峯手書の懸板あり。近民堂 今の禮安面事務所なり。瀟清亭 烏川洞、洛東江邊西谷に在りて進士金毅の建築に係る。地清亭 烏川洞、洛東江邊西谷に在りて參奉金富儀の築く所なり。後彫堂 烏川洞に在りて參奉金富朝の築く所なり。日休堂 烏川洞に在りて碩儒金應爽の築く所なり。鼻岩亭 禮安面事務所前、洛東江邊岩上に在りて約二十年前の建築なり。

陶山面 龍壽寺址 雲谷洞に在り。愛日堂 汾川洞に在り、李賢輔の構ふる所なり。孤山亭 佳松洞に在り、翠蘭秀の構ふる所なり。漱石亭 土溪洞に在り、李野淳の構ふる所なり。古溪亭 沮惠洞に在り、李秉宰の構ふる所なり。月淵精舍、遠川洞に在り。續賢亭 土溪洞に在り、李彦淳の構ふる所なり。屏巖亭 宜村洞に在り、李守仁の構ふる所なり。龍山精舍 雲谷洞に在り、李賢輔の構ふる所なり。

儒生數と其中心人物

儒生數の多少は現代儒學の勢力を推測するの一資料ともなるが、昭和三年の調査に係る朝鮮内の儒生數は總計二十二萬七千餘人に達し、流石に儒教朝鮮の名に背かず、先賢名哲の教に親むもの、今尙ほ多きには驚嘆せざるを得ない。その中で慶尙北道内の儒生數は三萬三千四百五十八人に達し、その多いことに於て各道隨一である。慶尙北道の中に在りても安東郡は最も儒生數多く、その總計實に四千三百七十九人に及び、李朝時代に於ける儒學隆盛の程が偲びやられる、而して各邑面内の儒生を、その本貫姓氏別に就いて見ると左表の通りである。

安東郡内儒生數調査表（昭和三年四）

吉安面	松仕洞	安東權氏	六	禮安面	東部洞	河城李氏	五	陶山面	丹川洞	河城李氏	三二
臨東面	水谷洞	全州柳氏	一〇〇	同	同	全州柳氏	一二	同	太子洞	同	二五
同	朴谷洞	同	三七	同	同	光山金氏	五	同	溫惠洞	同	一一六
同	高川洞	同	六〇	同	浮浦洞	河城李氏	三七	同	雲谷洞	永川李氏	三〇
同	馬嶺洞	同	三七	同	同	奉化李氏	二五	同	宜一洞	河城李氏	七
同	大谷洞	河城李氏	五	同	烏川洞	光山金氏	四三	同	同	延安李氏	三
臨北面	馬洞	義寧李氏	三〇	同	川前洞	宜城金氏	二〇	線韓面	元川洞	永川李氏	四〇
同	美賢洞	河城李氏	五	同	合谷洞	青松沈氏	一七	同	新坪洞	義城金氏	三七
同	道木洞	興海梁氏	三〇	陶山面	汾川洞	永川李氏	二〇	同	西三洞	順天金氏	二〇
東後面	道谷洞	河城李氏	六八	同	同	河城李氏	二	同	四新洞	成國朴氏	一三
同	同	潘南朴氏	三四	同	宜林洞	同	計				四、三七九
同	舟津洞	全州柳氏	一八	同	上溪洞	同	六二				
同	羅所洞	光山金氏	二〇	同	達川洞	同	五五				

即ち現在安東郡内に於ける儒生中その数の最も多いのは、李退溪の後たる眞寶李氏の六百八十七人、金鶴峰の後たる義城金氏の七百七十三人、金訥齊・金靜齊の後たる安東金氏の三百九十八人、權青巖・權晦谷の後たる安東權氏の三百七十一人、柳雪龍・柳成龍の後たる豊山柳氏の二百九十五人、柳升鉉の後たる全州柳氏の二百七十五人、李大山の後たる韓山李氏の百二十二二人等にして、李朝時代の碩學大儒は、出で、は國政の樞機に參與し、入りては地方の文教を支配し、社會上重要なる地位を占めた結果、その子孫の繁榮したるもの極めて多く、各地方に兩班儒林の同族部落の尠くないのも、儒學と政權との關係の密接なりしに基くものである。

尙ほ安東郡の調査に係る、郡内儒林團の中心人物、及びその経歴、年齢を見ると左表の通りである。尤もこの調査は昭和三年に行はれたものであるから、今日に於ては多少の異動あるは止むを得ないが、安東郡内はいづれの邑面に於ても今尙ほ儒教勢力を維持し、有力なる兩班儒林の甚だ多いことを示して居る。

郡内儒林團の中心人物及其の経歴 (昭和三年調)

住所		氏名	年齢	経歴	住所		氏名	年齢	経歴
安東	新世	李承傑	五六	儒教從事	北後	道村	權重國	六八	儒教從事
同	同	李享義	四七	同	同	道津	鄭健欽	五三	同
同	同	李泰義	四〇	同	同	同	鄭承禹	五九	同
同	同	安承國	五九	同	同	同	金器模	七三	同
同	同	安燦重	六八	同	同	同	金學模	六七	同
同	同	金永恩	五五	同	同	同	金鴻洛	六六	同
同	同	金應津	四八	同	同	同	金翹模	七一	同
同	同	鄭仁欽	七七	同	同	同	金世東	五八	同
同	同	李在容	六六	同	同	同	李會稷	五八	同
同	同	李永奎	五〇	安東文廟直	同	同	李漢榮	六四	同
同	同	李承杰	六〇	儒教從事	同	同	金恩燮	六六	同
同	同	李鉉杰	五〇	同	同	同	金昌燮	五九	同
同	同	李義達	四六	同	同	同	金乘泌	五六	同
同	同	權孟淵	六六	同	同	同	金乘度	五四	同

體に於て南人派(嶺南)の全盛の地であることは言ふ迄もない。

安東邑 本邑は皆南人にして他色の兩班なし。

鳳巖面 四色の内南人老翁二種の兩班のみ分布し、老翁少数なり。小北・小論は該當事項なし。

北後面 全部南人にして、戸數百五十餘戸あり。

西後面 南人のみ居住す。

豊山面 大部分南人にして、少数の老翁あり、小論・小北は絶無なり。

豊北面 大部分は南人なり。

豊西面 佳谷權氏と九潭兩金氏は南人にして、九潭申氏及び素山金氏一部約百名は老翁にして、素山洞小論約十餘戸あり。

豊南面 河回洞に南人の豊山柳氏あり。

一面は大部分南人にして一部老翁あり。南人居住聚落數十三、戸數七十五戸、人口三百五人にして、老翁居住聚落數二、戸數十四戸、人口四十五人あり。

南先面 皆南人にして存上嶺内洞に約十數名あり。

臨河面 本面に居住する者の大部分は南人なり。其の戸數三百四十戸、人口七百名にして、老翁は二十戸、四十名の孫氏あり。

吉安面 全部南人なり。

臨東面 全州柳氏、成寶李氏皆南人なり。

臨北面 本面には兩班居住せず。

東後面 全部南人なり。

畿安面 本面内の兩班は總て南人なり。

陶山面 全部南人なり。汾川里三十五人、宜村里百人、土瀧里百人、遠川里七十人、丹川里四十人、温基里百人、松谷里三十三人、太子里三十人、佳松里七人、宜一里十八人、計五百二十三人あり。

新坪洞、成城金氏は南人にして、約六百年前より居住し、現在二十戸あり、元山洞、永川李氏は南人にして約三百年前居住し、現在同洞汚川部落に三十戸居住し、四新洞成松朴氏、西三洞、順天金氏も亦南人にして約二百年前より居住す。

即ち安東地方の兩班儒林は、嶺南派の頭領李退溪の學派に屬するものが大部分を占め、朋黨の分派は概ね南人にして、少數の老論に屬するものもあるも、往々他の地方に見るが如き、露骨なる朋黨の軌轢はなかつたやうである。しかしながら、同族間の團結が鞏固なるだけに他姓との競争反目は相當に激烈であり、これに伴ふ弊害は枚擧に遑なく、兩班儒林は徒らに體面を重んずる結果、華美虚飾俗々として底止する所を知らず、勤勞を厭ひ、遊惰安逸を貪り、或は大言壯語し、又は詩文を弄ぶもの多く、これが爲めに兩班儒林の思想及び生活は時代の進運に背馳し、自然民心を善導し、知識を啓發する力の足らなかつた憾もあつたが、近來自力更生運動に刺戟せられて、彼等の間にも、生活改善、民力涵養に貢獻するものが漸く多くなつて來た。今参考の爲め、各邑面に於て調査したる儒生の生活状態を左に掲げて置く。

儒生の生活 (昭和四年)

邑面名	概ね貧困に陥り、昔日の盛況なし。
安東邑	概ね貧困に陥り、昔日の盛況なし。
臥龍面	現在非常なる不況の狀態に在り。
北後面	過去の盛況なく現在衰退せり。
西後面	愈々貧困に陥り過去の繁榮なく衰退せり。
豊山面	儒教隆昌時代には各相當の生活を営みたるも、現在は皆貧困窮乏に陥る。
豊北面	過去に於ける生活は豊なりし如きも、現在は概ね衰微し貧困なる者多し。
豊西面	九潭洞光山金氏中には地價千圓以上を有する儒生九名、同洞順天金氏中には儒生三十人中地價千圓以上のもの十四人居るも、一般儒生の生活は昔時に比し困窮の狀態に在るが如し。又同洞山氏中には地價千圓以上の者一人にして、一般には家計逼迫して他地方へ移轉したる者多し。庄谷洞には地價千圓以上のもの十一人、同洞青山金氏中には十四人あるも、一般儒生の生活は餘裕を有するもの少く、從來に比し困窮の狀態に在り。

慶南面 大部分中産階級に屬す。

一直面 過去に於ては相當餘裕を有する儒生もありたるが、現在は何れも貧乏にて生計困難なり。

南先面 從來は概ね富民の保護及び文藝又は官職の收入を以て相當なる生計を営みたるも、現在は何れも窮乏状態に在り。

〔過去儒學の隆盛なる時は相當の生活をなし居たるも、現在は生活の資を失ひ、且又農作に従事するも自力を以て爲す能はず、他人を傭ひて自作又は小作を爲し何れも困窮の状態に在り。〕

吉安面 古來生活寒素なり。

臨海面 過去に比し生活困難なり。

東後面 本面儒生は光山金氏、全州柳氏、潘南朴氏、固城李氏等にして、農作に従事し、幼儀以て生活を維持す。

禮安面 過去に於ては文筆に没頭したる爲め生活甚だ窮乏し居たるも、現在は概ね自業に精勵し漸次向上しつつあり。

海山面 過去の生活は概ね貧困なりしも現在は稍良好なり。

これを要するに、安東地方は、李朝時代に於ける兩班儒林の淵藪であり、且つ學問文教の中心勢力であり、

書院・著書・名族の系統・儒生の多數等、儒教の勢力が顯著に残存して居るが、しかも民衆の生活に、青年の思想に、地方の行政に、産業の經營に、この地方が如何なる特色を現はして居るであらうか。安東地方に滞在して私の感得したものは、名門の同族部落が多く、舊家の家構の堂々とし、一般に儀式典禮を重んじ、長幼の序を尙び、階級の觀念強く、尊大なる長者の多かつたことであると記憶するが、若しこれが儒教の影響なりとせば、それは餘りに淋びしき感化ではあるまいか。私は朝鮮に於ける佛教が、李朝の排佛崇儒の政策の爲めに、譯もなく衰微して漸く殘骸のみを止むるに至つたことを不思議に感じて居たが、亦儒教の無力なる頽廢ぶりにも慨嘆せざるを得ない。朋黨の軌轢、科擧の弊害、學風の偏狹、儒生の墮落等、朝鮮儒學の不振に就いては、色

々論議すべきことも多いが、畢竟するに、少數の著名な學者を除けば、その學問が訓詁注釋の範圍を出てす
徒らに禮讓の末節を説いて、眞に修身齊家、經世濟民の大精神を培養し得なかつたこと、儒學が一部特權階
級の占有に歸し、汎く一般民衆の間に及ばなかつた結果、如何に儒生の數が多くとも、假令由緒に富む郷校や
書院の誇るべきものがあつても、時勢の變化に伴つて、民心を善導し、社會を教化する力を有せざるに至つた
のではあるまいか。

しかしながら、郷校・書院を中心にして地方儒林の有する團體勢力は、今も尙ほ牢固として抜くべからざる
ものがあり、殊に同族の團結力は極めて鞏固で、その黨派的勢力が地方の行政・自治・教育・産業・生活等に
及ばして居る影響は決して尠少ではないのである。殊に多數の同族部落に在りては、祭祀・儀禮・道徳・講
學・生活の規範を殆んど儒教に則つて居るから、一面形式的の弊害が少くないにもせよ、その一門に於ける儒
教の感化は決して輕視してはならない。されば歴史に富み、文化を有し、團結力の旺盛なる同族部落をし
て、その舊套を脱せしめ、これが更生と發達を策するに於ては、朝鮮村落の飛躍發展は期してつべきものがあ
らう。

備考 以上安東地方の儒林に關する記述は、主として昭和三年及び同四年頃の安東郡及び富政邑面の調査に係る資料、並に出張して
蒐集したる資料を基礎として執筆したものである。

第六章 特色ある同族部落

朝鮮に於ける同族集團數は、昭和五年の國勢調査に據ると、總數一四、六七二に達して居るが、別に昭和四年に調査したる兩班儒林等各地方に於ける著名なる同族部落數が一、六八五に及んで居る。これ等の著名なる同族部落中には、種々の方面より見て特色を備へて居るものが尠くないが、その悉くを網羅することは頁數の關係上不可能であるから、各道に就き數部落宛を選びて載せることにした。元來この調査は、昭和四年中、朝鮮總督官房文書課長より各道知事に照會を發して蒐集したる、資料中の一部分を整理したもので、これが調査に當り、各道・各府郡島及び各邑面を煩はしたことが非常に多大であり、同族部落に関する文獻として洵に貴重なるものである。而して記述の順序は、概ね左記事項に従つて居り、成るべく報告そのものに重きを置き、敢て私見を加へないことにしたが、現在朝鮮に於ける同族部落中、その位置・地勢・同族戶數・集團狀況・沿革・資産・宗家・經濟・輩出人物・自治・事業・施設・團結・教化・風習等に関して、特色あるものは略ぼ網羅して居る。

記述事項

- 一、部落の名稱及所在地
- 二、所在地の地勢及地形

- 三、部落内の同族姓氏及其戸数人口
- 四、同姓以外の戸数人口
- 五、部落民の主なる職業
- 六、部落構成の沿革
- 七、部落の大資産家の姓名及資産
- 八、部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数
- 九、宗家の資産・地位・聲望
- 一〇、嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位又は略歴
- 一一、部落の自治状況
- 一二、部落の共同事業及組合・講・契の沿革、現状、規約
- 一三、門中財産利用法及同族救済施設
- 一四、其他普通部落に比し特色ある點

京畿道

本道に於ける同族集團数は九二九に達し、その中の著名同族部落のみにてても二三五を算して居る。著名同族

部落に就いて見るに、他道に於けると同様山麓に構成せらるゝもの最も多く、二三五部落中七四部落を占む。背山臨流三八部落をも之に入るゝを得るとすれば一一二部落、即ち總部落數の約半數は山麓に在り、他の半數が、平野・沿河・山陰・其他に位置して居る。

本道は朝鮮の中央部に位し古くより人口稠密なりし關係もあり、政治・經濟・交通等の事情が、大同族部落の構成を妨げたるものと見え、他道に見らるゝが如き同族の大集團部落甚だ少く、百戸以上の同族集團は僅に四を算するに過ぎず、概して三十戸未満の小集團が多い。著名同族部落中には稀に楊州郡伊淡面保山里柵山の金演周十六萬五千圓、水原郡日荆面芭長里芭長洞李鳳來二十萬圓等の資産家無きに非ざるも、概して資産家に乏しく、更に宗家の狀況を見るも二三五調査部落中、貧困なる者一二三戸ありて總宗家數の半數を占め、經濟狀態の裕ならざるを示して居るのは注目に値する。更に同族の分布狀況を見るに、全州李氏の二四四集團を第一位とし、金海金氏七七、密陽朴氏六六、慶州金氏四九等は多い方である。本道は高麗朝に於ける首都開城、李朝に於ける首都京城を抱有する、古來由緒多き地方に屬するを以て、現存の同族部落より幾多の人物を輩出して居るが、就中水原郡西新面弘法里より出でたる領議政洪彦弼・同洪暹・吏曹判書洪曇・左承旨洪錫、廣州郡中部面上山谷里・東部面下山谷里の韓國時代内務大臣俞吉濬、水原郡八灘面舊場里の戶曹參判朴道潤、振威郡松炭面道日里の贈戶曹參議元埏、江華郡府内而月串里大廟洞の工曹判書嘉善大夫黃應郡、坡州郡青石面東牌里の中樞府使兼吏曹參議柳漢翊等は其の著名なるものである。

部落民の主なる職業は農業にして、部落の構成に當りても皆附近山野の開墾耕作を爲し、以後其の子孫が繁榮し、又は同族の移入に依りて集團を成したるものである。部落構成の動機として興味あるは、金浦郡陽西面外山山里が、慶州崔文忠なる者、丙子亂を避けて此の地に定住し、其の子孫繁昌して部落を構成したるが如き、又は水原郡西新面弘法里及び江華郡府内面月串里大廟洞の諸部落が、國王よりの賜佩地に同族の集團を見たるが如き、或は又水原郡八灘面舊場里の部落構成が、二百年前朴而栗なる者、其の祖父たる朴見龍の墳墓守護及び祭祀の爲め、墳墓の隣接地に住居を構へ遂に部落を形成するに至つた如きである。

杏湖村

部落の名稱及所在地 杏湖村 高陽郡知道面幸洲外里

所在地の地勢及地形 面中初所より二十六町を距て、東・西・南の三方は低き丘陵馬蹄形に圍まれ、漢江下流に望み杏州津とも稱せらるる所なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 延安李氏一九戸、一二六人

同姓以外の戸數及人口 四二戸、二一五人

部落民の職業 農 桑

部落構成の沿革 約二百五十年前、文科軍台李憲泰なる者部族を構成し、初め二・三戸の同族集團に過ぎざりしが、現在十九戸の同族を有し、他姓の者も漸次移住し、目下六十一戸の大部落に成せり

部落の大資産家の姓名及資産 李義大約四千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作なし、自作兼小作五五戸

宗家の資産地位聲望 宗孫李義位の資産は約一千圓にして、地位は普通なるも門中子弟の教育に熱誠なるを以て聲望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 百年前、本部落にて出生したる李冕九、教習都正、嘉善大夫に任命せられたり
部落の自治状況 改進黨項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 本部落は漢江の下流河岸に在り交通不便にして日用品の商店なきを以て、四里を距つる京城より供給する爲急を要する物品は容易に得難く、二・三日乃至四・五日の長時間を要し相高價なるを遺憾とし、宗孫たる李義徳の發起により昭和三年三月三日、各戸五圓宛の資金を繰出し購買組合を組織し、口川品の安價購買を爲し今日に及べり。尙ほ婦人等より一ヶ月各戸雞卵二個宛を繰出し、此の代金を以て貯蓄會を設け、婦女子の所用品を共同購入の上、元値に分配使用し、又各戸に於て朝夕炊爨の時、家族數により一人前一匙宛の米を穀米として貯蓄せしめ本會の資金に充當し、現在の貯金高百五十圓に達せり
門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を以て昭和元年より講習所を設け、同族子弟及び部落の志望者を募集し、日常に必要な知識を授け居りたる處、昭和四年九月知造公立普通學校設立と共に該講習所を廢し、同族子弟十一人を普通學校に入學せしめ、六年卒業迄は授業料を負担する目的を以て支給しつゝあり。尙ほ祖先の祭典管理費にも支給し、同族中災難に罹りたる者ある場合には本財産より臨時補助することあり（但し以上第十二、十三項の事業は口頭を以て約し實行するものにして明文の規約なし）

徳 谷

部落の名稱及所在地 徳谷 廣州郡慶安面中坐里

所在地の地勢及地形 東北西方は山岳に圍まれ、南方には平野を控へ、高さ二百尺程の山脈横に貫き居れり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 廣州安氏二六月、一二八人

同姓以外の戸數及人口 一八戸、九一人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百年前、國より特に本部落を安氏の居住地と定められ現今に至る

部落の大資産家の姓名及資産 安相淳小作粗三百石

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作五戸、自作兼小作一二戸、小作二四戸

宗家の資産地位聲望 杏四千坪、田六千坪、林野百八十町を有するも、特に聲望なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 安鼎福、雅貌「順善」と云ひ、百年前の人にして、漢學に秀で道徳に勝れ、世人

より崇拜せられたる、官職は國吏、文廟公に至る

部落の自治状況 部落民等團結心強くして、自發的に産業開發に努めつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 宗中財産として土地及び林野等を有し、門中に於ける諸税金及び祖先の祭祀費に充用す

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 六年前財産組合を組織し、一株金拾錢として月三回に分ち醸出して、之を資金とし畜牛を購入預託しつゝあり、組合員は四十人にして株数二百七十株なるが、現に畜牛八十二頭の多數に達せり。組合存立期間は滿十ヶ年とす

山 谷

部落の名稱及所在地 廣州郡中部面上山谷里・東部面下山谷里、本部落は上山谷里、下山谷里に分れ、上山谷里は中部面、下山谷里は東部面となる。

所在地の地勢及地形 東西に山岳高く壁え、南北に長方形を成して介在す。北方漢江に臨み、部落は近來二條道路横斷せり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 杞溪俞氏一一三戸、五九一人

同姓以外の戸數及人口 一四九戸、七一三四人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 俞氏に於て開拓占據してより數百年に至る

部落の大財産家の姓名及資産 俞鎮億約四萬圓、俞致默約二萬三千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主七戸、自作二九戸、自作兼小作四九戸、小作一六〇戸

宗家の資産地位聲望 資産約二千圓を有し特に聲望なし

管て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 俞吉潯 密韓國時代の内部大臣なり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 宗中財産は祖先の祭祀費と祖先墳墓所在林野の禁養に使ふ

其他普通部落に比し特色ある點 同族間には特に親密に交はる風あり

柵山

部落の名稱及所在地 柵山 京總道揚州郡伊波面保山里

所在地の地勢及地形 地勢は東に山岳を負ひ、西南には華川下流、北に柵山川を控へ河川地帯なり。地形 部落の附近は平坦地にして耕地多く、京城に通ずる二等道路と京成線の鐵道に接近せり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 江波金氏 四四戸、二〇五人

同姓以外の戸數及人口 一〇戸、三一人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 二百六十年前、金多群なる者移住し來れるが、同姓の者漸次集り現在に至る

部落の大資産家の姓名及資産 金貞則十六萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作七戸、自作兼小作一六戸、小作二一戸

宗家の資産地位希望 資産なく、地位及希望特記すべき事項なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約

事業名	事業に關係ある人員	事業資産額
-----	-----------	-------

農事改良組合	二五人	—
--------	-----	---

昭和四年十一月部落の全戸屋なる者農事改良の必要を自覺し之が施設を爲したるが、未だ日淺き爲め事業の成績見るべきものなし

農事改良組合理約

第一條 本組合は柵山農事改良組合と稱す

第二條 本組合事務所は揚州郡伊波面保山里に置く

第三條 本組合員は保山里に現在居住し農事に實地従事する者を以て組織す

第六章 特色ある同族部落

第四條 本組合は組合員一致協力し、農事の改良、農家経済の改善、農事に關する研究調査、或農村の改善を圖り、相互福利の増進及共存共榮の實を擧げるを目的とす

第五條 前條の目的を達するが爲、本組合に左の事業を行ふ

甲、生産的方面の事業

- (一) 優良品種の飼育栽培
- (二) 米穀の改良(麥・大豆・其他)
- (三) 採種苗圃の經營
- (四) 堆肥舎建設及堆肥製造
- (五) 栽培法改良
- (六) 綠肥栽培
- (七) 透種病虫害豫防驅除
- (八) 養蠶の經營
- (九) 山林愛護
- (一〇) 家畜飼育改良
- (一一) 畜製品の調行
- (一二) 品評會協働會の開催

乙、經濟的方面の事業

- (一) 農業經營組織改善
- (二) 農務勞力の利用調節
- (三) 畜力機械力の利用
- (四) 種子肥料農器具共同購入
- (五) 肥料の共同配合
- (六) 農産物の調製加工精製
- (七) 生産物共同販賣
- (八) 改良農具の共同使用
- (九) 冗費の節約
- (一〇) 資金蓄積貯金勵行
- (一一) 生活改善
- (一二) 適切な副業經營

丙、教育的方面の事業

- (一) 農務修養會開催
- (二) 農事觀察員派遣
- (三) 時間勵行
- (四) 其他

丁、民風作興に關する件

- (一) 忠孝を根本とし、隣保扶助協同親睦の美風を作興する事
- (二) 勤勞を以重し遊惰奢侈を戒める事
- (三) 古來の良風美俗を助長、弊風を矯正する事

戊、公務遂行に關する件

- (一) 納税公課其他雜種金の納期を遅延する事
- (二) 公共事務に率仕努力する事
- 己、共同經營事

- (一) 共同耕作物施設定
- (二) 共同苗代圃設定
- (三) 雜穀共同飼育
- (四) 共同簡易教室
- (五) 共同桑園
- (六) 共同作梁場設置
- (七) 農繁期共同倉庫
- (八) 灌溉用水利
- (九) 共同使用諸機械購入
- (一〇) 共同貯蓄

第六條 前條各項施行細目は組合長が之を定め、總會にて可決し實行する事

第七條 本組合に左の役員を置き役員は總て名譽職とす。組合長一名、副組合長一名、幹事若干

第八條 組合長副組合長幹事評議員は評議員の推薦に依り、顧問は地方名譽徳望家を推戴し、事關係は組合長が之を任命す

第九條 組合長は本組合を代表し事務を總理す

副組合長は組合長を補佐し、組合長事故有る時は之を代理す。評議員及顧問は重要事項に參與し、幹事は組合の委嘱を受け組合事務を

執行す。但事關係は分擔事務に徹底成績擧揚に努力する事

第十條 役員は任期は一箇年とす。再選無妨、但補欠者の任期は前任者の殘任期間を以て充つ

第十一條 本組合事務所には組合規約並細則、組合員の名簿、日誌會計文簿、財産臺帳、組合事業會議錄、雜書、組合實行事項に對し書類を備付ける事

第十二條 本組合の總會は春秋二回とす

但毎月十五日を例會と定め、其他組合長の必要と認定する時、又は組合員三分の一以上の請求有る時は臨時總會を開催す

第十三條 總會にて決議する事項左の如し

- (一) 組合の事業選定
- (二) 必行事項の協定
- (三) 事務執行に關する方法
- (四) 組合に經費賦課徵收、豫算及決算、財産處分

第十四條 總會の決議は出席組合員の過半数を以て決す。但可否同數なる時は議長の決定に依る

- 第十五條 本組合の經費は組合員の負擔と補助金寄附金等にて充當す
- 第十六條 本組合の事業及會計年度は四月一日より翌年三月末日
- 第十七條 本組合に加入希望者有る時は役員決議に依り決定す
- 第十八條 組合員で本規約を遵守せざる時、又は組合の體面を汚損する行為有る時は、總會の決議にて除名す
- 第十九條 本組合規約を變更する時は、總會の組合員三分の二以上の協議を要す
- 第二十條 本組合員は本規約を遵守し、其實行を誓約する爲め署名捺印す

古 樂 洞

部落の名稱及所在地 古樂洞 利川郡麻長面梨峙里

所在地の地勢及地形 本面の東部に位し京城釜山線一等道路邊に在り、部落の所在山間部と雖も土地肥沃にして、水利の便に富み地形平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 忠州池氏二九戸、一六九人

同姓以外の戸數及人口 七戸、三二人

部落民の主なる職業 農、業

部落構成の沿革 本部落の土地林野は約二百年前より池氏の所有するところなりしが、今より約七十五年前各地に散在せし池氏、土地小作の目的を以て此の地に移居して以來、同姓部落を構成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 池正徳資産約一萬一千五百圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作三戸、自作兼小作二二戸、小作二戸

宗家の資産地位確望 宗家の資産約三千二百圓にして精確望あり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 池敬淳幼時より父母に至孝、親族に和睦し、禮節を守り、一般より孝子の稱譽を受け學士の名望ありたり

部落の自治状況 各自勤儉力行を旨とし相互扶助の美風ありて自治的精神を有す

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 同姓者の親睦團結を目的として宗中契を組織し、契員は同姓者に限り、若干の出資を爲し増

種を飼り、また共同費用に使用する

門中財産利用法及同族救済施設 宗中契の財産約百七十圓あり、祖先の祭祀に充て、尙ほ同族間の救済及冠婚喪祭費に對し若干の扶助を爲しつゝあり

其他普通部落に比し特色ある點 同族間に紛争あること少く、若し紛争又は言詞ある場合と雖も中にて之を仲達し和親を圖る

上 奈 川

部落の名稱及所在地 上奈川 坂成郡西炭面奈川里

所在地の地勢及地形 上奈川は本郡西炭面の西北端に位し、東は水月岩里、南は馬頭里、西は水原郡楊甘面、北は水原郡正南面に接し、等外道路烏山(一里二十町)、發安場(三里)線は部落の西北部を通じ、坂成水原の境界をなす。東北一帯は丘陵起伏し、黄口池川は此の境界たる西北部に流れ、安城川と合流し牙山灣に注入す。地形は稍低く東西短くして南北長く、部落西南部の金伏坪平野は西炭面中最も地味肥沃にして農耕に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 淳昌趙氏三〇戸、一六五人

同姓以外の戸數及人口 一二月、七〇人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 約三百三十年前、趙一轉なる者楊州地方より轉住し極く貧困なりしが、其の後子孫漸次繁昌するに従ひ農業を經營し産計豊となり、現在は三十戸以上の同姓部落となれり

部落の大資産家の姓名及資産 趙英柱約一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作七月、自作兼小作五月、小作三〇戸

宗家の資産地位聲望 格別の資産、地位、聲望なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の共同事業及組合契の沿革現狀規約 約百餘年前、水原郡正南面黄口池の上流に里民協力して沢を築設し、其の貯水を以て奈川平野水田を灌溉し來りたる處、貯水益費かなる爲め早害の虞なく、里民安堵して農業を經營し、今日に及ぶ。沢の經費は貯水を利用する地主及び小作人等に於て負擔しつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産たる土地を小作せしめ、其の收入を以て祖先を祭祀し、其の殘餘は宗家の收入とし、別に同族救済の施設なし

希 谷

部落の名稱及所在地 希谷 振威郡浦升面希谷里

所在地の地勢及地形 本部落は振威郡浦升面の南部に位し、西南部は海岸にして忠清南道唐津郡に接し、東は新榮里、北は内基里に接す。

部落周囲の丘陵は、森林鬱蒼として土地肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 咸平李氏四七戸、二八九人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 四百五十年前、咸平李氏の十六代祖が、同面内基里に居住して漸次繁昌し、約二百年前希谷里は他姓率氏居住したるも、同氏の勢力に壓倒せられ、今は全く李氏の部落となれり

部落の大資産家の姓名及資産 李敏昇約二萬圓、李敏容約一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作五戸、自作兼小作三十一戸、小作三五戸

宗家の資産地位聲望 宗家李璵は内基里に居住し、生活中流なるも格別の地位聲望なし

若て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契締の沿革現状規約 昭和四年十二月二十五日部落民を會員とする禁酒會を組織し、目下勵行しつつあり
門中財産利用法及同族救済施設 若干の金錢を贖出して宗契を組織し、祖先祭祀の費用に充つ

其他普通部落に比し特色ある點 浦升面は納税優良面にして、殊に本部落は諸税公課に付、郡面の督勵を俟たずして納期限内に必ず完納するの美績を挙げつつあり

道 日 里

部落の名稱及所在地 振威郡松炭面道日里

所在地の地勢及地形 山日甲は松炭面東部に位し、東は安城郡元谷面に接し、西は佳才里・長安里、北は芝山里、南は七院里に接す。前後左右に丘陵起伏し、平野地少なく交通不便の地なるも、峠外道路西井里外加川里線が部落の東西を縦貫す

部落内の同族姓氏名及其戸数と人口 原州元氏八一戸、四三二人

同姓以外の戸数及人口 五二戸、二九〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 六百餘年前は丹州孫氏築築せしが、約七十年後は元氏の宗孫、元濟學の十六代祖揚州より轉住し、爾來四百餘年間に亘り元系繁昌し來れり

元系繁昌し來れり

部落の大資産家の姓名及資産 元濟昇約三萬圓、元濟東約三萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三戸、自作五戸、自作兼小作三七戸、小作八八戸

宗家の資産地位希望 資産七千圓、智識あり、生活程度は中流にして元系のみならず面内に希望高し

作て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

元均 三百六十年前中宗庚子出生登武科官資憲大夫三道水軍統制使宣祖丁酉兩節子永登浦贈宣武功臣翁祿大夫議政府左贊成兼判義禁府

事原慶君策勳一等賜鐵卷

元挺 約三百六十年前中宗癸卯生明宗丁卯中尉屬宣祖壬辰有戰功授燕岐城縣監純祖時以壬辰倡義勳贈史曹參議

元十立 約三百三十年前宣祖己巳生辛卯登科通政大夫晉州牧使壬戌政變時公在受報中而赴職有功以孝行命旌闕

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約

(イ) 講・禮は部落子弟教育の爲、九十年前設立されたるものにして、里内有志者金の上之を増殖し、土地購入の上其の收穫を以て教師の報酬に充てつゝあり、現在番七反歩を有す

(ロ) 共助會は毎年季節貯蓄を行ひ、現在六百圓以上貯蓄を爲し、草家六坪を建て里内の無産兒童の夜學を經營しつゝあり、講禮は古來より成文契約なく、共助會の規約は別紙添付す

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は田畓四町歩、林野四十餘町歩を有し、林野は子孫分割管理し、土地の收穫を以て先祖の祭祀を爲し、殘餘は増殖せしめ碑石を建設する外、門中共同費用に充てつゝあり

松炭面道日里共助會規約

松炭面道日里共助會規約

第一條 本會は元系の家訓を本とし、相互和衷協同して良風美俗の作興を圖り、又勤儉市産の美風を涵養し、其の他一般地方改良の實踐を擧ぐるを以て目的とす

第二條 本會は松炭面道日里共助會と稱し、本面内の元家一族及同關係者を以て之を組織す
本會は事務所を振威郡松炭面道日里五〇〇番地に置く

第三條 本會は第一條の目的を達する爲め、左記事項を本會及會員の實行事項と定め之が勵行を期す

記

一、會員は老少男女を問はず、總布服に限り着用すること、正月其他名節、結婚等の儀式には此の限りに非らず(但し六十歳以上の老人にありては會の承認を経て絹布を着用することを得)

二、本會員は飯食は必ず全部を米飯とすることを得ず(但し六十歳以上の老人及病者に在りては會の承認を経て、米飯を食用することを得)

三、會員は毎月穀用以二枚乃至五枚を作製し、其の代金を以て共同貯金として貯蓄を爲すこと

四、會員中忌服者ある時は、老幼者の外會員全部喪喪及葬式に參列すること

五、會員にして天災地變等災難に罹りたるものある時は、會員は各分に應じ本會に陳出を爲し、又は物品を提供し相互救助を爲すこと

六、會員は年頭に當り三日以内に、全部落の長上者に對し年始廻りを爲すこと

七、會員中農作時期に於て病氣、其の他事項に依り耕作し難きものある時は、會員は順次に其の耕作援助を爲すこと

八、會員は協力して迷信弊習を打破すること

九、會員は賭博其他之に類似する雜技は、絶対に爲さざること

一、本會は會員中學識名望なる長老者に委託し、毎月二回夜間講習の講義を爲さしめ、精神の訓練をなし、道徳心の向上に勉むること、

一二、節禮葬式の節は華美を廢し、質素を主とし酒食は其の當日に限ること

一二、會員は農事の節と雖も日に三食(飯食)を限り、主人に於て之を供すること

第四條 會長は前條第三項に依る現品を取換め之を質却し、其の代金を各自の名義を以て、郵便貯金に拂込むものとす

第五條 第三條、第二の貯蓄金は轉居病疾、非常事變其他會長に於て相當と認めたる事由ある場合に限り、拂戻請求を爲すことを得るものとす

第六條 前條に依り貯金の拂戻を請求せんとする者は、其の事由を具し會長に届出すべし
會長に於て其の請求せんとする事項を、相當と認めたる時は拂戻の手續を爲すものとす

第七條 本會には左の帳簿を備付す

- | | |
|---------|-------|
| 一、役員名簿 | 第一號様式 |
| 二、寄附者名簿 | 第二號様式 |
| 三、経費受拂簿 | 第三號様式 |
| 四、表彰者名簿 | 第四號様式 |
| 五、懲罰者名簿 | 第五號様式 |
| 六、貯金受拂簿 | 第六號様式 |
| 七、貯蓄簿 | 第七號様式 |

機關

第八條 本會に左の役員を設く、役員は名譽職とす

- | | |
|-----|----|
| 會長 | 一人 |
| 副會長 | 一人 |
| 幹事 | 二人 |
| 顧問 | 五人 |

會長副會長及顧問は、總會に於て之を推舉し、幹事は會長之を指名す

役員任期三年とす

第九條 會長は本會を代表し、會務を統理し、役員會及總會の座長となる

副會長は會長を補佐し、會長事故あるときは其の事務を代理す

幹事は會長の指揮を受け、會務に従事す

顧問は重要なる會務に參與する外、會長に對し意見を開陳することを得

第十條 役員會は會長必要と認めたるるとき之を開き、緊急を要する實行事項の選定、賞罰の決定、其の他重要なる事項の打合を爲す

第二號様式

寄附者名簿

寄附者年月日	金額	物 類	品 数	住 所	氏 名	備 考

備考一、本簿は累年使用するものとす

第三號様式

経費収支簿

年月日	摘要	収 入	支 出	残 額

備考一、本簿は年度毎に調製するものとす

二、本簿の残額は常に現在高と符合するものとす

第四號様式

表彰者名簿

表彰番號	第 一 號	第 二 號	資 格	通 常 會 員 (又 は 特 別 會 員)
住 所	何 里	何 番 地	職 業	何

第六章 特色ある同族部落

氏名	(月主何某の長男) 何某	生年月日	何年何月何日
表彰	何年何月何日何々に依り表彰す		
事項			
備考	何年何月何日何々總會決議に依り表彰を取消す		

備考一、本簿は累年使用するものとす

二、表彰香號は表彰狀の香號と符合するものとす

第五號様式

懲罰者名簿

懲罰香號	第 號	資格	通常會員 (又は特別會員)
住所	何里 何香地	職業	何
氏名	(月主何某の長男) 何某	生年月日	何月何日
懲罰	何々に依り何年何月何日より向ふ何箇月間會員交際を絶たしむ		
事項			
備考	改悛の情顯著なるを以て何年何月何日限懲罰を取消す		

備考一、本簿は累年使用するものとす

第六號様式

金品貯蓄臺帳

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一年	預入者氏名
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	

第七號様式

貯金受拂簿

會長印	幹事印	月日	筆	要	受	入	支	出	残	高

芭長洞

部落の名稱及所在地 芭長洞 水原郡日彌面芭長里

所在地の地勢及地形 日彌面事務所を距る十五町、東及び北に山岳を負ひ、西及び南に平野に接し、地形稍々傾斜す

部落内の同族姓氏名及其戸數と人口 廣州李氏六一戸、三五〇人

同姓以外の戸數及人口 五九戸、二八〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 二百五十年前、李榮遠なる者始めて此の部落に居住し、其の後子孫繁榮し一今日、部落を構成するに至れり
部落の大資産家の姓名及資産 李鳳來二十萬圓

第六章 特色ある同族部落

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作一三戸、自作兼小作四二戸、小作六五戸
 宗家の資産地位聲望 資産千五百圓にして、地位儒生、聲望普通
 吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 李秉化 郡守、李奎會 郡守

弘 法

部落の名稱及所在地 弘法 水原郡西新面弘法里

所在地の地勢及地形 西新面を隔る北の二十九町、東に山岳起伏し、南海岸に接するも、耕地相當廣闊にして地形平坦なり
 部落内の同族姓氏及其戸数と人口 南陽洪氏五五戸、三六七人
 同姓以外の戸数及人口 一二戸、五八人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 四百年前、明宗朝領議政洪暹なる者の賜佩地にして、爾來子孫繁榮し部落構成に至れり
 部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作兼小作一五戸、小作五〇戸

宗家の資産地位聲望 資産なく、地位儒林、聲望なし
 吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴

イ、領議政文公洪彦弼仁宗朝に配享

ロ、弘文館大提學領議政洪暹安谷書院配享

ハ、吏曹判書兩館提學洪貞孝公洪義孝行の孫あり

ニ、左承旨洪洪は學諱豊新にして、「日省錄」、「東國四禮」を編輯せり

長 芝 川

部落の名稱及所在地 長芝川 水原郡東津面長芝里

所在地の地勢及地形 東津面事務所を距る南一里、東に丘陵を負ひ、地形稍傾斜す。又周圍は耕地開け一望平野なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 密陽朴氏七〇戸、四二〇人

同姓以外の戸数及人口 四〇戸、一九七人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 五百年前、姜氏の祖先居住したるが、其の後密陽より朴氏の祖先移居し、子孫繁榮して部落を構成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 朴俊聚資産約十萬圓、朴承哲資産約十萬圓、朴承一資産約七萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作九戸、自作兼小作三七戸、小作六四戸

宗家の資産地位厚望 地位は舊韓國時代忠清南道主事及び職官の職に在りたる者にして徳望高し

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 九十年前、朴長哲なる者あり、學徳高く篤行を以て著はる。郷黨敬慕し、爲めに

習俗革まれりと謂ふ

部落の自治状況 本部落は朴氏を中心として融和し、相互扶助の精神克く行はる

東 村

部落の名稱及所在地 東村 水原郡八灘面舊場里

所在地の地勢及地形 八灘面東部に位し、東は嶺馬山脈連り、西は舊場里西村、北は箕川里峰潭面界、南は塔南面界にして、中央部には

平野廣く地形平坦にして農耕に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 密陽朴氏五五戸、三一〇人

同姓以外の戸数及人口 一二戸、四六人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 二百年前朴西興なる者、祖父朴見龍の墳墓を舊場里葛嶺山に設置し、以て之が墓地守護其の他祭祀の便を計らんが爲、

墓下の隣接地に本住し以て本部落を構成したり

部落の大資産家の姓名及資産 朴來遠約二萬圓、朴啓健約一萬三千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一戸、自作七戸、自作兼小作二一戸、小作三八戸

宗家の資産地位厚望 宗家資産約一萬圓、地位厚望共に普通なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴、朴震堯禮部公、朴海容同副承旨、朴道河月曹書史、朴鍾燾高善大夫、朴大業通政大夫、朴圭鎮中樞院罷官

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は一萬圓位にして、これより生ずる利子を以て、毎年祖先の祭祀、其の他墳墓守護費等に供す、尙ほ漢文私塾を設置して、貧困なる同族の子孫を教養しつゝあり

大 廟 洞

部落の名稱及所在地 大廟洞 江華郡府内面月串里

所在地の地勢及地形 地味肥沃にして、地形は三田山を繞らし、東方は開けて漢江に臨む

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 盧原黃氏四二月、二一〇人

同姓以外の戸数及人口 二七月、一一五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 本部落は黃氏の先祖莊武公の拓きたる部落にして、公は京より下るとき、此の地を賜領地として王より賜り、永住の地とし、其の後子孫繁榮す。建設當初は之を大廟洞と稱し、長嶺面大廟洞として永らく稱へ來れり。蓋し公を祀る大廟の存するに因る。

然るに其の後幾多の變革を経て、大正三年行政區劃改正の際、廟洞と合併して府内面月串里に変更せられ今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 黃南剛一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一、自作五、自作兼小作一一、小作二五

宗家の實地地位希望 宗家甚だ衰微して記事なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴、書讀 通訓大夫司馬寺副正、黃應福 表蓋大夫、工曹判書、高善大夫、黃益亨 通訓大夫、黃斗熙 司馬、黃靈岡、通政大夫、黃翰永 通政大夫、慶興院理兼府尹

部落の自治状況 村民の開化程度を授き、官民協力の精神に富む

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 共同製なるものあり、昨年春（三月）村民會合して設けたるものなり

門中財産利用法及同族救済施設 工曹判書賞術の建設に係る燕尾亭は、納涼地として著名にして、其の他財産より生ずる収入は莊武公の祭記に供す

其他普通部落に比し特色ある點 村民の思想皆高尚にして、學を勵み勤儉貯蓄に努む

金 陵 里

部落の名稱及所在地 坡州郡衙洞面金陵里

所在地の地勢及地形 鶴嶺山は衙洞里と界し北方の嶺山となり、之より一支山脈西走し、金陵川下地方に至り小丘陵を形成し、丘下に部落を構成せり。金陵川は楊州より發源し、高陽郡碧蹄面及び佐甲面を横流し、本部落に沿ひ西流し其の沿岸に都監平野開くるも地味肥沃ならず、漸く部落民の勤勞に依り、今や灌溉及び排水の設備整備せる状態なり

部落内の同姓氏及其戸數と人口 居昌慎氏三三戸、一八一人

同姓以外の戸數及人口 四八戸、五〇四人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 部落創設年代は徴し難きも、肅宗時代(二百五十六年前)交河郡廳を炭縣面葛岷里より本里に移轉し、數年ならずして、現交河里に更に移され、又美村寺書院の書院ありたるが爲、戸口數百を算する都會地となり、一時は交河の中心地を爲せり。尙又居昌慎氏の祖先慎龜重父子京城より移住し、文教振興に貢獻したること尠からざりし爲、當時は交河儒教の中心地なりしも、前記の通り郡廳移轉し、書院は毀撤されて閑寂となり、現今孔子廟のみ殘存し、儒教崇尙の農村となる

部落の大資産家の姓名及資産 大資産家は無きも、自作兼小作に依り年五十石以上の収入あるもの數人あり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作兼小作一六戸、地主二戸、其の他は全部小作

宗家の資産地位歴望 慎氏宗家は長湍郡江上面に移住せり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 慎龜重英祖朝の時期朝廷に請ひ、中宗大王の廢妃慎氏を復位し、沮諷を追討するに功あり、官位は文科正郎に至る。慎俊彰號河濱にして所著文集百餘卷に上り、斥邪錄を作りて異教を排し儒教を振興したる著名なる人物なり。官は進士に至り隱逸として世に知らる

部落の自治狀況 部落民の中心人物の指導を絕對に遵守し、古來より傳來する洞規に隨ひ、冠婚喪祭四禮に相互援助し、冗費の節約を圖

り、官公署施設行政に善く服従す

村落の共同事業及組合興辦の沿革現状規約 水使用料を徴し、水修築改善費に充用す。尙ほ餘分は里中費用に補充する状なり

村落には孔子廟及び尹美村書院有りたる故、通信規約と稱する規約ありて、民風改善、教育施設を掌りたるも、現在に於ては著しき實績なし

門中財産利用法及同族救済施設 慎氏門中ありて祖先の封塋修築祭典の舉行、貧族の救済を施行し居るも、現在に於ては昔日の如く盛はず

斗 澄 洞

村落の名稱及所在地 斗澄洞 坡州郡青石面東陣里

所在地の地勢及地形 漢江沿岸より約十五町、摩訶山より約十四町の距離に一部落を構成し、高峯峻嶒、赤山赤野の地なり

村落内の同族姓氏及其戸数と人口 晋州柳氏二六戸、一五七人

同姓以外の戸数及人口 二二戸、一二五人

村落民の主なる職業 農 桑

村落構成の沿革 二百七十年前、先麗柳棟遷仕して、漢陽より來住し今日に及ぶ

村落の大資産家の姓名及資産 同族中柳浣衡なる者約十町歩餘の土地を所有し、約百七十石の收穫ありて資産見積約二萬八千圓なり

村落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主なし、自作一戸、自作兼小作二八戸

宗家の資産地位確望 宗家は約一萬圓の資産を所有し、面長の現職にありて聲望あり一郷に名を知らる

本て村落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 柳棟樞 文章署名にして成均生員進士を歴任せり。柳萬福 中樞府使兼吏曹參議

を歴任せり

村落の自治状況 政教協働節約の趣旨を以て宗會を構成し、贈族主意を以て後孫に續編を示す。然るに現状は不發狀なり

村落の共同事業及組合興辦の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 貧窮者に對し生活程度に依り等級を定め田畝を分配耕作せしめ、賭租は最低主義を以て定め、收穫後は貧困なる者冠婚喪祭の時、金銀を一部補助又は貸付給與す。尙ほ歲時又は凶年には、税を無利子にて分給し、又は祖先香火繼承の爲め位

土を定めたり

鳳谷洞

部落の名稱及所在地 鳳谷洞 開墾郡上道面上置屋

所在地の地勢及地形 本面の南端に位し、東は三仁里、西は羊司里、南は興教園、北は月満に接し、山野多く土地は肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 密陽朴氏八六月、四二八人

同姓以外の戸数及人口 七戸、二六人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約四百年前、李朝世宗の時、朴氏の十五代鳳戸曹正郎が京城より轉居し本部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 朴準采約一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作四戸、自作兼小作二四戸、小作五八戸

宗家の資産地位希望 宗家朴炳哲は最近極貧者となり、松都園へ轉居し、地位、希望等記するに足らず

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事項及組合製鉄の沿革現狀規約

イ、共同事項としては、朴氏宗中より鳳陽學校を經營し來りたるが、經費の都合に依り維持困難となり、昭和三年に閉止せり

ロ、往時朴氏宗中財産を分配し、各自之を貯蓄し、以て興業を組織し、鳳陽學校に對し毎年銀十石を寄附せり。獨の財産約二千五百圓を有す。規約なし

陽村里

部落の名稱及所在地 安城郡瑞雲面陽村里

所在地の地勢及地形 東南は瑞雲山高壁起伏し、其の支脈は北に向ひて緩走し、殆んど山中に介在せる部落にて、西方は約一里の平野に

面するも、頗る交通不便なる高原地なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 南陽洪氏二八戸、一五七人

同姓以外の戸数及人口 三四月、一五六人

部落民の主たる職業 農 織

部落構成の沿革 本部落は宣祖朝洪氏の鼻祖たる洪南城君始めて京城より同地に入り住居せり

部落の大資産家の姓名及資産 洪性鳳資産二千三百餘圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作二月、自作兼小作二月、小作二四戸

宗家の資産地位願望 宗家たる洪性鳳は資産總額（地價）二千餘圓位にて、特別の地位願望なし

香て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及階級 洪季男と稱する雄猛の人あり、年二十餘にして壬辰亂に大功あり、其の功績天朝

に達し、號鐘將軍を賜り、官職兵曹參判に至る

部落の自治状況 本部落の主権者は洪氏にて、里中の事件は公私となく、洪氏中洪鍾元之を支配し、洪氏以外の居住者も洪の支配下に於て暮居す

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約二無し

門中財産利用法及同族救済施設 洪氏點居以來宗中契を設けし、年々之が殖利を爲し其の利子を以て祖先の香火地とし、土地を宗中名義

にて買取し、其の生産穀物を使用し年中春秋節日に於て享祭するのみならず、其の剩餘を以て祠堂を設立し宗中兒童の教育を爲す。且春秋節日に宗中貧困者以外該里居住貧困者にも穀類及び金銀を分ち救済し、秋季收穫後は錢穀に對し安利を附して徵收し、宗中信用ある者として之を掌司せしめつゝあり

忠 清 北 道

本道は小道たる關係上、同族集團数は五〇七あり、その中の著名同族部落は一三四にして、數に於ては少いが、古來兩班の多い地方だけにその分布は密である。道内に最も廣く分布せる同族集團としては、金海金氏四

二、密陽朴氏四二、慶州金氏四一、全州李氏四〇等を擧げることが出来る。著名同族部落より輩出せる政治家

として最も有名なるものを擧ぐれば、鎮川郡草坪面龍亭里陽村はもと慶州李氏たる李時發が祖先の祭祀の爲め此地に在住したるに始まりたる部落なるが、此の部落より左議政李慶億、參判李慶徽を出し、鎮川郡梨月面老院里より贈領議政申樵を出したるを始とし、清州郡琅城面葛山里は漢城左尹吳碩昌、同郡北一面飛中里飛中は兵曹參判羅嗣宗、報恩郡報恩面鍾谷里は工曹判書金乙貴、鎮川郡柏谷面石峴里龍岩は光陽縣監劉得信其他、鎮川郡萬升面眞院里大實は漢城判尹贈吏曹參議洪璣、清州郡玉山面德村里德村は贈嘉善大夫戸曹參判鄭必武、清州郡北一面酒城里は吏曹參議李德洙、平安道觀察使李泰淵等である。

部落構成に關して興味あるものに寺址の部落がある。忠州郡東良面荷川里は高麗時代の淨土寺址であるが、高麗開國百七十四年全州李氏の開拓に係り現在同族四五戸、一八〇人を有しており、沃川郡青山面大寺出は古昔寺刹所在地にして初め田氏十數代世居したる處、其の子孫は他處に移居又は死亡し、次いで南原梁氏これを襲ひ、十餘代續きて全村を占據したることありたるも後亦衰微し、二百餘年前原州元氏の祖元啓卓なる者、慶尙道尙州より來住し現在に至る迄七、八代に及んで居る。又部落が二個の同族より構成せらるゝものを擧ぐれば次の如きものがある。沃川郡青山面萬月里下萬月は四百年前、全州崔氏が慶尙北道海平より來住し、其の五十六年後慶州金氏たる金楫來住し、金崔兩氏共永く此地に世居し、現在慶州金氏四〇戸、全州崔氏二〇戸の部落を形成し、沃川郡青山面禮谷里外禮谷は昔時吉城李氏居住したるも其の子孫今は亡び、二百年前綾城具氏の祖具貴常なる者清州郡八峰より移住し、其の五十六年後密城朴氏の祖朴昌再なる者本面白雲里より來住し、現

在綾城具氏三九戸、密城朴氏三〇戸の兩同族に依りて部落を構成し何れも六、七代に及んで居る。

葛山里

部落の名稱及所在地 濟州郡瓊城面葛山里

所在地の地勢及地形 圖事務所より西北二里八町、濟州面より東二里餘の處に位し、部落の左右及び後方は山にして、前には曠野開け、

山谷の間に家屋點在し、地形稍高し

部落内ハ同族姓氏及其戸數と人口 實城具氏六八戸、三五〇人

同姓以外 戸數及人口 一六戸、七六人

部落民の主なる職業 農 桑

部落傳説の沿革 二百五十餘年前、吳瑞（官清自史、漢學識）なる者、始めて此の地を下し、兩名を葛山と稱し今日に至る

此の民の冠正、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主、乙三月、自作一〇戸、自作兼小作三〇戸、小作三三戸

職業 耕作地位希望 實城は田番計一町歩、山林十町歩にして、地位、厚望なし

部落民のハ、唯出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 吳頌昌 官進士、學問道徳を以て著名なり。吳者六 漢城左尹を擔任せり。

吳頌昌 六日、吳在昇（官進士、號海菴） 文章道徳を以て著名なり

部落の自治状況 他の一統部落に比し顯著なる事項なし

部落の共同事業 及組合契約の沿革 現狀規約なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を以て祖先を奉り、餘財を以て同族を救済す

蓮亭

部落の名稱及所在地 蓮亭 濟州郡江内面蓮亭里

所在地の地勢及地形 四方長山に圍まれ、葛山下川は斜流し、白沙坪は前面に續がり、扇形狹少の處なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 漢陽趙氏四三戸、二三六人

同姓以外の戸数及人口 一二月、八一人

部落民の主なる職業 農 織

部落構成の沿革 約三百五十年前に建設したるもの如きも、其の沿革は詳かならず

部落の大資産家の姓名及財産 趙龍元一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作二六、自作兼小作八、小作二一戸

宗家の資産地位希望 一千七百圓の資産ありて、地位希望なし

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 なし

部落の自治状況 冠婚葬祭に使用する器具を備へ置き、之れを共同使用し、凡つ部落道路及び共同井戸修築並に掃除等を共同協力して施

行す

部落の共同事故及組合契約の沿革現状規約 部落契あるも其の沿革不詳にして、契金の利子を以て冠婚葬祭の器具及び共同井戸の修築費

等に使用す

門中財産利用法及同族救済施設 田畠及び山林ありて一定の管理人を置き、之れより生ずる利益を以て祖先の墳墓を保守し、時祭を行ひ、

一部は管理費に支出し、尙ほ餘分ある場合は同族中の貧困者を救助することあり

飛 上

部落の名稱及所在地 飛上 清州郡北一面飛上里

所在地の地勢及地形 米院西と北一面の接境に鑿出せる新開地に位し、四方獨山短麓散在するも、地形は比較的平川にして耕地多し

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 草薙下氏五五戸、三三六人

同姓以外の戸数及人口 二四戸、九七人

部落民の主なる職業 農 織

部落構成の沿革 約四百年前、下氏の先祖下忠男が本部落を建設してより、其の子孫増加し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 下理永六千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸致 地主なし、自作四戸、自作兼小作一四戸、小作六一戸
宗家の資産地位遷望 宗家は他處に移住す

有て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 卜景福官位なし學問卓越なるを以て八道各書院の院長となる
部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は祖先の享祀及び其の他爲先事業に供す。同族救済施設なし

飛 中

部落の名稱及所在地 飛中 濟州郡北一面飛中里

所在地の地勢及地形 本部落は殘山短麓に位し、地形平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 安定羅氏二一戸、一三〇人

同姓以外の戸數及人口 一二戸、六八人

部落民の主なる職業 農 樺

部落構成の沿革 四百五十年前、羅嗣宗なる者本部落を建設してより、其の子孫引續き居住す

部落の大資産家の姓名及資産 羅相憲一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸致 地主なし、自作兼小作五戸、小作二八戸

宗家の資産地位遷望 宗家は他處に移住す

有て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 羅嗣宗 官職兵曹參判、戦功ありて忠臣の旌闕建設、後世儒林に於て濟州南水、

(現王山面金城里)に書院を建設す(今城)

部落の自治状況 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は先祖の享祀及び其の他爲先事業に供す。同族救済施設なし

方 井

部落の名稱及所在地 方井 清州郡南一西方四里

所在地の地勢及地形 東南北は上富山の支脈に連り、西は無形川清流に臨み、清報嶺三等道路沿線に在りて、地形は平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 清州韓氏六八戸、四六八人

同姓以外の戸数及人口 一五戸、五七人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約千年前、高麗朝太祖の時、清州韓氏の始祖たる韓蘭(官太尉に止む)が同部落に於て出生し、里名を方西と稱したり。

本朝に亘り一名を竹村と稱し、土地無部測量の際方西里と稱す

部落の大要 産家の姓名及資産 韓命求小作米收穫高約三百石

部落民の地産、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一戸、自作五戸、自作兼小作五戸、小作七二戸

宗家の資産地位 宗家は居住し居らず

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 韓蘭 官三重大区門下太尉、高麗王寶蓋を征伐の時、軍糧の供給に力を盡し、智

謀を出して百濟を滅し、新羅統一に盡力したる功績あり

韓淵 官都倉副右政承 元の皇帝朝鮮王を召し、朝國を命ぜし時、韓淵が朝鮮王の侍従として共に渡元せり。瀋王是なる者、朝鮮王を

皇帝に隨つて危險に陥るや、韓淵は奇謀を出して禍を免れ、一等功臣に録せらる

韓公儀 竹戸部御書辨城尉 略歴未詳

韓理 官史曹判書 略歴未詳

部落の自治状況 部落民は元より貧富相和し、相互扶助して他に依頼せず

鎡 洞

部落の名稱及所在地 清州郡聖都西鎡洞

所在地の地勢及地形 部落の東西南は山野環立し、其の中央は平坦開野せり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 寶城吳氏五九戸、三三三人

同姓以外の戸数及人口 二三月、一一〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 元文藝郡二道面舟橋里なり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主なし、自作五戸、自作兼小作二五戸、小作二九戸

宗家の資産地位展望 普通

零て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 稍々自治し得る状況

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 大正十五年四月一日同里保安組合を組織す。規約は左記の通りとす

門中財産利用法及同族救済施設 なし

其他普通部落に比し特色ある點 同里中心人物たる區長吳永琦は、公私共親切公平を計り、平素勤儉節約を本意とし、第一納税觀念は國民たる最大義務と宣傳せられたる結果、其の部落に於て納税成績優良なり。尙ほ大正十三年度に於ける納税成績優良の故を以て、本面納税貯金組合支部長より月見時計壹個を贈り之れを表彰せらる(大正十五年十月三十一日)

蟻洞保安組合理約施行細則

第一章 組合理約

第一條 組合長は諸般組合事務を處理す

第二條 副組合長は組合長を輔佐して組合事務を處理し、一般組合員の約定したる實行條目を獎勵す

第三條 評議員は本組合の應援機關を以て總會又は役員會に於て發議權を有す

第四條 部長は測定したる組合理約に基き、組合長の命を受け部内組合員に對して實行條目の善惡を通告すると同時に、組合事務を處理す

第二章 選奨處罰

第五條 本組合の組合員が所定の各條目を遵行して、他に模範となるべき組合員に對しては、本規約に依りて組合長此を選奨す

第六條 部長は部内各組合員に對し、前條に該當すべきもの、有無及本規約第十二條に該當すべきものを調査員は調査して、隨時組合長に内告すること

第七條 遺失は表裏狀に依りて之を行ひ、特に左の標準に依て金圓、又は物品食物を以て授與する事あるべし

標準 金圓以上拾圓、又は物品食物等を以て代ふる事を得

第八條 處置は成骨又は念約金を以て之を行ふ

標準 金圓以上拾圓

第九條 第六條内告を處理したる時は、組合長は役員會にて所在の便之を處理す

第十條 遺失したる組合員氏名及其事故の概要、並其遺失の概要を總會に於て一般組合員に之を頒布する事

第十一條 本規約第十條の組合費は總會に於て之を協議決定する事

第十三條 本組合の備品帳簿

第十二條 本組合に關する帳簿並財務は組合長之を保管整理す

第十三條 本組合には左記帳簿を備置する事

一、組合員名簿

二、金圓出納簿

三、交際授與者又は處罰者名簿

四、成骨帳簿

五、総計及役員會に會議錄並に決議案

鍾 谷 里

郡名の名稱及所在地 報恩郡報恩町鍾谷里

所在地の地勢及地形 東西には山ありて森林鬱鬱し。南北は平野にして農耕に適す。報恩邑内より外道路を通じ交通便利なり。

鍾谷川は郡名の中央を貫流す

郡内内の同族姓氏及其戸數と人口 慶州金氏一八一戸、一、〇八〇人

同族以外の戸數及人口 一二七戸、七六〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 六百年前、新羅敬順王の後裔、金將有の孫金乙貴、本地に來り部落を創設したり

部落の大資産家の姓名及資産 金洪準三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作一〇〇戸、自作兼小作一〇〇戸、小作一〇八戸

宗家の資産地位聲望 宗家は他地に轉出し、資産地位聲望なし

吾て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金乙遷世宗時代判軍器寺事、金乙貴同工曹判書、金乙教同黃海監司

林 閑 里

部落の名稱及所在地 報恩郡炭釜面林閑里

所在地の地勢及地形 炭釜面の東北間に位し、部落の南は報恩官基間等外道路ありて山岳なく平野なり。地味は農耕に適し、東北には俗

離川の上流ありて報育川に合流し錦江に入る

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 杞溪俞氏三〇戸、一二〇人

同姓以外の戸數及人口 四三月、一八〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約三百年前、俞氏の先祖たる俞盛此の地に來り里名を林閑里と名付け、住宅を設け漸次子孫繁昌せり

部落の大資産家の姓名及資産 俞鎮元一萬七千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作二〇戸、自作兼小作二二戸

宗家の資産地位聲望 宗家あるも資産地位聲望なし

吾て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 俞致一舊時代校理を歴任せり。俞興溶李朝時代都事を歴任せり

部落の自治状況 本部落民は官の命に能く従ひ、何事も自覺性覺悟にして、自治力他に絶とする所あり

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 本部落住民中現在五十戸は一致團結を爲し、毎日御飯米中より一匙づゝ貯蓄し、部落共同事

業を要する場合は、之れより生ずる金額を以て使途に充つ

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産より約四百圓を贈出し私立講習會を設け、無産兒童四十名を收容しつゝあり

金谷里

部落の名稱及所在地 報恩郡懷南面金谷里

所在地の地勢及地形 地勢險峻にして東南には山岳環圍し、西は懷仁川に沿ひ懷仁大田間等外道路に接す。地形高く傾斜地にして平坦な
らず

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 府原兼氏三五戸、二三〇人

同姓以外の戸数及人口 一二月、五一人

部落民の主なる職業 農 織

部落構成の沿革 本部落の構成年代は未詳なるも、今よりの約四百年前朴村と云ふ名稱ありたりと云ふ。然るに兼姓本部落を占むるに至り
朴村と殆んど雙立形勢にて部落開拓に努めたるが如し。兼姓の居住は約三百五十年前位なり

部落の大資産家の姓名及安産 桑在新六千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作一三戸、自作兼小作一八戸、小作一一戸

宗家の資産地位歴望 宗家は京畿道金浦に居住す。資産地位歴望なし

各て部落より引出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 該當事項なし

部落の自治状況 自治と認むべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 部落に潤突なるものありて、明治四十二年設立當時、毎月十錢宛繰出して秋利をなし、之れ
より生ずる収入を以て共同事業の用途に充つ

龍坊里

部落の名稱及所在地 沃川郡伊院面龍坊里

所在地の地勢及地形 沃川郡伊院驛より東方一里の距離に在りて、両里は九龍、七方の兩部落に分ち山間に位し、部落の前には耕地稍々
開き、赤登平野に接駁す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 善山郭氏七四戸、四一二人

同姓以外の戸数及人口 七〇戸、三六七人

此部落の主なる職業 農 桑

此部落の沿革 本部落は郭氏の先祖郭淳なる者が、今より約五百年前、嶺南玄風地方より移居し、同里を設立してより其の子孫繁昌し今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 郭昌淵 小作米收納高四十石、資産見積額八千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一戸、自作二二戸、自作兼小作三四戸、小作八二戸、計一三九戸

宗家の資産地位變遷 宗家たる郭重協は五年前金帛に於て旅死し今は絶家となる

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 郭良、號龍村、官職暹陽府使學者として名譽高く、院村書院に配享せられたり

部落の自治状況 本部落は農を主とし副業としては、叭織及び養蠶一般に普及し居るも、他部落に比し深酷なる疲弊に陥り、郭氏に於て特に甚だし

部落の共同事業及組合契購の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は祭享費を捻出する爲め若干の土地あるも、他に利用すべき財産なし

其他普通部落に比し特色ある點 各姓雜居せる部落に比し七方里は相愛の觀念に缺如する所あり

九 萬 洞

部落の名稱及所在地 九萬洞 永同郡楊江面九江里

所在地の地勢及地形 比較的畝多く田之に次ぎ、部落の北部には小魯山を負ひ、南部は九江津に臨む

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 星山張氏 五六戸、二八八人

同姓以外の戸数及人口 六戸、二六人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約三百年前、裴氏來住し、其の後子孫漸次増加して現在に至る

部落の大資産家の姓名及資産 特記すべきもの無し

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作一五戸、自作兼小作三〇戸、小作一七戸

部落の白口状況 特記事項なし

部落より輩出せし著名なる人物の姓名官位及略歴 裴尙度(號納庵) 石溪岡公望の門に業を受け、其の俊重峰趙重先生に私淑し、學行卓絶士反に推尊せられ、丙子胡亂後その住宅に異蹟日月大相鼓坤の八字の匾額を壁上に掲げ、一生胡に反し大明を敬慕す
裴鳳煥(號湖隱) 孝友根天啓は絶倫にして、宋奉熙先生の門に業を受け、學識博富、孝道卓後に依り、士林の翹報に遠伯啓聞したる結果、高宗朝に贈吏曹判兼河遂參贊追贈三世の恩典を受く

玉 溪 洞

部落の名稱及所在地 玉溪洞 永同郡深川面高塘里

所在地の地勢及地形 深川面西端に位し、東は深川里、西は麻谷里、南は錦汀里、北は元灘里禿洞里と接し、錦江は部落を西流す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 蔚山朴氏 二八戸、一五九人

同姓以外の戸數及人口 一四戸、六五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 今より約三百年前、朴彦謙なるもの來住し、その子孫引續きて此の地に住居す

部落の大資産家の姓名及資産 朴九淵その資産約八百圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作兼小作五戸、小作二三戸

宗家の資産地位略歴 特記事項なし

部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朴致謙なる者、折衝將軍會知中樞府事器壽大夫を歴任す

部落の自治状況 特記事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は貧困なる同族に小作せしめ、其の收入を以て祖先祭祀の資に充つ

陽 村

部落の名稱及所在地 陽村 咸川郡五坪面龍亭里

所在地の地勢及地形 面事務所より約二町餘の南部に位し、傾斜十度の山にして前面には美湖川上流の流あり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州李氏三〇戸、一六四人

同姓以外の戸数及人口 六〇戸、八八五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 慶州李氏の先祖李時發（號碧格）が、先祖の葬式を部落の前山に舉行すると同時に此の地に止まり、本部落を創立し現在に至る

部落の大資産家の姓名及資産 李鍾璣は同部落内の資産家にして約一萬圓の資産を有す

部落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作二戸、自作兼小作三六戸、小作五二戸

宗家の資産地位聲望 地位相當にして聲望稍々良好なり

客て部落より引出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李慶徽（號碧格）文科官至參判、李應健（號華谷）文科官至左議政

部落の自治状況 當局の指導獎勵は勿論、同部落内中心人物の指導獎勵に依り一致協力の上、一般事業を進行しつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 同族の生活程度に應じ金穀を贖出せしめ、三年前より保宗契を設立したるも何等規約なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を他姓に貸付け、其の収益を以て貧弱なる同族救済を爲す

外 九 里

部落の名稱及所在地 外九里 鎮川郡文白面九谷里

所在地の地勢及地形 鎮川邑内より約一里餘の南方に位し、四圍山間の部落なり

部落内の同族姓名及其戸数と人口 常山林氏一〇〇戸、五五〇人

同姓以外の戸数及人口 三五戸、一九〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約三百年前、林將軍茲に基礎を定めて子孫相襲ぎ今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 林學洙四萬圓、林錫佐三萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三戸、自作一六戸、自作兼小作二〇戸、小作一〇〇戸

宗家の資産地位聲望 面内に於て可なりの地位を占め、尙ほ面内に於て相當なる聲望を有す

容て部落より引出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 林氏の一族は門長なる者あり、門中に事故ある時は事の大小を問はず、門長及び宗孫を以て議決機關を構成し、其の議決を基礎として解決を図る。尙ほ宗中より知事者を宗中代表として選出し置き、此者をして内外の事項を行使せしむる事あり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 部落の共同事業として宗中財産より祭祀費祭に使用する各道具を設備したる事あり、宗契を設け宗中有益なる事業を興し、講堂を設けて宗中児童の教育を爲しつゝあり、但し右宗中契に關する規約無し

門中財産利用方法及同族救済施設 門中財産利用は前記記載のものにして、同族救済施設無し
其他普通部落に比し特色ある點 比較的生活状態稍々裕かにして、同族の團結力強し

龍 岩

部落の名稱及所在地 龍岩 鎮川郡柏谷面石龍里

所在地の地勢及地形 地勢 西南山岳多く、地形 峻は山に接し、前と左右は平野なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 江藤劉氏二一戸、一〇五人

同姓以外の戸數及人口 九月、四四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約五百年前、兵使劉信周なる者本部落を建設し、其の後子孫引續き住居し現在に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 劉承源五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作三戸、自作兼小作一二戸、小作一五戸、地主なし

宗家の資産地位期望 宗家の資産約二千圓を有し、地位期望普通なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 劉熊綱將軍行忠佐衛司果、劉豹成均生員、劉世光通訓大夫行奉

樂院食正、劉麟趾保功將軍行忠武衛司果、劉大雅通訓大夫行思津縣監、劉孝之壽善大夫行繁樹鳥祭訪、劉得信行元陽縣監、劉煥河川人

夫光陽縣監、劉鳳烈通訓大夫行親權第一聯隊長

老 院 里

部落の名稱及所在地 鎮川郡梨月面老院里

所在地の地勢及地形 本部落武帝峯麓に構成せられたる大村にして、前は長楊坪と云ふ平野展開し、背山臨野の部落なり。鎮川竹山通三等道路より四方約一町餘の處に在り、交通便利なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 平山申氏、二九戸、一六七人

同姓以外の戸數及人口 三九戸、二〇四人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 四百餘年前、申棟（忠憲公）此處を基地と定めて轉居し、其の後子孫漸次繁榮し、今や申氏集團部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 方善容小作米三百石、資産見積額六萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作五戸、自作兼小作五戸、小作四五戸

宗家の資産地位希望 宗家は極貧者にして、戸主は現在陰城郡邑内へ居住し、長男十八歳の者僅に家産を維持し居る状態なり。仍て地位も望望もなく、唯親類よりは宗家として尊重せらる

在りて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 申棟 輔國兼兵曹判書、平山府院君勳二等贈領議政監統忠憲公

部落の自治状況 該部落項なし

部落の共同事業及組合契款の沿革現状規約 右該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産見積額約五千圓にして、祖先の祭祀及び管理焚香の費用に充用す。尙ほ先年申氏門中より財産の程度に従ひ、白米一石又五斗、三斗宛贈出し、收合したる米七石餘を基本財産とし、年五割の利息にて個人に貸付け、毎月三斗宛贈家りの生活費に補給せり

大 貫

部落の名稱及所在地 大貫 鎮川郡萬升面寶院里

所在地の地勢及地形 東は本面寶院里、南は鳩岩里、西は京畿道安城郡金光面、北は同郡二竹面斗橋里に接し、西北は山に囲まれ、河

川東面に流れ、寶院里を貫流す。鎮川・竹山通三等道路より三十町位の處にありて交通便なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 南岫洪氏、一七戸、一〇六人

同姓以外ハ戸數及人口 一七戸、七六人

部落民の主なる職業 農 梨

部落構成の沿革 三百年前、洪氏の祖先洪友敬が京城より移居して部落を構成し、四方の山林を占有して土地を開拓し、附近の同姓を集めて部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 該富事項なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主なし、自作三戸、自作兼小作六戸、小作二五戸

宗家の資産地に希望 支應見積額三千八百圓、儒生にして厚望厚し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 洪璣 萬曆己酉十月十九日生、崇禎己卯進士漢城判尹贈吏曹參議、顯宗ア未十二月五日死亡

部落の自治状況 該富事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 大正十年より婚喪儀を創設し、婚嫁及び喪事に要する器具を備置して、契員使用の場合は無料にて使用し、其他には使用料を徴收して契の收入を爲し、種の本財産たる米穀及び現金は、年五割の利子を付し部落民に貸付け、秋期に徴收するものにして、成績良好なり

門中財産利用法及同族救済施設 宗中土地及び山林を同族に小作せしめ、其の收入は祖先の祭祀費に充當し、残りは宗孫の生活費に充用し居れり

杏 井 里

部落の名稱及所在地 杏井里 鎮川郡鎮川面

所在地の地勢及地形 雄火山と文案山兩山の支脈にして、文案山より流るゝ小川部落の中心を貫き東西に分たる。土地平坦にして、北部には栢谷川あり、其の沿岸に肥沃なる平野を控へ、灌溉の便良く農耕に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 陽城李氏四七戸、二七五人

同姓以外の戸數及人口 九三戸、四六七人
部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 務高麗柱國公大臣輔國陽城君秀匡の十二世孫萬善大夫僉知中樞府事大鳴なる者、三百五十餘年前、此の部落に移住設基し、子孫又代繁昌し現今に至れり

部落、大財産家の姓名及資産 李來復資産三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作九戸、自作兼小作二八戸、小作一〇一戸

宗家の資産地位聲望 宗家は李來復にして、善心に富み聲望高し

皆、此の地より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 姓名李來復、官位及略歴高麗時代に成均館進士に奉職し、文廟職員面協講會員を歴任す

部落の自治状況 部落民共同一致して、農業に従事して漸次進歩しつつあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 李氏宗中より金錢を贖出し宗土を買入れ、其の收入を以て祖先の祭を奉じ、宗山造林費用に用ふ。

同族中貧困者には李來復錢米を利子なく貸付し居れり

忠 清 南 道

本道内の同族集團數は六四二にして、この中に著名同族部落は一三一あり、論山郡・扶餘郡・舒川郡・公州郡・大田郡地方に多く散在し、その最も大なる部落は燕岐郡南面陽化里の扶安林氏部落にして、同族戸數一九三戸あり、同族外戸數は一五戸あるも、何れも林姓の小作又は婢僕に過ぎず、殆んど同族のみの集團と稱するも差支へない。其他全州李氏、安東全氏にも大なる部落を形成せるものがある。本道に最も廣く分布せる同族集團は、全州李氏五九、金海金氏五一、密陽朴氏六一、慶州全氏四三、光山全氏二四等であるが、此等の部落

より政治家、學者等著名の士を多く出して居る。就中、大田郡東面内塔里の慶州金氏たる領議政金淨、青陽郡飛鳳面養士里の全州李氏たる左贊成李翼濱、牙山郡道高面道山里の金海金氏たる小府少監金秩等は其の尤なるものである。本道に於ける部落には祖先墳墓の守護を目的として發生したるものが尠くない。今其の二三を擧げて之を例示すれば、大田郡杞城面元亭里上下鉢は、今より百九十餘年前、恩津宋氏たる宋春堂を部落南端鉢峴山麓に入葬したるが、其の子孫は右墳墓祭祀の爲め此の地に來住し、政府より墳墓地として勅賜せられたる二百餘町歩に達する林野を拓き、農業を營みつゝ、現在に至りたるものであり、青陽郡飛鳳面養士里餘士里は、全州李氏たる李翼濱の墳墓所在地であり、三百年前侍墓の爲め子孫此の地に來住したるに始まり、唐津郡松湫面佳橋里申菴は今より約七百年前具氏の中始祖たる相公壽を此地に埋葬し、相公の夫人申氏は菴を建て、夫の爲めに遷葬し、其の後相公の後裔湖院公準本里に落郷し、先の菴を修築して祖先の供養を行ひつゝ、漸次部落を構成し現在に至れるものである。其の他部落構成の沿革として興味あるは、部落に於ける一族集團の交替にして、部落は必ずしも永久に一同族のみによりて占據せらるゝものに非ずして、時代の經過に伴ひ初めに占據せし同族が他姓の壓迫を受けたるが爲めか、或は他によりよき土地を求めてか其の地を去り、他姓の代りて之に據り部落を成して居るもの、多いことである。例へば大田郡懷德面宋村里は白氏の多數居住せる爲め白達村と迄稱せられたるところであつたが、高麗末期恩津宋氏の祖先宋倫と稱する者此の地に居住して以來、其の子孫繁昌し現在宋村の名稱を有して居る。また燕岐郡東面松龍里は高麗末期から李朝初期にかけ、楊、金、張三姓

よ、る部落であつたが、其の後、楊、金二氏は繁昌せず、張氏の子孫のみ漸次繁昌し、現在張氏九五戸、四七〇名の張村部落を構成して居る。

松 龍 里

部落の名稱及所在地 燕岐郡東面松龍里

所在地の地勢及地形 本部落は本面老松里後山嶺嶺山支脈にして、東南は内板里一部に接し、西面は桐津原野開け、部落前には京釜鐵路横斷せり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 結城張氏九五戸、四七〇人
同姓以外の戸數及人口 三六戸、一八〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 高麗末より李朝、初期にかけ、楊、金、張三姓が初めて部落を構成したる處にして、其の後楊、金二氏の子孫は繁殖せず、張氏の子孫のみ漸次繁昌して一大部落を構成せり。部落は元來松山、龍谷、回龍、羅洞四ヶ部落に分れたるも、大正四年洞里廢合に依り東面松龍里となりたり

部落の大資産家の姓名及資産 張基瓚は小作收納高約一千五百石、資産見積額約十五萬圓なり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四戸、自作兼小作六〇戸、小作六七戸

宗家の資産地畝畧 宗家の資産は約千五百圓、地位は儒生なるも、何等聲望なし

宗家の子弟より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 該當者なし

部落の自治状況 本部落は同族居住の結果、何事も結合團結して自訓自戒を爲し、部落に於ける事案も稍々進歩し、相互自治をなせる現狀なり

部落の共同事業及組合契機の沿革現狀規約 大正五年振興會を組織し、爾來會員一般が振興會實行徳目を遵守して相當の成績を擧げつゝ、あり、尙ほ昭和三年勸業共済組合を設置して、部落内の小農家の生活安定を圖り來りたる處、其の効果顯著なるものあり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産中、田、杏は祖先の墳墓管理者をして小作せしめ、其の小作料を以て毎年秋期時祀奉進に供用し

現在は宗親と稱する親を設け、毎年積利をなし、祖先の事業を維持し又は宗族間の施設事業を維持し、別に救済施設なし

世居里

部落の名稱及所在地 世居里 燕岐郡南面陽化里

所在地の地勢及地形 本里は錦江に沿ひ、沃野開け、附近遠儀里に長前水利組合あり、尙宗村里より東面内板驛に至る等外道路は、本里を貫通して交通便利なり。且つ本里背後に轉月山と稱する名山ありて、春秋二季には又人墨客の來遊する者多し

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 扶安林氏一九三戸、一、三一一人
同姓以外の戸數及人口 一五戸、七五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約五百年前、阪穀公本里に居住し、爾來世々子孫繁殖し、林氏部落となり、同里に居住する他姓の者は殆んど林姓の婢に過ぎず

部落の大資産家の姓名及資産 林憲星二萬圓、林憲英一萬八千圓、林廣治二萬三千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作三一戸、自作兼小作九四戸、小作八三戸

宗家の資産地位聲望 林東淳 資産一千五百圓を有し、中流階級にして、部落内に於ては相當崇拜を受く

省て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 林西河公元、兩班として、社會に於ける聲望高かりしものなり

部落の自治狀況 本里に振興會を置き、之れを以て德義、風俗、産業、納税其の他各般の事業に就き、相一致して之が實行獎勵を期しつゝあり

宋村

部落の名稱及所在地 宋村 大田郡懷德面宋村里

所在地の地勢及地形 本部落は木浦市街を距る北一里餘の處に位し、東北は山岳(鷄足山)に連亘し、北は北面に界し、東は北來里、南は外南里、佳陽里、西は中里と隣し、附近一帯の地形は山岳多くして、目下造林行はれ、且つ部落前には溪流ありて景趣に富む

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 忠津宋氏八戸、四七人

同姓以外の戸数及人口 七三月、三八三人
部落民の主なる職業 農 森

部族構成の沿革 現宋村里は高麗時代白氏の多数住居せる爲め、白蓮村と稱し來りたる處、高麗の末世に宋氏の先祖宋儼（號雙濟堂にして現中里宋氏宗孫宋斗永住宅に該社堂あり）と稱する者居住以來、其の子孫大繁昌せるを以て遂に宋村と稱するに至れり

宋村里とは區域變更以前は上宋村（現宋村里）と稱し、下宋村（現中里の一部）の雙濟堂の住宅には宗孫宋斗永が居住し居り、上宋村は雙濟堂の子孫同春堂（宋凌吉の堂號）の居住したる地なり（該堂は宗孫宋洛彬住宅に在り）

部落の大資産家の姓名及資産 宋乃彬二萬圓、金尙麟二萬五千圓、鄭東宋二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作四戸、自作兼小作一七戸、小作五二戸
宗家の資産地位聲望 雙濟堂宗家、資産約五千圓、中流以上、区内に於て價望厚し

同春堂宗家 資産約一萬圓、地位中流以上、区内に於て價望厚し

在て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 宋奎瀧（號麟月堂）官安慶大夫諱曹判書

部落の自治状況 昔時部落には中心人物ありて整調なる事項は勿論、或時は民間の訴訟事件も官董の手を煩はすことなく解決せらる、有様なりし處、現今は平等主義瀾漫して昔日の面影無く、別段自治と稱すべき事項なし

部落の共同事業及組合契機の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 基本財産（田、畜）収益を以て下記各項に充用す。先祖の祭祀費支出、宗孫の生活費補助、宗孫の住宅修繕費等、其の他財産管理費支出

其他普通部落に比し特色ある點 特色として認むべき點次の如し。愛親敬老の美風を保持すること、兩班と平民との秩序比較的正しきこと、服恥を重んずること、去職就實の美風あること

塔 山 里

部落の名稱及所在地 塔山里 大田郡東面内塔里

所在地の地勢及地形 東面事務所を距る北部約一里の地所に位し、大田恩祿等外道は部落内を貫通せり。而して毎日自動車の便あり、西北部は錦江を以て忠北清州郡と界す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州金氏二八月、一〇三人

同姓以外の戸数及人口 六〇戸、四六五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 元は忠清北道清州郡周岸面に屬したるも、大正三年府郡面廢合の際、大田郡面内塔里となれり。本部落は、三百五十年前、金氏に於て建設し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 該有者なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作八戸、自作兼小作九戸、小作一八戸

宗家の資産地位名望 資産は約一萬二千圓にして、地位名望は特に記すべきものなし

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 金淨號冲奄贈大匡輔國崇錄大夫驍政府領議政府領議政行委憲大夫刑曹判書弘文館藝文館提學贈諡文簡公、道學文章當世卓越中宗乙亥上疏請復坤住慎批故に宣配の命あり、仍て驛所にて死亡せり。其の妻宋氏も八日間絶食して就盡したるに依り、純祖三年命によりて旌闕建設せらる

部落の自治状況 宗中より門長を推薦して、門長宗中の意見を徴し諸般の事項を處理す

上 下 鉢

部落の名稱及所在地 上下鉢 大田郡柵城面元亭里

所在地の地勢及地形 大田郡柵城面元亭里の南部に位し、平野少く、同春堂先生の墳墓の下の一農村なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 恩津宋氏 二三月、七七人

同姓以外の戸数及人口 八戸、三六人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 百九十餘年前、宋氏の祖先たる、宋春堂墳墓を該部落の最南端鉢峴山麓に入葬したるに始まり、春堂子孫該部落に居住し、七、八戸の山番を置き、當時政府より墳墓地として勅賜せられたる二百餘町歩に遶する林野を禁養し、農桑を營みて今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 宋鍾諱 小作米收納高五十石、資産見積五千圓

部落民の地主、自作、小作、自作兼小作、小作別戸數 地主五戸、小作五戸、自作兼小作一〇戸、小作二一戸
宗家の資産地位聲望 小作米取納高三十石、資産見積一萬圓、地位儒生、聲望高

各て部落より放出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 政治家人物なし

部落の自治状況 該部落は元來同姓集團地にして、他姓としては鄭、朴等の姓を有する者若干あるも、全部宋氏の總行及び統制に従ひ、
家族の如く生活し居れり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 元來米の替む大講堂に於て學理の研究をなし居るも、時世の變遷に伴ひ現在には之を廢止す。

尙二十餘年前宋氏より出資して基金を作り低利にて貸付し、其の金額現に數千圓に達す

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を以て毎年百圓宛宗家に補助し、其の他は土地を購入して貧困なる同族及び部落民に分給小作
せしめ、低額の小作料を徴收す。尙小作料は之を基本財産に歸入す

其他普通部落に比し特色ある點 民心一般的に醇厚にして、殊に團結の強きこと他部落に見られざる美點なり

柳 村 里

部落の名稱及所在地 柳村里 扶餘郡扶餘面楮石里

所在地の地勢及地形 扶餘面内中北東公州街道上に位し、東北方は新正里に接し、東南方は松岡里を隣し、西方は錦江に臨み、東南は山
岳多きも四方は平野にして、地味肥沃、農桑に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 安東金氏一二〇戸、七二〇人

同姓以外の戸數及人口 二三戸、一二〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 今より二百四十年前、安東金以拊配舒川氏公州郡遷川面鶴林里より移住し來り、農桑を營み漸次其の子孫繁榮し今日に
至れり

部落の大資産家の姓名及資産 金敏相七萬圓

部落民の地主、小作、自作兼小作、小作別戸數 地主一九戸、自作一九戸、小作一〇一戸

宗家の資産地位聲望 なし

省て都落より擧用せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

都落の自治状況 都落の長老金敏相は學識を有し、且資産家なるに依り、都落民の牛耳を握り、一人の一言に依り左右せらるゝ状態なり

都落の共同事業及組合組織の沿革現狀規約 潤糧一、宗糧一あるも、慣習に依り執行し、規約なし

門中財産利用法及同族救済施設 潤糧二百圓、宗糧二百圓あり、又番四十斗落、田二十斗落ありて、之等より生ずる收入を以て、毎年親先祭祀費に充當する外、同族間の救済施設なし

長 亭 里

都落の名稱及所在地 長亭里 扶餘郡場岩面長嶺里

所在地の地勢及地形 南北に長く、都落の西方海拔二千餘尺の古城山に登れば、扶餘八景龍巖峯岳眼下に羅列し、東南には破津山及び鳳舞峰あり、其の一支脈南走北打して透迤紛秀なる一峰を起し、牡丹の形に似たるを以て透印峯と稱す。其の峯下に白馬江横流し其の沿岸に田野展開し、地味肥沃にして五穀蔬菜の産出盛んなり

都落内の同族氏名及其戸數と人口 晉州姜氏九八月、五八八人

同姓以外の戸數及人口 一二戸、六八人

都落民の主なる職業 職業は農織を本業とし、蠶業及び織守等を副業とす

都落構成の沿革 傳說に依れば、百濟時代の南山にして、其の後李朝に至り文亭と改稱し、大正三年に嶺谷里の一部を併合して、長嶺里と稱す。四百餘年間姜氏一姓の相傳したる舊墓地なり。李朝には舊號により面名を南山面と稱し、事務所の位置を此の都落に設置せり

都落の大資産家の姓名及資産 なし

都落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作三二戸、自作兼小作六〇戸、小作六戸

宗家の資産地位聲望 祖先の宗統を繼承したる奉祀孫なる者、學問及び習業がまよらるを以て侍記すべき聲望なきも、資産上と書と書月と書すこと無し

省て都落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 姜公(諱は濟、諡は昭靖公)は三百八十餘年前の人なり、幼時に親母を失ひたるも、

繼母の命に従ひ能く孝養を盡し、學業を修め兵法をも學び才力人にすぐる。其の頃國家は敵國の爲め脅かされしが、公は二十五歳にして内禁衛の職を授けられ、敵兵を打破り其の功に依り特に三階を加へ、其の後又朝家の荒亂ありて戦功あり、故に中宗朝に至りて兼忠、奮義、決策、切運、靖國の職を奉じ議政府左贊ハ勳に至り、永基君に封ぜられ、其の卒するに當り道官吊祭を受け、兵曹判書を賜りたる當時公の威勢は海東に振ひ、且天授仁厚にして濟儉恤約、寬惠不刻なるを以て、立朝四十餘年に間言をなす者無し

故姜公 (諱は信發、詩號は林下) は、九十餘年前の人にして、初年に於て既に物欲なく、退て山林の下に數間の書屋を建築し、自ら號して林下と稱す。經義道學を講究し、且後進の教育を以て己の責任となし、遠地よりの來學者も日に増加せり。諄々教誨に努め就學成功者幾百人に達す。宗族子弟七歳になれば塾門に入らしめ、盡心教訓をなせり。當時姜門諸族樵野夫と雖も經義を談論し書札能く書く、是皆林下先生の降人不倦なる効果とす。現在同附近の人士六十歳以上の老儒は姜林下先生の文學を推稱す

部活の自治狀況 自治狀況は百戸宗族を一家と同視し、孝悌の義と教誨の誼を重んじ相愛し、若し綱紀を紊亂する者ある時は、門長家に於て宗會を開き家規に依り宗罰を施行し、上下秩序あり、先覺者は後進者を指導し、後進者は先覺者を模範とするを以て、時務に昧ならず、法規を遵守し里仁の美風振興せり。大正十四年より振興會を組織し、徳目の實行に努力しつゝあり

部活の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 姜氏宗中所有田地にポブラ二十餘畝本を植栽し、今や林相鬱蒼たり、之の收入を以て教和堂を設立し、振興會の基本金として逐年増加し、且昭和四年の秋季に桑苗五千本を植付け、蠶業の奨励を爲し、光一義塾を建築して學齡を超過せる男女の兒童を募集、夜學を以て普通學校四年程度迄教授す。且つ宗族中貧乏者に賑恤する事も有り、其の規約としては門長を始め櫻長を推定すること、且任員をして金銭出納及び收支帳の文簿を整理せしむること、定期總會を毎年十二月第一の日曜に開き、一年中の事業成績を報告する等のことあり。

門中財産利用法及同族救済施設 大宗中所有土地の小作料收入を以て先祖の享祀費に爲て、其の餘分を以て貧族救済の方法を施行す
其他普通部活に比し特色ある點 特色は同祖子孫たる義誼に教く、數百年來同族中利害其の他の關係を以て訟を起したる事無し、且備金を貯蓄し、土地を買受せんとして代金不足なる者あらば、不足金を貸付し秋期收穫後に還償せしむ

東 谷

部活の名稱及所在地 東谷 扶餘郡世道面東寺里

所在地の地勢及地形 地勢 西北は山岳、東は平野、南は錦江、地形 東西狭く南北に長し

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 豊埴趙氏五五戸、二七五人

同姓以外の戸数及人口 二〇戸、九五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約三百年前に來住し、同族教育の目的を以て講堂を設立し、同族の兒童及び同姓以外の兒童を教育し來り

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作一戸、自作兼小作四戸、小作七〇戸

宗家の資産地位聲望 宗家は本部落に居住せず

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 趙稔 號石谷文科有遺稿、文章鳴世、趙聖復 號通修歴文科附世弟代理參議政務

贈史曹判書監忠簡有文集

部落の自治状況 大正八年振興會を設立し、生活改善、産業獎勵、教育普及等各項を指導實行せり

門中財産利用法及同族救済施設 財産利用に依り其の収益を以て先祖の祭需に供す。同族の救済施設はなし

其他普通部落に比し特色ある點 同一家族にして和睦を主んず

餘 士 里

部落の名稱及所在地 餘士里 青陽郡飛鳳面雙士里

所在地の地勢及地形 飛鳳面雙士里の東南部に位し、西北は洪城郡長谷面礪瀧並に天台里に接し、廣川青陽間三等道路より約十町の所に

して 地勢は平坦なり

部落内の同族姓名及其戸数と人口 全州李氏八七戸、四四〇人

同姓以外の戸数及人口 四三戸、一七二人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 李の祖先翼瀆の墓地所在地にして、三百年前、侍臣の爲め子孫此の地に來住し本部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作二〇戸 自作兼小作四〇戸 小作一一〇戸なり

第六章 特色ある同族部落

宗家の資産地位聲望 斗山里に居住せる李豐儀にして、三千圓の資産を有し、兩班の地位にして聲望高し

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李翼漢 左贊成、揚州牧使、壬辰亂功臣、李溫 嘉善大夫、李尙武 吏曹參判、

李廷材 文承旨、李聖澤 贈吏曹參議、李春培 贈給曹參判、李得愷司 憲州軍令

部落の共同事業及組合交渉の沿革現状規約 大正三年産業契を設立し、爾來其の基本金を蓄積し総額二千圓に達したる處、一千圓は本面
公立普通學校に寄附せり

門中財産利用法及同族救済施設 同族中貧困にして生活困難なる者に對しては、同族會を開き打合せの上食糧を分配し、又は同族中學費
支辨に困難を感ずる者に對しては學費を補助しつゝあり

其他普通部落に對し特色ある點 納期を遵守し何れも滞納に至らず、又勤儉力行し、漸次生活安定し他に模範を示しつゝあり

申 菴

部落の名稱及所在地 申菴 唐津郡松楸面佳橋里

所在地の地勢及地形 東は本面盤村里、本堂里、西は順城面葛山里にして、海拔二百五十尺の國師峰聳立し、佳橋里部落に向け四、五線

の支脈あり、南は順城面天湖里、北は本面機池市里に接す。山野は比較的平坦なるも南向傾斜し、耕作地も相當多く、部落は南向なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 韓城具氏六〇戸、人口四〇五人

同姓以外の戸數及人口 五四戸、三二四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 具氏の中始祖たる相公處、今より約七百餘年前に死亡するや、其の死體を同里内に埋葬すると同時に、相公の婦人申氏

夫の後を追ひ菴子を建て遷墓せり、之れ即ち部落名申菴の起源なり。約三百年前、相公の後裔湖院公準同里に落郷して、該菴子を修築

し、同里に於て居住したるに、其の子孫繁昌して部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産具翹書にして、一ヶ年小作米約四百餘石收納す

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作七戸、自作兼小作一五戸、小作七五戸

宗家の資産地位聲望 宗家は居住せざるも、支派宗家の資産約千二百圓にして、地位相當にして聲望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 上記相公具蔭の子孫たる文老武藝絶倫なりし處、官位兵使に位せり。これ世に云ふ里面將軍なり

部落の自治状況 部落民は醇朴にして、當局の指導獎勵の意を體し、産業改良、民風作興に努め、共同一致美風を勵美實行せり
門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は同族者の教育費に充用する外、救済に對しては別段施設事項なし
其他普通部落に比し特色ある點 特色としては氣質醇朴にして團結力強し

道 山 里

部落の名稱及所在地 道山里 牙山郡道高面

所在地の地勢及地形 本部落は山間に位し、東南には瘠薄なる田野を有し、西北方には道高山因立す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 金海金氏三十六戸、二五〇人

同姓以外の戸數及人口 一〇戸、六〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 金氏の居住年代は五百四十餘年なり

部落の大資産家の姓名及資産 金永起四萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四戸、自作一〇戸、自作兼小作七戸、小作二五戸

宗家の資産地位聲望 宗家は無産なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 命秩 魏松庵、官位小府少監、金益生 魏省齊、官位慶州府尹禮曹判書、太宗朝以進命旋國、令光祿 官位朔衡和洋風、全應 官位司憲府持平、金鼎國 兵曹參議晉州牧使

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 嘗て宗家の設立ありたるも、以後宗土購入に補充し、尙ほ洞契は婚嫁契約購入に費消し、現今は戸税契と改稱す

門中財産利用法及同族救済施設 毎年先祖の享祀に供し、又は墳墓に碑石を設立せり

全羅北道

本道に於ける同族集團數は九四一にして、その中に著名同族部落は九二あり、益山郡、沃溝郡、全州郡及び淳昌郡に最も多く分布し、戸數百戸以上の部落は、全州郡鳳東面新城里九萬里の全州李氏三一八戸の外、幸州殷氏、南原楊氏、豐壤趙氏及び仁同張氏の四箇部落であり、廣く分布せる同族集團としては全海金氏七九、全州李氏七一、密陽朴氏六九、慶州金氏三二、全州崔氏三一等がある。同族部落には由來祖先を崇慕し、同族間の親睦を圖るを目的として宗契なるもの、組織されたること多く、契員の出資を以て宗中財産を造成し、其の收入を以て祖先の祭典を行ひ、齋閣の修理を爲し、或は族譜編纂費用に充て、同族中生活困難の者を扶助し、又は宗族中の貧兒、孤兒保育等の事項を行ひつゝあるが、本道の宗契には其の基礎確實なるもの多く、例へば全州郡鳳東面新城里及九萬里の宗契は約三十年前の設立に係り、年二回總會を開き講演會を催し、財産の整理を爲し、基本財産六千圓、土地三町五反を有して居る。金堤郡金溝面上新里は張鏊軾の五代の高祖父四兄弟、曾祖父八從兄弟共同出金し、門中財産造成の目的にて之を義庄財産と稱し年々増殖を圖り、現に基本財産四萬圓を有して居る。又同族中には資産家多く、沃溝郡王山面南内里元南内里の南平文氏たる文鍾龜は約百五十萬圓、井邑郡古阜面元古阜邑内の幸州殷氏たる殷成雨は三十餘萬圓、金堤郡金溝面上新里張鉉重は十七萬圓、益山郡王宮面東龍里舊龍南里の宋象奎は小作米收納高一千餘石、其他不動産見積約十二萬圓を有して居る。

部落構成の沿革中興味あるものを擧ぐれば次の如くである。錦山郡南一面皇風里は高麗時代金浩なる者戦功ありて元朝参政官に至り、後歸朝して居を此の地に卜して皇風里と稱したるが、今を去る百五十年前朴氏の一族十二戸轉居して子孫漸次繁昌し、今日朴氏部落を構成して居り、扶安郡下西面晴湖里は傳ふるところに據れば、李朝建國當初、李氏始めて本部落を創設せるが、其の後東萊鄭氏及び文化柳氏來住して之に代り、之亦幾ばくもなくして他所に轉じ、最後に高氏は約二百年前扶寧面龍化洞より來住し高氏部落として今日に及び、益山郡成悅面屹山里は約二百年前綾城具氏の一族本部落に居を定めたりしが、其の後柳氏一族來住して其の子孫繁榮し現在文化柳氏の部落を形成して居る。尙ほ全州郡上關面大聖里客寺洞は、古老の言に依れば、五百餘年前無學といふ僧侶高德山麓に一小宇を建て佛道を弘めたるが、其の信者附近に來住して遂に今日の部落を形成せりと云ふ。部落より輩出せる著名なる政治家としては、茂朱郡茂豊面縣内里上下里は吏曹佐郎河呈道を出したるが、彼は官を退いて後は郷里に歸り、宗族に同居の戒飾を興へ、祖先の祠宇を建つる等定規を確立し、進んで儒生を集めて教授し、郷黨の教化を圖りたるが爲めに、卒後は竹林祠に配享せらる。又扶安郡東津面堂上里は耽津崔氏たる井邑縣監崔在澈を出し、淳昌郡金果面銅田里は約三百八十年前玉川薛氏たる戸曹參議孝祖(諱)玉川府院君繼祖、大司成緯を出し、益山郡王宮面東龍里は禮曹判書宗英局を出し、高敞郡海里面松山里は昌寧成氏たる參判成德鳳を出して居る。

新城里・九萬里

部落の名稱及所在地 全州郡鳳凰面新城里 九萬里

所在地の地勢及地形 全州より高山に至る余大嶺の道路に接し、高山川に臨む平坦地なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全州李氏三一八戸、一、四五〇人

同姓以外の戸數及人口 五一戸、二三二人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 約百二十五年前、太祖大王第四男懷安大君芳幹薨亡中堂隱居鳳岡修學其の後同族の子孫繁榮し漸次部落を構成し今日に至れり

部落の大賣産家の姓名及資産 李貴萬四萬圓、李鍾哲二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一三戸、自作五〇戸、自作兼小作一四〇戸、小作二〇〇戸

宗家の資産地位展望 宗家は無資産にして、其の他特記すべき事項なし

舊て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 特記すべき事項なし

部落の自治状況 特記すべき事項 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 宗契、基本財産達成の目的を以て、約三十年前宗契を設立し、年二回總會を開き、講演並に財産の整理を爲す。基本財産六千圓、土地三町五反歩、規約なし

門中財産利用法及同族救済施設 三町五反歩の土地を比較的貧困なる同族に輪番に小作せしむる外、他に施設なし

皇 風 里

部落の名稱及所在地 錦山郡南一面皇風里

所在地の地勢及地形 本面東北邊は錦山面界に位し、錦茂嶺三等道路は本部落の東端を通じ、更に皇風川は錦茂嶺を横斷し、其の南岸に

〔平野ありて農耕に適す〕

同姓の同族姓氏及其戸數と人口 潘南朴氏四五戸、二七〇人

同姓以外の戸數及人口 一八戸、一〇八人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 高麗時代麗人令治なる者、元の遼陽行省戦争に於て功勞ありしを以て、元朝參政官に遷り、使之を辭し高麗國員を得ひ歸朝するや、居を故に定め部落名を鳳凰と稱したり。百五十年前より、朴氏の一族十二月轉居し今日に遷れり

部落の大表産家の姓名及資産 朴賢榮資産見積約一萬五百圓

部落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三月、自作六月、自作兼小作一六月、小作三八月

宗家の資産地位期望 派宗家は朴賢榮、其の資産約三千圓、舊韓國編宗の時代移居し、爾來移居と稱し、本國馬肚里に三世忠義の墓墓齋を有し、一般儒林に於て敬拜しつゝあり

吾て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 里民一致協力し、同寅園及び勞働園等ありて毎月一回集會し、一人二十錢宛貯金を爲すと共に、民風改善に努め其の事蹟見るべきもの多し

上 下 里

部落の名稱及所在地 上下里 茂朱郡茂豊面縣内里區内

所在地の地勢及地形 茂朱邑内より東方七里を距る湖嶺四道の交に位し、三道峯の支脈たる白雲山の麓に開闢なる一團の天澤を構成し、

東南方に聳立せる大徳山麓より約一里の間溪谷に沿ひ、北走西轉せる山岳は部落の兼町前に迫り、西南一帶は沃野展開し、近隣に蕃布せる大小數個の部落と共に古來縣内と總稱す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 晉州河氏四二月、二一三人

同姓以外の戸数及人口 一五戸、七一人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 本部落の創設不明なるも、新羅時代に於て茂山縣の首邑にして、景徳王時代に茂豊縣と改められたり。李朝太宗大王十四年縣衙を朱溪、現在の茂朱邑内に遷したる後には純然たる農村と化し、近年に至り隣接の古島院村外數箇部落と合併して縣内里と改稱し、現在山事務所、學校、警察官駐在所、金融組合出張所ありて小郡邑を形成す。

河氏人村の由來を聞くに、其の先祖何留國が宣祖大王の時代に伴序に入り、學業を修むる内訖蛇の變に遭ひ、遷世して其の一生を待たざるべく意を決し、京城より本部落に轉入し子孫永住の地と爲りたりと云ふ

部落内の大資産家の姓名及資産 河段秀資産一萬二千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一戸、自作一五戸、自作兼小作二五戸、小作一六戸

宗家の資産地位希望 河本坂は一町歩内外の小作を爲す。年少にして同族の尊敬を受くるも、特記すべき地位、希望なし

嘗て部落内より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 河呈道は天資聰慧、尹明齋に從ひ儒學を修め學業大成し、肅宗朝司馬に至り、翌年丙戌文科に登り、後春秋館記事兼經筵事史曹佐郎等に任ぜられ、廟堂の樞機に參し貢獻尠からざりしも、時恰も黨論沸騰し國情安定せず世道不安に陥りたるを以て、慨然官を辭し郷里に歸り、宗族に同居の戒辭を與へ祖先の祀宇を建つる等、家規を確立し、進んで儒生を築め孔孟の遺と性理の學を講ずると共に、德業相勸、遺失相規、禮俗相交、患難相救等の綱目より成る「郷約會集法」を編し、郷黨の教化を図り、卒後竹林祠に配享せられたりしが、大院君の時に撤廢せられ、十五年前地方儒林資金を集めて部落の一隅に祠宇を建て、毎年春秋二回儒生集まり其の英靈を祀り、其の遺風功績を偲ぶ

部落の自治状況 往昔に於ては、道路橋梁及び堤堰状の修理、教育、山林の保護其の他部落の公共事業を經營する爲め、洞契、學契及び松契等を設け自治的施設を爲し、其の成績見るべきものありしも、近來自治的經營は等閑に附せられ、學契、松契の加きものは其の影を没して洞契のみ殘存し、洞祠の祭典執行婚禮葬式の器具等の備付を爲すのみにして、他に記すべきものなし

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 全部落民の夫役を以て通路の修繕を爲し、堤堰状等の修理には蒙利關係者のみ出役し、住民の家屋建築、葬式等の場合には、其の必要の程度に應じ全部落民若くは其の一部の出役に依り之を援助する外、別に共同作業なし組合、講等の如きものは無く、契は左の如し

宗契 百餘年前、河氏一族を以て組織せられたるものにして、祖先を崇慕し、同族間の親睦を図るを以て目的とし、契員の出資に依り宗中財産を造成し（財産は多く隱蔽し現在額不詳）、其の收入を以て（一）祖先の祭典を舉行し（二）同族中最年長者の生計不足の場合に之を救助し（三）宗族中の貧兒孤兒あるときは之を保育する規定なり

洞契 百年前、部落民を以て組織せられたるものにして、部落内に一戸を構へたる者は（貧困者を除く）、命體を平等に贖出し、貸付利殖を図り、其の收入を以て洞甲内住民の爲め公共事業を經營することとし、其の主なる事業としては（一）洞祠の祭典執行（二）婚姻葬式の器具貯蔵等を備付け洞民の使用に供す（三）道路橋梁及び堤堰状の修理等なりしが、近來は道路橋梁及び堤堰状の修理は洞契の事業より除外せられたるが如し

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産としては土地及び現金若干を有し、可及的元本を消費せず、漸次利殖を図り、小作料及び利息

収入を以て (一) 祖乳、給乳 (二) 門中來立接待 (三) 門中長老・宗孫の救助 (四) 同族中の貧困兒・孤兒の保育等の費用を支辨し、同族救済事業としては、門中宗族の生計窮迫たる場合又は不具癡疾其の他不幸の事情に依り生活に窮したる者あるときは、門中經費より支辨又は同族の献出金に依り相當救護を爲しつゝあり

魯 壇 里

部落の名稱及所在地 長水郡婦岩面魯壇里

所在地の地勢及地形 南北に長く東西に狭く、四方山を以て囲まれ、前方に長水線の三等直路通ず。尙ほ魯川は前に流れ、長安山脈の餘

勢遠く本町迄に延び、東に箕峰、西に大聖山、南に又岩峯、北に聖蹟峯諸山屹立す。青柳路附近に一小野有り此處に適す

部落内の同族姓氏及人口と戸數 興徳張氏六五戸、三三五人

同姓以外の戸數及人口 九戸、四八人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 元來住家一軒もなく樹木鬱蒼たる林野なりしが、約三百年前張氏始めて此地を開拓し、約五軒位の住家を建て、此の地に居住したるが、其の子孫大に繁昌し、爲めに他姓の子孫多少來住したるも、張氏が勢力に壓倒されつゝ今日に至れり

部落の大女注家の姓名及資産 張安深助不産助産併せ約二萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主九戸、自作兼小作一七戸、小作三七戸

宗家の資産地位経望 約千圓を有し、其の他特に記すべき事項なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 張順豐なる者約百八十年前、李朝中葉孝宗時代、春秋官より延白郡守を拜歴したり

部落の自治状況 該部落項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 花樹契(同族親睦契)を組織し、毎年四月八日同族全部集會の上、相立、親睦を圖り、門中財

産区分及び維持方法等に關し打合せを爲し、規約を定む

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の宗祀費、同族中の貧困者に計する公課の補助、火災、その他災禍等に依り 生活維持困難の同族に對する救済金等に利用す

新 基 里

所在地 任實郡屯南面新基里

所在地の地勢及地形 本部落は任實郡の最南部にして、南原郡己梅面に接し、契樹市場より約三十町の地點に在り、後方は山岳を繞し、前方は稍々平野となりて地味肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全州李氏五一戸、二六七人
同姓以外の戸數及人口 一八戸、七三人

部落民の主なる職業 農 蠶

部落構成の沿革 約二百年前、李秀讚當地に來り、子孫永住の地と爲したり

部落の大資産家の姓名及資産 李起永不動産一萬三千圓位を有す

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作二〇戸、自作兼小作九戸、小作一二月

宗家の資産地位運望 資産一萬圓を有し、郷黨に於ける兩班族として遠近の者より尊ばる

舊て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 代々官界に出仕せし者多かりしが、就中李巡檢なる者韓國肅宗朝諮議官に叙せられ、文學名望朝鮮全道に冠たり

部落の自治状況 本部落は李氏一族の代々永住せるを以て、總べて家族的となり、殊に相當の門閥なるを以て至つて平和にして團結力強く、最近に至りては産業に最も熱心にして、郡當局の指導を待たずして自發的に進むの風あり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 昭和元年より相助契を組織し、生活改善、風紀の刷新に努め、遊食、飲酒、賭博の徒其の迹を絶へり

門中財産利用法及同族救済施設 宗中の土地小作料を以て祖先の祭祀費に當て、其の殘餘を以て門中の長老に對し年木消有料を贈呈し、冠帯葬祭の器具一切を設備し匿き門中の用に供す。尙ほ極貧者には物質又は勞力の補助をなす

其他普通部落に比し特色ある點 禮義正しく文盲者絶無の狀態なり

内 基

部落の名稱及所在地 内基 南原郡金池面宅内里

所在地の地勢及地形 南方は平野にして東は宅村に接し、西は錦津江上流に臨み、北に環峰聳え、地形南に傾斜す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 順興安氏二五戸、一〇七人

同姓以外の戸数と人口 六戸、三四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 李朝中宗大王十五年、安氏の始祖安處順は、此の地に一家を構へ、其の子孫次第に繁殖し、現部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作一戸、自作兼小作九戸、小作一五戸

宗家の資産地位展望 なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 安處順は文科弘文博士、安昌國は金泉道察訪、安善國は司果、安瑛は通政大夫左

承旨、安瑛は進士、安璋は進士及び務安縣監、安克孝は文科司諫、安埜は進士

南山堡

部落の名稱及所在地 南山堡 淳昌郡淳昌面佳南里

所在地の地勢及地形 郡廳所在地より約十町の處に在り、南北及び西部は山脈に圍まれ、東南部は稍々平坦地にして、地味肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 高靈申氏二二戸、一一五人

同姓以外の戸数及人口 二一戸、一〇五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百餘年前申末舟氏王室内亂の爲め不平を懷き、遂に官を辭して本部落に來住したるに始まる

部落の大資産家の姓名及資産 朴彩圭約六萬圓の資産を有し、小作米收納高四百石餘なり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一戸、自作七戸、自作兼小作八戸、小作二三戸

宗家の資産地位展望 資産二千圓を有し、地位展望は特記すべき事項なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 申公濟 翰林、副提學、忠清外四道監司、吏曹判書、左參贊を歴任し、錄清白吏

の官位にありたり。申邊澤左承司

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事務及組合契約の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 畚約二町歩を有し、之より生ずる収入を以て、祖先の墓地守護及び祭祀費に充當しつゝ、

佳 岑 里

部落の名稱及所在地 佳岑里 淳昌郡淳昌面佳南里

所在地の地勢及地形 富郡の南部に位し、南北及び西部は山岳にして、東部は鐘川を隔て、平地に連り、地味豊饒なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 安東羅氏三三戸、一八六人

同族以外の戸数及人口 二五戸、一四四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約百八十年前權宗習本部落に居住するや、其の子孫繁昌し現今に至れり

部落の大家屋敷の姓名及資産 權炳聖約五萬圓を有し、小作米收納高三百石餘なり

部落民の地法、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三戸、自作一戸、自作兼小作一四戸、小作二四戸

宗家の資産地位等 資産約六千圓を有し、地位厚望に在りては記すべき事項なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 權龍煥教官、權聖深義禁府都事、權昇植進士、權春植校理

門中財産利用法及同族救済施設 畚四町を有し之より生ずる収入を以て、祖先墓地守護及び祭祀費に充當する外、他に同族救済施設なし

龜 尾

部落の名稱及所在地 龜尾 淳昌郡東溪面龜尾里

所在地の地勢及地形 郡の東部に在り、北は山岳、東南部は平坦地にして、西は鐘津江を隔て、水城面に接し、耕地面積狭小なるも、水利の便頗る良し

利の便頗る良し

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 昌原楊氏一七〇戸、一、二〇〇人

同姓以外の戸数及人口 一〇月、五〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約五百年前、楊の一族本部落に來住し、部落前に石造の龜ありしを以て、部落名を龜尾と稱せり

部落の大資産家の姓名及資産 楊兼武 約一萬圓、小作米收納高七十餘石

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作一五戸、自作兼小作二〇戸、小作一三五戸

宗家の資産地位希望 資産約二千圓を有し、地位希望は特記すべき事項なし

零て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況、特記事項なし

部落の共同事業、組合契講の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産より生ずる収入は、祖先の墓地守護及び祭祀費用に充當し、同族救済施設に付ては、特記すべ

き事項なし

元古阜邑内

部落の名稱及所在地 井邑郡古阜西古阜、南福、長文里

所在地の地勢及地形 斗升山主峯下に南山及び城隍山南北に列立し、西に扶安の連山横走し、山間に隔在する部落にして、地形一般に傾斜す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 幸州殿氏二一〇月、一三〇〇人

同姓以外の戸數及人口 一二〇月、五三〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 高句麗時代は邑内と稱し來りしと云ふ。其の他不詳

部落の大資産家の姓名及資産 股成爾資産見積額三十萬餘圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作八戸、自作兼小作一二戸、小作二五九戸

宗家の資産地位希望 何れもなし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 殷松悦金堤郡守たりしことあり

堂 上 里

部落の名稱及所在地 扶安郡東津面堂上里

所在地の地勢及地形 東津面の西北部に位し、東方には松樹寄生し、南部は平野にして、地味肥沃、農耕に適す。西北一帯は平安面に墾し、黃海に臨み、地形一般に平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 耽津崔氏三五戸、一八七人

同姓以外の戸數と人口 三〇戸、一五三人

部落民の主なる職業 農 雑

部落の沿革 從來堂上里と稱したりしも、大正三年四月面融合と同時に堂上里に改稱せり

部落の大資産家の姓名及資産 崔相晉 動産三千圓、不動産二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作三戸、自作兼小作一五戸、小作三七戸

宗家の資産地位略望 資産地位共に普通、聲望あり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 崔在澈高宗九年に進士及第、同十四年成均館典籍、同十五年龍驤衛副司果、同十六年司憲府掌令、同十七年司憲府監察、同十八年司諫院司諫、同軍資監正、同道禮院右道議、同京畿都事、同二十年司憲府執義、同二十五年軍資監正、同二十六年道禮院左道議、同三十年司諫、同三十一年弘文館校理、同井邑縣監兼任興徳扶安、同三十二年還歸依願

部落の自治状況 農社を以て年中行事を行ふ

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財產利用法及同族救済施設 春秋時祭に利用し、門中の田、畝の若干を同族に小作せしむる事あるも、別に救済施設なし

晴 湖 里

部落の名稱及所在地 扶安郡下西面晴湖里

所在地の地勢及地形 部落の西北方約二十町の處に跨立せる石佛山より分走せる丘陵、本部落を包圍し、東北西の三方は約二上度の傾

斜を爲し、南方は井海平野に連る。概して地味肥沃にして農耕に適し、將來交通便利ならんとす

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 澆州高氏二〇戸、一一一人

同姓以外の戸数及人口 四五戸、二三人

部落民の主なる職業 農 桑

部落形成の沿革 古老の言に依れば、李朝建國の初李氏始めて本部落を創設せりと云ふ。其の後東萊鄭氏及び文化柳氏來住せしが、幾くもなくして他所に轉じ、最後に高氏は約二百年前、扶寧面龍北洞より來住し今日に及べり（高氏の系譜に依れば南門外竹内里なりと云ふ。是即ち龍溪里に改當す）、昔時は大牙村と稱したりしが、四百年前燕山朝弘文博士成仲淹住し、其の雅號を晴湖と稱したる處より部落名を晴湖里と改めたりと云ふ

部落の大乳産家の姓名及資産 金相玉約一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作一戸、自作兼小作一六戸、小作四七戸

小家の資産地位評定 約二千五百圓、地位及び期望相當なり

若て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 柳應己、高錫鎮、高濟安、高孝相何れも文學徳業を以て著ばれ、扶安學校董事等に担任す

部落の自治状況 中心人物部落民を指導し、不徳漢あれば之を懲罰し、部落の風紀を維持す

部落の大同心及融合状況の沿革現狀規約 昭和三年六月保安組合を設け、部落の保安を維持す。其の他特別なる事業なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中信用ある者を選給し、門長の指揮を受けて財産を管理す。祖先の祭祀費、及び墳墓の管理、齋關其の他社物の修理又は新築、土地の管理、系譜の出版費等に充當す。同族救済施設なし

其他普通部落に比し特色ある点 なし

長 華 里

部落の名稱及所在地 金堤郡月村面長華里

所在地の地勢及地形 月村面と竹山面との境界を爲せる、華峰山脈の南方約二十町の處に介在せる部落にして、北は林野に連り、西は竹山面が山里、月村面新德里に接し、東南は院坪川に臨み、東津水利組合第八號支線あり、水利至便の平野開く。地形は稍南方に傾斜す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 東萊鄭氏七六戸、三六三人
同姓以外の戸数及人口 六一戸、三一六人

部落民の主なる職業 農 業

宗家の沿革の沿革 四百餘年前、進士鄭任なる者肅宗大王退廢當時、不平を懷き官を辭して、同里に居を定めしに始まる

部落の大資産家の姓名及資産 鄭光燾資産見積高二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作三戸、自作兼小作一三戸、小作一二一戸

宗家の資産地位變遷 特記事項なし

宗家より輩出せる著名なる人物の姓名官位及功歴 鄭允喬、長壽先生と稱する碩學者にして、約百八十年前の人、其の父鄭天培人に

誣告されて獄死せしを憤慨し、常に報復心を懷き、内查すること十六年、遂に其の仇を殺害せし爲め、犯人として逮捕されたるが、其

の子弟三百餘人連名の上釋放方を上疏せしに因り、官は其の内情を知りて之を釋放すると共に國王に稟達し、孝子旌門を長華里に建設

して旌彰せられたるのみならず、吏曹參判の職を與へられたり。其の弟子三百餘名は長華里に華東書院を設け、毎年祭典を行ひ故人を

近惠す

部落の自治状況 特記事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 特記事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 毎年祖先の祭典を執行し、又墳墓管理に利用するのみ、同族救済施設なし

其他普通部落に比し特色ある點 漢文素養ある者比較的多く、子孫及び弟子等は今も故人の教を守る爲め僻村剛直なり

西 溪

部落の名稱及所在地 西溪 金堤郡金溝面上新里

所在地の地勢及地形 岳岳山より分岐せる南山は、西溪の東南方約五町の所に屹立し、南に林野有り、西北方に仙岩川を背し、東南には

京本線一等山路あり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 仁同張氏一二九戸、七四六人

同姓以外の戸数及人口 一二五戸、五六四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 百七十餘年前(現張氏宗孫張鉉賦六代の祖)、張友天極貧にして、晝夜の別なく勤儉力行の傍、學業に勵みたる結果巨萬の産を成し、其の子孫漸次繁昌して現在に至る

部落の大資産家の姓名及資産 張鉉重見積額十七萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一五戸、自作一二月、自作兼小作九三月、小作一三五戸

宗家の資産地位展望 見積資産十八萬圓を有す。社會奉仕に努め、殊に學業を獎勵し、慈善事業に盡力し聲望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 前記張友天の外、張壽秀は參判の職に在りしことあり

部落の自治状況 別段自治制度なきも、生活狀態裕にして、温古知新の風あり、老若男女克く融和す

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 張鉉賦の高祖父たる張眞諱は部落を救済する目的にて、基金として低利貸付け來りし金子を貯蓄し、之より生ずる利子を以て、戸税代納又は部落の細農民を救済す

門中財産利用法及同族救済施設 張鉉賦の五代の高祖父四兄弟、曾祖父八從兄弟は共同出金し、門中財産造成の目的にて之を莊財産と稱し、年々増殖を圖り現に四萬圓に達するも、只門中財産とするのみにして他に使用せず

其他普通部落に比し特色ある點 門中共存共榮の精神にて相愛和睦し、禮儀作法を守り、父母に孝行を盡し、質素を旨とす

南 内 里

部落の名稱及所在地 沃津郡玉山西内里

所在地の地勢及地形 群山港より約一里半の南方に在り、東に大野面、南は禮縣面、西は玉山里、北は沙亭里に接し、東西北の三方は山

岳連亘し、南は平野にして、全群道路より分岐したる等外道路通ず

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 南平文氏七一戸、三六四人

同族以外の戸数及人口 四戸、一八人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 三百三十餘年前、慶南晉州より當地に住居を定めしより一大部落となり今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 文鑑龜百五十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作兼小作八戸、小作六六戸

宗家の資産地位聲望 資産無く、地位聲望高からず

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 文漢李監役たりき

部落の自治状況 特記事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は主として祭祀用に供す。救済施設なし

全 羅 南 道

全羅南道は慶尙北道に亞いで兩班儒生の多い地方にして、従つて同族集團數も一、九九〇の多きに達し、その中の著名同族部落數は二三八あり、羅州郡、長興郡、咸平郡、光州郡、務安郡及び靈光郡に最も多く分布し、百戸以上の同族戸數を有するもの一六を數へ、五十戸以下三十戸以上の戸數を有する部落が最も普通に見られ、珍島郡義新洞七洞里は同族戸數一五〇戸、其他七戸、高興郡道陽面道德里は同族戸數九六戸、其他八戸、務安郡清溪面南川里は同族戸數九二戸、其他六戸、咸平郡嚴多面嚴多里は同族戸數五三戸、其他一戸、長城郡森溪面丹山里浮淵里は同族戸數五六戸、其他七戸にして、何れも同族外戸數僅少で殆んど同族のみの聚落と見ることが出来る。本道に於ける同族集團中最も多きは金海金氏の二二一にして、密陽朴氏一二三、全州李氏一〇五、光山金氏七六、晉州姜氏五〇、濟州高氏四九、慶州李氏四六、南平文氏四三等を算し、同族部落は時代の變遷に伴ひて移動降替を示し、必ずしも一部落に於ける同族の狀況は萬端を維持すること能はず、部落占據に就き種々の消長が算はれる。或は始め數姓を以て成れる部落が、其内の一姓の繁榮に依りて同部落の地姓が

壓倒せられ萎縮して離村するものあり、或は他姓の來住に依りて先住同族の頽廢離散を來したるものあり、或は最初に同族部落を構成したる氏族が或期間中他姓族に壓迫せられ衰微し居たるを、後再び勢力を挽回して今日に至りたるものがある。今其の著しき數例を示せば、務安郡清溪面清川里は約四百五十年前、裴李朴三姓の部落であつたが、爾後李・朴兩姓は漸次減少し現在裴氏部落を構成し、羅州郡茶道面楓山里は初め金羅・崔三姓の部落であつたが、約五百年前洪氏之に代りて現在に至り、光州郡西倉面細荷里細洞里は約四百年前、李氏の構成に係りたるものなるも、明宗時代南原より金氏來住し金氏部落を形成し、同面細荷里洞荷里は今を距る四百年前、薛氏の構成に係りたるものにして、其の後程氏の來住したることあるも、宣祖朝張氏移住し來り他姓は次第に衰退し以て今日の張氏部落を構成し、咸平郡新光面月岩里は三百餘年前李艇なる者慶北慶州より此地に來住したが、從來此地を占據したる咸平牟氏は神の指圖に依り新光面三德里に新部落を創設して移住したる爲め、李氏本部落に專居したるものであるとの傳説を有し、寶城郡得根面松谷里は四百五十年前梁氏十二代の祖來住し、後一時金氏、曹氏居住して勢力を張りたることあるも、約二百年前より梁氏繁昌し、以て今日の集團を形成するに至れるものである。尙ほ筵巖郡新北面茅山里は元鄭李兩氏居住し居たるも、三百五十年前從兄弟たる柳用恭は鄭氏と、柳用剛は李氏と婚姻を爲し以後漸次柳氏榮え今日の柳氏部落を形成するに至つた。

本道同族部落よりは、有名なる政治家を數多く出して居るが、今之が例を擧ぐれば、光州郡西倉面西倉里寺洞里は領議政朴祐、長城郡黃龍面麥湖里は議政府領議政金麟厚、羅州郡老安面金安里は左相申淑舟、靈光郡大

馬面福坪里は軍部大臣李鳳儀、光州郡光州面忠孝里は議政府左贊成金德齡、寶城郡得稜面松谷里は全羅兵馬節度使兼兵曹判書梁禹及、長興郡安良面鶴松里は兵曹參判馬河秀、海南郡海南面南蓮里は戸曹參判尹孝貞、同尹斗緒、禮曹判書尹衡昭、吏曹判書尹善道、務安郡石津面社倉里は議政府左參贊金忠秀、長城郡長城面長安里は吏曹參判邊以中、工曹判書邊致明、兵曹判書邊得謙、求禮郡外山面塔捷里は漢城左尹李遇白、咸平郡新光面伏興里は兵曹判書沈東秀、長城郡森溪面舟山里は判中樞府事宋欽を出して居る。

忠 孝 里

部落の名稱及所在地 光州郡光州面忠孝里

所在地の地勢及地形 該里は無峰山北部約一里、本郡の東端に位し、潭陽郡南面に隣接す。三方は稍々高き竹林を以て圍まれ、西方は開く、残には平武、前は江南坪の平野あり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 光山金氏七四戸、三九六八

同族以外の戸數及人口 八月、三七八

部落民の主なる職業 農 業

部落傳説の沿革 四百年前、光山金氏始めて基を開き、地形恰も城邊の如きに依り里名を城内と稱したる處、宣祖大王時代金德齡と稱する者、親に孝行、君に忠義を盡したるが、其の後正祖朝に至り金德齡の忠孝を褒彰すると共に、里名を忠孝里と賜はり、碑石に刻み村の前に建立して、今尙ほ里民管理に依り維持す

部落の大資産家の姓名及資産 金汝七資産一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主五戸、自作兼小作六八戸、小作九戸

宗家の資産地位希望 宗家の資産五千圓以上に達し、地位名望普通なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 宣祖大王時代金德齡は忠孝の譽高く、勇敢卓越したる人物にして、臣を忠壯公と

賜り、官位は贈崇政大夫議政府左贊成兼義禁府事五衛都總管行通政大夫承政院承旨兼總參贊官典勇將軍にして、三百年前壬辰役出陣の當時、宜祖大王は其の勇敏を慕して號を猛虎將軍と賜りたり

部落の自治状況 昭和二年度に民風振興會を組織す

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 財産に係る田畓を同族中貧困者に小作せしめ、現金約一千圓を以て農事資金、又は商業資金に融通し、尙ほ書堂を設置し門中子弟を教養す

生 龍 里

部落の名稱及所在地 光州郡牛峙面生龍里

所在地の地勢及地形 前面に潭陽平野開き、饒傾斜地にして、東に潭陽川横斷し林樂江に通ず

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 羅州范氏五九戸、二九五

同姓以外の戸數及人口 四戸、一八人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 范氏は往時本面龍田里に於て同族集團住居せし處、約二百年前洪水に依り家屋流失せし爲め、水害を避けて本部落を構成したり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作兼小作四五戸、小作一戸

宗家の資産地位聲望 宗家の資産は約一千圓なるも、同族何れも尊敬す

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 范瓊駿文章に勝る

部落の自治状況 同族間各種契(村契、門契、都門契、婚喪契、書堂契、誘會契)を組織し、在來の美風良俗を助長し來りたる處、他部落に比し醇厚なる氣風あり、本部落内居住者にして賭博其の他不良行爲あれば、門長之を罰す

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 大正十一年民風振興會組織後着々産業改良其の他の事業を進行せしめたる故、昭和四年度より本會融交事業として、生業資金一千圓中五百圓は全羅南道地方費の補助を受けて、會員三十人に對し貸付け、且會員に勤儉貯蓄を奨励

し來り、其の結果良好なり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産より生ずる収益は毎年祖先の墓祭費、及び其の他同族中貧困罹災者の救済費に充當す
其他普通の村落に比し特色ある點 本部落中に於ては從來漢文教育に對し熱心なる爲め、范氏中文盲なし

寺 洞 里

部落の名稱及所在地 寺洞里 光州郡西倉面西倉里

所在地の地勢及地形 本部落は光州郡の西南方に位し、東方に鳳凰山、西方に福樂江流れ、南方は松鶴山に境し、北方白馬山あり、前方に光西嶺道路あり、地味肥沃にして稍々高地なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 忠州朴氏三九戸、三〇一人
同族以外の戸數及人口 一五戸、六五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百年前、忠州朴氏中祖智興氏部落を構成し、爾來居住し來りたる處、大正三年四月行政區劃の変更に伴ひ、元方下洞
面寺洞里を西倉里と改稱す

部落の大資産家の姓名及資産 朴登柱資産六千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作兼小作二四戸、小作二〇戸

宗家の資産地位聲望 二千圓、聲望高し

當て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 中祖朴顯氏は成均生員に、朴祥氏は吏曹判書に、朴祐は領議政に、朴淳氏も領議政となる

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 共同事業及び組合は該當事項なし。契約として、朴氏は同姓族を以て元錄十五年九月より朴氏門中契を作り、別項の如き契の規約書を遵守せしむ

門中財産利用法及同族救済施設 土地を購買し、毎年祖先の節祭費に充つ

忠州朴氏大門中契規例

第一條 先行諱御不致遺書故以生存始錄事

第二條 櫻衆入名勿論宗支行商加冠後即爲入錄事

第三條 櫻會日子以毎年十一月上旬完定事

第四條 櫻有司以勤實二貝式尉年奉行事

第五條 櫻錢子孫中勿爲犯用而或有犯用不納者自櫻席論罰收據事

第六條 先山々園與禁禁限界依形圖寫以奉前期一日有司省歸備行事

第七條 時在位土直土幾斗話從夜味幾卜結一々記錄有司毎年踏庫考給事

金氏大同門櫻規約

第一條 本櫻設立主要の趣旨に關する件

一、先代各位に對し慕祭位土を提供する事

二、凡我同櫻の人は親疎の族を以つて教養を勵行する事

第二條 本櫻任員選定に關する件

一、櫻長一人、財務員二人、從事員三人

二、櫻長は品行と信望とを有する本櫻を代表する人物を選定す

三、財務員は相當な資産と信用とを有する者を以て選定す

四、從事員は凡事勤勉な人を選定し櫻長の指揮に服従する者とす

第三條 本櫻資産金は二種とす

一、毎戸家族男子に限り四十錢、小人二十錢を贖出する

二、義捐金は財産等級に依り一戸當十圓以下と定める

第四條 櫻總會日子は毎年陰十月四日と定む、但總會及臨時會に櫻員半数以上出席する時は會議を開催す

第五條 櫻員獎勵に關しては、死亡其他患難等に對し懇切に捐助を勵行する事

洞 荷 里

部落の名稱及所在地 洞荷里 光州郡西倉面細荷里

第六章 特色ある同族部落

所在地の地勢及地形 本部落は光州郡の西南方に位し、東方に花介山、西方に椽樂江流れ、南方に白馬山、北方に塘山を負ひ、部落前に椽樂線貫通し、地形は平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 興城張氏三〇戸、一八〇人

同姓以外の戸数及人口 三九戸、一九〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約四百年前、薛氏の構成に係りたるものにして、其の後穆氏多数來住したることあるも、宜祖朝張氏移住し來り、他は次第に衰退し、以て今日の張氏部落を形成せり。行政區劃變更に際し、元般道面洞荷里を細荷里と改稱す

部落の大資産家の姓名及資産 張大變資産二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主五戸、自作兼小作三八戸、小作二六戸

各家の資産地位聲望 二百圓、普通

この部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 張德奎氏通政大夫に至る

部落の共同事業及組合興辦の沿革現状規約 大正八年興張農産貯蓄契を組織し今日に至る

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は先祖奉祀費に充當し、其の他救済施設なし

雲 岩 里

部落の名稱及所在地 雲岩里 光州郡椽樂面大内里

所在地の地形及地形 本部落は山岳西南北を圍繞し、東部に光州市街地を見、一等道路たる光長線連絡し、南に雲岩驛ありて、交通の便極めて好し

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 光山李氏三五戸、一六三人

同姓以外の戸数及人口 二〇戸、八五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約二百年前遠は附近洞里に散在居住せしが、李氏の中心人物たる李玩相六世祖李齊白が始めて本部落へ來り、同姓を合し其の子孫所次繁昌し、又李氏の姻戚及び使用人等も來住し、現今五十五戸を以て部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 朴夏健資産一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主六戸、自作兼小作一七戸、小作二一戸

宗家の資産地位解明 二百圓、其他なし

香て記より派出生せる著名なる人物の姓名官位及略歴 本部落の中心人物たる李玩相の先祖李順は判書記の職にあり、文學に長ず

部落の自治状況 禁酒禁煙等を實行し居れり

部落の共同事業及組合契講のは事現狀規約 大正十五年に美郷部落と定め卵を共同販賣す。大正十五年八月十二日朴夏健主唱して民風振

興會を組織し生活改善を図る。大正十五年九月十九日勸業共済組合を設置して總隊を獎勵す

門中財産利用は及同族救済施設 門中財産は不動産にして約二千圓あり、之が小作料収入を以て祖先節祭費及び其の他門中の事業に利用

し、同族救済施設等は特記事項なし

玄 川

部落の名稱及所在地 玄川 東嶺郡内山麓桂川里

所在地の地勢及地形 東は徐市川の上源川にして、南は外山面院村里、西北は全北南原郡に界す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 和順崔氏五八戸、二九六六人

同族以外の戸數及人口 三四戸、一五三人

部落民の主たる職業 農 織

部落構成の沿革 二百六十九年前和順人崔汝寧・崔汝謙が慶尙北道金山面、果外面墨坊里より移住して、右玄川部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作三戸、自作兼小作三八戸、小作四九戸

宗て記より派出生せる著名なる人物の姓名官位及略歴 崔天奎・崔慶和兩人は、親に極孝したるを以て、夫々李朝憲宗朝より孝子命旌の

賜あり。即ち、崔天奎は其の親病に罹り、各種の藥餌を試服したるも何等効能なき爲、病中にありし親は山鳩を求めたり。之を養ふ方

法を講究中、其の至情に感座し、山鳩自然に炊事場に飛び來れるを以て之を親に供飲したる結果、其の病氣全快するに至りたりとの傳

説あり。崔慶和は親の生存は勿論死没後には三年間待墓を爲したるが、待墓中には毎夜虎豹が氏を保護したりと云ふ

門中財産利用法及同族救済施設 毎年宗土の收入を以て先づ、墳墓修理及び、大同證發刊の費用並に外來家族の接待費に充用す 救済施設として毎年陰八月十四日 十二月二十八日に、同族貧困者に對し白米五升宛分給す 其他普通の部落に比し特色ある點 從來農業改良に付て、牛肥の獎勵、改良便所の設置等あり 他の部落に比し熱心なり。又在來、り山桑二千餘本ありて養蠶盛なるを以て、模範養蠶村と稱せり。

松 谷 里

部落の名稱及所在地 寶城郡得禮面松谷里

所在地の地勢及地形 大龍山の東脈なる德岩山の東西兩山起伏の中央に位し、地形は南向にして傾斜十五度位にして、馬山右水營線二等道路に面す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 濟州梁氏七四戸、四〇〇人

同姓以外の戸數及人口 三〇戸、一五〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約四百五十年前梁氏の十二代の先祖來住し、次いで金氏・曹氏の居住したることありたるも、約二百年前より梁氏繁昌

今日の集團を形成せり

部落の大資産家の姓名及資産 梁在誠資産二十五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作二〇戸、自作兼小作八八戸

宗家の資産地位[聲望] 三萬圓、道内名望家なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 梁禹及正五位從二品行折衝將軍全羅兵馬節度使兼兵曹判書

門中財産利用法及同族救済施設 先祖祭祀費に充用、尙ほ同族中の貧困者又は不具者等を救済す

其他普通部落に比し特色ある點 功位貯蓄の特色あり

道 莊 里

部落の名稱及所在地 和順郡道莊面道莊里

所在地の地勢及地形 海望山脈は蛇々と部落の南北に連亘し、八十餘戸の農家部落は四角形に此の間に介在し、小川は部落の両甲を貫流し、東西に約千町歩の平野開け耕作に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 丹州金氏五三戸、二一五人

同族以外の戸数及人口 三五戸、一二〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約百年前金再歸なる者岡村を構成したるものなり

部落の大資産家の姓名及資産 金儲換資産五千五百圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作七戸、自作兼小作三一戸、小作五〇戸

宗家の資産地位希望 金儲換は宗家にして名望家なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金再歸成均進士

部落の自治状況 民風を振興するを目的としたる郷約契及び贖親契等ありて、勤儉貯蓄に努む

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 大正十五年一月改改良以製造貯蓄契を組織して以來、三百餘圓の積立金を有し、郡並に面の

指導に依り益々改良され前途有望なり。但し成文規約を有せず

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀料に充當するの外、書堂を設立し普通學校入學不能の兒童を收容して漢文を授け、之が経費

の全部又は一部を門中財産より支拂す

鶴 松

部落の名稱及所在地 鶴松 長興郡安良面鶴松里

所在地の地勢及地形 北に龜蓋山屏立し、東南には田月峰及び平野あり、地味肥沃にして農業に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 長興馬氏六〇戸、三一八人

同姓以外の戸数及人口 九三戸、四一六人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百餘年前馬氏此の地を占め、鶴松里と稱し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作二八戸、自作兼小作五一戸、小作七二戸

宗家の資産地位聲望 五千圓、外に特記事項なし

零て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 馬河秀中訓大夫繕工主簿及兵曹參判、馬成龍從仕郎、馬爲龍濟用判官及同福縣監

馬而龍全羅左水處侯官、馬化龍濟用監判官

部落の自治状況 なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費に充用す

秀 陽 里

部落の名稱及所在地 康津郡城田面秀陽里

所在地の地勢及地形 本部落は城田市場より東約二十五町の距離に在り、東は明山里、南は松鶴里、西は城田里、北は永豐里及び鶴川面界に接し、後に秀岩山嶺之前は平野開け、農産に適し、中央を兵營城田間線路貫通し、自動車もあり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 光山李氏五九戸、二六五人

同姓以外の戸数及人口 一〇一戸、四三〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 本部落は従來秀岩里、新基里、東令里、松花里の四部落に分離し居りたるも、大正二年行政區域變更の際、之を併せ秀陽里と改む

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作一九戸、自作兼小作七九戸、小作一〇戸

宗家の資産地位及聲望 五百圓

零て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李熹弘文館正學禮曹正郎、李千樹司僕寺判官、李彦贊司憲府監祭壬辰役に家僕百名を引率して五殉死、李彦家法院判事通訓大夫に任官

部落の自治状況 大正十二年十月一日より民風振興會を設立し、爾來民風改善、産業の奨励、教育の普及、地方の奨励等に盡力し、自治

機關を整備しつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 水稲共同作畜、棉花共同作圃、林野共同造林等あり（共同事業、大正十二年九月借用組合設立され貯蓄獎勵に努めつゝあり、大正十一年六月購買組合設立され商店を經營し消費節約を圖りつゝあり、大正十二年九月蠶業組合を設立し桑苗及び蠶種代を補助し其は蠶具の共同購入をなす。貯米契は貯蓄を目的として大正十年設立せり

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費に充當す
其他普通の部落に比し特色ある點 本部落内に於ては同族及び異姓の區別なく、融和親善を圖り、特別の團結力あるを以て漸次進展の路を辿りつゝあり

蓮 洞 里

部落の名稱及所在地 蓮洞里 海南郡海南南蓮里

所在地の地勢及地形 海南邑の東南を距ること一里の平坦地に在り、東方は玉泉面、西方は内竹里、南方は遠基里、北は朝安里に接す。

地形は東西に長く南北は短し

部落内の同族姓氏及其月數と人口 海南尹氏五〇戸、二五〇人

同姓以外の戸數及人口 二九戸、一四〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 三百五十年前尹氏の祖先尹孝貞により構成せる

部落の大表産家の姓名及表産 尹定飯表産十萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主九戸、自作兼小作四五戸、小作二五戸

宗家の表産地位聲望 十萬五千圓、兩班の地位を保ち、聲望厚し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 尹孝貞戸曹參判、尹衛昭禮曹判書、尹善道史曹判書、尹斗輔戸曹參判

望 湖 亭

部落の名稱及所在地 望湖亭 靈巖郡靈巖面望湖里

第六章 特色ある同族部落

所在地の地勢及地形 靈巖邑を距る西方約十町、東方は丘陵を背負ひ、西南北一帯は沃野開け、月出山に源を發したる德津江は沃野を貫流して靈巖灣に注ぐ

部落内の同族姓氏名及其戸數と人口 慶州李氏一〇二月、五三七人
同姓以外の戸數及人口 二五戸、九九人

部落民の主なる職業 農桑及家内工業

部落構成の沿革 三百年前、京畿道高陽より李滯琦なる者、現在會門里に移住したるが、孫李柱南四子を伴ひ來住し本部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作七〇戸、自作兼小作一〇戸、小作四七戸

宗家の資産地位聲望 二千圓、地位聲望厚し

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李圭浩進士、李仁傑金正、李錫默正言

部落の自治状況 約二百年前大同契なるものありて契員五十名を定員とし、五倫を重じ、綱紀を肅正し來たりしが、其の後治績顯著にして、約百餘年前より契の決議は洞議として書瑟を節制し、吉凶の慶弔を實行す

其他普通の部落に比し特色ある點 儒教の美風を尊重す

鳩 林 里

部落の名稱及所在地 靈巖郡々西面東、西鳩林里

所在地の地勢及地形 月出山を後方に接へ、西湖江を前面に置き、道岬川亦部落を貫流す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 朗州崔氏一三三戸、七四八人

同姓以外の戸數及人口 一三五戸、七〇七人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約一千年前より鳩林と名付け、大正四年に東鳩林、西鳩林二箇里に區分し現今に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 崔炫資産四萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作七六戸、自作兼小作七二戸、小作九五戸、其の他二四戸

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 崔夢函應宗官至資憲大夫知中樞府事兼同知義禁府事正備都摠府摠管入春社、崔致
憲矣阻丙子官至文科司諫院司諫歷任開城留守等

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 三百餘年前創立したる大同契ありて契員七十人を有し、養老、教育、交通、産業の發展等の
事業を行ひつゝあり

老 松 亭

部落の名稱及所在地 老松亭 務安郡朴谷面鳳鳴里

所在地の地勢及地形 僧遠山の支脈に包まれたる山間部落なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 利川徐氏六〇戸、三〇〇人

同姓以外の戸數及人口 二戸、六人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約三百年前、現宗家の十代祖隣接面たる石津面大峙より移住したるに始まる

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作二一戸、自作兼小作二九戸、小作五戸、其の他七戸

宗家の資産地位展望 動産三百圓、不動産一千圓に過ぎざるも、面内に於て相當展望を保つ

部落の自治状況 農事改良に力を注ぎ、部落探種畜を設置し種子の更新に努む。私設講習所を設置し不就學者の教育を爲す

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 共同耕作畜を設置し、收益を貯蓄しつゝある

門中財産利用法及同族救済施設 公益事業に使用し、又依る邊なき孤獨者を救護す

其他普通部落に比し特色ある點 團結力固し

清 川 里

部落の名稱及所在地 務安郡清溪面清川里

所在地の地勢及地形 京城・木浦間一等道路に沿ひ、東は觀峰山脈聳立し、西南北に小丘起伏し在り

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 大邱裴氏九二戸、四八五人
同姓以外の戸数及人口 六月、三四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 起源不明なるも、約四百五十年前裴・李・朴三姓部落を構成し來りしが、爾後李・朴兩姓漸次減少し、専ら裴氏部落となりたり

部落の大資産家の姓名及資産 文亨天資産約三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作二一戸、自作兼小作三二戸、小作三九戸、其の他四戸

部落の自治状況 民風改善會を設置し相當活動を爲す

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 民風改善會は大正十二年一月一日組織、共同貯蓄、農業改良、民風改善等を爲す。基本財産

杏三反八畝歩、竹林三反歩、現金六百圓

門中財産利用法及同族救済施設 杏二町五反歩、田一町歩、現金百圓あり。祭祀費の外、貧困同族の救済（食糧）に充當す

其他普通部落に比し特色ある點 團結力固し

社 倉 里

部落の名稱及所在地 務安郡石津面社倉里

所在地の地勢及地形 北に牛鳴山を負ひ、東は榮山江に臨み、西南は平野に接す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 羅州金氏八一戸、四九八人

同姓以外の戸数及人口 一一八月、六四四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 二百五十年前金適部落を新設するに、大池を埋立て南、北に大石を立て、部落に於ける水火の災害を防ぎ、爾來子孫漸次増加せり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作二五戸、自作兼小作一四三戸、小作三一戸、計一九九戸

宗家の資産地位展望 現面長にして名譽相當高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金適 號靈岩、嘉靖丁酉生員、癸卯文科行鄆守光州牧使、贈禮曹判書、金忠秀 號龜岩、進士、鄆守、戶曹參判、贈議政府左參贊、宜廟役一等功臣
部落の自治状況 從來訴訟事件あるときは門會を開き處理せり
門中財産利用法及同族救済施設 祭祀費に充つるのみ

茶 山 里

部落の名稱及所在地 務安鄆石津面茶山里

所在地の地勢及地形 西は瀟灑山、北は玉女峰を背負ひ、東は榮山江に接し、部落の中央を木浦外邑間道路貫通す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 羅州金氏六三戸、四三四人

同姓以外の戸數及人口 三三戸、二六二人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 二百五十年前、金麟瑞本部落を建設せり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作一〇戸、自作兼小作七〇戸、小作一四戸

宗家の資産地位展望 金萬植 約一萬圓、現學校評議會員

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金麟瑞 號禮慶、篤學力行家にして禮贈齊義分を建設せり。金履華 號文岩、

經學奉行者にして純祖朝の童蒙教官にして蒼岩洞に既享さる。 金濟殷 號鶴亭、好學篤行者にして司憲府監奏

部落の自治状況 振興會を組織し漸次活動しつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 祭祀費に充當するのみ

鉢 山

部落の名稱及所在地 鉢山 羅州郡細枝面橋山里

所在地の地勢及地形 西北より西及び西南に互り山岳繞り、東南及東北方に平野を控へ、地形稍々平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全義李氏六五戸、三八九人

同姓以外の戸數及人口 一五戸、六三人

部落民の主なる職業 農 兼 業

部落構成の沿革 三百年前李永詳始めて鉢山里に來り構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 李仁采資産二萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作七戸、自作兼小作四六戸、小作二七戸

宗家の資産地位聲望 なし

嘗て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李永詳 司諫院大司諫、侍講院習讀、李壽宗 通禮院左通禮、李公 號覺碧室、

戸曹參議、李容濟 號後淵室、顯監兵曹參議

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費に充用す

會 津

。部落の名稱及所在地 會津 羅州郡多侍面新羅里

所在地の地勢及地形 直後に城山を背ひ、前に榮山江流れて、其沿岸の平野狭しと雖も、土地肥沃にして農業に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 羅州林氏 一三〇戸、六〇〇人

同姓以外の戸數及人口 二〇戸、一二〇人

部落民の主なる職業 農、業

部落構成の沿革 五百年前より林氏集合して構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 北御門正資産十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作一一戸、自作兼小作三一戸、小作一〇七戸

宗家の資産地位聲望 五千圓、普通

嘗て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 林詰相禁府都事

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 林氏親睦契を組織し、年二回總會を開き、種々の事業及び民風改良等の打合せをなす

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費に充用

半松里

部落の名稱及所在地 半松里 羅州郡老安面金安里

所在地の地勢及地形 羅州邑の北方錦城山の支脈舞鳳臺下に位し、水石清冽松竹鬱密、土地は肥沃にして、地形は平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 豊山洪氏五五戸、二七五人

同姓以外の戸数及人口 八月、四〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約三千年前よりの部落にして、箕子時代は金安邑と稱し、李朝には申氏の居住地となり。其の後は成氏と洪氏兼落したるも、成氏は約二百年前に他に轉住し、洪氏の子孫繼承し現今に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 洪祐瓚資産二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一月、自作一〇戸、自作兼小作二〇戸、小作三二戸

家家の資産地位展望 一千圓、普通

書て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 申淑舟左相、申末舟護判

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 共同事業なし、昭和三年九月一日豊洪青年會を組織し、同族子弟の教育、救済、親睦を圖り會員に一ヶ月十五圓の貯蓄をなさしめて現在二百圓に達す。規約なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費に充用

楓山里

部落の名稱及所在地 羅州郡茶道面楓山里

所在地の地勢及地形 本面の北端に位し、西邊務所を距る一里の地點に在り、東部には楓嶽山壁え、西部は平野開く

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 豊山洪氏一二四戸、六一五人

同姓以外の戸数及人口 三一月、一五一人

部落の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 年代は未詳なるも、最初金氏・羅氏・崔氏の部落なりしが、約五百年前洪氏之に代り現在に至る
部落の大資産家の姓名及資産 洪起膺資産十五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作一七戸、自作兼小作一一一戸、小作二五戸
宗家の資産地位聲望 一萬圓、地位聲望稍々高し

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 洪承燮 進士、洪承賢 進士
部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 大正十五年一月十五日俱樂部を創立し、民風の改善、産業改良、法令の遵守を著々實行しつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 毎年小作料と貸付金の利子を以て、貧族の婚葬及び天災地變に際して補助救済、子弟教育費に充用し、
殘餘は年額として門中六十歳以上の老人に舊十二月末日牛肉を贈饋す

嶺 岩

部落の名稱及所在地 嶺岩 靈光郡大馬面福坪里

所在地の地勢及地形 南に月郎山、東に高城山屹立し、西北は平野なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全州李氏、三〇戸、一五七人

同姓以外の戸數及人口 九戸、三七人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 約百三十年前李得江なる者、慶尙道興海郡守を辭して此の地をトし創村せり

部落の大資産家の姓名及資産 李盾約三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作二戸、自作兼小作一八戸、小作一〇戸、
宗家の資産地位聲望 儒林間に相當知らる

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李容求 武科備邊郎、宣傳官、郡守、李龍求 武科郡監、李開求 文科縣監、李承純

武科宣傳官、郡守、李聖純 武科宣傳官、李完純 武科、宣傳官、部將、李厚宇 武科宣傳官、李森宇 武科、宣傳官、李最宇 武科、宣

武科副司果、李俊俊 武科、宣傳官、兵馬節度使、李鳳儀 武科、牧使、左捕將、刑曹判書、總友使、醫務使、陸軍副將、元帥府總長、軍部大臣、男爵

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 劫後共済組合設置しあるも、未だ實績見るべきものなし
門中財産利用法及同族救済施設 祭祀費に充つるの外、不意の災害を救済す

長 安 里

部落の名稱及所在地 長城郡長城面長安里

所在地の地勢及地形 東・西・北は山に囲まれ、南は平野に接す

部落の同族姓氏及其戸數と人口 黃州邊氏二七戸、一一八人

同姓以外の戸數及人口 四七戸、二一八人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 創設の年代不明なるも數百年の古村にして、部落は二つに分れ、一は鳳岩里、他は龍岡里と稱へ來りしが、行政區域變

更に依り二部落合併し長安里となりしものなり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作五戸、自作兼小作二八戸、小作三四戸、其の他七戸

宗家の資産地位聲望 儒林界に於て相當知らる

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 邊以中 文科史會參判、壬辰亂功臣勳一等、累谷門人 道學著名、鳳巖書院設亭、

邊慶胤 文科、光海君廢國母時抗疏、隱德不仕、追贈吏曹參議、邊恬 道學文章、追贈戸曹參議、隱德不仕、文集七卷有之、邊致明

文科、工曹判書、邊得謙 文科兵曹判書、輔國崇祿大夫、正祖時以嚮肚功臣賜諡

門中財産利用法及同族救済施設 田畠五、六町歩の收入にて、祭祀費及び祭閣基地の修繕に充當するのみ

麥 洞

部落の名稱及所在地 麥洞 長城郡黃龍面麥湖里

所在地の地勢及地形 北は關堂山を負ひ、南は東化面界に接し、西は平野に連接す。部落は稍々傾斜地に在り、伯花亭（部落の上部にし

て河西先生出生地）より西南方に遠く、蘇州錦城山を望む

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 野山金氏戸数二四戸、一二八人

同姓以外の戸数及人口 三六戸、一八三人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 李朝初葉金氏京城より移住せり

部落の大資産家の姓名及資産 金蓋漆約三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作一戸、自作兼小作七戸、小作五戸

宗家の資産地位學望 相當知らる

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金麟厚（河西先生）中宗五年夢洞に生れ、八歳にして文名都歸に著る。幼にして四書五經諸子史等精通せざるなく、天文地理醫藥卜筮算兼律呂の法亦深究せざるなし。三十一歳乙巳の年仁宗の昇遐を聞くと、遂に官を棄て家に歸り、毎年七月卯山に登り北に望みて痛哭す。五十一歳庚申正月十六日歿せり。後七年文靖と諡し、後六年改めて文正と諡して大匡輔國崇祿大夫議政府領議政を贈らる。儒林は長城郡岐山里に祠を建てたりしが、後年筆殿に移り、筆殿書院の勅額を以て下賜せられ春秋に享祀の禮を執り、且つ上疏して文廟從享を勅許せられたり

門中財産利用法及同族救済施設 林野八十町歩、畝五十斗落の收入にて祭祀費に供し、剩餘金は基本財産に編入す。尙同族救済施設として別になきも、小作料を低廉にして耕作せしむ

黃 龍 里

部落の名稱及所在地 長城郡黃龍面黃龍里

所在地の地勢及地形 長城邑より南へ約二十町、黃龍平野の中央に在り

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 光山金氏四〇戸、二〇七人

同姓以外の戸数及人口 一一戸、四五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 起源不明なるも、高麗時代に創設せられたる部落にして、四百年前、金紀（典翰公）驪州郡公山面三政里より移住し、爾來其の子孫漸次繁昌して今日に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 金藤鈞約一萬三千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三月、自作四月、自作兼小作一月、小作三月

宗家の資産地位希望 儒林間に於て相當知らる。

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金龍恩 通政大夫工曹佐郎、金友仍 進士、金汝銀 進士、翰林司監府大司監、

黃海・忠清・平安の觀察使、金汝欽 武科、興川・豐德・宜川・會寧府使、東萊・喬潤兩水使、露善大夫、同知中樞府事、五禮都德府

副總官、金天相 武科、豊山・茂山・鏡城・龜城府使、資憲大夫知中樞府事

門中財産利用法及同族救済施設 林野七十町歩、尙四十斗頃の收入を祭祀費に充つるのみ

七 田 里

部落の名稱及所在地 珍島郡義新面七田里

所在地の地勢及地形 本部落は義新面の西北に位して、東は同面枕溪里、北は珍島面浦山里、西は臨淮面念文里、南は同面鳴翠里と號し

東北に光中山望え、天防川は此所より源を發し本部落の中央を貫流して海に入る。水利の便の良く、地味肥沃にして農耕に適せり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 密陽朴氏一五〇戸、七五一人

同姓以外の戸數及人口 七月、三四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百年前任・崔兩姓同部落を構成し、五十年後密陽朴氏移住し、子孫繁榮して、現今の如く朴姓部落となれり

部落の大資産家の姓名及資産 朴桂培一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二月、自作三六月、自作兼小作七七月

宗家の資産地位希望 地位希望共同部落内屆措

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朴麟福 李朝時代參判にして皇室有勳錄宣武一等勳、朴晟 李朝時代の禁府都事

にして昭武原從一等勳となれり。朴暹 司憲府持平にして仁祖甲子の事變に濟亂の功あり。林宗亮 武科及第。朴鍊來 高宗辛卯（明

治二十四年）水曹副使の職を奉ぜり

部落の自治狀況 大正十三年八月十五日振興會を設立し、農事改良、夜學經營、功儉貯蓄を實行する外、大正十四年七月十六日青年會創

設して、之等の事業を徹底的に實行せり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 二百年前朴宗亮の起案に依り學契を創設し、基本財産を造成して教育費に充て來りしが、珍心公立普通學校設立、時若干を寄附して、貧困の爲め入學し得ざる者の教育費に充當し、現在之を維持繼續しつゝあり

東 外 里

部落の名稱及所在地 珍島郡珍島面東外里

所在地の地勢及地形 珍島東部に位し、北方より來れる鐵馬山は此の地に丘陵を起伏せしめ、北島洞より發源する小溪部落の中心を貫き、丘陵東西端に挟限せられ、住家は凡て西方に向ひ、大部分は東端に片倚り層狀を以て集成す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 務安朴氏三八戸、一八四人、同姓以外の戸數及人口 四三戸、二〇〇人

部落民の主なる職業 農耕、蠶織

部落構成の沿革 元は十戸に満たざる寒僻の小部落なりしが、密陽朴氏及び務安朴氏約五百年前根據を此の地に定め、爾後子孫殷盛し、郡郷の明倫講學を繰繰する名士輩出したり。仍て儒林發祥地と謂ふべく、嘗て郡内の啓蒙に貢獻したる明儒抄からず、戸數次第に殖へ現在の盛狀を呈せり

部落の大資産家の姓名及資産 朴憲述三萬二千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作七戸、自作兼小作五一戸、小作二三戸

宗家の資産地位聲望 特記すべき資産なきも、地位聲望を保持す

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朴衍 密陽人、四百年前、設郡建校行參軍、朴孝胤 密陽人、約百十年前、行武科及第、朴錫侯 密陽人、約百十年前、漢陶教化、贈重慶教官、文章を以て聞明す。朴漢英 務安人、約百十年前、學行文教を以て著聞す。曹廷協 昌寧人、約百十年前、慈善立名

部落の自治狀況 慣例に依り三執綱、統首等ありて、美風良俗並に秩序を維持し、書堂を設けて子弟の教育に努むるところあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 古來洞契ありて、賞罰罰過、防厄杜災慶吊相問をなす

門中財産利用法及同族救済施設 祖先奉祀、子弟教養に充て、赴京應試の秀才には門中財産より補助することあり。同族中貧困にして未

婿又は自計を樹てる能はざる者には共助補翼の美風ありて、他に見るべからざるところなり
其他普通部落に比し特色ある點 純農村にして、商工業其他雜業に従事するもの一切なく、農業收入を以て其の生計を維持す。公職に
従事する者八人ある外、商店等なし

浦山里

部落の名稱及所在地 珍島郡珍島西浦山里

所在地の地勢及地形 邑内より西南約二十五町の地點にあり、東は耕地開け、西は山嶽屹立、南は干潟地の開拓ありて、臨海に通ずる等
外道路本部落の中心を貫き、耕地豊富にして、陸上交通の便よし

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 密陽朴氏七六戸、二四〇人

同姓以外の戸數及人口 二五戸、一〇五人

部落民の主なる職業 農耕、蠶繅

部落構成の沿革 本部落を肇めたる沿革は知る能はざるも、約二百五十年前、密陽朴氏の先代此の地に根據を定め、爾來子孫殷盛し遂に
現在の大部落を形成するに至る

部落の大資産家の姓名及資産 朴云奇一萬二千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作八戸、自作兼小作四七戸、小作四六戸

宗家の資産地位聲望 資産なきも地位聲望を保持す

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朴明熙 密陽人、百二十年前、文科初試、文章知世、朴延明 密陽人、二百年前、
行延日縣監、朴佐漢 密陽人、百三十年前、學行立名、朴董先 密陽人、八十年前、學行名儒、朴佐殷 密陽人、百三十年前、慈惠有功

部落の自治狀況 慣例に依り三執綱統首等ありて、美風良俗を維持し、壽室を設け子弟の教育に力を注ぐ

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 洞契ありて、賞美箱過、防厄杜災、慶弔相問を爲す。道路河川の改修には共同出役す
門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は祖先奉祀子弟教養に充て、同族相救の美風あり

石峴里

部落の名稱及所在地 珍島郡古郡面石峴里

所在地の地勢及地形 本部落は古郡面の西部に位し、炎祭山一帯の山岳四方に横たはり、其の麓に小河あり、中央は平野なるも地形狭少なり。水源あり、地味肥沃にして農耕に適せり。部落中央三等及び等外道路は完備し交通至つて便なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 金海金氏五五戸、三〇七人

同族以外の戸数及人口 六二戸、二九一人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 本部落は約四百年前金氏の創設にして、其の後子孫繁盛し、今日の繁榮を極むるに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 金勝瑞十二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作一三戸、自作兼小作八三戸、小作二一戸

宗家の資産地位聲望 資産なきも地位聲望あり

部落の自治状況 不良者の懲戒、篤行者の表彰、相互補助

部落の共同事業及組合の沿革現状規約 昭和三年五月振興會を設立し、風俗改良、勸懲貯蓄、農事改良等を奨励し、昭和四年度より道地

方費の補助及び金勝瑞氏の出資に依り融資事業を開始せり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は春秋二回の祭享費及び墓地管理費等に充つるの外、他に施設なし

其他普通部落に比し特色ある點 純農村にして商工業其他雜業に従事する者なし。尙ほ貧困にして通學する能はざる者には、協力して

之が救済に努めつゝあり

道 論 里

部落の名稱及所在地 道論里 珍島郡古郡面道平里

所在地の地勢及地形 本部落は古郡北部に位し、東方は上峯一帯の山岳連亘起伏し、其の麓には小河あり、地形狭少にして中央に平野帯け、地味肥沃農耕に適す。部落の南方に二、三等道路開け、交通便なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州李氏三九戸、一六九人

同姓以外の戸数及人口 一戸、四人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 本部落は最初韓氏の設けに係り、四百年前季氏移住し、漸次子孫繁殖と共に戸数増加せり。最初道館と稱し、古二面に屬す。其後面融合に依り平山と合併して道平里と改められ、以來繼續して今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作五戸、自作兼小作二五戸、小作一〇戸

宗家の資産地位聲望 資産なきも地位聲望あり

部落の自治状況 不良者の懲戒、篤行者の表彰、隣保相助

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 規約同志會及び勸業組合を組織し、弊風矯正及び農事改良等に努めつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産利用法及び同族救済施設は、祭享及び墓地管理費用に充つるの外になし

平 村

部落の名稱及所在地 平村 羅州郡潘南面新村里

所在地の地勢及地形 本面の東北間に位し、前方は韓川沢の上流に臨める平野部なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 羅州羅氏三四戸、一三三人

同姓以外の戸数及人口 一二月、五二人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 九百年前羅氏の一族が聚落を作り潘南村と稱したるが、其の後坪村と稱し、尙ほ平村とも云ひ今に及べり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

宗家の資産地位聲望 資産なく、地位聲望普通

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 羅德顯參奉、羅德憲兵曹判書、羅後素通德郎、羅德素將仕郎

部落の自治状況 門會ありて祖先の遺を講じ、真慶相問等果谷郷約を本として會則を守り、違反者あれば之を罰す

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 大正十三年七月慶會を組織し、教育普及、惡習惡弊矯正を目的とす

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費及び子孫の婚葬に小額の補助を爲し、奨學金として學生一名に對し年四圓を補助す

慶尙北道

本道は古來名門右族の淵藪にして、兩班儒林等の同族集團多く、最近の調査では同族集團數一、九〇一の多きに達し、その中の著名同族部落のみにても二四六あり、就中、安東郡にその數最も多く、迎日郡、軍威郡、榮州郡、金泉郡、永川郡、慶山郡、盈德郡、尙州郡にも多くの同族部落が散在し、同族として最も廣く分布せるは安東權氏、義城金氏、眞寶李氏、永川李氏、星山李氏、仁川蔡氏、羅州李氏、安東金氏、眞城李氏、晋州姜氏、南陽洪氏、達城徐氏等である。

同姓戸數は他道に比し大なるもの多く、著名同族部落二四六部落中、百戸以上のもの二八部落あり、百五十戸以上のものを示せば、開慶郡山北面大上里大下里の長水黃氏二三六戸、同面内化里の潘南朴氏、宜城金氏二一九戸、開慶郡永順面栗谷里の洪氏二〇〇戸、迎日郡杞溪面縣内洞の月城李氏一八〇戸、達城郡城北面山格洞一區の達城徐氏一七〇戸、安東郡豊南面河回洞河回の豊山柳氏一五八戸、清道郡錦川面新官洞の密陽朴氏一五六戸、星州郡志士面甬月洞法山洞の永川崔氏一五〇戸の八部落である。部落構成の沿革として興味あるものが多いが、その中で變つた一例を示せば、軍威郡軍威面大北洞は同面の北部に位し、山岳所々に起伏せる所に部落は五箇所に分れて散在せるが、三三三十年前支那浙江省烏江縣より張氏渡來し、引續き居住して本部落を構成し、現在同族戸數七二戸、人口三七六人の同族あり、他部落に見らるゝ如き殖利を目的とする貯蓄硯あり、

積員七十人、積立金千五百圓ありて、また門中財産として不動産五百圓(山林)、竝に現金一千圓を有し、之より生ずる収入を以て祖先の祭祀費に充當して居る。

部落に於ける同族の交替は本道に於ても認められるが、其の最も顯著なる數例を示せば、慶州郡江東面良洞里は新羅時代牙山蔣氏始めて本部落を構成し、五・六戸居住し、部落名を良佐村と稱したが、約五百年前、安廣縣良佐洞と改稱し、月城孫氏此の地をトし、次で羅州李氏亦茲に轉居することとなり、洞内を梁林・内谷・勿峰・粉谷の四部落に分ち、これを良洞里と總稱し、現在羅州李氏一四六戸、月城孫氏五二戸の同族集團を形成して居る。安東郡禮安面浮浦洞は六百年前權氏の創始せるものであるが、次で申・琴の兩姓移居し、更に約百五十年前李氏來住してよりは、其の子孫繁昌して目下眞寶李氏部落を爲して居る。醴泉郡龍宮面武裏里は約四百年前は尹姓部落であり、其れより百餘年後白將軍なる者この地に居住し、現住する羅州李氏の祖先は白將軍との親族關係に依り本部落に來居し、其の子孫永住して現在に至つて居る。義城郡山雲面山雲洞は高麗末葉牙山蔣氏の創始したる部落であるが、李朝初期より宣祖朝に至る迄約二百年間鵝州申氏一族の集團部落をなし、次で宣祖朝より現在迄永川李氏の部落となつて居る。

本道は新羅の舊都たる慶州を有し、早くより開け、學者政治家等著名なる人物を輩出せることは、十三道中首位を占めて居る。學者中最も秀でたるものには、東方の夫子、朝鮮儒學の大宗と敬仰せられたる眞寶李氏の李退溪があるが、退溪の同族子孫は安東郡陶山面土溪洞に在りて、四百餘年前彼がト居以來連綿としてこの地

に占據し、今や戸數六〇戸、人口三三〇人の集團をなして居り、宗家の李忠鎬も資産二萬圓を有し、兩班儒生として常に社會上の地位高く、全鮮儒林中の名望家である。尙ほ安東郡陶山面溫惠洞は退溪の出生地なるが、約五百年前に退溪の祖父李繼陽始めてこの地に居を定め、爾來その子孫永住して今日に至り、繼陽の宗孫範教は資産一萬圓あり、社會上の地位聲望高く、七七戸、三九五人の同族集團を見るに至つた。この部落よりは李滉（退溪）の祖父たる江原道觀察使李瑔、李滉の兄黃海道觀察使李滉を出して居る。而して李滉の孫純道は陶山面宜村洞に定住して七五戸、三五七人の李氏部落を形成して居る。

安東郡豊南面河回洞は平坦地にして、東は山岳を負ひ、西南北は洛東江が回流せる半島形の部落なるが、李朝に入り豊山柳氏の部落となり、同族中よりは李退溪の門に學びて、後中興第一の名相と尊崇せられたる領議政豊原府院君柳成龍を出し、同郡臨河面川前洞よりは監司金誠一、一直面望湖洞よりは大儒李大山、達城郡解顔面屯山洞三區よりは大君師傅崔東嶽、世子翊贊崔興遠、醴泉郡龍宮面武夷里よりは王子師傅李煥、工曹判書李穡、漆谷郡倭館面石田洞よりは吏曹判書贈領議政李元楨、慶州郡江東面良洞里よりは議政府左贊成贈議政雲領議政にして、朝鮮五賢の一人たる羅州李彦迪、議政府右參贊無知議禁府事月城孫仲暉を出し、盈徳郡蒼水面、民洞よりは吏曹參判駁寧李涵、吏曹判書李玄逸、安東郡北後面道村洞よりは工曹參判安東權曉、義城郡山雲面山雲洞よりは江原道監使永川李光俊、刑曹參判李民安、刑曹判書李廷機、漆谷郡北三面吳太洞よりは工曹判書張錫龍、星州郡月恒面大山洞よりは工曹判書李源祚、星州郡志士面甫月洞よりは吏曹參議永川崔杵、戸曹參

判崔震泰、同位震中、善山郡海平面海平洞よりは兵曹判書全州崔光壁、安東郡臨東面水谷洞よりは刑曹參議全州柳觀鉉、兵曹參判柳致明、星州郡碧珍面海平洞よりは水軍節度使都護府使星山呂攀を出して居る、

山 格

部落の名稱及所在地 山格 遠城郡城北面山格洞一區

所在地の地勢及地形 東北方には山岳を背しに、南西方には新川を控へ、地勢は一般に平坦にして、交通便利圓形をなせり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 遠城徐氏一七〇戸、五八三人

同姓以外の戸數及人口 一六四戸、二八五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 今より約三百年前迄は大邱南山に居住せしが、徐樂齊先生の時山格に移住し、其の後次第に子孫繁昌し、全部落を占領するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 大資産家なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作三戸、自作兼小作七〇戸、小作九七戸

宗家の資産地位聲望 數千圓の資産を有し、地位聲望相當なり

皆て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 徐樂齊は文學を以て當世に著はれ、且つ傳行甚だ高かりしに依り、國より誼號を賜はり、先生として世に崇敬されたり

部落の自治狀況 同族は隣保相助團結し、宗中諸般事務を自任しつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は先祖の祭祀用に供し、殘餘は門中子弟の教育費に充當し、新習讀修得に努力しつゝあり
其他普通部落に比し特色ある點 特記すべき事項なし

漆 洞

部落の名稱及所在地 漆洞 遠城郡解顔面屯山洞三區

所在地の地勢及地形 東北西の三面は山に圍れ、南方は平野を控へ、地勢一般に傾斜を爲し圓形なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州崔氏二五戸、一八八人

同姓以外の戸数及人口 一一戸、五八人

部落民の主なる職業 農業

部落構成の沿革 崔氏十二代祖崔東蓮氏奴僕を率ゐて、解頓面道洞より此の地に移りし以後、子孫永住の地と爲り今日に及べり

部落の大資産家の姓名及資産 崔斗永約四萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一一戸、自作五戸、自作兼小作三戸、小作一七戸

宗家の資産地位聲望 宗家は約四萬圓の資産を有し、地位聲望共面内第一流なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

崔東蓮は同部落第一代祖にして、學徳兼備し、官は大君兩傳(隱逸)に通めり。不遜位として祠堂に祭祀す

崔興遠は崔東蓮第六代孫にして、字は汝浩、號は百身庵と稱し、官は世子翊贊(隱逸)に至れり。氏は聖書心に富み、洞民を生業に指導

せんとして先公庫を建て納税に備へ、恤貧庫を建て窮民を救恤せしかば、慶尙道監司より穀五十石を下附せられたり

崔孝遠は第九代孫にして、字は樸興、號は止軒と稱し、官は教事府都正(隱逸)に至れり

部落の自治状況 部落民は宗家を指針とし、凡ての事務を進行しつゝあるも、各事務を確實敏捷にせんが爲め、別に有司なるものを選任し、自治的に活動しつゝあり

部落の共同事業及組合契隣の沿革現状規約 宗家崔斗永は同部落民が蓄積を脱せず、勞働を厭ふ風あるを憂ひ、機業を奨励せんとし、機

織工場を設立し、東洋紙、東洋苧を製紙せしめ、その利益を配當せり。資金は二千圓なり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は全部宗族保管し、先祖の祭祀料に充當す

率 禮

部落の名稱及所在地 率 禮 靈城郡玄風面大洞

所在地の地勢及地形 龜尼山南麓に偏在し、地形は傾斜を成せり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 苞山郭氏六、戸、三五六人

同姓以外の戸数及人口 七〇戸、四一二人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 郭安邦此の地に移りて以来、子孫永住の地となり今日に及べり

部落の大資産家の姓名及資産 該當事項なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主なし、自作なし、自作兼小作一五戸、小作七九戸

宗家の資産地位懸望 宗孫郭相鼎は資産九百圓位まるも、地位並に懸望は相當なり

官て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

郭承華 號朕軒進士與寒山堂爲道義交有文章德行享道東別詞

郭赴 號晚鏡齊生員文科内慶三司外外補六州晚暮齊舍探晴墳典止承旨享尼陽院

郭起 號存齊以學行除安陰縣監丁酉亂以李元眞忠謀三邑兵守黃石山城々陷二子一婦一女泣死節贈吏判監忠烈命旌園以一門三綱四字嚴天

號享黃以禮潤兩院

郭濤、郭清、郭浩、郭洞 壬亂本病父避匿于延翠山岩穴中亂軍至欲害其父兄弟四人爭相翼蔽泣死一亂亂軍義之書孝子文三字于版負其父

竹與勿禁牌似之後軍更不犯並旌園

郭弘基 弱冠附時人新安守郭稜日萬古綱常輝遠策百年宗計樹禮奉承拜歎羨富萬死李由何事復三川稜大怒欲害仁弘以爲大犯可最使之兼

官歸時稱公不畏強禦有竹齊風

部落の自治状況 特記事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 特記事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 該當事項なし

其他普通部落に比し特色ある點 祖先崇拜、同族相互扶助の觀念厚し

良 洞 里

部落の名稱及所在地 慶州郡江東面良洞里

所在地、地勢及地形 江東面の西北中央に位し、東北に雪登山、聖主山等城壁の如く包圍し、之が山脈の麓延びて恰も勿字形を描き、以

一四二〇年、李氏は、山南に安洛川及び兎山江を控へ、富饒なる沃野を開き、
 同族内、同族姓氏名及其戸数と人口 彌州李氏一四六戸 八七六八人、月城孫氏五二戸 三二二人
 同族以外、戸数及人口 戸数七五戸、人口四〇〇人
 部落民の主なる様式 農 業

新羅時代の山南 新羅時代、牙山李氏始め、本部落を構成し、約五、六戸位居住し、部落名を良佐村と稱せしが、五百年前、安東縣良佐洞と
 なり、月城孫氏は地を卜し、次で彌州李氏亦茲に居住することとなり、洞内を渠林、内谷、勿峰、粉谷の四部落に分ち、之を良洞里と
 稱し、今に至る

部落の大資産家の姓名及資産 李鳳源 小作米收納額九百石、資産見積額十萬四四石
 部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作八二戸、自作兼小作一四戸、小作一四〇戸

宗家の資産地位聲望 宗家の資産は李氏は約二萬圓、孫氏は約七千圓位にして、地位聲望は何れも相當高きも、李氏は朝鮮兩班の首位を
 占め、所謂國班にして孫氏は道班に列す

して部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李彦迪(號晦齊) 幼時より聰明才智非凡にして、孔孟之道、聖人之學を修め、其
 の奥義に達し(大學章句補遺、中庸九經衍義、太極問辨の如き有名なる著書あり)、以て衰退に傾く儒教を中興せしめ、愛君憂國恩親の
 念一日も忘るゝことなく、克く忠孝之道を全うし、李朝仁宗朝に於て拔擢され、從一品兼政大夫、議政府左贊成兼判義禁府知經建春秋館
 事を拜命す。朝鮮五賢に列せられ、李朝明宗配享として、朝鮮各郷校に於て配享せられ、尙儒林に於て先生を敬慕し、玉山書院を建て春
 秋二季に祭祀を行ふ。尙ほ宣祖朝に於て、大匡輔國崇錄大夫、議政府領議政兼經建弘文館、藝文館、春秋館、觀象監事を追贈する。孫仲
 以(號傲齊) 李朝中宗朝、游白史の錄を下賜、嘉善大夫に陞せられ、其の後司憲大夫、史曹判書兼知義禁府事議政府、右參贊兼知義禁府
 事に拜命、月城君に封ぜらる。而して儒林に於て書院を立て祀りつゝあり

部落の自治状況 特記すべき事項なし
 部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし
 門中財産利用法及同族救済施設 李氏門中の財産約番二萬一千四百三十一坪を良洞普通學校に寄附し、同族救済施設としては、確保相助
 の外特記すべき事項なし

其他普通部落に比し特色ある點 孫李二氏の祖先の傳化遺風に依り、禮儀作法を重んじ、祖先の崇拜並に同族和睦して質實敦厚なる美風

の如き、他部落の到底追従し得ざる點あり

牛 角

部落、名稱及所在地 牛角 迎日郡神光面牛角洞

所在地の地勢及地形 東は前江面、南は冷水、西は興谷竹城、北は土城洞と相接し、山麓の傾斜面に位す。後方東部より始まりて南北に至る。三方は山を以て包圍し、西開かれて平野を形成し、東部の山より出づる河川部落の中央を西流して平野を灌漑す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 羅江李氏 九八戸、六二三人

同姓以外の戸数及人口 一五戸、七五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 三百餘年前、李晦齋先生の第五番目の子孫、李宜澤住所を本部落に決定したるにより、今其の同族二百戸に達せり

部落の大資産家の姓名及資産 李鍾久十二萬圓、李必錄六萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作三五戸、自作兼小作四八戸、小作三〇戸

部落の資産地位展望 資産二千圓位にして、地位學級高し

在りて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李宜澤 通政大夫承政院左承旨兼經筵參贊官、李晦齋先生の子孫にして部落民一

族の先祖なり

部落の自示状況 毎年臨時委員を出して祠祭を行ふ外、機に應じ村民代表者を選出す

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 特別の該當事項無く、只部落道路を共同して維持修繕するのみ

門中財中利用方法及同族救済施設 毎年同族より二名の門中財産管理者を選定して、財産の維持行爲は勿論、財産より生ずる收入に用

意の金を貸す。他門中事業費に充當す。特別の救済施設なく、天災に依り生活困難なる者に対しては、富裕なる者より救済する事あり

り

其他行司の部落に比し特色ある點 該當事項なし

備考 李宜澤より八戸新開して長富里と云ふ部落ありて、上角の李族より分派したるものにして一族三十戸位あり

縣 内 洞

洞落の名稱及所在地 迎日郡杞溪面影内洞

所在地の地勢及地形 地勢は平坦にして、地形は南向なり。北端は山之背にし東西には森林あり、南端は砂地を備ふを有し、其の耕地の南部に杞溪川あり、東部には甘川横流す

洞落内の同族姓氏及其戸數と人口 月城李氏一八〇戸、八〇〇人

同姓以外の戸數及人口 六九戸、三二〇人

洞落民の主なる職業 農 業

洞落構成の沿革 新羅時代より高麗末迄、縣廳の所在地なりしが、李朝太祖の時縣を改めて面洞を置き、現今に至る迄面事務所の所在地にして、杞溪面の首洞と稱せらる

洞落の大資産家の姓名及資産 李英雨 資産四萬圓位、小作米收納高四百五十石位

洞落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作二〇戸、自作兼小作一四〇戸、小作六〇戸

宗家の資産地位希望 資産一萬圓位、地位 宗支の區別を有し、宗孫は全門中を統率し門中を代表す。希望 本宗家は一般儒林より尊敬せらる

各て洞落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李末岡 進士、文章徳行人に優れ、儒林中著名にして文集あり、號桃源先生、李宗幹 參奉、文學及び孝行を以て道義參奉、號敬軒、李燾 都事、文章徳行を以て著名、號杜谷、李爾性 府事、壬亂功臣、李復性文 僉正、壬亂功臣、李道謙 教官、文章徳行人に優れ文集あり、號九峰、李光翼 文章徳行人に優れ文集あり、號雲軒、李厘相 文集あり、號菴菴、李弘高 文章徳行人に優れ文集あり、號儒高、李弘昭 文章徳行人に優れ文集あり、號顯應、李時逸 都事、佐郎、文章徳行人に優れ文集あり、號問菴、李晦慶 文學徳行人に優れ文集あり、號鶴南、李運益 文學徳行人に優れ文集あり、號東盧、李運麟 文學徳行人に優れ文集あり、號方山、李圭日 校理、文學徳行人に優れ文集あり、號四留辛、李鍾益 進士、玉山・西岳・龜岡・立巖書院長 洞落の自治状況 なし

洞落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 一般門中の管理費及び祭費等に充當す

元 邱

部、名及所在地 元邱 及徳郡寧海面元邱洞一區

所在地の地勢及地形 山陵を背にし、平野を挾有し、地勢平坦なり

部落内の同族姓氏及戸數と人口 務安朴氏四五戸 二四一人、英陽南氏四〇戸 二二二人、大興白氏三一戸 一五四人
同姓以外の戸數及人口 三五戸、一〇八人

部落民の主なる職業 農 梨

部落構成の沿革 千五百年前、部落構成せられ、七十年前には三百戸以上住居したり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作五九戸、自作兼小作二六戸、小作五〇戸

宗家の資産地位聲望 朴氏動産及不動産二千圓、南氏動産及不動産三千圓 白氏動産及不動産三百圓位、朴、南、白三氏同一兩班、聲望は朴、南兩氏顯著、白氏隱晦

并て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朴公諱勁時軒、朴公諱相龍、廷溪朴公諱潭爾、慈南公諱慶燾、時庵南公諱丘履軒
自公諱見龍、以上は文學德行を以て著名なり

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は宗家の家財零迫時に補給し、又は同族中貧困者の冠婚喪祭に際し補助す。朴南兩氏同様白氏門中財産なし

其他普通部落に比し特色ある點 禮節崇尚、倫理尊重に付優良の點あり

仁 上・仁 下

一、部、名稱及所在地 仁上、仁下 及徳郡寧水面仁上仁下

所在地の地勢及地形 若水面の最も東端にありて、東は桐谷面界の山麓、南は寧海面界の河流、西は佳山洞界山麓、北は崧雲山の終點山麓なり。南方の平野は田畠多く地味肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 載奉李氏三五戸 一八〇人、安東權氏二五戸 一三〇人、永川李氏二〇戸 一〇八人、大興白氏八戸 四六人、英陽南氏三〇戸 一五八人

同姓以外の戸数及人口 四四戸、一二五人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 本洞は元寧海郡西面翼洞と稱したるが、郡面廢合の際若水面仁良洞と改めらる

部落の大資産家の姓名及資産 該富者なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地工自作一四戸、自作兼小作五四戸、小作九四戸

宗家の資産地位聲望 載奉李氏宗家及び安東權氏宗家は、資産地位聲望中流にして、其の他の宗家は貧困にして地位聲望は中流なり 皆て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

載奉李涵 史曹判書を歴任す。李朝明宗十年甲寅九月十五日生、宣祖三十四年庚子登第し、其の後禁府都事、司宰監直長、主簿及宜

寧縣監並史曹判書を歴し、又は光海君己酉文科に再選す。號は雲嶽として道學文章を以て世に著名なり

載奉李玄逸 史曹判書を歴任す。光海君丁卯八月十四日生、肅宗朝道憲又は國薦に依り國朝に入侍し、官位は史曹判書を歴任す。

號は萬菴として性質嚴正にして道學文章を以て一國に名望あり、又は南人首領に第一なり

安東權尙任工曹正郎を歴任す。光海君壬戌六月二十五日生、顯宗十年文科に登第し、其後工曹正郎を歴任す。號は江汲と稱したり

甘 川 洞

部落の名稱及所在地 英陽郡英陽面甘川洞

所在地の地勢及地形 平坦部にして長圓形なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 樂安吳氏六一戸、三九三人

同姓以外の戸数及人口 二二戸、九五八人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 百二百年前、吳氏の祖先等は郡若水面楢川村より該部落へ轉居以來、其の子孫此の地に定着し現在に至る

部落の大資産家の姓名及資力 吳重健七千五百圓

部落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作一八戸、自作兼小作四五戸、小作一九戸

宗家の資産地位聲望 資産は自足自給の程度にして、學識及徳望を以て相當聲望あり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 吳時俊 沙原縣監、文學著名、吳受詢 調練院判官、武官著名、吳德繼 重傳

官、徳望著名、吳照樹 司法部監察、孝行著名

部落の自治狀況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該部落なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産として田十斗餘、此 價格二千圓、山林二百町步、此の價格千圓、計三千圓を有し、其の收

穫より祖先の享祀其の他の費用に充當しつゝあるも、特に救済施設はなし

錦 湖 洞

部落の名稱及所在地 盈徳郡盈徳面錦湖洞一區

所在地の地勢及地形 盈徳邑を距ること一里五十川の流域に在り、村巷には盈徳江口間二等道路通じ、錦湖平野展開し、耕地多く地味肥

沃なり

部落内の同族姓氏及戸數と人口 寧海申氏五〇戸、三〇〇人

同姓以外の戸數及人口 一五戸、八〇人

部落民の主なる職業 農桑、副業は養蠶、畜産、以繩、織物

部落構成の沿革 寧海申氏の分門以來累代此の地に居住す

部落の大資産家の姓名及資産 昔は相當の資産家居りしが、時世の變遷に因り今は資産家として揚記すべき者なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作一〇戸、自作兼小作三〇戸、小作二五戸

宗家の資産地位聲望 資産千圓以上、祖先の遺業をつぎ學識を有し、相當の地位に居り、一般に信望厚し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 申智立 喜壽洞河直、文學徳徳を兼ね、當時聲望あり。申九斗 義兵將、洞町重

府監察、御使、文學道德を兼ね幼時より忠孝心厚く、壬辰亂に當り義兵將となり遂に殉節したり
部落の自治状況 區民擧げて無爲徒食の者なく、各自業務を勤め、貧窮を旨として貯蓄心に富み、且納税觀念普及し、冠婚喪祭には昔日
の弊習漸次改善されつゝあり

部落の共同事業及組合契機の沿革現狀規約 昭和三年二月區民協議し、農事改良實行組合を設け、農事に精勵し其の成績良好なるを以て同
年五月に地方費補助百圓を受け、本組合共同作業を合理的に經營す。尙昭和三年に勸業共済組合を設け、區民善く本組合趣旨を體し、
業務に精勵し其の成績相當良好なり、（組合規約別紙の通）

門中財産利用方法及同族救済施設 祖先の立場及び祭土設置、文集發刊、門内敬老等に利用し、尙宗孫の保宗及び門中七世を以て、貧寒
なる同族を小作せしめし事あり。

盈德錦湖洞農事改良實行組合規約

第一條 本組合は錦湖洞農事改良實行組合と稱し、事務所は組合長の居宅に置く

第二條 本組合は共存共榮の趣旨を尊重し、組合員の共同により合理的農業の經營を爲し、相互の經濟を充實し生活の安定向上を計るを
以て目的とす

第三條 本組合は錦湖洞内に居住し、第二條の目的を賛成する者を以て組織す

第四條 本組合は常に協力一致の義を重んじ、役員の指揮に隨ひ、忠實に服するものとす

第五條 本組合の事業は左の如し

- 一、米麥作の改良、副業生産品の改良増殖、勞力の配給調節
- 一、耕地の共同作業、畜力、動力による灌漑、耕耘、脱穀、穀柄、精米、肥料粉碎等設備及共同作業
- 一、農事及生計品共同購入、生産物の共同販賣、改良農具使用普及並共同使用
- 一、耕地の借入管理及小作料の改定、農産資本金蓄積融通
- 一、自給肥料の改良及増殖、農談會の開催及視察、共同貯金の造成
- 一、風紀並生活の改善向上、其他必要事項

第六條 本組合は左の役員を置く

組合長	一名
副組合長	一名
幹事	三名

組合長は各係の統轄、英會共同心の作興、生活改善及教化、貯蓄取購買販賣金の取扱等を爲し、組合を代表す。副組合長は組合長を補助し、組合長事故あるときは之れを代理す

幹事は組合長の諮問に應ずる外、事務主任となりて左の分擔事務に従事す

作物係、苗代採種用其他耕作上の研究改良事項、肥料及農具係、自給肥料の改良増殖、農具及肥料の購入配付

副繁殖係、栽培、養蠶、養蚕、製絲、以製造等

第七條 役員は總て組合員の互選とし、任期は三ヶ年とす。補缺に依り選舉せられたるものゝ任期は、前任者の發任期間とす。但し再選を妨げず

第八條 組合長は總會の決議を経て顧問を置く事を得

第九條 本組合の會議は總會、役員會、研究會の三種とす。總會は毎年(陰二月八月)の二回とし、臨時總會並役員會は必要に應じ組合長之を招集し、研究會は毎月一回十五日開催するものとす

第十條 總會に附議すべき事項左の如し

- 一、役員の選舉、事業計畫並組合員申合實行に關する事項
- 一、經費豫算並決算、事業成績、規約の変更其他の重要な事項

第十一條 總會は組合員三分の二以上の出席を要し、出席者の過半数を以て決議す

第十二條 本組合の經費は組合員の負擔とす

共同作業による収入金及寄附金獎勵金等は収入豫算に繰入るものとす

第十三條 組合員は組合事業の經營に要する、勞力及資力の提供をなすものとす

第十四條 組合事業勞作は有償とし、作業の種類並期節等に應じて、別に定むる料金により作業完了を以て精算するものとす

第十五條 組合の總會に於て決議したる事業に付、設計を作成し作業着手十日前一般に告知すべし

第十六條 組合員は前條の指揮を受けたる時は、各自の業務に付所定の期限内に準備作業を完了するものとす

- 第十七條 組合員にして組合の事業以外の作業に、組合附屬の器具機械を使用せんとする場合は組合長の許可を受くべし
- 第十八條 前條の場合には時期作業並器具機械の種類に依り、別に定むる料金を徴収す
- 第十九條 組合作業勞作に餘裕を生じたる時は、別に定むる料金に依り請負作業をなすことあるべし
- 第二十條 組合員として耕地を賣却、若くは購入せしむるときは組合の承諾を経べきものとす
- 第二十一條 組合の事業年度は一月一日より十二月末日迄とす
- 第二十二條 本組合に左の帳簿を備付するものとす
- 一、組合員及役員名簿、組合日誌及作業日誌、組合員出席簿、組合彙帳
- 一、會計帳簿、決議録（事業計畫を含む）事業成績簿
- 第二十三條 本組合の規約に違反し、組合員たる面目を毀損したる所爲ありたるものは、總會の決議に依り之を除名す
- 第二十四條 本組合員は本規約を遵守し、之れが實行を誓約する爲め左に署名捺印するものとす

槐 市

部落の名稱及所在地 槐市 盈德郡寧海面槐市洞一區

所在地の地勢及地形 山岳を背にし平野に面し、地勢平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸と人口 英陽南氏七二戸、四三二人

同姓以外の戸數及人口 六七戸、二七五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 二千年前より部落を構成し、特別の興廢はなし

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作五一戸、自作兼小作一九戸、小作五四戸

宗家の資産地位尊望 動産及び不動産千圓、地位兩班、聲望顯著

昔て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 高麗朝に收隠李先生諱楷文章道徳一世に師表となる。李朝に參奉南公諱培邦、靈山南公諱鳳翼、凝軒金公諱德五、瀛陰南公諱公壽諸賢が文章學行として當世に顯名したり

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は宗孫なるもの家産零散時に補宗し、又は子孫貧困者の冠婚喪祭時に補助す
其他普通部落に比し特色ある點 総節崇尙及倫理尊重に付優良の點があり

道 村

部落の名稱及所在地 道村 安東郡北後面道村洞

所在地の地勢及地形 北後面事務所より南部十町の處にして、南部の端は西後面と界し、西は山にして、東は平野を隔て、忠州盈徳岡二
等道路ありて、南向緩傾斜地なり。長方形(東西が短く南北が長し)

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 安東櫻氏三五戸、一七七人
同姓以外の戸數及人口 一二戸、五七人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 今より四百五十年前、遷徙始めて部落を定めてより今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主五戸、自作七戸、自作兼小作一〇戸、小作二五戸

宗家の資産地位聲望 資産一萬七千圓位とす(宗中財産一萬圓を含む)。一般より敬慕せられ地位は中流にして、聲望あり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 權橋官至副提學、權曉官至工曹參判、權峰官至讀曹正郎、權晴官至佐郎、權峰
官至訓練院倉正授

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組名契講の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀料に利用せらるゝのみ

河 回

部落の名稱及所在地 河回 安東郡豐南面河回洞
所在地の地勢及地形 平坦部落にして、東は山岳に接し、西南北は洛東江回流せるを以て、部落名を河回とせり。半島形(一説蓮花浮水形)

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 豊山柳氏一五八戸、八五七人

同姓以外の戸數及人口 一三二戸、六三七人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 高麗朝時代安姓一門の同姓部落なりしところ、李朝に入り柳氏居をトし、次第に榮えて今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 柳景夏、柳時慶各十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四八戸、自作七二戸、自作兼小作七〇戸、小作一〇〇戸

宗家の資産地位聲望 資産約三萬圓(西厓先生の宗孫柳永佑)、約五千圓(謙庵先生の宗孫柳時禹)、兩班儒生として常に社會上優者の待遇を受け、全鮮に名高き儒林なり

在りて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

柳世龍(號謙庵文敬) 官位原州牧使、略歴李退溪先生の門に學び、篤學行儀共に、一世に推重せられたり

柳成龍(號西厓文忠) 官位大匡輔國崇祿大夫議政府領議政豐原府院君、略歴は幼にして李退溪先生の門に學び、長じて幾多の官職に

就けり。壬辰役の際領議政の職に在りしを以て、中興第一名相と崇拜せられたり

部落の自治状況 舊慣に依る重要事項に付ては、門會の議決を待ち實行しつゝあり、其他特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 明治三十九年柳氏同族より教義團を組織し、爾來役員中不幸ありたるときは、役員一人前二十圓、米一升宛贈出し、總金額の七割を以て扶助し三割は積立金に編入す

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀料に供する外、特に門中として使途ある場合に限る。同族中冠婚喪祭の際に限り若干の扶助を爲す

蘇湖

部落の名稱及所在地 蘇湖 安東郡一直面蘇湖洞

所在地の地勢及地形 大邱安東間二等道路部落の中央を貫通し、東は山岳に接し、西南北は平野に向ひたる平坦部落なり。地形東西長く南北稍短し

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 韓山李氏二八戸、一四五人

同姓以外の戸数及人口 四五戸、二二七人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 三百年前李馨京城より移居し、爾來其の子孫永住し今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 李鳳求一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一戸、自作一〇戸、自作兼小作三五戸、小作二七戸

宗家の資産地位聲望 宗孫は未成年者にして、資産貧弱なるも、門閥として一般儒林間に於て屈指せられ、從て地位高く信望厚し。

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李象靖(號大山謚文敬) 文科に登り神曹參議に至れり。道徳文章一世に推重せられたり。李光靖(號小山) 官至同道署副提

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀料に供する外、他に施設したる事項なし

其他普通部落に比し特色ある點 特記すべき事項なし

川 前

部落の名稱及所在地 川前 安東郡臨河面川前洞

所在地の地勢及地形 西南は忠州及德尙二等道路を隔て半邊川に臨み、東は臨東面柳川洞、北は東後面老山洞と界せる平坦部落なり。東西稍長く南北短し

部落内の同族姓名及其戸数と人口 義城金氏八五戸、四三五人

同姓以外の戸数及人口 七一戸、三六五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 四百五十年前、魏城より金璣始めて本部落に居をトし、爾來其の子孫世居し今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 金和權二萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作四二戸、自作兼小作七七月、小作三七戸

宗家の資産地位聲望 金秉植（金璣の宗孫） 資産一萬五千圓にして、儒林間に於ける地位高く信望厚し。金時應（金璣の宗孫） 資産一萬圓にして儒林間に於ける地位高く従つて信望も厚し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金璣（號清溪） 生員となり、瘡里に於て文章筆劔を修む。金通（號雲川、金璣の孫）

文科に登り、次で幾多の官職に就き、兵曹參議に任せられたり。蔚郡使文敷並能性を變ふに主力を注げり

部落の自治状況 舊慣に依る主要事項は門中の議決を待ち實行しつゝあり。其の他特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契關の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀料に供するのみにして、他に施設したる事項なし

土 溪

部落の名稱及所在地 土溪 安東郡陶山面土溪洞

所在地の地勢及地形 平坦部落にして、東は遼川洞、西は温基洞、北は太子洞と界し、南は洛東江に接せり。南北長く東西短く長方形

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 眞寶李氏六〇戸、三三〇人

同姓以外の戸數及人口 七八戸、三九〇人

部落民の主なる職業 農 蠶

部落構成の沿革 四百餘年前、李漫始めて此所に卜居し、爾來其の子孫世居し今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 李程錫四萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一七戸、自作一九戸、自作兼小作二〇戸、小作二二戸

宗家の資産地位聲望 宗孫李忠錫資産二萬圓、兩班儒生として常に社會上優者の待遇を受け、全鮮に名高き儒林の名譽家なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李漢（號退溪陸文純）天資穎悟にして、理氣性情の說に造詣深く、又筆翰完備せられたるを以て、東方の夫子と尊崇せられ、朝鮮儒學の大宗と敬仰せられたり。文科に登り次で幾多の官職に任ぜらるゝも多く之に就かず、

後天提學右贊成等となれり

部落の自治状況 舊慣に依る重要事項に付ては、門會の議決を待ち實行しつゝあり。其他特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産貧弱なるを以て、祖先の祭祀料に供するのみにして、他に施設事項なし

温 惠 洞

部落の名稱及所在地 温惠洞 安東郡陶山面温惠洞

所在地の地勢及地形 東は太子洞土橋洞に接し、西は宜一洞、南は土橋洞、汾川洞と境を爲し、北は太子洞雲谷洞と界せる平坦部落なり。

立地形(南北稍長く東西稍短し)

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 眞寶李氏七七戸、三九五入

同姓以外の戸數及人口 一一二月、五一八入

部落民の主たる職業 農 粟

部落構成の沿革 約五百年前、李繼陽(李浣の祖父)始めて此の所に居を卜し、爾來其の子孫永住し今日に至れり(李浣の出生地)

部落の大資産家の姓名及資産 李炳敏二萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作二八戸、自作兼小作六一戸、小作七三戸

宗家の資産地位聲望 李範敏(李繼陽宗孫)資産一萬圓、兩班儒生として社會上優者の待遇を受け、一般儒林間に於ける信望厚し

皆て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李楨(號松齋李浣叔父)篤學行儀共他に尊崇せらるゝに足る。文科に登り幾多の官

職に就き、後江原道觀察使に任ぜられたり。李盧(號温溪諱貞愷李浣の兄)資性直信厚にして高徳博學なるを以て、當世は勿論後世に

於ても敬仰せらるゝに至れり。文科に登り次て幾多の官職に就き、後禮曹參判忠清・黃海道觀察使等に任ぜられたり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀料に供する外、他に施設したる事項なし

宜 村

部落の名稱及所在地 宜村 安東郡陶山西宜村洞

所在地の地勢及地形 西北は清東江に臨み、東は山岳に接し、南は遼安面存浦洞と界せる平坦部落なり。長方形(東西長く南北短し)

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 眞寶李氏七五戸、三五七人

同姓以外の戸數及人口 五六戸、三三七人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 三百年前、純道(李況の孫)始めて此所に居し、其の後李遂(李況の六代孫)又此所に轉居し、爾來其の子孫永住し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 李中燮、李善鎭 各四萬圓、李昶鎭 三萬圓、李均鎭 一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一九戸、自作一五戸、自作兼小作二三月、小作三〇戸

宗家の資産地位聲望 李誠鎭(李純道宗孫)資産一萬圓を有し、兩班備生として一般より尊敬せられ、信望厚し。李箕鎭(李遂の宗孫)資産五千圓にして、地位聲望前者に同じ

在りて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 なし

門中(山)利用法及同族救済施設 祖先の祭祀料に供するのみにして、他に施設なし

山 雲

部落の名稱及所在地 山雲 義城郡山雲面山雲洞

所在地の地勢及地形

イ、地勢 本部落は山雲面の中央部に位し(面事務所の所在地)、東及び西は平野にして、南は本郡東南部たる春山、佳音兩山間に屹立せる巨岳船巖山間に源を發せる大坪川及び同山の支脈たる八面峰山を隔て、北方には本郡に於て巨岳の一たる金波及び飛鳳山屹立し

其の小支脈本部の東西部を迂廻抱擁し南向の傾斜地なり

○、地形 本部の主山脈たる金城山の高峰峻嶺「天馬嘶風」の勢を以て東北より疾走し、急立直下山雲地帯を形成し、恰も「玉女散髮」の形を描き名勝地なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 永川李氏八二月、四七九人

同族以外の戸數及人口 五二月、二四九人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 五百年前(高麗朝末葉)、牙山蔣氏本部落を構成し、洞名を山雲洞とし、李朝初期より宣祖朝に至るまで約二百年間、趙洲申氏一族の集團部落なりしも、宣祖朝より現今に至るまで約三百年間、永川李氏此處に住居す。李朝高宗初年、本部落を分ち「茶上、茶中、茶下」の三部落に改め、大正三年區域變更に伴ひ、新基、青路、柯坪三ヶ洞の各一部を併合して更に山雲洞となりたり

部落の大資産家の姓名及資産

李泰大 小作米收穫高一千石、資産見積額二十萬圓

李泰克 小作米收穫高二百石、資産見積額四萬圓

李暹在 小作米收穫高二百石、資産見積額四萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主八月、自作二二月、自作兼小作三二月、小作五一月

宗家の資産地位學望 資産一萬圓、地位及學望儒林に於ける領袖となり。學望相當に高し
嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

李光俊 李朝宣祖朝に於て文科に登第し、持平、正言、江陵府使、中和府使、判決事、江原道監使等の官職を歴任し、死後に於て嘉善大夫、戸曹參判の職を贈せられたり

李民成 宣祖朝に於て文科に登第し、注書、正言、校理、湖堂、書狀官、左承旨等の官職を歴任し、文章に優れ、徳學の聲譽最も赫々たりし者なり

李民賓 宣祖朝に於て文科に登第し、注書、正言、翰林、時行御史、判決事、戸曹參議、東萊府使、慶州府尹、刑曹參判等の官職を歴任し、死後に於て嘉善大夫吏曹判書の職を贈せられ、忠愍公と諡せらる

李廷相 仁祖朝に於て文科に登第し、正言、高靈郡守、金川郡守等の官職を歴任したり

李廷樞 仁祖朝に於て進士に登第し、參奉、文科、正言、河東府使、忠州牧使等の官職を歴任せり

李義發 正祖朝に於て文科に登第し、正言、弼諫、舍人、草啓文臣、文學、承旨、寧海府使、京畿府使、兵曹參判、刑曹判書等を歴任し、僖靖公と謚せらる

李家發 正祖朝に於て進士に登第し、參奉、教習府、都正、同知中樞府事等の官職を歴任したり

李家燮 高宗朝に於て文科壯元に登第し、典簿奏書、正言、校理等の官職を歴任したり

部落の自治状況 本部落は李姓一族の外、何れも其の配下及び小作人等にして、事の大小輕重を問はず、苟も洞内に關するものは、必ずや李姓の支配の下に之が解決をなすを例とす。若し他の部落と利害關係を生じたる時は、全責任を以て事に當り、勝利を得るまではあらゆる方法を講ずる氣風あり

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約、約百年前洞契なるものを設け、毎年徴收せる金穀及び同利息を以て、洞民の公課金及び其の他一般公益事業に施設し來りたるが、日韓併合の際之を解散し、更に養老會なるものを組織し、六十歳以上の老人に對し毎半數回の其會を開催し、愛族敬老の儀を行ひ、今日に至る、(養老會の組織簡端なるを以て規約の設けはなし)

門中財產利用法及同族救濟施設 門中財產として現今現金二千圓並に小作米約五十石位を收納すべき土地を有し、之等財産の利用に付ては先づ祖先の祭祀費及び祖先墳墓に對する石物建設費並に、宗族より輩出せる著名なる人物の文集刊行等の費用に費し、儒林事業に對し寄附を爲す。尙同族救濟施設として書堂の建設及び無産同族に對して、書籍を購入し無料にて之を貸與し、災害に遭遇せる場合は金穀を改收し特に救濟を爲し遺憾なきを期す

其他普通部落に比し特色ある點 從來の英風良俗を保持し、祖先以來の漢學修養に關致せられ、苟も事に大害なき限り親の命に服従し、上下の秩序正しく常に家庭の圓滿を計り、特に愛族性に富み同氣間に於ては忠義を共にするの美例あり

沙 村

部落の名稱及所在地 沙村 義城郡點谷面沙村洞

所在地の地勢及地形 地勢は平坦原野、地形は圓谿四道、地質は乾燥砂礫、山勢は高山峻嶺柔小峰岳が重疊せり。北方は安東郡臨河面と嶺峯の分水嶺を以て界し、水源は玉山面金鳳山鼎峴時より出で村の前方を貫き、西端丹竹面を流る、川は石川淺灘なる故全部畑として百多し

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 安東金氏一三〇月、六三二人
同姓以外の戸数及人口 一二五戸、八二三人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 六百年前、高麗末期(以前は未詳)、金氏始祖子體(官職監校官)が安東郡楡谷上府甲より此地に入り、現今に遷れり。

沙村は舊名は沙置村、中年に通稱西邊と云ひ、大正元年に西部を沙村とし、其の東方を西邊洞と云へり

部落の大資産家の姓名及資産

金萬鐘 小作米收穫高百八十石、資産見積額三萬六千圓

金壽佐 小作米收穫高二百五十石、資産見積額五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二〇戸、自作一三月、自作兼小作四〇戸、小作一〇五戸、其の他は極貧無産

宗家の資産地位降置 資産六千圓、儒生として純實を以て閉ゆ

むて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

金光粹 號を松器とす。約四百年前、進士に登第し、隱居して徳行を以て郷黨に聞えたり。尚ほ文集あり、現に茨城郡鳳陽町蓮持壽院に祀らる

金士光 傍松齋と號す。官持平に至り文藝役の倡議士として當時の名聲赫々たり。文集あり

金士貞 晚翠堂と號す。退溪李先生の門人にして文集あり

金宗徳 川沙と號す、官禁府都事に至り、大山李先生の門人にして文集あり

部落の自治状況 部落に關する事項は其の大小輕重を問はず、金姓一族中有力者一、二名の意見に基き、之が解決執行を爲し、同姓以外の者は之に服従すのを例とす

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 大谷松稷、柯平坪猷稷、共濟體等あり、前二者は由來古く沿革未詳なるも同族中の吉慶事に酒肴料、凶事に香典料を補助し、共濟體は一昨年早杏の爲め創立したるものにして、貧困者を救済する目的にて、其の費用は秋各戸額一升宛繰出す。以上總資金七百圓位あり

門中財產利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費、墳墓修繕、守備費、齋室、卒園建築及び修繕費、對外中慶文問費、同族者中極貧者の冠婚喪祭費、食糧救済に充てず。近來極貧者の戸税を負担するも、概して少數に過ぎず

普通部落に比し特色ある點 言論行動共に穩健にして特に家庭の秩序正しく、從來の美風良俗を維持すること他に見得ざる處あり

徳川

部落の名稱及所在地 徳川 青松郡巴川面徳川洞

所在地の地勢及地形 東南西北山を以て形成し、以北は平坦なる耕地に接續す。水利灌溉の便良好にして地質は粘質壤土なり

部落の東南方は義城背松間三等道路に沿ひ、地形南北に細長く東西に短し

部落内の同族姓名及其戸数と人口 青松沈氏七三戸、三六九人

同姓以外の戸数及人口 一戸、七人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 六百餘年前、沈洪孚氏始めて同地に墾基、爾來子孫漸次繁殖し現在の集團部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 沈相元 小作米收納高一千二百石、資産見積十五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主七戸、自作一四戸、自作兼小作四四戸、小作八戸

宗家の資産地位聲望 (宗孫沈相格) 不動産五千圓、動産五百圓、郡内第一流の門閥家にして、他と克く融和し信望頗る厚し
昔て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

沈洪孚 高麗國文林郎及福尉寺承封青己君、同氏の五代孫女は李朝世宗大王妣昭憲王后

沈暹 沈洪孚氏の八代孫にして、官位は進士、經學、顯慶、參承兼集賢學士に至る

沈清 沈暹の四代孫にして官位は進士より登第し、訓鍊率事に至る

部落の自治狀況 往時は農工商等の業務を厭忌し、徒に詩文の末藝に走り浮華遊惰の弊風多かりしが、最近時勢の變遷に鑑み、漸次自覺し古來の陋習を改め、實業勵勞主義を尙び、農桑に従事する者次第に増加の傾向あり、其の他特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 特記事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀又は敬老會を行ふ。同族貧困者に對しては、小作地に付特に小作料を徴收せず

外 良

部落の名稱及所在地 軍威面外良洞第二區

所在地の地勢及地形 本面の西部に位し邑内より一里二十五町あり、小山岳周圍に繞り、地勢平坦なり。屏川附近に流れ平野少し

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 南陽洪氏三二戸、一三二人

同姓以外の戸數及人口 一四戸、六〇人

部落民の主たる職業 農 獵

部落構成の沿革 五百年前、京畿道開城(書江郡)滄使公使より分れ、金泉を経て軍威面合良洞に來り、又合鳴洞より本部落に移住して子

孫繁殖し本部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 洪在興 不磨産八千圓、動産四百圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作四戸、自作兼小作一三戸、小作一八戸

宗家の資産地位展望 洪遠錫無資産者にして、地位展望なし

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

宗孫洪遠錫より十九代祖博門下侍中左政丞藤文正洪彦、十八代祖嘉精大夫戸曹判書錄副國功洪師瓊、十七代祖奉調郎廣興會使洪季康、十六代祖中調大夫龍驤司直洪自温、十五代祖奉直大夫通身校尉洪勝門、十四代祖嘉善大夫兼諫院判決事洪禹欽、十三代祖進士通政大夫工曹參議洪義全、十二代祖嘉善大夫漢城府右手洪訴、十一代祖通議大夫司憲府持平洪政、十代祖成均館進士洪宗慶、九代祖奉直郎諱賓寺主簿洪略、八代祖通德郎洪處賢、七代祖贈嘉善大夫戸曹參判洪有、六代祖嘉善大夫同知中樞府事洪濬、五代祖通德郎洪定國、贈嘉善大夫贈曹參判洪宅珪、曾祖嘉善大夫同知中樞府事洪秉駿

大 北 洞

部落の名稱及所在地 軍威郡軍威面大北洞

所在地の地勢及地形 本面の北部に位し邑内より一里十五町あり、部落は五箇所に分れて散在し、山岳所々に起伏して地勢平坦ならず、

平野少し

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 浙江張氏七二戸、三七六人

同姓以外の戸數及人口 二五戸、一一七人

部落民の主なる職業 農 農

部落構成の沿革 三百五十年前、支那浙江省烏江縣より渡來引續き居住し本部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 張用武 不動産四千圓、動産五百圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作二四戸、自作兼小作三四戸、小作二三戸

宗家の資産地位聲望 宗家は義城郡王山面へ移轉し、無資産者にして地位聲望なし

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 宗孫より十代祖張峰遺跡訪贈兵曹參判張軒張海濱あり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契構成の沿革現狀規約 殖利を目的とする貯蓄會ありて、役員七十人、積立金千五百圓にて其成績優良なるも、別に規約等なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産としては、不動産五百圓(山林)並に現金一千圓を有し、之より生ずる收入を以て、祖先の祭祀費に充當す。其の他に俗俗なきを以て同族救済施設等なし

其他普通部落に比し特色ある點 なし

石 田 洞

部落の名稱及所在地 石田洞 漆谷郡倭館面石田洞

所在地の地勢及地形 倭館驛東北方約十町を距る處に位し、西南を除く外は周圍山を以て環らし、地勢概して平坦なり

部落内の同族姓氏及其の戸數と人口 廣州李氏六〇戸、二四〇人

同姓以外の戸數及人口 七〇戸、二八〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 未詳

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作一〇戸、自作兼小作二〇戸、小作二七戸

宗家の資産地位聲望 李壽峰 資産約二萬圓を有し、南鮮の歴史的南人派の有力階級にして名望高し

ひて部落より輩出せる著名なる人物氏名及官位及略歴

李元植 史曹判書、贈領議政、李元植氏は洛村道長の子にして、石潭洞雨の孫なり。其の字を士毅、諱を壽岩と稱し、嘗て史曹判書を經て領議政を贈られたることあり、諡を文襄公とす。其の人と爲り贈領議政にして、一見能く記し兒童の時より己に數萬卷の古書を讀みせりと云ふ。華人其の詩文を愛し、朝鮮採風錄に載せたり。家藏を御するに敬謹を以てし、朝廷に事ふるに忠節を以てす。曾つて江陵老漢の諷を快絶し、嶺南大同の法を難施したることありて、野然として一代の名士たしが、偶々庚申の禍起り老翁を難奸の擄囚する所となり、官を止め死刑に處せられたり

己巳に王之を悔ひ官職を復するは勿論、惘然として侍臣を遣はして祭案を賜ひたることあり。其の子參判慶尙監使歷任李聘命王前に侍立する時に當り、王曰く、爾が父の死は予當に惘然とする所と言せ給うて、玉音悽然として玉淚を流し給ふこと再三に至れりと云ふ

梅 院 洞

部落の名稱及所在地 梅院洞 漆谷郡俊館面梅院洞

所在地の地勢及地形 俊館より東に隔ること一里にて、平坦郷にして北は山、南は川なり

部落内同族姓氏及其戸數と人口 廣州李氏八五戸、四四〇人

同族以外の戸數及人口 一〇〇戸、五〇〇人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 未詳

部落の大資産家の姓名及資産 李壽禧 十萬圓、小作米五百石、 李以昌 八萬圓、小作米四百石、 李相琦 八萬圓、小作米四百石、

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作二〇戸、自作兼小作一〇戸、小作一四五戸

宗家の資産地位歴望 李庚錫資産一萬圓、兩班にして名望高し

各二部落より輩出せる著名なる人物姓名官位及略歴

李元鍾氏は石田洞李元植の實弟にして、號を朴谷と稱し、今より二百年前、孝宗、顯宗、肅宗の朝に登庸せられ、長き間大司憲及び南北の牧民官、今の遺知事(に在り、遠望廣崇して士林の宗匠と稱せり。偶々庚申の黨禍に當れるも、予察諷察なき時に於て一辭も彼を汚す能はず、超然として急流中の砥石の如く、後世に其の範を示すに至りたれば、世人之を明哲と言へり

新 洞

部落の名稱及所在地 新洞 漆谷郡枝川面新洞

所在地の地勢及地形 新洞は李朝時代に上枝と稱したる所にして、京釜線新洞驛より東北方に約五町の距離を有す

海拔七六二米突ある黃鶴山走り來つて後方の主峰を爲し、西北方に約三百尺の絶壁を廻らし、黃鶴山より出づる石川は本部落の前を横切り天然の惠澤豊富なり

部落の同族姓氏及其戸數と人口 廣州李氏一二〇戸、四八〇人

同姓以外の戸數及人口 四〇戸、一五〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 不明

部落の大資産家の姓名及資産 大資産家なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主及自作二〇戸、自作兼小作四〇戸、小作一〇〇戸

宗家の地位望資産 李承弼今の枝川面長、中産階級にして、地位望望共に高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の氏名官位及略歴

李石潭、官參議 李石潭名は潤雨、字は茂伯と稱し、李朝宣祖王二年十月四日漆谷郡上枝に於て誕生す。(今枝川面新洞)

幼時より既に人に優れ、寒岡鄭先生に學ぶ。鄭寒岡深く之を敬重し、常に書を致し以て師門の重を托せり。光海庚戌に藝文館檢閱世子侍講院説書となりたるも、暫くして時の權奸の陷るる所となり、饒城判官を拜命す。任地に至るや號令嚴明政務並行して無名の税金を省き急務に非ざる政務は之を捨て、奉公治己の道一にして至誠より出づるに依り郡務赫然として一新するに至れり

是より先金東剛會亭に於て戍兵を編成せしことあり、茲に至り先生時の方伯及び人士を勸誘して鰲山書院を建築し、親ら石版を磨いて之を享祀せり。後に饒城を去るに至り、當地の儒生數百里を遊しとせず、來て之を饋送す。先生詩を以て謝せり

無德無功儲太守、三年靈食太倉饋、今朝文老來相送、自愧身非漢史賢

仁祖甲子李運の亂に大駕南巡するに當り、八路招諭文を製送し咸鏡道宣驗御史に命ぜらる。奉て弘文館副校理となり、後に司諫に拜せられ靖肅原從功臣一等錄を受く、丁卯に至り北虜平壤に過る大駕南巡するに依り、金相國尙容と共に都城を守り、又王命を承け南下し

て明臣の義兵を招諭せしことあり。甲戌八月先生病に依り逝す。後に史曹參判兼同知樞密院禁府春秋館成均館事弘文館提學藝文館提學
世子方副賓客を贈せらる

吳 太 洞

部落の名称及所在地 吳太洞 漆谷郡北三洞吳太洞

所在地の地き及地形 海拔三千尺。金刀山麓廻屈曲して東走し、洛東江に直面す。倭館驛より西北に三里を隔て、仁同邑より西南に距ること一甲なり

部落内の同族姓氏及其口数と人口 仁同張氏三五戸、一九五人

同姓以外の口数及人口 七一戸、四八三人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 未詳

部落の大資産家の姓名及資産 張吉相、張種相は大邸に移居せり。張種相は資産二萬五千圓位あり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作八戸、自作兼小作四一戸、小作五五戸

宗家の發迹地位學望 張朝國 地位は現に北三洞長にして名望あり

非て部落より輩出せる著名なる人物の氏名官位及略歴 前記張軒先生の子孫にして、著名なる人物を擧ぐれば左の如し

張錫龍 工曹判書、齊寧閣提學、略歴別紙の通り。 張錫龜 寧越郡守、 張承遠 慶尙道觀察、 張吉相 齊寧閣直屬、 張種相

漆山郡守、 張基相 辯護士

遊軒先生略歴

張遊軒名は錫龍、諱は文世にして、族軒張先生の后裔なり。先生は李朝純祖大王二十四年十月漆谷郡吳太洞に誕生せらる。二十四歳に壯元及第、二十六歳に海南縣監を振り出しに、二十八歳には司監府奉令に移り、三十一歳に弘文館修撰知製教兼經筵檢討官を拜せられ、三十八歳に司諫となる。四十歳に同副承旨となり、四十七歳には洛里に歸り、産額を替み子孫を致へる意思を有せしも、五十歳の時史曹參議に倣拜せられ、五十六歳に兵曹參判、六十歳に漢城判尹となる。同年六月軍變を開き會監として大厝に赴き都總管を拜せらる。六十一歳の九月に史曹參判六十八歳の正月に刑曹判書となる。七十歳には正監大夫工曹判書に陞り、七十四歳の三月嶺南勸諭使となる、

八十六歳の時に奉天附提學となりたるも、是年十月病に依り歿を賜へる士林會葬のもの五百人ありたり

西部

部落の名稱及所在地 西部 金泉郡金陵面三樂洞

所在地の地勢及地形 本部落は金陵面中央に位し、南は金泉面、北は鳳山面、西は代項面、東は牙川面に界し、面積凡そ七町にして四圍山を繞らし、中央に適むに従ひ概ね平坦なり。尙前方には京釜線鐵道が貫通し、金泉驛まで僅に三十町にして物資運用上便利なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 水原白氏五三戸、二一五人

同姓以外の戸數及人口 七〇戸、二九三人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 五百年前、白、朴の兩姓此の地を開墾居住して部落を構成し、その發展に伴ひ多數他姓の移住者を見るに至り、金山郡

時代の郡衙所在地となれり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作一〇戸、自作兼小作七二戸、小作三八戸

宗系の資産地位聲望 勳産、不動産約一萬圓を有し、一般部落民より該部落に對する主人公の聲望を受けつゝあり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

姓名	官名	略歴
白 黃 杜	縣 監	英宗朝登科官縣監を歴任
白 升 煥	夏 官	登科官僉使陞露善を歴任
朴 思 齊	承 旨	登第官承旨を歴任
白 英 錫	司 果	高宗朝登科官司果を歴任
白 麟 禾	宣 傳	正祖登科官宣傳を歴任
朴 守 弘	府 尹	登第官附尹を歴任
朴 煥 超	司 果	登第官司果を歴任

朴 敏 夏 郡 守

道主事、郡守を歴任

部落の自治状況 十名乃至十五名つゝ、親睦會、又は偽親睦の如き團體を組織し、以て形慶の際相互間慰慰を爲すと共に、團體的の自治を爲しつゝあり

部落の共同事業及組合契締の沿革現状規約 該富事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中の總財産は番七十斗落、田六十斗落、坐二百三十坪、林野二百五十町、總時價一萬五千圓にして、毎年其の収益を以て祭祀費に充當し、殘金あらば書堂を設け、貧困同族者子弟の漢文教育費に充當し來りたる處、最近に於ては廢止されたる結果、其の餘餘金にて各地祖先墳墓の改修費に使用し、未だ救済施設に及ばず

其他普通部落に比し特色ある點 該部落に對する中心の懸問題は、總べて百姓主體となり、解決の任に當るの特色あり

上 耆 洞

部落の名稱及所在地 上耆洞 金泉郡果谷面光明堂

所在地の地勢及地形 平坦地にて金泉を距る約三里、知禮を距る約三里にして、松竹洞・金坪洞、助馬面江曲洞の中央に位し、傍には嶺大山前には鑑湖水が瀑を三道峰に發して東流し、洛東江に注ぎ以て灌溉に便す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 星州呂氏三二戸、一九二人

同姓以外の戸數及人口 一三戸、五二人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 四百年前、呂從聖が創設し、以來呂氏の世居地なり

部落の大資産家の姓名及資産 呂憲東約十萬圓位

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四戸、自作五戸、自作兼小作一〇戸、小作二六戸

小家の資産地位展望 資産貧弱なるも、儒林中の一大名望家なり

この部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

姓 名	官 名	略 歴
成均館學諭		嘉靖丙午司山生口庚午金泉承鄧氏均館學諭

呂 大 老	贈史曹參議	宣祖朝壬午登上庠癸未別科秋曹郎知禮縣監丁未峽川郡守贈史曹參議
呂 極 弼	贈戶曹參議	仁廟朝癸丑選士贈戶曹參議
呂 濼 濼	司憲持平	仁廟朝己卯生員選士丁未靈光郡守庚戌舒川郡守
呂 澁 澁	學 監	仁廟朝壬午生員後文科學監
呂 壽 徵	典 籍	顯宗朝壬寅進士丙午文科典籍
呂 榮 級	兵曹佐郎	孝宗朝甲午文科兵曹佐郎贈左承旨
呂 弘 幹	典 籍	英祖朝戊子文科典籍
呂 弘 辰	禮曹正郎	英祖朝甲子文科禮曹正郎
呂 奎 明	慶尙道都事	丁酉文科午曠都事、慶尙道都事
呂 涓 龍	郡 守	申正客正郡守利原郡守
呂 求 弼	郡 守	戊戌慈仁郡守壬寅通政

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 なし

門中財産利用方法及同族救済施設 祖先の香火、儒杯の事業、冠婚喪祭の扶助
其他普通部落に比し特色ある點 文盲者なし

武 夷 里

部落の名稱及所在地 武夷里 醴泉郡龍宮面武夷里

所在地の地勢及地形 本部落は平野中に蜿蜒せる低岡の下に位し、東西には丘陵多く、南には平野ありて地稍や緩斜傾をなし、平野の南端には山湯川、乃城川、洛東江の三條合流して、風光明媚なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 驪州李氏九三戸、四九三人

同姓以外の戸數及人口 二一戸、一一一人

部落民の主たる職業 農業

部落の沿革 約四百餘年前、尹姓の部落にして、其れより百餘年後白將軍なる者此地に居住し、現住する李氏の祖先白將軍と親戚關係に依り本部落に來住し、其の子孫永住して現在に至る

部落の大家族家の姓名及資産 二、三人の中産家あるも大家族たる者なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸致 地主四戸、自作四二戸、自作兼小作五一戸、小作一七戸

宗家の資産地位詳況 資産約二千圓、地位普通、名望普通

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

李 燦 官文科正郎尙軍成、金山の郡守を歴任し、駿菊窓と稱す

李 煥 學行儒林に地取され王子師傳に尊せられたり

李 輔 官文科掌令、學行儒林に著名なり

李 積 官文科に登錄し、工曹判書、資憲大夫知教事を歴任し耆老堂上に入る

部落の自治状況 特記すべきものなし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産より生ずる収入を以て祖先の祭享又は門中の外交費に充當しつゝあり

海 底

部落の名稱及所在地 海底 奉化郡乃城面海底里

所在地の地勢及地形 東に乃城面石坪里、西に物野面斗文里の一邊並榮州郡浮石面、南に乃城面赤德里、北に物野面北技里に接し土地

沃なり。地形 榮州、許珍間二等道路の給邊に存し、部落は圓形を爲し東の方に乃城川南に處る

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 新城金氏八六戸、四〇九名

同姓以外の戸數及人口 二五戸、七八人

部落民の主なる職業 農 桑

部落形成の沿革 元ば余氏が居住したる處、今より約二百六十年前金厚久(八香軒先生)號坪、乃城面石坪里より轉入して遂ひに同姓部落

をなす

部落の大資産家の姓名及資産 金資植十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作四〇戸、自作兼小作三六戸、小作三五戸

宗家の資産地位希望 資産見積額八百圓、地位希望高く一般に尊敬される

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

イ、著名なる人物姓名 金聲久(號八吾軒)、金汝健、金景温、金熙模、金翰東、金熙周、金熙帝、金建錫、金萬錫以上九名

ロ、官位 金聲允大司成觀察使、金汝健弘文館修撰、金景温健元殿參奉、金熙模弘文館修撰、金翰東應教承旨大司諫觀察使、金熙周大

司諫兵曹參判、金熙洛奎章閣抄啓文臣、金建錫應教右副承旨、金萬錫三司諫曹參議、略歴右諸氏は皆學と筆とを修めたり

部落の自治状況 普通部落に比し特色なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約

イ、共同事業沿革現狀規約 實施事項なし

ロ、組合又は契講の沿革現狀規約 實施事項なし

門中財産利用法及同族救済施設

イ、門中財産利用法 全部小作をさせ小作料を取り、祖先の祭典に提供し、祠堂の改修費等に利用す

ロ、同族救済施設 施設事項なし

西 谷

部落の名稱及所在地 西谷 奉化郡乃城面西谷里

所在地の地勢及地形 東に同面巨村里、西に同面浦底里、南に同面海底里、北に鳳城面昌坪里あり、部落の背後には山を負ひ、西北に長

く前嶺には小川あり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 安東權氏九〇戸、四二〇名

同姓以外の戸數及人口 三〇戸、一一八人

部落民の主なる職業 農 業

部落轉成の沿革 元に洪氏が多く居住せしが、今より約三百年前權模(沖齋先生)安東郡直村より轉入され、洪氏は次第に轉出して、今の如き

權姓某四部落と成れり

部落の大資産家の姓名及資産 權姓某四部落見積額八千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作五〇戸、自作兼小作四三戸、小作二七戸

宗家の資産地位聲望 資産見積額一千圓、郡内に於ては相當名望高く、一般に優遇さる

各て部落より輩出せる著名なる人物氏名官位及略歴

イ、著名なる人物氏名 權櫻(號冲齊)、權斗寅(號冲齊)、權斗紀(號冲沙)、權斗經(號冲齊)、權高(號江左)、權正枕(號平澤)

ロ、官位 冲齊は院相、右贊成、領議政、荷塘は奉慶參奉、永春縣監、香齊は奉慶參奉、弘文館修撰、權斗紀は正司、權高は正尉

權正枕は侍讀院院書内都大臣

ハ、略歴 權櫻、權斗寅、權斗經、權斗紀、權高、權正枕以上諸氏は學文と德行を修めたるものなり

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合製糖の沿革現狀規約

イ、共同事業現狀規約 該當事項無し

ロ、組合又は製糖の沿革現狀規約 該當事項無し

門中財産利用法及同族救済施設

イ、門中財産の利用法 門中財産は宗家に於てこれを管理し、祖先の祭典費に提供し、尙其の殘餘は財産管理費に使用す

ロ、同族救済施設 該當事項無し

大 浦 洞

部落の名稱及所在地 大浦洞 鳳州郡月窟面大山洞

所在地の地勢及地形 地勢は東西北三方には峭壁峻急し、南には白川が拖流し洛東江に注ぐ、地形は東北に傾斜を爲し、長方形に近く、肥沃なる耕地多量し

肥沃なる耕地多量し

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 鳳山李氏七五戸、五四三人

同姓以外の戸數及人口 三二戸、二二三三人

部落民の主なる職業 農業

部落構成の沿革 三百年前に前記李氏の先祖來住し、漸次部落を爲し今日に至りたり

部落の大資産家の姓名及資産 李光錫資産見積二十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主五戸、自作一〇戸、自作兼小作三〇戸、小作六二戸

宗家の資産地位聲望 資産五千圓にして、地位聲望相當高し

各て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

李源祚 官位工曹判書贈諡定憲公、工曹判書の官職に及びたり

部落の自治状況 該當事項なし

部落の共同事業及組合契據の沿革現状規約 昭和三年四月部落民協議の上消費組合を組織し、組合員は毎月二十錢宛を出資の上、日常消費品を購入し供給し來りたる也、現在組合員百名にして資金二百圓に達せり(規約はなし)

法山洞

部落の名稱及所在地 法山洞 星州郡志士面月洞

所在地の地勢及地形 地勢 東南には山岳起伏し、西北に傾斜し、尙西方には著名なる伽倻山あり、修連山に嶺を發する六伽川は本部落を河廻抱流し洛東江に注ぐ。地形 山及び川に包圍せられたる圓形の部落なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 永川崔氏一五〇戸、七五〇人

同姓以外の戸數及人口 四〇戸、一五〇人

部落民の主なる職業 農業

部落構成の沿革 數百年前より崔氏居住し、法山洞と稱したるが、大正三年行政區域變更の際、法山洞と作川洞を合併し南壁と改稱す

部落の大資産家の姓名及資産 崔性奎總資産六萬圓位

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一五戸、自作四五戸、自作兼小作四五戸、小作四五戸

宗家の資産地位聲望 宗家は資産なきも宗中財産二萬圓(不動産)を管理し、宗家たるを以て地位聲望相當なり

各て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

崔興奉 直提學、科擧に及第せられ直提學に至る

崔 杓 吏曹參議、科擧に及第し、漸次吏曹參議に至りたり

崔震泰 戶曹參判、早年學を修め科擧に及第し、戶曹參判に至る

崔震中 戶曹參判、早年より學を修め科擧に及第し、累遷して戶曹參判に至る

部落の自治狀況 該當事項なし

部落の共同事業及組合製磚の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を先祖の祭祀費に充用するのみにして、他に利用法なく同族救済施設なし

倫 洞

部落の名稱及所在地 倫洞 星州郡志士面修倫洞

所在地の地勢及地形 地勢 東北に峰巒起伏し、西には有名なる伽藍山を望み、修遠山より流るゝ大伽川は本洞を沿廻抱流し、洛東江に注ぐ。地形 西南より東北に傾斜し、人家は點々散在し、稀薄なる部落なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 義城金氏一二〇戸、六〇〇人

同姓以外の戸數及人口 三〇戸、一五〇人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 高麗時代金文靖公用超及び朴判尹可權兩氏來居し、心士面倫洞と稱し來りたる處、朴姓は漸次衰退し、金姓は益々繁榮して今日に至りたり

部落の大資産家の姓名及資産 資産家と云ふべきものなし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作二〇戸、自作兼小作五七戸、小作四〇戸

宗家の資産地位聲望 資産なきも、宗家たるのみならず韓國時代の官職あるを以て、一般に於ける地位聲望高し
嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

金用超 官文科嘉義大夫、湖南兵馬節度使、太祖原從功臣として謚文靖とす

金國石 官參奉、號四友堂、其の賢朝廷に聞え齊陵參奉を特授せり

館 洞

器名ノ名稱及所在地 館洞 高靈郡高多面本館洞

所在地の地勢及地形 西南に山を背ひ、東北は川に浴ひて地味肥沃なる平野を擁し、理想的の農村を形成せり。尙邑内を距ること一里

館洞内の同族姓氏及其戸數と人口 星山李氏五〇戸、三〇〇人

同族以外の戸數及人口 一三戸 一〇人

部落民の主なる職業 農 獵

部落形成の沿革 五百年前、星山李氏の先祖たる士登の時、此の地に來住し、李氏の部落を成せり

本洞の大支那家の姓名及支産 李星勳七千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作三戸、自作兼小作一五戸、小作四三戸

宗家の支産地位聲望 宗家には殆んど財産なく、僅なる門中財産より生ずる收益を以て祖先の祭祀を行ひつゝあり、尙地位聲望の如きも

特記すべきことなし

嘗つて部落より輩出せる著名なる人物の姓名及略歴

李 登 披松塙、李朝の世宗朝文科に及第し、官職としては司諫院左獻納知製教を經たり

李克剛 崔陽縣監

李馮保 上將、通義副尉等を經たり

李 蕪 成宗朝文科に及第し翰林を經たり

李彦況 司諫府執事

李彦潯 平安道按察使

李得春 僉知、中樞府使、宣祖朝壬辰の兵亂に戰功ありたり

李起春 玉山と號して遠遷書院に列せらる

李東登 望齊と號し司諫府持平官を經たり

李見龍 竹岡と號し、仁朝大君而傳として奉し軍威縣監を經たり

李惟碩・梅軒と號し、文科に及第し司憲府持平を経たり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は僅少にして祖先の祭祀費にも尠不足の感あり

桃 津 洞

部落の名稱及所在地 高靈郡牛谷面桃津洞

所在地の地勢及地形 東北は山を背ひ、西は會川に臨み、南は平野を擁したる傾斜地にして概ね農村に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 高靈朴氏八〇戸、四〇三人

同姓以外の戸數及人口 一六戸、八〇人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 本部落は古より史記傳記なきを以て、沿革不詳

部落の大資産家の姓名及資産 朴基古一千五百圓位

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作六戸、自作兼小作一〇戸、小作八〇戸

宗家の資産地位、宗家の資産貧弱にして、地位聲望なし

部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

朴 燭 正憲大夫知調練院事を経たり

朴 楨祖 通訓大夫及び郡守等を経たり

朴 聖之 通訓大夫及び延慶縣監を経たり

朴 慶忠 武科に及第し、延慶縣監を経たり

部落の自治状況 自治の施設事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 僅に門中財産を以て祖先祭祀費に充つるのみにて、救済施設はなし

其他普通村落に比し特色ある點 古來班班の住居地にして、族閥階級の觀念他に比し甚だ著し

薪 旨 洞

村落の名稱及所在地 薪旨洞 清道鄆錫川面

所在地の地勢及地形 清道縣より東部六里の山間に處するも、洛東江支流東倉川に沿ひたる小平野を控へ、西北は大邱、東は慶州方面に通ずる等外道路及び川ありて交通便なり

村落内の阿族姓氏及其戸數と人口 密陽朴氏一五六戸、八一〇人

阿族以外の戸數及人口 戸數一六六戸、七七八人

村落の主なる職業 農 蠶

村落構成の沿革 三百餘年前、逍遙堂朴河浚澍道水也より來り、立岩精舍を立て此所に往來したりしが、其の第二子頤の喟より全く移住し、世々引城き居住したり

村落の大資産家の姓名及資産 朴淳炳 小作租牧納高六百石、 朴在永 小作租牧納高四百石

村落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主九戸、自作二四戸、自作兼小作四九戸、小作一六七戸

宗家の資産地位歴望 資産なく地位歴望高からず

嘗て村落より輩出せる著名人物の姓名官位及時歴

朴慶傳 悌文堂と號し、李朝宣祖朝壬辰の戰役に功あり、十四義士の一人として昌寧縣監兵曹判書を贈られたり

朴 璣 號龍巖、官に軍安監奉事に勤めたり。年十五にして壬辰役功あり

朴時默 號雲岡、隱居して仕へず、通學を以て己の任とし左承旨を贈られたり

朴星默 號後山、雲岡と共に百年前の人にして、學徳高く何れも文苑あり

村落の自治狀況 兩長朴淳永、資産家朴淳炳・朴在永等一族の中心勢力となり、自覺會相助會等を利用し、教育産業衛生等を始め風俗習慣の改善發達に努めつゝあり

村落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 共同事業として特に措稱すべきものなし、昭和二年十月より貯金櫻を設け、毎年大麥一斗、穀一斗宛を現金に換へる外、毎月拾錢以上を貯金することゝしたりしが、現に其の人員五十九名、貯金高九百五拾圓に達せり

門中財産利用法及同族救済施設 土地番中百五十斗落は鱒川公立普通學校基本財産として寄附し、残り三百斗落は主に同族に小作せしめつゝあり

海 平 洞

部落の名稱及所在地 善山郡海平面海平洞

所在地の地勢及地形 海平面西南端各東江沿岸に位し、部落の背面は山脈に接し、前面は海平川を隔て、廣漠たる平野あり、西南方に洛東江流下す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全州嶺氏三二戸、一九四人

同姓以外の戸數及人口 八八月、五〇二人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 古代波澄里と稱したりしが、高麗時代より海平洞と改稱し今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 大資産家として特記すべき者なきも、嶺燮の資産三萬石(小作料年所得額二百石)を有する者あり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三月、自作一五戸、自作兼小作二五戸、小作六三戸

宗家の資産地位聲望 特記事項なし

嘗て部落より輩出せる人物の姓名官位及略歴 崔現 號叔賢、副提學、崔山輝 號洛南、青松府使、崔光燮 號雲慶、兵曹判書

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中資産として現金二千圓、土地三町歩、林野五十町歩にして、毎年收穫を以て先祖の祭祀費、宗家の保護費又は同族の救済費に充用しつゝあり

元 湖 洞

部落の名稱及所在地 善山郡高牙面元湖洞

所在地の地勢及地形 高牙面南端に位し、東は文星洞、西北は山脈連なりて大望洞と界し、南は龜尾面と界す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 善山金氏六五戸、二九二人
同姓以外の戸数及人口 四〇戸、一八〇人

部落民の主な職業 農 桑

部落構成の沿革 文獻に載すべき所なきを以て詳かならざるも、古代は元堂谷又は坪城と稱し、其の後改稱せられ、大正三年西洞里聯合
迄下元、店鏡、厩正、石泉、中洞、上元洞となりしが、右聯合後元湖洞と改稱して現今に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 大資産家として特記すべき者なきも、金世東の小作粗年所得二百石、資産二萬四千圓を有する者あり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作一〇戸、自作兼小作四七月、小作三十五戸
家家の資産地位等 特記事項なし

客て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金就文 陸文閣 韓久庵、副提學、金就成 韓眞樂堂、稱西山處士中宗朝四職參奉

不受、金宗武 沙斤齋助、壬辰亂に尙州郡北川に於て殉節す。金夢華 號七岩、漢城左尹、金裕壽 號晚窩、道憲參奉、金秀升 隨安
縣監、金錫龍 號致剛、成均生員、再登道憲三級參奉不受、金祐永 號洛西、成均進士、登道憲、金秉沃 漢城縣監

部落の自治状況 特記事項なし

部落の共同事業及組合契済の沿革現状規約 昭和五年四月、元湖、文星兩洞共同的に元文農事改良組合と組織し、農村振興農事改良期
業獎勵等各般の事項を實行しつゝありて、其の規約左記の通とす

農事改良實行組合格約

第一條 本組合は熊谷農事組合と稱す。事務所は舞乙面熊谷洞一二七番地に置く

第二條 本組合は熊谷内里に居住する農業者を以て、本組合の趣旨に賛同する者を以て組織す

第三條 本組合は組合員の共同に依り農業の改良を實行し、共同の福利を増進し、且醇厚な部落を形成することを目的し、左の事務を行
ふ

一、共同苗代、共同採種、畚田の經營、其他農業上の共同作業

二、自給肥料の改良及増産

三、米穀乾燥調製の改良

四、改良農具使用の普及並共同使用

五、農薬用品の共同購入、並生産物の共同販賣

六、共同貯金の造成

七、副業經營の奨励

八、農談會の開催及觀察

九、生活改善に關する共同施設並其の奨励

十、以上の外本組合の目的を達するに必要な事項

第四條 本組合に左の役員を置く役員は名譽職とす。組合長一人、副組合長一人、幹事三人

第五條 役員は總組合員の互選を以て任期は三年とす。但再選は無効とす

第六條 組合長は組合を統轄し、組合を代表し、副組合長は組合長を補助し、組合事務を掌り、組合長事故有る時は、其の職務を代理す。幹事は組合長の諮問に應じ、専業主任は指導に努力す

第七條 組合長は總會の決議を経て、顧問を置く事を得

第八條 第三條第六條の事項に對し、別に規程を設け、其他の事項に關し、毎年總會で之を定む

第九條 定期總會は毎年二月に之を開き、其年内の事業を協定し、前年度の事業成績を報告す。臨時總會は組合長が必要と認める時、之を開く

第十條 總會の決議は組合員三分の二以上出席し、出席者の過半数を以て之を決す。可否同数の時は組合長の決に依る。但し本組合同規約の改正並第三條第六條の規定に基いて、規定の制定並改正に關しては組合員三分の二以上の同意を要す

第十一條 本組合の經費は雑收入、寄附金、補助金を以て充當す

第十二條 組合員は義務を重んじ、本規約並組合の決議を遵守し、共同一致を以て之を實行す。本組合員は右規約を遵守し、之を實行する事を誓約し、左に署名捺印す

本組合は實行の團體の爲め、各組合員は其の事業の大體及其の目的方法に精通する事を要す。即ち

一、農業生産品の改良増殖

1、共同苗代又は集合苗代土地の利用を奨励し、努力を節約す。外優良苗の生産、収量増加に實行努力す

- 2、優良種子の更新 優良品種は農産物増収の根本の爲め、常に此選擇に注意し、米・大豆・麥・棉等の主要作物の種子共同採種園を設け、其の生産する優良種子を使用する事
- 3、自給肥料の改良増殖 青刈大豆、其他綠肥作物の作付を普及し、窒素質肥料の増産に努力すると同時に、堆肥製造の改良を行ふ。尙厩舎を改善し合理的肥料の増産を圖る事
- 4、耕種方法の改善 各作物に對し栽培方法を研究し、地方適切な方法の勵行を期するを以て生産増産を圖る事
- 5、米穀乾燥調製の改良と種採取米の賣買價值は品種に依り異なるが故に、乾燥及び調製は如何に大なる影響があるか知る處である。故に穀席調製の勵行及優良調製、農具の共同使用を講究する外、赤米の除去に努め尙稻虫の驅除、稗の採取の獎勵をなす
- 6、病虫害の共同驅除 病虫害の蔓延は、常に急激なるが故に、時期を失ふ場合多きを以て、豫め驅除預防に關する知識の普及に努め、共同驅除の方法を講ずる事
- 7、雙重獎勵 多少に不拘毎戸雙重を行ふ事（山桑を利用する地方）即ち植桑と其の肥培管理に注意し、漸次増加を圖る事、尙種畜共同飼育等を經營する外、播立の増加を考慮し將來の置産増殖等にも注意する事
- 8、畜牛の飼養 本道農産現況は畜牛に期待すること多きを以て、自給肥料の増産は家畜の糞尿を望む所なり。近時本道牛の内地に移出する數量は逐年増加の趨勢に在り、販賣を目的とする育成も有利なれば、飼料の増産を圖るは畜牛飼養に努める事
- 9、雙豚養鶏の獎勵 毎戸雙豚養鶏を經營し、卵肉生産の増産に努める事
- 10、以製造及其他副産 以其他、其の地方に適切な副産を探りて、例令其の収入は僅少なりとも、産業以外の収入を得る事は農家の經濟を助くる効果多大なれば、此の選擇に注意して共勵する事
- 11、經營方式の改善 米・麥・大豆等は根茎作物の改良増産を圖るは勿論、畜習に握捉せず、地方の自然事情を研究し、可成漸次複雑なる組織の經營及び遷移は、土地と勞力等の遺憾なき利用を期する事、例へば食料の補充として甘藷、馬鈴薯、玉蜀黍等の如き作物の栽培を行ふことを主とし、空地を利用して適切な果樹又は桐等を植栽し、大麻、除虫菊等の有利な特用作物の作付を爲し、優良蔬菜の栽培を研究し、底に雙重獎勵等の副産を興すこと

二、經濟的方面

- 1、共同貯金の達成 農業が經營に資本を要する事は他の企業と異なる事なく、資本は其源動力なるを以て必要なり。且盛衰にて最も苦貯するに容易な收穫時に、一定生産物の共同貯蓄に依り、貯金の達成を行ふことは産事資金の運用に便なり

- 2、共同購入及販賣 農具肥料種苗等の共同購買を行ひ、又は生産物の共同販賣を行ひ、中間の利益を收得する事
- 3、農具の共同使用 毎月備付に必要な農具、又は高價な器具、機械等は組合に準備して共同使用する事
- 4、共同作業 雑草除草牛耕、米穀の圃製、棉整理等、共同作業にて生産費の低減を圖る事
- 5、組合経営の作出と其の方法 農談會・品評會・競作會觀察、共同の慰安救済表彰等の事業には相當經費を要するを以て、共同桑園或は共同新作業を設置等の方法に依り、努力は組合員の無償提供にて、その利益金にて必要な支出を任すこと、剰餘金も此の經費に充當する事

三、生活改善及教化方面

- 1、冠婚葬祭其他儀典の質素は、生活改善の第一歩として相互の自制を共勵して、禮典儀式は質素を旨とし、冗費なきを期する事
 - 2、陋習打破及娛樂の改善と慰安 人心を弱らしめ、誘導する陋習は絶對に廢し、又個人的遊興を廢し、組合員一齊に樂む方法、即ち野外懇親會・試食會・開會等を開きて融和親善に供する事
 - 3、時間の勵行 時間の確守は能率に至大なる關係有るを以て、集會、又は作業出役時間の嚴守共勵を期する事
 - 4、農談會・品評會・競作會等の開催 組合員の農事に關し、智識の普及を圖り社會常識の修養の爲め、郡又郡團體職員の派遣を請ひ、同時を利用して盛に開催する事
 - 5、觀察員の派遣、組合の中心人物、又は精進者を先遣地に派遣して、進歩的施設を觀察せしめ、其の經營又は指導を待つて進歩的施設の普及を期する事
 - 6、互助、其他罹災者、又は疾病等に依り、不幸な組合員に對しては、努力又は物資を與へて慰める事
- 自治的精神の涵養、組合員相互間の諸問題の平和的解決、納税の完納、公共事業の發達、模範人物の表彰等なり！

慶尚南道

本道に於ける同族集團數は一、七五七に達し、その中の著名同族部落は總數一三五を算し、主として咸安、密陽、居昌、晋州、蔚山、昌原の諸郡に多く分布して居る。これ等の著名同族部落中、戸數百戸以上の部落は

一八あり、晋州郡大谷面丹牧里丹牧の晋陽河氏部落一七〇戸、同郡智水面勝内里の金海許氏部落一六五戸等は、最も大なるもので、同族中最も廣く分布せるは金海金氏、載寧李氏、咸安趙氏、密陽朴氏等である。

部落より輩出せる政治家、學者として著名なる人物を擧ぐれば次の如く、其の内高位顯官の者も尠くない。晋州郡平居面貴谷里は海州鄭氏部落であるが、議政府左贊成にして壬亂の功臣たる鄭忠毅を出し、咸安郡郡北面明館里（坪館）は資憲大夫戸曹判書兼知義禁府事たる李休復を出し、漆原面舞沂里（舞沂）は李朝明宗時の吏曹參判尙州周文浦を出し、密陽郡山外面茶竹里竹東里は密陽孫氏、浙江唐氏の部落なるが、世宗朝唐誠なる者元末の兵亂を避け中國浙江より東來し、善く地理を觀る所から此の地を擇びて住居し恭安府尹に至つたが、其の後本族よりは人物を出さず、一方密陽孫起陽は子孫榮え、府使孫碩基、贈戸曹參判孫碩寬等の幾多人材を輩出した。變つた同族集團としては、昌寧、昌原、統營、固城の各郡に曲阜孔氏の同族部落が五箇所ある。また密陽郡山外面茶竹里は贈兵曹判書孫泰永、贈兵曹參判孫命大等を出し、蔚山郡三同面荷岑里は東萊左水使辛乙和、明川大部護府使辛荃を出し、昌原郡鎮田面五西里は肅宗朝吏曹參判權龍見、山淸郡新等面丹溪里は副提學、贈吏曹判書權誥を出し、居昌郡北上面葛溪里は吏曹判書、判決事林薰、陝川郡草溪里上臺里武陵は鄭希亮の亂に功ありたる吏曹參判李之老、吏曹參議李之英、吏曹參判李東暉、禮曹參判李東益を出し、咸安郡郡北面明館里（明洞）は王子師傅朴齊賢を出し、同郡竹南面院北里（院北）は咸安趙氏部落なるが、端宗朝六臣の一人贈吏曹判書趙演溪、壬辰の役に殉節したる贈吏曹判書趙宗道を出し、居昌郡淸川面菴川里は左贊成鄭蘊を出して居る。蔚

山郡農所面松亭里は古來學者文人を多數輩出し、就中、易集解三卷、文集一卷の著述ある朴昌宇、文集一卷の著ある弘文館侍讀、朴世衡、奎章閣副提學、朴時龍等は其の主なるものである。常に本道のみならず、部落の創始沿革即ち同族集團の隆替變遷の跡を顧みれば、其處には一家の盛衰、一國の興亡等に見らるゝが如き錯雜せる事情の潜在し、容易に其の真相を得ることは困難であるが、唯其の變遷移動の記録のみを見るも異常の興味を感ずるものがある。宜寧郡鳳樹面竹田里は金海許氏一族一五三戸、六三八人の大同族部落であるが、約五百年前姜姓始めて此の地を拓き、子孫約二百年間定住したるも其後漸次他地方へ移住し、許氏が之に代り三百餘年間許姓の部落を形成して居る。咸安郡漆原面舞沂里(無沂)は、韓氏部落であつたが、顯宗時代に周、姜、尹の三姓來居し、現在尙州周氏四三戸、其他九一戸の部落となつて居る。蔚山郡三同面屯基里は二百年前に曹氏來住したるが、其後子孫衰へ、五十年後辛氏此地に來り爾來同族繁昌して今日に至れるものである。固城郡大可面松溪里は二百年前全州李氏の部落なりしも漸次衰微し、其の後咸安李氏が本郡固城面牛山里より移住して今日に至つた。居昌郡熊陽面山園里は傳ふる所に依れば、二百年前卓、梁兩氏が此地に居住したるが、其後延安李氏の來住してよりは右兩氏は衰亡し、専ら延安李氏の部落となつて現在に及んで居る。咸安郡北面明館里(坪館)は高麗時代河吳兩氏居住し、一小部落を成し來りたるころ、李朝燕山君時代李啓紘が移來し、現在は其の子孫の部落である。咸安郡漆原面柳原里(柳原)は高麗朝に尹氏居住し、次いで李朝に入りて鄭氏、中宗時代に黃氏居住し、現在戸數一〇二戸、人口五〇四人の昌原黃氏部落を構成するに至つた。尙ほ陝川郡草溪面

上臺里武陵は、今より三百四十年前、李氏の祖先禁部事李迥の外祖朴兵使應清と云ふ者が、其の家世と財産を外孫たる右李氏に傳へたるもので、其の子孫代々居住し今日に至つて居る。

尙ほ部落の資産家を擧ぐれば、晋州郡平居面貴谷里の鄭泰爽は五十萬圓、同郡智水面勝内里の許鎔九は四十萬圓、咸陽郡池谷面介坪里下介坪里の鄭近相は二十七萬圓、晋州郡寺奉面鳳谷里鳳始の李壽鎮は十二萬圓、山清郡丹城面江樓里の權雲鉉は小作米八百石、十萬圓等は其の主なるもので、この外にも各地に有力なる資産家が尠くない。

勝 山

部落の名稱及所在地 勝山 晋州郡智水面勝内里

所在地の地勢及地形 二等道路凡山晋州線より分岐せる改修等外道路を北方に約四村を隔て、東西南は山にして、北方は田を隔て、南江あり(約二村)、地勢概ね平坦にして略ぼ智水面の中央に位す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 金海許氏一六戸、九二五人
同姓以外の戸数及人口 一四四戸、七二八人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約三百年前、金海許氏本部落に入り、以後子孫繁榮し今日に及びたるものにして、資産家多し

部落の大資産家の姓名及資産 許鎔九資産四十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主四二戸、自作一五戸、自作兼小作四九戸、小作五一戸

宗家の資産地位聲望 宗家は三百餘年前より中位の資産家にして、相當の聲望を有す

名譽より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 無し

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同本議及組合契約の沿革現状規約 無し
門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を以て毎年祖先の墓祭、及び宗中不幸者の救恤等を爲す

竹 田 里

部落の名稱及所在地 宜寧郡鳳樹面竹田里

所在地の地勢及地形 地勢は西北南高くして、東方山間に流水あり、地形は東西南は高山峻嶺にして、二方約一里の峽間に耕地あり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 金海許氏一五三月、六三八人

同姓以外の戸数人口 五七戸、二二七人

部落民の主なる職業 農桑及び製紙業

部落構成の沿革 部落構成は約五百年前にして、姜姓なるもの約二百年間居住し、許姓の來住は三百年前なり。姜姓は許姓の來住後漸次

他方面へ移住し、爾後三百餘年間は許姓村となれり

部落の大資産家の姓名及資産 許大中約二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作一二戸、自作兼小作九五月、小作四六戸

宗家の資産地位厚望 資産三千圓、地位兩班、現任面協議員にして相當厚望あり

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 特記すべき人物なし

部落の自治状況 今に見るべきものなきも、不遠振興會、青年團夜學會組織の豫定なり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 製紙共同作業場ありて、年産額約四萬圓の生産高あり。其の他宗中契(祖先の祭祀を主とす)、

書齋契(漢學教育を主とす)、相助契(吉凶相助)等あるも、實行は隨時評議の後決するものにして、規約としては特記すべき事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 土地及び山林の收入を貯蓄し左の各項に使用す

イ、同族中倫理上模範となるべき者の褒賞

ロ、同族中不具者ありて、親邊の看護者なき者の救済

ハ、同族中年老無子孫のものにして、貧困に耐へざる者の救済

ニ、同族中無依無扶にして、死亡したる者の葬式

本、上級學校在學者の學費補助

貴 谷 里

部落の名稱及所在地 晉州郡平居面貴谷里

所在地の地勢及地形 北方は山、東は山濟江、西は德川江を抱擁し、南は畚四十町歩の平野に接し、二等道路晉州河東線の北方約五百米の距離に位置す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 海州鄭氏七三月、四〇八人

同姓以外の戸數及人口 五〇月、三〇一人

部落民の主なる職業 農 穀

部落構成の沿革 詳ならず

部落の大資産家の姓名及資産 鄭泰興五十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作五月、自作兼小作四三戸、小作六五戸

宗家の資産地位學望 千餘圓の資産を有す。地位普通

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 鄭忠毅 議政府左贊成、壬辰亂功臣

部落の自治狀況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 特記すべき事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 特記すべき事項なし

坪 館

部落の名稱及所在地 坪館 咸安郡郡北面明館里

所在地の地勢及地形 竹南面界に位する山間地帯にして、西北南に五峰山あり、東に伯第山、叔齊峰等屹立し、河川西方より噴下し、南江を注ぐ、部落の入口に大林あり、夏季の避暑に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 仁川李氏六四戸、三一五五人

同姓以外の戸数及人口 一五戸、七九人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 高麗時代より河吳兩姓居住し、一小部落を爲し來りしが、李朝(燕山君)時都奉李啓松京城より來住し、部落を坪廣と稱し、後坪廣と改稱し、大正三年面洞里廢合の際明館里となり今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 李泰鏞約二萬圓の資産を有す

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一戸、自作一〇戸、自作兼小作二〇戸、小作三四戸

宗家の資産地位希望 資産約千圓、地位希望共に薄弱なり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

李休復 表堂大夫戸曹判書免知義禁府事、李朝宣祖甲子逆接戦に於て賊を捕へ、國王より丹書鐵券の下賜ありたり。河滌山 司諱、略

歴未詳

部落の自治状況 轉記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約

イ、李氏花鑽契は今より七年前設立したるものにして、現に基本金五百圓に達す。同族間の相互親睦を圖るを目的とし設立したるものにして、契員資格は仁川李氏にして獨立生計を營む者を以て爲し、契金抽出方法は一定せざるも、一人に付金二十錢乃至一圓とす

ロ、貯蓄組合は大正十二年舊正月十五日設立し、現在基金二千圓に達す。必要なる事業の資金を供せんとし、出資期間は十箇年とす

門中財産利用法及同族救済施設 畜五十斗落(時價五千圓)、田四十斗落(時價千圓)を有し、其の小作料年収入穀類六十石、代金の約八百圓、

を以て、祖先の墓祀發其の他門中に於て必要なる諸發に使用す。同族救済施設事項なし

柳 原

部落の名稱及所在地 柳原 咸安郡漆原面柳原里

所在地の地勢及地形 村の西南北は山岳連り、東は平野開け匡盧川流る

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 昌原黃氏一〇二戸、五〇四人

同姓以外の戸数及人口 一三〇戸、七〇二人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 高麗朝に尹氏居住し、次いで李朝に入りて鄭氏、中宗時代に黃氏居住し來れり

部落の大資産家の姓名及資産 黃圭秀四萬圓、金鳳九三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作三八戸、自作兼小作四九戸、小作一二八戸

宗家の資産地位聲望 資産無し、地位聲望普通

在る部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 高麗朝尹桓謹忠孝公侍中、李太宗朝尹子當謹靖平公領府事、世宗時鄭興孫

江原監司、中宗時黃碩健南海縣令功臣錄、宣祖時黃汝社命止、仁祖時黃元錄號忍軒學行顯著なり。仁祖時黃狹號獨稱堂學行

顯著なり。仁祖時黃銳號退休堂命使、肅宗時黃壘號筆筆堂、英祖時黃整全州營將、純祖時黃致壽號納軒遺士學行顯著なり

舞 沂

部落の名稱及所在地 舞沂 咸安郡漆原面舞沂里

所在地の地勢及地形 地形細長く、東南部は緩ね山岳起伏して高山多し

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 尙州周氏四三戸、二二二人

同姓以外の戸數及人口 九一戸、四八五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 往昔韓氏居住せしが、顯宗時代周、姜、尹、三姓氏入り來り居住し現在に至る

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作一九戸、自作兼小作一八戸、小作八六戸

宗家の資産地位聲望 資産少く地位普通

在る部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李朝明宗時周文浦號東湖史曹參判、中宗時周世錫修義副正、肅宗時周廷號敬

齊持平、英祖時周宰成號筠潭左承旨功臣命旌、英祖時周道復號愍恩齊持平學行顯著なり。純祖時周鳳祥號敬岩遺士、純祖時周

鴻號枕泉遺士

部落の自治狀況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 なし
門中財産利用法及同族救済施設 墓肥費に使用し、同族救済施設なし

牟 山 里

部落の名稱及所在地 昌寧郡大池面牟山里

所在地の地勢及地形 本部落は本部西方に位し、大池面事務所の所在地にして、北方は浮鍾山(成氏宗山)を擁し、東南西三方は平野に開し、大見川部落の前方を流下し、土地肥沃にして農耕に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 昌寧成氏六二戸、三五九人

同姓以外の戸数及人口 二七戸、一二四人

部落民の主たる職業 農業

部落構成の沿革 本部落は元池浦面夢山洞たりしも、大正三年四月一日同正院洞を併合し、現名の太池面牟山里と改稱し現在に至る

部落の大資産家の姓名及資産 成護永 小作料牧納高五百石、資産見積額五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作三戸、自作兼小作五戸、小作七九戸

宗家の資産地位聲望 宗家の所有資産は左程なきも、面内に於ける地位は中流以上にして、元郡主事を歴任し相當聲望を有す
谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

承旨成大瑞 百餘年前の人士にして、註書正言執平等の官職を歴任し、遂に承旨に陞階せり

進士成龜世 科擧に應じ進士となる。 進士成東學 科擧に應じ進士となる。 職官成環鏡

中樞院議官を經歷す。 職官成昨永 中樞院議官を經歷す

部落の自治状況 部落民は質素勤勉にして共同心に富み、左記十二項の各実行要目を實施し、他に其の範を示しつつあり

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 大正十五年六月共助會なるものを組織し、左記各種事項を申合の上層々實行す

イ、隣人相助け患難を相恤すること

ロ、勤儉力行を旨とし、各自生業に精勵すること

ハ、農閑期を利用し、勞働者夜學會を開くこと

ニ、土地改良を以て、同作田を設けること
 ホ、本會資金に、金銀の品々を以て融通すること
 ヘ、農作物に改良種を栽培すること

門中財亦利用法及同族救済施設 現在に於て門中財産左程なきも、數年前に於て門中財産より生ずる收入を以て、祖先の祭祀、墓闋、墓碑等の建築費、其の他雜費を支出したることあり。災年に當りては、同族中の貧窮者に対し食糧若干を無償にて配給し救済したる例あり

校 洞 里

部落の名稱及所在地 密陽郡密陽面校洞里

所在地の地勢及地形 地形は東北は山に圍まれ、西南に平野にして本面中最高地なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 一〇六戸、五〇四人

同姓以外の戸數及人口 二四戸、一二〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 未 詳

部落の大資産家の姓名及財産 孫永暎、孫振熙、孫永穆にして、其の小作米收納高孫永暎三千五百石、孫振熙六百石、孫永穆五百石、全

財産見積額百三十一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作一〇戸、自作兼小作二七戸、小作五〇戸

宗家の資産地位望 資産なくして別段望なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名 孫永穆 總督府道參事官、孫浩壇 露韓國時代に成均館博士の官に任ぜられたり。孫

之鉉 露韓國時代に密陽、昌原、慶山郡守の官に任ぜられたり。孫庚鉉 露韓國時代副境大學正二品大監の官に任ぜられたり

部落の自治状況 本部落は同族某居地なる關係上隣保相助し、其生活は安定の感あり。且つ副業として畜産を奨励せり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 昭和三年に於ける同部落中青年等が親睦契を創立し、目的としては貧困者保護、小作指導、土地愛用等にして、親睦契は團體的に共同小作を爲し、其の田畠より生ずる收入を以て同族貧困者に若干の食糧を補助す。契の規約なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を利用する同族救済施設としては前記親睦契以外になし

竹 東 里

部落の名稱及所在地 竹東里 密陽郡山外面茶竹里

所在地の地勢及地形 部落の北部は大山を背にし、南部は大江を帯ぶ。地勢平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 浙江唐氏、高陽孫氏五〇戸、二七〇人

同姓以外の戸數及人口 二〇戸、一一〇人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 唐誠 元來中國浙江人、元末避兵東來善觀地理卜居于此穿毛唐泉、孫起陽 宣祖朝人與名僧性智取卜居

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作六戸、自作五戸、自作兼小作八戸、小作六〇戸

宗家の資産地位聲望 資産普通、地位上流、聲望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

唐 誠 浙江人元末避兵東來自本朝初事軍事大史文官至穆安府尹 竹院有唐井(參照大嶺誌)

孫起陽 密陽人字景敬號整漢官府使昏朝三役不起享七壽院寒岡芝山門人(參照大嶺誌)

朴 世 密陽人丙子胡亂募鄉兵赴鳳殉節於安州

孫碩基 字君遠官至府使錄舊武原從一節勳有力經人有將帥才、孫起陽曾孫

孫碩寬 字大隱號門巖進士有文學士望贈戶曹參判、孫起陽曾孫

孫碩授 字宅汝官郡守歷典二邑所至有名聲楚山一郡有三碑、孫起陽曾孫

孫思翼 字士剛進士同樞號竹陌星湖門人、孫起陽五代孫

申維翰 字周伯禮州人號青泉官郡守以文章著名、竹院有青泉

孫秉魯 字宗禮號竹籬進士以文章著名有御賜恩杯詩集二卷、孫起陽六代孫

孫鍾璵 字孝瑜官至監察有直行、孫起陽七代孫

部落の自治狀況 隣里相助、勳胤相救、良風美俗を助長せり

部落の共同事務及組合契約の沿革現状規約 該富事項なし
門中財産利用法及同族救済施設 該富事項なし
其他普通部落を比し特色ある點 緘節嚴守

竹 西 里

部落の名稱及所在地 竹西里 密陽郡山外面茶竹里

所在地の地勢及地形 部落の北部は大山を背にし、南部は大江を帯び、平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 安東孫氏六〇戸、三〇〇人

同姓以外の戸數及人口 三〇戸、一二〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 孫顯一直人自龍城始居茶院附方塘種桑栽竹子孫凶居焉

部落の大資産家の姓名及資産 該富事項なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作七戸、自作五戸、自作兼小作九戸、小作七〇戸

宗家の資産地位望望 資産普通、地位上流、望望高し

吾て部落より輩出せる著名なる人物の官位及略歴

孫 顯 一直人進士號永慕齋自龍城始居茶院附方塘塘淨友軒有海製選種桑栽竹村里已成子孫因居焉

孫 龍 號肯搆亭有文行有遺業、顯之子

孫 淵 號竹溪有文行被遺業

孫 致大 號竹西齊有文行有遺業

孫 命大 官至防禦使、水使、勸亂勳錄原從一等特賜 影相贈兵曹參判鎮下民爲之立石頌才自曰將軍今又捷千載是君臣

孫 繼民 官至三府使、一防禦、四兵使 英祖嘗稱橋南鄭國又稱嶺使物、命大之子

孫 相龍 官至別軍職、六都使、二督、一防禦、三兵使、正祖以不求顯稱之故屬擯曰不求顯作文詔之、命大之孫

孫 泰永 官至一郡二領參壬申勦亂功臣第二贈兵曹判書、命大之曾孫

孫亮錫 官至一縣一郡二府一防禦一兵使統制中軍在會率時當丙寅變親往民間招慰賜諭有遺愛碑、命大之五代孫

孫亮肅 官至一縣一鎮二府一防禦二兵使提督、命大五代孫

部落の自治状況 陽書相助、禍亂相救、良風美俗を助長す

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 該當事項なし

其他普通部落に比し特色ある點 禮節嚴守

石 川

部落の名稱及所在地 石川 野山郡熊村西石川里

部落の地勢及地形 本部落は本面の東方に位し、四方小山を以て圍繞さるゝも、部落は田野中に集團しありて農耕に適し、南方山高く層

岩絶壁の懸崖を呈し、部落の東西方より流るる回夜江、東川、熊川等の諸川は本部落を貫流し、東南方は青良面に通じて地形平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 鶴城李氏二六戸、一五三人

同姓以外の戸數及人口 一三戸、七五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 今より百七十二年、李宜昌なる者本面大空里より部落に移住したるに始まり、其の時の別名は回川と云ひしが、今よ

り約百年前、石川と改稱し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 從來本部落内に同姓族の李在洛(小作米收納高約三百石)なる資産家ありしが、昭和四年釜山方面へ轉居し

たるを以て、現在は大資産家と稱すべきものなし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作二戸、自作兼小作七戸、小作二〇戸

宗家の資産地位聲望 宗家李日深は家貧しく、舉ぐるに足る資産なく、地位聲望とも特記すべき事項なし

客て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李宜昌 文學徳望とも有名なりしも別に官位及略歴なし、李觀吾 進士、文林、

司憲府持平、正言、兵曹佐郎、史曹正郎、 李璋燦 進士、禁府都事、 李奎魯 進士、 李奎龍 進士

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 特記すべき事項なし
門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費に充つるの外、同族貧困者の冠婚葬祭費を扶助し、又は貧困才兒の學費を補助し來れり
其他普通部落に比し特色ある點 從來は所謂兩班部落として相當威勢を誇り來りたる處、晩近漸次衰微し舉ぐるに足る特色なし

荷 岑

部落の名稱及所在地 荷岑 蔚山郡三同面荷岑里

所在地の地勢及地形 三同面の中央に在りて、面事務所の所在地なり。四方山を以て圍繞せられ、部落の前方に平野ありて農耕に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 靈山辛氏三九戸、一五六人

同姓以外の戸數及人口 二一戸、八四人

部落民の主なる職業 農 蠶

部落構成の沿革 二百五十年前辛氏（名不詳）の祖先來住し、漸次繁榮し來りたる外、農耕の爲め四方より集り來る者もあり、今日の部落を構成せるものなり

部落の大資産家の姓名及資産 特記すべき事項なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作一〇戸、自作兼小作三〇戸、小作一九戸

宗家の資産地位聲望 資産約五百圓を有し、地位聲望は特に舉ぐるに足るべきものなし

客て部落より輩出せる著名なる人物の姓名及官位略歴

辛乙和 東萊左水使、二百四十年前獻陽府時代八年間本官に在りたり

辛 釜 明川大都護府使、二百三十年前獻陽府時代六年間本官に在りたり

辛聖雄 龍鎮衛副護軍、百八十年前十年間郷事に盡瘁せり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 該當事項 なし

門中財産利用法及同族救済施設 畜五斗落の收入を持つて毎年の祖先祭祀に充つるのみにして、他に救済施設なし

芭 基

部落の名稱及所在地 芭基 蔚山郡三回面芭基里

所在地の地勢及地形 本部落は本面の東北方山間に位し、東は青良面に接し、四方山岳圍繞せるも山中農村として好適の地なり。又地形平坦にして圃田の墳城なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 靈山辛氏二七戸、一六二人

同姓以外の戸數及人口 二八月、一一二人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 二百年前曹氏(名不詳)來住せしが、子孫繁榮せず、今より百五十年前辛氏(名不詳)來住して以來同姓繁昌し、今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 該當の者なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作一二月、自作兼小作三八月、小作四戸

宗家の資産地位聲望 宗家は東面蔚山部落に在り、資産五百圓を有し、地位聲望とも特に擧ぐるに足るべきものなし

客て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 蔚山部落に辛氏の人物あるのみにして、本部落には該當人物なし

部落の自治状況 昭和四年以來部落民時勢に目覺め、殊に部落内の辛氏一族先導となり、左記組合契等を組織し、部落の振興並に生活の安定を圖るべく、部落民一致協力奮勵しつゝあるが、日向邊き爲め特記すべき事項無し

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約

イ、勸業組合 昭和四年芭基全里民を網羅したるものにして、其の規約別項の通り實施しつゝあり、現在同組合長は辛鐵述にして組合員五十人、資本金二千七百圓位にして、目下の慮組合員又は面内のものに之が低利貸付を爲し、又は共同購買の方法を以て組合員相互の生活上の利便を圖りつゝあり

ロ、棉作改良團 昭和五年より郡面の指導に依り部落内に棉作改良團を組織せり。棉作反別約十町歩、樹員六十名なり

ハ、經濟整理貯蓄會 別紙規約の通り、昭和五年三月より實施せるも、今尙ほ擧ぐべき實施なし

門中財産利用法及同族救濟施設 卅十三斗落を以て毎年祖先の祭祀費に充當するのみ

苞基經濟緊縮貯蓄會規約

- 一、本會は苞基經濟緊縮貯蓄會と稱す
 - 二、本會の區域は蔚山郡三河面苞基里の一山を以て定む
 - 三、本會の目的は左の事業を執行す
 - イ、勤儉貯蓄
 - ロ、消費節約
 - ニ、虚税廢止
 - ハ、禁酒斷煙
 - ホ、納税督勵
 - ニ、納税督勵
 - ヘ、色衣斷製
 - ヌ、其他公共事業
 - ヒ、森林保護
 - リ、婦人運動
 - 四、本會の存続期間は滿十箇年と定む
 - 五、本會の事務處理するが爲に左の任員を置く
會長一人、副會長一人、事務一人、書記一人、委員若干人
 - 六、本會の出資額は毎年年租各四升宛と定む
 - 七、本會の會員は一人當一口と定む
 - 八、本會の資金は苞基勸業組合に預入す
 - 九、本會の總會は毎年一回宛開催す
但時日は會長此を定む
 - 一〇、本會の任員會は必要に依り會長が隨時召集す
 - 一一、任員の任期は滿一個年と定む
- 但選舉方法は投票又は拳點を以て總會にて此を選舉す
- 一二、本會の會員にて退會せんとする者は元利金まで配當す
 - 一三、本會の損益は年累計に依り之を配當す

附 則

本會の規約一切に昭和五年三月五日より機會又は都合に依り順次之を施行す

松 亭

部落の名稱及所在地 松亭 蔚山郡慶所面松亭里

所在地の地勢及地形 本部落は蔚山慶州間二等道路東側に在り、東方には東大山の峰嶺南走し、北西南は兵營平野に連り、交通便利にして農耕に適し、地形平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 密陽朴氏三二戸、一五五人

同姓以外の戸數及人口 二八戸、一一二人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 二百年前慶北永川地方より朴氏(名不詳)先祖來住せるに始まり、歴代子孫繁榮し今日の部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 朴聖洙 總資産三萬二千圓、小作米收納高四百石、朴時駿 總資産約二萬五千圓、小作米收納高三百石

部落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作一三戸、自作兼小作三〇戸、小作一五戸

宗家の資産地位聲望 宗家朴聖洙資産三萬二千圓にして、地位聲望は特記すべきものなし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

朴昌宇 進士、外文集一卷易集解三卷の著述あり。朴世衡 生員、外文集一卷の著述あり。朴容復 進士、朴時龍 弘文館侍讀、朴時

奎 奎章閣副提學、朴時龜 進士

部落の自治狀況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中の財産なく、祖先の祭祀、其の他經費は凡て宗家に於て負擔し、他に救済施設なし

松 亭 里

部落の名稱及所在地 金海郡道禮面松亭里(元碧松亭)

所在地の地勢及地形 山麓に位し、自如より金海に至る道路に沿ひ、東南に平野開く

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 請州宋氏四五戸、一四四人
同姓以外の戸数及人口 三戸、一二人

部落民の主なる職業 農 畑

部落構成の沿革 古來碧松亭と稱したるが、明治四十二年松亭里と改稱し、同時に附近部落「屯邊、新德」を併合せり

部落の大資産家の氏名及資産 宋世勳資産二萬圓

部落民の地主、小作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作五戸、自作兼小作一〇戸、純小作三〇戸

宗家の資産地位聲望 宗家は現在資産無く貧困の生活となし居るも、地主は同族一般の推戴を仰ぎ第一位を占め、聲望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 宋在奐は清慶剛直、文才に秀でたる人物にして、明治二十年に慶尙南道機噐郡守（縣監）を拜命し、治政三年の後官を辭し歸郷せり。仍て門閥家として家聲高し

部落の自治状況 一般部落民は産梨を獎勵し、貯蓄をなすを目標とし、訓導としては養蠶、織以等部落全段に互り獎勵し、他の部落に模範を示しつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 明治三十八年より本部落會費を私立通明學校と稱し、部落内一般子弟に對し學術を講習せしめ、且つ無産子弟に對しては夜學會を組織し夜學講習を實施し、尙昭和三年度より部落一般民を會員とする矯風會を組織し、相當なる成績を示しつゝあり、會の規約としては兩紀肅正、産梨増進、貯蓄獎勵、山林保護、患難相救、文官退治等を目標とす

門中財産利用法及同族救済施設 財産は何時にても宗中の公共用途に利用して之を支出し、一般同族よりは負擔輕きものゝ如し、同族の救済としては宗中財産にて毎年窮泰の際赤貧者を調査し、無償或は無利息にて生活資料を施與しつゝあり

其他普通部落に比し特色ある點 風俗の佳良、規律嚴正

東 大 洞

部落の名稱及所在地 東大洞 昌原郡鎮田面五西里

所在地の地勢及地形 面の稍々中央に位し、東北は鎮田川に臨み、西は山を以て面内時洛里と繋するも、南は相當廣き平野に連り、地形平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 安東權氏一〇二戸、四一七人

同姓以外の戸数及人口 三九戸、一二二人

部落内の主なる職業 大部分は農業にして、商賣を營むもの十數戸あり

部落構成の沿革 今より約三百年前、權龍見なる者豊北安東より此の地に來りて居住し、其れより百年後漸次權姓は他姓を壓し繁榮すると共に勢力を得、今日の如く旺盛を見たるものにして、從來は大谷又は竹谷と稱したるも、部落廢合の際附近の四ヶ部落を合し五西里と稱す

部落の大資産家の姓名及資産 鄭煥 全資産四萬五千圓(不動産四萬圓、動産千圓)

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主六戸、自作一二戸、自作兼小作二八戸、小作八〇戸(其の他職業を有するもの一五戸) 小作の資産地位聲望 資産は動産及び不動産を合し、七千數百圓を有し、人格者にして地方に於て相當の聲望を有す

この部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 權龍見 高宗朝吏曹參判を命ぜらる。 權正來 高宗朝童蒙教官を命ぜらる。

權邦列 正祖朝增廣進士に登第す。 權煥 正宗朝進士に登第す。 權煥 高宗朝進士に登第す。 權錫載 高宗朝武科に登第し副憲府監祭を命ぜらる

部落の自治状況 別に自治状況に付特記すべき事項なきも、從來同族中は勿論、其の他姓中に於て禮節を失し部落の秩序を亂す者あると共に門罰と稱し、共同制裁に依り部落内の秩序を維持し來りたるも、時勢の進運に伴ひ慣習も漸次變更せられ、今や昔日の如くならざるも、同族間には今尚ほ此の制裁に依り秩序を維持しつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 産業奨励の目的を以て大正十二年八月五西里副業奨励會を組織し、株式に依り資金を集め、以て織機台を十數台購入の上會員に貸與し、製織を奨励すると共に、低利にて置業資金を貸付し製織を奨励せし結果、逐年發達し毎年における産額額は十五石を下らず、面内第一位を占む

門中財産利用法及同族救済施設 前記宗家の有する資産の大部分は門中の資産にして、内動産は同親族間に貸付し、利殖を圖ると共に、毎年全資産より生ずる収益は、私設學術講習會の經費、及び祖先の祭祀費に使用し、同族の救済に付ては具體的施設なきも、必要に應じ隨時協議を遂げ適宜救済するを通例とす

其他普通部落に比し特色ある點 融和性に富み團結力強く禮節を重んずる特色あり

五西里副業奨励會規約

第一章 名稱目的位置及會費

第一條 本會は五西里副嶽獎勵會と稱す

第二條 本會は墾民の勤儉を勵行し、産額を増殖するを目的とす

第三條 五西里住居者は一月一人(戸主)以上、本會に入會する義務が有る。但入會金二十錢を納入するものとす

第二章 職務

第四條 本會は左記各種生産及製造を獎勵、又は指導す

イ、墾田 ロ、養蠶 ハ、織 組

第三章 役員

第五條 本會は左の役員を置く

第六條 會長一人、理事十人、書記一人

第七條 會長は一切會務を總轄す

第八條 理事は會長の指揮を承け、各種職務を分擔執行す

第九條 書記は會中帳簿及印章を保管す

第十條 本會は各種職務を分掌するが爲め、左の二部を置く

一、生産部 二、移出部

第十一條 生産部は第四條の職務を指導獎勵、監督す

第十二條 移出部は會員一般の資産調達と、生産品移出を掌理す

第十三條 役員の任免は總會にて決定す。但任期は一箇年

第四章 總會

第十四條 總會は定期、臨時二種と定む。定期は毎年三月三十日、臨時は必要と認める時に會長が之を召集す

第五章 賞 罰

第十五條 會員中作業成績優良であると認める時には、金品或物品を以て表彰す

第十六條 會員中義務の作業を怠慢する時は、其程度を鑑定し作業種類に従つて一圓以上十圓以下の違約金を徴收す

第六章 附則

第十七條 本會則の増則は總會の決議に依る

鶴洞

部落の名稱及所在地 鶴洞 岡城郡下一面鶴江里

所在地の地勢及地形 東西北三方は山岳に圍まれ、南は小平野を隔て海面に接す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全州崔氏五五戸、人口二三五人

同姓以外の戸數及人口 六五戸、二六〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 元來未開地なりしを、二百五十年前、崔氏祖先に於て之を開拓居住し今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 相股錫小作米收納高七百餘石

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主八戸、自作三戸、自作兼小作二〇戸、小作八九戸

宗家の資産地位聲望 資産五萬圓餘を有し、所謂舊兩班の格式を嚴守し、品行方正常に温情を以て同族に臨むを以て、同族に於ても之を

尊敬するのみならず、其の地方に於ても相當の信望を有す

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 二百年前、崔の中祖たる光彦なる者出で、金知中樞府事折衝將軍の位を経て、其の後一生を孝行文學に盡したるものなり

部落の自治状況 別になし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 小宗契、大宗契の二契ありて、主として同宗族間所謂門中規約を制定したるものにして、同族間に於ける冠婚葬祭には相互扶助をなしつつあり

門中資産利用法及同族救済施設 別に同族救済の機關なきも、門中資産たる土地を比較的貧困なる同族に有利に小作せしめ、其の収益は祖先の年祭の費用に充て、若し種餘あらば元本に積立を爲す

其他普通部落に比し特色ある點 本部落は主として崔の一族より成立し、崔以外の宗族も相當雜居し居るも多くは崔氏の使用人、下男又は下女にして、其の他の者も崔氏勢力下に在り、尙本部落の崔氏一族は何れも舊兩班の風習を其の遺蹟襲する者多く、新文化には遅れ

勝なり

松 溪 里

部落の名稱及所在地 固城郡大可面松溪里

所在地の地勢及地形 固城文山線等外道路端に位し、高山峻峰は南北を屏障し、中部に小局の耕地ありて地味肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 咸安李氏四七戸、二八二人

同姓以外の戸數及人口 一二一戸、五八六八

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 約二百年前、全州崔氏が始めて部落を構成し居たるも漸次衰微し、其の後前記李氏本郡固城面牛山里より移住し、今日の盛を成したるものなり

部落の大資産家の姓名及資産 李鎮模約八萬三千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一二戸、自作兼小作四〇戸、小作七八戸

宗家の資産地位聲望 宗家たる李鎮模は子弟教育の爲め、昨秋より京城へ寓居中なるも、住家及び家財道具の他も大部分其の儘にして、財産管理等の如きも近親者に依頼し、自分も時々歸來し家事を整理しつつある次第にして、其の資産約二十六萬圓餘を有し、表性温厚著實にして公共心に富み、貧困なる同族には私財を投じ、之を救済し尙ほ社會の爲めにも多大の義捐を爲したるを以て、同族間に於ける尊敬は勿論、本部内に於ても屈指の徳望家なり

各部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李梓柔なる者光武五年三月十日李朝に登科し、泗川郡守京畿道漣川郡守等を歴任し、老年には門中子弟の教養に専心す

部落の自治状況 特記事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 大正十四年一月、同部落の李鎮模、李真奎發起の下に勸諭貯蓄の目的として、松溪貯蓄組合なるものを設立し、現在組合員百名、貯蓄額三千圓に達し、其の成績良好にして、農村金融に多少の便益を興へつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 約年收小作米五十石内外の不動産を有し、之を以て祖先の年祭及び墓廟の維持修繕等に充てるものにして、別に同族救済施設なし

其他普通部落に比し特色ある點 特記事項なし

虎頭

部落の名稱及所在地 虎頭 統管郡雨山面龍虎里

所在地の地勢及地形 雨山面南端に位して、平地少く、部落は北に面し海岸に形成さる

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 密陽朴氏三〇戸、一八〇人

同姓以外の戸数及人口 七二戸、四二三人

部落民の主なる職業 漁 桑

部落構成の沿革 三百年前、同姓のもの來住し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 該當者なし

部落民の地主 自作、自作兼小作、小作別戸数 自作五二戸、自作兼小作三九戸、小作一一戸

宗家の資産地位聲望 宗家の資産不動産動産合せて約千五百圓、地位平民、聲望としては特記すべきものなし

亦て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 著名なる人物なし

部落の自治状況 部落に於て一人の責任者を選出し、諸般の交渉に當る

部落の共同事業及組合契締の沿革現状規約 表抹契、麻布契、月税契の契あり、表抹契麻布契所は部落内有志等に於て組織し、契員中死亡者あれば一定したる金額又は麻布を贈呈するものとす。月税契は部落内有志に於て組織し、毎年月税納入に充つるものとす

雲山里

部落の名稱及所在地 雲山里 河東郡良甫面雲岩里

所在地の地勢及地形 南北長く東西短し、蔚津江の支流に沿ひ、地味肥沃なるも、大部分は山岳を以て圍まる

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 今海金氏四二戸、二一四人

同族以外の戸数及人口 一二月、六三人

部落民の主なる職業 農 桑

部落傳成の沿革 今より四百年前、金玉從（官位通政大夫）京城より本部落に轉居し、其の子孫繁榮して今日に至る
部落の大資産家の姓名及資産 金圭性年収入税五百石

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作四戸、自作兼小作一五戸、小作三四戸

宗家の資産地位聲望 宗家たる金圭執は資産五百圓位を有するに過ぎざるも、門中に於て稱々地位聲望あり

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金弘翼なる者今より三百年前本部落に出生し、京城大學館に於て儒教を修め、通

政大夫戸曹參議に歴任せり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 祖先墳墓享祀を目的とする成昌金氏宗契なるものあり、今より三十年前創立、當時は二十四位の資金なりしも、現在は蓄約千坪を有す。別に規約等なし

坪地里蠶業組合

昭和四年十一月面の指導に依り蠶業組合を組織し、桑苗一萬三千本を植栽し蠶業の發達を期すべく、將來蠶種二百枚飼育の計劃なるも、設立後未だ日淺きを以て何等見るべきものなし

門中財産利用法及同族救済施設 部落には別に門中財産と稱すべきものなく、若干有するものは先祖の墓祭費に充當するのみにて、其の他利用方法なく、又同族救済施設等なし

其他普通部落に比し特色ある點 他部落に比し住民は大概頑固にして、新時代を喜ばず、未だ儒學を獎勵する者多し

下 介 坪 里

部落の名稱及所在地 下介坪里 咸陽郡通谷面介坪里

所在地の地勢及地形 本部落は咸陽邑内より北二里を距て、道崇山下に所在し、西南は山圍に繞圍せられ、東北は平野に連續して、農耕に當り、部落を中心として南北に小溪あり、地形は平坦廣闊なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 河東鄭氏九〇戸、四五〇人

同姓以外の戸數及人口 九三戸、四五六人

部落民の主なる職業 農 業

部は構成の沿革 本部は六百年前、高麗末に河東鄭氏の如祖たる鄭之義、天然の林野地帯を開拓して、此に居住したる處、昭和四年二月行政區域變更の際下介坪洞と稱せり

部落大資産家の姓名及資産 鄭近相二十七畝

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸致 地主三戸、自作一〇戸、自作兼小作三五戸、小作一三五戸

宗家の財産地位確立 宗家たる鄭近相は資産二十七畝を有し、地位は國內士大夫にして其の聲望高し 従て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

鄭之義 通政大夫宗簿寺正高麗末始居于咸陽介坪里

鄭徳周 號竹堂、孝旌閭以通學文章享道谷齊院官通政大夫典農寺判事

鄭汝昌 號一靈、以道徳理學從祀文廟、享濼漢齊院監文獻

鄭秀民 號春暉堂、以學行特命參奉職享道谷齊院

鄭弘緒 號松灘、官參奉登文科舉正以道義文章享濼漢別朝

鄭胤猷 號晚悔堂、官義拜縣監戊申希亮亂與宗族倡義殉節、贈吏曹參議註閭

鄭煥義 號晚翠軒、官文科通說書陸文象弘文館校理歷實錄編修官陞通政大夫承院右副承旨

鄭在珩 號介隱、服習家學德儀天成梅山洪先生一見而敬重五典郡邑皆有異績以孝命旌贈吏曹參議

鄭泰仁 號竹軒、特典官忠清道觀察使象忠清北道裁判所判事

盧叔全 號松帶、官至大司憲、禮曹參判錄清白吏文章德行爲世所重享道谷齊院

盧友民 號信古堂、官顯慶參奉贈吏曹判書享道谷齊院

盧植 號玉溪、官御筆超拜慶尙、全羅、忠清三道觀察使吏曹判書封清白吏

盧十原 號弘高、執喪盡禮齊家餘力篤於學問道徳文章有功於繼嗣以孝旌閭享道谷齊院

盧亨弼 號雲坵、官孝陵參奉又丙子胡亂起義旅將以學行薦除孝宗大王師傅

盧光斗 號感菴、官戶曹參判哲宗庚申賜祭于家廟

部落の自前狀況 本部落は從來は十戸を以て一統としたる統制に依り、政も兩班階級に依て部落の出来事處理し來りたるも、時勢の推移に伴ひ、部落の出来事は居民共同にて之を處理せしむる爲め、昭和四年十二月本里一團に於ける各戸の戸主を以て振俗會なるも

を組織し、産業開發、美風良俗の維持助成、教育の普及等、専ら部落の自治に努めつゝあり
部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約

- 一、養蠶契 本部落をして將來養蠶部落たらしめむが爲め、本里内に於ける普通學校卒業者三十五人を以て養蠶契なるものを組織し、共同飼育を爲さしむる爲め、本年春桑田四千坪に魯桑一萬二千本を植栽せり
 - 二、畜牛契 畜牛の普及増殖を圖る目的を以て、昭和四年十二月本部落内に於ける農家百三十人をして畜牛契なるものを組織し、毎月一人當四十錢宛二回に繰出せしめ、抽籤の上當選者に畜牛を購入飼育せしめ來り、既に十二頭に達したり
- 門中財産利用法及同族救濟施設 鄭氏の門中財産二萬圓（二百斗落）は、祖先の祭祀費及墳墓祭開修繕費等に充當するの外、同族救濟に充當したることなし

其他普通部落に比し特色ある點 本部落は古來より兩班部落なる關係上禮義を遵守するの美點あり

介坪養蠶契規約

第一條 本契は介坪養蠶契と稱す

第二條 本契は親貝の養蠶改良發達を期し、相互の福利増進を圖る目的を以て左の事業を行ふ

- 一、植桑並肥培
 - 二、稚蠶共同飼育
 - 三、蠶病の驅除
 - 四、養蠶に必要な物品の購入及生産品の販賣斡旋
 - 五、講習會、傳習會、懇談會、品評會の開催
 - 六、其他必要な事業
- 第三條 本契の區域は介坪里及倉坪里一部とす
- 第四條 本契の事務所は親長の居宅内に置く
- 第五條 本契は親内養蠶者及桑樹栽培者を以て組織す
- 第六條 本組合に左の役員を置く

役員	一人
幹事	一人
顧問	若干人
評議員	若干人

第七條 役員に役員之を選挙す。但し幹事は役員外より選挙することを得

第八條 役員の任期は三年とし、補缺の任期は前任者の残任期とす

第九條 理事長は職務を総理し役を代表す

第十條 幹事は理事長を補佐し、理事長の事故あるときは其の事務を代理す

第十一條 顧問は理事長の重要事項に關し、理事長の諮問に應ず

第十二條 評議員は理事長の諮問に應じ事務を監査す

第十三條 本理事長必要に應じ、總會又は評議員會を開く

第十四條 本棟は経費は篤志者の贈出金、又は評議員會に於て決定したる方法に依り、豫算を以て經理す

第十五條 本棟の決算は評議員會の承認を受くるものとす

第十六條 本棟の事業及會計年度は、毎年四月一日に始り、翌年三月三十一日に終る

第十七條 本棟規約に附隨する規則は理事長之を定む

介坪畜牛契略則

第一條 本契は勸儉貯蓄を以て目的す

第二條 本契は介坪振俗會と稱す

第三條 口金は毎口二十錢とす

第四條 口金拂込期は毎月(陰)十四日、二十九日とし、當日之を抽籤す

第五條 口拂は八十口以上拂を要す

第六條 抽籤金額は十五圓と定む

第七條 抽籤回拂は八十回と定む

第八條 抽籤人は抽籤金を以て牛を買収す。但し牛は振俗會長名義にて買得し、連帯契約にて牛を飼養せしめ、口金拂込完了日に之を解約す

第九條 口金を中途にて拂込まざる時は、前拂金は之を無効とす

第十條 本契員を本契略則實行上、異議無之旨を以て募集書を作成す

一、樓 長 一 人

二、幹 事 五 人

三、書 記 一 人

四、顧問 一 人

追加訂正

第十一條 第六條抽籤金は自一回より至二十回まで十五圓

山 圃 里

部落の名稱及所在地 居昌郡熊陽面山圃里

所在地の地勢及地形 本部落は熊陽面東部に於て、北は牛頭嶺を隔て、慶尙北道と界し、東は兩角山を以て加北面と界し、西漢溪川を隔て、熊陽面老玄里と隣し、南平野を以て熊陽面東湖里に接す。周圍約十町歩を有し、東南角山より源を發したる小川部落中央を縦に流れ、漢溪川に注ぐ南方及び西方に數十町歩の平野ありて、地味極して肥沃なるを以て各種作物に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 孫安李氏四〇戸、一六〇人

同姓以外の戸數及人口 二戸、七人

部落民の主なる職業 農 業

部落形成の沿革 本部落の創設に付きては、年代久しく文献の徵すべきもの無きを以て其の詳細を印り難きも、傳説に依れば、今より二百年前、卓氏、梁氏始めて、此處に居住し、李氏獨り繁昌を種め今日に至る。卓氏、梁氏、居住を定めたる當時は、本部落の名稱を山水村と稱したるも、李氏移住の上部落名を山圃里と改稱せり

部落の大資産家の姓名及資産 李峻極二千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四戸、自作八戸、自作兼小作二〇戸、小作一〇戸

宗家の資産地位聲望 資産四千圓、德行を有し紛儀を守るを以て、其の聲望顯著なり

嘗て部落よりの望出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李重吉金海府使、李延雄附承旨、李述原贈吏判、李遇芳開寧縣監、李之淳青山

縣監、李有謙給安縣監、李波賢文注書

部落の自治状況 産業を奨励し、勤儉節約を行ひ、禮儀を守り、良風美俗を養成す

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産無しと雖も、個人に付ては相當の財産家あるに依り、相扶相助の精神を以て同族を救済せる事あり

董 川 里

部落の名稱及所在地 居昌郡渭川面董川里

所在地の地勢及地形 本部落は平坦にして稍圓形をなし、前には肥沃なる平野を挟み、自然農村を形成せり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 八溪鄭氏五〇戸、二三二人

同姓以外の戸數及人口 二〇戸、一八二人

部落民の主なる職業 農 業

部落形成の沿革 今より三百年前、相溪先生、鄭蘊始めて此部落に移居し、子孫繁榮して形成したるものなり

部落の大資産家の姓名及資産 鄭泰均資産五萬圓位

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四戸、自作一〇戸、自作兼小作一〇戸、小作一〇戸

宗家の資産地位聲望 なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 鄭蘊誼文簡公、官位左贊成、略歴甲寅封奉丙子斥和對腹以御醫救療舞陽某里山中

不披清層肅宗朝特命某里大明天地機讀日月道徳爲世宗匠享廣州濟州咸陽安義各書院

葛 溪 里

部落の名稱及所在地 居昌郡北上面葛溪里

所在地の地勢及地形 德裕山支脈の南部に位し、渭川上流を西に抱へ、村後に富嶺山を控へ、村前は平野及び松林にして、地勢平坦にして景趣に富む

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 恩津林氏一五〇戸、七二〇人
同姓以外の戸數及人口 一五戸、五五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約四百五十年前、同族林の祖先林千年（官職宜寧縣監）なる者當地に始めて占居し、もとは安義郡北上洞葛溪村と稱し、現在は北上面葛溪里に変更せらる

部落の大資産家の姓名及資産 林靖熙資産十萬圓位

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二〇戸、自作八五戸、自作兼小作四五戸、小作一五戸
宗家の資産地位展望 資産三千圓位にして、郷道内に屋敷あり

谷て部落よりの輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

林得春 號石泉、及職司馬享驛川書院

林 鷲 號嘉川、監孝簡公、官職吏曹判書、判決事、明宗甲子命生旌、享龍門書院

林 芸 號贈墓堂、官職吏曹參議、同憲府大司憲、宣務郎、燕股殿參奉、明宗甲子命生旌、享龍門書院

林眞悠 號林谷、官職司馬、孝宗大王師傅、享古巖書院

林東時 號三梅軒、官職興海郡守、爲義推重

林翰臣 號福川、官職宣慰使、殺身成孝、純祖朝壬辰命旌

林慶源 官職都正、高宗辛卯命旌

林之麟 號朝巖、官職同教宰、高宗乙巳命旌

部落の自治狀況 なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし
門中財産利用法及同族救済施設 門中財産なく、同族中貧困たる者には、地主より小作地を與へ、又は其他有利なる方法を以て救済す
其他普通部落に比し特色ある點 略儀を守る

武 陵

部落の名稱及所在地 武陵 陝川郡草溪面上臺里

所在地の地勢及地形 本面の西南部に位し、清溪山下に在り、傾斜地にして、北と西は山に隣接す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 陝川李氏五五戸、二七〇人

同姓以外の戸數及人口 一二戸、五九人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 今より三四十年前、李氏の祖先禁府都事李迥の外先祖たる朴兵使應清と云ふ者より、其の家産と財産を外孫たる右李氏に傳へたるものにして、今日に至る迄其の後孫居住す。當時の里名は現今の上埜里全部を合して臺岩と稱したるが、今より百年前に

臺岩を上埜、中埜、下埜の三部落に分け、中埜下埜は他姓居住し、李氏の居住する處を俗に武陵と稱す(一名富陵とも稱す)

部落の大資産家の姓名及資産 李源林資産約一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作七月、自作兼小作二五戸、小作六月

宗家の資産地位聲望 宗家は今より七十年前總家せり

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

李之老 官位は史曹參判鄭希亮の恩に功あり、李之英 官位は史曹參議、李東暉 官位は史曹參判、略歴不明、李東益

官位は贈禮曹參判略歴不明

部落の自治狀況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 本部落に隣接せる林野を同族の財産とし、共同林野として毎年共同造林をなしつつあり

奨學機 本部落は將來無産子弟教育費に補助する目的を以て、大正十五年本部落の有志數名相謀り奨學機を組織して、年々若干宛積立

て現在三百圓に達す

門中財産利用法及同族救済施設 祖先を奉祀し、同族の共同事業に使用し、殘餘金は貧族救済に充當す
其他普通部落に比し特色ある點 本部落は遺徳を尊重し、法律に違反者無き潔正に努力したる結果、專賣令及び酒稅令に抵觸したるものなし

又近代有名なる學者李直鉉先生の子弟五百餘名が、右先生を信仰する目的の下に尊信契を組織して、毎年春期に一回宛集會して、遺徳文學を講讀し、倫理道徳及び美風改善に努力す

黄 海 道

本道に於ける同族集團數は九四八に及び、その中に著名同族部落一四三あり、延白郡に最も多く分布し、其數五〇部落に達し 瓊津郡、平山郡、瑞興郡、殷栗郡等之に次ぐ。著名同族部落中同族戸數百戸以上の部落八ありて、延白郡花城面松川里松城洞の安氏二五〇戸、同面山田里山田洞の金氏一九〇戸、金川郡外柳面文修里文修洞の柳氏一六〇戸の如きは特に大なるもので、同族としては全州李氏、仁川李氏の部落が比較的多い。

部落構成の沿革として注目すべきは、同族の交替占據であらう。即ち金川郡西泉面栗洞里栗洞は四百年前、尹、金兩姓本洞に居住し、一時は全く右の兩姓より成る部落であつたが、後、現住する李氏祖先義平君の玄孫たる禮寶寺正李淑年が京城より此の地に移住してよりは、尹、金の兩姓は漸次衰亡し、李氏の子孫は益々繁昌し、今や李氏一族の部落となり、延白郡掛弓面鳩岩里は四百五十年前、盧氏が多數に居住して居たが、其後盧氏衰亡し、今より二百十年前、趙氏の先祖來任し、爾來部落繁昌して八十一戸、五百十二人の趙氏部落を構成して居る。

本道より輩出したる主なる人物を擧ぐれば、鳳山郡西鍾面大閑里は判書金萬壽、參判金光鉉、參議金千壽等を出し、延白郡松逢面老亭里蘆柳洞は戶曹參判黃春、安岳郡銀紅面廣石里豐洞は嘉善大夫戶曹參判李明珍、通政大夫承政院左承旨李昌復、新溪郡栗面九灣里竹洞は通訓大夫李國衡、松禾郡蓮芳面明禮里馬山里は通訓大夫李宜榮、殷栗郡南部面清溪里上院堂洞は贈通政大夫工曹參議鄭聖冑を出したるが如き、其の例である。

本道の同族部落には大資産家と稱せらるゝもの尠く、僅かに鳳山郡西鍾面大閑里の金喜洙が資産見積額二十五萬圓、延白郡温井面慕禮里の邊龍植が九萬圓を有するに過ぎないのであるが、一方宗家の状態を見れば、總部落數一四三中、その繁昌し且つ聲望あるもの七〇、地位聲望普通のもの四一、計一一一部落ありて、貧困者の最も尠いのは南鮮地方とは趣きを異にして居る。

紫 達 洞

部落の名稱及所在地 紫達洞 延白郡湖南面雌鳳里

所在地の地勢及地形 本面の北方に位し、東は湖東面南塘里、南は本面栗井里、西は松逢面青松里と境し、北は雌鳳山を背にし地形平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 海州嶺氏一〇六戸、五三九人

同姓以外の戸數及人口 一五戸、九〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 高句麗時代嶺氏先祖嶺璜來住し、爾來子孫繁盛し部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 嶺明根資産一萬三千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作一六戸、自作兼小作五一戸、小作三八戸

宗家の資産地位確立 資産二百圓、地位確立厚し
定て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 崔克弘司憲府監察

松 青 洞

部落の名稱及所在地 松青洞 延白郡松邊面青松里

所在地の地勢及地形 本面の東端に位し、部落の東南は山を以て圍繞し、西北は延安、岩山間の道路を隔て地質肥沃なり
部落内の同族姓氏及其の戸數と人口 白川劉氏九六戸、四五〇人

同姓以外の戸數及人口 五〇戸、二九八人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 約三百年前、劉氏の先祖の來住を始めとし、漸次子孫繁盛となり今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 劉士濤小作米收納高百石、資産見積約一萬圓位

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作二〇戸、自作兼小作五〇戸、小作二六戸

宗家の資産地位確立資産約五千圓、地位確立相當厚し

定て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 劉冕夏なるもの尤も學識を有し、會て進士の職にありたり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 契契を設け各戸毎年一斗穀を醸出す。禁酒を實行し其の禁酒し得たる額は貯蓄す

門中財産利用法及同族救済施設 土地を買収して門中財産とし、未だ同族救済施設なし

松 城 洞

部落の名稱及所在地 松城洞 延白郡花城面松川里

所在地の地勢及地形 本面の東方に位し、東南西は龍成江支流漢橋川に臨み、地形平野なり

部落内の同族姓氏及其の戸數と人口 順興安氏二五〇戸、一二〇〇人

同姓以外の戸數及人口 七〇戸 三五〇人

部は民、王なる取業 農 業

部落構成の沿革 安氏先祖來住の年代不明なるも、子孫繁盛して部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 安徳鎮資産九千圓、安武鎮資産九千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作五〇戸、自作兼小作九〇戸、小作一一〇戸

宗家の資産地位聲望 資産五千圓、地位聲望厚し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 安徳教官、安徳永都事

慕 禮 洞

部落の名稱及所在地 慕禮洞 延白郡温井面慕禮里

所在地の地勢及地形 本面の東方に位し、京城海州間の二等道路貫通し、地形は平滑なり

部落内の同族姓氏及戸數と人口 順州邊氏五七月、三四五人

同姓以外の戸數及人口 五三月、三四〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 五百三十九年、邊氏先祖邊康來住に始まり、爾來子孫繁盛し部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 邊龍植九萬圓

部落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主五戸、自作二戸、自作兼小作六五戸、小作三八戸

宗家の資産地位聲望 資産五千圓、地位聲望厚し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 邊胤宗 都摠、郡守、訓練金正等歴任、邊良傑 李朝漢理判尹、兵曹判書、四道

節度使、朝鮮訓練都監、訓練大將等歴任

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 宗中資産よりの収入を以て毎年祭祀料に使用し、同族救済施設はなし

文 修 洞

部落の名稱及所在地 文修洞 金川郡外柳面文修里

所在地の地勢及地形 東西南は山岳に囲まれ、北は臨津江上流を隔て、大宮坪の稱ある平野に接し土地肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 全州柳氏一三〇戸 六一〇人、全州金氏三〇戸 一五〇人

同姓以外の戸数及人口 三七戸 一七〇人

部落民の主なる職業 農 梨

部落構成の沿革 三百年前、柳氏の先祖一名京城より移住し、其の後子孫繁榮し今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 柳宅熙八萬圓、柳基淵五萬圓、柳基文四萬圓、許 連三萬圓、柳國熙二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作七〇戸、自作兼小作八〇戸、小作五〇戸、

宗家の資産地位聲望 宗家は現に他洞に移住し、資産約一萬圓を有するのみ

かつて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 八十年前、柳載賢なる者宦官(内侍)として、又忠臣として現に傳へられ、尙五十

年前に大學館(現京城成均館)進士二名輩出したり。其の氏名左の如し

現資産家たる柳宅熙の父柳承秀進士、柳基文の祖父柳遠秀進士

部落の自治状況 平素は黨派争を爲し、自治力に乏しきも、外部に對して團結力強し

部落の共同事業及組合契機の沿革現状規約 共同事業として時代の進運に伴ひ、前年より消費節約の目的を以て、文修協同組合を設立し

て物品共同購入、又は共同販賣を爲すこととなれり。規約別紙を通り

門中資産利用法及共同救済施設 門中資産を設けて貧困者に小作せしめ、其の小作料幾分を以て祖先の祭祀に充用し、其の殘金を以て貧

困者を救済しつゝあり

組 合 規 約

第一章 總 則

第一條 本組合は文修協同組合と稱す

第二條 組合區域は外柳面一團とす

第三條 本組合の目的は左の如し

1、組合員及地方の經濟解決を圖る

2、組合員及地方の矯風改善を圖る

3、組合員及地方の教育普及を圖る

第四條 本組合事務所は外柳面文修里内に置く

第五條 組合員は一口以上出資する者を以て組織す。但一口出資金は十圓と定む

第六條 組合の財産は各組合員が拂込済出資金を以て定む

第二章 實行方法及範圍

第七條 本組合の目的を達成するが爲低利貸付、共同購買、共同販賣、副業獎勵、農事改良、勞働夜學を行ふ

第八條 前條事業を實行するが爲左記各部を置く

貸出部、購買販賣部、實業獎勵部、教育及慈善部、矯風部、之を一時に實行する事困難なるが故に陸續進行す

第三章 資金拂込方法

第九條 一口出資金十圓

第十條 口金拂込方法は如左

役員會決議に依り所定の期日内に拂込むこと、初年には金四圓、第二年及び第三年には三圓宛拂込みすること

第十一條 口金拂込期日を經過する時は、翌日から每一圓に對して一日一錢の過立金を徴む

第十二條 口金拂込期間内に組合員の中、不奉なる事故有る時、口金拂込が繼續不能なる時は、其拂込金額は總會の決議を得て後還給す

第四章 役員

第十三條 本組合には左の役員を置く

組合長一人、理事一人、各部員各一人、監事二人、評議員五人

第十四條 組合長は組合を代表し、職務を總務す

第十五條 理事は當時職務進行の任に當る。組合長事故有る時は其職務を代理す

第六章 特色ある同族部落

第十六條 各役員は各々職務を執行し、組合員の命令に従ふ

第十七條 監事は組合業務に對し、實地調査と貸出部及購買部に對する帳簿を隨時検査す

第十八條 評議員は組合業務發展方針を評議決議す

第五章 役員の任期及選舉方法

第十九條 役員の任期は滿二ケ年と定む

第二十條 役員の選舉は總會にて行ふ

第六章 總會

第二十一條 總會は組合長が召集す。定期又は臨時とす

但定期は組合員半数以上、臨時は三分之一以上を以て開會す

第二十二條 評議員會は必要に依り、組合長が之を召集す

第七章 業務執行

第二十三條 本組合の業務年度は毎年自一月一日至十二月末日とす

第二十四條 理事は地方の需要品を調査し、又は注文に依り購買す。但購買部の物品代價は市價を標準とし、可成現金制とす

第八章 利益處分

第二十五條 本組合の利益は左の如く處分す

1、純利益の十分の一は役員賞與金

2、同 十分の九は配當金

第二十六條 利益金處分に對し、總會の決議に依り變更することを得

栗 洞

部落の名稱及所在地 栗洞 金川郡西泉西栗洞里

所在地の地勢及地形 本洞の地勢は東西北三面は山岳に圍繞せられ、南の一面のみ平野に達なり、山野は全面積の約三分の二を占め、耕地は全面積の約三分の一にて、地質は概ね瘠薄にして畜は僅か一町歩に過ぎず

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 今州李氏八二戸、四五三人

同姓以外の戸数及人口 三六戸、一四一人

部落民の主なる職業 農業

部落構成の沿革 四百年前尹、金兩姓の者本洞に居住し、全く尹、金兩姓専ら勢力を有せしが、現に居住する李氏の先祖義平君の玄孫

賓寺正李淑長、京城より本洞に移住したる後、尹、金兩姓は漸次衰亡し、李氏の子孫は益々繁昌し、今や李氏一族の村を形成せり

部落の大資産家の姓名及資産 李漢秀資産八萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作一三戸、自作兼小作一九戸、小作七五戸

宗家の資産地位聲望 宗家李漢秀資産八萬圓

地位聲望 李漢秀は前記の如く相當資産を有するも、準禁治産者にして聲望なく輔佐人に依り一家を維持しつゝあり

客て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

李元成 二百七十餘年前、附宗朝保社功臣にて完興君に封ぜらる。 李命九 通政大夫、文學家にして、名聲ありたり。

李學斌 文學家にて著名なりき。 李燦燦 初試にて名ありたり、李承慶 都事承旨勤儉自守自手成家、李燦斗 教員、李甲秀 獨逸

醫學博士

部落の自治状況 自治の施設なきも、一旦亦あるや團結力強し

部落の共同事業及組合契締の沿革現状規約 別項規約の通り、各種の契あり

門中資産利用法及同族救済施設 なし

其他普通部落に比し特色ある點 禁酒、消費節約

槿花青年會々則

第一章 名稱、目的、位置

第一條 本會の名稱は槿花青年會と稱す

第二條 本會は勤儉、貯蓄、産業振興、教育普及、相扶相助を目的とす

第三條 本會の位置は金川郡西泉面栗洞里東幕洞に置く

朝鮮の豪商（後篇）

第二章 事業

第四條 本會には左の各部事業を有す

- 一、産業部
- 一、貯蓄部
- 一、運動部
- 一、文藝部
- 一、社會部

第三章 會員の資格權利及義務

第五條 本會員は品行方正なる満十五歳以上三十歳以下の男子に限る

第六條 本會員は任員選舉權を有す

第七條 本會員は會則を遵守する義務が有る

第四章 任員及集會

第八條 本會は左の任員を置く

- 一、會 長 一人
- 一、書記兼會計 一人
- 一、幹事若干人 （洞里有志者にて任命す）

第九條 本會は左の集會期日を有す

- 一、定期總會 （第一期 七月十日）
- 一、臨時總會 （第二期 十一月十日）

第五章 經費、事業費

第十條 經費及事業費は左の如し

- 一、入 會 金 五十 錢
- 一、定期總會出資品 （第一期 小麥五升）
- 一、事業の利益金 （第二期 大豆五升）
- 一、有志の義捐金

第六章 入會、退會、除名、過怠金

第十一條 本會に入會する時は、入會金先納後、會長の承認を得るを要す

第十二條 本會にて退會せんとする時は、退會願書を提出するを要す

第十三條 本會は左の諸項に該當する會員に對し、臨時總會又は定期總會にて除名するを得

一、會則違反者

一、本會の名譽を損傷する者

一、定期總會出席品未納者

第十四條 本會へ退會したる者、又は除名したる者、如何なる事由を不問既納品は返還せず

第十五條 本會へ奉養及集會日一回以上無故缺席者、定期總會出席品を期限經過する者、即未納者には過立金二十圓を徴收す

昭和四年七月二十三日

附 則

一、會則は創立日より實施す

一、會則は定期總會にて訂正することを得

李 氏 宗 契 序

曰我 皇考大東珥汝有作無譜散落哀痛者其難不億難以盡舉合吾有服之親作爲一契乃約曰有料則償之有職則慶之有年則慰之雖至後且無處所
惡豈非收宗族成以誌之訃耶斯契不以契而以親世者乃志重悻行則謂吾宗人難矣其爲宗人者可不慎乎可不懼乎其要只在平信
歲癸巳暮春上海外前東陽後人申大元序

節 目

一、宗中有服之親作契終始教諭事

一、諸信則卷三於九公會事

一、每員各聚五升麥以爲殖利事

一、作鍾後殖利則作別每兩五分定式事

一、干鐘則每兩法錢伍枚事

一、鍾設有司則存其和實兩人以爲殖利事

一、宗中有老職慶宴則鍾中兩樽儀事

- 一、文武間有科用者則銜拾兩階給而外朝與外班則五兩上下事
 - 一、勿論內外年滿七老至則宗中如捧靈菓一次遊慰事
 - 一、不遵宗廟行身不謹者則從天輕重楚釐而若不悛愆則以爲黜聖事
 - 一、衣冠不整通文不謹言辭不恭者則公論懲罰事
 - 一、道人則齋冠各服後豆一斗捧清人錄事
 - 一、禮儀面別等敬以爲左註事
 - 一、幣具中各器者則次々理備事
 - 一、公員有司則限四年改選事
 - 一、官身身病外或有不參則干燒一錢徵俸事
- 右完議爲作我諸宗俎足

先祖義平君道符而惟有派分之遺丘况疎不同派以觀之則身體變膚受之一人形分氣同雖百千代之遠安得無根親愛感惻之心乎哉
我丁君則即宗宗宗 一世不統而屬標兵渠又疏落鄉谷文獻英微尙未行 享祀之禮幸我諸宗不勝追遠之誠齊會箕山之死各自出財以爲歲一祭之式甚盛學也並以十月十二日有酉行 亦於江陰宗子之家鳴乎百餘年未違之舉今是克舉其必有待於茲乎諸宗雖未能盡會各派中一二員俱至禮先生心致族之情仍如何故從今以後永爲定式凡我諸宗克慎敬遵奉勿替焉茲用完議使之各讓千家以爲考

- 一、時祭祀以十月初一日先定而若有放於宗家則丁日定行事
- 一、祭高貧易則別定有司二員舉行事
- 一、各派有司一員分掛紙引以九月初十日利錢收送于別有司家事
- 一、祭祀時凡事有司看檢勿爲貽幣宗家事
- 一、如此宗議後各派有司如有緩忽之幣則當告祀論罰事

西原宗廟里同契節目序

爲永久進行事下監栗洞中與日數百年茲既有官節目中內各樣事條遠而勿失制定風俗以立綱記上下有節老少相親以致風化之憲永々成給節目以爲進行事

- 一、風化所關一々糾纏正名分爲先且賤没貧少漫長隣保不和等事各別施困爲齊
- 一、或有無所之人客死者自該里善爲救助爲齊
- 一、里中或有下處之患則另相助爲齊
- 一、或有陋酒雜技者則自洞中別般禁斷爲齊
- 一、有司所關亦不能自當處之則告官處置爲齊
- 一、牛酒松三禁乃是朝家之大典亦自該里各別禁斷爲齊
- 一、公台誣集衣冠不整言辭不恭者公議施罰爲齊
- 一、執綱周年改選爲齊
- 一、未盡條件追後列條爲齊

栗洞里興學契規約

古學契を組織すると同時に、左の如く誓約す

- 第一條 學業の振興を目的とする事
- 第二條 同契員は一心圖體して、始終無怠なる事
- 第三條 契員の歳金二十錢宛出資して、資本額を作る事
- 第四條 資本金は放債殖利し、同契員には借用を許さず
- 第五條 放債額は毎年收契日に按根捺收する事
- 第六條 放債すると同時に棟梁出金する事
- 第七條 式債主が放債額を未納する場合には、相當な物品を執留する事
- 第八條 毎年十一月十五日に團合修契する事
- 第九條 修契自無故不參者が有る時は貳拾錢懲罰金を徴收する事、但事故に因り不參する時は豫め契長に通知する事
- 第十條 修契日飲下は有司が自擔する事
- 第十一條 毎年有司を擇定し續承する事

- 第十二條 契員中無職自退者は出金本額勿爲出給する事
- 第十三條 契員中破契分金せんとする者は即爲默契する事
- 第十四條 右契約は永久保存する事

明治四十二年十一月十五日

竹 洞

部落の名稱及所在地 竹洞 新瀉郡鳳岡九渡里

所在地の地勢及地形 本洞は洞の中央に位し、東西及び南は山岳に囲まれ、北方稍々展開す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 仁川李氏四五戸、二二三三人

同族以外の戸数及人口 一二月、四七人

部落民の主なる職能 農 圃

部落構成の沿革 約五百三十年前、李氏の先祖李福なる者、京畿道仁川より移住し、子孫代々一集團を形成す

部落の大変遷家の姓名及資産 李連華 不動産一萬圓、動産約一千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主四戸、自作九戸、自作兼小作一六戸、小作一六戸

宗家の変遷地位歴置 なし

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李模慶副伯、李國衡通調大夫、李重昌武科、李益謙宣務郎

部落の自治状況 名義宗廟を有し、小規模の交金融通及び祖先の祭祀を行ふ

部落の共同事業及組合契調の沿革現状規約 初喪切 本洞は明治四十三年組織せるものにして、職員の喪祭を相互扶助するものなり

大豆貯金積 大正十五年創設せるものにして積立金の七百圓を有す。將來教育機關設立の積立なり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産として土地及び現金若干を有す。土地の小作料は祖先の祭祀費に充て、現金は其の利息を以て

同族中貧乏者の婚嫁又は葬式費の一部に充當す

草 灘 洞

部落の名稱及所在地 草灘洞 新溪郡麻西面草灘里

所在地の地勢及地形 本部落は邑内より西方約一里にして、新幕谷山間の自動車の便あり、南北短く東西長く、背部に山あり、前方に磯成江上流を控へ、沃野展開して農産豊富なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 潘南朴氏六一戸、三六八人

同姓以外の戸数及人口 四三戸、一三九人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 約四百年前、朴寅輔(京叔)なる者農業經營に留意し、此の地に移住後開拓に盡瘁し、以て部落を形成し現在に至れるものなり

部落の大資産家の姓名及資産 朴勝敏約五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二三月、自作三〇戸、自作兼小作二十九戸、小作二二戸

宗家の資産地位暨望 宗家無後

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朴龜源遺士、朴永壽正言、朴貴顯遺士、朴勝賢武科

部落の自治状況 記すべきことなし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 無し

門中資産利用法及同族救済施設 田約五萬坪、林野約二十五萬坪の外、水田若干を有し、田及び水田の収益を以て祖先の祭祀費に充つる外、同族中の貧困者に對しては農耕資金として融通し、殘餘は積立を爲し土地購入費に充當す

大 内 洞

部落の名稱及所在地 大内洞 延津郡富民面内洞里

所在地の地勢及地形 四面に山岳重疊として屏障を作り、僻地なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 驪州李氏三五戸、一一七人

同姓以外の戸数及人口 一〇戸、三一人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 三百六十餘年前、始めて李良臣部落を構成し、爾來李氏村の村名を得て今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 該部落内に大資産家はなし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主、自作一戸、自作兼小作二〇戸、小作一四戸

宗家の資産地位聲望 資産 助産五百圓、不動産五百圓、地位聲望 元廣領郡に於ける儒林にして、士林としての名望顯著なり

〔各て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李濟遠 元廣領郡座首を兼任す。 李陽勳 元廣領郡座首を兼任す。 李炳愷

元廣領郡郷長を兼任す

部落の自治状況 該當事項なし

部落の共同事業及組合契關の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 資金を鳩吸収聚して宗親を組織し、共有として利殖を計り、祖先を奉祀し、一族の喪弔、貧困者の扶助施設等を行ふ

芳竹洞

部落の名稱及所在地 芳竹洞 松禾郡蓮芳面明禮里、馬山里

所在地の地勢及地形 本郡の東方に位し、東は信川郡弓興面星岩里、西は本面白華里、南は蓬萊面水橋里、北は松禾面玉峴里と境をなし

地形平坦なり

部落内の同族姓氏及戸數と人口 全州李氏一二〇戸、四七〇人

同姓以外の戸數及人口 二〇戸、一〇五人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 三百五十年前、京城より移住し、今日に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 李鼎善三萬五千圓、李承復二萬五千圓、李陳善一萬五千圓、李潤秀一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作六〇戸、自作兼小作五〇戸、小作三〇戸

宗家の資産地位聲望 資産二千圓、儒生の地位にありて、聲望高し

〔各て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李宜榮通政大夫、李世雄高善大夫、李奎亨漢川縣監、李奎東進士

部落の自治状況 諸部落を認む

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該項事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の祭祀費に充て、又は門中貧乏者の冠婚葬祭費を補助す

栗 洞

部落の名稱及所在地 栗洞 股票郡長連面栗里

所在地の地勢及地形 九月山北の山間部落にして、東南西は山岳起伏し樹木繁り、北部は平野にして南北を貫流する一良川あり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 興ぼてて一戸、六六、八

同姓以外の戸数及人口 三戸、八人

部落民の主なる職業 農 業

部落の構成沿革 三百年前、粟姓卜居以來其の子孫漸次増加し一部落となれり

部落の大資産家の姓名及資産 粟成變約二萬圓、栗廷變約二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 不計

宗家の資産地位聲望 資産約二萬圓位を算し、祖先にして、一般に信望厚し

母て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 門中門長其の中心人物となりて、一般産業の改良増進、副産品奨励、衛生、思想の普及、納税自納の觀念等に付ては當

局の指導と相俟て協力一致し、漸次改良の氣運に向ひつゝあり、其の他美風良俗の助長、奢侈浪費の戒除等其の成績郡内に冠たり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産收入を以て改良書堂を經營し、不就學の兒童を收容す

其他普通部落に比し特色ある點 大正十四年郡面富岡協作、麥作、堆肥、指導里として設置以來其の成績良好なり

上 院 堂 洞

部落の名稱及所在地 上院堂洞 股票郡南部面清瀨里

所在地の地勢及地形 本國の西部に位し、東北には山脈重疊し、西南は平野にして田多く畜少なし、南北に貫通せる二等道路には自動車の便あり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 海州郡民五〇戸、二〇〇人

同姓以外の戸数及人口 四戸、一〇人

部落民の主なる職業 農 織

部落の沿革 設百年前より郷姓卜居し一部落となりて以來、院堂洞と稱して隣接郡に知らざる者なき著名なる部落にして、數十年前には院堂洞と改め今に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 部落民の經濟狀態均等にして、概ね自給自足を爲すも、大資産家なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 不詳

宗家の資産地位継承 資産地位継承 別に傳へべきものなし

吾々部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 鄭文祥五子登科を以て通政大夫戸曹參議を特贈さる。鄭大鶴 司直及第、兵馬使節制使、京國軍功功臣、南都主簿、鄭聖賢 贈通政大夫工曹參議、鄭時中 進士

部落の自治狀況 自治的觀念乏し

部落の共同事業及組合契約の形 奉現狀規約 諸般の器具其の他の器具等を購入し、一般部落民の用に供せしめ、婦風會を組織して、英風自修を助長し、生活改善を圖りつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 冠婚葬祭の用具等を備置き、同族に無料にて給用せしめつゝあり

漁 隱 洞

部落の名稱及所在地 邑隱洞 安番郡安番面漁隱里

所在地の地勢及地形 本部落は本國の東部に位し、南は沙峴里、坪井里、北は龍石里、西は板七新長里、東は大遠面に接す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 楊州嶺氏四九戸、二六五人

同姓以外の戸数及人口 一〇戸、八六人

部落民の主たる職業 農 織

部落構成の沿革 當初河村と稱し人家稀少なりき。今より約五百年前、越州崔氏始祖崔井安の後孫、崔清と稱する者御使として來住し、直ちに河村を御使に改め、約五十年を経て崔清の子孫又御を崔に改め爾後崔種と稱し現在に至る

部落の大資産家の姓名及資産 崔錫昌一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一月、自作二六月、自作兼小作二一月、小作一二月

宗家の資産地位希望 表座一千四圓、地位希望 普通

吾て部々より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 崔錫昌と稱する者濟州牧使ニリ。尙ほ二百一十年前崔種と稱する者三州府使となる

部落の自治状況 特記事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 部落の共同事業なきも、宗族なる契ありて宗中財産を管理し、現在に至る。別に規約なし
門中財産利用法及同族救済施設 門中財産として田四千二百餘坪あり、之より生ずる收入を以て、祖先の祭祀費に利用しつゝあり
其他普通部落に比し特色ある點 本部落には税金を滞納するもの少し。納税成績優良なるを以て吾て表彰せられたることあり

長 洞

部落の名稱及所在地 長洞 安岳郡大連町元龍里

所在地の地勢及地形 本部落の南北は山野、東西は田畠あるを以て、風致良好又は居住に適當なる部落なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 江陵金氏三五戸、一七五人

同姓以外の戸數及人口 六月、二四人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 本部落は六十年前は古機洞と稱し二十戸内外居住し來りたるが、明治三十年洞名を長洞と變更し、其の後戸數次第に増加しつゝあり

部落の大資産家の姓名及資産 金和孝資産一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一月、自作一三月、自作兼小作一五月、小作一二月

宗家の資産地位希望 資産五千圓位、地位希望 元來儒生にして、慈善心に富み、洞中貧民を指導役に救済し、地方に於て名望家なり

せて部落より輩出せる著名な人物の姓名官位及略歴 金鉉九嘉善大夫及び五衛將たり。 金聖朝前安岳郡參事、 金知羅前大遼面長にして現面協議會員、 金泰泳前大遼面長

部落の自治状況 金氏宗中に中心人物を選擇し、教育、産業、其の他一般自治に努めつゝあり

部落の共同事務及組合契約の沿革現狀規約 大正十五年より大成學院を洞部落に設立し、部落兒童を教養す。其の他は青稷及禁酒斷煙會を組織し、青年歌壇に努めつゝあり

洞中財産利用法及同族救済施設 宗中膏粱基本金六千圓以上あり、其の基本金は部落貧民に貸付し、其の利子にて貧民の子女教育費に充當し、又は同族中貧者を救済す

其他諸洞部落に比し特色ある點 洞部落民は官の指導に順服し愛林思想深密なり

豊洞

部落の名稱及所在地 豊洞 安岳郡銀紅面廣石里

所在地の地勢及地形 廣石里は本面西部に位置し、温井より約十五町の隣接部落にて、安岳長連間の道路沿邊なり。地形は南端を除く外、

山花包圍し竹林蒼松ありて實に絶勝の處なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全州李氏五三月、二九一人

同姓以外の戸數及人口 六月、三三人

部落民の主たる職業 農 業

部落形成の沿革 中始麗季票、三百三十年前に京城より落籍し、爾來子孫繁昌して今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 李重雲、李健珠、二人共約一萬圓位

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四戸、自作一〇戸、自作兼小作一五戸、小作二四戸

宗家の資産地位展望 資産五千圓位 地位展望 中流以上、兩班として面内に名望あり

弁て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李昌復、二百五十年前、官位は通政大夫承政院左承旨、李明參 二百五十年

前、官位は嘉善大夫戸曹參判、李敏驥 二百年前、官位は嘉善大夫同知中樞府事、右は特別なる孝子にして、李朝肅宗・英祖皇

子孝子の旌門に下賜せられたり。李容夏 明治四十二年安岳郡主事に任命せられ、約四年間署理郡守職にありたり

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は祖先の奉祀費に充用す

大 閑 里

部落の名稱及所在地 大閑里 鳳山郡西備面大閑里

所在地の地勢及地形 西北は盆地にして、東南開け、沙海線二等道路に接し、朝鐵沿線にあり(西備線より約二町)

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 光山金氏一五〇戸、人口七五〇人

同姓以外の戸数及人口 二三月、一二五人

部落民の主なる職業 農 織

部落構成の沿革 約三百年前より、同姓の先祖住居を定めたるに始まり今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 企喜津資産見積額二十五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作七戸、自作兼小作五〇戸、小作九二戸

宗家の資産地位聲望 宗家企喜津資産二十五萬圓にして、村民より尊敬せらる

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 約二百年前、判書金萬壽、参判金光鉉、参議金千壽、 同金石壽、 鄭有爲の人

物輩出したるも其の経歴不明なり

部落の自治状況 系統疎遠なる親族に對しても、慶弔相助け親よを保ちつゝある

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 大正十年企喜津主催にて貯蓄殖産を目的としたる興農組合を設立し(希望に依り他姓をも加

入を許す)、目下二千餘圓の貯蓄あり、尙ほ昭和二年十二月組織したる共成組合ありて、日用品の共同購入販賣を爲し、共同作業にて

繩臥を製造しつゝある

門中財産利用法及同族救済施設 宗中財産約五百圓ありて、其の利子を以て祖先を祭る。救済施設に就いては特筆すべきものなし

其他普通部落に比し特色ある點 同族を愛し相互扶助の美風あり

平 安 南 道

本道は李朝時代には政治上疎外せられたる傾きあり、従つて著名なる兩班少く、面積に比し同族部落の分布は多からず、その總數僅に七六〇に過ぎない。その中の著名同族部落は一二にして、中和郡、江東郡、順川郡、成川郡、价川郡の諸地方に最も多く散在し、著名同族部落中百戸以上の同族戸數を有する部落一二あり、平原郡東松面君子里・月峰里車山養車村の延安車氏二三〇戸、安州郡新安州面東七里・雪松里松城安村の順興安氏一六六戸等は其の最も大なるものである。而して成川郡三興面卵山里卵山は慶州金氏一〇〇戸、五五〇人、价川郡中南面奮島里沙村は廣州李氏一〇二戸、五五六人、同郡同面仁谷里唐峴は延州玄氏五三戸、二六五人あるが、何れも同族以外の戸數絶無にて、夫々全くの金氏部落、李氏部落、玄氏部落を構成せるは注目に値するものであらう。

部落構成に關しては、壬辰役、其他兵亂の慘過を避け、農耕に適する安全地帯を求め來住したるものあり、昔時の旅宿たる驛院所在附近に來住したるものあり、水營の設置せられたるに依り發生したるものあり、又は他道に於て見らるゝ如く他姓の部落に割込み、或は他姓の離散轉住を待ち、或は他姓を壓倒して同族の集團を鞏固にしたるものもある。即ち大同郡秋乙美面美林里一區は、三百七十年前、坡平尹氏・遂安李氏の兩姓が、戰亂の際避難してこの地に來住せるに始まり、成川郡三興面卵山里卵山は、慶州金氏の祖先が壬辰役當時兵火

を避けて、慶尙北道慶州郡より移住し、漸次部落繁昌して今日に至り、順川郡密田面柳上里上部落柳洞は、約三百六十年前(李朝百八十年)、現在の仙沼面間洞里出生の李悦が、兄振と共に丙子亂を避けてこの地に來住し荒蕪地を開拓して農耕に従事し、其後子孫繁昌して鍾水李氏の部落となり、以て今日に至りたるが如き、いづれも第一の例に屬する。第二の例としては、龍岡郡池雲面兩院里が約四百餘年前より慶州金氏一門の部落として發達し、支那使臣の入朝來往に際して其の投宿所と爲したる驛院所在の部落にて、現存する内院の名稱は之に因んで名付けられたるものであるが、同部落には延安李氏及び谷山康氏の同族が發展して居る。また龍岡郡大代面雙谷里は、今より百八十年前、水營の設置せられたるに因り漸次居住者の増加を見、今日の如き四〇戸の鄭氏部落を成すに至りたるが如きは第三の例である。第四の例としては、次に示すが如き數個の部落を擧げ得る。即ち順川郡股山面石橋里・石橋金村は、初め崔・安・咸・池の各姓雜居部落にて、統制なき不振なる部落であつたが、金氏中興の祖が金海郡寶本面嶺山里より移住し來りてより漸次金氏繁昌し、現在光山金氏四〇戸、其他一三戸の金氏部落を構成して居る。中和郡天谷面繁洞里は、元來黃氏の開拓に係り三〇餘戸の集團を成し居たるが、約三百年前、中和郡祥原面律項里より三陟金氏數戸移住し來り、爾來黃氏は自然衰亡に歸し或は離散して、現在は三陟金氏の部落となつて居る。同郡唐井面唐村里は、初め金・崔兩姓の居住せる處なりしが、今より二百六十餘年前、中和内洞より李時華なる者の兄弟共に移住し來りて以來、李氏榮えて人物も多く輩出し、現在丹陽李氏、一二三戸、其他一四戸の部落を構成して居る。龍岡郡龍岡面卵山里金村は、今より

四百五十年前、鄭姓僅に六戸居住し居たるが、當時吾新面九龍里より金智鎬なる者本部落に移住し、鄭姓家門の婿となり爾來子孫繁昌して現在に至り、義城金氏の大同族部落となつて居る。中和郡槐洞面智洞里は、元來甘氏の開拓地なるが、今より五百年前、清州韓氏移住して以來、漸次甘氏は衰えて現在僅に數戸存在するに過ぎず、今や戸數八一戸、五八五人と云ふ韓氏の大部落を形成して居る。

本道は南鮮地方に比し耕地面積も廣く、同族部落民中にも自作農が割合に多いが、部落に於て資産家と稱せらるゝ者には、中和郡唐井面唐村里の李廣鉞二十萬圓、李正鉞十萬圓、江東郡高泉面廣德里上黃村の黃存淳十萬五千圓、黃德植七萬五千圓、中和郡天谷面繁洞里の金駿奎十萬圓、金淳植八萬圓等がある。

會 南 洞

部落の名稱及所在地 大同郡南面南里會南洞

所在地の地勢及地形 本部落は昆陽江支流に近く、東は月内里、西は坪湖里、北は龍浦里平野に相接し、南面里洞裏洞と相對す。地形は極めて平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 金海金氏四〇戸、二四一人
同姓以外の戸數及人口 一一戸、六二人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 本部落は百八十餘年前、即ち李朝英祖九年、金光結なる者始めて居を定め、貧困なる生活を爲しつゝありしが、其子胤景は熱心に文學を講究し、年四十七にして文科に及第し、官通訓大夫行司憲府昇日掌令に至る。爾後子孫繁昌し人物續出せり

部落の大資産家の姓名資産 特に大安産家と認むべきものなきも、金承欽なる者約一萬五千圓の資産を有す

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主七戸、自作一五戸、自作兼小作一八戸、小作一一戸

宗家の資産地位聲望 宗家金永銀は資産約一萬圓を有し、現に國協職員、本郡學校評議員及び江南公立普通學校學務委員の公職に在り、尙社會奉仕に盡力しつゝあるを以て聲望高し

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金景濂 官通調大夫行町警府昇日掌會、金之明 通徳郎、金鳳煇、金廣廣、金廣周、金時銀、金承憲、金春銀、金永銀 參奉

部落の自治状況 同姓集團なるを以て部落内統めて團清なり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産若干あり、主として祖先の墳墓管理に利用しつゝあり、救済施設として特記すべき點なきも、

門族中救済事項發生したる場合は、臨時救護の方法を探りつゝあり
其他普通部落に比し特色ある點 子弟教育に熱心なること、青年團を組織し祭風矯正を圖りつゝあり

美 林 里

部落の名稱及所在地 美林里 大同郡秋乙美西美林里一區

所在地の地勢及地形 大同江上流に面する平坦地の中央に位す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 坡平尹氏六〇戸 三〇〇人、達安李氏六〇戸 二八〇人

同姓以外の戸數及人口 一〇〇戸、五〇〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 三百七十年前、戦亂の際避難し來住せるを初めとす

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作一二月、自作兼小作四三月、小作一二五戸

宗家の資産地位聲望 尹、李兩姓共約一萬五千圓にして、聲望あり

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 尹奉中縣令

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契締の沿革現状規約 該會事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 若干の門中財産ありて、門族中の貧困者をして小作せしめつゝあり

鮮 子 村

部落の名稱及所在地 鮮子村 大同郡斧山面壽山里

所在地の地勢及地形 部落の周圍は、鬱蒼たる林野に依りて圍まれ、東北方に當り一原野ありて、台峯江に臨む肥沃地なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 太原鮮子氏六〇戸、三五〇人

同姓以外の戸數及人口 三戸、一四人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 二百餘年前、鮮子村なる者兄弟三人來住したるを始めとす

部落の大資産家の姓名及資産 鮮子宗柱一萬三千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作兼小作四〇戸、小作一三戸

宗家の資産地位経望 資産は面内中位にして隆望あり

して部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 鮮子溪前定州牧使、鮮子兼進士

部落の自治状況 部落内に青年會あり、宜く協同一致村治に努めつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 部落に壽山青年會あり、共同事業としては、夜學、雜糧共同飼育、屋根の改良、道路修繕、

青草採取等を爲しつゝありて、其の成績見るべきものあり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産田約二萬坪を有し、門族中の貧困者に耕作せしめ、收入の一部を祖先ノ祭祀費に充てつゝあり

其他普通部落に比し特色ある點 協力一致の美風あり

石 橋 金 村

部落の名稱及所在地 石橋金村 順川郡股山面石橋里

所在地の地勢及地形 部落の前を長鮮江横流し、漕漕の利ある平坦部落にして、平元鎮首陽洞附近に在り、交通甚だ便利、地味肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 光山金氏四〇戸、二一〇人

同姓以外の戸數及人口 一三戸、六五人

部落民の主たる職業 農業

部落構成の沿革 本部落は祖、安、成、池の各姓部落にして、別に統制者なき貧乏部落なりしが、右金氏の中始祖たる金海賣本國嶺山里より移住し、踏敷の施設を爲し、公益事業を興み、部落構成に大に勢力し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 金龍塚八千圓、金尾崎五千圓、金基屋五千圓

備考 部落民の財産程度は前記の大資産家の外、財産所有割合平均して貧富の差甚しからず

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作二六戸、自作兼小作六戸、小作八戸

宗家の資産地位継承 金海賣資産五千圓、地位八代殿山郡郷長の孫にして、此の地方に知らざる者なし、漢文學者にして二名望高し

谷で部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金尾區 通國大夫、副參所部副監、全羅監使裨將等歴任せり。金字塚 石橋

焼を創設し、地方の兒童を募集し、衣服飲食を無料にて供給せり。 金巻津 通政大夫、折衝副總軍、金巻嶺 命西京府役

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設

- 一、門中納資者に耕作せしむ
- 二、門中財産を以て、年一回祖先の享祀をなすも、貧者補助を旨とす
- 三、門中資産は同姓者には貸付を以て貸付す
- 四、右事項は十年を以て一期とす

岐 灘 里

部落の名稱及所在地 順川郡望山面岐灘里

所在地の地勢及地形 五百尺の高さの霞峯山を背にし、大同江に臨み、南向き半圓斜の丘陵にして、元來第二區に屬したる部落なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 順州林氏一五〇戸、一、〇〇〇人

同姓以外の戸數及人口 一〇戸、五〇人

部落民の主たる職業 農業を主として製塩、牧畜、機織を副業とす

部落構成の沿革 五百年前、林氏始祖羅州より來住して開墾事業に馳み、此の地に土着して以來其の子孫繁昌し今日に至れり
部落の大資産家の姓名及資産 大資産家と云ふべきものなきも、林哲周と云ふもの約二萬圓を所有し、小作穀收納節約百石なり
部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作五〇戸、自作兼小作八〇戸、小作二〇戸
宗家の資産地位望 宗家は居住せず

守て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 林榮周 崇仁殿參奉を歴任し、學校評議會員、面協議員、金融組合監事を歴任
せり

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 祖先の奉祀を目的とする門契百八年前來あるも、現今は財政窮迫の爲め維持困難なり。殖産
を目的とする契及び組合あるも、特記すべき實績なし。種牝牛契の成績は稍良好なり

卯 山

部落の名稱及所在地 卯山 咸川郡三興面卯山里

所在地の地勢及地形 東南北三方は山に囲まれ、西方は開け、小川部落の前を流る

部落の同族姓氏及其戸数と人口 慶州金氏一〇〇戸、五五〇人

同族以外の戸数及人口 なし

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 金氏の祖先壬辰役當時兵火を避げ、慶尙北道慶州郡より移住し、漸次部落を構成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 金瑛根一萬圓

部落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三戸、自作兼小作七〇戸、小作二七戸

宗家の資産地位望 宗家は貧困なるも、宗家たるが故に同族より相當尊敬を受く

守て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は之を祖先の祭祀費に充つる外 他に利用することなく、同族救済施設なし

倉 洞

部落の名稱及所在地 倉洞 江東郡江東面孝徳里

所在地の地勢及地形 南に帝釋山と云ふ江東第一の高山あり、東に水晶川の流れあり、平坦地にして土地肥沃なり

部落の大資産家の姓名及資産 尹瓊柱、尹國柱、李尙赫、李鍾榮各五萬圓の資産を有す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 新安朱氏四二戸、二九四人

同姓以外の戸数及人口 一三戸、七八人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約四百五十八年前、朱氏の先祖たる朱敬遜氏平壤より當地に轉入し、農業を營み勲績貯蓄し、以て現在に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 朱升鍾財産三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主六戸、自作二〇戸、自作兼小作一二戸、小作四戸

宗家の資産地位希望 資産一萬圓、地位儒生、聲望厚し

各て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朱鎮壽 贈嘉善大夫、工曹參判兼同知義禁尉事五番都總府副總管

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産たる土地約三萬坪を、同族の中貧乏なるものに年々分與耕作せしめ、其の小作料を以て祖先の祭祀を爲し、貧乏の救済法を講じつゝあり

上 黄 村

部落の名稱及所在地 上黄村 江東郡高泉面廣徳里

所在地の地勢及地形 東は龜岩里、西は龍泉里、南は盤石里に接す。平坦地にして、土質肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 昌原黃氏六〇戸、二四〇名
同姓以外の戸数及人口 一〇戸、四一人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 本部落は元龜岩里なりしが、明治四十一年區域名稱變更に依り廣德里となり今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 資在序十一萬五千圓、黃德桓七萬五千圓、黃喜淳四萬五千圓、黃仁桓四萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主六戸、自作二五戸、自作兼小作二五戸、小作二〇戸

宗家の資産地位聲望 資産十一萬五千圓、地位醫生、聲望高し

谷一部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産田三日耕あり、同族中無貧者に小作せしめ救済を圖り、其の小作料を以て祖先の祭祀費に充つ

築 洞 里

部落の名稱及所在地 中和郡天谷面築洞里

所在地の地勢及地形 東方に水山壁え、西南に五峯山あり、その間は丁字形の耕地を成せり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 三陟金氏五六戸、三二九人

同姓以外の戸数及人口 三戸、一八人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 元來黃氏が開拓し、三十餘戸の集團を爲したる處、約三百年前、中和郡詳原面位項里より三陟金氏の次孫數戸移住し來

りて以來、黃氏は自然亡び又は離散し現在に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 金駿奎十萬圓、金澄植八萬圓、金在昇五萬圓、金重吉五萬圓、金敬植三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主五戸、自作二四戸、自作兼小作一〇戸、小作二〇戸

宗家の資産地位略歴 未詳

毎て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 設営者なし
部落の自治状況 部落に共同警堂を設け、子弟に漢文及び習字を教習せしむ

竹 山

部落の名稱及所在地 中和郡塩鴨面竹山里

所在地の地勢及地形 東北方には海鴨山を望み、西南方には平野開く

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 坂平尹氏一〇七戸、五四〇人

同姓以外の戸數及人口 一四戸、六一人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約五百年前尹氏數戸移住し、以來現在に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 尹永奎五萬圓、尹永壽三萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作二〇戸、自作兼小作七一戸、小作三〇戸

宗家の資産地位略況 五萬圓、地位聲望共に高し

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 設営者なし

部落の自治状況 農村振興會を組織し、部落民全員をして會員にし、數年前より禁酒斷煙を行ひ、賭博を禁じ、家畜を飼はしめ、一般農

事の改良増産を図り、尙ほ農閑期を利用して團練等の團體に努めつゝあり

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の墳墓修繕、碑石建立及び享祀に使用し、又道路橋梁及び共同井戸修繕費に利用す。極貧同族の子
弟を教育せしめつゝあり

大 洞

部落の名稱及所在地 大洞 中和郡楊井面新大里

所在地の地勢及地形 平坦地にして、西南方に昆陽江流る

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 坂平尹氏一二〇戸、五九〇人

同姓以外の戸数及人口 二八戸、一四五人

部心民の主なる職業 農 業

部心構成の沿革 五百二十年前、尹氏の開拓せし部落なり

部心の大資産家の姓名及資産 尹永根 一年小作米收納高米百五十石、雜穀百二十石（計約二萬圓）

部心民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作一三戸、自作兼小作四八戸、小作六〇戸

宗家の資産地位希望 約二萬圓希望高し

母て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 尹東夷 李朝時代進士、尹學霖 李朝時代進士、尹健李 太王時代進士、尹鎮李

太王時代進士

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産より生ずる収入は、祖先の祭祀、墓地の石物設備、其他の冠婚葬祭の器具等の設備費に使用す。

凡つ門中の者にして火災の爲め家屋焼失したる場合は、其の建築費を給與する等の美風あり

唐 村

部落の名称及所在地 唐村 中和郡唐井西唐村里

所在地の地形及地形 東南は平野、西北は昆陽江に沿ふ

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 丹陽李氏一二二戸、七〇〇人

同姓以外の戸数及人口 一四戸、五〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 元來金、崔の二姓が居住したる部落なりしが、二百六十八年前中和内洞より李時輩なる者兄弟相共に移住し、以來李氏

は人物多く出で子孫繁昌し、現今は金、崔二姓は居住せず、李氏の大集團部落となれり

部落の大資産家の姓名及資産 李廣六二十萬圓、李正鉉十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二戸、自作五戸、自作兼小作七六戸、小作五三戸

宗家の資産地位希望 二十萬圓、兩班、好望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李時華參議、李汝世參判、李萬植 參判、社倉を創設す。李萬均 同知、社約及宗契を創立す。李翊益參奉、李成詔進士、李楚岳進士、李宗岳進士、李瑞恒同知中樞、李錫宗進士、李錫老進士、李錫耆進士、李錫若進士、李錫龍進士、李恩燮進士、李福龍司諫院正言

部落の自治状況 門中の長者の指導に従ひ必要施設を爲す

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 李萬均の創始せし里社約がありて、現在尙ほ遵守しつゝあり、規約は左の如し

一、患難相恤 二、徳功相勸 三、禮俗相交 四、過失相規

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は里社約第一條患難相恤に使用す

其他普通部落に比し特色ある點 過失あるものは、門中長者の懲戒に絕對服従する風、他の部落に比し今尙ほ顯著なり

金 村

部落の名稱及所在地 金村 龍岡郡龍岡面印山里

所在地の地勢及地形 部落の中央部に小丘ありて、此の小丘を中心として部落を形成せり。地勢一般に平坦にして、東南四方には廣闊たる平野あり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 韓姓金氏一一〇戸、五五〇人

同姓以外の戸數及人口 五〇戸、二五〇餘人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 今より四百五十年前、鄭姓僅か六戸居住し居りしが、當時吾新爾九龍里金智翁なる者、本部落に移住し、鄭姓家門の婿となり、爾來子孫繁昌し、今日に至りては戸數六十戸を算し、人口三百餘人の同姓部落を組織する外、各地に散住する同族裔からず

部落の大資産家の姓名及資産 金澤穆一萬圓以上の資産を有せり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作三〇戸、自作兼小作四七戸、小作三〇戸

宗家の資産地位希望 資産二千圓以上、地位儒生、一般地方民に名譽高し。

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 特記すべし該當者なし

部落の自治状況 該當事項なし

部落の共同事業及組合契跡の沿革現状規約 該富事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産として土地田二千坪餘あるも、別段同族救済施設なく、只毎年先祖の祭祀費用に充當しつゝ、
其他普通部落に比し特色ある點 他の部落と異なり禮儀作法を尊重恪守するの美風あり

龍洞

部落の名稱及所在地 龍洞 龍岡郡吾新面九龍里

所在地の地勢及地形 地勢は概ね平坦にして、四面小丘を以て圍繞せらる

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 義城令氏一三六戸、六九三人

同姓以外の戸數及人口 四一戸、一〇八人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百五十年前、義城令氏數戸始めて此の地に移住し、爾來子孫繁昌して今日は戸數九十戸を算し、人口五百七十五人の

同姓部落の實現を見るに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 金鶴濬約五萬圓の資産を有せり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一五戸、自作四二戸、自作兼小作一〇九戸、小作一二戸

宗家の資産地位聲望 資産約八千圓、地位儒生、聲望一般部落は勿論遠近に名望高し

各て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 別段顯著なる人物と認めらるべき者なし

部落の自治状況 該富事項なし

部落の共同事業及組合契跡の沿革現状規約 該富事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は其の門長が主管し、先祖の山堂を修繕し、其の他は祭祀費等に利用せり

古水營

部落の名稱及所在地 古水營 龍岡郡大代面盤谷里

所在地の地勢及地形 本部落は大化面の南端大同江沿岸に位し、西南部は徳洞鹽田、東方は鎮南浦府を控ゆ

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 海州鄭氏四九戸、二四〇人

同姓以外の戸数及人口 二九戸、一四〇戸

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約二百八十年前、水碓を置きたるに依り漸次居住者増加し、今日の如き部落を構成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 鄭鎮浩 年收蕨高一百七十石、資産見積額九千圓位なり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作一〇戸、自作兼小作三〇戸、小作九戸

宗家の資産地位歴望 資産約三千餘圓、地位儒生、聲望慈善心厚きを以て部落内は勿論、地方に名譽高し

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李朝時代に鄭重旭なる者武科及第、鄭廣七、鄭廣港は文科進士に選拔せられたる

ことあり

部落の自治状況 何等自治的施設なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 財産より生ずる収入を以て年一回宛行ふ祖先の時祭費に充當す

其他普通部落に比し特色ある點 關係相助の美風あり

蛇 山 里

部落の名稱及所在地 平原郡西海面蛇山里

所在地の地勢及地形 西海面の東端に位し、東と南とを文山江迂廻し、西と北とには平野を控へ、其の中に突出したる小岳に位し、地形

東西短く、南北長く、其の形恰も蛇形の如きが故に蛇山の名あり

部落の同族姓氏及其戸数と人口 金化金氏四〇戸、二二〇人

同姓以外の戸数及人口 五〇戸、二八〇人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 古より金氏此の地に定住し、子孫繁榮して今日に至る

部落の大財産家の姓名及資産 同部落中大財産家は金定漢、金完奎兩人にして、其の資産各約三萬五千圓を有す
部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四戸、自作一〇戸、自作兼小作一二戸、小作一四戸
宗家の資産地位希望 資産約一萬圓を有し、地位兩班にして聲望高し

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 重慶教官朝奉大夫金漢陽、崇仁殿參奉金漢澤、注書金基燮、陸軍參領李甲、陸軍
大佐金亨燮、龍岡郡守金光一

部落の自治状況 部落民は警察に補助し、農産物に種々加工し、以て自給自足を圖り、日用品等を購入すること概して無し
部落の共同事業及組合興辦の沿革及現状規約 冠婚喪祭に必要な器具を購入し共用す

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の享祀費に充て、又同族間患難疾病、其の他天變地異等に遭遇したるときは、門族會議決議の後適
宜に救済す

其他普通部落に比し特色ある點 質素儉約を旨とし、教育熱殊に盛なり

東山臺車村

部落の名稱及所在地 東山臺車村 平原郡東松面君子里・月峰里
所在地の地勢及地形 蔚川より東を距る二里海拔二四四米に在り

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 延安車氏二三〇戸、一、二八〇人
同姓以外の戸數及人口 六〇戸、三二〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 六百年前、高麗朝末葉に其の先祖此の地に定住せしより、爾來子孫繁榮し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 車明鎬、車昌鎬兩人何れも千石の小作米を有す

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一二〇戸、自作九〇戸、自作兼小作三五月、小作四五月
宗家の資産地位希望 約七萬圓を有するも、戸主未成年者なる爲め聲望地位なし

孟州金村

部落の名稱及所在地 孟州金村 安州郡東面孟州里

所在地の地勢及地形 東南部は山岳連亘し、西北部は清川江に臨み、小平野を開け水陸稻の栽培多し、部落民の住家は稍々高き地所に集

團せり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 水原金氏九六戸、五七六人

同姓以外の戸數及人口 九戸、五四人

部落民の主なる職業 農業を本業とする外、養蠶機業も盛に行はる

部落構成の沿革 約四百年前、金勝理なるもの本里内居住を根據として、子孫相續き居留し、今日の金村の部落を構成するに至れり

部落の大表産家の姓名及資産 金鍾承見積財産二萬圓

部落民の地主、自作、自作家小作、小作別戸數 地主四戸、自作二〇戸、自作家小作一五戸、小作六六戸

宗家の資産地位期望 見積財産千圓にして、阿族中の最高地位を占め聲望高し

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 該當事蹟なし

部落の自治状況 部落金氏阿族中最幼年帥者を門長に推戴し、部落阿族に對し禮儀作法を嚴守せしめ、儒生たる地位を保たしむるのみならず、部落民中の年長者に對し無禮なる行爲を爲し、又は賭博等をなしたるものは、相當の罰戒を與へる等、部落民を指揮監督す

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 門契、本契は元宗家財産の一部を契の基本金に充て、直系子孫相續ぎ之を管理す

門中財政利用法及同族救済施設 門中財政は先祖の祭祀、墳墓の維持修繕費に充用し、又は同族貧者及び一朝災害に遭遇したる時は、

相當の救済費を支辨し、又は兒童の學費金に充當する等有効に利用す

其他普通部落に比し特色ある點 同族間一致團結の力に富み、部落内に他姓の者移住し來りたるときは、同族協力して之を排斥し、又は

權利を與へざる等、他部落になき特徴あり

松 城 安 村

部落の名稱及所在地 松城安村 安州郡新安州面東七里、雪松里

所在地の地勢及地形 背後には小峴山を築き、前面には肚窟川の流るゝあり、廣濶なる平野を有す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 順興安氏一六六戸、一、〇四五人

同姓以外の戸数及人口 二一戸、九し人

部落民の主なる職業 農業

部落構成の沿革 三百餘年前より安氏居住し、現在の安村を構成せり

部族の大資産家の姓名及資産 安炳儀七萬餘圓

部族民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二〇戸、自作二一戸、自作兼小作六〇戸、小作八六戸

宗家の資産及地位希望 安炳弘資産五萬圓あり、地位は中流以上にして、聲望高し

吾て部落より引出せる著名なる人物の姓名官位又略歴 約五十年前安廉植なる者承旨の職に在り、文筆共に秀で郷黨は勿論、近郷の者より敬慕せられたり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契講の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産より生ずる収入を以て、一年一回祖先の壽祭を行ふ

其他普通部落に比し特色ある點 門中の者協力して他に對抗し、又は部落内居住の他姓の者に對し權利を與へず、又は之を排斥するが如き傾向あるは、蓋し普通部落に於ては見受けられざる特徴なり

平安北道

本道に於ける同族集團は一、〇二〇に達し、その中に著名同族部落は八四ありて、宣川郡、龍川郡、楚山郡等に多く、仁同張氏、慶州金氏、安東金氏の部落が他姓よりも廣く分布して居る。部落は戸數の大なるもの多く存在し、總數八四部落中、百戸以上の同族戸數あるもの一七部落あり、百戸以下七十戸以上のもの一六、七十戸以下五十戸以上のもの一一、五十戸以下三十戸以上のもの三、三十戸以下のもの一となつて居り、戸數の多

い大部落が、戸数の少い小部落よりも遙かに多い。他道に於ては三十戸以下の部落、又は五十戸未済三十戸以上の部落が最も多きに反し、本道に大部落の多いことは興味深きものがある。例へば龍川郡北中面長山は仁同張氏四五〇戸、二七〇〇人、同郡府羅面松峴洞背陽串は安東金氏二六〇戸、一八〇〇人、宣川郡南面三峰洞・建山洞の一部は竹山朴氏二六〇戸、一八〇〇人、定州郡古邑面新里李村は全州李氏一九二戸、寧邊郡獨山面龍興洞車村は延安車氏一七八戸、七五〇人の大同族集團を形成して居る。

本道に於ける同族部落の構成として變つたものは、邊境の關係上、罪を犯し或は國王の怒を買ひて貶謫せられたる者が、刑期を終へたる後も尙ほ其地に止まり、土地を開墾し、其の子孫永住し現在に至つて居るものが尠くない。例へば寧邊郡寧邊面龍浦洞金村部落は、新羅順政王二十八世孫金世均なる者、四百五十年前に、慶尙北道慶州郡に於て罪を犯し本部落に流謫され、刑期を過ぐるも人口稀薄にして耕地に富む此の地に止まりて郷里に歸らず、爾來子孫繁衍し部落を構成して今日に及びたるものである。寧邊郡古城面南山洞・南山里金村部落は、嘉靖十三年頃、金發珍なる者燕山君の政亂に際し、累疏直諫したるに因り貶謫され、其の妾吉氏と共に延州の南山里に來住したるに始まり、今は慶州金氏の大部落を爲して居る。龍川郡府羅面松峴洞背陽串は、李朝德宗時安東金氏たる集賢殿學士金胄西が龍川郡に流謫され、爾來其の子孫繁昌して今日に至り、同部落のみならず、隣接の栢峴洞・德岩洞・德川洞にも安東金氏が繁榮して大部落を構成して居る。龍川郡龍川面昭義洞昭義は金胄西五代の孫兵曹判書全祐生がこの地をトして居を爲したるに始まり、安東金氏の大部落となつて

居る。次に昌城郡昌城面間坪洞間坪部落は、三百年前、許・尹兩氏が支那より投化して構成したる、所謂歸化部落であるが、本道にはこの外にも歸化人の同族部落が多い。

更に部落に於ける同族の交替としては、宜川郡東面路下洞惠睦に其例を見ることが出来る。即ち本部落は萬曆二年李泰蒸なる者がこの地に來住し、畚百五十餘町歩を開墾したるも其後子孫繁昌せず、且豪奢を好み放蕩極度に至りし爲め、田明祿なる者が江界より來りてこの地を買占め、李氏に代りて居住し、爾來其子孫繁殖して遂に今日見るが如き、潭陽田氏の大部落を構成するに至つたのである。

部落より輩出したる人物としては、本道に於ては比較的その數少きが、宜川郡深川面古軍營洞杜茂谷は工曹參判桂林梁を出し、龍川郡北中面長山部落は兵曹參判張希範、同張邊、兵曹參議張遇を出し、定州郡葛山面瑞南金村は參議金秉燮、同金基煥、寧邊郡古城面南山洞南山里金村部落は兵曹參議金奎燮を出し、また寧邊郡寧邊面龍浦洞金村部落よりは文筆家にして、成均館博士たる金鼎郊、巨儒金鼎廈を出して居る。

部落に於ける宗家の状態を見るに、其の繁昌して地位聲望あるもの三二、地位普通のもの四、貧困なるもの二にして、貧困なるものまたは地位普通のもの少く、大部分は地位聲望共に高く、家計裕かなる者が多い。また一方部落に於ける資産家の状態を調査するに、大富豪と稱せらるゝ者あらざるも、尙ほ十萬圓乃至十五萬圓の資産を有する者は極めて多く、部落の共同行事たる祖先の祭祀は良く行はれ、教育も亦奨励せられ、部落に於ける生活の安定と充實を思はしむるものがある。今其の數例を示せば次の如くである。

定州郡德遠面德遠趙村

趙賢均 十五萬圓

龍川郡府羅面松峴洞背陽中

金成奎 十萬圓

同 古邑面新里李村

李奉圭 十五萬圓

同 北中面長山

張秉良 十萬圓

宣川郡南面三峯洞と越山洞の一部鳳洞

朴炳翁 十三萬圓

同

張熙鳳 十萬圓

同 東面路下洞東曉

田鈞元 十五萬圓

同

張根維 十萬圓

龍川郡府羅面松峴洞背陽中

金尙杜 十五萬圓

寧邊郡獨山面龍興洞草村

車弘均 十五萬圓

康 岑 金 村

部落の名稱及所在地 康岑金村 龜城郡西山面立石洞

所在地の地勢及地形 南方に雲川江、東方に北川流れ、此の二川合流して恰かも半島の形を爲し、北方に山岳あり、南郊に雲川大平野を控へ、地味肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 光山金氏一〇〇戸、五〇〇人

同姓以外の戸數及人口 一〇戸、四〇人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百年前、南鮮地方より金氏の宗祖立派なる者、始めて龜城郡西上面康岑洞に入り居を構へ、爾來子孫繁昌し現在の大部落を構成したるものなり

部落の大資産家の姓名及資産 金載恒三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主五戸、自作四〇戸、自作兼小作五五戸、小作一〇戸

宗家の資産地位聲望 宗家は金碩權にして、資産地位聲望共見るべきものなし

嘗て部内より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金羅河 文科及第、全羅道都事、金大存 文科及第、宣傳官、安州府使、宣川東林僉使、金德老、德林、德坤、德諒、德履、德夏、德棟、德九八兄弟何れも學問を以て出世せり

部落の自治狀況 部落櫻の財産を以て書堂を經營し、尙部落民共同して橋梁を架設しつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を以て祖先の享祀費に充當す

松 隅

部落の名稱及所在地 松隅 玄川郡西面松隅洞

所在地の地勢及地形 本部落は半島形を成して、西南より東北へ突出したる山脈の尖端に集團し、北東南三面には廣漠たる平野を控ゆ

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 水原白氏一一三戸、六六七人

同姓以外の戸数及人口 二〇戸、六五人

部落民のしなる種業 粟 米

部落構成の沿革 今より約四百五十年前、白鶴觀と云ふ者水原より來り此の地に居をトシテ以來、其の子孫漸次榮え、今や十八代に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 白鶴徳三萬圓

部落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作一五戸、自作兼小作三七戸、小作五九戸

宗家の資産地位希望 宗家の資産は二萬圓位にして、中流以上の貴族者なり。又地方に相當名望あり

さて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 該當者なし

部落の自治状況 該當事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は主として土地なるを以て、之を同族貧民に小作せしめ、其の收入を以て、春秋二回の祖先享

祀費に充つ

其他普通部落に比し特色ある點 他部落に比し割合に自作農の多きこと、貯蓄性に富む部落民なるを以て、模範農、大農家、勤農家等割合に多きこと

全 村

（一）名地及所在地 本村は玄川郡西面龍浦洞

所在地の地勢及地形 本村には概ね山谷にして平野に乏しく、殊に東南北は山岳重疊伏起して耕地少く、唯九龍江に接したる西方に平野

あり 地もは東西二十町、南北十町位にして楕圓形を形成せり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州金氏一一〇戸、四六七人

同族以外の戸数及人口 五二戸、二二一人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 新羅敬順王第二十八世孫金世均なる者、四百五十年前、慶尙北道慶州郡に於て罪を犯し、本部落に亡命し來りたること、其の刑期過ぐるも人口稀少耕地廣き爲め郷里に歸らず、本洞を生活の根據と定めて終身せり。爾來子孫繁衍して部落を構成し今日に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 金鳳官 一萬圓を有し、年収入約一千圓、金秉逸 一萬圓、年収入約一千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主二〇戸、自作一〇戸、自作兼小作五〇戸、小作三〇戸

宗家の資産地位希望 宗家金俊五は約一千圓の資産を有し、現に醫生業たり。其の地位希望相當高し

若て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金熙 會經縣將軍副司直、金大忠 武科及篤會、經京畿訓練院奉事、金哲 成均館進士、金鼎置 戶儲、會經初試、金鼎郊 文筆家、成均館博士

部落の自治状況 イ、改良書堂一ヶ所を設立し、子弟教育に努む、ロ、青年會を組織し、毎夜二人宛夜書を爲す

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約

(イ) 百年前、金精萬の發起に依り、門中各儒林の有志より現金十錢乃至三十錢宛贈出せしめ、四書三經等を購入の上青年子弟に貸與學習せしむる爲め學樓を作り、現今は時勢に適せる新書籍をも購入して閱覽せしめつゝあり

(ロ) 金村門樓として百餘年に亘り、男子成冠錢として一人に付一錢宛集め、爾來繼續せるが、其の基金約二千圓に達したる爲、畚田等を買入れ、其の小作料の収入を以て祖先の享祀を爲しつゝあり。規約として特記すべき事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産の小作料を以て祖先の享祀費に充當す

南山里 金村

部落の名稱及所在地 南山里金村 寧邊郡古城面南山洞

所在地の地勢及地形 東方及び南方には涓川あり、北方に羅漢峯を控へ、一般に土地肥沃にして、地形は楕圓形を爲す
部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州金氏一五〇戸、八六九人

同姓以外の戸数及人口 一八戸、一〇四人

部落民の主なる職業 農 采

部落構成の沿革 嘉清十三年頃、金義珍は其の妾吉氏と共に燕山君政胤に隱し、累疏直諫したるに因り貶謫され、延州(今の寧邊)の南山里に來住せる處、漸次子孫繁衍して南山村と成りたり

部落の大支那家の姓名及發産 金徳昌七千圓

部落民の地主、自作、自作家小作、小作別戸数 地主一〇戸、自作五〇戸、自作家小作九〇戸

宗家の發産地位發産 宗家金重植は發産なく、發産として別に掘ぐべきものなし

出て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金啟浩 宣武原從從等功區、箕子殿參奉、建功將軍、勳仍將軍、金彦治 宣武原

從二等功區、官軍節度尉、都事、宣傳官、金瑠浩 碧原從二等功區、調尋、判任官、金正、金李燮 兵曹參議、參知、文科、内歴兵曹

正郎、司密府丞令、承文院判校、判宗簿寺正兼春秋館、編修官、通稅院左通禮、通政大夫

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産の利子を以て祖先の香火、又は碑石建設費等に充て、土地購入の上、同族貧乏者に共同小作せしむ

其他普通部落に比し特色ある點 隣保扶助心強し

瑞南洞金村

部落の名稱及所在地 瑞南洞金村 定州郡葛山面瑞南洞

所在地の地勢及地形 葛山面の西南部に位し、東北は高峻なる山岳圍繞し、西南には平野展開して曠野に面す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 延安金氏一二三戸、六二五人

同姓以外の戸数及人口 一戸、六人

部落民の主なる職業 農 采

部落構成の沿革 四百二十八年、金顯高なるもの始めて同部落へ移住、爾來子孫繁衍し現今の部落を構成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 金長鈴十萬二千圓、金仁鶴七萬六千五百圓、金吾壽七萬一千圓
部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主七月、自作四〇月、自作兼小作二六月、小作五一戸

宗家の資産地位總覽 二千五百圓

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金澤儀顯監、金澤益郡守、金兼聖參議、金基煥參議、金吾煥正官、金博泰判官、
金徳濟奉令

部落の自治状況 該黨事項なし

部落の共同事業及組合契締の沿革現状規約 該黨事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産としては土地を有するのみにして、其の土地は門中のものを小作せしめ、其の收入は、祖先の祭
祀費に充つ、尙剩餘ある場合は宗家費に充つ、同族の救済施設としては特になし

徳 達 趙 村

部落の名稱及所在地 徳達趙村 定州郡徳達面徳達趙村

所在地の地勢及地形 本部落は本郡東部に位し、南北は山岳を以て圍繞し、東に博川郡を界とする加麻江あり、西は異姓の部落に隣す。

部落中央小丘は西北より東南に向ひ、稍傾斜し平野を爲す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 白川趙氏一〇〇月、六五〇人

同姓以外の戸數及人口 四〇月、一九一人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 二百五十年前、現馬山面春山洞より其の始祖たる趙昌來、恒來、明來三兄弟本部落に移住し來りて、當時克廢地たりし

此の土地を開拓し、品字形の家屋を各一棟宛建て、居住せり。其の後子孫繁榮し現今の部落を構成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 趙賢均十五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一三戸、自作五二月、自作兼小作、二五戸

宗家の資産地位總覽 一萬五千圓、地位平民、慶望厚し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 趙昌來 文科、府尹、趙光澤 文科、大司諫、趙光蓮 文科、郡守

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該項事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産として土地あり、其の收穫を以て毎年春秋の享祀費に充つ

新 里 李 村

部落の名稱及所在地 新里李村 定州郡古邑面

所在地の地勢及地形 本部落は定州郡の東南部に位し、京義線古邑驛を距ること西南約十町の地にあり、地勢は山野相半し、土地概ね肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 全州李氏一九二戸、人口未詳

同姓以外の戸数及人口 五一戸、二三〇人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 約三百餘年前、李龍傑なる者始めて同部落へ移住し、爾來子孫繁榮し現今の部落を構成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 李奉圭十五萬圓、李鍾喬八萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一八戸、自作八戸、自作兼小作六一戸、小作一一六戸

宗家の資産地位聲望 宗家李鍾聲は資産約三千圓を有す。習風今尚ほ存し、同面内に於ては相當尊敬を受けつゝあり

各て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李世勳旌門公、李尙泰進士、李良素進士、李斗運保寧縣監、李敏弼燕谷公

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該項事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産として土地あり、門中のものを小作せしめ、其の收穫は祖先の祭費に充て、尙剩餘ある場合は

宗家費に充つ同族救済施設なし

鳳 洞

部落の名稱及所在地 鳳洞 宜川郡南面三峰洞と建山洞の一部

所在地の地勢及地形 四方山を縦らし、道路宜川身彌島線南北に貫通し、土地平坦なり

部落の同族姓氏及其戸数と人口 竹山朴氏二六〇戸、一、八〇〇人

同姓以外の戸数及人口 三五戸、一五六人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 今より約五百年前、京畿道竹山郡より朴處般なるもの移居以來、其の子孫繁榮を極め此處に勢力を張り、遂に朴氏の部落となる

部落の大資産家の姓名及資産 朴炳翁十三萬圓、朴允采六萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三五戸、自作四〇戸、自作兼小作六〇戸、小作一七〇戸

宗家の資産地位確證 四千圓

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 特記すべき事項なし

部落の自治状況 當部落は門契なるものを組織し、而して門契基本財産を作り、その財産を管理する門長を置き、祖先の墓地及び部落風致施設は、凡て門長をして管理せしむると共に、其の費用は一切同財産より支出す

杜 茂 谷

部落の名稱及所在地 杜茂谷 宜川郡深川面古軍營洞

所在地の地勢及地形 深川面古軍營洞の東北部に位し、道貫山並に朴遠山は本部落を圍繞し、地形平坦にして中央に杜茂川貫流し、東南に平野開く

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 遂安桂氏一六〇戸、八〇〇人

同姓以外の戸数及人口 一五戸、六三人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 今より約三百年前、本郡南面三省洞より桂林梁なる者當地に來住し、勤儉力行克く産を治め、家業に精勵したるを以て、

其の後子孫益々繁盛に赴き今日の同族の集團を形成せり

部落の大資産家の姓名及資産 桂龍泰一萬三千圓、桂炳淳一萬二千圓、桂炳泰一萬圓、桂龍運一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作四五月、自作兼小作一一五月
宗家の資産地位希望 資産五千圓、一般に信望あり

守 守て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 桂林鐵工會参判、桂德輔五曹判、桂顯善會使、桂周泰郡守、桂重植郡守、桂淳郡守

部落の自治状況 門契を組織し門契本財産を作り、之を管理する爲に門長を置き、祖先の墳墓及び部落風致施設等は、凡て門長をして管理せしむると共に、其の費用は一切同財産より支出す

其他普通部落に比し特色ある點 虚榮を避け、冠婚喪祭費は至つて節約す

惠 陸

下谷の名稱及所在地 惠陸 宜川郡東面路下洞

所在地の地勢及地形 東面路下洞の南方に位し、東は定州郡玉泉面、西は郡山面に接し、同部落の前面は豊沃なる平野なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 潭陽田氏九八月、五五〇人

同姓以外の戸数及人口 九戸、三二人

部落民の主たる職業 農 稻

部落構成の沿革 萬曆二年李余公なる者當地に來住し、裔百五十餘町歩を開墾したるも、其の地子孫營業せず、養蚕を好み放蕩無度に至

りし爲め、田明疎なる者江京より來り、此の地を買占め李氏に代りて居住し、爾來その子孫營業を勤め、遂に田氏の部落となれり

部落の大資産家の姓名及資産 田錫元十五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一五月、自作二九月、自作兼小作五四戸

宗家の資産地位希望 資産六千圓希望あり

守て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 田錫元 正三品承旨、朝鮮國時代承旨に奉職す

部落の自治状況 當部落は門契を組織し、門契財産を作り、その財産を管理するに門長を置き、祖先の墳墓及び部落の風致施設は、凡て

門長をして管理せしむると共に、其の費用は一切同財産より支出す

部落の共同事業及組合契牒の沿革現狀規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 該當事項なし

其他普通部落に比し特色ある點 他の部落に比し特色ある點は、虚業を避け、冠婚喪祭の節約を爲すに在り

泰 福 仁 平

部落の名稱及所在地 泰福 鐵山郡扶西面梨福洞 仁平 鐵山郡扶西面仁平洞

所在地の地勢及地形 泰福及び仁平兩部落は相連続したる部落にして、孰れも鐵山郡の西部に位し、黃海の海邊に臨み地勢平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 河東郡氏 泰福部落 七六戸 四五六人、仁平部落 七五戸 四四一人

同姓以外の戸数及人口 泰福部落一〇戸、五〇人仁平部落七戸四〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 鄭氏の祖先鄭湯年氏、三百年前、本郡餘栗面秋岩洞より移住し、其の子孫漸次墾闢して今日に至り、泰福・仁平の二大

部落を構成したり

部落の大資産家の姓名及資産 泰福部落 鄭冠五約三萬圓、仁平部落 鄭鳳舞約六萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 泰福 地主一〇戸、自作二〇戸、自作兼小作五六月、仁平 地主一〇、自作二五戸、自

作兼小作四七戸

宗家の資産地位希望 宗家の資産約三萬圓を有し、厚望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 本部落の先祖鄭湯年氏子鳳舞、麟壽兩氏は、李朝仁祖王の時丙子胡亂に戦功あり

しを以て、鳳舞に全羅道及び慶尙道の兵使を命じ、麟壽に江西縣令を命ぜられたり。鄭湯年氏の曾孫鄭鳴氏は李朝英祖王の時黃海水使

に、鄭鳴の弟鄭毅氏忠清道水使に命ぜられたり。當時今の扶西面は丁惠面の梨花里なりしが、忠義の士續出し、英祖王御感懐からず、

西圖を扶くと云ふ意味の下に、丁惠面扶西洞と御命名ありたり。其の後扶西洞は今の扶西面と改稱せらる

部落の自治状況 部落民共同して改良書堂を經營して子弟を教育しつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 宗契なるものあり、一族の者の出資に依り組織せらる。規約の大要は祖先の享祀を目的とす

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を利用して、改良書堂を經營し部落民の子弟を教育しつゝあり

昭 義

部落の名稱及所在地 昭義 龍川郡龍川面昭義洞

所在地の地勢及地形 龍巖洞の西南に位し、土地肥沃にして、水田多く耕作に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 安東金氏六〇戸、三〇〇人

同姓以外の戸数及人口 一〇戸、五〇人

部落民の主なる職業 農 獵

部落構成の沿革 安東金氏の先祖爲賢殿學士金曹西氏龍川に流され、其の五代の孫兵曹判書金輔生氏、此の地に居をトして、爾後子孫の

水住地と爲れり

部落の大資産家の姓名及資産 金宅齋十萬圓、金敦國五萬圓、金鍾奎三萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三戸、自作九戸、自作兼小作二〇戸、小作二八戸

他家の資産地位評定 宗家は資産三萬圓を有し、現在龍川面協同會員なり

毎て部落より帯出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金得沔李朝宣祖丁卯年軍功を以て、掌隷院判決事並に安蔭候僉使の職に奉ず。金

取祿視ら累巨萬の財産を遺り、龍驤衛副護軍に任ぜられたり

部落の自治状況 長幼序あり、賭税金は申合せの上、順調に納入する良風を有す

部落の共同事業及組合契締の沿革現狀規約

、大正九年部落民は農村振興の目的を以て、農務組合を組織し、爾來組合員費つて農事改良を爲し、風俗矯正に勉む

二、明治四十一年當部落民有志より、寄附金を醸出して夜學堂なるものを組織し、爾來契員一致協同し、以て毎年農閑期を利用して、

夜學堂を開設するを例とす

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産を以て祖先の事祀を爲すのみ

背 陽 串

部落の名稱及所在地 背陽串(同云) 龍川郡府羅面松峴洞

三三三三

所在地の地勢及地形 市面事務所の西北方に位し、東は北中面、西は龍川面に接し、平野多く土地平坦、地味肥沃にして農耕に適し、交通亦便なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 安東金氏二六〇戸、一八〇〇人
同姓以外の戸数及人口 一三〇戸、五六〇人

部落民の主なる職業 農 梨

部落構成の沿革 徳宗の時、金野西氏築野殿の學士にて龍川郡に流され、爾來其の子孫益々繁昌し、本面柏嶋、松嶋、徳岩、徳川朝の教ヶ洞内に居住し、今は其の戸数二百六十戸と爲れり

部落の大資産家の姓名及資産 金尙柱十五萬圓、金啓養七萬圓、金成圭十萬圓

部落民の地主、自作 自作兼小作、小作別戸数 地主三五戸、自作一三戸、自作兼小作一六一戸、小作一八一戸

宗家の資産地位聲望 宗家の資産約八萬圓にして、前郡参事及び地方委員を拜命したることあり、名望高し

此て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 特記事項なし

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契構の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産より生ずる牧人を以て、祖先の墓及び享祀を爲し、尙剩餘金ある場合は、同族中極貧にして

生活困難なる者を救済す

其他普通部落に比し特色ある點 他の部落に比し、本部落民は勤儉力行するを以て極貧者少く、各自其の生活安定す

長 山

部落の名稱及所在地 長山 龍川郡北中面

所在地の地勢及地形 高地少く地形平坦にして、西北に連りたる細長き龍骨山脈を背面に負ひ、小丘一線に起伏して丘陵をなし、前には

平野を開け、中央に大正水利組合幹線貫流し、所々に支線流出し、灌漑の便備はり地味肥沃にして、龍川扇摺の米産地なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 仁同張氏四五〇戸、二、七〇〇人

同姓以外の戸数及人口 一八〇戸、一、〇八〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 三百五十餘年前、仁同張氏南鮮地方より來り、此の地に根據を定め長山と名け、一小部落を構へたる處、年を経る

と共に同族繁昌し備林絶えず墾出せり。二百餘年前、北虜來侵し、村民は部落周圍に木壁を圍み之を防禦したるが、彼等は此處に薪草を積みて放火し部落全部全滅の危境に陥らんとせし時、俄然晴天曇り豪雨を出したるを以て、部落は全滅を免れ彼等は皆還却せり。茲に

於て長山部落の名世に現はれ、其の後又偉大なる人物輩出し、財産家多く、現在尙有名なる部落たり

部落の大資産家の姓名及資産 張根祿十萬圓、張秉良十萬圓、張熙鳳十萬圓、張宗杓五萬圓、張大潤五萬圓

部落民の地主 自作、自作兼小作、小作別戸數 地主八七月、自作四五戸、自作兼小作三一八戸、小作一八〇戸

宗家の資産地位聲望 特記事項なし

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 張希尹 過士、禁府都事、狼川縣監、張希範 兵曹參判、配享忠烈祠、張邊 兵

曹參判、配享忠烈祠、張邊 漢城府左尹、張遇 兵曹參議、張治世 碧潼郡守、張益厚 司諫、郭山郡守

部落の自治狀況 特記事項なし

部落共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産より生ずる收入を以て祖先の享祀に充つ

其他普通部落に比し特色ある點 他部落に比し協同一致の精神に富む

南 長 洞

部落の名稱及所在地 朔州郡外南面南長洞

所在地の地勢及地形 同面大館市より約五軒、南倉市より二軒、内外を隔つる山同部落にして、現在黒山寺の所在地たる海拔六百十一米

の黒山を主峯として、東南方に二、三軒を有する小平野を控え、尙ほ東南には大率江の本支流及び定期線あり、春坪、大安兩洞と隣す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 青松崔氏九〇戸、五〇〇人

同姓以外の戸數及人口 四〇戸、二〇〇人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 本部落は元樹木鬱蒼たる地なりしが、六百年前、青松崔氏昆といふ者、今の慶尙北道より轉入し八代（世）同居といふ珍

らしき致陸の化名を致し、土地を開拓して大に恒産蓄積を圖り、今や百餘戸の同族集團の部落を形成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 根利斐一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一〇戸、自作五〇戸、自作兼小作三〇戸

宗家の資産地位希望 根根甲資産三千圓、農地を営み厚望圖面に及べり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 根尙勤工曹判事、根雲翰文川郡守、根尙浩中樞府事、根允瑞進士

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契辦の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 祖先の香火費に充つ

間 坪

部落の名稱及所在地 間坪 昌城郡昌城面間坪洞

所在地の地勢及地形 地勢狭長、南北は山岳丘陵起伏起し、部落を面積の約八割を占むべき河川は部落中央を貫通し、上河、中河を経て鴨

綠江に注ぐ

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 金梅許氏九〇戸、五七六八

同姓以外の戸數と人口 一七一戸、八二二人

部落民の主なる職業 農 菜

部落構成の沿革 三百年前、許尹氏支那より本洞に轉居し、子孫繁衍し遂に大部落を形成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 許堀二萬七千五百圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二三戸、自作三一戸、自作兼小作三六戸

宗家の資産地位希望 宗家の資産三千圓、別に地位希望を有せず。

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 許棟 宣徳行西營左領、通政大夫左捕督領事、許廣 宣徳嘉善大夫兼五衛將

部落の自治状況 洞約を利用し部落の親睦、風紀改善並に勤儉節約を勵行しつゝあり

部落の共同事業及組合契辦の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は殆んど先祖の存続奉祀費に充當す。學校組合あり貧困なる同族の兒童に對し學費を補助す

江 原 道

本道に於けるは中部朝鮮以北中、最も同族集團の多い地方に屬し、同族集團總數一、二六四に達し、その中の著名同族部落は總計七九あり、春川郡、平昌郡、寧越郡、橫城郡、鐵原郡、伊川郡等に廣く散在して居る。著名同族部落中で百戸以上の同族あるものは、僅に金化郡近南面上沙谷里の寧海朴氏一〇一戸、伊川郡方丈面龍塘里の蔚山金氏一二八戸、同面佳麗洲里の平山申氏一〇二戸の三部落に過ぎず、他道に於けると等しく三十戸以下又は五十戸未滿三十戸以上の小部落に富んで居る。而して橫城郡公根面下土洞里は三八戸、二六八人の柳氏部落なるが、同族外戸數皆無にて全く一族のみにより構成せらるゝ部落である。本道に於ても同一部落に於ける同族の興亡、又は離散の歴史はこれを隨所に見ることが出来る。淮陽郡下北面金谷里は、部落民の傳説に據れば、高麗の中葉洪氏が本部落を構成したるも漸次衰微し、次いで高麗の末葉金氏が居住し、尙ほ亦其の後權氏の來住を見たるも何れも衰退し、朴氏は約三百年前、金・權兩氏の末運に際しこの地に移住し來り、今日寧海朴氏の同族部落を形成して居る。寧越郡下東面禮密里密洞は高麗時代密州と稱し、初め李氏本部落を構成したるも、高麗末期に州を廢したる後は漸次衰微し、次いで閔氏部落となりたるが是亦衰退し、約四百年前に、高氏階級より移住の閔氏に代りて部落を構成し、目下十五代に及んで居る橫城高氏の同族部落である。春

川郡史北面芝村里鋤吾芝は、始め方・金兩氏の開拓したる土地なりしも、其の後漸次宋・黃兩氏代りて今日に及び、鎮川宋氏・平海黃氏の同族部落となつて居る。寧越郡下東面大野里大野は、今より五百餘年前、魚・龍・房の三姓が本部落を構成し來りたるに、其の後丁姓のもの漸次來住し、今日の羅州丁氏は其の十七代に當つて居る。

尙ほ部落構成に就き興味ある數例を擧ぐれば、金化郡近南面上沙谷里は、李朝世祖時、端宗に仕へたる朴氏七賢、即ち朴渡、朴濟、朴奎孫、朴孝孫、朴十孫、朴璘孫、朴季孫及び金時習、曹尙時の九人官を捨て忠節を保持して金化單幕洞に隠れたるが、爾後其の子孫この地に土着して部落を構成し現在に至つて居り、寧海朴氏の大同族集團を形成して居る。春川郡南面何亭里何亭子は、二百三十餘年前、柳浦なるもの吏曹判書に在りたるが、李適の亂に身を避けて柯亭里に來り、本部落を構成したるものなりと云はれ、現在の高陵柳氏部落となつて居る。原州郡富論面法泉里は、今より九百年前、現在の部落所在地より約五町を隔りたる處に、法泉寺と稱する寺のありたるを以て、この寺名を部落名に用ひたるものと傳へられて居り、羅州丁氏及び龍仁李氏の同族部落となつて居る。

同族部落中最も傑出したる政治家、人物を出したるは、原州郡富論面魯林里の蔚州韓氏部落であらう。本部落は韓氏の祖先韓汝弼が、李朝成宗庚午年、文川郡守を辭して祖外家たる原州邊氏の紹介に依り、閑寂の生活を爲さんとして、水運の便に従ひ、偶々この地に入り、江亭に一戸を構へたるに始まり、現在第十六代に及ん

で居るが、宣祖時の人韓興一は右議政に至り、純祖時の韓啓源は同じく右議政に至り、英祖時の韓致應は兵曹判書、正祖時の韓鎮庭は戸曹判書、純祖時の韓敬源は兵曹判書、高宗時の韓耆東は工曹參判と云ふが如き高官顯職に登りたる者多く、昔時に於ける同族の繁榮盛觀を物語つて居る。尙ほまた本洞に於て出生したる韓氏の子孫は、京畿道、忠清南道方面に移住したる者多く、その數五千人を下らざるべしと言はれて居るが、數年前同族の離散を防止する目的を以て宗中契なるものが設置せられた。この外、春川郡泉北面泉田里梧井村元津里は百二十餘年前工曹判書李顯稷を出し、原州郡富論面法泉里は正祖時文學操行に於て世の宗匠となりたる刑曹判書丁範祖を出して居るが、この他にも有名なる人物の輩出したるもの多く、殊に江陵郡には、金海金氏、安東金氏、江陵金氏、安東權氏、江陵崔氏等の名族に依つて構成されたる同族部落が多い。

鋤 吾 芝

部落の名稱及所在地 鋤吾芝 春川郡史北面芝村里

所在地の地勢及地形 史北面の中央に位し、青山臨水、東向の部落にして、田畠相半し地味が肥沃なるを以て農耕に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 鎮川宋氏五〇戸 二七五人、平海黃氏四〇戸 二二〇人

同姓以外の戸數及人口 八〇戸、三六八人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 上古朝鮮時代に方、金兩氏の開拓地なるも、其の後漸次宋、黃兩氏に代り今日に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 崔圭和一萬五千圓、徐相圭一萬四千圓、宋淳默九千圓

部落民の地主、自作、自 自作 小作、小作別戸數 地主自作三八戸、自作兼小作一〇三戸、小作二九戸

宗家の資産地位評望 朱氏宗家は現在京城府に轉居せり。女系は約二萬圓にて、芝村里居住當時は、面内一位の聲望を有したり。亡て部内より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 宋泰位 忠勤郡守、司勇、秘傳阿兼農商工部局長終職換城判尹を稱たり

梧井村・元津里

部落の名稱及所在地 梧井村・元津里 本川郡新北面泉田里

所在地の地勢及地形 金剛山系なる龍華山脈は北より西に走り、馬踏山は南に在り、東は東面枝内里との境を爲せる北嶺山を控へ、北は

北山面高斗里界たる前記馬踏山を繞り、西は新北面柳浦里、南は同面梁文里に接す。地形平坦なるも水田に乏しく畑地多し

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 慶州李氏五四戸、二八五人

同姓以外の戸數及人口 九三戸、四三三人

部落民の主な職業 農 業

部落構成の沿革 約二百五十年前、李慶集なる者同地に住所を卜して以來、子孫相傳へ今日に至る迄、引續き居住するものにして、漸次

繁榮せるも特記すべき沿革状況なし

部落の大資産家の姓名及資産 李顯俊二萬一千圓、李鍾器八千六百圓

部落民の地目、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作二八戸、自作兼小作五六戸、小作四八戸

宗家の資産地位評望 宗家は李相學にして、資産約四百七十六圓を有し、聲望なし

昔て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 約二百二十餘年前、現在李圭容の祖父李顯復なる者、統制使の官位を得、崇祿大

夫行工曹判書兼判議禁府事知三君府訓鍊院事之衛都總府都總官

金 谷 里

部落の名稱及所在地 淮陽郡下北面金谷里

所在地の地勢及地形 北部は太白山支脈背海山を隔て、成鏡南道安邊郡に界し、山丘重疊し、東南部に漸く平野開けて耕地となり、南

北長く東西狭し、河川部落の中央を貫流して、兩側に耕地を作り長葉形を形成す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 寧海朴氏五四戸、二六八人

同姓以外の戸数及人口 一二七戸、五〇八人

部落民の主なる職業 農 采

部落形成の沿革 正統なる年代は知るに由なきも、部落民の傳説に依れば、高麗中葉、洪氏本部落を開拓したるも、漸次衰微し、次いで高麗末葉全氏居住し、其の後(約五百年前)權氏來住したるも、何れも衰退し三四月廢存す。朴氏は約三百年前、金、權兩姓の末運に際して、竝に來住し今日に及ぶ

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作一三戸、自作兼小作二二戸、小作二七戸

宗家の安産地位聲望 現在關谷面楡岾里に居住する朴千一にして、資産約十萬圓あり、地位は儒生にして、聲望あり
さて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 十戸乃至十五戸宛團體を組織し、相互援助作業を爲す。又里内を網羅し納稅督勵團を組織し、納稅に關し相互督勵す
部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は林野約二十町歩あるのみにして共同管理し、必要に依り共同利用をなす。救済施設は別段組織したることなきも、同族中より死亡者ある時は、一族を網羅し毎月より糯米を五升宛贈出し喪家に贈るを例とす

草 溪 里

部落の名稱及所在地 高城郡梧岾面草溪里

所在地の地勢及地形 北は山岳を負ひ、東西南の三方には肥沃なる耕地展開す

部落内の同族別氏及其戸数と人口 黃氏九一戸、五一七人

同族以外の戸数及人口 九戸、四一人

部落民の主なる職業 農 采

部落形成の沿革 不明

部落の大資産家の姓名及資産 黃炳星資産一萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作三一戸、自作兼小作六〇戸、小作九戸

宗家の資産地位確望 資産としては家産を所有するのみにして、他に特記すべき事項なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 該當事項なし

部落の自治状況 區長の指揮に従ひ、一週間に一回の調會を開きて部落内の仕事を調済に行ひつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 本里は農村振興組合、種牡牛契等ありて、殖産興功を目的とし、其の規約は組合員一同に併りて共同貯蓄を實行し、納税思想を涵養すると共に、地方一般の風俗改良を念とす

門中財産利用法及同族救済施設 同族中貧困なる者に門中財産を利用せしめ生計を立てしむ

金山里

部落の名稱及所在地 江陵郡城山面金山里

所在地の地勢及地形 本面南方に位し、東は大關嶺より流れ来る大川ありて邱井面と相接し、西は靉善里、南は邱山里、北は渭村里に界せ

り。地勢は一般に平坦にして本面第一の平野あり、田畑多く地味も肥沃なる爲め、農産物の多收穫なること本郡の一、二を争ふ現状なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 江陵金氏九三戸、四六五人

同姓以外の戸數及人口 四七月、二四八人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 金氏は今より約五百年前、現宗孫たる金存南の十四代祖金説は、曾て金山里に居住せしを以て、其の子孫繁殖し、現在

は九十三戸を數ふ

部落の大資産家の姓名及資産 金濟剛 小作米二百石收納、資産約五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主五月、自作一六月、自作兼小作四三月

宗家の資産地位確望 動産、不動産合せて五千圓の大資産家にして、代々子孫繁昌し文名あり、且つ一般宗人に對し、教誨の義を尊重するが故に壓聲高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 名は説、號は臨鏡堂、江陵十三賢中の一人にして、江陵文廟修賢祠に祭る

部落の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 慶弔相助は勿論にして、門中財産で種子、餅具等を購入し、貧困なる者には無償にて貸付し、又春窮時穀米を分賦して、秋收穫後貸付元額を返済せしむ
其他普通部落に比し特色ある點 他部落に比し大資産家多く居住す

下 孟 芳 里

部落の名稱及所在地 三陟郡近德面下孟芳里

所在地の地勢及地形 一帯に平坦にして、東は日本海に臨む

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 南陽洪氏三七戸、二〇三人

同姓以外の戸數及人口 四七戸、二五人

部落民の主なる職業 農業

部落構成の沿革 高麗恭愍王の時、南陽洪氏の祖先洪濬なる者三陟孟坊（舊同名）に來住し、其の子孫屢居す。里名は三陟府使許穆の時香

木數百本を植へたるを以て後孟芳里と改稱せり

部落の大資産家の姓名及資産 金演禹二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作三五戸、自作兼小作三六戸、小作一〇戸

宗家の資産地位望 資産は二千五百圓を有し、別に記すべきものなし

若て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 洪鏗 官位は從三品宣武原從功臣にして、本事、萬戶、全羅・慶尙右道水軍虞候、

司軍節制使、禦侮將軍、訓練院正、通訓大夫、昌成府使、軍務寺金正兼右通禮、高原・文川・平海各郡守、監邊官、昌德宮御將、金

海府使等の官職を歴任せり

部落の自治状況 特記すべき施設なきも、農事改良及び納稅成績向上に努めつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 特記事項なし

其他普通部落に比し特色なる點 部落民は勤儉節約の氣風あり

瓶 項 洞

部落の名稱及所在地 施善郡施善面愛山屋瓶項洞
所在地の地勢及地形 本部落は施善邑内を距ること、約十八町の東部愛山屋の東南に位し、地勢稍平坦にして、約三十町地境を占據する
集團部落なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 江陵劉氏六一戸、三二二人

同姓以外の戸數及人口 六戸、二九人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 四百五十餘年前、忠北清風郡より劉五雲なる者、始めて本部落に移住して耕地を開拓し、一住家を構へて爾來、子孫の世系二十代なり。戸數は一時四百餘戸に及びたることあるも、其の後次第に他屋又は他管へ移去し、現在六十一戸の同族あるのみ

部落の大資産家の姓名及資産 劉致河 小作米收納高九十石、資産約一萬圓

部落民の地主 自作、自作兼小作、小作別戸數 地主四戸、自作五一戸、自作兼小作六戸

宗家の資産地位確證 特記すべき事項なし

〔谷〕て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 特記すべき者なし

部落の自治狀況 特別なる施設なきも、同族内親睦を重んじ、農事に勤め自作自給の狀態に在り、生活に困窮する者少く、非常なる窮乏期に至るも、食糧等に困難するものなし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 田・畜・造・林野等約七千圓の宗中財産を有し、同族中の困窮者救済 罹災遺孀の救助又は先祖の祭祀費に充當す

其他普通部落に比し特色ある點 相助相扶の心厚きこと、業に熱心し勞力を惜まざること、大體に於て他の依頼を待たず、自立自營の精神に富むこと

密 洞

部落の名稱及所在地 密洞 寧越郡下東面禮密里

所在地の地勢及地形 太白山脈本部落を貫通し、平野少く、部落の西北は山嶽起伏し、南は多少の平地ある部落なり。尙東南は河川繞流せるも、急流なるを以て水運の便なく僻地なり

部落内の同族姓氏及其の戸数と人口 橫城高氏一九戸、一六五人

同姓以外の戸数及人口 一七戸、九九人

部落民の主たる職業 農業

部落構成の沿革 高麗時代密州と稱し、初め李氏本部落を構成したるも、高麗末期州を廢したる後は漸次衰退し、大いに関氏の部落となりたるが是亦衰微し、四百年前、高氏橫城より移居し、関氏に代り本部落を構成し、今日に至りたるものにして、現在の高氏は十五代なり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主一戸、自作二戸、自作兼小作二三月、小作一〇戸

宗家の資産地位聲望 高氏の宗家たる高錫武は、慶北奉化郡物野面梧田里に移居し、家計は貧困にして、聲望なし

吾て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 高泰五（號問雲） 約八十年前、本部落に於て出生し、文筆の著名なるを以て名高く、當時は寧越儒林の中心人物にして、都府司、寧節書院々長を歴任せり。高希説 官位贈宣議院官、百年前、本部落に於て出生し、文筆に秀で、寧越儒林の中心人物として聲望ありたり

部落の自治状況 從來本部落は高氏に中心人物ありて部落を治め、優秀なる部落なりしを以て、面に於て本部落に於て改良組合を設置せしめたるに、部落民一同忠實に自業に勉勵し、農業改良發達に努め、禁酒斷煙美風良俗の助長に協力し、又勸業共濟組合も設置され、各自勤儉貯蓄、生活改善に勉め、家業に力行するを以て、現在郡内有数の優良農村となる

部落の共同事業及組合契誦の沿革現狀規約

一、農業改良組合

本組合は農業改良の目的を以て組織したるものにして、部落一同組合員となり、部落の共同事業に供する爲、各組合員より五十錢の組合費を徴し、相互利息附にて貸付せしに、現在貯金額八十圓あり、本組合は大正十四年の創始に係り、組合員共同事業として、共同井戸一箇所設置せしことあり

二、勸業共済組合

貯金額四十四圓八十錢、組合員數三十名、本組合は昭和四年に創始したるものにして、組合員は勸勉力行して、小額生利資金を宜く利用して、生計に有利ならしむると共に、利子の還着なく、組合規約を守り貯金を勵行し、又組合の基本財産を造成するが爲、組合員一人に付穀物五升を集め、低利にて部落民に貸付し財産の増殖を圖りつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 田二千百八十一坪(四百三十六圓) 畚四百九十六坪(百九十八圓) 合計六百三十四圓、右土地の小作を以て、毎年墳墓祭費に充用するのみにして、其の外何等の利用なし

大野

部落の名稱及所在地 大野 寧越郡下東面大野里

所在地の地勢及地形 太白山脈の終點に位し、西は河川、東南は山嶽、北は平野を有し、交通比較的便利なり。忠北丹陽郡永春面行街遺蹟にして、南漢江の源流たる旌善江も部落の西側にありて水運の便あり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 羅州丁氏二二月、一一〇人

同姓以外の戸數及人口 二五戸、一二五人

部落民の主なる職業 農 梨

部落構成の沿革 五百十有餘年前、魚、龍、房三姓此の部落を構成し來りしに、其の後丁姓漸次來居し、現在丁氏部落となりたり。

丁氏の本部落に移居したるは十七代前に當る

部落の大委産家の姓名及資産 委産家なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主三戸、自作五戸、自作兼小作三七戸、小作二戸

宗家の資産地位聲望 宗家丁國鎮は資産聲望なし

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 丁大林(號只山)七十年前、本部落に於て出生し、文筆著名にして、其の當時は名士の聲望あり、郡内儒林の中心人物にして、儒林の都府同並郡節署院の院長を歴任し、尙ほ郡參事、併合後は下東面々長に任命せられたることあり

部落の自治状況 本部落は從來優以部落の素質あり、部落民は誠實勤勉なり。昭和四年丁氏中相計つて鳩風會を組織し、禁酒禁煙、其の

他美風良俗を助長し、會員協同して舊來の惡風の矯正を實行するのみならず、會の共同事業發に充當する方針にて、毎月會員一人に付三十錢貯金を勵行しつゝあり、又部落の急報又は集合を知らしむる爲め、警鐘を購入して、部落の中央に警鐘台を設備し、集合時刻を勵行すると共に、出役時刻等の時の宣傳にも利用しつゝあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約

イ、爲親契 大正十年部落民共同して、冠婚喪祭に契金を以て救助金を支出することとし、契員は一人當白米五升、薪一負宛を寄贈する規約を以て、共同一致實施し來りたる處、現に契員四十二名、貯金萬八百圓あり

ロ、大正十年部落民共同して、貯蓄契を組織し、現在貯金額七百圓あり

ハ、勸業共済組合 組合員三十名、貯金額三十六圓八錢、昭和四年組織せしに、組合員は誠實に規約を遵守するのみならず、輔導委員たる丁鳳燮に於て、良く組合員を指導し、勸勉力行を助長せしを以て、其の成績優良なり

ニ、矯風會は昭和四年組織し、尙日淺きも、警鐘を購入して共同的活動に利用し、會員は相互生活改善、勤儉貯蓄を勸奨しつゝあるを以て、將來に於ては相當成績を挙げ得べきものと思はる

門中財産利用法及同族救済施設 宗中財産田五千八百七坪、一千六百六十一圓、畝八百五十五坪(四百二十七圓)、坐八百五十八坪(百七十六圓)、計一千七百六十四圓、右財産の小作料を以て毎年祖先墳墓の除草、並に年祭に充用するのみにして、別段同族救済の施設なし
其他普通部落に比し特色ある點 本部落は丁氏中相當公共事業に志あるものありて、納税獎勵、産業施設、生活改善等に留意し、部落民を指導しつゝあるを以て、比較的部落民は實踐射行の美風に長じ、郡面の施設を歡迎して實行しつゝあり

魯 林 里

部落の名稱及所在地 原州郡富論面魯林里

所在地の地勢及地形 本部落は本郡の西面隅に位し、邑内を距る七里にして、東は建登面厚用里に接し、西は富論面魯湖里に臨み、南は敬亭山聳立し貴米面に界し、北は漢江支流たる鮑江横流して、膠き耕地を控へ、本部落は概して平坦地なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 尚州韓氏三十六戸、二二九人

同姓以外の戸数及人口 五九戸、二九七人

部落民の主なる職業 農業を主とし、従は、牧畜等の副業を爲す

部落構成の沿革 該部落は昔時盤組と稱したりしが、約三百五十年前、葛李朝明宗時勅旨を以て洞名を魯林と改めたり。其の理由は村の前面は江岸に至る迄風致林を養成したるが爲め、景色絶勝となりたるに因ると云ふ。尙韓氏の祖先(韓汝弼)は李朝成宗庚午年、文川郡守を辭し、祖外家たる原州邊氏の紹介に依り閑寂の生活を爲さんとし、水運の便に従ひ偶々此地に入り、江亭に一戸を構へたるに始まり、現在十六代たり。而して魯林洞に於て出生したる子孫は京畿道、忠清南道に移居し、其の數五千人以上に達すと云ふ

部落の大資産家の姓名及資産 韓氏の大商家たる韓基駿は約五萬圓の資産を有するも、現に京畿道へ移居し、其の家屋及び家族の一部のみ現住せり。其の他は年収入小作米約五十石位のもの韓氏門中に二月あるのみ

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作八戸、自作兼小作一五戸、小作七一戸

宗家の資産地位聲望 韓氏の宗孫たる副記韓基駿は、現に資産約五萬圓、地位上流にして、京城帝國大學卒業、海軍、海軍少将として相當聲望あり

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

韓孝純(號月潭) 李朝中宗時 宣武功臣、西興府院君諡莊獻

韓百謙(號久菴) 李朝明宗時 隱逸にて官世子師行戸曹參議、卒(今横城三七峰書院)

韓汝謙(號柳川) 李朝明宗時 都元帥輔國領敎領經察使、西平府院君諡文翼

韓興一(號柳市) 李朝宣祖時 右議政諡靖溫

韓俊相(號末詳) 李朝仁祖時 隱逸官副正

韓致慶(號身山) 李朝英祖時 兵曹判書

韓鎮慶(號未詳) 李朝正祖時 戸曹判書

韓教源(號柳坡) 李朝純祖時 兵曹判書

韓教源(號未詳) 李朝純祖時 兵曹判書、直提學

韓啓源(號柳下) 李朝純祖時 右議政

韓善東(號柳溪) 李朝高宗時 工曹參判、憲章閣侍敎、法務大臣不就任、勅令に依り士林邸を爲したり

部落の自治状況 特記事項なし

部落の共同事業及組合契關の沿革現状規約 部落の共同事業は昭和五年より組織したる魯林青年團のみにして成績良好なり

門中財産利用法及救済施設 門中財産は宗中契を組織し、同姓の離散を防止する目的を以て、三年前より創立したるものにして未だ實行事項なし

法 泉 里

部落の名稱及所在地 原州郡富論面法泉里

所在地の地勢及地形 本部落は本郡の東南端に位し、邑内を距る八里にして、東は玄鶴山を背にし、西は漢江支流に臨み、南は富論面鼎山里、北は富論面興湖里に接す。里の中央に小峰あるも、本部落は概して平坦地なり

部落内の同族姓氏及其の戸數と人口 羅州丁氏三〇戸、一八二人

同姓以外の戸數及人口 五二戸、二七五人

部落民の主なる職業 農産を主とし、養蠶、牧畜等の副業を有す

部落構成の沿革 この部落は昔より開墾とも稱し法泉とも云ひ、現に法泉里と稱す。約九百年前、富那落より約五町位なる處(現稱院村)に法泉寺を建設したる事蹟あるが爲、部落名を法泉と稱したり。法泉寺の古跡として玄妙塔碑今尙儼然として屹立せり。右院村は稍離るゝも總て丁氏の同姓部落にして、二百年前、丁時翰(號愚潭)の書院を建設したる爲め、院村と稱するなり。尙丁氏の此の地に入りたる動機は丙子胡亂の時、避亂の爲め丁氏の祖先丁彦瓊の下郷したるものなりと云ふ

部落の大資産家の姓名及資産 大資産家とは云へざるも丁氏の宗家は兩家ありて、其の大宗家たる丁宜鎮の資産約二萬圓、次宗家たる丁奎厚の資産約三萬圓にして、兩家とも京城に移居し、其の他丁氏の門中に小作米收入約五十石位の者二人あり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作一戸、自作兼小作一八戸、小作五一戸

宗家の資産地位聲望 資産は前記の通り、地位は面内にて上流人物にして相當の待遇を受く、聲望は丁宜鎮は新進青年として相當信望を有し、丁奎厚は高齡者にして京城に名聲あり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

丁時翰(號愚潭) 李朝顯宗時世子侍講院通事李行正學爲世師養春院村書院

丁範鳳(號海佐) 李朝正祖時刑曹判書文憲文學掾行爲世宗匠

上 沙 谷 里

部落の名稱及所在地 上沙谷里 金化郡近南面沙谷里

所在地の地勢及地形 本部落は金化邑内の南方一里二十町の所に位し、北に面して二百五十町歩の沃野を説き、東南方(後方)には林相鬱蒼たる山岳を控へ、山に沿ひて人家稠密なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 率海朴氏一〇一月、五一四人

同姓以外の戸数及人口 七六戸、三八〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 世祖時、編宗に仕へし朴渡、朴濟、朴奎孫、朴孝孫、朴十孫、朴隣孫、朴季孫、金時習及び曹尙治の九人官を延て忠節を待して、金化軍寇洞に墮る。是れ本部落構成の始祖にして爾後其の子孫此の地に土着し、部落構成後百年にして安東金氏入り來りて住居するも其の戸数僅少なり

部落の大資産家の姓名及資産 朴隣漢六千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主二戸、自作兼小作五〇戸、自作一六戸、自作兼小作四三戸

宗家の資産地位聲望 動産、不動産合せて一萬五千圓の資産家なり。代々子孫繁昌し文名あり、且つ一般宗人に對し教誨の藩を尊重するが故に聲望高し

在て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 名は説、號は臨鏡臺、江陵十三賢中一人にして、江陵文廟釋賢祠に祭れる

部落の自治状況 世の進歩と人智の啓發に伴ひ、昔と異りて本職たる農桑其の他に努力す

部落の共同事業及組合興辦の沿革現狀規約 該當事項なし

テリに於て利用法及同族救済施設 慶弔相助は勿論にして門中財産を以て贈子、贈具等を買入れ、貧困なる人には無貨にて貸與し、又存貯時には米穀を分賦して秋收獲期に至り元貸付額のみ受取るなり

其他普通部落に比して特色ある點 部落民は人格教厚且資産家多く居住する爲、他部落に比し模範とするに足る點多し

九 水 洞

部落の名稱及所在地 九水洞 鐵原郡新西面道新里
所在地の地勢及地形 本洞は新西面道新里の北部に位し、大光甲驛を距ること約四町、洞後には寶蓋山脈あり、京畿道連川郡官仁面に至る

部落内の同族外氏及其戸数と人口 牛峰全氏三五戸、一七五人

同姓以外の戸数及人口 六戸、三一人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 金位聖の八代祖父金應九、韓國光海君の時代に京城より移住し、部落民を玉洞(玉の如く輝く意味)と稱したり。以後其の周圍に九箇所の河川あるを以て九水洞の名を得るに至れり

部落の大表千家の姓名及資産 金位聖約一萬五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作五戸、自作兼小作五戸、小作二五戸

宗家の資産地位評量 資産約一萬五千圓にして、一般より相當の信用を有す

在て部落より引出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 部落民の性質温順にして、共存共榮を目的とし、冠婚喪祭は勿論、不慮の災難に逢ひ多大なる費用を要する際は、相互に救助し、成績良好なるを以て表彰されたることあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 昭和四年五月より勸農共済組合を組織す

門中財産利用法及開放政策の沿革 該部落なし

其他普通部落に比し特色ある點 一切に納税の義務を克く遵守す

龜 塘 里

部落の名稱及所在地 龜塘里 方丈面方丈洞五加里

所在地の地勢及地形 方丈洞の北側に位し、總面積三方里の内、一方里は平坦地にして二方里は山岳地なり

部落内の開放政策及其戸数と人口 許田全氏一二八戸、八三二人

同姓以外の戸数及人口 九八戸、六四八人

部落民の主なる職 業 農 業

部落轉成の沿革 今より約四百五十年前、先祖金振海なる者、全羅道長城の人なるが、咸鏡道洪原縣監の職を歴し、歸郷途中龜塘に止まり、其の子孫此の地に一部落を構成し今に至る

部落の大資産家の姓名及資産 金徳茂一萬六千圓、金徳鉉一萬五千圓、金徳植一萬四千圓

部落民の地主 自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作一一七戸 自作兼小作一七五戸、小作四七戸

宗家の資産地位厚望 資産は約一千五百圓にして、地位厚望は門中第一位なり

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 成均館進士を歴したる金萬鉉、生員進士金始華、皇城新聞社長・宜川郡守 宜興郡守・鎮南浦裁判所長・寧越郡守を歴したる從三品の金斗鉉あり

部落の自治状況 部落内のことは大體金氏に於て主管す

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産としては現金及び土地を有し、其の收入を以て祖先の祭祀費に充つるの外、施設事項なし

咸 鏡 南 道

本道に於ける同族集團數は一、一五〇に達し、その中に著名同族部落は六三あり、永興郡の二二部落最も多くして總數の三分の一を占め、利原郡、高原郡、三水郡等これに次いで多く分布して居る。部落としては、慶州金氏、全州李氏、晋州姜氏、仁同張氏の部落が比較的多い。著名同族部落中で百戸以上の同族あるもの六部落あり、北青郡北青面棠浦里金村の慶州金氏一七〇戸、永興郡憶岐面兩灘里の星州裴氏一四〇戸、同郡順寧面葛田里の延日鄭氏一二五戸は其の最も大なるものである。

部落は地理上僻陬未開の關係上、他よりの移住轉居の傳説を有するものが多いが、其の中には移住後同族繁

昌せず、漸次他姓の同地に入り來りて、前任の同族に代りたるものが屢々見受けられる。定平郡春柳面禾洞里に初め元・朱兩氏の開拓したる土地なるが、四百年前、李世弘なる者がこの地に移住してより、右兩姓は次第に其の勢を失墜し、現在陽城李氏一〇七戸、七六八人、其他三戸、一三人の李氏部落を構成して居る。永興郡順寧面葛田里は、四百五十年前迄は金・石・鄭の三氏ありたるも、今は金氏一〇、石氏は二〇戸に過ぎず、延日鄭氏の集團を形成して居る。利原郡南面浦項里は、四百餘年前、姜・金・姜三姓が集團し、一小部落を構成して居たが、其の後子孫は漸次他地方に移住し、殘孫は極少數にて、今日の部落を構成せる寧越辛氏は右三姓より約五十年後、下面川宗里より本里に轉入し、爾來引續きこの地に定住したるものである。

部落より輩出したる人物には、永興郡古寧面蓮洞里の贈資憲大夫兵曹判書金慶福、新興郡東古川面興京里一邑の韓國時代兵曹判書柳應秀、新興郡元平面中相里の兵曹參議魏世忠、永興郡德興面内洞里（釜瀆）の工曹典書金仁用、定平郡歸林面内洞里の參議韓鼎瑚等を擧げることが出来る。

部落の資産家と稱せらるゝものとしては、高原郡上山面珠塘里の金思彬四十萬圓、全斗秀四十萬圓、金敏秀三十萬圓、北青郡北青面棠浦里金村の金裕經約十萬圓がある。而して部落に於ける祖先の祭祀、同族救助等の部落共同事業が比較的よく實行せられつゝあるを見れば、一般部落民の生活状態は概して安定せるが如く、且宗家に就き一見るも、六三部落中、繁昌して地位聲望あるもの二八ありてその數最も多く、普通二二、貧困一三にして、其の生活概ね良好なりと言ふことが出来るが、これはこの地方が未だ近代資本主義經濟の壓迫を受

くること妙き爲めであると思はれる。

内 洞

部落の名稱及所在地 内洞(内せ) 定平郡藤林面内洞里

所在地の地勢及地形 地勢和々平坦にして、新上郷を距ること約三十町東南方に位し、東西南は奇峰に圍れ、北は金津江に接す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 濟州韓氏六五戸、三七六人

同姓以外の戸數及人口 三戸、九人

部落民の主な職業 農 桑

部落構成の沿革 約四百五十餘年前、韓均なる人が始めて此の部落に居住したる處、其の後子孫繁殖し、今日の部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 韓鳳輪 土地八萬四千七百四七坪、小作畑百六十八石

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作三〇戸、自作兼小作二九戸、小作九戸

宗家の資産地位評望 資産五百圓、特別なる地位評望はなし

客て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及時歴 韓均副司正、韓承輔副司正、韓希斗殿院參奉、韓宗禮淑院參奉、韓鼎瑞參議、韓

宗範は丙亂に戰死し其の屬咬頭歸家せりと云ふ

部落の自治状況 特異なる點なし

部落の共同事業及組合契締の沿革現狀規約 韓孝派の公會堂として、昭和二年に木材瓦葺の一棟建物を建築し、現在這兒童教育の學院又

は公會用に供す

門中財産利用法及同族救済施設 財産は二千圓にして、年一回祖先慕祭時の享祀費に供す

禾 洞 里

部落の名稱及所在地 禾洞里 定平郡春柳面禾洞里

所在地の地勢及地形 背後に山を負ひ、前面は、平野陽け平坦なる地帯なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 陽城李氏一〇七戸、七六八人

同姓以外の戸数及人口 三月、一三人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 初め元氏、朱氏の二氏此の地を開拓したるも、四百年前、李世弘たるもの移住し、爾後百餘年間に、元、朱の兩氏は共に漸次衰退離散し、李世弘の子孫繁榮し、現在の部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 李秀永五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作三二月、自作兼小作五七月、小作二一戸

宗家の資産地位聲望 面内の上流にして聲望あり

各て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 事件ある場合に、戸主會合し協定決議す

葛 田 里

部落の名稱及所在地 葛田里 永興郡順寧面葛田里

所在地の地勢及地形 面の南部中央に在り、南江高原郡界と接して水田多し

部落内の同族姓氏及戸数と人口 延白鄭氏一二五戸、七七〇人

同族以外の戸数及人口 四〇戸、二四五人

部落民の主なる職業 農 粟

部落構成の沿革 百五十餘年前、金氏、石氏、鄭氏三氏ありたるも、今や金氏は亡く、石氏は僅に二十餘戸に過ぎずして、鄭氏の集團部落をなたり

部落の大資産家の姓名及資産 鄭命海、鄭寬登、鄭元鶴、資産各約六千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作八〇戸、自作兼小作六〇戸、勞働二五戸

宗家の資産地位聲望 大宗家は衰弊し、地位聲望なし

一て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 鄭雲翰三榜進解、鄭而彦は道徳文政秀才、鄭發水、斯文は宋湍齋の門人たり
其の自治状況 なし

部落の共同事業及組合契約の存続現狀規約 大正十年頃部落民十數名を以て、共同を設立し、勤儉蓄積を勵行し來りたる處、大正十三年に至り民風振興會と改稱し、現在資金四百餘圓に達せり。以て會員に對し毎一家庭に北築資金として四十圓宛補助す。其の規約別紙の通り

門中財産利用法及同族救済施設 基本財産より生ずる収入を以て、祖先を祭る外救済施設なし

民風振興會規約

第一條 本會は大正十二年十一月十日降下せられたる詔書の大義を奉體し、國民精神の涵養並振作を圖るを以て目的とす

第二條 本會は本縣郡順米面葛田里南村民風振興會と稱し、同里内居住民を以て組織す

第三條 本會は第一條の目的を達する爲め、實行事項を定め、之を各會員に周知せしめ、其の必行を期するものとす

第四條 本會に左の役員を置く 會長一名、副會長一名、部長二名、會長は總會に於て之を推舉し、部長は會長之を指名す。會長副會長の任期は二箇年とす

第五條 會長は會を代表し、一般の會務を處理す。副會長は會長を輔佐し、會長事故あるときは之を代理す。部長は會長の命を受け、部内事務を處理す

第六條 總會は毎年春秋二回に之を開催す。第一條の詔書を讀し、各自自省し、且つ互に修養に努め、併せて會務を協議す

第七條 本會事業の遂行上必要なる經費は、會員の會費及有志者の寄附に依る

第八條 本會の趣旨に體し、公衆の模範となるべき行爲をなしたるものは、其の善行を表彰し、又は官に其の表彰を申請するものとす

第九條 本會所定の實行事項の履行を怠り、其他會員たる體面を汚損したるものは、之を戒告し尙改めざるものは、除名することあるべし

第十條 本規約は大正十三年三月五日より之を施行す

蓮洞里

部落の名稱及所在地 永興郡古形面蓮洞里

所在地の地勢及地形 本面の中央に位し、西方一里に仁興面と境し、北は新城里、南は淵野里に、東は日本面に臨み、三面は山岳に圍繞し、一面平地にて部落民の農耕地數百町歩あり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州金氏九八戸、二八九人
同姓以外の戸数及人口 五戸、二五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 五百四十年前、該部落民の始祖平安監司金蔭本里に來居し、二十三代の間子孫繁昌して該部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 金正燾 不動産一萬圓、動産千圓、令穆源 不動産一萬五千圓、動産千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作七五戸、自作兼小作一五戸、小作二戸

宗家の資産地位聲望 資産は八千圓位、地位聲望高し

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

金榮老 世祖朝以孝廉除沔源殿參奉、丁亥濟瀾有功參錄原從功臣行高山、居山、韓城、三道察訪附戸曹正郎給復進享尙德祠

金應福 正祖朝以孝廉除沔源殿參奉、宣祖癸未平胡功連除五郡手賜岳武穆精忠錄一帙、又以平雅功肅宗乙卯贈嘉善大夫兵曹參判建明精忠祠

正祖乙卯、賜領曰精忠、上皇壬辰贈嘉善大夫兵曹判書、贈諡壯毅公

金相崑 宣祖朝、正祖朝舉孝廉拜教習設賓主簿因僻歸闕兩理學配享尙德祠

金瓚豆 正祖乙卯文科通調大夫司憲府掌令承文院判校兼春秋館編修官行雲山郡守配享尙德祠

金江温 生而穎悟以遠學者世不事公舉築講究性理之學師梅山洪直弼號映泉有文集行于世進享尙德祠

令俊升 生有文學心石宋乘珣號以孫廉齋師宋淵濟丁酉登進別五等進享尙德祠

部落の自治状況 部落民は相互親睦して、産業に努め教育を勧め、山村兒童の文盲を退治し、養蠶機業等副産業を奨励し、經濟の緩和を期せる等共存共榮を目的とす

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 本項に付ては何等施設なし

門中財産利用法及同族牧濟施設 該當事項なし

其他普通部落に比し特色ある點 本部落は公私經濟窮乏を主とし、冠婚喪祭其の他に於ても冗費の節約を計る等、普通部落に比較して特色あるものと認む

畚

礎

部落の名稱及所在地 沓磯 永興郡徳興面内洞里

所在地の地勢及地形 本部落は永興邑の東部約一里許に位置し、地味肥沃にして耕作に適す。北は清瀨川、東は白南瀨の流るゝありて水利灌溉に便し、南は永興柳島線二等道路貫通し交通至便なり。中央には徳興面事務所あり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州金氏六〇戸、三七〇人

同姓以外の戸数及人口 五六戸、三二五人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 四百年前、金氏の開拓せる地にして、水利灌溉の便あり、水田の多きところより、村名に沓磯の別稱あり

部落の大資産家の姓名及資産 金桐奎 不動産一萬圓、動産一千圓、金東燁 不動産八千圓、動産一千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作三五戸、自作兼小作五八月、小作二三月

宗家の衣冠地位碑望 不動産六千圓、動産千圓、宗孫金濤鏞碑望あり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金仁川 工曹典書 金巨燾 號三樂、梅山洪文教公門人、金養源 高宗甲午遺士、

金養源 濟州牧主事

今 水 里

部落の名稱及所在地 高麗郡下鉢面今水里

所在地の地勢及地形 西は水洞面、北は郡内面、南は上山面に接し、西南北の三面は山岳を以て囲まれ、水田なく火田多し

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 永春趙氏七二戸、三〇五人

同姓以外の戸数及人口 二九戸、一四七人

部落民の主なる職業 専ら農桑を營み、副業として薪炭鋸を爲すものあり

部落構成の沿革 六百年前、趙萬と云ふ者忠清北道永春郡より移住し、爾後子々孫々繼續して居住し、以て今日の如き一部落を構成するに至れり

部落の大資産家の姓名及資産 別は大資産家と稱すべきもの無きも、當該部落中に於ける稍裕かなるものを擧ぐれば、趙胤敏一萬二千圓、

趙基根六千圓、趙胤聖五千圓、趙洛根五千圓、趙熙泳六千圓あり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作一五戸、自作兼小作二〇戸、小作一五戸
 宗家の資産地位展望 宗家の資産約二百圓に二三、地位展望共に認むべきものなし

宗家より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 趙熙沐前郡参事

部落の自治状況 部落内には里首及び區長ありて、自ら部落内の事に參與し、臨時里會を開催して協議の上、道路及橋梁の修繕等を爲す
 部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 昨年部落民中三十名のもの相謀り、別處共済組合を組織して、養豚及び積の飼育を爲す

門中財産利用法及同族救済施設 冠婚喪祭、其の他災害に逢ひたる場合は、互に相助けつゝあり

其他普通常識に比し特色ある點 本部は竹田の如く耕地少きにも拘はらず、部落民は最も勤勉にして、農桑の傍ら薪を採取して、邑内に
 堆出賣加するが爲め、比較的其の生活裕かなり

珠 塘 里

部落の名稱及所在地 高原郡上山面珠塘里

所在地の地勢及地形 高原郡上山面の北端に在り、東北は下外面に接し、西南は新興里、合院里、鳴嶺里に接し、四方には小峠相連りて

部落を據せり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 南原金氏四戸、二四〇人

同族以外の戸数及人口 一八戸、七五人

部落民の主なる職業 農 梨

部落構成の沿革 三百年前、金雲養なる者此の地を永住地と定め、開來漸次其の子孫繁昌し今日に至る

部落の大資産家の姓名及資産 金思彬四十萬圓、金斗秀四十八萬圓、金敏秀三十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作一五戸、自作兼小作三戸、小作二七戸

宗家の資産地位展望 資産は約五千圓にして、地位は普通なるも、展望は特記すべきものなし

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金錫鉉なる者、朝鮮國時代に於て戸曹佐郎の要職にありて、其の孝行出衆なるが
 爲め、當時政府より旌門を下賜せられたり。而して本部落民中今日多くの資産を有するは同氏の遺産なりと云ふ。現今本部落の中心人

物たる金容秀は前嶺山郡守にして、高原郡内に於ける有力者なり

部落の自治状況 宗契を設け其の内より、年長者を門長として、年一回一定の場所に門人全部を召集せしめ、年中行事及び宗中財産處理並に先祖の祭祀等を議決す。但し特別の事情ある場合は臨時召集を爲すことあり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中の土地は先祖墓直及び貧困なる門人に輪回小作せしめ、之れより生ずる収入は先祖の祭祀及び時享祭等に使用し、尙剩餘の財産は門人に低利を以て貸付す

其他普通部落に比し特色ある點 極めて親睦にして團結心に富み蓄財に長ず

上 坪

部落の名稱及所在地 上坪 文川郡龜山面上坪里

所在地の地勢及地形 成鏡嶺斷崖より東方約一里、西北約一里半にして龜山面事務所あり、北は蔚瀧江流域の平野、南は一帶山にして

二條の支脈は北走し、本部落は兩支脈の形成せる豁谷に介在す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 寧海朴氏九〇戸、四八〇人

同姓以外の戸數及人口 一四戸、五二人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 今より七百年前、移住し來り漸次繁盛したり

部落の大資産家の姓名及資産 朴道善資産五萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作三八戸、自作兼小作二五戸、小作三七戸、地主の雇傭四戸

宗家の資産地位期望 宗家の資産二千圓、地位期望なし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 資産家朴道善、外四萬圓位の資産家四名、二萬圓位の資産家四名あり、同族中貧困なる者には、無料又は普通料金の半

額にて小作を爲さしめ、患難には相互扶助し、共存共營の美風を涵養し自活を保てり

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 七年前より宗學會を組織し、金銭、物品を繰出し、同族兒童中秀才にして無産の者には宗學會にて學費を負担す

門中財産利用止及同族救済施設 祖先の祭祀、いひ 族救済施設なし

中 漁 池 里

町名 名稱及所在地 安邊郡新茅面中漁池里

所在地の地勢及地形 本郡の南端に位し郡廳より約一里を離れて所在す。東は阿面栗里平野、西北は阿面下漁池里、南は阿面上漁池里に接し地形平坦なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 姓李氏五六戸、三三六人

同姓以外の戸数及人口 一月、二人

部落民の主なる職業 農業を主業とし、畜産、畜産等を副業とす

部落構成の沿革 約三百五十年前、先祖が江原道方面より移來し開拓したるも、其の歴史は未詳なり

部落の大資産家の姓名及資産 李奎煥資産二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作六戸、自作兼小作五一戸

宗家の資産地位経歴 宗家は資産約一萬七千圓を有し、面内一般に於て地位名譽高し

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 李斗星は折衝將軍行龍驤衛副司直兼殿參奉、武科選取大夫を歴任し、蒙古賊兵を撤退したる功績あり

部落の自治状況 自治状況としては特記すべき事項なし

部落の共同事業と組合契約の沿革現状規約 昭和四年九月本府施政に依る勸業共済組合を設立し、組合員三十名共同して、以農及び養蠶等を営む特記すべきものなし

門中財産利用止及同族救済施設 門中財産中田舎は成るべく、貧困者に小作せしむる外、同族中不可避の災害に罹りたる場合は、一月二

圓宛を貸付し、出立助す

昌 洞

部落の名稱及所在地 昌洞 北青郡楊川面上里

所在地の地勢及地形 北青郡楊川西中央に位し、東北は山に接し、地味肥沃にして農産に富む

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 旌善全氏一一九戸、六五四人

同姓以外の戸数及人口 二戸、一二八

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 今より二百年前、鼻祖全尙謙この地に卜居し、爾來農桑を主とし、其の子孫繁榮し部落をなせり

部落の大資産家の姓名及資産 全夏鍾約一萬三千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作八五戸、自作兼小作二〇戸、小作一四戸

宗家の資産地位展望 資産六千圓、地位展望高し

往て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 全道鎮 咸南兵馬總兼任節度使、全東立 初試、全廷膺 初試

部落の自置状況 本部落は全部農桑を営み、一部少數の細農家あるも概して生活安定の状態なり

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 特記すべき事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は貧困なる民族に小作せしめ、小作料は祖先の祭祀費及び財産管理費に充つ

棠浦里金村

部落の名稱及所在地 棠浦里金村 北青郡北青面棠浦里

所在地の地勢及地形 北青郡の中央に位し、四周肥沃なる平野に圍まれ、農産に富む

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 慶州金氏一七〇戸、八二〇人

同姓以外の戸数及人口 三〇戸、一五〇人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 今より約五百年前、金氏の祖先京城より現在部落に移住して、爾來農桑を主業に、其の子孫繁榮して今に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 金裕輝約十萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 自作五〇戸、自作兼小作五〇戸、小作五〇戸、其の他二〇戸

宗家の資産地位展望 宗家の資産約二千餘圓にして、地位展望相當なり

正て部落より選出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金翰超 五十八歳 舊韓國の時注書、併合後遺参事

部落の自治状況 部落の主業は農業にして、一部少数の細産家あるも極貧者なく、概して生活は安定せり

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 大正八年植林組合を設け国有林百十町歩の貸付を受け植林を爲し、昭和三年に至り譲與を受けたるに其の成績良好なり

門中財産の利用法及同族救済施設 門中財産五千圓以上（林野及畜）にして、其の收入を以て祖先の祭祀費に用ひ、尙同族中喪祭の場合に若干救済し、其他同族災難の際救済す

内 津

部落の名稱及所在地 内津 利原郡東面長遠里

所在地の地勢及地形 海濱に臨み、東北は山、西は昌坪里に隣し、南は海に濱す。本里は稍々地面狭少なる一漁村にして、全面積の約四割は林野、六割は耕地にして、地味瘠薄なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 晋州姜氏四七戸、二六五人

同姓以外の戸數及人口 三〇戸、一七二人

部落民の主なる職業 農 漁

部落構成の沿革 二百五十年前、姜遷業始めて開拓し、以來子孫繁榮して部落となる

部落の大資産家の姓名及資産 姜丙鉉一萬圓

部落民の地正、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主一戸、自作六戸、自作兼小作一〇戸、小作二戸

宗家の資産地位況況 資産二百五十圓

中て部落より引出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 姜齊春 咸北防垣鎮萬戸、武科及第、兵馬萬戸等の職を經たり

部落の自治状況 部落民は主として漁業に従事し、殆んど生活安定せり

部落の共同事業及組合契講の沿革現状規約 なし

門中財産の利用法及同族救済施設 門三千坪、山林十町歩ありて、其の收入を以て先塋祭祀、及び門中必要費用に充つ

浦 項 里

江邊の名稱及所在地 利原郡南浦項里

所在地の地勢及地形 本部落は本面の東南に位し、東は館山、南は浦津里、西南は利原郡名勝たる萬坪松亭を以て繞らし、西は大川が部落を弧流し海に注流す。周圍に重疊包圍せる山岳は、概して險峻なるも、平野の土地は肥沃にして、農産物の豐作なること本郡に冠たり。交通は西方の山麓に沿ひ、成鏡線が通じ、元會線一等道路は鐵道と平行に南北に通じ、以て交通便利なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 本越辛氏八三戸 四九四人、香州姜氏一二戸 五八人
同姓以外の戸數及人口 二一戸、九四人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百餘年前、姜、金、原三姓が集團し、一小部落を構成し居住したる處、其後子孫は漸次他に移住し、殘存は極く少數なり。今の同姓部落を構成したる辛氏は、右三姓より略五十年後本面角宗里より本里に轉入し、里名を浦項里と稱し、其の子孫が集團して本部落を成し現在に至る

部落の大資産家の姓名及資産 辛宗奎五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主(乙)八月、自作四八戸、自作兼小作四一戸、小作六戸

宗家の資産地位確望 四千圓、地位確望普通

谷て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 辛廷侃 功曹、武科、宣傳官、奉事等歴任、利原儒學案創立、辛謹 功曹、利原邑誌著述、辛 設 丙子亂に國の爲め殉節し、贈通議大夫軍委監正、今龍項里後山に墓蹟を追慕せる碑閣あり。辛遠雄 二中武科名譽

關北節術將軍、姜鳳周 成均館兩場進士、辛天甲 老職委監大夫、其の子孫は弘代兩班儒生にして地方官職を歴任したる人物多數あり

部落の自治狀況 里民は勤儉の念強くして、自作自給し以て生活は、大概安定の狀態に在り

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 特記すべき點なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産は始祖奉祀の外、同族中の貧乏者に低利貸付し、農作資本に供せしめ、生活費を救助す

其他普通部落に比し特色ある點 集團力強くして相互和衷協同心に富む

栗 枝 里

部落の名称及所在地 利原郡南面栗枝里

所在地の地勢及地形 利原邑より西南に距ること一里の地點に位し、東に向ひ安市迄二十町あり、西は山を負ひ、東南は利原平野に接し、

土地は概して肥沃にして農作に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 新安朱氏九二戸、四二八人

同姓以外の戸数及人口 一〇戸、六一人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 李朝世祖丁丑年に朱事氏の八代孫、朱實氏が進士蔭官、戸曹參議等官位に在職中、上王の昇遐を聞き率越に向ひ、追々

四拜後亡命を志し、咸興を経て、利原郡栗枝里に轉入し、生活の根據地を定むるや、里名は近山に粟多かりしを以て栗枝と稱し、爾來

ムの子孫築園して一大部落を構成したり

部落の大資産家の姓名及資産 朱學聖一千五百圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三乙二戸、自作一四戸、自作兼小作六一戸、小作七戸

宗家の資産地位聲望 資産九百圓、地位儒生、聲望普通

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朱元鑑 進士、蔭官武科宣傳官遷任、朱繼武 武科擧梅將軍兵馬使遷任、朱鳳

喜 安陸參奉贈軍資監

部落の自治状況 特記すべき點なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 勤儉節約心に富み、且つ自強心強くして農作に勵み、生活比較的安定せり

門中財源利川法及同族救濟施設 門中財産に始祖の奉祀に利川、同族救濟施設は特記すべき點なし

其他古風嗜好に比し特色ある點 本部落朱氏の同族間には、昔より今に至る迄争事事件なく和睦同協し、以て家業を勵む

龍 田 里 李 村

部落の名稱及所在地 端川郡廣泉面龍田里李村

所在地ハ地勢及地形 部落の北西は隴天嶺の支脈を望み、東南は隴谷川視流し、平野開く

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全州李氏八九月、四四五人

同姓以外の戸數及人口 なし

部落民の正なる職業 農 梨

部落構成の沿革 約四百年前、李突なる者此の地に移住以來、其の子孫繁榮し、今日の如き大部落を構成したるものなり

部落の大資産家の姓名及資産 大資産家なし

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作四〇戸、自作兼小作三九戸、小作一〇戸

宗家の資産地位希望 資産約千圓、地位は普通にして面内に相當希望あり

并て部落より引出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 本部落は古より盛衰にのみ力を盡し、學問には熱心を缺く點ある關係上、讀書者

なく兩班儒生多からず

部落の自治状況 部落内に庄契を設けし、契民の中高齡にして儲蓄あるものを契長に推薦し、農事獎勵を爲すは勿論、青年の思想指導に

力を注ぐ

部落の共同事業及組合契關の沿革現状規約 同部落は前記の庄契なるものを約六十年前に設けす。其の規約の内特記すべき事項左の如し

イ、部落内の葬祭及び共同賦役等に出役せざる者は違約金を徴収す

ロ、徴収せる違約金は契費に充つ

ハ、品行方正にして、他に惡感化を及ぼす虞ある者は、契長之を嚴責し將來を憂く戒む

門中財政利用法及同族救済施設 萬一四年災害等に際會したときは、同族間に於て相扶養する美點あるも、其の他救済施設なし

其他普通部落に比し特色ある點 部落民は孰れも各所定の職務に熱心にして、若し懈怠者あるときは、相戒めて之を指導し、且つ災害凶

年に際しては相互扶助の美風あり

檀 坪

部落の名稱及所在地 檀坪 新興郡東古川面興京里一區

所在地の地勢及地形 東は山岳、北は新興邑に接屬し、西南には城川江を控へ平坦なる地帯にして地味肥沃なり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 晋州柳氏四〇戸、二四五人

同姓以外の戸数及人口 三四月、一六一人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 四百三十五年前、柳氏一家京畿道揚州郡より轉入し、爾來同族繁榮し今日の大部落を形成せり

部落の大資産家の姓名及資産 柳昇赫 一萬五千圓、小作米年收穫高九十石（其の換算金八百十圓）

部落民の地主 自作、自作兼小作、小作別戸数 地主三戸、自作兼小作五〇戸、小作二一戸

宗家の資産地位聲望 資産七百圓、地位高く、有力にして一般の徳望厚し

守て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 柳應秀 兵曹判書、柳承海 曾て郡守を稱たり（數年前死亡せり）。柳承欽 現中
樞院參議、道參與官を稱たり

部落の自治状況 部落民はよく一致團結し、業を勉め生活に困難を來す者なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 農事改良、副産獎勵及び美風振興を圖る目的を以て、昭和四年二月三日里勢振興組合を組織

し、郡面の指導を仰ぎ事業を實行中にして、其の組合の規約別紙の如し

門中財産利用法及同族救済施設 百餘年前、祖先の祭典を行ふが爲め、共同費用として同族の贈出金を募集し、土地を購入し、其の土地
よりの収入額中一部分を以て祭祀費に充て、其の殘額は兒童奨學費として積立を爲せるが、其の金高六百圓に達す。同族救済施設とし
ては特記すべき事項なし

其他普通部落に比し特色ある點 兒童奨學金積立のこと、獎勵貯蓄心の強きこと

東古川面與京里々勢振興實行組合同規約

第一條 本組合は東古川面與京里々勢振興實行組合と稱す

第二條 本組合は東古川面與京里に居住する者を以て組織す

第三條 本組合に組合員一致協力して、里勢振興に徹底を期するを以て目的とす

第四條 前條の目的を達せしむる爲め、事業要項其他適切なる事項に付、必行事項を定め協力實行するものとす

第五條 組合員は本規約を遵守し、決議事項を實行する義務あるものとす

第六條 本組合は郡守面長郡農會長、其の他各種産業團體長及農村振興委員の指導督勵を受ける義務あるものとする
第七條 本組合に左の役員を置く

一、組合長 一名

二、副組合長 一名

三、振興委員 若干名

第八條 役員は組合員中より互選し、郡守の承認を受くるものとする。其の任期を二箇年とす。但し再選を妨げず
第九條 本組合役員職務権限左の如し

一、組合長は本組合一切を統轄し、組合を代表す

二、副組合長は組合長を輔佐し、組合長事故あるときは、其の職務を代理す

三、振興委員は組合長の命を受け、組合決議に依る必行事項は、第六條に依る指導事項に関する督勵に従事す

第十條 役員に當選せられたるものは、正當の事由なくして辭することを得ず

第十一條 本組合に例會を置く、例會に於て議決すべき事項左の如し

一、組合事務の監督

二、必行事項の協定

第十二條 例會の議長は組合長を以て之とす

第十三條 例會は組合員中半数以上の出席者を以て開會し、其の決議は出席組合員の過半数を以て決す。可否同数なるときは議長の決する處に依る

第十四條 規約及決議事項に付違背し、若しくは組合長の指揮に背き、其の他信義を破り、不正の行爲ありたるときは、例會の決議を経て、左記に依り之を處分す

一、説諭

二、除名

前項説諭例會又は役員會上に於て、組合長之を行ひ、除名は面長の意見を聴き之を實行す

第十五條 本組合の規約を變更せむとするときは、組合員三分の二以上の同意を要す

右各條發約したる證として左に署名捺印す

中 相 里

部落の名稱及所在地 新興郡元平面中相里

所在地の地勢及地形 城川江の西部管下一端に展開せる一大闊谷、俗稱「右上洞」の中央に位置し、地形概ね丘陵蜿蜒し、隘間を貫流する小川あり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 長興魏氏五〇戸、三三〇人

同姓以外の戸數及人口 五戸、二五人

部落民の主たる職業 農 桑

部落構成の沿革 五百十三年前、李朝世宗二十三年辛酉、魏白恭氏全驢南道長興郡古邑面佛村里より移來し、子孫相嗣て居住す

部落の大資産家の姓名及資産 魏義煥五千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作三戸、自作兼小作三三戸、小作一九戸

宗家の資産地位聲望 資産二千圓、代々仕官儒生として傳來したるを以て、一般に其の名望篤し

并て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

魏世忠 官位兵曹參議原從功臣、武藝を習習し勤府有錄

魏景榮 進士、參奉、文學爲世所推

魏弘榮 道蔭參奉、儒林仰望厚し

魏海男 參奉、奉事、文藝夙成、才氣超衆

魏定相 文科、郡守兼都承旨、關北時選に登名す

魏昌祖 文科、府使、左副承旨、北道陵傳誌刊行于世莊獻世子嘗賜忠信二字

魏山河 通德郎、參奉、成興工曹として長津郡及び定平郡兩邑新設の際邑柱設立の功あり

魏光榮 文科、進士、佐郎、文學爲世所推

此等の自治状況 住民は思想頗る穩健にして、祖先以來道德心と公益心に富み、公賦課金は率先納付し、農事改良に留意し、森林保育期

製品生産に不調の努力を拂ひつゝあり

部落の共同事業及組合契締の沿革現狀規約 部落民は殆んど皆勸業共済組合員にして、新築創設以來之れが運用に依る利得尠からず、組合の成績良好なり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産なる土地は、同族中貧乏者に小作せしむ

其他普通部落に比し特色ある點 前記の外、向學心に富み、門族相援け以て同族發成に努む

咸鏡北道

本道に於ける同族集團數は八六三にして、その中で著名同族部落は總數二九あり、鏡城、茂山、富寧の諸郡に多く分布して居る。同族としては、全州李氏の部落が多く見受けられるが、概して南鮮よりの移住に係る同族部落が多いことは注目すべきことである。著名同族部落中で百戸以上の同族戸數を有する部落は三あるが、坡津郡鶴東面荷川洞馬村は長興馬氏一七二戸、其他一〇戸ありて最大の同族部落である。他の二部落即ち明川郡上雫南面内浦洞内浦全州金氏一〇二戸、吉州郡東海面石城洞石城村全州李氏一三〇戸は、何れも大同族部落であるが、この外、明川郡阿間面龍岩洞の金海金氏、吉州郡徳山面塔陽洞の陽川許氏、慶興郡雄基邑雄基洞の密陽朴氏の部落の如きも大同族部落である。

同族の部落占據の交替は、本道に於てもこれを見ることが出来る。即ち富寧郡石幕面沙河洞は、今より六十年前、姜・金・元等數姓の居住せる雜姓部落であつたが、其の後戰亂の爲めに右諸姓は他に轉出し、後全州

李氏北の地に移住 今日に至り、慶興郡豊海面楸洞(上楸洞)は、初め張氏の開拓せる部落であるが、百年前、諱兩氏が鍾城郡より來住すると同時に、最初の開拓者たる張氏は南鮮地方に全部退去して、現に一人の住居者もなし。吉州郡東海面石城洞は、今より三百年前、李國山が壬辰亂に際して、避亂して同地に來居し、次第に子孫繁昌し遂に全州李氏の大部落を構成したるものである。部落の沿革として興味あるは、城津郡鶴城面錦川洞である。同部落は今を距る二百年前、申氏が二戸來住したるに始まり、遂年子孫繁昌し、戸口の増加を見たるが、明治三十三年、分郡の紛擾に際し、申氏の數名が先鋒になりて活躍し、反對黨の怨を買ふ所となり、申氏一族の住居は悉く放火の厄に遭ひ、一時同族離散の状態に陥りたるも、數年ならずして再び舊郷に復し、平山申氏の一集團を構成するに至つたものである。而して同洞に平山申氏の外に、全州李氏、密陽朴氏、金海金氏、清州金氏、安東金氏、水原崔氏、全州崔氏、陽川許氏の同族集團があるが、平山申氏が最も勢力を張つて居る。

部落より出でたる人物としては、その數は多くないが、鍾城郡梧村面南部洞の贈吏曹判書尹大淳、鍾城郡龍溪面書院洞の韓國時代協辦、元帥府總長朱錫冕などを擧ぐることが出来る。

南 部 洞

部落の名稱及所在 南部洞 鍾城郡梧村面南部洞

所在地の地勢及地形 西より傾斜し北西南に涉りて山巒起伏し、河川其の間を環流し東海に注ぐ、地形 南は臥狗石、北は元帥臺、西は驛

駝峰、東は日本海に而し、南北長く東西火き平野あり

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 坂平尹氏二七戸、二二一人

同族以外の戸数及人口 三二戸、二四六人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 沿革不明

部落の大資産家の姓名及資産 尹在命 資産約三萬圓、小作料收納高千圓位

部落民の地主 自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作一八戸、自作兼小作三二戸、小作九戸

宗家の資産地位展望 資産三萬圓にして、地位展望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 著名なる人物としては尹大峰にして、今より六十年前吏曹判書の位を贈られ、文學を嗜み道徳家として當時の人より仰がる

部落の自治状況 本部落は承らく同姓の集團生活を爲せし爲め、極めて親族觀念強く、互に親睦を旨とし、假令他人の事に對してもよく

一致協力するの美風あり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財產利用法及同族救済施設 門中財産を以て、年二回祖先の祭祀を行ふ

石 城 村

部落の名稱及所在地 石城村 吉州郡東海國石城洞

所在地の地勢及地形 吉州邑より東南陸路五里の地點に位し、西南は吉州南大川に面し、越ては城津郡惣東面と境を爲し、西北の一部は山を背にし、東南は瀧渡の便利ある平野を控ふ

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 全州李氏一三〇戸、七五〇人

同姓以外の戸数及人口 六〇戸、四〇〇人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 李國山なる者、壬辰亂に際し、避難して同地に來り、此所に起居せしより次第に子孫繁榮して、遂に一部落を形成し今

日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 なし

部落の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作一三〇戸、自作兼小作六〇戸、小作農なし

宗家の資産地位希望 宗家は現に支那間島へ移住して、商売を営むも資産なく、従つて地位希望なし

存て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 曾て成均館進士として李鴻在、李曰在二名、経學院進士として李鶴在あり

部落の自治状況 特記すべき事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 該當事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産として土地及び山林を有し、其の収益にて年一回祖先の祭祀を行ひ、尚ほ剩餘を以て同族中貧

困にして、單獨にて止計を維持し得ざるものには、食糧供給し、住宅に窮する者には門中山林内より、建築用材を提供する等、救済方

法を講じつゝあり

錦川申村

部落の名称及所在地 錦川申村 姫津郡鶴城町錦川河

所在地の地勢及地形 本部落は錦川河の中央に位し、東は下蓮村に隣り、西は三路村に接し、南北は摩天嶺の支脈連亘し、部落の中央を

東流する錦川は雙浦川と合し海に注ぐ、耕地は流域又は山間に点在する狭少の平地又は傾斜地に過ぎず、地味概して瘠薄にして、農作

は粟・大豆・大麥等に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 平山申氏六二戸、三九九人

同姓以外の戸数、人口 なし

部落民の主なる職業 農 業

部落形成の沿革 約二百年前、申氏の二戸來住せるを始めて、遂年子孫繁榮し戸口の増加を見たり。然るに明治三十三年(庚子年)分

郡の紛擾に際し、申氏の数名先鋒に活躍し、反對黨の怨を買ふ所となり、爲めに申氏の一族の住家は悉く放火焼失せられ、一時離散の

状態に陥りたるも、三年を經ずして再び一部落を築成し今日に至れり

部落の大資産家の姓名及資産 申盛液 五千五百圓、小作米收納高年五十石

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作七戸、自作兼小作二八戸、小作二七戸
宗家の資産地位舉望 宗家の資産約一千五百圓、生計中流以下なるも、會て儒學を修め、文廟家範に歷任し、同族間には長敬を受け、又
一 般儒林の信望厚し

存て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 なし

部落の自治状況 部落民は團結力あり、各自發業に専ら精勵し、平利なり

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 申門契を組織せるも規約なるものなく、其の目的は貯蓄獎勵を爲すに止る
門中財產刊用法及同族救濟施設 申門契の財産は多く農耕資金として融通し、利息を以て祖先の祭祀を行ふのみにして、救濟施設なし

荷 川 馬 村

部落の名稱及所在地 荷川馬村 城津郡鶴東面荷川河

所在地の地勢及地形 本部落は鶴東面の東端に位し、北は南大川東流し、吉州郡東海面に接す。東は近く海に臨み、西、南は廣闊なる沃

野相連り、灌溉の利に富み、米・稗・蜀黍・大豆等の耕作に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 長興馬氏一七二戸、八五〇人

同姓以外の戸數及人口 一〇戸、四七人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 四百八十年前、全経南道長興郡より馬天牧なるもの、四兄弟同時に移居し、爾來年々子孫の繁榮を來し、今日の如き大

部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 馬曉鐘 一萬圓、小作米牧納言二百石

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 地主自作六八戸、自作兼小作五二戸、小作五二戸

宗家の資産地位舉望 宗家の資産約千圓、生活裕福ならず、舉望なし

存て部落より擧出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 馬殿榮 密山、恩津、海南各郡守を経て後裁判官となる

部落の自治状況 馬氏は團結力強く、外部に對し相當の勢力を有し、同族間には常に融和し圓滿なるが如し

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 夙に育英事業に奮勵し、私立學校を設立して新教育の普及に努めたりしが、同面に公立普通

學校を設立すると同時に設校し、基金は一切普通學校に譲渡せり
門中財産利用法及同族救済施設 門中財産若干あるも貸付を爲し、其の利息を以て毎年祖先の祭祀を行ふのみ、同族間の救済に付ては別に施設せるものなし

沙 河 洞

部落の名稱及所在地 富寧郡石臺面沙河洞

所在地の地勢及地形 東北は青岩面に昇し、北は黃浦洞に昇し、西に輪城川貫流す。東南北三面には山岳あり、平坦地面は纔七町位、横五町位、人家は山麓及び平地に散在し、東の谷より出づる小川は、部落の中央を通り輪城川に注ぐ

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 全州李氏二九月、二一八人

同族以外の戸數及人口 一六戸、九六人

部落民の主なる職業 農 業

部落構成の沿革 六十年前、姜・全・元氏等數姓の居住せる部落なりしが、其の後戰亂に遇ひ、右の諸氏は他所に轉出し、全州李氏此の地に移り住み、五十餘年後、現在の如き同姓集團部落を形成せり

部落の大資産家の姓名及資産 李承宰は、三十年前約十萬圓位の資産家なりしも、現在は約二萬圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 全部自作

宗家の資産地位變遷 資産約五千圓にして、學望高く一般洞民の信望厚し

さて部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴

李起弘 五十年前、武科に出身して富寧郡守を勤む

李廣夏 右起弘の長男として、四十年前、武科に出身し、富寧郡守を勤む

李起允 五十年前、進士及第

部落の自治状況 青年子弟の飲酒賭博を一切禁止すること、その他英風良俗の教化をなす

部落の共同事業及組合契約の沿革現狀規約 建築事項なし

門中財産利用法及同族救済施設 一箇年一回宛、六箇所の先祖墳墓の敷草費に充用す

萬柳村

部落の名稱及所在地 萬柳村 茂山郡延上面上倉河

所在地の地勢及地形 東は西下面及び長白山麓の麓所故に接し、西は雪嶺より發源せる延面水に面し、南は鍾徳山より發源せる朴川水を界とし、北は西下面との境界たる雪嶺に接し、四面殆んど山岳に圍まれ、延面水の流域に約一方里餘の平地あり、延上面事務所の所在地なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 宜寧南氏四一戸、二五三人

同姓以外の戸數及人口 一三戸、六五人

部落の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 今より約百八十年前、南致元なる者、鐘城より移住し開拓したるものにして、上倉坪の南氏は總て同人の子孫なり

部落の大資産家の姓名及資産 同部落には大資産家と稱すべきものなし。南種壽なるもの不動産約八千圓、動産五千圓を有し、小作料として年九百圓の收入あり

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 自作三〇戸、自作兼小作四戸、小作五戸、其の他一五戸

宗家の資産地位歴望 特記すべきものなし

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 百五十年前、南國通なる者、地官(風手)として李朝水原府院を遷定したる功勞に依り、通政大夫、積城縣監、教領府都正等の官に任ぜられ聲望高かりしが、三十七歳にして京城に於て死亡し、國費を以て屍體を棺葬へ運搬せらる

部落の自治状況 該富事項なし

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 特記すべきものなきも、往時より部金として洞長の許に積立て、其の利子にて部落の經費に使用しつゝあり

門中財産利用法及同族救済施設 門中財産として門契を組織し、其の利子を以て毎年祖先の享祀費、及び宗中共同事業に使用し、尙宗保が生活困難にして宗家を維持し難き場合には救済すべき宗約あり

烟 基 底

部落の名稱及所在地 烟基底 茂山郡琴溪面明臣洞

所在地の地勢及地形 東南は九折嶺に接し、西北は豆滿江を隔て、間島と相對し 地形稍傾斜せり

部落民の同族姓氏及其戸數と人口 通州麻氏三三戸、二一八人

同姓以外の戸數及人口 七戸、五〇人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 三百二十餘年前、明人麻世爵歸化して、本部落を形成す

部落の大資産家の姓名及資産 麻裁根 動産、不動産合せて約一萬五千圓

部落民の地主、自作 自作兼小作 小作別戸數 地主自作五戸、自作兼小作二三戸 小作八戸

宗家の資産地位聲望 動産、不動産合せて約五千圓を有し、地位聲望は特記すべきものなし

内 蒼 坪

部落の名稱及所在地 内蒼坪 會寧郡八乙面元山河

所在地の地勢及地形 元山河の南部に位し、東は山城山の連峰を控へ、西には八乙川が西流し、南は細河に隣接したる部落にして、本面

の東方にある原野なり

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 坡平尹氏一八戸、一一三人

同姓以外の戸數及人口 二戸、一五人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 二百年前、尹道洽なるもの、當地に卜居せしより其の子孫繁榮し、且視族漸次平集し、今の尹氏の部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 尹在望なるもの約五千圓の資産を有す

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸數 全部自作をなす

宗家の資産地位聲望 前記尹在望が宗家にして、面内に於て相當の信望を有す

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 尹道治なるもの(號は商巖)富部落に生長し、器宇宏大、文學に卓越せしも、官に就きたることなく、一生郷黨子弟の教養に努む

元治の自治状況 部落民中家計貧困にして、他より負債せざるべからざるに至りたる場合は、部落より贈金し低利貸付をなし、又は現品を施與し以て相互扶助の美風あり、常に協心協力して一村圓滿なる生活を爲しつゝあり、

部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約 なし
門中財産利用法及同族救済施設 門中財産たる土地は、同姓中貧困者をして小作を爲さしめ、其の收穫を以て毎年の各節句に行ふ祖先祭祀の費用に充當す

書 院

部落の名稱及所在地 書院 鐘城郡龍溪面書院洞

所在地の地勢及地形 地形は箕形にして、東南部に稍々廣き地城を有するも、西北部は山岳高く、殊に北方には烏岩壁ゆ、此の地點にて林泉川と行營川と合流し、地味肥沃にして農作に適す

部落内の同族姓氏及其戸數と人口 新安朱氏五〇戸、三二七人

同姓以外の戸數及人口 一七戸、九六人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 約三百年前、朱門一家當地に居住し、子々孫々を近隣に分家せしめ、今日の一集團部落を構成したるものなり

部落の大資産家の姓名及資産 朱乘龍一萬二千圓

部落民の地主、自作、自作家小作、小作別戸數 地主自作五二戸、自作家小作一一戸、小作四戸

宗家の資産地位展望 宗家朱乘龍資産約一萬二千圓にして、面内に相當信望あり

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 朱錫昌 協紳(文官)及び元帥府總長(參將)の職を經たり。朱哲澄 日韓協會

時吉州郡守、鐘城郡守並平南、照川郡守の職を經たり

部落の自治状況 本部落は専て勸勉にして、有事の時は一致團結する美風あり

長 豊

部落の名稱及所在地 長豊 嶺城郡龍溪面鍾山洞

所在地の地勢及地形 東部に東京山高く聳え、其の山系西部に緩き平野を控ふ。五龍川は此の平野を貫流して行營川と合流し、地味肥沃にして農作に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 嶺川金氏六〇戸、四三二人

同姓以外の戸数及人口 二六戸、一八二人

部落民の王なる職業 農 業

部落構成の沿革 約三百五十年前、金氏當地に居住し、其の子孫漸次繁殖分家し、今日の一集團部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 令孫珍一萬六千圓

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数 地主自作七三戸、自作兼小作八戸、小作五戸

獐 項 洞

部落の名稱及所在地 獐項洞 嶺城郡永瓦面龍南洞

所在地の地勢及地形 本部落は龍南洞の北端に位し、嶺城区内を距ること約一里、嶺城、清國鎮街道に跨りたる細長の地帯にして、農表東西約四町、南北約三十町あり、東西に山岳連り、永遠計及び其の附近に源を發したる龍松川は此の部落の略中央を貫流し、地味肥沃にして農耕に適す

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 珍山崔氏二四戸、一七〇人

同姓以外の戸数及人口 二〇戸、一二〇人

部落民の主たる職業 農 業

部落構成の沿革 三百年前、崔守約、崔守弘の兄弟此處に居を定め、以來郡内の同族逐年移生し、現在の部落を構成せり

部落の大資産家の姓名及資産 大女産家はなまも現在本部落に於ける唯一の有産者は崔學珍にして、小作料年收納高約五百圓、土地、不動産を合せて約六千圓を有す

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数、自作三五戸、自作兼小作六戸、小作三戸。
宗家の資産地位終末、宗家祖傳は財産、不動産を合せて約四千圓を有し、特記すべき資産なし。
嘗て部落より引出せる著名なる人物の姓名官位及略歴、該當事項なし。
部落の自治状況、該當事項なし。
部落の共同事業及組合契約の沿革現状規約、該當事項なし。
門中財産利用法及同族救済施設、該當事項なし。
其他普通部落に比し特色ある點、他の部落に比し赤貧者なきは、本部落の特色とする所なり。

上 楸 洞

部落の名稱及所在地 上楸洞 慶興郡豊海面楸洞

所在地の地勢及地形 東西北部は山地、南部は平野にして、楸洞川此の平野を貫流し、厚倉洞を経て日本海に入る

部落内の同族姓氏及其戸数と人口 新安朱氏一六戸、八五人

同姓以外の戸数及人口 一二戸、六六人

部落民の主なる職業 農 桑

部落構成の沿革 朱氏韓氏は百年前に鐵城郡より、尹氏許氏は百年前に會寧郡より、其の他の姓氏は百年以後移住したる者にして、最初
の開拓者たる張氏は、百年前に南輝地方に全部遷居し、現に一人の住居者もなし

部落の大資産家の姓名及資産 尹一鉉約二萬圓の資産を所有し、年二十石以上の小作米を收納す

部落民の地主、自作、自作兼小作、小作別戸数、地主二戸、自作十九戸、自作兼小作二戸、小作三戸

宗家の資産地位略歴 朱氏の宗家朱德中は約千圓の資産を持ち中産階級に在り、宗中面内を通じ聲望極めて高し。令氏の宗家令璣は資
産約一萬六千圓を有し、面内の信望高し

嘗て部落より輩出せる著名なる人物の姓名官位及略歴 金光遠 咸南、高麗郡守の職を歴たり

部落の自治状況 本部落民は至つて勤勉にして、相互相助の美風あり

結 論

朝鮮の同族部落に關しては、尙ほ記述すべきことがあるであらうが、以上に於て私はその大體の調査研究は試みたつもりである。尤も同族部落と密接の關係ある、社會組織、家族制度、經濟機構、文化及思想、衣食住等に關しては、追つて續刊さるゝ主題の調査報告書に於て、詳密に叙述する計畫があるので、本書に於ては殆んどこれに論及して居らないことを斷つて置かねばならぬ。既に説明した如くわが朝鮮に於ては、聚落の一部門に過ぎない同族部落が、現在尙ほ約一萬五千の多きに達し、嘗にその數の多いばかりでなく、その存在は、朝鮮の歴史、地理、政治、經濟、社會、文化、道德、思想、生活等の上より見て、極めて重要なる意義を有して居るのである。而して同族部落には幾多の長所があり、また種々の短所もあるから、それを明かにすることは、同族部落の本質を究むる上に必要なことであり、また同族部落と密接なる交渉ある諸種の文化現象を研究する上にも大切なることである。されば先づ同族部落の長所と認むべきものを擧げて見ると、左の諸點に歸し得ると思はれる。

- 一、東洋道德の精華たる祖先崇拜の念厚く、その祭祀を重んじ、祠堂、齋閣、墓地を大切にすること。
- 二、家長を中心に、長幼の序を守りて、團欒の生活を営み、家族制度の美風を維持せること。
- 三、家系を重んじ、同族觀念強く、一門の統制及び團結の極めて圓滑に行屆き居れること。

- 四、兩班・儒林・豪族等著名なる人物の輩出多く、歴史に富み、景觀の優れたる部落の少からざること。
- 五、現に有力なる名門・資産家・徳望家・學者等、地方に於ける中心人物の多く存在せること。
- 六、儒教主義の教育道德が普及徹底し、先賢名哲を尊崇し、人倫を守り儀禮正しき人の多きこと。
- 七、部落成立の沿革古く、幾多の良風美俗を保存し、概して保守的なるも、民心の温良柔順なること。
- 八、契及び郷約の觀念普及し、同族の相互救済と扶助共働が能く行はれ、一般組合事業の發達せること。
- 九、宗家又は門長有司等が部落の行政自治の運用を助け、自治・勤業・納税・教育・衛生・夫役等に盡すもの多きこと。

一〇、民家・祠宇・書院・藏書・樓亭・旌閭・齋閣・墓地・城隍・長柱・神木・井戸等、部落の歴史及び文化を傳ふる紀念物に富むこと。

尙ほこの外にも、同族部落には特色美點があるかも知れないが、更にその短所と認むべきものを擧げて見ると、左の諸點を算すると思はれる。

一、自己の祖先のみを崇拜し、國家的偉人崇拜の念乏しく、祖先の祭祀を重んずるも、國民的祭祀及び信仰無く、鬼神信仰の盛んなること。

二、すべてが同族本位にして、同郷的團結心比較的薄く、公共的觀念に於ても缺くるものあり、社會中心乃至國家本位ならざること。

三、家長專制の甚だしき爲め、時代思潮と相容れず、新教育を受けたるものは不平を懷き、新舊道德及び新舊思想の衝突漸く大となり行く傾向あること。

四、門閥を尙び階級觀念強く、一門一黨に偏して排他的根性旺んなる結果、一般人士の反感を招き、邑面内及び部落内の調和を缺く嫌ひあること。

五、門閥及び老人の跋扈して青年及び一般部落民を抑壓し、頑迷固陋にして進取の氣象に乏しく、陰鬱なる空氣横溢し、活動的ならざること。

六、原始的同族共產制の觀念殘存し、一般に依頼心強く、同族の扶助救済を冀ひて、共喰共倒れに陥り、勤勉力行の風乏しきこと。

七、體面を重んじ虚禮虚飾に流れ、特に祭祀儀禮に關して濫費を惜まず、生活費を嵩ませる弊多きこと。

八、儒教的儀禮を重んずるも、蓄妾、早婚等の弊多く、概して經濟的活動充分ならず、従つて疲弊困窮せる部落民の多きこと。

九、兩班儒生等の勢力強きものあり、往々にして地方の行政・自治等の運用を妨げ、中には一般部落民や小作人に對し、猥りに私刑的制裁を行ひ、新施設を喜ばざる如きものもありたること。

一〇、風水思想の影響及び部落構成の沿革上、今日の文化・交通・經濟狀態等より見て、不適當なる地に位置せるもの多く、且つ民家の集團等に不衛生なる點多きこと。

この外、事大主義に囚はれて官尊民卑の思想多きことや、部落民に自主獨立の精神乏しくて、壓制に甘んじ、因循姑息にして、退嬰保守的なる如きことも、同族部落に共通せる弊害と認められる。凡そ何事にも利弊は相伴ふものであるから、朝鮮の社會及び經濟上に於ける偉大なる存在たる同族部落に對しても、須らく採長補短の態度を以て臨まねばならぬことは勿論である。然らば同族部落に對して、如何なることを求め、且つ施すべきであらうかと云ふに、私は試みに左の諸點を擧げて見やうと思ふ。

一、祖先崇拜の觀念を導きて、各地方に神社を奉祀し、寺院を獻立し、國民共通の信仰心を培養せしめ、迷信を打破し、巫覡信仰を利用して正しき敬神の念と信仰の心を起さしむること。

二、旺盛なる同族觀念を、同郷中心、國家本位の思想に向上せしめ、社會的團結と國民的結合を鞏固ならしむるやう努むること。

三、儒教々育の長所を益々發揮せしむると共に、家族制度の特色を維持するに努め、時代に適應したる新道徳を樹立し、青年の自由と、女子の地位を認むること。

四、同族救済、相互扶助の精神を、汎く社會事業に及ぼさしめ、契及び郷約の思想を發達せしめ、組合事業並に自治行政の運用を圓滑ならしむること。

五、古來同族間の統制に慣れて柔順となれる民族性を利用啓發し、命令服従、法律遵守、義務履行の良習慣を一層馴致せしむること。

六、門閥尊重と階級主義の思想を緩和し、自由平等の立場に於て、互ひに活動し共勵せしむること。

七、同族に對する依頼心を去り、自主、自營、獨立の念を起さしめ、勤儉力行し、以て産を治め、家を興らしむること。

八、徒らに部落内に執着して生活難に苦むをやめ、時代に順應して適當の業を選び、自由の天地に移住出稼して發展せしむること。

九、虚禮虚飾を廢して、儀禮準則を勵行せしめ、生活の改善を行ひ、民力の涵養を計り、高尚なる趣味娛樂を普及せしめ、部落生活を明朗愉快ならしむること。

一〇、部落の一致團結を利用し、模範部落・優良部落・農家更生指導部落等、同族部落を目標として、部落の改善施設を徹底強化せしめ、文化の向上、民力の充實、國富の増進を計ること。

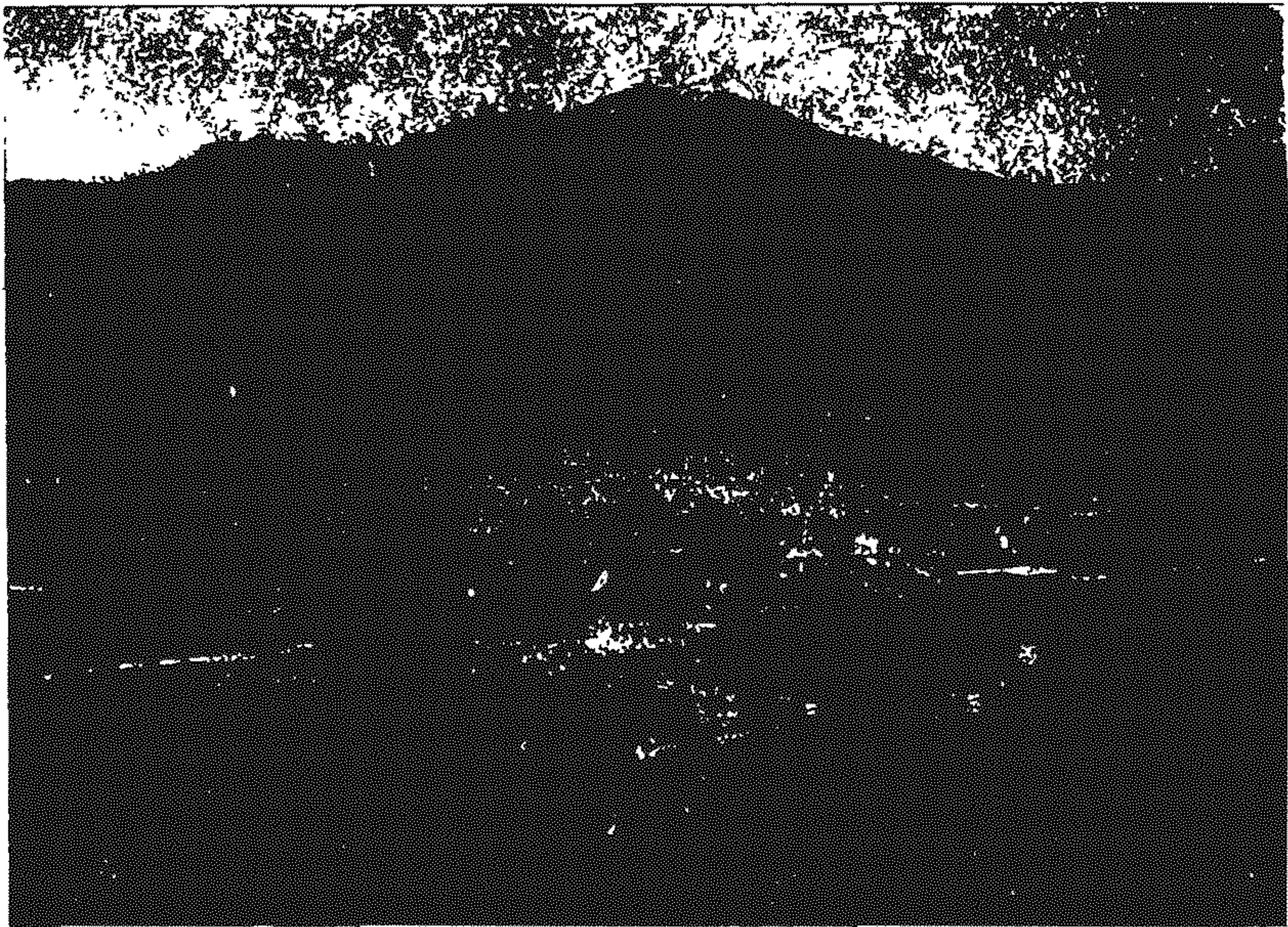
尙ほこの外にも、同族部落の改善振興を計り、その部落民を教化善導すべき途があると思はれるが、同族部落の長所はこれを保存して益々その機能を發揮せしめ、短所はこれを改廢して愈々その活動を旺盛ならしむるに於ては、朝鮮の村落には必ずや新生命の躍動を見るに至り、經濟的にも精神的にも、更生の機運は澎湃として興起するであらう。冀くは行政・自治・警察・教育・宗教・實業・其他、苟くも朝鮮の社會を對象とし朝鮮人に接するものは、朝鮮村落の中心勢力たる同族部落の過去現在及び將來に就き、深甚の考慮を拂はれんことを切望して、茲にこの調査研究の筆を擱く。

朝鮮の聚落（後篇）

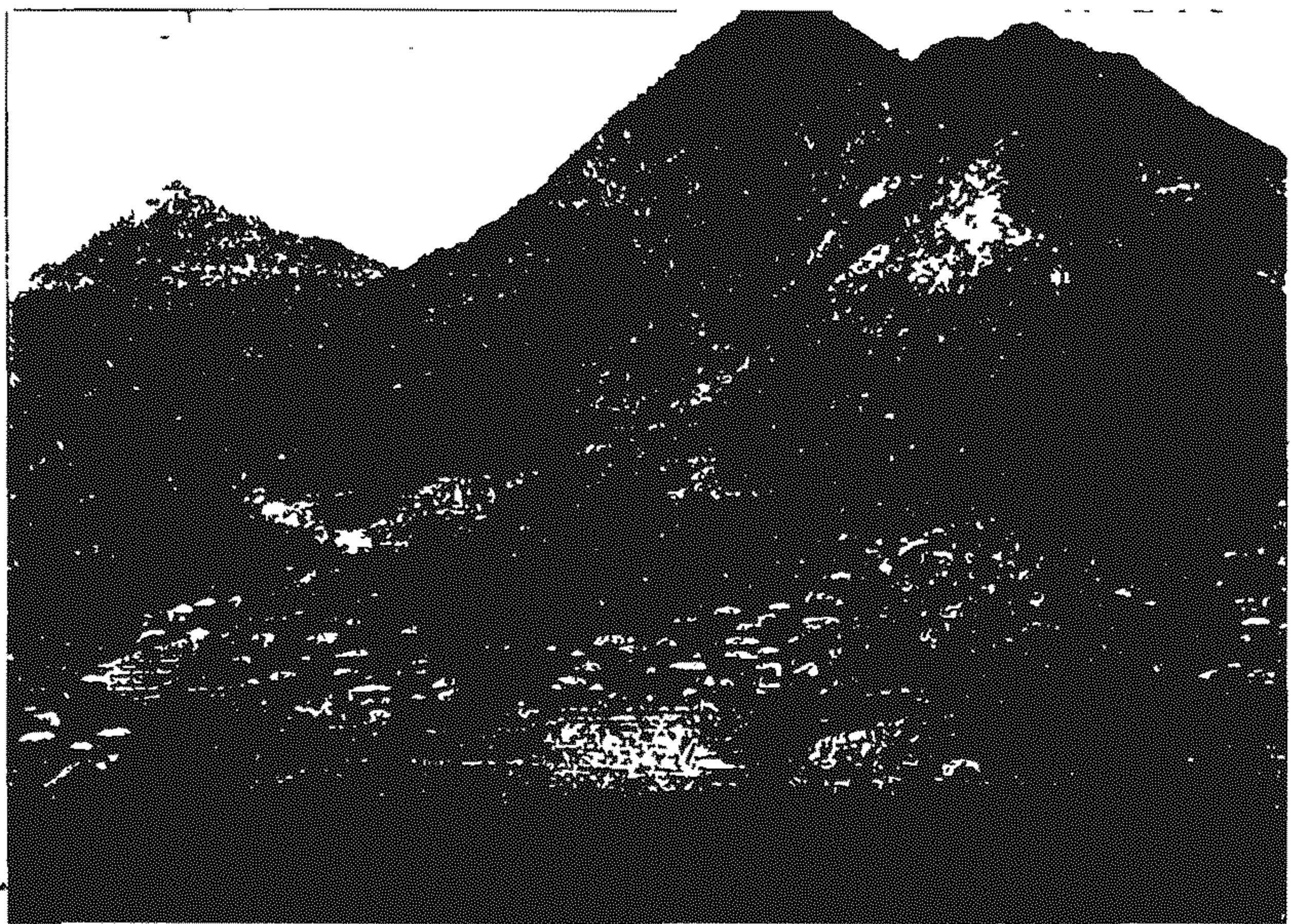
朝鮮の聚落 後篇終

寫

眞



落部氏河州晉里內縣面曼茂耶朱茂道北雁全 落部麗山



落部氏楊原南里尾龜面溪東郡昌淳道北雁全 落部麗山



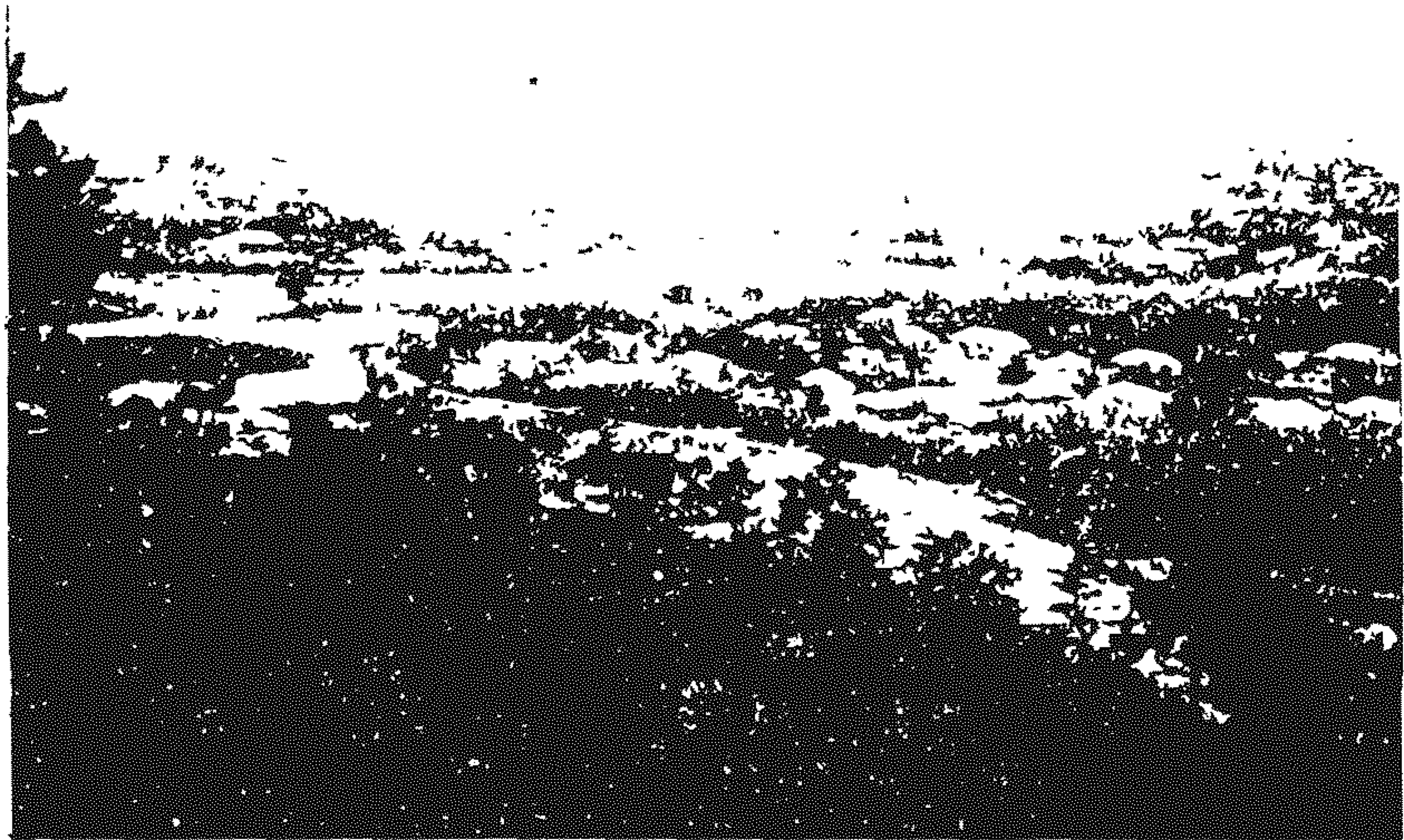
落部氏殿州幸里阜古面阜古郡邑井道北麻全 落部麓山



落部氏朴州忠里倉西面倉西郡州光道南福全 落部麓山



落部氏梁州濟甲湖博面谷林郡州光道南樞全 落部麓山



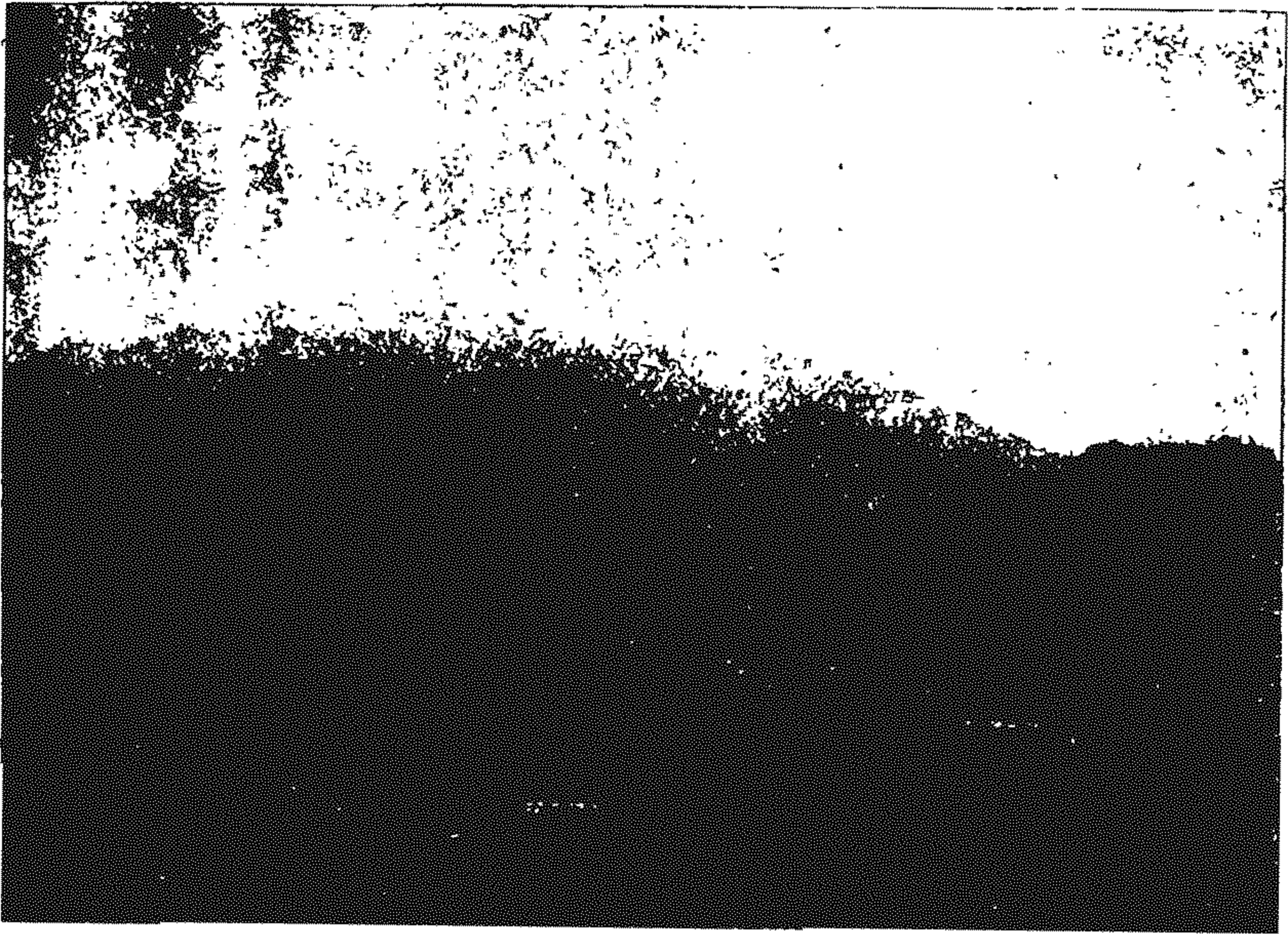
落部氏柳化文里山岑面北新郡城處道南樞全 落部麓山



落部氏金州羅里山茶面津石郡安務道南羅全 落部麓山



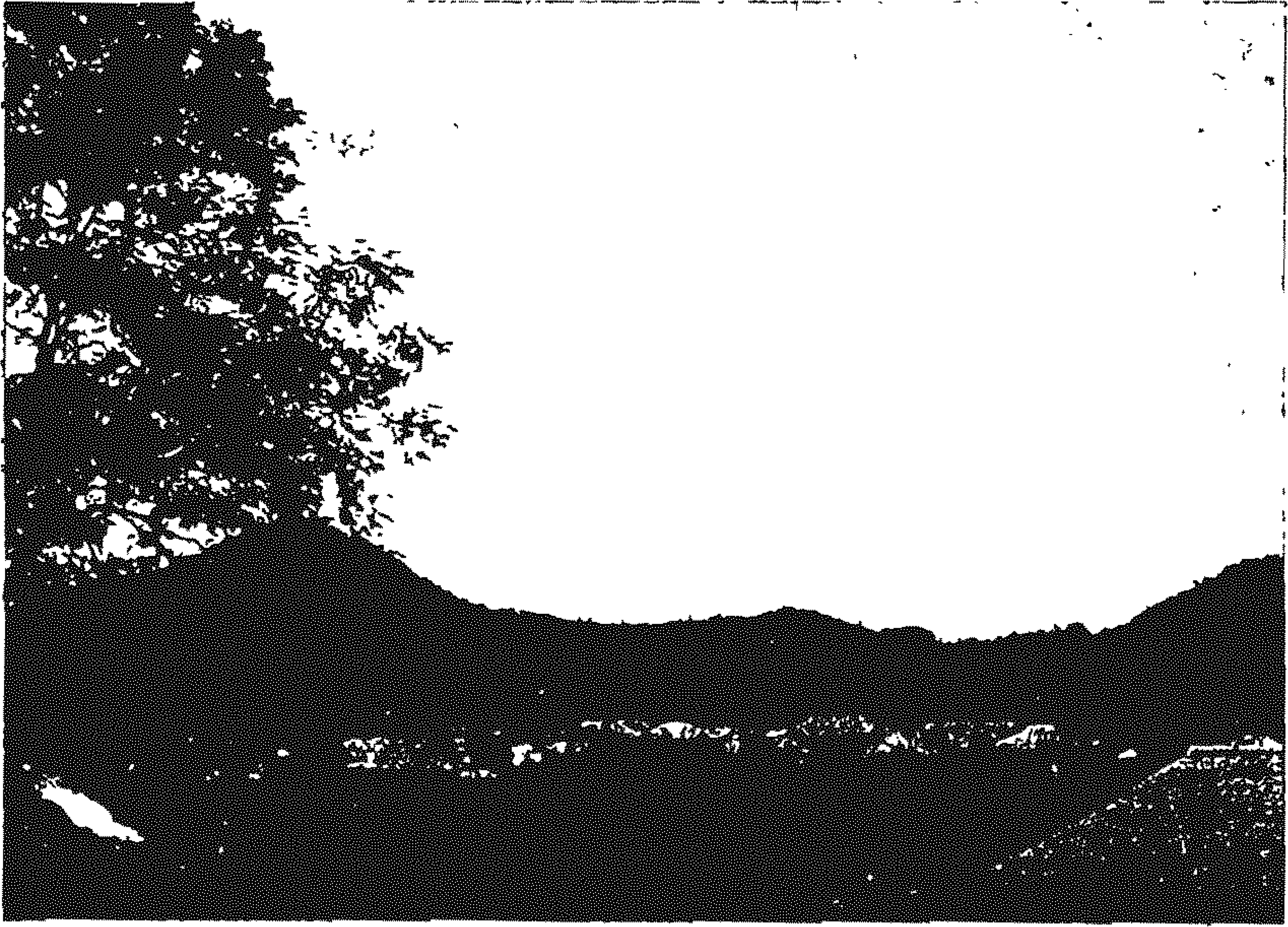
落部氏金州羅里倉社面津石郡安務道南羅全 落部麓山



落部氏宋山礪里輪馬面江東郡興高道南羅全 落部巖山



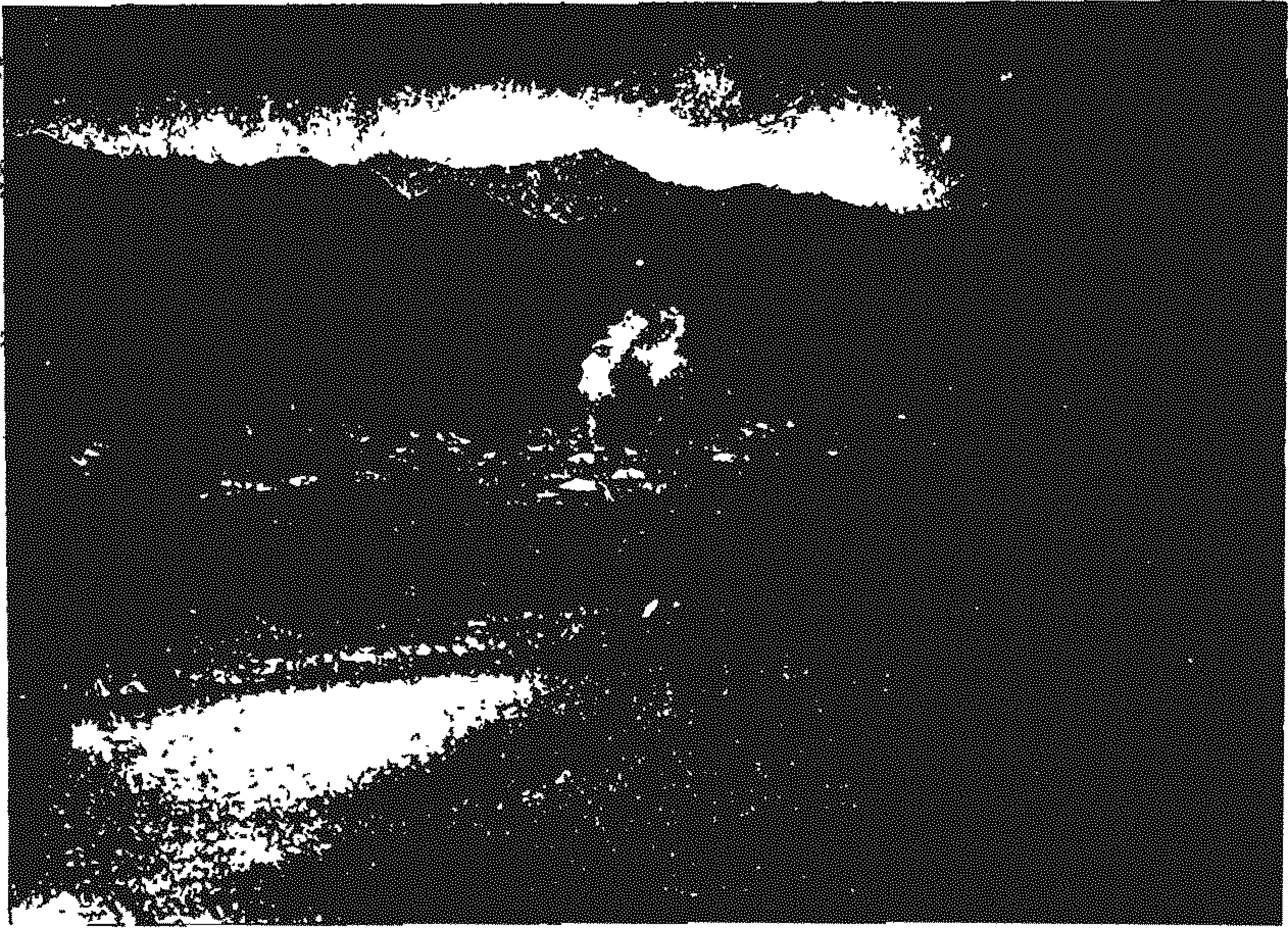
落部氏李州全岩礪里坪福面馬大郡光靈道南羅全 落部巖山



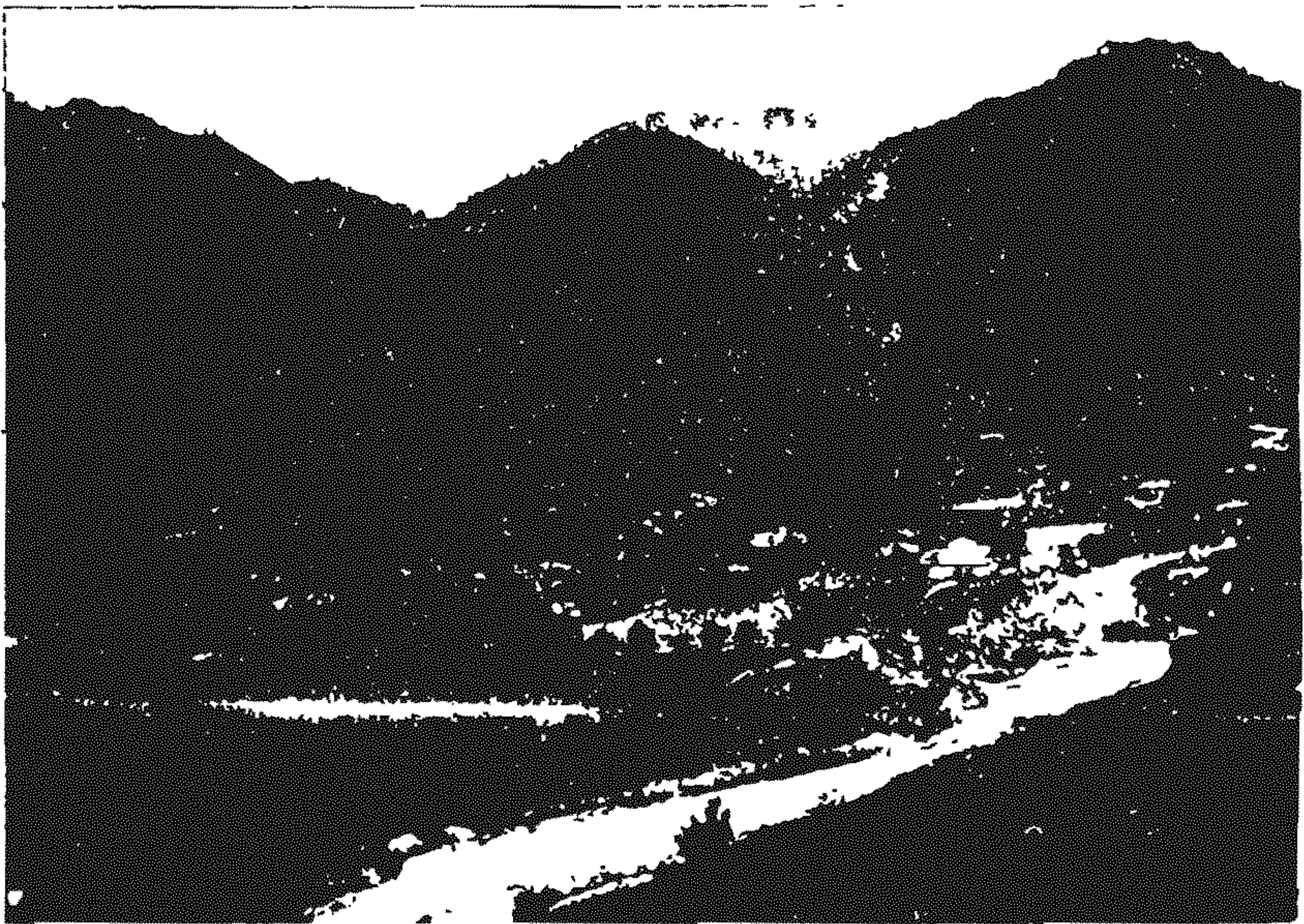
落部氏李山光里陽秀面田城郡津康道南履全 落部麓山



落部氏柳州全里修文面柳外郡川金道海黃 落部麓山



落部氏金山蔚里塘總面丈方郡川伊道原江 落部讓山



落部氏高城橫洞密里密禮面東下郡越寧道原江 落部讓山



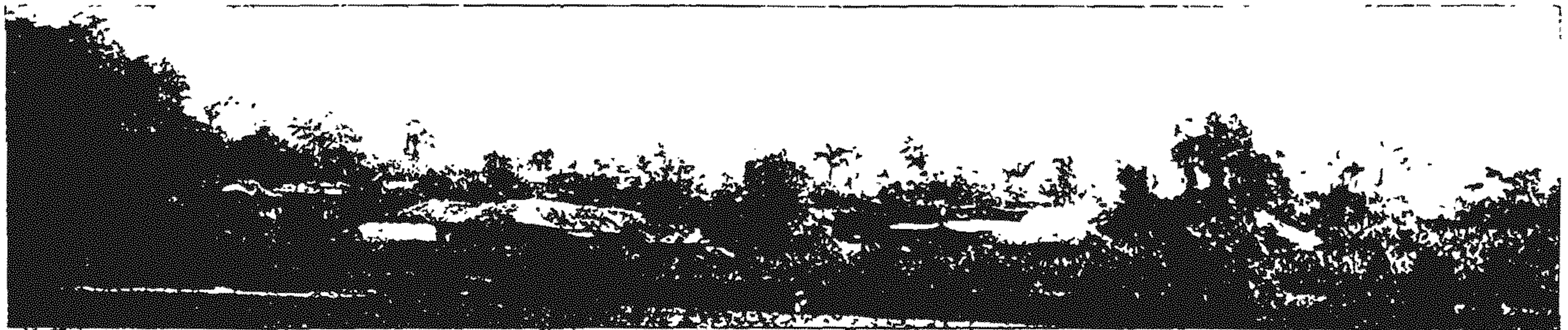
落部氏中山平村中洞川錦面城鶴郡津城道北鏡成 落部麓山



落部氏南寧宜村柳萬向倉上面上延郡山茂道北鏡成 落部麓山



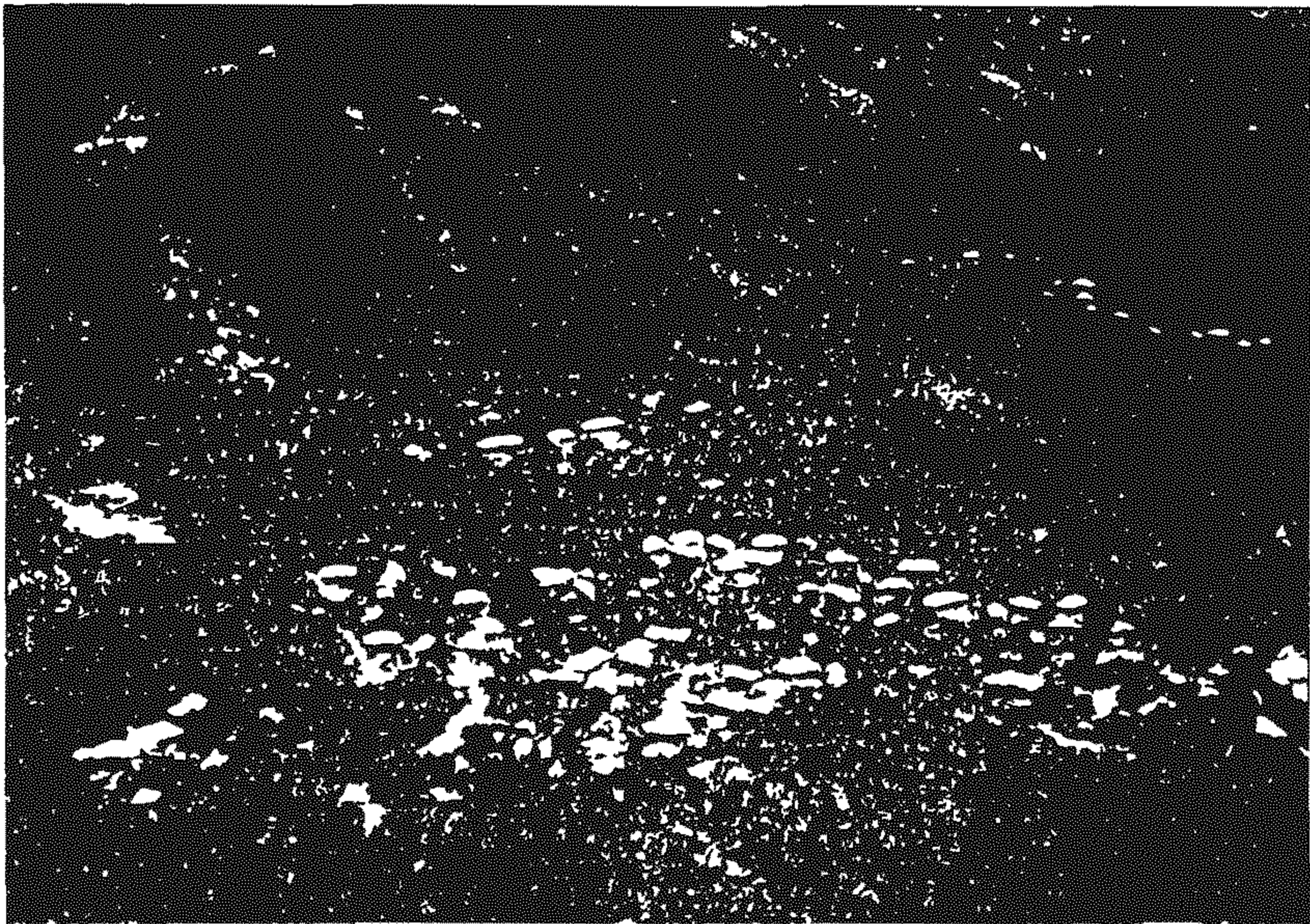
落部氏林常山里谷九面白文郡川嶺道北濟忠 落部間山



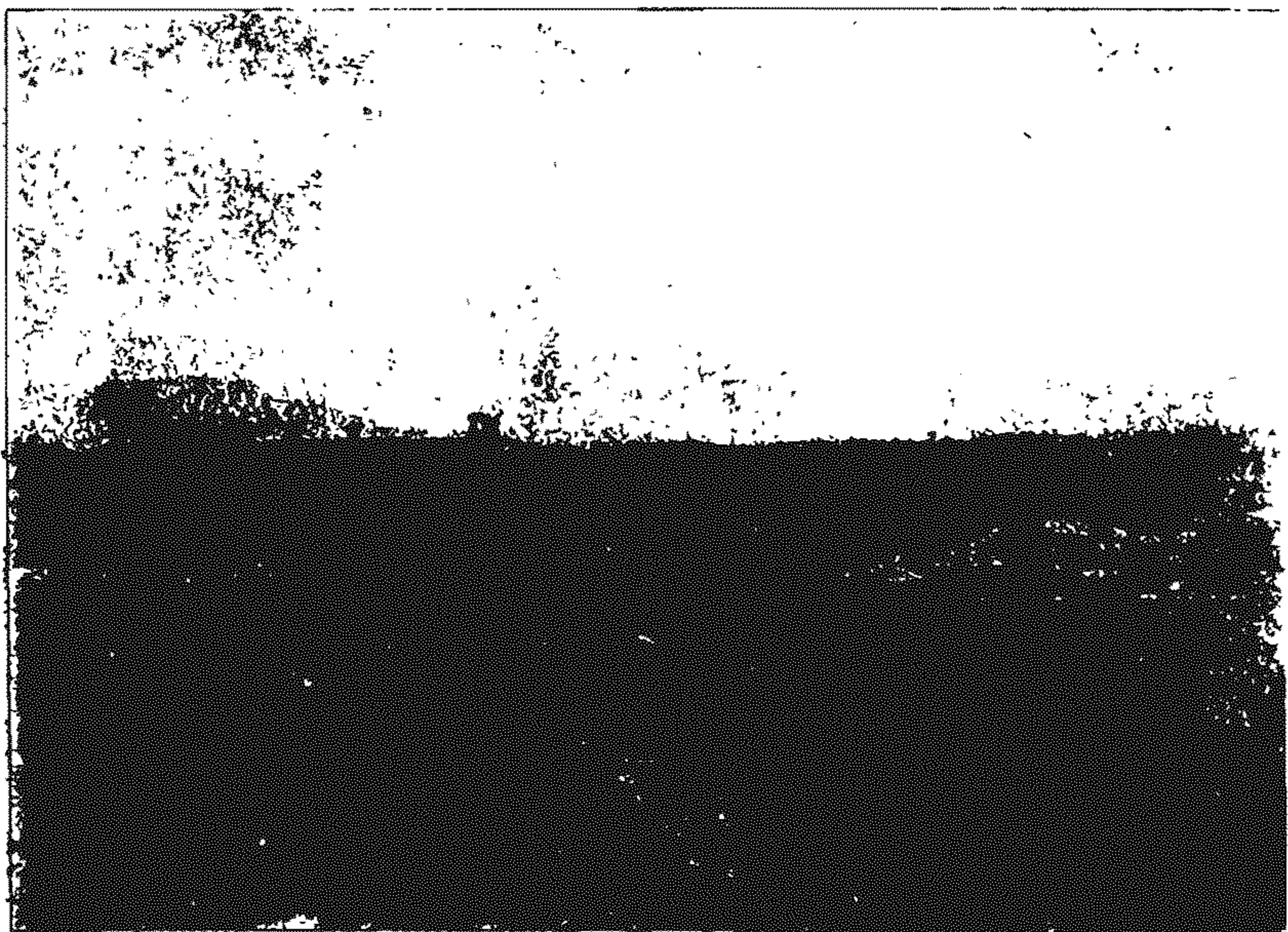
落部氏郷日匹里田葛面寧順郡興永道南鏡成 落部間山



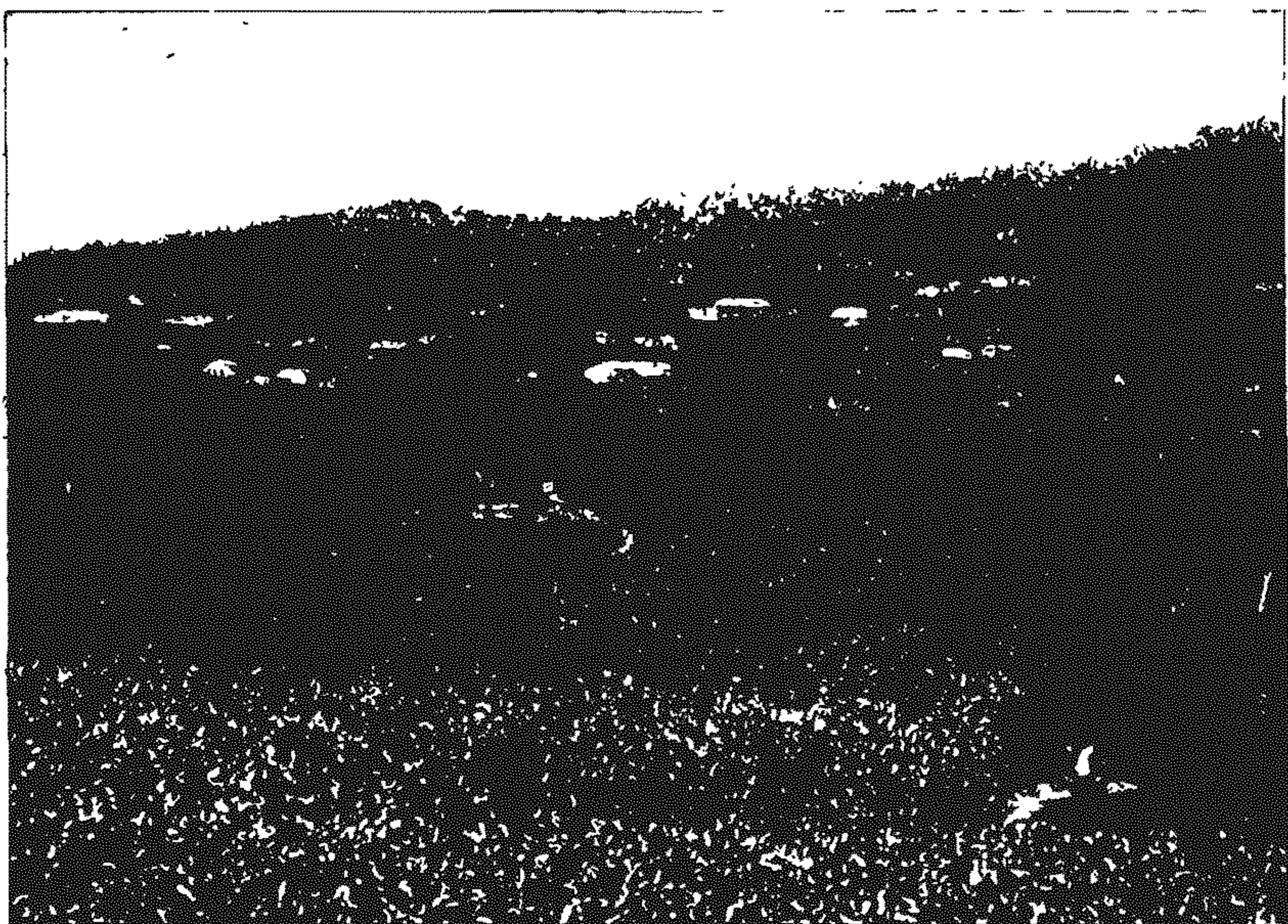
落部氏元州原里日道面嶺松郡威振道畿京 落部間山



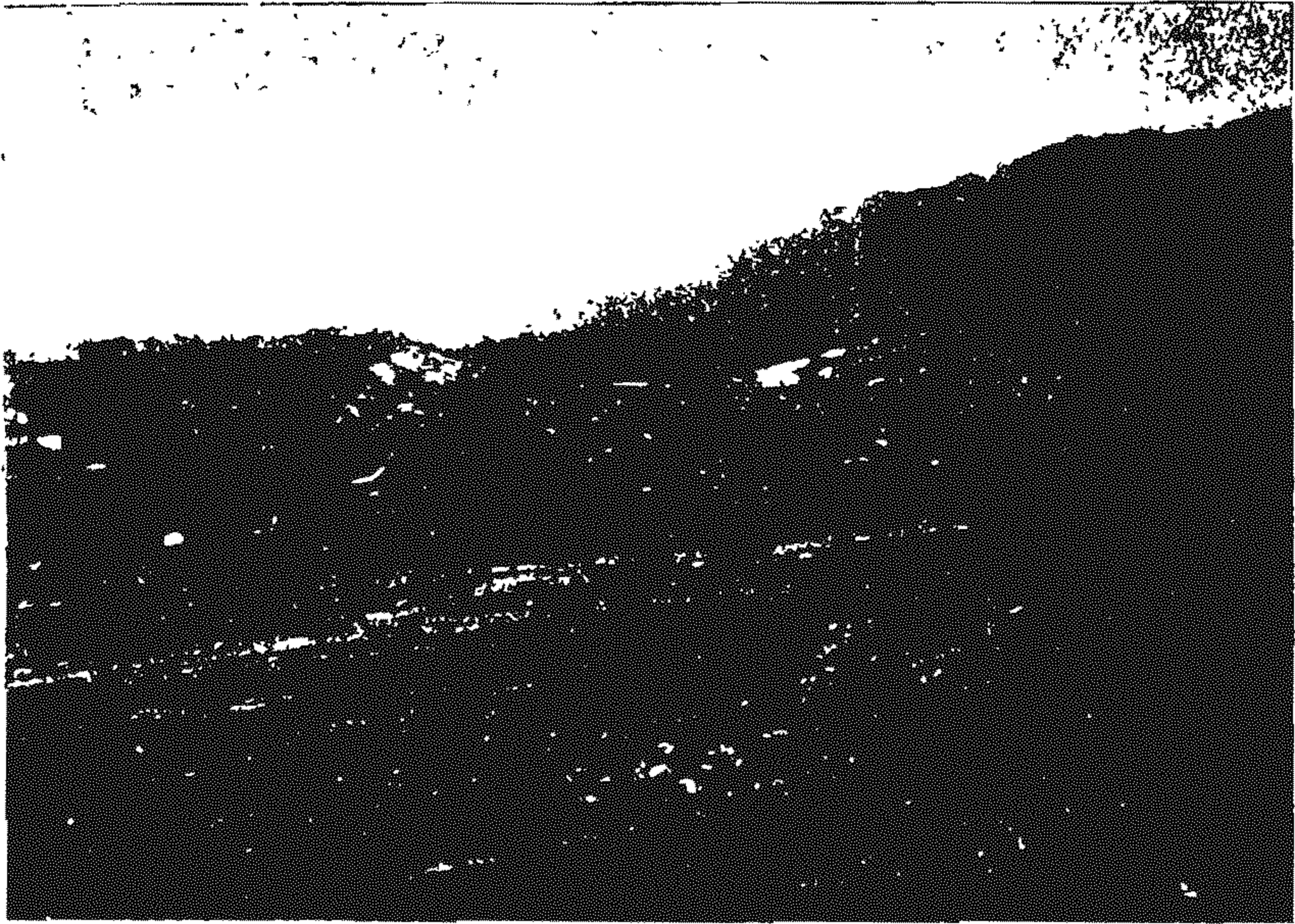
落部氏崔順和川玄甲川杜油山内凡燈求道不折今 落部間山



落部氏李川永洞雲山面城金郡城義道北尙慶 落部同山



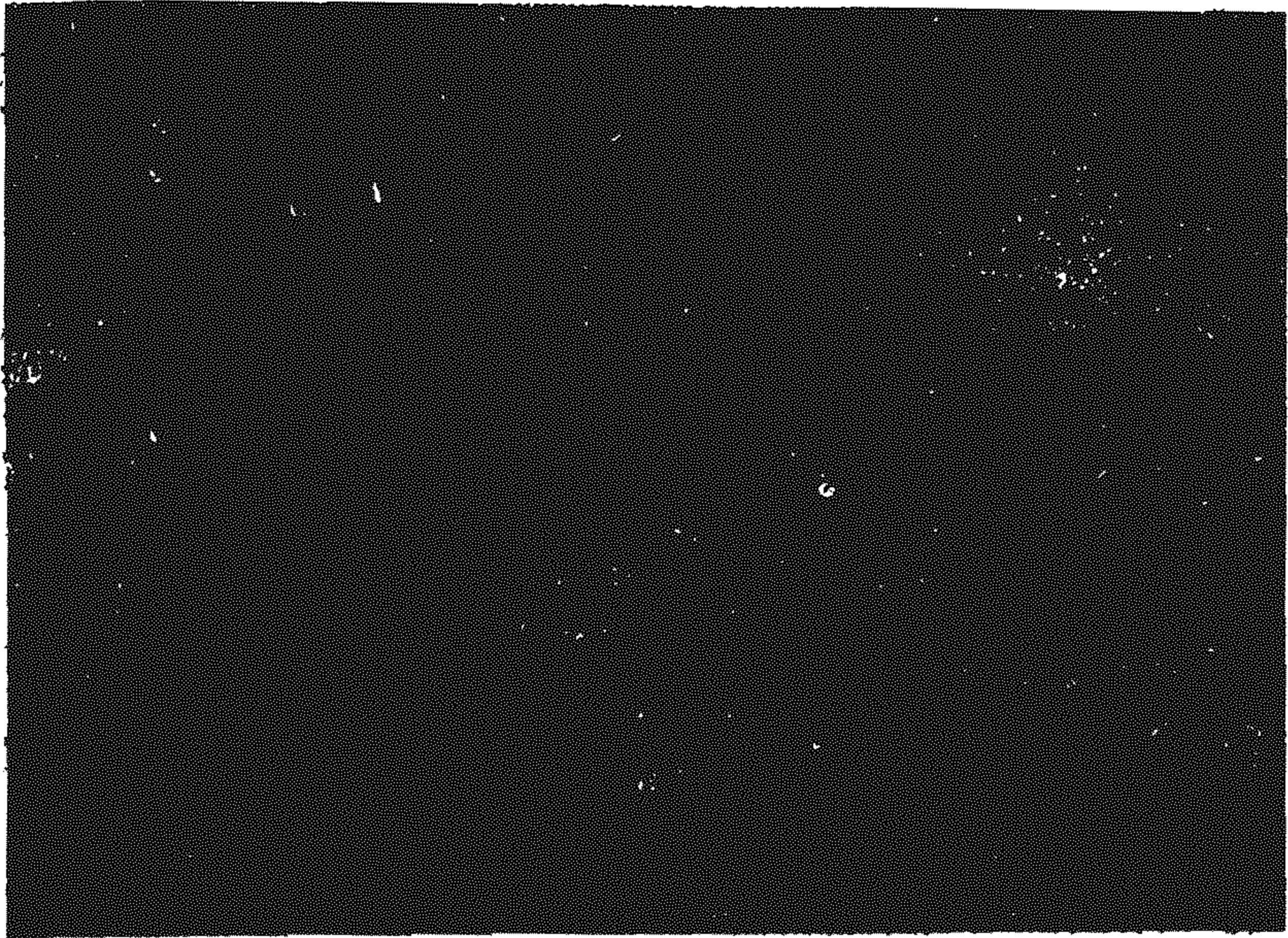
落部氏命原水村金州孟里州孟面東郡州安道南安平 落部同山



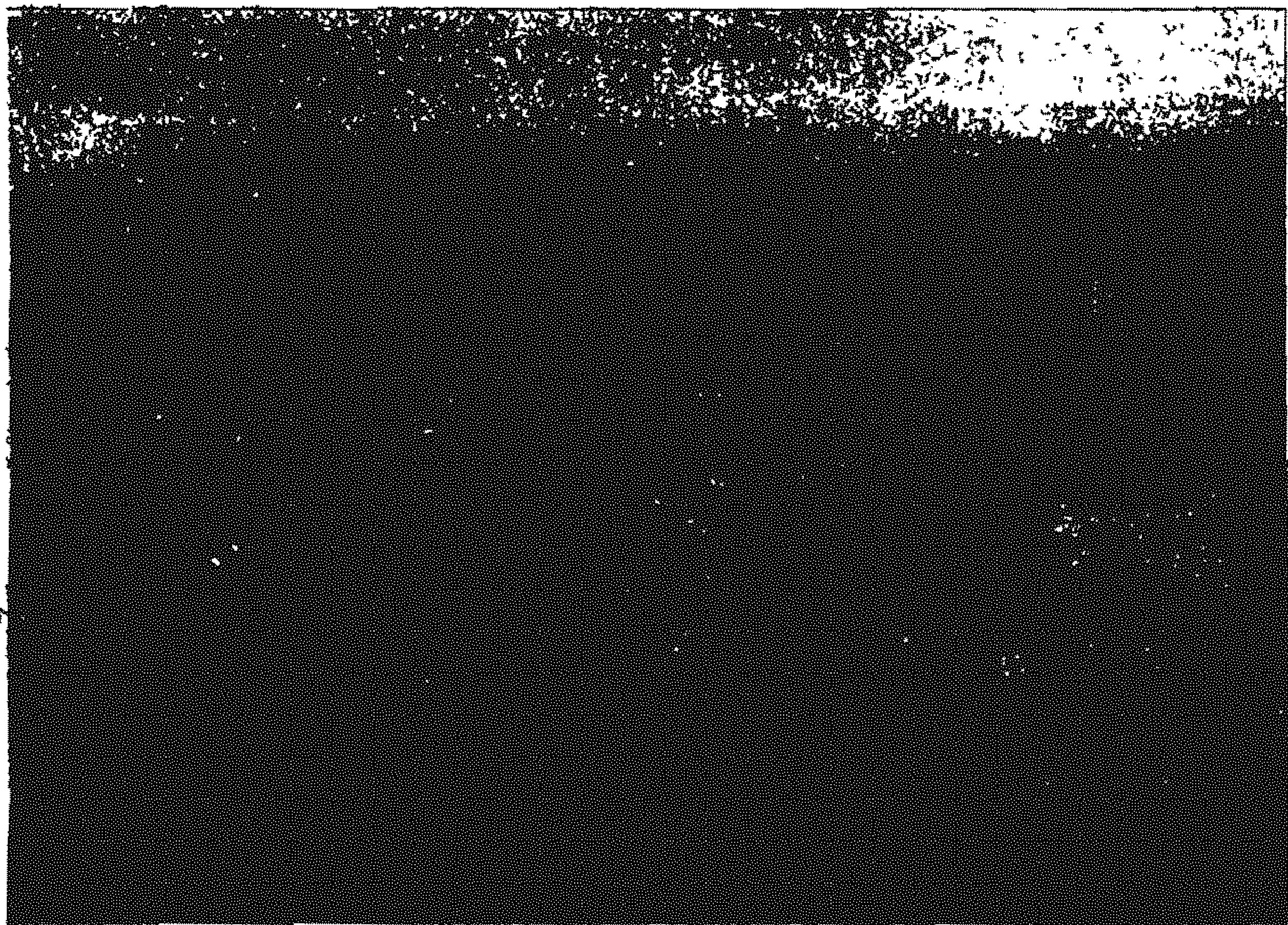
落部氏嶺松青洞長南面南外郡州朔道北安平 落部同山



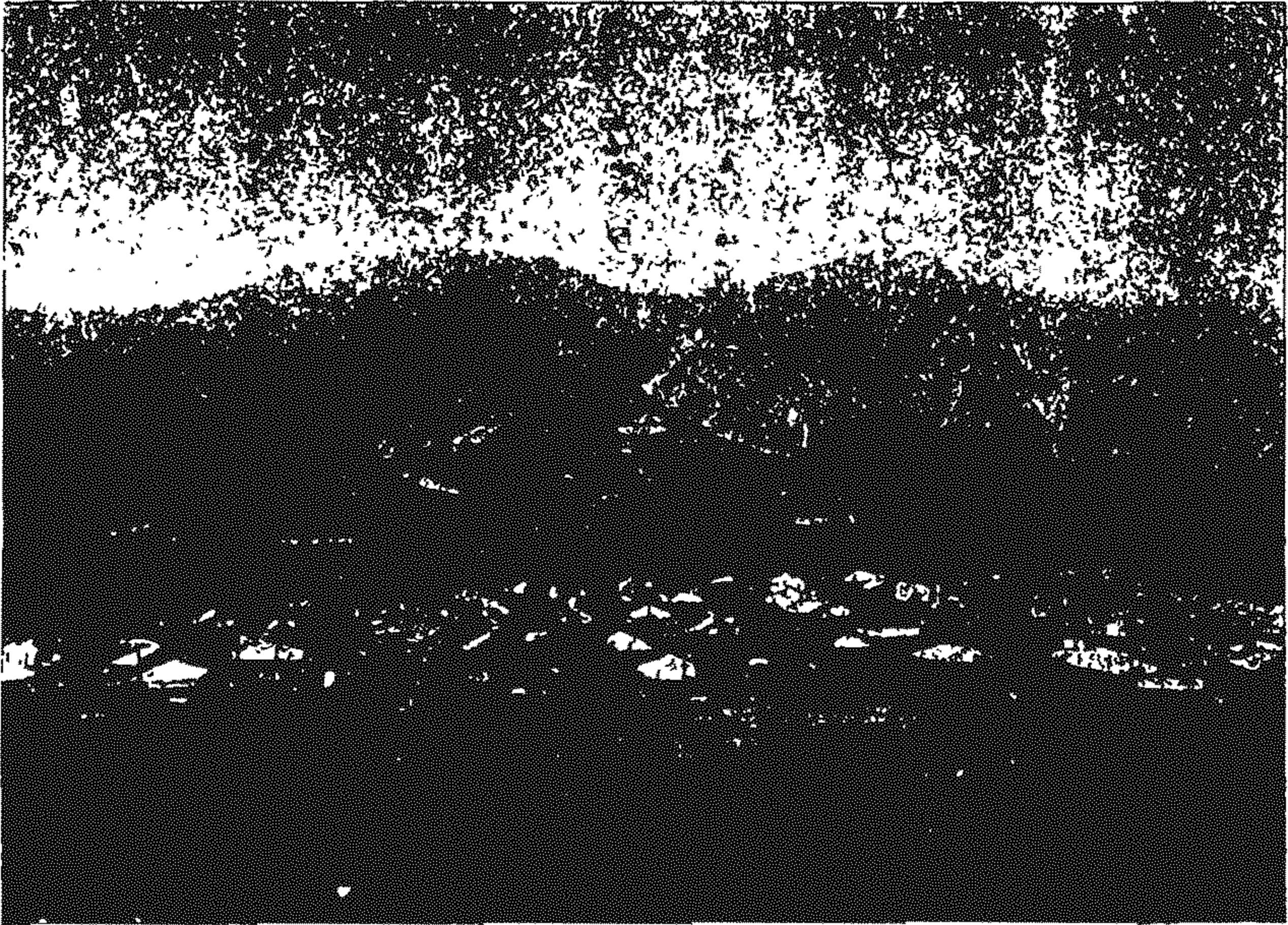
落部氏金州廣村金洞浦龍面邊亭郡邊亭道北安平 落部同山



落部氏朴海寧里谷沙面南近郡化金道原江 落部岡山



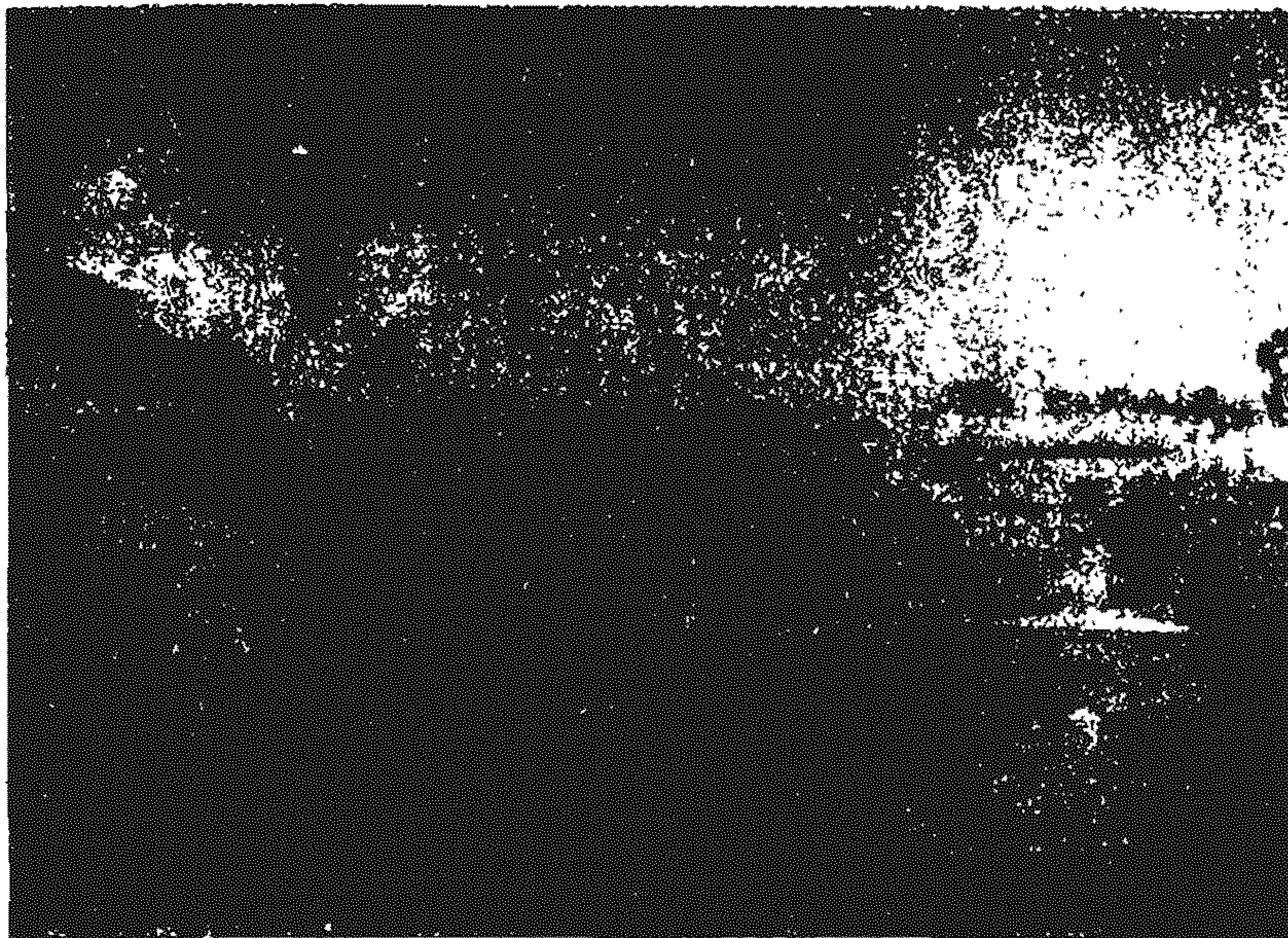
落部氏朴海寧坪上里坪上面山龜郡川文道南鏡成 落部岡山



落部氏辛越亭甲項浦面南郡原利道南鏡成 落部岡山



落部氏植春永里水今面鉢下郡原高道南鏡成 落部岡山



落部氏韓州濟井方里西方面一南郡州蔚道北濟忠 落部野平



落部氏李州全里城新面東鳳郡州全道北羅全 落部野平

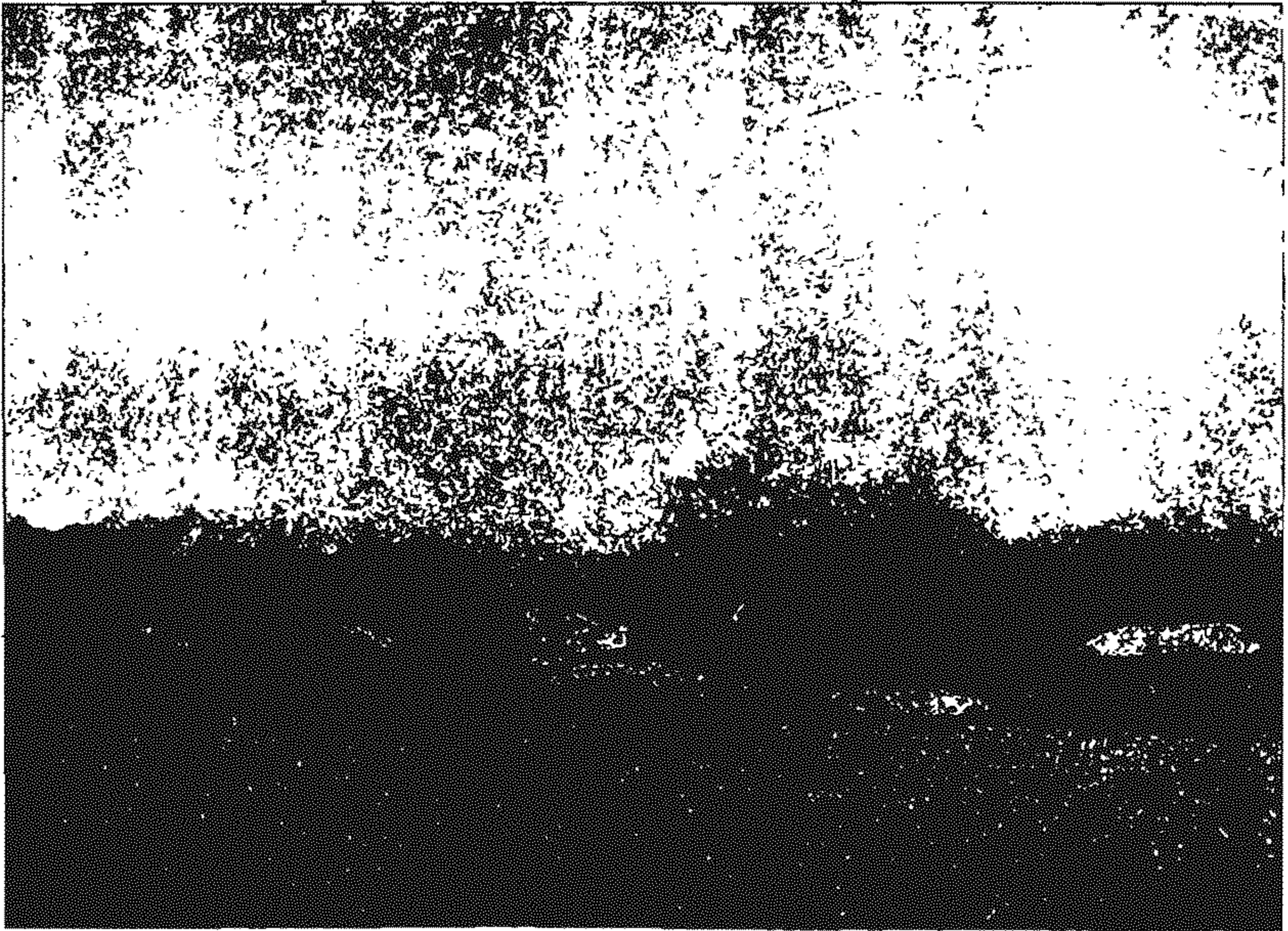


落部氏李州鳳里洞良面東江郡州慶道北尙慶 落部野平

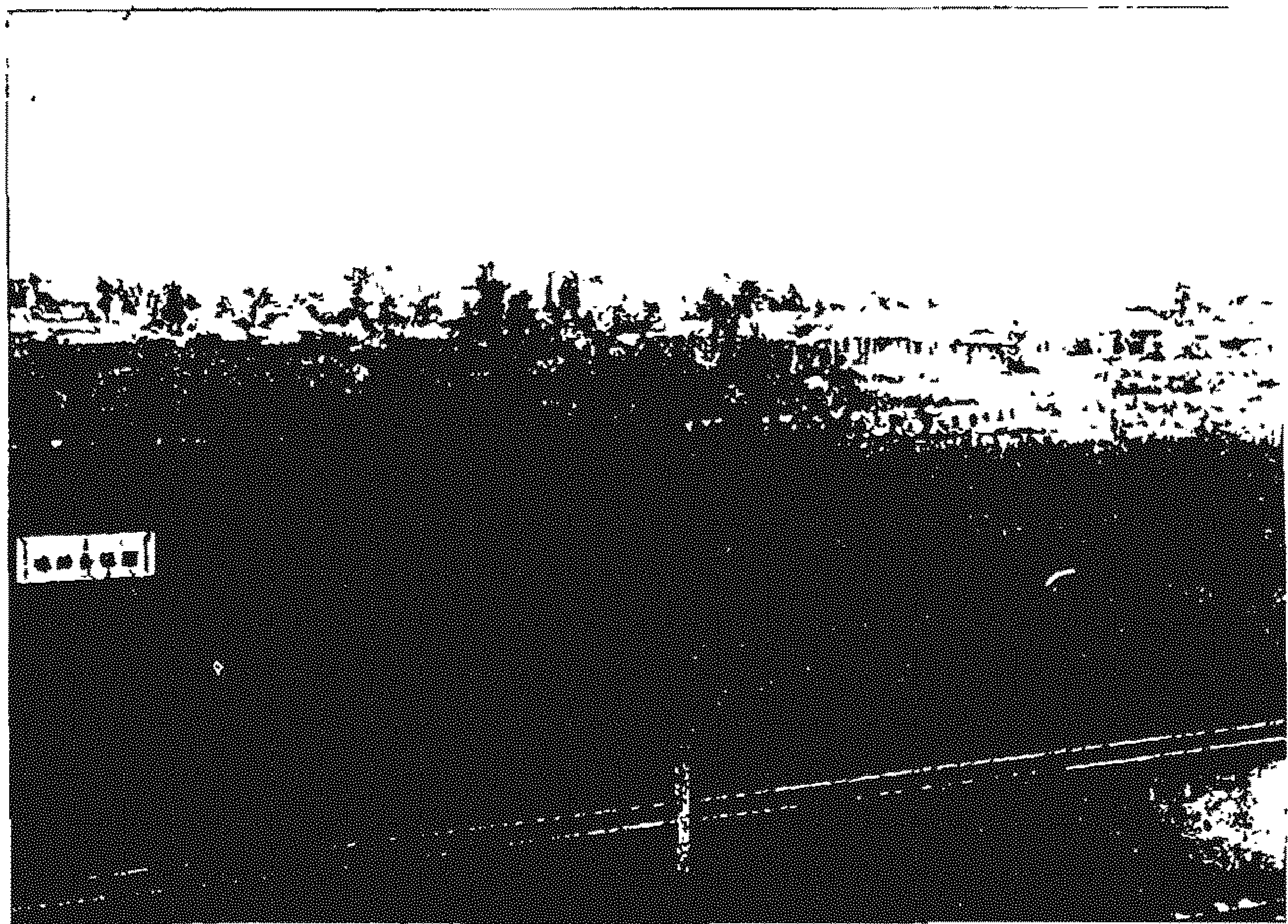


景全落部族同氏崔津耽

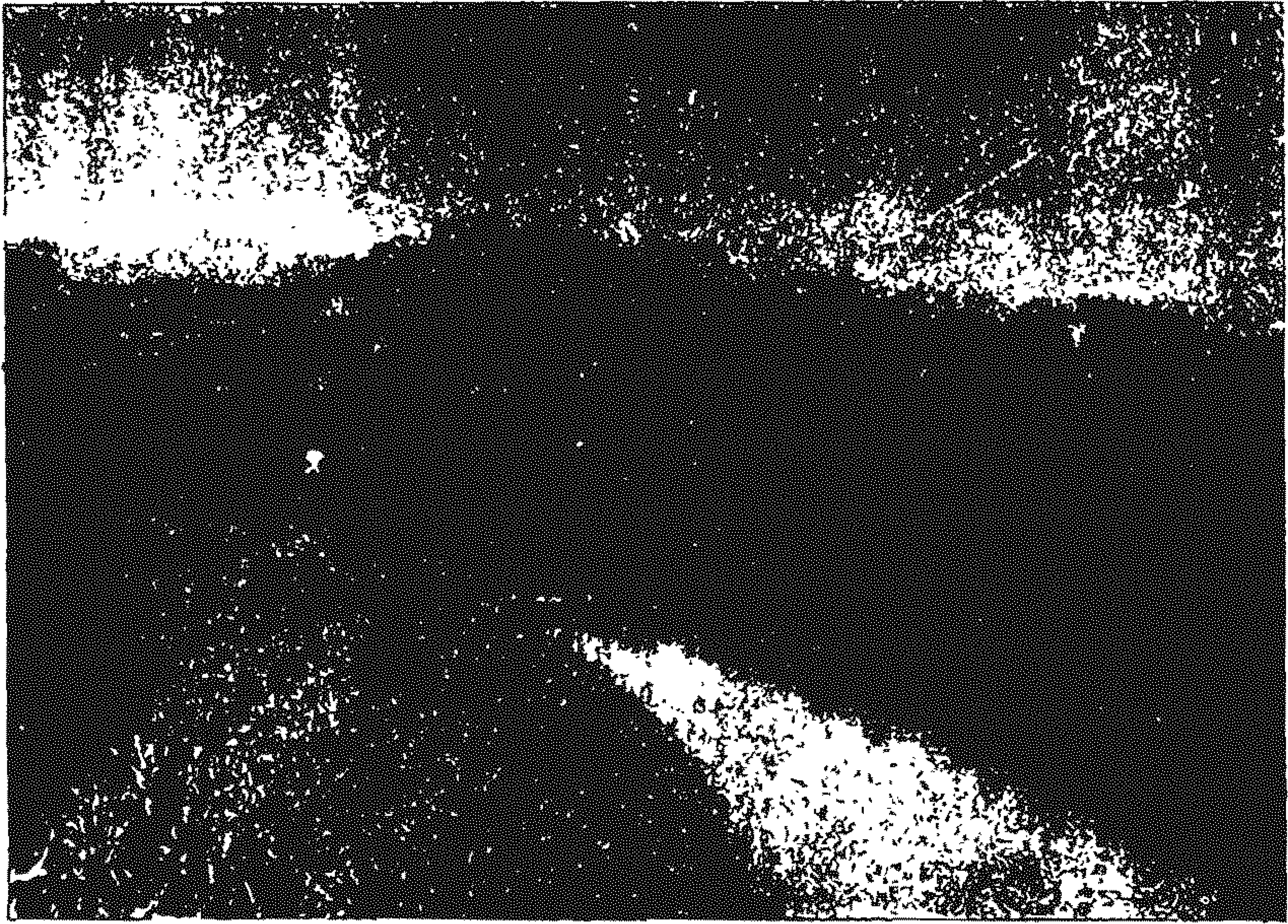
落部氏崔津耽里上堂面津東郡安扶道北羅全 落部野平



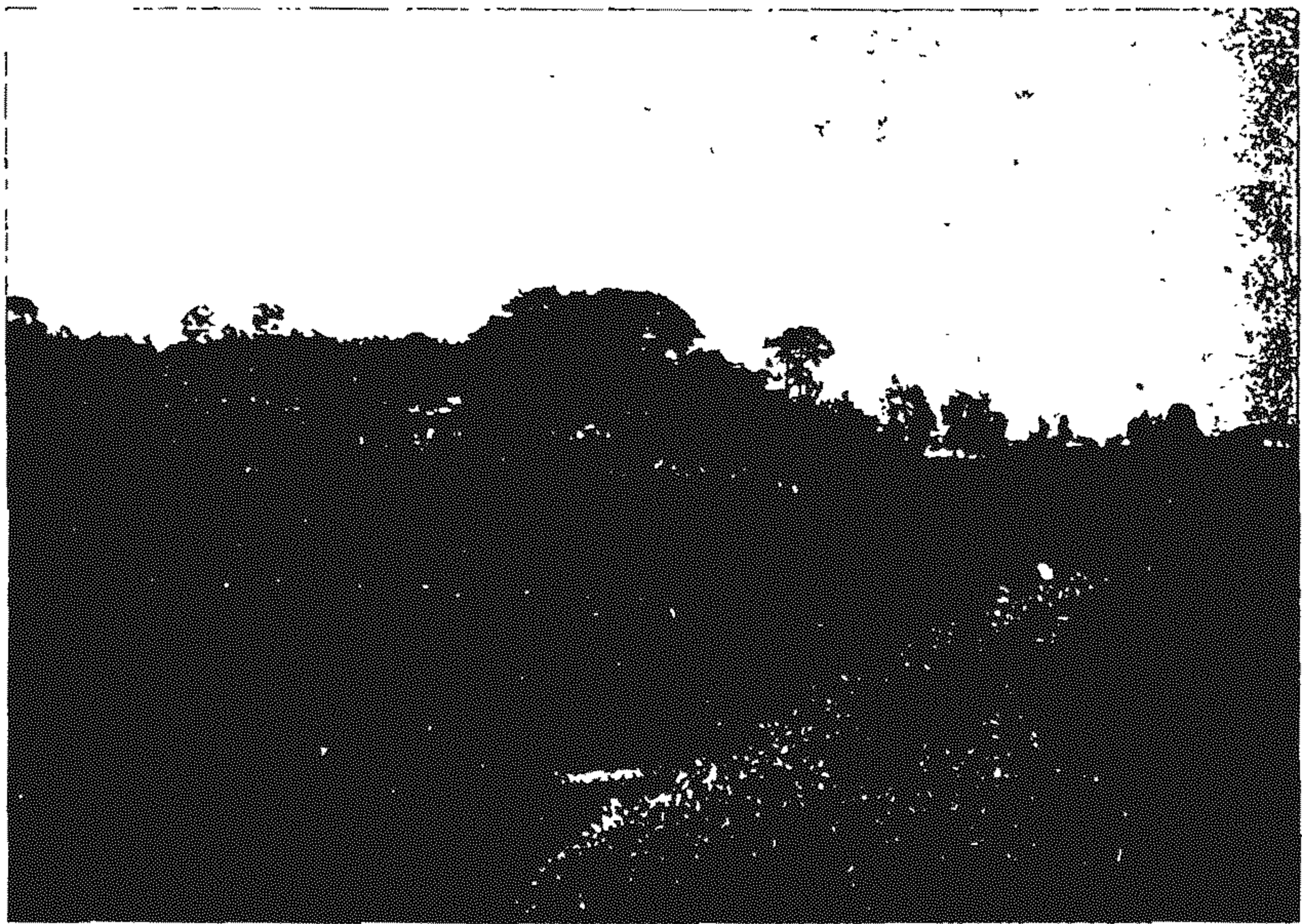
落部氏鄉州晉里也月面也月郡平威道南羅全 落部野平



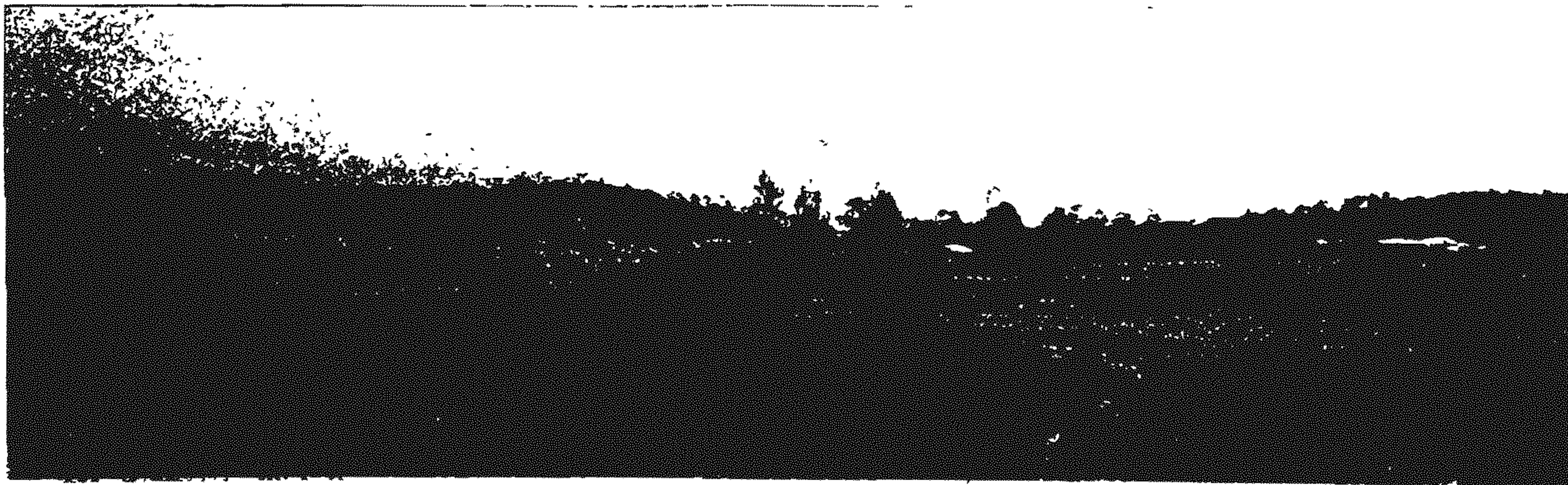
落部氏金山光里閑大面鍾西郡山鳳道海黃 落部野平



落部野平 黃海道延白郡花城面松川里松城順興安氏部落



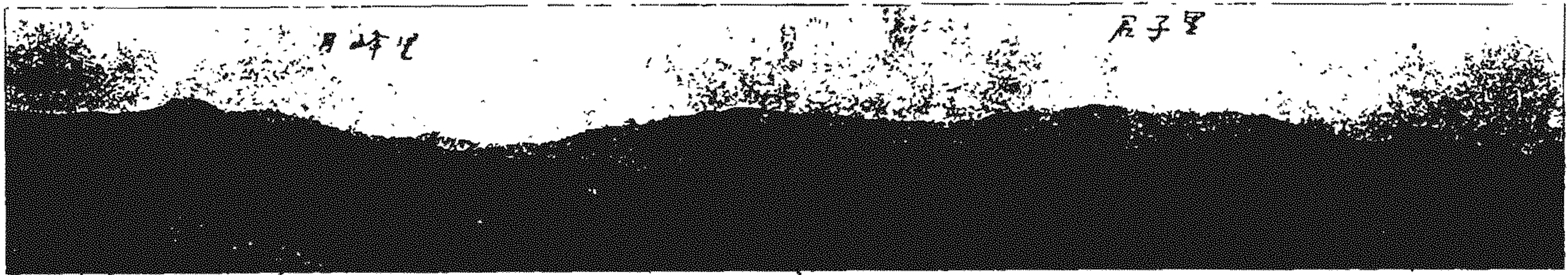
落部野平 江原道三陟郡德下面孟芳里南陵洪氏部落



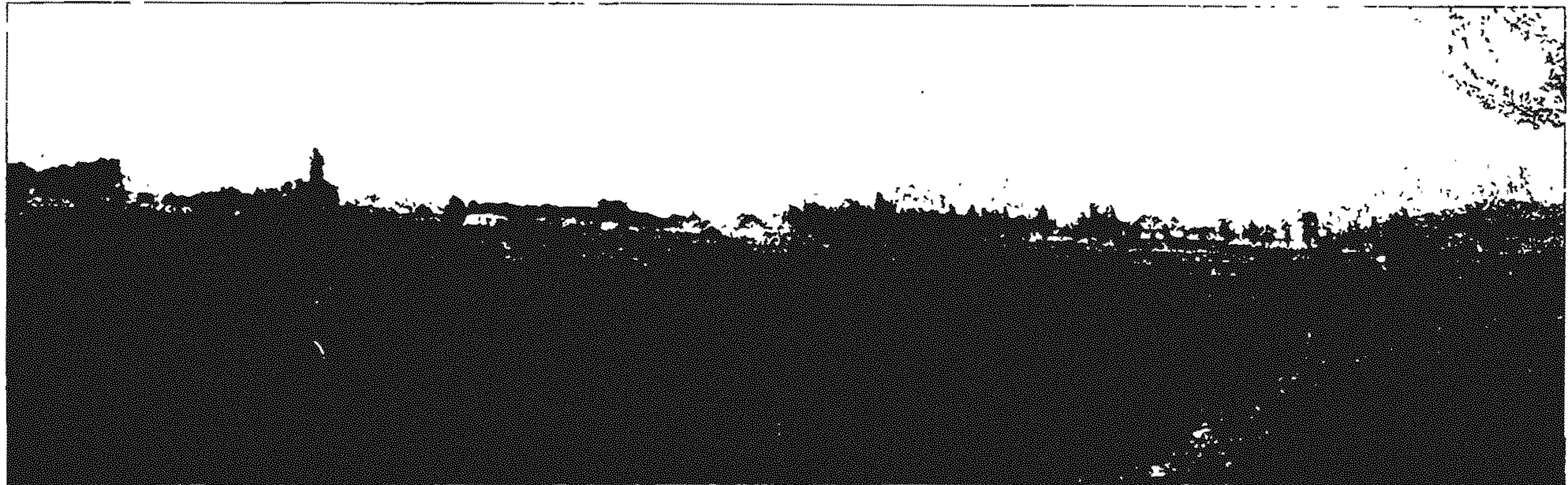
落部氏李州全里禮明面方遜郡禾松道海黃 落部野平



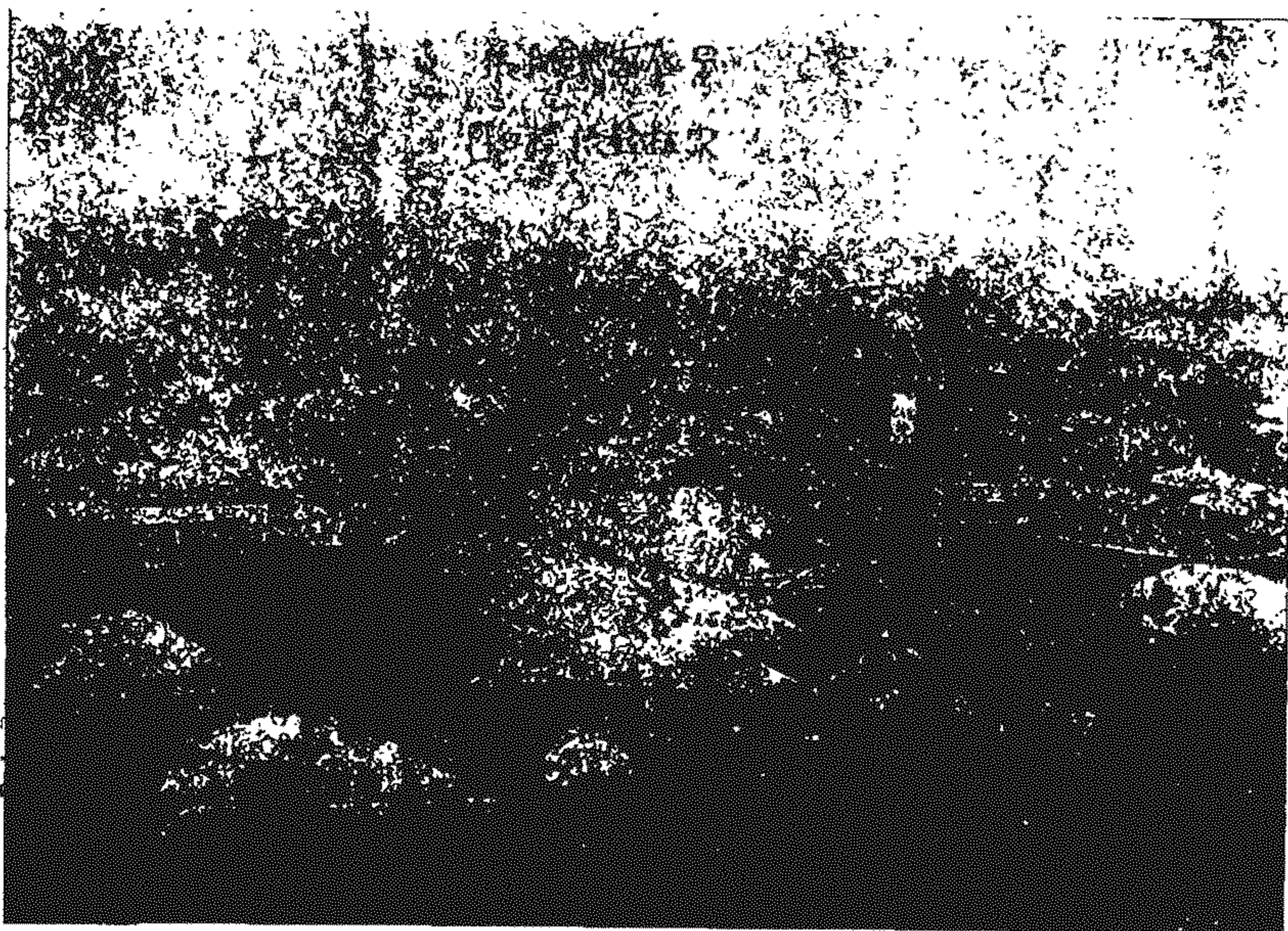
落部氏李州全里山馬西芳遜郡禾松道海黃 落部野平



落部氏車安延村車臺山車里峰月。里子君面松東郡原平道南安平 落部野平



落部氏命東安串陽背而羅府郡川龍道北安平 落部野平



落部氏張同仁里新上面請金郡堤金道南縣全 落部河沿



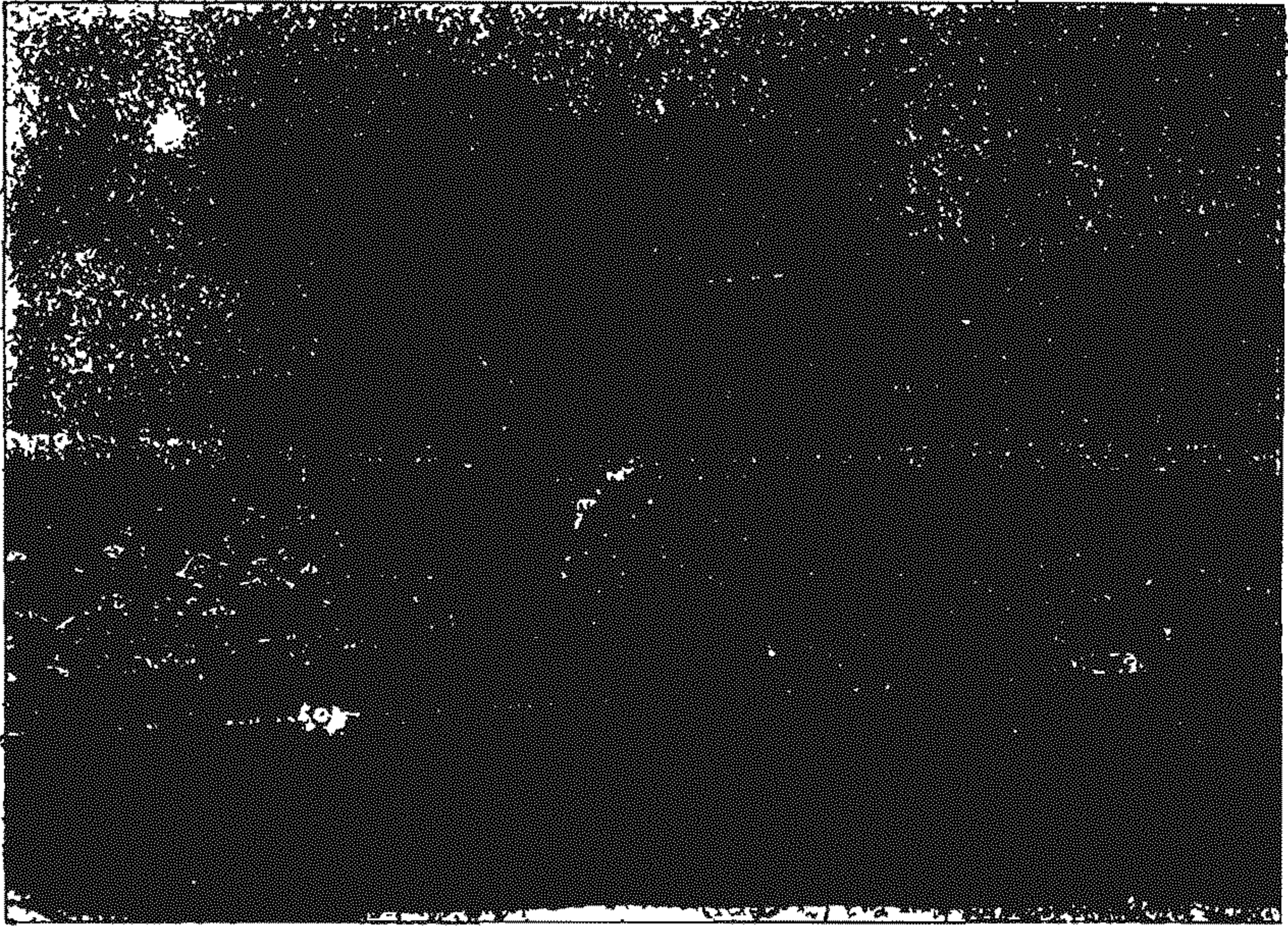
落部氏金東安桐村沙面谷點郡城義道北尙慶 落部河沿



落部氏朴陽在 向旨新面川錦郡道清道北向邊 落部河沿



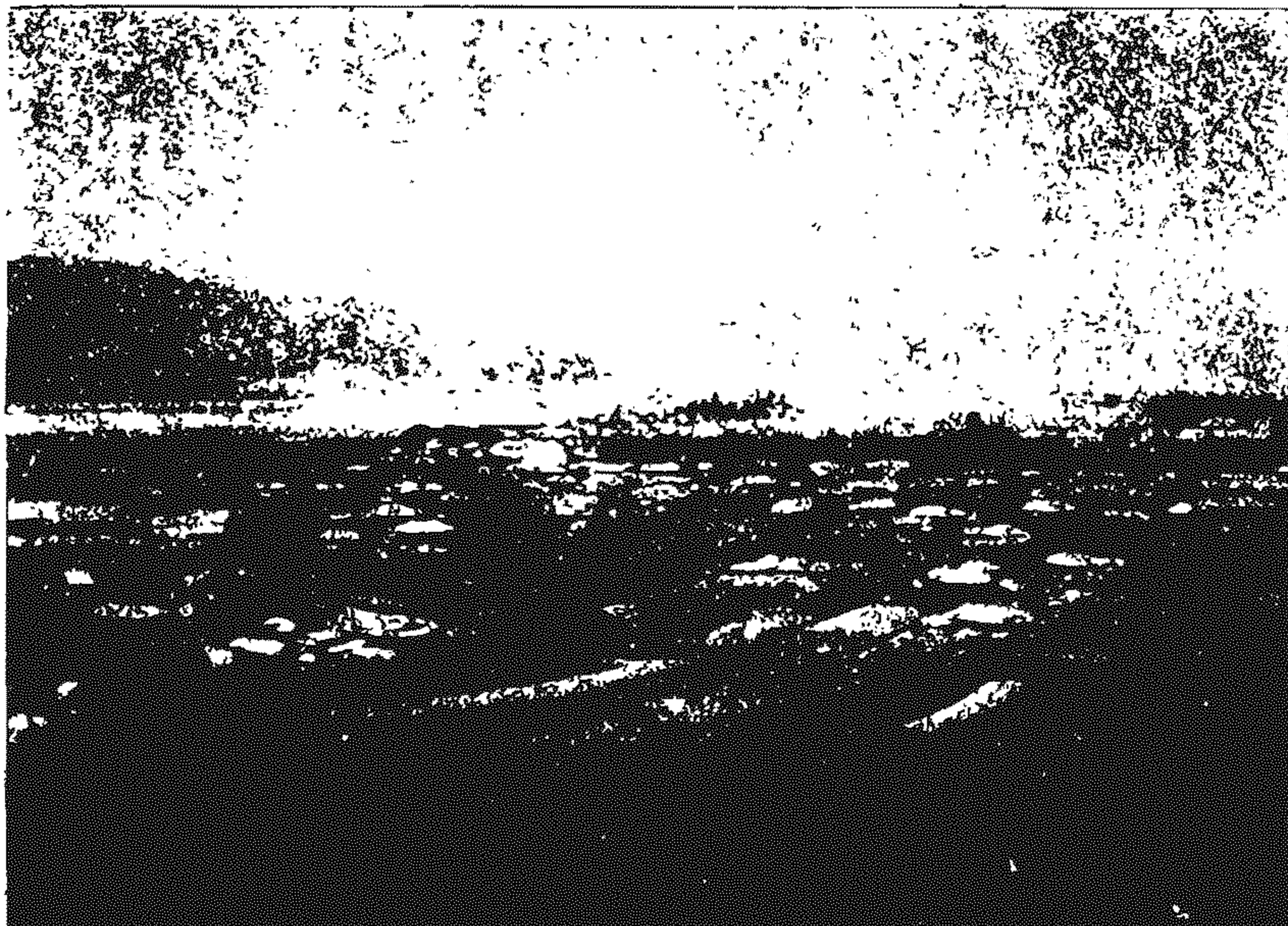
落部氏鄭東河里坪介面谷池郡陽成道南向邊 落部河沿



落部氏權東安洞大東里井五面田鎮郡原昌道南向慶 落部河沿



落部氏桂安途向營軍古面川深郡川直道北安平 落部河沿



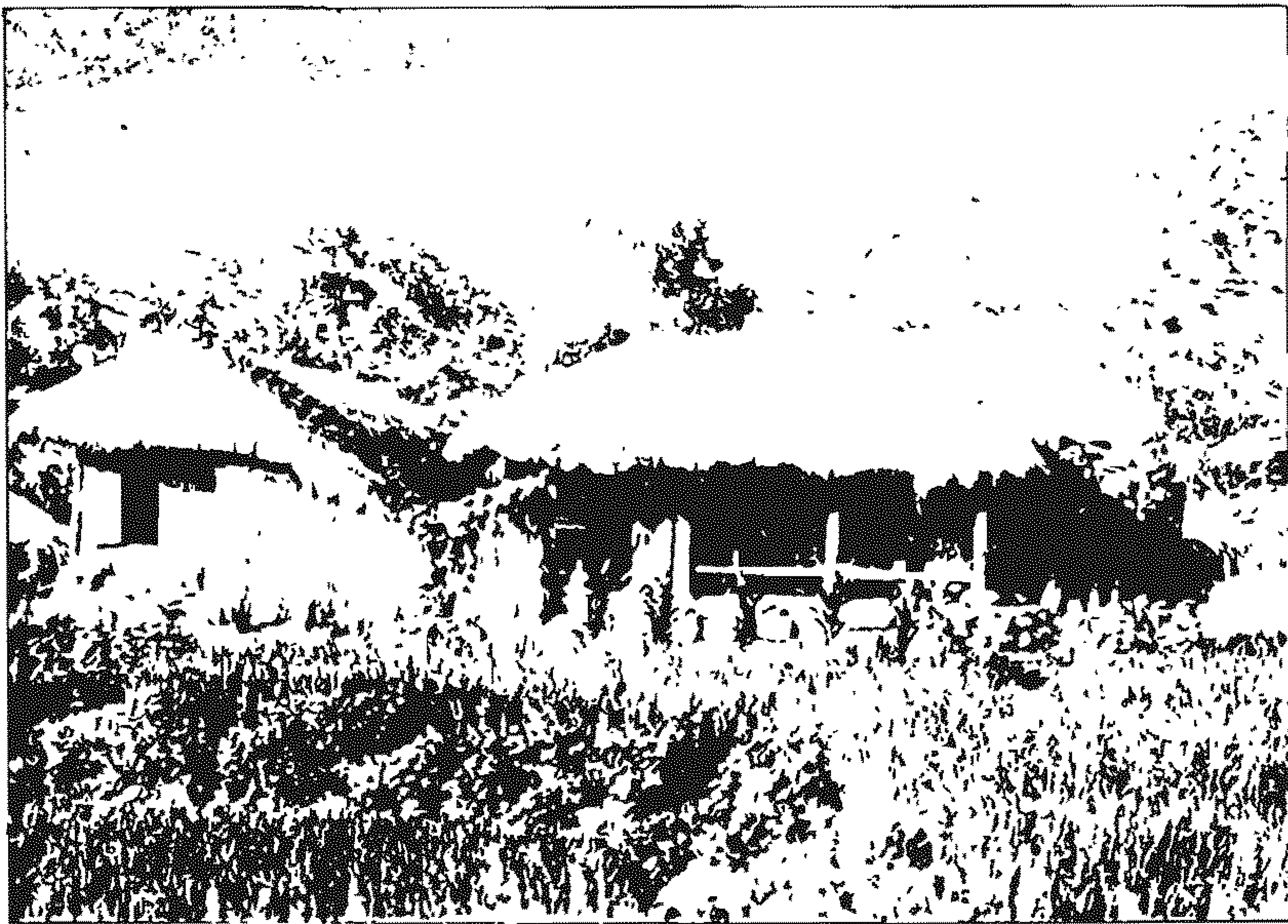
落部氏柳州香村橋里京興面川古東郡興新道南鏡成 落部河沿



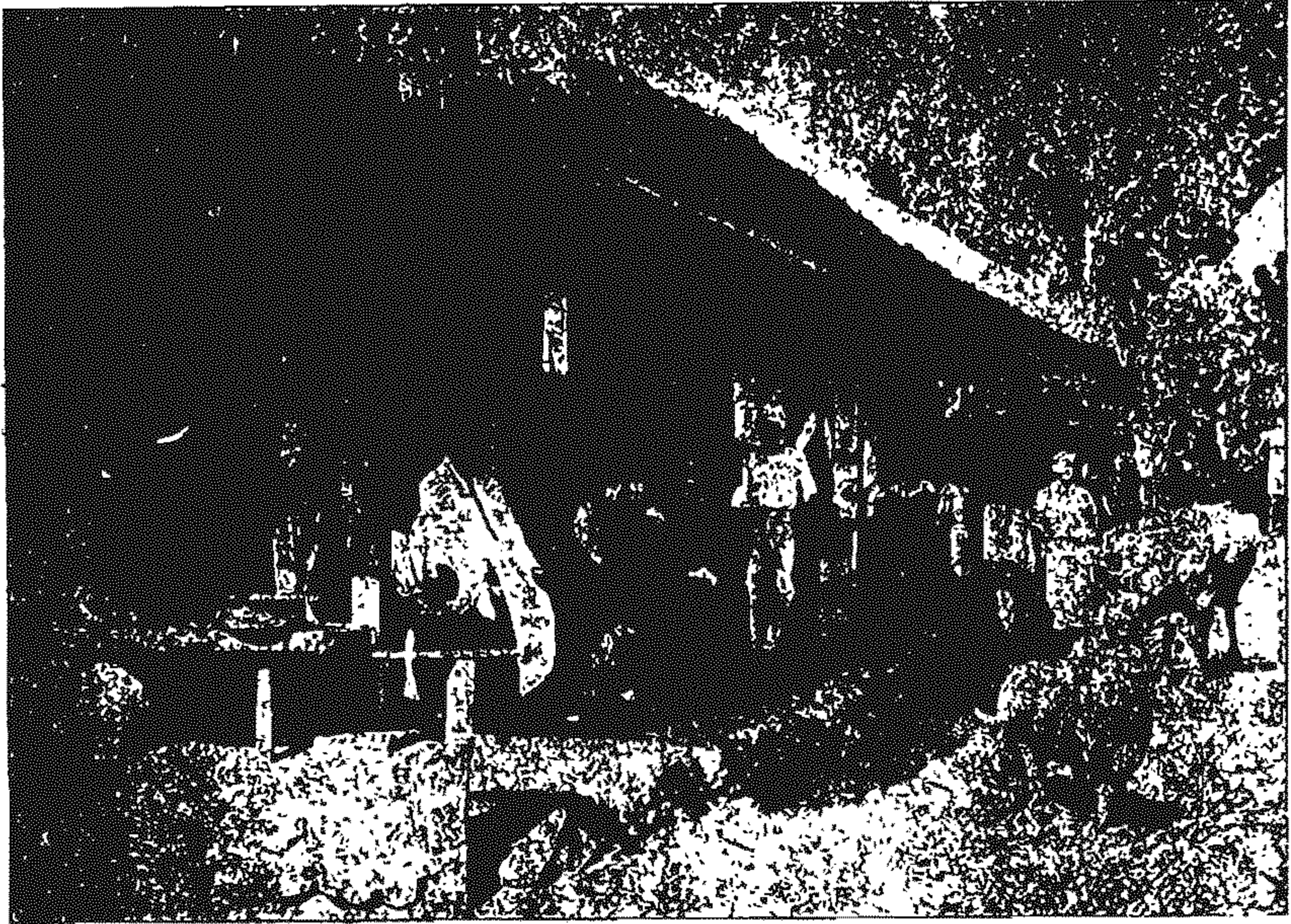
落部氏馬興長村馬洞川荷面東鶴郡津城道北鏡成 落部河沿



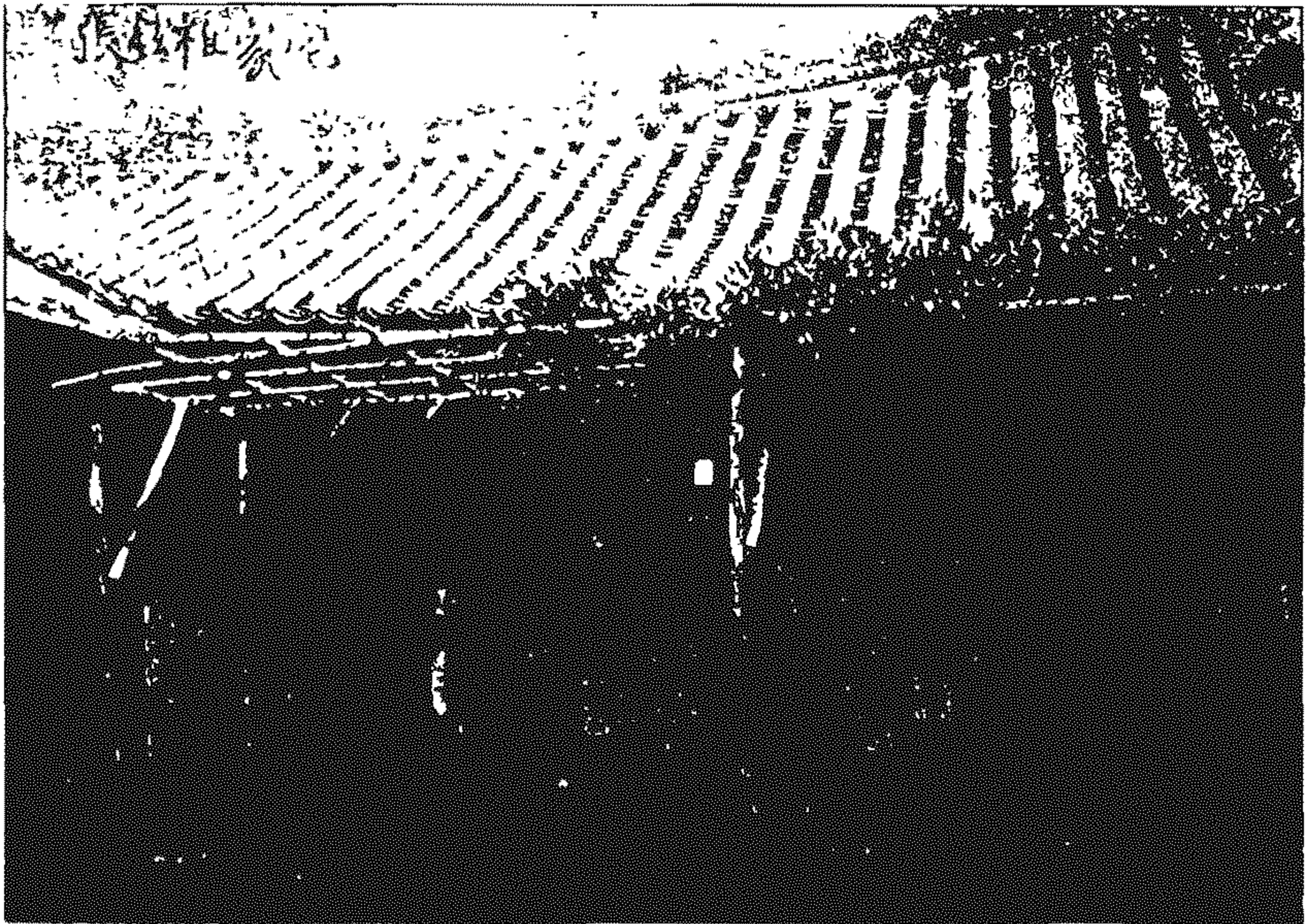
雙龍林氏林山常里谷九面白文郡川鑿道北清忠 家 民



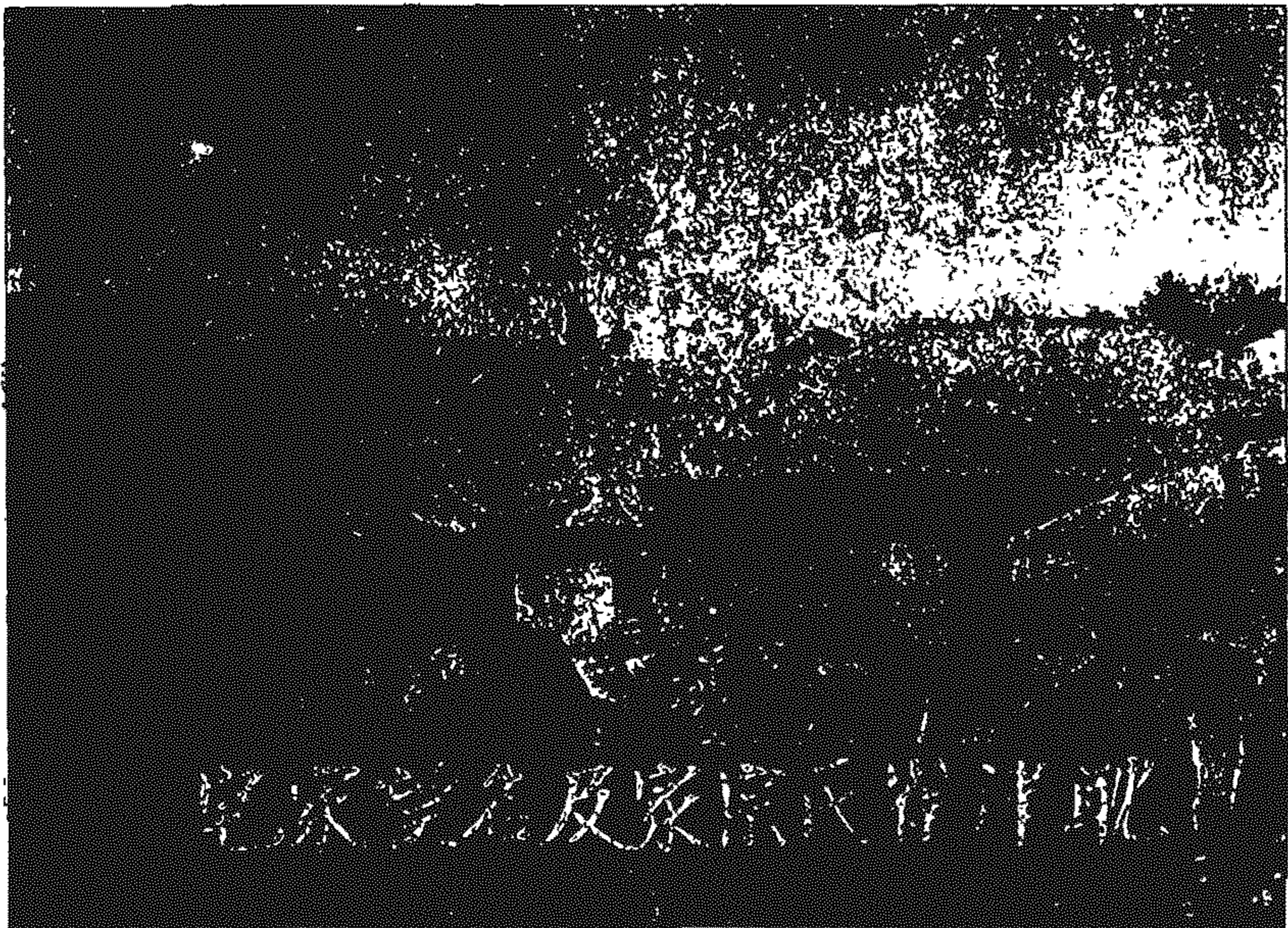
家宗氏李州全里士養面鳳飛郡陽青道南清忠 家 民



求元李氏李州全里萬九里城新面東鳳郡州全道北羅全 家 民



植鉉張氏張同仁里新上面講金郡堤金道北羅全 家 民



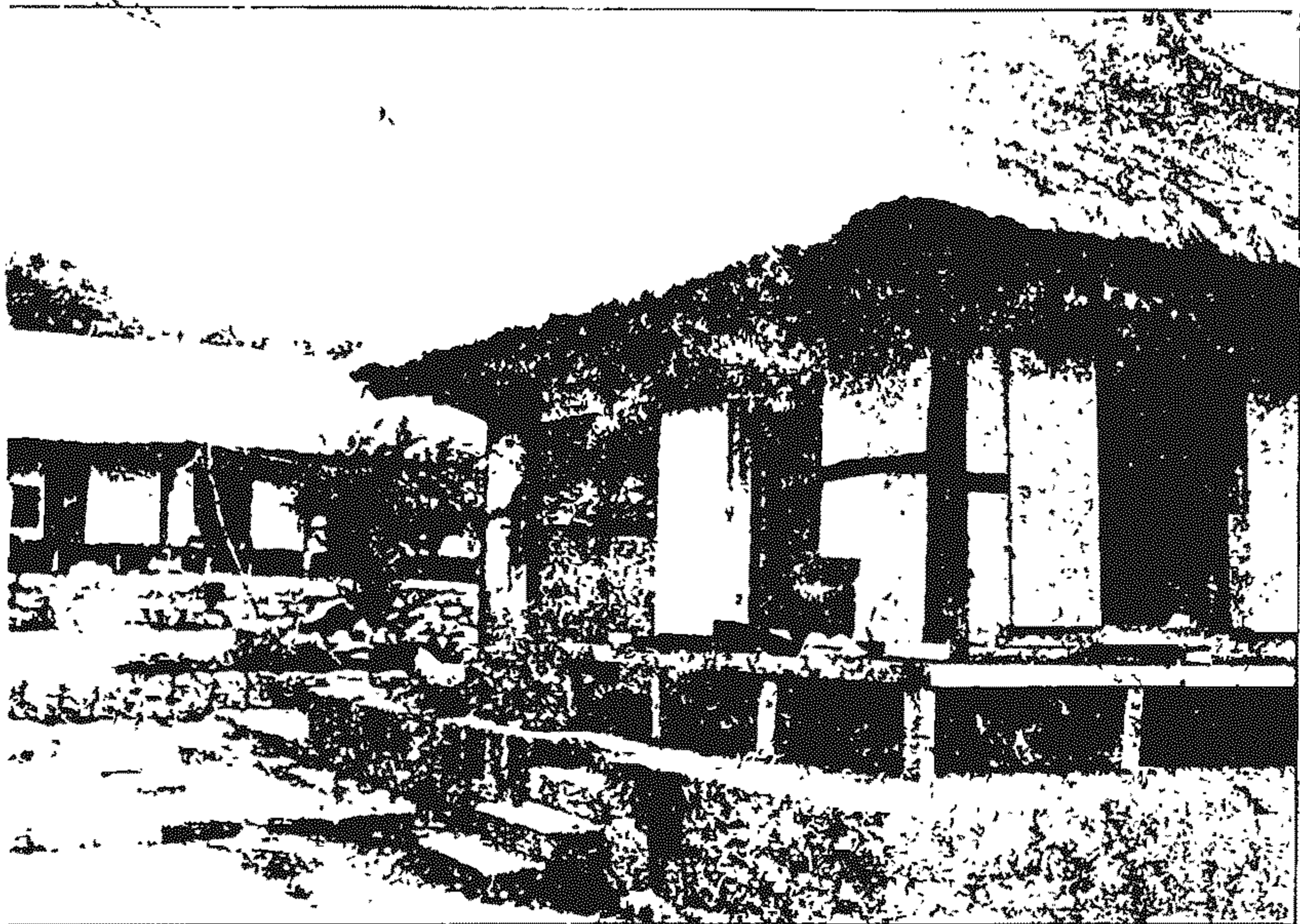
家望名及家宗氏崔津耽里上堂面津東郡安扶道北羅全 家 民



家宗氏楊原南里尾龜面溪東郡昌存道北羅全 家 民



兩成殷氏殷州幸里福南面阜古郡邑井道北羅全 家 民



吉東殷氏殷州幸里阜古面阜古郡邑井道北羅全 家 民



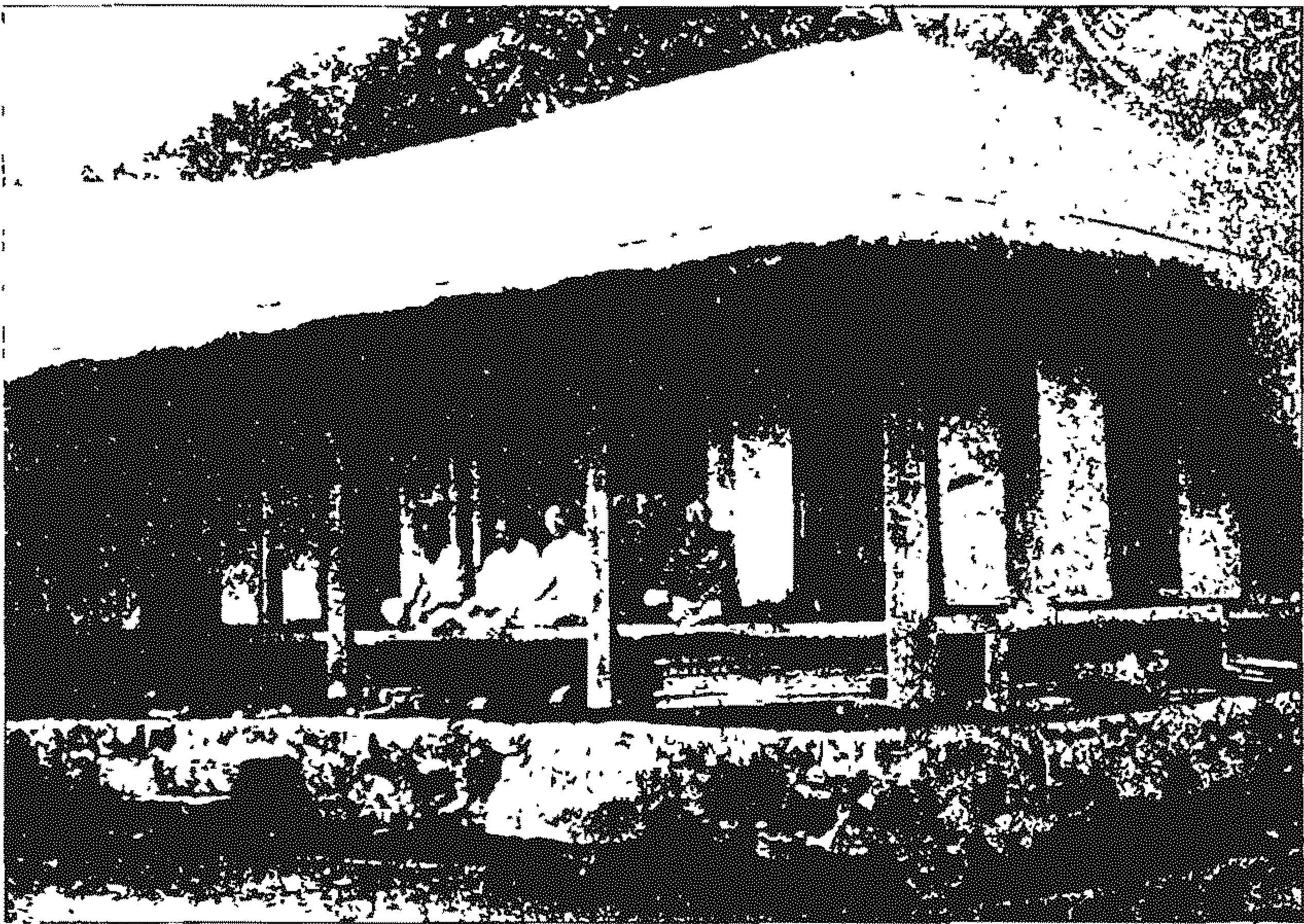
家彦資氏梁州濟里湖博面谷林郡州光道市羅全 家 氏



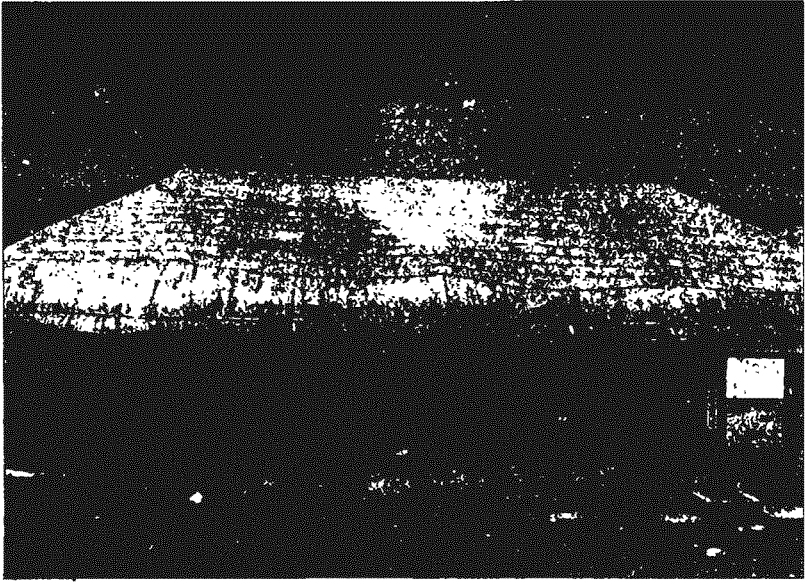
柱萬朴承宗氏朴州忠里倉西面倉西郡州光道市羅全 家 氏



桓奈鄭永隆資氏鄭州晉里也月面也月郡平成道南羅全 家 民



根成鄭家望名氏鄭州晉里也月面也月郡平成道南羅全 家 民



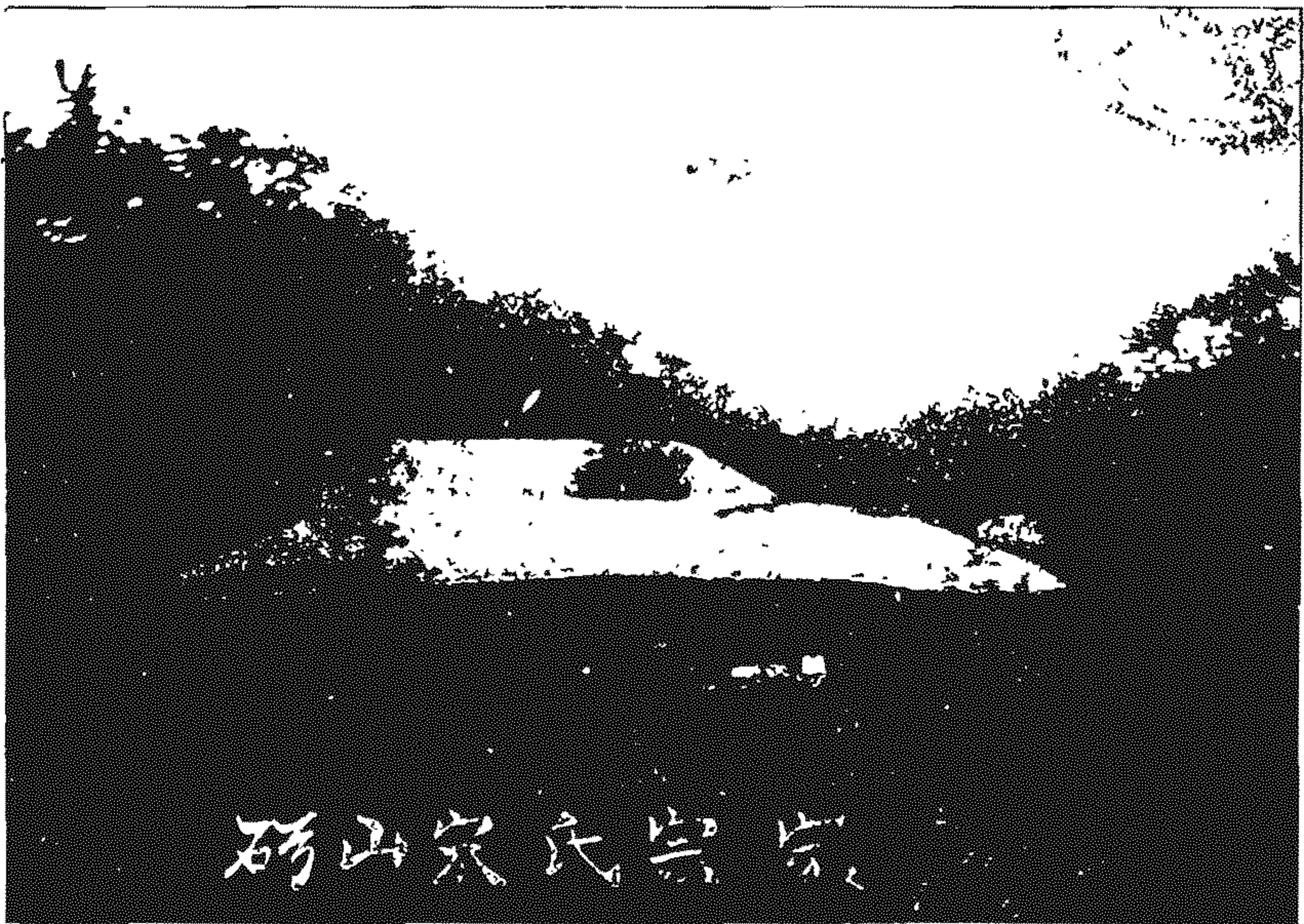
九成金家宗氏金州羅里山茶面摩石郡安務道南嶺全 家 民



軒林竹氏金州羅里山茶面摩石郡安務道南嶺全 家 民



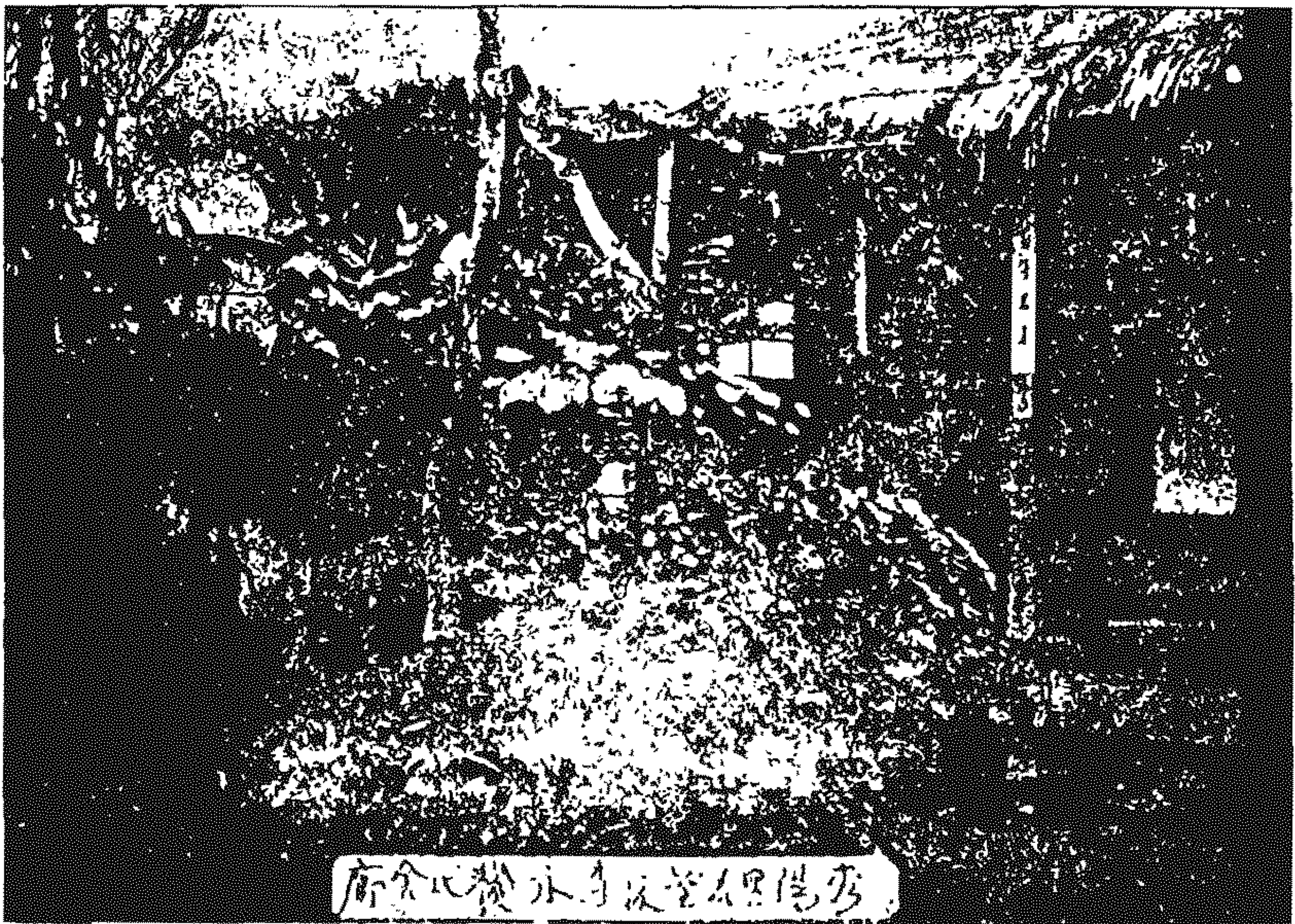
全羅南道務安郡石津面茶山里羅州金氏資家金鑄煥 家 民



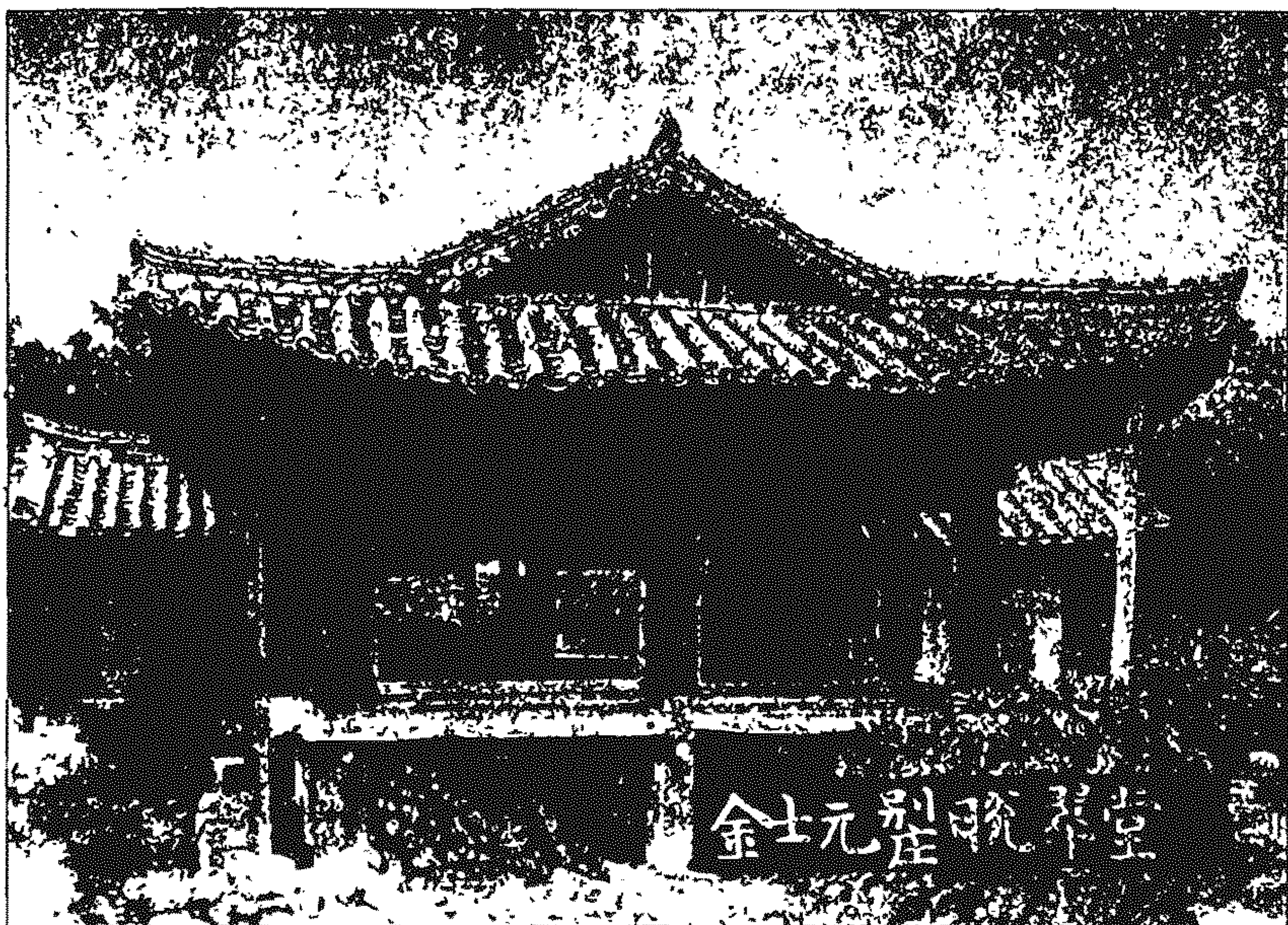
全羅南道高興郡東江大面江里山宋氏宗家 家 民



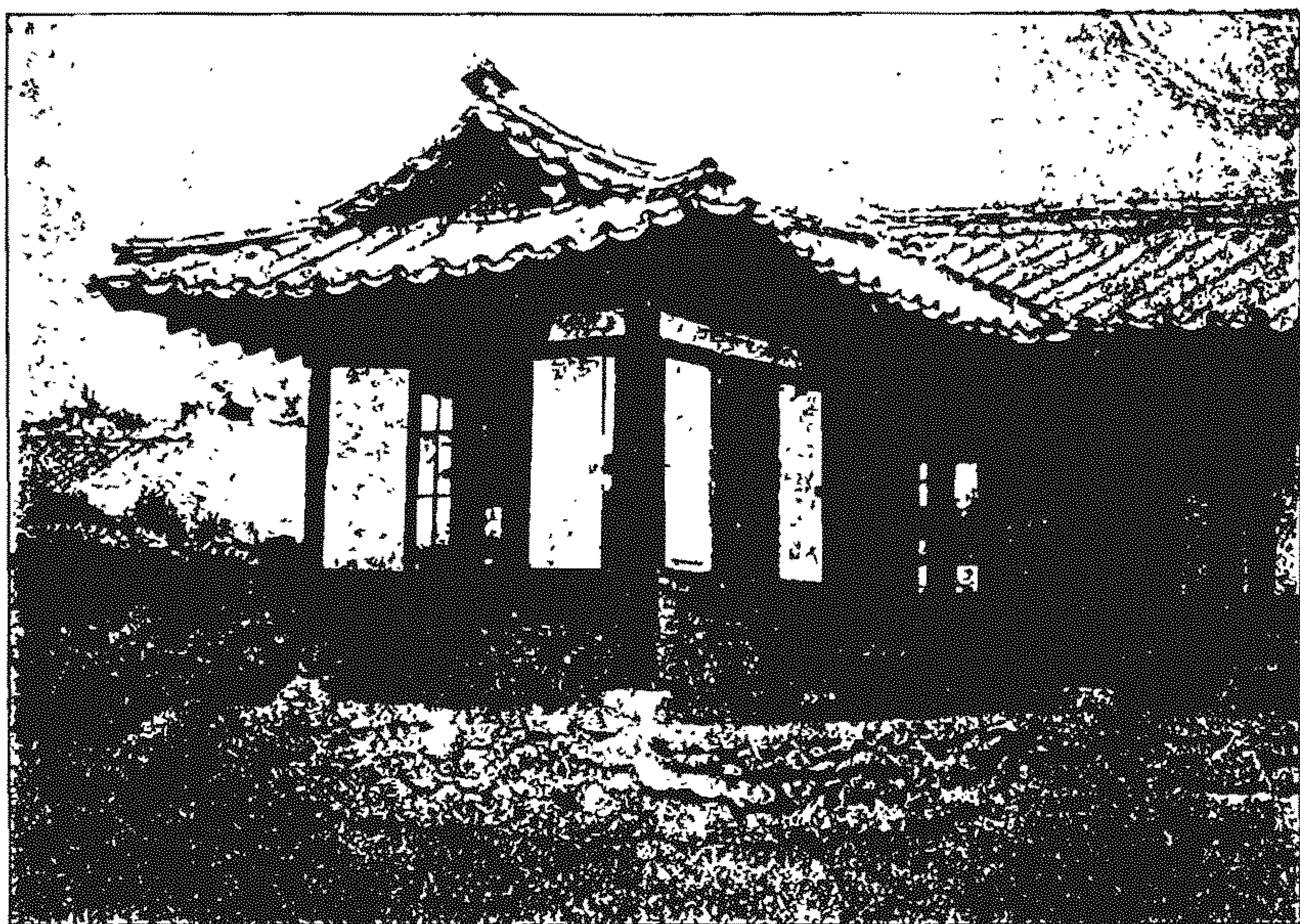
全 家 民 全 縣 南 道 津 州 郡 城 田 秀 陽 里 山 李 氏 名 望 家 李 永 贊 住 宅



全 家 民 全 縣 南 道 津 州 郡 城 田 秀 陽 里 山 李 氏 名 望 家 李 永 贊 住 宅



粹光金家宗氏金東安洞村沙面谷點郡城義道北尙慶 家 民



家產資氏李川永洞雲山面城金郡妙義道北尙慶 家 民

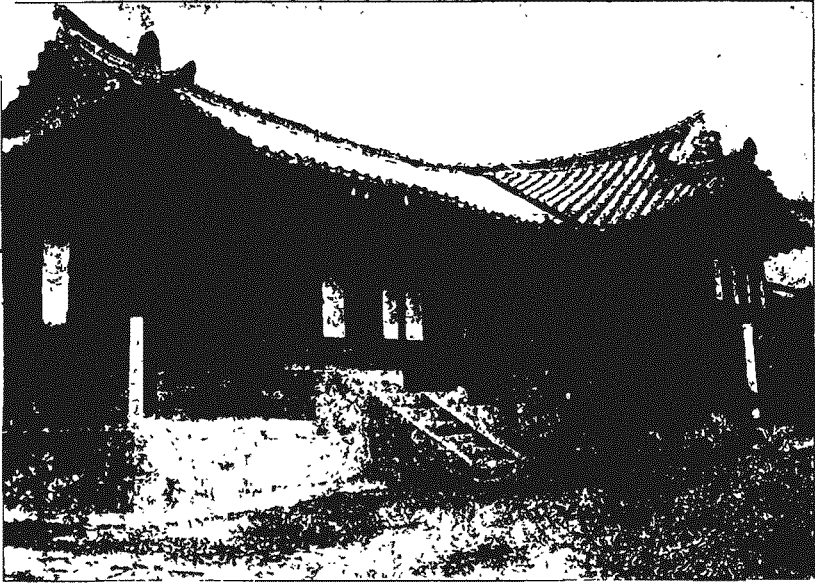


羅氏宗家正殿 廟辛丑建築(距今以遠前)

家宗氏權東安洞大東里西五面田鎮郡原昌道南尙慶 家 民



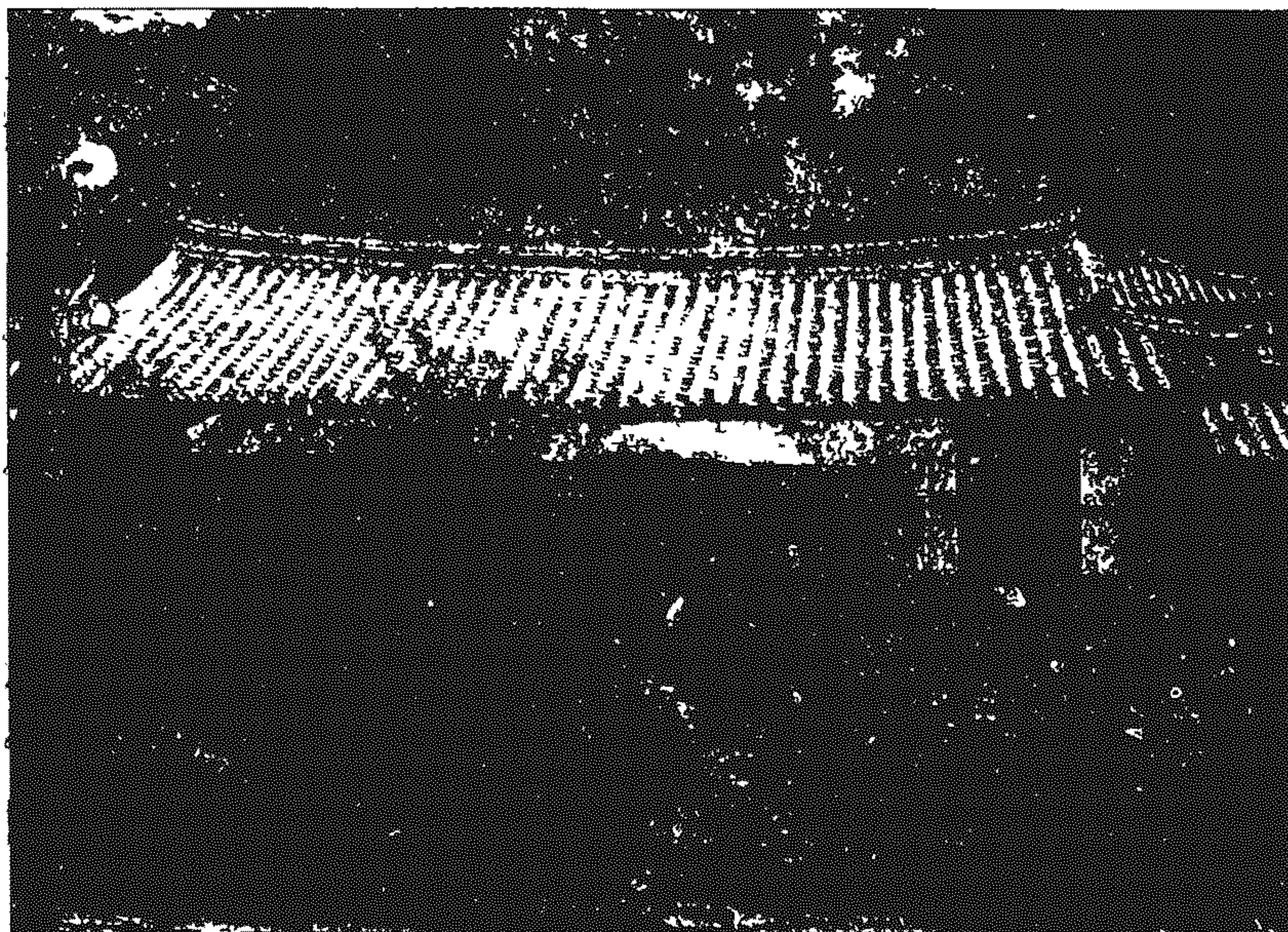
炳淳朴氏朴陽密洞旨薪面川錫郡道清道北尙慶 家 民



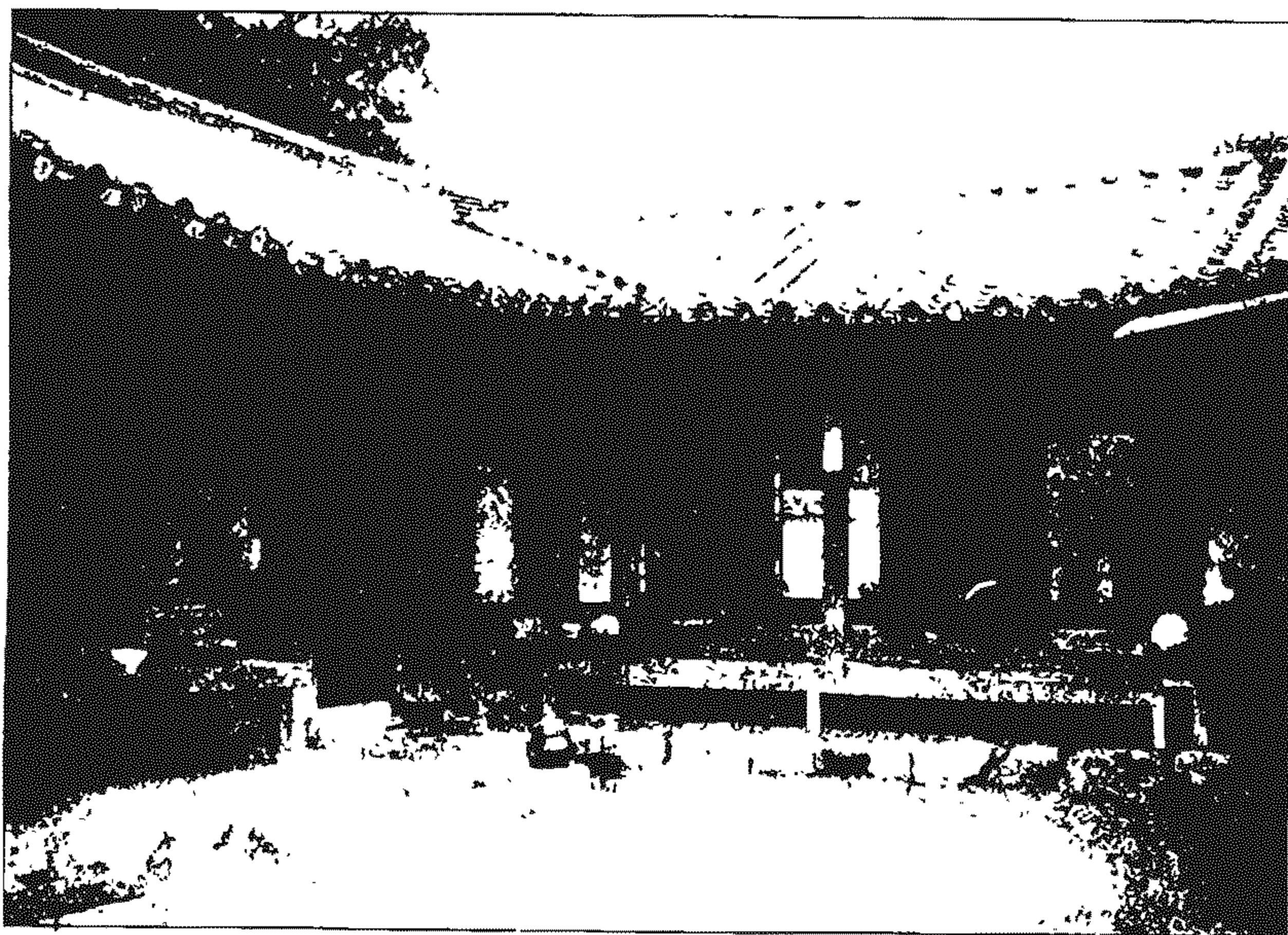
相近鄭氏鄭東河里坪介面谷池郡陽威道南尙慶 家 民



相近鄭氏鄭東河里坪介面谷池郡陽威道南尙慶 家 民



(一其) 賢淳鄭氏鄭東河里坪介面谷池郡陽成道南尙慶 家 民



(二其) 賢淳鄭氏鄭東河里坪介面谷池郡陽成道南尙慶 家 民



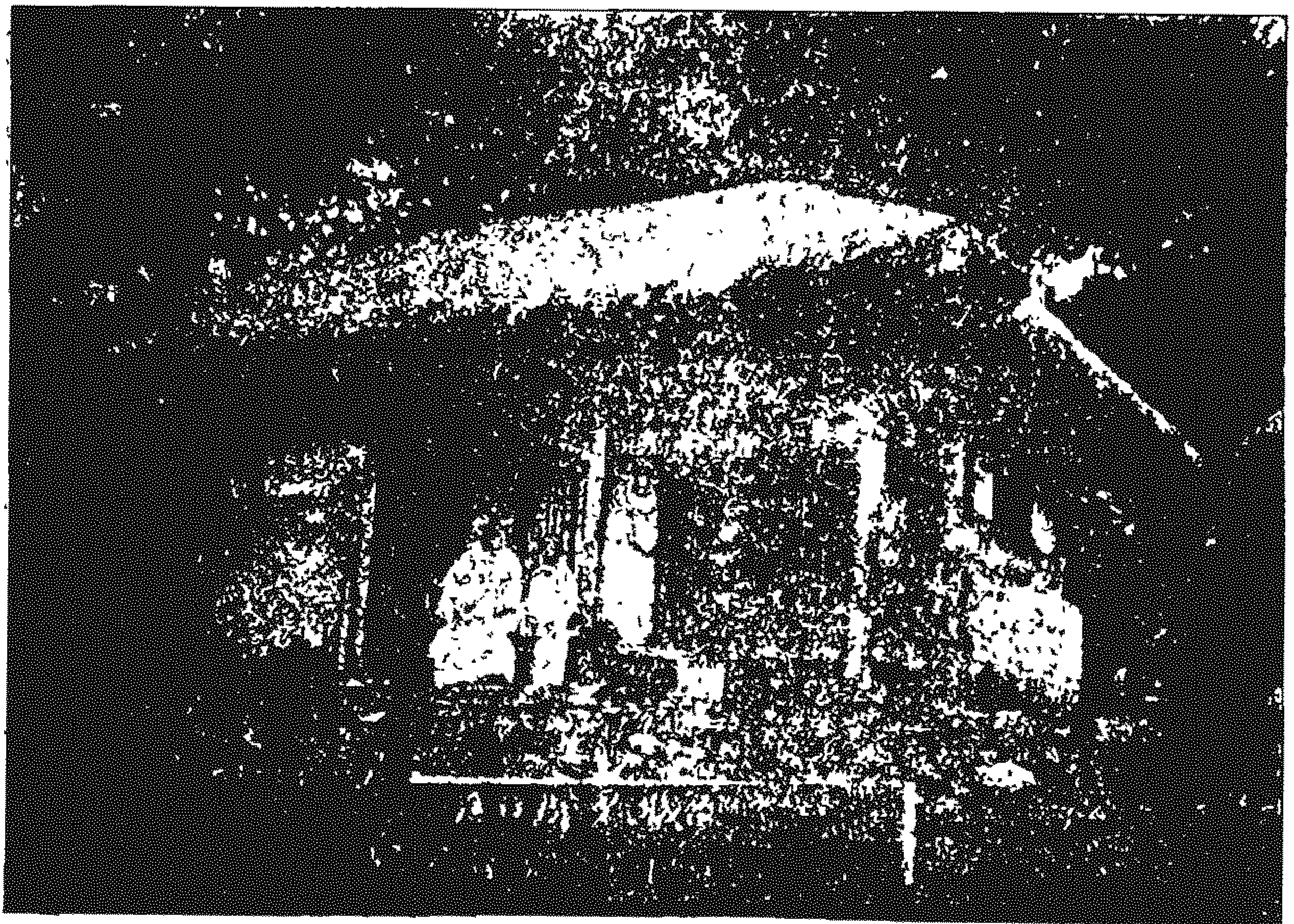
直配李家宗氏李州全里山馬里禮明面芳蓮郡禾松道海黃 家 民



棧承李家產資氏李州全里山馬里禮明面芳蓮郡禾松道海黃 家 民



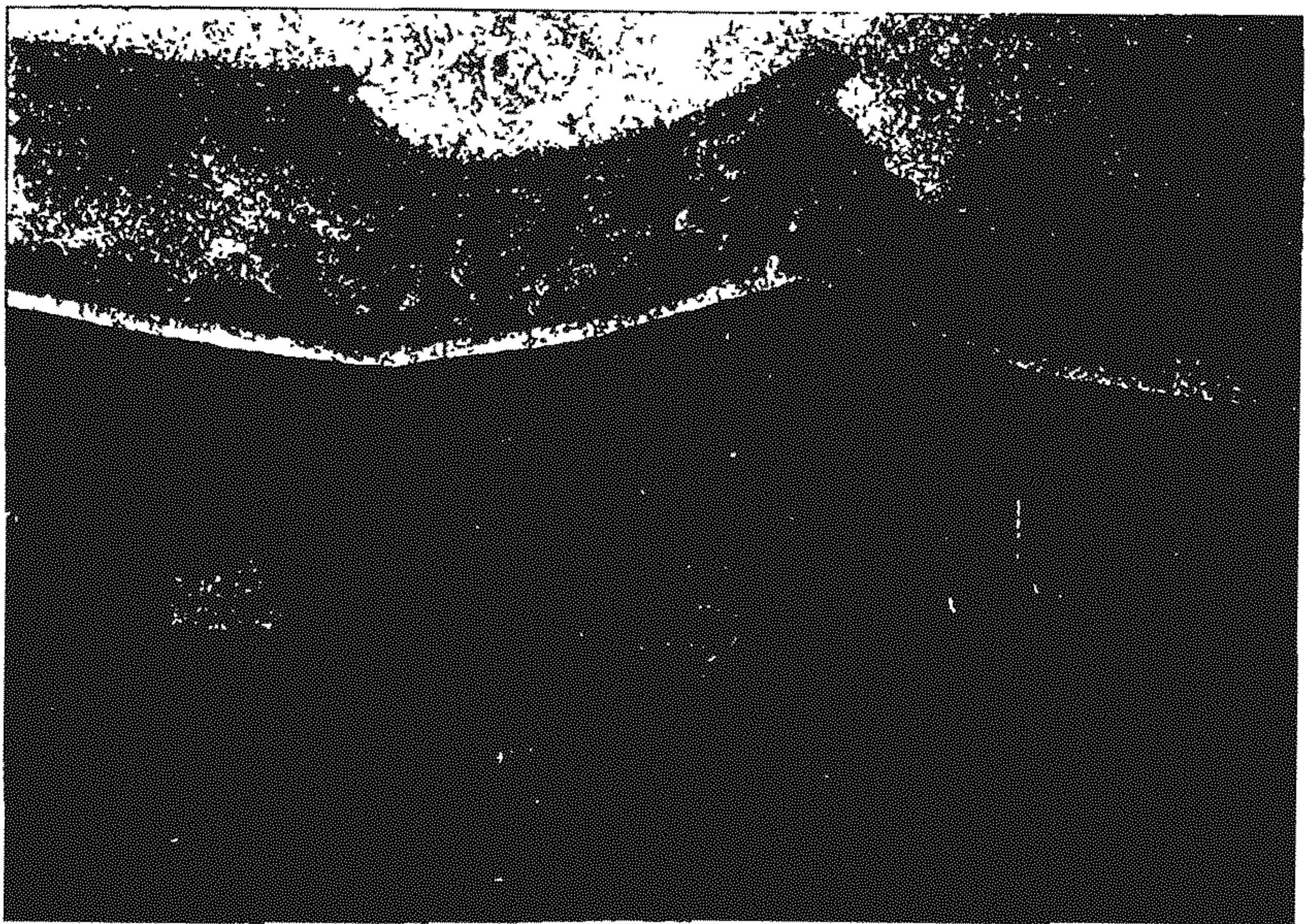
黃海道延白郡花面松里城洞順興安氏家宗家安柵直 家 民



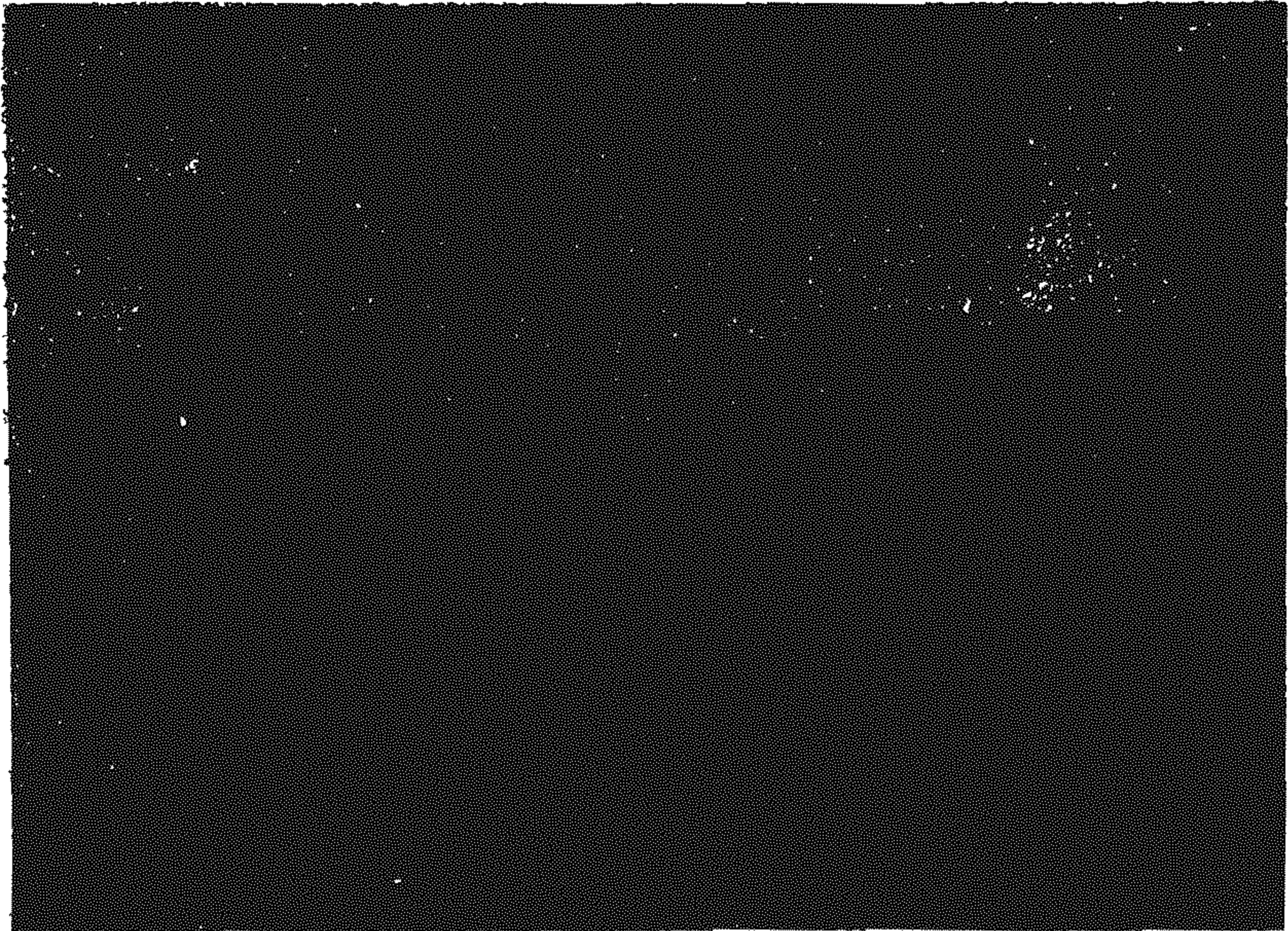
黃海道延白郡花面松里城洞順興安氏名望家安承國 家 民



八承安家望名氏安興順洞城松里川松面城花郡白延道海黃 家 民



家產資氏金山光里閃大面鉞西郡山鳳道海黃 家 民



家 民 黃海道鳳山郡西面大閑里光金山宗氏家(建於十四百年)



家 民 平安市道平原郡東松面君子里月峯山車延村安氏宗家



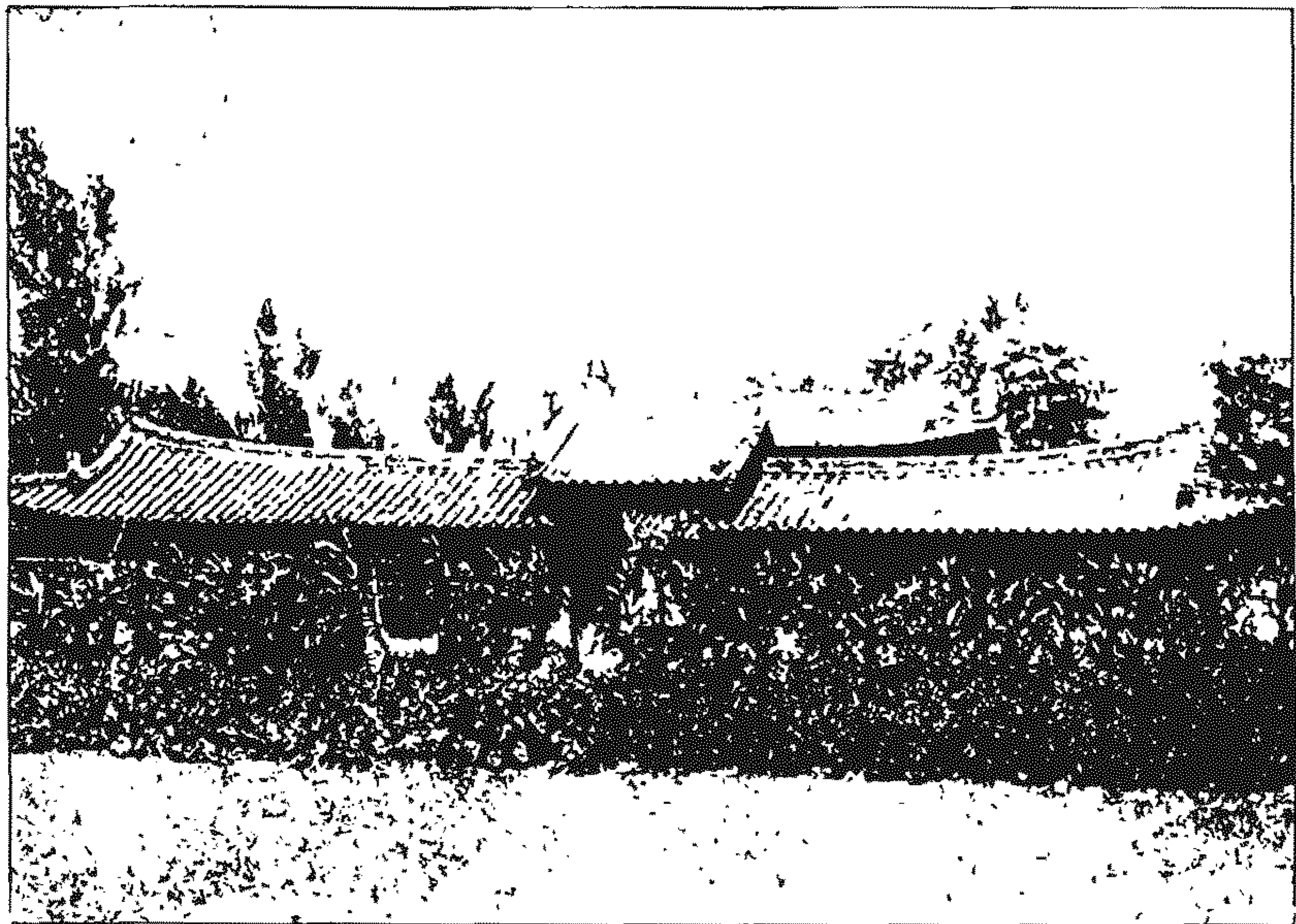
家宗氏桂安遂谷茂杜洞營軍古面川傑郡川宥道北安平 家 民



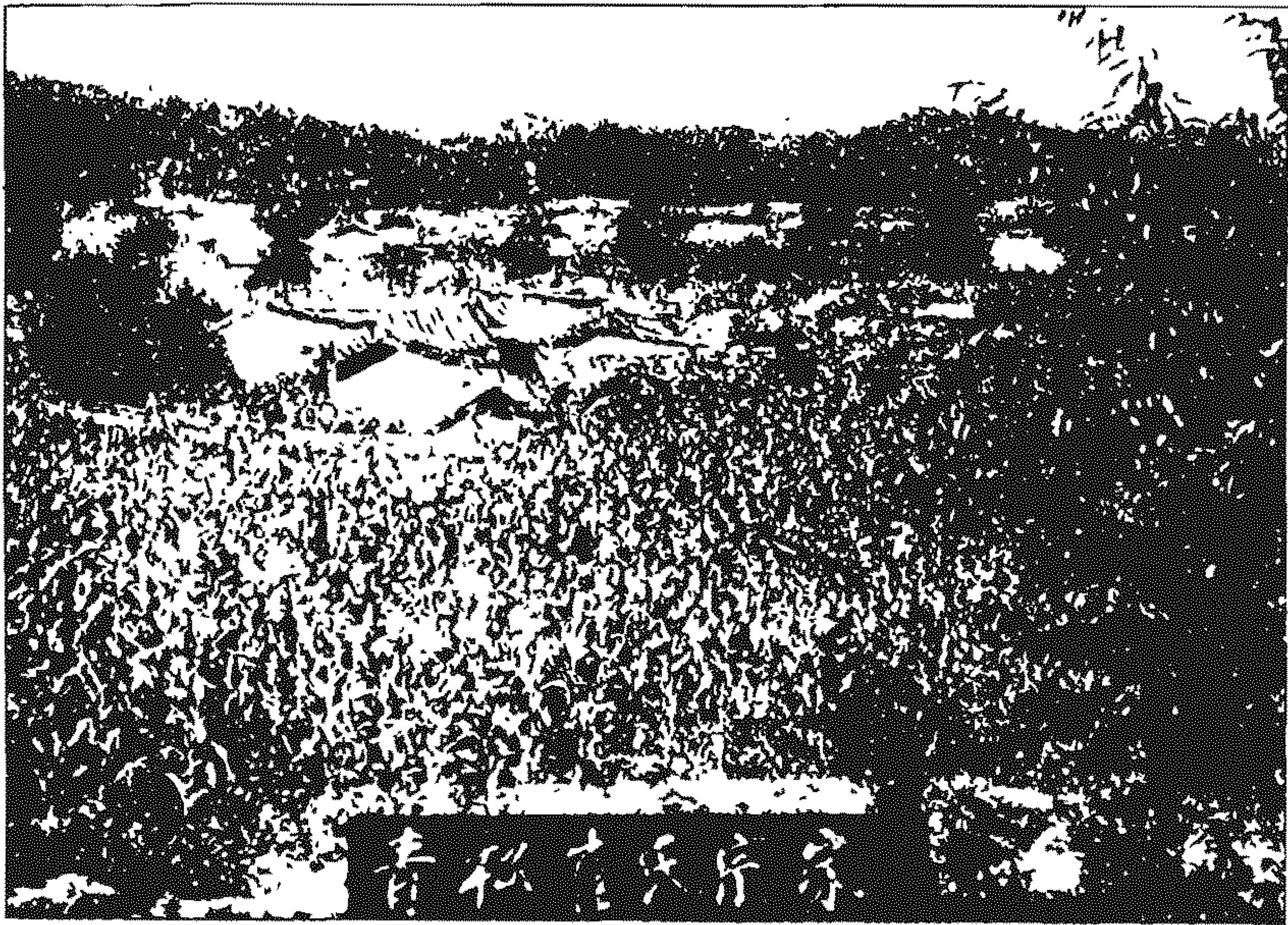
庭龍桂氏桂安遂谷茂杜洞營軍古面川傑郡川宥道北安平 家 民



家宗氏金州慶村金洞浦龍面邊寧郡邊寧道北安平 家 民



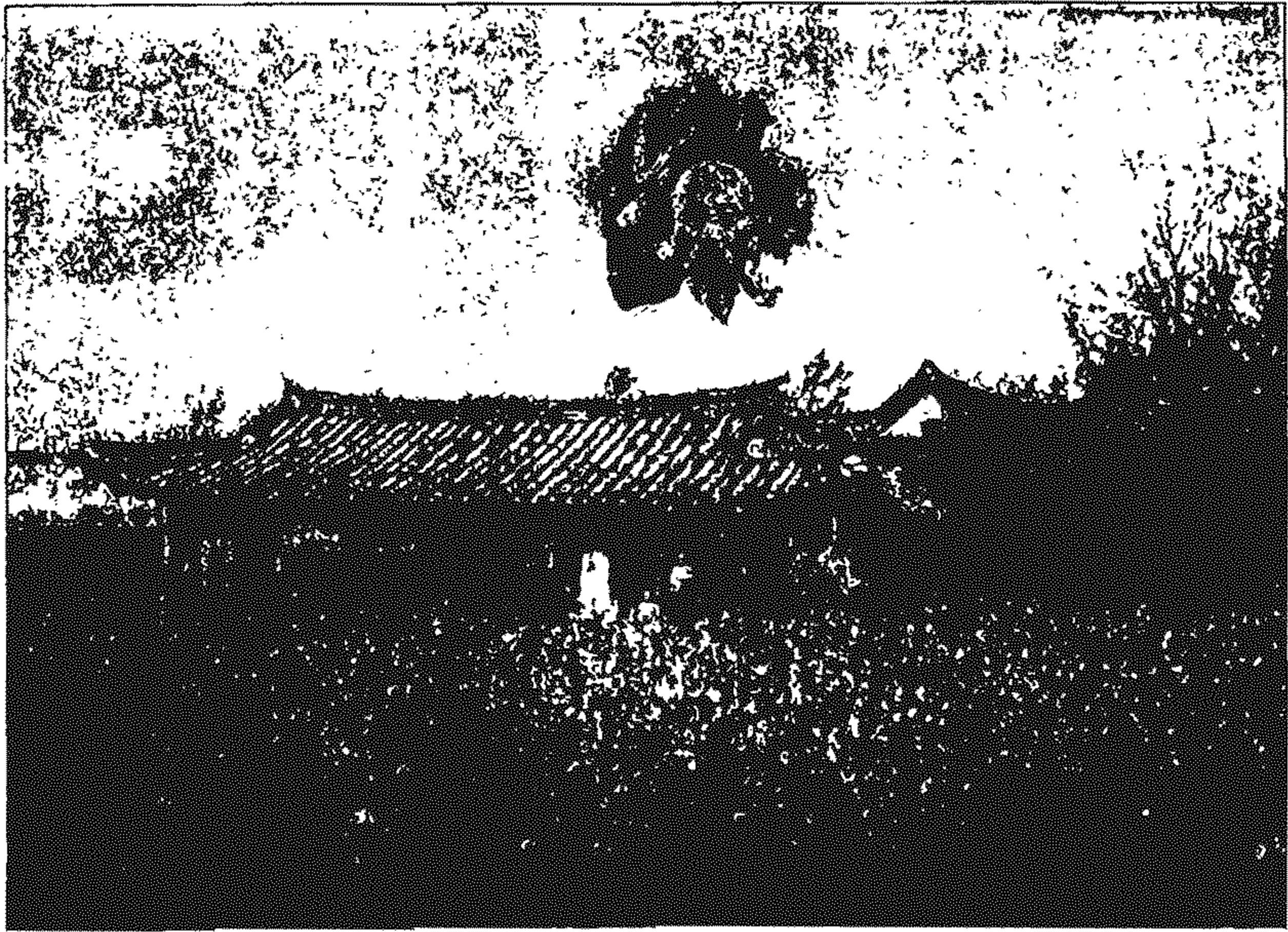
圭成金家望名氏金東安申陽背洞觀松面羅府郡川龍道北安平 家 民



家宗氏崔松青洞長南面南外郡州朔道北安平 家 民



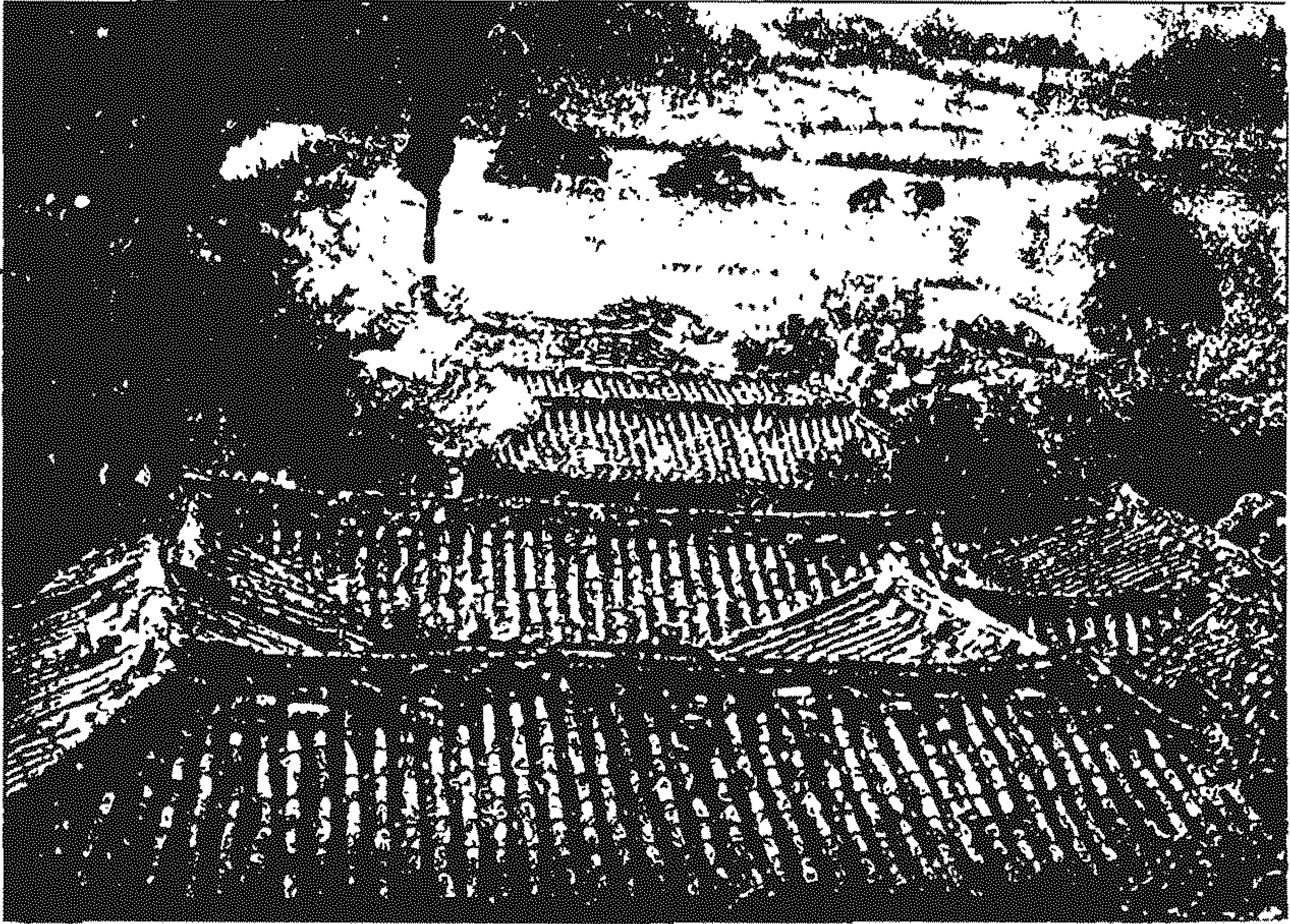
變尙朴家望名氏朴海寧里谷沙面南近郡化金道原江 家 民



民家 江原道金化郡近南面沙谷里寧海朴宗氏家仁煥



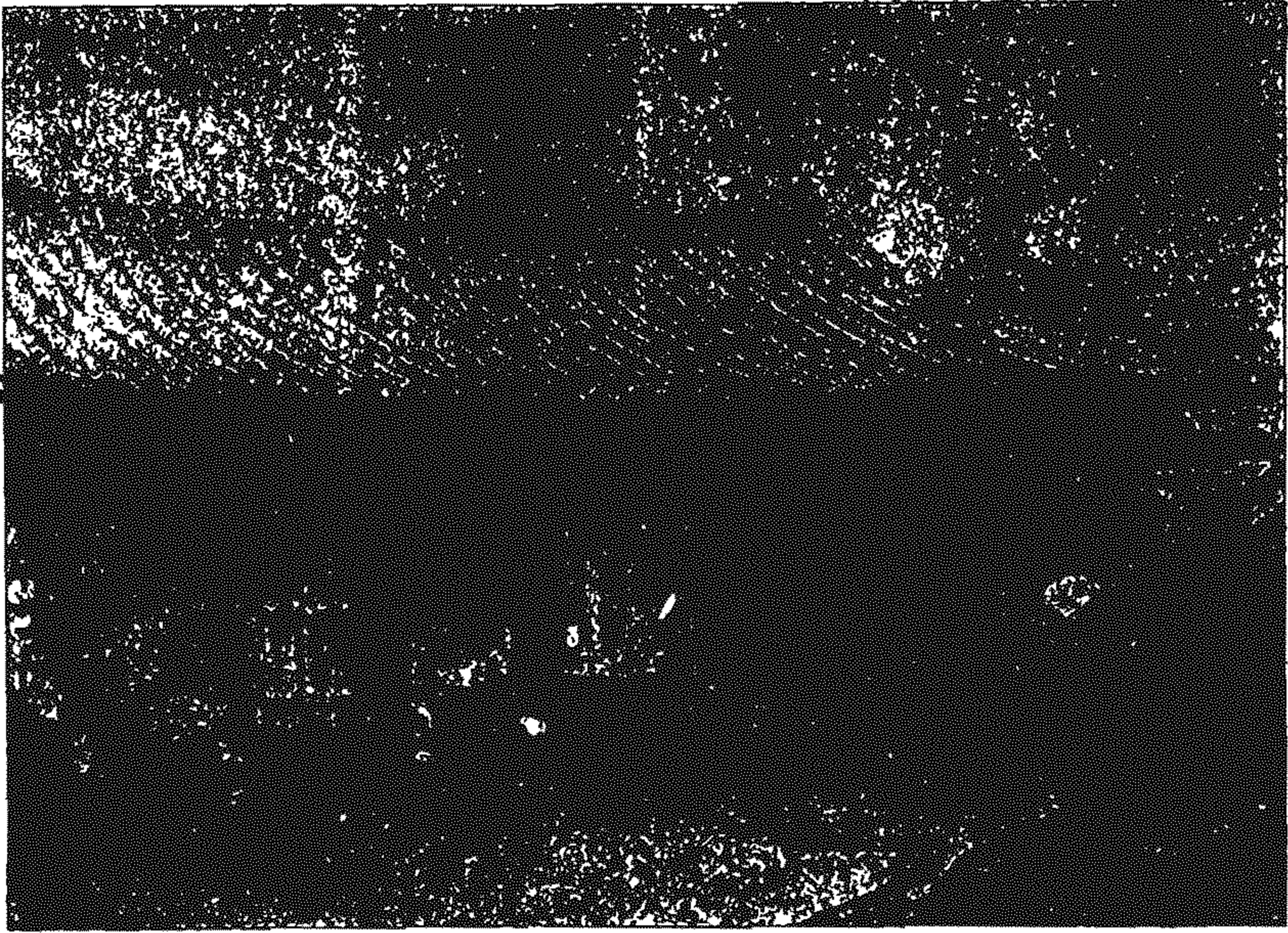
民家 江原道三陟郡近德下面孟芳里南陽洪宗氏家(築建年五代百)



植茂金家宗氏金山蔚里號龜面丈夫郡川伊道原江 家 民



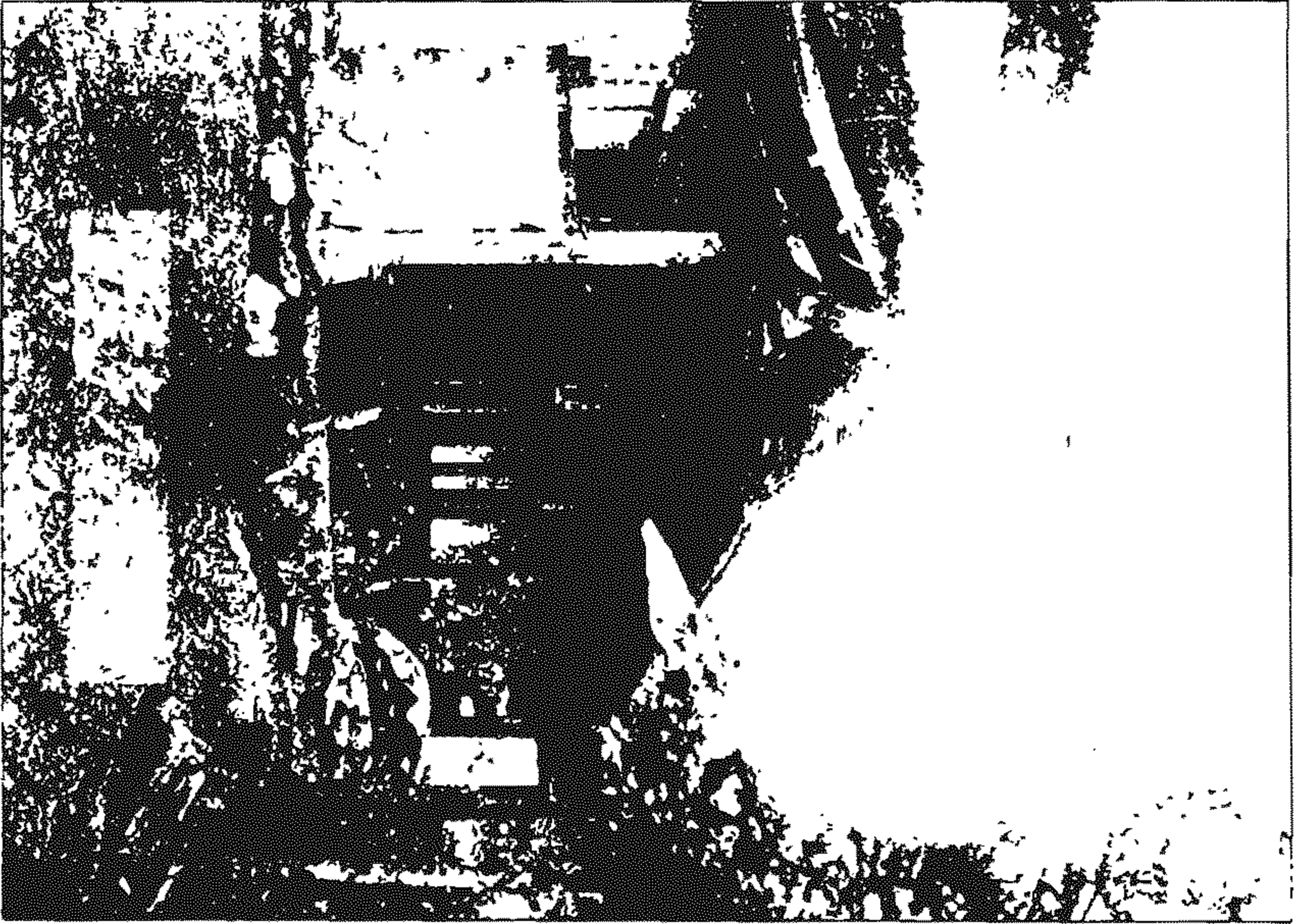
善道朴氏朴海寧坪上里坪上面山龜郡川文道南鏡成 家 民



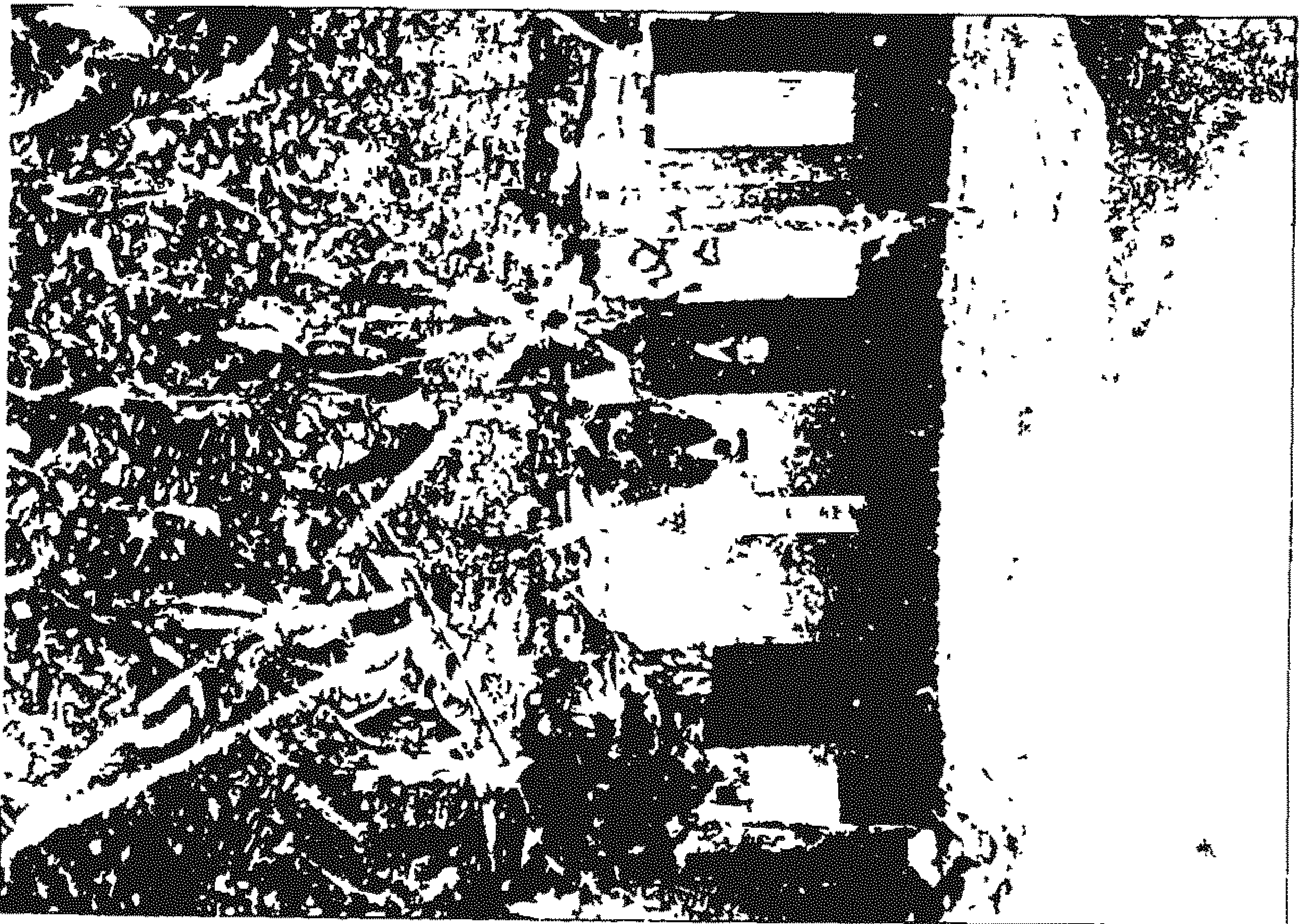
家産資氏馬興長村馬洞川有面東鶴郡津城道北鏡成 家 民



九茲申家望名氏申山平村申洞川錦面城鶴郡津城道北鏡成 家 民



民家 京都 嵐山 松尾 日原 元州 齋藤 家



民家 成 北 道 本 郡 越 城 面 川 洞 村 山 中 氏 宗 家



氏河州晋里内縣面豐茂郡朱茂道北羅全 閣 祭



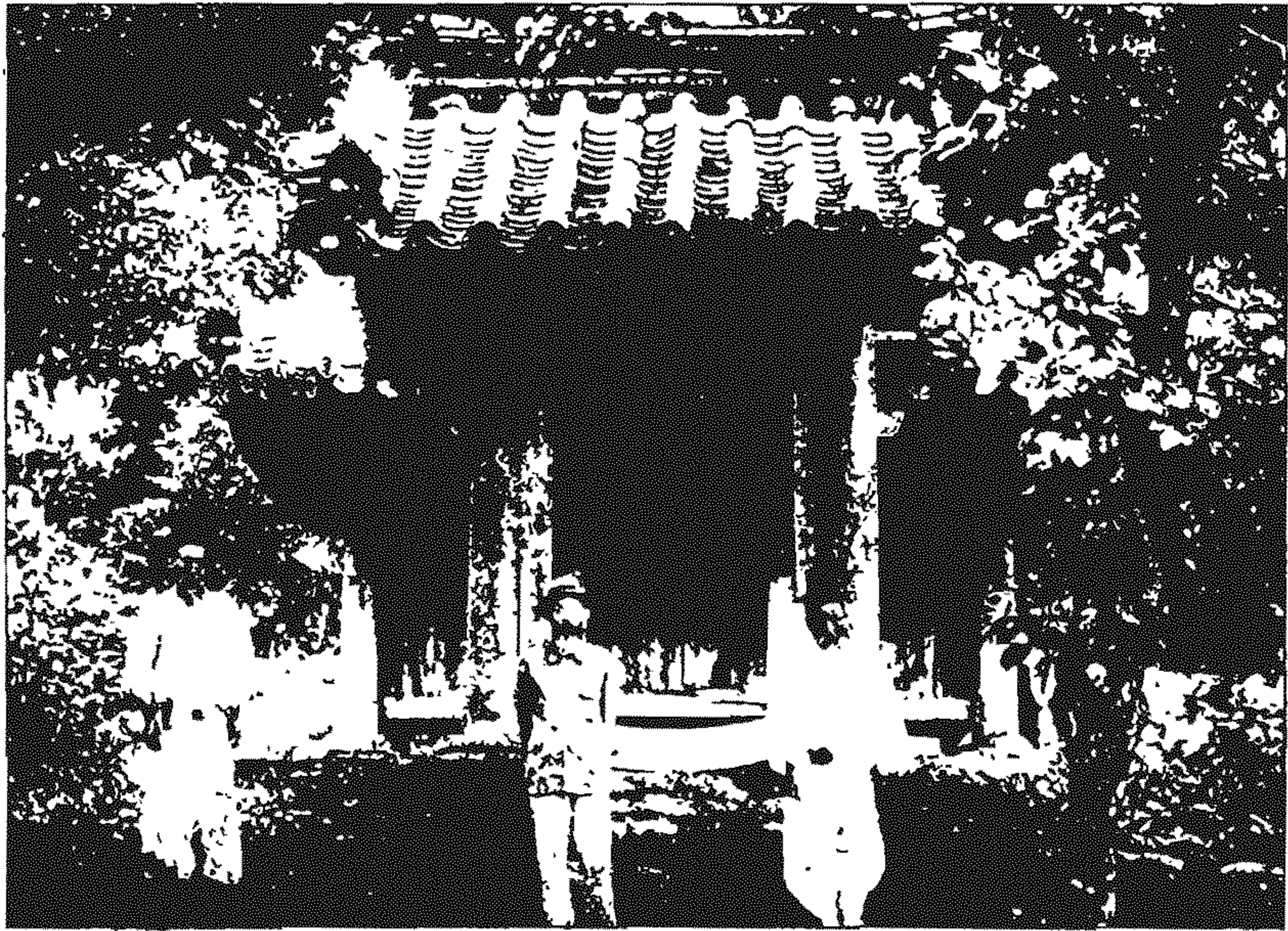
氏楊原南里尾龜面溪東郡昌淳道北羅全 閣 祭



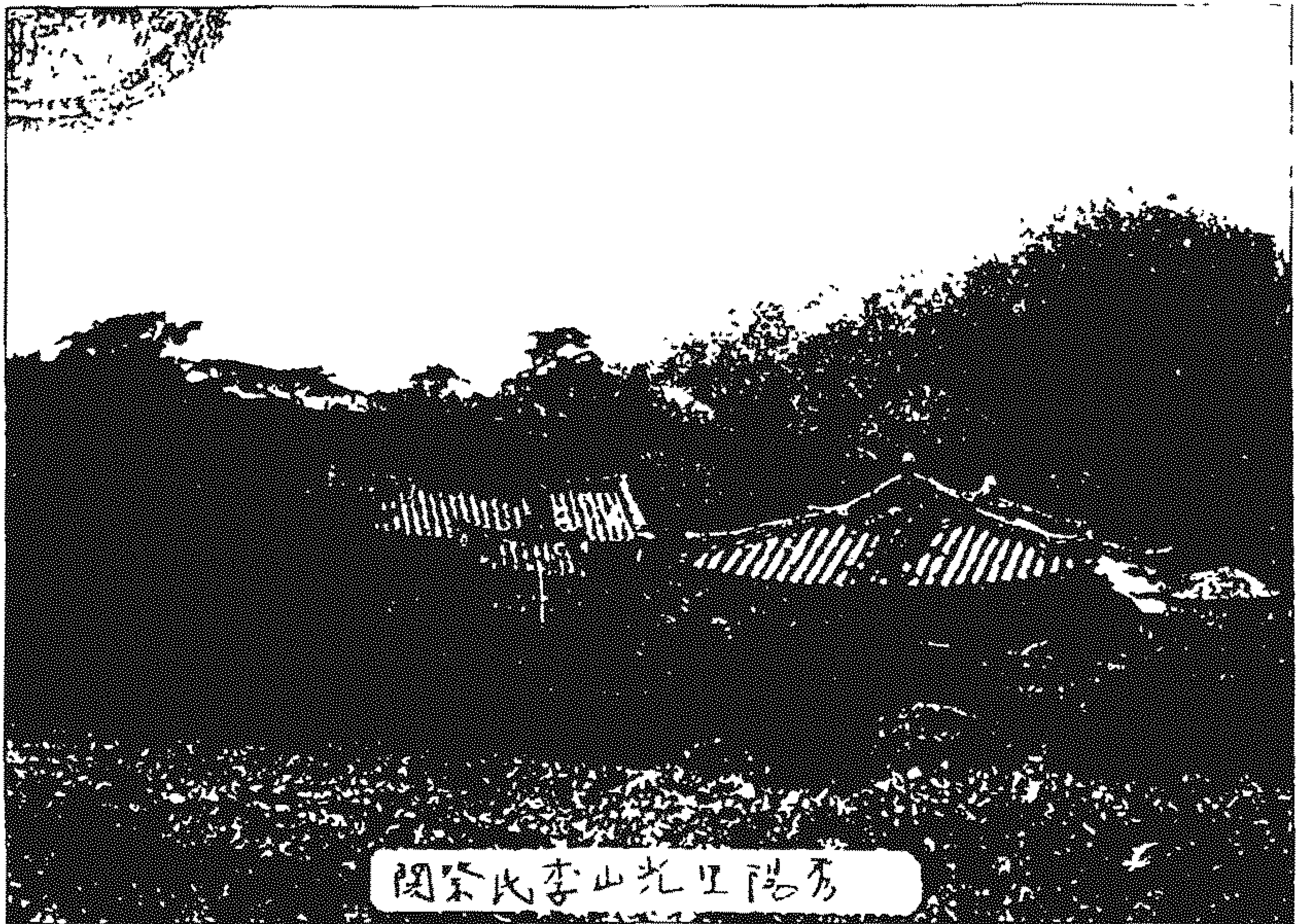
氏李州全面堂侯郡州公道南清忠 關 祭



氏股州幸面阜古郡邑井道北屬全 關 祭

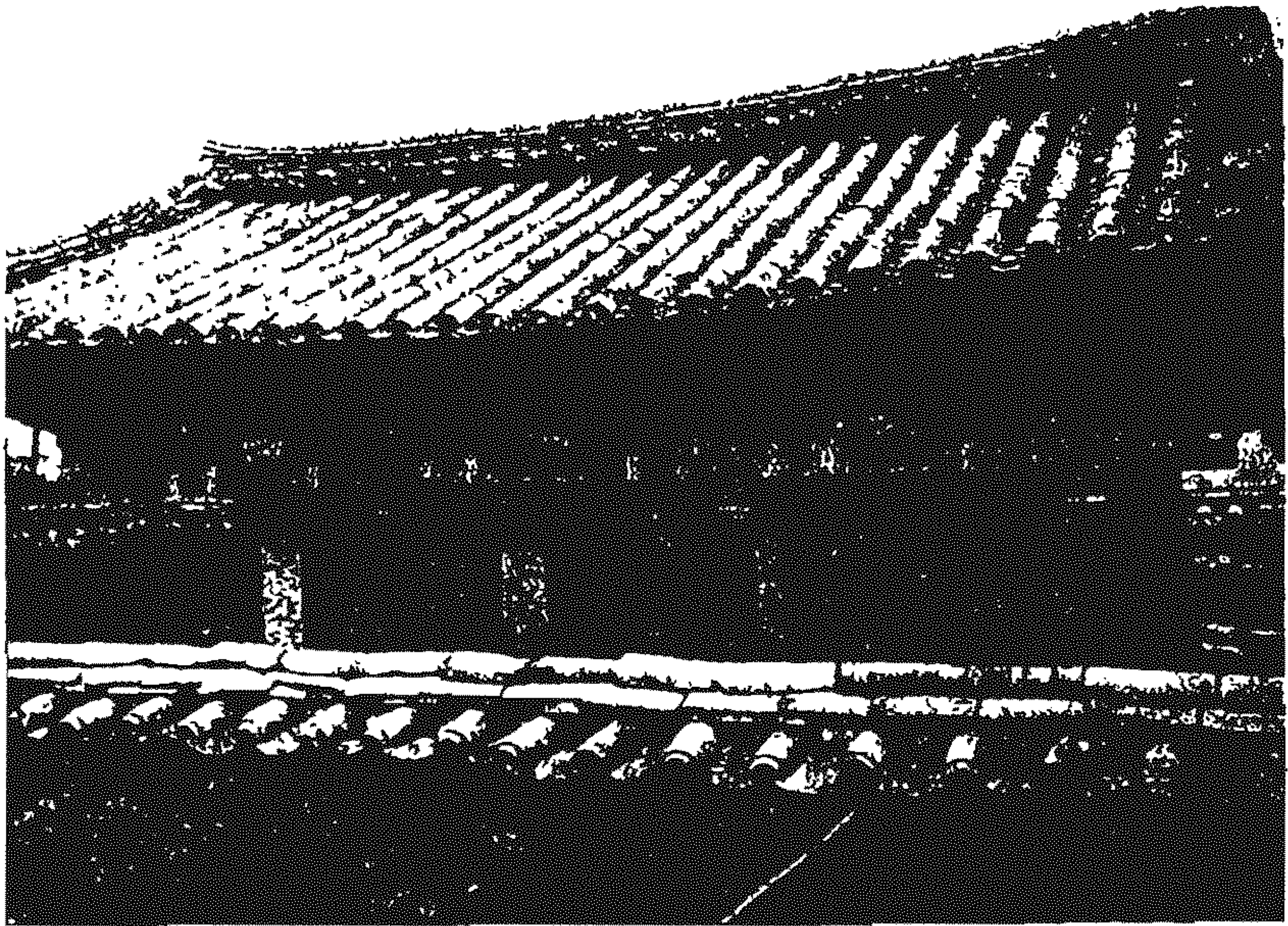


氏鄆州晉里也月面也月郡平成道南羅全 關 祭



關祭氏李山光里陽秀

氏李山光里陽秀面田城郡津康道南羅全 關 祭

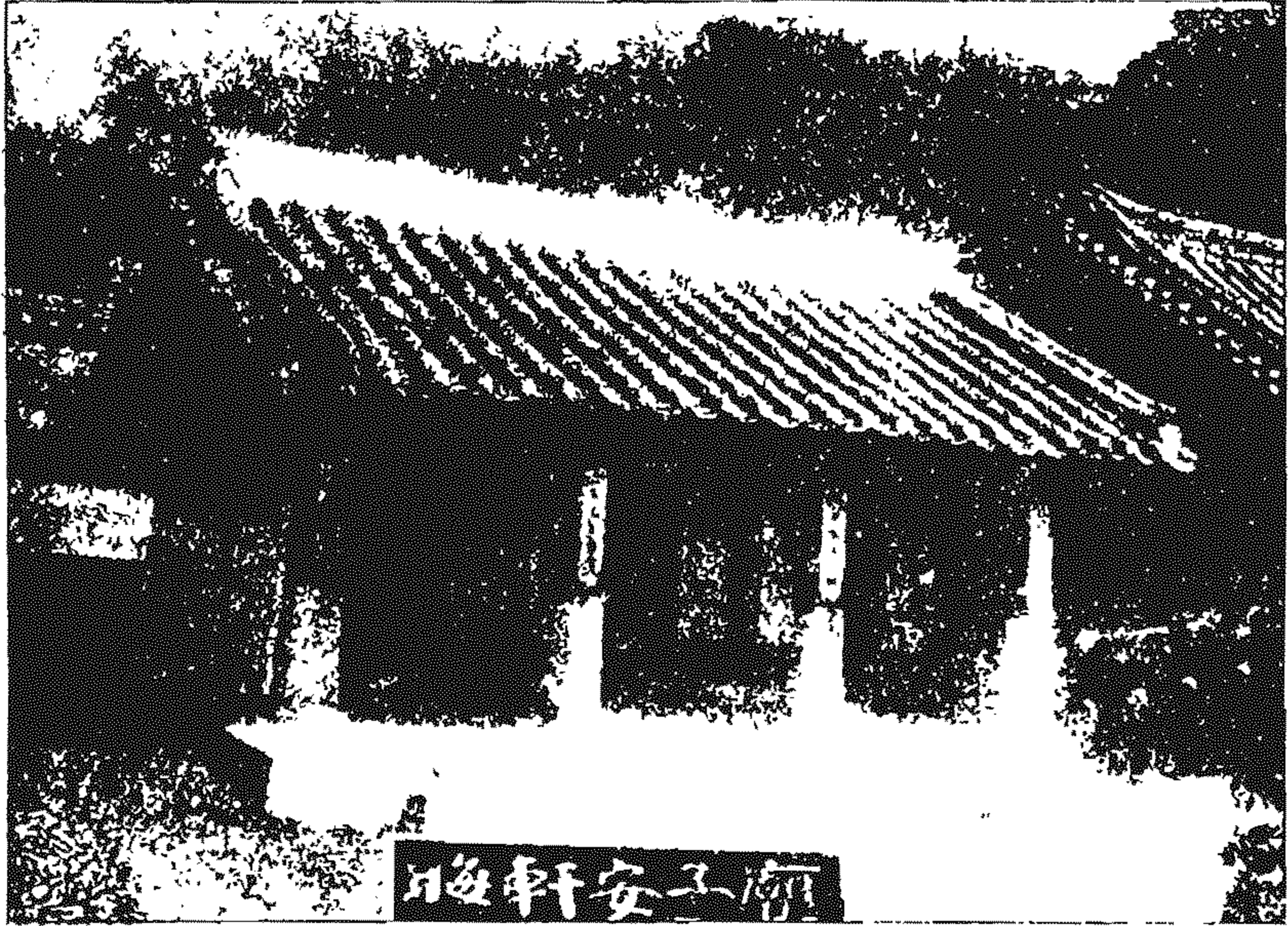


氏鄭東河里坪介面谷池郡陽成道南尙慶 閣 祭

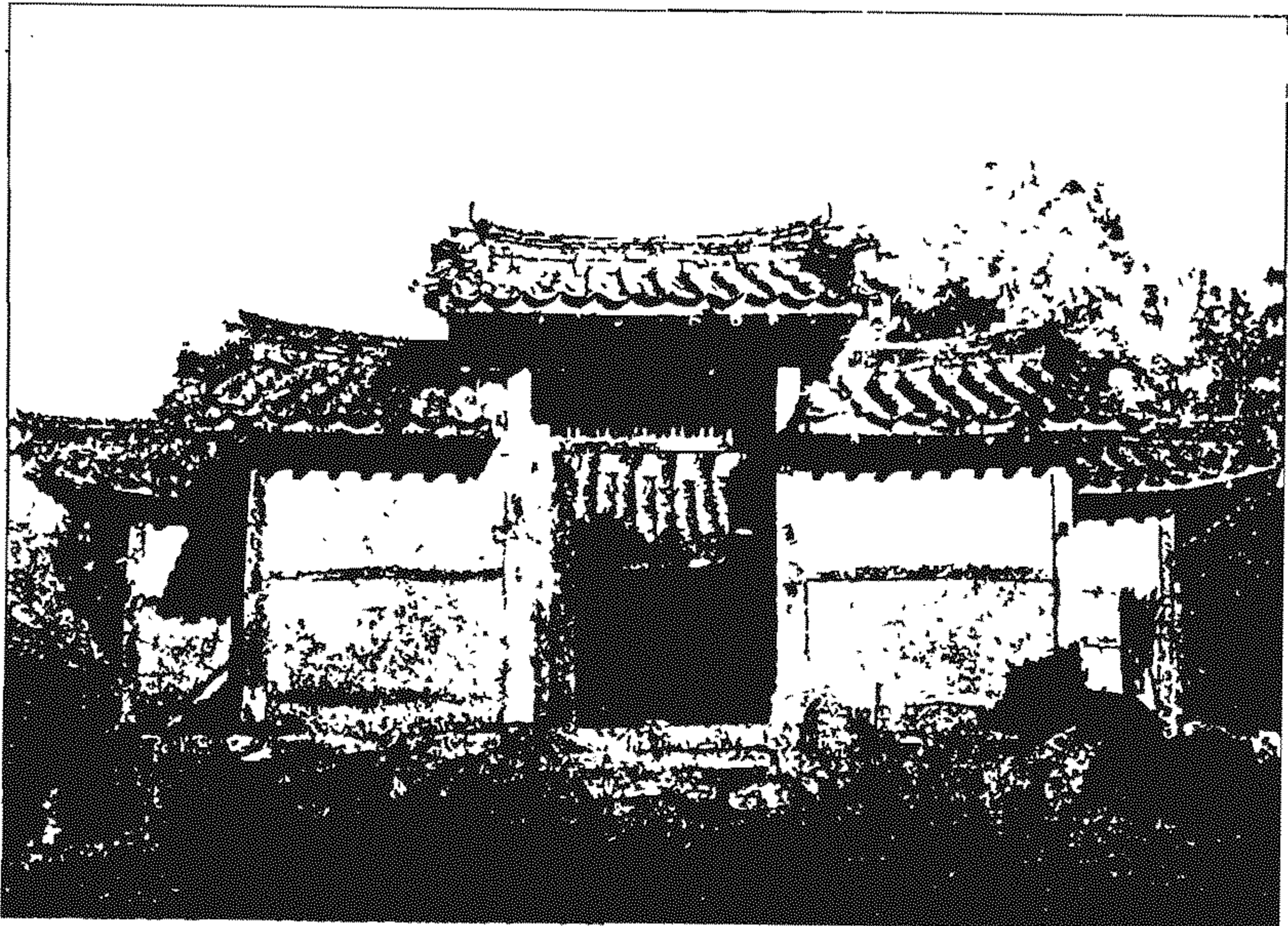


權氏祠堂 顯廟庚子建築(距今275年前)

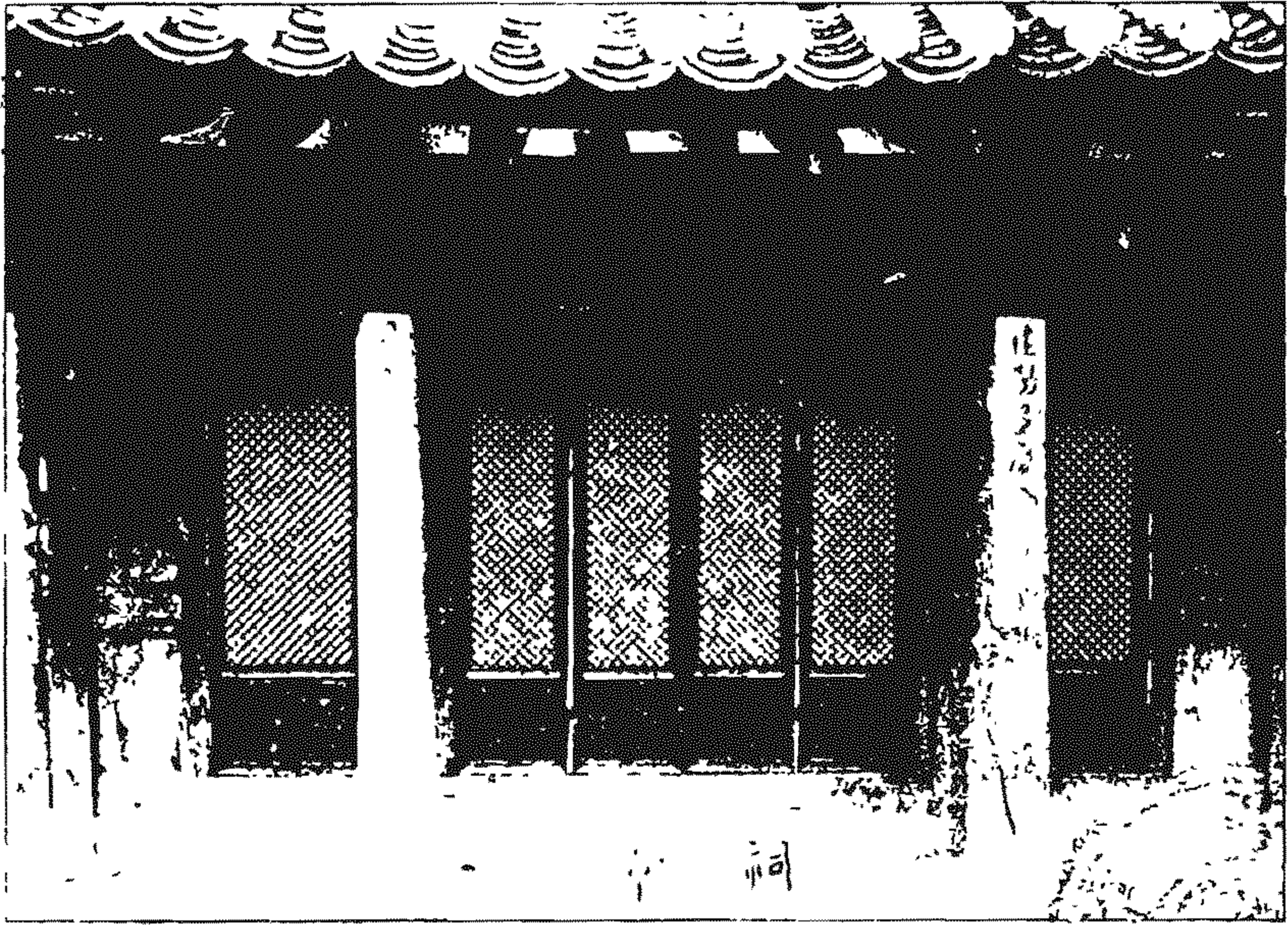
氏權東安洞大東里西五面田鎮郡原昌道北尙慶 堂 祠



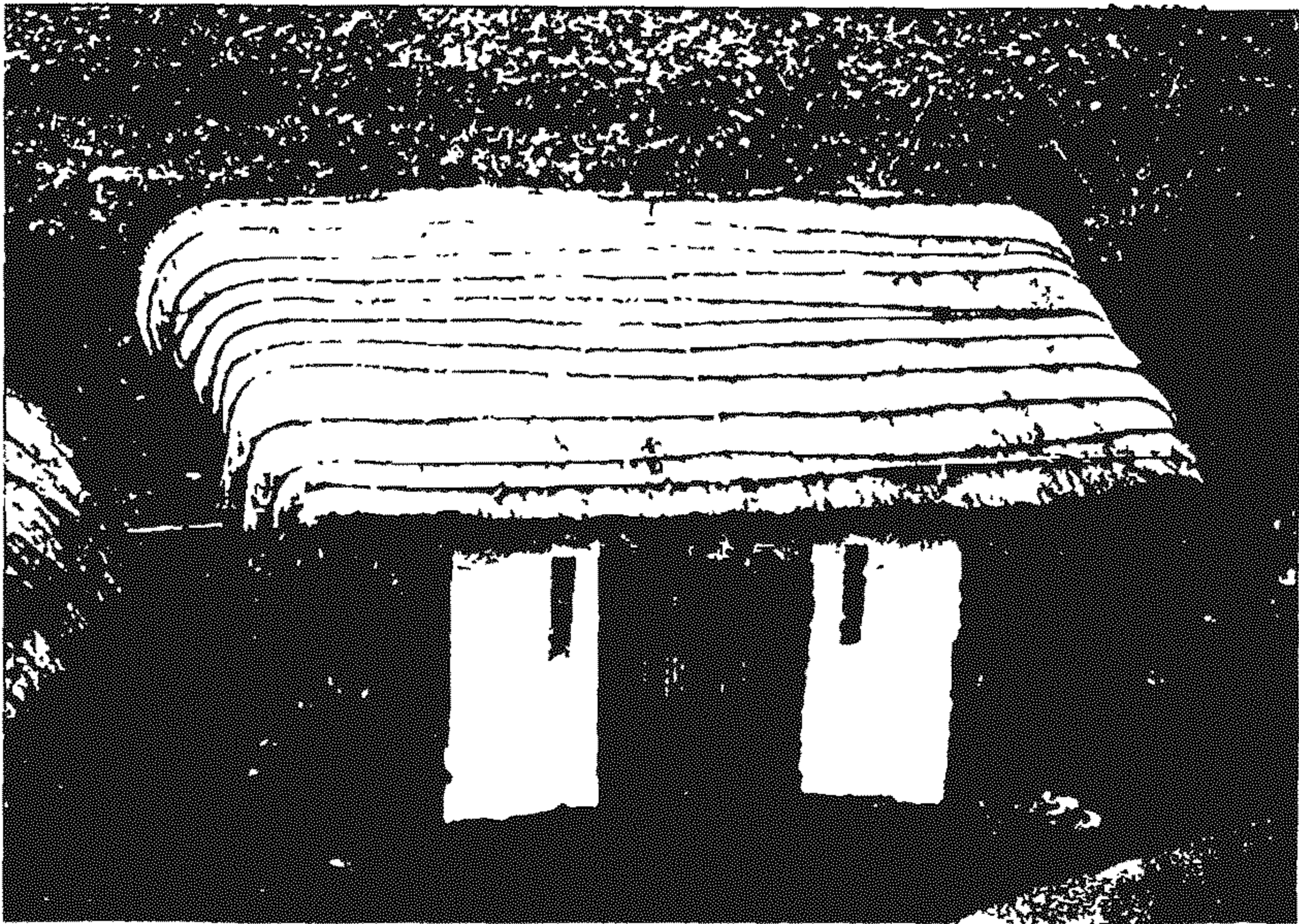
黃海道白郡花面松川里松城順興安氏 齋 堂



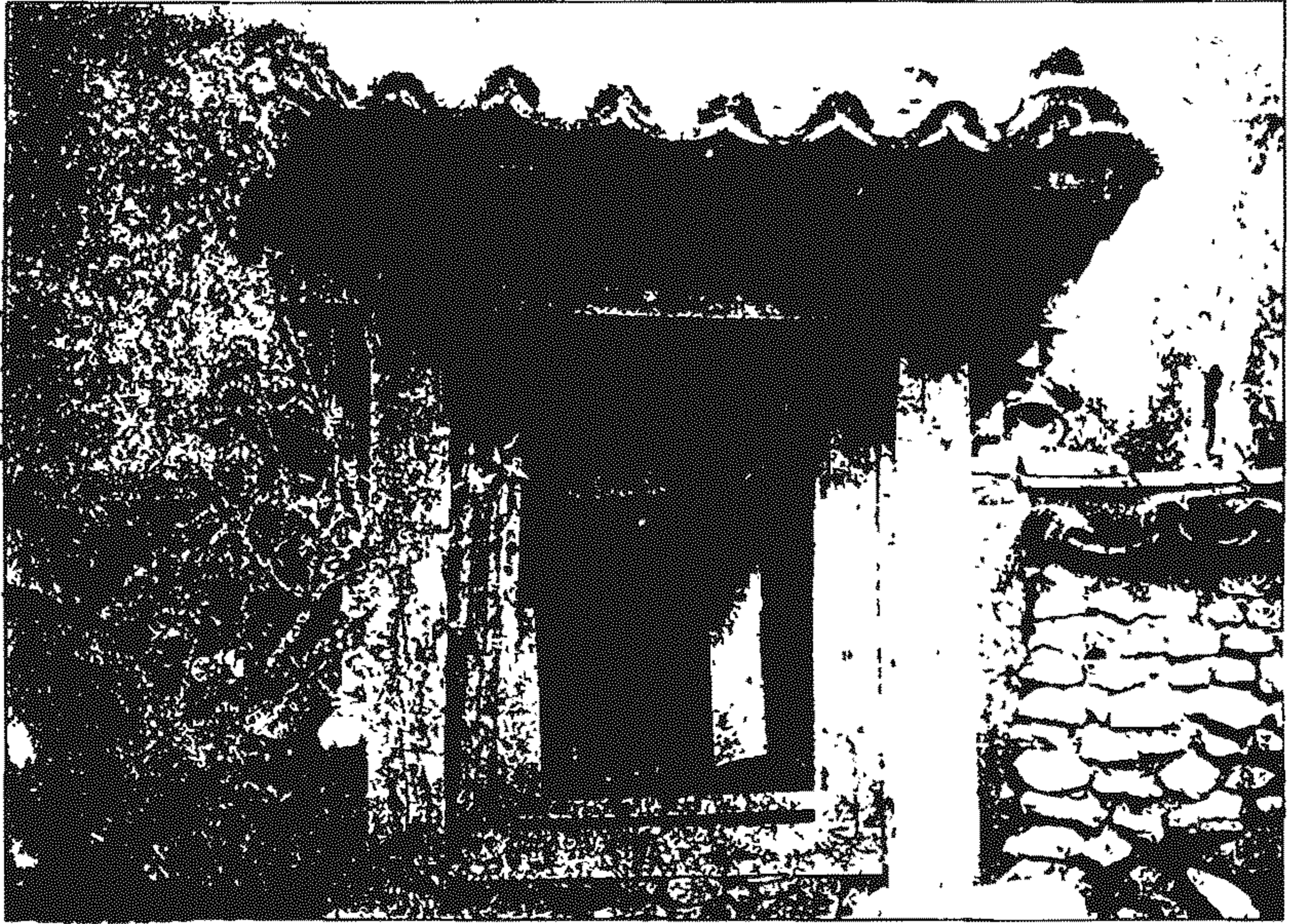
黃海道松禾郡蓮芳面明禮里馬山全州李氏 齋 堂



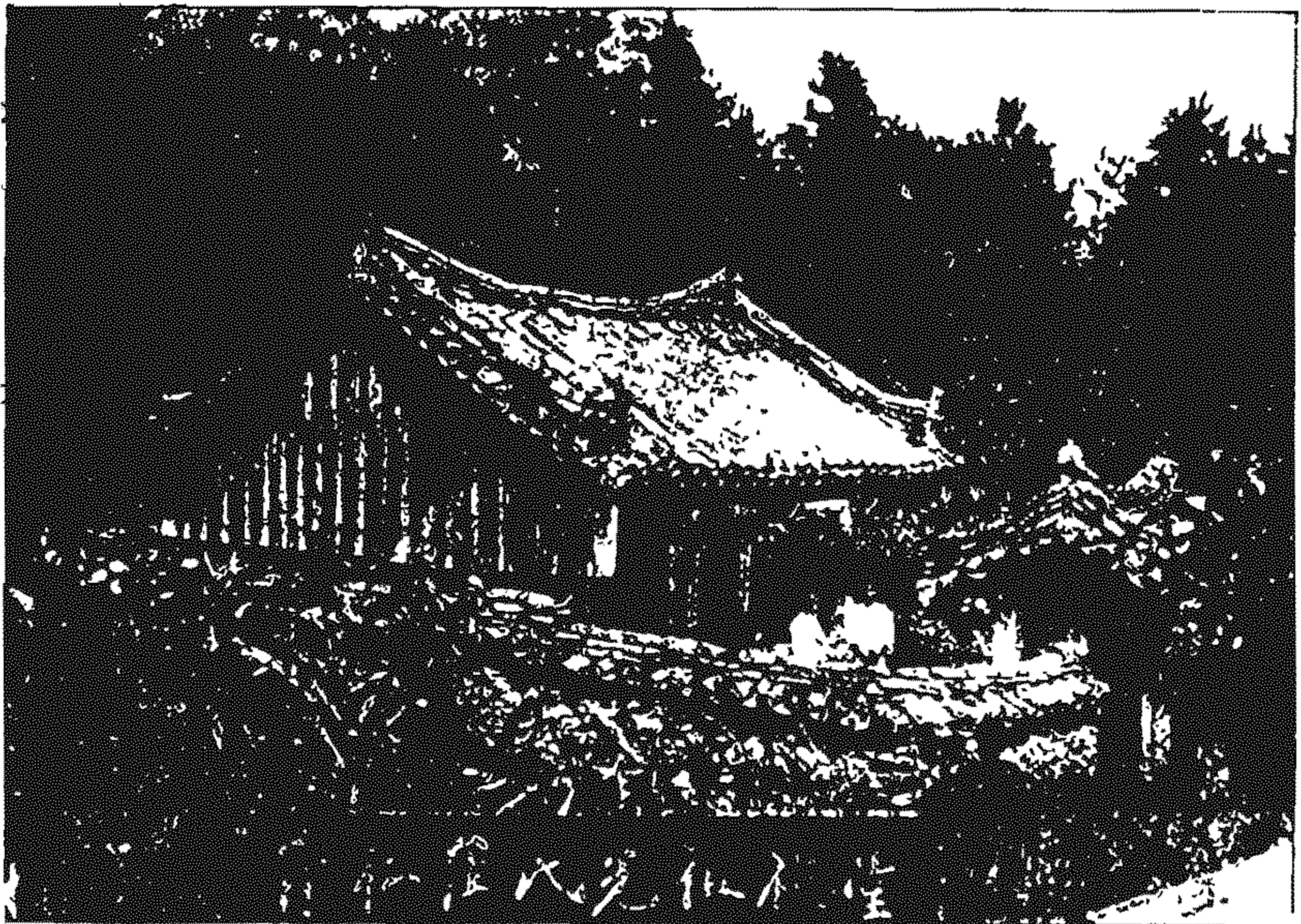
氏張同仁里新上面滿金郡堤金道北羅全 堂 祠



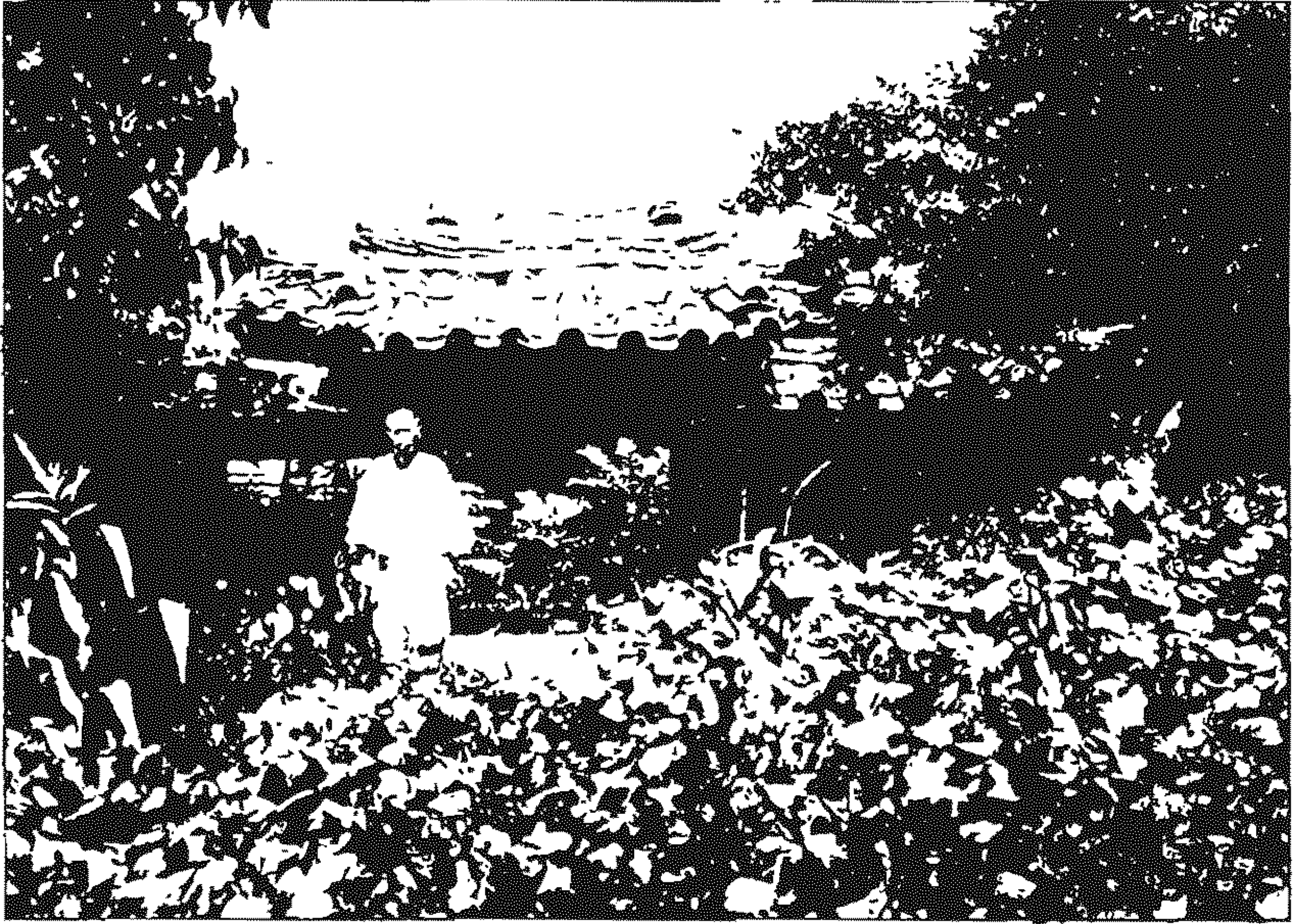
氏金州羅里山茶面津石郡安務道南羅全 堂 祠



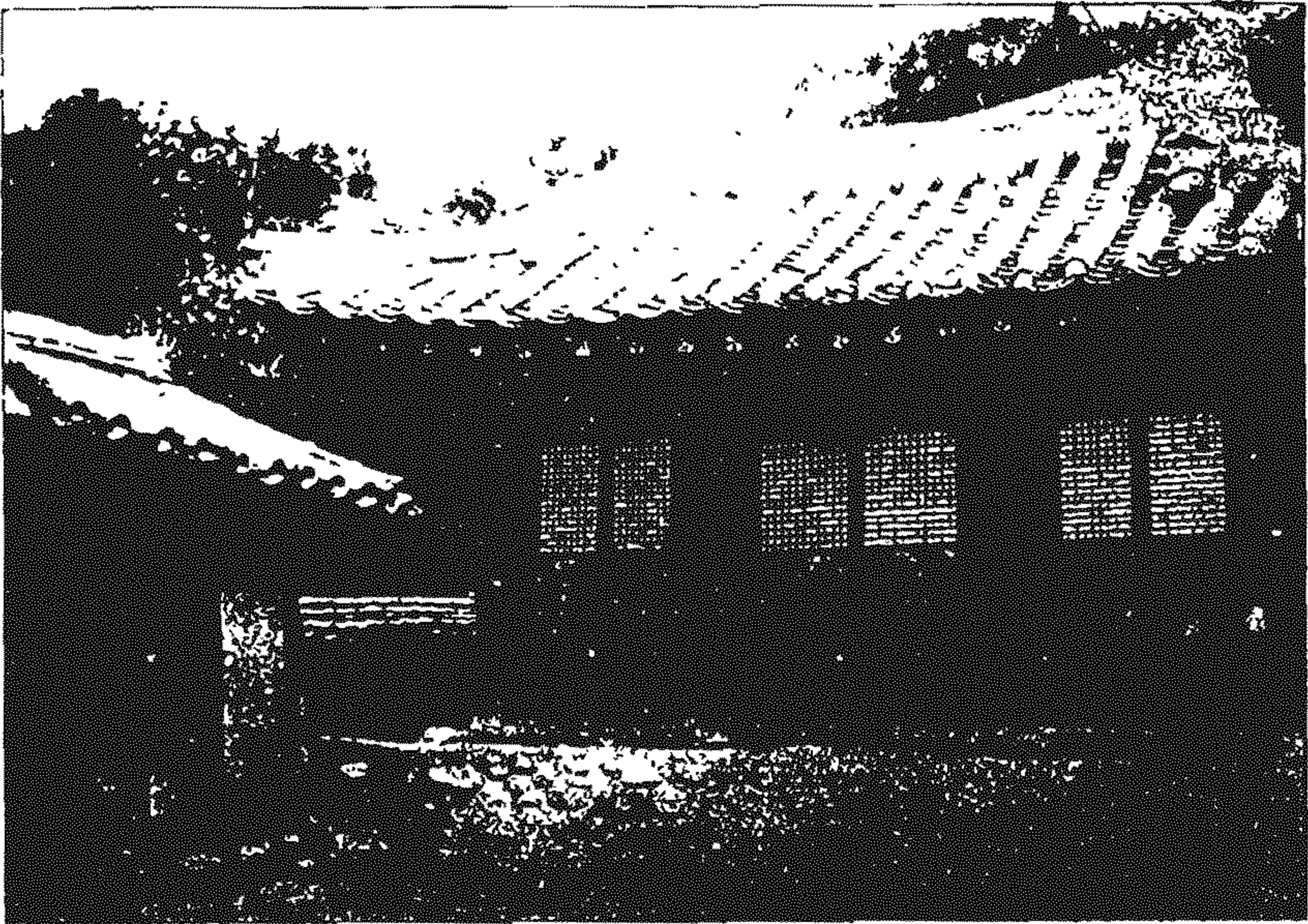
氏桂安遂谷茂杜洞谷軍古面川深郡川阜道北安平 堂 祠



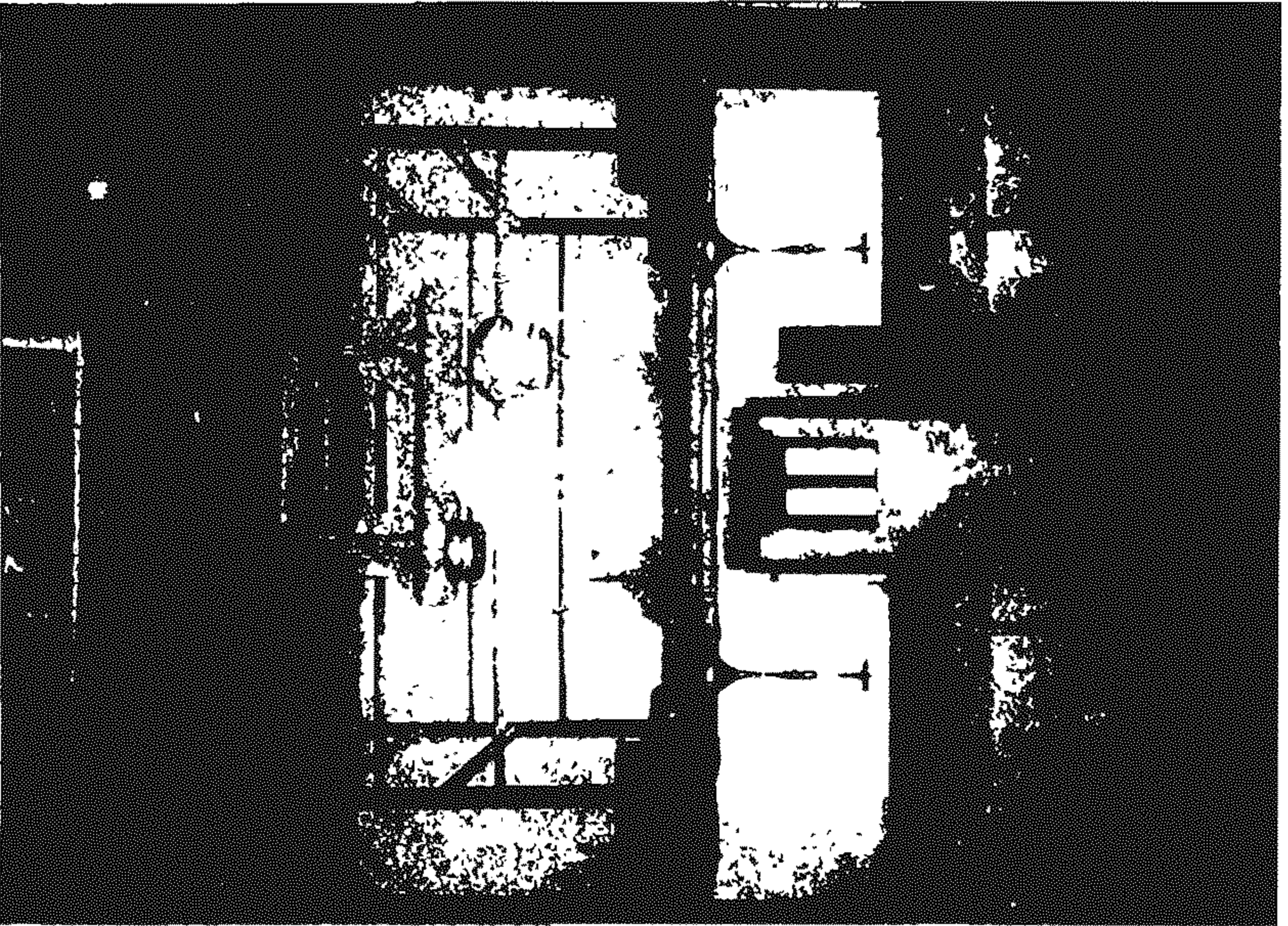
氏崔松喬洞長南面南外郡州朔道北安平 堂 祠



氏非呀南里芳孟下面德近郡陟三道原江 堂 詞



氏柳州晋坪區一里京興面川古東郡興新道南鏡成 堂 詞



氏李州个面堂院都州么道南清世 堂 祠



氏朴州忠里翁西函翁西郡州光道南麻全 堂 祠



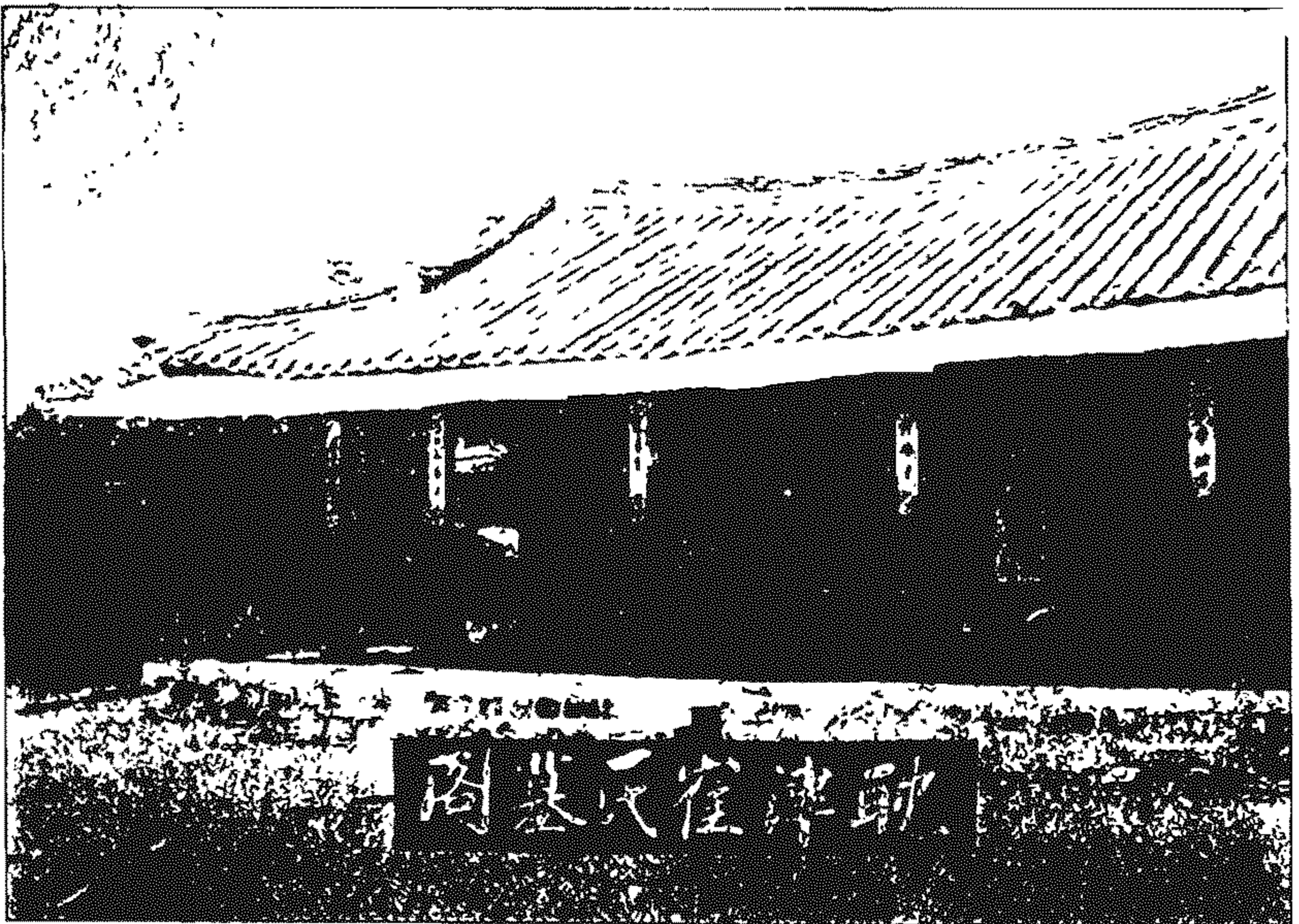
氏林山常里九外里谷九面白文郡川鐘道北清忠 堂 詞



氏趙春永甲水今陶新十郡知高道南鏡成 堂 詞



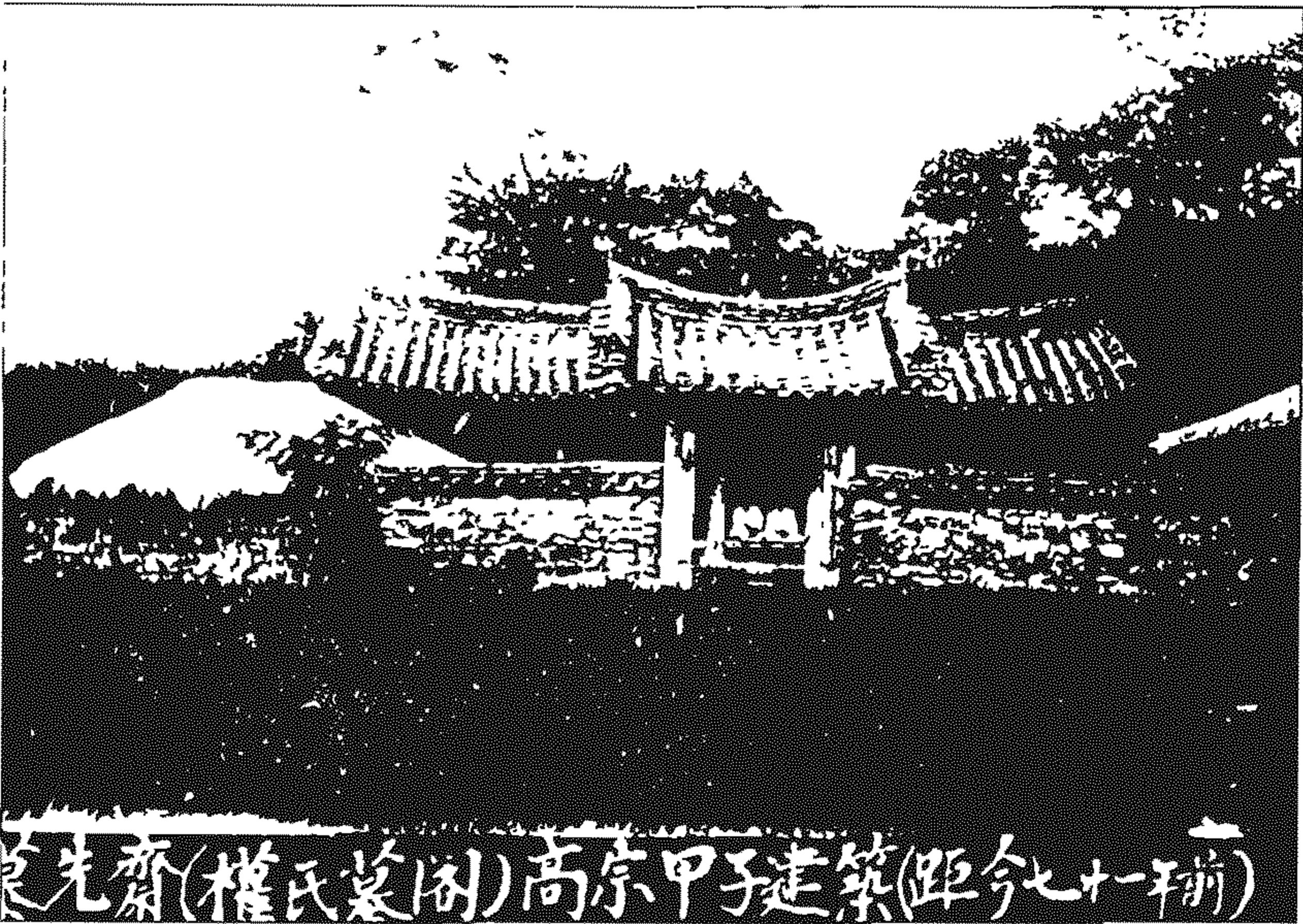
氏餘川高甲西方面一帶郡州清道北清巴 閣 墓



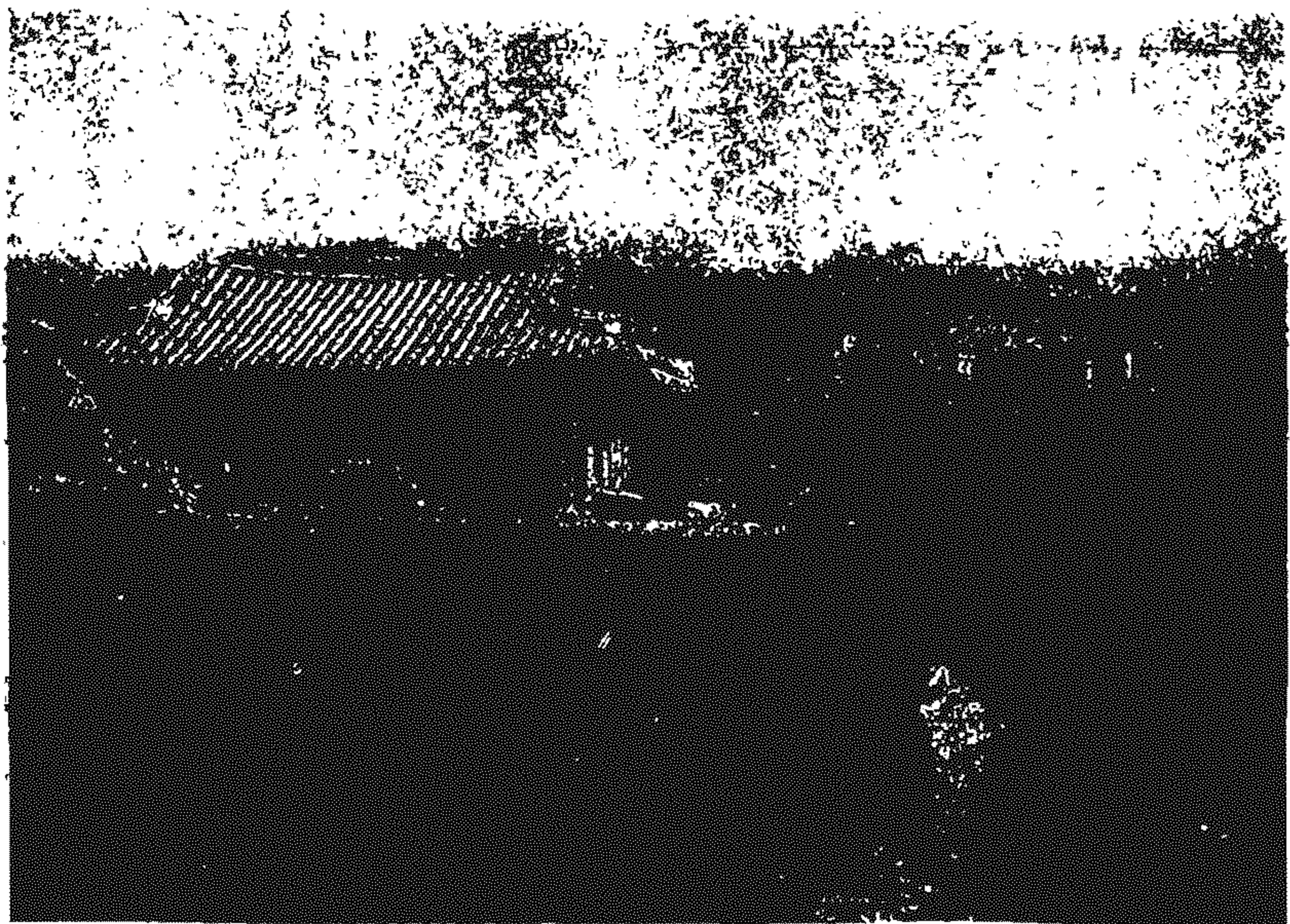
氏崔津耽里上堂面津東郡安扶道北羅全 閣 墓



氏宋山礪里江大面江東郡興高道南羅全 關 墓



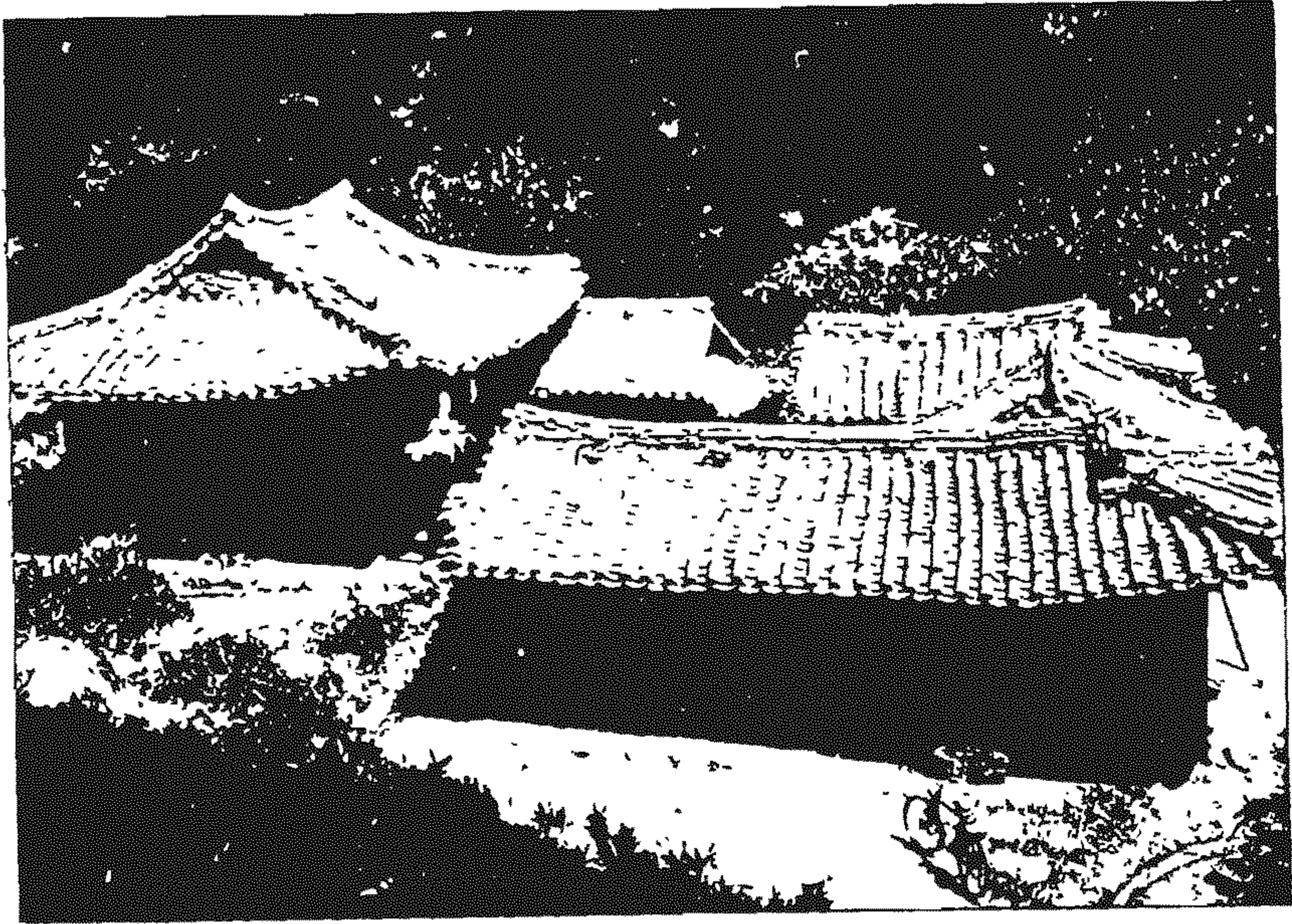
氏權東安河大東里西五面田嶺郡原昌道南尙慶 關 墓



氏鄭州吾里也月面也月郡年成道南羅全 關 墓



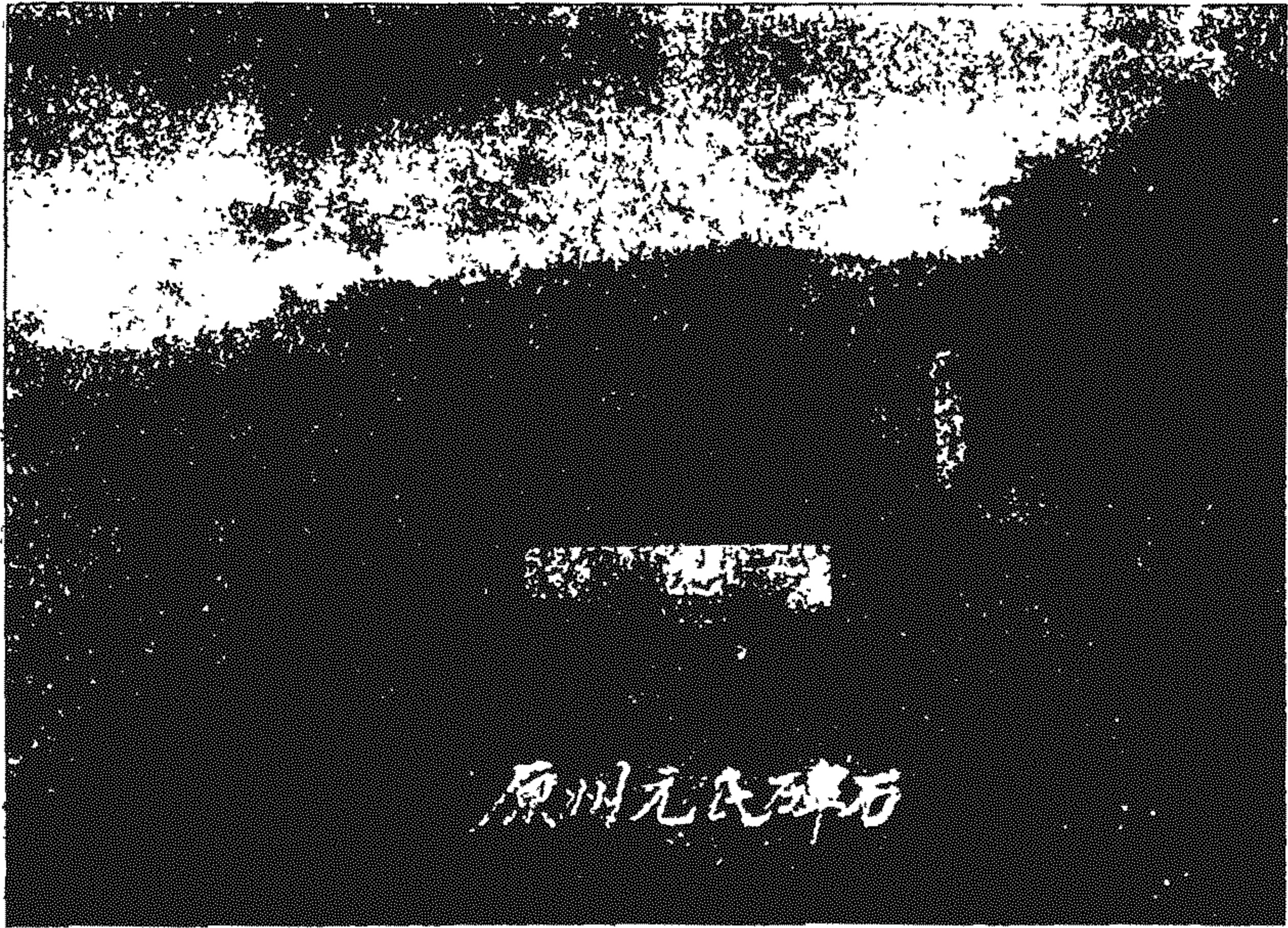
氏桂安途谷茂杜洞營軍古面川深郡川宜道北安平 關 墓



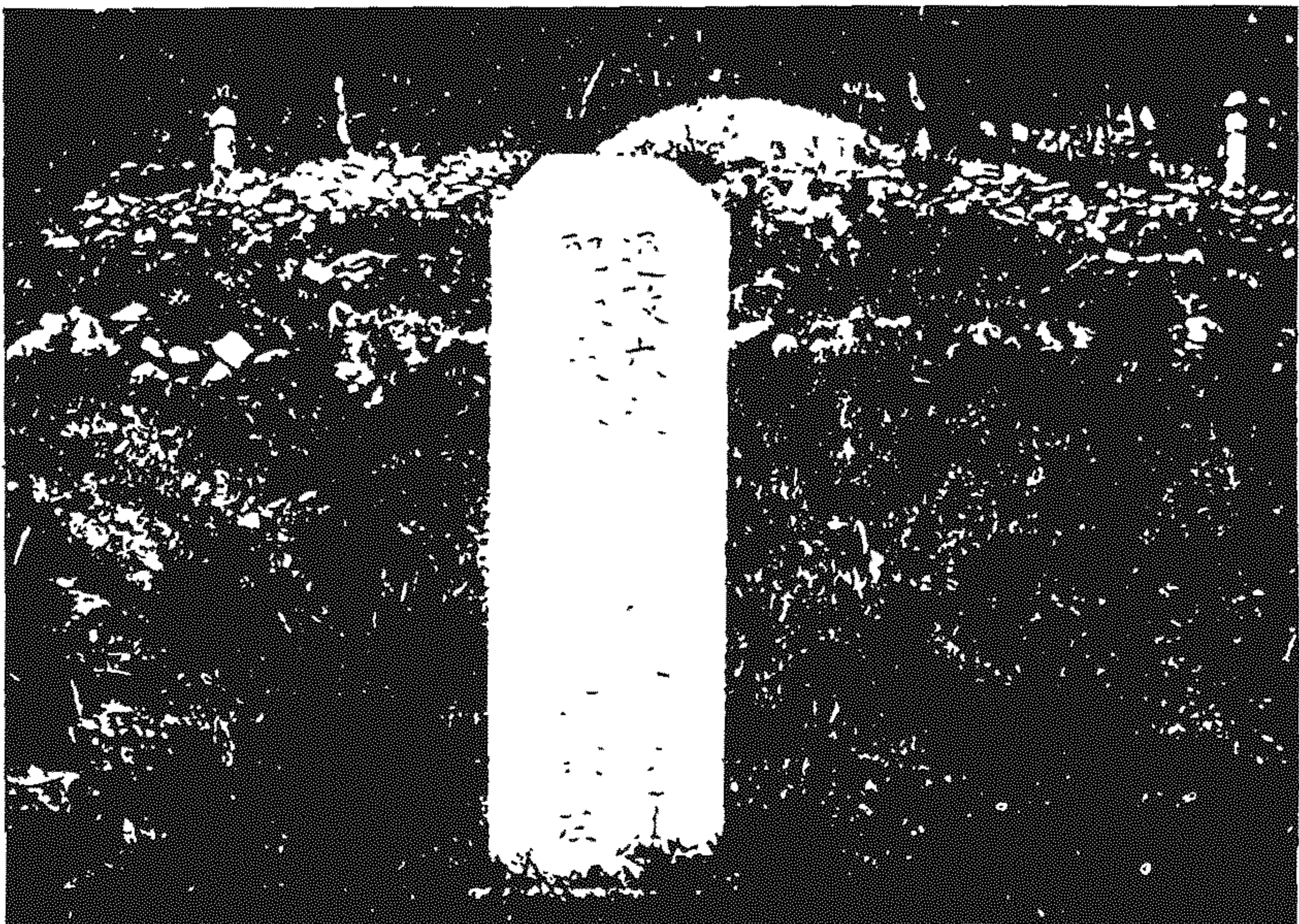
氏沙陽南里芳孟下面德近郡步三道原江 閣 墓



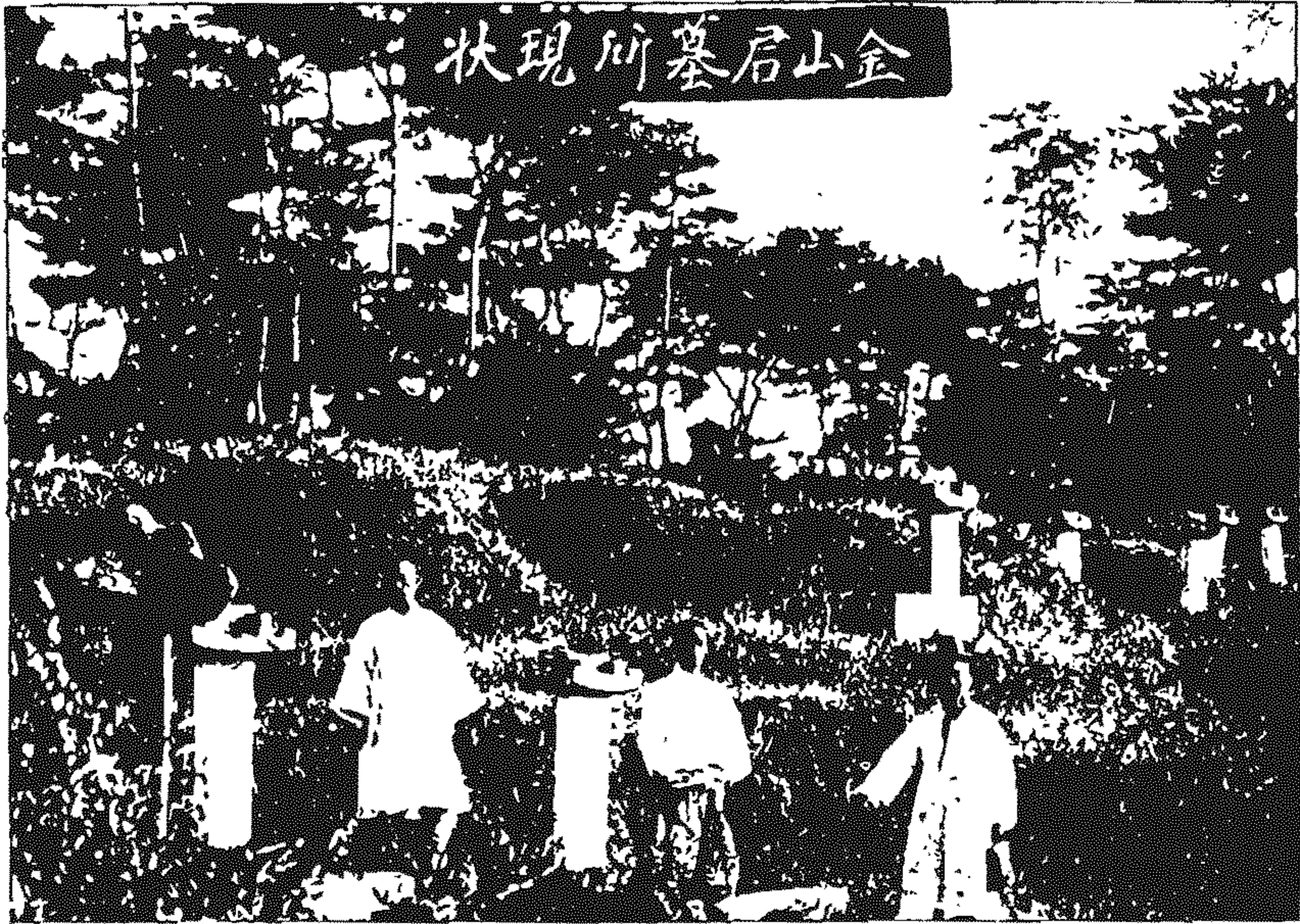
氏辛越寧里項浦面南郡原利道南鏡成 閣 墓



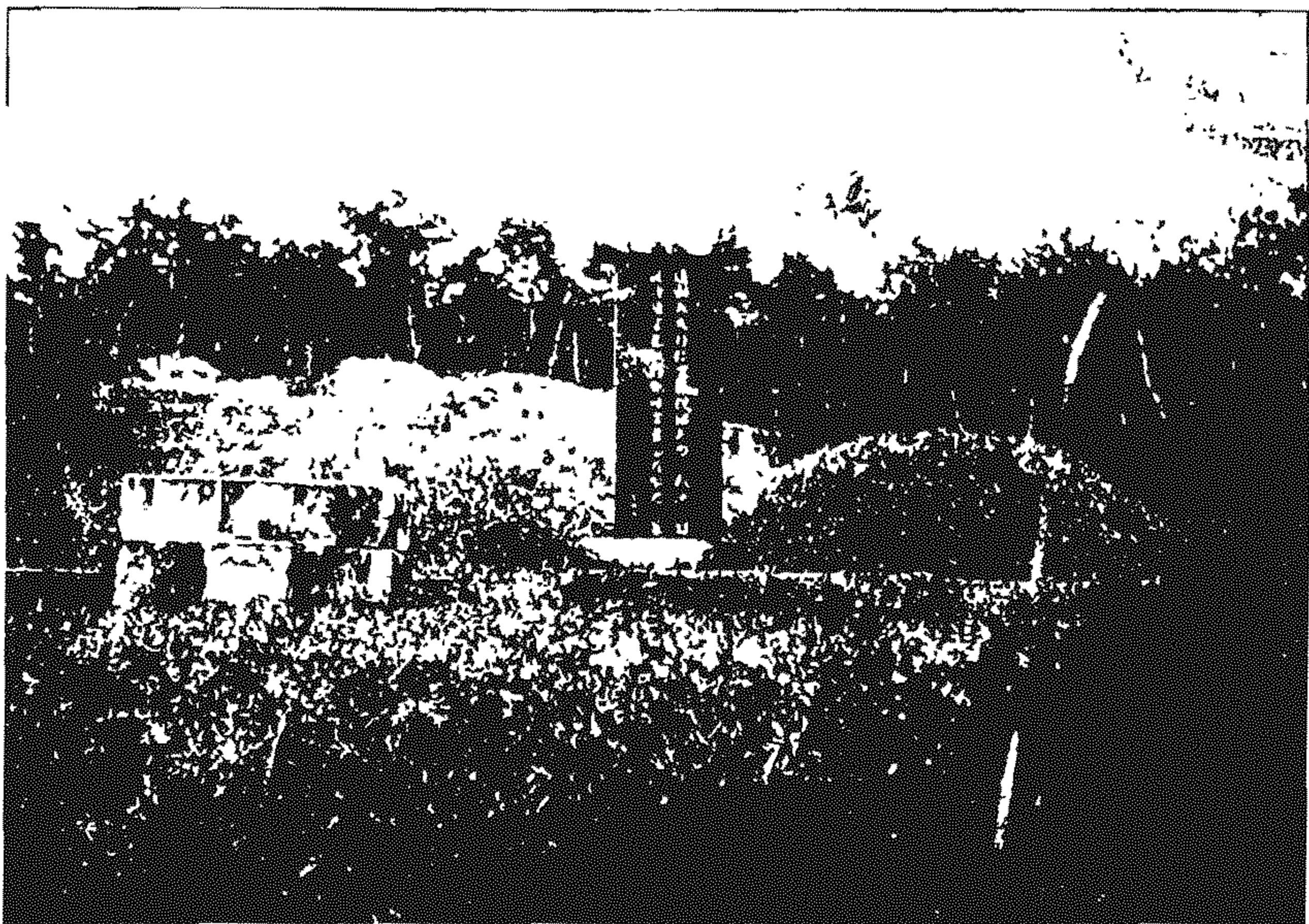
氏元州原里日道面炭松郡威振道綾京 碑 墓



氏金州羅里山茶面津石郡安務道南羅全 碑 墓



氏李州全里萬九里外新面東鳳郡州全道北羅全 碑 墓



氏崔津耽里上堂面津東郡安扶道北羅全 碑 墓



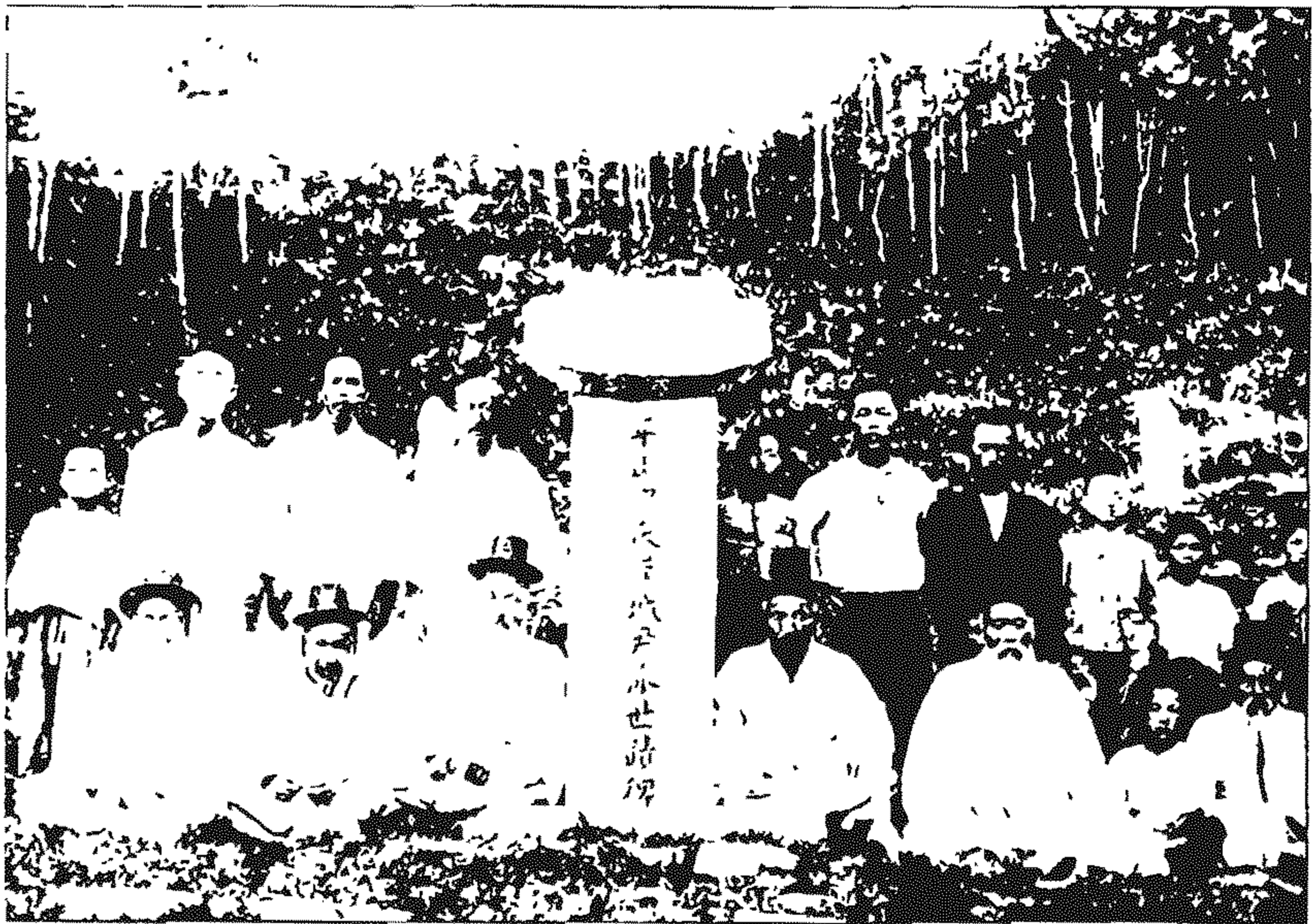
氏宋山礪里江大面江東郡興高道南羅全 碑 墓



氏車安延村車面松東郡原平道北安平 碑 墓



氏金州慶村金洞浦龍西盛寧郡邊寧道北安平 碑 墓



氏申山平村申洞川錦西城鶴郡津城道北鏡咸 碑 墓



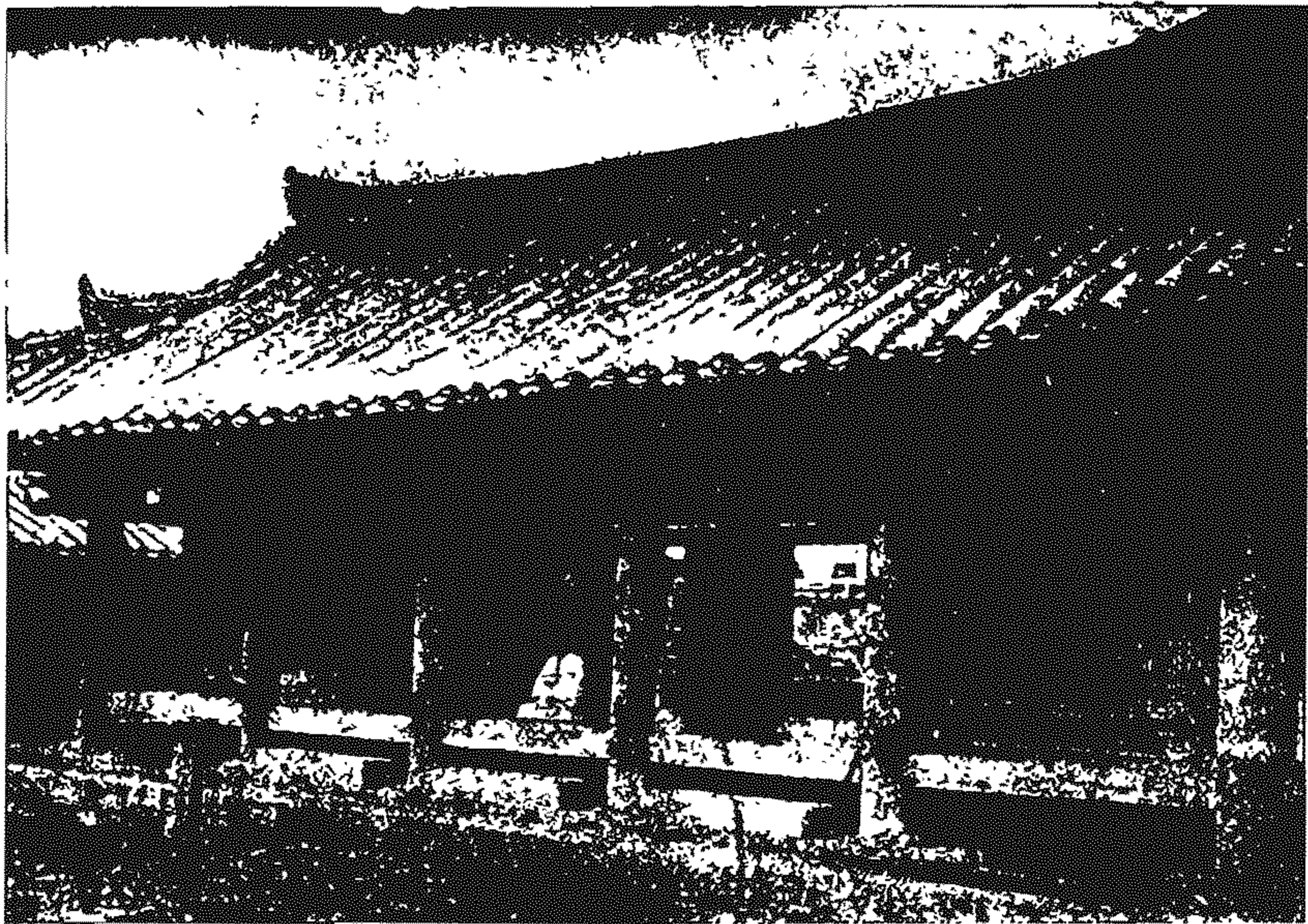
氏李州全里萬九里城新面東鳳郡州全道北羅全 閣 齋



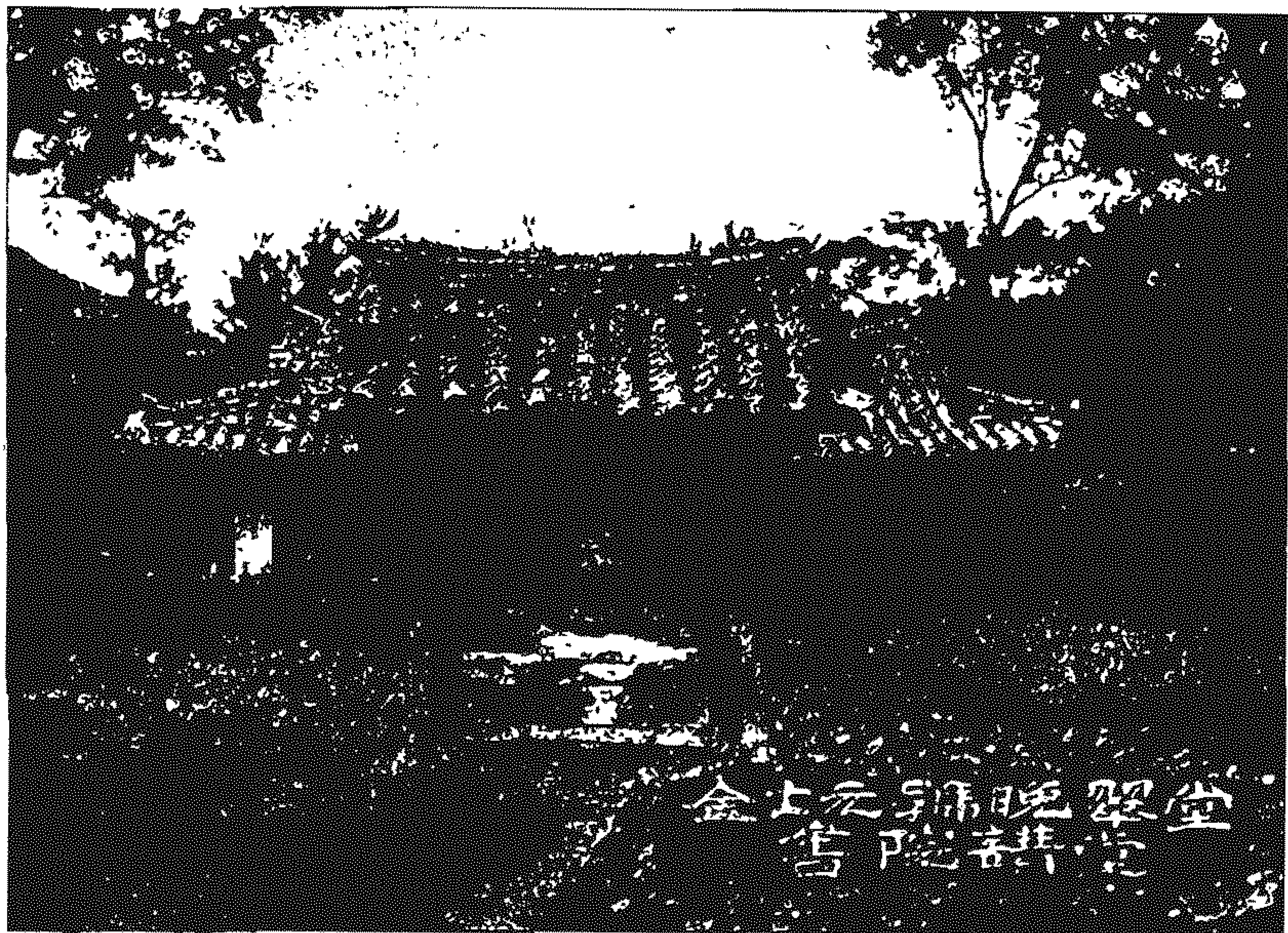
氏崔順和川玄里川桂面山內郡禮求道南羅全 堂 齋



氏李山光里陽秀面田城郡津康道南羅全 院 書



院書巖仙氏朴陽密洞旨薪面川錦郡道清道北尙慶 院 書



氏金東安洞村沙面谷點郡城義道北尙慶 院 書



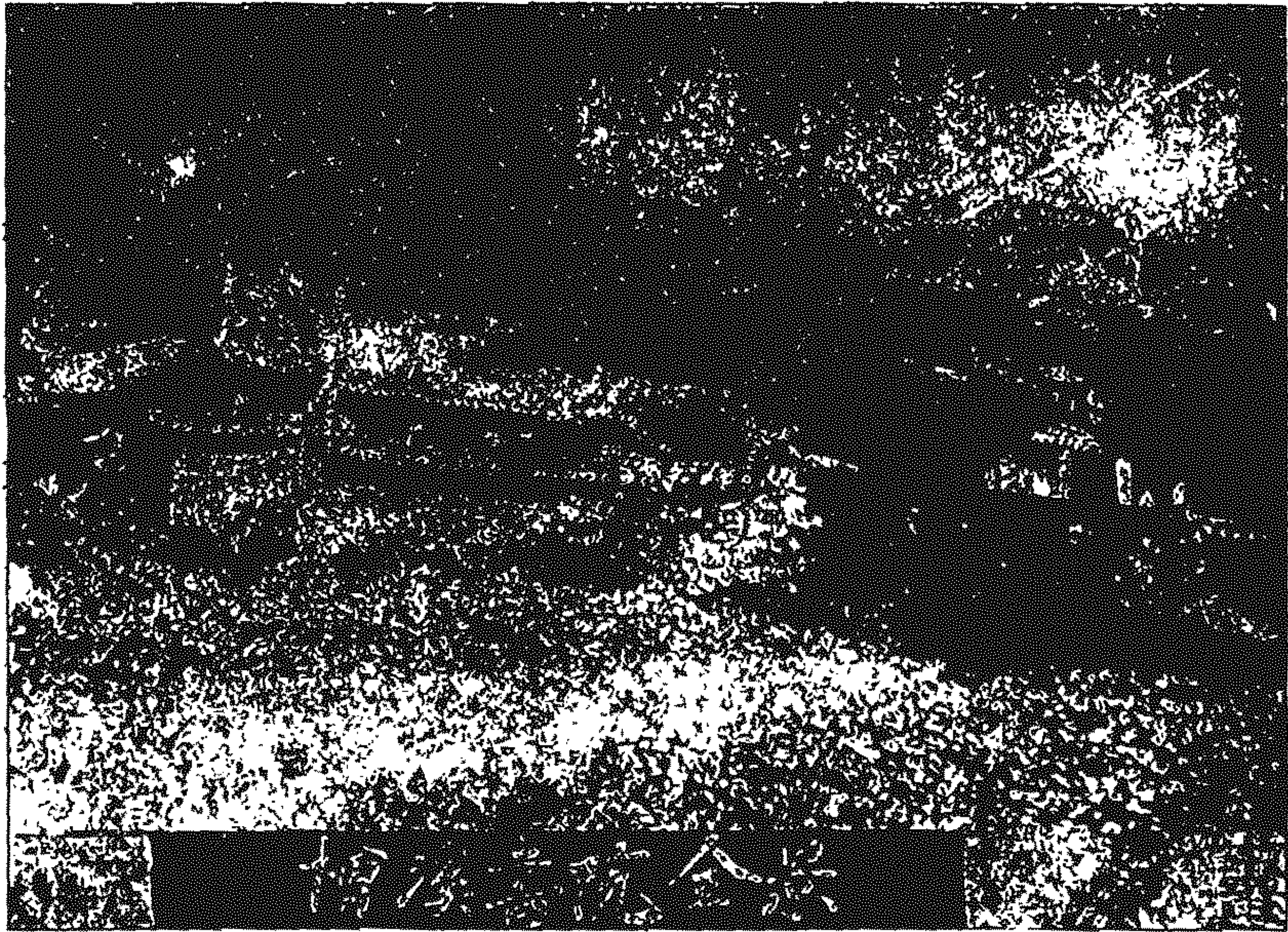
氏金州慶村金洞浦龍面邊寧郡邊寧道北安平 院 書



院 祠
黃海道鳳山郡西鍾面大閑里光金山氏忠烈祠



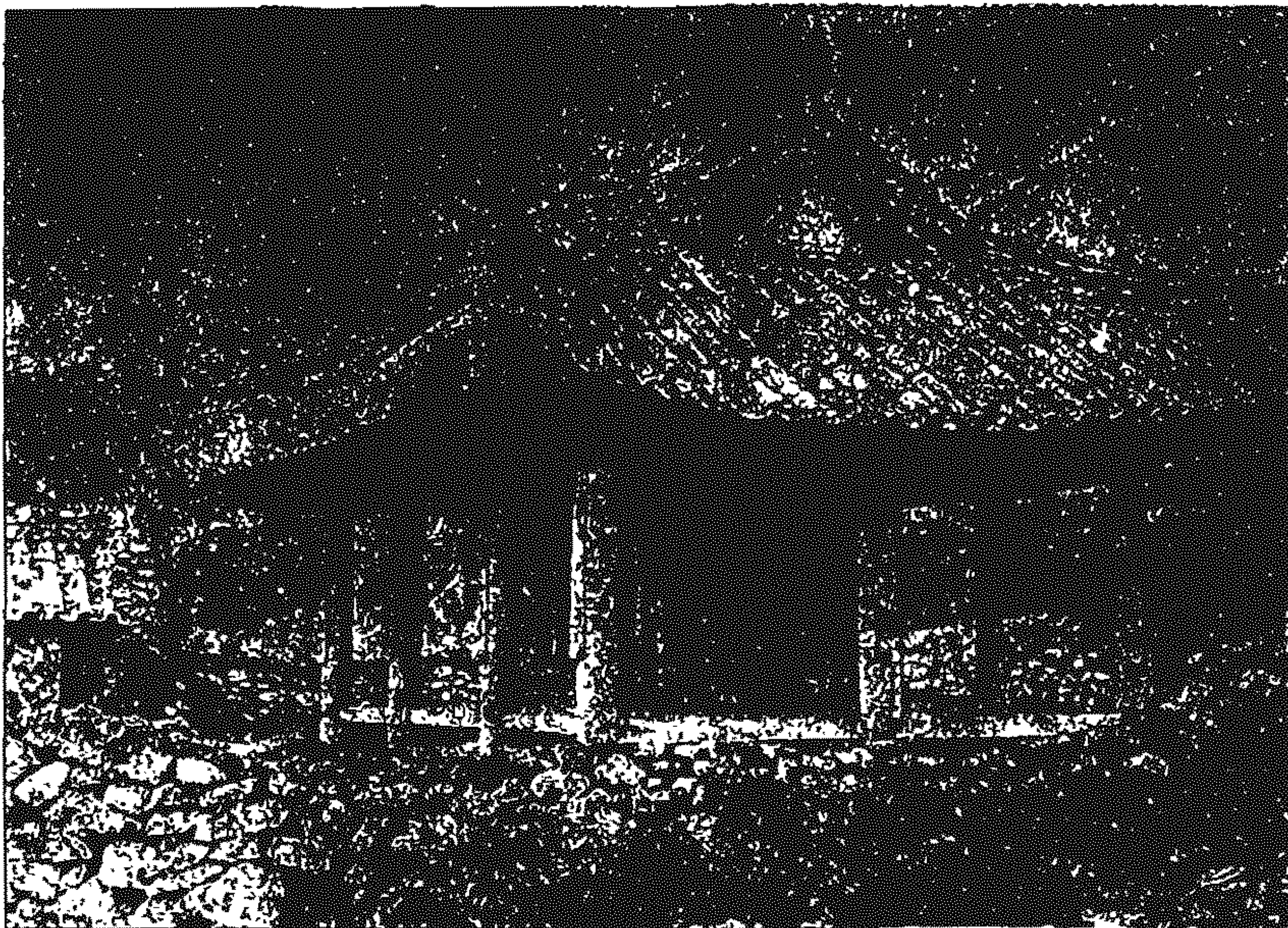
院 書
江原道金化郡近南面沙谷里寧市朴氏九隱書院



院書溪楊氏權東安里西五面田鎮郡原昌道南尙慶



院書溪監氏鄉東河里坪介面谷池郡寧咸道南尙慶



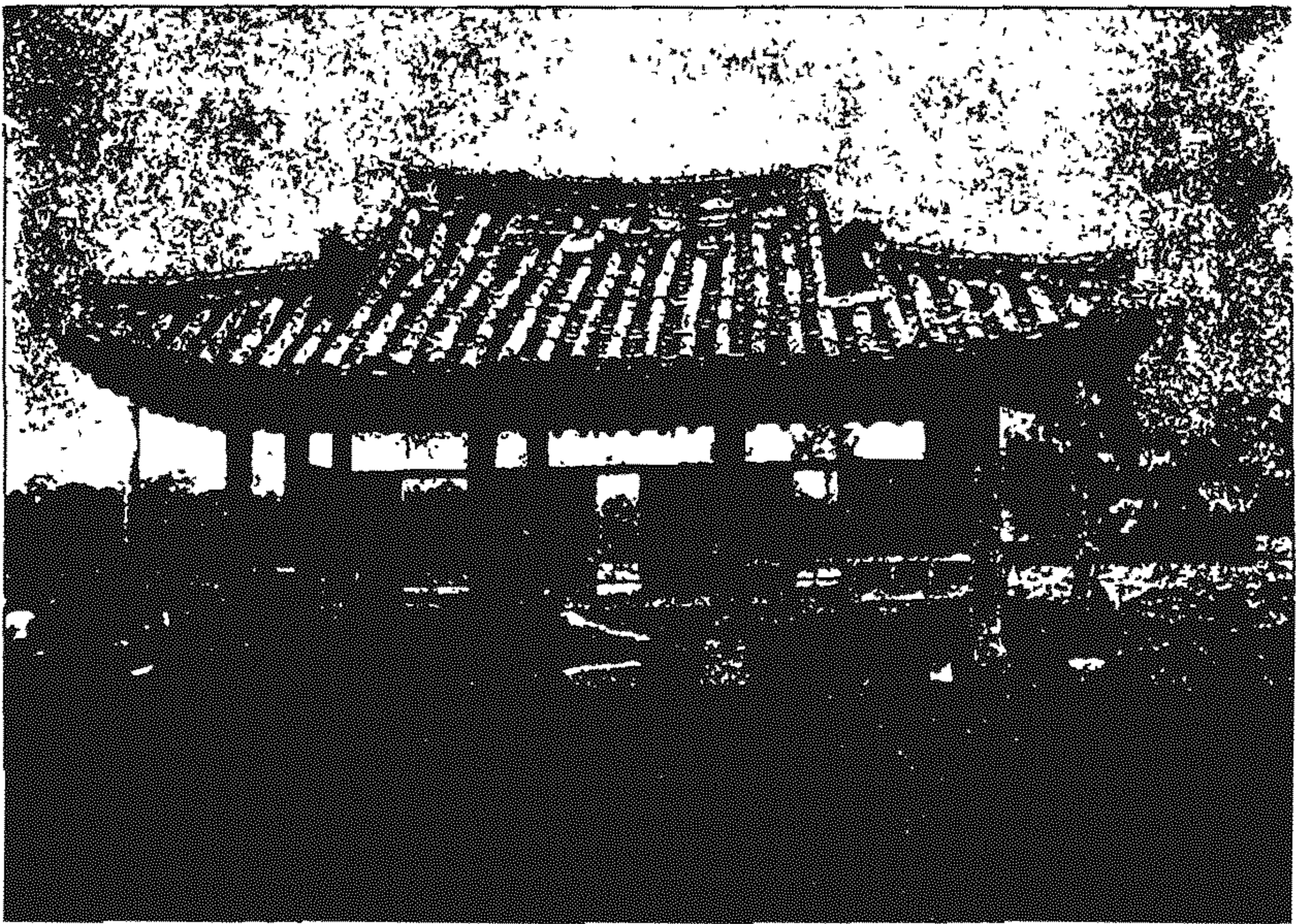
氏楊原南里尼龜面溪東郡昌淳道北雁全 亭 巖 龜



氏柳化文里山茅西北新郡巖靈道市雁全 亭 八 詠



氏朴陽密洞旨薪面川錦郡道濟道北尙慶 亭和萬



氏鄕州晉里也月面也月郡下成道南羅全 亭同喜



氏邠東河里坪介西谷池郡陰咸道南尙慶 亭歸晚



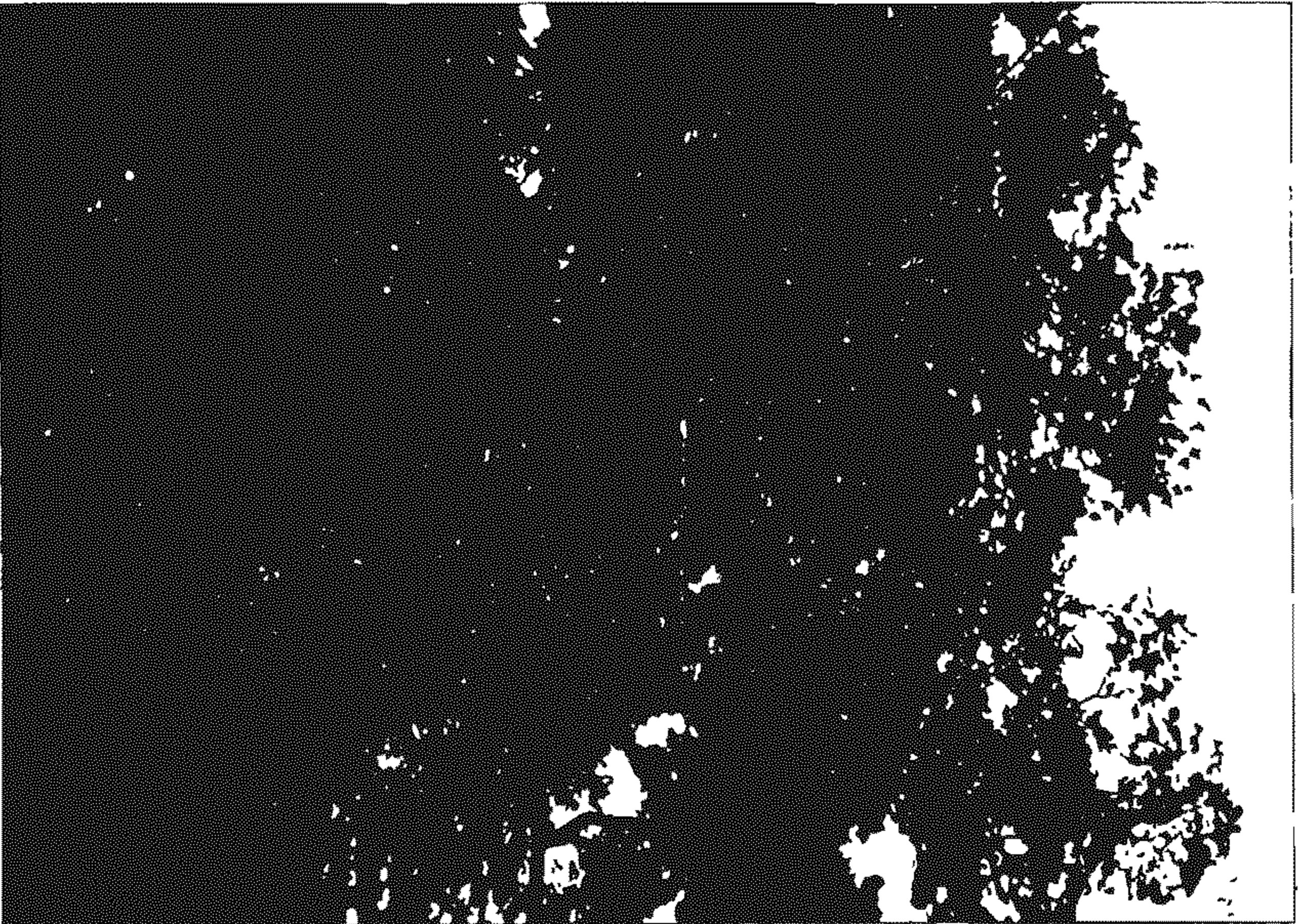
氏洪陽南里芳孟下面德近郡陟三道原江 亭豐海



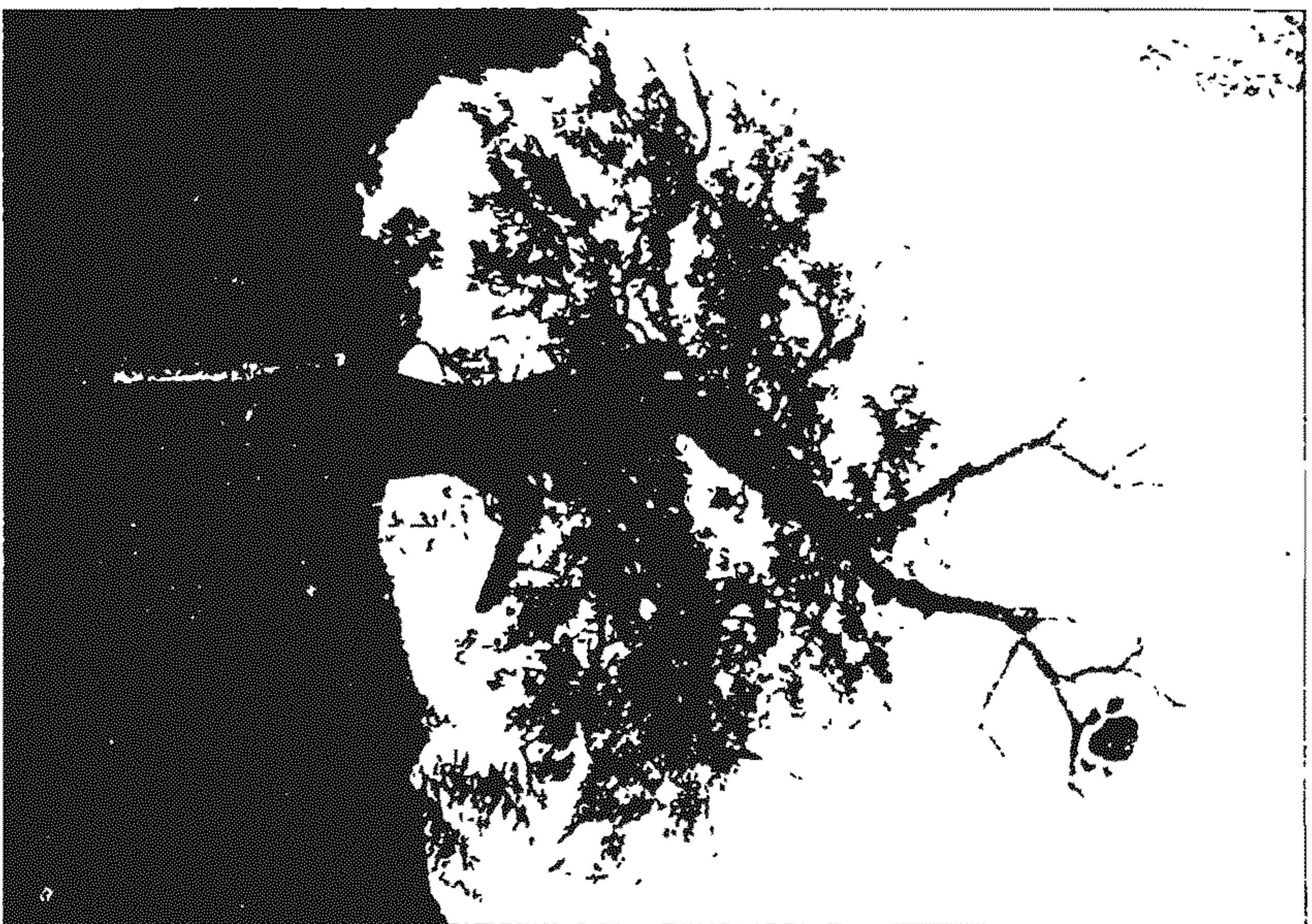
氏朴州忠里倉西面倉西郡州光道南羅全 柏 側



氏柳州晉村恆里京興面川古東郡興新道南鏡成 林 側



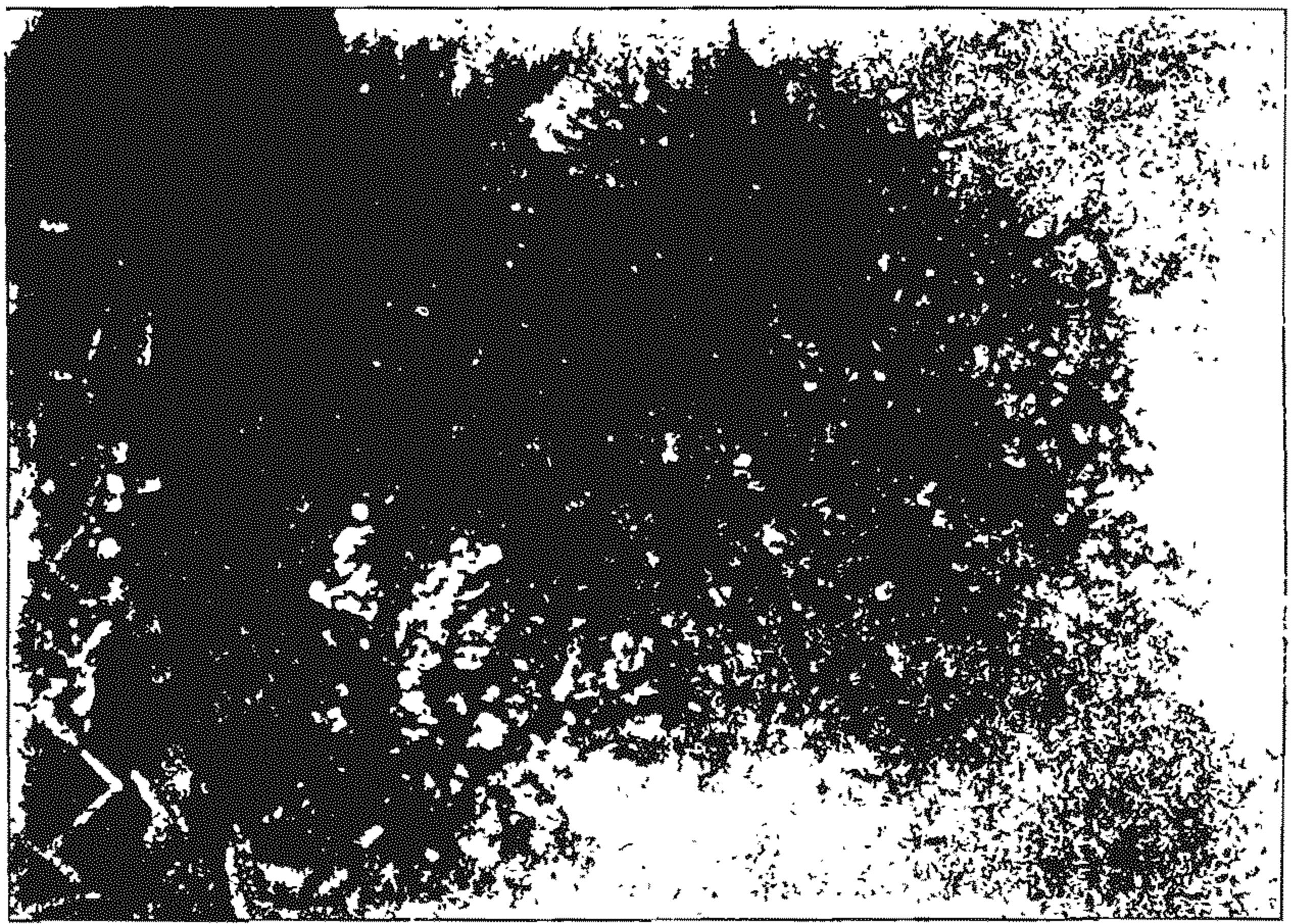
氏李州全岩蟻里坪福面馬下郡光靈道南羅全 木 神



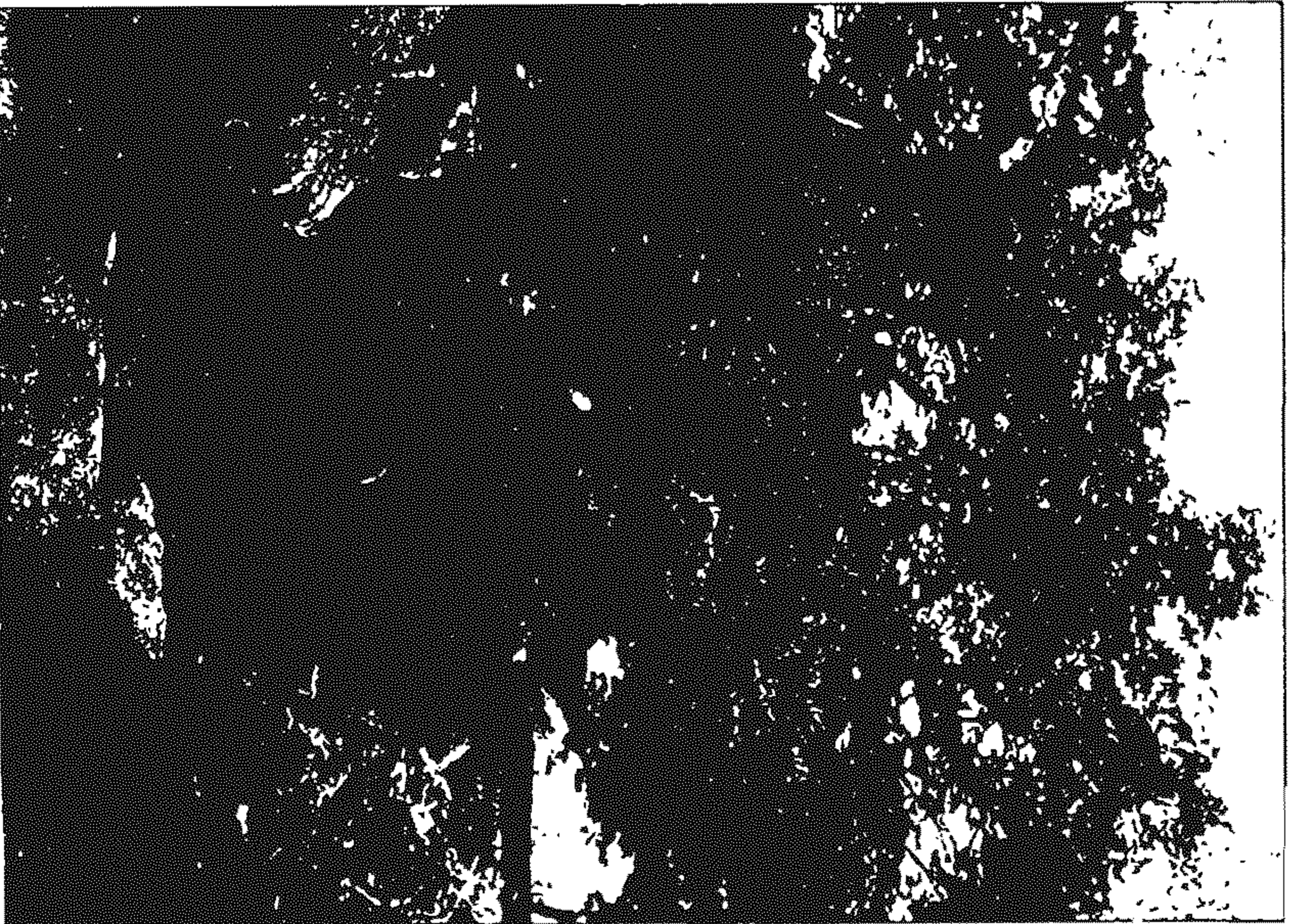
氏柳州全聖修文面柳外郡川金道海黃 木 神



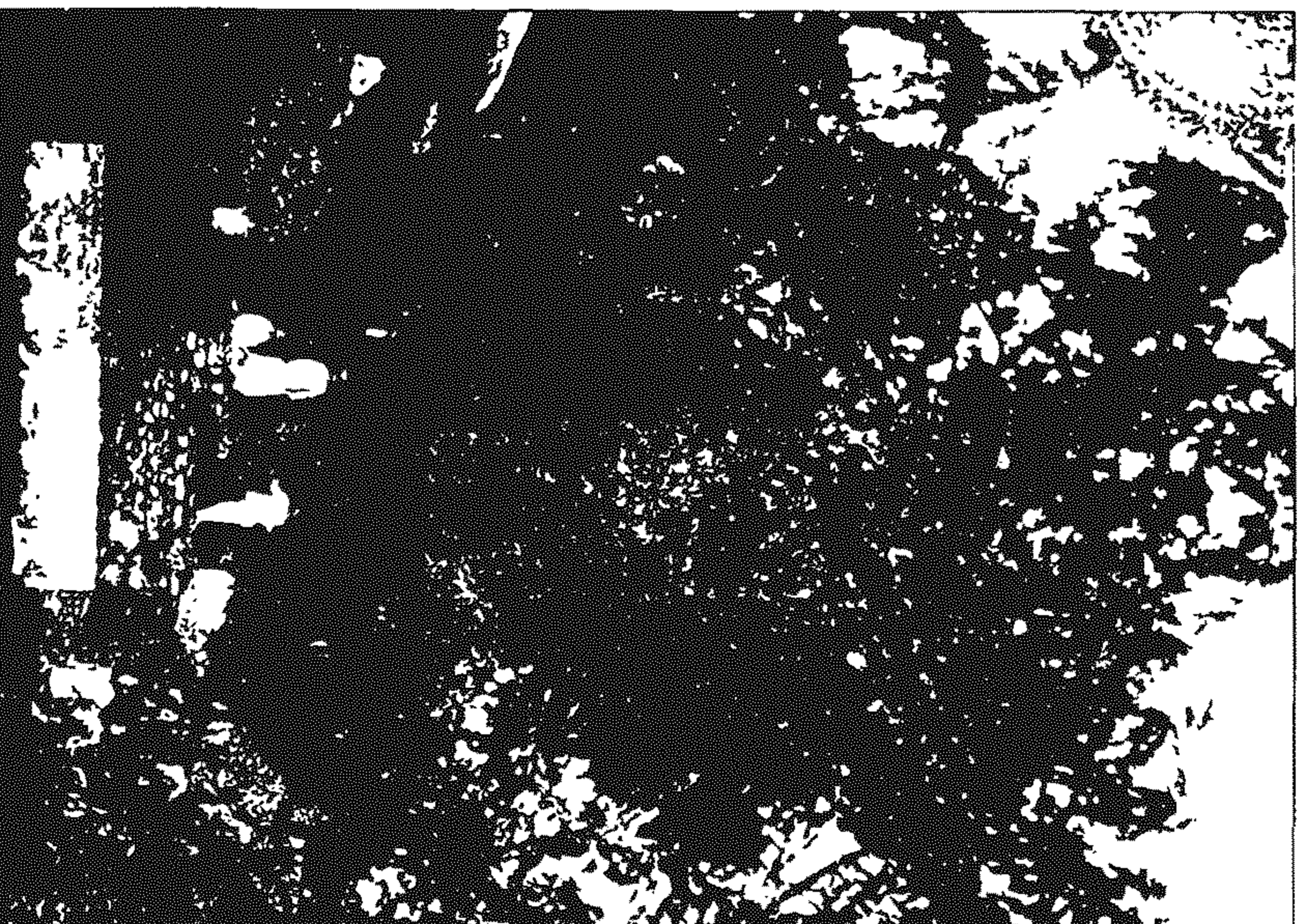
氏安興斯洞城松里川松面城北郡白延道仙黄 木 神



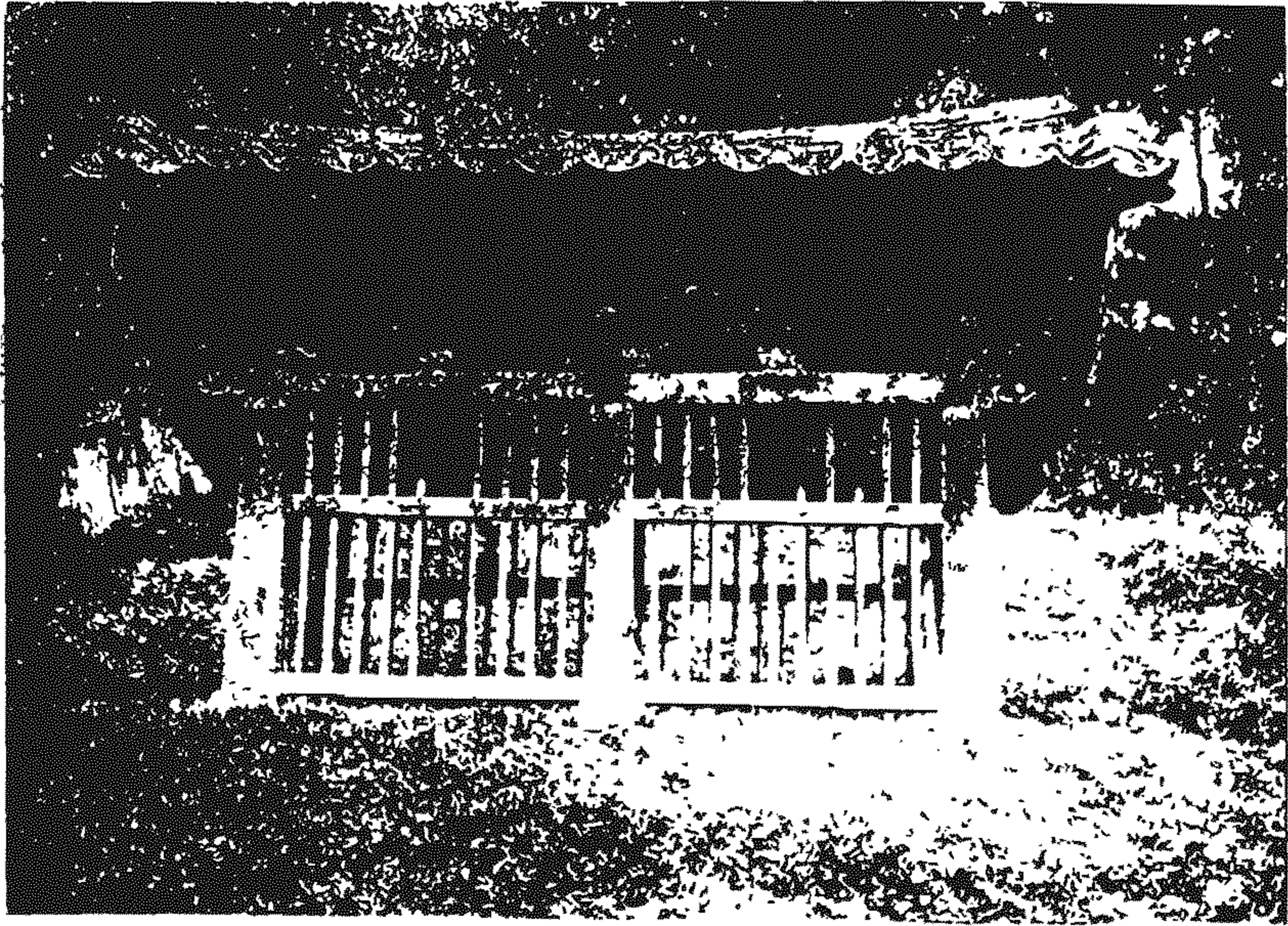
央中落部氏柳州各里修文面柳外郡川金道海黄 木 神



氏林山帯里九外里谷九面白文郡川須道儿精忠 木 神



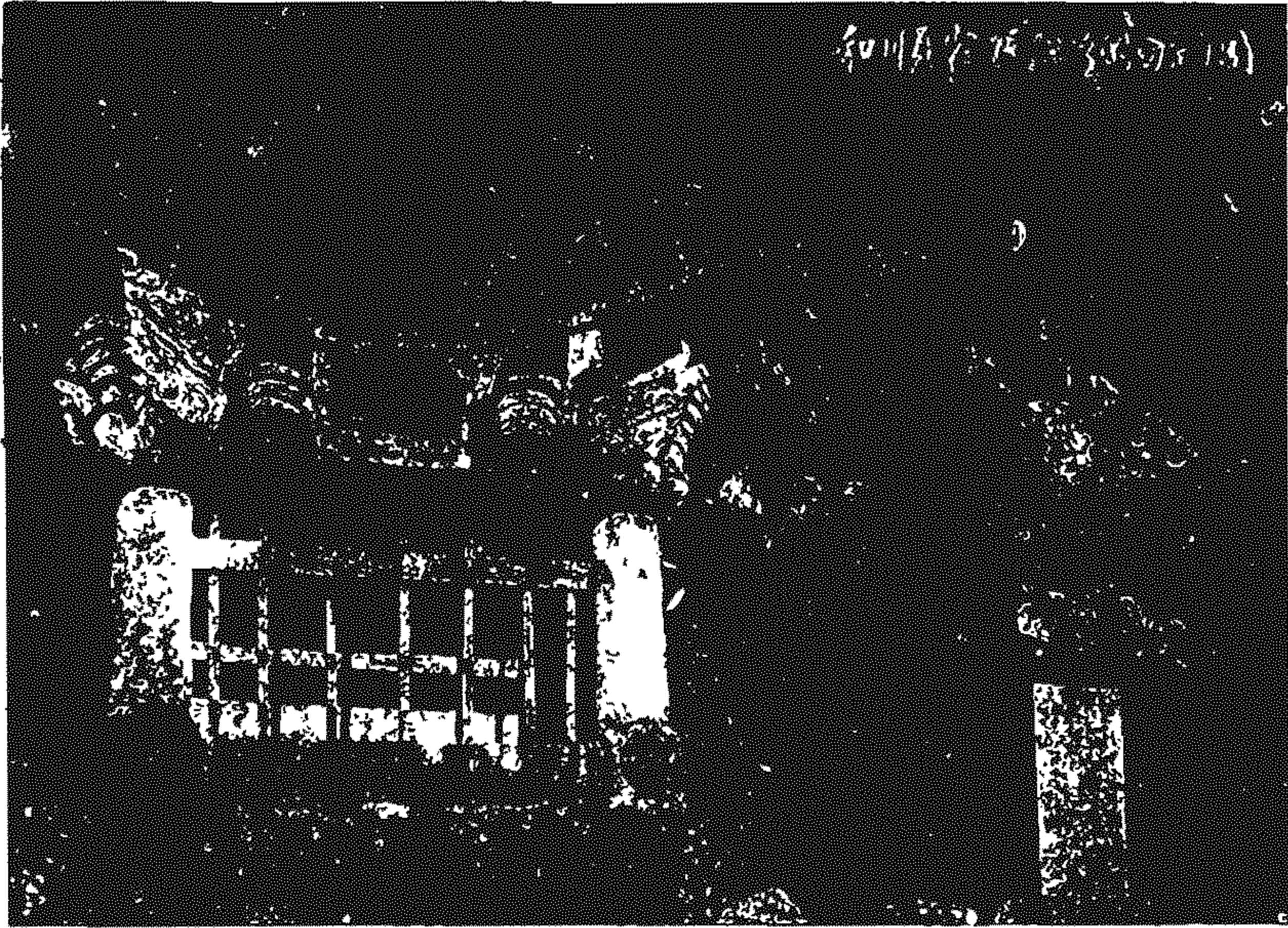
氏安興順洞城松里川松面城花畑白延道和寛 木 神



氏林山常里九外里谷九面白文郡川鎭道北濟世 門臣忠子父



氏鄭州晉里也月面也月郡平成道南羅全 關則施



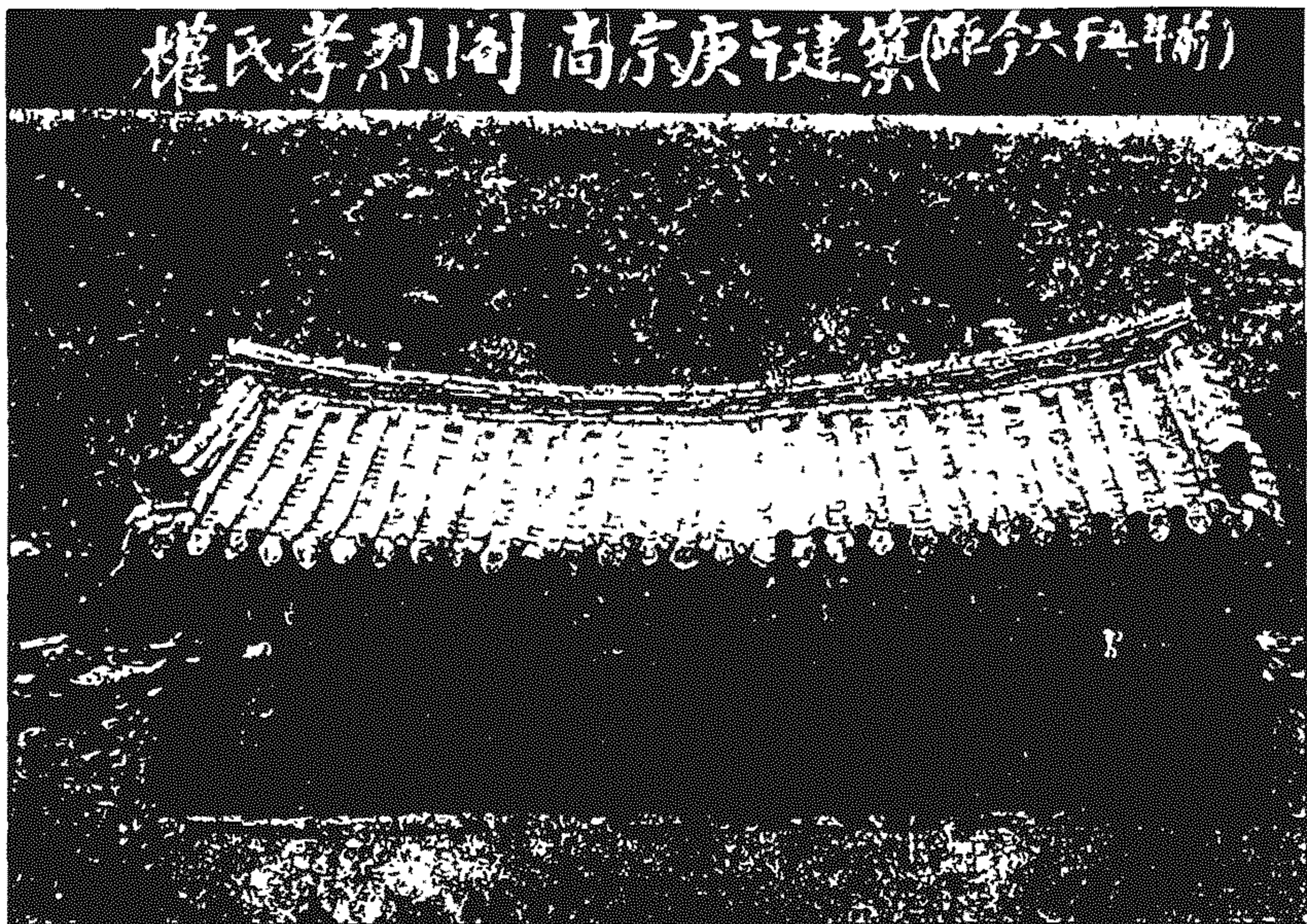
氏崔順和川玄里川桂面山內郡禮求道南羅全 闕旌綱三



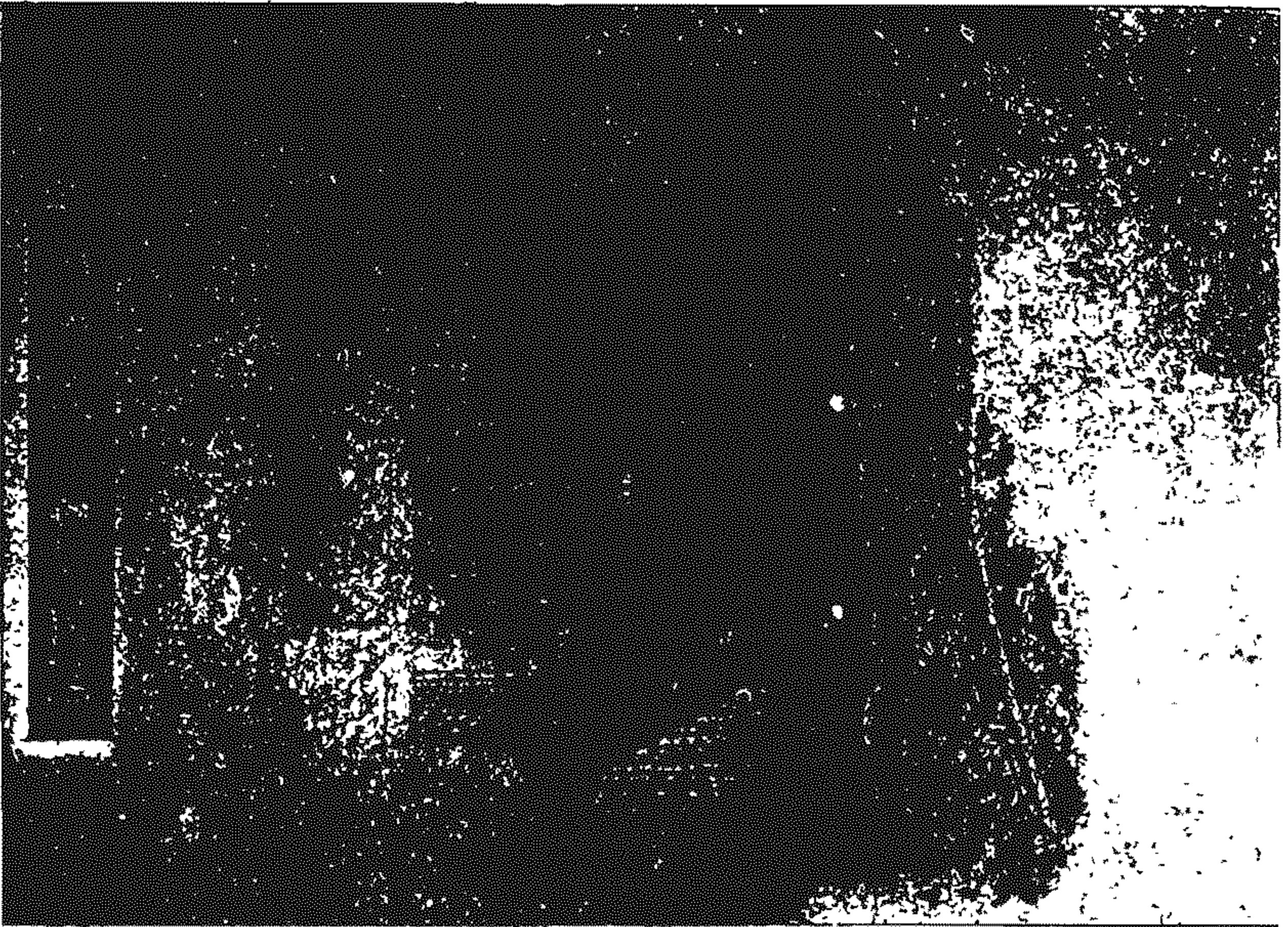
氏梁州濟里湖博面谷林郡州光道南羅全 門孝三



氏鄒東河里坪介面谷池郡陽成道南尙慶 關忠九



氏權東安洞大東里西五面田鎭郡原昌道南尙慶 關烈孝



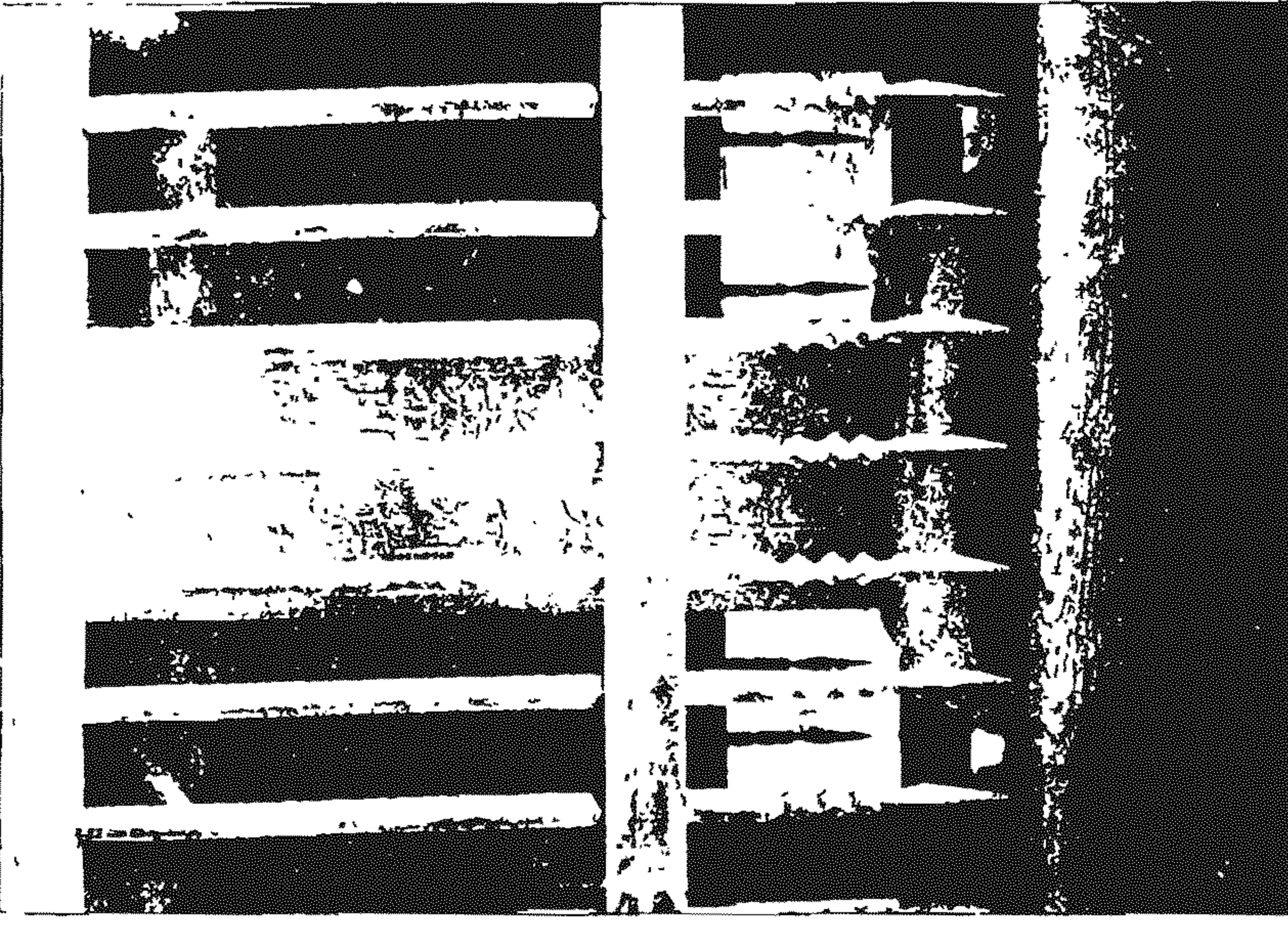
氏柳州冬面堂儀道南清忠 門旌子孝



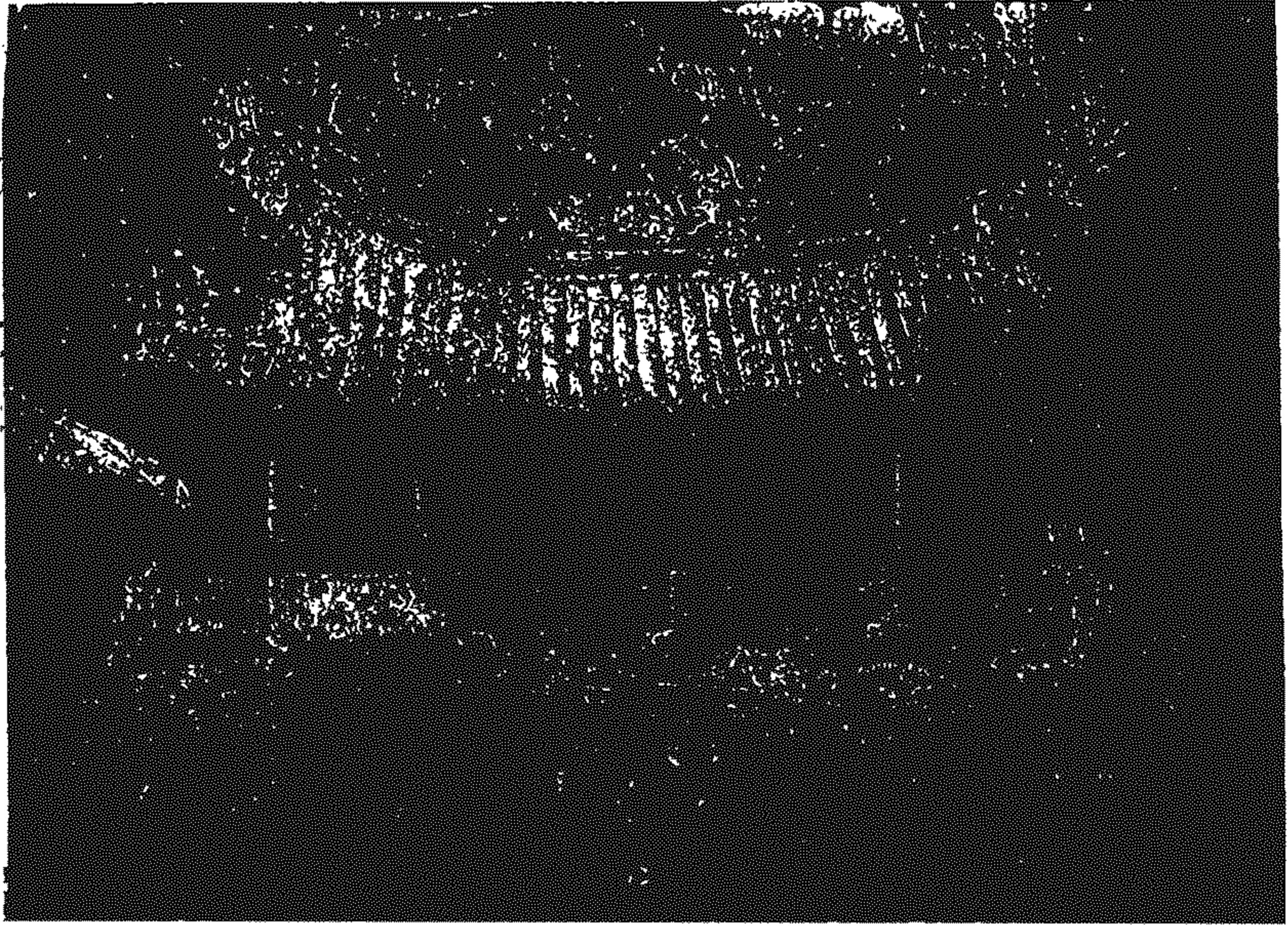
氏歸巢河里汀介面谷池郡陽成道南尚慶 圖 旌



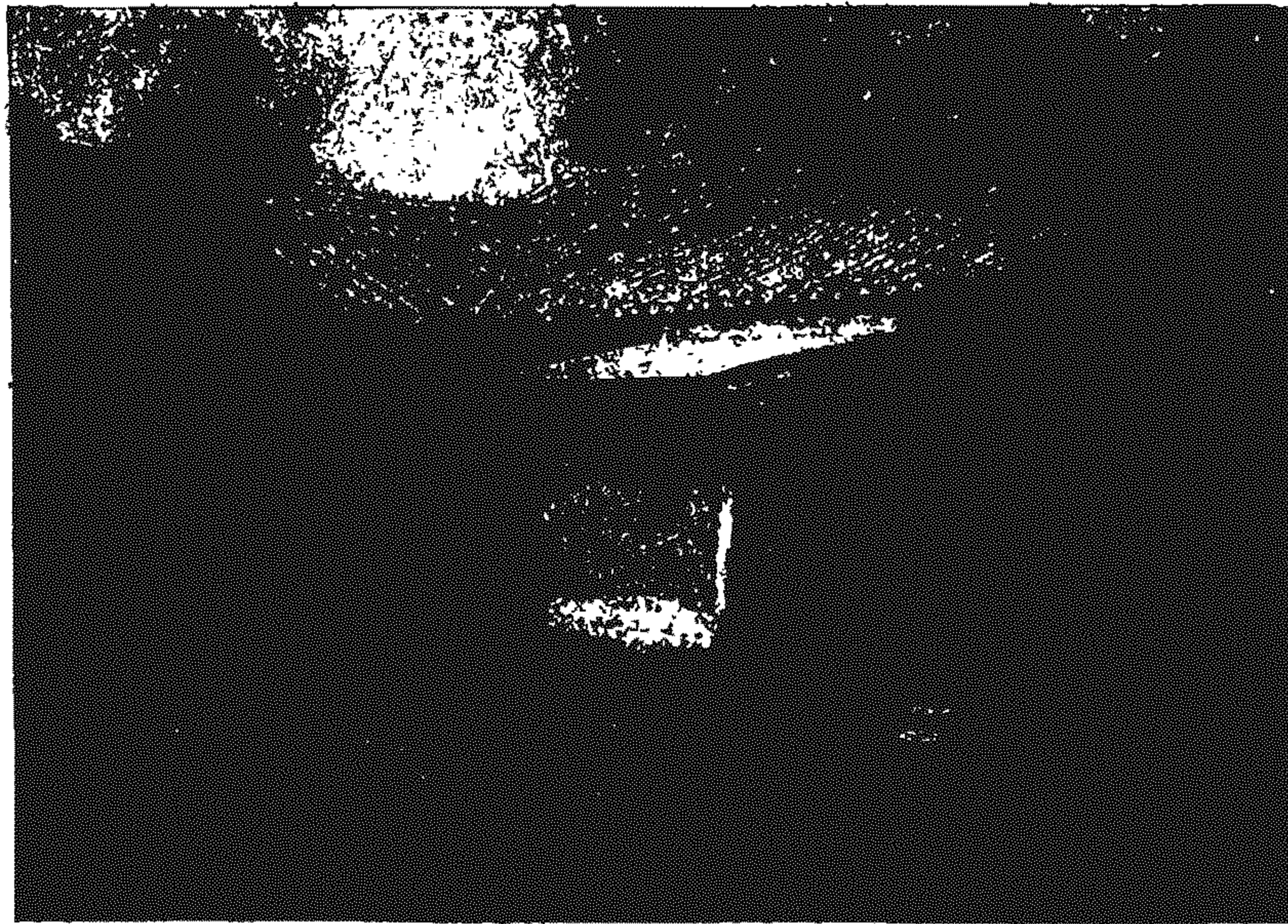
氏辛越寨里項浦面南郡原利道南鏡成 關 碑



氏供陽南里芳孟下面德近郡陟三道原江 關 碑



所會集氏李州全洞嶽甲陽嶽面村草郡隊扶道南清忠 所會集



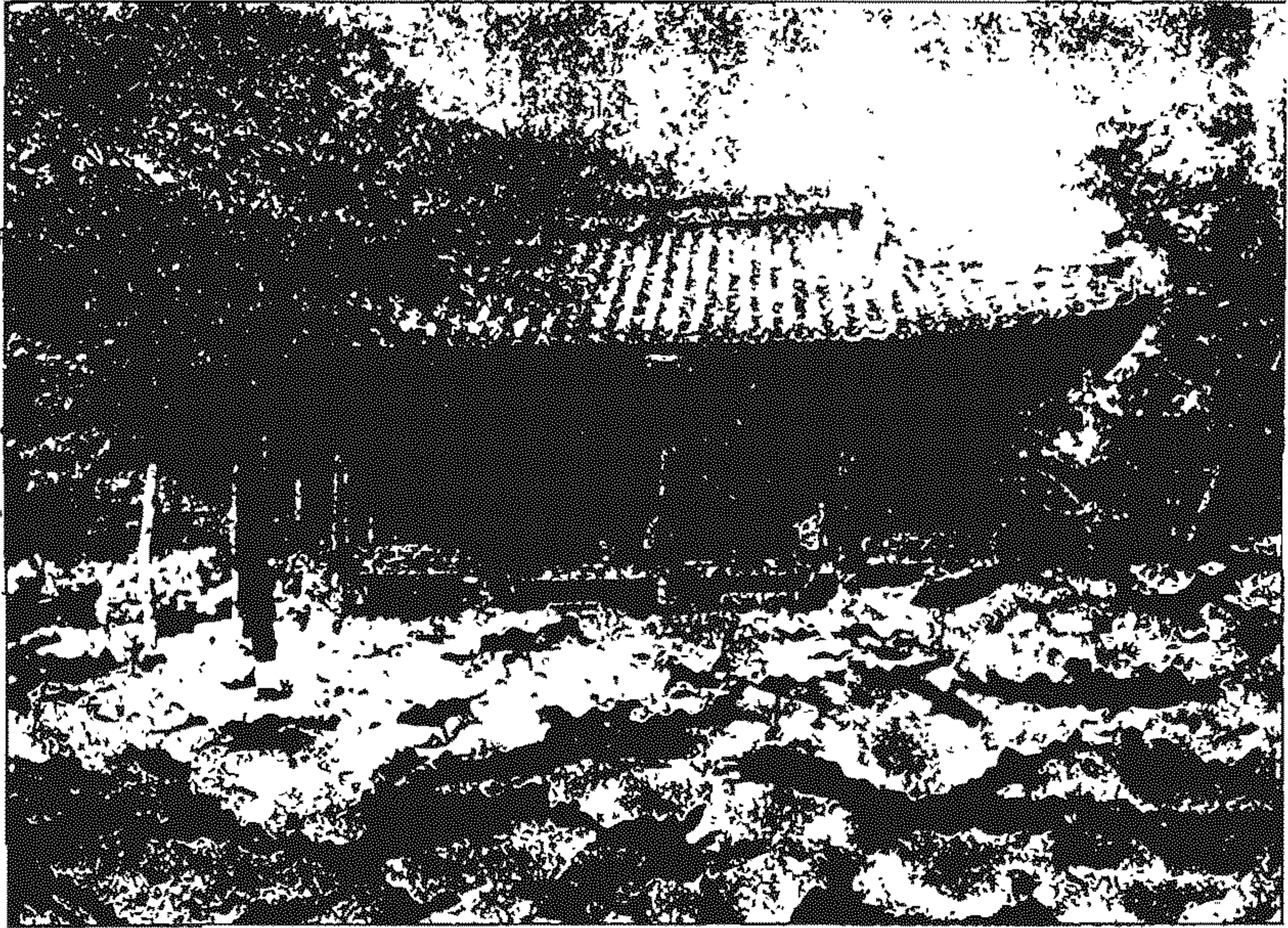
所會集氏李州全面堂僕郡州公道南清忠 所會集



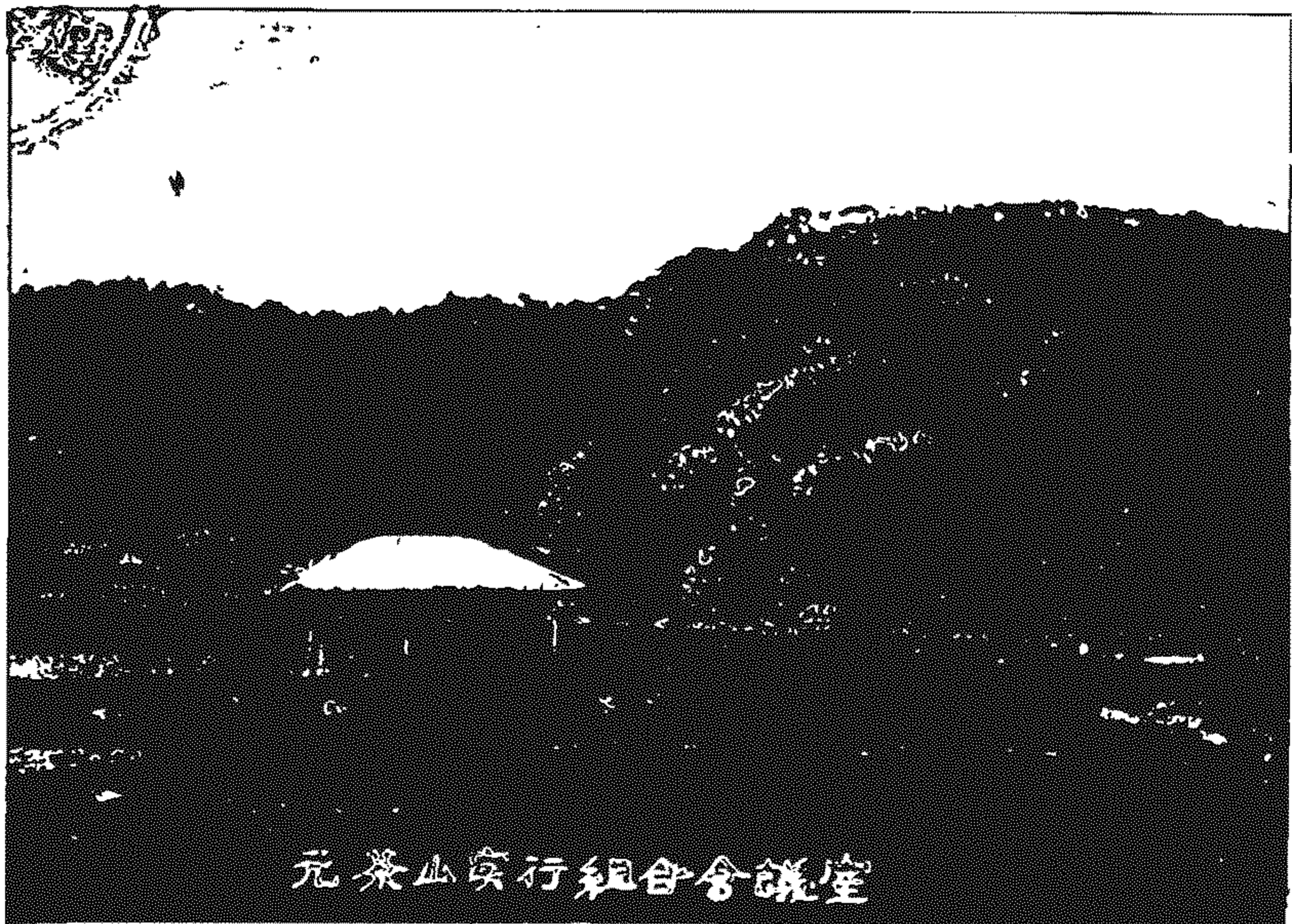
所會集氏楊原南里尾龜面溪東郡昌淳道北羅全 所會集



閣會宗氏朴州忠里倉西面倉西郡州光道南羅全 閣會宗



所會集氏股州幸里阜古面阜古郡邑井道北羅全 場會黨



元茶山黨行組合會議室

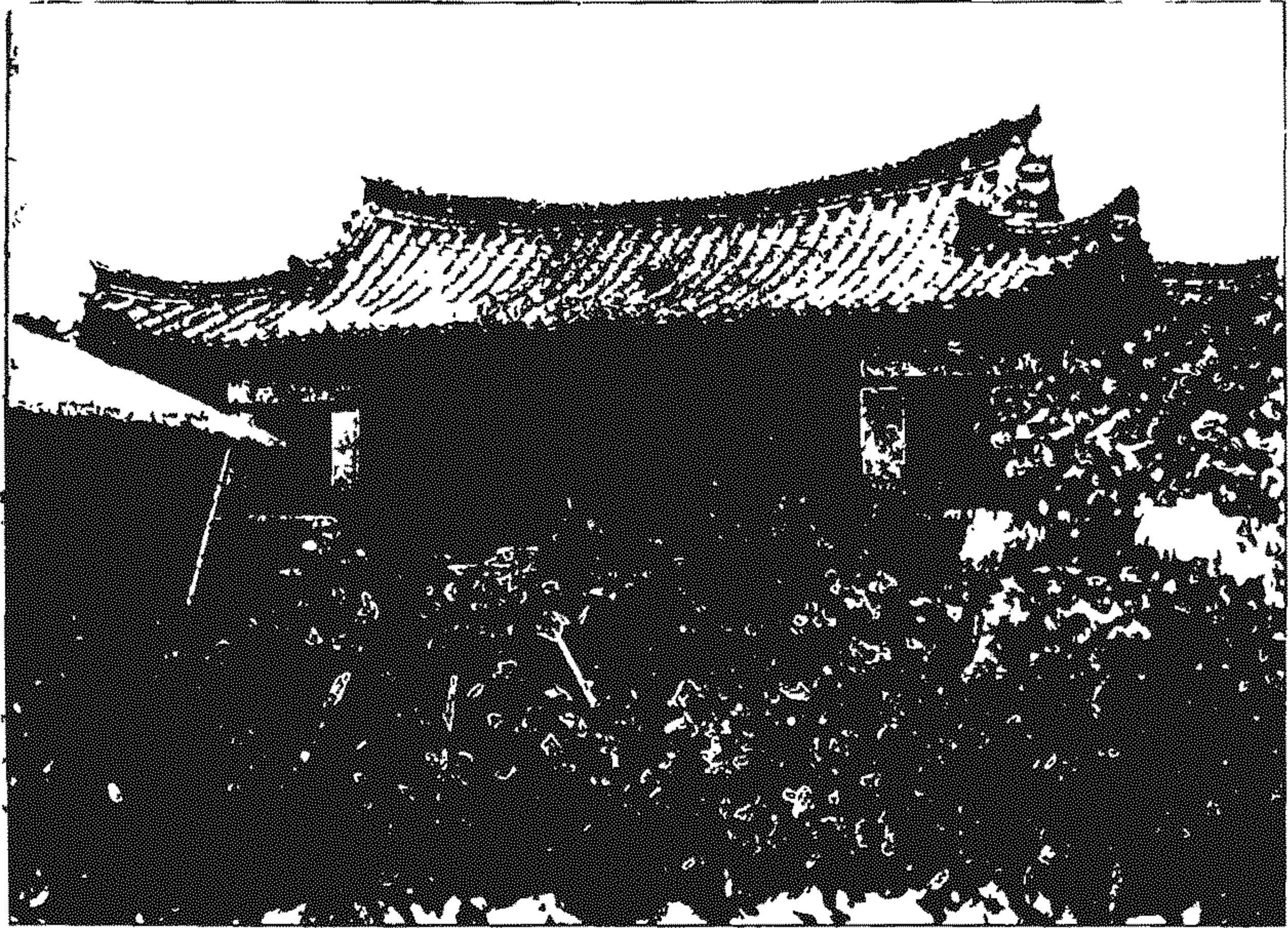
室議會合組行實里山茶氏金州羅里山茶面津石郡安務道南羅全 室議會



所會宗氏崔順和川玄里川桂面山內郡禮求道南羅全 所會宗



所會集氏李山光聖陽秀面田城郡津康道南羅全 館會興振



所會集氏李川永洞雲山面雲山郡城義道北尙慶 所會集



所會集氏金東安洞村沙面谷點郡城義道北尙慶 所會集



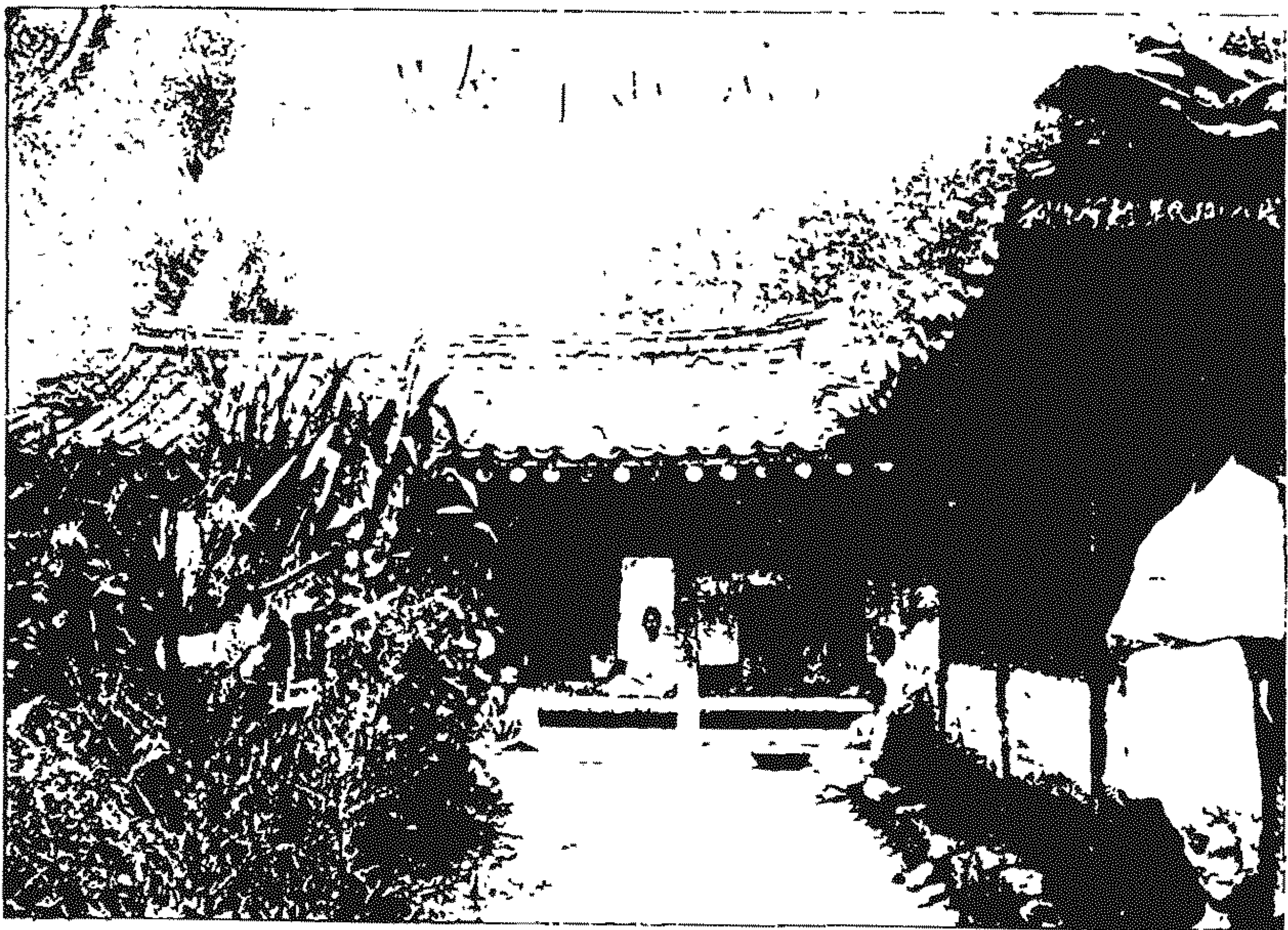
黃海道金川郡外柳面文修里全州柳氏會集所兼作業場 公會堂



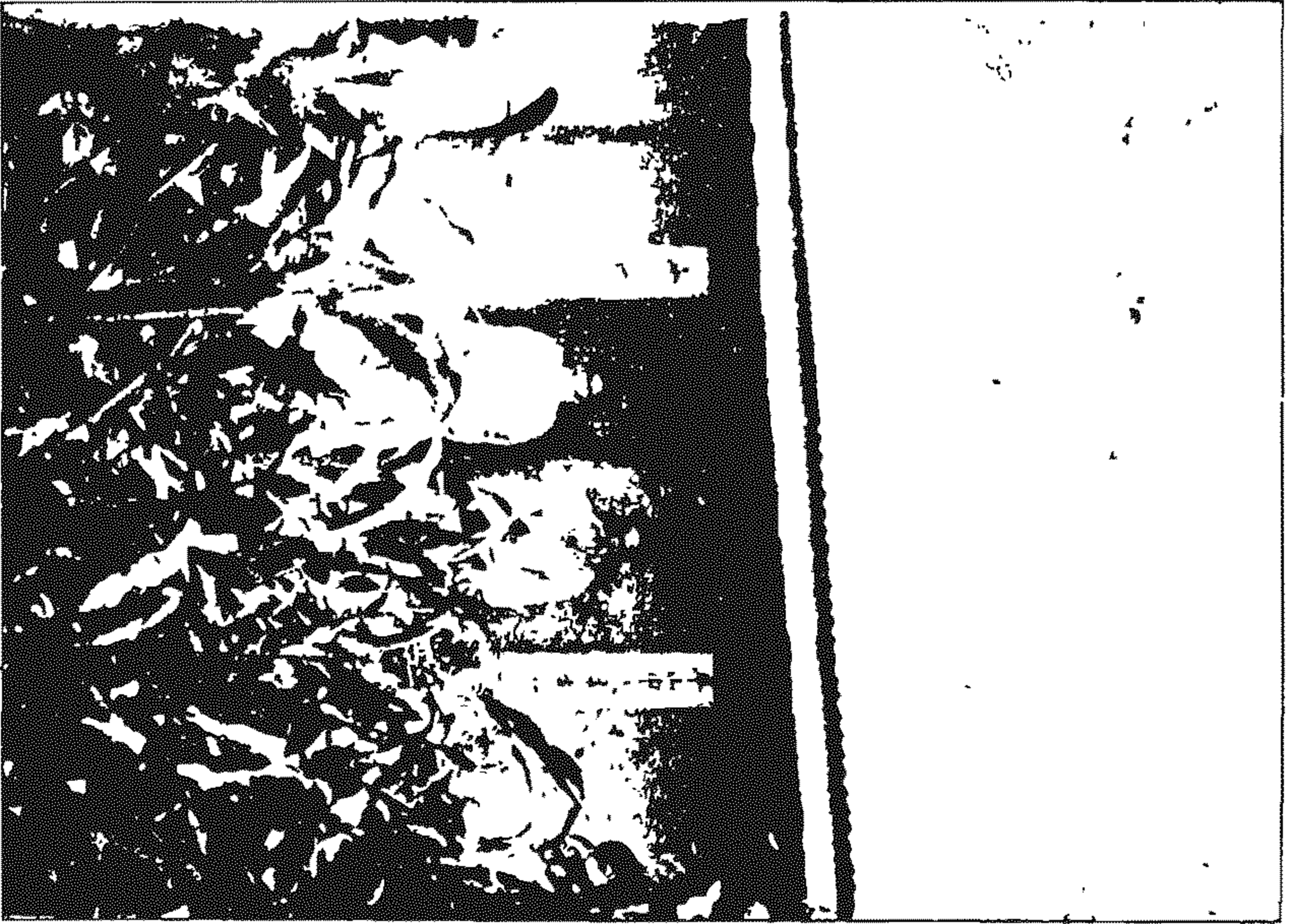
黃海道松禾郡蓮芳面禮明里全州柳氏會集所 會集所



所會集氏車安延村車面松凍郡原平道南安平 所會集



所會集氏辛越亭里項浦西南郡原利道南鏡成 愛約獨



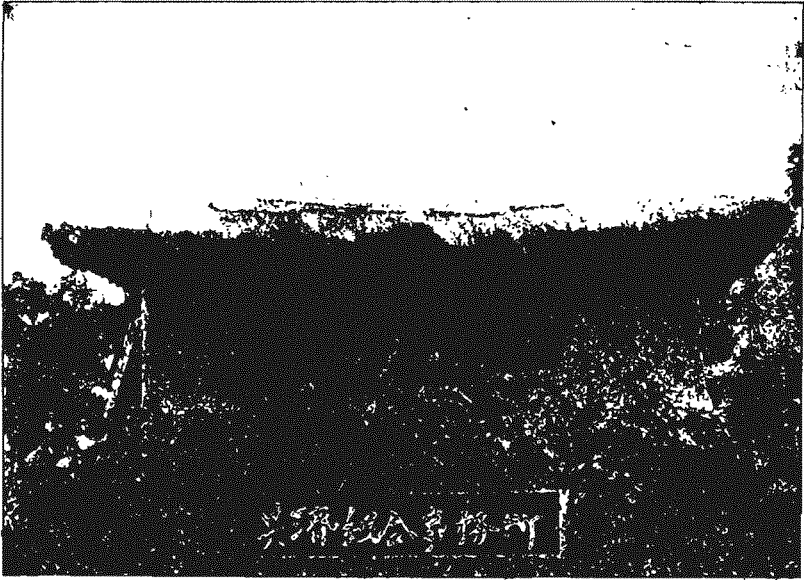
本神岡川錦面城錦郡津城道北鏡成
手祭備先祖巫所召集同共氏中山平

室祭備 所召集

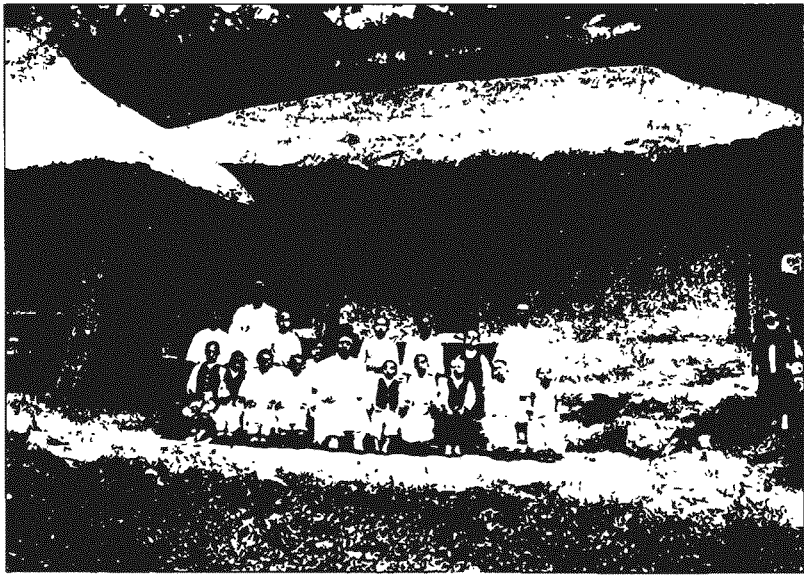


村貴里京縣面川占東郡興新道南鏡成
式揚招加國の員會興振村共氏柳州平

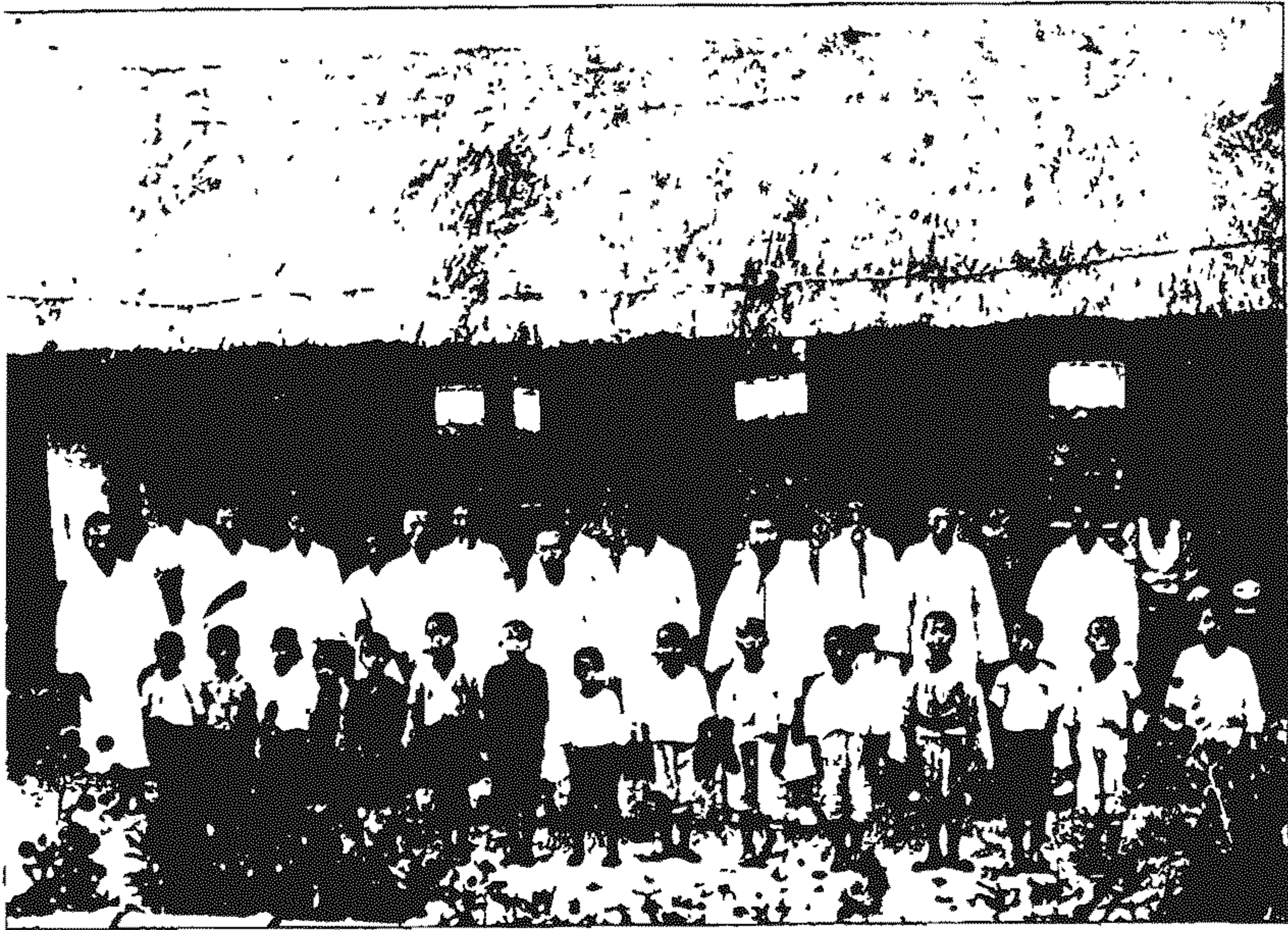
式揚招加國



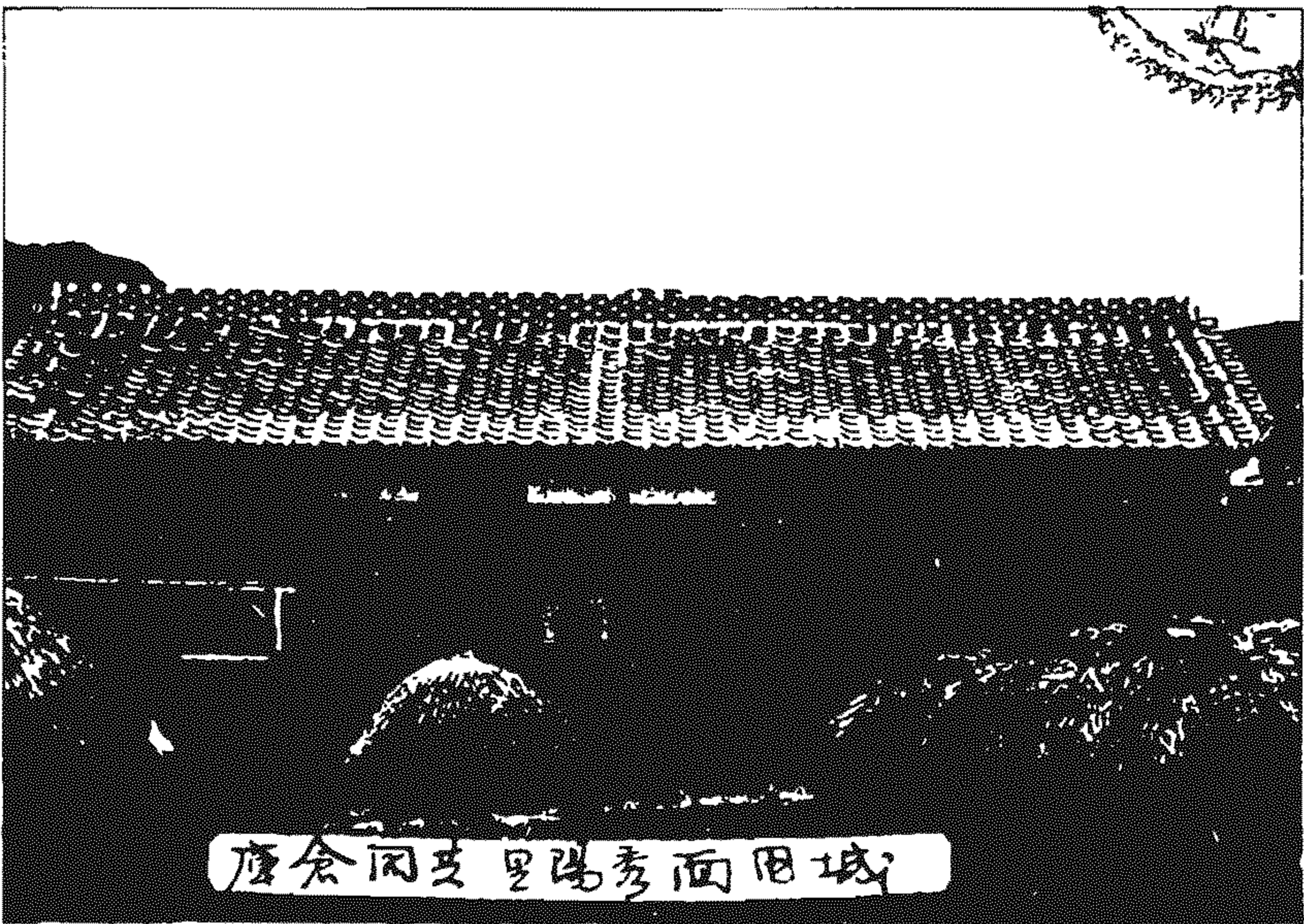
所務事合和濟共氏元州原里日道而炭松郡威版道畿京 所務事合組資共



星會氏林山常里谷九面白文郡川銀道北濟也 盛 書



堂魯氏李州全里萬九里城新面東鳳道北羅全 堂 魯



庫倉同共 里陽秀面田城郡津區道南羅全

庫倉同共 庫倉同共



堂書氏權東安洞大東里西五面田鎭郡原昌道南尙慶 雲 書



庫倉氏金山光里閑大面鍾西郡山鳳道海黃 庫 倉



所業作同共氏金山光里閑大面鎮西郡山鳳道燕黃 所業作同共



所業作同共氏李州全里禮明面芳蓮郡不松道海黃 所業作同共



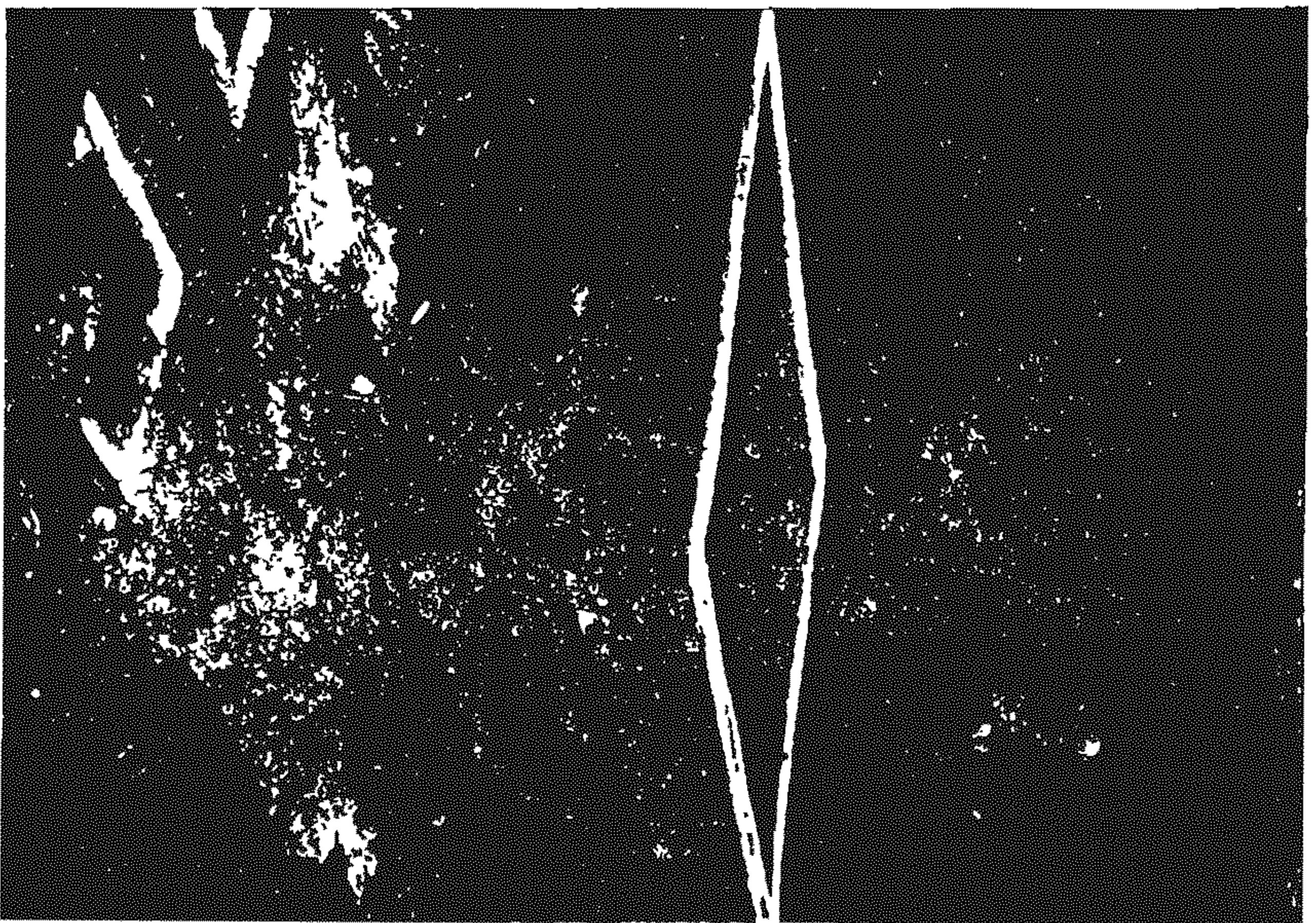
戶井同共氏鄭東河里坪介面谷池郡陽成道南尙慶 戶井同共



戶井同共氏趙春水里水今面鉢下郡原高道南鎮成 戶井同共



戸井同共氏鄭州晉里也月而也川那ノ成道南羅全 戸井同共



戸井同共氏楊原南巖紫里尺龜面淡東那昌成道北羅全 戸井同共



戸井同共 山光里陽秀 甲斐郡八雲道南郷全 戸井同共



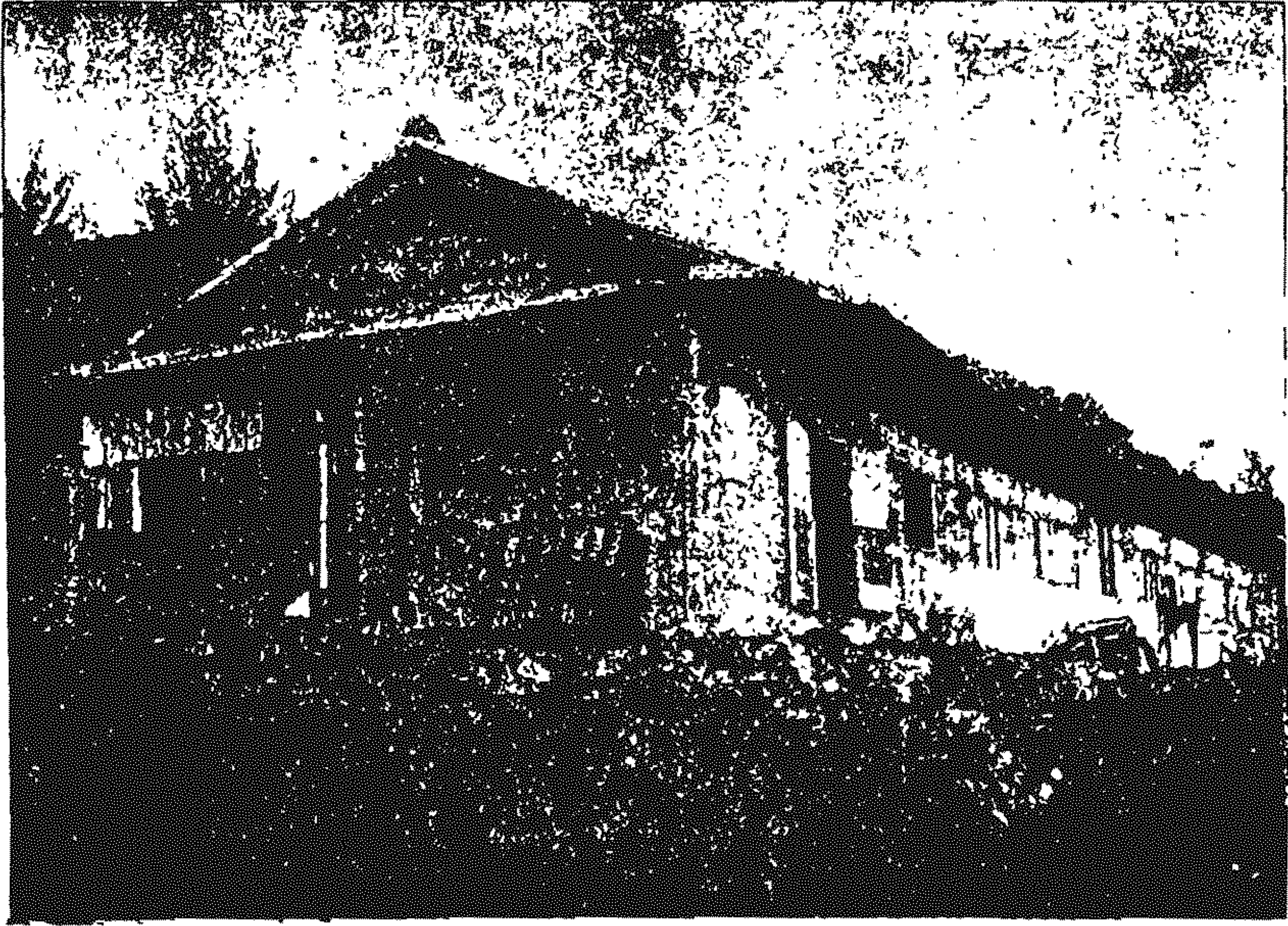
戸井同共 山光里陽秀 甲斐郡八雲道南郷全 戸井同共



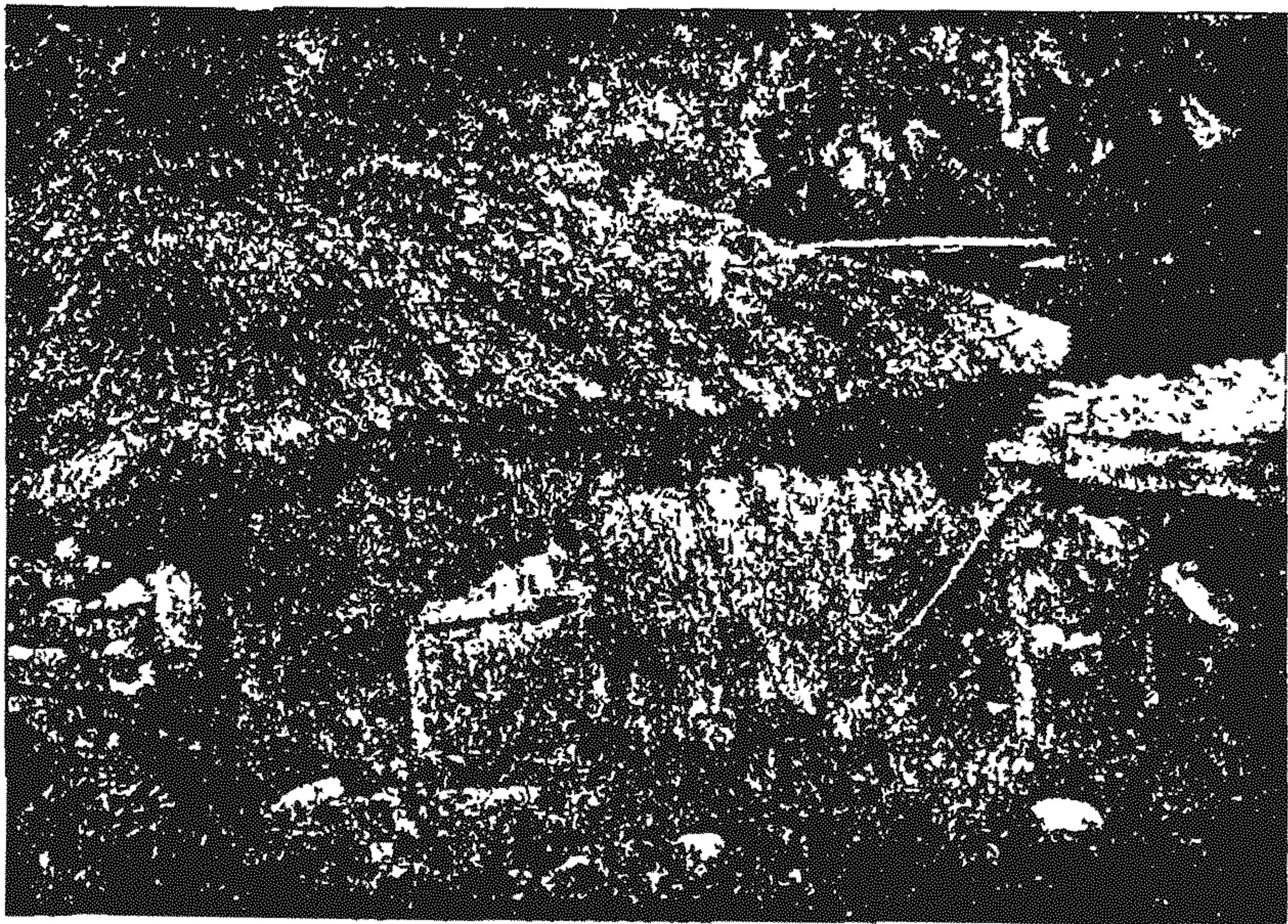
介耕同共氏林山常里九外甲谷九面白女部儿道道北清世 作耕同共



州羅里山茶面津石郡安務道南羅全 園導指作耕同共棉地陸里山茶氏金 園導指作耕同共總地陸



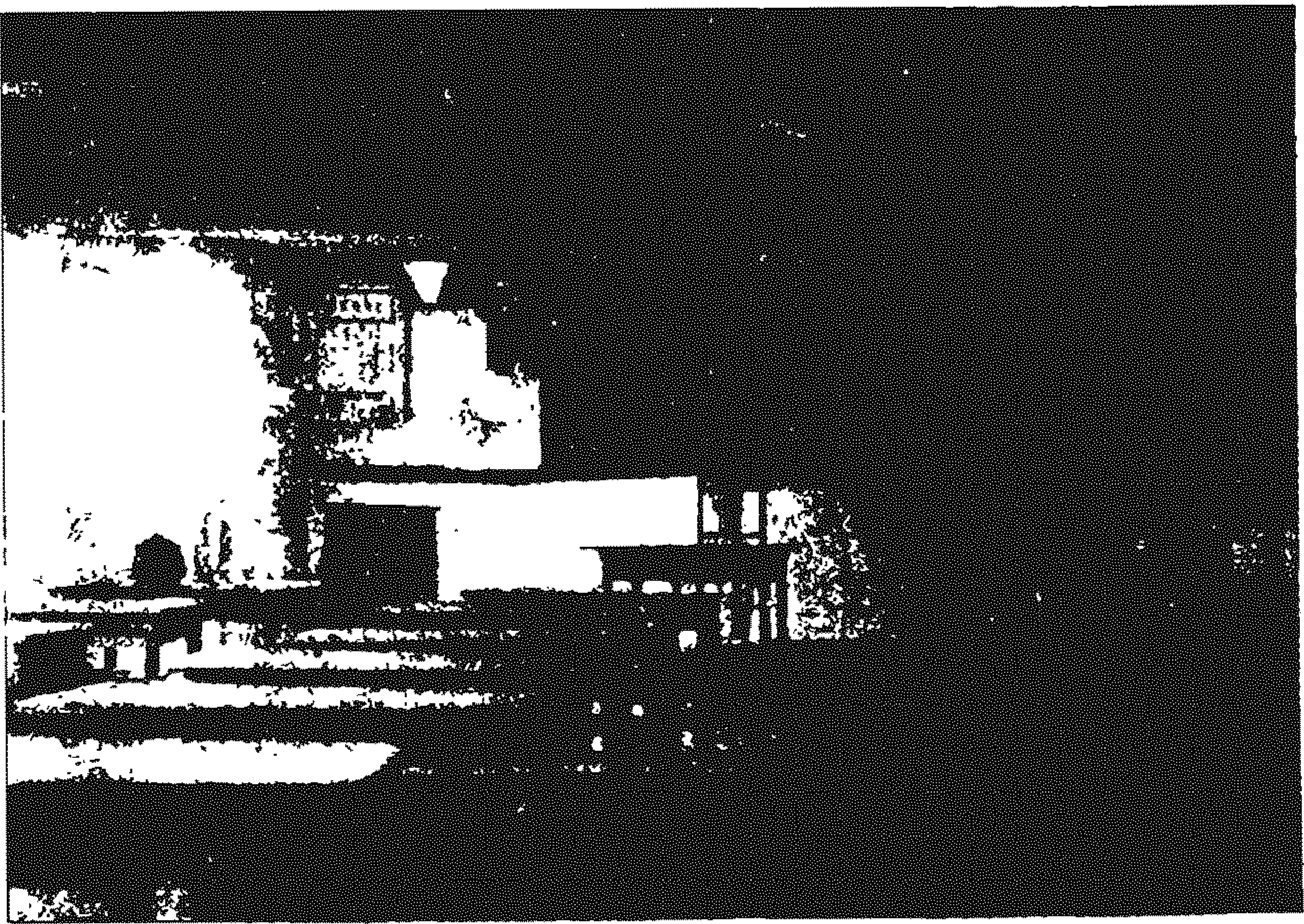
所業作同共氏金州慶村金洞浦龍面邊寧郡益寧道北安平 所業作同共



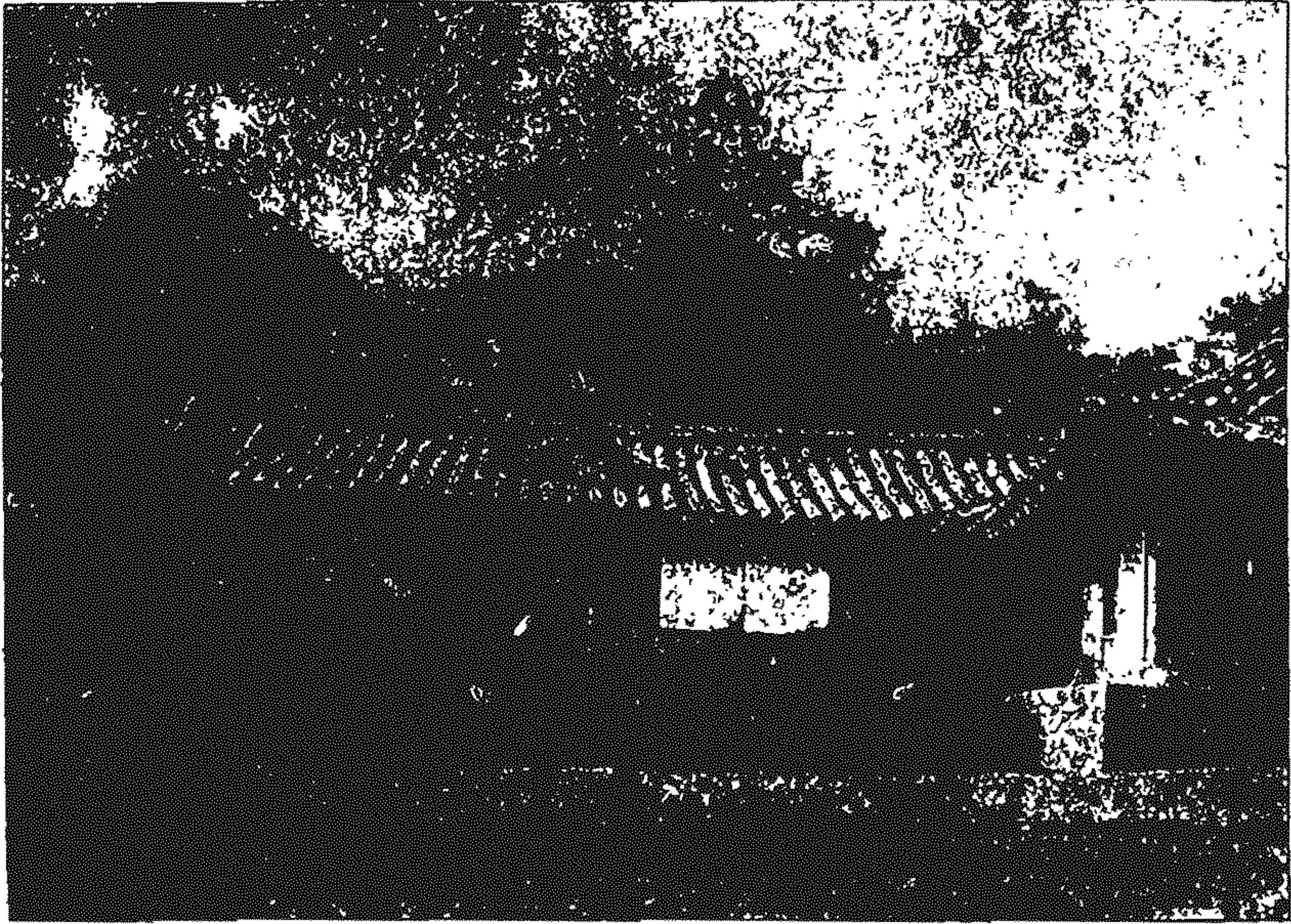
車水同共氏高城橫洞密里密禮面東下郡越寒道原江 車水同共



齋書氏朴海寧坪上里坪上面山龜郡川文道南鏡成 堂 書



所會集落部氏柳州晉里京興面川古東郡興新道南鏡成 所會集



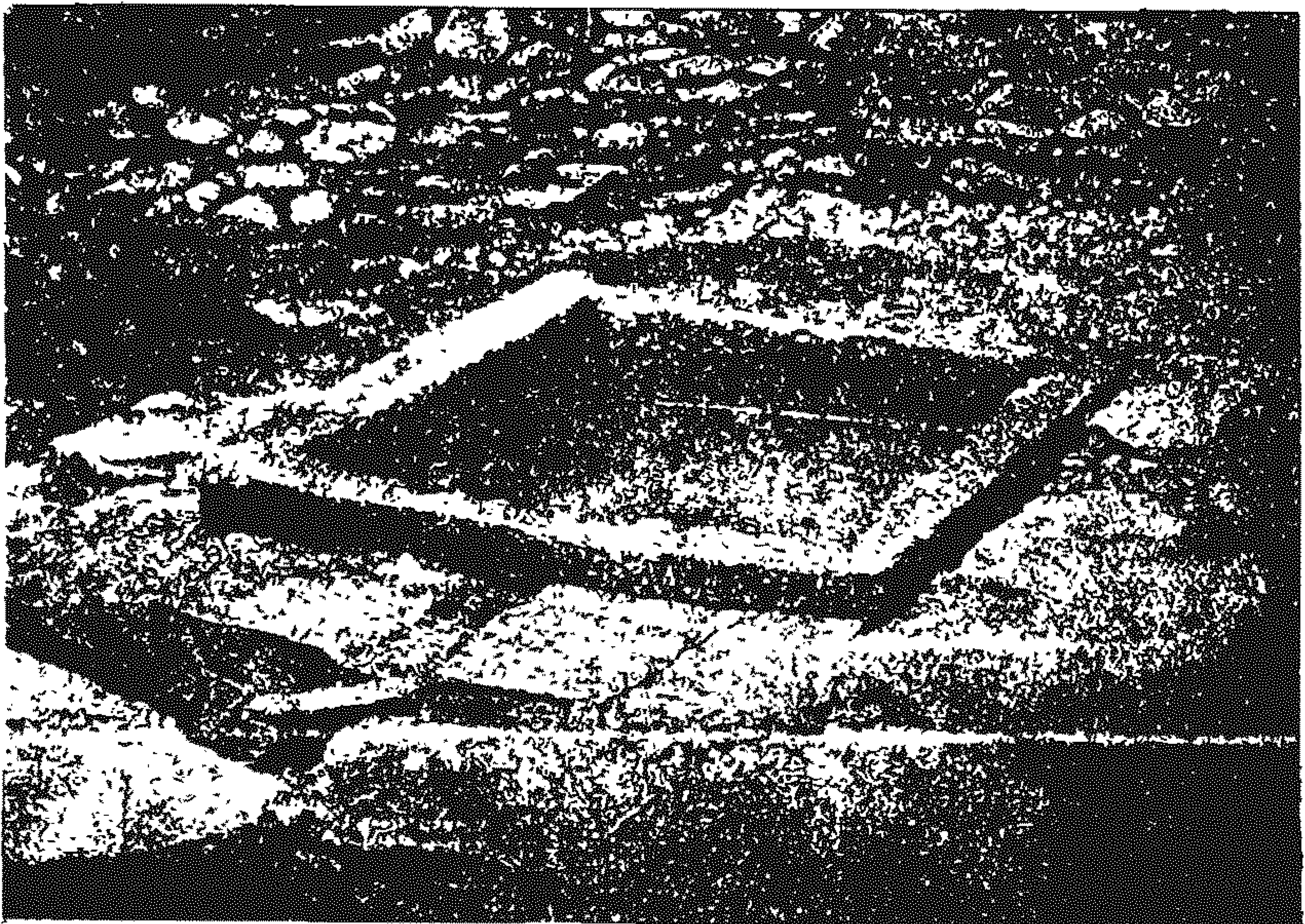
(所習講術學設私現)齋 孫直氏 郎日 延里 田葛 面寧 順郡 興永 道南 鏡咸 齋葛遠



校學新維氏辛越寧里須禮面南郡原利道南鏡咸 校學新維



戶井同共氏碎州滿里西方面一南郡州滿道北流忠 戶井同共



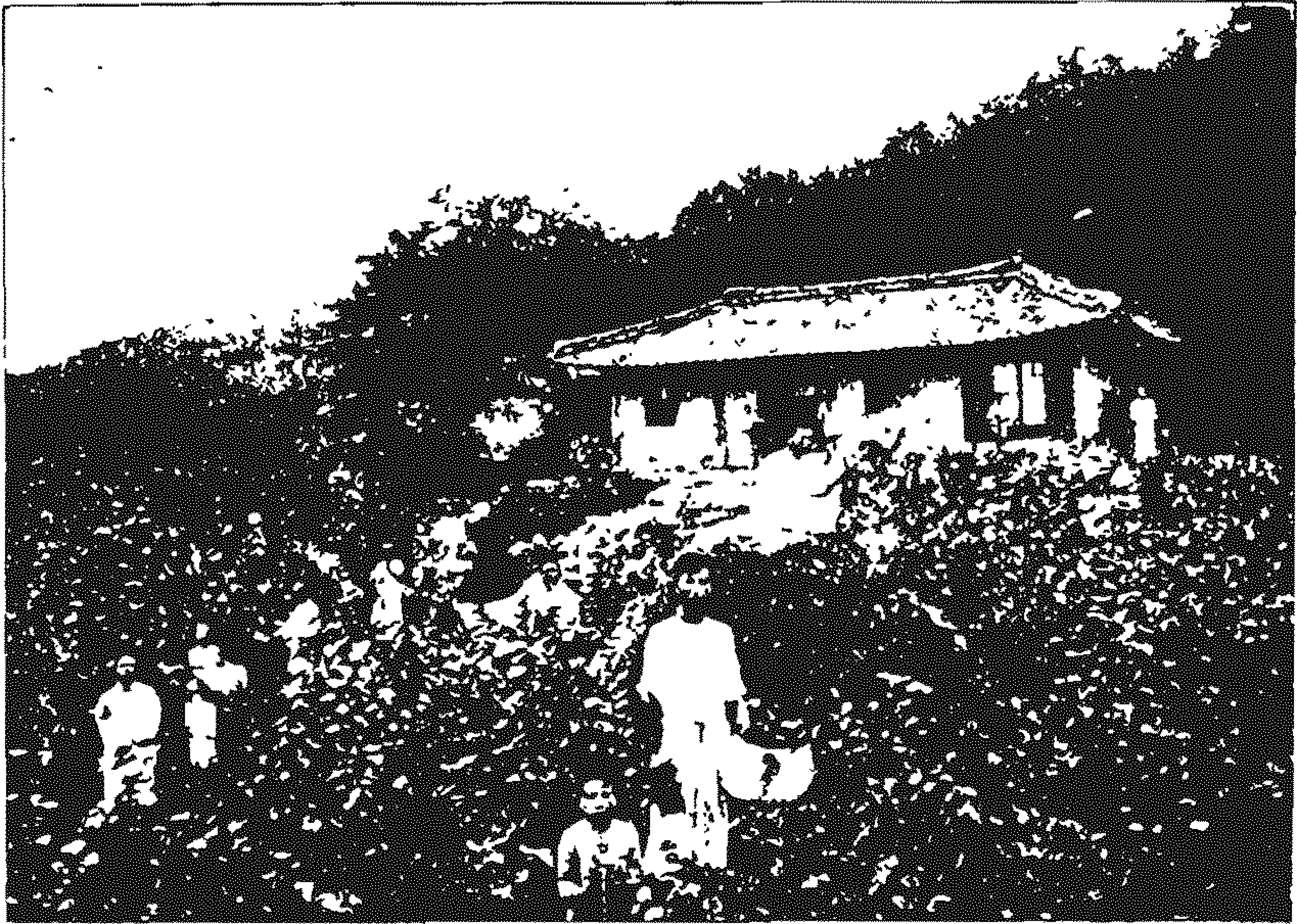
戶井同共氏楊原南里尾龜面溪東郡昌淳道北履全 戶井同共



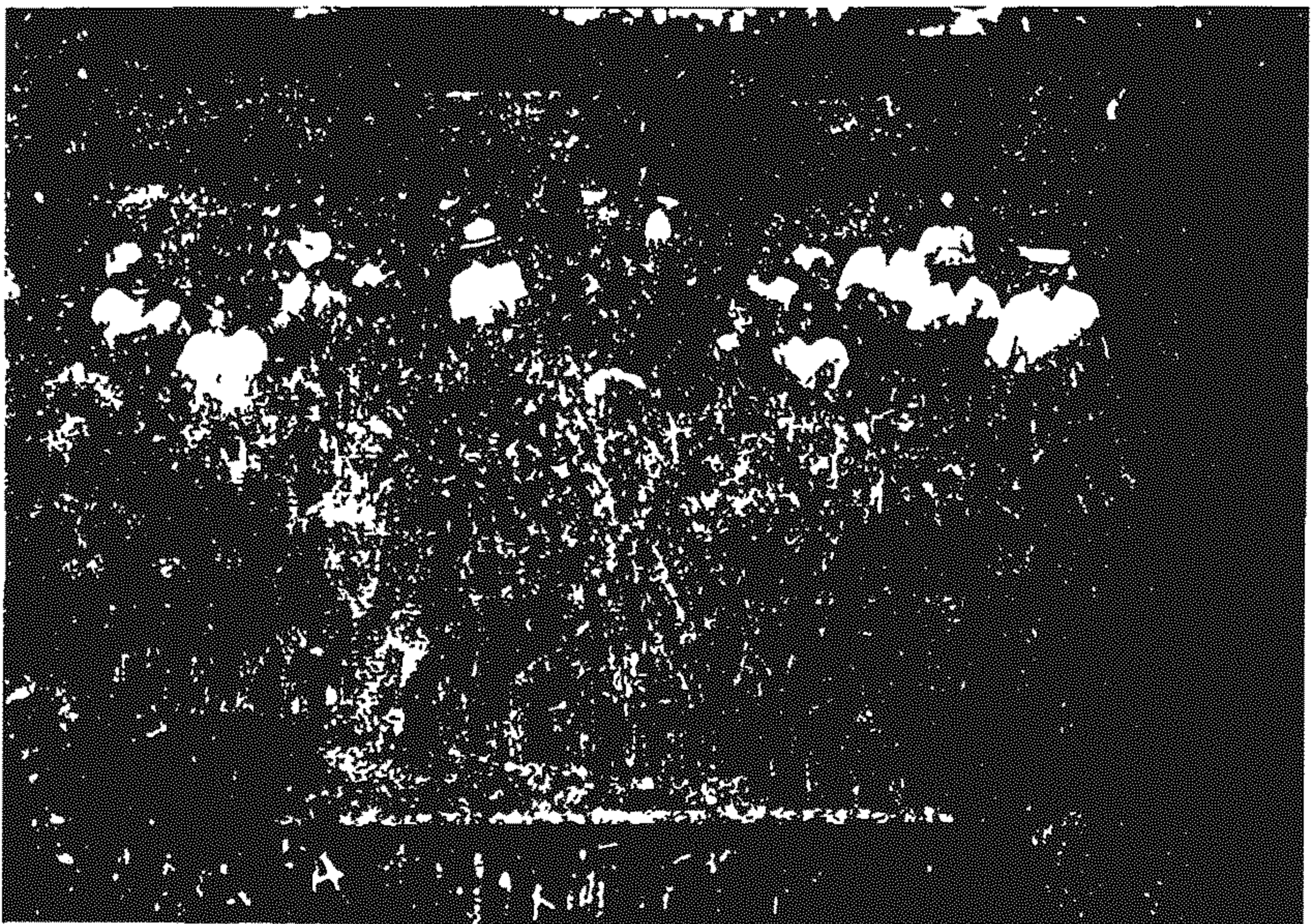
作耕同共人研の氏李州全最站里井福面内大郡光道南履全 作耕同共



作耕同共會人婦市塊氏南陽英洞市塊面海零郡德政道北尙慶 作耕同共



所會集此地作耕同共桑氏村安途洞登軍吉孟川深然川官道北安平 作耕同共



況狀業作剛作同共氏崔松青洞長南面南外郡州朔道北安平 作耕同共



地作耕同共氏金山蔚甲塘龜証丈方郡川伊道原江 作耕同共



氏柳州香坪山臨一里京興面川古東郡興新道南鏡成 作耕同共
業作稗拔るけ於に圃業作同共



刈草同共の園周所山祖先氏柳州吾里京興面川古東郡興新道市鏡成 業作同共



會人婦氏趙春永里水今面鉢下郡原高道南鏡成 會人婦